

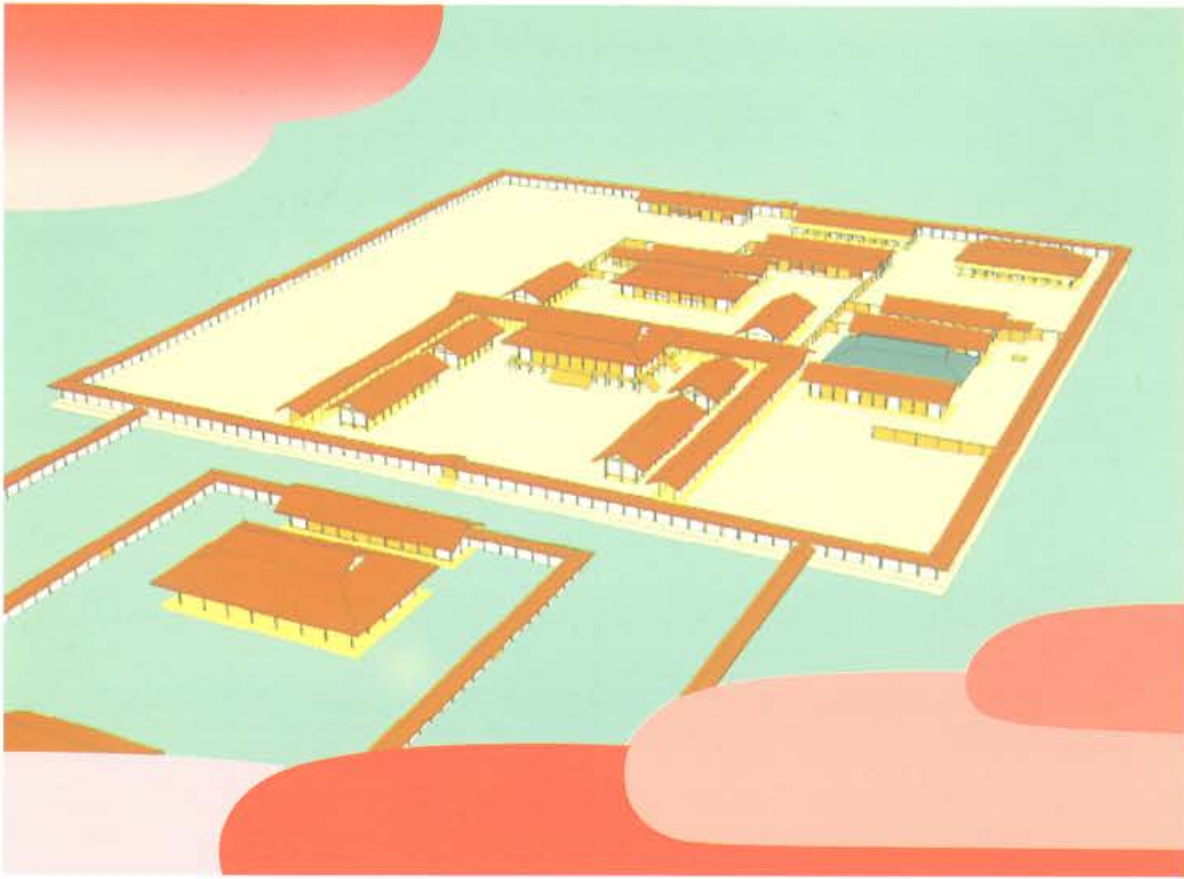
平城宮発掘調査報告 XIII

奈良国立文化財研究所

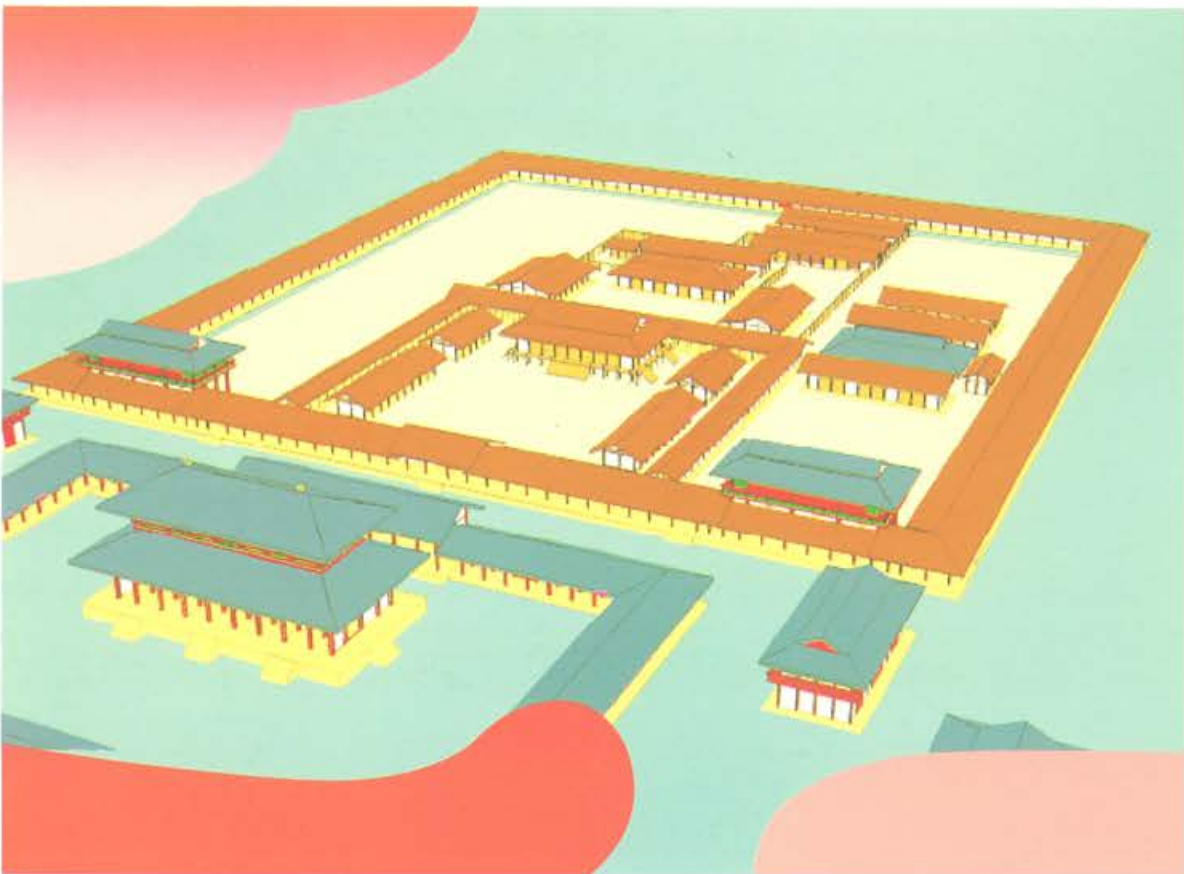


平城宮発掘調査報告XIII 正誤表

	誤	正
卷首図版上	平城宮内裏第Ⅲ期殿舎配置 (コビ ^o イ ^o ター作図)	平城宮内裏第Ⅱ期殿舎配置 (コビ ^o イ ^o ター作図)
目次挿図	平城宮内裏第Ⅱ期殿舎配置 (コビ ^o イ ^o ター作図)	平城宮内裏第Ⅲ期殿舎配置 (コビ ^o イ ^o ター作図)
P.10 10行目	Fig.74均整唐草文IVの変遷	Fig.74均整唐草文IV
P.293	1 毛利光俊彦 1B 花谷 浩	1Ai, iii, 1B 毛利光俊彦 1Aii 花谷 浩
P.321	Fig.74均整唐草文IVの変遷	Fig.74均整唐草文IV
Fig.82 2段目	曲線顎 I	曲線顎 II
P.513 5行目	represent	represents
12行目	represent	represents
40行目	though	through



平城宮内裏第Ⅲ期の殿舎配置(コンピュータ作図)



平城宮内裏第Ⅱ期の殿舎配置(コンピュータ作図)

奈良国立文化財研究所学報第50冊

平城宮発掘調査報告 XIII

—内裏の調査 II—

奈良国立文化財研究所

1991

序

奈良国立文化財研究所が、昭和34年以降、継続して行っている特別史跡平城宮跡の発掘調査も今年で32年目を迎えた。この間の発掘面積は35 haに達し、これは指定地全域の約1/3に当る。その成果の公表は各年度毎の発掘調査概報や木簡概報をはじめ、地域別にまとめた区劃を学報として刊行する報告書も11冊を数え、研究の進展に併せてその内容は質量ともに部厚さを加えている。

今回の学報は第二次大極殿院区劃のすぐ北に接する方180 mの内裏地区東半部分の発掘調査報告である。内裏地区の発掘は早く昭和35年から着手し、昭和37年までに行った調査の成果は既に『平城宮発掘調査報告Ⅲ』（学報16）に公刊している。前回は内裏地区のうち南辺中央部とその東接地域のみであったが、本報告はそれ以後実施した調査、即ち昭和38年の第12次調査に始まり昭和62年の187次調査に至る計7次分の成果をとりまとめた。平城宮跡の発掘調査は朝堂院・内裏など儀式的性格が濃厚で建物の配置がほぼ左右対称と想定される地域では、後世に検証を委ねる意味で東半部のみを発掘し、西半部は特別の場合を除き地下遺構には手をふれない方針を採っている。その点で内裏地区については今回報告分で一応の調査が終了したことになる。そのため先の調査成果についても検討をやり直し現時点での内裏全体像を出来るだけ明確にするよう心がけた。

昭和38年に公刊した前回の内裏地区の発掘調査報告と今回の報告

との最も大きな違いは内裏が平城宮創設当初から長岡京遷都による
廢絶に至るまで、終始一貫して同一場所で営まれたという点である。
宮跡調査の初期段階では平城宮には朱雀門を入った中央地域に第一
次朝堂院・大極殿があり、その東方の壬生門北方地域に第二次朝堂
院・大極殿があって、内裏はそれぞれの北に隣接し、中央が第一次
内裏、本報告で扱う東方地域が第二次内裏に当ると考えられてい
た。前回の報告はこの想定を基礎としていたが、発掘の結果第一次
大極殿が大きく北に寄って存在し、中央地域には内裏がなかったこ
とが明らかになったのである。今回の報告では天皇が代わるごとに
内裏改修が行われ、6期にわたる変遷をたどること、女帝と男帝で
は内裏の様相がやや異なることなどを解明した。奈良時代の内裏に
関する諸問題を総合的に考察し得たものと考えている。

内裏地区は調査期間も長く、その成果のとりまとめは永年の宿題
であった。今回ようやく責務を果たすことができたが、これを機に
増々精進を重ね、平城宮・京の発掘調査研究の一層の進展を期した
い。発掘調査に携わり、他に転出された旧職員に改めて労を謝する
と共に、本報告をまとめるに当って御世話になった多くの方々に御
礼申し上げます。本報告書の内容その他にわたって忌憚ない御批判
と御鞭撻を賜り、今後とも当研究所に御力添えをいただくことをお
願いする次第である。

平成 3 年 3 月

奈良国立文化財研究所長

鈴木 嘉 吉

目 次

第Ⅰ章 序 言	1
1 最近における発掘調査の進展	1
2 保存と整備	6
3 報告書の作成	9
第Ⅱ章 調査概要	11
1 調査地域	11
2 調査経過	15
A 第12次調査	15
B 第12次補足調査	15
C 第36次調査	16
D 第73次調査	18
E 第78次南調査	19
F 第78次北調査	20
G 第187次調査	21
3 調査日誌	22
A 第12次調査	22
B 第12次補足調査	22
C 第36次調査	23
D 第73次調査	25
E 第78次南調査	27
F 第78次北調査	29
G 第187次調査	30
第Ⅲ章 遺 跡	32
1 遺跡の形成	32
A 発掘前の地形	32

B 地形造成の変化	34
i 平城宮造営以前	34
ii 平城宮造営以降	34

2 遺構各説36

A I期の遺構	36	E V・VI期の遺構	74
B II期の遺構	40	F VII期の遺構	82
C III期の遺構	54	G VIII期の遺構	86
D IV期の遺構	69		

第IV章 遺物89

1 瓦 埴89

A 軒丸瓦	89	C 丸・平瓦と刻印瓦	115
i 重圈文軒丸瓦	89	i 丸瓦	116
ii 単弁蓮華文軒丸瓦	89	ii 平瓦	118
iii 複弁蓮華文軒丸瓦	92	iii 刻印瓦	122
B 軒平瓦	104	D 道具瓦と埴	125
i 偏行唐草文軒平瓦	104	E 平安時代以降の軒瓦	128
ii 均整唐草文軒平瓦	104	i 軒丸瓦	128
		ii 軒平瓦	128
		iii 超昇寺について	129

2 土 器130

A 内裏内溝出土の土器	130	viii 東面築地回廊 S C 156	
i S D 7870出土土器	130	西側雨落溝出土土器	133
ii S D 7872出土土器	131	ix 南面築地回廊 S C 640	
iii S D 4752出土土器	132	北側雨落溝・東楼	
iv S D 4743・4747出土土器	132	S B 7600雨落溝出土	
V S D 4745出土土器	132	器	134
vi S D 4730出土土器	132	X 井戸 S E 7900排水溝	
vii S D 4810出土土器	133	S D 2350出土土器	136
B 土壇・井戸出土の土器	136		
i S K 7909出土土器	136	ii S E 7900出土土器	137

C 建物出土の土器	138		
i I期建物出土土器	138	iv IV期建物出土土器	141
ii II期建物出土土器	140	v V・VI期建物出土土器	142
iii III期建物出土土器	140		
D 特殊土製品・墨書土器・埴輪	144		

3 木製品・金属製品・石製品145

A 木製品	145	D 銭貨	148
B 鉄製品	146	E 石製品	148
C 銅製品	147		

第V章 平城宮の内裏149

1 平城宮「内裏」及び内裏地区をめぐ る研究史149

2 奈良時代における歴代天皇の御在所の歴史的変遷165

A 天皇の居所に関する語彙の検討	165		
i 天皇の居所を意味する語彙	165	iii 天皇の居所に関わる宮殿	184
ii 天皇の居所に関わる殿舎	174		
B 歴代天皇の御在所の変遷	211		
i 元明天皇の御在所	211	vi 孝謙天皇初期の御在所	227
ii 元正天皇の御在所	214	vii 孝謙天皇中期の御在所	231
iii 聖武天皇前半期の御在所	216	viii 孝謙天皇后期の御在所	233
iv 聖武天皇后半期の御在所(1)	220	ix 淳仁天皇の御在所(1)	234
v 聖武天皇后半期の御在所(2)	224	x 淳仁天皇の御在所(2)	237
		xi 称徳天皇の御在所	238
		xii 光仁天皇の御在所	238
		xiii 桓武天皇の御在所	242

第Ⅵ章 考 察……………251

1 屋 瓦……………251

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| A 平城宮・京出土軒瓦編年
の再検討…………… 251 | B 内裏における瓦の使用状
況…………… 342 |
| i 軒丸瓦の変遷…………… 251 | i 軒瓦の組み合わせ…………… 342 |
| ii 軒平瓦の変遷…………… 282 | ii 遺構と軒瓦の時期対比… 347 |
| iii 平城宮・京出土軒瓦の
再編年…………… 329 | iii 丸・平瓦と道具瓦の年
代比定…………… 348 |
| | iv 瓦の分布と屋根復原… 350 |

2 土 器……………370

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| A 平城京時代の土器研究の
現状…………… 370 | |
| B 土器の群別と産地の同定… 371 | |
| i 土師器の群別…………… 371 | iii 群別と産地同定…………… 374 |
| ii 須恵器の群別…………… 372 | iv 宮・京の須恵器群別構
成とその消長…………… 374 |
| C 平城京土器の大別…………… 375 | |
| i 土師器における器種の
消長と法量変化…………… 377 | iv 須恵器の製作技法の変
化…………… 381 |
| ii 土師器における製作手
法の変化…………… 378 | v 施 釉 陶 器…………… 382 |
| iii 須恵器における器種の
消長と変化…………… 379 | vi 黒 色 土 器…………… 383 |

3 遺 跡……………384

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| A 内裏殿舎遺構の時期区分
と変遷…………… 384 | |
| i 内裏正殿遺構の再検討… 384 | vi 内裏東殿舎地区と東南
広場…………… 393 |
| ii 内裏区画の変遷…………… 384 | vii 第二次大極殿地区…………… 395 |
| iii 内裏正殿地区と御在所… 386 | viii 各期の造営年代…………… 397 |
| iv 内裏北殿舎地区…………… 389 | ix 廃都以後の内裏地区… 398 |
| v 内裏東北殿舎地区…………… 393 | |

B	内裏の位置と地割	401		
i	内裏第Ⅰ期の地割	401	V	内裏第Ⅴ期の地割
ii	内裏第Ⅱ期の地割	403	vi	内裏第Ⅵ期の地割
iii	内裏第Ⅲ期の地割	408	vii	内裏地区の排水計画
iv	内裏第Ⅳ期の地割	413		
C	内裏地区空間構造の歴史			
	の変遷	422		
1	平安宮内裏の構造	422		
i	平安宮内裏の構造とそ の機能	422	iii	長岡宮第二次内裏「東宮」 の空間構造
ii	平城宮第一次大極殿地 区第Ⅲ-1期遺構の 再検討	425		
2	平城宮内裏地区遺構の 構造とその歴史の変 遷	431	ii	平城宮内裏地区の遺構 の構造とその歴史的 変遷
i	平城宮内裏地区の遺構 変遷および構造に関 する既往の見解	431		
3	平城宮内裏地区の歴史 的変遷に関する諸問 題	445		
4	結 語	454		
	別 表	457		
	英文目次	491		
	英文要約	510		

巻首図版

平城宮内裏第Ⅱ期の殿舎配置 (コンピュータ作図)

平城宮内裏第Ⅲ期の殿舎配置 (コンピュータ作図)

別表

1 建物遺構一覧表……………	458	11 丸瓦とⅡ期の遺構……………	478
2 遺構掲載頁・図面・図版対照表…	463	12 丸瓦とⅤ期の遺構……………	479
3 軒丸瓦分類表……………	465	13 平瓦とⅡ期の遺構……………	480
4 軒平瓦分類表……………	468	14 平瓦とⅤ期の遺構……………	481
5 平城宮・京出土軒瓦編年表……	471	15 小型丸瓦とⅡ期の遺構……………	482
6 第Ⅱ-1期の軒瓦とⅡ期の遺構…	473	16 小型丸瓦とⅤ期の遺構……………	483
7 第Ⅱ-1期の小型軒瓦とⅡ期の 遺構……………	474	17 小型平瓦とⅡ期の遺構……………	484
8 第Ⅲ-1期の軒瓦とⅢ期の遺構…	475	18 小型平瓦とⅤ期の遺構……………	485
9 第Ⅲ-2期の軒瓦とⅣ期の遺構…	476	19 割熨斗瓦とⅡ期の遺構……………	486
10 第Ⅲ-2期の軒瓦とⅤ期の遺構…	477	20 割熨斗瓦とⅤ期の遺構……………	487

表

1 地区設定の基準座標値……………	12	14 丸・平瓦・道具瓦出土一覧……………	357
2 中宮の利用事例……………	185	15 平城宮土器の大別……………	375
3 大極殿の利用事例……………	187	16 土師器の器種消長……………	377
4 平城宮出土軒瓦の時期区分……………	251	17 須恵器の器種消長……………	380
5 軒丸瓦の瓦当文様と外縁の変化……	252	18 平城宮内における主要区画座標 値一覧……………	402
6 成形台一本造りの変遷……………	275	19 内裏第Ⅰ期遺構座標値一覧……………	403
7 調整手法(瓦当裏面)の分類……………	277	20 内裏第Ⅱ期遺構座標値一覧……………	404
8 調整手法(瓦当裏面)の変化……………	278	21 内裏第Ⅲ期遺構座標値一覧……………	412
9 均整唐草文Ⅰの分類……………	284	22 内裏第Ⅴ期遺構座標値一覧……………	415
10 軒平瓦の叩き手法一覧……………	309	23 内裏第Ⅵ期遺構座標値一覧……………	418
11 平城宮における主要軒瓦の地域 別比率……………	343	24 平安宮内裏と平城宮内裏地区・ 長岡宮第二次内裏・平城宮 第一次大極殿地区第Ⅲ-1期 の殿舎対応表……………	445
12 内裏地域出土軒瓦の時期区分……………	346		
13 内裏における地区別軒瓦出土 比率……………	351		

挿 図

Fig.	
1	これまでの復原整備位置図 (1991年3月現在)……………7
2	調査地域と地区設定……………13
3	第12次調査・同補足調査地域の 地区割と主な遺構……………15
4	第36次調査地域の地区割と主な 遺構……………16
5	第73次調査地域の地区割と主な 遺構……………18
6	第78次南調査地域の地区割と主な 遺構……………19
7	第78次北調査地域の地区割と主な 遺構……………20
8	第187次調査地域の地区割と主な 遺構……………21
9	発掘以前の地形(1:1500)……………33
10	平城宮造営以前の地形(1:3000)…34
11	Ⅱ期の造成地形(1:3000)……………34
12	Ⅲ期の造成地形(1:3000)……………35
13	S E7900平面, 断面図(1:100)……48
14	S E7900南北断面図(1:60)……49
15	S E7900東西断面図(1:60)……49
16	S X4750, 4751, 4752平面, 断面図(1:100)……………51
17	S D7870北流部断面図(1:60)……52
18	S D7870東流部断面図(1:60)……53
19	S D7863断面図(1:60)……………58
20	S E7900, S D2350平面, 立面図(1:100)……………59
21	S C156西側溝, S X4260平面, 断面図(1:100)……………61
22	S X7866平面, 断面図(1:100)……62
23	S D7871平面, 断面図(1:60)……63
24	S X8056, 8057平面, 断面図 (1:100)……………65
25	S C640北側溝・S C247西側溝 (1:100)……………66
26	S D4810断面図(1:60)……………68
27	S D7872断面図(1:60)……………68
28	S D7925平面, 断面図(1:60)……69
29	S D4747断面図(1:60)……………72
30	S X7867平面図(1:60)……………80
31	軒丸瓦拓影 1……………91
32	軒丸瓦拓影 2……………95
33	軒丸瓦拓影 3……………99
34	軒丸瓦拓影 4……………101
35	軒平瓦拓影 1……………107
36	軒平瓦拓影 2……………111
37	軒平瓦拓影 3……………113
38	刻印瓦拓影(4:5)……………123
39	中・近世の軒瓦拓影(1:4)……………128
40	内裏内溝出土土器(S C640・ S B7600雨落溝)(1:4)……………135
41	S E7900埋土上層出土土器(1:4)…138
42	建物出土土器 1(1:4)……………139
43	建物出土土器 2(1:4)……………141
44	建物出土土器 3(1:4)……………142
45	墨書のある曲物底板片(1:1)……………146
46	井戸S E7900出土銭貨拓影……………148
47	蓮華文の分類……………253
48	外縁の分類……………253
49	複弁A系統軒丸瓦 1……………254
50	複弁A系統軒丸瓦 2……………255
51	複弁A系統軒丸瓦 3……………256
52	複弁A系統軒丸瓦 4……………257
53	複弁B系統軒丸瓦 1……………257
54	複弁B系統軒丸瓦 2……………258
55	複弁B系統軒丸瓦 3……………259
56	複弁C系統軒丸瓦 1……………260
57	複弁C系統軒丸瓦 2……………261

58	単弁A系統軒丸瓦 1	262	90	内裏第Ⅳ期の殿舎配置	392
59	単弁A系統軒丸瓦 2	263	91	内裏第Ⅴ期の殿舎配置	394
60	単弁B系統軒丸瓦	264	92	内裏第Ⅵ期の殿舎配置	396
61	単弁C系統軒丸瓦	265	93	Ⅶ- ₁ 期の建物配置	398
62	重圏文軒丸瓦	266	94	Ⅶ- ₂ 期の建物配置	399
63	飛雲文系軒丸瓦	266	95	Ⅷ期の建物配置	400
64	杵型一本造り模式図	271	96	平城宮内における内裏の位置	402
65	組み合わせ式成形台模式図	271	97	内裏第Ⅰ期の地割	403
66	均整唐草文の分類(1:6)	283	98	内裏第Ⅱ期の地割	404
67	均整唐草文Ⅰ(花頭形垂飾 り)(1:6)	285	99	S A 7593とS A 11370との位置 関係	406
68	均整唐草文Ⅰ(十字形・+形・ 逆T字形垂飾り)(1:6)	286	100	内裏第Ⅱ期の方眼地割と遺構配置	406
69	均整唐草文Ⅰ(変形垂飾り)(1:6)	287	101	S C 060 北側雨落溝西端の 遺構平面図	409
70	均整唐草文Ⅱ(1:6)	287	102	S C 156(第73次)平面,断面 模式図	410
71	均整唐草文Ⅲの系列と変遷(1:7)	289	103	S C 640 模式図	411
72	均整唐草文Ⅳの変遷(1:2)	291	104	内裏第Ⅲ期の地割	412
73	均整唐草文Ⅴの変遷(1:2)	292	105	内裏第Ⅳ期の地割	414
74	均整唐草文Ⅵの変遷	293	106	内裏第Ⅴ期の地割	415
75	均整唐草文Ⅶ(下段)と統一 新羅の軒平瓦(上段)(1:5)	294	107	内裏第Ⅴ期 S A 4761, 第1・2 次計画地割	416
76	偏行唐草文軒平瓦	294	108	第Ⅵ期の地割	418
77	重郭文軒平瓦	295	109	内裏の排水変遷	420
78	飛雲文軒平瓦	295	110	平安京内裏の空間構造(『新訂増 補故実叢書』大内裏図より)	423
79	外区区画の分類(1:3)	296	111	平城宮第一次大極殿地区第Ⅲ- ₁ 期殿舎配置図	426
80	顎形態の分類(1:4)	300	112	長岡宮第二次内裏殿舎配置図	430
81	6671の変遷(1:7)	316	113	平城宮内裏第Ⅰ期の空間構造	434
82	6663の変遷(1:6)	321	114	平城宮内裏第Ⅱ期の空間構造	436
83	平安初期の軒瓦(1:5)	341	115	平城宮内裏第Ⅲ期の空間構造	439
84	内裏地域出土軒瓦の比率	344	116	平城宮内裏第Ⅳ期の空間構造	440
85	内裏地域の軒瓦分布	352	117	平城宮内裏第Ⅴ期の空間構造	442
86	地区別出土軒瓦の比率	353	118	平城宮内裏第Ⅵ期の空間構造	444
87	内裏第Ⅰ期の殿舎配置	385			
88	内裏第Ⅱ期の殿舎配置	388			
89	内裏第Ⅲ期の殿舎配置	390			

平城宮発掘調査報告 XIII

内裏の調査Ⅱ

本文

1991

第 I 章 序 言

本報告は、奈良市佐紀町に所在する「特別史跡平城宮跡」の中で、元明から桓武にいたる八代の天皇が住し、執務した場所である内裏の東半部の発掘調査と内裏関連の史料研究成果をとりまとめたものである。

平城宮の内裏は、推定第二次大極殿・朝堂院の更に奥まった一段高い北の一画を占め、遷都当初から長岡に都が移るまで一貫して同じ場所にあった。

これまで内裏地区においては、1960年春の第3次調査、1961年春の第6次調査、1962年春の第9次調査が行われ、内裏正殿とその東辺部（紫宸殿地区）の状況が明らかになり、その成果は、1963年7月に『平城宮発掘報告Ⅲ』¹⁾として上梓されている。内裏地区は、これらの調査以後にも、1963年の第12次調査を皮切りに、1987年秋の第187次調査まで、都合7次にわたる調査を重ね、先の調査を合せて、内裏東半部の調査を終えることになった。本報告は、それらの成果をとりまとめたものであり、先に報告した地域についても更に検討を加え、内裏全体の枠組の中で再評価を行っている。

近年、長屋王等の京内における貴族の邸宅の実体が明らかになり、邸宅内の殿舎は必ずしも左右対称の配置をとらないことが判明している²⁾。内裏においても中枢部外郭の建物は左右対称には配されていない。したがって、本報告で内裏の全体像が把握されたわけではない。しかし内裏西側地域については今の所、調査を予定していない。一応、内裏中枢部の全貌が明らかになった区切りに、その成果を公表し、御批判を仰ぐ次第である。

1 近年における発掘調査の進展 (PLAN 1)

研究所が1959年以来継続して行っている特別史跡平城宮跡の発掘調査も本年度で満32年を迎えた。発掘調査30周年にあたる1989年には、これまでの調査研究成果を広く一般に公開するため巡回展を企画した。東京国立博物館・京都国立博物館・奈良国立博物館・名古屋市博物館・朝日新聞大阪本社の協力により、『再現された奈良の都—平城京展』と題する展覧を京都・名古屋・東京の三会場で開催し、大きな反響を呼んだ³⁾。

1991年冬現在、宮跡の調査面積は34.6haで、公有化面積108.2haの約32%にあたる。1981年夏までの宮の調査の進展については、『平城宮発掘報告Ⅷ』に、また1986年までの京都の調査の進展については、『奈文研学報第46冊』にまとめられている。ここでは、宮跡内の発掘に限って1981年秋以降の調査成果を概観しよう。

平城宮跡発掘調査部では、第二次大極殿院の調査終了の後、それと一体となる第二次朝堂院の解明を中心的な研究課題として、1981年以降、同地区を継続的に調査して来た。1986年、

1) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘報告Ⅲ』
内裏地域の調査(学報第16冊)1963年。以下『報告Ⅲ』と略す。

と木簡』吉川弘文館1991 pp.40~41

3) 奈良国立文化財研究所編『平城京展図録』
朝日新聞大阪本社

2) 奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅

1988年に奈良県が主催する『ならシルクロード博覧会』(以下、シルク博覧会と略す)において、平城宮跡もサブ会場となることに決り、博覧会場整備が急務となった。翌1997年は、会場整備に伴う調査、1986年に始まった大規模店舗建設に伴う調査(長屋王邸宅)に追われ、第二次朝堂院の調査は一時中断せざるをえなかった。

シルク博覧会会場整備に伴う宮南辺の第175次調査では、兵部省と推定される官衙跡を検出し、これを契機に、兵部省とそれに対する東側の式部省の解明をもう一つの研究課題とし、以後同地区を継続的に調査することになった。なお、シルク博覧会の期間中には、後述の第188次調査・第192次調査を「発掘体験の場」として公開した。

また調査部では調査成果をふまえ、復原整備を調査と併行して進めており、本格整備に先立ち未発掘地の調査を各所で行ってきた。また国有地外の宮跡及びその近隣の現状変更の際しても調査を行い、成果を築積している。以下、第二次朝堂院地区、兵部・式部省地区、整備に伴う調査、国有地外の現状変更に伴う調査の順で調査の進展状況を概括する。

第二次朝堂院の調査の進展

第二次朝堂院地区では、これまで東第一堂(1984年春¹⁾—第161次)、東第二堂(1986年夏²⁾—第173次)、東第三堂(1990年春³⁾—第203次)、東第一堂から第三堂西の朝庭部(1984年冬⁴⁾—第163次、1985年秋⁵⁾—第169次、1990年春⁶⁾—第188次)について調査を行っている。これら一連の調査によって判明した最も大きな成果は、凝灰岩基壇化粧の朝堂院の下層に、大極殿院と同様に、掘立柱造りの朝堂院ともいふべき、上層に見合う下層遺構の発見されたことである。ここでは仮に上層朝堂院・下層朝堂院と呼称する。上層朝堂院の東第一堂は、桁行5間・梁行2間の身舎の4面に庇が付く。第二・三堂も同じ形式であるが桁行は2間長い。3堂は、建物芯を揃えて配されている。下層朝堂院の第一堂は、桁行7間・梁行3間の身舎の四面に庇が付く極めて特異な形式である。第二堂・第三堂はともに桁行12間・梁行2間の身舎の西側に片庇が付く。第二堂・第三堂は建物芯を揃えて配されるが、第一堂の建物芯はそれより33.5尺西側に寄り、東側柱列が第二・第三堂の西側入側柱列に揃えている。第三堂までではあるが朝堂の規模と配置が明らかになり、第一次朝堂院、上・下2期の第二次朝堂院の朝堂配置は固より、他の宮の朝堂との比較も可能になり、今後更に調査が進めば、平城宮朝堂院の歴史的な位置付けも自から明らかになる。

大嘗宮の発見

朝庭部においては、第163次調査で即位の年あるいは翌年の11月卯日にとり行われた大嘗祭に使われた大嘗宮の跡を一部検出した。この全容の確認をめざした第169次調査では、新たに2時期の大嘗宮の跡を検出した。3期の大嘗宮のうち、第163次検出のものが最も古く、下層朝堂に属し、あとの二つは上層朝堂院に属す。第188次調査では、後者のいつれかに属すと思われる倉舎2棟を検出している。それぞれの大嘗宮の天皇比定が当面の課題であるが、第一次朝堂院の朝庭部の調査を待って決論を下すべきであろう。

シルク博覧会関連調査

1987年春⁷⁾～秋⁸⁾の第175次・第182次・第185次調査は、シルク博覧会の会場整備に伴う調査⁹⁾

- | | |
|---|----------------------|
| 1) 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報1985』pp. 24～26 以下『年報1985』のよ
うに略す。 | 4) 『年報1985』pp. 24～26 |
| 2) 『年報1987』pp. 24～26 | 5) 『年報1986』pp. 18～20 |
| 3) 奈良国立文化財研究所『1989年度平城宮跡発
掘調査概報』1990。以下『1989年度概報』のよ
うに略す。 | 6) 『年報1989』pp. 22～24 |
| | 7) 『年報1988』pp. 19～21 |
| | 8) 同 p. 21 |
| | 9) 同 p. 21 |

である。第182次調査は、遺構展示室の東に新営する駐車場建設に伴う事前調査として行った。当地区は1964年の第22次北調査によって御酒司と推定されている。この調査でも先に検出した井戸の東に多数の掘立柱建物や井戸などを検出した。掘立柱建物には、内部に円形の浅いくぼみが整然と並ぶものもあり、酒甕の貯蔵庫と考えている。

御酒司

衆知のように宮南辺を南東から北西に向け近鉄線が走っている。会場整備の一貫として、朱雀門地区から宮北方への安全な導線確保のため、近鉄線に仮設の跨線橋を架ける計画がもち上がった。設置予定地は第二次朝堂院西南部にある踏切に接するすぐ西にあたり、1986秋、遺構の有無確認の予備調査を行った。予備調査では極めて残りの良い礎石建物や築地塀が検出され、設置場所は遺構のない西側に移されることになった。第175次調査は、予備調査検出の官衙跡の解明と跨線橋設置予定地周辺の遺構有無確認を目的に行った。

同地区は『平安京大内裏図』や周辺の出土遺物から兵部省に推定され、対する南東部官衙は同様な理由で式部省に推定できる。第175次調査以降、1989年秋～1990年冬には第206次調査として市道を隔てた第175次調査区の東側を、1989年冬～春には第205次調査として第175次調査区の南側を、1990年春には第214次として線路を隔てた第206次調査区の北側を発掘した。一連の調査によって、市道・線路敷を除く兵部省全域の調査を終え、八省クラスの役所の実体が初めて明らかになった。兵部省の四周は築地で区画され、築地芯々間で東西幅74.5m、南北幅73.8mをはかる。北・南門については未確認であるが、東西南北の中軸線上に門が開く。築地は後に内側に礎石を据え片庇の廊に改造されるが、同時に東門も八脚門に建て替る。殿舎はいずれも礎石建物で「コ」の字形に配され、中央部を広場としている。北側中央部には桁行5間・梁行2間の東西棟を、その東西両脇に桁行3間・梁行2間の東西棟を配し、その南を東西方向の掘立柱の塗塀で区画する。その南の東西には各2棟の南北棟(北側桁行3間・梁行2間、南側桁行5間・梁行2間)を配している。現在、兵部省の調査の終了を受け、対する式部省の調査に移りつつあり、1990年秋～1991年冬には第216次調査として、両省に挟まれた壬生門北地区を、1991年冬には第220次調査として、その東側の式部省西南部の調査を実施した。第216次調査では、壬生門から朝堂院に通ずる道路及びそれから分岐し両省に通ずる道路、儀式用の旗竿用とみられる朝堂院南北中軸線に対して対称となる柱穴群、南辺においては大垣に先行する掘立柱塀・門・目隠塀を検出した。第220次調査では、式部省の西面の築地塀と西門、礎石建物一棟等を検出した。先に行った壬生門東西の大垣の調査所見(第165、第167次調査)を総合すれば、細部に違いはあるものの式部省の規模・殿舎配置は兵部省と同じで、両省は朝堂院の南北中軸線に対して対称に作られていたことが判明している。

兵部・式部
両省の調査
の進展

次に整備に伴う調査については、各地区毎にまとめて述べよう。内裏東方地区では、1984年夏、第159次として埴積基壇建物を含む内裏東方官衙の西面築地の復原整備に先立って調査を実施した。また1986年春～秋には第172次調査として、内裏東方官衙と東外郭官衙に挟まれた未調査地の調査を実施した。発掘区の大半は東大溝と呼んでいる基幹排水路にあたる。東大溝については、1928年・1932年、岸熊吉氏の発掘以後、数次の調査を重ね、北辺ではこの部分を

内裏東方地
域の調査

1) 『1989年度概報』pp. 25～33

2) 『1990年度概報』

3) 同上

4) 同上

5) 『年報1986』pp. 15～17

6) 『昭和59年度概報』p. 19

7) 『年報1987』pp. 26～28

残すのみとなっていた。¹⁾内裏近辺における最後の調査となるため、現場に電動篩機と常置し、水撰を併行して進め微細な遺物をも徹底的に採集した。木簡をはじめ膨大な量の遺物が出土し、既設の収蔵庫を埋め尽くすことになった。また東大溝西岸部、内裏東外郭官衙までの狭小な間隙部にも多数の掘立柱建物を検出した。これらは同官衙の付属施設あるいは門を守護した兵士の詰所と考えられる。

地東院区の調査 東院地区では、1989年冬、用水路敷設工事に伴う調査として第196次調査を実施した。²⁾調査地は第154次調査区の東方で東院の東辺中央にあたり、東西道路遺構の存在が予想されたが、道路はなく、掘立柱建物・井戸等が検出された。

大膳職の調査 大膳職地区では、未買収地の国有化を契機にした整備に先立って、1986年冬に第170次調査を実施し、大膳職東面築地に開く門跡などを検出した。³⁾

第一次大極殿地区の調査 第一次大極殿地区では、校内道路の付け換え工事に伴う調査として、1988年夏には第192次調査を、1990年春～秋に第217次調査を実施した。⁴⁾第一次大極殿院西側での初めての調査であったが、既に上梓している同地区東半部の発掘報告の所見と変る知見はなく、大極殿院は南北中線に対して対称に作られ、西側も同様な変遷をたどることを証明することになった。⁵⁾⁶⁾

第一次朝堂院地区の調査 第一次朝堂院地区では、1985年冬に第171次調査を、1986年冬には第176次調査を実施した。⁷⁾第171次調査は、第136次調査区と第146次調査区との朝集殿域と、第一次朝堂院南面区画塀の東延長部の調査を行った。従来の見解どおり朝集殿は検出されなかったが、南面区画塀は第二次朝堂院南門に向けて延びて行くこと、更にその変遷について新たな知見をえた。第176次調査では、朝堂院南門東側の未調査地を対称とし、南面区画塀も東面区画同様塀に掘立柱塀→掘立柱塀→築地という変遷を辿る事を確認し、その東で行った第136次調査の所見を修正することになった。⁸⁾⁹⁾

馬寮東部地区の調査 馬寮東部地区では、1986年秋に第177次調査を、1988年秋には第194次調査を実施した。¹⁰⁾佐紀池南辺で実施した第177次調査で、園地の南岸は検出しなかったが、2層の整地層を確認し、整地層下の炭層から和銅4年・養老2～4・6年の紀年木簡をはじめ大量の遺物を発掘した。¹¹⁾第194次調査は、整備棟移転地の事前調査であり、1966年の第37次調査¹²⁾で検出していた布掘り地業を伴う礎石建物の延長部を確認した。桁行22間(総長86.4m)・梁行2間の身舎の東西に庇が付く南北棟で、同じ形式の第一次朝堂院東第二堂に次ぐ長大な建物であることが判明。1989年冬、同調査区西方において実施した第191-3次調査¹³⁾でも、布掘り地業を伴う南北棟の礎石建物を検出した。この地域は従前、漠然と西方官衙地区と称されてきたが、この発見により当地区の性格を考え直す必要に迫られている。建物規模、格式からみて天皇の御在所の可能性が高い。出土瓦の年代観と園地の南面にあることから「西池宮」の可能性も考慮する必要があるだろう。

1) 岸熊吉「平城宮遺構及遺物の調査報告」(『奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告12』)1934

2) 『年報1989』p.27

3) 『昭和60年度概報』p.55,56

4) 『年報1989』pp.24,25

5) 『1990年度概報』

6) 『平城宮報告Ⅵ』

7) 『年報1986』pp.20~23

8) 『年報1987』p.22,23

9) 『年報1982』pp.36,37

10) 『昭和61年度概報』pp.35~41

11) 『年報1989』pp.25~27

12) 『年報1969』pp.39,40

13) 『昭和63年度概報』p.28

建物の発見により当初遺構表示の予定は無かったが、急抛基壇表示を行い、その上に南北棟の整備棟を建てることになった。

宮南辺では、大垣整備に伴う調査として、1985年春～秋には第165次・167次調査を、1988年春には第157次補足調査²⁾を、朱雀門基壇復原整備に伴う調査として、1989年春には第201次調査を、1990年冬には第211次調査を実施した⁴⁾。

南面大垣の調査

朱雀門については、かつて前面に池があり、南辺部分は、発掘できなかったが、買い上げより発掘可能となり、第211次調査では第14次調査部分も合わせて再発掘し、足場足や掘込地業に関する新たな知見をえた⁵⁾。また、大垣の北16mの位置に存在する掘立柱の東西塀は大垣に先行する宮の塞閉施設と考えられ、現在、壬生門の前では、それに開く門を検出し、塀は更に東に延びることを確認している。この塀がどこまで続き、何時まで存続したか。また大垣の築成時期、それに南面閉塞施設に直交して流れる基幹排水路との関係等、南面区画については、まだまだ残された問題は多い。

朱雀門の調査

次に国有地外の宮跡及び近隣における現状変更に伴う調査の進展に移ろう。北面大垣については、1985年春には第164—1次調査を1986年春には第174—6次調査を、1988年春には第191—4次調査を実施した⁸⁾。宮北面区画は、当初は掘立柱塀で後に築地に建て変ることが明らかになっているが、御前池以西では、以東で確認している大垣想定線にはなく、方位と異なる可能性が考えられている。また、北面中門の推定地を対象にした第191—4次調査では、築地積土が削平されていたため上層区画塀に伴う門の有無については確認できなかった。また下層においても南北中軸線近辺においても掘立柱塀が等間隔にならび、門が存在した積極的な証拠は見い出していない。

北面大垣の調査

宮北方松林宮との中間域は、大蔵省の倉庫群推定地であり、数次の調査を重ねてきたが、いずれも小規模な調査であり、奈良時代の遺構が検出されることは稀であった。しかし、1986年冬、御前池の東北方で実施した第164—31次⁹⁾、1988年春、宮北東隅近辺で実施した191—2次調査¹⁰⁾では、掘立柱建物の一部を検出し、宮北方域にも平城宮関連遺構が確実に存在する事が明らかになっており、この地域の解明が今後の課題となろう。

宮北方域の調査

東面大垣及び東一坊々間に調査としては、第1988年春の第191—5次・12次調査¹¹⁾などがある。大垣の雨落溝等を検出したが、宮と法華寺が対面する部分には、大路の側溝は検出されず、また路面相当部にも掘立柱建物が検出されていることから、この地域には大路が通っていない可能性が高いことが指摘されている。

東面大垣の調査

1) 『年報1986』 pp. 15～17

2) 『年報1988』 p. 24

3) 『1989年度概報』 pp. 8, 9

4) 同 pp. 10～16

5) 第14次調査の成果は、『平城宮報告K』に収められている。

6) 『昭和60年度概報』 pp. 59, 60

7) 『昭和61年度概報』 pp. 51, 52

8) 『昭和63年度概報』 pp. 33, 34

9) 『昭和60年度概報』 p. 61

10) 『昭和63年度概報』 pp. 42, 43

11) 同 pp. 35～41

2 保存と整備

平城宮跡の史蹟指定は1922年に第一次・第二次大極殿院，朝堂院，内裏地域を中心とする約470,000m²が完了した後，通称一条通北方地域や西方官衙地区，東院地区，平城宮南辺地区が順次追加指定され，1990年現在の特別史蹟指定面積は1,311,184m²となっている。

国費による土地の公有化は1963年度から奈良県教育委員会が事務を担当して開始され，1973年度までの買収地(811,419.06m²)に加えて，1981年度以降も年間約76～5750m²の単位で東院地区や南辺地区において買収が継続されてきた。一方1973年から開始された奈良県による先行取得も東院地区と宮南辺地区，佐紀池水面等において継続的に実施され，1989年度をもって国有地として再取得を完了している(121,604m²)。したがって，1990年度現在の国有地の総面積は960,045m²となっている。

買い上げた土地の保存整備は1963年度に奈良県教育委員会によって開始され，1970年度から当研究所が引き継いで現在に至っている。その過程では，文化庁の「平城宮跡保存整備準備委員会」および当研究所の「平城宮跡保存整備委員会」において復原整備の性格やゾーニング，細部の構造，意匠にわたるまで逐一検討が加えられた。これらの成果とともに，文化庁の依頼のもとに当研究所がまとめた「平城遺跡博物館基本構想案」に基づいて，1977年度には文化庁が平城宮跡を野外博物館として整備して行くことを骨子とする『平城遺跡博物館構想資料』を公表して内外に批判を問い，さらに1978年には将来的な復原整備の指針を「特別史蹟平城宮跡保存整備基本構想」(以下，「構想」と略す)として取りまとめるに至った。それ以降の宮跡内の復原整備および環境整備は，基本的にこの「構想」に基づいて実施されることとなる。

さて，次に実際の復原整備の内容であるが，1985年度までの復原整備事業についてはすでに報告Ⅻにおいてふれているので，ここではそれ以後の経過について述べることにする。この約7か年間における復原整備の特徴をまとめると，ほぼ6点に集約することができる。

その第一は，1988年度に平城宮跡が「ならシルクロード国際博覧会」の第二会場として設定されたことに伴って，復原整備および暫定整備が急速に進展したことである。主催団体の一翼を担う奈良市が朱雀大路地区を博覧会の第二会場に設定し，史蹟朱雀大路跡およびその東方地域が緑地帯として整備されるのに呼応して，当研究所では朱雀門基壇を盛土・張芝によって暫定的に表示し，奈良市と博覧会協会の要望を受けて近鉄線の跨線橋建設に協力するなど，平城宮跡の南からの導線を強調する整備を行った。とりわけ跨線橋の建設に際しては，すべてべた基礎とするなど，遺構面の保護に留意した設計を行なうよう指導した。これと平行して第一次朝堂院の朝堂，南門，外周築地を自然色舗装によって半立体的に表示し，朱雀門から第一次朝堂院に至る空間を一体的にまとまりのあるものとして把握し得ることを目指した。ただしこの整備は，あくまで「構想」に定めるとおり将来的には第一次大極殿院を原寸大の建物復原，第一次朝堂院を基壇復原とする本格的整備に着手するまでの，暫定的な仮整備にとどまるものである。

また同時に平城宮跡資料館の改造を行い，展示面積をそれまでの約二倍に拡大するとともに，展示内容も一新してならシルクロード博覧会来訪者の利用に備えた。

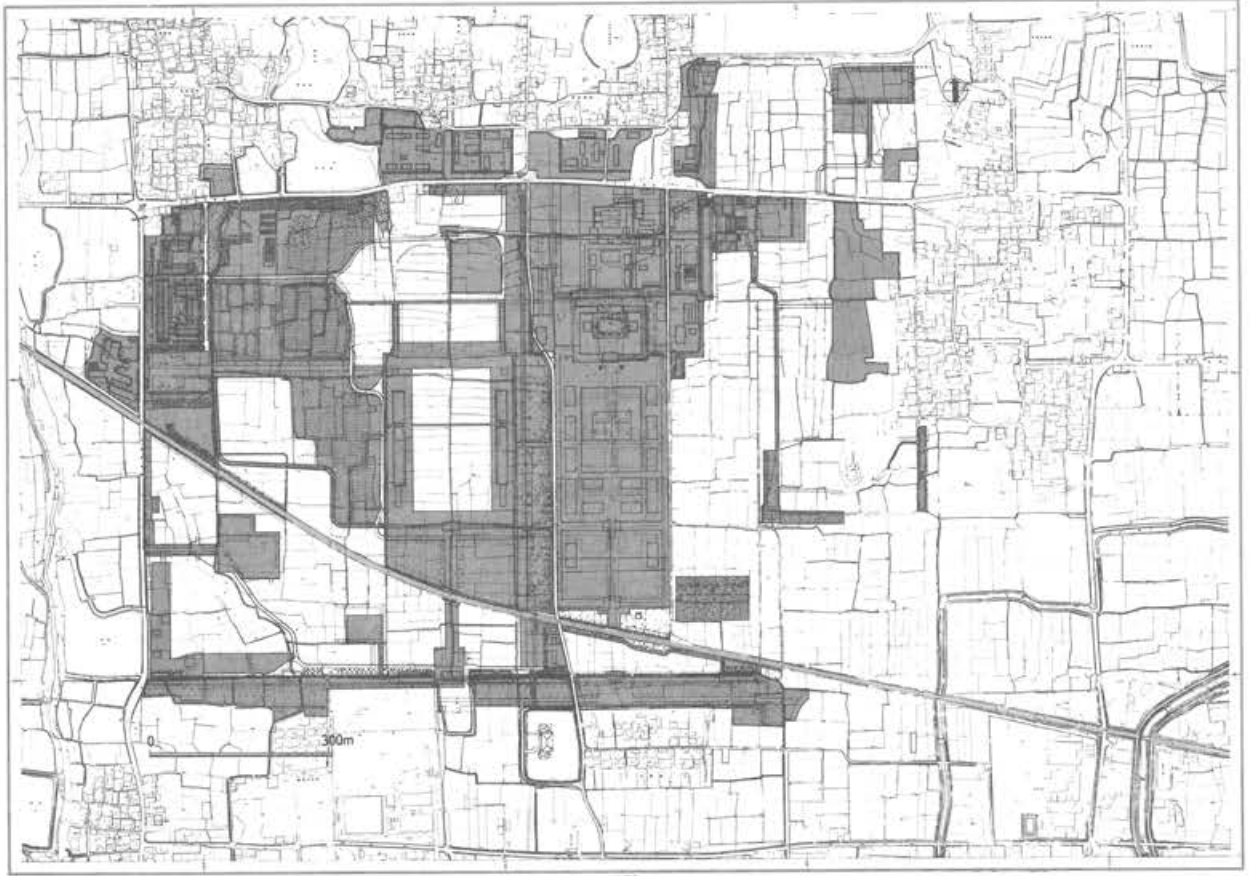


Fig. 1 これまでの復原整備位置図 (1991年3月現在)

第二に、宮南辺地区の用地買収が進んだことによって、朱雀門を除く南面大垣、二条大路の復原整備の大半が完了したことが特徴的である。南面大垣は1984年度の宮跡西南隅部を最後に当初計画の4箇所を復原をすべて完了し、1986年度には特別史跡指定区域内にかかる北新大池・小池北半部を埋め、1987年度には朱雀門周辺、1988年度には東南隅部の整備をもって、朱雀門西方に残る一部未買収地を除いた指定地内における二条大路の整備をすべて完了した。

第三には、新しい遺構の発見に伴って、新手法による野外展示が試みられたことが挙げられる。第二次朝堂院地区の整備がそれに該当する。この地域の整備手法は主として植栽を用いて遺構の平面的な表現を行うことが「構想」に示されていたが、北の第二次大極殿院では凝灰岩の基壇復原を実施し、1990年度には近鉄線の南の兵部省が同じく建物基壇と築地塀を半立体的に復原整備したことにより、結果的に中央に残された第二次朝堂院が盛土・張芝を主体とする緑の遺構表現空間としてその性格を一層きわだたせることとなった。兵部省では、区画の中央を貫通する市道が宮跡への南からの主要なアプローチとして機能していることや、区画の北に接して近鉄線が横断していることなどから、それぞれの車窓からの見えがかりを考慮してかなり立体的な復原整備を行って来訪者に視覚的インパクトを与えることを目指した。また第二次朝堂院朝庭部では、第169次調査で検出した3期の大嘗宮遺構のうち第2期を選択して、1990年度にレンガと張芝によるソフトな遺構表示も実施した。

特徴の第四に指摘されることは、遺構の野外展示施設の拡充に伴うインフォメーションサービスの整備が進みつつあることである。従来宮跡内に設置された遺構のインフォメーション

ンはアルミニウム板に文字や図面を写真印刷したいわゆるアルフォートの説明板を主体にしていたが、施工されてからすでに20年を経て退色が顕著であることに鑑み、耐久性と強度に優れた陶板を素材として斬新なデザインの総合案内板や説明板および道標を新たに設置した。デザインは一部デザイナーの助言を得、設置位置はバランスを考慮して全体の配置計画をもとに決定した。将来的には従来のサイン計画の診断を専門のデザイナーに外注し、新たに全体計画の見直しを行う必要がある。

第五点目として、建築遺構の原寸大復原が進展しつつあることを指摘しておきたい。従来原寸大復原地区に選定してきた宮内省では、1973～1974年度の南殿完成以来10年を経過して1985年度に南殿第二殿が完成し、1986年度には北門および北面築地、さらに1989～1990年度には西南殿が竣工した。また朱雀門の復原についても、1980年度から文化庁の依頼のもとに材料工法の検討を開始し、さらに1986年度から継続的に実施してきた特別研究「朱雀門の意匠と構造に関する研究」の成果として、1990年度には将来的に原寸大復原にふさわしい強度のある基壇地盤を版築工法によって造成するまでに至った。これと関連して1989年度からは、朱雀門を含めた第一次大極殿、朝堂院地区の復原整備に向けて基礎資料を収集することを目的として、特別研究「第一次大極殿地区復原整備のための基礎調査」に着手した。建築遺構の原寸大復原が全国的に波及して行きつつある情勢に鑑み、この調査研究の中で適切な復原プロセスと手順、および復原に際してのルールの確立等が切に望まれている。

第六の特徴は便益・管理施設の整備拡充である。まず管理施設として、前述のように第一次朝堂院・大極殿院の暫定整備が進んだことに伴って、従来の資料館と遺構展示館とを結ぶ構内道路の位置が不適切となり、1988年度にこれを第二次大極殿院北面と西方の池沼および草園地区とを結ぶ直線コースに移設した。同時に遺構展示館東側に存在した整備管理部門を資料館東方に移して整備拡充をはかった。また、宮跡来訪者や周辺住民のための便益施設の充実にも力を注いでいる。まず1985年度には奈良市から学童の通学路整備に関する要望を受けて、中央緑陰帯を市道に沿って南北に貫通する自転車および歩行者用道路の整備を行った。1987年度には自動車による来訪者の増加に対応して、遺構展示館東に新たに面積4,000m²の駐車場を設置するとともに内裏西側の市道沿線に存在した駐車場を閉鎖して、駐車スペースを資料館や遺構展示館等の管理施設に近接した部分に集中させることとした。さらに1987年度に宮跡西南部に造成した多目的苑地の延長として、1990年度には朱雀門西方部に面積約5,600m²の苑地を追加造成した。これは1989年度から奈良市が史跡朱雀大路跡において「ならまつり」を開催しているが、その来訪者の利用にも対応できるものとして整備したものである。

以上のようにまだまだ不十分ではあるが、将来予測される多様なニーズに対応し得るような環境整備にも留意している。

3 報告書の作製

本報告にかかる各次の発掘調査組織は以下のとおりである。

調査次数	所長	部長	担当者	調査員(現場班)
第12次 (1963年)	小林 剛	斎藤 忠	沢村 仁	榎本亀次郎・坪井清足・田中 稔 本村豪章・田中 琢・狩野 久 岡田茂弘・八賀 晋・河原純之 森 蘊・杉山信三・工藤圭章 鈴木 充・牛川喜幸
第12次補 (1965年)	小林 剛	榎本亀次郎	阿部義平	藤原武二・山沢義貴・玉井 力 加藤 優・村上 訥一
第36次 (1966年)	小林 剛	杉山信三	栗原和彦	八賀 晋・工楽善通・三輪嘉六 佐藤興治・松下正司・西谷 正
第73次 (1971年)	松下隆章	坪井清足	田中哲雄	沢村 仁・佐原 真・佐藤興治 阿部義平・加藤 優・藤村 泉
第78次南 (1973年)	内山 正	坪井清足	藤村 泉	狩野 久・佐藤興治・田中哲雄 岡本東三・綾村 宏・西口寿生
第78次北 (1974年)	内山 正	坪井清足	吉田恵二	牛川喜幸・森 郁夫・宮本長二郎 横田拓実・須藤 隆・岩本正二
第187次 (1987年)	鈴木嘉吉	町田 章	岩永省三	田辺征夫・花谷 浩・橋本義則 島田敏男・小野健吉

1963年4月10日、平城宮発掘調査部の設置をみるが、その実質的な活動は、官制が発足し、組織が充実する翌年4月以降のことであり、1963年度の第12次調査については、実質的には歴史研究室と建造物研究室がこれにあたった。1964年以降は各調査室の研究員で構成する現場担当班を組織し、各現場を責任もって対応する調査体制を取っている。現場班主導の調査ではあるが、調査におけるさまざまな局面で他の多くの所員も調査に係っている。

この他、第12次調査では、工楽善通・田代克己技術補佐員、荒木伸介、井口喜晴、猪熊兼勝、鬼頭清明、佐原真、高杉洋二郎、玉井力、都出比呂志、橋爪康至、福田晴虔、藤井祐介、吉田靖雄等の建築学・考古学・歴史学学徒、奈良県立商工高等学校、奈良市立一条高等学校、奈良女子大学の学生諸氏の協力をえた。また、第36次・第73次・第78次北調査は、それぞれ文化財保護委員会主催の第1回、第6回、第8回埋蔵文化財発掘技術者研修の対象現場となり、数多くの研修生諸氏からも援助を受けた。

さらに、第78次南調査は、1973年入所新人の研修現場となり、金子裕之、山本忠尚、中村雅治、大脇潔、千田剛道、西口寿生が参加した。

報告書の作製は、1984年より開始し、遺構関係の整理については、遺構調査室、計測修景調査室、遺物については、考古第一、第二、第三調査室、史料については史料調査室が分担した。図面類のトレースは、各担当者が行い、遺構関係の図面、表については猪瀬美奈子、内田治子、

杉本陽子，須崎陽子，出倉桃子，山下正子，瓦関係の図面・表については，上田素土子，菊川弥生・小林慧子，森下しのぶ，和田素子（現香川県埋蔵文化財センター）の補助を受けた。また全体の構成については，1974年から開始した「内裏検討会」の成果に立脚している。

執筆分担は以下のとおりである。

第Ⅰ章 1・3 巽淳一郎 2 本中 真 第Ⅱ章 1 本中 真 2・3 宮本長二郎 第Ⅲ章 1 本中 真 2 宮本長二郎・本中 真 第Ⅳ章 1 毛利光俊彦 2 巽淳一郎 3 A 森本晋 3B ～D 松村恵司 第Ⅴ章 1・2 橋本義則 第Ⅵ章 1A 毛利光俊彦 1B 花谷 浩 2 巽淳一郎 3A 宮本長二郎 3B 本中 真 3C 橋本義則 4 宮本長二郎 英文目次 松井 章 英文要約 佐々木憲一（ハーバード大学大学院生）

遺構の写真撮影については，第12次調査は工藤圭章，第12次補足調査は本村豪章・佃幹雄，他の調査は佃幹雄・八幡扶桑が担当し，遺物の写真撮影は佃幹雄・牛嶋茂が行った。

巻頭図版は，本中真作製のコンピューター・グラフィックを映像化したものである。

次に報告書の体裁については，従来の報告とは異なる所があるので，予めその点について明記しておく。註に関しては，第Ⅰ～Ⅳ章までは従来通り当該頁の下に脚註として掲げたが，Ⅴ・Ⅵ章の研究編・考察編では，註及び参考文献が極めて多く，脚註では処理し難く，各節の末尾にまとめて掲げることにした。

また，これまでは第Ⅱ章-3 の調査日誌の節には，各調査次数毎の地区割と主要遺構の入った図を載せ，これを参照しながら読んでいただくかたちをとっていた。本報告では，第Ⅱ-2 の調査経過の節においては，各次調査概報時点の所見と本報告の所見との相違点を明確にすることに重点を置いたため，遺構配置図が必要となり，前述の図面をこの節に納め理解の一助とする形を採った。従って，第Ⅱ章-3 の調査日誌を読む場合には，第Ⅱ章-2 に所載の図面類も合はせて参照願いたい。

報告書の編集は，鈴木嘉吉，町田章の指導のもとに宮本長二郎が担当し，巽淳一郎が補佐した。

第Ⅱ章 調査概要

1 調査地域

本報告の対象とする調査地域は、平城宮の南面東門である壬生門の北方約600～700m、第二次大極殿院に北接する南北約190m、東西約180mの区域である。平城宮の発掘調査が開始されて永らくの間、朱雀門の北に広がる区画を第一次朝堂院・大極殿・内裏、壬生門の北方に広がる区画を第二次朝堂院・大極殿・内裏とし、場合によってはそれぞれに「推定」の語句を冠して呼称する習慣があった。¹⁾これに従えば、本調査地域は第二次内裏地区に該当する。しかし報告Ⅺにおいても述べたように、第一次大極殿地区には和銅遷都当初の遺構として住宅空間に比定し得るような遺構を検出することができず、平城宮の内裏は和銅遷都当初から延暦の長岡遷都に至るまで、基本的に従来第二次内裏と呼んできた区域に存在したことが次第に明らかとなってきた。²⁾従って、本報告では、対象とする調査地域を単に「内裏地域」と呼ぶこととする。

この地域は北方の奈良山から南へ延びる小支丘陵地形の末端部に当たる。東は水上池から菰川流域に至るまで広い低湿地を呈し、西は第一次大極殿院・朝堂院地区との間に小規模の谷地形が南北に走っている。遺構面の海拔高は約71～73mで、平城宮の中でも最も高燥な地である。

調査を開始する以前のこの地域は、水上池から南流する用水路が当該地域の東端で西へ方向を変え、この地域の中央を東から西に横断してさらに第一次大極殿地区へと流れていた。この用水路より南側は1922年に史跡に指定されて国有地となっていた。1954年に日米行政協定に基づいてアメリカ軍基地へのアクセス道路として通称一条通を拡幅する計画が持ち上がり、平城宮における最初の国営発掘はこの工事に先行して行われた。この調査で内裏北限の築地回廊の一部を発見し、遺構の残存状況がきわめて良好であることを確認した。続いて1959～1963年度には内裏地区南半部の国有地内において第3, 6, 9, 12次調査を継続的に実施して内裏正殿を中心とする内郭部の状況を明らかにし、1962～1964年度には一条通の北の地域で第10, 13, 20次調査を実施して内裏の北の官衙地区の状況を把握した。さらに1966年度には内裏北半部の用地買収が完了したのを契機として、第36次調査を行って正殿域の北に広がる御在所区域の遺構の状況を明らかにした。その後は1971年度の第73次調査によって内裏東南隅部を、1973～1974年度の第78次南・北調査によって東面築地回廊と井戸を検出するに至った。また1987年度には一条通のバス停留所の改築に先立って第187次調査を実施し、外周築地回廊東北隅部を検出した。

調査のための基準点の設置は、1954年の国営発掘に際して行った。まず花崗岩の石柱を用いて基準点A（現在の No. 20）と基準点B（現在の No. 19）の設置を行い、発掘調査で判明した内裏北面築地回廊 S C 060 北側溝の方向に合わせて実測方位を定めた。正確には、この実測方位は基準点Aと基準点Bとを結ぶ直線に対して東で3°33'北偏していた。内裏地域の調査のうち第

1) 『平城宮跡発掘調査報告Ⅱ』（奈文研学報第15冊），1962

2) 『平城宮跡発掘調査報告Ⅺ』（奈文研学報第40冊），1982

3次から第20次に至る調査はすべてこの実測方位を基準としている。その後1963年度には、既に実施していた平城宮跡の1/1,000地形図作成や奈良盆地南半部の航空写真図化に加えて、奈良盆地北半部の1/1,000地形図を作成することとなり、これに先立つ骨格測量として広域三角測量を実施した。これによって平城宮跡内には測量法に定める平面直角座標（以下、国土方眼座標と呼ぶ）第Ⅵ系に基く基準点が、前述の基準点A、Bを含めて計17点配置され、その後の調査成果の体系的把握に大きく資することとなった。しかも注目すべき点は、1954年の調査以来採用してきた実測方位が国土方眼第Ⅵ系に対して0°7'47"北で西偏することが判明したことである。この数値はその後の調査にも採用され、永らく「平城方位」と呼称されてきた。内裏地域の調査のうち第36次から第78次の各調査は、基準点No.20を原点とする平城座標を基準としている。その後平城宮跡内の調査は内裏地域だけでなく次第に周辺の門、大垣や東院地区へも及ぶようになり、ブロックごとに近接する基準点を原点とする実測が行われるようになっていった。このような状況は比較的長期間継続したが、やがて調査成果が量的に高まるにつれて、互いに異なる基準点を原点とする調査成果の比較検討には座標変換作業を伴うなどきわめて不都合であることが指摘され、1985年度以降は実測原点を第二次大極殿基壇上面に設置した基準点No.7に統一することとした。したがって、内裏地域の第187次調査では基準点No.7を原点とする平城方位を採用している。さらに1988年度には、従来の基準点が長期間のうちに撤去を余儀なくされたり欠損したりしていくことに鑑みて、基準点の新設を行うと同時に改測をも実施し、あわせて実測の方位と座標を国土方眼座標を基準とすることに変更した¹⁾。これ以降の新規調査では平城座標を廃し、すべて国土方眼座標に統一している。今後は従来の成果を順次国土方眼座標に変換して新規に検出した遺構との位置関係を関連づけることが求められるが、その作業は一朝一夕にして達成されるものではない。むしろそれは、今日躍進目ざましいコンピュータを用いた遺構のデータベース作成過程において、将来的に実現されるべきであろう。そうした意味から、本報告で取り扱う座標値も現段階では平城座標にとどめておくことが望ましいと考え、特に断りのない限り基準点No.7を原点とする平城座標を基準としている。

また遺跡を図面に描き起こす方法についても、内裏地域の調査において大きく変化した。調査開始以来主として遺方実測を用いてきたが、より科学的な作図および描画を目指して写真測量が導入されたのである。その端緒ともなったのが、1963年度の第12次調査であった。この調

Tab. 1 地区設定の基準座標値

調査次数	大・中地区名	小地区名	平面直角座標第Ⅵ系		平城座標NO.7(0,0)		
			X	Y	NS	EW	
第3次	6AAQ-A	①	AN14	-145,279.22	-18,265.752	N133.202	E 56.740
〃 6 〃	6AAQ-A, C, E	②	AP21	-145,280.59	-18,286.732	N131.879	E 35.757
〃 9 〃	6AAQ-C, E, F	③	CM25	-145,289.772	-18,298.711	N122.725	E 23.757
〃 10 〃	6AAO-Q, R	④	RH68	-145,157.687	-18,381.51	N254.997	W 58.743
〃 11 〃	6ABB-A, B, C	⑤	AE88	-145,109.82	-18,441.61	N303.000	W 118.734
〃 11 〃	6AAO-N, O	⑥	NF62	-145,163.646	-18,363.496	N248.997	W 40.742
〃 13 〃	6AAO-F, H, I	⑦	I H40	-145,157.892	-18,297.706	N254.602	E 25.061
〃 20 〃	6AAO-M	⑧	MR54	-145,127.845	-18,339.877	N284.744	W 17.042
〃 20 〃	6AAO-G	⑨	GH30	-145,157.62	-18,267.64	N254.806	E 55.127
〃 36 〃	6AAP-M, N, O, P, Q	⑩	PN44	-145,228.96	-18,355.949	N183.666	W 33.343
〃 36 〃	6AAP-M, N, O, P, Q	⑪	MB32	-145,207.879	-18,319.897	N204.665	E 2.756
〃 73 〃	6AAQ-A, B, C	⑫	AD05	-145,302.695	-18,238.682	N109.666	E 83.757
〃 78 〃	6AAP-K, L	⑬	KC09	-145,204.879	-18,250.940	N207.509	E 71.720
〃 78 〃	6AAP-K, L	⑭	LN04	-145,228.69	-18,236.35	N183.665	E 86.256
〃 187 〃	6AAO-S	⑮	SC19	-145,178.544	-18,237.547	N233.814	E 85.173

1) 『平城宮跡基準点測量成果簿』, 奈文研・アジア航測株式会社, 1988

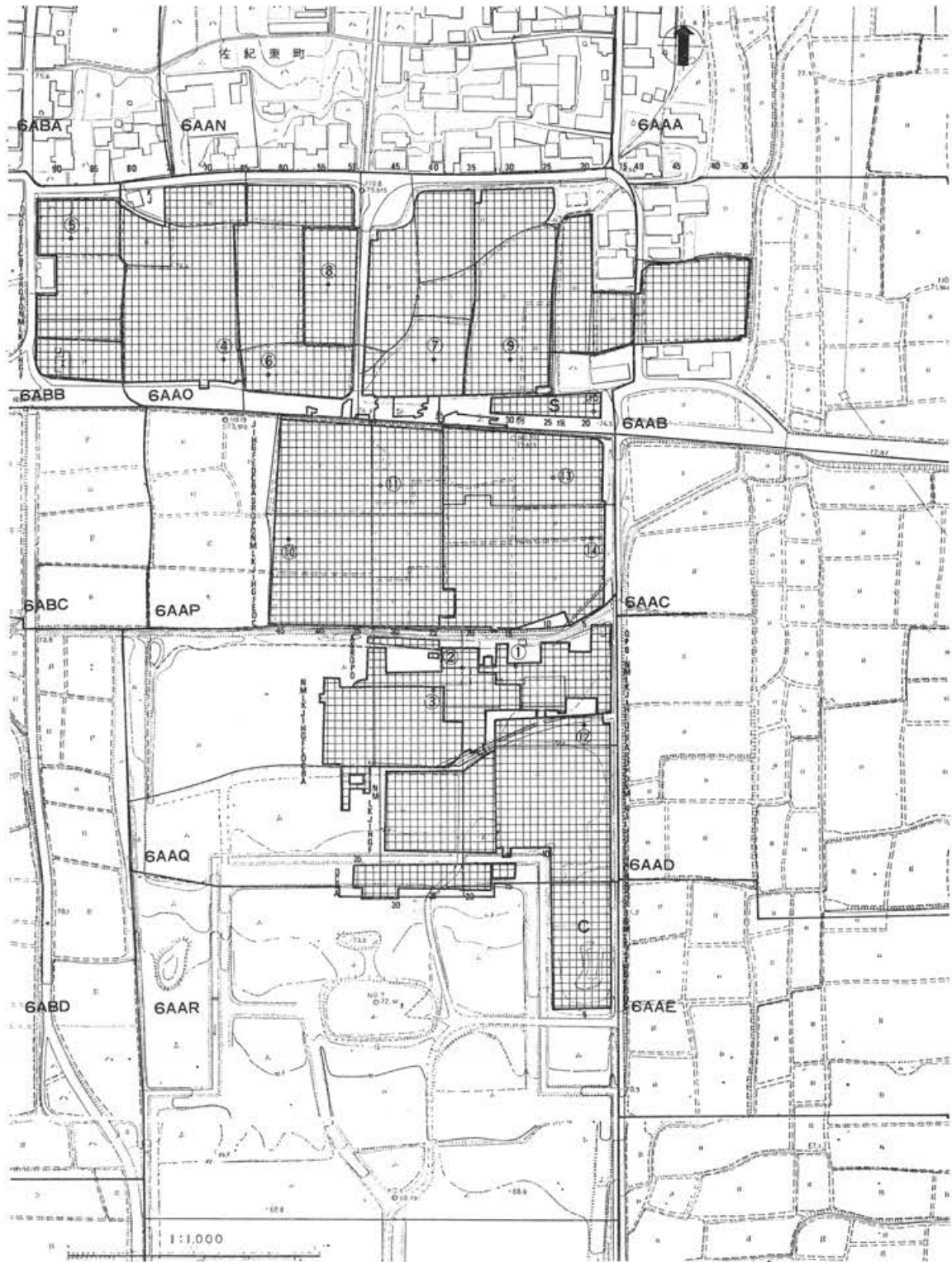


Fig. 2 調査地域と地区設定

査では、東京大学生産技術研究所丸安研究室および日本写真測量学会の協力を得て、史上最初の遺跡の地上写真測量を試みている。これは、地上にステレオカメラを設置して水平方向に遺構の撮影を行い、この写真をもとに平面図を作成するという手法であった。しかし、撮影方向によっては掘立柱建物の柱掘形下端線などがどうしても死角となり、図化不能の部分が生ずるという難点があった。これを解消するために、1967年度の第44次調査（平城宮東院東南隅部）において、ヘリコプターにカメラを搭載して上空から垂直に撮影する方法が採用され、内裏地域では1971年度の第73次調査で同じ手法を用いて写真測量を行った。ただしこの方法では、被写体の写真縮尺に応じて拡大縮小して一定の縮尺に焼付けを行い（Ortho Photo）、それに図化機で描画した等高線を重ね焼きする（Ortho Photomap）というものであったが、ヘリコプターの飛行高度とレンズの焦点距離との関係で写真縮尺が限定されるという難点があったため、最大縮尺は1/40を越えることができず遺方実測の縮尺1/20に達することはできなかつた¹⁾。したがって、第73次調査では写真測量と同時に遺方による1/20平面実測を併用せざるを得なかつた。しかし、第78次南調査ではクレーンを用いることによって大縮尺の写真撮影に成功し、併せて1969年度に当研究所に導入された図化機（Stereo metrograph, CARL ZEISS 社製）を用いて1/20の写真図化を行った。それ故、第78次南調査では遺方による1/20の平面実測を行っていない。しかし調査のたびに当研究所が写真図化作業を継続的に行なうことには自ずから限界があった。すなわち専門教育・実習を充実させることはもとより、専門的組織の整備や図化費用の恒常的な予算化などが是非とも必要となるからである。その後はそうした体制が万全に整備されないまま、垂直写真撮影のみ実施して後日に写真図化の外注を行い、当座は遺方実測を実施するという方法を採用しているのが現状である。もっとも、すべての点において写真測量が遺方実測に優っているというわけではない。遺方実測のほうが実際の遺構に接して描画するという点でリアルな描画が可能となるし、また経済的な面でも、遺跡の立地の面からも遺方実測のほうが適切である場合も往々にして存在するのである。したがって、両者を臨機応変に使い分けたり併用したりしているのが現状である²⁾。

調査地域は平城宮発掘調査の地区設定基準に則ると、大地区が主として6A A O、6A A P、6A A Q、6A A Rの3地区に該当し、一部東方が6A A C地区におよぶ。これをまとめたものがFig. 2とTab. 1である。この地区設定基準は1962年度の第9次調査に先立って、平城宮跡内に遺存する水田畦畔を基準として定められたものである。この方法は、大地区内を同じく水田畦畔を基準として中地区に細分し、さらに大地区の東南隅を小地区のA-01とする3m方眼の正規グリッドに分割するという方法であった。したがって、調査区が隣接していても大地区が異なれば小地区の3mグリッドが微妙にずれるという難点があった。たとえば本報告の対象とする調査地域でも、第3、6、9、10、12、13、20、36、73、78、187次の各調査区ごとに地区設定の基準が異なっているのである。この難点を解消するために、1988（昭和63）年度に行った基準点の改測および実測基準の改訂を踏まえて、1989（平成1）年度からは平城宮だけでなく平城京をも含めた国土方眼座標に基づく一体的な地区設定基準を新たに設定した³⁾。

1) 『写真測量の文化財調査への応用』、奈文研年報1969

報告』（奈文研学報第46冊）、1989

3) 『1989年度平城宮跡発掘調査概報』、1990

2) 『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査

2 調査経過

内裏地区の調査は、昭和29年の米軍キャンプ軍用道路建設予定地の調査に始まる。この調査で北面築地回廊が判明し、これに続く第3・6・9次調査によって内裏正殿から東殿舎地区および、東面築地回廊の一部が明らかになり、『平城宮発掘調査報告Ⅲ』（学報第16冊）が昭和38年に刊行された。本報告はその後の通称第二次内裏地域における昭和38年度の12次調査から昭和1987年度の第187次調査まで、5次7回にわたる調査結果をまとめたものである。調査地域は内裏西部の未発掘地区を除く広域にわたるため、各調査時と本報告では多少の解釈の違いを生じているが、本節ではその違いを明らかにするために、各次発掘調査時点での解釈を中心にその経過を記す。ただし、各調査地の主要遺構略図は本報告の解釈に基づくものである。

A 第12次調査

調査地は第二次内裏内部の中央南部の地区(6AAQ-C・D)にあたる20アールである。おもな遺構は第二次内裏の建物と廊である。掘立柱回廊SC247は11間分が検出され、第6次調査部分と合わせて22間の全貌が明らかになった。回廊の東西には柱心から7尺の位置に素掘り雨落溝があり、回廊の9尺南には南面築地回廊の北側溝を発掘区南端に検出している。この廊の西20尺に9×2間の南北棟建物SB650を検出した。この建物は第6次調査のSB440と30尺の間隔をおいて南北に並ぶ。南面築地回廊北側溝の残存状況は極めて悪いが、中軸線付近でも一直線に通り、内裏閤門基壇の張出しは認められない。SC247の東側柱と重複して新しい南北塀SA248、および発掘区中央部に東西塀SA655を第二次内裏以外の遺構としている。なお、発掘区西北の2つの小トレンチは第9次調査の掘り残し部分である。

この調査では、第6・9次調査によって認められた平安宮内裏との類似性をより一層明確にするとともに、東西塀SA655を内裏が造営される以前の遺構としているが、この塀はのちにI期内裏の南面大垣であることが明らかとなった。

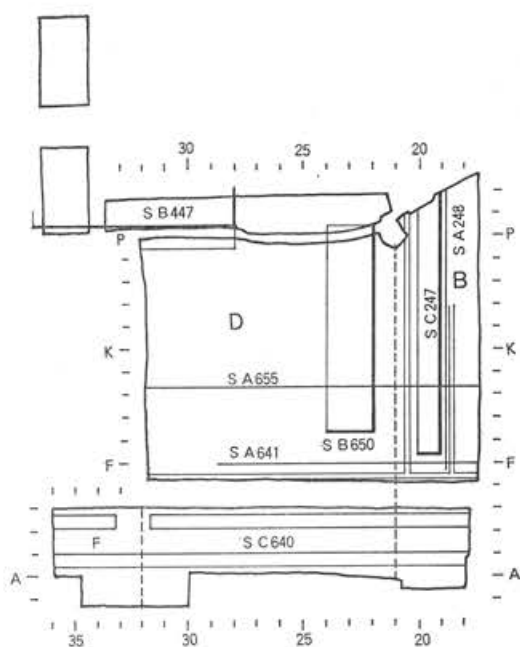


Fig. 3 第12次調査・同補足調査地域の地区割と主な遺構

B 第12次補足調査

この調査は第二次内裏周辺の整備計画にともない、第12次調査の南に接する地区(6AAQ-B・D・F)の5.6アールを対象として行い、南面築地回廊SC640と閤門SB3700の規模を明らかにした。ただし、基壇南側は後世の破壊をこうむり、基壇北縁も大正13年の保存工事の際

に作られた溝で削り取られていた。

S C 640は築地塀の両側に廊をそなえた複廊形式で、閤門の東10間分と西2間分の南側柱礎石跡を検出し、第3次調査で検出した東面築地回廊と同形式であることを明らかにした。築地本体の幅員は東部で1.8m、門の両脇で1.92mあり、門の附近がやや広がっている。廊の床面は築地をはさんで両側に緩く傾斜し、東部では地山面を削り、神明野古墳周濠部にあたる西部では盛土上面を叩き固めていることなど（第9次調査によって確認）、築地回廊基壇の造成、築地築成の状況が明らかにされた。S C 640の最も保存状態の良い場所である。

閤門S B 3700は前回の調査では予想に反して北面では門基壇の張出しはなかった。この調査でも南は大きく削平されていたが、門基壇幅は回廊と同幅であること、門の北半の三間分の床面に凝灰岩製敷石痕跡が残り、門は築地塀に開く一間分の潜門型式であることなどを明らかにした。また、前回までの調査で検出した掘立柱回廊S C 247と掘立柱塀S A 248は、築地回廊S C 640側柱列とそれぞれ柱筋を揃えていることから、両塀はS C 640と同時に存在し、S C 640は少なくとも2時期にわたって存在するとした。

C 第36次調査

第二次内裏地区の調査の一環として内裏北半中央部(6AAP-M・N・O・P区, 6AAQ-C区)の56.3アールについて実施し、主要部分は少なくともA・B・Cの3期にわたる建替えのあることが認められた。

A 期 この期に属する遺構は発掘区南寄りの内裏中軸線上に検出したS B 4700のみであり、10尺等間の7間×3間の身舎の4面に（南と北は12尺、西と東は15尺）に庇がつき、さらに東西に11尺の孫庇がとりつくとした。

本報告のために遺構図の詳細な検討を行なった結果、A期は本報告のI期に相当し、S B 4700の前面には10尺の間隔を置き、S B 4700と柱筋を揃えた前殿S B 4640が存在し、S B 4700は身舎内にも各柱筋の交点に柱を立て、前面と側面に15尺の出をもつ階段がとりつくかなり床の高い高床建築であることが明らかとなった。また、この建物の西端の柱間通りの南延長線上には、第9次調査で検出した南北5間、東西1間のS B 460があり、S B 4700の西端間と同柱

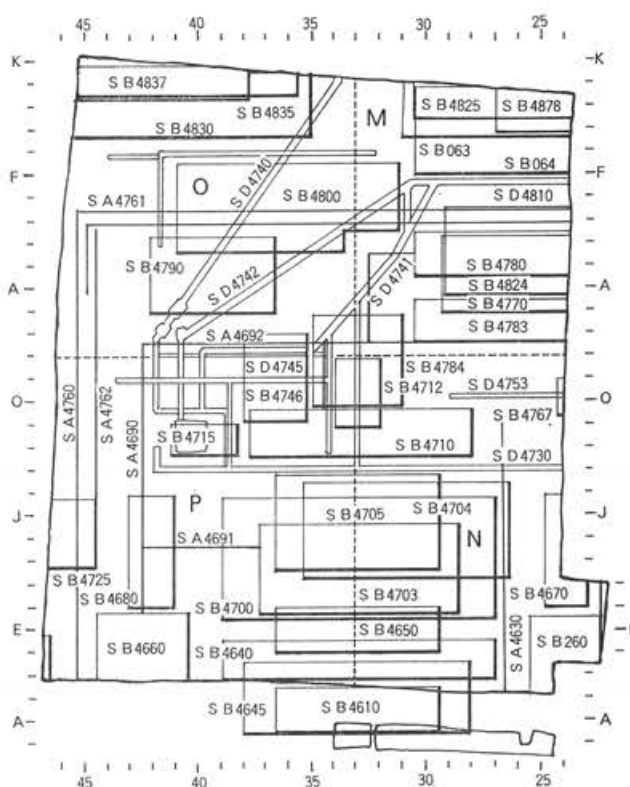


Fig. 4 第36次調査地域の地区割と主な遺構

間寸法であることから、9次調査の重複する柱掘形断面図の解釈を変更すれば S B 460 は東に拡大して S B 4700 と同規模・同形式の建物に復原可能であるとした。

また、発掘区北端にあり、時期不明とされた東西7間、南北1間の S B 4837 は、北に身舎が付く南庇付き東西棟で最も古く遡る事が判明。この建物の東方、昭和29年調査の S B 062 も S B 4837 と同様に桁行10間、梁行2間の建物となり、さらに、第78次北調査の結果、この建物と S B 4700 との中間東寄りの S B 4775 は、当時期まで遡ることが明らかとなった。

B 期 10尺方眼地割線上に整然と建物を配置する時期である。内裏中軸線上に S B 4703 があり、その前方左右に対称に S B 260 と S B 4660 が配置され、背後に柱通りを揃えて S B 4710 が並立する。S B 4660 北妻柱から北に S A 4690 が12間のびて東に折れ、塀 S A 4682 となって建物群を囲う。塀の北方では、玉石溝 S D 4740 が内裏北面築地回廊 S C 060 の南側溝からの水を斜めに導いて凝灰岩組みの水だめ S X 4750 にいたり、さらにその排水溝が S B 4710 の南雨落溝に通じている。

この時期の後半には中央の S B 4703 がほぼ同規模で北東にずれて S B 4704 に建替えられ、塀 S A 4692 の北方にも S B 4800・064・4780 の3棟が増築される。

調査直後の見解では B 期を前半と後半の2時期に分けているが、本報告ではⅡ・Ⅲ・Ⅳ期の3時期に区分した。個々の建物・塀の解釈について柱穴の切合い関係、出土遺物との照合によって大きく変更した点をあげると、まず、S B 260・4660 はⅡ期に身舎のみを建て、Ⅲ期に庇を増築していること。塀 S A 4692 の東半分は建物 S B 4783 の南側柱に改め、その北に並立する S B 4780 の南庇柱を S B 4783 の北側柱とした。また S B 4780・4783 とともにⅡ期の建設とし S B 4703 はⅡ・Ⅲ期に存続させて、Ⅳ期には S B 4703 に替わって南方に新たに S B 4645 を建て、S B 4704 をその後殿とした。また、北方建物は出土遺物により S B 064 をⅢ期に、S B 4800 をⅣ期の造営とし、S B 4780・4783 はⅣ期には S B 4824 に建替えるとした。

C 期 建物を全面改築する時期で、まず内裏中軸線上 S B 4703 の位置に S B 4705 があり、その南北に S B 4650・4712 と S A 4783・4784・4786、東西に S B 4670・4680 が配され、北方に S B 4770・4790 を左右対称に配置する。この一群の建物を大きくとり囲んで S A 4760・4761 があり、その北に S B 4830・063 がある。

C 期は本報告のⅤ・Ⅵ期にあたり、解釈上の大きな相違はないが、個々の建物では、S B 4650 の南に S B 4610 が存在し、S B 4780・4740 はそれぞれ北庇が付き、S A 4783・4784・4786 は塀ではなく建物 S B 4784 に改めたことなどである。

以上の発掘成果を第3・6・9・12次の内裏内郭の調査とあわせて、調査後の見解では B 期は10尺方眼による計画性から、内裏正殿 S B 450A や掘立柱回廊 S C 247・254 などを第二次内裏創建当初のものとし、C 期は内裏正殿 S B 450B と前殿 S B 447 とを同期とし、第二次内裏内部では大きく2回の造営があったとしている。

しかし、A 期ですでに記したように、A 期に対応する内裏正殿の存在が明らかになり、B 期に第二次内裏が成立したのではなく、平城宮創建当初から内裏が既にこの地区に成立していたわけで、C 期とした内裏正殿 S B 450B は本報告では時期を遡らせて、同前殿の S B 447 は C 期相当のⅤ・Ⅵ期の内裏正殿として扱った。

D 第73次発掘調査

推定第二次内裏東南部（6AAQ-A・B区、6AAR-C区）の43.0アールについて調査を行ったが、南半部の6AAR-C区では第二次大極殿院の真東に東楼跡が検出された。この大極殿東楼は内裏よりも大極殿との関係で報告すべきものと考え、本報告では6AAQ-A・B地区を対象とした。

検出した平城宮時代のおもな遺構は、内裏東南隅の重閣建物・築地回廊2面・築地回廊に開く門2棟・掘立柱建物8棟・塀8条などである。これらの遺構は上層遺構と下層遺構に分かれ、さらに平城宮以前の遺構としては神明野古墳がある。

上層遺構 築地回廊で囲まれた内裏が造営される。南面築地回廊 S C 640 の東端に大型重閣建物 S B 7600 とその北に細殿 S B 7601 が設けられ、S B 7600 の西に南面東門 S B 7590 を開き、東面築地回廊 S C 156 にも発掘区北寄りに東面南門 S B 7591 を開く。築地回廊の内側には大規模な施設がなく、小さな建物 S B 7604・7605・7606・7607・7608・7609・7615 が造り替えられ、塀 S A 7595 が東面築地回廊の内側に沿って建てられる。

下層遺構 掘立柱塀 S A 655・6905・7592・7593・7594 があり、これらの塀によって区画が造られる時期である。S A 7592 は南面築地回廊の築地下にあり、その東端から北に折れて東西築地回廊の築地下の S A 6905 となり、S A 6905 の北端で第13・20次調で検出した東西掘立柱塀 S A 486 に連結して、南北 660 尺、東西 600 尺の長方形区画をつくる。南面の S A 7592 には東から7間目に南北塀 S A 7593 がとりつく。S A 7592 の60尺北に東西塀 S A 655 があり、さらにその北方には6間の東西塀 S A 7594 が南北塀 S A 6905 にとりつく。

この長方形区画に囲われた中央に第36次調査で検出した S B 4700・4640 があり、第6・9次調査検出の東西塀 S A 251、南北塀 S A 258 が S B 4700 を囲う内郭を形成する。

下層遺構は平城宮造営当初の時期と考え、また上層はこれまで天平末年とされてきたが、内裏朝堂院所用の軒瓦の製作年代からみて遡るとした。

以上のように、第73次調査にいたってようやくこの第二次内裏地区には平城宮造営当初から掘立柱塀で囲われた区画と中心建物の存在を明らかにし得たが、下層遺構で同時期とされた S A 655・7592 は本報告では I・II 期に分け、下層遺構 S A 251・258 は本報告では V・VI 期に降るものとした。

また、築地回廊内に検出された小規模建物群はいずれも平城宮時代としているが、本報告では造営尺や、建物方位の振れからみて平城宮廃絶後の VII・VIII 期の造営とした。

また、築地回廊内に検出された小規模建物群はいずれも平城宮時代としているが、本報告では造営尺や、建物方位の振れからみて平城宮廃絶後の VII・VIII 期の造営とした。

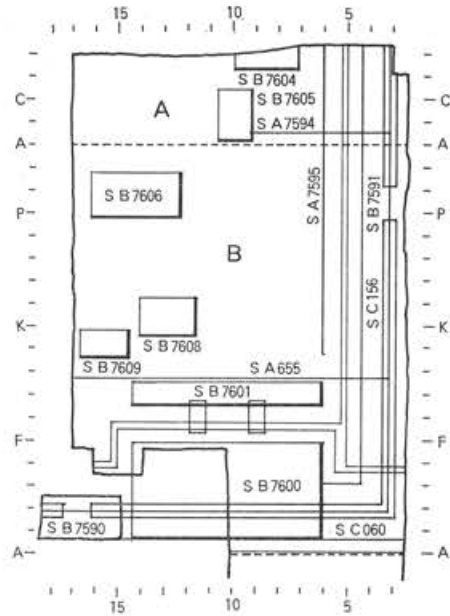


Fig. 5 第73次調査地域の地区割と主な遺構

E 第78次南調査

推定第二次内裏の御在所地区では、第36次調査で御在所正殿を中心とする遺構群を発見しており、第78次南調査はそれに隣接する東部（6AAP-L区）の29.1アールの地区で実施され、掘立柱塀16条・建物11棟・溝8条・井戸1基を検出した。

I期 宮造営当初の時期にあたる。これまでの調査で東西600尺・南北660尺の掘立柱塀の方

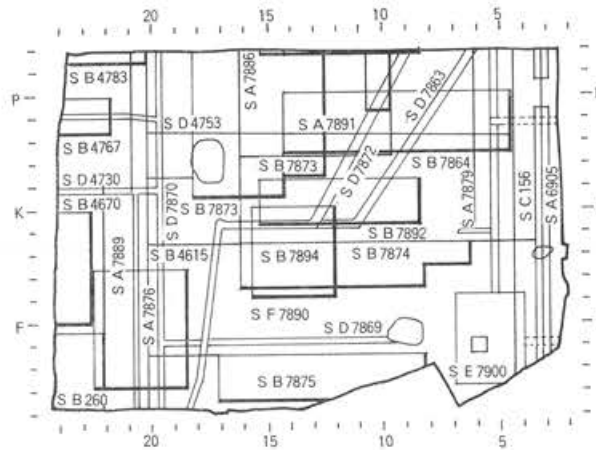


Fig. 6 第78次南次調査地域の地区割と主な遺構

形区画の存在が明らかにされ、S A 6905はその東辺を画する塀である。S B 7864, S A 7865, S X 7866はS A 6905と同様にII期築地回廊下層より検出したことから、また、S B 7895, S D 7869は道路舗装下より検出したことからI期とされた。その他、斜行溝S D 7863・7872・凝灰岩敷石列S X 7867がある。

本報告ではI・II期に相当する時期であるが、S B 7895はII期S B 7875の足場に改め、S D 7872はIII期とした。

I-1期 I期の区画をほぼ踏襲して東西600尺、南北630尺の範囲を築地回廊で囲み、10尺方眼地割上に建物を配置する時期で、さらにa期とb期に細分される。a期の遺構には東面築地回廊S C 156・潜門S B 7970、掘立柱建物S B 260・7873・7874・7875、井戸屋形7901、掘立柱塀S A 4692・7896、溝S D 4730・4753・7870・7872・7925、暗渠S D 2350・7871、井戸S E 7900がある。

b期には溝S D 7872を埋めた後、2棟の建物S B 7873・7874を廊下S B 7878で結び、後宮中心部を区画するS A 7876とその東部の建物3棟の間に掘立柱塀S A 7877・7887・7888を各々1条設けるなどの部分的改修時期である。

本報告では10尺方眼地割の造営期をII期に、築地回廊の造営期をIII期としてIII期の建物はII期を継承するとしたので、II-1期は本報告のII・III期に相当するが、S B 7873は柱掘形出土土器によりIV期に改め、これにともなうS A 7877もIV期に下げた。

I-2期 S B 7873を廃棄し、S B 7874とS B 4775(第36次調査検出)の間をS A 7886で結ぶ。S A 7886の東にS A 7885・7882がL字形に延びる。また門S B 7970の西に目隠塀S A 7879を設け、S B 260の北に取りつく南北塀S A 7889を建てる。この時期までS B 7874・7875が存続し、2棟の間にバラス敷道路S F 7890を設ける。

本報告では前述のようにS B 7873をIV期としたために、S A 7886・7885・7882はV期になる。先の報告ではS B 4775の東妻側とS A 7886は柱筋が一致するために同時期としているが、S B 4775はI期の建物であり、同時期とはなり得ない。なお、本報告ではS A 7879, S X 7890はIII期、S A 7889はIV期とした。

Ⅱ-3期 東西棟建物S B7874を廃棄してその北側にS B7892を建てる。S A7876はこの時期まで存続し、これと東面築地回廊S C156を結ぶ東西塀S A7891を設ける。第36次調査で西側柱列を検出したS B4670がある。

Ⅱ-3期は本報告のⅤ期に相当する時期であるが、S A7876はS A7891と重複して古いためS A7876はⅤ期まで存続し得ない。

Ⅲ期 全面的に改修されて内裏は廃棄される。この時期の建物3棟S B4615・4767・7894は配置に関連性が見られない。

本報告ではS B4615をその重複関係からはⅣ期以後の時期に遡る可能性があることから、配置関係によってⅣ期に改め、S B4767・7894はⅦ期とした。

第78次南調査で初めて、Ⅰ期にも建物が北半に集中し、区画内に排水施設も整うことから、内裏としての機能を果し得るとして、Ⅰ期の遺構は元明・元正期の内裏であった可能性が指摘され、また、Ⅱ期には築地回廊を伴う内裏が成立すると同時に後宮地域が区分され、内裏としての機能を維持したことが明らかにされた。上記のように遺構の時期区分に問題は多いが、内裏変遷の大枠がこの調査によってほぼ確立された。但し、内裏北半部の区画を後宮とみなしているが、本報告では後宮の成立をⅤ期とし、当地区を御在所地区と呼称を改めた。

F 第78次北調査

調査地区は推定第二次内裏の東北隅にあたり、第78次南調査の北に続く地区(6AAP-K区)の19.8アールについて実施した。この調査の終了後、内裏地区の全般的な遺構時期区分の整理・検討を行い、昭和50年1月9日に第1回内裏検討会が催された。以下はその報告をもとにした時期区分である。

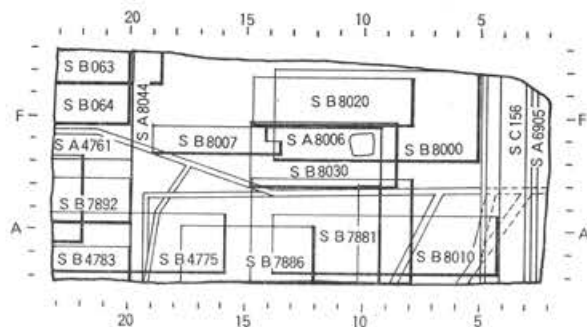


Fig. 7 第78次北調査地域の地区割と主な遺構

第78次北地区の主な遺構は建物19棟、築地回廊1条、塀9条、溝6条などで、内裏地区全体の時期区分はA～Eの5大期に、さらにB期は3小期、D期は2期に小区分できるとした。

A期 S A6905, S B4775・8010がある。当時期には北面大垣S A486, 南面大垣S A655, 東面大垣S A6905によって一辺600尺の正方形区画を形成し、中央にS B4700, 北方にS B062・4837, 東北方にS B4775・7864・8010の付属棟がある。

本報告ではⅠ期としてさらに内裏正殿S B460を加えたが、この時点ではS B460は性格不明の小建物とされた。

B₁期 S B4780・4783・4825・7873・8000・8004, S A8009・8010・8011・8045, S D7890・7863がある。内裏大垣は、東面ではA期のS A6905を踏襲し、北面ではS A486を南に30尺、南面ではS A655を南に60尺移動させ、全体で東西600尺、南北630尺の方形区画とし、区画内では大垣の柱配置に合わせて東西59間、南北63間の方眼地割線上に内裏殿舎を配置する。

本報告ではⅡ期に相当する。S B7873はこの方眼地割上に合致するためB期とされたが、柱

掘形出土土器は本報告のⅣ期に降る。また、御在所協殿 S B 260・4660 は庇付きとするが、本報告では庇のみⅢ期の増築とした。

B₂ 期 S C 156, S B 064, S A 8043, S D 7872・8010 がある。B₁ 期の掘立柱大垣の位置を踏襲して築地回廊に改める時期で、これに伴ない S B 4825 を建替えて S B 064 とし、B₁ 期から存続する S B 4780 との東妻柱間を塀 S A 8043 で結び、B₁ 期の斜行溝 S D 7863 を西に移して S D 7872 に改める。また S B 064 の造営にともなって後宮地区の排水溝も東に移して S D 4742・4810・8010・7870 の一連の溝に改める。

B₂ 期は本報告のⅢ期に相当する時期である。

B₃ 期 第78次北地区には B₂ 期の遺構はないが、後宮正殿 S B 4703 の西庇拡張、正殿の前方に前殿 S B 4645 を増築し、後殿 S B 4710 は両端間を拡張して建替える。また、北方ブロックでは新たに S B 4800 を増築して、これに伴い排水溝を S D 4742 を東に移して S D 4741 とする。

B₃ 期は本報告では概ねⅢ期に相当するが、S B 4645 はⅣ期の増築とし、S B 4800 と S D 4741 はⅢ期末に改めた。

C 期 B₁ 期造営の S B 4780・4783 を撤去して、代りに4面庇付き建物 S B 4824 を建て、後宮の東を区画する S A 7876 を北に延長して S B 064 の東南隅に取りつく塀 S A 8033 を設け、後宮正殿 S B 4704 は内裏中軸線よりやや東北に位置をずらせて建替えられる時期である。

本報告では C 期はⅣ期に相当する時期であるが、C 期には廃絶したとされる B₃ 期の S B 4645 と、B₁・B₂ 期の S B 7873 はそれぞれ造営時期を下げてⅣ期の造営とした。また、S A 8033 はⅤ期に下げ、S B 064 は廃絶するとした。

D₁ 期 S B 063・8005・8007, S A 4761 があり、本報告のⅤ期にあたる時期である。内裏殿舎は一部の建物を除いて大幅に改築され、左右対称性の強い配置を示す。内裏検討会以来、遺構解釈の変更は少ないが、内裏の性格については、本報告では、内裏中軸線上に内裏正殿・御在所正殿・皇后宮正殿が南北に並び、それぞれ付属殿舎を備えた形に整備されたとする新しい見解を示し、従来の後宮説を否定している。

D₂ 期 S B 4878・8020・8030・7881, S A 8044 がある。内裏東北隅を S A 7891・8044 で区画した中に S B 7881 とその後殿 8020 が建つ。D 期北方殿舎 S B 063・4830 の2棟のうち、S B 063 を撤去して S B 4898 を建てる。

本報告では D₂ 期はⅥ期に相当し、この時期に東北隅に後宮一郭が成立するものとした。また、S B 063・4830 とともに D₂ 期までは存続せず、S B 4878・8030 はⅦ期の造営とした。

G 第187次調査

調査地は内裏東北隅の約3.2アールの地区で、バス停留所建設の事前調査として行われた。検出した遺構は下層に市庭古墳周濠の東南外縁部葺石、Ⅱ期内裏北面大垣 S A 061 の東端13間、Ⅰ・Ⅱ期東面大垣 S A 6905 の北3間、Ⅲ期北面

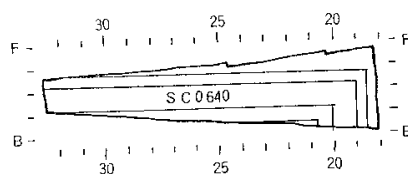


Fig. 8 第187次調査地域の地区割と主な遺構

築地回廊 S C 060 から東面築地回廊 S C 156 の一部にかけての寄柱礎石・礎石据付痕跡を検出した。この調査によって内裏東面大垣の全長と北面大垣の東半部を明らかにすることが出来た。

3 調査日誌

A 第12次発掘調査 6AAQ区B・D・F地区

1963年7月9日～9月6日

7・9 B・D地区南端の床土下の厚さ20cm程の赤褐色土を排土して、南築地回廊(S C 640)北側溝底石および、掘立柱回廊(S C 247)西南部検出。

7・10 F地区, S B 450の表土除去。B地区, 南北溝(S C 247西側溝)は所々深く瓦溜りとなり, 底に多少粘土が堆積してその上から瓦出土。D地区, 築地回廊(S C 640)北側溝底石の凝灰岩は西へ続かず, 採取穴だけ存在。溝埋土中に土器多し。

7・12 B・D地区中央に東西にのびる柱列(S A 655)を検出。この柱列とD地区東の建物(S B 650)との前後関係は不明。この建物は桁行6間以上。梁間1間の南北回廊(S C 247)とその東側溝を検出。東側溝は北側にゆくにつれて幅が狭くなり, 地山が北にむかって高まっていたことを示す。回廊東側柱と重複する南北柱列(S A 248)を検出。

7・13 D地区の南北建物は8間以上あるため, 道路の部分の排土を行う。B地区回廊と南北塀は8間分を確認。回廊西側溝の南端で排水のための溝を掘ったところ, 南面築地回廊(S C 640)の底石と南側石が現われる。底石と10cm位の間があり, 若干移動している。

7・22 D地区西半部の床土除去。

7・23 B地区, 掘立柱回廊(S C 247)の北2間分検出。S A 248も北に続く。

7・25～31 掘立柱回廊(S C 247)と南北塀(S

A 248)の柱穴掘り下げ。

8・1 南北塀の各柱間中央両側に小柱穴列を検出。

8・2 D地区東半の春興殿(S B 650)の検出開始。

8・6 春興殿の南から2間目の柱掘形と重複して東からのびる東西塀(S A 655)検出。東西塀掘形に2時期の重複を確認。

8・7 春興殿4間分検出。瓦の出土をほとんどみない。

8・8 春興殿5間分を検出。

8・9 春興殿7間分を検出。

8・10 春興殿8間分を検出。

8・12 春興殿9間目北西柱穴検出。

8・13 春興殿は桁行9間, 梁間2間の建物であることを確認。

9・1 D・F地区北端でS B 447の南側柱列と, その南約3mに小型柱列を検出。庇か。

9・2 D地区南半北部には特に顕著な遺構の検出をみず。

9・3 D地区中央部に小柱穴の東西棟建物(S B 675)と東西塀(S A 655)を検出。

9・4 D地区南端に南面築地回廊(S C 640)の北側溝を検出。

9・6 築地回廊北側溝の底部に凝灰岩底石採取り痕跡の浅い溝状遺構あり。

B 第12次補足発掘調査 6AAQ区B・D・F地区

1965年10月15日～12月1日

10・15 内裏南面築地回廊は12次調査で既に発掘区の東半を終え凝灰岩礎石, 敷石が発見された。発掘区は築地回廊の築地寄柱を中心としており, 回廊の南北面は溝等により削平されている。発掘区西半の床土下には薄く黒色土層があり, その下は黄褐色盛土に変わる。盛土面は新しい溝により著しく凹凸のある均質な層で, これが遺構として一時期生きていたと考えられる。

10・16 基壇上面の褐色土を除きながら, 南側段斜面の清掃を行う。東半区よりやや低いレベルで, 風化のはなはだしい凝灰岩敷石が南端部まで続き, 築地に接して敷きつめられていることを確認した。築地幅を褐色土下に確認。築地北側ラインに接して, 基壇上面に瓦片の面が見られる。軒丸瓦, 文字瓦, 飛雲文軒平瓦出土。

10・18 南側低地の床土除去。排水用ミゾキリ。東半の凝灰岩礎石検出。西半の門部分の確定作業。南側に野井戸あり。茶褐色礫上の面が存在し, この土面が生きるようす。築地部分の残存を確認。礎石には柄穴なし。

10・19 東半部, 凝灰岩礎石の検出完了。廊上面の清掃。西半部, 南低地の床土除去。東西溝を出す。排水用のために野井戸を掘り下げる。凝灰岩礎石の形, 大きさは一定でない。回廊床面は凝灰岩敷と考えたが, 石の接合部が明瞭に認められず, つきかためた面と考える。西半南端で検出した溝は築地中心より18尺, 黒褐色ガラスがつまり時期は下る。

10・20 東半部の歩廊の清掃。この部分は凝灰岩敷石ではなく叩き面の可能性が大。西半部の築地

および築地寄柱礎石3個を検出。F C 32~34区で築地は明確に区別されず門の可能性大。

10・21 寄柱礎石はほとんど確定するも、門部分相当の2間は不明。築垣の盛土は門部分も連続するらしい。床面構造は粘土ブロック層の上に小石混り叩き土層仕上。

10・22 東半部の段下の遺構検出完了。回廊床面の清掃。礎石根固め石の検出。

10・23 西半部の基壇面検出完了。築地本体攪乱土および、基壇面の攪乱土を除去して築地の残存範囲を確認。

10・25 門の寄柱礎石は抜き取られ門を含めて南北の回廊床面は破壊され、瓦細片を含む黒褐色土が充填しているのを確認(敷石抜取跡か)。回廊床面下の礫を含む層は築地本体の際で止まっている。

東半部の3つの回廊礎石抜取跡に入っていた凝灰岩(門の敷石か)を取りだし、礎石据付痕跡を確認。

10・26 D C 30区の北側築地寄柱礎石は抜き取られ、抜取穴を確認。東端の寄柱から2mのところ凝灰岩と砂の混じった堆積があり、凝灰岩敷石の抜取痕跡になるかもしれない。門の想定位置の暗褐色埋土をとり除くと、潜門の親柱礎石根固め石を2箇所を検出。

10・27~28 写真撮影・実測。

11・30 門南側の階段想定位置の回廊柱間3間分を拡張。

12・1 拡張区の遺構検出。東西に走る細長い溝1条、凝灰岩1個を検出。階段の痕跡発見できず。写真撮影。実測完了。

C 第36次発掘調査 6A A P区N・M・O・P区

1966年8月9日~12月8日

8・9 N地区西半部はガラス含む褐色土、東半部は黄褐色土の地山上に遺構検出。

8・10 N地区中央部に重複柱穴検出。ガラスが混入する明褐色土層。

8・11 N地区中央部にガラス混入の褐色土に重複柱穴検出。磚・土器出土。

8・22 M地区最北の東西柱穴(S B 064)は砂質褐色土がつまり礫が多い。それと切り合う南側の柱穴(S B 4825)は赤褐色粘質土で礫多い。

8・23 M地区北側より遺構検出を開始。通称一条通り沿いに昭和29年調査の遺構を一部確認。

8・24 M地区Hラインまで遺構検出。

8・25 M地区北端部の東西棟建物柱穴6列分を検出し、重複関係を検討。G~I 31区には柱穴は検出されず、礫が密に混じる。

8・26 M地区：前日に続いてさらに東西6間の柱穴2列(S B 063・064)を検出。

8・27 M地区：東西棟建物(S B 064)の南に沿う東西溝(S D 4810)を検出。東西棟建物の柱穴と東西溝の上部埋土は同じ黒褐色土で瓦片・土器片を含む。

8・29 M地区：東西溝の埋土層は東で2層、西で1層。溝底の深さは発掘面より70~80cm。東西溝北方の建物には桁行6間以上、2面庇付建物(S B 064)、桁行7間以上、南庇・縁付建物(S B 063)、7×1間(S B 4825)の都合3棟の東西棟建物の重複を確認。

8・30 M地区：東西溝(S D 4810)の西端部では東から西にa(S D 4741)・b(S D 4840)・c(S D 4742)の三本の溝に分枝し、c溝が古く、a・b溝は東西溝と同時であることを確認。

8・31 M地区：Oラインに沿って大型の東西柱掘形列(S A 4761)と、この東西柱列の南に接し

て柱列より古い東西方向の溝状掘形列を検出。南北溝(S D 4741・4840)より新しい。

9・1 M地区：C区東西溝状掘形を浅く掘り下げると一部に地山が現われ、溝底いっぱい柱掘形が東西に連続して検出。柱掘形は重複せず、浅い掘形と深い掘形が交互に並ぶ。

9・2 M地区：溝状遺構は西方では不明瞭となり浅・深掘形列のみ連続する。C 24~29区に4期重複する柱列を検出。

9・3 M C 30区で斜行溝a(S D 4741)と南北溝b(S D 4840)は合流し前者が新しく、8月30日検討の3本の溝の前後関係はc→b→aとなる。

9・5 M B 区遺構検出。

9・6 M A 区遺構検出。斜行溝(S D 4741)より礫出土。3期重複の柱列検出。

9・7 M S 区遺構検出。柱列2期重複。

9・8 M R 区に2期重複の柱列検出。

9・9 M Q 区に東西柱列(S A 4692)と、31区に南北柱列(S A 4782)を検出。斜行溝(S D 4741)はM D 31区で南北溝(S D 4743)と合流し、これより新しい。Q~C区の建物は(a)2間以上×3間(S B 4775)、(b)6間以上×3間(S B 4780)、(c)5×2間(S B 4770 A)、(d)5×2間(S B 4770 B)の東西棟建物4棟が重複し、a→dの順に新しくなる(なお、本報告ではb建物の南庇をS A 4692と組み合わせてS B 4783とし、c・d建物を北庇付きに改める)。

9・10 M・N地区：N~R 30区に南北4間分と北端で西に折れて2間分の柱穴(S B 4784)と、Oラインに沿って溝(S D 4753)を検出。

9・12 N地区：N~P 24区に東西棟建物(S B 4767)の西側柱列2間分を検出。N 29~31区に東西棟(S B 4710)の北側柱5間分を検出。

9・13 N地区：昨日検出の東西棟建物（S B 4710）の東側妻柱穴は東西に2つの柱穴が重複しているが前後関係は不明。

9・14 N地区：東西棟建物（S B 4710）の南側柱列を検出し、同位置で2時期の掘形の重複を確認。新しい掘形には全て柱抜取穴あり。L～M26区の南北柱列（S A 4630）の全ての掘形埋土中に瓦を多量に含む。Lライン上の東西溝（S B 4730）には底に玉石を所々に残す。

9・16 N地区中央部の遺構検出。

9・20 N地区中央部で5期にわたる柱穴の重複あり、東端部で東西3間・南北3間の小建物（S B 4629）を検出。

9・21 N地区中央部で東西棟建物（S B 4704）の北庇6間分および、これと重複して新しい東西棟建物（S B 4705）の北庇3間分を検出。小柱穴多い。

9・27 N地区中央部の東西棟建物（S B 4704）は梁行4間、桁行6間以上あり。同建物の東端柱間通りの南北柵列（S A 4630）は北7間分を確認し、さらに南に伸びる。

10・11 N地区中央の東西柱建物（S B 4704）は4面庇付建物であることを確認。この建物の東端に重複する大掘形の3×1間の南北棟建物は回廊状のものか、さらに南に伸びる（本報告でS B 4700の東庇に改める）。P地区南端から遺構検出開始。

10・13 P地区南端東半部で東西柱列（S B 4651）とP D 38区で4個の東西埴列（S B 4700の正面階段）を検出。

10・14 東西棟建物（S B 4704）と重複する新しい北庇付き東西棟建物（S B 4705）は身舎梁行3間と確認。これら2棟の建物と重複し最も古い10尺等間の柱穴（S B 4703）検出。

10・17 N地区東端で桁行5間の南北棟西側柱（S B 4670）と、その南に第6次調査で南妻側を検出している桁行7間の建物（S B 260）の西庇の北3間分を検出。この建物。西面から北面にかけて雨落溝あり。N地区北部から続く南北柵列（S A 4630）の北から10間目の掘形埋土には瓦礫を多量に含む。東西棟建物（S B 4704）と重複してより古い東西棟建物（S B 4703）の南側柱列と、これに重複する新旧の東西柱列（S B 4650・S B 4700）、およびその南方に小掘形の東西柱列（S B 4625）を検出。

P地区南端東半区で小柱穴列（S B 4640北側柱）5間分を検出。南端の柱穴列との間にさらに2列の重複する柱穴列あり。

10・18 M・N地区の遺構検出を終了。実測に入る。

11・2 P地区南部西半区に東・西庇をもつ南北棟建物（S B 4660）とその西に並列して南北柱列（S A 4760）、西端南部に南北2間分の柱列（S B

4721）を検出。

11・7 P地区東南部の2面庇付き南北棟建物（S B 4660）の北妻側柱、および、これと重複する新しい南北棟建物（S B 4680）の南妻側2間を検出。

11・8 P地区東半部において桁行9間、梁行4間の建物（S B 4703）の南側柱列と、これに重複する2時期の柱列との切合い関係を検討。

11・9 P地区西半部の南北棟建物（S B 4660）の北側中央柱から北に取りつく南北塀（S A 4690）の柱穴を検出。この塀と重複する柱間寸法6尺の東西4間の小柱穴2列を検出（S B 4698）。

O地区を北から遺構検出開始。遺構面は全体に粗いバラス面で、西側では白黄色粘土層の地山である。東西10間分の2時期の重複する柱穴列（S B 4830・4837）を検出。この柱穴列は昭和29年調査の際に6間分を検出しており、これと合わせて12間の東西棟建物が考えられる。

11・10 O地区北端で検出した桁行12間の柱列の南方に並列してやや西南にずれる桁行9間の柱列を確認（S A 4835としていたが、本報告ではS B 4835に改める）。この柱列と重複して北方の柱列と対応する古い柱掘形列を検出（S B 4837）。O地区東北隅から南西方向に斜行する溝（S D 4740）と、東端部で南北にのびる4m幅の浅い土壇あり、瓦器を混入。

P地区東端部に幅2mの南北方向の築地状高まりを検出するが新しいため除去。

11・11 O地区北部で桁行12間東西棟建物（S B 4830）の南側柱列を検出。東南隅柱は斜行溝（S D 4740）と重複して新しい。掘形・抜取穴ともに瓦などの遺物出土は極めて少ない。

P地区東半部では3時期の重複する大型東西棟建物の柱穴を検出するがまともならず、西半区ではコ字状に埴を抜いたと思われる溝（S B 4700の西階段跡）を検出。

11・12 O地区は全体に黄褐色バラスの地山面での遺構検出のため難渋。

11・15 O地区では桁行12間東西棟建物の南庇を10間分と、その南に並行する東西溝および、この東西溝心から4尺南に東西棟建物（S B 4800）の北側柱9間分を検出。東西溝は斜行溝より新しく、北側柱列は斜行溝より古い。

P地区西半に南北棟建物（S B 4680）とこれに重複する南北塀（S A 4690）、東西塀（S A 4691）、小柱穴の東西棟建物（S B 4696）および、西端の南北塀（S A 4760）と重複する総柱建物（S B 4725）を検出。

11・16 O地区では東西棟建物（S B 4800）の身舎北側柱8間分を検出し、昨日検出の北庇北方の東西溝は東西棟建物の西側面に沿って南に折れ曲がり雨落溝となる。この南北雨落溝内側に凝灰岩

が2箇所存在し、東西棟建物は低い基壇を形づくものと思われる。この建物の中央を分断する斜行溝(S D4740)は玉石敷の底石と側石を残し、溝底に7cm程の砂の堆積あり。

11・18 O地区中央部の北庇付き東西棟建物(S B4800)の西妻中央柱を検出し、この柱穴と重複して新しい東西塀(S A4761)10間分を検出。柱抜取穴から多量の瓦片・凝灰岩片出土。

11・19 O地区中央の東西塀(S A4761)のほとんどの掘形に南方への柱抜取穴が認められる。この抜取穴に切られる東西掘形列を検出。さらにその南に重複する古い柱列は東西棟建物(S B4800)の南入側柱列と確認。中央部斜行溝(S D4740)の他に中央東端にも斜行溝(S D4742)を検出。

11・21 P地区中央部に石敷東西溝(S D4730)を検出。

11・22 O地区中央東区で斜行溝(S B4742)と重複する柱掘形(S B4800)は攪乱墳のため前後関係確認できず。中央区東西棟建物(S B4800)の南庇柱列を検出したが、雨落溝はなし。

P地区中央部で東西棟建物(S B4705)の北庇柱列と、N地区検出の東西棟建物(S B4704)の西・北側柱列およびその西雨落溝を検出。

11・24 O地区南部で斜行溝(S D4740)は底石がなくなり、底石が攪乱された状態にあるのが一部に認められた。この斜行溝と重複する新しい東西柱列(S B4790)7間分を検出。

11・25 P地区北部西半分で7尺等間、3×2間の東西棟建物(S B4715)と、その内部いっばいに方形掘形(S X4714)を検出。井戸および井戸屋形か。

11・26 P地区北部遺構検出。

11・28 O地区南部中央で7×2間の東西棟建物(S B4790、本報告では北庇付きとする)を検出。石敷斜行溝(S D4740)より新しく、東の斜行溝(S D4742)より古い。石敷斜行溝の南端では石敷幅が広くなり(S X4751)、更に南では凝灰岩切石の枅形(S X4750)がある。

P地区北部で石敷東西溝(S D4730)の北に9×2間の東西棟建物(S B4710)の西半部を検出。

11・30 O地区南端に検出した東西塀(S A4692)は西端で南に折れて42区の南北塀(S A4690)につながる。O地区東南部では斜行溝(S D4741)を検出。

P地区北部の井戸屋形(S B4715)の北側柱は井戸掘形と重複して検出されず。井戸屋形の北から東にかけて溝がめぐり、石敷東西溝(S D4730)に合流。

12・1 O地区中央部の斜行溝(S D4742)はO地区南端部で枅形を設けて南に折れて南北溝(S D4749)となる。

P地区西端部の2条の南北塀(S A4760・4762)の検出終了。井戸屋形と井戸掘形を掘下げた結果、井戸ではなく約20~30cmで地山が現われ、3×2間建物(S B4715)の北側柱が埋土下より検出。この建物北辺東西溝(S D4738)から北に伸びる3本の溝(S D4739・4749・4748)はいずれもO地区の斜行溝と連なる。

12・2 N地区東端南部に拡張区と、N地区南方の道を隔ててトレンチを設定し補足調査。

P地区北部の東西塀(S A4692)の南に近接して斜行溝(S D4741)に連なる東西溝(S D4747)、および、塀・溝と重複して新しい南北棟建物(S B4746)を検出。

12・3 P地区北東隅で3×2間南北棟建物(S B4712)を検出。PO区の東南溝(S D4745)は最も新しく、溝中に埴・石等を含む。

12・5 N地区東拡張区の遺構検出。

12・6 O・P地区の遺構検出を終了。

12・7 遺構の清掃。

12・8 O・P地区の清掃、写真撮影。N地区東拡張区で2棟の南北棟建物(S B260・4670)を検出。N地区南トレンチでは2時期重複する4間の東西柱列(S B4610・4645)を検出。

12・9 O・P地区実測開始。

D 第73次発掘調査 6AAQ区A・B地区

1971年8月12日~11月17日

8・12 A・B地区東端より遺構検出。東面築地回廊(S C156)の寄柱礎石3個確認。

8・13 A・B地区：南半区表土排除。北半区遺構検出。薄い灰褐色土層(遺物ほとんどなし)下に黄色土ないし、黄褐色土の遺構面検出。

8・14 築地寄柱礎石1箇所と抜穴2箇所検出。西側礎石抜取穴5~6箇所確認。北端で灰褐色土が厚く、南端では灰褐色土層にバラスを含む。回廊側柱礎石抜取跡に凝灰岩片多い。

8・16~17 築地検出。築地回廊の叩き床面、築

地礎石抜取穴および礎石据付掘形を確認。回廊西側溝の一部検出終了。

8・18 回廊西側柱列の礎石抜取穴中の凝灰岩を取り除いた結果、根石は方形にめぐらせ、2段に積み上げた状態を確認。築地西側寄柱部分の精査、東西寄柱間の築地本体はやや黄味がかかった土で、その西側の回廊部相当の赤っぽい土を5cm下げたところでバラスまじりの面を検出。この面が西側柱の掘形のみえる面に続く。南半部の側柱より外側に凝灰岩切石敷を確認。礎石抜取穴は西側か

ら掘られている。

8・21 A地区：回廊西側溝検出。溝最上層には瓦・礫の密に入った黒灰色土があり、その下は側石及び底石を抜取った際の凝灰岩片入り褐色土となる。従って、溝中には溝が生きていた時の堆積土はない。側石の底面は東側石の方が西側石より深く、底石より15cm程深く掘り込んでいる。B地区の東北端部で築地回廊（S C156）の南門（S B7591）の親柱礎石抜取穴を2箇所検出。

8・23 築地回廊西側溝南半部の溝の以西には暗褐色土が広がり、一部は基壇上に及ぶ。その下に西側溝を破壊した凝灰岩片等を混入した溝を検出。側溝のB地区南半部は側石・底石が良く残り、北半部は抜き取られる。南面築地回廊（S C640）を発掘。寄柱礎石1箇所には上部に築地版築土が残り、寄柱自体の抜穴を検出。回廊側溝埋土から鬼瓦および軒丸瓦6133・6282・6311型式が出土。側溝化粧石の風化は著しい。

8・24 東面築地回廊西側溝の南端部では凝灰岩組み東西溝と合流して西側石は2尺程広がる。東西溝の南側には葛石が残存する。築地回廊（S C156・640）の入隅部分に凝灰岩敷石を検出。A地区では築地回廊西側溝の西方に並行して南北柱列（S A7595）5間分を検出。

8・25 B地区で昨日検出の南北柱列（S A7595）の南延長部を検出。

8・26 A地区東部で古墳周濠外縁部の埋土境界線認める。境界線は2重に見え1重目は黄色粘土で埴輪片を含み、2重目はガラスを含む埋土。

8・27～28 遺構検出。

9・2 床土排除。

9・6 B地区東寄りに5×1間の南北棟（S B7615）検出。A地区西北部に円筒埴輪掘形を検出。径約40cm、深さ約7～8cmで円筒の底部のみ残存。B地区南部に古い時期の東西塀（S A655）を検出。A地区西端で北西から南東に走る浅い溝を検出。土器を少々含む。B地区南端で礎石抜取穴4箇所検出（S B7600）。すりばち形で深く、底にのみ玉石があり、回廊礎石と形式が異なる。抜取穴に瓦・土器等を投入、瓦は一部焼けている。

9・7 B地区南端の礎石建物（S B7600）基壇の西側溝検出。凝灰岩側石を抜き取り、投げ込んである面まで確認。その上に遺物堆積層あり。2棟建物（S B7606・7608）を検出。柱穴掘形・抜取穴（S B7608）より瓦片多数、土器小片、軒瓦数点出土。抜取穴の底に凝灰岩を据えている。その他、東西棟建物（S B7608）と重複してワダチ跡3条検出。

9・8 基壇建物（S B7600）の北側溝を掘り進める。基壇建物の西北隅柱の礎石抜取穴を検出。古い東西塀列（S A655）の続きを検出。

9・9 基壇建物の北方に東西塀列（S A655）と

重複して東西棟建物（S B7601）2間分検出。柱間寸法は西から10尺、12尺となり基壇建物の柱通りと揃う。南面東門推定位置にトレンチ設定。

9・11 B地区南端の礎石（S B7600）抜取穴検出。凝灰岩（敷石）が多く投げ込まれている。凝灰岩溝（S B7600北側溝）検出。東西棟（S B7608）の東妻通りを検出。この建物の軸線はわずか東側に振れ、柱掘形の埋土に瓦が入り、抜取穴にも多量に入る。B地区北半部では遺構らしきものは検出できず、奈良時代柱穴と思われる柱掘形より刀子が出土。

9・13 B地区東半で古墳東側周濠埋土部の遺構検出に入る。濠内土は黒く、穴の輪郭やや不明確。礎石建物（S B7600）北側溝検出。同基壇の北葛石と敷石に柱穴をあけている（S X7602・7603）。西側礎石抜取穴検出。北側礎石抜取穴を結ぶ溝状遺構を検出。

9・14 東西細殿風建物（S B7601）検出。北側の柱穴は東西塀列（S A655）と重複して細殿風建物の方が新しいことを確認。B地区東半部はガラス層厚く、上面で遺構検出。礎石建物北側溝の検出終了。基壇側石は外側石より背が高く保存良好で、側石掘付掘形も認められる。南面東門（S B7590）の東柱礎石抜取穴を検出。凝灰岩細片を混入。寄柱礎石抜取穴と重複。

9・16 基壇建物床面・礎石抜取穴検出。築地回廊床面は叩き土間で、覆土との間の肌分かれば良い。東西塀列（S A655）の中央部で、南に南北塀（S A7593）がとり付く。2間分の柱間寸法は9尺弱で、これらの柱穴はガラス層をある程度除去したのちに検出。

9・17 A地区で清掃をかねて遺構検出を行い、一辺約1.2mの大掘形をもつ東西塀（S A7594）を検出。B地区の東西塀列の延長に2間分と、細殿風建物（S B7601）2間分検出。その他に基壇建物（S B7600）の礎石抜取穴・柱掘形等検出。基壇敷石は北側柱列まで確認。基壇建物の棟通りに掘立柱があり抜取穴1、柱根1を確認。築地回廊（S C640）の南寄柱礎石はなく、代りに礎石抜取穴あり。

9・18 東西塀列（S A655）および、基壇建物礎石抜取穴検出。

9・20 東西塀列（S A655）と細殿（S B7601）の検出完了。南面築地回廊（S C640）検出。東面築地回廊（S C156）西側溝南端検出。東棟（S B7600）西半の検出作業終了。

9・22 B地区北半の最終検出。東西塀（S A655）の東端は東面築地回廊（S C156）の築地直下で北上することを確認。柱掘形は東西に長く築地積土下に検出。東棟礎石抜取穴をほぼ完掘。下面に小砂利を敷く。凝灰岩暗渠（S D4260）の西末端検出。溝の底石残るが大部分は抜き取られて

いる。暗渠掘形埋土に瓦が多い。遺構検出終了。

9・23 写真撮影。

9・25 写真撮影終了。東面南門（S B7591）発掘終了。南面築垣下に掘立柱を確認し、築垣の下に南北塀列（S A6905）あること判明。南面東門（S B7590）発掘区拡張準備。

9・27～28 門トレンチの遺構検出。門の床面敷石破壊している様子。築地積土の下に大掘形あり（S A7592）。礎石建物東の暗褐色土中より緑釉皿出土。

9・29 南面東門拡張区では、先に検出済の東側礎石に対応する礎石抜取穴及び寄柱を検出。門内は凝灰岩敷で、ほぼ原位置と思われる切石及び石敷抜取穴を検出。礎石建物（S B7600）の礎石抜取穴完掘。築地回廊東南隅の築地交点で下層の柱穴検出。内裏築地回廊の下に同規模の掘立柱柵列を確認。細殿（S B7601）の東半には築地回廊に伴う整地土が多く、その下層に柵列の掘形があることを確認。暗渠（S D4260）埋土より小型糸切須恵器壺とヘラ切り土師器出土。

9・30～10・20 遺構実測。

10・21 A地区西端部の古墳周濠にトレンチ設定。埴輪片若干検出。A区東側で3×2間の南北棟建物（S B7605）を検出。

10・22 古墳周濠は2m以上深く、葺石あり。柱穴チェック作業終了。

10・23 古墳葺石下端部確認。人頭大の玉石を並べ見切石とし、小石の葺石の上半部は崩れる。

10・25 遺構断面実測。古墳周濠検出作業。

10・26 南面東門拡張区の敷石攪乱部分の埋土排除。門礎石据付跡の検索。東面築地下に10尺等間の南北塀列（S A6905）を検出。東面築地南門（S B7591）の礎石掘形下層の南北塀の柱間は10

尺であるが、その北柱間は12尺、南柱間は8尺となり、東面南門（S B7591）は旧門の位置を踏襲。

10・27 航空写真撮影。

10・28 古墳葺石清掃。東西塀列（S A655）を盛土下でおよび築地回廊基壇下に検出。細殿（S B7601）と東西柵列はともに抜取穴を確認。礎石建物中央の掘立柱穴は深さ2mほどあり、古墳周濠下の地山に達している。

10・29 B地区北端部の古墳周濠部に幅2mのトレンチ設定。柱穴断割り。木階（S X7602・7603）の柱根下に礎石と根石検出。築地下の南北柱列（S A6905）検出。柱抜取穴から多量の瓦出土。築地本体は地山けずり出して周囲を版築状に築いている。

11・2 写真撮影。

11・4 古墳周濠底には腐蝕土堆積を確認。

11・5 東楼（S B7600）掘込地業は、古墳の埋土・整地土上から地山直上まで掘込み、古墳濠にかかる部分を深くして、地業内は均質に地固めしている。掘込の周辺の軟弱部には玉石を投入して積上げ、南端では西半を除いて掘込地業はないとみられ、その代わりに、周辺に溝をめぐらし、基壇の区画溝とした模様。

11・6 実測、清掃。

11・8 写真撮影。

11・9 古墳前方部確認。南北70mの帆立貝式古墳である。航空写真撮影。

11・10 柱根抜き取り。

11・11 写真撮影、実測等。

11・12～15 前方後円墳検出。実測。埋め戻し。

11・16 写真撮影、実測。

11・17 写真撮影。実測。埋め戻し作業終了。

E 第78次南発掘調査 6A A P区L地区

1973年 4月9日～7月21日

4・9 発掘区面積は2730m²に設定。西端より床土排除。

4・11～16 床土排除。

4・18 床土排除終了。築地寄柱礎石（S C156）を1箇所検出。

4・19 西端から遺構検出開始。南方では土器細片を含む暗褐色土が堆積（厚さ20cm程）。遺構はその下から検出。北方は地山が高くなりこの堆積層はなし。東北隅で検出された建物（S B4767）の東妻柱がⅡ期の東西溝（S D4753）を切る。

4・20 36次で確認されている東西棟（S B4767）の北半2間分を検出。西端南半区では5間×2間の南北棟建物（S B4670）を完掘。北端の掘立柱塀（S A4692）付近ではバラスあり。南側では自然層の傾斜に沿って下がり、その上には土器細片

・炭化物を含む包含層が厚く堆積。

4・21 東西棟（S B4767）の南面庇と考えていた小柱穴（S B7919）はさらに東に伸びる。西端中央部の東西溝（S D4730）は南に折れる。凝灰岩・玉石が放り込まれている柱穴（S A7876）検出。

4・23 東北部の南北柱列（S A7893）は北半で終る。柱穴埋土は黄褐色砂質土で遺物はほとんどなし。東北隅の小柱穴の東西棟建物（S B7919）完結。東側面の埋土は暗褐色。隅柱はややずれており、南北柱列（S A7876）と重複して新しい。東西溝（S D4730）の南への曲折点では2時期あり、古東西溝→凹み整地土→南北柱列（S A7893）→新東西溝の順に新しくなる。南折した南北溝（S D7967）の北半は暗褐色土で遺物は皆無に近い。

南半は小バラス・瓦片を含む。溝埋土を除いて小穴3個を検出。南北柱列(S A7876)は北端で西に曲がる。抜取穴は黒褐色土・灰褐色土で瓦片がやや多い。

4・24 堀の東に沿う南北溝(S D7870)検出。中央部に玉石の底石残存。南では底石は抜き取られ小礫多い。中央の東西溝(S D4730)は底石の抜取穴があり、埋土の状態より南北溝と同時期。

4・25 南北溝(S D7870)には南で東西溝(S D7869)と合流。東西溝は側石だけで底石はない。

中央東西溝(S D4730)との合流点から北の南北溝(S D7870)は素掘で南行するものよりも古く、北で東西溝(S D4753)と合流。南北溝を境に小柱穴群を検出。これらの多くは上層の整地層では認められず、地上面で検出。南北溝の東は全面バラス敷き(S F7890)、その下に瓦を含む汚れた土あり。

4・26 石敷南北溝にとりつく東西溝(S D7869)を検出。この溝と直交して北に伸びる南北溝(S D7872)あり。整地層上にバラスが一面に見られ、南側に顕著。床土・包含層・バラス面・暗褐色土・地山となり、遺構は地山まで掘下げないと確認できず。北側では暗褐色整地土下の炭化物を含む層を除去して遺構検出。軒瓦は小型の6685・6313、6225型式など目立つ。土器は奈良時代後半。

4・27 溝の交点に南北溝(S D7872)の側石が残る。東西溝(S D7869)よりも斜めに走る南北溝の方が古い。北側の遺構上面に土壙(S K7909)を検出。

5・7 土壙埋土排除後、柱穴数個検出。北西部で検出した5間以上×4間の総柱建物(S B7873)はⅡ-1期(Ⅱ期)の10尺方眼にのり埋土もきれい。この建物と重複して方1.4mの柱掘形が10尺間隔で並ぶ(S A7891)。埋土には遺物をほとんど含まない。バラス敷(S F7890)は幅4~5mで南北両端に玉石縁石を据え、南側の縁石は抜取跡のみ。道路であった可能性あり。

5・9 バラス敷の検出、およびその北で数個の柱穴検出。

5・10 バラス敷の南に東西棟建物(S B7875)を検出。中央北部に検出された小柱穴は最も新しい時期の建物(S B7905)。

5・11 斜行南北溝(S D7872)はバラスを除去しないと出ない。バラス敷南の建物(S B7875)の西妻柱を検出。梁行2間の東西棟となる。この建物の西北隅にとりつく東西堀(S A7888)を検出。

5・12 バラス面(S F7890)清掃。東西棟建物(S B7875)の南側柱検出。バラス敷の北に東西棟建物(S B7874)とそれを切る南北棟建物(S B7894)を検出。

5・14 北部中央の小土壙から瓦片多量出土。C

D13~15区に東西棟建物(S B7875)内に小柱穴検出。柱穴中にバラスが詰まり遺物全く含まず。

5・15 バラス敷は西半区では削りとられる。バラス敷以南の整地層から瓦器が出土したことから削平は平安期か。バラス敷北の東西棟建物(S B7874)の間仕切柱を検出。

5・16 発掘区中央の東西溝(S D7872)は東北へ折れて斜行溝となる。埋土の中央には瓦など遺物が多く、両側の埋土はややきれいで遺物は少ない。

5・17 中央北部の斜行溝(S D7872)と重複して幅20mの南北細溝を検出。溝中に3m間隔で4個柱穴あり。バラス敷南の溝(S D7869)は上・下層の2時期あり。中央区の東西溝(S D7872)は更に東進して東北に折れる斜行溝(S D7863)となる。東南区で南北溝(S D7870)を切る柱穴列(S B4615)確認。柱抜取より灰釉陶器出土。

5・18 発掘区東部には褐色の整地上が厚く堆積。この整地上上面で東西棟(S B7874)と東西溝(S D7872)を検出。

5・19 道路南側溝(S D7869B)の側石抜取穴はE10区の東では平安期の土壙(S K7915)に切られ、その埋土下より検出。斜行溝(S D7872)は新旧2時期あり。

5・21 発掘区南端の7×2間の東西棟建物(S B7875)完結。バラス敷(S F7890)の東半バラスを取り除き、その下の暗灰色土層排除。東西棟(S B7874)の東に凝灰岩を敷いた南北敷石列(S X7867)を検出。発掘区北端にかかる柱穴(S B7881南底)より軒丸・軒平瓦出土。中央区柱穴(S B7892)より丸瓦出土。

5・22 凝灰岩切石(12枚)の敷石列は掘形を伴い、南の延長線上に不規則なバラスが一部認められる。凝灰岩切石の大きさは42×36cm~42×29cm、厚さ約10cm。井戸(S E7900)西の大土壙(S K7915)から多量の瓦器・土師器が出土。大部分は平安時代後期のもの。バラス敷(S F7890)北の東西棟(S B7874)は8×2間の建物として完結。

5・23 北部東半区の南底の東西棟建物(S B7864)は築地回廊(S C156)下に延びる。築地回廊西側溝の西側に沿って南北柱穴(S A7879)を検出。

5・24 凝灰岩切石による築地回廊(S C156)側溝検出。北半区の東西堀(S A7891)の柱穴は明らかに西側溝を切る。北東部で築地回廊側溝を切って東にのびる暗渠(S D7871)を検出。井戸西側の切石積は東方に傾斜し、切石積の西に沿う溝状掘形は浅い。

5・25 築地回廊西側柱礎石は残存せず根石のみ検出。根石は方形に整然と据えている。井戸北側の玉石敷は三段下って玉石溝となる。

5・26 回廊西側溝面の南北柱列（S A7879）を完掘。築地の痕跡と寄柱、築地に開く門（S B7970）及び暗渠（S D7871）を確認。

5・28 井戸石敷遺構の東北隅には後世に攪乱された黒褐色土層があり。

5・29 築地回廊上面及び側溝の清掃。築地回廊の築地直下に新しい土層を検出。井戸全容を知るため、南へ拡張区設定。

5・30 井戸拡張区の東南部は攪乱が大きい。井戸東方の築地痕跡は大部分削りとられる。回廊側溝の凝灰岩石敷の検出は南半部で凝灰岩くずを清掃し敷石の目地を探したが部分的な検出に留まる。回廊側溝以西に向かい清掃を行いつつ、整地層を削りながら柱穴を再検出。

5・31 築地回廊側溝の落ち込み状況を写真撮影。井戸遺構の拡張区で凝灰岩切石積の全長を検出。拡張区敷石部分では井戸北方に小柱穴（S B7902）を検出。

6・1 斜行溝（S D7872）と柱穴の切りあいチェック。中央部で南北棟建物（S B7894）を検出。

6・2 井戸拡張区で築地回廊礎石2個発見。中央部で柱穴の削り直しと再検討。南庇建物（S B7864）の足場穴を検出。

6・4 西南部の南北斜行溝は投げ込まれた石を一部残し底まで掘り下げる。築地回廊側溝に投げ込まれた凝灰岩を取り上げて整理。溝底で目地を出す。井戸の東北セクションを撮影後実測。井戸東部の確認。築地回廊に抜ける暗渠（S D2350）を検出。トレンチを更に東南に拡張。

6・5～6 拡張区の表土排除。

6・8 井戸（S E7900）検出。20cm 程下げた所で一辺 1.65m 位の横板の方形井戸枠を検出。さらに下げたところ内側にはめ込む形で径 1.5m、厚さ 15cm 程の円形井戸枠を検出。

6・9 井戸東方で暗渠（S D2350）底石と一部の側石を検出。第21次検出の暗渠と連なる。

6・11 井戸石敷と掘形検出。井戸掘形の西南及び西北隅で柱掘形（S B7901）検出。西北に柱根残存。

6・12～13 写真撮影。

6・14 写真撮影。クレーン撮影による写真測量用基準杭打ち。

6・15 写真測量。

6・18 杭打ち。貫打ち。

6・21～23 ダメ押し・実測。

6・25 西北部の南北柱列（S A7893）は 10cm 程下げた所で地山となり、柱痕跡は認められず。

6・26～7・4 ダメ押し。実測。

7・5～7 ダメ押し。実測。西端部築地にかかる新しい土層を底まで下げ、凝灰岩溝の底石・側石検出。更にその下に玉石敷（S X7866）を検出。

7・9 井戸（S E7900）掘下げ。5層に分かれ、各層から遺物検出。最上層は粘土層で曲物・瓦片・木錘・桃核など。第2層も粘土層で曲物。第3層からは木質遺物なし。第4層は粘質土が中央部になく周辺部分にのみ厚く堆積。第5層上端近くで土師杯4個体あり、バラス含む砂質土で部分的に粘土ブロック含む。井戸の廃絶に際して凝灰岩片を投入。

7・10 回廊下暗渠部分トレンチ拡張。井戸を掘り下げ中位より曲物・編物・櫛・桃核等出土。「白物桶福德」と墨書した曲物底板破片出土。

7・11 築地回廊下層石組遺構（S X7866）の北に南北柵（S A6905）掘形確認。この柱掘形の西に築地上面から見えていた焼土入りの柱穴が方形の掘形をもつこと確認。井戸掘り下げ終了。底バラスを上げ和同開珎・神功開寶各1枚出土。井戸掘形埋土の掘り下げ開始。上端に近いところから自然釉須恵器片及び軒平瓦6664型式出土。

7・12 築地回廊下の遺構精査。凝灰岩石組み及びその下の玉石敷（S X7866）は、遺構検出面から掘形が見える。井戸掘形掘り下げ。丸井戸の天端まで一時に裏込め土を入れ、この段階で方形井戸枠を組むため周囲に凝灰岩切石を方形に敷き並べ、その外周に玉石をつめた後に方形枠を組み上げて完成。

7・14 井戸掘形検出。

7・16～17 写真撮影。実測。

7・18～19 埋め戻し。

7・20 井戸掘形の検出完了。掘形上部方形。60cm 程下がって円形となり、東南隅部分にほぼ井戸枠外径に見合う円形の拡張部あり。

7・21 井戸枠取上げ発掘終了。

F 第78次北発掘調査

6A A P 区 K 地区

1974年7月4日～9月6日

7・4 西側から遺構検出。

7・8 遺構検出。

7・9 西区南半で南北塀（S A7876）を確認。南北塀北部では掘形重複。南北塀掘形上層から瓦6282出土。西端中央部の東西溝（S D4810）は南東へ斜行する。溝埋土層は3層に分かれ中層に瓦

多く、上層から軒丸瓦6308出土。

7・10 西端中央部の木炭穴から多量の土器・瓦片、軒瓦6282・6721が出土。

7・13 西北辺の建物（S B063）は12間×3間で完結。南に庇（縁束に改める）がつく。西南部の南北溝（S D7870）は上・下2層に分かれ上層

に奈良時代末の土器多数出土。

7・15 斜行溝(S D4810)に合流するバイパス溝(S D8035)を検出。一部に瓦が多量に堆積。バイパス溝と東西溝(S D7870)との前後関係は、東西溝上層はバイパス溝より新しく、東西溝下層はバイパス溝より古い。

7・18 遺構検出。

7・19 凝灰岩溝(S D4810)と東西溝(S D7870)合流地点の重複関係は、上層では前者が古く後者が新しい。D・E、西半中央区で6×2間の東西棟建物(S B8007)検出。中央北部で東西棟建物(S B8020)の西側面2間検出。その東側に東西棟建物(S B8000)の西側柱4間分とその西雨落溝(S D8001)である幅30cmの浅い溝を検出。発掘区中央南辺部に赤褐色粘土の整地土(厚さ50cm程)が全面に残る。

7・22 発掘区中央部の遺構面上に灰釉陶器を含む暗灰色砂層あり。

7・24 中央部遺構検出。

7・25~29 発掘区東半の床土除去。

7・30 床土除去。東端中央部に焼土の広がりあり、焼土上に薄い黄色粘土が被る。焼土下は築地回廊(S C156)の版築土。この築地回廊の遺構面は既発掘区より若干高い。

7・31 発掘区東端より西へ遺構検出。南部に築地寄柱礎石一対を検出したが、他の寄柱は残されず。中央に暗渠(S X8057)検出。築地本体から西へ暗渠の幅はやや狭くなる。築地回廊基壇面は築地の東で焼面を検出。西面では20cm程の段差があり、後世に削平されたものらしい。

8・1 築垣下暗渠に連なる東西溝(S D7870)検出。築地回廊側溝はわずかに切石凝灰岩が残存し、土器細片を多量に含む暗褐色土が充填。回廊の南寄りに凝灰岩切石・平瓦等の充填した礎石採取痕跡検出。

8・2 築地回廊側溝埋土の暗褐色~暗灰褐色砂

質土から軒瓦6311・6308・6282D・6225A・6663A・6721型式出土。中央部に凝灰岩東西溝(S D7870)を検出。回廊側溝は東西溝よりも新しい。

8・3 凝灰岩東西溝(S D7870)検出。溝中より瓦破片多数出土。発掘区中央東寄りの土壇状遺構の埋土はカーボンを含む暗灰色砂質土で瓦・土器片を多量に含む。築地回廊西側溝北端の凝灰岩は原位置をとどめ、北半の溝中に多数の凝灰岩が投げ込まれた状態で検出。

8・5 土壇状遺構はガラスを多く含み、北に隣接する柱穴掘形(S B8020)の埋土と良く似て同時期の仕事か。

8・6 当発掘区で最古に属する東半区南端の東西棟建物(S B8010)の北側面から3間目の柱位置には凝灰岩を置き、柱痕跡埋土より軒丸瓦6311B型式出土。東西棟2棟(S B8020・8030)完結。南棟(S B8030)が新しい。

8・7 北方の4面庇付き建物(S B8000)は西6間分を検出。

8・8 西半南部の斜行溝(S D7872)内に木製暗渠検出。

8・9 回廊側溝の掘下げと基壇面の精査。

8・10 西半区の斜行溝(S D4810)とバイパス溝(S D8035)の交点の前後関係は斜行溝下層→バイパス溝→斜行溝上層となる。

8・14 写真撮影。

8・15~9・2 実測。

9・2 ダメ押し。

9・3 ダメ押し。

9・4 ダメ押し。築地回廊下層遺構検出。築地回廊南半部で築地積土の暗黄褐色土層の下に築地以前の柱穴遺構、築地直下に3個の南北柱穴(S A6905)および東西凝灰岩溝(S D7870)下層に連なる斜行溝(S D8058)を検出。

9・5 ダメ押し。

9・6 ダメ押し、実測終了。

G 第187次発掘調査 6A A O区S地区

1987年11月24日~12月23日

11・24 縄張り。バス停の小屋解体開始。調査区両端からユンボで上土取り開始。旧耕作土上面まで約1mの盛土あり。

11・25 調査区東北隅の上土取りを開始。約70cm下げて黄色の築地築土が出現。遺構の残り良。調査区は旧県道路面にあたり、旧耕土上まで堅くつき固めたガラスまじりの土層である。

11・26 旧県道部分をその南北両側より一段高く残す。旧県道の南側は現地表より1m下げて旧耕土に達す。旧県道は築地築土の上に何層かのガラス混り砂質土層あり。旧県道の北側は旧県道部分よりやや下まで掘削。トレンチ西端部から遺構検

出開始。築地築土が地山より40cmほど上まで残る。築地の中央及び南北両側に3本の新しい溝があり地山に達す。

11・27 ユンボによる掘削は午前中で終了。西から遺構検出。

11・30 トレンチ中央部西寄りの北壁に接して寄柱礎石を原位置で検出。礎石の南半には築土が残存。

12・1 昨日に続いて東に寄柱礎石を検出。築地の南寄柱礎石は削平。寄柱礎石をたよりに回廊南側柱礎石位置を推定し削ったところ、トレンチ南端に接して5間分の据付穴ないし採取穴の底をか

ろうじて検出。穴埋土は瓦細片が少量混った灰褐色砂質土で深さ約5cm。

12・2 東半南端に新しい大土壙あり、中央北端の寄柱礎石は2箇所のみで東は新溝により消失。

12・3 東半区南端に築地回廊南側溝抜取跡を検出。これに切られて市庭古墳周濠東南隅を検出。周濠の埋土は下から灰黒色砂、灰褐色粘質土、黄褐色砂質土。灰黒砂層中には、人頭大の隙がつまる。灰黒砂を土壙埋土と誤認。また、検出面上の灰褐色粘質土と黄褐色砂質土の境界を、大土壙と一連のものとして誤認。築地回廊南側柱礎石跡3間分を検出。

12・4 東端区で築地回廊の東北入隅柱礎石跡とその北に築地南寄柱礎石、および東端に下層掘立柱(SA6905)を1箇所検出。

12・5 精査しながら西に折り返す。築地築土が堤状に残る部分の最上層に瓦を含む灰緑粘質土があり除去したところ、築地黄褐色土上に緑灰粘土がつまった小穴の並びを検出。

12・7 東端の南北堀(SA6905)2間分の柱穴を検出。

12・8 清掃開始。西端区に築地南寄柱礎石3個検出。西の2個は中央に孔があり、周縁部を築土が覆う。

12・9 清掃。写真撮影。

12・10～12 実測。

12・14 北面築地下層掘立柱堀(SA061)を検出。いずれも掘形は見えにくいだが、柱抜取痕跡は比較的見易い。

12・15 発掘区の西方と東方北辺に断割区を設定。西方トレンチには人頭大の石が密にあるが、石の間に瓦を含むので築地の地葉か攪乱か不明。古墳周濠埋土上面まで検出。東トレンチは深さ50cmまで下げ、周濠東肩あらわれる。

12・16 東トレンチで古墳周濠の東辺葺石を検出。葺石上には灰色砂の堆積あり、西トレンチでは築地積土下に浅い整地と、北半部にこの整地土を切って深い掘込あり。

12・17 断割部分の清掃、写真撮影。西トレンチ北半の深い掘込内に人頭大の石を含む灰色粘土を埋土とする土壙あり。この土壙は、下層柱穴(SA061)を切る。

12・18 実測。断割トレンチの遺構検出。

12・19 実測。西端部に断割区設定。

12・21 西端トレンチ、西トレンチに下層東西堀(SA061)柱掘形および、掘形の南に並行する雨落溝を検出。土壙は抜取穴と判明。東トレンチでは古墳周濠の裾石列とこれに直交する葺石の区画石列を検出。平面実測終了。

12・22～23 埋め戻し。

第三章 遺 跡

1 遺 跡 の 形 成

平城宮の発掘が開始される以前にも、平城宮南面東門(壬生門)の北方には、永らく「大黒の芝」と呼称されて来た土壇を中心として、左右対称に南北に長い土壇が並列し、奈良時代平城宮の大極殿・朝堂院跡に推定されてきた。これらの区画のさらに北方に広がる約180m四方の区域が本報告の対象とする内裏である。発掘調査の結果、奈良時代前半には外郭を掘立柱塀で囲むが、後半には築地回廊に改められる区画の中央南半部を内裏正殿区域、北半部を御在所区域とし、周囲に官衙を擁する建物配置型式が明らかとなった。遺構は、平城宮造以前の古墳にはじまって、平城宮内裏の遺構は6時期の変遷をたどり、そして平安時代以降には3時期にわたる集落跡が確認できる。

内裏地区は、平城宮内の中央やや東よりの平城宮内でも最も高燥の地に位置する。この地域は、北方の奈良山から舌状に南へのびる丘陵地形の中程にあたり、南へ緩やかに下ると同時に、東と西の方向に向っても下り勾配をもっている。平城宮造営に伴って、この丘陵地形頂部を削り、東と西の低部を埋めて地形造成を行っている。東は内裏外郭官衙地域を経て宮内の東の基幹排水路であるSD2700流域の低湿部に至る。また、西は中央基幹排水路SD3715を挟んで、第一次大極殿院へと連続する。以下に地形造成の経過について述べ、各時期の地形復原を行う。

A 発掘前の地形

1922年に内裏、大極殿、朝堂院の一郭が史蹟に指定され、1924年からこの地域の保存整備が行われた。1962年の航空写真に見られるように、大極殿と朝堂院を囲む石積の堀と土壇は、この時に造成されたものである。当時の史蹟指定地は、内裏の中央を東から西へ横断する農業用水路より南側の地域であり、未指定地の内裏北半部には水田が営まれていた。この用水路は東北の水上池から南流し、内裏を横断した後、第二次朝堂院西端を南流するものと、第一次朝堂院へのびるものとに分かれる。内裏を西へ流れる部分では南岸に帯状の地形の高まりが認められた。これは後の発掘調査によって用水路を開削した時の盛土で、奈良時代の遺構とは無関係であることが判明した。この用水路の北側では、内裏東面築地回廊および西面築地回廊の位置に南北に走る畦畔があり、これを両端としてほぼ矩形の水田が3列ないし4列に南北に並ぶ。しかし、回廊で囲まれた内裏内部の建物の配置状況をうかがわせるような畦畔は認められなかった(Fig. 9)。

調査地の土質は、発掘調査と1961・1962年のボーリング調査によって、砂・礫・シルト・粘土が厚く堆積する大阪層群が下層に広がり、この上部を不整合に入り交る新期洪積層の礫層が覆っていることが判明した。これらの自然堆積層の上に奈良時代の整地土、水田耕作用の床土、

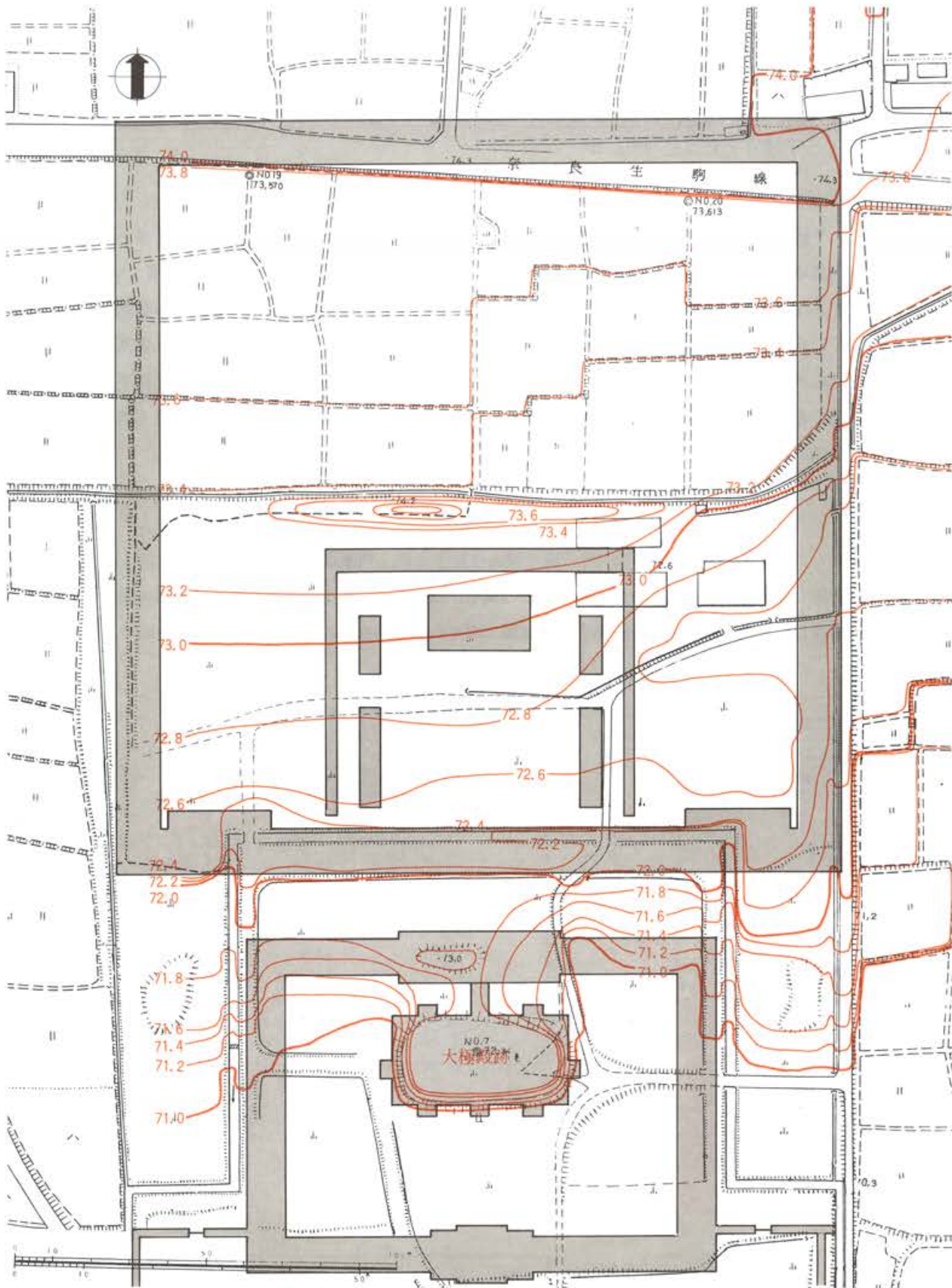


Fig. 9 発掘以前の地形 (1:1500)

耕作土などが順次堆積している。

B 地形造成の変化

i 平城宮造営以前 (Fig. 10)

平城遷都以前のこの地域は、奈良山から南にのびる丘陵上に、いくつかの古墳が存在していた。平城宮北端には、墳丘全長が250mもある大規模な市庭古墳(SX500)、本報告の対象となる内裏地域から南の第二次大極殿地域にかけては、墳丘の全長が116mある神明野古墳(SX249)などの前方後円墳をはじめとして、第二次朝堂院地域には直径約10mの方墳が多数散在していることが判明している(第188次調査)。この地域における平城宮造営以前の地形を復原したものがFig. 10である。この地域における地形の勾配は約2%で、きわめて緩やかな南下り勾配である。この緩傾斜面に神明野古墳(SX249)の周濠を掘削し、掘削土を盛り上げて墳丘を形成したものと思われる。墳丘の築成土は平城宮造営とともに削平されて残らない。

ii 平城宮造営以降

I期 平城宮の造営に伴い神明野古墳の墳丘は削平され、周濠は埋められる。明確に第I期の造成とみられる盛土はないが、もともとの緩やかな傾斜面に若干の盛土を施し、地形の凹凸を整地したものと思われる。四周を掘立柱塼で囲まれた方500大尺の内裏地域は、この緩やか

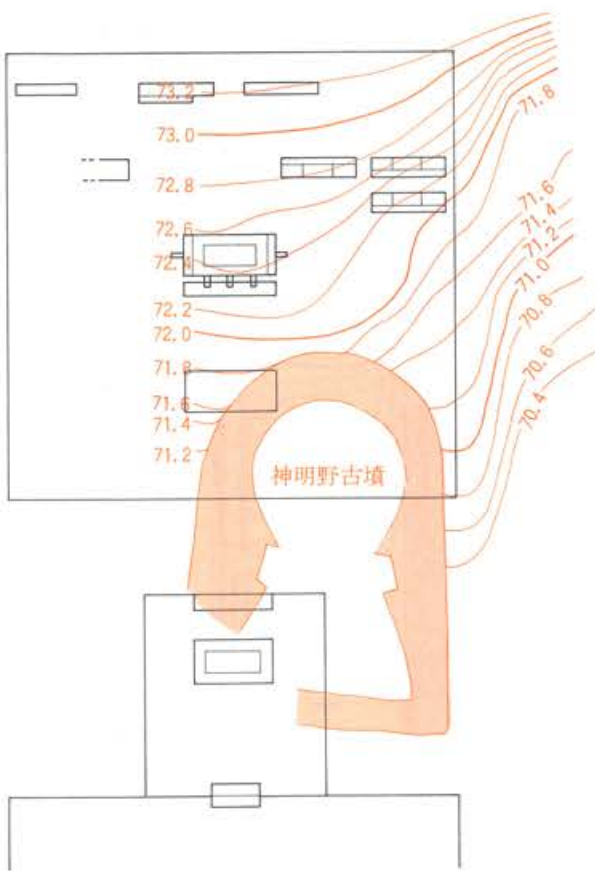


Fig. 10 平城宮造営以前の地形 (1:3000)

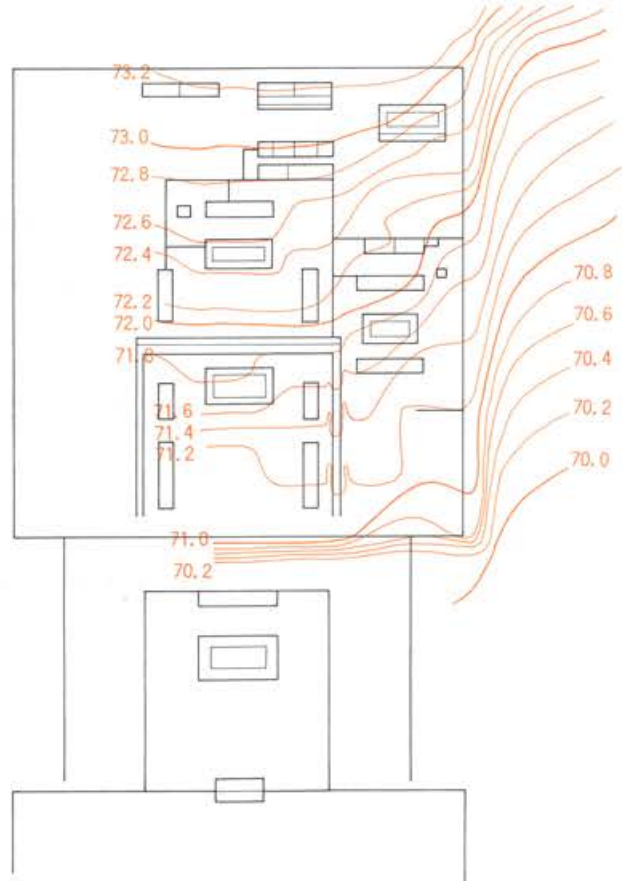


Fig. 11 II期の造成地形 (1:3000)

な傾斜面上に形成され、ことさら台状に一段高く地形造成が行なわれることもない。したがって、南面を画する掘立柱東西塀 S A 655 の南側に明確な地形の高低差が生じることもなかった。

Ⅰ期 (Fig. 11) Ⅱ期になって外周の掘立柱塀は南へ約 17m 移設され、東西約 180m (600尺)、南北約 189m (630尺) のやや長方形の区画に改造される。この改築に先立って、当初の地形に新たに造成が行なわれる。

Ⅰ期は、古墳の墳丘を削って濠を埋め、自然の凹凸地形をならしただけの造成であったが、Ⅱ期には、掘立柱塀でとり囲む方形区画を台状に盛土造成している。盛土造成は、Ⅰ期の整地面の上に、砂混りの黄褐粘質土を南で厚く、北に向うにしたがって薄くつき固めてならしている。台状方形区画の南面における盛土厚は

約 70~80cm にもおよび、区画南端には比高 0.8~1.0m、勾配約 50% の法面が形成されていたものと考えられる。台状方形区画の上面は緩やかな約 1.2% の南下りの勾配で、内裏正殿区域、御在所区域などの中央部は等高線がやや南へ張り出して若干高くなっていることがわかる。掘立柱回廊 (S C 247) や掘立柱南北塀 (S A 7876) 建設予定地点には微かな地形の高まりが見られ、区画内の雨水排水を南へ流すと同時に、東西にも振りわけて高燥化をはかっている。

Ⅲ~Ⅵ期 (Fig. 12) Ⅲ期は、Ⅱ期の掘立柱塀が凝灰岩基壇をもつ築地回廊に改められる時期であり、その後、宮の廃絶まで大きな造成は行われない。築地回廊 (S C 156・060・064) の建設に先行して、Ⅱ期にも増して方形の台状盛土区域の整形が行われる。南面築地回廊基壇は、南の大極殿院区域の地表面から約 1.2m の高さに築造される。東面築地回廊の東側の区域も、基壇の築成に伴って整地が進み平坦になる。東面築地回廊中ほどの井戸 S E 7900 B は改修される。すなわち、井戸本体はⅡ期からそのまま存続するが、築地回廊基壇の造成に伴って井戸周辺の地盤が上がったため、井戸の周囲に埴や凝灰岩を用いた擁壁を形成している。築地回廊で囲まれた内裏内部の地形はⅡ期をほぼ踏襲し、大幅な改修は行われない。

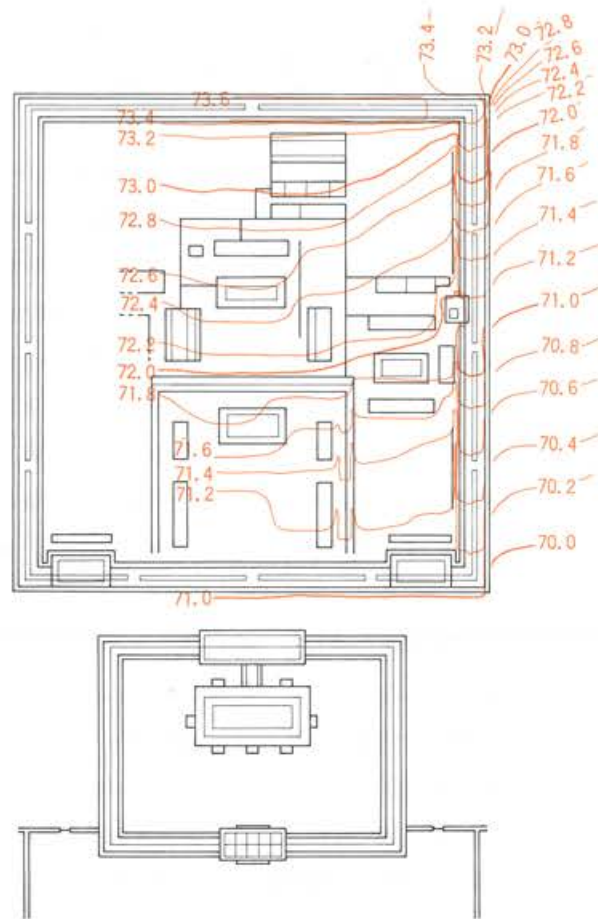


Fig. 12 Ⅲ期の造成地形 (1:3000)

2 遺構各説

発見した主な遺構は、掘立柱列35条・回廊5条・建物111棟・井戸1基・溝52条などである。その他に、建物遺構に付随する足場穴を数多く検出しているが、これらは建物と一体のものともみなした。検出した掘立柱穴の100%近くを建物にまとめることができたが、Ⅲ期内裏の東面築地回廊S C 156の基壇下に検出したⅠ・Ⅱ期建物の柱穴については、基壇の保護を顧み、断割調査を最小限に留めたため明らかにし得なかった。

築地回廊の部分では層位的に時期の前後関係を明らかにし得たが、それ以外は全て同一面上で遺構を検出したために、遺構の時期区分は重複関係と配置関係によって決めた。

本節では、遺構数があまりにも多く煩雑さを避けるため、第Ⅵ章3に述べる時期区分の結果によって、Ⅰ～Ⅶ期の時期ごとに遺構を解説し、表記した(別表1)。したがって解説の順序は必ずしも遺構番号の順にはなっていないので、利用の便に資するために遺構番号順の時期・解説頁の一覧表を作成した(別表2)。

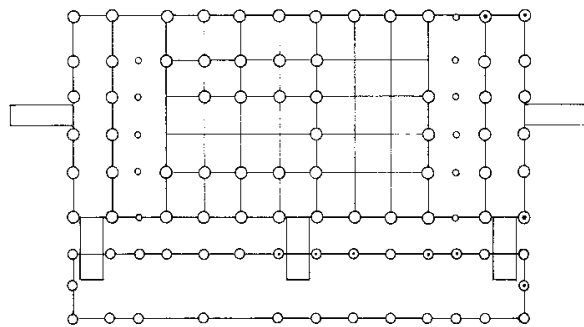
遺構解説に先立ってあらかじめ断っておかねばならないのは内裏地区内の呼称である。内裏内部の構成は内裏廃絶後のⅦ・Ⅷ期を除いて基本的には共通している。それは内裏南半中央に「内裏正殿地区」と、これに内裏南北中軸線を揃えた北半の「御在所正殿地区」の一郭は、それぞれ回廊・塀で区画される。御在所正殿一郭の北に「内裏北殿舎地区」、その東隣りの内裏東北隅を「内裏東北殿舎地区」、内裏正殿および御在所正殿の東方を「内裏東殿舎地区」、その南の建物遺構のない広場を「内裏東南広場」と仮称する。

内裏正殿一郭はすでに『平城宮発掘調査報告Ⅲ』(以下は「報告Ⅲ」と略記する)でその大部分は報告済みであるが、その後の調査域の拡大による新知見を踏まえて再度解説を加えることにした。また、同一建物で2時期以上の増・改築にかかわるものは創建期に増・改築とその時期を含めて解説を加えた。なお、解説文中の建物遺構模式図は検出した柱穴のみ○印で表わし、大は柱及び束柱(高床)、中は間仕切柱・床束・縁束、小は足場穴、◎印は柱痕跡をもつもの(抜取穴は除く)、●印は柱根をもつものとした。また礎石跡は、□で表示した。

A Ⅰ期の遺構

S B 4700 (PLAN 14・15・18, PL. 11)

内裏Ⅰ期の御在所正殿と推定される桁行11間、梁行5間、東西棟の総柱建物。柱間寸法は桁行中央7間10尺等間、同脇間15尺、同端間11尺、梁行中3間10尺等間、同端間12尺である。柱掘形の大きさは1.2~1.5m、深さ1.5~2.0m。桁行中央7間分の柱掘形は当初、



梁行10尺等間の計画で掘形を配置したのちに南・北端間を12尺に改めたためか側柱の柱掘形は縦長の平面になっている。柱は全て抜取痕跡がある。桁行脇間通り中央には側柱よりも掘形・

柱径の小さい床束を立てる。西側面中央間には階段が取りつき、木階の簷桁を受ける土台痕跡が溝状に2条残る。2条の溝とも同形で南北2.4m、幅50cm、深さ15cm。底に埴を敷き土台を受ける。S B 4700の西側柱心から西溝心まで4.9m、東溝までは2.1mである。東溝の土台には簷桁の支柱を立て、西溝の土台は簷桁の下端部と登勾欄の親柱を受けたものであろう。S B 4700の東側面中央間にも同様の木階を設けていたと考えられるが、推定位置の遺構面のレベルは、西木階の溝底レベルとほぼ同じであるため、削平を受けて痕跡を残さない。同様の階段痕跡は正面側にも認められる。南面西端間の柱心から16尺南に東西に4個の埴が一行に並ぶ。柱側からの距離は、前述した西側面の西方にある溝（埴敷溝）と一致し、これも木階の簷桁を受ける地覆と考えられる。したがって、S B 4700の南面には、中央柱間と両端間の3箇所に階段を設置していたものと推定される。

S B 4703 (Ⅱ期), S B 4704 (Ⅳ期), S B 4705 (Ⅴ期)と重複し、最も古くほぼ同位置で建て替えられる。とくにS B 4700の桁行中央7間、梁行中央3間の総柱の柱位置は、S B 4703, 4705の柱穴と同位置に重複しているため、総計32基の柱掘形のうち約半数の17基が確認されたのみである。柱穴から瓦Ⅱ-1期の軒丸瓦6311B型式が出土。

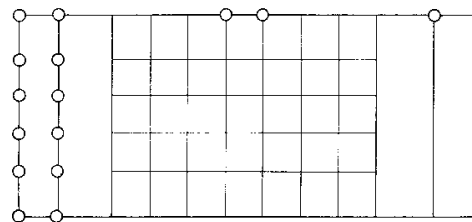
S B 4640 (PLAN 14, PL. 11)

桁行は13間(35.92m)、梁行2間(5.30m)、東西棟掘立柱建物。S B 4700の前殿として、南側に10尺の間隔を置いて並列する細殿。南北方向の柱筋をS B 4700と揃え、梁行は9尺2間である。但し、S B 4700の脇間15尺と相対する柱間は二等分にする位置にも柱を立て、7.5尺2間とする。柱掘形は一辺80cm、深さ60cm程で、S B 4700の桁行脇間の床束掘形とほぼ同寸法である。S B 4645 (Ⅳ期), S B 4610 (Ⅴ期)よりも古い。

細殿をもつ遺構例にはⅢ期の内裏東楼S B 7600と第一次大極殿S B 7200がある。2例とも正殿と桁行の長さを揃えた梁間の狭い掘立柱建物とする点でS B 4640と共通する。その機能は、それぞれ階段を細殿内に取込んでいることから、階隠しとしての機能を併せもっていたことは明らかである。御在所正殿S B 4700の階段の出は16尺、幅6尺の木階と推定できるから、正殿南側に想定される木階は細殿内に6尺入ることになる。

S B 460 (PLAN 9・12)

「報告Ⅲ」では5間×1間の南北棟建物と見なし、報告され、柱穴の重複状況からⅡ期内裏正殿S B 450より古く、S A 251より新しいとしている。S A 251は報告ⅢではⅠ期としているが、内裏全体の変遷からⅤ期に位置

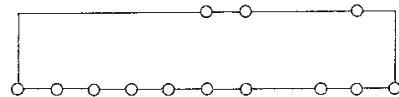


付けされるもので、重複関係を逆転させなければならない。柱間寸法は南北5間の中央3間各10尺、両端間12尺、東西1間11尺である。この柱間寸法と北方のS B 4700の位置関係を比較すると、S B 4700の西端の南北1間通りと同一寸法を示し、また、その柱筋を南に延長した線上にある。このような事実から、仮りにS B 460をS B 4700と全く同平面形式の建物であるとすれば、S B 460の柱穴の殆んどはS B 450と同位置で重複し、また、S B 450の東に検出されるはずのS B 460の東端の1間通りは、ちょうど神明野古墳周濠埋土内において一部の柱穴を除いて見落した可能性がある。但し、S B 450東北隅の柱掘形に重複して東側に張出す柱穴のみ

は地山上で検出している。また、その南側1間目と2間目の東方に2個所ずつ計4個の不整形の柱穴を古墳周溝埋土内に検出しているが、これらはS B 460の柱抜取穴とみなし得る位置にある。また、S B 450の南面と北面の側柱掘形の南北に細長い形状は、3時期の柱掘形が重複している可能性を示しており、北側面中央間の2つの柱掘形の断面図では明らかに3回の重複が認められる。S B 460西柱間通りの柱掘形深さは1.1~1.3mで、S B 450の掘形深さ1.2~1.3mに比べるとやや浅い。そのためにS B 450と同位置に重複するS B 460の入側柱の柱穴は全て消失し、南・北側柱筋や東端柱間通りにその痕跡の一部を留めるにすぎない。S B 460にはS B 4700のように前殿は設けず、桁行脇間に床束柱がない。

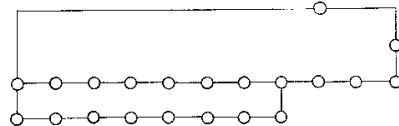
S B 062 (PLAN 24, PL. 15)

桁行10間、梁行2間の東西棟掘立柱建物。柱間寸法は桁行10尺等間、梁行は10尺とも9尺ともとれるが、S B 4775などと同規模とすれば9尺である。北側柱は3箇所のみ検出、東西側面の中央柱はⅢ期築地回廊S C 060の雨落溝の下層のため未検出。南側柱は発掘調査時にはV期のS B 063北側柱と重複し2つの柱穴ではS B 062を新しく、他は全て重複の前後関係不明としている。しかし、I期の建物S B 4837とは内裏の南北中軸線に対称の位置にあり、南・北側柱筋を揃えているので、I期にかかる造営とみた。



S B 4837 (PLAN 25)

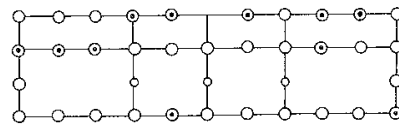
I期内裏北辺中央にある付属殿舎の一つで、桁行10間、梁行3間、柱間寸法は桁行10尺等間、梁行はS B 062と同じ理由で9尺等間と推定。南庇付き東西棟建物。北側柱の大半と西側中央柱は未検出。身舎の東端3間分には庇が付かず、庇は西7間分のみである。内裏北外郭塀S A 486の40尺南にあり、東方のS B 062とは40尺の間隔を置いて東西に並列し、内裏中軸線に対称に配置される。



S B 4835 (Ⅱ期)・4830 (Ⅴ期)と重複して当建物の方が古い。当建物とS B 062はともに棟通りから北半分は未発掘部分が多く、間仕切柱の存在は不明であるが、S B 4775・7864・8010と同様に四室に間仕切っていたと思われる。

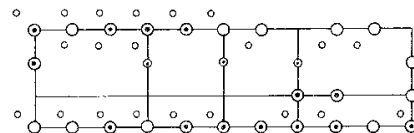
S B 4775 (PLAN 20・21, PL. 15・55・56)

I期御在所正殿の東北方にある付属殿舎で、桁行10間、梁行3間、北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行10尺等間、梁行9尺等間、造営尺=0.2923m。桁行を両端各3間、中央を2間ずつに4室に間仕切る。S B 4780・4783 (Ⅱ期), S B 4824・7873 (Ⅳ期), S B 4770 (Ⅴ期)と重複して当建物が最も古い。西側面が内裏の南北中軸線の東70尺、南側面が内裏北大垣S A 486から170尺南の10尺方眼地割線上に配置され、西方にはS B 8010が並列する。



S B 8010 (PLAN 20, PL. 57・58)

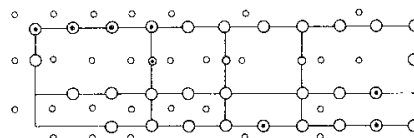
I期内裏の東端にある付属殿舎の一つで、桁行10間、梁行3間、南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行10尺等間、梁行9尺等間、造営尺=0.2931m。



両端間桁行3間、中央桁行2間の4室に間仕切る。建設工事用の足場柱穴を身舎北側柱筋の外と、南庇内に検出。S C 156(Ⅲ期), S B 7873(Ⅳ期), S B 7881・8005(Ⅴ期)と重複し、これらよりも古い。身舎の南側柱の西7間分はS B 7881と柱掘形が重複して痕跡を留めない。配置計画は、以下の通りである。西方に並列するS B 4775とは20尺の間隔を置き、南・北側面の柱筋を揃える。S B 8010の東側面と内裏東大垣S A 6905との間隔は約13尺である。

S B 7864 (PLAN 17, PL. 45)

I 期内裏の東端にある付属殿舎の一つで、桁行10間、梁行3間、南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行10尺等間、梁行9尺、庇の出8尺、造営尺=0.2934



m。両端各3間、中央各2間の4室に間仕切る。足場柱穴を身舎の棟通りに設けているのは珍らしい。S D 7862(Ⅱ期), S D 7863・S C 156(Ⅲ期), S B 7873(Ⅳ期), S B 8005・S A 7885・7891(Ⅴ期)と重複して最も古い。北方のS B 8010と東西側面の柱筋を合わせ、20尺余の間隔を置いて南北に並列する。なお、S B 7864の西北をめぐるL字形の素掘溝S D 7693がある。幅約35cm、深さ約6cm、延長約7~8m。S B 7864の雨落溝である。S B 7864の妻柱筋および北側柱通との心々間距離は、約1.2m(4尺)。

S A 655 (PLAN 4・5・7・8, PL. 4・36・37)

I 期内裏外郭の南面大垣で、東西61間、全長600尺の掘立柱塀である。柱間寸法は中央40尺を5間に割りつけて8尺等間、他の柱間を10尺等間とする。造営尺=0.2945mである。柱掘形は一辺1.5m、深さ1.3mで全てに抜取穴がある。東半部29間分を検出し、西半部は未発掘地にかかる。S B 650・S C 247(Ⅱ期), S B 7601・S C 156(Ⅲ期), S A 248(Ⅴ期)と重複し最も古い。

S A 7593 (PLAN 4)

第二次大極殿下層掘立柱建物S B 9140の東を区画する南北塀。I 期内裏南面大垣S A 655の東端から西7間目の柱から南に延びて、南端は朝堂北垣にとりつく南北41間の掘立柱塀。柱間寸法は北9間8.5尺等間、南32間10尺等間。柱掘形は一辺1.0~1.2m。全長41間分のうち第73次調査で検出したのは北25間分で、S B 7600と重複する5間分の柱穴についてはトレンチで3箇所柱穴断面を確認した。

北端9間分の柱掘形は南41間の柱掘形よりも浅く、しかも北9間の北端と南端の柱掘形底部の比高差は30cm程あり、旧地表面は北から南に緩く傾斜していた事を示している。また、9間目の柱掘形底部は8間目の柱掘形よりも約70cm低くなっており、9間目の柱間で地表面に段差を設けていたことを示している。但し、この段差はI期の地形を残すものか、あるいはII期に新たに段差を設けたものかは確定しない。第73次の南端部や南方の第153次調査地区ではS A 7593は同位置での建替えが認められることから、I期には南下りの緩斜面上に柱を立て、II期には内裏の南面大垣を南に移したことに伴って、II期南面大垣S A 7592から北を撤去し、南は10尺余りの犬走りをつけて壇を造り、新たに塀S A 7593をこの壇から南に築きなおしたものと考えられる。

S A 486 (PLAN 23~25)

I 期内裏外郭の北面大垣で、東半部の掘立柱塀24間分を検出。内裏南北中軸線上の柱を省略して北門柱間を20尺とする他は10尺等間、造営尺は1尺=0.2941m。総柱間数59間、総長600

尺である。柱は全て抜き取られる。

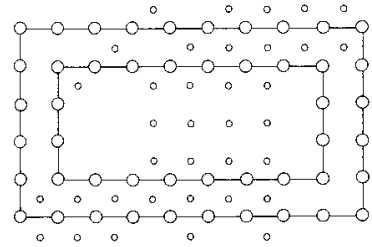
S A 6905 (PLAN 6・10・13・17・20・23, PL. 41・60・61・63・68)

I・II期内裏外郭の東面大垣で、I期には南北60間、10尺等間の掘立柱塀、造営尺=0.2943m。S C 156 (III期)の下層のため柱位置は20箇所のみ確認し、柱は全て抜き取られている。II期には北面大垣を30尺南に移動させたためにS A 6905の北端3間分を撤去し、南面大垣を60尺南に移したために南端に6間分を加えて全長63間630尺に改めている。

B II期の遺構

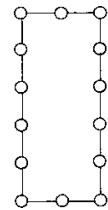
S B 450A (PLAN 12)

II～III期の内裏正殿で桁行9間、梁行5間の4面庇付き東西棟掘立柱建物。柱間寸法は10尺等間で、報告IIIでは梁行の柱間寸法を2.95m、桁行をS C 254と同じ2.99m等間としているが、桁行の柱間寸法の伸びは、方格地割による掘立配置によるもので、建物の造営尺としては他の殿舎と同様に梁行と同じ1尺=0.295mとすべきであろう。



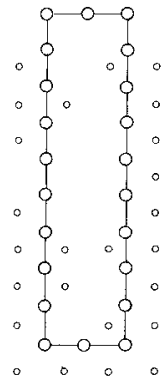
S B 440 (PLAN 11)

II～IV期内裏正殿の東脇第一殿。桁行5間、梁行2間、10尺等間の南北棟掘立柱建物。報告IIIではS A 251との重複関係をS B 440の方が新しいとしたが、他の遺構との重複関係や配置上からS A 251はV期の造営であることが明らかとなったので、S B 440との重複関係を逆転させた。柱抜取穴から軒瓦6664F (II₋₁期)が出土。



S B 650 (PLAN 5・7・8・11, PL. 2・3)

内裏正殿の東第二脇殿。桁行9間(26.50m)、梁行2間、10尺等間の南北棟建物。北方に20尺の間隔を置いて東第一脇殿S B 440と棟通りを揃えて南北に並ぶ。柱掘形は一辺1.3×1.1m、深さ1.4mで過半数の柱に抜取痕跡が認められる。建物内部と北端部は一部未検出であるが、足場穴を建物の四周と内部に2列検出している。柱掘形埋土からII₋₁期の軒平瓦6664D型式、柱抜取穴から同期の軒丸瓦6313C・6311B型式を出土しているが、建物配置の状況から東・西第二脇殿はVI期まで存続したものと考えられる。



S C 254 (PLAN 11・12)

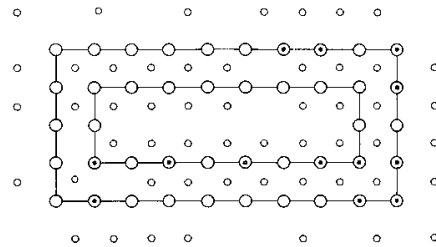
II～IV期内裏正殿の北回廊で、桁行全長27間のうち20間分を確認した。梁行2間の複廊で、東端間から南に単廊S C 247が続く。柱間寸法は桁行2.99m、梁行2.95mで、桁行の柱間の伸びは柱位置を内裏方格地割線に合わせたためである。北雨落溝が一部に検出され、回廊北側柱心から溝心まで5尺を測り、東面回廊S C 247の雨落溝の出と同寸である。柱掘形内の出土遺物は軒丸瓦6313A・C (II₋₁期)、柱抜取穴から軒丸瓦6311A・B b, 6313A, 軒平瓦6666A・6685B (II₋₁期)、軒丸瓦6131A (III₋₁期)および、土器(III～V期)が出土。

S C 247 (PLAN 7・8・9, PL. 2・3)

Ⅱ～Ⅳ期内裏内郭東回廊で、北半部は報告Ⅲに報告済みである。桁行 22 間、梁行 1 間、10 尺等間の南北棟 (64.70m)。北端は北回廊 S C 254 の東端柱間にとりつく。回廊南端から外郭南垣 S A 7592 まで 30 尺の間隔である。回廊の東西には素掘りの雨落溝があり、両溝の内法間隔は 18 尺、回廊柱心から溝心まで 5 尺である。一部の柱に抜取痕跡を認めるのみで、多くは柱痕跡を留める。回廊東側柱は柱塀 S A 248 (Ⅴ・Ⅵ期) と重複し、S A 248 より古い。S C 247 の西雨落溝からⅡ期の軒丸瓦 6311 B・A、6313 C・B 型式および軒平瓦 6664 A・F・D 型式が、東雨落溝からⅣ期の軒丸瓦 6282 G 型式が出土している。回廊はⅣ期まで存続するが、両雨落溝から土器 (Ⅴ～Ⅶ期) のが出土。回廊廃絶後にも排水溝として利用された可能性がある。

S B 4703 (PLAN 14・15, PL. 11)

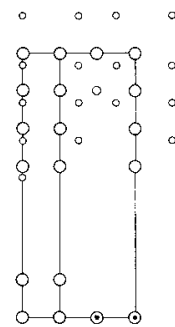
Ⅱ期の御在所正殿。桁行 9 間 (26.68m)、梁行 4 間 (11.86m) の 4 面庇付き東西棟建物。柱間寸法は 10 尺等間。造営尺 = 0.2965m。柱掘形は一辺約 1.4m、深さ 1.1～1.6m、柱は全て抜き取られる。足場柱穴を物の四方と 4 面庇通り、身舎内部に検出。柱穴より軒丸瓦 6308 型式、軒平瓦 6664 D・6682 A 型式が出土。



土。重複状況については、S B 4700 (Ⅰ期) より新しく、S B 4704 (Ⅳ期)、S B 4705 (Ⅴ期)、S B 4650 (Ⅵ期) より古い。この建物の西庇はのちに庇の出 10 尺から 12 尺に拡幅する改造があり (S B 4703 B)、改造時期は御在所後殿 S B 4710 の両端間がⅢ期に拡幅されるのと同期と考える。内裏中軸線上の中央やや北寄りに位置し、内裏内郭北回廊との間に 90 尺の間隔の前庭を設ける。この前庭の東西幅は御在所両脇殿 S B 4660・260 間の 180 尺である。

S B 260 A・B (PLAN 14, PL. 13・14・44)

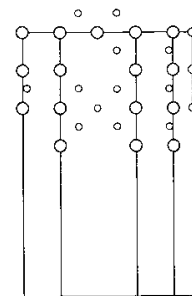
S B 260 A はⅡ期御在所東脇殿で、桁行 7 間 (20.74m)、梁行 2 間 (5.93m) の南北棟建物。柱間寸法は 10 尺等間、造営尺 = 0.2963m。柱掘形は一辺約 1.1m、深さ 1.0m、柱抜取痕跡あり。建物の南半の一部は道路敷にかかり未検出である。足場柱穴を建物の四方と内部に検出した。西側の足場穴は、Ⅲ期御在所東脇殿 S B 260 B の西庇の柱掘形と重複してそれよりも古いため、西庇はⅢ期以後の増築であることが明らかである。身舎の柱掘形から軒平瓦 6664 F 型式、身舎と庇の柱抜取跡から土器 (Ⅲ～Ⅴ期) が出土して S B 260 はⅣ期まで存続したことを示す。



御在所正殿 S B 4703 の南側面と S B 260 の北側面を同一線上に揃え、内裏正殿の東脇殿と棟通りを揃える。

S B 4660 A・B (PLAN 16, PL. 13・14)

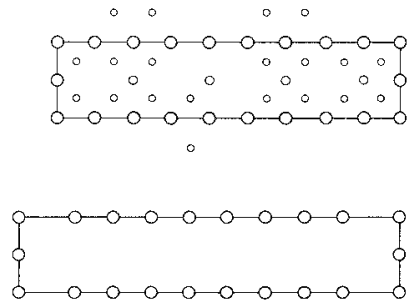
S B 4660 A はⅡ期御在所西脇殿。桁行 3 間以上、梁行 2 間の南北棟建物。柱間寸法は 10 尺等間、造営尺 = 0.2967m。柱掘形は一辺約 1.2m、深さは北側隅柱 1.2～1.3m と中柱 0.9m で異なる。足場穴の検出数は少ないが、建物の四方と内部に設けていたものと思われる。柱掘形から軒丸瓦 6311 Ba 型式 (Ⅱ₁期) が出土。東脇殿 S B 260 とは内裏南北中軸線に対称の位置にある。北側面を東西一直線上に揃えているので、当建物



の桁行長さはS B 260と同じ7間と推定される。北側面中央柱には南北塀S A 4690が取りつき、S B 4680(V期)と重複する。この建物もS B 260と同様に、足場柱の配置状況や、庇柱掘形内出土土器から東・西庇はⅢ期の増築とした(S B 4660B)。

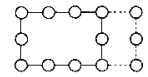
S B 4710A・B (PLAN 18・19, PL. 12)

内裏御在所の後殿で同正殿S B 4703と30尺の間をあけて並列する。桁行9間(26.62m)、梁行2間、10尺等間の東西棟建物で、柱掘形は1.5×1.2m、深さ1.1~1.4mである。Ⅱ期に造営され(S B 4710A)、Ⅲ期には桁行両端間を15尺に拡幅して同位置に建替えられる(S B 4710B)。S B 4710Aの造営にともなう足場柱穴と、棟通りに床束柱穴を検出。



S B 4715A・B (PLAN 18, PL. 12・13)

S B 4715AはⅡ期御在所後殿S B 4710Aの西方に南側面を揃えて並列する桁行3間、梁行2間、7尺等間の東西棟建物、柱掘形は1.1×0.9m、深さ0.8×1.0mである。建物内の西方に寄せて一辺約4.3m、深さ20~30cm程の正方形土塋S X 4714が重複する。建物の北側柱掘形はS X 4714の底面に検出したので、土塋はS B 4715よりも新しいことになるが、この土塋にともなう南北溝S D 4749はⅢ期で、S B 4715は後述のようにⅣ期まで存続することから、建物と土塋は同時併存でなければならない。従って、建物の柱と土塋の掘形は同時に掘られ、柱を建てた後に同時に埋戻されたものとすべきであろう。この建物の東側面には9尺の出をもつ庇がⅣ期に増設される(S B 4715B)。庇の柱掘形はS B 4710B(Ⅲ期)の柱掘形を切っているので、Ⅳ期の増設は明らかであるが、柱穴からはⅡ-1期の軒平瓦6664D型式が出土して、廃絶期に身舎の屋瓦が混入したものと思われる。S B 4715の身舎の四周に溝S D 4738・4715・7384を巡らす。建物の北側には給水あるいは排水用の溝がⅡ期からⅣ期の各期にわたって敷設され、この建物が水利用の施設であることを示している。従って、S X 4714は貯水槽などを据付けるための掘形と考えられる。



S A 4690 (PLAN 161・19・22, PL. 18)

Ⅱ~Ⅳ期御在所西垣の掘立柱塀。南北12間(35.33m)、10尺等間、方眼地割線上に柱を配置する。柱掘形は一辺約1.2m、深さ1.7m、一部に柱抜取痕跡が認められる。塀の南端は御在所西脇殿S B 4660の北側中央柱に取りつき、北端は東に折れ曲って御在所正殿北垣S A 4692となる。S A 4690の両側に素掘溝S D 4735・4736がある。遺物は柱掘形から軒平瓦6685B(Ⅱ-1期)が出土。廃絶期を示す遺物はないが、S B 4660の廃絶と同期とみてⅣ期まで存続したと考えられる。

S A 4691 (PLAN 19)

Ⅱ期御在所正殿S B 4703の西側面と御在所西垣S A 4690を結ぶ東西5間の掘立柱塀で、方眼地割線上に柱を配置する。柱穴から軒平瓦6691A型式(Ⅲ-1期)が出土。造営時期を示す遺物はないが、配置計画上からⅡ期に造営されたことは明らかで、Ⅲ期まで存続する。

S A 4692 (PLAN 18・22, PL. 17・18)

Ⅱ~Ⅳ期御在所北垣の掘立柱塀。東西12間(35.84m)、方眼地割線上に柱を立てる。柱掘形は一辺約1.3m、深さ約1.5mで柱は抜き取られず、柱根(径1.5尺)を2箇所を確認する。西端で南

に折れて S A 4690 に接続し、東端は S B 4783 に取りつく。S A 4692 の南に並行して素掘溝 S D 4793 があり、塀と溝の心々間隔は 5 尺である。柱掘形から、軒瓦 6311Ba—6664D・F 型式および 6313B・C 型式(Ⅱ₋₁期)が出土してⅡ期の造営は明らかである。S A 4490 と同じ理由でⅣ期まで存続する。

S A 4693 (PLAN 19)

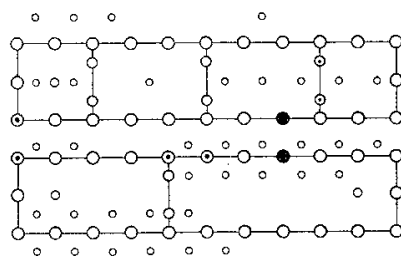
御在所後殿 S B 4710 と御在所北垣 S A 4692 を結ぶ南北 3 間の掘立柱塀で、10 尺等間。Ⅳ期の南北溝 S D 4744 と重複して切られ、Ⅲ期まで存続する。

S A 7876 (PLAN 14・18, PL. 45・56)

Ⅱ～Ⅵ期御在所一郭の東を区画する南北塀。南北 21 間(61.94m)、10 尺等間。塀の北端は S B 4783 に、南端は内裏内郭北回廊に取りつき、塀の東に沿って石組溝 S D 7870、塀の西側に素掘溝 S D 7967 があり、塀と両溝間の心々間隔は 5 尺である。塀に付随した施設に、塀の北 7 間目から 12 間目の 6 間にわたって東 10 尺の位置に小柱穴が並列し、また、北 8 間目から柱間 8 間にわたって西 5 尺に同様の小柱穴がある。この塀は軒の出 5 尺の屋根をもっていたと推定され、西小柱列は軒支柱、東小柱列は S A 7876 と S B 7875 を結ぶ東西塀 S A 7888 の西端間を取り込んだ仮設の庇と考えられる。S A 7876 はⅡ期に造られて、Ⅴ期には北に 6 間分の塀 S A 8033 が、Ⅵ期にはさらにその北に 8 間分の塀 S A 8044 が継ぎ足される。S A 7876 の柱穴から軒丸瓦 6282B 型式(Ⅳ・Ⅴ期)が出土。

S B 4780・4783 (PLAN 21, PL. 15・17・55)

御在所正殿一郭の東北に並び建つ双殿である。ともに 10 尺等間の東西棟建物で両建物の間隔は 10 尺である。この 2 棟の建物は発掘調査時の所見では S B 4783 の北側柱を S B 4780 の南庇とし、S B 4783 の南側柱を御在所殿一郭の北面塀と考えた。しかし S B 4783 の東側面中央柱穴や屋内を 2 室に分ける間



双 殿

仕切りの存在と足場穴の配置状況、S B 4783 の南側柱の東西軸線が、その西に続く S A 4692 の軸線よりも柱半分北にずれていること、S A 4692 の柱は抜き取っていないが、S B 4783 の南側柱は東端柱を除いて全て抜き取っていることから独立した建物とした。S B 4783 の成立に不利な点をあげると、S B 4780 の造営尺は 29.55cm であり S B 4783 の北側柱もほぼこれに近い造営尺を示すのに対して S B 4783 の南側柱間の造営尺は 30.12cm を示し、S B 4783 の北面と南面の側柱で異なる尺度を示していることである。南面の柱間の伸びは、尺度の伸びではなく、Ⅱ期内裏造営の方眼地割線に合わせたために生じたもので、S B 4780 は西側面だけを方眼地割線に合わせ、造営尺度を用いて建てたために東端で両者は 2 尺近い開きを生じている。S B 4783 の南側柱を方眼地割線上に立てたのは御在所正殿の区画塀に合わせるためであり、北側柱を南側柱とあえて異にして S B 4780 に合わせたのは、両建物の双殿形式としての接合部の整合性を重視したためであろうか。S B 4780 は 4 室に、S B 4783 は 2 室に間仕切り、ともに間仕切り中央に 10 尺の開口部をもつ形式である。

S B 4783 の柱穴からは 6313Aa・B・D—6685A・D 型式(Ⅱ₋₁期)および、6308D—6666A 型式(Ⅱ₋₂期)の軒瓦が出土し、S B 4780 の南側柱の抜取穴から軒丸瓦 6282Ba・Fb 型式(Ⅳ期)、

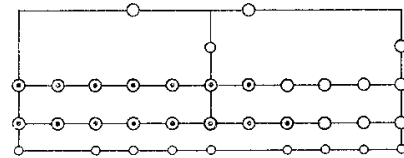
および土器(Ⅲ・Ⅳ期)が出土する。配置計画上、両建物はⅢ期まで存続してⅣ期にはS B 4783の南側柱のみ掘立柱塀として改造したものとする。

S A 4781・4782 (PLAN 21・22, PL. 17)

Ⅱ～Ⅳ期御在所北垣S A 4692と内裏北殿舎S B 4780を結ぶ鍵型の掘立柱塀。S A 4781は東西2間、S A 4782は南北4間、ともに10尺等間である。柱は1箇所を除いて全て抜き取られる。掘取穴からの出土遺物はない。S B 4780はⅣ期にS B 4824に建替えるが、このときにS A 4781を東に延長してS B 4824の西側中央柱に取付ける。

S B 4825 (PLAN 24, PL. 15)

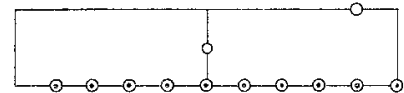
Ⅱ期内裏北殿舎の東殿。桁行10間(29.53m)、梁行3間(8.86m)、南庇・南縁付き東西棟建物。柱間寸法は10尺等間。造営尺=0.2953m。柱掘形は1.1×1.4m、深さ1.3m、柱痕跡直径は30～36cm。北側



面はS C 060(Ⅲ期)と重複して2箇所のみ検出。西側面中央柱は未検出である。桁行を中央で2室に分ける位置に小柱穴があり間仕切柱と推定。また、南庇柱の南8尺の位置の小柱穴は縁束跡と推定される。以下の建物と重複し、S B 064(Ⅳ期)、S B 063・S A 8044(Ⅴ期)、S B 4878(Ⅵ期)よりも古い。柱穴からは軒丸瓦6308型式が出土している。配置上では南方のS B 4780と東西の側柱筋を揃え、50尺の間隔をあけて並列する。また、西方のS B 4835とは内裏中軸線と対称の位置に北側柱筋を揃え50尺の間隔をとって、東西に並ぶ。Ⅱ期内裏北面大垣S A 061とS B 4825・4835の北側面との間隔は20尺である。

S B 4835 (PLAN 25, PL. 16)

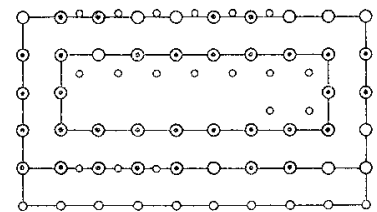
Ⅱ期内裏北殿舎の西殿。桁行9間(26.52m)以上、梁行2間、10尺等間の東西棟建物、造営尺=0.2947m、南側柱9間分と北側柱を東寄りに1箇所検出。



S B 4825と内裏中軸線に対称の位置にある。桁行柱間はS B 4825と同規模の10間と推定され、中央に間仕切柱を立て2室に分ける点も同じであるが、南庇はない。S B 4837(Ⅰ期)より新しく、S C 060(Ⅲ期)・S B 4830(Ⅴ期)より古い。

S B 8000 (PLAN 20・23, PL. 57・58)

Ⅱ期内裏東北殿舎。桁行9間(26.49m)、梁行4間(11.77m)、4面庇・南土庇付き東西棟建物。柱間寸法は10尺等間、土庇の出10尺。造営尺=0.2943m。柱掘形一辺1.0～1.2m、深さ1.4m、柱痕跡による柱径は約40cm程である。南面土庇の柱掘形は一辺約0.6mで小さく、



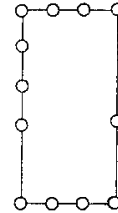
柱径も建物本体の半分以下である。西側柱に並行して雨落溝S D 8001があり、側柱心から溝心まで約1.5mである。また、南土庇の南に並行する東西溝S D 7870の溝心と土庇間も同様に、約1.5mであるから、S B 8000の軒の出と土庇の軒の出は等しく5尺と推定される。南・北側柱の各柱間中央と、これに対応する身舎内部二列の小柱穴は建設用足場としたが、南北側柱筋に揃えて足場を設けるのは異例で、身舎部分の建設にのみ足場を組み、四周の庇は足場なしで工事を行ったことも考えられる。以下の建物と重複し、S B 8004(Ⅱ期)、S C 156(Ⅲ期)、S B

7881・8007・8020 (V期) よりも古い。

配置の上ではⅡ期内裏北面大垣 S A 061 と北側面間に50尺，東面大垣 S A 6905 と東側面間に20尺の間隔をとり，S B 4780・4825 の東側面との間隔を60尺とする。S B 8000 の南方には東西170尺，南北130尺の広場がある。

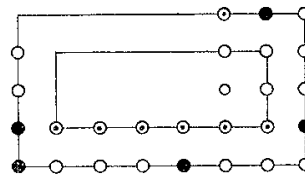
S B 8004 (PLAN 20)

内裏東北隅に位置する桁行5間，梁行2間の南北棟掘立柱建物。柱間寸法は不揃いであるが，平均して桁行10尺等間，梁行8尺等間である。重複関係はS B 8000 (Ⅱ期) より新しく，Ⅲ期築地回廊より古いこと，柱抜取穴から軒丸瓦6311 B (Ⅱ₋₁期) が出土していることから，この建物はⅡ期からⅢ期への改築工事にかかわる建物遺構と考えられる。



S B 164 (PLAN 10・11)

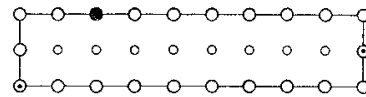
内裏東殿舎地区の正殿。桁行7間，梁行4間，4面庇付き東西棟建物。「報告Ⅲ」に報告済み。桁行9間，柱間10尺で計画，柱穴を掘鑿し始めたものを計画変更して7間として，身舎桁行柱間を11尺に改める。柱径は側柱1尺，身舎柱1.2尺，東側柱から雨落溝までの心々間1.9mである。出土遺物は柱



掘形内から軒瓦6664 F 型式(Ⅱ₋₁期)が出土。柱抜取穴にも多量の瓦が投棄され，軒瓦6664 D・F (Ⅱ₋₁期)，6308 N (Ⅱ₋₂期)，6663 C (Ⅲ₋₁期)および，土器(W・V期)が出土。したがって，S B 164はⅡ期に建設され，平城宮廃絶期まで存続する。

S B 163 (PLAN 10・11)

内裏東殿舎正殿 S B 164 の前殿で，桁行9間 (26.54m)，梁行2間 (5.6m) の東西棟建物。S B 164 とは20尺の間隔で並列する。柱間寸法は桁行10尺等間，梁行9.5尺。造

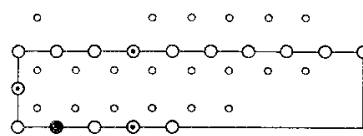


営尺=0.2949m，柱掘形は一辺長約1.5m，深さは桁行中柱1.1~1.2m，隅柱1.3m，妻中央柱0.95m。柱は全て抜き取られる。屋内の棟通りには，側柱筋に合わせて床束を設ける。重複する建物遺構はなく，また，柱抜取穴から軒先瓦6311 A・B—6664 D・F 型式(Ⅱ期)，6225 A・C—6663 C 型式(Ⅲ₋₁期)のセットおよび6721 型式(Ⅲ期)が出土して，Ⅱ期からⅥ期までの長期間に亘って存続したことを示している。

なお，S B 164 の東を南流し，S B 163 東北隅部で直角に折れて南流する素掘溝がある。幅25~40cm，深さ約5~12cm，延長約20m。S B 164・163 の雨落溝である。上流部は削平によって残らない。下流部は第3次調査区外へと伸びるが，73次調査区では検出していない。したがって，S B 163 以南で東に折れ，内裏東面築地回廊 S C 156 西側雨落溝に連結していたものと思われる。堆積土は一様に砂で，屈曲部は流れによってえぐられ，変形している。

S B 7875 (PLAN 13・14, PL. 43)

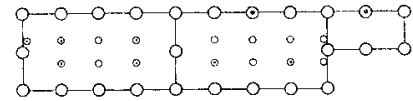
Ⅱ~Ⅵ期内裏東殿舎の後殿。桁行9間，梁行2間・東西棟建物。一部に柱根(径約50cm)を残すが，柱の多くは抜き取られる。柱間寸法は10尺等間。南側面東半部は未発掘。建物内部と北側に足場穴を検出。南の東殿舎正



殿 S B 164 との間隔は30尺。西北隅柱の西に掘立柱塀 S A 7888 が取り付く。この塀と建物の北側に並行する玉石溝 S D 7869 は建物の雨落溝と砂利敷道路 S F 7890 の排水溝を兼ねる。建物の北側面から雨落溝心まで 5.5 尺である。柱穴からは軒瓦 6311 B—6664 D 型式, 6313 B—6685 D 型式 (Ⅱ期), および, 軒丸瓦 6282 Fa 型式 (Ⅲ期) が出土し, また, 北雨落溝からは土器 (Ⅳ～Ⅴ期) が出土。したがって, この建物はⅡ期からⅥ期までの長期間に亘って使用されたことを示している。

S B 7874 A・B (PLAN 13・17, PL. 43)

Ⅱ～Ⅴ期内裏東殿舎の北殿。桁行 8 間 (23.55m), 梁行 2 間 (5.91m) の東西棟建物で東側面北柱間に 2 × 1 間の角屋を設ける。柱掘形は一辺約 1.3m, 深さ 1.0～



角 屋

1.4m。柱痕跡 3 個所以外は全てに柱抜取穴がある。柱間寸法は身舎, 角屋とも 10 尺等間。中央で 2 室に間仕切る。床束を梁行方向の各柱筋に 2 本ずつ配置して, 東柱間を 6 尺, 南と北の側柱と東柱間を各 7 尺とし, 東西両側面では側柱の内面に接するように東柱を配置しているので, 妻側の東柱は際大引を受ける形になる。したがって, 他の東柱も梁行に大引を渡して, 床板は棟と平行に敷いたのであろう。身舎の東側に沿う溝 S D 7867 は, 凝灰岩製切石の溝底面を残し, 角屋内の中央で東に折れて, Ⅲ期築地回廊 S C 156 の基壇下層に検出した暗渠 S X 7866 に連なる。S B 7874 の西北隅柱から西に東西塀 S A 7887 が付き, 角屋の東北隅柱の東に東西塀 S A 7865 が取り付き, 井戸 S E 7900 の一郭の北を区割する。S B 7874 と南方の建物 S A 7875 は 30 尺の間隔を置き, 東側面を揃えて並列する。両建物間に川原石を縁石とする幅 15 尺の砂利敷き道路 S F 7890 がある。柱抜取穴から軒丸瓦 6313 型式 (Ⅱ期)・6663 C 型式 (Ⅲ期) が出土。Ⅲ期には角屋にとりつく塀 S A 7865 と暗渠 S X 7866 を廃し, Ⅴ期には S A 7887 と角屋を廃して北庇を増設し, Ⅵ期に廃絶する。

S A 7865 (PLAN 13・17)

井戸 S E 7900 の北方を区画するⅡ期の東西塀。東西 3 間 (9.35m), S B 7874 の角屋と内裏外郭東塀 S A 6905 を結び, 中央間を扉口とする。柱間寸法は西から東に 3.20m, 3.12m, 3.03m で各柱間で異なる。東 2 間はⅡ期の方眼地割線とほぼ一致し, 西端間の伸びは S B 7874 の造営寸法とⅡ期方眼地割線とのずれに依る。扉口の柱間には塀を 2 列に敷き並べて蹴放下の地覆としていたと思われる。塀は長辺 28.3～28.8cm, 短辺 15.3～14.4cm で 6 枚が原位置に残存する。復原すると塀 11 枚 2 列になり, 長さ 9 尺, 幅 1 尺である。扉口東柱の東 2m の位置にⅢ期の築地回廊基壇上から掘込まれた柱穴がある。この柱穴は築地の内面に接して立ち, 塀 S A 7865 と柱筋を揃えているので, 築地回廊 S C 156 の西側溝と重複する 1 本を除いて S A 7865 はⅢ期まで存続した可能性はある。

S A 7887 (PLAN 13・17・18, PL. 45)

東殿舎地区の東西塀。東西 4 間 (11.99m)。東端は S B 7874 に, 西端は S A 7876 に取りつき, 東から 2 間目の柱間には, 出入口を設けたことを示す塀列がある。塀は間口いっぱい 1 尺幅で 2 列敷き並べたもので, S A 7865 (Ⅱ期) と同様の形式である。柱間寸法は西 2 間を各 10 尺, 扉口を 9 尺, 東端間を 11 尺余とする。扉口の東柱を斜行溝 S D 7872 に接して設定したために柱間寸法が不揃いになったものであろう。柱抜取穴から土器 (Ⅲ期) とともに軒瓦 6282 Ha—6721 Ga

の型式も出土しているので、Ⅱ期からⅣ期までの存続は明らかである。

S A 7888 (PLAN 14)

Ⅱ～Ⅳ期東殿舎地区の柱間3間の東西塀。西はS A 7876に東はS B 7875に取りつく。10尺等間。痕跡を残さないが北方の塀S A 7887と同様に中央を扉口とする。S B 7875の北の砂利敷道路S F 7890の砂利敷きは、この扉口から南方にも幅約2mの帯状に続く。柱穴から軒平瓦6685D・6664D型式(Ⅱ₋₁期)が出土してⅡ期の造営を示す。廃絶期を示す遺物はなくⅣ期までとしたが、Ⅳ期まで存続させることも可能である。

S A 7594 (PLAN 6・10, PL. 35)

Ⅱ期内裏東面大垣S A 6905(Ⅰ期を踏襲)に取りつく掘立柱塀。東西6間(18.68m)、西端柱間を9尺とするほかは方眼地割線に合わせる。この塀の西に続いて2箇所柱掘形を検出しているが、柱を据えた痕跡はなく、当初柱間8間分の計画を6間に変更したものと思われる。この塀と内裏正殿東回廊、内裏外郭南面・東面大垣で囲う空間は東西160尺、南北170尺のほぼ正方形で、内部には構築物のない広場とする。S A 7594はこの広場から井戸S E 7900を見通せないための目隠塀を兼ねる。

S A 7592 (PLAN 4)

Ⅱ期内裏外郭南面大垣の掘立柱塀で、北面大垣S A 061と同様にⅢ期内裏南面築地回廊の下層に4箇所柱穴を確認。Ⅰ期内裏南面大垣S A 655の南60尺にあり、Ⅰ期東西大垣の南端を6間分延長増築してS A 7592を設ける。柱位置は北面大垣S A 061と同様に600尺を59間に割り付ける。確認した柱掘形は東端の1間分と、内裏中軸の東16間目の1間分で、16間目の柱掘形はⅢ期南面築地回廊の東門S B 7590の下層に検出。

S A 061 (PLAN 23~25, PL. 67・69)

Ⅱ期内裏北面大垣の掘立柱塀。Ⅲ期築地回廊S C 060の下層に築地中軸線と合わせた掘立柱掘形を2箇所確認。Ⅰ期内裏の北面大垣S A 486の30尺南にあり、Ⅰ期の東西大垣を踏襲して、その間600尺を59間に割り付けた柱配置をもつ。確認した柱位置は内裏中軸線から東に2番目と9番目にあたる。柱穴から軒丸瓦6311A型式(Ⅱ₋₁期)が出土。

S E 7900 A・B (PLAN 13, PL. 47~52, Fig. 13~15)

内裏東端中央部に存在する井戸。井戸枠には奈良時代を通じて改修の痕跡はないが、Ⅲ期の築地回廊造営と地形造成に伴って石敷きが設けられる。この改修を境としてS E 7900 AとS E 7900 Bに分ける。井戸周辺には、黄褐粘質土の整地土が厚く堆積している。整地土の北端は井戸の北約70mの位置にあたり、南西の方向に広がり、西端は井戸から約40m西、南端は約30m南にまでおよぶ。東端はS C 156を東限として、それより東へは広がらない。この整地土はS A 6905をはじめとするⅠ・Ⅱ期内裏外郭の掘立柱塀を廃絶し築地回廊S C 156に改めた時に造成されたものである。したがって、築地回廊が構築される以前の井戸S E 7900 Aは、やや凹地に存在したものと思われる。ただし、S E 7900 A外周に石敷きの洗場があったかどうかは不明である。S A 6905がS C 156に改められるのに伴って、S E 7900 Aの井戸枠本体をそのまま存続させ、S C 156基壇東半部を一段下げてS E 7900 A外周に石敷きの洗場が設けられ、S E 7900 Bとなる。

S C 156基壇の築成と新たな盛土造成によって生じた比高は約60cmにおよぶ。この窪地に

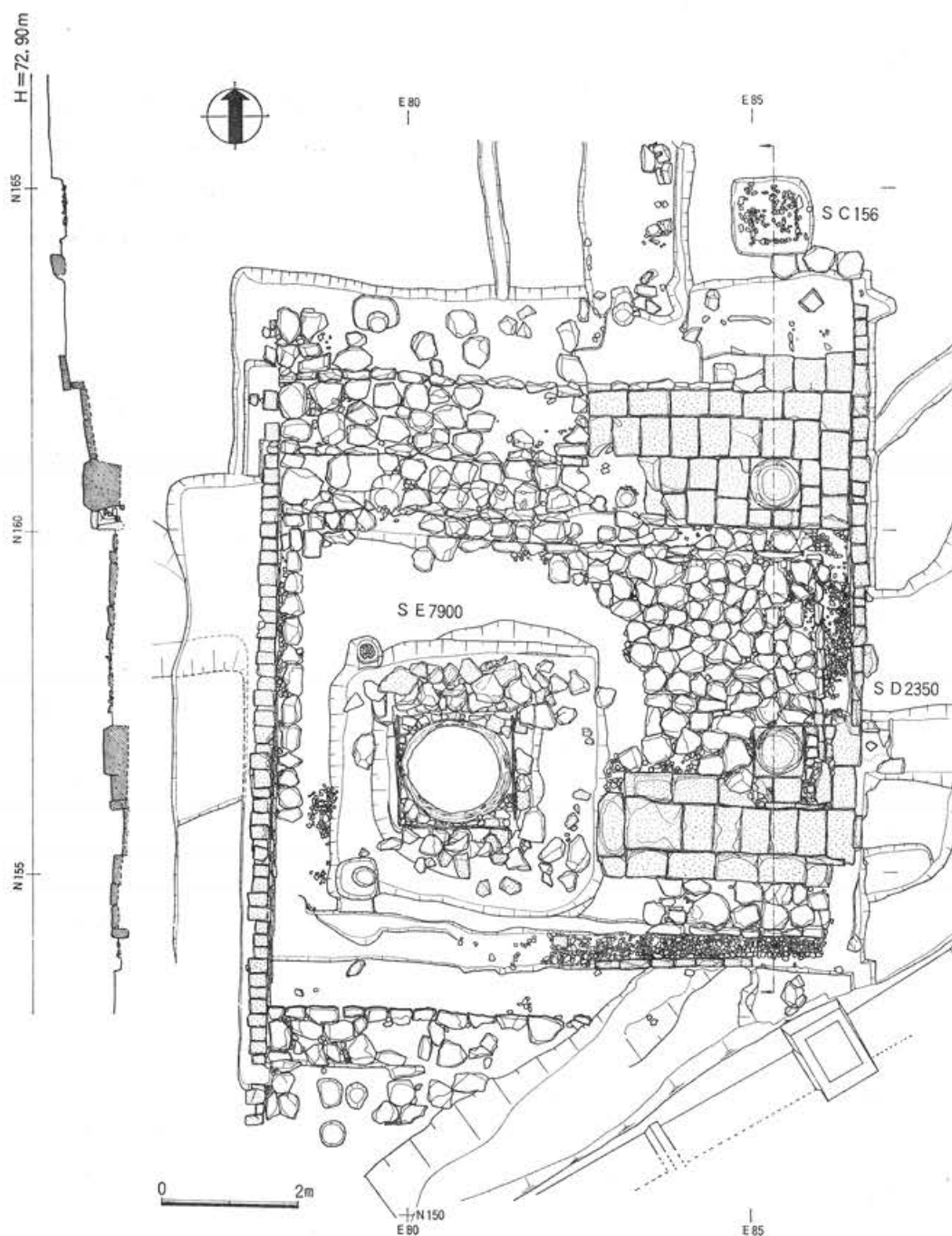


Fig. 13 SE7900平面, 断面図 (1:100)

は石敷を、外周には凝灰岩を用いた石積擁壁やテラスを設けている。東西両壁は縦約 18~28 cm, 横 18~26cm, 高さ 10~12cm の凝灰岩切石を約 4~5 段積みあげる。傾斜角度は約 80° である。北壁は東半部と西半部で構造が異なる。東半部は S C 156 基壇に相当する箇所だが、南に向って比高 22cm の段差を設け、下段を約 15% の南下り勾配の凝灰岩石敷のテラスとする。これに対し北壁の西半部は、玉石を 3 段に敷き並べる。南壁の処理は調査区外のため明らかでないが、北壁と同様の手法と思われる。この一段下ったテラスと、最低部の石敷の中ほどには、S C 156 西側柱の礎石が 2 個存在する。礎石の大きさは、方約 75cm の正方形の凝灰岩製切石で、裾部の径約 72cm, 上面の径約 58~60cm, 高さ 9cm の柱座となる円形の造り出しがある。

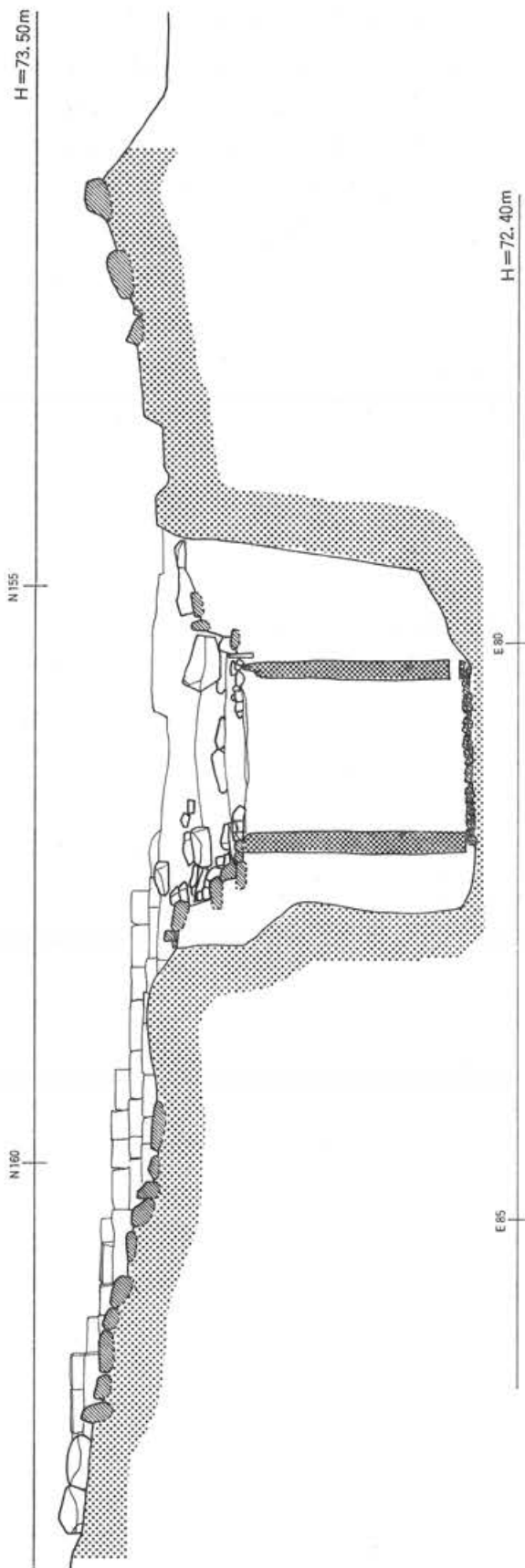


Fig. 14 S E 7900南北断面图 (1:60)

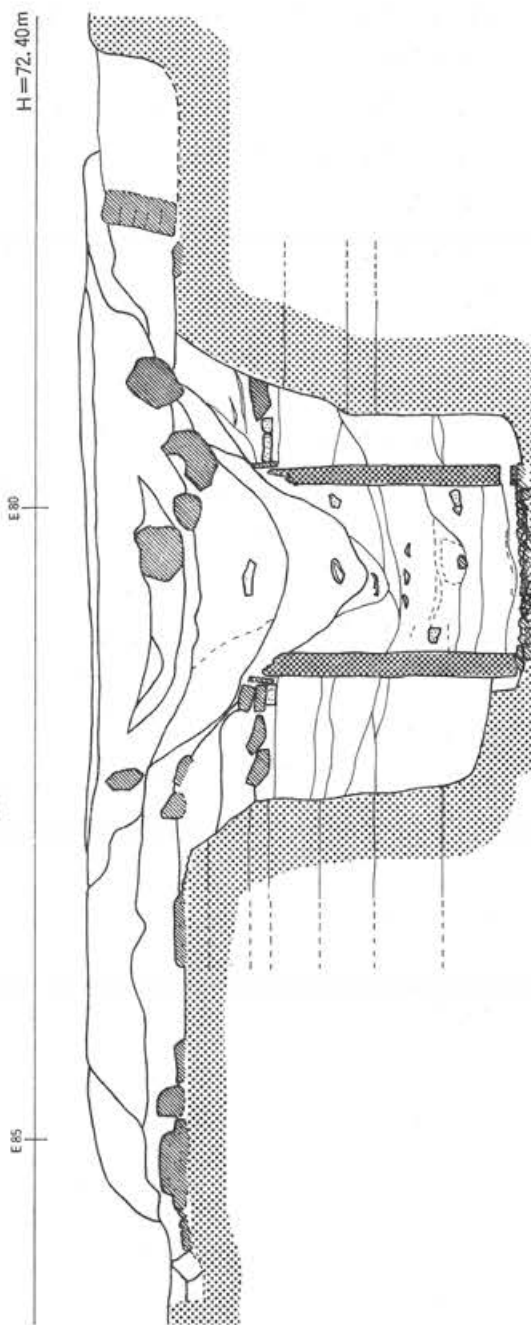


Fig. 15 S E 7900東西断面图 (1:60)

造り出しの上面には、色調のちがいによる径 42~45cm の柱の痕跡を認めることができる。最低部の石敷は西半部を欠失しているが、径 20~30cm の玉石を全面的に張っていたものと考えられる。石敷外周の擁壁裾部には、幅約 30cm、深さ約 10cm の玉石側壁と礫敷の溝をめぐる。この溝は、改修後に四周の地形造成面との比高がさらに大きくなったため、外部の雨水等が、井戸本体に流入するのを防ぐ役割を荷なう。また、井戸湧水のオーバーフローや井戸から水を汲み上げた際に生じた流水は、S E 7900 B 東方に凝灰岩製の石組溝を設け、暗渠を伴う S D 2350 へと排水する。この凝灰岩製石組溝は、S C 156 西側柱を迂回して鍵の手に折れ曲って S D 2350 に連続する。底石は縦 45~60cm、横約 75~80cm ある。側石は縦 60~70cm、横 45cm、高さ約 25cm あり、側石内側の底面を縦 10cm、横 5cm 欠き込んで側石を両脇からはさみこむ仕口をつくっている。この石組溝は東端の擁壁裾部において、石敷洗場外周をめぐる玉石溝と合流する。

井戸枠本体は、上下 2 段に分かれ、上段方形・下段円形である。下段の円形井戸枠は外径約 1.65m、内径約 1.3m、厚さ 15~20cm の円筒形のスギの一木をくり抜いて造る。上段の横板は、南・東・西の 3 面に遺存する。長さ約 1.6~1.7m、高さ約 20cm、厚さ 3~4cm であるが、当初はさらに厚みがあったものと思われる。上段井戸枠四隅と下段の円形井戸枠との間隙には、径約 5~20cm の玉石を充填している。井戸枠の据付掘形は、一辺約 3.5~3.8m の隅丸方形で、深さ約 2.7m ある。この掘形底部中央の井戸枠据付箇所に、径 5~8cm の礫を厚さ約 10cm 敷きつめ、この上に下段の井戸枠を据える。この礫敷は湧水の浄化を意図したものであろう。

井戸枠外周の掘形埋土には砂を用いて湧水層を形成し、最上層を灰色粘土で締め固める。井戸枠内の堆積土は大きく 3 層に大別できる。第 1 層は底から約 1.0m までで、第 2 層は井戸枠上面まで堆積し、第 3 層は井戸外周の石敷を覆う黄褐砂質土の上面にまでおよぶ。このうち、第 3 層からは土器 (Ⅵ~Ⅶ期) に属する土器が出土するなど、井戸がかなり長期にわたって存続したことを示す。

S X 4750・4751 (PLAN 22, PL. 18・21, Fig. 16)

S D 4740 の南端付近に設けられた石組遺構。いずれも S D 4740 の途中に形成されており、北で西へ約 35° 斜行している。S X 4751 は縦約 2.4m、横 1.5m の範囲に径約 30~40cm の玉石と小礫を敷きつめた石敷遺構である。中央部は一部石が抜き取られて残らないが、縁辺部が高く、中央部がやや凹む様相を呈する。S X 4751 の北側につながる S D 4740 底面は、S X 4751 北端から北へ約 5m の地点に遺存する底石が最も高く、これを境として北と南に向かって下っている。おそらく S X 4751 上流部の S D 4740 に流しこまれた水は、S X 4751 へ導かれると同時に、余水が S D 4740 を北流したのであろう。S X 4750 は、S X 4751 の西南約 80cm に存在する。一部玉石を含む凝灰岩製切石の方形の枠で、側石間の内矩が縦 1.3m、横 80cm、深さ 27~30cm ある。底石はすべて凝灰岩で、規格は縦 20~35cm、横 12~30cm と不揃いである。西面の側石は縦 24~30cm、横 12~18cm、高さ約 22cm の凝灰石 6 石、南面は縦 14~30cm、横 9~15cm、高さ約 24~27cm の凝灰岩が 5 石と玉石 1 石からなり、両者とも 2 段組みに立て並べる。東壁は縦 22~27cm、横 10cm、高さ 10~20cm の凝灰岩切石を下段に 6 石立て並べ、上段は縦 8~30cm、横 12~24cm、高さ 8~12cm の凝灰岩切石 8 石を小口積にしている。北壁も 2 段あり、下段は縦 13~24cm、横約 10cm、高さ 20cm の凝灰岩 2 石を立て並べ、上段は

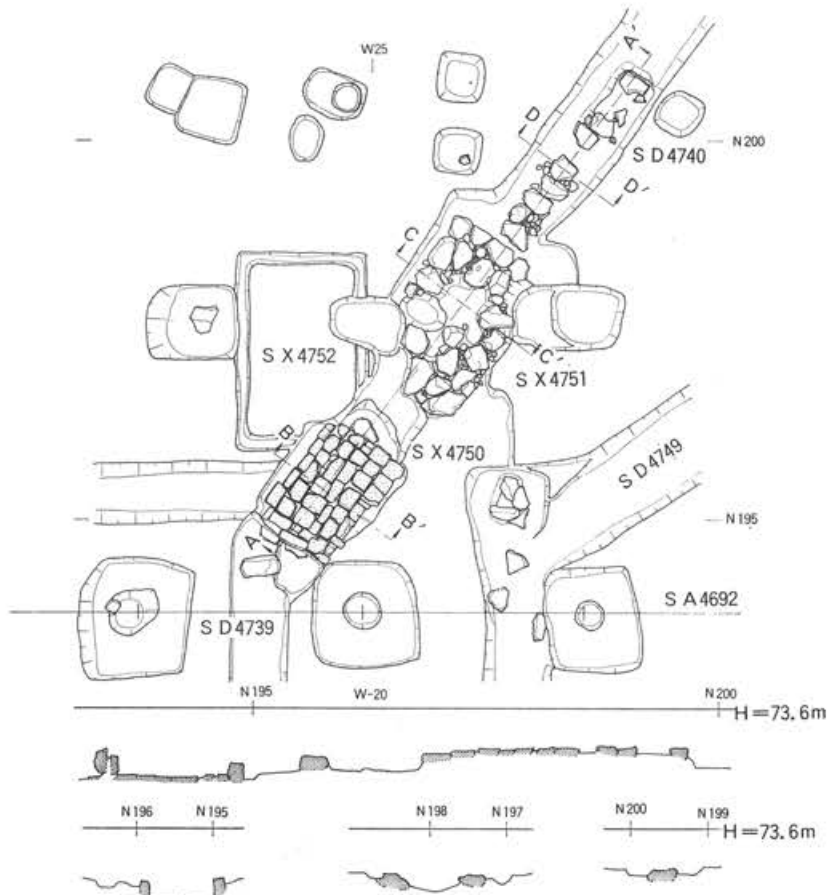


Fig. 16 S X 4750, 4751, 4752平面, 断面図 (1:100)

縦 26cm, 横 21cm, 高さ 12cm の凝灰岩切石 1 石を小口積とする。北壁上面と南壁上面の比高は約 5cm あり, S X 4751 から流れた水は S X 4750 に滞水し, 浄化された後に S X 4750 南壁上面をオーバーフローし, S D 4739 へと導水されたものと思われる。

S D 4740 (PLAN 22・24・25, PL. 15・18・19・20)

S X 4750・4751 のオーバーフローを排水する斜行溝。幅約 1.0m, 深さ 10~15cm, 延長約 45m で, 北東方向へ流れ凝灰岩製暗渠を経て S A 061 の外へ排水する。途中, 延長 12.5m にわたって玉石の底石が遺存し, 底石・側石ともに全面玉石組みであったものと思われる。

S D 4739 (PLAN 19・22, PL. 16)

S X 4750 から流れ出た水を S D 4738 へ導水する南北溝。幅約 80~90cm, 深さ約 10~15cm, 延長約 10m。部分的に玉石が遺存し, 溝の東側に約 5cm 低くなった側石抜取痕跡の帯状の部分が存在する。

S D 4738 (PLAN 19, PL. 12)

S D 4739 から, S D 4734 に連続する東西溝。S D 4739 と同様に S X 4750 に貯水された水を S B 4715 に引水するための導水路である。幅約 70cm, 深さ約 10cm。玉石の遺存箇所が随所に見られ, 溝の両側に玉石の側石抜取痕跡(深さ約 5~7cm)の帯状の落ちこみが存在する。

S D 4734 (PLAN 19, PL. 12)

S D 4738 からの流水を S D 4730 に排水する南北溝。幅 0.9~1.0m, 深さ約 10cm, 延長約

8.0m。深さ約 10cm の玉石の側石抜取痕跡が溝の両側に存在する。

S D4766 (PLAN 19・22, PL. 17)

東西塀 S A4692 の南を西に向かって流れ、S D4739 に合流する東西溝。幅約 30~60cm、深さ約 10cm、延長 22m。S D4749・4748 より古い。おそらく、S D4739 と S D4766 は当初一体として敷設されたが、S D4739 が S X4750 から流れ出る浄水を S B4715 に導水するための施設として機能するようになるのに伴って、S D4766 は廃絶したものと思われる。

S D4735・4736 (PLAN, 19 PL. 16)

S D4735 は S A4691 の東に存在する南北の素掘溝。幅 35~45cm、深さ 4~5cm、延長 17m。S A4690 の東側雨落溝にあたる。S A4690 との心々間距離は 1.5~1.8m (5~6 尺)。S D4735 の流水は S D4730 に集水され東へ排水される。

S D4736 は S A4691 の西に存在する南北の素掘溝。幅 30~50cm、深さ 5~10cm、延長約 20m。S A4691 の西側の雨落溝である。S A4691 との心々間距離は、1.5m (5 尺)。底面はほぼ水平で、流水方向は明らかでなく、S B4680 の西側柱筋の柱掘形と重複し、S D4736 の方が古い。

S D4730 (PLAN 15・18・19 PL. 12・46)

S B4715 の北東を巡る溝 S D4738・4733・4734 の排水を集め、S B4710 の南を東流し、南北塀 S A7876 の東で S D7870 に合流する玉石組の東西溝。幅約 70~80cm で、深さは西では 2~3cm と浅く、東へ行くにしたがって深くなり、S D7870 合流部では深さ 15cm ある。延長は約 65m。S X4750 から連続する S B4715 外周の溝の水を集める他、S B4715・4710 の南側雨落溝をも兼ねる。S B4715 と 4710 の南側柱通りと、S D4730 の心々間距離はともに 2.0m (7 尺) である。

S D4753 (PLAN 18, PL. 46)

S B4710 の北を東流し、南北塀 S A7876 の東で S D7870 北流部に合流する素掘溝。幅 50~80cm、深さ 7~15cm、延長約 27m。S B4710 の北側雨落溝である。S B4710 の北側柱通と S D4753 の心々間距離は 2.0m (7 尺)。

S D7967 (PLAN 14・18)

S A7876 西側の南北溝。幅 60~80cm、深さ約 10cm、延長 28m 以上で、北端で S D4730 に連続する。S A7876 の西側雨落溝にあたる。比高は南北両端で約 27cm あり、南流する。南端は調査区外へのびるが、第 9 次調査区では検出していない。したがって、第 36 次と第 9 次の調査区にはさまれた未調査区域内において、東の S D7870 北流部に合流していたものと推定される。

S D7870 (PLAN 14・18・20・21, PL. 55・62・63~65, Fig. 17・18)

南北塀 S A7876 の東を S D4730・4753・7869 の排水を集めて北流し、S A7876 と S A4692 の接続部の北約 13m の位置で垂直に東へ曲がり、内裏東面築地回廊 S C156 下層の石組暗渠 S X8057 に連続する L 字形の溝。幅約 80~90cm、延長約 100m。大半は素掘りであるが、南北方向の部分で S D7869 合流点から S D4730 の合流点に至る区画には、底・側面に玉石が遺存する。S D

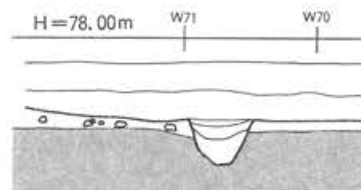


Fig. 17 S D7870北流部断面図 (1:60)

7869 と S D4730 にも玉石の底・側石が遺存しており、廃絶直前には、鎌の手の形に溝が敷設されていたことがわかる。S D7870 は基幹排水路であると同時に S A7876 や S B8000 の雨落溝としても機能している。S D4753 との合流点の北約 7m からは、S D7870 のバイパス溝 S D8035 が存在する。S D7870 は L 字形の溝から S D8035

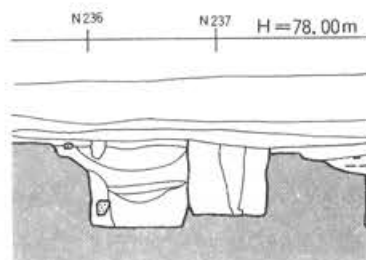


Fig. 18 S D7870 東流部断面図(1:60)

につけかわり、再びもとの位置で L 字形に開削されている。S D7870 の東流部では途中で斜行溝 S D4810 が合流する。この合流点の西では断面が深さ 20~45cm の皿状を呈するのに対し、東では深さ 60~70cm の台形状で、さらに底面中央に幅約 0.3~0.4m、延長約 25m にわたって約 10cm 低くなっている。S D7870 東端の S C156 西側雨落溝交差点付近には、この低くなった部分に、木樋暗渠 (S X8056) の一部が残存している。また、S D4810 合流部以東の S D7870 埋土には凝灰岩の破片も多く含む。したがって、S D4810 との合流点から東の S D7870 は、S D4810 と同様に木樋および凝灰岩製の暗渠排水であったことがわかる。

S D7863・8058 (PLAN 13・17・20)

S B7875, 7874 の西を北流し S B7874 の西北で L 字形に流れ、S D7870 に向って斜行する素掘溝。幅約 1.1~1.5m、深さ 30~70cm、延長約 84m。断面形は台形状を呈する。S D7870 東流部との合流点の南で S D7863 は 2 方向に分岐し、東側のものが S D8058 である。どちらが先行するか、あるいは同時の施工によるものかは不明である。S D7863, 8058 はともに S D7870 と同様の断面形を呈し、底面中央が一段低くなっていることから、両者はともに暗渠の部分が存在したものと考えられる。ただし、木樋等は残存していない。しかし、溝の全区間にわたって暗渠であったかどうか不明である。

S D8001 (PLAN 20, PL. 58)

S B8000 の西にある南北素掘溝。S B8000 の西妻柱筋との心々間距離は約 1.6~1.7m (5.5尺)。北端は調査区外へのびるが、恐らく北面築地回廊 S C060 南側雨落溝に連結するのであろう。

S C254 北側溝 (PLAN 12)

S C254 の北側、内裏南北中軸線よりやや東の位置で、幅約 40cm、深さ約 5cm、延長約 6.5m 分を検出した。溝底は西端より東端が若干低く、水はこの地点で西に向って排水される。

S C247 の北側柱との心々間距離は 1.5m (約 5 尺)。

S C247 東西両側溝 (PLAN 7・8・11, PL. 2)

S C247 の東側溝は延長約 66m 分検出しているが、途中約 21m 分と、北端は削平されて残らない。幅約 40~90cm、深さ 3~15cm の南北溝である。S C247 東側柱との心々間距離は 1.5m (5 尺) ある。西側溝は延長約 45m 分検出している。東側溝と同様に北端は削平されて残らない。幅約 40~90cm、深さ 5~20cm の南北溝。S C247 西側柱との心々間距離は 1.5m (5 尺) ある。両溝ともに素掘りで、南端で南面築地回廊 S C640 北側溝に流れこむ。S C640 北側溝には凝灰岩の底石と側石が存在するが、S C247 東西両側溝との合流点では S C640 北側溝の北側石が垂直に S C247 側溝の方に向って折れ曲り、底石が 1 石分遺存しており S C247 雨落溝は南端部においてのみ凝灰岩による化粧を施していたものと思われる。これは、内裏の

外郭が掘立柱塀からⅢ期に凝灰岩基壇外装の築地回廊に改められるのに伴って側溝にも補修工事が加えられたものと考えられる。

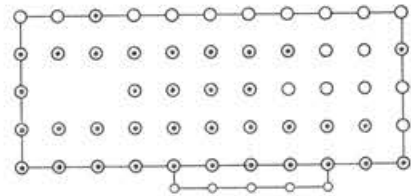
S D480 (PLAN 12)

内裏正殿 S B 450 の西北を鍵の手に曲がる素掘溝。S C 254 南側溝と、S B 450 A の北側雨落溝を兼ねる。幅 25~45cm, 深さ約 18cm, 延長約 30m。S C 254 の南側柱通との心々間距離は約 1.8~2.0m (6~7尺), S B 450 A 北側柱通との心々距離も同様に約 1.8~2.0m (6~7尺) ある。

C Ⅲ期の遺構

S B064 (PLAN 21・24, PL. 15)

Ⅲ期北殿舎地区東殿。桁行10間 (29.51m), 梁行4間, 10尺等間, 南北2面底付き東西棟建物。南面中央東寄り4間分に6尺の出をもつ縁束がある。柱掘形は一辺約1.2m, 深さ1.0m。屋内の棟通りにも側柱筋に合わせて柱掘形を設けているが柱痕跡はな



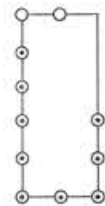
く、掘形深さも10数cm程で西端2箇所にも調査時にわずかに掘形痕跡を残しているのが認められた。これらの屋内中央の柱掘形は掘削途中の変更と思われる。この建物はⅢ期の内裏北面築地回廊 S C 060 の造営にともなって、Ⅱ期の北殿舎東殿 S B 4825 を南に位置をずらせ、北底を新たに加えて建替えたものと推定される。南に並列する S B 4780 とは東・西側面の柱筋を揃え、両建物間の東西をそれぞれ南北塀で閉じる (西塀は S A 8041, 東塀は S A 8043)。両建物間隔は24尺である。S B 064 の南側面に接する排水溝 S D 4810 は南縁下を通過して東に排水している。柱穴から軒丸瓦 6225A 型式 (Ⅲ₋₁期) が出土。

S B4721・4725 (PLAN 16)

Ⅲ期御在所西脇殿 S B 4660 B の西方に S B 4721, 西北方に S B 4725 が近接する。S B 4721 は10尺等間の南北2間分のみで規模・形式は不明。S B 4660 B とは20尺, 北方の S B 4725 とは30尺の間隔をとる。S B 4725 は南北3間・東西2間以上の10尺等間の総柱建物で、その東側柱筋を S B 4660 B の西側柱と揃え、20尺の間隔を保つ。S B 4725 はⅤ期の御在所東垣 S A 4760 と重複して古く、また、東北隅柱から北に伸びる掘立柱塀 S A 4762 がⅣ期であるので、Ⅳ期の可能性もあるが、S A 4762 は後の増設として、その配置計画から S B 4721 と同じⅢ期に造営されⅣ期まで続くものとみた。S B 4721 は柱掘形から土器 (Ⅱ期) が出土している。

S B162 (PLAN 10)

Ⅲ~Ⅳ期東殿舎地区の付属建物。桁行5間, 梁行2間, 10尺等間の南北棟建物。Ⅲ期の東面築地回廊 S C 156 の建設にともなって、S B 164 との間に S B 164 の南側柱と S B 162 の南妻側筋を合わせて増築される。柱抜取穴に多量の瓦が廃棄され、軒平瓦 6663C (Ⅲ₋₁期) が出土。



S A4630 (PLAN 14・15・18, PL. 13・14)

Ⅲ期御在所正殿・後殿の東方に近接して設けた南北12間以上, 10尺等間の南北塀。北端は後殿の北側面と柱筋を揃え、南端は未発掘区にかかるが、南に3間分延長した位置でのトレンチ内には検出しないので延びても2間分であろう。柱掘形埋土内には 6311Ba・Bb・6664F 型式

(Ⅱ₁-期) を多量に含み、柱穴内から土器(Ⅲ・Ⅳ期)が出土。

S A 8041・8043 (PLAN 21)

Ⅲ期北殿舎地区のS B 064とS B 4780の間の中庭の東・西端を閉じる南北塀。西塀S A 8041は3間、8尺等間、東塀S A 8043は4間、6尺等間である。両塀の柱間が異なる理由は、排水溝S D 4810の流路との関係であろう。S D 4810はS A 8041の北柱間を通してS B 064の南側面に接して東流し、建物の東から2間目の柱間のところで東南に斜行するため、東塀では4間に割り付けて北から2間目の柱間を通っている。なお、西塀の中央間南の柱はⅤ期御在所北垣S A 4761の柱掘形との重複のため消失している。

S A 7595・7879 (PLAN 6・10・17, PL. 30)

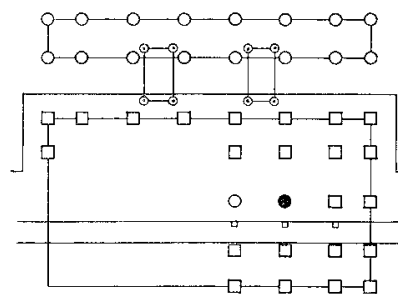
Ⅲ期の東面築地回廊S C 156の西側に沿って設けた掘立柱の日隠塀。S A 7595は内裏東南広場の東面を区画し、南北11間(32.7m)、10尺等間である。柱掘形は一辺約0.8m、深さ0.9m、柱径18cm、柱の抜取痕跡はない。S A 7595はS C 156の西側柱の西に17尺の間をおいて並行し、S B 7601・7600の東側柱筋の北延長線上にある。S A 7595の南端柱とS B 7601の東北隅柱との間隔は13尺、北端は未発掘地にかかり、2間延長するとS B 163の南側柱の東延長線とほぼ一致する。

S A 7879は東北殿舎地区広場の東を区画。柱間9間で、柱掘形の形状とS C 156の西側柱との位置関係はS A 7595と同じである。柱間寸法の割付は、南から10・10・10・11・11・12・9・8・8尺として12尺の間を東面北門S B 7970の中軸線に振り分けている。南端の柱はS B 7874の東角屋の北7尺の位置にある。南のS A 7595が広場の東面全体を画するのに対して、S A 7879は広場の南半部にのみ設けている。

S A 7879の柱掘形埋土から軒丸瓦6311型式(Ⅱ₁-期)が出土しているが、配置上は両日隠塀ともにⅢ期の造営になる。下限は明らかではないがS A 7595はⅥ期まで、S A 7879はⅤ期まで存続して、さらに北にS A 8002を増設したものと考えられる。

S B 7600 (PLAN 4, PL. 24~30)

Ⅲ~Ⅵ期南面築地回廊S C 640の東端に、回廊を取込んで建つ内裏東閣。桁行7間(25.16m)、梁行4間(13.10m)の4面庇付き礎石建ち重層建築。柱間寸法は身舎桁行13.3尺、梁行13尺、庇の出9尺。身舎内の棟通りには側柱と柱筋を揃えて掘立柱を立てる。身舎の西半分と庇の西南部は未検出である。礎石跡は径2.0~2.3m、深さ50cm程の不整形掘形と、その中央に



径約1.3mの礎石掘付痕跡である根固石を検出した。礎石底部に当る部分には水平に小石を敷き詰め、周縁部には拳大から人頭大の河原石を配している。その形状から礎石は平面形が正方形で、側面形は逆台形に整形された築地回廊礎石と同形状である。材質は礎石抜取穴埋土に凝灰岩断片を含むことから凝灰岩製と推定される。建物内中央の掘立柱は上層の床を支持する東柱と考えられ、柱掘形は一辺1.3m、深さ1.4m、検出した2箇所のうち西掘形の柱は抜き取られ、東掘形には径1.5尺の柱根が残存する。

この建物の南側柱に接して内側にS C 640の築地塀を屋内に取り込んでいる。築地塀は基底

部幅6尺で、5～8cmの立ち上りを残し、築地北面には寄柱礎石を残す。築地寄柱はS B 7600と柱筋を揃え、築地南面の寄柱は身舎の礎石上に立てたものと推定される。S B 7600南面の礎石跡は南半部に後世の削平を受けているが、柱筋はS C 640の南側柱と同一線上にあり、S B 7600の南庇は回廊を兼ねていたことを示している。

S B 7600はS C 640と同様に、建物内部を土間床とし、建物外部の基壇面を凝灰岩切石敷きとする。基壇の南面は削平を受けて不明であるが、北・東・西面の側柱から基壇の出は6尺で、北面基壇の縁辺部に敷石の一部が残存し、東面ではS C 640の北面基壇の石敷が西に延び、S B 7600の東庇の北から2間目に続いている。基壇の北・東・西面にはS C 640の北側溝と連続する凝灰岩切石製の側溝がめぐる。溝幅は2.4尺、北側溝の溝底石は東端部が西端より8寸低く勾配をつけ、北面の側溝底石からの基壇高さは中央で1.5尺と推定され、内裏内地表面と基壇高との差はない。西側溝の一部には側石が残存するが多くは抜き取られる。東側溝はS C 156の西側溝と共有して、溝幅を2倍に拡幅(4.8尺)している。

S B 7600の礎石抜取穴および側溝から周辺部にかけて多量の瓦が出土している。出土瓦の型式はI期からIII期の各期にわたり、とくにIII期の瓦が多量で、この建物の造営がI期・II期の古瓦を再利用してIII期に造営されたことを示している。出土瓦の型式は6643A(I期)、6666A(II₂期)、6625A・C—6663C(III₁期)、6133D—6732A(IV期)で、補修瓦に6721C(III期)がある。また、土器は少量であるが終末期の土器(V期)が出土している。

S B 7601, S X 7602・7603 (PLAN 4, PL. 26・29・37)

S B 7600の北側に付属する建物S B 7601と階段S X 7602・7603である。S B 7601は桁行7間、梁行1間の掘立柱建物。桁行の各柱間はS B 7600に合わせて柱筋を揃え、梁間は10尺、S B 7600との間隔は16尺である。柱掘形は一辺約1.2m、深さ0.8～1.0mで、柱は全て抜き取られる。

S X 7602・7603はS B 7600とS B 7601の間をつなぐ形で、それぞれの中央間と両脇間に設けられた東西7尺、南北14尺の長方形平面の掘立柱遺構である。柱掘形は一辺約0.8m、深さ0.65mで、北側柱はS B 7601の南側柱筋より北3尺の屋内にある。南側柱はS B 7600の北側面の北5尺の基壇端部に立ち、基壇上面の凝灰敷石に直径約0.35mの円形柱穴を残す。S X 7602・7603の掘立柱は木製階段の簷桁を支持するもので、北側柱は擬宝珠柱として簷桁と登勾欄を受けたものと思われる。これらの階段はS B 7601からS B 7600の2階に上るためのもので、したがってS B 7601はS B 7600の階隠しとしての機能をもち、同時に北側の広場に面してS B 7600の前殿・細殿的な機能をも合わせもっていたものと思われる。

S B 7901 (PLAN 13)

内裏東端の中央に位置する井戸S E 7900Bの井戸屋形。桁行1間11尺、梁行1間9尺、南北棟建物。掘形は一辺0.6m、深さ0.6m。この建物は井戸掘形の検出後に検出されたために、東南の柱掘形を欠失している。建設時期は一応III期としてVI期まで存続するとしたが、IV期以後に降る可能性もある。

S C 060 (PLAN 23～25, PL. 67～69)

北面築地回廊

III～VI期内裏外郭北面築地回廊。北側面47間、南側面42間、柱間寸法は桁行13尺3寸、梁行は築地心から側柱心まで13尺、築地塀は寄柱付きで基底幅6尺、回廊基壇幅は38.5尺、側柱心からの基壇の出は北5.5尺、南7尺である。

遺構の残存状況は良好で、北側柱筋では中央部から東に18間分、南側柱筋では東端入隅柱から西に9間分連続し、さらに中央部にかけて計19箇所礎石据付痕跡を検出した。礎石据付痕跡は一辺に1.0～1.5m、深さ0.3～0.5mの方形掘形内に人頭大の礎石根固石を配したもので、礎石抜取穴埋土中から礎石や基壇化粧石の凝灰岩断片や瓦片が出土している。

南北の側柱間の中央棟通りに築地塀を通す形式であるが、築地本体は残存しない。側柱と柱筋を揃えて築地寄柱の礎石が築地塀の東端第1柱間の南側に1箇所、東から第6柱間の北側に2箇所、第9柱間の南側に寄柱礎石と同据付痕跡を検出した。寄柱礎石は凝灰岩製切石で方約0.45m、厚さ約0.25mで、上面中央に径0.1m、深さ0.1mの柄穴がある。南北に対応する位置の寄柱礎石を残さないが、東西方向に並ぶ礎石の引通し線を測ると、南北の寄柱礎石柄穴間隔は約1.5m(5尺)である。したがって、寄柱を径1尺の方柱とすれば、築地塀基底部の幅は6尺となる。

回廊基壇は凝灰岩切石の羽目石と葛石からなり、南北葛石間の基壇床面はたたき土間である。羽目石の外側には凝灰岩切石製の底石と側壁をもつ側溝を設けている。基壇南西の羽目石と側溝の底石・側壁は殆んど抜き取られて、その抜取痕跡が溝状(幅1.2m～1.5m)に残存するのみであるが、基壇北面は比較的保存状態が良い。

北側溝は北面回廊の東半部の全長約90mに亘って検出し、そのうち60m余りは凝灰岩底石・側石を残している。底石幅は計測値で0.49～0.55mのバラツキはあるが、約0.5cm幅のものが最も多く、溝幅の計画寸法は1尺7寸と推定される。側溝底石の両側を挟む形で回廊基壇羽目石と側溝側石を立て並べており、側石厚7寸、底石からの立ち上りは4寸を測り、基壇の立ち上りは羽目石と葛石と組合せて1尺3寸と推定される。葛石は幅1尺5寸、厚さは現状で4寸であるが、上面の摩滅を考慮すると5寸程の厚さに推定できる。

北側溝の底石は西から東に緩く下って50mにつき約0.3m傾斜している。基壇羽目石の残存状況は悪いが溝側壁の立ち上りは一定であるので、回廊基壇の床面も側溝の底石と同様の勾配で東に緩く傾斜していたものと思われる。なお、北側溝の北側石は国土方眼第Ⅵ系に対して北に約0°07'47"偏っており、これを平城宮発掘調査の実測方位として用いてきた。

礎石抜取穴からの出土遺物は軒丸瓦6225A型式(Ⅲ₋₁期)が主で、軒丸瓦6273型式(I期)を若干ともっており、築地回廊の造営はI期の瓦を一部に利用してⅢ期に行われたことを示している。

S C 156 (PLAN 4・6・10・13・17・20・23, PL. 30・33・34・40～42・47・61・68)

Ⅲ～Ⅵ期の内裏外郭東面築地回廊、桁行50間、梁行2間、礎石建物。柱間寸法は桁行・梁行とも13尺等間、築地基底幅は6尺、回廊基壇西側面の西側柱心からの出は6尺5寸。西側柱46間のうち39間分の礎石抜取痕跡および礎石2個と、これらに対応する築地寄柱礎石抜取痕跡および寄柱礎石10個を検出した。東側柱筋から基壇東縁部にかけての遺構は後世に全面的な攪乱を受けて遺存しない。

S C 156に伴う遺構は、北門S B 7970・中門・南門S B 7591、暗渠S X 4260・2350・7866・7871・8057および井戸S B 7900Bがある。S C 156と重複する遺構は、Ⅰ～Ⅱ期の東面外郭塀S A 6905があり、築地塀の下層(基壇面下10～15cm)の築地芯の位置に検出した。また、Ⅰ期のS B 7864・8010の東側柱をS C 156の西側柱筋の下層に検出した。Ⅱ期北殿舎S B 8000の東

S C 060 北側溝

東面築地回廊

側柱とⅢ期造営工事に関わる S B 8004 の東側柱は、S C 156 の西側溝に切らる状態で、Ⅱ期の斜行溝 S D 7863 の北端部も S C 156 の基壇下層で検出した。

築地回廊基壇の縁端の凝灰岩製葛石から内側は叩き土間であるが、S C 156 の南東入隅柱の北 5 間分の回廊西側柱から外側には凝灰岩切石敷が部分的に残存している。その残存状況から回廊西側柱心から内側の築地塀寄りに、敷石の東端を揃えて西側に敷きつめたものと推定され、また回廊西側柱筋の敷石配列状況からみて、柱筋の敷石は間仕切りの地覆を受ける延石とも考えられ、S C 156 の西回廊南端の 5 間分は間仕切って部屋としていた可能性がある。

S C 156 南端部での西側溝底面からの基壇の立上りは、基壇敷石上面との比高差から 1 尺 6 寸と推定され、北面築地回廊 S C 060 の 1 尺 3 寸よりもやや高くなっている。側溝西側の地表面と回廊敷石との比高差は 25cm 前後であるが、旧地表面が若干削平されているものとみて、内裏旧地表面からの回廊基壇の立上りは 6~7 寸程度と考えられる。

S C 156 西側溝

西側溝は北面築地回廊 S C 060 南側溝から連続し、井戸 S E 7900 で一旦途切れるが、井戸の南からさらに南下して南面築地回廊 S C 640 北側溝と合流し、暗渠 S X 4620 へと接続する。幅約 60cm、深さは 30cm。底石・側石ともに凝灰岩切石を用い、底石は南端から約 20m 北方の区画に完存するほか、S E 7900 の北方約 15~45m の区画に断片的に遺存する。また、南端から約 62~77m と S E 7900 の北方約 23~33m の区画には、底石を抜き取った際に生じた方形抜き取痕跡が一行に並ぶ。

底石の大きさは、縦約 45~50cm、横約 55~60cm、厚さ約 7~10cm である。南端の S B 7600 東側は

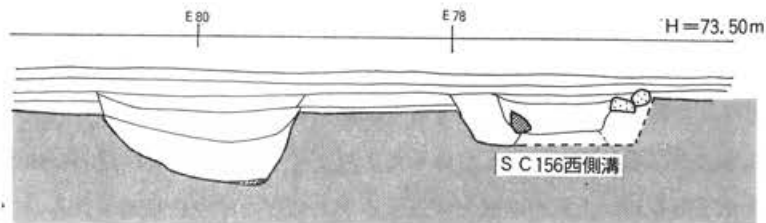


Fig. 19 S D 7863 断面図 (1:60)

幅が約 1.5m に広がっている。羽目石は S C 156 南端部において 2 石遺存し、北へ約 8.5m おいて延長約 6m、9 石分が遺存する。これより北はごく部分的にしか遺存せず、大半は帯状の抜き取痕跡に凝灰岩片が散乱している。西側石は、S B 7600 基壇東端の羽目石 2 石と、北へ延長約 14.7m、21 石分が遺存する。それ以外はいづれも抜き取痕跡と凝灰岩片しか存在しない。

側石の規格は縦約 60~70cm、横 20~25cm で高さ 20~35cm である。いづれの側石も内側前面の風触が著しい。勾配は地形の造成勾配に合わせて基本的に北から南へ下っているが、途中に井戸が存在するため、井戸以北において溝底勾配を調整している箇所が認められる。すなわち暗渠 S X 8057 で以北の流水を東へ排水し、S X 8057 から井戸までの区間は、S X 7871 に集水する。S X 7871 以南の S C 156 西側溝底の勾配を北下りとし、雨水が井戸に流入するのを防いでいるのである。井戸より南は地形勾配に合わせて水を南に流し、S X 4260 へと集水する。

S C 156 の出土遺物は、回廊基壇積土内から軒平瓦 6664D (Ⅱ₋₁期)・6666A (Ⅱ₋₁期) および土器 (Ⅲ期)、礎石抜き取穴より軒平瓦 6682A (Ⅱ₋₂期)、西側溝より 6284A・6664C・6665A (Ⅰ期)、6311A・B、6313E、6664D・F、6685A・B (Ⅱ₋₁期)、6308B・N、6682A、6663A (Ⅱ₋₂期)、6225A・6681C・6663C (Ⅲ₋₁期)、6133A・6732A・C (Ⅳ₋₁期)、6282B・Db・E・G・Fb・Ib、6721C (Ⅲ~Ⅳ期) が出土。

S B 7591・7970 (PLAN 6・17, PL. 34・41)

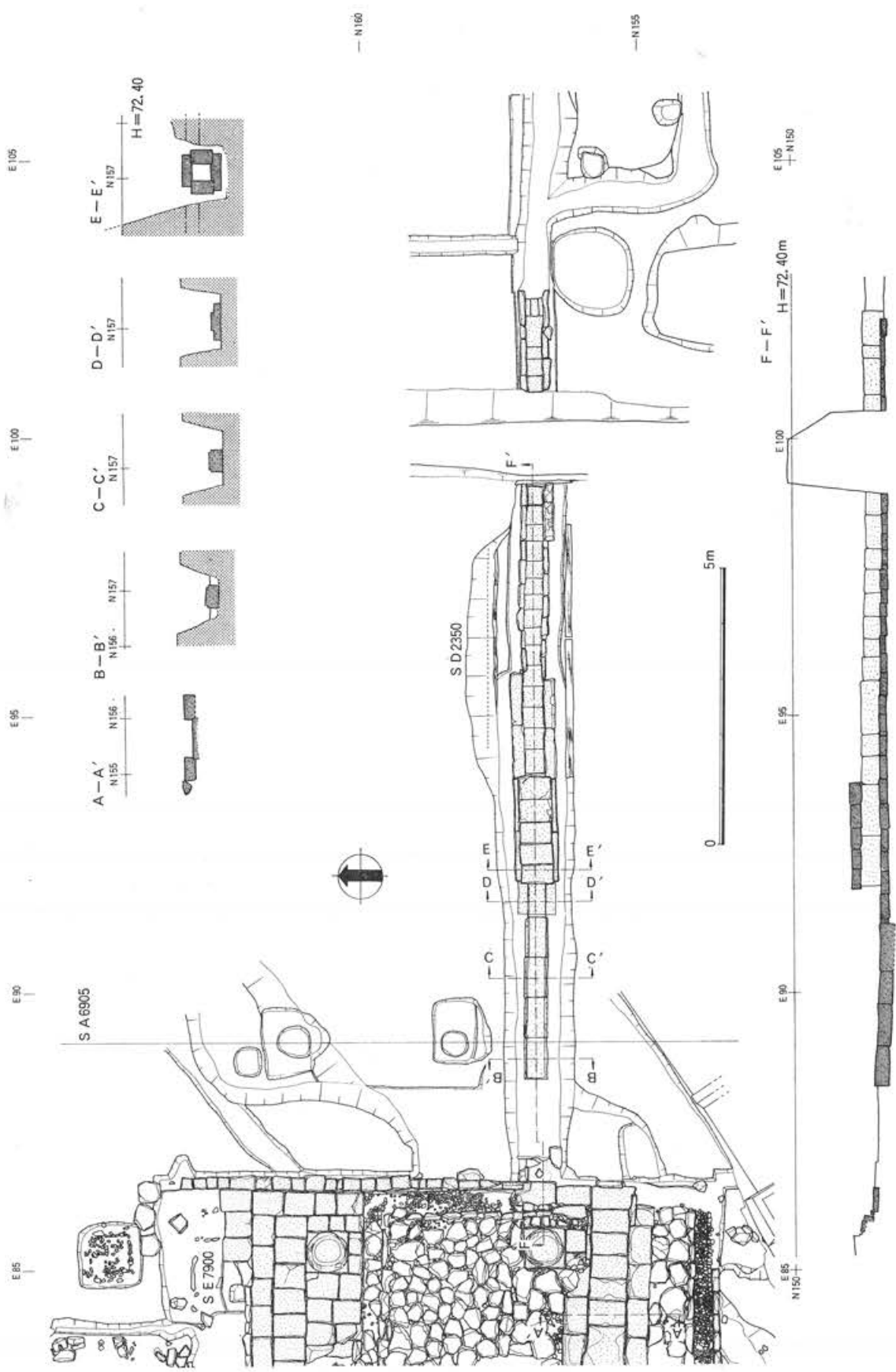


Fig. 20 SE7900, SD2350平面, 立面图 (1:100)

東面築地回廊 S C 156 に開く南門 S B 7591 および北門 S B 7970 である。潜門形式で親柱を築地塀の中軸線と回廊の東・西側柱を結ぶ軸線との交点に立てる。また、親柱の東西両脇に築地塀寄柱が立ち、築地貝形は親柱と寄柱間に横板を嵌殺す形式と推定される。親柱間13尺で、親柱と寄柱の礎石据付跡を残すが、扉構えは不明。

東面築地回廊の潜門は北門・南門の他に中門がある。報告Ⅲでは中門南側の親柱礎石と推定される凝灰岩の残欠を検出しているが、遺存状態が悪く門とは想定されなかったものである。

北・中・南門の位置関係については、東面築地回廊の西側柱間を48間に割り付けているので、回廊中央柱の南柱間に中門を設け、北門と南門は中門とそれぞれ11間の間隔を置き配されている。南門と築地回廊東南入隅柱までが柱間11間、北門と北東入隅柱まで柱間12間となって、築地回廊の内面をほぼ4等分する位置に割り付けている。

S D 2350 (PLAN 13, PL. 47 Fig. 20)

S E 7900 から、東面築地回廊 S C 156 下層を東へ抜け、東方の南北基幹排水路 S D 2700 に流れこむ素掘りの東西溝。S D 2350 には、S C 156 下層に凝灰岩を用いた石組暗渠、東方官衙東を画する南北築地塀 S A 705 下層に玉石を用いた暗渠がそれぞれ存在する。S C 156 下層の暗渠は、幅約 1.4m、深さ約 1m、延長約 16~17m の掘形に据え付けられている。途中約 1.5m 分が未検出であるが、底石は計32石、側石は北側が16石、南側が同じく16石、蓋石は5石を検出した。底石・側石は1石ごとに規格が異なり一様でない。西から6石目の底・側・蓋石が完存する部分の底石は、縦 42cm、横 66cm、厚さ約 18cm あり、上面の両側がそれぞれ幅 17~18cm にわたって深さ 4cm 欠きこんで側石を受ける仕口としている。側石は縦約 90cm、横 22~25cm、高さ 40cm、上面・底面ともに仕口はない。蓋石は縦 36cm、横 60cm、厚さ 18cm あり、底面の両端を 10~18cm、深さ約 2cm 欠きこんで側石に合わせる。底石・側石・蓋石に囲まれた内法は、幅 30cm、深さ 34cm となる。西端から 9~9.2m 東までは、上記の方法で底・側・蓋石を組み合わせるが、それ以东は組み方が異なる。すなわち、底石に仕口はなく、板状の凝灰岩を敷き、この両側面に側石の側面を直接合わせている。蓋石は遺存しないため不明だが、おそらく仕口はなく、板状の蓋石の底面が側石の上面に直接合わせる構造であったと思われる。ただし底・側・蓋石で囲まれた内法は幅 30cm、深さ 34cm と変化がない。なお、S D 2350 は S C 156 基壇下層だけでなく、S C 156 と東方官衙西面築地塀にはさまれた南北方向の道路路面下にも及んでいる。

S X 4260 (PLAN 4, PL. 30, Fig. 21)

内裏東南隅で東面築地回廊 S C 156 西側溝から、東の S D 4240 に連続する暗渠排水。幅約 60cm、深さ 50~60cm、延長約 20m。S C 156 基壇東方では一部木樋となり、暗渠の最東端は凝灰岩と玉石を用いている。S C 156 下層にあたる部分の底石は、縦 34~50cm、横 60~63cm、厚さ約 10~12cm で、計11枚分を検出。底石の両側には、側石の抜取痕跡が約 40cm の幅で連続する。この抜取痕跡底面には凝灰岩片が散在するほか、1箇所側石1対が抜き取られずに遺存している。北側の側石は、縦 52cm、横 27~28cm、高さ約 70cm あり、内側に面する上面角を幅 12cm、深さ 9~10cm 欠きこんで蓋を受ける仕口を造る。南側の側石は縦 44cm、横 25cm、高さ 64cm あり、北側の側石と同様に内側の上面角に仕口がある。ただ北側の側石に比べて仕口は摩耗が著しい。蓋石は遺存しない。S X 4260 の北側約 1.5m の位置に遺存する S C 156 築

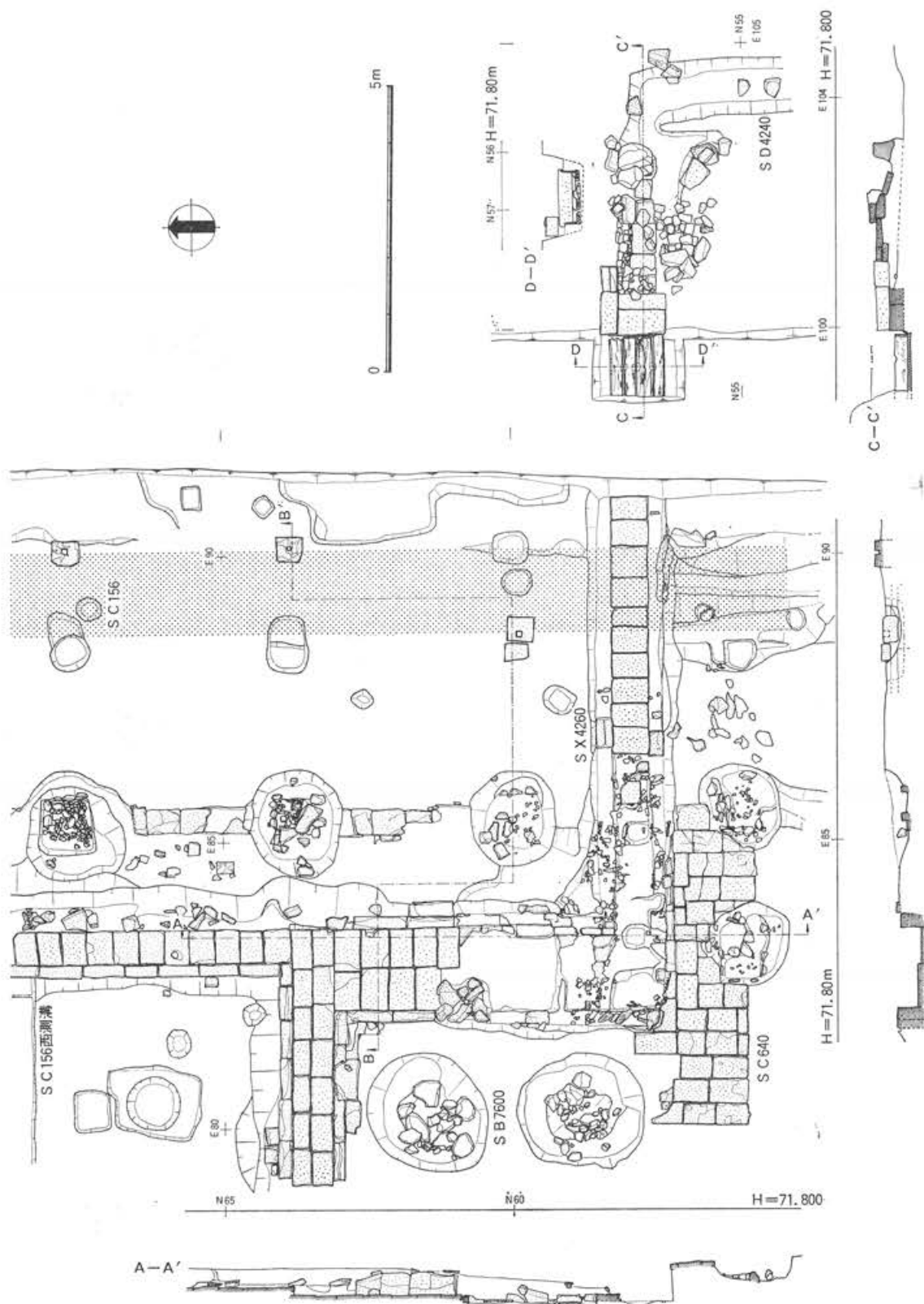


Fig. 21 SC156西侧沟, SX4260平面, 断面图 (1:100)

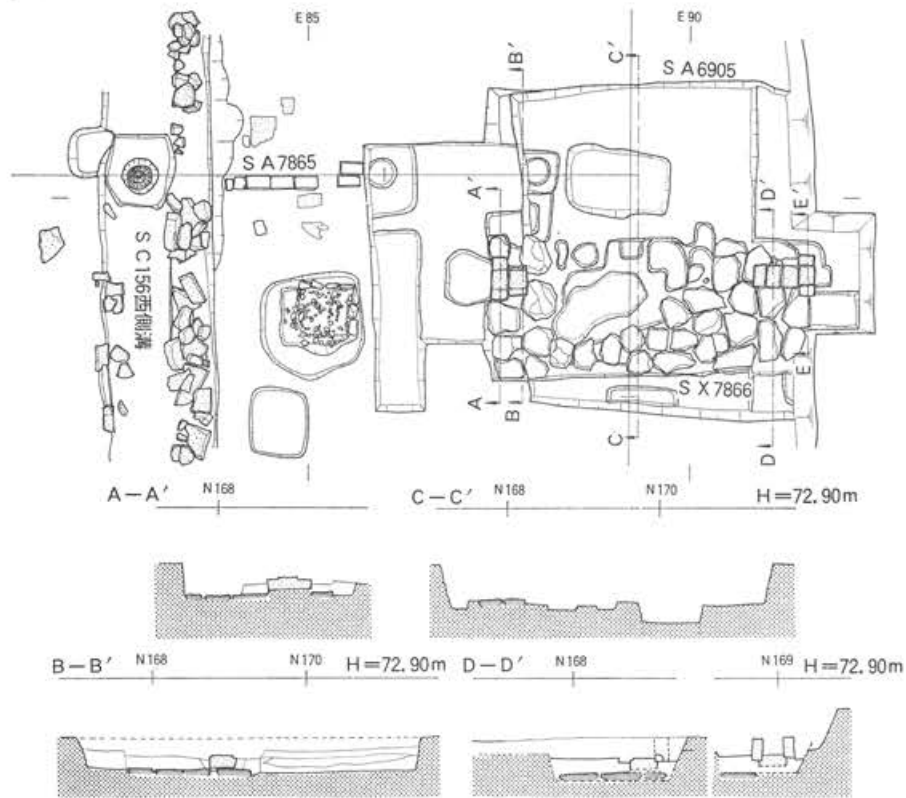


Fig. 22 SX7866平面, 断面図 (1:100)

地本体を両側から支える寄柱の小礎石上面の高さと、SX4260 側石上面との比高は約 20~22 cm あり、これを SX4260 の蓋石の厚さに比定することができる。すなわち SX4260 の最大流水断面積は $0.63 \times 0.45 = 0.284\text{m}^2$ となる。これらの凝灰岩暗渠に連続する木樋暗渠は、SC156 基壇東端の推定位置よりさらに東に存在する。SC156 と東方官衙の西を画する築地塀にはさまれた南北方向の道路が想定され、木樋暗渠はその路面下に存在する。幅約 90cm、深さ約 20~30cm で、東端の約 1m 分を検出した。底板と側板からなり、蓋は抜き取られて残らない。底板は 4 枚からなり、いずれも幅約 20~25cm、厚さ 5~7cm で、流れの方向に沿って縦に敷き並べている。木樋の東から 45cm の位置に、隣合う底板を互いに連結するための太柄を受ける柄穴が 3 箇所存在する。幅約 15cm で、それぞれの底板の縁から深さ約 5~7cm 欠き込んでいる。太柄は遺存しないが、縦約 15cm、幅 12~17cm、厚さ 5~7cm に復原できる。側板は北側と南側に各 1 枚ずつ遺存し、厚さ 3~4cm、高さ 20~25cm ある。東端から西へ約 45cm の位置には、側板の上面が深さ約 3cm 凹んでおり、底板と同様 2 段目の側板を受ける仕口となる。この木樋の東端からさらに東の築地塀が想定される箇所は、凝灰岩切石と玉石を用いた暗渠となる。木樋と凝灰岩切石との接続部の上面は 32~33cm の比高があり、凝灰岩底石上面の方が高い。比高が 32~33cm あるのに対し凝灰岩底石基部にかけて、幅約 8cm、長さ 50cm、厚さ 2cm の板材を斜めにあてて段差を解消している。この部分は、西方からの流水が一時滞流する泥溜まりの機能を果たしていたものと考えられる。

SX7866 (PLAN 13・17, PL. 52, Fig. 22)

東面築地回廊 SC156 西側溝から SC156 基壇下層を横切り、回廊外へ流れ出る玉石と凝灰岩を用いた暗渠排水。まず径 20~30cm 大の玉石を幅約 1.9m、延長 4m にわたって敷きつめ、

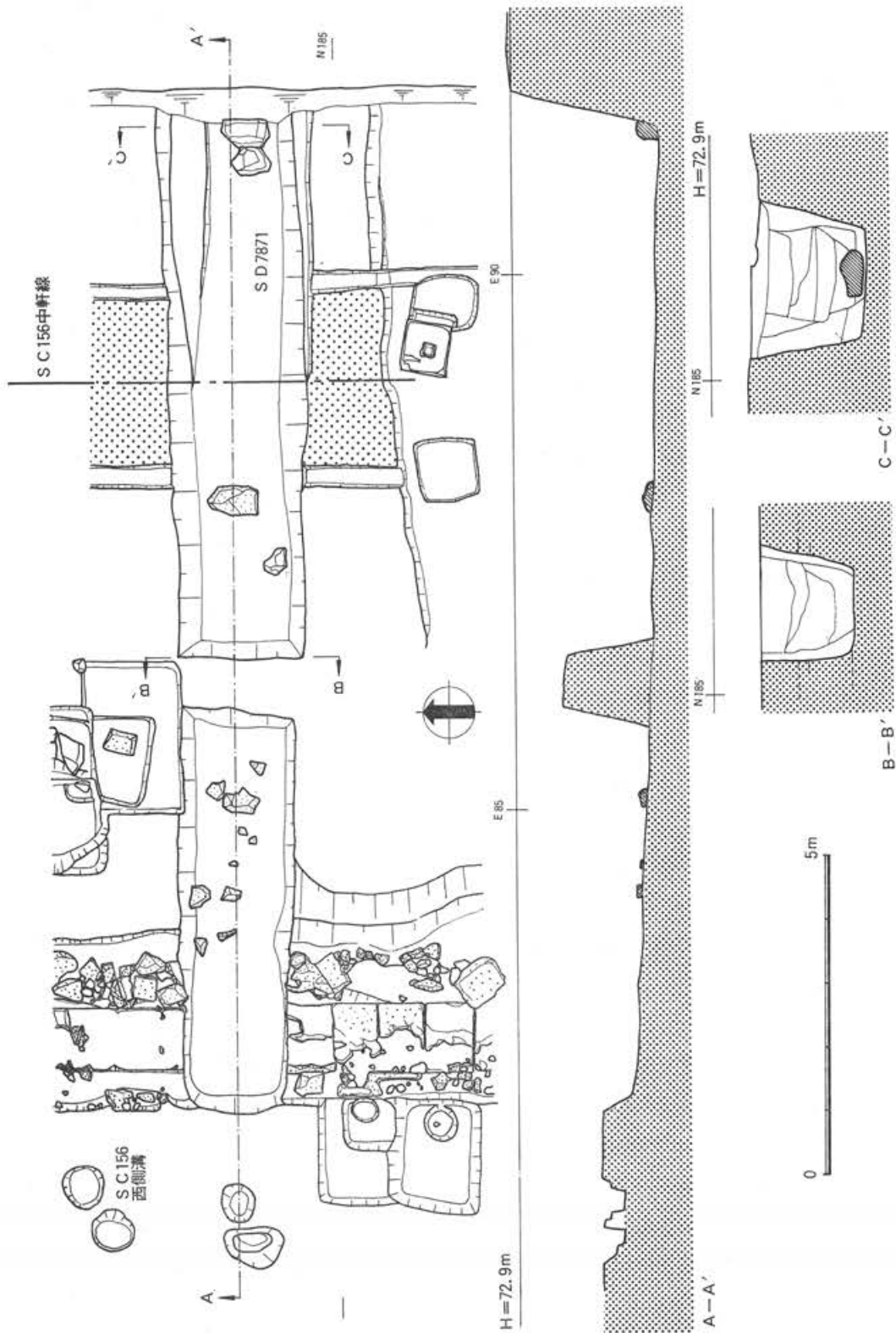


Fig. 23 S D7871平面, 断面图 (1:60)

さらに厚さ 5cm の褐色粘質土で覆う。そして、この上に凝灰岩の底石と側石を用いて暗渠を敷設している。S C 156 基壇は S X 7866 の石材を設定した後に築成されている。遺存していた凝灰岩は底石 6 石、側石 3 石ある。底石は縦 17~25cm、横 33~56cm、高さ約 15cm で凸形の断面形を呈する。凸形造り出しは幅約 25~30cm、高さ 3cm で、上面には流水によるえぐれや摩滅の痕跡はない。したがって、S X 7866 の存続期間は短期であったものと思われる。側石は東端の底石の造り出し両脇に、部分的に 3 箇所遺存する。東端の 2 石は遺存良好で、縦 21cm、横 13~15cm、高さ 27cm ある。

S D 7871 (PLAN 17, PL. 41, Fig. 23)

東面築地回廊 S C 156 の西側溝から S C 156 基壇下層を横切り、築地回廊郭外へ流れ出る東西方向の暗渠。暗渠に用いた石材や木材等は抜き取られて残らないが、溝の埋土中に玉石および凝灰岩の破片を含むので、凝灰岩や玉石を用いた暗渠であったものと思われる。検出した範囲の東西溝底の東端と西端は約 30cm の比高がある。S D 7871 は東へ流れ、回廊郭外で東西方向の素掘溝 S D 2627 に連続する。S D 2627 は幅約 40~45cm、深さ 10~15cm で、第 21 次南調査区において延長約 33m を検出しているが、途中で削平されて残らない。

S X 8056 (PLAN 20, PL. 62, Fig. 24)

S D 7870 東流部と内裏東面築地回廊 S C 156 西側溝との交差点付近で、S D 7870 の底部に遺存する木樋暗渠。底板の一部が延長約 5m にわたって抜き取られずに残存している。遺存状況は極めて悪く腐朽の度合は著しい。東から約 1m 分は、S C 156 西側溝の下層にもぐりこむ。この部分の S C 156 西側溝は凝灰岩の底石が長さ 30cm にわたって欠如しており、築地回廊側溝の流水は下層の木樋 S X 8056 へ流れ落ち、築地回廊を東西に横切る石組暗渠 S X 8057 へ排水される。

S X 8057 (PLAN 20, PL. 62, Fig. 24)

内裏東面築地回廊 S C 156 を東西に横切る石組暗渠。築地回廊西側溝と木樋暗渠 S X 8056 の流水を集め、内裏東外郭の基幹排水路 S D 2000・2700 へと排水する。幅 0.7~0.9m、深さ約 1.0m の据付掘形底部に、径約 20~30cm の玉石と小礫を敷きつめて根固めを行った後、この直上に凝灰岩製の底石と側石を据え付けている。底石と側石は西から 1.4m と 5m の位置にそれぞれごく一部が残存するのみで、大半は抜き取られて残らない。西側に遺存する底石は、2 石とも長辺 80cm、短辺 40cm、高さ 20cm の同規格である。上面に幅 25cm、高さ 2~3cm の造り出しがあり、この凸部の両脇が側石を支える仕口となる。凸部の上面は流水によって弧状に摩滅している。側石は造り出しに沿って一部残存し、最も遺存良好な箇所では高さは約 40cm ある。復原すると、高さ約 40cm、厚さ約 20cm となる。東側の底石は L 字形を呈するが、中央の凸部が遺存する部分の上面には、西の 2 石と同様に流水による弧状のえぐれ溝がある。

S C 640 (PLAN 4・5・7, PL. 6~8・32)

南面築地回廊

Ⅲ~Ⅵ期の内裏外郭南面築地回廊。桁行 51 間、梁行 2 間の礎石建物。中門 S B 3700 (内裏閤門) の西 2 間分と東半 25 間分のほぼ全域を検出。東半の中央には東門 S B 7590 を開き、その東には内裏東閤 S B 7600 が回廊を前面に取り込む形で共存する。柱間寸法は中門 15.2 尺、中門の西 2 間、中門の東 12 間および S D 7600 の南面中 5 間がそれぞれ 13.3 尺、S B 7600 の南面両端間が各 9 尺、S B 7600 の東西各 2 間を均等に 8.8 尺に割り付けて、内裏中軸線から東面築地回廊の中

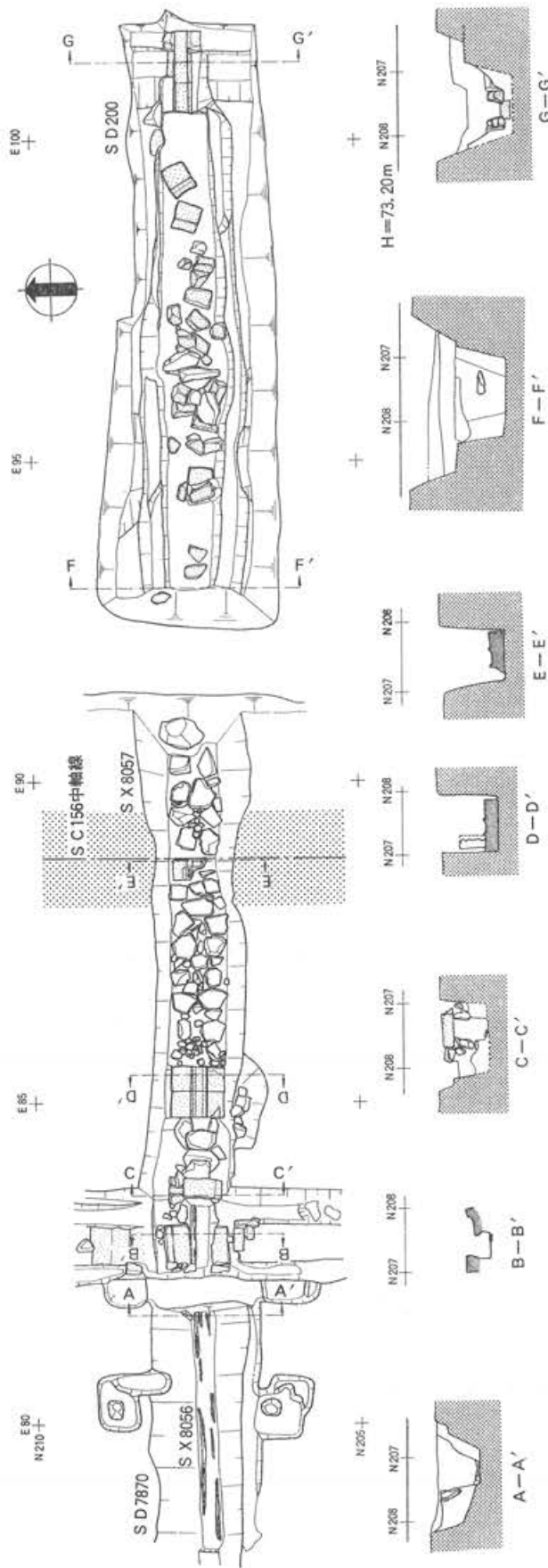


Fig. 24 S X 8056, 8057平面, 断面図 (1:100)

軸までを 300 尺としている。

S B 7600の西半 3 間分が未発掘であるが、中門から東12間分の北側柱は新しい用水路で破壊され回廊北側溝のみが残る。南側柱は全 28間のうち11間分15個の礎石据付跡を検出し、南側柱筋から南の回廊基壇は削平されて約 1.0m の比高差の段状を呈し、東端部では、東面築地回廊 S C 156 との築地塀交点まで喰込んで削平を受けている。築地塀本体の遺存度は東面・北面回廊に比べて最も良く、幅 6 尺、高さ 3~6cm の築地基底部分が带状に残り、側柱と対応する位置に凝灰岩切石製の築地寄柱礎石が南北 1 対で15箇所に遺存する。礎石は東西約 40cm、南北約 45cm、中央に方 7~10cm、深さ 5~8cm の柄穴がある。礎石上面はほぼ基壇面に揃え築地側面より外に 5~10cm 出して築地内に据え付け、寄柱外面と築地積土側面を同一面に揃えた状況を示している。なお、S B 7600内部の築地寄柱礎石は身舎柱筋に合わせて北面にのみ据付け、南面では身舎南側柱礎石が築地に一部喰込んだ状況から、寄柱を省略して側柱に寄柱の機能を付与させたものと思われる。また、S B 7600の東側柱筋では築地北面の寄柱を省略して、東面回廊築地との入隅の寄柱(削平されて礎石を残さない)との中間に設けている。

築地寄柱

築地回廊基壇は東端入隅部を除いて南北両側面とも遺存状況が悪いが、北側溝により基壇側面の側

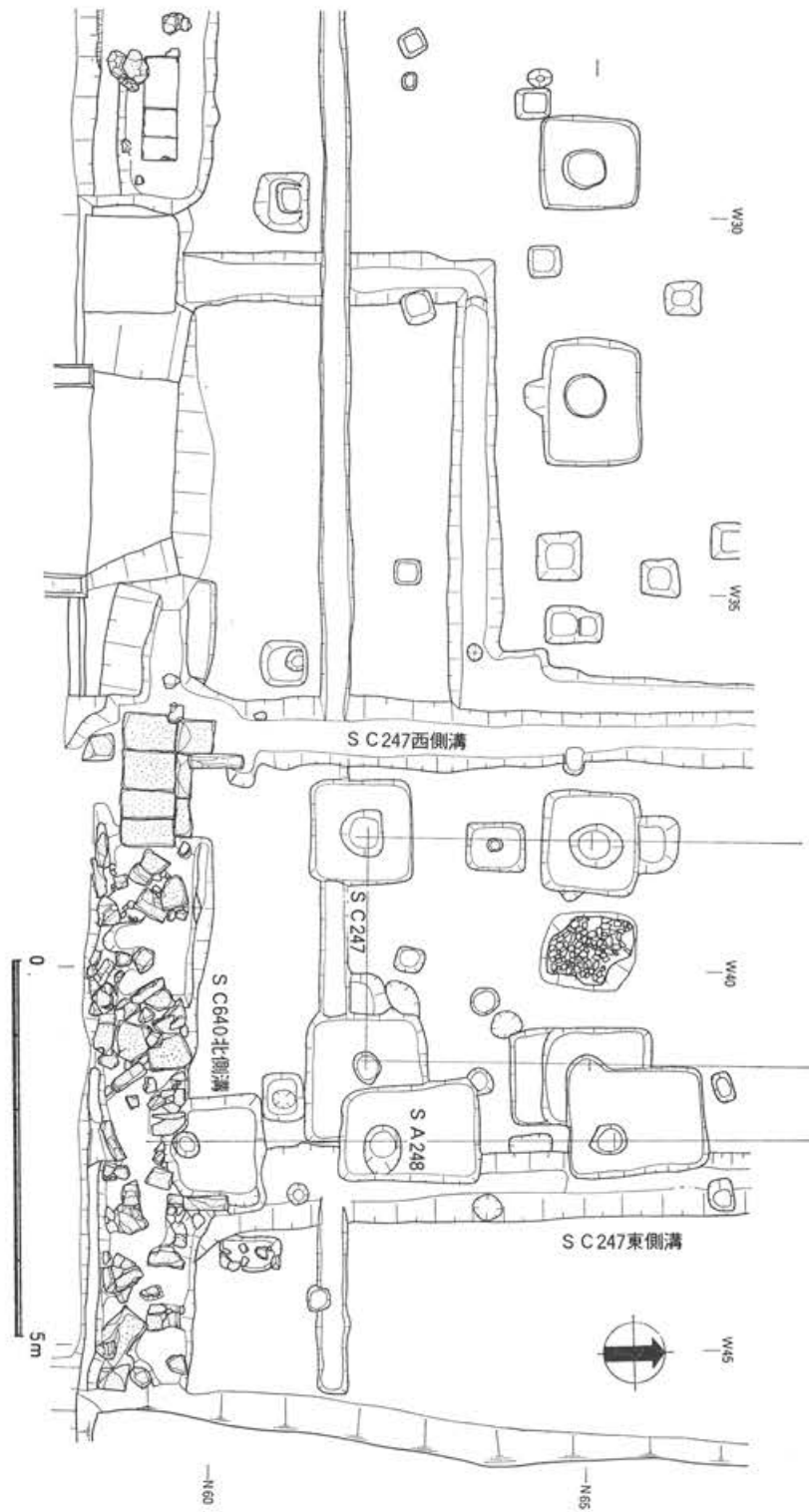


Fig. 25 S C640北側溝・S C247西側溝 100分の1 (1:100)

柱からの出は南・北面とも6尺と推定される。基壇上面の築地塀寄りには旧地表面の叩き土間が良く残り、東面入隅部の回廊内やS B7600内の築地塀寄りの土間面には数箇所焼け面が認められる。

S B3700・7590 (PLAN 4・5・7, PL. 6・8・24・35)

内裏外郭南面築地回廊S C640に開く中門S B3700と東門S B7590である。S B3700は門芯を内裏南北中軸に置き、S C640の築地塀の芯に揃えて15.2尺の柱間をもつ潜門形式の門であり、親柱礎石据付跡を検出した。礎石跡の北に接して築地寄柱礎石抜取跡があり、南の寄柱礎石は削平されて痕跡を残さない。

S B7590も中門の東12間目に開く潜門で、親柱礎石据付跡とその南北に寄柱礎石据付跡を検出した。東親柱は寄柱とも回廊側柱筋に揃えるが、西側では親柱・寄柱とも回廊側柱よりも東に寄せて、親柱間を12尺としている。但し、西寄柱礎石の抜取痕跡は北側では北西に、南側では南西に拡がっており、抜取穴の西端部の南北引通し線上から東の基壇面は一段低くなっており、東親柱と回廊南側柱との中間の凝灰岩切石(一辺50cm)東辺の南北延長線まで続き、その東西幅は15尺を測る。この幅は東門の南・北回廊側柱礎石の外法間寸法と一致し、側柱礎石に揃えて、凝灰岩切石を東門の柱間通りに敷きつめたものと考えられる。なお、東門の南北に築地塀の幅よりやや広く凝灰岩の見切石列がある。その南北幅は8尺で、内部に凝灰岩片が散乱し南北の石敷舗道よりも一段高い石敷としていたものと思われる。

このような東門の石敷舗道からみて、中門S B3700にも当然にその存在が想定され、中門の南回廊基壇の東西3間にわたる攪乱と、中門北回廊の基壇面の東西3間分にわたる凝灰岩層の散乱状況は、中門を含め東西各1間を合わせた3間分の基壇上面に石敷舗道を設けていたことを示すものであろう。

東門の位置は内裏南北中軸線の東約160尺にあり、同中軸線から東面築地回廊S C156の東側柱までの距離 $313 \text{尺} \div 2 = 156.5 \text{尺}$ であるから南面築地回廊東半部のほぼ中央にある。

S C640 北側溝 (PLAN 4・5 PL. 4, Fig. 25)

南面築地回廊基壇の北に沿う東西溝。溝の南側石は基壇の羽目石と共有する。底石は東端に近いS B7600北側の延長約28m分と、S C247西側溝との合流点付近、およびその西方約8mの位置に部分的に遺存している。とりわけS B7600北側の遺存状況が良好である。底石は縦約30~45cm、横約70~76cm、厚さ約10cmの板状凝灰岩を一列に敷き並べるが、S B7600東半部に対応する部分では、2列敷いている箇所もある。側石は同様にS B7600北側に40石の北側石と、S C247西側雨落溝との合流点に2石の北側石が遺存するほか、S B7600西側とS C247西側溝合流点の西方約8~19mの区画には、側石の抜取痕跡が遺存している。縦約40~100cm、横約15~20cm、高さ約45~50cmの凝灰岩を一列に立て並べている。S C640北側溝は東端でS C156西側溝と合流し、暗渠S X4260を経て内裏築地回廊郭外のS D4640へ排水されている。なお、南側溝の有無は後世の攪乱を受けて明らかでない。

S C640北側溝の遺物は6313A・6311B(Ⅱ₋₁期)、6296A、6225A・L、6663C(Ⅲ₋₁期)、6133A・6732A(Ⅳ₋₁期)、6282Ib(Ⅳ期)が出土。

S D4810 (PLAN 20・21, PL. 17, Fig. 26)

S D4742から連続し、S B064の南端に接して東流し、東南方向へ斜行してS D7870に合流

する溝。埋土は大きく上下2層に分かれ、上層は幅約1m、深さ約70cmのすりばち状、下層は幅80cm、深さ80cmのほぼ正方形の断面形を呈する。下層の埋土は玉石や凝灰岩片を含む。S D 7870と同様に、下層は凝灰岩や玉石および木樋による暗渠、上層は素掘溝であったと考えられる。なお、S D 4810とS D 4742の結合部分の底面は約50cmの段差があり、S D 4810の方が低くなっている。これは、S D 4742が開渠で、S D 4810から暗渠が開始することを示すのであろう。

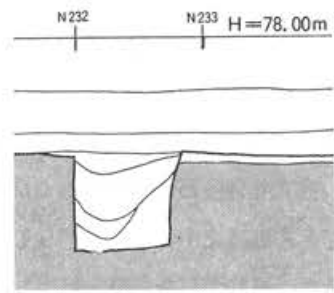


Fig. 26 S D 4810 断面図 (1:60)

S D 4749 (PLAN 19・22, PL. 18)

S B 4715 内部に存在する浅い土壙 S X 4714 から S D 4742 に連続する南北溝。幅 0.9~1.0m、深さ 7~35cm、延長 10.5m。底面には、部分的に玉石が残存するため、当初は玉石組であったものとみられる。

S D 4742 (PLAN 21・22, PL. 15)

S D 4749 から S D 4810 へと連続する斜行溝。幅約 1~1.7m、深さ約 40~50cm。断面は台形状を呈し、埋土の一部に凝灰岩片を含むなど、暗渠であった可能性もある。しかし、S D 4810 との連続部分には、約 50cm の高低差があって、S D 4810 底面の方が低くなっている。この高低差は S D 4810 の暗渠を抜き取った際に生じたものと考えられる。したがって S D 4742 から S D 4810 へ移行する接点を暗渠の開始点とし、S D 4742 は開渠であったと考える方が妥当である。

S D 8035 (PLAN 20・21, PL. 55)

S D 7870 の北流部で、S D 4753 合流点の北約 7m の位置から、S D 4810 へと連続する湾曲した溝。幅 0.5~0.9m、深さ約 25~55cm あり。S D 7870 のバイパス溝で、素掘りの開渠である。地形造成面が北から南へ下る勾配を持つのに対し、北に存在する暗渠 S D 4810 に排水するために北に向って急激に深くなっている。

S D 7872, S X 8061 (PLAN 13・14・17・20, PL. 44・57・65, Fig. 27)

S B 7875 の西を北上し、S B 7874 の西北を經由して S D 7870 東流部へ流れこむ斜行溝。幅約 1~1.4m、深さ 40~60cm、延長 75m。南半部は S D 7863 と重複しており、S D 7872 の方が新しい。S D 7870 に合流する地点の南約 10m には、溝底に木樋 (S X 8061) の底板部分が遺存する。また S B 7875 の西側部分の溝の埋土には玉石や凝灰岩の破片が多量に含まれている。したがって、

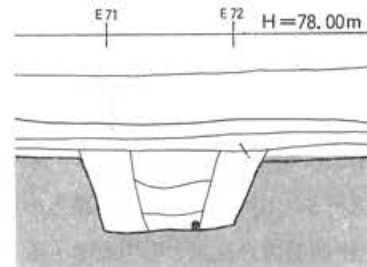


Fig. 27 S D 7872 断面図 (1:60)

S D 7872 は木樋と凝灰岩、玉石を併用する暗渠であった可能性が高い。S D 7872 の上流部は、第 78 次南調査区では検出しているものの、第 9 次調査区では検出していない。したがって S D 7872 は 9 次と 78 次南の各調査区にはさまれた未発掘部分で終わっている可能性があり、また、西へ折れ曲って S D 7870 北流部に連続していた可能性もある。

S D 7925 (PLAN 13・17, Fig. 28)

S E 7900 の北約 10m の位置で内裏東面築地回廊 S C 156 の西側溝に流れこむ東西溝。幅約

40~50cm, 延長約 4.2m。S C 156 の西側溝との合流点には凝灰岩製側石 1 対と底石 1 枚が遺存する。側石は縦約 40~48cm, 横 20~24cm, 高さ 20~25cm。底石は縦 40cm, 横 45cm で, 流水によって摩滅し両側石の裾部のレベルに比べ中央が約 4cm 弧状にくぼんでいる。S D 7925 の西への延長線と S B 7874 北側柱通の心々距離は, 約 1.8 m

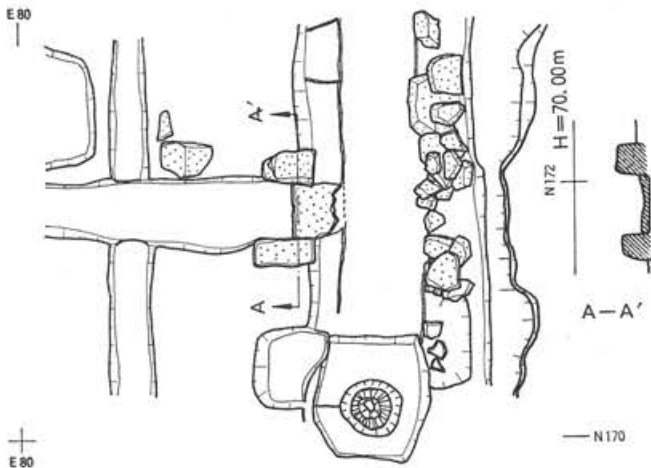


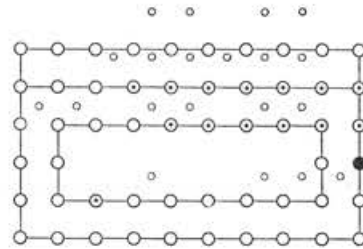
Fig. 28 S D 7925 平面, 断面図 (1:60)

(6 尺) で, S D 7925 が S B 7874 の北側雨落溝を兼ねる。

D IV 期の遺構

S B 450B (PLAN 13)

IV 期内裏正殿。桁行 9 間, 梁行 5 間, 4 面庇・北孫庇付き東西棟建物。柱間寸法は北孫庇の出 12 尺のほか 10 尺等間。II・III 期の内裏正殿 S B 450 A と同じ柱位置に建替える。柱根を東側面の 1 箇所に検出したほかは柱抜取痕跡が多く, 柱抜取穴埋土内の上部に人頭大の石 1 個を入れたものがとくに身舎北側と北面庇に多い。



雨落溝が北側と南側に残存する。北雨落溝は S B 450 A の北雨落溝の北に溝心々 2 尺の間隔で並行し, 南雨落溝は S B 450 A の雨落溝を引続いて利用したものと思われる。側柱と雨落溝心間の間隔は南面 8 尺, 北面 6 尺である。出土遺物は柱抜取穴から土器 (N・V 期) が出土。

S B 4645 (PLAN 14)

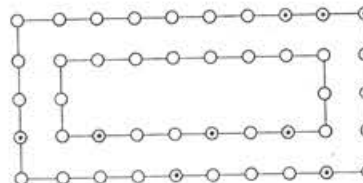
IV 期御在所正殿。桁行 9 間, 梁行 3 間, 北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行中の 7 間 10 尺, 桁行端間 15 尺, 梁行 10 尺。造営尺は 1 尺 = 0.2980m。北庇および身舎の東半 5 間分を検出した。御在所の東・



西脇殿間において内裏中軸線上に位置し, さらに V・VI 期内裏の御在所前殿 S B 4610・4650 と重複してそれらより古いことから, この建物を IV 期の御在所正殿とした。発掘遺溝は北庇のみであるが, 南庇も身舎の南側柱から南 10 尺の位置の未発掘地に想定され, 南北 2 面庇付き建物と推定される。

S B 4704 (PLAN 14・15・18, PL 11・14)

IV 期御在所後殿。桁行 9 間, 梁行 4 間, 4 面庇付き東西棟建物。柱間寸法は身舎 10 尺等間, 庇の出 11 尺, 造営尺は 0.2975m。柱掘形は身舎・庇ともに一辺約 1.4m で変わらないが, 掘形の深さは身舎 1.2~1.4m, 庇 0.7~0.9



m で底の方が浅い。Ⅱ期から存続する東西溝 S D 4730 を北雨落溝とし、この溝に連なる東・西雨落溝がある。

Ⅱ・Ⅲ期御在所正殿 S B 4703 と重複して新しく、S B 4703 と同規模・同形式であり、御在所正殿としての格式をもつ遺構であるが、S B 4704 を内裏中軸線より東にずらせていることから、Ⅳ期御在所正殿は両脇殿間の S B 4645 を充て、S B 4704 を御在所後殿とした。出土遺物は柱掘形埋土から軒平瓦 6685A 型式 (Ⅱ₋₁ 期) と土器 (Ⅲ~Ⅳ期) 柱抜取穴から軒平瓦 6732A 型式 (Ⅳ₋₁ 期) と土器 (Ⅳ期) が出土。

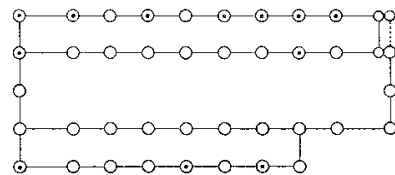
S B 4767 (PLAN 18, PL. 46)

桁行 3 間、梁行 2 間、東西棟建物。柱間寸法は桁行・梁行とも 8 尺等間。柱掘形は一辺約 1.0 m、深さ 1.1 m。S D 4753 (Ⅱ・Ⅲ期) より新しく、Ⅳ期以後であるが、Ⅱ~Ⅳ期御在所一郭の東北隅に位置して、S B 4767 の東側面から御在所東垣 S A 7876 まで、および北側面から北垣 S A 4692 までを等しく 15 尺とする配置計画から、Ⅳ期の建設とした。遺物は柱穴から軒平瓦 6685A 型式が出土。



S B 4800 (PLAN 22, PL. 16)

Ⅳ期北殿舎地区の西殿。桁行 9 間、梁行 4 間、南北 2 面庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行両端間を 15 尺とするほかは 10 尺等間、造営尺は 0.2963m。



身舎の柱掘形は一辺約 1.1m、底は 0.8m。柱は全て抜き取られる。

南庇は東端 2 間分を欠くが、これはⅡ期から存続する S A 4781・4782 と近接して建てたことに帰因する。S B 4800 の南庇柱を S A 4781 の柱筋の西延長線上に設け、南庇の東端柱と S A 4781 との間隔を 11 尺として、この間を閉塞したものと考えられる。また、北庇の東端間は 11 尺として狭い入隅空間をつくっているのは、Ⅲ期北殿舎東殿 S B 064 の西妻螻羽軒との接触を避けるためにとられた措置と考えられる。したがって、S B 4800 はⅢ期に増築された建物でⅣ期まで存続し、S B 064 が廃絶したのちに、S B 4800 の北庇の東端間は身舎東端間と間口を揃えたもので、北庇東端柱の柱掘形が直径 0.5m の小型円形平面であるのは、以上のような造営経過を示すものであろう。

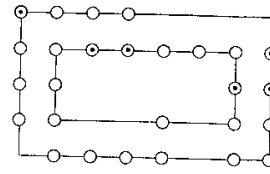
建物の北と西に雨落溝 S D 4755・4754 がある。S D 4755 は S B 4800 の北に存在する東西素掘溝。幅 60~90cm、深さ 5~10cm、延長 28m。西では S D 4756・4754 と連結する。S B 4800 北庇側柱通との心々距離は 1.2m (4 尺) である。流水方向は不明だが、おそらく東流し S D 4741・4810 に合流していたのであろう。S D 4740 と重複するが、S D 4755 の方が新しい。S D 4754 は S B 4800 の西の南北素掘溝。幅約 50cm、深さ 5~15cm、延長約 12m。S B 4800 の西妻柱筋との心々間距離は 1.8m (6 尺) である。S D 4756 は S D 4754・4755 に連結する東西方向の素掘溝。幅 30~60cm、深さ約 3~5cm、延長 6m。

S D 4754 の内側に凝灰岩切石が 2 個残存して、S B 4800 の基壇化粧石の可能性もある。西側柱心から凝灰岩外面までは約 5.5 尺、残存凝灰岩の高さ 8 cm であるから、この切石を羽目石として葛石をもつ低い基壇あるいは、切石を仕切石とするさらに低い基壇の 2 通りの形式が考えられる。

出土遺物は柱掘形埋土から軒丸瓦 6313A (Ⅱ₋₁期)・6308B (Ⅱ₋₂期) 型式, 軒平瓦 6664F (Ⅱ₋₁期)・6721 (Ⅲ期) 型式, および土器 (Ⅲ~Ⅳ期) 柱取穴から軒平瓦 6282Ga・Fa・Fb (Ⅳ期) 型式が出土。

S B4824 (PLAN 21)

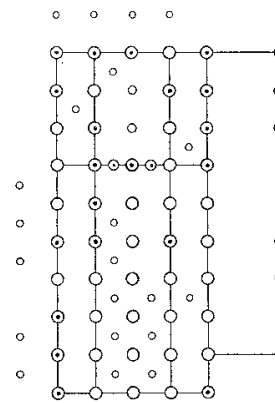
Ⅳ期北殿舎地区の東殿。桁行7間, 梁行4間, 柱間寸法は9.5尺等間の4面庇付き東西棟建物。造営尺は0.2972m。重複関係は以下の通り。S B4780・4783(Ⅱ・Ⅲ期)より新しく, Ⅴ期御在所北殿 S B4770より古い。S B4824の棟通りをⅡ期内裏から



から存続する S A4781 と揃え西側面中央柱に S A4781 を延長して取り付ける。北方にはⅢ期から存続する東西溝 S D4810 が東流し, この溝に S B4824 の東雨落溝 (幅50cm, 深10~20cm) が連結する。側柱から雨落溝心までは5尺である。

S B7873 (PLAN 17・18・20, PL. 43・55)

Ⅳ期東北殿舎地区に位置する桁行9間, 梁行5間, 東・西庇, 東孫庇付き南北棟建物。身舎と東・西庇の柱間寸法は10尺等間, 東孫庇の出18尺。柱掘形は身舎一辺長 1.40m, 深さ 1.50m。庇掘形一辺長 1.10m, 深さ 0.95m, 孫庇掘形一辺長 0.5m。身舎の北3間と南6間を分ける間仕切がある。間仕切には中央に10尺の開口部を設ける。南室の棟通りには側柱の柱筋に揃えて, 径1尺の東柱を立てるのに対して, 北室は細い床束とすることから, 南室と北室では床の高さが異なり, 南室は側柱と同径の柱を用いているので, いわゆる高床建築と推定される。東孫庇は北端2間分と北から6間目の1間分のみ検出し, 南端は斜行溝 S D7872 と重複するので南端の2間を欠く桁行7間の庇であろう。



西側面の北3間に対応して西方10尺の位置に3間分の柱掘形が10尺等間で南北1列に並び, また, 南側面の中央と東隅柱に対応して南方10尺の位置にも各1個の柱掘形がある。西側面の掘形列は S B4738・4780 との間を繋ぐ形で, また南側では S B7874 の北側面の西端2間と結ぶ形に設けているが, いずれの柱掘形にも柱を据え付けた痕跡はなく, 掘形のみで計画は工事途中に変更されたものと思われる。

工事用足場を建物内部と西側に検出しているが, 調査中にはこの建物にともなう足場穴としてとらえていなかったために未検出の柱穴が多い。北側面の外側10尺北方に建物と柱筋を揃えて小柱穴が並ぶが, 足場穴と同形でこれも足場と考えられる。

出土遺物は柱掘形から軒丸瓦 6225・6282 形式, 軒平瓦 6721Ga 形式, 柱抜取穴から軒丸瓦 6225A・6282Da 型式と土器 (Ⅱ~Ⅳ期) が出土。また, 当建物周辺には丸平瓦の出土量も多く, 瓦葺建物と推定される。

S A7889 (PLAN 14・18, PL. 45)

Ⅱ期から存続する御在所東脇殿 S B260B の東北隅柱に取りついて北にのびる南北塀。南北7間で柱間寸法は南から北に 11・11・13・8・8・8・8・8 尺。柱抜取穴から軒平瓦 6685B 型式 (Ⅱ₋₁期) が出土して, Ⅱ期まで遡る可能性はあるが, 配置計画上から S A4762 と同様の機能

をもったものとしてⅣ期の増設とした。

S A4762 (PLAN, 19・22)

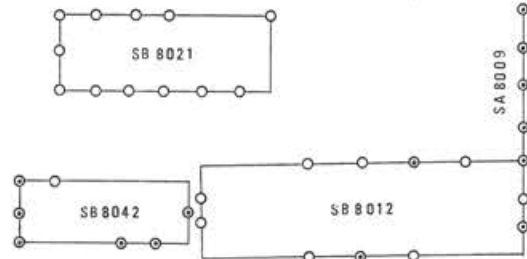
Ⅲ期御在所西脇殿の西北殿 S B4725 の東北隅柱に取りつくⅣ期に増設された南北塀。柱間12間で10尺等間。柱掘形埋土から軒平瓦 6721 型式(Ⅲ期)が出土。

S B8012

東北殿舎地区にある桁行6間、梁行3間、東西棟建物。柱間寸法は桁行西5間14尺等間、東端間16尺、梁行8尺等間。

柱掘形は一边約0.6m。S B8004より新しく、S B7881(Ⅳ期)より古い。また、S B8042とS B8012は棟通りを揃えて

東西に近接して並列することから、この建物もS B8042と同様にⅣ期またはⅤ期内裏の造営にかかわる遺構と考えられる。



S B8021 (PLAN 20・21)

東北殿舎地にある桁行6間、梁行2間の東西棟建物。柱間寸法は桁行南面で10・9・9・10・10・9尺、梁行は10尺等間。Ⅲ期のS A8043より新しく、Ⅴ期のS A8044より古い。柱掘形は径0.4mの小型円形平面で足場柱穴と同類であるから、S B8042と同様にⅣ期またはⅤ期内裏の造営工事にかかわる建物であろう。

S A8009 (PLAN 20)

4間以上の南北塀。柱間寸法は10尺等間。柱掘形は一边約0.7m。S B8012の東北隅柱に取付けて北にのびる。柱抜取穴から軒丸瓦 6313Bc・6311B(瓦Ⅱ-1期)型式が出土。

S B8042 (PLAN 21)

桁行5間、梁行2間の東西棟掘立柱建物。半数の柱穴を検出。柱間寸法は桁行9尺等間。梁行8尺等間。Ⅱ・Ⅲ期北殿舎並殿、S B4780・4783より新しく、Ⅴ期の御在所東垣S A8033より古い。Ⅳ期のS B7873とは切合い関係はないが重複するため、S B8042はⅣ期またはⅤ期内裏の造営工事にかかわる建物と考えられる。

S D4748 (PLAN 19・22, PL. 17)

S D4734・4738からS D4747まで連続する南北溝。幅50~70cm、深さ約10~20cm、延長8m。S B4715の東端が1間拡張されて4×2間となるのに伴い、S D4749を廃絶してS D4748に付け替わる。底面は南端より北端の方が約5cm低く、水はS B4715を起点として北流している。

S D4747 (PLAN 19・22, PL. 17, Fig. 92)

S D4748から、S D4741へ結ぶ東西方向の素掘溝。幅約70~80cm、深さ30~50cm、延長約13~14m。堆積土は北側の東西塀S A4692の掘形埋土を切っているが、柱抜取痕跡とは重複せず、両者は同時に並存したとみた。S D4747は、S A4692の南側雨落溝を兼ねる。

S D4741A・B (PLAN 19・21・22, PL. 19・20)

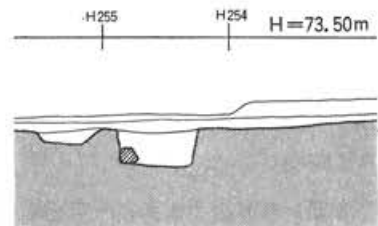


Fig. 92 S D4747断面図(1:60)

S D4747 と S D4810 を結ぶ斜行素掘溝。幅約 1m, 深さ 50~80cm, 延長約 25m。S D4741 A は S A4781・4782 の柱間をぬうように斜行し, S B4800 東妻から東へ約 1.2m の位置で, S B4800 の東妻柱筋に平行して一旦北上し, S D4810 に直角に合流する。このような変則的な流水経路は S B4800・4824 の造営に規制されたものと理解される。それ故に後に S B4800 東で北上せず, 斜行したまま S D4810 に合流する S D4741B に改められることになる。S D4741 A・B に伴う時期の S D4810 は暗渠から開渠に改修されている。

S D4743 (PLAN 19・22, PL. 13)

S D4741A と S D4730 を結ぶ南北方向の素掘溝。幅 70~90cm, 深さ約 5~30cm, 延長 21m。南端部は消滅し, 底面は南で高く北に向うにしたがって低くなる。S D4741B より古く S D4741A と併存する。

S D4731 (PLAN 15・19, PL. 12)

S B4704 の西に存在する南北溝。幅約 70~90cm, 深さは 5~10cm と浅い。延長 8m 分を抽出したが, 南端は削平のため残らない。S B4704 西妻柱筋との心々間距離は 1.5~1.8 (約 5 尺~6 尺)あり, S B4704 の西側雨落溝として適切な位置にある。溝底には径約 30~40cm の玉石や玉石の抜取痕跡と思われる小ピットが部分的に存在するため, 当初は玉石敷の溝であった可能性がある。

S D7869A・B (PLAN 13・14, PL. 46)

井戸 S E7900 の西方に存在する東西溝。上下 2 層に分かれ, 上層は玉石組, 下層は素掘りである。幅約 80cm, 深さ約 10cm, 延長 29m 以上。途中で S D7863・7872 と重複するが, S D7869A・B の方が新しい。溝底はごくわずかに西下りの勾配で S D7870 北流部に合流する。S D7869 は, S B7875 の北約 1.8m に位置し, S B7875 の北側雨落溝として機能している。S D7869 が素掘りの溝から玉石組の溝に改められるのに伴って, S D7869 の北側に幅約 4.5m の道路 S F7890 が敷設され, 表面は礫で化粧される。この道路 S F7890 の北端は玉石の縁石が並べられ一段高くなっているが, S F7890 の中央に南北溝が横断し, 北側の雨水や S X7867 からの流水を S D7869B に排水するように設けられている。すなわち S D7869B は S B7875 の北側雨落溝であると同時に道路 S F7890 の南側溝としても機能している。

S D4745 (PLAN 19, PL. 17)

S B4715 の北約 5m の位置に存在する東西溝。S D4733 と合流し, 東端において S D4744 に連結する。幅約 1m, 深さ 15~30cm, 延長約 28m。溝底は西端よりも東端の方が約 26cm 低い。また, S D4739・4748・4749 と重複関係にあるが, いづれよりも新しい。

S D4744 (PLAN 19・22, PL. 13)

S D4715 の東約 12m の位置に存在する南北溝。幅約 80cm, 深さ 20~50cm, 延長約 15m。途中で S D4745 と合流し, S D4741 へ接続する。

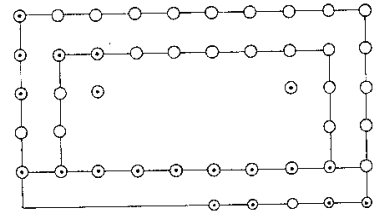
S D8041 (PLAN 21)

S B4824 の東側を北流し S D4810 に合流する南北素掘溝。幅 40~60cm, 深さ 10~20cm, 延長 8.8m。S B4824 の東側雨落溝にあたる。S B4824 東庇側柱筋との心々間距離は 2.7m (7 尺)である。なお S D8041 は開渠であり, S D4810 の暗渠が開渠に改められるのに伴って敷設された溝である。

E V・Ⅵ期の遺構

S B447 (PLAN 9, PL. 3)

V・Ⅵ期内裏正殿，桁行9間，梁行4間，東・西・北底，南広縁付き東西棟掘立柱建物。柱間寸法は桁行，梁行ともに10尺等間，広縁の出10尺。柱掘形は一辺約1.8m，深さ0.6～1.25m，柱痕跡による柱径は身舎38cm，底30cm。広縁東柱の掘形は一辺0.6～1.0cmで同柱径



は約20cmと推定。北側柱筋の9尺北に4箇所と北底通り中央の3箇所に足場穴を検出。南面の広縁は東半4間分のみ検出したが，西半部にも存在したものと推定される。

S B447の平面形式は3面庇で南に広縁をもち，身舎内に独立柱を立てる特異な形式である。身舎の梁行を3間とするのはI～Ⅳ期内裏正殿と同じであるが，南庇を除いて広縁に改め，構造的には棟を身舎の中央に通さずに，北に寄せて庇を含めた梁行4間の中央を棟通りをして，この棟通りに合わせて独立柱を立てたものと思われる。

I～Ⅳ期の内裏正殿はほぼ同一位置に重複しているが，V期には内裏内郭の南北幅を縮小したためにS B447を南に移し，S B447の南側面をⅡ期から存続する東脇殿S B650の北側面と東西方向の柱筋を合わせ，S B447の北側面と内郭北垣S A251との間隔を30尺とする。遺物は柱抜取穴から軒平瓦6663C・(Ⅲ₋₁期)6721C(Ⅲ₋₂期)が出土。

S A248 (PLAN 7・8・11, PL. 2・3)

V・Ⅵ期の内裏内郭東垣の南北塀。南北18間，柱間寸法は南端間のみ8尺，他は10尺等間で全長178尺である。造営尺は0.2981m。柱掘形は一辺1.2～1.4m，深さ1.0m，柱は殆んど抜き取られる。各柱間の中央東西に足場穴がある。足場穴の東西間隔は1.5～2.0m。南から9～11間目の柱間の西側に並行して雨落溝(幅30cm)が一部に残る。柱と溝心間は約1mである。足場穴と雨落溝の存在からS A248は屋根つきであり，軒の出は3尺5寸と推定できる。

S A248の南端は，内裏南面築地回廊S C640の中央門から東10間目の北側柱に取りつき，回廊北側柱とS A248南端柱との間は10尺で，南端柱は回廊北側溝の北側石に接して立てられる。S A248北端と南端の内裏中軸線からの距離はそれぞれ135尺，138尺で3尺の差を生じている。その理由は内郭北垣S A251が内裏中軸線に振り分けて10尺等間の27間に柱配置したことを示しているのであろう。

建物は柱掘形埋土から，軒平瓦6664F(Ⅱ₋₁期)，6721C(Ⅲ₋₂期)，柱抜取穴から軒丸瓦6282Bb(Ⅳ₋₂期)および土器(V・Ⅵ期)が出土。

S A251 (PLAN 11・12)

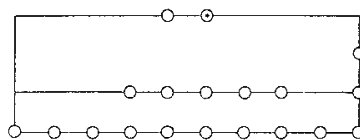
V・Ⅵ期内裏内郭北垣の東西塀。全長27間のうち東20間分を検出。柱間寸法は10尺等間。造営尺は0.3003m，柱掘形は一辺約1.4m，深さ1.0mで，柱抜取穴あり。内裏内郭の東西幅はⅡ～Ⅳ期を踏襲するが，南北幅は50尺縮小し，Ⅱ～Ⅳ期の回廊をV期には塀に改める。Ⅱ期内裏造営計画と同様に東西方向の造営尺が伸びているのは，改築にあたってⅡ期回廊S C254の横架材等の建築部材を転用したためであろう。

柱掘形埋土から軒平瓦6664F(Ⅱ₋₁期)・6721C(Ⅲ₋₂期)型式が出土し，柱抜取穴から軒丸瓦

6282Da 型式 (Ⅲ₋₂ 期), 軒平瓦 6721C 型式 (Ⅲ₋₂ 期) および土器 (Ⅶ期) が出土。

S B452 (PLAN 12)

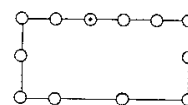
V・Ⅵ期御在所の南殿。桁行 9 間, 梁行 3 間, 南庇付き東西棟柱建物。柱間寸法は桁行・梁行とも 10 尺等間。この建物は報告Ⅲでは身舎の南側柱を北側面とし, S B447 の北庇を南側面とする北庇付き東西棟建物と考えてい



る。S C254 の北側柱と重複する 2 個の柱穴を S B452 の北側柱とすれば重複関係はⅡ～Ⅳ期内裏内郭北回廊 S C254 より新しくなる。S B452 の南側面から内裏内郭北垣 S A251 まで 35 尺, 北側面から御在所前殿 S B4610 まで 40 尺とし, 内裏正殿 S B447 の東・西側面と柱筋を揃える。この建物は御在所内にあるが, 御在所正殿 S B4705 よりも内裏正殿に近く, 御在所正殿の桁行 7 間に対して, 内裏正殿の桁行と等しく 9 間とするなど, 内裏北垣を隔ててはいるが機能的には内裏正殿との結びつきの方が強い。

S B253 (PLAN 11・12)

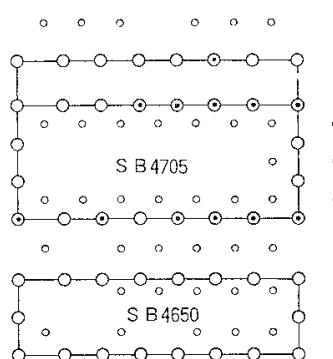
V・Ⅵ期に御在所南殿 S B452 の東脇殿。桁行 5 間, 梁行 2 間, 東西棟建物。柱間寸法は桁行 9 尺等間, 梁行 10 尺等間。柱掘形は一辺約 1.2m, 深さ 1.0m。御在所の東南隅に位置して, S B253 の東側面と御在所東垣



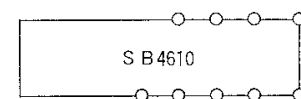
S A7876 との間隔は 6 尺, 南側面と内裏内郭北垣 S A251 との間隔は 15 尺, 御在所南殿の南側面に S B253 の北側面の柱筋を揃える。Ⅴ期内裏造営時に計画変更した御在所東垣より古い切合い関係になっているためⅡ～Ⅳ期の可能性もあるが, Ⅱ～Ⅳ期では内裏内郭の東北隅に位置して, 内裏正殿の東第一脇殿や内郭東回廊と近接し過ぎて共存は不可能であることから, 柱穴の切合い関係を逆転させてⅤ期の造営とした。遺物は柱穴から軒平瓦 6664D・F (Ⅱ₋₁期), 6721G (Ⅲ₋₂期), 軒丸瓦 6291Aa (Ⅱ₋₂期) が出土。

S B4705 (PLAN 14・15, PL. 11)

V・Ⅵ期御在所の正殿。桁行 7 間, 梁行 4 間, 北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行中 5 間 10 尺, 桁行両端間 12 尺, 梁行 10 尺, 庇の出 12 尺, 造営尺 = 0.2981m。柱掘形は一辺約 1.4m, 深さは 0.9~1.5m。柱は全て抜き取られる。足場穴は身舎内部, 庇通りと建物四周に残る。



S B4705 は南側面を御在所一郭の東西中軸線よりやや北に置き, 北側面は御在所東・西垣の北から 12 間目の柱と揃えるが, 庇・身舎の東西柱筋は東・西脇殿の柱筋には揃わない。御在所正殿と東・西脇殿とは 43 尺, 前殿とは 50 尺の間隔を保つ。



遺物は柱掘形埋土より軒丸瓦 6311B・6313A (Ⅱ₋₁期), 軒平瓦 6664D (Ⅱ₋₁期)・6688A (Ⅱ₋₂期) および土器 (Ⅴ期) が出土し, 柱抜き穴より土器 (Ⅴ~Ⅶ期) が出土。

S B4610 (PLAN 14, PL. 11)

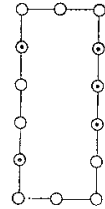
V 期御在所正殿 S B4705 の前殿。桁行 7 間, 梁行 2 間の東西棟建物。柱間寸法は桁行両端間

を12尺とするほかは10尺等間。柱掘形は一辺約0.9m。南・北側面の東4間分のみ検出し他は未発掘地にかかる。重複関係については、Ⅳ期御在所正殿S B 4645より新しく、柱穴から土器(Ⅳ・Ⅴ期)が出土している。

御在所正殿と同南殿S B 452との中間に位置し、正殿とは50尺、南殿とは40尺の間隔をとって南殿の方に近いが、桁行規模は正殿に合わせている。Ⅴ期の前殿S B 4650と同時存在、あるいは時期が逆転する可能性もある。

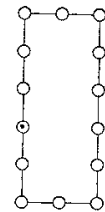
S B 4670 (PLAN 14・18, PL. 14・44)

Ⅴ・Ⅵ期御在所の東脇殿。桁行5間、梁行2間の南北棟建物。柱間寸法は桁行・梁行ともに10尺等間。柱掘形は一辺約1.1m、深さ1.0m。西脇殿S B 4680とは内裏中軸線に対称に配置され、両建物間隔は160尺である。また、御在所の南北を2分する東西中軸線はS B 4690の南端柱間の中央を通り、御在所東垣とは24尺の間隔を保つ。



S B 4680 (PLAN 16・19, PL. 13)

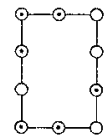
Ⅴ・Ⅵ期御在所の西脇殿。桁行5間、梁行2間の南北棟掘立柱建物。柱間寸法は10尺等間、柱掘形は一辺約1.3m、深さ1.0m。重複関係はⅡ～Ⅳ期御在所の西脇殿より新しい。東脇殿S B 4670は御在所東垣S A 4876の柱位置とずれているが、S B 4680は西垣S A 4760とほぼ柱位置を揃える。



遺物は柱掘形埋土より軒丸瓦6313C・6311Bb(Ⅱ₁期), 6282I(Ⅲ₂期), 軒平瓦6685B・6664D(Ⅱ₁期), 6666A(Ⅱ₁期), 6691A(Ⅲ₁期)および土器(Ⅴ期)が出土し、柱抜取穴より軒丸瓦6313C(Ⅱ₁期)および土器(Ⅳ・Ⅴ期)が出土。

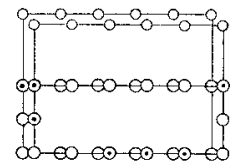
S B 4712 (PLAN 19・22, PL. 12)

Ⅴ期御在所の後殿。桁行3間、梁行2間、10尺等間の南北棟建物。造営尺=0.2977cm。柱掘形は一辺約1.2cm、深さ1.0m、南面中央柱掘形の底には磚を2枚敷並べて柱礎盤とする。S B 4784と重複して古い。棟通りは内裏中軸線上にあり、南側面は御在所正殿S B 4705の北側面と20尺の間隔をとる。遺物は柱掘形埋土より軒丸瓦6282E・軒平瓦6721C(Ⅲ₂期)が出土。



S B 4770-A・B (PLAN 21, PL. 15・14・56)

Ⅴ・Ⅵ期御在所の北東殿。桁行5間、梁行3間、北庇付き東西棟掘立柱建物。柱間寸法は身舎桁行10尺等間、身舎梁行9尺等間、庇の出はS B 4770Aが19尺、S B 4770Bが16尺。柱掘形は身舎が一辺約1.0m、深さ0.8m、庇が0.5m。造営尺=0.2918m。Ⅴ期のS B 4770Aは、Ⅵ期には3尺東に位置をずらせてS B 4770Bに建替えるが、身舎はそのまま移動し、庇の出を3尺縮小している。

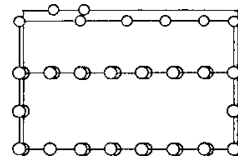


S B 4770Aは北西殿S B 4790Aと内裏中軸線に対称に配置して、両建物間を70尺とし、南側面の柱筋を揃える。また、御在所正殿S B 4705の北側面と北東・北西殿の南側面との間隔を70尺とする。北東殿と北西殿の間隔はⅤ期の70尺からⅥ期には74尺に拡げているが、これは御在所正殿の桁行長さに等しく、同正殿の東・西側面の柱筋に合わせて改築を行ったものである。

遺物はS B 4770Aの柱掘形埋土から軒平瓦6685B(Ⅱ₁期)および土器(Ⅲ～Ⅳ期)が出土。

S B4790A・B (PLAN 22, PL 15)

V・VI期御在所の北西殿。桁行7間、梁行3間、北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行8尺、梁行10尺、庇の出はS B4790Aが17尺、S B4790Bが14尺。柱掘形は身舎が一辺約0.8m、庇が0.6m。S B4790BはS B4790Aを西方にずらせ、庇の出を縮小して建替えたものであるが、わずかなずれのために身舎の柱掘形は東西に長方形に検出され、柱穴の新旧の判別を行っているのは少ない。また、S B4790Aの北庇は西から2間目の2箇所の柱穴しか検出してないが、北東殿S B4770Aとの関係で庇付きとした。



北西殿の身舎梁間は北東殿よりも広いが、その分庇の出を狭くして、梁行全長はA・Bとも北東殿と等しくAは37尺、Bは34尺とする。A・B間のずれは、VI期の改造が御在所正殿の東・西側面に合わせて、北西殿と北東殿の間隔をV期の70尺から74尺に拡張したものとすれば、北東殿のずれから3尺であるので、北西殿では1尺となる。

遺物はS B4790Bの柱掘形埋土から軒丸瓦 6311A (II-1期) が出土。

S A4771 (PLAN 19, PL. 12)

V期御在所の正殿S B4705と北西殿S B4790Aの間をつなぐ南北6間の掘立柱塼、柱間寸法は中4間が9尺、両端間が8尺、柱掘形は一辺約0.6m。S A4771はS B4705の西側面と、S B4790Aの東側面を結ぶ直線上にあるためV期の建設とした。S A4771の南端と正殿の間隔は5尺、北端と北西殿の間隔は14尺である。

S A4760 (PLAN 16・19・22, PL. 14・16・18)

V・VI期御在所西垣の南北塼。南北34間のうち北21間分を検出。柱間寸法は10尺等間を基本として一部に9尺の柱間を採用する。II期に造営された東垣S A7876をさらに存続させ、これと内裏中軸線に対称の位置に西垣S A4760をつくる。東垣S A7876は全長21間210尺であるので、北に6間、南に7間延長して御在所の南北の長さを340尺としているが、V期の造営尺はII期より2mm強伸びているため、西垣を東垣と同様に10尺等間の34間とすると全体で70cmほど長くなる。したがって、9尺の狭い柱間を2間分つくることによってその差を解消したものと考えられる。

北から5間目より14間目にかけて、西垣の東に素掘溝(幅60cm、深5~10cm)があり、柱から溝まで6尺の間隔で南流する。

遺物は柱掘形埋土から軒平瓦 6663A (II-2期)・6663C (III-1期)・6721G (III-2期)、軒平瓦 6282 Bb・E (N-1期) および土器 (N・V期)、柱抜取穴から土器 (N・V・VI期) が出土。

S A4761 (PLAN 22, PL. 15~17)

V・VI期御在所北垣の東西塼。東西25間。西端で南に折れて西垣S A4760となり、東端では東垣S A8033・7876に連なる。柱掘形は一辺約1.4m、深さ1.5m、柱間寸法は10尺等間である。造営尺が伸びているのはII~IV期御在所北垣S A4692の横架材転用に依るものと思われる。

S A4761の柱掘形の南に接して、ほぼ同じ大きさの柱掘形が東西に連続して並ぶ遺構がある。10尺等間の配置とすれば2列あり、1つはS A4761の柱掘形の南に接するもので、S A4761の西から6間目より東端までの20間分と、東端で南に1間分がある。重複関係はS A4761より古い。他の一列はS A4761の各柱間の中央に対応する位置に東西24間分と、西端で南に折れて

3間分、東端で南に折れて11間分を検出している。重複関係は前者より新しい。いずれも柱痕跡がなく、掘形深さも30~40cmと浅いため、掘形の作業途中で計画変更したものと思われる。

なぜこのような計画変更が2度にわたって行われたのであろうか。配置状況からみて、前者はⅡ期造営の東垣S A 7876を存続させて御在所の南北を330尺に設定し、造営尺の伸びによる誤差の補正をS A 7876の北延長部分で解消しようとしたものと考えられる。これに対して後者は、S A 7876を廃して全く新たに造りなおそうとしたもので、その柱掘形は内裏正殿の東方にも南北9間にわたって認められる。この計画は東西24間のため、北垣では中軸線上に柱の立つのが配置計画上の第一の誤りで、S A 7876が耐用年限に達していなかったことも計画変更を促した理由の一つにあげられる。結局は当初の計画にもどって施工されたのであるが、木造りが終って組立工事の段階でのこのような混乱は、単純な計画変更のみでなく、造営組織内での意見対立を窺わせるものである。

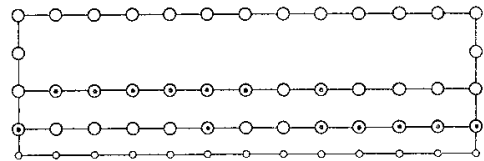
遺物は柱掘形埋土から軒平瓦6663B(Ⅱ₋₂期)・6721G・6710A(Ⅲ₋₂期)、軒丸瓦6320Ab(Ⅲ期)、6282Ba・Fa(Ⅲ₋₂期)および土器(V・Ⅵ期)出土。柱抜取穴から軒平瓦6685B(Ⅱ₋₁期)および土器(V・Ⅵ期)が出土。

S A 8033 (PLAN 21)

V・Ⅵ期所在所東垣の北端6間分で、Ⅱ・Ⅳ期東垣S A 7876を北に延長増設したもの。柱間寸法は北端と北から5間目の柱間を3尺とするほかは10尺等間。重複関係については、Ⅱ・Ⅲ期北殿舎S B 4780・4783の東側柱上で切合って新しい。

S B 063 (PLAN 21・24・25, PL. 15)

V期北殿舎地区の東殿。桁行12間、梁行3間、南庇・南縁付き東西棟建物。柱間寸法は10尺等間、縁の出35尺、造営尺=0.2927m。柱掘形は身舎が一辺約1.4m、深さ0.7~0.9



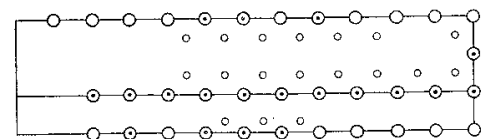
m、底が一辺約0.4m。西殿S B 4830とは内裏中軸線に対称の位置にあり、40尺の間隔を設ける。御在所北垣S A 4761と東・西殿舎南側面まで34尺、外郭北面築地回廊S C 060南側柱と東・西殿舎北側面間は約15尺で狭く軒を接して、S C 060の南側溝を雨落溝として共有する。

遺物は柱掘形埋土から軒平瓦6721C(Ⅲ₋₂期)および土器(V・Ⅵ期)、柱抜取穴から軒平瓦6225A(Ⅲ期)および土器(V・Ⅵ期)が出土。

S B 4825(Ⅲ期)より新しく、S A 8044(V期)・S B 4878(Ⅵ期)より古いことから、S B 063はV期に造営され、Ⅵ期には廃絶している。

S B 4830 (PLAN 25, PL. 16)

V期北殿舎地区の西殿。桁行10間以上、梁行3間、南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行・梁行とも10尺等間。造営尺=0.2971m。柱掘形は身舎が一辺約1.4m、深さ0.75m、



底が一辺0.9m、深さ0.55m、身舎内部の足場穴の残りは良いが、庇通りは、3箇所のみ検出。

東殿S B 063とは東西方向の柱筋を揃えて、内裏中軸線に対称に40尺の間隔を設けて配置する。S B 4830の西側面は未発掘地にかかり、桁行全長は不明であるが、東殿と同規模の桁行12

間と推定される。

遺物は柱掘形埋土から軒丸瓦 6225A (Ⅲ₋₁期) が出土。重複関係では S B 4837 (1期), S D 4740 (Ⅱ期) より新しい。S B 4830 の建設時期は東殿 S B 063 との配置関係から V 期と推定され、S B 063 がⅥ期には廃絶するのに対してこの建物はⅥ期まで存続したと思われる。

S B 8005 (PLAN 17・20, PL. 56)

V 期東北殿地区に設けられた雑舎。桁行 7 間、梁行 1 間の南北棟建物。柱間寸法は東側面では南端間と南から 3 間目を 9 尺、他を 10 尺とし、西側面では北から 10・8・11・10・19・10 となって、柱配置は不揃いである。柱掘形は一辺約 1.0m、深さ 0.8m。S B 8005 の東北隅から北に塀 S A 8006 が、東南隅から南に S A 7885 がとりつく。

遺物は柱抜取穴から軒丸瓦 6282B・Ib (Ⅳ₋₁期) および土器 (Ⅲ・Ⅳ期) が出土し、S D 7872 (Ⅲ・Ⅳ期) より新しく、S B 7881 (Ⅵ期) より古い。したがって、S B 8005 の時期は V 期に限定されるが、梁間 1 間で桁行柱間の不揃いなことから、内裏の殿舎としては便所か物置などの雑舎と推定され、配置形式からみて V 期内裏の造営工事にかかわる建物の可能性が大きい。

S B 8007A・B (PLAN 20・21 PL. 60)

V 期東北殿舎地区の桁行 5 間、梁行 2 間の東西棟建物。東側面南柱間に 1 間の張出しがつく。柱間寸法は桁行西端間が 9 尺のほか 10 尺等間、梁行 6.5 尺等間、東側面の張出しは桁行 7 尺である。柱掘形は一辺約 1.0m、深さ 0.9m。建物内部の棟通りに南・北側面と柱筋を揃えて、径 0.45m 程の円形の床束柱穴があり、S B 8007 は床板敷きである。南側面には桁行 6 間で柱間寸法を 8 尺等間とする柱穴が存在し、桁行 5 間の柱穴との前後関係は分からないが、南側面の改造を行っていることを示す。この建物の東北隅柱から東に塀 S A 8006 が取りつき、塀は東端で直角に南に折れて S B 8005 と連なる。

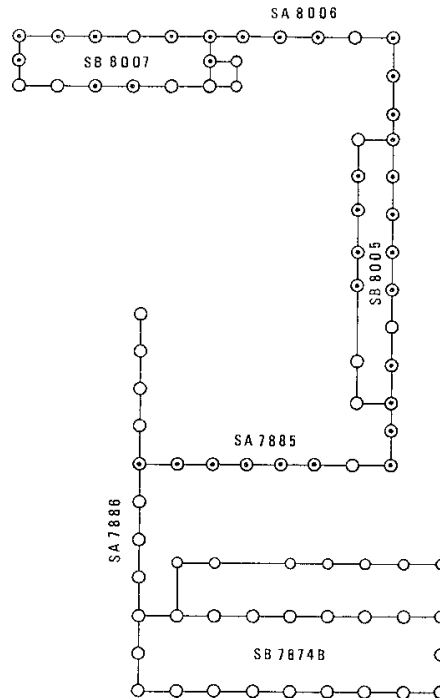
S B 8005 も V 期内裏の造営工事に関わる建物の可能性が大きいとした。S B 8007 についても同様であるが、柱抜取穴出土の土器 (Ⅳ・Ⅴ期) や南側面の改造からみて、V 期を通して存在したものと思われる。

S A 7885 (PLAN 17・20, PL. 56)

V 期東北殿舎地区の東西塀。東西 7 間の西端は南北塀 S A 7886 にとりつき、東端では北に 2 間折れて S B 8005 の東南隅柱に取りつく、柱間寸法は東西塀の中央 3 間と南北塀が 9 尺、他は 10 尺。柱掘形は一辺約 1.1m、深さ 0.7m。造営尺は 0.2989m。柱抜取穴より軒平瓦 6685B (Ⅱ₋₁期)、軒丸瓦 6308N (Ⅱ₋₂期) が出土。

S A 7886 (PLAN 17)

V 期東殿舎地区の北殿 S B 7874B の東北隅柱に取りつく南北塀。柱間 8 間、10 尺等間。中央



柱の東に S A 7885 が取りつく。S B 7864 (I 期)・S B 7873 (V 期)より新しく、S A 7891 (VI 期)より古い。

S A 8006 (PLAN 20, PL. 58)

V 期東北殿舎地区にあり S B 8005 と S B 8007 をつなぐ矩折れの堀。東西 5 間、南北 3 間。柱間寸法は東西堀が 10 尺等間、南北堀は北 1 間 10 尺、南 2 間 8.5 尺、S B 7881・8020 (VI 期)より新しく、柱抜取穴から土器 (VI・VII 期)が出土しているので V 期の建設は明らかである。

S A 8002 (PLAN 20)

内裏東面築地回廊 S C 156 の北端部の内側に並行する南北堀。柱間 7 間以上、柱間寸法は南 4 間 10 尺等間、北 3 間 11 尺等間。S C 156 の西側柱とは 15 尺の間隔である。柱掘形は一辺約 0.5m で、柱穴からの出土遺物はない。S B 8045 (VII 期)より古く、他に時期を確定するものはないが、柱掘形の大きさと配置状況から V 期の建設とした。

S X 7867 (PLAN 13・17, PL. 52, Fig. 30)

S E 7900 の西北約 2~4m の位置に存在する L 字形の凝灰岩の敷石遺構。計 12 枚からなる。各石の規格はそれぞれ若干の相異があるが、縦 30~42 cm、横 30~37 cm のほぼ同程度のものである。最南端の凝灰岩は南半部が割れて残らない。また、さらに南に帯状に礫敷が連続していく様相を呈する。この礫敷は敷石底部を安定させる役割を果たしているものと考えられ、当初は凝灰岩製敷石が、南にものびていたのであろう。また、S D 7867 の東の延長線上には S C 156 下層の凝灰岩製暗渠 S X 7866 が存在することから、S X 7867 は、溝の側石が抜き取られ、底石のみが遺存したものと推定される。おそらくこの溝は、井戸 S E 7900 の周囲をとり囲み、北側の地表の排水が、井戸へ流れこむのを防ぐ役割を果たしていたのではないかと思

われる。なお、S X 7867 の凝灰岩の北端と南端の比高は 5.4cm あり、北側の方が高い。なお、この溝は S X 7866 との関係から III 期まで遡り、S B 7874 の東角屋からの排水溝とも考えられる。

S B 4650 (PLAN 14・15 PL. 11・14)

VI 期御在所の前殿。桁行 7 間、梁行 2 間の東西棟建物。柱間寸法は桁行中 5 間 10 尺等間、両端間 12 尺、梁行 10 尺。柱掘形は一辺約 1.3m、深さ 1.2~1.3m。御在所正殿 S B 4705 の前方に 17 尺の間隔で軒を接して並び建つ。東脇殿 S B 4670 と西脇殿 S B 4680 の南側面を結ぶ線上に S B 4650 の北側面を揃える。このような配置の計画性からは V 期建設の可能性は強いが、同規模・同形式で南方に並列する S B 4610 と正殿との配置の計画性の方が先行するものとみて、S B 4650 を VI 期とした。したがって、可能性としては、V 期当初から前殿 2 棟が並列する場合、両建物を V 期と VI 期に分るけ場合、前殿の一方を VI 期の増築とする場合の 3 通りが考えられる。遺物は柱掘形埋土から土器 (VI・VII 期)が出土。

S B 4784 (PLAN 18・19・22, PL. 17)

VI 期御在所の後殿。桁行 4 間、梁行 4 間の南北棟建物。柱間寸法は桁行 10 尺、梁行中間 9 尺、両端間 10 尺。造営尺 = 0.3018m。柱掘形は一辺約 0.8m、深さ 0.5m。柱穴は西側面の一箇所と

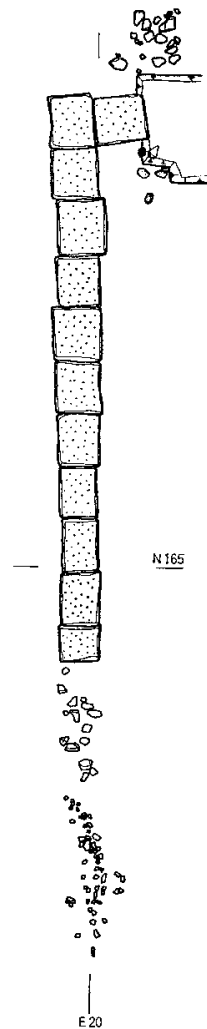
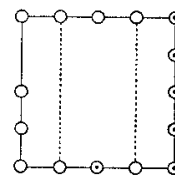


Fig. 30
S X 7867 平面図
(1:60)

内部の柱穴を検出していないが、柱間寸法のとり方からみて、東・西庇付きの建物で、入側柱に礎石を用いたものと考えられる。

柱穴から土器(Ⅶ期)が出土してⅦ期以降の建設の可能性もあるが、棟通りを内裏中軸線に合わせていること、北側面が北東殿 S B 4770 と北西殿 S B 4790 の南側面を結ぶ直線上にあること、Ⅴ期の御在所後殿 S B 4712 と同じ南北棟であり、同建物と重複して新しいことから、S B 4784 をⅥ期の御在所後殿とした。



S A 641 (PLAN 5・7・8)

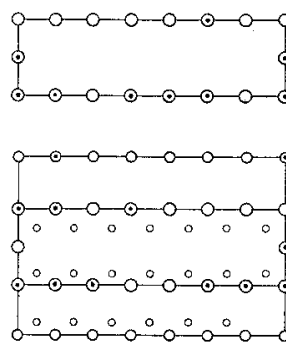
内裏外郭南面築地回廊 S C 640 に付設されたと考えられる塀 S A 641 を北側溝の北に 6 間分検出している。柱間寸法は西から 20・19・18・20・20・32 尺で東端間は未発掘地を含んでいるので 2 間に分かれる可能性がある。柱掘形は一辺 40~80cm で柱径も細く仮設的なものと思われる。塀と回廊北側柱間は 13 尺で、塀の北 50cm に並行して幅約 30cm の素掘溝があることから、回廊北側柱に垂木掛を打ち、片流れの板屋根を設けたとも考えられる。この溝はⅡ~Ⅳ期の内郭東回廊 S C 247 の柱掘形や雨落溝を切っているので、Ⅴ~Ⅵ期に内郭東垣 S A 248 を屋根下に取込んで建てた仮設土庇の可能性も考えられる。

S A 8044 (PLAN 21)

Ⅴ期内裏の北殿舎と東北殿舎を区画する柱間 7 間の南北塀。御在所東垣を北に延長して、内裏北面築地回廊の中央門から東 9 間目の南側柱を結ぶ線上にある。柱間寸法は南から 8・8・9・9・8・9・9・17 尺で、北端の築地回廊側柱との間隔は広いので、塀は築地回廊に取りつかないものと思われる。S B 4825(Ⅱ期)・S B 064(Ⅲ期)・S B 063(Ⅴ期)より新しい。

S B 7881 (PLAN 20, PL. 56)

Ⅵ期東北殿舎地区正殿。平安宮内裏の淑景舎に相当する殿舎である。桁行 7 間、梁行 4 間、南・北庇付き東西棟建物。柱間寸法は身舎 11 尺等間、庇の出 13 尺。身舎の柱掘形は一辺約 1.0 m、深さ 0.9m、庇の柱掘形は一辺 0.45~0.6m、深さ 0.4m、柱径は身舎 8 寸、庇 6 寸と推定。柱抜取穴が多い。足場穴は身舎内に 2 列各 6 間、南庇内に 1 列 5 間分あり、南庇内の東端 1 間分は溝 S D 7872 に重複する。北庇の足場穴列は全て溝 S D 7870 と重複のため未検出である。柱掘形埋土内に軒平瓦 6721 Ga、柱抜取穴から軒丸瓦 6282Ba・Fa・Fb 型式および、土器(Ⅶ期)が出土。



この建物は柱抜取穴より多数の瓦片が出土することから、瓦葺きと推定されるが、身舎と庇で柱掘形・柱径が異なり、身舎の屋根を瓦葺きとし、庇屋根は板葺きであったと思われる。

S B 8020 (PLAN 20・23, PL. 58・59)

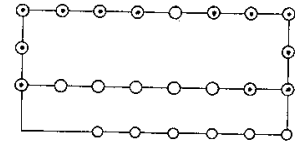
Ⅵ期東北殿舎地区正殿 S B 7881 の後殿。桁行 7 間、梁行 2 間、10 尺等間の東西棟建物。柱掘形は一辺 1.0m、深さ 0.7m。S B 7881 とは東・西側面の柱筋を揃え、建物間隔は 22 尺である。柱掘形から主に土器(Ⅵ期)が、柱痕跡から軒丸瓦 6282Ba・E(Ⅲ₂期)が出土。

S B 7892 (PLAN 13・17, PL. 44)

Ⅵ期東殿舎地区の北殿。桁行 7 間、梁行 3 間、南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行・梁行とも 10 尺等間、庇の出 12 尺。柱掘形は身舎約 1.5 m、深さ 1.0 m、庇掘形は一辺 0.4~0.6 m。

造営尺=0.2957。

Ⅱ期からⅤ期まで存続した東殿舎地区4棟の殿舎のうち北殿 S B 7874 がⅤ期に改築されて S B 7892 となる。S B 7892 は南の S B 7875 と東側面を揃え、両建物間は45尺の間隔をあける。



S B 7892 の造営尺はⅤ期の建設にしては短かく、Ⅱ期造営時の尺度を示しているが、前身建物 S B 7874 を解体して横架材を S B 7892 に転用したものと考えられる。遺物は柱掘形埋土から軒平瓦 6663 C (Ⅲ₁期)、軒丸瓦 6282 E (Ⅲ₂期)、柱抜取穴から軒丸瓦 6282 E が出土。

S A 7891 (PLAN 17・18)

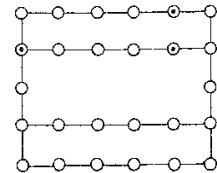
Ⅴ期の東殿舎と東北殿舎を区画する柱間16間の東西塀。柱間寸法は東から2間目と3間目を9尺とする他は10尺である。柱掘形は一辺1.0m、深さ0.8m。S A 7891 の西端は御在所東垣 S A 7876 の南から25間目の柱に、東端は内裏東面築地回廊 S C 156 の北から13間目の側柱にとりつく。したがって、方位は東でやや南に振れている。

遺物は柱抜取穴から軒丸瓦 6225 A (Ⅲ₁期) および土器 (Ⅴ・Ⅵ期) が出土。

F Ⅶ期の遺構

S B 449 (PLAN 12)

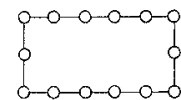
桁行5間、梁行4間、10尺等間、南・北庇付き東西棟建物。造営尺=0.2985。柱掘形は身舎で一辺約0.9m、深さ0.9m、庇で一辺約0.6m。S B 449 は内裏中軸線に建物の中軸を合わせ、Ⅱ～Ⅳ期の内裏正殿と重複して最も新しく、規模からみてⅦ期に降るものと思われる。



造営尺はⅥ期頃の値を示すことから、奈良時代の建物を移築あるいは古材転用したものと思われる。また、旧内裏正殿の中心に位置することから、長岡宮遷都直後の旧宮の管理施設がこの地域に置かれた可能性がある。

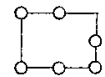
S B 675 (PLAN 5・8, PL. 4)

桁行5間、梁行2間、東西棟建物。柱間寸法は桁行中3間8尺、両端間7尺、梁行9尺。柱掘形は0.4～0.6m。柱穴が小さいためⅦ期としたが、Ⅱ～Ⅵ期内裏正殿東脇第二殿の西方20尺の間隔を置いて建ち、内裏正殿前庭における幄舎の可能性もある。



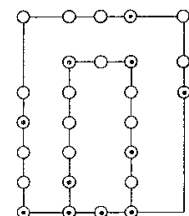
S B 693 (PLAN 8・9)

桁行2間、梁行2間、東西棟建物。桁行東柱間10尺、西柱間9尺、梁行7尺。柱掘形は方約0.5m。南方約9m 隔てた S B 675 と西側面を揃えて建ち、同時期とすれば、S B 675 と同様に内裏前庭の幄舎の可能性もある。



S B 4615 (PLAN 14, PL. 45)

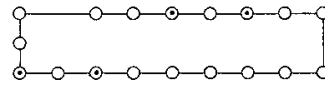
桁行6間、梁行4間、3面庇付き南北棟建物。柱間寸法は桁行・梁行とも10尺等間、庇の出12尺。造営尺=0.2965。柱掘形は一辺約0.7m、深さ0.5m。東庇の南3間分の柱穴は未検出。柱の切合い関係はないが、Ⅱ～Ⅵ期御在所の東垣 S A 7876 と重複し、その雨落溝を切っているためⅦ期とした。造営尺からみてこの建物は、S B 449 と同様に奈良時代の



建物を転用と考えられる。

S B 4651 (PLAN 14・15, PL. 11)

桁行8間、梁行2間、東西棟建物。柱間寸法は桁行10尺、梁行8尺。柱掘形は南と北の側柱で異なり、北側面は一辺約0.6m、南側面は一辺約1.2m、深さ1.35~1.55で約2倍

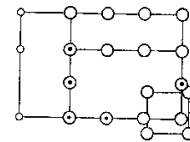


の差がある。西側面中央の柱掘形は北側面と等しい。Ⅳ期御在所正殿 S B 4645 より新しく、Ⅴ期の御在所前殿 S B 4650 より古い。また、S B 4651 の柱掘形埋土から軒平瓦 6691A (Ⅲ₋₁期) が出土していることから、S B 4651 はⅣ期まで遡り得るが、S B 4650 との重複関係には疑問点がある。この建物の北面と南面での柱掘形の大きさの違いを身舎柱と庇柱の差とみることも可能で、南の未発掘地に身舎を想定し、16尺の出をもつ北面庇付き建物が存在する可能性も十分考えられる。

しかし、いずれにしても S B 4651 は桁行8間の偶数間であること、建物芯が内裏中軸線よりやや西にずれることから、御在所の中心殿舎としては考え難く、たとえ奈良時代の建物としても、内裏改造時の仮設建物と見なされよう。現状では問題はあるが、この建物をⅦ期相当とした。

S B 4713 (PLAN 19)

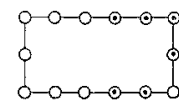
桁行4間、梁行3間、北・西庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行10尺、梁行9尺、北庇の出10尺、西庇の出12尺。身舎の柱掘形は一辺約1.0m、深さ1.15m、庇は一辺は0.8m。造営尺=0.2973m。S B 4710B (Ⅲ期) より新しい。造営尺や重複関係からはⅣ期まで遡り得る。切合い関係はないが S D 4743 (Ⅳ期)、S B 4712 (Ⅴ期)、S B 4784 (Ⅵ期) と4重複するためⅦ期の建設とした。



東南隅で S B 4711 (Ⅶ期) と重複。

S B 7606 (PLAN 6・11, PL. 35)

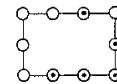
桁行5間、梁行2間、東西棟建物。柱間寸法は桁行8尺、梁行10尺。造営尺=0.2975m。柱掘形は一辺約0.4mで柱径も細いことからⅦ期としたが、造営尺や整った柱配置および、S B 7606 を S B 7601 北側面から S B



163 の南側面までの間の中央に棟通りを合わせていることから、Ⅲ期以後の内裏東南広場に設けられた仮設の櫛舎の可能性もある。

S B 7608 (PLAN 6, PL. 36)

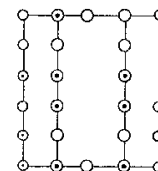
桁行3間、梁行2間、東西棟建物。柱間寸法は桁行西2間8尺、東端間9尺、梁行北柱間8尺、南柱間9尺。柱掘形は一辺約0.8m。柱抜取痕跡あり。重複関係はなく出土遺物がないため、建設時期は確定しない。S B 7606 と同様に内



裏期の臨時の建物の可能性もあるが、柱掘形の大きさからみて、Ⅶ期の古い時期と推定。

S B 7894 (PLAN 13・17, PL. 46)

桁行5間、梁行4間、東・西庇付き南北棟建物柱間寸法は桁行8尺、梁行8.5尺、庇の出9尺。造営尺=0.3030m。身舎の柱掘形は一辺約0.8m、庇は一辺0.4~0.6m。S B 7874 (Ⅱ~Ⅴ期)、S B 7892 (Ⅵ期) より新しく、Ⅶ期の造営と推定。

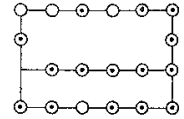


S B 7902 (PLAN 13)

桁行1間，梁行1間，東西棟建物。柱掘形は一辺0.5m。内裏東端中央の井戸S E 7900の石敷上に建ち，井戸屋形S B 7901(Ⅲ～Ⅴ期)と同規模で棟方向を異にする建物である。S B 7902の東側柱は内裏東面等地回廊S C 156の西側溝と重複する位置にあるので，Ⅶ期とした。この建物はS B 7901と同規模であることから，井戸屋形の柱のみ取替えて移築し，井戸の付属建物としたものと思われる。

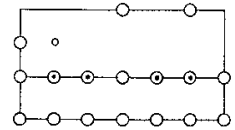
S B 8045 (PLAN 20, PL. 57)

桁行5間，梁行3間，南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行8尺，梁行8尺，底の出10尺。造営尺=0.3020m。柱掘形は一辺0.4～0.7m。S B 8000(Ⅱ期)，S B 7881(Ⅴ期)より新しく，柱の切合い関係はないがS B 8003・8030とも重複する。



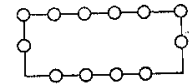
S B 4878 (PLAN 24, PL. 15)

桁行6間，梁行3間，南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行・梁行とも9尺等間，底の出11尺。柱掘形は一辺約0.8m。北側柱は2箇所のみ検出。S B 064(Ⅲ期)，S B 063(Ⅴ期)より新しいことからⅥ期の可能性もあるが，内裏殿舎としては柱掘形が小さく，S B 063(Ⅴ期)の建替えには規模が小さいためⅦ期の建設とした。



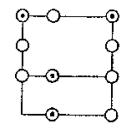
S B 4625 (PLAN 14)

桁行5間，梁行2間，東西棟建物。柱間寸法は桁行，梁行とも8尺等間。柱掘形は一辺約0.6m。西方に近接するS B 4639(Ⅶ期)とは16尺の間隔を置き，妻柱がS B 4639の南柱筋に揃うことから同期の建物と推定。



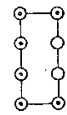
S B 4629 (PLAN 18)

桁行3間，梁行3間，南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行8尺，梁行8尺，底の出10尺，柱掘形は一辺約0.7m。東から2列目と西南隅柱穴は未検出。S B 4710B(Ⅲ期)，S B 4704(Ⅳ期)より新しく，配置計画からⅤ～Ⅵ期の建設は不相当と思われ，Ⅶ期の建設と推定。



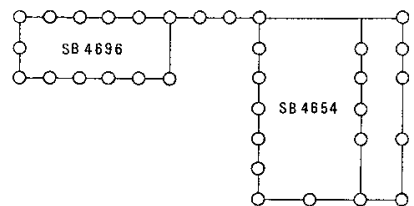
S B 4639 (PLAN 14)

桁行3間，梁行1間，南北棟建物。柱間寸法は桁行8尺，梁行10尺。柱掘形は一辺約0.7m。北2間分の柱掘形は西北隅のみ検出。S B 4703(Ⅱ期)，S B 4651(Ⅳ期)，S B 4650・4705(Ⅴ期)より新しく，Ⅶ期の建設は明らかである。西方のS B 4694とは南側面を揃えて40尺の間隔で並行して建つ。



S B 4654 (PLAN 16)

桁行6間，梁行3間，東庇付き南北棟建物。柱間寸法は桁行8尺，身舎梁行14尺，底の出11尺。柱掘形は不揃いで一辺約0.4～0.7m。S B 4703(Ⅱ期)，S B 4645(Ⅳ期)，S B 4705A・B(Ⅴ・Ⅵ期)の各御在所正殿より新しく，建設時期をⅦ期と推定。



北側面は西方のS B 4696の北側面と柱筋を揃え，3間(22尺)の塀で結ぶ。また，東方のS B

4639 とは 40 尺の間隔を保ち、東西方向の柱筋を揃える。

S B4696 (PLAN 16, PL. 13・14)

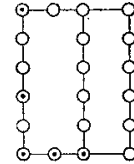
桁行 5 間、梁行 2 間、東西棟建物。柱間寸法は桁行、梁行とも 8 尺。柱掘形は一辺約 0.6m。S A 4690 (Ⅱ～Ⅳ期)、S B 4680 (Ⅴ・Ⅵ期) より新しくⅥ期の建設と推定。東北隅柱と東隣りの S B 4654 の南北隅柱を 3 間 (22 尺) の塀で繋ぐ。

S B4711 (PLAN 19)

桁行 1 間、梁行 1 間で棟方向は不明。柱掘形は一辺約 0.8m。土器 (Ⅵ・Ⅶ期) を出土。

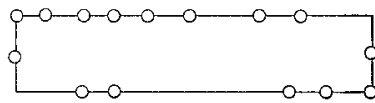
S B4746 (PLAN 19・22, PL. 17)

桁行 5 間、梁行 3 間、東庇付き南北棟建物。柱間寸法は桁行中央間と端間を 8 尺、脇間を 7 尺、梁行 8 尺、庇の出 12 尺。造営尺=0.3011m。柱掘形は一辺約 0.8m。S A 4771 (Ⅵ期) より新しく、建設時期はⅥ期と推定。



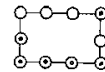
S B4832 (PLAN 22・25)

桁行 10 間、梁行 2 間、東西棟建物。規模は桁行 27.7m、梁行 6m で、柱間寸法は梁行 10 尺であるが、桁行は不揃いで 8～10 尺の柱間が不規則に配置される。柱掘形も 0.3～0.7m と不揃いで、南側面 6 箇所、北側面 2 万所の柱穴が未検出である。重複関係がないために時期は明らかでなく、長大な規模からみて内裏関係の建物である可能性もあるが、柱間の不揃いなこと、柱穴の小さいことからⅦ期の建設をした。



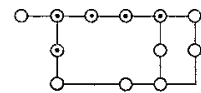
S B7609 (PLAN 4・6・7, PL. 46)

桁行 3 間、梁行 2 間、東西棟建物。柱間寸法は桁行 7 尺、梁行 6 尺、造営尺=0.300m。柱掘形は一辺約 0.6m。柱穴の切合い関係はないが、東北方の S B 7608 と重複する。柱穴が小さく、やや柱間不揃いなことから S B 7608 より新しい。



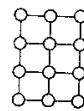
S B7903 (PLAN 17, PL. 44)

桁行 4 間、梁行 2 間、東庇付き東西棟建物。西側にも庇付きの可能性あり、柱間寸法は桁行、梁行とも 9 尺。造営尺=0.3026m。柱掘形は一辺約 0.7m。S B 7892 (Ⅵ期)、S B 7894 (Ⅶ期) より新しい。



S B7905 (PLAN 17)

桁行 4 間、梁行 2 間、南北棟総柱の掘立柱建物。柱間寸法は桁行北端間 65 尺、南 4 間 8 尺、梁行 8 尺。造営尺=0.3030 m。柱掘形は一辺 0.4～0.6 m。S B 7873 (Ⅳ期)、S A 7886 (Ⅴ期)、S A 7891 (Ⅵ期) より新しくⅦ期の建設と推定。



S B7916 (PLAN 13)

桁行 3 間、梁行 2 間、南北棟総柱建物。柱間寸法は桁行全長 20 尺を 3 等分、梁行 8 尺。柱掘形は径 0.2～0.4m。内裏東官衙の道路舗装 S F 7890 (Ⅱ～Ⅳ期) を切っているためⅦ期と推定。井戸 S E 7900 に近く、その付属建物と思われる。



S B8003 (PLAN 20, PL. 58)

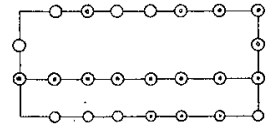
桁行 3 間、梁行 2 間、総柱の東西棟建物。柱間寸法は桁行 7.5 尺、梁行 9.5 尺。柱掘形は一辺約 0.5m。西側面中央の柱穴は未検出。内部の柱掘形は側柱に較べて小さく、床束の可能性もあるが、建物規模からみて高床の束柱であろう。S B



8030の南方南脇にあり同時期(Ⅷ期)と考えられる。

S B8030 (PLAN 20, PL. 58・59)

桁行7間, 梁行3間, 南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行9・9・8・9・9・10・10尺, 梁行9尺, 庇の出10尺。造営尺=0.2997m。身舎の柱掘形は一辺約0.6m, 庇は0.5m。

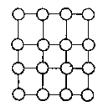


S B8000(Ⅱ期)・S A8006(Ⅴ期), B S8020(Ⅶ期)より新しくⅧ期の建設と推定。

G Ⅷ期の遺構

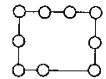
S B259 (PLAN 11)

桁行3間, 梁行3間, 南北棟総柱建物。柱間寸法は桁行北端間8尺, 南2間7尺, 梁行6尺。柱掘形は径0.2~0.3m。細い柱を総柱とする住居遺構は平安時代から鎌倉時代にかけて多くみられることから, S B259の建設時期をⅧ期とした。



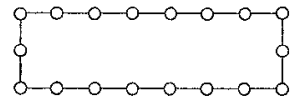
S B654 (PLAN 5・7・8)

桁行3間, 梁行2間, 東西棟建物。柱寸法は身舎桁行全長20尺を3等分, 梁行7尺, 庇の出7尺, 柱掘形は0.3~0.5m。西庇の中柱を省略した形式で, S B7607(Ⅶ期)と同形式である。建物の軸線は東で北に振れる。



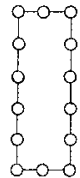
S B676 (PLAN 5・8)

桁行7間, 梁行2間, 東西棟総柱建物。柱間寸法は桁行, 梁行とも10尺。柱掘形は径0.2~0.3m。東端2間分は古墳周濠の埋土上にあり, 東側面の2箇所のみ柱穴を検出。内裏東脇殿S B650(Ⅱ~Ⅵ期)と重複して新しい。



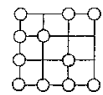
S B692 PLAN 8・9)

桁行5間, 梁行2間, 南北棟建物。柱間寸法は桁行北端間・中央間を9尺, 北脇間・南脇間を8尺, 梁行7尺。柱掘形は径約0.3m。西側面で2箇所の柱穴未検出。建物の軸線は北で東に大きく振れ, Ⅳ・Ⅵ期内裏正殿S B447と重複して新しいことからⅧ期の建設と推定。



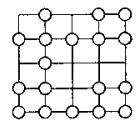
S B4697 (PLAN 16・19, PL. 14)

東西3間, 南北3間, 総柱建物。柱寸法は東西6・6・6.5尺, 南北6尺等間で, ほぼ正方形平面をもつ。柱掘形は0.2~0.3m。S A4760(Ⅴ・Ⅵ期)と重複して新しく, Ⅷ期以後の建設が明らかであるが北に近接するS B4698とともに平安・鎌倉時代に多い平面形式でありⅧ期と推定。



S B4698 (PLAN 16・19, PL. 14)

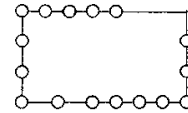
東西4間, 南北4間, 総柱建物。柱間寸法は東西方向が6.5・7.5・7.5・6尺, 南北方向が6・6.5・6.5・6尺。柱掘形は径0.2~0.3mで南方のS B4697よりも規模は大きい, 平面形式や柱間寸法, 柱穴径が等しくⅧ期の建設と推定。



S B4777 (PLAN 19)

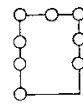
桁行6間(13.3m), 梁行3間(7.3m), 東西棟建物。柱間寸法は不揃いで整数尺にはならな

い。柱掘形は径 0.4m。北側面の東 3 間分の柱穴は未検出。S B 4715 (Ⅱ～Ⅳ期) と重複して新しく、方位が東で南に振れることからⅦ期の建設と推定。



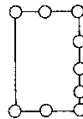
S B 4802 (PLAN 19)

桁行 3 間，梁行 2 間，南北棟建物。柱間寸法は桁行北から 6.5・6・8 尺，梁行 8 尺。柱掘形は径 0.3～0.5 m，南側面中央柱と東南隅柱は未検出。S B 4777 (Ⅶ期) より古い，S B 4777 と同様に建物軸線が振れているのでⅦ期と推定。



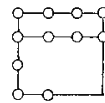
S B 4803 (PLAN 19)

桁行 4 間，梁行 2 間，南北棟建物。柱間寸法は桁行北 2 間 7 尺，南 2 間 6 尺，梁行東間 9 尺，西間 8 尺。柱掘形は径 0.2～0.4m。西側面の中柱 3 箇所が未検出のため，西方の未発掘地区に建物規模が拡大する可能性もある。柱間寸法や柱穴径からみてⅦ期の建設と推定。



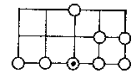
S B 4831 (PLAN 22, PL. 15)

桁行 3 間，梁行 3 間，北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行 9・6.5・6.5 尺，梁行 7.5 尺，底の出 6.5。柱掘形は身舎が径 0.5m，庇が径 0.3m。身舎の柱穴 4 箇所が未検出。建物の軸線は東で南に振れⅦ期と推定。



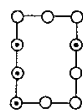
S B 7604 (PLAN 10)

桁行 4 間，梁行 2 間，東西棟総柱建物。柱間寸法は桁行 7 尺，梁行本柱間 8 尺，南柱間 7 尺。柱掘形は径 0.4m。身舎内の棟通りに側柱筋と柱筋を揃える柱穴を検出していることから総柱と考えられる。柱穴の形状や総柱の平面形式からⅦ期と推定。



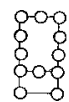
S B 7605 (PLAN 6・10, PL. 35)

桁行 3 間，梁行 2 間，南北棟建物。柱間寸法は西側面北から 8・6.5・8 尺，東側面北から 6.5・8・7 尺，北側面西間 7 尺，東間 8 尺，南側面西間 6 尺，東間 9 尺。柱掘形は一辺約 0.5m。柱間が不揃いであるためⅦ期と推定する。



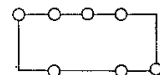
S B 7607 (PLAN 6・7)

桁行 4 間，梁行 2 間，南庇付き南北棟建物。柱間寸法は桁行が全長 14 尺を 3 分し，梁行 5 尺，底の出 6.5 尺。柱掘形は径 0.2m。建物の南北軸線は北で東に振れるが，東西軸線の振れの方が大きく，やや菱形の平面形である。妻庇の中柱を省略する。



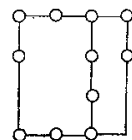
S B 7611 (PLAN 4)

桁行 4 間，梁行 2 間，東西棟建物。柱間寸法は桁行北側面 10・8・9・9 尺であるが，南側面では西南隅柱と中央柱が未検出で，北側面とは柱筋が対応しない。梁行は北間 8 尺，南間 7 尺。柱掘形は径 0.3～0.5m。建物軸線は東で南に振れる。



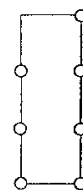
S B 7612 (PLAN 6)

桁行 3 間，梁行 2 間，東庇付き南北棟建物。柱間寸法は桁行が北から 12・10・10 尺，梁行は 10・9 尺，底の出 9 尺，柱掘形は径 0.3～0.5m。西側面 1 箇所と庇 2 箇所の柱穴は未検出。建物の軸線は北で東に振れる。



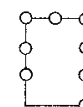
S B 7613 (PLAN 6)

桁行3間，梁行1間，南北棟建物。柱間寸法は桁行北から14・15・15尺。柱掘形は径0.4～0.8m。西北隅柱は未検出。建物の軸線は北で東に振れる。柱間寸法は他のⅧ期の建物に較べて約2倍の広さをとっている。



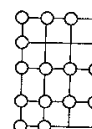
S B 7646 (PLAN 6)

桁行3間，梁行2間，南北棟建物。柱間寸法は桁行7尺，梁行7.5尺。柱掘形は径0.4m。建物軸線は北で東に振れるが東西方向の柱筋の振れは少なく，平面形はやや菱形となる。



S B 7910 (PLAN 13・18)

桁行4間，梁行3間，南北棟総柱建物。柱間寸法は桁行で北から6.5・6.5・8・7尺，梁行6尺等間。柱掘形は径0.3～0.5m。北東隅と北から2列目の3箇所，南側面の2箇所の柱穴は未検出。



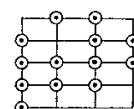
S B 7917 (PLAN 13)

東西3間，南北3間以上，総柱建物。柱間寸法は東西6.7尺，南北は南2間6尺，北端間2.5尺。柱掘形は径0.3m。建物の方向は東で北に振れる。



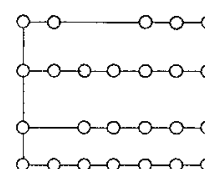
S B 7918 (PLAN 13)

東西3間，南北4間以上，総柱建物で南端は未発掘地にかかる。柱間寸法は南西方向でやや不揃いであるが平均9尺，南北方向は北から6・5・6・5尺に割付ける。柱掘形は一辺約0.5m。



S B 7919 (PLAN 18, PL. 46)

桁行6間，梁行4間，南・北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行8尺，身舎梁行7.5尺，北庇の出13尺，南庇の出10尺。柱掘形は身舎で径0.4～0.6m，北庇0.3m，南庇0.4m。柱穴は身舎4箇所，北庇2箇所が未検出。身舎内棟通りには側柱筋に合わせて東1間目に床束柱穴があり，他はS B 4767を重複して未確認であるが，床束があったものと思われる。建物軸線は東で南に振れる。



S B 7920 (PLAN 18)

桁行4間，梁行2間，東西棟建物。桁行北側面8.2m，南側面8.6m，梁行5m。柱間寸法は整数尺にならず不揃いである。柱掘形は径約0.3m。建物の方位は東で北に振れる。



S B 7921 (PLAN 13)

桁行4間，梁行1間，南北棟建物。柱間寸法は桁行北から4・5.5・6・6尺。柱掘形は一辺約0.5m。南・北側面の中柱はS B 7874(Ⅱ～Ⅴ期)の柱掘形と重複して未確認である。但し，もともと中柱がなくて2条の掘立柱礎になる可能性もある。建物配置の状況から，西方のS B 7920および，南方のS B 7918と同時期と推定。

S B 8023 (PLAN 20)

桁行1間8.5尺以上，梁行3間，東庇付き南北棟建物。柱間寸法は身舎梁行8尺，庇の出11尺。柱掘形は径0.4～0.5m。建物の北部の大半は未発掘地区にかかると推定。

第IV章 遺物

内裏地区の遺物は瓦・埴・土器・木製品などである。とくに瓦は内裏地区全域にわたり多量かつ多くの種類がある。土器の出土量は発掘面積の割には少なく、平城宮廃絶時以後、平安時代前期の資料が多い。木製品は井戸S E7900出土遺物が主である。

1 瓦 埴 類

6 A A P・6 A A Q区(内裏)においては、8次にわたる発掘調査(3次、6次、9次、12次、36次、73次、78次南、78次北)によって、多量の瓦埴類が出土した。最も数量が多いのは丸・平瓦 **瓦の出土量** であり、軒瓦は49型式94種2115点に及ぶ(別表3・4)。この他に若干の隅木蓋瓦・鬼瓦・面戸瓦などの道具瓦があり、また刻印のある丸・平瓦や埴がある。鬘斗瓦と確定できるものは少ないが、平瓦を焼成後に半截して鬘斗瓦に転用したと推定できるものはかなりの量になる。

瓦埴類の大半は遺物包含層から出土したが、建物の柱掘形や抜取穴、あるいは井戸・溝などの遺構に伴うものも少なくない。とくに集中して出土したのは、楼風建物S B7600の北側雨落溝、東面築地回廊S C156の西側雨落溝、内裏東北部のS D7870・7872などである。なお、平安時代以降の軒瓦が少量出土しているが、これらについては最後にまとめてとりあつかう。 **出土状況**

A 軒 丸 瓦 (PL. 70~78・82, Fig. 31~34)

軒丸瓦は985点あり、25型式53種に及ぶ。これらは瓦当文様によって、重圏文軒丸瓦、単弁蓮華文軒丸瓦、複弁蓮華文軒丸瓦に大別できる。内訳は重圏文軒丸瓦が1型式1種、単弁蓮華文軒丸瓦が3型式7種、複弁蓮華文軒丸瓦が21型式45種である。

i 重圏文軒丸瓦

6018は4重圏文である。A~Cの3種があり、Cが出土した。Cは第1圏が幅広く、中房状 **6018 型式** にやや突出する。また第2圏が細く、しかも第2圏と第3圏との間隔が狭い。外縁は上面が丸味をもった傾斜縁で、内面が内反りとなる。CaとCbとがある。Cbは中心の凹みを彫り直して平坦にする。今回の出土例はCbである。Cbは瓦当部と丸瓦部を別々につくって接合する(以下、接合式と呼ぶ)。丸瓦の接合位置はやや低く、接合粘土は内外ともやや多い。接合線は円弧状である。

ii 単弁蓮華文軒丸瓦

6131は外区に珠文と凸鋸歯文をめぐらす。A・Bの2種がある。単弁16弁で中房は突出し、 **6131 型式** 蓮子1+8。弁端が丸味をもち、外区の内・外縁を分つ圏線はない。Aが出土。Aは間弁のある点がBと異なる。範傷のため珠文の一部は内・外区を分つ圏線に接する。成形方法は接合式で、瓦当裏面を一定の高さまでつくったのち、丸瓦を比較的高い位置に押し付けて内外に接合粘土

をあてる。瓦当裏面に円弧状の接合用の溝（以下、接合溝と呼ぶ）のあるものとないものがある。外面接合粘土は瓦当裏面の高さで一度指オサエする。接合線は円弧状。瓦当裏面はわずかに凹むものが多いが、平坦なものもある。接合部内面から瓦当裏面までを縦方向にヘラケズリし、瓦当裏面の下端を横方向にヘラケズリする。丸瓦側面の瓦当近く（以下、側面接合部と呼ぶ）は縦方向にヘラケズリし瓦当裏面に対してほぼ直角に仕上げる。丸瓦部凸面は縦方向にヘラケズリする。

6133 型式 6133は外区外縁が素文で、外区内縁に珠文をめぐらす。また、間弁がなく弁と弁とが接するのが特徴である。A～D、I～Qの13種がある。蓮弁・蓮子・珠文は数にばらつきがあり、蓮弁や外縁の形状も一定でない。A～D・Kの5種が出土した。

Aは12弁で、蓮子1+5。弁端が尖り気味で、中房はわずかに凹む。珠文12。外縁は厚く、内面は直線的に傾斜する。Aaと筥の磨耗後に弁を彫り直したAbとがあり、Aaが出土。外区外縁の一部に筥傷のあるものがある。成形方法は接合式で、瓦当裏面に接合溝をつくり、丸瓦を絞り気味にして接合する。接合線は円弧状。丸瓦端面は斜めにヘラケズリする。瓦当裏面は浅く凹む。丸瓦部凹面の瓦当寄りと瓦当裏面を縦方向にナデ、瓦当裏面の下端を横方向にヘラケズリする。側面接合部は縦方向にヘラケズリしてほぼ直角に仕上げる。

BはAに似るが、弁がやや細く、蓮子1+6、珠文15。外縁は厚く、内面が直線的に傾斜する。成形方法は接合式で、接合線は円弧状。瓦当裏面はやや凹み、側面接合部は縦方向にヘラケズリしてほぼ直角に仕上げる。

CもAに似るが、13弁で中房径がやや大きく、蓮子1+6、珠文18。外縁が厚目で、内面も直線的に傾斜する。丸瓦は先端部を絞り気味にして瓦当と接合する（PL. 82—5）。接合線は円弧状。瓦当裏面は平坦で下方に向かってやや傾斜するものと、若干凹むものがある。瓦当側面に深さ約0.9cmの筥端痕が残る。

Dは16弁で弁端が丸く、珠文が24と比較的密である。中房は凹み、蓮子1+6。外縁は厚目で内面が直線的に傾斜する。外区の内・外縁を分つ圈線がない点はL～N・Pと共通する。Daと、中房を彫り直して高く突出させたDbが出土。Daは丸瓦の先端部を絞り気味にして瓦当と接合する。接合線は円弧状。瓦当裏面はわずかに凹み、側面接合部はほぼ直角に仕上げる。Dbは瓦当裏面がかなり凹む。瓦当裏面は縦方向にヘラケズリし、瓦当裏面の下端と側面は横方向にヘラケズリする。

KはDに似て16弁で弁端が丸いが、弁が盛り上る。また、中房は凹むが、蓮子1+5、珠文は27で内外に圈線がある。外縁は比較的薄手で、上面を平坦にヘラケズリし、内面が内反りになる。珠文と珠文の間に小珠を置く部分がある。筥傷のないものと、中房が磨耗し圈線が不明瞭になったものがある。中房磨耗後に彫り直して圈線を太く高くしたKbがあるが、今回は出土していない。いずれも丸瓦を接合した痕跡がなく、瓦当面から丸瓦部にかけて一連の粘土合面が3層ほど残る。一本造りである。瓦当・丸瓦部ともに厚い。瓦当裏面は平坦で、接合部内面から瓦当裏面及び側面は横方向にナデ、丸瓦部凹面は全体に縦方向にヘラケズリ、凸面は縦方向にナデで仕上げる。側面接合部は縦方向にヘラケズリしてほぼ直角に仕上げる。

6135 型式 6135は外区線に線鋸歯文、外区内縁に珠文をめぐらす。また、楔状の間弁をもつのが特徴で

1) 成型台一本造りである。本報告 p. 270～276参照。

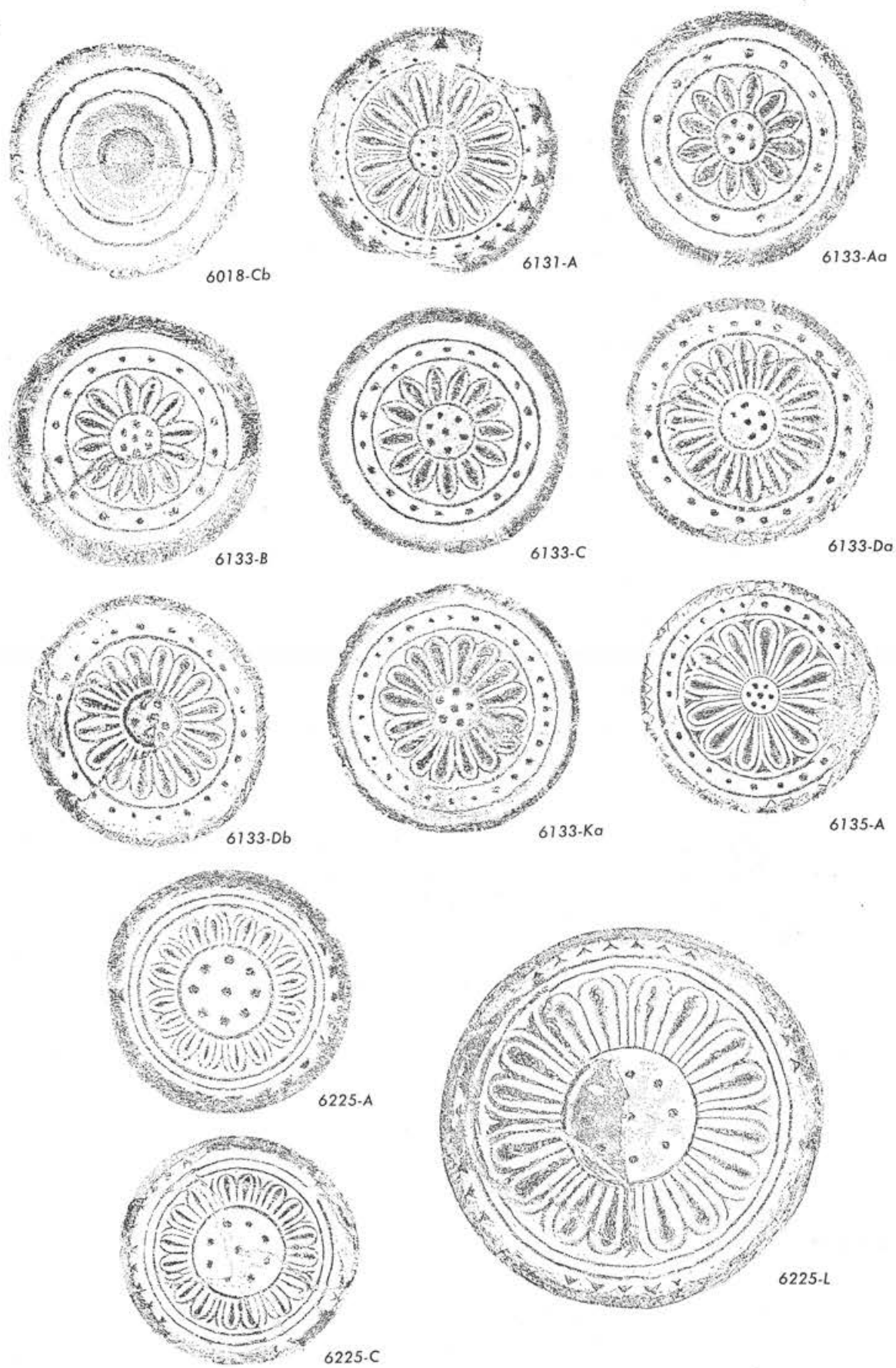


Fig. 31 軒丸瓦拓影 1

ある。鋸歯文は細かい。A～C・Eの4種がある。旧Dは復弁と判明したので6288Aに変更。外縁はA～Cが三角縁，Eが厚みのある傾斜縁である。Aが出土。Aは12弁で，弁端が丸い。中房は半球状に盛り上り，蓮子1+6。中房には蓮子をつなぐ範傷がある。瓦当は薄づくりで，接合溝に丸瓦を押し込んでいる。丸瓦部の端部には加工を施さない。接合位置は高く，内外とも接合粘土は少ない。接合線は円弧状。瓦当裏面は平坦である。接合部内面は横方向にナデ，瓦当裏面と側面は横方向にヘラケズリ，丸瓦部凸面は縦方向にヘラケズリする。側面接合部は縦方向にヘラケズリしてほぼ直角に仕上げるものと，曲線をなすものがある。瓦当側面には深さ0.3cmの範端痕が残る。

iii 復弁蓮華文軒丸瓦

6225 型式 6225は外区外縁に凸鋸歯文，外区内縁に圈線文をめぐらす復弁8弁蓮華文軒丸瓦である。蓮弁の形状は単弁を2個接合したような形状をとる。間弁はそれぞれが独立し（以下，間弁A系統と呼ぶ），Y字形を呈する。中房の径は大きく，蓮子は1+8。外縁は上面を幅広にヘラケズリする傾斜縁で，内面は直線的に傾斜する。A～E・Lの6種がある。Eのみは内区が平板であるが，他は内区が盛り上る。A・C・Lの3種が出土した。

Aは弁端の尖る点がBに類似するが，Bより瓦当径が小さい。範の傷みを示すものはほとんどない。丸瓦の接合痕があるものはなく，瓦当面から丸瓦部にかけて一連の接合面が2～3層残る。一本造りである。瓦当裏面は平坦なものや凹むものがある。その比率はほぼ3：1である。前者は瓦当裏面を横方向にナデ，後者は丸瓦部の凹面にかけて縦方向にヘラケズリする。側面接合部は瓦当裏面に対してほぼ直角。内面接合部には調整に用いる凸台のたあたりが半円形に残る。丸瓦部は部厚く，凸面を縦方向にナデ，凹面を玉縁近くまでナデないしヘラケズリ調整する。

Cは弁端が丸く，蓮子がA・Bに比して小さい。瓦当裏面に深い接合溝をつくって丸瓦を押し込む接合式と，接合痕のない一本造りとがある。瓦当裏面はともにやや凹み，接合式のものには横方向にナデ，一本造りのは丸瓦部にかけて縦方向にヘラケズリする。後者は側面接合部が曲線に近い。

Lは超大型である。弁端は円い。瓦当部に丸瓦を接合しているが，調整手法などは不明。瓦当裏面は凹む。

6233 型式 6233は外区外縁が素文で，外区内縁に珠文をめぐらす復弁8弁の藤原宮式軒丸瓦である。間弁A系統。中房の径は大きく，蓮子1+4+8。A・Bの2種があり，Aが出土。Aは蓮子を間弁の延長線上に配置する。中房の周縁が立ち上がらないAa，中房の周縁に凸線をめぐらせるAb，中心の蓮子と一重目の蓮子を十文字の凸線でつなぐAcとがあり，Abが出土。接合式で，瓦当裏面は縦方向にヘラケズリする。

6273 型式 6273は外区外縁に凸鋸歯文，外区内縁に珠文をめぐらす復弁8弁の藤原宮式軒丸瓦である。蓮弁は比較的立体感があり，間弁はA系統。中房は大きく，蓮子を二重にめぐらす。A～Eの5種がある。A～Cはともに蓮子1+5+9，珠文40，凸鋸歯文46である。外縁は三角縁で，内面がわずかに外反りになる。Bが出土した。BはAに比べると弁の盛り上りに欠けるが，弁端で強く反り上る。中房はやや突出する。成形方法は接合式で丸瓦の接合位置は比較的高い。丸

瓦端部の凹面側を斜めにヘラケズリし、端部から凹面にかけて平行線のキザミをつける。瓦当裏面は縦方向にナデ、丸瓦部凸面は縦方向にヘラケズリする。

6275は外区外縁に線鋸齒文、外区内縁に珠文をめぐらす複弁8弁の藤原宮式軒丸瓦である。6275 型式
弁は短く平板で、弁端がわずかに反り上る。間弁A系統。中房は突出し、蓮子は二重にめぐらす。珠文は密だが、鋸齒文はやや粗い。A～E・G～K・Mの11種がある。蓮子・珠文・鋸齒文の数はかなりばらつきがあり、外縁も三角縁と傾斜縁とがある。今回はBが出土。Bは弁が線的な表現に近く、弁端の反りもほとんどない。蓮子1+4+8。外縁は上面を平坦にヘラケズリする傾斜縁で、内面は反りがなく直線的。成形方法は接合式である。

6278は6275と同様に外区外縁に線鋸齒文、外区内縁に珠文をめぐらす複弁8弁の藤原宮式軒丸瓦であるが、弁が長くしかも平板である点で異なる。間弁はA系統。中房が大きく、蓮子を二重にめぐらす。A～Gの7種がある。蓮子・珠文・鋸齒文は数にばらつきがあり、外縁も三角縁と傾斜縁とがある。Bが出土。Bは蓮弁の先端が大きく二股に分れ、弁端の反り上りがほとんどない。中房は突出し、蓮子1+5+10。鋸齒文は52と最も密である。外縁は三角縁で、内面が直線的である。外区内縁に筈傷がある。成形方法は接合式で、瓦当裏面に接合溝がある。接合位置は瓦当部の上端近くで、接合粘土は内外とも少ない。接合線は円弧状。丸瓦端部の凹面側を斜めにヘラケズリし、端面の中央を入柄状に切り欠く。瓦当裏面は平坦で、全体を横方向にナデて仕上げる。6278 型式

6281は外区外縁に線鋸齒文、外区内縁に珠文をめぐらす複弁8弁の藤原宮式軒丸瓦であるが、唯一間弁が蓮弁のまわりを界線状にめぐる(以下、間弁B系統)。弁は線的な表現に近い。中房は大きく、蓮子を二重にめぐらす。A～Cの3種があり、Bが出土。Bは中房が高く突出し、蓮子1+8+8。弁はAに比して長い。外縁は上面に丸味のある薄手の傾斜縁で、内面がわずかに内反りとなる。6281 型式

6282は6281と同様に間弁がB系統で、外区外縁に線鋸齒文、外区内縁に珠文をめぐらす複弁8弁蓮華文軒丸瓦であるが、中房が小さく蓮子も1重である。瓦当径も小さい。蓮弁は総じて盛り上りがなく、凸線で表現する。A・B・D～I・Lの9種がある。Aを除くと、中心の蓮子大きい。また、A・F以外は外区の内・外縁を分つ圏線が太く、D・E以外は子葉をかこむ弁と弁が分離する。外縁は上面が丸味のある傾斜縁で、内面がA・F・G・Iでは内反り、B・D・E・Hでは直線的になる。A・B・D～Iが出土。6282 型式

Aは中房が大きく、しかも突出する。蓮子は1+8。外縁は薄手で、内面が内反りになる。瓦当裏面は平坦で、接合溝をつくって丸瓦を押し込んでいる。接合粘土は内外とも少ない。

Bは内区が平板で、中房が比較的大きくて、弁が短い。中房を画す圏線が明瞭なBaと、この圏線がなく、弁を一部彫り直したBbとがあり、両者が出土。Baの段階で、中房の一部にすでに筈傷が生じており、この段階以降のものが大半を占める。外縁はAと異っていずれも厚い。成形方法は接合式で、瓦当をかなりの高さまでつくったのち、接合溝をつくらず直接丸瓦を押しつけ、内外に多量の接合粘土をあてる。丸瓦の先端に加工は施していない。外面接合粘土は瓦当裏面の高さで一度指オサエするものがある。内面接合粘土は円棒状のもので叩きしめたのち、瓦当寄りを横方向にヘラケズリする。接合線は台形を呈するものがほとんどであるが、Baには浅い円弧を呈するものもある。いずれも側面接合部は縦方向にヘラケズリし、瓦

当裏面に対して直角に仕上げる。丸瓦部凸面及び瓦当側面の下半部は縦方向にヘラケズリ調整する。

Dは瓦当径が最小で、内区全体が突出する。1個所だけ子葉をかこむ弁と弁とが分離する。中房は圏線の内側が溝状に凹み、内・外区を分つ圏線も太い。外縁は厚い。Da・Db・Dcがあり、Daが出土。範の傷みを示すものはない。瓦当側面に深さ0.4cmの範端痕が残る。成形方法はBと同様の接合式で、内外ともに多量の接合粘土を用いるが、接合線はヘラケズリによって台形を呈するものと、ヘラケズリを施さず浅い円弧を呈するものがある。側面接合部はともにヘラケズリするが、前者では瓦当裏面に対して直角に、後者では曲線に仕上げる。丸瓦部凸面と瓦当側面は縦方向にヘラケズリする。

Eは弁形や中房の特徴などがDに似るが、瓦当径が大きい。範傷はそれほど顕著でない。外縁は厚く、上面が平坦である。瓦当側面に深さ0.7cmの範端痕が残る。成形方法はBと同様の接合式であるが、接合部内面はヘラケズリを施さず、円棒状のもので叩きしめたままである。接合線は円弧状。側面接合部は曲線をなす。瓦当裏面は横方向に粗くナデ、丸瓦部凸面は縦方向にヘラケズリする。

Fは中房がわずかに突出し、弁が長い。FaとFbとがあり、両者が出土。Fbは彫り直しによって子葉をかこむ弁と弁とが半数近く接するようになり、子葉も細くなる。弁の基部や中房の圏線を高くするため中房が凹み、外縁の線鋸歯文も線が太くなる。また、外縁はFaでは薄い、Fbでは範端を外に彫り広げるため厚くなる。ともに瓦当側面に深さ0.5cmほどの範端が残る。Faの段階で、すでに中房の一部に範傷が生じている。成形方法はいずれも接合式であるが、中房に範傷が生じた段階で作り方が変化する。すなわち、丸瓦の接合位置が高く、内外の接合粘土が比較的少ないものから、丸瓦の接合位置が低く、内外の接合粘土が多いものへと変わる。前者は瓦当裏面が平坦で、瓦当が3.5cm前後と薄く、接合部内面と瓦当裏面及び側面を横方向にナデて仕上げするのに対して、後者は瓦当裏面が下端に向かって傾斜し、瓦当が4~4.5cmと厚手であり、接合部内面を円棒状のもので叩きしめたままで、瓦当裏面の下半部のみをナデ仕上げする。また、側面接合部は前者ではヘラケズリによって瓦当裏面に対して直角に仕上げるものが主であるが、後者ではすべてヘラケズリによって曲線に仕上げる。丸瓦の接合に際してはともに接合溝をつくらず、丸瓦端部の加工も施していない。丸瓦部凸面はいずれも縦方向にヘラケズリする。なお、Faには焼成以前に中房に直径1.3cmの円孔を穿ったものが1点ある。

GはBに似るが、内区が中心に向かって高くなり弁が長い。中房圏線の内側は溝状に凹む。範傷を示すものはない。外縁は厚い。瓦当の成形にあたっては、まず厚さ2.5cmほどの粘土を範に詰め、瓦当裏面の下半部を一定の高さまでつくったのち、丸瓦を接合する。接合溝はなく、丸瓦端部の加工も施さない。接合粘土は内外ともに多量で、外面接合粘土は瓦当裏面の高さで一度指オサエし、接合部内面は円棒状のもので叩きしめたのち、横方向にヘラケズリする。接合線は浅い円弧を呈する。側面接合部はヘラケズリによって瓦当裏面に対して直角に仕上げ、瓦当裏面も横方向のヘラケズリで仕上げる。丸瓦凸面は縦方向にヘラケズリする。

HはGと同様に内区が中心に向かって高くなるが、瓦当径が大きく、中房が平坦で、弁もやや長い。8弁のうち1弁は子葉や子葉をかこむ弁の輪郭線の一部を欠く。外縁は厚い。HaとHb

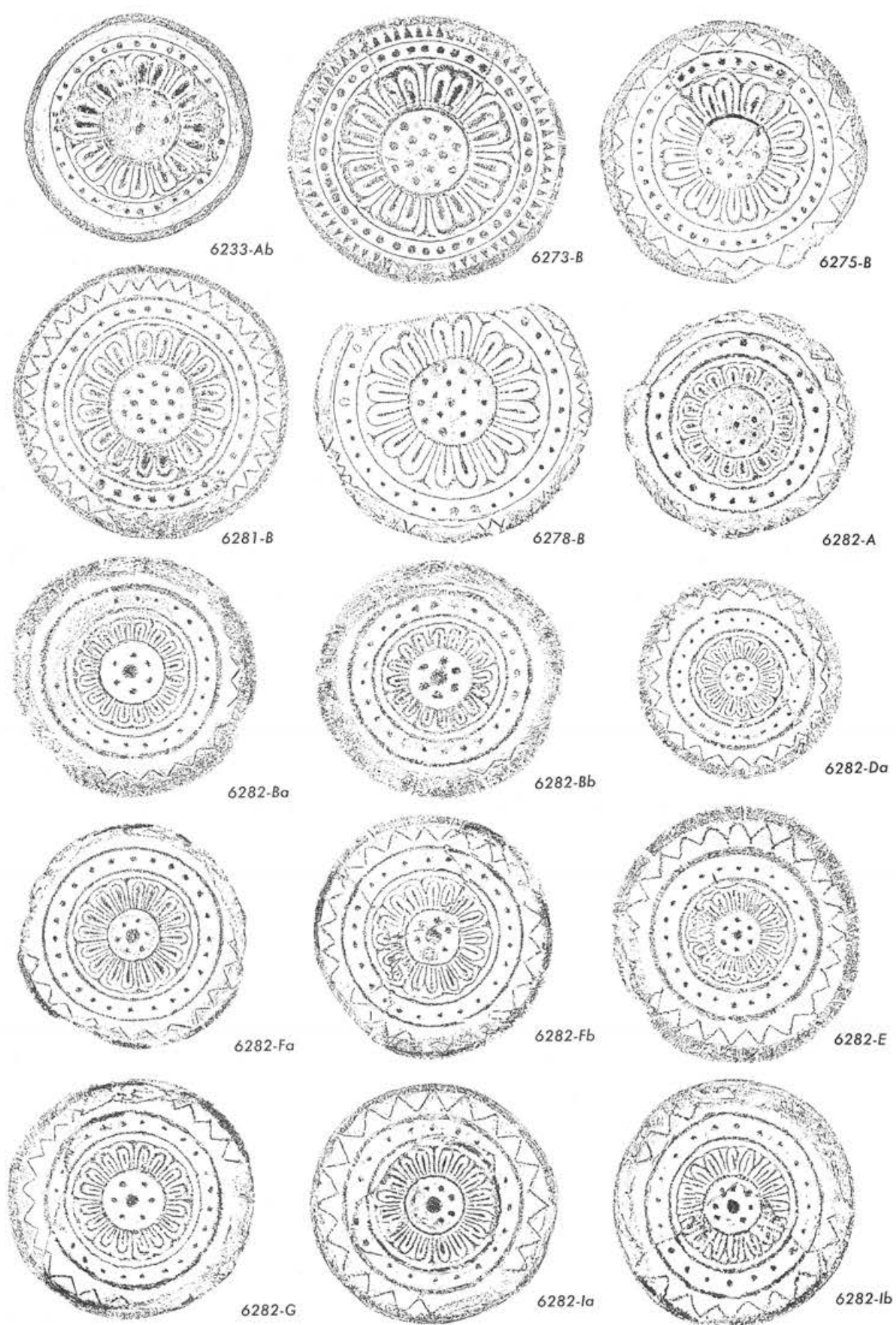


Fig. 32 軒丸瓦拓影 2

とがあり、Ha が出土。破片のため不明な点が多いが、瓦当裏面は平坦で、比較的高い位置に丸瓦を押しつけて接合している。接合溝はなく、内面接合粘土も多くはない。

I は6282のうちでは弁の盛り上りが最も強く、弁端が間弁に接する点で他と異なる。蓮子も1+8。中房はわずかに突出する。外縁は比較的薄手である。Ia と Ib とがあり、両者が出土。Ib は蓮弁・間弁を全体的に彫り直し、中房圏線も太く高くするため、中房が凹むようになる。Iaの段階で、外縁に範傷が生じている。成形方法は接合式であるが、Ia と Ib とは作り方が異なる。Ia は丸瓦の接合位置が高く、接合粘土の量が内外とも比較的少ない。接合部内面は縦方向にナデ。瓦当寄りを軽く円弧状にヘラケズリする。側面接合部は縦方向にヘラケズリし、瓦当裏面に対してほぼ直角に仕上げる。瓦当裏面は平坦で、瓦当裏面及び側面を横方向にナデ、丸瓦凸面は縦方向にヘラケズリする。瓦当は 3.2cm 前後と薄い。瓦当側面には深さ 0.6cm に範端痕と、^{カセ} 1) 範と柵型の合わせ目を示す甲張り状の粘土凸帯が一部に残る。Ib は丸瓦の接合位置が低く、接合粘土が内外とも多い。内面接合部は円棒状のもので叩きしめたままで、側面接合部は縦方向にヘラケズリして曲線に仕上げる。瓦当裏面はやや下方に向かって傾斜し、指オサエののち一部ナデ仕上げし、丸瓦凸面は縦方向にヘラケズリする。瓦当は 4.8cm 前後と厚い。Ia・Ib ともに接合溝はなく、丸瓦端部の加工も施していない。

6284 型式 6284 は 6282 と同様に間弁B系統で、外区外縁に線鋸歯文・外区内縁に珠文をめぐらす複弁8弁華文軒丸瓦であるが、弁が長く、中央の蓮子も大きくない。蓮子1+6。外縁は上面をナデて丸くする薄手の傾斜縁で、内面が内反りとなる。A・C～G・Lの7種があり、A・Cの2種が出土。

A はDと同様に弁が比較的高く盛り上り、中房もわずかに突出するが、珠文・鋸歯文が密である。成形方法は接合式で厚さ 1cm 前後の粘土をまず範に詰め、次に瓦当裏面の下半部を中心に一定の高さまで粘土を補足したのち、接合溝をつくって丸瓦を押し込む。丸瓦の接合位置は比較的高く、接合粘土は内外とも少ない。接合線は深い円弧。瓦当裏面は平坦なものが多いが、若干凹むものもある。

C はEに似て弁の盛り上りが弱い、中房は弁の基部とほぼ同じ高さである。珠文は24でA・Eと同じだが、鋸歯文は16とA・Eより粗い。外区内縁の一部に範傷が生じている。成形方法は接合式でAと大差ないが、瓦当裏面は平坦で、横方向に丁寧にナデて仕上げる。接合線は深い円弧。瓦当側面も横方向にナデ、丸瓦部凸面は縦方向にヘラケズリする。

6285 型式 6285 は 6284 に似る間弁B系統の複弁8弁蓮華文軒丸瓦であるが、弁の盛り上りが強い。また、6284 に比して弁が長く、中房が小さい。中房は凸レンズ状にわずかに突出する。蓮子1+6。外縁は上面が丸味をもった薄手の傾斜で、内面が内反りとなる。A・Bの2種があり、Bが出土。BはAに比して弁の盛り上りがやや弱い。珠文は比較的小粒で、Aと同じく23である。成形方法は接合式で、瓦当裏面に接合溝をつくって丸瓦を押し込む。接合位置は高く、接合粘土は内外とも少ない。瓦当裏面はわずかに凹む。瓦当裏面を縦方向にヘラケズリしたのち接合部内面を横方向にナデ、瓦当裏面の下端を横方向にヘラケズリする。側面接合部は縦方向

1) 柵型は瓦当の側面にあてた2ないし3枚からなる木枠であり、藤原宮や平城宮のかかりの軒丸瓦にその痕跡が認められる。柵型については、毛利光俊彦「軒丸瓦の製作技法に関する一考察——瓦当範と柵型」(『畿内と東国の瓦』京都国立博物館特別展覧会図録、1990)を参照されたい。

にヘラケズリして曲線に仕上げる。瓦当側面の下半部と丸瓦部凸面は縦方向にヘラケズリする。

6291は外区外縁に線鋸齒文、外区内縁に珠文をめぐらす間弁がB系統の複弁8弁蓮華文軒丸瓦であるが、蓮弁の形状が立体的で間弁A系統の6308に似る。A～Cの3種があり、A・Bは間弁の先端に楔状の飾りがつくが、Cはこれがない。Aが出土。Aは内区全体が盛り上り、中房が弁の基部よりわずかに突出する。蓮子1+6。外縁の上面が幅広く、1条の細凸線をめぐらす点は6308A・Bに似るが、内面が外反りになる点は6314A・Eに近い。AaとAbとがあり、Aaが出土。Aaは間弁の先端が内外とも蓮弁の形状にそって凹むが、Abはこれを彫り直して間弁の先端の外側が直線的になる。また、対称位置にある2箇所の間弁は楔状の飾りと一体になる。範傷を示すものはない。いずれも丸瓦を接合した痕跡がなく、瓦当面からの丸瓦部にかけて一連の粘土接合面が残る。一本造りであろう。瓦当部、丸瓦部はともに厚い。瓦当裏面は平坦なものと丸瓦部に向ってやや凹むものがある。

6291 型式

6296は外区外縁に線鋸齒文、外区内縁に珠文をめぐらす間弁のない複弁8弁蓮華文軒丸瓦である。蓮弁は菊花形を呈し、子葉が幅広で長く、弁と弁とが接する。A・Bの2種があり、両者が出土。外縁は上面をナデる傾斜縁。

6296 型式

Aは弁端が尖り気味で、弁端が内外区を分つ圏線につく。中房は凹み、蓮子1+8。珠文16で、内外に圏線がある。外縁は比較的高く、内面がわずかに内反りとなる。外区内縁や内区にいくつかの範傷がある。成形方法は接合式で、瓦当裏面を一定の高さまでつくったのち、丸瓦を比較的高い位置に押し付け、内外に接合粘土を補足する。接合溝はないようで、丸瓦端部には加工を施さない。接合線は円弧状。瓦当裏面は凹む。調整は丸瓦部凹面の瓦当寄りから瓦当裏面までと丸瓦部凸面を縦方向にヘラケズリし、瓦当裏面の下端と側面を横方向にヘラケズリする。側面接合部も縦方向にヘラケズリし、瓦当裏面に対してほぼ直角につくる。瓦当側面には深さ約1.0cmの範端痕が残る。なお、丸瓦は玉縁部の側縁を斜めに深くヘラケズリし、凸面側に面取りを施す。

Bは弁端が丸く、弁端が内外区を分つ圏線につかない。中房はわずかに突出し、蓮子は1+8。珠文16で、内・外縁を分つ圏線がなく。外縁は低く、内面は直線的に急角度に傾斜する。外区と弁端の一部に範傷がある。成形方法は不明だが、瓦当は厚手で、瓦当裏面がわずかに凹む。丸瓦部凹面の瓦当寄りから瓦当裏面までを縦方向にヘラケズリし、瓦当裏面の下端を横方向にヘラケズリする。側面接合部は縦方向にヘラケズリして、瓦当裏面に対してほぼ直角に仕上げる。丸瓦部凸面は縦方向にヘラケズリする。

6301はいわゆる興福寺式の軒丸瓦である。外区外縁に線鋸齒文、外区内縁に珠文をめぐらす間弁A系統の複弁8弁蓮華文軒丸瓦で、中房が大きく、蓮子を2重にめぐらす点は藤原宮式の6274・6275・6276・6278に似るが、瓦当径は小さく、珠文や鋸齒文は粗い。いずれも弁は盛り上りが強く、弁端で反り上る。中房は突出する。外縁は内面が内反りとなる傾斜縁で、上面に1条の凹線をめぐらす。A～F・Iの7種がある。平城宮ではこれまでにB・Cが出土しており、今回もBが出土。

6301 型式

Bは瓦当径がAとCの中間で、弁端の反りがやや弱く、蓮子が1+5+9。範傷を示すものはない。成形方法は接合式で、丸瓦を高い位置におき、内外に少量の接合粘土をあてる。接合線は深い円弧。瓦当裏面の下半部には接合以前に押圧した布目痕が残る。丸瓦部凹面の瓦当寄り

を縦方向にナデたのち、接合部内面から瓦当裏面の上半部を横方向にナデ、以下は不調整とする。側面接合部はナデによって曲線に仕上げる。瓦当側面は横方向にヘラケズリするが、一部に深さ 0.8cm の範端痕が残る。丸瓦部凸面は縦方向にヘラケズリする。

6303 型式 6303 は 6284・6304 に似る間弁 B 系統の複弁 8 弁蓮華文軒丸瓦であるが、標式である 6303 A は内区全体がきわめて強く盛り上り、中房が高く突出する点に特徴がある。ただし、別の 1 種である B は弁の盛り上りが A ほど強くない、中房もわずかに突出する点で 6303 A よりもむしろ 6284 D や 6304 D に近い。6284 D と比較すると 6303 B は中房が低く、6304 D と比較すると 6303 B は蓮子・珠文が小粒である。外縁は上面に丸味がある薄手の傾斜縁で、内面が内反りとなる。今回は B が出土した。破片であるが弁端に範傷がある。成形方法は接合式で、瓦当裏面に接合溝をつくって丸瓦を押し込む。瓦当裏面はわずかに凹む。調整は瓦当裏面を縦方向にヘラケズリし、下端を横方向にヘラケズリする。

6304 型式 6304 は 6284・6303 に似る間弁 B 系統の複弁 8 弁蓮華文軒丸瓦であるが、中房が高く突出し、弁が長く尖り気味である。蓮子 1+6。外縁は上面が丸味のある薄手の傾斜縁で、内面が内反りとなる。A～E・G・L・N の 8 種があり、A～C の 3 種が出土。

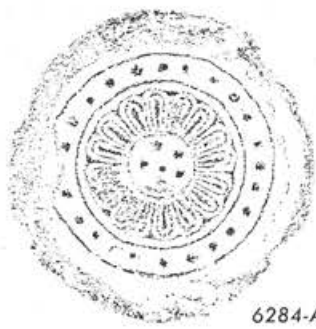
A は弁が特に長い、珠文は 17、鋸歯文は 16 と粗い。外区の内・外縁に範傷が生じている。成形方法は接合式。瓦当裏面は平坦で、瓦当裏面と側面を横方向に丁寧にナデて仕上げる。

B は A に酷似するが、弁がやや短く、珠文は 20 とやや密である。成形方法は接合式で、瓦当裏面に接合溝をつくって丸瓦を押し込む。接合位置は高く、接合粘土は外面が少なく、内面がやや多い。内面接合粘土は瓦当裏面よりやや高い位置で一度指オサエしている。接合線は深い円弧。瓦当裏面は丸瓦部に向ってやや傾斜する。

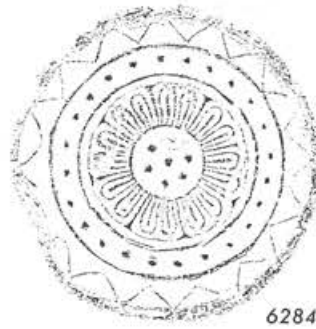
C は弁が最も短くしかも強く盛り上り、弁端が丸味をもつ。珠文 19。間弁端に範傷がある。成形方法は接合式で、接合溝をつくって丸瓦を押し込む。瓦当裏面はほぼ平坦で、縦方向にヘラケズリし、瓦当側面の下半部は横方向にナデて仕上げる。

6307 型式 6307 は外区外縁に線鋸歯文、外区内縁に珠文をめぐらす間弁のない複弁蓮華文軒丸瓦である。複弁どうしが独立し、弁の中央に凸線があるものを標式とする。弁数は 7～9 弁、蓮子数 1+4、1+6、1+8 とばらつきがあり、外縁の形状も一定でない。A～I・L の 10 種があり、このうち G・L は外区外縁が素文である。A が出土。A は複弁 8 弁であり、原則的には蓮弁と蓮弁とが接しないが、割付が乱れて単弁と 3 弁となった部分がある。蓮弁は盛り上りが強く、中房は突出する。蓮子 1+6。外縁は上面に丸味がある傾斜縁で、内面が内反りとなる。成形方法は接合式で、瓦当裏面に接合溝をつくって丸瓦を押し込む。接合位置は高く、接合粘土は外面が少なく、内面がやや多い。接合線は円弧状。瓦当裏面は丸瓦部に向って傾斜する。

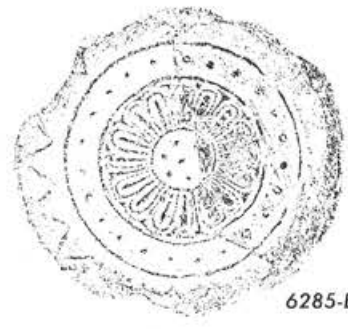
6308 型式 6308 は外区外縁に線鋸歯文、外区内縁に珠文をめぐらす間弁 A 系統の複弁 8 弁蓮華文軒丸瓦である。6279 の系譜をひき蓮弁が立体的に表現されるが、中房が小さく蓮子を一重にめぐらす。また、外区の珠文・線鋸歯文も粗い。中房はわずかに突出する。内区は内外区を分つ圈線からわずかに内側に入ったところで一段高くつくるのが特徴である。外縁は上面の広い傾斜縁で、大部分は内面が内反りとなるが、C のみは内面が直線的になる。A～D・H～L・N の 10 種がある。A・B・I は蓮弁の先端に楔状の飾りがつき、C は蓮弁と間弁の先端に楔状の飾りがつくが、D・L・N は楔状の飾りがない。A・B・D・L・N の 5 種が出土した。



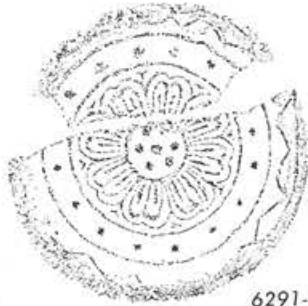
6284-A



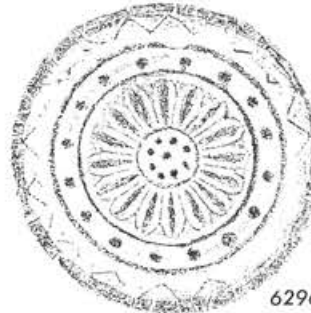
6284-C



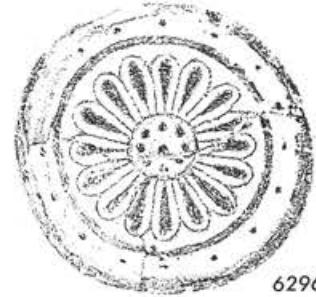
6285-B



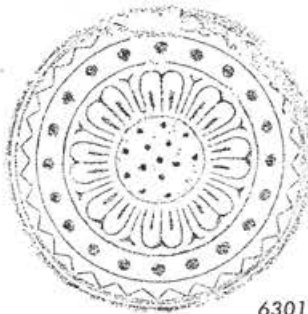
6291-Aa



6296-A



6296-B



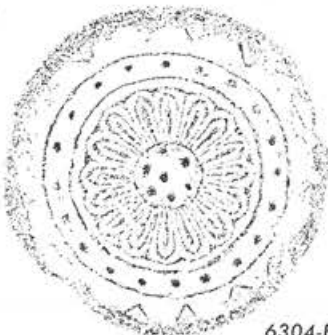
6301-B



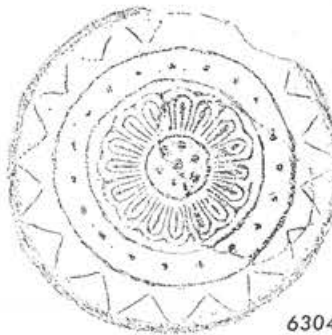
6303-B



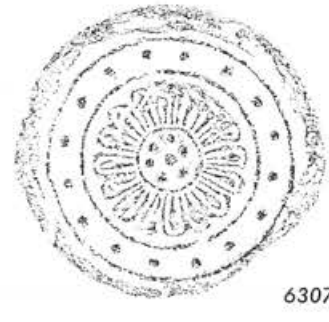
6304-A



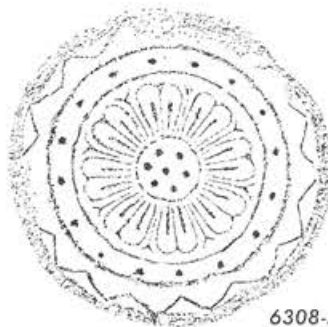
6304-B



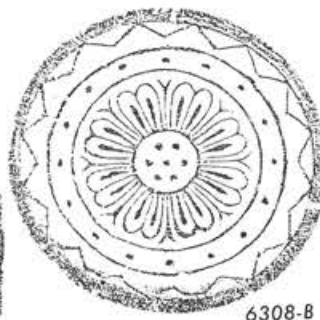
6304-C



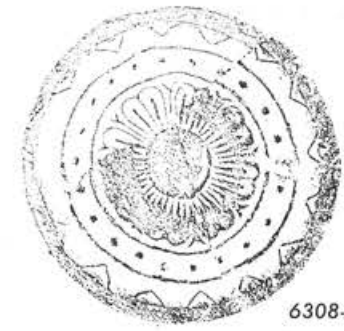
6307-A



6308-Aa



6308-B



6308-D

Fig. 33 軒丸瓦拓影 3

Aは蓮弁の輪郭がシャープに立ち上り、弁端のみがわずかに垂れ下る。外縁の上面がやや丸味をもち、1条の凸線をめぐらす点はBと共通する。範傷のないもの、中房の圏線近くで範を横断する傷があるもの、この部分が割れたことを示すものなどがある。範割れを示すものには中房圏線を太く彫り直したAbがあるが、今回の出土例がAbにあたるか否かは不明。いずれも丸瓦と接合した痕跡がなく、瓦当面から丸瓦部にかけて一連の粘土接合面が3～4層残る(PL. 82-2)。一本造りである。瓦当は4.5～5.5cmと厚く、瓦当裏面は大部分が平坦で、一部に丸瓦部に向かって傾斜するものがある。側面接合部は瓦当裏面に対してほぼ直角に仕上げるものが多い。丸瓦部凹面は縦方向にヘラケズリし、丸瓦部凹面の瓦当近くと瓦当裏面及び側面は横方向にナデ、丸瓦部凸面は縦方向にナデて仕上げる。外縁の上面をヘラケズリするものが少量ある。また、焼成前に玉縁部の隅を半月状に切り落した例がある(PL. 82-3)。

BはAに酷似するが、弁の輪郭が凸線に表わされ、弁端も反り上る。範傷を示すものはない。製作技法には2種類がある。1種は丸瓦の接合痕がなく(PL. 82-1)、瓦当面から丸瓦部にかけて一連の粘土接合面が残る一本造り例である。瓦当は5cm前後と厚く、瓦当裏面は平坦である。瓦当側面の左下に刻印「北」a種を押捺するものがある。他の1種は接合式で、接合溝に丸瓦を押し込む。数は少ない。瓦当は約4cmと薄い。丸瓦の接合位置は比較的高く、丸瓦端部は凹面側を軽くヘラケズリする。丸瓦部凹面の瓦当近くは横方向にナデ、瓦当裏面の下半部は横方向にヘラケズリする。

DはAに似るが、中房が大きく、しかも高く突出し、珠文も密である。外縁は上面をヘラケズリする。丸瓦を接合した痕跡がなく、瓦当面から丸瓦部にかけて一連の粘土接合面が残る。一本造りである。瓦当裏面は平坦である。

Lは超大型品である。破片のため詳細は不明だが、成形方法は接合式である。外縁は上面をヘラケズリする。

Nは瓦当径がHに次いで小型であり、弁が細長く、珠文・線鋸歯文を最も密にめぐらす。外区内縁に範傷がある。外縁は上面をヘラケズリする。丸瓦を接合した痕跡がなく、瓦当面から丸瓦部にかけて一連の粘土接合面が3～4層残る。また、丸瓦部凹面の瓦当裏面近くには、補強粘土の下に、ほぼ直角に折れ曲る一連の布目圧痕の残るものがある。一本造りで製作したのち、内面に粘土を補足し、その後瓦当裏面を削り下げたものと考えられる。瓦当は4.5～5.1cmと厚い。瓦当裏面は平坦なものが多いが、若干凹むものもある。丸瓦部凹面は全体を縦方向にナデたのち、瓦当近くと瓦当裏面を横方向にナデて仕上げる。瓦当側面の下半部は横方向にヘラケズリし、丸瓦部凸面は縦方向にヘラケズリする。

6311 型式 6311は6308に似る間弁A系統の複弁8弁蓮華文軒丸瓦であるが、中房が凹む点で異なる。外縁は上面が丸味をもった傾斜縁で、内面が内反りになる。A～Hの8種があり、A・B・Fが出土。

Aは蓮弁の盛り上りが強く、弁端が高く反り上る。珠文・鋸歯文は密である。範傷のないものと、範傷によって蓮弁と間弁の区別が一部不明瞭になったものが半々を占める。Aaと範を彫り直したAbとが出土。Abは蓮弁の輪郭線と子葉を太い凸線で表現する。また、間弁が中房に達せず、楔状を呈する。製作技法は範傷の進行によっても変化がない。成形方法は接合式で、まず厚さ1～1.5cmの粘土を周辺がやや高くなるように範詰めし、次いで瓦当裏面の主

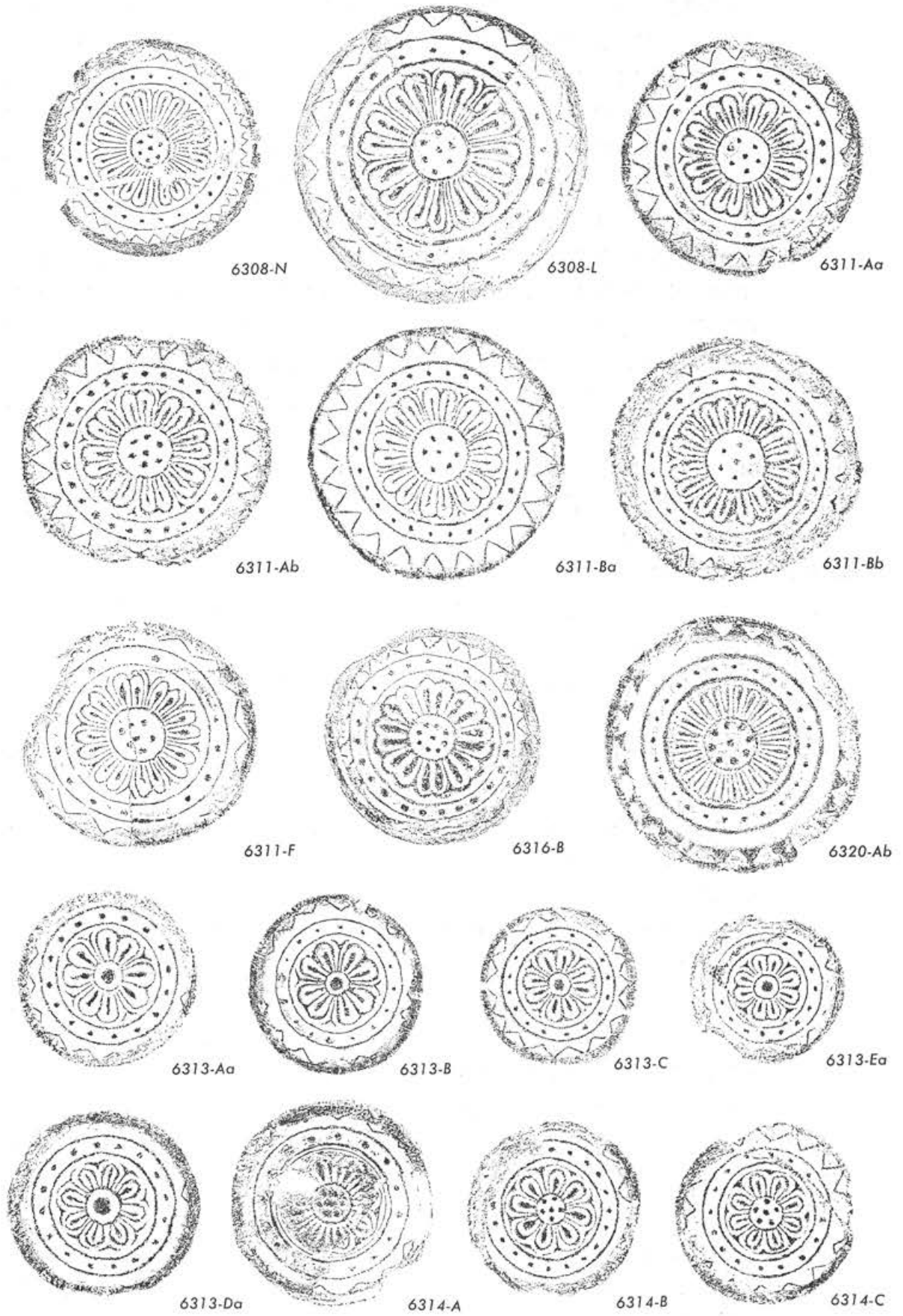


Fig. 34 軒丸瓦拓影 4

として下半部に一定の高さまで粘土を積む。接合は瓦当裏面に接合溝を作って丸瓦を押し付け、内外に接合粘土を補足する(PL. 82-4)。丸瓦部の端部には接合のための加工はない。外面接合粘土はやや多く、瓦当裏面の高さあるいはそれよりやや高い位置で一度指オサエする。内面接合粘土はごく少量で、接合線は円弧をなす。瓦当裏面は平坦なものが主で、丸瓦部に向って若干傾斜するものがある。側面接合部はいずれも瓦当裏面に対してほぼ直角に仕上げる。丸瓦部凹面の瓦当寄りには縦方向にナデたのちヨコナデ、瓦当裏面と瓦当側面の下半部はヨコナデ、丸瓦部凸面は縦方向にヘラケズリする。

BはAに酷似するが、弁端が反り上らずに垂れ下る。範傷のないものと、範傷によって蓮弁と間弁の区別が一部不明瞭になったものがある。Baと範を彫り直したBbとが出土。Bbは蓮弁の輪郭線と子葉を太い凸線で表わす。また、間弁の一部が中房に達せず楔状になる。成形方法は接合式で、Aと同様に厚さ1~1.5cmの粘土を周辺がやや高くなるように範詰めする(PL. 82-7)。調整手法もAと大差はない。側面接合部はナデたままで、瓦当裏面に対して曲線をなすものが一部にある。瓦当側面に深さ約1.2cmの範端痕の残るものがある。

Fは蓮弁の盛り上りが弱く、蓮子・鋸歯文が粗い。丸瓦を接合した痕跡がなく、瓦当面から丸瓦部にかけて一連の粘土面が残る。一本造りである。調整は不明。瓦当裏面は丸瓦部に向って若干傾斜する。

6313 型式 6313は外区外縁に線鋸歯文、外区内縁に珠文をめぐらす複弁4弁蓮華文軒丸瓦であり、中房に大粒の蓮子を1個置くのが特徴。瓦当径は10~12cmと小型である。外縁は上面が丸味をもった傾斜縁。A~Gの7種がある。A~C・E・Gは間弁がA系統、D・Fは間弁がB系統である。なお、Gのみは外区外縁が素文である。A~Eの5種が出土した。

Aは間弁A系統のうちで瓦当径が最大であり、内区全体が盛り上り、中房がわずかに凹むAaと、量は少ないが、中房と弁の基部を彫り直して高くしたAbとがあり、両者が出土。Aaの段階で、外区内縁に一部範傷がある。成形方法は接合式で、6311と同様にまず厚さ2cmほどの粘土を周囲が高くなるように範詰し(PL. 82-6)、次いで瓦当裏面をある程度の高さまでつくったのに、丸瓦を接合したものと推測できる。接合にあたっては、瓦当裏面に接合溝をつくり、これに丸瓦を押し込んだのち、内区に接合粘土をあてる。外面接合粘土は瓦当裏面の高さで一度指オサエする。瓦当面と丸瓦の角度が鈍角であるため、外面接合粘土は比較的多い。内面接合粘土は少なく、接合線は深い円弧を呈する。丸瓦の端面には接合のための加工は施していない。瓦当裏面は大部分が平坦であるが、丸瓦部に向って若干傾斜するものが少量ある。側面接合部は瓦当裏面に対してほぼ直角である。調整は、瓦当裏面と丸瓦部凹面の瓦当寄りをナデて仕上げ、丸瓦部凸面を縦方向にヘラケズリする。

Bは瓦当径がAに近いが、内区がAに比して平板である。範の傷みは少なく、外区内縁の一部に範傷を示すものが若干ある。成形方法は接合式で、瓦当裏面に接合溝があり、丸瓦も瓦当に対して鈍角をなすものが多い。また、外面接合粘土は瓦当裏面の高さで1度指オサエしたものがあつた。接合線は深い円弧。瓦当は5cm前後の厚いものが主である。瓦当裏面は平坦なものと若干凹むものとが半々を占める。側面接合部は大部分が瓦当裏面に対してほぼ直角になるが、後者には曲線になるものがある。調整手法はAと大差ない。なお、瓦当側面に深さ約0.9cmの範端痕の残るものがある。

Cは瓦当径がEに次いで小さく、内区がBに似てやや平板である。外区内縁の一部に範傷のあるものが少量ある。成形方法は接合式で、調整方法もA・Bと大差ない。瓦当裏面は平坦なものが主であるが、丸瓦部に向って傾斜するものが少量ある。側面接合部は瓦当裏面に対してほぼ直角である。

DはFとともに間弁がB系統に属するが、Fに比して内区が盛り上り、瓦当径も幾分小さい。範傷のないものと、中央で範の割れたことを示すものがある。成形方法は接合式で、接合線は円弧をなす。瓦当裏面はほぼ平坦で、側面接合部は瓦当裏面に対してほぼ直角になる。瓦当裏面と丸瓦部凹面の全体をナデて仕上げ、丸瓦部凸面は縦方向にヘラケズリする。なお、丸瓦部がとくに厚いものがある。

Eは瓦当径が最小でCに似るが、Cより中房が大きく、弁が短い。中房が弁の基部より低いCaと、中房を彫り直して高くしたCbとがあり、両者が出土。成形方法はともに接合式で、瓦当裏面に接合溝がある。丸瓦は瓦当に対して鈍角にとりつけるため、外面接合粘土が比較的多い。また、外面接合粘土は瓦当裏面の高さで一度指オサエしている。接合線は円弧。側面接合部は瓦当裏面に対してほぼ直角。瓦当裏面は平坦なものやや凹むものがある。

6314は6313に似る小型の複弁4弁蓮華文軒丸瓦であるが、蓮子を中心に1個、周囲に5〜6個めぐらす点で異なる。外縁は傾斜縁である。A〜Eの5種があり、Eのみは間弁がA系統、他はB系統である。A〜Cの3種が出土。 **6314 型式**

Aは瓦当径が最大で、蓮弁の盛り上りが強く、弁端が尖る。蓮子1+6。内外区を分ける圏線と弁の間に細い凸線をめぐらす点や外縁が厚手で内面が外反りとなり、上面に細凸線をめぐらす点はA・Eに共通する。瓦当裏面は丸瓦部に向って強く傾斜する。

Bは内区の盛り上りが弱く、蓮弁が幅広で弁端が丸味をもつ。蓮子1+5。中房に範傷があり、外縁は次のCと同様に上面が丸味をもった傾斜縁で、内面がAとは逆に内反りとなる。成形方法は接合式で、瓦当裏面に接合溝がある。接合粘土は内外とも比較的少なく、外面接合粘土は瓦当裏面の高さで一度指オサエしている。接合線は深い円弧。瓦当裏面は平坦で、側面接合部は瓦当裏面に対してほぼ直角に仕上げる。

CはBと酷似するが、中房が大きく、蓮弁が短い。また、珠文が16と粗い。蓮子1+5。内外区を分ける圏線と弁端との間が広い範囲にわたって範傷のためにつぶれている。成形方法は接合式で、接合線は深い円弧を呈する。瓦当裏面は平坦にナデて仕上げる。

6316は6307に似る間弁のない複弁蓮華文軒丸瓦であるが、蓮弁の中央に凸線がなく、子葉2本を輪郭線で囲む形をとる。6307と同様に、弁数・蓮子数にばらつきがあり、蓮弁や外縁の形状も一定でない。A〜K・M・Nの13種があり、Bが出土。Bは複弁8弁で、蓮弁と蓮弁が接する。中房は凹み、蓮子1+8。外縁は上面を平坦にヘラケズリする直立縁で、外区内縁に珠文、外区外縁に線鋸歯文を最も密にめぐらす。弁端の一部に範傷がある。成形方法は接合式であるが、接合溝はないようである。接合位置は中房近くと低く、接合粘土も内外ともに多い。瓦当裏面は平坦で、横方向にナデて仕上げる。 **6316 型式**

6320は外区外縁に凸鋸歯文、外区内縁に珠文をめぐらす間弁のない複弁12弁蓮華文軒丸瓦で、 **6320 型式**
弁が細かいのが特徴である。中房は突出し、蓮子1+8。珠文は小珠で、内・外縁を分つ圏線が太い。外縁は比較的厚手で、内面が直線的に傾斜する。Aaと外区外縁の線鋸歯文を彫り直し

て凸鋸歯文にした Ab とがあり、Ab が出土。中房には蓮子をつなぐ範傷がある。成形方法は接合式で、瓦当裏面を一定の高さまでつくったのち丸瓦を押し付け、内外から一度指オサエしたのち接合粘土をあてている。接合溝のあるものとないものがある。瓦当裏面は横方向にヘラケズリしてほぼ平坦に仕上げる。瓦当側面の下半部は横方向にナデ、丸瓦部凹面は縦方向にナデ、凸面は縦方向にヘラケズリする。側面接合部は縦方向にヘラケズリし、瓦当裏面に対してほぼ直角に仕上げる。

釘孔のある軒丸瓦 なお、瓦当部は欠損するが、焼成後に径 7mm 前後の釘孔を凹凸両面から穿った丸瓦部の瓦当寄りの破片が 3 点出土している。

B 軒平瓦 (PL. 79~82, Fig. 35~37)

軒平瓦は 1130 点あり、24 型式 41 種に及ぶ。これらは瓦当文様によって、偏行唐草文軒平瓦と均整唐草文軒平瓦に大別できる。内訳は偏行唐草平瓦が 2 型式 2 種、均整唐草文軒平瓦が 22 型式 39 種である。なお、この中には隅軒平瓦が 7 点ある。

i 偏行唐草文軒平瓦

6641 型式 6641 は藤原宮式軒平瓦である。内区に左から右に偏行する唐草文を配し、上外区に珠文、下外区と脇区に線鋸歯文をめぐらす。A・C・E~N の 12 種があり、C が出土。C は茎の起点が反転せず、遊離した 2 支葉を置く。また、茎の末端は反転するが、支葉は付さない。段顎。

6643 型式 6643 は藤原宮式軒平瓦である。内区に右から左に偏行する唐草文を配し、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。A~E の 5 種があり、A が出土。A は唐草が小振りで、支葉基部がすべて茎から離れる。また、上・下外区と脇区の境は凸線で画す。Aa と Ab とがある。Ab は支葉の基部が茎に接する。今回出土したものは小片のため Aa か Ab か明らかでない。段顎。

6647 型式 6647 も藤原宮式軒平瓦である。内区に右から左に偏行する変形忍冬唐草文を配し、上外区に珠文、下外区に線鋸歯文をおく。A~G の 7 種があり、C が出土。C は F とともに 6647 の中では渦巻形萼・蕾・花卉すべてが原形をよく残し、忍冬文の祖形に近い。F とは細部でわずかに異なる。段顎で、顎幅は約 6.5cm と深い。顎は平瓦部凸面に 7~8 条の太いキザミをつけたのち粘土板を貼り付けて成形する。

ii 均整唐草文軒平瓦

6663 型式 6663 は花頭形の中心飾りをもつ 3 回反転の均整唐草文軒平瓦で、内区と外・脇区の境に二重の圏線をめぐらすのが特徴である。花頭基部は複線であらわし、基部の端が上外区界線に接する。A~F・H~N の 13 種があり、A~C の 3 種が出土。

A は唐草の各単位が長く、基部が上・下外区界線から流れるように派生する。唐草第 3 単位主葉と第 1 支葉の先端は脇区界線に接する。範傷のあるものとないものがある。外縁は上面を幅広くヘラケズリし、2 段まで残る。顎はいずれもややカーブする直線顎。平瓦部凸面には縄叩き目が残る。宮内からは横位縄叩き目も少量出土しているが、今回出土したものはいずれも縦位。3cm あたり約 8 本のもの 5 点と、3cm あたり 11~12 本のもの 3 点とがある。前者には唐草左第 2 単位から左脇区にかけて範傷のあるものが、後者には認められない。成形方法は

不明。調整は両者とも平瓦部凸面の瓦当から約 6cm ほどの範囲を横方向にナデ、平瓦部凹面を全面的に横方向にヘラケズリする。このほか凹凸面ともに調整して叩き目、布目が残らないものが少量ある。なお、宮・京内では側面に「北」「井」の刻印を押捺するものが出土しているが、今回の出土例は破片が多く確認できない。

BはAに酷似するが、唐草がやや横長で第2・3単位間近くに各1個の珠文をおく。外縁は上面を幅広くヘラケズリし、2段まで残る。顎はややカーブする直線顎1点と、平瓦部凸面に3cmあたり8~9本の縦位の縄叩き目、後者は比較的粗い横位の縄叩き目がわずかに残る。調整はともに平瓦部凸面の瓦当から7cm前後の範囲を横方向にナデ、凹面の瓦当近くを横方向にヘラケズリする。

Cは唐草の基部が上、下位区界線に接しない。唐草第3単位主葉の先端は脇区界線に接するが、左第3単位第1支葉の先端は巻き込み、右第3単位第1支葉は欠く。また、左第2単位第1支葉は通常とは逆に巻き込む。範傷はないものもあるが、あるものが多い。外縁は上面を幅広くヘラケズリし、2段まで残る。顎はいずれも曲線顎。平瓦部の凹凸面とも広範囲に調整するものと平瓦部凸面に縦位の縄叩き目が残るものがある。縄叩き目は3cmあたり約8本のもの10点と、3cmあたり約11本のもの4点とがある。両者とも外区に2~3個所の範傷がある。顎部の成形方法は不明。調整はともに平瓦部凸面の瓦当面から8~10cm範囲を横方向にナデ、凹面の瓦当寄りを幅広く横方向にヘラケズリする。凹面には布目(3cmあたり約27本¹⁾×24本)が広範囲に残るが、模骨痕はない。なお、凹面の側縁にそって布端と考えられる溝状の凹みが残るものがある(PL. 82-9)。

6664は6663に似て花頭形の中に中心飾りをもつ3回反転の均整唐草文軒丸瓦であるが、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。唐草は基部が内・外区を画す界線から流れるように派生し、唐草第3単位主葉の先端が脇区界線に接する。顎は段顎。A~D・F~Pの15種がある。D・F・I・N・Oは中心飾りの花頭基部が上外区界線に接するが、他は接しない。B~D・F・Kの5種が出土。

6664 型式

Bは中心飾りの花頭基部が大きく開き、唐草第3単位主葉と第1支葉の先端がともに脇区界線に接する。唐草は線が細く彫りも浅い。また、上・下外区と脇区の境は凸線で画す。珠文は小粒である。外縁は2段。顎は7.4cmと深い。成形方法及び叩き目は不明。調整は平瓦部凸面の瓦当近くと顎部を横方向にナデ、丸瓦部凹面を横方向にヘラケズリ、平瓦部側面を縦方向にヘラケズリする。

Cは中心飾りの花頭基部が細くしかも上端で開き、唐草第3単位第1支葉の先端が巻き込む。唐草は各単位が横長で、線が細く彫りも浅い。上・下外区と脇区との境は凸線で画す。珠文は比較的大粒である。外縁は2段。顎は7.0~7.3cmと深い。平瓦部凸面には縄叩き目が残る。いずれも縄叩き目は横位で、3cmあたり7~8本の比較的粗いもの2点と3cmあたり約11本と細かいもの1点とがある。顎部は断面三角形の粘土を貼り付けて形成するものがある。調整はともに平瓦部凸面の瓦当近くと顎部を横方向にナデ、平瓦部凹面をほぼ全面的に横方向にヘラケズリする。側面は縦方向にナデて仕上げる。

Dは中心飾りの花頭基部が平行線のまま上端で開かず上外区界線に接する。唐草は線が太く、

1) 布目は(端縁に平行する糸の数)×(側縁に平行する糸の数)。

彫りも深い。また、第3単位第1支葉の先端が巻き込み、下外区と脇区との境には杏仁形の珠文をおく。大部分のものに範傷がある。外縁は上面をヘラケズリする2段のものと、不調整で3段まで残るものがある。第3段は幅が一定でなくしかも凹凸がある。第2段目との境が範端であろう。平瓦部凸面はいずれも縄叩き目が残る。横位と縦位の2種がある。横位の縄叩き目は3cmあたり10本と比較的細かい。2点。縦位の縄叩き目は3cmあたり12本。10点。前者は粘土板を貼り付けて、顎部を形成するようである。後者の顎の成形方法は不明だが、顎の後端をヘラで切り整える。また、瓦当面が厚さ0.7cmほどで剝離するものがある。いずれも唐草右第2単位主葉と第3単位第2支葉との間及び左脇区に範傷がある。顎の幅も6cm前後と大差はない。調整は兩種ともに平瓦部の瓦当近くと顎を横方向にヘラケズリののち横方向にナデる。平瓦部凹面は全体的に横方向にヘラケズリするものが多いが、ケズリが一部で布目(3cmあたりほぼ28本×28本)の残るものもある。模骨痕はない。側面は横方向のカキ目。

FはDに酷似するが、上外区の珠文がやや密である。大部分のものに範傷がある。外縁は2段と3段があるが、第2段と第3段の境が範端のようである。平瓦部凸面はいずれも縄叩き目が残る。横位と縦位とがある。横位縄叩き目は3cmあたり8~9本とやや粗い。7点。顎部は粘土板を貼り付け(PL. 82-11)、ヘラケズリしたのち、横方向にナデて仕上げる。顎幅6.2cm前後、平瓦部凹面は全体的にナデ調整するものと、ナデが部分的で布目(3cmあたり21本×18本)がかなり残るものがある。模骨痕はない。側面はヘラケズリののち縦方向にナデて仕上げる。縦位縄叩き目は3cmあたり5~6本の粗いもの9点と、3cmあたり12~13本の細かいもの15点とがある。縄叩き目の粗いものは粘土板を貼り付けて顎部を成形する。瓦当面が全面にわたって厚さ1cm前後で剝離するものがある。剝離の状態から、平瓦部に顎部を貼り付けたのち、瓦当面にのみ別粘土を貼り付けたものと推測できる。顎幅は5.7cm前後。平瓦部凸面の瓦当近くと顎部は横方向にナデ、平瓦部凹面は瓦当近くを横方向にヘラケズリするが、以下は不調整で布目(3cmあたり約25本×約20本)が残る。布の合わせ目及び模骨痕はない。側面は横方向のナデ仕上げ。縄叩き目の細かいものは、顎幅6cm前後のものが多いが、顎幅5.3~5.0cmのものが少量ある。顎部は粘土板を貼り付けて顎部を成形するようである。以上の3種にはいずれも両脇区、上外区左端及び下外区右端に小さな範傷がある。ただし、中心飾の花頭基部の珠文に生じた範傷は、横位縄叩きの場合にはないものがあるが、縦位縄叩きの場合にはいずれにもあり、若干の時間差を知りうる。調整はともに平瓦部の瓦当近くと顎部を横方向にナデ、平瓦部凹面を横方向にヘラケズリする。

6665 型式 6665は6664に似る3回反転の均整唐草文軒平瓦であるが、唐草第3単位の主葉が脇区界線につかず巻き込む。A~Cの3種があり、Aが出土。Aは中心飾りの花頭基部が上外区界線につかず、上端でわずかに開く。唐草は基部が上・下外区界線からやや離れて流れるように派生する。また、上・下外区と脇区の境は凸線で画す。外縁は2段まで残る。段顎で、顎幅は約7cmと深い。平瓦部凸面には横位の縄叩き目が残る。縄叩き目は3cmあたり9~10本。平瓦部凸面の瓦当近くと顎部は横方向にナデ、凹面の瓦当寄りを横方向にヘラケズリする。

6666 型式 6666は6664に似る花頭形の中心飾りをもつ3回反転の均整唐草文軒平瓦である。小型で、唐草の基部が内・外区を分つ界線から立上るようにして派生する。花頭基部は上外区界線に接し、珠文は小粒である。また、脇区の下端には珠文をおく。範傷のないものとあるものがある。

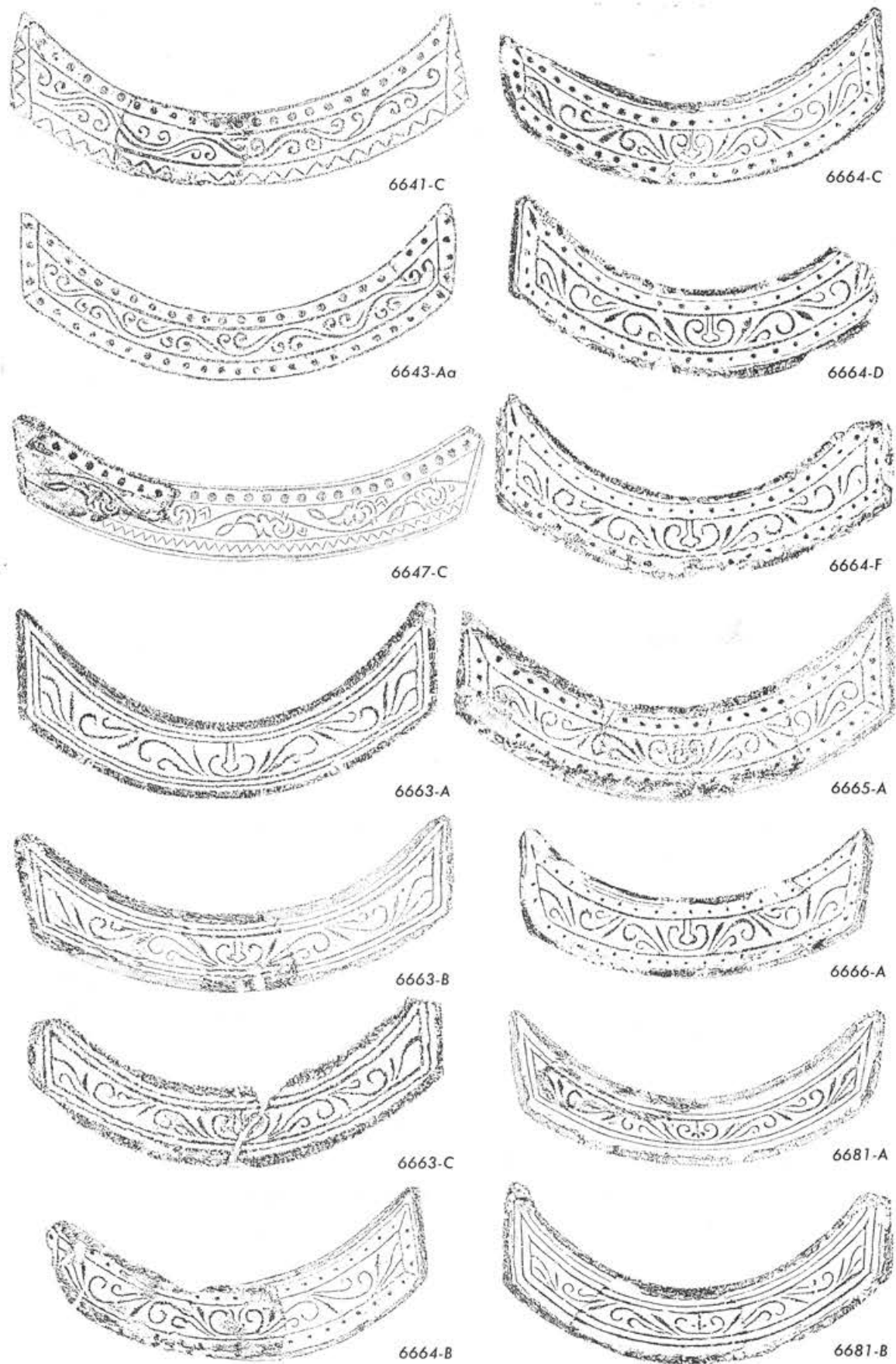


Fig. 35 軒平瓦拓影 1

る。外縁は3段で、第2段と第3段の境が範傷になろう。段顎。平瓦部凸面には縄叩き目が残る。横位と縦位がある。横位縄叩き目は3cmあたり約11本。3点。縦位縄叩き目は3cmあたり7本の比較的粗いもの3点と、3cmあたり11本の細かいもの7点とがある。後者は粘土板を貼り付けて顎部を形成するが、瓦当面が厚さ1cm前後で剝離する。剝離の状態から顎部形成後に瓦当面に別粘土を貼り付けたことがわかる。横位・縦位縄叩きとも右脇区などに範傷がある。調整はいずれも平瓦部凸面の瓦当近くと顎部を横方向にナデ、平瓦部凹面を横方向にヘラケズリしたのち一部縦方向にナデて仕上げる。側面は横方向にナデて仕上げる。

6181 型式 6681は逆十字形の中心飾りをもつ3回反転の均整唐草文軒平瓦で、内区と外・脇区との境に2重の界線をめぐらす。唐草は基部が上・下外区界から流れるように派生する。A～G・Sの9種があり、A・B・C・Eの4種が出土。

Aは6681の中では小振りの瓦で、唐草の各单位も小さい。B・Eともに唐草第3単位の主葉と第1支葉先端が脇区界線に接する。外縁は2段。顎は欠損するが、曲線顎のようである。平瓦部凸面は瓦当近くを縦方向にヘラケズリする。

BはAに似るが、唐草の各单位が細長い。外縁は2段である。顎はややカーブする直線顎。調整は不明。胎土に少量の砂粒を含み、軟質で黒褐色を呈する。

Cは中心飾の小支葉と中心葉とが連続する。外縁は2段で、顎は曲線顎である。

EはAに酷似するが、唐草の巻きが比較的小さい。外縁は2段。顎はややカーブする直線顎である。平瓦部凸面の一部に横位の縄叩き目が残る。調整は平瓦部凸面の瓦当寄りを縦方向にヘラケズリし、凹面の瓦当寄りを横方向にヘラケズリする。

6682 型式 6682は6681に似る逆十字形の中心飾りをもつ3回反転の均整唐草文軒平瓦であるが、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。唐草は上・下外区界線から流れるように派生し、第3単の主葉の先端が脇区界線に接する。A～Eの5種があるが、文様は酷似する。Aが出土。

Aは唐草の線が太く、下外区と脇区との境に杏仁形の珠文をおく。外縁は上面をヘラケズリするが、3段まで残るものがある。第2段と第3段の境が範端であろう。顎は大部分が曲線顎であるが、1点だけ段顎がある。段顎では範傷がないが、曲線顎では瓦当面の全体に範型の木目痕が浮き出る。段顎では、平瓦部凸面に縦位の縄叩き目が残る。縄叩き目は3cmあたり10本前後。平瓦部凸面の瓦当近くと顎部を横方向にナデ、凹面の瓦当近くを横方向、以下を縦方向にヘラケズリする。曲線顎も平瓦部凸面に縄叩き目が残るが、3cmあたり12～13本と細かい。縄叩き目は平瓦部の狭端から施し、先端を瓦当面から6～7cmのところをそろえている。調整は平瓦部凸面の瓦当寄りを縦方向にヘラケズリしたのち、顎部付近を横方向にナデ、平瓦部凹面の瓦当寄りを横方向にヘラケズリする。凹面には布目(3cmあたりほぼ21本×21本)と糸切り痕が残る。布の合わせ目や模骨痕はなく、側縁にそって布端が残ることから一枚づくりと考えられる(PL. 82-12)。顎部は粘土の剝離状態から縄叩きを施す前に別粘土を貼り付けたことがわかる。なお、1例だが、平瓦部凸面の全体を縦方向にヘラケズリし、凹面の大部分を横方向にヘラケズリするものがある。

6685 型式 6685は6682に似る3回反転の均整唐草文軒平瓦であり、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。6682と異なる点は、瓦当幅が19.3～23.0cmと小型で、唐草第3単位第1支葉の先端が巻き込まず脇区界線に接する点である。段顎と曲線顎とがある。外縁は3段で、第2段と第3段

の境が箆端になる。A～Fの6種がある。脇区の下端には、A・C・Dでは杏仁形の珠文、Bでは円珠文をおく。A～Dの4種が出土。

Aは6685の中では瓦当幅が最大で、唐草文・珠文がともに大きく、下外区と脇区の境に杏仁形の珠文をおく。箆傷のあるものとないものがある。ほとんどが段顎であるが、ややカーブする直線顎が1点ある。いずれも平瓦部凸面は縄叩き目が残る。段顎の場合、縄叩き目は横位と縦位がある。横位の縄叩き目は3cmあたり8～9本とやや粗い。顎幅4.5cm前後。2点。縦位の縄叩き目は3cmあたり11本と比較的細かい。顎幅5.2cm前後。18点。顎部は平瓦部先端を楔状に薄くし、これに断面三角形に近い瓦当粘土を補足したのち後端をヘラで切り整える(PL. 82—8)。ヘラで切り整えず段がなだらかになったものもある。調整は横位・縦位とも平瓦部の瓦当近くと顎部を横方向にナデ、平瓦部凹面を全面的に横方向にヘラケズリする。側面は縦方向のカキ目のち縦方向にナデて仕上げる。なお、側面と凹面との境が溝状に凹むものがある(PL. 82—10)。布端かもしれない。直線顎の場合、平瓦部凸面は縦位の比較的細かな縄叩きのち、瓦当寄りを縦方向にヘラケズリし、平瓦部凹面は横方向にヘラケズリする。箆傷は横位縄叩きではないが、縦位縄叩きでは左脇区にあり、製作上の時間差が知れる。

Bは6685の中では最も小型である。下外区と脇区の境界線は珠文であり、両脇区に珠文各1をおく。顎はすべて段顎で、平瓦部凸面には縄叩き目が残る。縄叩き目には横位と縦位とがある。横位縄叩き目は3cmあたり約11本。顎幅4.5～4.7cm。18点。縦位縄叩き目は3cmあたり7～8本のやや粗いもの4点と、3cmあたり10本の比較的細かいもの16点とがある。前者は顎幅3.8cm前後。後者は顎幅3.3～4.0cmで、粘土板を貼り付けて顎部を成形する。調整は横位・縦位とも大差はなく、平瓦部凸面の瓦当近くと顎部を横方向にナデ、平瓦部凹面を全面的に横方向にヘラケズリする。側面は横方向にナデて仕上げる。大部分は右脇区と下外区との境などに箆傷があるが、横位縄叩きの場合にはないものもあり、横位から縦位への変化を知ることができる。

Cは瓦当幅がAに近いが、唐草の各单位が細長く、珠文も小粒である。下外区と脇区との境には杏仁形の珠文をおく。下外区の右端近くに箆傷がある。いずれもややカーブする直線顎。平瓦部凸面には3cmあたり約18本の縦位の縄叩き目が残る。調整は平瓦部凸面の瓦当寄りを縦方向にヘラケズリし、凹面は横方向にヘラケズリする。

DはBに似るが、中心葉の右側の巻きが大きく、上外区の珠文が粗い。下外区と脇区の境の珠文は杏仁形。いずれも段顎。顎幅4.6～5.1cm。平瓦部凸面には3cmあたり12本の細かい横位の縄叩き目が残る。

6688は逆T字形ないし十字形の中心飾りをもつ3回反転の均整唐草文軒平瓦で、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。唐草は細い凸線であらわし、基部が上・下外区界線から立上るよう派生する。唐草第3単位主葉の先端が脇区界線に接する。A・Bの2種があり、ともに唐草第1単位は巻きが逆で、脇区の外側にさらにもう1本の界線がある。Aが出土。

6688 型式

AはBに比してやや小振り、逆十字形の中心飾りをもつ。外縁は2段。AaとAbとがあり、両者が出土。Abは唐草を太く、珠文をやや大きく彫り直す。顎はAa・Abともに段顎と直線顎とがある。今回出土したAaは顎部と平瓦部の境を指で強く横方向にナデつけて段顎としたものである。顎幅約5.6cm。平瓦部凸面と顎部には格子叩き目がわずかに残る。また、今

回出土した Ab には段顎と直線顎とがある。段顎例は平瓦部と顎部との境及び顎部を横方向、平瓦部凹面の瓦当近くを横方向にそれぞれヘラケズリする。凹面の瓦当面から 2~3cm の位置に布端がある。模骨痕はない。直線顎例は平瓦部凸面を縦方向、凹面の瓦当近くを横方向にヘラケズリする。

6691 型式 6691は花頭形の中心飾りをもつ 4 回反転の均整唐草文軒平瓦で、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。6667に似るが、花頭形基部が単線である点で異なる。A~D・Fの 5 種がある。瓦当幅は A・C が大きく、B・D が小さい。A が出土。

A は中心飾りの花頭基部先端が二股にわずかに開き、唐草の各单位が長い。上・下外区と脇区との境は凸線で画す。外縁は 2 段であるが、最上段は幅が一定せず凹凸もあるので、範端は第 1 段と第 2 段の境になろう。曲線顎。平瓦部凸面には縦位の縄叩き目が残る。縄叩き目は平瓦部の狭端側から施し、先端を瓦当面から 12cm 前後の位置にそろえる。縄叩き目は 3cm あたり 12 本のものが主で、他に 3cm あたり 7 本のものが少量ある。調整は両者とも大差なく、平瓦部凸面の瓦当寄りを縦方向にヘラケズリしたのち、顎部付近を横方向にナデ、平瓦部凹面の瓦当寄りを横方向にヘラケズリする。凹面のヘラケズリは範囲の狭いものと広いものがある。凹面の布目は広範囲に残るが、模骨痕・糸切り痕はない。布目は 3cm あたり 27 本×21 本のものと、経糸・緯糸とも 18 本のものがある。平城宮や法隆寺では凹面の両側縁にそって布端のある一枚づくり例があるが、今回の出土品では確認できない。

6694 型式 6694は 5 葉形の中心飾りをもつ 3 回反転の均整唐草文軒平瓦で、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。A 1 種のみである。唐草は上・下外区界線から立ち上り、先端が玉状になる。脇区下端には珠文をおく。外縁は 3 段であるが、範端は第 2 段と第 3 段の境であろう。段顎。段幅は 6.4cm 前後。平瓦部凸面には縄叩きが残る。これまでの平城宮出土例には横位と縦位があるが、今回は横位が 2 点出土。縄叩き目は 3cm あたり 12~13 本と細かい。この例では下外区の一部に範傷がある。顎部の成形方法は不明だが、後端をヘラ切り調整したのち、顎部とその後端付近を横方向にナデて仕上げる。平瓦部凹面は瓦当から広い範囲にわたって横方向にヘラケズリし、側面にはカキ目を施す。

6710 型式 6710は逆 V 字形の中心飾りをもつ 3 回反転の均整唐草文軒平瓦で、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。A・C・D の 3 種があり、A が出土。A は唐草が上・下外区界線からのびやかに派生し、上・下外区の珠文の間に X 文を各 4 配する。直線顎。平瓦部凸面は縦方向、凹面の瓦当近くは横方向にそれぞれヘラケズリする。

6711 型式 6711 は 2~3 本の短線を中心飾りとする 3~4 回反転の均整唐草文軒平瓦で、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。A・B の 2 種があり、A が出土。A は中心飾りが左に寄り、唐草は左が 3 回反転、右が 4 回反転である。上・下外区と脇区の境は凸線で画す。外縁は 2 段であるが、第 1 段と第 2 段の境が範端である。脇区では範端の外側に幅広の外縁が残る。直線顎で、平瓦部凸面は縦方向、凹面は横方向にヘラケズリする。また、側面は凸面側に幅広く面取りを施す。

6719 型式 6719は小字形の中心飾りをもつ 5 回反転の均整唐草文軒平瓦で、外・脇区は素文である。唐草は上・下外区界線から流れるように派生するが、基部が接しない。範端は外縁の上面外端に及ぶが、側面にまで及ぶか否かは不明。直線顎。平瓦部凸面は縦位の縄叩き目を瓦当面近くまで施す。縄叩き目は 3cm あたり約 10 本。平瓦部の凸・凹面とも瓦当近くを横方向にヘラケズ



6681-C



6688-Ab



6681-E



6691-A



6682-A



6694-A



6685-A



6710-C



6685-B



6711-A



6685-C



6719-A



6685-D



6721-A

Fig. 36 軒平瓦拓影 2

りするが、以下は不調整。凹面には細かい布目と縦方向の糸切痕が残るが、模骨痕はない。なお、一部には凹面の側縁に布端の残るものがある。一枚づくりである。

6721 型式 6721 は 6719 に似る小字形の中心飾りをもつ 5 回反転の均整唐草文軒平瓦であるが、上・下外区に小粒の珠文をめぐらす点で異なる。唐草は各单位とも巻きが弱い。外縁は 1 段である。A・C～K の 10 種があるが、文様は酷似する。G のみは上・下外区及び脇区の外側にも界線があり、H のみは脇区にも珠文がある。A・C・E・G・H・I の 6 種が出土。

A は中心飾りの両支葉がほぼ水平で、中央葉が上外区の珠文のほぼ中央に位置する。上外区珠文 26，下外区珠文 27。外縁の側面には深さ約 0.3cm の範端痕がある。曲線顎。平瓦部凸面には斜位の縄叩き目が残る。調整は平瓦部凸面の前半部を横方向にナデ，平瓦部凹面の瓦当近くを横方向にヘラケズリする。布目は広範囲に残るが、模骨痕はない。

C は中心飾りの両支葉が逆八字形に大きく開く。上外区珠文 26，下外区珠文 32。外縁の側面には深さ約 0.4cm の範端痕がある。曲線顎。平瓦部凸面には斜位の縄叩き目が残る。3cm あたり 7～8 本のもとの約 10 本のもとの各 2 点ある。範傷の進行状況は不明。調整は平瓦部凸面の前半部を縦方向，前端部を横方向にそれぞれヘラケズリしたのち，一部は瓦当寄りを横方向にナデて仕上げる。平瓦部凹面は前半部あるいは一部では瓦当近くを横方向にヘラケズリするが、以下は不調整で布目 (3cm あたり 22 本×20 本) が残る。模骨痕がなく，側縁に布端痕が残ることから一枚づくりと考えられる。

E は中心飾りが A に似るが，唐草の第 2 支葉が太く表わされる点で異なる。上外区珠文 31。下外区珠文 35。曲線顎。外縁の側面に深さ約 0.3cm の範端痕がある。

G は中心飾りの両支葉が半月形を呈し，中央葉が上・下外区の珠文を結んだ線上に位置する。また，唐草右第 5 単位の第 2 支葉がなく，珠文は上外区 34，下外区 35 と最も密である。Ga と Gb とがあり，両者が出土。Ga は外・脇区の内・外縁を分つ界線があるが，Gb ではこの界線と外縁とを一体につくる。範端は他種のように外縁の外側に及ばず Ga では外縁の内側まで，Gb では外縁の上面外端までである。顎の形態も大部分とは異なり，直線顎が主であるが，Gb にはややカーブする直線顎と曲線顎も少量ある。平瓦部凸面には斜位の縄叩き目が残る。縄叩き目は Ga では 3cm あたり約 9 本が 2 点，約 11 本が 7 点あり，ともに平瓦部凸面の前半部を縦方向にヘラケズリ，凹面の前半部あるいは瓦当近くを横方向にヘラケズリするが，以下は布目 (3cm あたりほぼ 26 本×26 本) が残る。模骨痕はない。Gb のややカーブする直線顎は縄叩き目が 3cm あたり約 9 本で，調整方法は Ga と大差はない。この例では凹面の側端に布端痕があり一枚づくりであることがわかる。凹面の瓦当近くをのぞくと布目 (3cm あたりほぼ 18 本×18 本) が残る。模骨痕はない。Gb の曲線顎では平瓦部凸面の前半部を縦方向にヘラケズリし，さらに先端部を横方向にヘラケズリする。

H は中心飾りが A に似るが，唐草の第 1 支葉は基部が短かくコ字形に近くなる。上外区珠文 33，下外区珠文 34。Ha と Hb とがあり，両者が出土。Ha は脇区の珠文 3 であるが，Hb は左右とも上端に珠文各 1 を加える。また，Hb では中心飾りを彫り直し，中心葉の巻きを強く，両支葉を八字形にする。Ha の段階で唐草の左第 2・3 単位間に範傷があり，Hb のある段階で左第 3 単位第 1 支葉が範傷によってつぶれる。Ha と Hb と考えられるものが出土。Ha は直線顎，Hb と考えられるものは曲線顎。



6721-C



6726-D



6721-E



6727-A



6721-Ga



6732-A



6721-Gb



6732-C



6721-Ha



6739-A



6721-Hb



6761-A



6721-I



6801-A

Fig. 37 軒平瓦拓影 3

Iは唐草の主葉と第1支葉の先端が玉状になり、中心飾りの3葉及び唐草第2支葉が珠文状になる。上外区珠文33，下外区珠文36。曲線顎で、平瓦部凸面の瓦当寄りを縦方向、先端部を横方向にそれぞれヘラケズリする。凹面の瓦当寄りは横方向にヘラケズリする。

6726 型式 6726は逆小字形の中心飾りをもつ3回反転の均整唐草文軒平瓦で、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。A・B・D～Fの5種があるが、唐草の各单位は3～5葉と一定でない。また、唐草第3単位の主葉、第1支葉は先端が脇区界線につかず巻き込む。Dが出土。Dは比較的大振りでしかも唐草が3葉構成である点でEに似るが、唐草基部が上・下外区界線につかず、内区両端に遊離した小支葉をおく点で異なる。珠文は比較的粗い。外縁は2段。曲線顎。平瓦部凹面の瓦当近くを横方向にヘラケズリするが、以下は不調整で布目(3cmあたり24本×20本)が残る。模骨痕はない。平城京内出土例には範型が左端近くで割れたことを示すものがあるが、本例がそれにあたるか否かは不明。

6727 型式 6727は矢印形の中心飾りをもつ3回反転の均整唐草文軒平瓦で、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。A・Bの2種があり、ともに唐草は上・下外区界線から立ち上るように派生する。また、第3単位の主葉と第1支葉の先端は脇区界線につかず巻き込む。Aが出土。Aは中心飾り、唐草とも大きく、珠文もBより密である。外縁は1段であるが、上面にわずかに範端が残る。外・脇区の珠文には範傷がある。段顎と曲線顎があるが、今回出土したものは曲線顎。平瓦部凸面には縦位の縄叩き目が残る。縄叩き目は3cmあたり8～9本。平瓦部凸面の瓦当寄りを横方向にナデ、凹面の瓦当寄りを横方向に深くヘラケズリする。凹面の布目(3cmあたり18本×23本)は広範囲に残るが、模骨痕・糸切り痕はない。

6732 型式 6732はいわゆる東大寺軒平瓦である。中心飾りは逆小字形の3葉を中心葉で囲み、その上に松葉状の対葉花文を飾る。唐草は左右各3回反転で、支葉の数が多く、上・下外区と脇区に珠文を粗くめぐらす。外縁は1段で、顎は直線顎と曲線顎とがある。A・C～Q・V・Wの18種がある。これらの大部分は東大寺・西大寺などから出土するもので、平城宮ではこれまでにA・Cの2種が出土している。今回もこの2種が出土。

Aは中心飾りの対葉花文が分離し、唐草の支葉の巻きも比較的強い。また、唐草第2支葉は二股になる。曲線顎。顎は粘土の剝離状態から貼り付けた可能性が強い。平瓦部凸面は縦位の縄叩きののち、瓦当面から9cm前後の位置で幅約6.5cmの範囲に横位の縄叩きを施す。縄叩き目は3cmあたり約7本と粗い。凸面の瓦当近くは横方向にナデ、凹面の瓦当近くは横方向にヘラケズリする。凹面の布目(3cmあたり22本×17本)は広範囲に残り、側面にまで連続するものがある。模骨痕のないこととあわせて一枚づくりであることを知りうる。また、平瓦部凹面の布目は瓦当面から約3cmほどで急に高くなる。一枚づくりの凸型台が先端部で1段低くなっていたのであろう。

CはAに似るが中心飾りの対葉花文先端部の開きが弱く、唐草の支葉の巻きも弱い。また、珠文もやや小粒。曲線顎。平瓦部凸面にはAと同様に縦位の縄叩き目が残るが、縄叩き目は3cmあたり約12本と細かい。横位縄叩き目の幅は約3.6cm。

6739 型式 6739は中心飾りが3葉の唐草を背中あわせにした形状を呈する4回反転の均整唐草文軒平瓦で、上・下外区と脇区に珠文をめぐらす。A・Bの2種があり、Aが出土。Aは支葉の数が多。外縁は1段のようである。曲線顎。平瓦部凸面寄りを縦方向、顎の先端及び凹面の瓦当寄

りを横方向にそれぞれヘラケズリする。凹面には布目と糸切り痕が残る。

6761は桃実状の中心飾りをもつ5回反転の均整唐草文軒平瓦である。A種のみがある。Aは唐草第2～第4単位の第2支葉を3葉につくるのが特徴。珠文は大粒で粗い。内・外区とも箆型の木目痕が浮き出る。外縁は1段。曲線顎。平瓦部凸面は瓦当寄りを縦方向にヘラケズリし、凹面は瓦当近くを横方向にヘラケズリするが、以下は布目(3cmあたり22本×18本)が残る。模骨痕はない。

6761 型式

6801は中心に文字「修」(修)を飾る飛雲文軒平瓦で、外・脇区は素文である。A種のみがある。Aは飛雲文が左右とも3単位。外縁は1段で、上面にわずかに箆端が残る。脇区外縁はあるものとなないものがあるが、今回出土したものはいずれも外縁がない。曲線顎。平瓦部凸面には縄叩き目が残る。縄叩き目は3cmあたり16～17本ととくに細かい。平瓦部凸面の瓦当寄りと顎部を丁寧に横方向にナデ、凹面の瓦当近くを横方向、側面を縦方向にそれぞれヘラケズリする。凹面には布目(3cmあたり20本×19本)と糸切り痕が残る、凹面の瓦当近くと側縁には布端痕がある。一枚づくりである。凸面には縄叩きに用いた離れ砂が多く付着する。

6801 型式

新種の軒平瓦が1点ある。中心飾りを欠き型式を決めたいが、珠文をめぐらす均整唐草文の右端部と推定される。右端の主葉は脇区界線につき、その左の単位では太い第1支葉を主葉が大きく巻き込む。顎は剝離していて形態が明らかでない。

新種の軒丸瓦

隅軒平瓦と推定できるものは7点ある。うち1点(PL. 82-13)は焼成前に平瓦部の右隅を大きく切り落したものである。瓦当部を欠くが、凸面に横位の縄叩き目が残るので、6664型式と推定できる。SE7900の石敷上出土。残りの6点はいずれも焼成後に平瓦の隅を凹凸両面から大きく打ち欠く。6666Aは平瓦部の左隅を打ち欠く。1点。6AAP区のMB30付近出土。6685A(PL. 82-16)は平瓦部の右隅を打ち欠く。1点。6AAP区のKA18付近出土。6691A(PL. 82-17)は平瓦部の右隅を打ち欠く。1点。SA4761の柱抜取穴出土。6721A(PL. 82-14)と6721Gb(PL. 81-32, 82-15)は平瓦部の左隅を打ち欠く。各1点。6AAP区のKS19・OQ34付近出土。6801A(PL. 81-38, 82-18)は平瓦部の右隅を凹凸両面から打ち欠く。1点。SE7900出土。

隅軒平瓦

C 丸・平瓦と刻印瓦 (PL. 83~86・88, Fig. 38)

丸・平瓦は第3・6・9・12次分が未整理である。これを除くと、総量で整理平箱(72cm×43cm×11cm)に約1390箱分が出土した。大部分は破片で、完形に近いものは丸瓦が27個体、平瓦が23個体である。総点数をつかむために完形品を含めて隅数を数えると、丸瓦は3096点、約774個体分、平瓦は3805点、約951個体分になる。ただし、丸瓦と軒平瓦の丸瓦狭端部の破片とは区別できないものがある。軒丸瓦の丸瓦部の混入を考えれば、丸瓦の数は $\frac{2}{3}$ ～ $\frac{1}{2}$ になる可能性がある。平瓦の場合は、軒平瓦の平瓦部が概して部厚いため比較的容易に区別できる。これらとは別に、平瓦を焼成後に割って熨斗瓦に転用したと判断したものが約555個体分あるが、上記の平瓦にも熨斗瓦に転用したものが相当数あると推測できる。なお、他に刻印のある丸・平瓦が21点、隅丸・平瓦が10点ある。丸・平瓦の総括的な分類は後日に委ね、以下では完形品を中心にそれぞれの特徴を記す。

i 丸 瓦 (PL. 83)

丸瓦は完形品がほとんどないが、破片から判断するとすべて玉縁丸瓦で、行基丸瓦は1片もない。また、藤原宮からの搬入瓦が少量あるが、粘土紐を巻き付けたものは見当らず、ほとんどは粘土板を巻き付けたものと推測できる。縄叩き目丸瓦と格子叩き目丸瓦とがあるが、後者はごく少ない。

藤原宮から搬入した丸瓦

玉縁部凸面にカキ目調整を施した小片や、凸面を丁寧に横方向にナデ調整し、玉縁部凹面の縁を面取りした大型品の破片などが出土している。いずれも焼成は比較的堅緻で青灰色ないしは暗灰色を呈する。

縄叩き目丸瓦 第 1 類

縄叩き目はいずれも縦位で、調整手法などから大きくは4類に区分できる。第1類(1)は凸面の全体を横方向に回転を利用して丁寧にナデ調整し、凹面の側・端縁を幅広く面取りし、側面も丁寧にヘラケズリする。凹面の広端側の面取りはとくに広く、3~6cmに及ぶ。凹面は中央部を一部縦方向にナデるだけで、布目(3cmあたり25本×32本)と糸切り痕が残る。また、凹面の玉縁部には布の絞り目が残る。一部に丸味をもった棒状の圧痕のあるものがあるが性格は不明。なお、玉縁部凸面には一条の細い沈線のめぐるものがある。完形品に近いものは3点ある。いずれも全長が40cm前後と大型で厚手である。1点(1)は全長39.9cm(筒部長35.6cm)、復原径15.8cm、厚さ2.0cm。他の1点は全長41.4cm(筒部長36.5cm)、径16.0cm、厚さ1.9cm。残りの1点は筒部長38.6cm、広端径17.2cm、厚さ1.6cm。この一群の丸瓦は恭仁宮所用の丸瓦¹⁾と特徴が一致する。

第 2 類

第2類(2)も凸面を横方向に回転を利用してナデ調整するが、凹面の側縁には面取りを施さず玉縁凹面の端縁のみ軽くヘラケズリする。側面は丁寧にヘラケズリする。凹面は不調整で布目と糸切り痕が残る。布は末端をかがるが、とじあわせない。布目は3cmあたり25×20本。全長31.9cm(筒部長27.7cm)、復原広端径14.4cm、狭端径12.8cm、厚さ1.3cm。

第 3 類

第3類(3)は第2類に似るが、側面は不調整で分割破面を残す。比較的薄手の中型品と小型品とがある。中型品は凹面の広端縁をヘラケズリする。完形品は2点あり、1点(3)は布目が3cmあたり29本×26本。筒部長30.1cm、径14.9cm、厚さ約1.2cm。他の1点は布目が3cmあたり約30本×約38本と密である。筒部長32.1cm、広端径14.4cm、狭端径13.1cm、厚さ約1.2cm。小型品は小片である。

第 4 類

第4類(4・5)は凸面を縦方向にナデ調整するが、側面は不調整で、凹面の広端縁のみヘラケズリする。凹面はごく一部をタテナデするものもあるが、全体に布目と糸切り痕が残るやや厚手の中型品と、薄手の小型品とがある。中型品は完形に近いものが3点ある。1点(4)は凹面に粘土板の合わせ目が残る。布目は3cmあたり経糸・緯糸とも24本前後。筒部長28.0cm、広端径14.8cm、狭端径14.1cm、厚さ約2.2cm。他の1点も凹面に粘土板の合わせ目(接合²⁾)が残る。布目は前者と大差ない。全長33.7cm(筒部長29.3cm)、広端径14.7cm、厚さ約2.0cm。残りの1点は布目がより細かい。全長34.3cm(筒部長30.2cm)、広端径15.6cm、狭端径14.2cm、

1) 京都府教育委員会『恭仁宮跡発掘調査報告瓦編』1984, p. 83。

2) 粘土板の接合は、玉縁方向からみた形状によって、左まわりに巻きつけるS、右まわりに巻きつけるZとに区別。

厚さ約 2.2cm。なお、このタイプの丸瓦には広端径 16.9cm、厚さ約 2.5cm の大型で厚手のものもある。小型品は完形に近いものが 5 点ある。いずれも玉縁を欠く。うち 4 点(5)は筒部長が 26.1~26.4cm、広端径約 11.0cm、厚さ 1.1~1.2cm。布目は 3cm あたり経糸・縦糸とも 26 本前後。残る 1 点は筒部長 31.1cm、厚さ 1.0cm。

小 型 品

第 5 類(6)は凸面をナデ調整し、側面はヘラケズリして凹面の側縁に面取りを施す。また、玉縁部は側面を斜めに強くヘラケズリし、凸面の側縁に深い面取りを施す。凹面は不調整でやや粗い布目が残る。なお、凸面の段部は剝離し、剝離面には糸切り痕が残る。厚さ約 1.9cm。

第 5 類

格子叩き目丸瓦は小片で詳細が明らかでないが、凸面は一部横方向にナデ調整し、凹面は不調整で布目と布端を縫い合わせた痕跡が残る。側面はヘラケズリ。叩き目は斜格子で、キザミ目の間隔は 4mm ほどと、後述する平瓦の場合より細かい。厚さ 1.6cm。

格子叩き目
丸瓦

玉縁部の凸面に水切り用と推測される凸帯あるいは凹溝をめぐらす丸瓦がそれぞれ 9 点と 5 点出土した。切込みや突出部を設けた板状の工具で玉縁部をナデて仕上げたのであろう。凸帯は 2 条のものと 1 条のものがある。

凸帯をめぐ
らす玉縁

2 条のもの(8)は凸帯の幅 3mm、高さ約 1mm、凸帯間の幅 5mm である。凸帯は玉縁端から約 1.8cm、筒部から 1.6cm に位置する。丸瓦は凸面を丁寧にナデ調整し、側面をヘラケズリする。厚さ約 1.4cm。縦位縄叩き目丸瓦の第 2 類にあたる。S B 4712 の掘形から出土。

1 条の凸帯を設けたものは 3 種に区分できる。第 1 種は凸帯の幅 6mm、高さ約 3mm のもので 4 点ある。筒部からの距離が 3.1cm のもの(9)と 2.1cm のもの各 1 点と、玉縁端からの距離が 1.9cm のものと 1.5cm のものがある。凸面はいずれもナデ調整するが、一部に縦位の縄叩き目が残る。凹面は不調整で布目が残る。側面に遺存するものは 1 点ある。ヘラケズリし、凹面側に面取りを施す。厚さは 1.3~1.5cm。縦位縄叩き目丸瓦の第 1 類にあたるようである。なお、前述したように II - 1 期の軒丸瓦 6225 C には玉縁凸面にこれと酷似する凸帯がある。第 2 種は凸帯の幅 4mm、高さ約 1.5mm のもので 2 点ある。筒部と玉縁端からの距離は 1.8cm と 2.7cm (10)、3.3cm と 0.9cm とである。丸瓦の凸面はナデ調整、凹面は不調整。側面はヘラケズリするが面取りは施さない。縦位縄叩き目丸瓦の第 2 類にあたる。厚さ約 1.9cm。第 3 種は凸帯の幅 3mm、高さ約 1.5mm のもので玉縁部の小片が 2 点ある。1 点は筒部と玉縁端からの距離が 1.7cm と 2.7cm のもの(11)。玉縁凹面の側・端縁に面取りを施す。他の 1 点は筒部と玉縁端からの距離が 2.1cm と 2.6cm のもの(12)。側面はヘラケズリし、玉縁凸面の側縁に面取りを施す。

凹溝は太いもの 3 点と細いもの 3 点とがある。太い凹溝(13)は幅約 9mm、深さ約 3mm で、筒部と玉縁端部からの距離は 3.1cm と 1.9cm である。うち 2 点は 3 期の築地回廊 S C 156 の西雨落溝から出土。他に玉縁端部からの距離が 2.3cm のものもある。側面はヘラケズリするが、面取りは施さない。厚さは 2.2cm と部厚い。細い凹溝(14)は幅 2mm、深さ 2mm で、筒部と玉縁端部からの距離は 3.1 と 2.0cm。筒部からの距離が 2.8cm のものもある。遺存状態が悪く調整は不明。なお、既述した縦位縄叩き目丸瓦の第 1 類も玉縁凸面に凹溝をめぐらす、幅が 1mm と細い(1)。筒部と玉縁端部からの距離は 1.1cm と 3.5cm。

凹溝をめぐ
らす玉縁

丸瓦の狭端部を凹凸両面から斜めに折ち欠いた隅丸瓦(7)が 1 点ある。縦位縄叩き目丸瓦の第 1 類を転用したものである。全長 28.5cm、幅 15.3cm。東楼 S B 7600 の北雨落溝出土。

隅 丸 瓦

ii 平 瓦 (PL. 84~86)

平瓦は凹面に模骨痕のあるものと、模骨痕のないものとに大別できる。また、痕跡の残るものはいずれも粘土板を使用し、粘土紐を巻き付けたものは見当らない。凸面の叩き目は大部分が縄叩き目で、他に少量の格子叩き目、平行叩き目がある。なお、焼成後に平瓦を割って熨斗瓦に転用したと考えられる割熨斗瓦もここで一括してとりあげる。

模骨痕のある平瓦

凹面に模骨痕のある平瓦は、格子叩き目のものが1点だけあるが、他はいずれも凸面に縄叩き目を施す。縦位が主で、横位はごく少量である。

縦位縄叩き目平瓦

模骨痕のある平瓦で縦位縄叩き目を施すものは2類7種に区分できる。量的には第1類c・d種、第2類c・d種が目立つ。この多くは割って熨斗瓦に転用したものである。

第 1 類

第1類は凸面が不調整のものであり、凹面の調整によってa~dの4種に細分できる。

a(1)は凹面が不調整のもの。小片で、詳細が不明だが、凹面の側縁と端縁に面取りを施す。厚さ約2.6cmの厚手の平瓦。布や粘土の合わせ目は確認できないが、側面が凹凸面に対してほぼ直角になることから桶巻作りと推測される。縄叩き目は3cmあたり約11本。布目は3cmあたり28本×24本前後。模骨幅2.8~3.0cm。

b(2)は凹面の側面寄りを比較的幅広く縦方向にナデるもの。割って熨斗瓦に転用。凹面の狭端縁に面取りを施し、側面はヘラケズリののちナデて丸く仕上げる。粘土や布の合わせ目は不明で、桶巻き作りか細板を並べた凸型台を用いた一枚づくりかは明らかでない。側面は凹面に対して鋭角になる。凸面に離れ砂が付着。雑れ砂は後述するように一枚づくりに顕著であり、bも一枚づくりである可能性が高い。布目は3cmあたり19本×19本。模骨幅約2.2cm。凸面の縄叩き目は3cmあたり約13本で、側面近くに調整用の凹型台のあたりが残る。全長34.5cm、厚さ2.2cm。なお、bには、厚さが約1.6cmと薄手で、凸面の縄叩き目が3cmあたり約9本と粗いものもある(3)。布目は3cmあたり22本×21本。模骨幅2.2~2.9cm。

c(4)は凹面の狭端側約1/2を板状工具で横方向にナデ調整するもの。凹面の四辺は軽くヘラケズリし、側面と端面もヘラケズリする。側面は凹面に対して鋭角になる。凹面には糸切り痕が残るが布や粘土の合わせ目がなく、桶巻き作りであるのか、あるいは細板を並べた凸型台を用いた一枚作りであるのか断定できない。布目は3cmあたり30本×32本。模骨幅は2.2~2.4cm。縄叩き目は3cmあたり10~11本で、狭端から広端まで通る。全体的に押しつぶされているので、凹面の調整に凹型台が使用されたと推測できる。なお、凹面には調整の前に無文の板状工具で叩きしめた痕が数ヶ所残るものがある。これは平瓦を凹台になじませるとともに平瓦の曲率を整えたものと考えられる。狭端面は凹面に直角にならず鈍角になるのが特徴である。完形に近いものが1点ある(4)。全長35.9cm、広端幅29.3cm、復原狭端幅24.2cm、厚さ2.3cm、重さ4.36kg。

d(5)は凹面の全体を横方向にナデ調整するもの。凹面にわずかに布目と模骨痕及び糸切り痕が残るが粘土と布の合わせ目は不明。側面は凹面に対して鋭角につくる。側縁と両端縁は軽く面取りするようである。凸面の縄叩き目は3cmあたり約12本で、狭端から広端まで通る。狭端面は凹凸面に対してほぼ直角である。全長36.7cm、厚さ約2.2cm。

第 2 類

第2類は凸面をヘラケズリないしナデ調整するもの。今回出土したものは、いずれも狭端側

1/2～1/2を板状工具で横方向にナデ調整する。凹面の調整によってa・c・dの3種に区分できる。

aは破片で詳細が不明だが、凹面が不調整のもの。側面は凹凸面に対してほぼ直角につくる。おそらく桶巻き作りであろう。凹面の端面と側面寄りに深い面取りを施す。縄叩き目は3cmあたり11～12本、布目は3cmあたり25本×24本。模骨幅約4.6cm、厚さ1.7cm。

c(6)は凹面の狭端側約1/2を板状工具で横方向にナデ調整するもの。凸面は横方向にナデたのち、部分的に縦方向のナデを加えるものもある。側面は凹面に対して鋭角につくる。割って鬘斗瓦に転用。凹面の側縁と狭端縁をヘラケズリし、側面と端面もヘラケズリする。凹面には糸切り痕が残るが布や粘土の合わせ目がなく桶巻き作りと断定できない。布目は3cmあたり24本×26本。模骨幅2.2cm前後。縄叩き目は3cmあたり約11本で、狭端から広端まで通るようである。凸面の側縁近くに調整に使用した凹型台のあたりがあり、縄叩き目も部分的につぶれている。厚さは2.6～2.8cmのもの、1.7cm前後のものがある。

d(7・8)は凹面の全体をナデ調整するもの。側面は凹面に対して鋭角につくる。凹面の四辺を軽くヘラケズリし、側面と両端面もヘラケズリする。凹面には布目と糸切り痕及び模骨痕が部分的に残るものもある。布の合わせ目や粘土の合わせ目は不明で桶巻き作りと断定できない。模骨幅は2.2cm前後。凸面の縄叩き目は3cmあたり11～12本で、縄叩き目が部分的につぶれ、凸面の側縁近くに台のあたりがあることから、調整に凹型台の使われたことがわかる。厚さは1.8～2.9cmまで幅があるが、2.2cm前後のものが多い。後述するように割って鬘斗瓦に転用したと推測できるものが多数ある。長さの判明するものは35.6～38.2cm。完形品が1点ある(7)。全長33.6cm、広端幅25.6cm、狭端幅23.0cm、厚さ2.3cm、重さ3.66kg。他の1点は一部を欠く。全長33.2cm、広端幅26.4cm、復原狭端幅23.4cm、厚さ2.4cm、重さ3.62kg。他に全長の判明するものが4点ある。33.9～37.1cm。c・dの両種は、後述する刻印「出雲」などを押捺した平瓦と同類であり、cとdがそれぞれ恭仁宮出土平瓦のBI型式とBII型式にあたる¹⁾。

模骨痕のある横位縄叩き目平瓦は小片である。凹面はナデ調整する。縄叩き目は3cmあたり約7本と粗い。厚さは2.2cmあり、軒平瓦の平瓦部になる可能性もある。 **横位縄叩き**

格子叩き目平瓦は出土総量が少なく、しかもそのほとんどが模骨痕のない平瓦であるが、1点のみにはわずかに模骨痕が残る。この平瓦の格子叩き目は斜格子で、格子の大きさは一辺が5～6mm、格子を画す凸線の太さは約3mmである。凸面は一部ナデ、凹面は不調整で細かい布目と模骨痕が残り、端面近くをやや広く面取りする。厚さは2.7cmあり、軒平瓦の平瓦部の可能性もある。 **格子叩き**

凹面に模骨状圧痕のない平瓦は、大部分が縄叩き目であるが、他に平行叩き目、格子叩き目が少量ある。 **模骨痕のない平瓦**

模骨痕のない縄叩き目平瓦には叩き目が横位と縦位とあるが、横位はごく少ない。縦位縄叩き目平瓦は2類4種に区分できる。 **縦位縄叩き**

第1類は凸面が不調整のもので、凹面の調整によってa・d両種に区分できる。aは凹面が不調整のもの。a₁～a₄のパラエティ_イがある。 **第1類**

a₁(9)は凹面の布目が両側面と広端面から一部凸面にまで及ぶ一枚作りのもの。凸型台は側縁が立上がったものが想定できる。凸面の縄叩き目は狭端から広端まで通るが、処々に指圧痕

1) 京都府教育委員会『恭仁宮跡発掘調査報告瓦編』1984, pp. 51, 52。

が残る。縄叩き目は 3cm あたり 12 本。凹面には糸切り痕が残る。布目は 3cm あたり経糸、緯糸とも 30～32 本と細かい。凸面の狭端近くの中央部を横方向にヘラケズリし、側縁に面取りを施す。また、凹面の狭端と側縁、凸面の両側縁をヘラケズリする。全長 33.4cm、広端幅 25.4cm、復原狭端幅 22.8cm、厚さ 1.6cm、重さ 2.48kg。なお、この種のものには、縄叩き目が 3cm あたり 7～8 本と粗く、布目が 3cm あたり 17 本×23 本のものもある。また、側面が不調整で凸型台の縁と布目が残るものがある。いずれも破片であるが、厚さは 1.4～1.8cm と概して薄い。

a_2 (10) は完形品がないが、凹面の四辺にそって布端痕が残る一枚作りのもの。割って熨斗瓦に転用したものであろう。凹面の側縁と端縁は浅くヘラケズリする。凸面には宛々に指圧痕が残る。縄叩き目は 3cm あたり 11 本であるが、9 本前後のものもある。後者は側面のケズリが浅く、凸型台のあたりが残る。凸型台は a_1 と同じものが想定できる。凹面には糸切り痕が残る。布目は 3cm あたり経糸、緯糸とも 27～30 本。厚さ 1.5～1.7cm。

a_3 (11) は a_2 に似て凹面の側縁に布端状の圧痕が残る一枚作りの可能性が強いもの。この布圧痕は a_2 のように溝状にならず、段になることから、凸型台の角があたったものと想定できる。側面と端面をヘラケズリするが、他は凹面の広端縁を軽く面取りするにすぎない。凸面の縄叩き目は狭端から広端まで通るようである。3cm あたり約 10 本。成形時に叩き板の離れをよくするため使用したいわゆる離れ砂が凸面にかなり付着する。布目は 3cm あたり 18 本×20 本。残長 32.7cm、復原広端幅約 28cm、厚さ 1.7cm。

a_4 (12) は破片で詳細が不明だが、厚さが約 1.9cm とやや厚手で、凸面に離れ砂が付着。割って熨斗瓦に転用。縄叩き目は 3cm あたり約 12 本。布目は 24 本×23 本。凹面の側・端縁をヘラケズリし、側・端面もヘラケズリし、側・端面もヘラケズリする。

凹型台の T 字突起

なお、第 1 類 a 種に属する平瓦で、凹面に T 字状の突起 (太さ 8mm、高さ 3mm) のあるものが 1 点混る (17)。この突起の上に布目痕があることから、凸型台に刻まれていたことがわかるが、用途は不明。縄叩き目は 3cm あたり 8 本。布目は 3cm あたり経糸・緯糸とも 20 本前後。厚さ 1.4cm。

d は凹面の全体を横方向にナデ調整するもの。 $d_1 \cdot d_2 \cdot d_4 \cdot d_5$ のバリエーションがある。 $d_1 \cdot d_2 \cdot d_4$ は一枚作り、 d_5 もその可能性が高い。

d_1 は破片で詳細が不明だが、先述した a_1 と同様に、凸面に布目が及ぶ資料で、凹面を横方向にナデ調整する。凹面のナデは部分的なもの (C 種) かもしれない。厚さ約 1.9cm。

d_2 は凹面の側縁にそって布端が残るもの。割って熨斗瓦に転用。縄叩き目は 3cm あたり約 10 本。凹面の側・端縁をヘラケズリするようである。遺存状態のよい破片をみると、凹面には一部布目と糸切り痕及び凹型台上で施した無文叩き痕が残る。また、凸面の狭端中央は軽く横方向にヘラケズリする。割って熨斗瓦に転用。

d_4 (13～15) は凹面の四辺と側・端面を丁寧にヘラケズリするため布端は不明だが、凸面の縄叩き目は狭端側と、広端側との 2 方向から施すという特徴がある。凹面には部分的に布目と糸切り痕、凸面には指圧痕と糸切り痕が残る。凸面の縄叩き目はつぶれているものが多く、凹面の調整に凹型台の使用されたことが窺われる。縄叩き目は 3cm あたり約 10 本もしくは 12 本が主。凸面に離れ砂が付着するもの (14・15) と、離れ砂を使用せず、凹面の側縁をほとんど調整しないもの (13) とがある。15 は全長 31.5cm、厚さ 2.0cm。14 は割って熨斗瓦に転用したもの。

全長約厚さ約 1.9cm。13 は全長 33.2cm, 復原広端幅 25.9cm。狭端幅 23.6cm, 厚さ 2.1cm。なお, 32cm, d_4 には凸面の縄叩き目が 3cm さたり約 8 本と粗いものもある。全長 34.7cm, 復原幅 25.5cm, 厚さ 2.0cm。

d_5 (16) は凹面の調整が d_4 に似るが, 凸面の縄叩き目は狭端から広端まで通る。小型品で, 全長 29.9cm, 復原広端幅 24.9cm, 復原狭端幅 20.5cm, 厚さ約 1.8cm。 **小型平瓦**

第 3 類は凸面の側・端縁を比較的幅広くヘラケズリするもので, 凹面の調整によって $a \cdot d$ 兩種に区分できる。 **第 3 類**

a は凹面が不調整のもので, $a_2 \cdot a_4$ のバリエーションがある。 a_2 は凹面の側・端縁に布端痕が残る一枚作り。凹面の側・端縁も軽くヘラケズリする。凹面には布目と糸切り痕が残る。布目は 3cm あたり 34 本 \times 32 本ときわめて細かい。縄叩き目は 3cm あたり約 11 本。割って鬘斗瓦に転用したものもある。厚さ 1.6~1.8cm。 a_4 (18) は破片で詳細が不明だが, 凹面の側・端縁もヘラケズリする。凹面の布目は 3cm あたり 22 本 \times 24 本。縄叩き目は 3cm あたり約 9 本。

d は凹面をほぼ全体的にナデ調整するもの。 $d_3 \cdot d_4$ のバリエーションがある。 d_3 (19) は凹面の側縁にそって布をかぶせた凸型台の縁のあたりが残る一枚作りのもの。割って鬘斗瓦に転用。凹面の側・端縁をヘラケズリする。布目は 3cm あたり 30 本 \times 26 本。縄叩き目は 3cm あたり約 11 本。全長 38.6cm, 厚さ約 1.7cm。 d_4 (20) は凹面の側・端縁をやや深めにヘラケズリするため布端が不明である。凸面の端縁はヘラケズリするものと, 不調整のものがある。凹面には部分のごく細かな布目と糸切り痕が残る。縄叩き目は 3cm あたり約 7 本。厚さは約 2.0cm。なお, このタイプの平瓦には, 凹面の側縁近くに 1ヶ所だけ縦方向に段のつくものがある (21)。凸型台を拡張もしくは補修したのであろうか。布目は 3cm あたり約 25 本 \times 26 本。縄叩き目は 3cm あたり約 14 本。広端幅 26.4cm, 厚さ約 2.4cm。

凹・凸両面に縦位の縄叩き目を施した平瓦が御在所地区北方で 1 点出土した。厚さは約 2.4cm と部厚いが, 宮内ではこの種の完形品が出土している。¹⁾ 凹凸面とも不調整。凹面の縄叩き目は凹型台で再度叩きしめたものであろうが, 一枚作りか否かは不明。 **凹面縄叩き平瓦**

横位縄叩き目平瓦には凹凸面とも不調整のものと, 凹面のみを横方向にナデ調整するものがある。前者は凹面の側縁にわずかに布端らしいものがある。一枚作りであろう。割って鬘斗瓦に転用。布目は 3cm あたり 21 本 \times 25 本前後。縄叩き目は 3cm あたり約 8 本。後者は縄叩き目がやや粗く 3cm あたり約 6 本。 **横位縄叩き**

平行叩き目平瓦 (22) は凹凸面ともに不調整のようで, 凹面の側縁を面取りする。叩き板は細長いもので, 4mm ほどの間隔をとって幅 2~3mm のキザミ目を斜めに平行させる。叩き板のあたりは平瓦の側辺にほぼ平行する。凹面には糸切り痕と布目が残る。一枚作りであろう。厚さ 1.9cm。 **平行叩き**

格子叩き目平瓦 (23) は凹凸面とも不調整で, 多くは凹面の側・端縁に面取りを施す。叩き板は幅 5.5cm の細長いもので, 8mm ほどの間隔で太さ 2~3mm の斜格子のキザミ目を入れる。斜格子には間隔が 4~6mm と細かいものもある。叩きは平瓦の側辺に対して平行もしくはやや斜めに施す。凹面に布目と糸切り痕が残る。宮内出土品には側面に布目の及ぶものがあり,²⁾ **格子叩き**

1) 第一次大極殿地域 (第 41 次調査) 出土。全長 35.7cm, 広端幅 26.5cm, 厚さ約 3.0cm。

2) 東大溝 (第 172 次調査) 出土。

一枚作りと推定できる。厚さは1.6~2.7cmと幅があるが、2.5cm前後のものが多い。部厚いものは軒平瓦6688の平瓦部である可能性もある。ただし、平瓦の完形品でも厚さが2.7cmのものもある。

隅平瓦 焼成前に隅を切り欠いた平瓦の破片が計9点出土した。凸面はいずれも不調整で縦位の縄叩き目が残る。大きくは3種に区分できる。1種は凹面に模骨痕が残るもの(24)。凹面はほぼ全体的に横方向のナデを施すが、部分的に布目・糸切り痕が残る。凸面は不調整。縄叩き目は3cmあたり12~13本。布目は3cmあたり経糸・緯糸とも約28本。模骨幅は1.5~2.6cm。厚さ1.9~2.4cm。平瓦の第1類d種にあたろう。5点あり、4点は狭端を上にして凹面の右上を大きく切り落とし、1点は逆に左上を大きく切り落とす。瓦の隅の角度は64°~67°。胎土には若干の砂粒を含むが、焼成は比較的堅緻で青灰ないしは灰色を呈する。4点は東楼S B7600の北雨落溝とその周辺から、他の1点は井戸S E7900より出土。他の1種は凹面を丁寧にナデ調整するため模骨痕の有無が不明。2点あり、ともに凹面の右隅を小さく切り欠く。縄叩き目は3cmあたり約14本のもの、8本のものがある。前者はS B4790Bの柱掘形から、後者は6 A A Q区のB E05付近から出土。残る1種も凹面をナデ調整するが、部分的に残る布目からみて模骨痕はない可能性が強い。縄叩き目は3cmあたり12本。厚さ約1.7cm。2点あり、1点は大きく切り落とす。S B7601の柱抜取穴出土。他は逆に左上を大きく切り落とす。6 A A Q区出土。隅の角度は前者が約65°に、後者が約62°に復原できる。

iii 刻印瓦 (PL. 88, Fig. 38)

丸・平瓦に刻印を押捺したものが21点出土した。内訳は「修」が3点、「理」が4点、「里」が1点、「司」が4点、「矢」が3点、「土」が1点、「大」が1点、「國万呂」が1点、「出雲」が1点、「古□」が1点、不明が1点である。なお、前述したように軒丸瓦6308Bには「北」¹⁾d種の刻印がある。

「修」 「修」は印面に文字を陽刻する。刻印「修」にはa~gの7種があるが、今回はc・dと新種のhが各1点出土。いずれも丸瓦である。c (PL. 88-9, Fig. 38-1)は第1画が短かく屈折し、^{つくり}旁の上部が扁と接する。印面の輪郭線は縦が2.9cm、完存例では幅は2.95cm。刻印は丸瓦の広端側を下にして、凸面の玉縁近くの中央やや左寄りに押捺。丸瓦は凸面をナデ、凹面は不調整で布目が残る。側面はヘラケズリ。縦位縄叩き丸瓦の第2類にあたろう。厚さ約1.3cm。d (PL. 88-10, Fig. 38-2)は字体がcに類似するが、輪郭線がなく、印面も縦2.2cmと小さい。刻印は丸瓦の広端側を下にして、凸面の玉縁近くの左端に押捺。丸瓦は凸面をナデ、凹面は不調整で布目が残る。玉縁凸面の側縁を面取りする。縦位縄叩き丸瓦の第4類にあたる。h (PL. 88-11, Fig. 38-3)は字体が細い点a・b種に似るが旁が異なる。印面の輪郭線は縦2.85cm、横2.8cmと大型である。刻印は丸瓦の玉縁側を下にして、凸面の玉縁近くの中央やや左寄りに押捺。丸瓦は凸面を縦方向にナデ、凹面は不調整で布目が残る。側面はヘラケズリし、内側に面取りを施す。縦位縄叩き丸瓦の第4類にあたる。厚さ約1.76cm。

「理」 「理」は印面に文字を陰刻する。刻印「理」にはa~jの12種があり、a・g・h・jが各1点出土。dは丸瓦、他は平瓦である。dは(PL. 88-12, Fig. 38-4)旁が長く、扁とは下辺が不

1) 刻印瓦の分類は、奈良国立文化財研究所『基準資料V』瓦編3, 1977による。

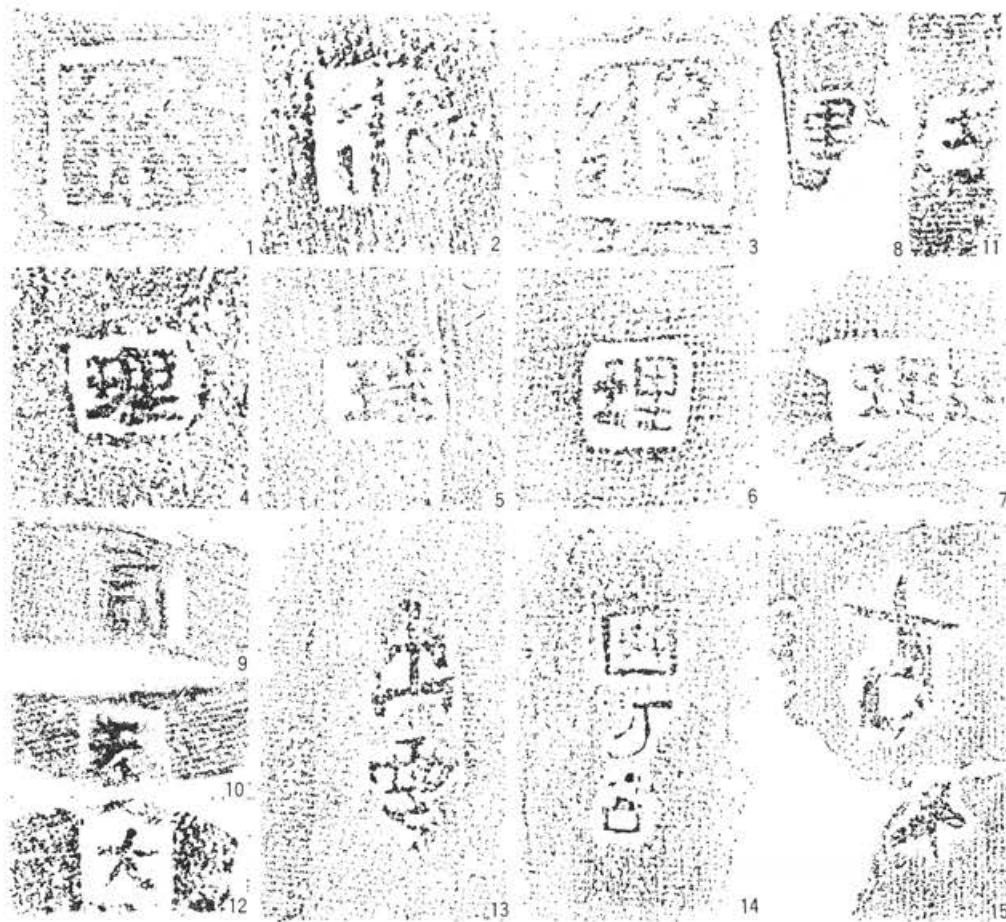


Fig. 38 刻印瓦拓影 (4:5)

揃いである。印面は縦 1.6cm, 横 1.8cm。刻印は丸瓦の側面側を下にして, 凸面の玉縁近くにやや斜めに押捺。丸瓦は凸面をナデるが方向が不明。凹面は不調整で布目が残る。側面はヘラケズリする。厚さ約 1.8cm。g (PL. 88—13, Fig. 38—5) は傍の上端が輪郭に接し, 印面が縦 1.6cm, 横 1.95cm。刻印は平瓦の広端側を下にして, 凹面の狭端寄りの右側縁近くに押捺。平瓦の凸面は不調整で, 縦位の縄叩き目が残る。3cm あたり 11本。離れ砂が付着する。凹面の遺存状態がよくないが, 刻印に布目が残ることから不調整と考えられ, 側・端縁はヘラケズリする。次の h・j と同様に模骨痕のない平瓦の第 1 類 a₄ に相当。厚さ約 1.8cm。h (PL. 88—14, Fig. 38—9) は第 4 画が太い。印面は縦 1.8cm, 横 1.85cm。刻印は平瓦の側面側を下にして, 凹面の狭端寄りの隅近くに押捺。平瓦は凹凸面とも不調整で, 凸面に縦位の細かい縄叩き目 (3cm あたり 12~13本) と離れ砂, 凹面に細かい布目 (3cm あたり 23本×22本) と凹型台上で叩きしめた無文叩き痕が残る。厚さ 1.9cm。模骨痕のない平瓦第 1 類 a₄ 種にあたる。j (PL. 88—15, Fig. 38—7) は文字が輪郭に対して右に傾き, 印面が縦 1.7cm, 横 1.9cm。刻印は平瓦の側面側を下にして, 凹面の反対側の側面に押捺。平瓦のつくりは h と酷似するが, 布目が 3cm あたり 17本×22本とやや粗い。厚さ約 1.8cm。

「里」は印面に文字を陰刻する。刻印「里」は a 1 種で, 今回出土したのも a である。「里」の傍であろう。a (PL. 88—16, Fig. 38—8) は第 7 画が太く湾曲し, 輪郭が左上隅を除き隅丸である。印面は縦 1.25cm, 横 1.25cm。刻印は平瓦の狭端面の中央に, 側面側を下にして押捺。

平瓦は凹面の狭端縁を幅1cmほど面取りするほかは不調整で、凸面に縦位の縄叩き目(3cmあたり13~14本)、凹面に布目(3cmあたり約17本×18本)が残る。また、凸面には少量の離れ砂が付着。厚さ約2.2cm。模骨痕のない平瓦第1類a₄種に相当するが、前述の「理」銘平瓦に比してやや厚手といえる。

「司」 「司」は印面に文字を陰刻する。刻印「司」にはa・bの2種があり、今回出土したものはすべてaにあたる。a(PL. 88-17, Fig. 38-9)は第1画縦線の中央部がふくらみ、はねが小さい。また、第3画が第5画の下に出る。印面は縦1.4cm、横1.5cmとbより大。4点とも平瓦狭端面のほぼ中央部に押捺するが、2点は凸面側を上、他の2点は凹面側を上にする。いずれも凹面の側・端縁をヘラケズリする他は凹凸面とも不調整のようで、凸面には縦位の縄叩き目と離れ砂が残る。模骨痕のない平瓦第1種にあたろう。縄叩き目は3cmあたり7本と粗く、厚さ2.5cmと部厚い。この瓦は狭端面の一部に布目残り、一枚作りの可能性を示す。他の3点は縦位の縄叩き目が3cmあたり14~15本と細かく、厚さ2.1cm前後である。いずれも胎土に少量の砂粒を含み、4点とも井戸S E7900付近で出土。

「矢」 「矢」は印面に文字を陰刻する。刻印「矢」にはa~eの3種があり、今回出土したものはすべてcにあたる。c(PL. 88-18, Fig. 38-10)は印面が一辺1.35cmと最小で、第1画が第2画の下に出ず、第5画が分離する。3点とも平瓦狭端面のほぼ中央に凹面側を上にして押捺。平瓦は凹凸面とも不調整で、凸面には細かい縦位の縄叩き目(3cmあたり12本)と指圧痕が残る。凹面には布目と糸切り痕及び凹型台上で施した無文叩き痕が残る。また、凸面に離れ砂の付着するものもある。模骨痕のない平瓦の第1類a種にあたる。厚さ2.0~2.2cm。

「土」 「土」は印面に文字を陰刻する。刻印「土」はa1種のみで、今回出土したのももa。a(PL. 88-19, Fig. 38-11)は第3画が太い。印面は縦1.2cm。平瓦の端面のほぼ中央に側面側を上にして押捺。平瓦は凹凸とも不調整で、縦位の縄叩き目(3cmあたり約9本)と布目が残る。厚さ約1.7cm。

初出の「大」 「大」は印面に文字を陰刻する。今回初出である(PL. 88-20, Fig. 38-12)。印面は縦1.35cm、横1.4cm。刻印は丸瓦の広端面の中央に凸面側を上にして押捺。丸瓦は凸面を縦方向にナデ、凹面は広端寄りを幅2cmほど面取りする以外は不調整で、布目と糸切り痕が残る。側面はヘラケズリ。縦位縄叩き目丸瓦の第3類にあたろう。厚さ約1.8cm。

「出雲」 「出雲」は細長い叩き板の上面に文字を陰刻し、これを平瓦凹面に叩きつけて押捺する(PL. 88-21, Fig. 38-13)。押捺は平瓦の狭端側から行ない、文字は側縁近くはやや狭端寄りに残る。叩き板は文字のある面がやや蒲鉾状に盛り上る。幅2.6cm以上、長さ15.6cm以上。「出雲」は1種のみであり、同じ文字瓦は恭仁宮(平瓦B類)や東大寺法華堂から出土している。平瓦凸面は縦位の縄叩き(3cmあたり12~13本)のち、狭端から約11.5cmの範囲を横方向にナデ、凹面は横方向にナデ調整し、狭端縁をやや幅広くヘラケズリする。模骨痕のある平瓦の第2類cもしくはd種にあたる。刻印の押捺は調整後である。製斗瓦に転用。厚さ約2.9cm。

「國万呂」 「國万呂」は細長い叩き板の上面に文字を陰刻し、これを平瓦の凹面に叩きつけて押捺する(PL. 88-22, Fig. 38-14)。押捺は平瓦の狭端側から行ない、文字は凹面のほぼ中央、広端近くに残る。叩き板は文字のある面がやや蒲鉾状に盛り上る。幅約3.4cm、長さ8.3cm以上。「國万呂」は1種のみで、下の2字が左に片寄る。平瓦部凸面の広端寄りは不調整で、細かい

縦位の縄叩き(3cmあたり約13本)が残るが、凹面は丁寧に横方向にナデ調整する。刻印の押捺は調整後。厚さ約1.9cm。この文字瓦は恭仁宮では出土していないが、調整方法などからみて、「出雲」とともに恭仁宮の造営に伴って製作された瓦と推測される。

「古□」も細長い叩き板の上面に文字を陰刻し、これを平瓦の凹面に叩きつけて押捺する(PL. 88—23, Fig. 38—15)。押捺は平瓦の狭端側から行ない、文字は凹面の中央近くの広端寄りに残る。叩き板は文字のある面がやや蒲鉾状に盛り上る。幅約3.7cm、長さ10.6cm以上。

「古□」は今回初出である。本例では古の第1画と第4画との間に大きな傷が生じている。平瓦凸面の広端寄りには不調整で縦位の縄叩き目(3cmあたり11本)が残るが、凹面は横方向にナデ調整する。刻印の押捺は調整後。厚さ約2.2cm。叩き板に字体の異なる「古」を刻んだ文字瓦は恭仁宮・東大寺法華堂で出土しており、調整手法などから「古□」も恭仁宮の造営に伴う瓦と考えられる。

初出の「古□」

D 道具瓦と塼 (PL. 87・88)

道具瓦には鬼瓦・隅木蓋瓦・面戸瓦・熨斗瓦がある。

鬼瓦は計12点が出土した。いずれも平城宮式鬼瓦であり、内訳はⅠ式Aが6点、Ⅲ式Aが2点、新形式のⅦ式が1点、型式不明が3点である¹⁾。

鬼瓦

Ⅰ式はいわゆる鬼の全身をあらわす。鬼は顔を正面に向けて舌を出し、蹲踞する。腹部は半球形にあらわし、下顎には巻毛の鬚を配し、体にそって断面鋸歯状の巻毛をめぐる。釘孔は腹部と眉間に穿つ。外縁は傾斜縁。大型のAと、小型のB1・B2の3種がある。A(PL. 87—1)は胸・腕の筋肉や関節を写実的にあらわし、体部の巻末は内側に幅広の傾斜面をつけるのが特徴。中央で上下に二分する大きな範傷のあるものが1点ある。復原高約39.5cm、復原幅約44.6cm、厚さ約6.1cm。Ⅰ式Aのうち4点は東楼S B7600の北雨落溝とすぐ東の回廊暗渠付近から、他の2点は塼S A248の柱抜取穴及び6 A A P区のKU08付近から出土。

Ⅲ式は鬼面をあらわす。上下の歯牙をむきですが、舌の表現を欠き、頭部に上から巻き込む巻毛、顎の左右に下から巻き込む大振りな巻毛を配するのが特徴。外縁は傾斜縁。平城宮では大型のAのみが出土しているが、奈良県菅原遺跡では小型のBが出土²⁾。A(PL. 87—2)は全体に文様の彫りが深く、鼻梁に瘤をつくるのが特徴。鼻下と額上に一辺約1cmの方孔を穿つ。高さ約37.5cm、幅約3.2cm、厚さ約8.8cm。完形品は築地回廊の暗渠から破片1点は6 A A Q区のC P22付近から出土。

Ⅶ式(PL. 87—3)は鬼面文鬼瓦の右上部の破片で詳細が明らかでないが、頭部に弧状の太い髪を表現する。この下の縦の凸線は額・眉から派生する髪であろう。鼻梁付近に円形の釘孔がある。外縁は傾斜縁のようである。6 A A P区のM B25付近出土。

新形式の鬼瓦

隅木蓋瓦(PL. 87—4)は破片が9点出土した。うち8点は東楼S B7600の北雨落溝とその周辺から、残る1点だけは正殿を囲む塼S A248とS A251の出隅の柱掘形から出土。中央部の厚さは2.6cm、2.9cm、3.1cmの3種があり、色調からみても少なくとも4個体になる。い

隅木蓋瓦

1) 鬼瓦の分類は、毛利光俊彦「日本古代の鬼面文鬼瓦」『研究論集Ⅵ』奈良国立文化財研究所学報第38冊、33～66、1980による。

2) 菅原遺跡調査会・奈良大学考古学研究室『菅原遺跡』奈良大学平城京発掘調査報告書第1集、1982。

いずれも下面の前端と側縁の三方に額縁状の顎をつける型式で、後端は茅負にあたる部分を三角形に削り込んだいわゆる剝形がある。顎は厚さ 0.8~1.0cm, 側縁幅約 6.0cm, 前端幅約 7.3cm で、下面中央には幅約 1.3cm, 深さ 0.3~0.4cm の水切り溝をつける。水切り溝はT字状に連結し、水を前端に導くように工夫している。上面はほぼ平坦であるが、最も厚手の 1 点だけは側縁に向かってなだらかな傾斜をつける。S B 7600 北雨落溝出土。剝形の角度は約 85° で、上面にはいずれも幅 1.4~1.6cm, 厚さ 0.4cm の水切りの凸帯がつく。長さ 38.1cm, 幅 35.4cm (内幅約 24.0cm), 剝形の深さ 17.7cm になる。

面戸瓦 面戸瓦は42点出土した。11点は丸瓦を焼成後に打ち欠いてつくったいわゆる割面戸であるが、他の32点はいずれも丸瓦製作後、生乾きの段階で面戸瓦に作りかえている。形態の判明するものはいずれも蟹面戸であり、登り面戸(鯉面戸)と確認できるものはない。蟹面戸は丸瓦の両角を大きく抉り込んで舌部を造り出す凸字状のⅠ式と、体部から舌部までなだらかなカーブをえがく半円状のⅡ式に大別できる。Ⅰ式は長大であり、丸瓦1本から面戸瓦1点を製作し、Ⅱ式は丸瓦1本から面戸瓦2点を製作したものと考えられる。棟積みに際しては、Ⅰ式は面戸の両端が丸瓦の上に乗るのに対して、Ⅱ式は丸瓦の頂部に及ばないことになる。

蟹面戸Ⅰ式 今回出土した蟹面戸でⅠ式と推定できる破片は4点あり、調整の差異などから3種に区分できる。1種には厚さ約2.2cmの舌部の破片で、内縁に幅広く面取りを施す。部厚い瓦であり、藤原宮からの搬入品と考えられる。6 A A Q区のB E 05付近出土。他の2点も内縁にのみ面取りを施すが、面取りの幅が狭く舌部の下辺が直線的である点が異なる(PL. 88-1)。凹面は不調整で極めて細かな布目が、また、凸面には縦位の縄叩き目が一部に残る。S D 4740 出土。残る1点は舌部から体部にかけてのやや薄手の破片で、内・外縁に面取りを施す。6 A A Q区B G 05 付近出土。

蟹面戸Ⅱ式 蟹面戸Ⅱ式は調整の差異などからA・B両種に区分できる。A(PL. 88-4)は内縁に浅い面取りを施し、縁を厚く残すもの。完形品もしくはそれに近いものが2点ある。ともに玉縁丸瓦の狭端部を利用したもので1点は凸面の段部を削る。縦位縄叩き丸瓦第2類と第3類とがあるが、前者は面戸瓦につくりかえるときに側面を削った可能性もある。完形品は全長15.5cm, 幅13.7cm, 厚さ1.5cm。他に狭端部を利用した体部の破片が4点、体部から舌部の破片が3点ある。いずれも凹面は不調整で布目残り、凸面はナデ仕上げするが、わずかに縦位の縄叩き目の残るものもある。S C 247の西雨落溝から1点、S A 4630の柱掘形及び柱穴などから5点出土。B(PL. 88-2・3)は内縁にのみ幅広い面取りを施して縁を極めて薄く仕上げたもの。体部と舌部の比較的大きな破片が各1点あり、他に体部と舌部の小片が各3点ある。全長18.8cm。厚さは1.3~1.7cm。凹凸面ともナデ仕上げするものが多いが、凹面に布目の残るものが2点ある。東楼S B 7600の北雨落溝とその周辺から5点、S C 156の西雨落溝から2点、S A 7888の柱抜取穴から1点出土。

小型面戸 なお、小型丸瓦の狭端部を利用した面戸瓦と推定されるものが1点ある。6 A A P区のL M 13付近出土。厚さが1cm前後の舌部近くの破片3点もこの類であろう。S A 7888の柱抜取穴とその周辺から出土。残余の面戸は舌部の破片が7点あるが形態は不明。いずれも内縁に浅い面取りを施す。

割面戸 丸瓦を焼成後に打ち欠いて面戸に転用したものは11点出土している。形態上は蟹面戸と推定

される。いずれも縦位縄叩きで、うち4点は丸瓦の第1類、1点は第2類を使用。他の6点は類別不明(PL. 88-5)。

熨斗瓦は平瓦を焼成前に半截もしくは切目を入れたした切熨斗瓦が5点あるが、他に平瓦を焼成後に縦に割って2分した熨斗瓦が偶数で1110点、555個体分ある。切熨斗瓦は3種に区分できる。1種(PL. 88-6)は狭端寄りの破片で、凹面と凸面を横方向にナデ調整し、半截した側面に破面を残す。凹面には布目と模骨痕がわずかに残る。模骨痕のある平瓦の第2類cかd種にあたろう。残存長15.6cm、幅10.8cm、厚さ2.8cm。S D7872出土。1種は(PL. 88-7)凹凸面とも不調整で、凸面には縦位の縄叩き目(3cmあたり11本)と離れ砂、凹面には布目(3cmあたり21本×25本)と側・端縁に布端が残る。凹面の端縁と側・端面はヘラケズリする。一枚作りの平瓦を半截したもので、模骨痕のない平瓦の第1類a₂種にあたる。残存長19.3cm、幅15.7cm、厚さ1.6cm。6 A A Q B C 03 付近出土。残りの1種(PL. 88-8)は凹凸面とも不調整で、凸面に縦位の縄叩き目(3cmあたり9本)、凹面に細かい布目(3cmあたり約32本×約28本)と糸切り痕を残す。模骨痕はない。半截した側面はヘラケズリする。模骨痕のない平瓦の第1類a₄種にあたる。残存長18.9cm、幅13.9cm、厚さ1.5cm。6 A A P 区 L N 09 付近出土。また、縄叩き目が3cmあたり約11本、布目が3cmあたり約18本×約22本のもものが2点ある。1点は残存長15.3cm、幅14.9cm、厚さ約2.3cm。6 A A Q 区 B D 04 付近出土。他の1点は残存長11.9cm、幅11.2cm、厚さ1.7cm。6 A A P 区 M E 23 付近出土。

熨斗瓦

割って熨斗瓦に転用したと考えられるものは、前述したように偶数計算で1110点、約550個体分ある。多くを占めるのは模骨痕のある縦位縄叩き目平瓦の第2類c・d種であり、S D7872からまとまって出土した。平瓦の記述と重複するので、ここでは完形品を中心に概略を記す。完形もしくは完形に近いものは20点ある。このうち模骨痕のあるものは13点である。いずれも凸面の縄叩き目が縦位であり、第1類b種が1点(PL. 84-2)、同d種が1点、第2類c種1点(PL. 85-6)、同d種が8点(PL. 84-8)である。破片では第2類a・c種も少量だがある。模骨痕のないもので完形に近いものは7点ある。いずれも凸面の縄叩き目は縦位であり、第1類d₂種が1点、同d₄種が3点(PL. 85-14)、第3類a₂種が1点、同d₃種が1点(PL. 86-19)、同d₄種が1点である。破片では縦位縄叩き目の第1類a₁種、a₂種(PL. 85-10)、a₃種、a₄種(PL. 85-12)、d₅種も少量だがある。

埴は文字埴が1点、無文埴が偶数で810点、約101個体分出土した。

文字埴(PL. 87-5)は長方形の埴で、一面を平坦、他面を断面U字状につくる。調整は各面とも縦方向のヘラケズリ。側面には「隘」(備)と篋書きする。上は欠損し、文字があったか否か不明。同じ形態の文字埴は内裏周辺の官衙や推定第二次大極殿地区(第132次調査)で出土している。残存長19.1cm、幅11.55cm、厚さ6.7cm。内裏内郭内東隅部で出土。

文字埴

無文埴はいずれも長方形で、型枠状のものに粘土塊を詰め込んで作り、外面を荒いナデもしくはケズリで仕上げる。完形品が29点あり、長さあるいは幅の判明するものが他に15点ある。完形品のうち28点は似た寸法で、長さは29.0~29.9cm、幅は14.6~16.4cm、厚さ7.6~8.4cmである(PL. 87-7)。この他には、長さ29.8cm、幅17.5cm、厚さ7.8cmとやや幅広のもの(PL. 87-8)、幅は不明だが、長さ31.3cm、厚さ7.6cmのやや長手のもの、厚さが4.9cmと

無文埴

1) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅶ』1976, p. 74。

薄いものが各1点ある。埴はほとんどが6AAQ区から出土した。分布は6AAQ区のほぼ全域に広がるが、Ⅳ期に廃絶するSD4872の南半部、Ⅳ期に造営されるSB4704の柱掘形では完形品を含めて、幾分まとまった量が出土。内裏で埴がどのように使用されたのか必ずしも明らかではないが、Ⅱ期の塀SA7865・7887の門部分には蹴放の地覆に埴が用いられている。あるいは溝の側石などに使用されたものもあったのかもしれない。

E 平安時代以降の軒瓦 (Fig. 39)

平安時代以降の軒丸瓦が3点、軒平瓦が4点出土した。内訳は、寺銘軒丸瓦が2点、巴文軒丸瓦が1点、宝相華唐草文軒平瓦が1点、菊花唐草文軒平瓦が1点、その他の均整唐草文軒平瓦が2点である。

i 軒 丸 瓦

寺銘軒丸瓦 寺銘軒丸瓦は外区に比較的大粒の珠文を密にめぐらす。そのうちの1点(2)は上から右回りに「興福寺」と入れ、中心に菊花状の刻印を押す。興福寺に同範品があり、鎌倉時代中期頃に比定されている¹⁾。他の1点(1)は中央に縦に「超^寺福^寺」(超昇寺)、右と左に「困」「壘」と入れる。年代は鎌倉時代後半もしくは室町時代に入ろう。成形方法はともに接合式である。

巴文軒丸瓦 巴文軒丸瓦は小片のため詳細が不明だが、巴頭は比較的大きく、尾の巻きが長い。珠文はない。酷似したものが興福寺にあり、大きくは鎌倉時代に比定されているが²⁾、ごく初期のものであろう。成形方法は接合式である。

ii 軒 平 瓦

宝相華唐草文 宝相華唐草文軒平(4)は右端部の破片で、興福寺に類似品がある。それによると中心に大きく開いた4弁の花弁をおき、左右に茎を2回反転させてそれぞれに横向きの花弁を配する。平安時代末頃に比定されている³⁾。内・外区を分ける界線はなく、外縁は1段で、幅が広い。顎は幅の広い曲線顎で、横方向にナデて仕上げる。平瓦部凹面は瓦当近くを横方向にヘラケズリし、以下は布目と斜行する糸切り痕が残る。

菊花唐草文 菊花唐草文軒平瓦(5)は小片で、中心に丸味のある5弁の菊花形を飾る。左右には唐草が反転するのであろう。内区と外区を分ける界線は下方にはあるが上方にはない。また、顎は割顎

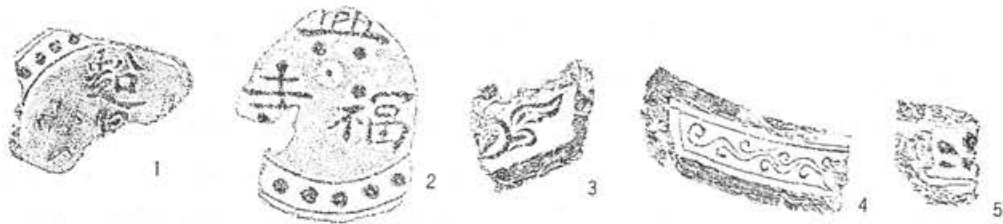


Fig. 39 中・近世の軒瓦拓影 (1:4)

1) 奈良国立文化財研究所『興福寺食堂址の調査』奈良国立文化財研究所学報第7冊, 1959, pp. 18・19, PL. 29—87.
2) 『興福寺食堂址の調査』1959, PL. 30—96,

別表1。

3) 『興福寺食堂址の調査』1959, p. 18, PL. 28—70。

で幅が極端に狭い。これらの点から、時代は室町時代末になろう。調整は顎部及び平瓦部凹面の瓦当近くを横方向にナデて仕上げる。なお、瓦当面には離れ砂が付着する。

その他の軒平瓦のうち1点(4)は、中心飾りが今一つ明瞭でないが、6回反転の均整唐草文軒平瓦である。唐草は主葉のみで支葉がない。復原瓦当幅約22.5cmと小型。内区と外・脇区は界線で画すが、珠文はめぐらさない。外縁は1段。顎は割顎であるが、幅が広く堅固なつくりである。これらの点からみて年代は鎌倉時代末もしくは室町時代初頃になろう。調整は平瓦部凸面を縦方向にナデたのち、顎部を横方向にナデる。凹面は瓦当近くを横方向にヘラケズリするが、以下は不調整で細かい布目が残る。なお、平瓦部凸面の顎近くには調整に用いた凹型台のあたりが残る。7は宝珠唐草文もしくは菊花唐草文軒平瓦と考えられる右端部の小片である。内・外区を分ける界線はなく外縁は1段で、右上に菊花形の刻印を押捺する。顎は幅の狭い割顎。年代は室町時代後半になろう。

iii 超鼻寺について

今回出土した「超鼻寺」銘軒丸瓦は、平城宮内裏地区の北方約300mのあたり比定される超鼻寺¹⁾の所用瓦であり、土砂等の運搬にともなって移動したものと推測される。

超鼻寺は平城天皇の第3皇子である眞如法親王(高岳親王)の発願²⁾といい、正史には『三代実録』貞観2年(860)10月条に「大和国平城京中水田五十五町四反二百八十八歩施捨³⁾不返、超鼻兩寺」とあるのが初見である。永延年間(987—988)には興福寺住僧の清海上人による法華三昧堂の建立もあるが、治承四年(1180)には平重衡の東大寺焼打ちに際して本寺も焼亡する。治承六年には中御門家忠によって再建されたが、『大乘院寺社雑事記』の記事によると、長祿3年(1459)4月に本堂・塔坊が焼失したこと、また、少なくともこの時期までに興福寺の門下に入っていたことなどがわかる。その後も寺運は続いたようであるが、天正6年(1578)に井戸若狭守の兵火に罹って頽廢した。なお、平城宮内裏地区の西北方には、徳川5代將軍綱吉のときに隆光僧正が建立したという超鼻寺⁴⁾が明治十年頃まで存在していた。

「超鼻寺本堂」銘軒丸瓦は、年代が鎌倉時代後半もしくは室町時代と考えられ、少なくともこの時期に超鼻寺本堂の造営もしくは大規模な修造が行なわれたことを示す。超鼻寺旧地からはかつて「建長二年超鼻寺庚戌四月」銘軒平瓦⁵⁾が出土しているが、今回出土した「超鼻寺本堂」銘軒丸瓦は書体が新しく、建長2(1250)年以後に位置づけうる。超鼻寺本堂は前述したように長祿3年(1459)に塔坊とともに焼亡しており、「超鼻寺本堂」銘軒丸瓦はこの焼亡後の造営に用いられたのかもしれない。

他の軒瓦も本来超鼻寺で用いられていた可能性が強い。そのうち平安時代末の宝相華文軒平瓦、鎌倉時代の巴文軒丸瓦及び「興福寺」銘軒丸瓦は興福寺と同範もしくは酷似したものである。超鼻寺と興福寺との関係は古く永延年間(987~988)に遡り、少なくとも長祿3年(1459)までは継続していたものとみられ、上記の軒瓦の存在はこの間における両寺の密接なつながりを裏付けるものといえよう。

1) 溝辺文和「超鼻寺考」『奈良県観光』第48号、1960、「超鼻寺再考」『奈良文化論叢』1967(ともに『平城宮跡照映』1973所収)

2) 『建久御巡禮記』

3) 『諸寺縁起集』

4) 溝辺文和「超鼻寺再考」『奈良文化論叢』1967、p. 865。

5) 4) 論文 pp. 869・870。

2 土 器

今回の報告は、内裏の約2分の1（面積17700m²）の調査成果をもとに行なうわけであるが、面積が広大な割には土器の出土量は極めて少ない。出土土器には土師器・黒色土器・瓦器・須恵器・緑釉陶器・灰釉陶器があり、他に土馬・硯等の土製品、内裏建設に伴って破壊された市庭古墳と神明野古墳に帰属する埴輪類がある。

土器は内裏内に配された溝・暗渠・建物の柱穴・井戸・土壇から出土しているが、いずれも小量で破片が多く、時期的なまとまりや一括性に欠ける。土器は各時期にわたるが、量的に多いのは、宮廃絶時に溝に廃棄された奈良時代末期の土器と平城上皇の遷都以後に使われた平安時代前期の土器である。それ以前の土器は、内裏内が常に清掃されていたために、きわめて微量で、内裏の改作時にたまたま柱穴や土壇等に残されたものである。ここでは比較的量が多く、奈良時代末葉の土器形式を代表する溝出土土器を先ず述べ、次に内裏改作時期を反映する建物、土壇出土土器の順で報告する。土器の説明に際しては、『平城宮発掘報告書Ⅶ』・『同Ⅹ』に従って記述する。

A 内裏内溝出土の土器

i S D7870出土土器（PL. 102-1~44）

Ⅲ期の改作に伴って作られた溝で、その後の改作に伴い若干流路を変更するが、Ⅴ期まで存続する。内裏東北方、S B8000の直ぐ南にある東西溝で、東築地回廊の部分は暗渠となり東大溝 S D2700に注ぐ。西は東西棟 S B4783の手前で南に折れ、御在所の東垣 S A7876の東側の雨落溝を兼ねる。土器の出土量は少なく、完形もしくはそれに近いものは極めて少ない。時期的には平城宮土器Ⅱ～Ⅴまでのものが含まれる。

土 師 器 土師器の器種には、杯A・杯B蓋・杯C・皿A・皿C・椀A・椀C・高杯等がある。Ⅰ群土器の杯Aには、a₀手法で調整し、内面に二段暗文（螺旋暗文+斜放射暗文）を持つ杯AI（1・3）、a₀手法で調整し、暗文がない杯AI（2）、a₀手法で調整する杯AⅢ（15）がある。15は内面の器表が剝落し、暗文の有無は不明であり、灯火器として使用。1・3・15は平城宮土器Ⅲに、2はⅣに属す。

Ⅱ群土器の杯AIには、C₀手法によるもの（4）、C₁手法によるもの（5）があり、前者は平城宮土器Ⅳに、後者はⅤに属す。

杯BI蓋（18）は、頂部を四方向に、縁部は5回に分け横方向のヘラミガキ調整を施す。平城宮土器Ⅳ～ⅤでⅡ群土器。

皿AI（6～8）・皿AⅡ（12）は、いずれもⅡ群土器で、6はb₀手法で調整し、内面に二段暗文を持つ。7・8・12はC₀手法で調整。6は平城宮土器Ⅲ、他はⅤに属す。皿C（13・14）は、口縁部のみをヨコナデ調整し、以下の部位は不調整。Ⅰ群土器に近い胎土組成を示す。

椀AにはC₃手法で、口径2.5cm、器高4cm前後の椀AI（10・16）、口径11cm前後、器高3.5cm程度の椀AⅡ（17）があり、平城宮土器Ⅴに属すⅡ群土器。椀には、この他、長岡京か

ら普遍的に出土し、「椀C」と呼ばれているe手法の椀AI(9)がありI群土器に近い組成を持つ。平城宮土器Vに属す。

高杯(19)は、杯部径が30cmを超える大型品で、脚部を欠損するが、高い脚柱部が付く型式で、平城宮土器Vに属すII群土器。杯部外面をヘラケズリの後、横方向のヘラミガキを施す。

須恵器の器種には、杯A・杯B・杯B蓋・皿B・皿B蓋・皿C・壺E・鉢D等がある。杯A 須恵器には、口径11cm、器高3.2cmの杯AⅢ(29)、口径13.4cm、器高4cm程度の杯AⅡ(30)があり、いずれも底部外面不調整。生駒産か。杯Bは法量により、杯BI(31~34)、杯BⅢ(40・41)・杯BⅣ(35~39)の3種に分かれる。杯BIのうち33・34は底部ロクロケズリ調整。31・32は底部不調整。いずれもI群土器で平城宮土器Ⅳ~Ⅴ。杯BⅢ(40・41)は、底部不調整で平城宮土器Ⅳ~Ⅴ。杯BⅣは、いずれも口径10.5cm未満、器高4cm程度の小型品で、平城宮土器Vに属す。底部外面不調整のもの(35・36・38)・ロクロナデ調整によるもの(39)、ナデ調整によるもの(37)がある。生駒産か。杯BI蓋には、頂部が高く、縁部がわずかに屈曲するもの(24)、扁平で平坦な頂部に屈曲する縁部が付くもの(25)がある。前者は平城宮土器Ⅲ~ⅣのI群土器、後者はVに属す。生駒産か。杯BⅡ蓋には、A形態の縁部を持つもの(20・21)、B形態の縁部を持つもの(22)がある。いずれも頂部外面はロクロナデ調整。前者はI群土器、後者は産地不明。杯BⅢ蓋(23)は頂部外面ロクロナデ調整。生駒産か。皿BI(27)は、底部外面ロクロケズリ調整。皿BI蓋(26)は、頂部ロクロケズリ調整。いずれもII群土器で平城宮土器Ⅳ~Ⅴ。皿CI(28)は、底部外面をナデ調整するI群土器。鉢D(44)は、平底で外傾気味に立ち上がり、上部が内湾する体部に直立する口縁部が付く。粘土紐巻き上げ、ロクロ調整法で作られ、底部外面不調整。焼きが甘く灰白色を呈する。I群土器か。壺E(42・43)は、体部が外傾し、狭い肩に小さな口縁部が付く。底部外面ヘラ切りのまま不調整で、平城宮土器Vに属す。

ii S D7872出土土器(PL. 103-61~80)

Ⅲ期の改作に伴って設けられた溝でⅣ期まで存続する。S D7870の東寄り部分からS B7874 Bに向かって斜行し、同建物の西北妻柱付近まで東西に流れ、更にS A7876の雨落溝に向って斜行する。土器の全体量は少なく、しかも細片が多数を占め、図示可能なものは、すべて図版に掲げた。時期的には平城宮土器Ⅲ~Ⅴまでのものを含み、S D7870やS K7099出土品と接合するものが多い。

土師器の器種には、杯A、杯C、鉢X、甕等の破片がある。杯AI(78)・杯C(79)は、a₀手法で調整するI群土器。平城宮土器V。鉢E(80)はb₀手法で調整する。産地不明。土師器

須恵器の器種には、杯B・杯B蓋・壺X・甕C等がある。杯BI(66)は底部不調整のI群土器。杯BI(66)は底部不調整のI群土器。杯BⅡ(67・68)は口縁部の外傾度が低い形態でⅢ群土器に属す。67は底部ロクロナデ調整。いずれも平城宮土器Ⅲ~Ⅳの特徴を持つ。杯BⅢ(75)・杯BⅣ(70・71)は底部不調整のI群土器で平城宮土器V。杯BⅣ(69)は他に較べ法量がやや大きく、高台も底部内側寄りに取りつき、古い形態をとどめる。I群土器で平城宮土器Ⅲに属す。71は灯火器として使用する。須恵器

杯BI蓋(61~65)、いずれも頂部外面ロクロケズリ調整、62はI群、63・64はII群、61はIII群土器に属す。65は産地不明であるが法量、形態の上で平城宮土器Ⅲに属す。杯BⅢ蓋(74)、杯BⅣ蓋(73)は、頂部外面ロクロナデ調整、杯BⅣ蓋(72)はロクロケズリの後ロクロナデ調整。

73・74は平城宮土器Ⅴに、72はⅢ～Ⅳに属す。72・74はⅠ群土器、73は産地不明で、内面には朱を磨った痕跡をとどめる。

半島系の短頸壺

甕C(76)は平底の広口形態で粘土紐巻き上げロクロ成形による。Ⅰ群土器で平城宮土器Ⅲに属す。壺X(77)は、平底と球形の体部に直立する口縁部がつく。口縁部内面下端に突帯をめぐらせ蓋受けとした珍しい形態で、体部上半部に2条1組の沈線が3段にめぐる。外面は暗灰青色ないし褐色を帯びる灰青色に発色し、断面は暗紫色を呈す。肉眼観察の上ではⅡ群に近い胎土組織を持つが、形態的には、壺A系列とみるより、朝鮮半島の短頸壺の系列を引くものと考えられよう¹⁾。体部下半から底部にかけての外面はロクロケズリ調整で、体部は更にロクロナデを施す。前述したSD7870やⅠ期に属す掘立柱建物SB7864の掘形からも接合する破片が出土している。従って所属時期については、8世紀初頃もしくはそれ以前の可能性が高い。器形から推して、本来蔵骨器として埋納されていたものが造営工事により破壊され、破片となり四散した可能性も考えられよう。

iii SD4752出土土器 (PL. 103-45~49)

Ⅴ期に属す溝。御在所東北方、SB4770Aの南にある東西溝でSD7870に取りつく。土器の出土量はきわめて少なく、器形判別可能なものは図示したものがすべてである。土師器杯AI(48)はⅡ群土器でC₃手法で調整する。杯BI(45)はC₁手法、皿AII(47)はC₀手法で調整するⅡ群土器。皿C(46)はe手法で調整するⅠ群土器。須恵器壺G(49)は、体部上半部を欠損するが、水挽き成形の長頸壺で、底部外面不調整で糸切り痕が残る。いずれも平城宮土器Ⅴに属す。

iv SD4743・SD4747出土土器 (PL. 103-50~54・55)

Ⅳ期の御在所正殿SB4704の北にある互いに連結する同時期の南北溝と東西溝で少量の土器類が出土している。南北溝SD4743からは、土師器杯AIII(50)、黒色土器の皿B(51)、須恵器杯BI蓋(52)・杯BIII蓋(54)が出土している。杯AIII(50)はC₀手法のⅡ群土器。皿B(51)は施釉陶器を写した器形で、口縁部内面ヨコ方向ヘラミガキ調整。小片で暗文の有無は不明。須恵器杯BI蓋(52)、BIII蓋(53)は頂部外面不調整、杯BIV(54)は底部ロクロナデ調整。いずれも産地不明で平城宮土器Ⅶに属す。東西溝SD4747からは、土師器の杯BI(55)が出土した。Ⅱ群土器で径高指数が高く、器壁も厚く、C₁手法で調整する。平城宮土器Ⅳに属す。

施釉陶器模倣土器

v SD4745出土土器 (PL. 103-56・57)

内裏Ⅰ期の東西棟SB4775の南を流れる東西溝で、須恵器杯AII・杯BI蓋等が出土した。杯AI(57)は底部から口縁部下端部をロクロケズリするⅡ群土器で、口縁部内外面に火襷痕をとどめる。杯BI蓋(56)は頂部外面ロクロケズリで調整するⅠ群土器。いずれも平城宮土器Ⅱに属す。

vi SD4730出土土器 (PL. 103-58~60)

御在所のほぼ中央にある東西溝でⅠ期以降、Ⅴ期まで存続する。土師器の皿AI(58)、須恵

1) 藤沢一夫氏から資料の提供と貴重な御教示をえた。

器壺M(60), 灰釉陶器碗(59)等の破片が出土している。皿AI(58)はC₀手法で調整するⅡ群土器。壺M(60)は、口縁部まで一気に水挽き成形したもので、糸で切り放したまま調整しない。体部外面には、焼成前に施されたヘラ描き沈線文がある。灰釉碗(59)は断面方形を呈する低短な高台を付す。釉は刷毛塗りにより、見込み部分は無釉。底部外面ロクロケズリ調整。尾張猿投窯産。皿AIは平城宮土器Ⅳに、他は9世紀前半代に比定できる。

vii S D 4810出土土器 (P.L. 105—145~162)

内裏Ⅲ期, 中央北辺の東西棟建物S B 064の南庇付近を流れる東西溝でⅣ期まで存続する。

土師器の器種には杯A・杯C・皿A・碗A等がある。杯A(145)はa₀手法で調整するが、暗文の有無不明。皿AⅡ(146)もa₀手法で調整。両者ともにⅠ群土器で平城宮土器Ⅲ~Ⅳに属す。もう一つの皿AI(147)は、C₀手法で調整するⅡ群系統の土器で、平城宮土器Ⅵに属す。混入品か。碗AI(148), 平底と内湾する口縁部からなる大型品でa₁手法で調整するⅠ群土器。平城宮土器Ⅲに属す。他に平城宮土器Ⅴに属す杯AIの破片も出土している。

須恵器の器種には、杯A・杯B・杯B蓋・皿B・盤A等がある。杯AI-2(149), 杯AⅡ(159)はⅠ群土器で底部外面不調整。149の外面には火燬痕をとどめる。杯BI(158)・杯BⅢ(156)は底部外面ロクロナデ調整のⅠ群土器で平城宮土器Ⅳ~Ⅴに属す。杯BⅡ(157)底部外面ロクロケズリの後、ロクロナデ調整を施すⅠ群土器で平城宮土器Ⅲに属す。杯BI蓋(154・155)はA形態の口縁部形態で、頂部外面はロクロケズリの後、ロクロナデ調整。Ⅰ群土器で平城宮土器Ⅲ~Ⅳに属す。杯BⅡ蓋(153)は平坦な頂部と屈曲のない縁部からなり、頂部外面ロクロケズリの後、ロクロナデ調整。灰色の胎で高温で焼成され、頂部外面には全面に自然釉が降着する。産地不明。杯BⅢ蓋(150~152)のうち、150・151は頂部ロクロナデ調整、152はロクロケズリ調整。いずれもⅠ群土器で平城宮土器Ⅲ~Ⅳに属す。皿BIには、口縁部が外反気味に外傾するもの(160)と、やや内湾気味に立ち上がるもの(161)がある。いずれも焼きが甘く灰白色に発色するが、Ⅰ群に属す。平城宮土器Ⅲ~Ⅳ。盤A(162)は、平底と大きく外傾する口縁部からなる。口縁端部は外傾する面をなす。底部周縁部をロクロ回転を利用しないヘラケズリで調整する。Ⅰ群土器で平城宮土器Ⅴに属す。

viii 東面築地回廊S C 156西側雨落溝出土土器 (P.L. 104—81~123)

S C 156の西側雨落溝からは、平城宮土器Ⅳ~Ⅵに属す土器類が出土したが、Ⅵに属すものが大半を占め、平城上皇期にもこの溝が使用されていたことを物語る。

土師器の器種には杯A・杯B・皿A・壺B・甕A等があり、杯AI(81)・杯BI(92)・壺B(98)が平城宮土器Ⅳ~Ⅴであり、他はⅥに属す。

杯AI(81)は、C₀手法で調整するⅡ群土器。杯BI(92)は、口径が大きい割に底部が狭く、口縁部の外傾度はさほど高くない形式で、口縁部はヘラケズリの後、6回に分けてヘラミガキ調整を施す。Ⅰ群土器。壺B(98)は、人面を描くために作られた壺と形態・製作技法が一致する。粘土紐を巻き上げ、上方にのぼしながら鉢形の器形を作り、強いヨコナデで外反する口縁部を作り出す。体部には調整を加えず、粘土紐巻き上げ痕跡をとどめる。

以下に述べる平城宮土器Ⅵに属す土師器のⅠ群は、次のような点で先に報告したⅥの基準資

平城宮土器
Ⅶ 料S E311Bよりも古い様相を持ち、先に報告した第一次大極殿地区のS B8224柱掘形出土土器等と同一形式とみられる。¹⁾ 第一にS E311Bのそれに較べ、杯・皿類の底部は平坦で広く、口縁部の外傾度も小さく、内湾気味に立ち上がり、奈良時代の形態をとどめている点。第二に、杯・皿類においては、ヨコナデによる口縁部のくぼみをヘラで削ってなめらかな縁部を作り出す点。第三にe手法によるものがまったくない点を根拠とする。

3段ナデ調整

杯AⅠ(82)、杯AⅡ(83~86)、杯AⅢ(88~90)はC₀手法で調整するⅡ群土器。杯AⅢ(87)は口縁部を低位から上位に順に3回にわたりヨコナデを加えるf手法による調整(3段ナデ調整)による。底部は不調整であるが木の葉痕をとどめない。C₀手法のそれに較べ、砂粒が少なくⅠ群系統に属す。

皿AⅠ(93~97)は口径15.8~16.8cm、器高2.0~2.5cmで、Ⅱ群土器でC₀手法によるもの(93~95)とⅠ群でf手法によるもの(96・97)の兩種がある。

叩き成形の甕

甕A(120)は外反する短い口縁部と球形の体部からなる。外面には平行叩き目が、内面には刻み目等の文様はないが、当板痕跡と見られる半円形のくぼみが残る。長胴甕(122・123)も同じく粘土紐巻き上げ後、叩きで成形するもので、外面には木埋木目痕をとどめないが、叩きの痕跡と見られる重複する小さな平坦面が、また内面には半円~円形に形状のくぼみ(当具痕跡)をとどめる。河原石など角のない石(卵石)を当具として使用したのであろう。

須恵器

須恵器の器種には、杯A・杯B・杯B蓋・皿B・皿C・壺M・甕等がある。確実に奈良時代(平城宮土器Ⅴ)に属するものは、杯AⅢ(100)、杯BⅠ(114)皿CⅠ(118)の3点のみで、他は、先に報告した平城上皇時代の塵芥処理穴S K238出土のそれと一致する。³⁾ 杯AⅢ(100)は、底部ロクロケズリ調整。産地不明。杯BⅠ(114)は、底部外面不調整のⅠ群土器。皿CⅠ(118)底部外面不調整で焼きが甘く灰白色を呈す。産地不明。

平城宮土器Ⅶに属す1群は、Ⅰ~Ⅳ群のいずれにも属さず、いくつかの群に分かれるが、資料の量は少なく、それらの群別は今後の課題としたい。杯AⅡ(99~101)、杯AⅢ(107)、杯BⅣ(104~106)は底部不調整。杯BⅡ蓋(109・110)は、いずれも扁平で縁部が屈曲し、ボタン状のつまみを持つ。両者ともに頂部外面ロクロナデ調整。他の杯BⅡ蓋(111)は比較的器高が高く、頂部が丸みを有し、ゆるやかに縁部に至る形態で、頂部外面ロクロケズリの後ロクロナデ調整。杯BⅢ蓋(112・113)も扁平で縁部が屈曲する形態で、112は頂部外面ロクロナデ調整。113はロクロケズリの後、ロクロナデ調整。皿B(115)は、口縁部が内湾気味に外方に大きく開き、端部近辺が外反する浅い杯部に比較的高い直立する高台を付す形態で、皿部内外面に横方向のヘラミガキを施す。皿CⅠ(116・117)は底部不調整。皿CⅡ(102)は底部ロクロケズリ調整。甕X(121)は粘土紐巻き上げ、ロクロ調整手法による成形で、全体をロクロナデ調整を施す。肩の一部外面にはヘラケズリの痕跡をとどめる。壺M(119)は、底部糸切りのまま不調整。

ix 南面回廊S C640北側雨落溝・東楼S B7600雨落溝出土土器 (Fig. 40—252~276)

S C640の北側雨落溝と東楼7600の雨落溝は一連のもので一括して扱う。出土土器は平城宮土器Ⅳ~Ⅶまでのものを含み、その多くは平城宮土器Ⅶの古殿階に属す。

1) 奈文研『発掘報告Ⅳ』1966 PL. 38

2) 奈文研『発掘報告Ⅹ』1982 PL. 133

3) 奈文研『発掘報告Ⅳ』1966 PL. 40

土師器の器種には、杯A・皿A・椀A・椀C・高杯等がある。奈良時代（平城宮土器V）に属するものには、以下の器種がある。皿AI (256), 皿AII (254) 椀AII (260) はC₀手法のII群土器。杯C (252), 皿AI (253) はb₀手法のI群土器。椀C (262) はe手法で調整する。灯火器。

平城宮土器VIに属するものには、杯AIII (257~259)・皿AI (255) はC₀手法で調整するII群系統の土器。杯AIII (261) は3段ヨコナデ調整(f手法)による産地不明の土器。黒色土器も平城宮土器VIに属し、杯A・皿B・甕A等がある。杯A (264) は、C₁手法で調整し、口縁部内面にヨコ方向のヘラミガキを密に施し、草花文の暗文をあしらう。皿B (265) は施釉陶器の皿の写しで、断面三角形の高台を付す平底と端部が外反する浅い皿部からなる。C₁手法で調整し、

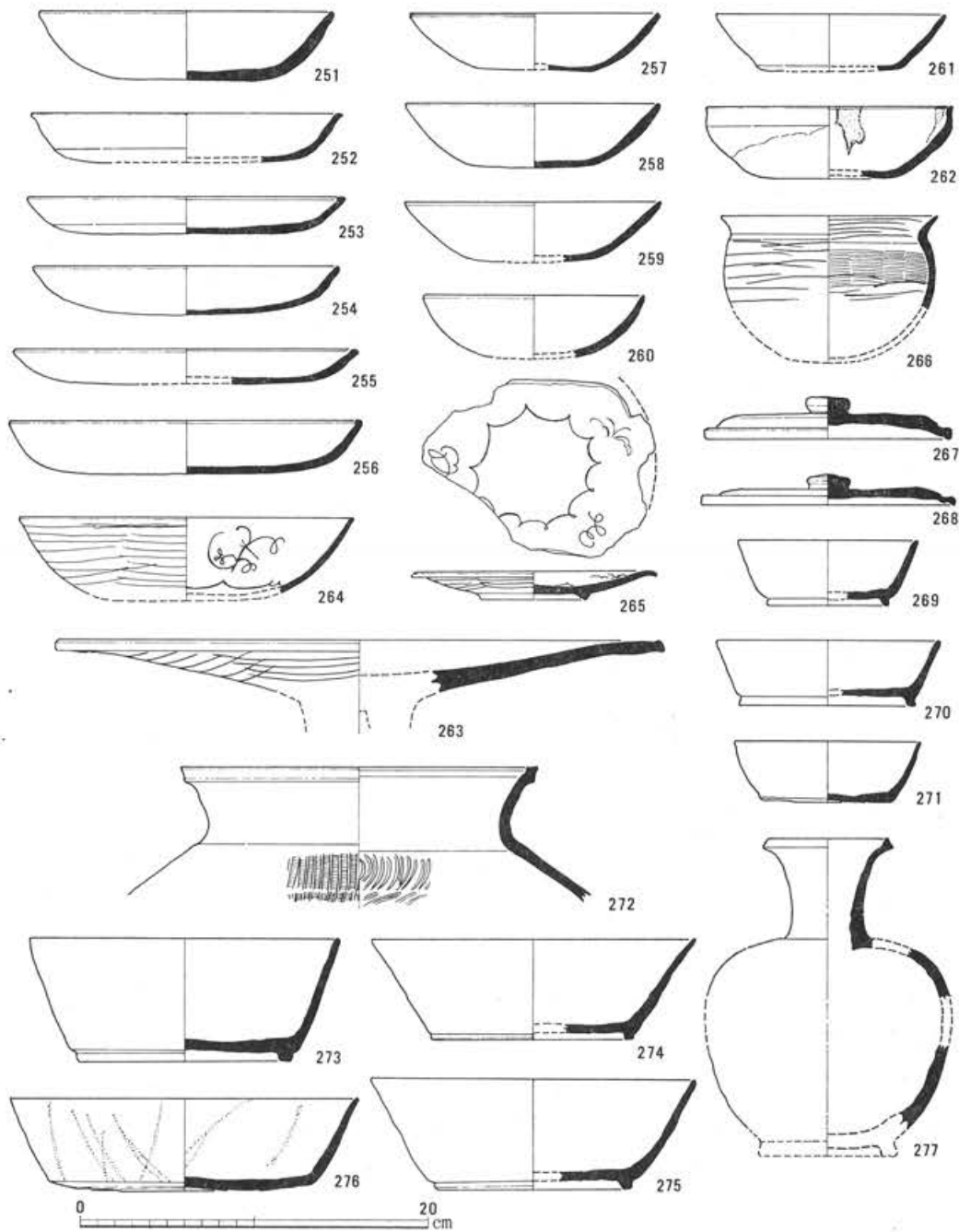


Fig. 40 内裏内溝出土土器 (S C 640・S B 7600雨落溝)

内面へラミガキの後、口縁部内面の四箇所に草花文ないし螺旋文を、底部との境付近に連弧文をあしらう。甕A(266)は、球形の体部に外反する口縁部が付く小型品で、体部外面及び、内面全面にわたってヘラミガキを施す。

須 恵 器 須恵器には杯B・杯B蓋・甕等があるが、奈良時代に属するものは、杯AI(276)、杯BV(269)のみで、他は平城宮土器Ⅵに属す。杯AI(276)は、底部不調整で口縁部内外面に火禿痕をとどめるⅠ群土器。平城宮土器Ⅲ～Ⅳ。杯AV(271)は底部不調整。杯BI(273～275)は、いずれも底部周縁部に低短な方形の高台を付す形態で、274は底部クロナデ調整で他は不調整。杯BⅢ(270)も杯BIと同様な高台を付し、底部外面不調整。杯BV(269)は、断面略三角形を呈する高台を付す。底部不調整のⅠ群土器で平城宮土器Ⅲ～Ⅳに属す。甕B(272)、口縁端部が上部に立ち上がる形態で端部はほぼ水平面をなす。美濃産。

x 井戸SE7900排水溝SD2350出土土器(PL. 105—133～144)

SD2350は井戸SE7900の四周の水を集め内裏外に排水する暗渠でⅡ期からⅤ期まで存続する。出土量は少なく、時期的にも宮廃絶以降のものに限られる。

土師器の器種には、杯C・皿AI・椀AⅡ・高杯・盤B等がある。杯C(134)はa₀手法のⅠ群土器。皿AI(135)はC₀手法のⅡ群土器。椀AI(133)はC₃手法のⅠ群土器。盤B(144)は口径35.8cm、器高9.2cmの大型品でC₁手法で調整するⅡ群土器。

須恵器の器種には杯A・杯B・杯B蓋・皿B等がある。杯AI(139)は底部外面不調整のⅠ群土器。杯BⅡ(140)は底部外面ロクロナデ調整で、杯BⅢ(142)は底部ナデ調整。いずれも産地不明。杯BⅢ蓋(136)は頂部外面ロクロケズリの後、ロクロナデ調整。杯BⅡ蓋(137・138)は頂部ロクロナデ調整。皿BI蓋は(143)頂部ロクロナデ調整。産地不明。

B 土壙・井戸出土土器

i 土壙SK7909出土土器(PL. 106—163～207)

内裏Ⅴ期の御在所東に位置する掘立柱建物SB7874の西北にある不整形な大土壙で、Ⅴ期造営時の塵芥処理用の穴とみられる。土器の出土量は少なく、いずれも破片であり、SD7870・SD7872出土土器と接合するものもある。

土 師 器 土師器の器種には、杯AI(4点)、杯BI(1点)、杯X(1点)、皿AI(3点)、皿AⅡ(1点)、椀AI(4点)、椀AⅡ(3点)、高杯(1点)、甕AI(1点)、甕AⅡ(2点)がある。杯AI(163～166)のうち、163・164はA形態の口縁部でa₀手法で調整するⅠ群土器。165・166はB形態の口縁部でC₃手法で調整する。杯X(167)は口径9.2cm、器高2.7cmの小型品でb₃手法で調整するⅠ群土器。皿AI(169・170)、皿AⅡ(171)はB形態の口縁部でC₀手法で調整するⅡ群土器。皿AI(168)は、A形態の口縁部でa₀手法で調整。Ⅰ群土器。杯BI(172)は口径21.0cm、器高6.9cm。丸みのある底部に逆三角形の低短な高台を付し、口縁部は内湾気味に外方に開く。C₁手法で調整するⅡ群土器。高杯(181)は、大型の浅い杯部と高い脚柱部と「ハ」の字形に開く裾部からなる。杯部と脚部の取り付けはb手法による。杯部及び裾部外面にはヘラミガキを施す。Ⅱ群土器。椀AI(173～176)のうち、173は平城宮土器Ⅵに属し、C₃手法で調整するⅡ群

土器。他は平城宮土器Ⅴに属す椀AⅠでC₃手法で調整するⅡ群土器。椀AⅡ(178~180)のうち179は口縁部上端部のみをヨコナデした後、e手法で調整する。他はC₃手法で調整するⅡ群土器。甕には口径16.0~16.6cmの中型品(182・183)と口径25.5cmの大型品(184)の2種類がある。両種とも口縁端部のつまみだしはにぶく、ハケ目調整も粗雑である。

須恵器の器種には、杯AⅢ(1点)、杯BⅠ(1点)、杯BⅡ(1点)杯BⅢ(1点)杯BⅠ蓋(4点)、杯BⅡ蓋(1点)、杯BⅢ蓋(4点)、皿BⅠ(1点)、皿C(1点)、壺E(2点)、壺K(1点)、壺L(1点)、壺蓋(5点)、甕C等がある。杯AⅣ(194)、杯BⅠ(198)は底部不調整のⅠ群土器。杯BⅢ(196)は、底部不調整で、灰色~灰青色を呈し、磁器質に焼き締まる。畿外産。杯BⅣ(195)は口縁部が内湾し椀形に近い形態をとる。底部はロクロケズリで調整し、杯BⅢ蓋(192)と相似た胎土組成を持ち、全面に灰が降着する。畿外産産地不明。杯BⅠ蓋(185~188)は、いずれもA形態の縁部で頂部外面はロクロナデで調整する。器高が高く、縁端部が外方にふんばるもの(185)と比較的高く縁部の屈曲が大きいもの(186~188)に分かれる。186以外はⅠ群土器。杯BⅢ蓋(189)はA形態の縁部で頂部外面はロクロナデで調整するⅠ群土器。杯BⅣ(190~193)には傘形の頂部で縁部がわずかに屈出するもの(190~192)と平坦な頂部で縁部との境が明瞭でないもの(193)がある。頂部外面はいずれもロクロケズリ調整で、190・191は灰白色の砂っぽい胎土で灰白色に焼き上がり、頂部外面に明るい緑色の自然釉が降着する。美濃産。192は縁部の挽き出しがにぶく厚く、暗灰青色を呈す。産地不明。193は他に較べ器高が低く口径も小さいⅠ群土器。皿BⅠ(197)は底部ロクロケズリ調整。皿C(199)は底部不調整で焼きが甘く暗灰褐色を呈し、内外面に火襷痕をとどめる。Ⅰ群土器。壺Eは底部が狭く、体部の外傾度が高い形態で、肩にするどい稜をもち、口縁端部の挽き出しがにぶく厚いもの(206)、他に肩の稜が不明瞭で口縁部を薄く挽き出すもの(205)がある。後者はⅠ群土器。前者は、底部は不調整であるが、体部はロクロケズリで調整する。削りはひっくり返さず正位の状態で行っている。産地不明。壺蓋のうち200と201は壺Aの蓋で、200は平坦な頂部と直角に折れ曲がる縁部からなり、身にかぶせたまま焼成するため、口縁端部内側には薄い突起を作り出し、融着しても横から叩いて取りはずせる工夫が見られる。Ⅰ群土器。201は内湾気味の傾斜で縁部にいたり、短い縁部が付く。外面全面に暗灰緑色の自然釉が降着し、内面は縁部周辺部が暗灰褐色に発色し、高火度の酸火炎で焼成されたことが分かる。猿投産。他の蓋は(202~204)いずれも小型壺とセットをなすもので、やや斜傾する頂部と断面逆三角形の短い縁部からなる。頂部はすべてロクロケズリで調整、暗灰緑色の自然釉が降着する。壺L(207)は、肩部まで挽き上げたのち、粘土紐を巻き上げ、ロクロで調整した別の頸部を円板状の粘土に取り付け一体にした後に、円板に穴を穿ち、それを肩部に貼付ける三段構成によって作られている。底部は欠損するが体部はロクロケズリで調整。外面に自然釉が降着する。美濃産か。

ii 井戸S E7900出土土器 (PL. 105—124~132. Fig. 41)

内裏の東を限る塀のほぼ中央内側にある内裏内唯一の井戸で、内裏Ⅱ期~Ⅶ期まで存続する。よく清掃が行き届き、土器の量は極めて少なく、すべて内裏廃絶後の土器である。井戸底からは、土師器杯AⅢ(125)、黒色土器A類の杯A(132)の破片が出土したにすぎず、他は井戸の埋土から出土した。尚、井戸が埋まった後も凹みとして残ったらしく、その凹みの埋土から、12

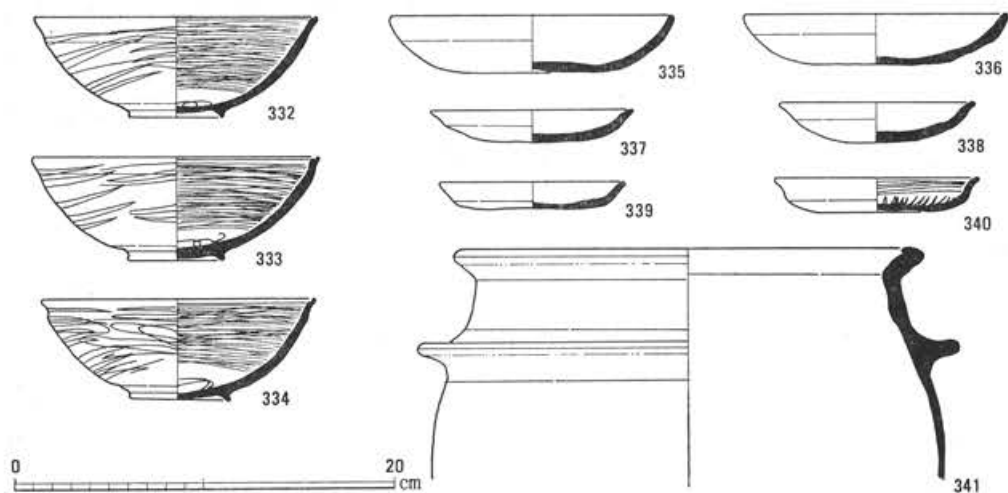


Fig. 41 SE7900 埋土上層出土土器

世紀前半の瓦器碗 (332~334)・小皿 (340), 土師器の皿(335~338)・土釜 (341) などが出土している (Fig. 41)。

井戸出土土器のうち, 杯AⅢ (125)・碗A (130)・皿AⅡ (128) は宮廃絶直後の時期に, 他の1群は平城京左京一条三坊の三坊大路東側溝 S D650 上層の土器群と共通する特徴を持ち, 9世紀後半に位置付けられる。杯AⅢ (125) は三段ナデのf手法で調整する。口縁部内面にもヨコナデによる凹凸が残り, コテの使用痕跡は認められない。I・II群のいずれにも属さない。碗A (130) は長岡京から出土する碗Cと分類されている1群と形態技法が一致する。すなわち, 口縁部上端のみをヨコナデし, 以下の部位は調整しないe手法による。口縁部外面を4回に分け, 底部外面は一方向にヘラミガキを施す。皿AⅡ (128) a₀手法で調整するが, 底部に木葉痕を認めない。外面には粘土紐巻き上げ痕跡をとどめる。I群土器か。

以下に述べる9世紀後半に属す一群は, いずれも器壁が薄く, 胎土に雲母を多量含み, II群系統に属す。杯AⅢ (124) は完形品で, e手法で調整する。内面には, 凹凸をヘラ状のもので削った痕跡(ハケ目痕)をとどめる。杯B (129) は口径16.6cm, 器高3.5cmの中型品で口径の割に器高が低い。C₀手法で調整し, 底部内面にはハケ目痕をとどめる。皿AⅠには口縁端部が内側に大きく肥厚するもの(127), 小さくつまみあげたもの(126)の両種がある。いずれもC₀手法で調整するが, 後者は口縁部のヨコナデの屈曲部を削り残す。皿C (131) はe手法で調整する小皿で灯火器として使用する。黒色土器A類の杯A (132) は, 互いに接合しない口縁部と底部の小片であり, 口縁部内面・底部内面に暗文を施す。

C 建物出土土器 (Fig. 42—278~281)

i I期建物出土土器 (S B7864)

I期御在所正殿東北にある東西棟 S B7864 の入側柱列東第5の掘形から¹⁾土師器杯BI (278), 須恵器杯AⅡ (280), 杯BⅣ蓋 (279) が, 南側柱列第5の掘形から須恵器杯BⅡ (281) が出土した。

1) 東端の柱穴から数えて5番目の柱穴という意味である。以下も同様に略記する。なお, 「柱穴」とする表記は, 掘形・抜取穴の判定がつかないものを指す。

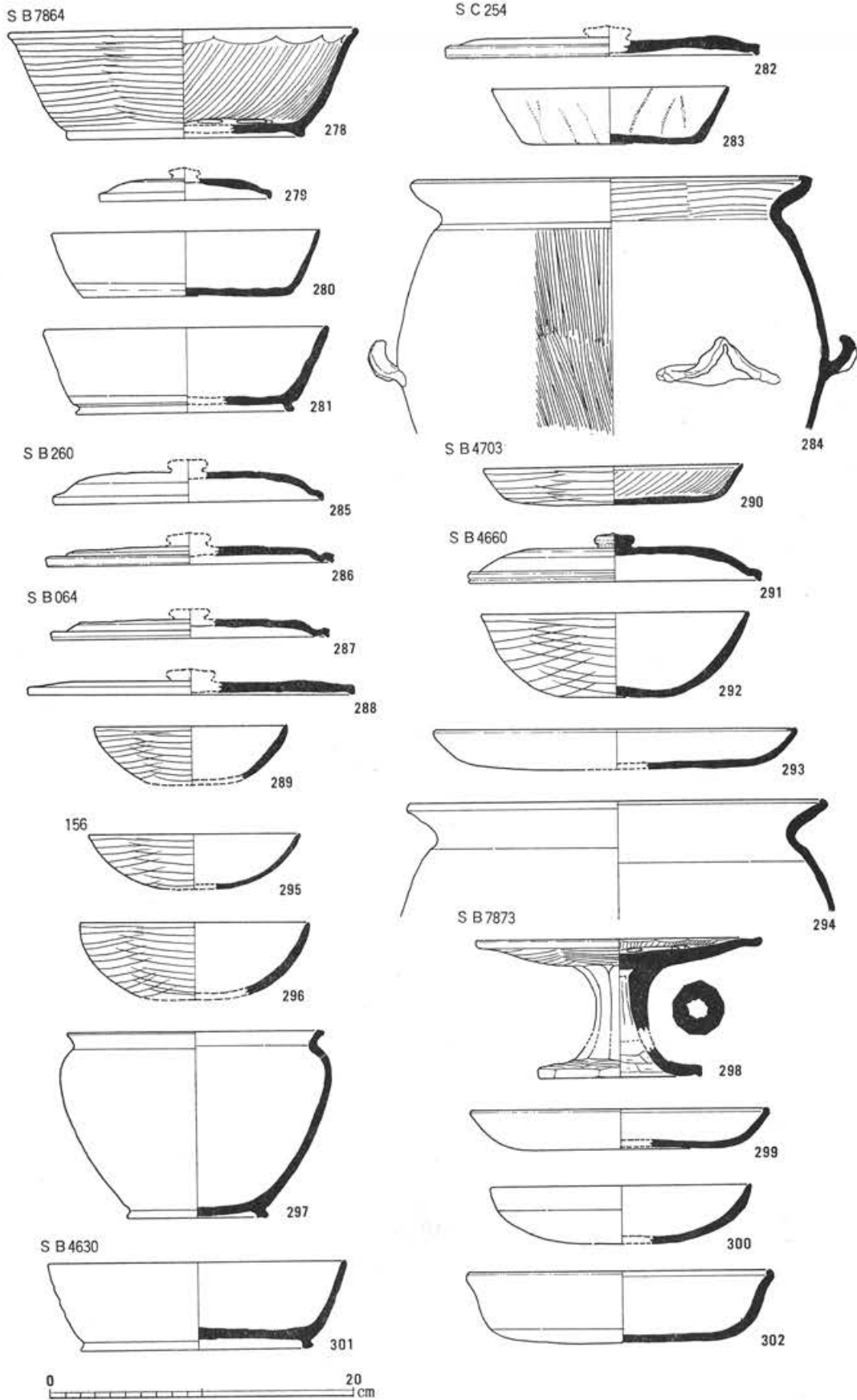


Fig. 42 建物出土土器 1

I期の造営時期を考える上で重要な資料となる。いずれも平城宮土器Ⅱに属す。

土師器の杯BI(278)は b_1 手法で調整し、底部内面に螺旋暗文・口縁部に斜放射暗文と連弧暗文を施す。I群土器。須恵器の杯AⅡ(280)は、底部及び口縁部をロクロケズリ調整するⅡ群土器。高温で焼成され、火彫れを生ずる。

ii Ⅱ期建物出土土器(S C 254・S B 260・S B 4703・S B 4660)(Fig. 43—282~294)

S C 254
出土土器

内裏正殿を囲う北回廊S C 254の北側柱列東第4の柱穴から須恵器杯BI蓋(282)、中央柱列東3の柱穴から土師器甕B(284)、同東第6の柱穴から須恵器杯AⅡ(283)が出土した。出土位置に付いては確証はないが、掘形の可能性が高い。時期的には、いずれも平城宮土器Ⅲに属す。須恵器杯AⅡ(283)は、完形品で底部外面不調整のI群土器で内外面に火禿痕が残る。杯BI蓋(282)は、平坦な頂部とわずかに屈曲する縁部からなり、頂部外面はロクロケズリ調整。I群土器。土師器甕B(284)は、体部に平面形が三角形を呈する把手を持つ。

S B 260・4703
出土土器

内裏御在所地区の東脇殿S B 260の南妻柱列中央の柱抜取穴から須恵器杯BⅡ蓋(285・286)の破片が出土し、Ⅱ期建物の廃絶時期を呈す。両者ともにI群土器で頂部外面ロクロナデ調整。285は平城宮土器Ⅲに、286は平城宮土器Ⅳ~Ⅴに属す。御在所地区の正殿S B 4703の南側柱列西第1の掘形から、土師器杯CⅡ(290)が出土した。 b_1 手法で調整し、内面に螺旋暗文と斜放射暗文を施す。I群土器で平城宮土器Ⅲの古段階に属す。

S B 4660
出土土器

御在所地区の西脇殿S B 4660東底列北第1の掘形から土師器碗AI(292)、須恵器の杯BⅡ蓋(291)が、西側柱列北第2の柱抜取穴から土師器皿AI(293)、甕A(294)が出土した。碗AI(292)は a_3 手法で調整するI群土器。須恵器杯BⅡ蓋(291)はA形態の縁部を持ち、頂部外面へラケズリ調整するI群土器。いずれも平城宮土器Ⅲに属す。皿AI(293)は器面が荒れているため磨きの有無は確認できないが、 c 手法で調整するⅡ群土器。甕A(294)は、口縁端部のつまみ上げが鈍く、わずかに突出する。いずれも平城宮土器Ⅳ~Ⅴ。

以上Ⅱ期建物出土土器について述べたが、取り上げなかった別の建物出土遺物も含めまとめれば、掘形からは平城宮土器Ⅲが、抜取穴からはⅣ~Ⅴが出土する傾向が指摘できよう。

iii Ⅲ期建物出土土器(S B 4630・S B 064・S B 7600・S C 156)(Fig. 42~293~297, 301・302)

S A 4630
出土土器

御在所地区の正殿・後殿・前殿の東にある南北塀S A 4630の北第3の抜取穴から須恵器杯BI(301)が、北第10柱穴から土師器の杯AI(302)が出土している。土師器杯AI(302)は a_0 手法で調整するI群土器。須恵器杯BI(301)は完形品で底部不調整。I群土器で底部外面、高台よりの一字の墨書があるが判読できない。両者とも平城宮土器Ⅳの古段階に属す。

S B 064
出土土器

御在所北方の東西棟S B 064の北側入側柱列東第3の柱穴から、須恵器の杯BI蓋(288)・杯BⅡ蓋(287)が、南底列東第4柱穴から土師器碗のAⅡ(289)が出土した。正確な出土地点は不明であるが、抜取穴から出土した可能性が高い。杯BI蓋(288)は頂部ロクロケズリ調整するI群土器。杯BⅡ蓋(287)は頂部ロクロナデ調整するI群土器。碗AⅡ(289)は a_3 手法で調整するI群土器。いずれも平城宮土器Ⅳ~Ⅴ。

S B 7600
出土土器

南面築地回廊東南隅に取付く東楼S B 7600の南底列東第4の礎石抜取穴から、土師器杯AⅡ(Fig. 40—251)須恵器の壺L(Fig. 40—227)が出土した。壺Lは互いに接合しないが、口頸部と

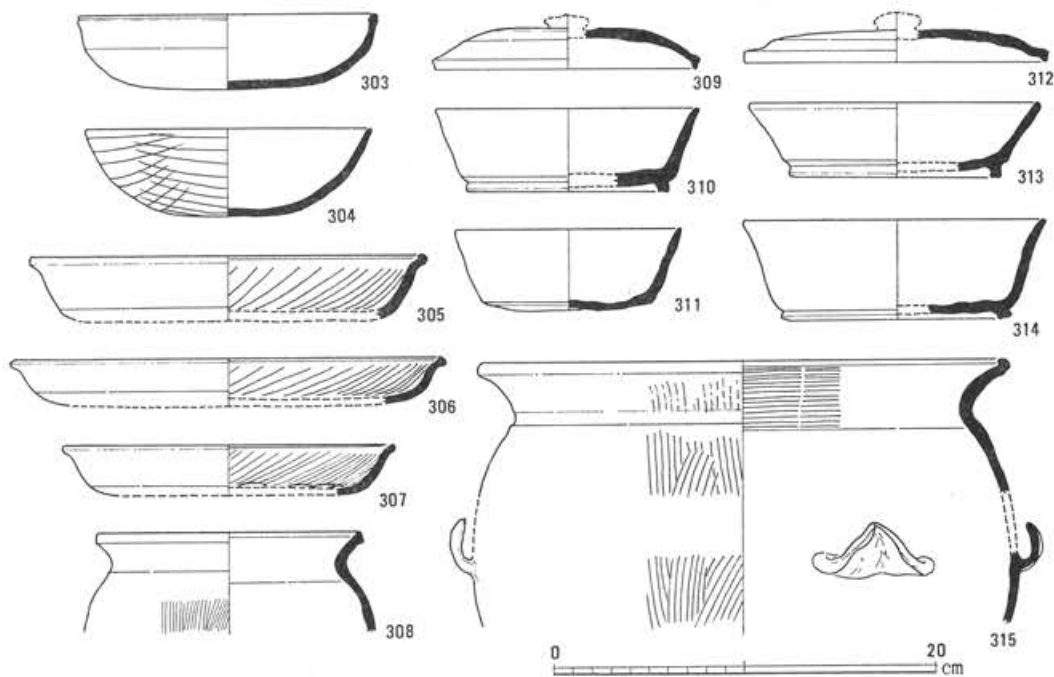


Fig. 43 建物出土土器 2

体部の破片で、高温で焼成され自然釉が降着する。杯AⅡはC₀手法で調整するⅡ群土器。

東築地回廊S C 156の基壇構築土から、土師器碗AⅠ(296)、須恵器壺蓋(P.L. 105—141)が、礎石抜取穴から須恵器鉢D(297)、土師器碗AⅠ(295)が出土した。碗AⅠ(296)はC₃手法のⅠ群土器。壺蓋(P.L. 105—141)は頂部外面ロクロケズリ調整のⅠ群土器。いずれも平城宮土器Ⅲに属す。鉢D(297)は、底部不調整。産地不明。碗AⅡ(295)は、C₂手法のⅡ群土器。いずれも平城宮土器Ⅴ～Ⅶに属す。

iv IV期建物出土土器 (S B 7873・S B 4800・S B 4721・S B 4704) (Fig. 42—298~300, Fig. 43—303~315)

内裏東北隅にある南北棟S B 7873の西側柱列南第3の柱痕跡から土師器 皿AⅠ(299)・高杯(298)が、同南第5の柱痕跡から土師器碗D(300)が出土した。皿AⅠ(299)はC₀手法のⅡ群土器。平城宮土器Ⅴ。高杯(298)は、口径18.4cm、復原高9.2cmを測る小型品で、杯部外面にヘラミガキ調整を施し、内面に螺旋・斜放射・連弧の三段暗文をあしらう。裾部内面及び裾部外側面にはヘラケズリ調整を施し、外面にはヘラケズリを施す。Ⅰ群土器で平城宮土器Ⅱ。碗D(300)は狭い平底と内湾する口縁部からなる形態でb₀手法で調整する。産地不明。

S B 7873
出土土器

内裏西北方にある東西棟S B 4800の南側柱列西第4の柱掘形から碗X(303)が出土した。碗Xは宮内から出土することは稀で、第一次大極地区S A 3777の柱痕跡・S B 7802の柱抜取穴等から出土しているに過ぎない。時期的には平城宮土器Ⅲ・Ⅳに伴う例が多い。

S B 4800
出土土器

御在所地区西側にあるS B 4721の柱掘形から、土師器杯AⅡ(305)、碗AⅡ(304)が出土した。両者ともにⅠ群土器で、杯AⅡはa₀手法で調整し、内面に螺旋暗文と斜放射暗文をあしらう。碗AⅡ(304)はa₂手法で調整。両者ともに平城宮土器Ⅲに属す。

S B 4721
出土土器

御在所正殿S B 4704の北側柱列東第一の掘形から土師器甕B(315)、須恵器杯AⅢ(311)・杯

S B 4704
出土土器

BⅢ(310)が、南底列東第5の掘形から杯BⅢ蓋(312)が、同抜取穴からは土師器皿AⅠ(306)・皿AⅡ(307)・甕A(308)、須恵器杯BⅡ(314)・杯BⅢ(313)が出土した。また図示できないが、南側柱列西第2の抜取穴からは平城宮土器V・Ⅵ属す土師器が出土している。掘形出土品はいずれも平城宮土器Ⅳに属し、須恵器杯AⅢ(311)、杯BⅢ(310)は底部不調整。杯BⅢ蓋(312)はロクロナデ調整。

柱抜取穴出土品には各時期のものがある。土師器の皿AⅠ(306)・皿AⅡ(307)はa₀手法で調整し、内面に螺旋と斜放射の二段暗文をあしらう。Ⅰ群土器で平城宮土器Ⅲ。甕A(308)は口径13.6cmの小型品で、口縁端部が上方にわずかに突出する。須恵器杯BⅡ(314)は底部不調整、杯BⅢ(313)は、底部ロクロケズリの後、ロクロナデ調整。いずれもⅠ群土器。杯BⅡ蓋(309)はA形態の縁部で、頂部外面は、ロクロケズリの後、ロクロナデ調整。美濃産か。

V V・Ⅵ期建物出土土器 (S A 8044・S B 063・S A 4761・S B 4610・S B 8007・S A 4760・S B 7881・S A 248) (Fig. 44—316~322, PL. 107—208~250)

S A 8044
出土土器

御在所を東側塀の北端から更に北に延びる S A 8044 の南第3の掘形から、須恵器の杯BⅢ(316)、同柱抜取穴から土師器の杯C(317)・碗AⅡ(319)、南第2の柱抜取穴から、土師器の皿

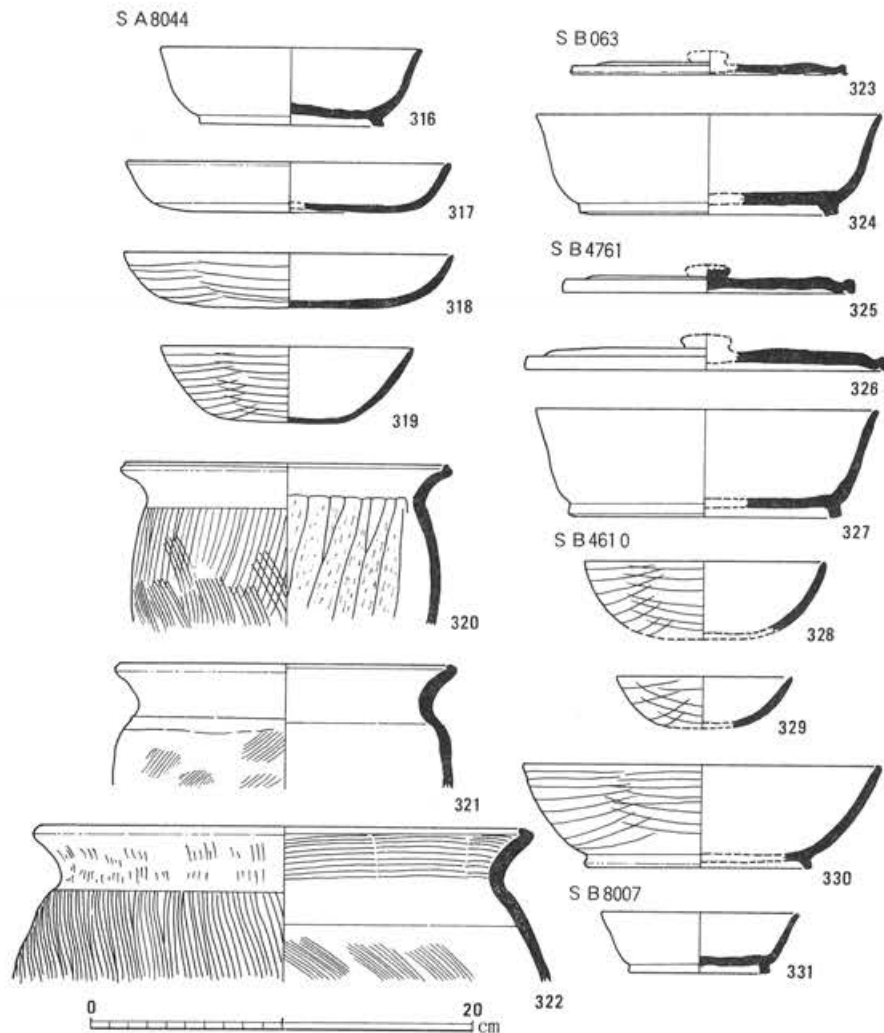


Fig. 44 建物出土土器 3

AⅡ(318)・甕(320~322)が出土した。須恵器杯BⅢ(316)は底部不調整。生駒産か。土師器杯C(317)はa₀手法のⅠ群土器。皿AⅡ(318)はC₀手法のⅡ群土器。椀AⅡ(319)はC₀手法のⅡ群土器。甕A(320)は、体部内面を縦方向にヘラケズリ調整する。河内産。掘形及び抜取穴出土土器とともに平城宮土器Ⅴに属す。

内裏北辺にある東西棟S B063の東妻柱列北第2の柱抜取穴から須恵器杯BⅢ蓋(323)が、南側柱列東第3柱穴から杯BI(324)が出土した。杯BⅢ蓋は頂部外面ロクロナデ調整、杯BIは底部不調整。両者とも産地不明で平城宮土器Ⅴに属す。図示したもの以外に、南側柱列東第3の柱穴出土の杯BI蓋があり、S B7881の柱抜取穴出土のそれと同一個体である。

S B063
出土土器

御在所の北の塀S A4761の東第14の掘形から杯BⅡ蓋(325)、東第15の掘形から杯BI蓋(326)が、東第6の掘形から杯BI(327)が出土した。いずれも須恵器で、杯BⅡ蓋(325)。杯BI蓋(326)はいずれも扁平で頂部外面ロクロナデ調整。杯BI(324)は底部外面ロクロケズリの後ロクロナデ調整を施す。前二者は平城宮土器Ⅴに、後者はⅣに属す。産地不明。

S A4761
出土土器

Ⅵ期の御在所前殿S B4610の北側柱列東第3の掘形から土師器の椀AⅠ(328)、椀AⅡ(329)、杯BⅡ(15)が出土した。椀AⅠ(13)はa₀手法のⅠ群土器、椀AⅡ(14)、杯BⅡ(330)はそれぞれC₀手法、C₁手法で調整するⅡ群土器。いずれも平城宮土器Ⅴに属す。

S B4610
出土土器

御在所の東北隅の囲いの外にある東西棟S B8007の柱穴から須恵器の杯BⅣ(331)が出土した。底部外面不調整で平城宮土器Ⅴに属す。生駒産か。

S B8007
出土土器

御在所の西塀S A4760の北第12・13・14の各柱抜取穴から平城宮土器Ⅵに属す土器類が出土した。その大半を土師器が占め、須恵器も少量出土している。

S A4760
出土土器

土師器の杯Aは法量の上で、口径19.0cm、器高3.9cmの杯AⅠ(208)、口径15.0~15.5cm、器高3.5cm前後の杯AⅡ(209~211)、口径13.5cm前後、器高3.5cm前後の杯AⅢ(212~215)の3種類に分化している。いずれもⅡ群系統の土器でC₀手法で調整する。

杯Bには、口径18~19cm、器高5.3cm程度の杯BⅡ(225・226)と口径17cm前後、器高4.9cmの杯BⅢ(224)があり、いずれもⅡ群系統の土器でC₁手法で調整。

皿Aには、口径18.4~20.8cm、器高2.4~2.9cmの皿AⅠ(216~220)と口径16.1~16.5cm、器高3cm未満の皿AⅡ(221・222)があり、218・219はⅠ群系統の土器でa₀手法で調整、他はⅡ群系統土器でC₀手法で調整する。

壺E(223)は口径7.0cm、復原高6.6cm程度の小型品。体部外面はヘラケズリの後、横方向にヘラミガキを施す。Ⅱ群系統土器。

甕A(227)は口縁端部が上方にわずかに突出するのが特徴で、体部外面には粗い縦方向の刷目を残す。甕A(228)は粘土紐巻き上げ後、叩きによって体部を球形に成形したもので、体部外上半部を横方向に、下半部を縦方向にハケ目を施す。

須恵器杯A(230)は底部が狭く、口縁部が比較的長い椀Aに近い形態で、底部外面不調整。杯BI蓋(229)は、縁部が大きく屈曲する形態で頂部外面ロクロナデ調整。

内裏東北にある東西棟S B7881の南側柱列東第1、同東第5、北側柱列東第4の各柱抜取穴から、平城宮土器Ⅵに属する土器類が出土した。前述のS B4710の抜取穴出土品とともに平城宮土器Ⅵの古段階を代表する。

S B7881
出土土器

土師器の杯AⅠ(232)、皿AⅠ(233・234)はC₀手法で、杯BI蓋(236)はC₀手法で、椀A

(237) は C₂ 手法で調整する。いずれも II 群系統の土器。椀 C (231) は e 手法で調整する I 群系統の土器。

黒色土器 A の杯 A I (235) は C₂ 手法で調整，器壁が荒れ内面の暗文の有無不明。外面には粘土巻き上げ痕跡をとどめる。甕 A (238) は外反する口縁部と球形の体部からなり，体部外面と内面全面にヨコ方向のヘラミガキを施す。

須恵器の杯 A III (239) は土師器の f 手法による杯 A III と形態・法量が一致する (PL. 104—87 参照)。底部外面不調整。杯 A III (240) は，239 より器高が低く，底部外面不調整。杯 B II (243) は底部端に断面方形の低短な高台を付し，口縁部が内湾気味に立ち上がる形態で底部不調整。杯 B I 蓋 (242) は頂部はロクロケズリの後，ロクロナデ調整。S B 063 の柱穴出土のものと同一体。須恵器はいずれも産地不明。

S A 248 出土土器

正殿地区の東堀 S A 248 の南第 6 の柱抜取穴から，土師器の杯 A I (245・246)，杯 A II (244)，皿 A I (247・248)，杯 A I (250)，杯 B I 蓋 (249) が出土した。皿 A I (248) は I 群土器で a₀ 手法で調整する。他は II 群土器で，杯・皿は C₀ 手法で，杯 B I 蓋は C₁ 手法で，杯 B I 蓋は C₃ 手法で調整する。平城宮土器 VII の古段階に属す。

D 特殊土製品・墨書土器・埴輪 (PL. 7—323~328)

土馬 特殊土製品には，埴輪・陶硯・土馬がある。土馬は 6 A A Q 区の包含層，S C 156 の雨落溝上層 (805)，S C 640 の雨落溝からそれぞれ I 点，6 A A P 区の井戸 S E 7900 の井戸底のバラスより I 点 (802)，計 4 点出土した。いずれも小型の土馬で完形品はない。粘土板から四肢・頸部・尾部をつまみ出し折り返したものに，楕円形に近い粘土板を頸部に取り付け頭部を作る形式で奈良時代末期に属す。

硯 硯はいずれも須恵器で作られたもので，6 A A Q 区の S C 640 の雨落溝 (323)，6 A A Q 区の溝 S D 7863 (801)，井戸 S E 7900 西方の土壌 (802)，包含層 (802) から蹄脚硯片が S D 7872 から花卉硯 (804) が出土している。800 は硯部と脚台とを別作りにして接合する型式，蹄脚硯 A に属し，802 は，その型式に属す脚台片。801 は硯部から脚台まで 1 体につくり，脚台に三角形透をあげ，透の間に蹄脚飾りを貼付る型式，蹄脚硯 B に属す。803 もこの形式に属す。804 は，硯部外側面を花卉状にあしらう型式であるが，弁数については不明。八花硯と分類されたものに似るが，八花硯は，内面に硯部外面と同じ形の八花を一段高くして陸部を作り，海と区別するが，この例では海と陸の区別がない。

墨書土器 墨書土器は，前述の S A 4630 の柱抜取穴出土品の他に 6 A A P—L 区にある小穴 2 基から，それぞれ 1 点ずつ出土しているが，一つは，杯 B 蓋の頂部外面に，他は杯 B の底部外面に墨書したもの，いずれも判読不可能。

水鳥形埴輪 埴輪は，包含層・整地土にも混じるが，多くは神明野古墳前方部周溝中から出土した。多くは円筒埴輪片であるが，ここでは比較的残りのよい水鳥形埴輪 (805) を取り上げる。805 は台となる円筒部・頭・羽・尾を欠損するが，体部はほぼ完全に復原出来る。尾と羽をそりあげた形の水鳥で，ハケ目で調整する。後部には円孔をうがつ。

3 木製品・金属製品・石製品

今回報告する調査区から出土の木製品・金属製品・石製品は、調査面積のわりに出土点数が少なく、木製品24点、金属製品57点、石製品4点、ガラス製品1点を数えるにすぎない。金属製品には鉄製品52点と銅製品5点があり、鉄製品の大半を鉄釘(42点)が占める。銅製品には銅銭3点と鈎帯具の丸柄と薄板小片が各1点、石製品には巡方1点と砥石3点がある。以下種類ごとに説明する。

A 木製品 (PL. 109・110—1~23・Fig. 45)

木製品の点数はごく少なく、17が市庭古墳周濠から、19がS E 7900掘形から出土した以外は、すべてS E 7900埋土からの出土である。木製品の名称は、奈良国立文化財研究所『木器集成図録 近畿古代編』1984による。

斎串(1~3) 完形に近いものが3点と、頭部を欠くものが1点ある。いずれも針葉樹板目材で、表裏面とも割り板面をとどめる。1は両側面の左右対称位置を三角形に切り欠くCⅥ型式で、切込みが8対ある。片側の大半と他側の一部を欠損する。長さ32.3cm、幅2.3cm、厚さ2.8cm。2と3はCⅣ型式で、頭部の切込みは左右とも2回、基部を少し欠く。いずれも復原長23.2cm、幅2.8cm、厚さ2.0cm。

部材(4) 朱の痕跡がある板材で、左右の縁辺近くに3個一対の小孔があり、綴じ穴に樺がのこる。曲物容器の側板を再加工したもので、他の材と組み合わせて用いられたものか。全形は不明。長さ14.0cm、幅6.9cm、厚さ0.6cm。

木錘(5~12) 2種類出土している。ひとつは、いわゆる「槌の子」である。丸木材を用いるもので、端部側面には樹皮をのこす。中央部は中心に向かって両方から円錐形状に削込む。完形品が4点と、端部を欠損するもの1点、中央部で折れたもの1点がある。5は中央部で折れており、端部径は4.4×4.0cm。6は長さ12.3cm、端部径3.9×3.4cmおよび4.5×3.7cm、中央部径2.6×2.5cm。7は長さ13.7cm、端部径3.8×3.4cmおよび3.9×3.4cm、中央部径2.6×2.3cm。8は長さ13.5cm、端部径4.9×4.0cmおよび4.5×3.8cm、中央部径2.9×2.9cm。9は長さ14.1cm、端部径4.8×4.3cmおよび4.0×3.6cm、中央部径2.9×2.4cm。10は一端を少し欠くもので長さ13.8cm、端部径4.6×3.8cmおよび3.6×3.3cm、中央部径3.0×2.9cm。6・7・10および8と9はそれぞれ同一材から制作したものと考えられる。

もう一種は、丸太材の両端を切断し、その約3分の1を割りとり、材のほぼ中程の丸木面から割面にかけて方孔を貫通させたもので、丸木面にはなお樹皮がのこっている。アカガシ亜属。2点出土しており、同一材から作りだしたものらしい。5は長さ15.4cm、幅6.7cm、厚さ3.0cm、6は長さ17.1cm、幅6.3cm、厚さ3.4cm。

櫛(13~16) 完形品1点と破片3点。完形品(13)は、肩部が角張るAⅠ型式で、破片のうち端部を含む2点(14, 16)は、肩部に丸味をもつAⅡ型式である。大きさをみると、13は幅11.6cm高さ3.7cm、14は残存幅6.8cm高さ3.6cm、15は残存幅5.0cm高さ4.3cm、16は残存幅7.1cm高さ4.4cmで、高さの差で2群に分けることができる。

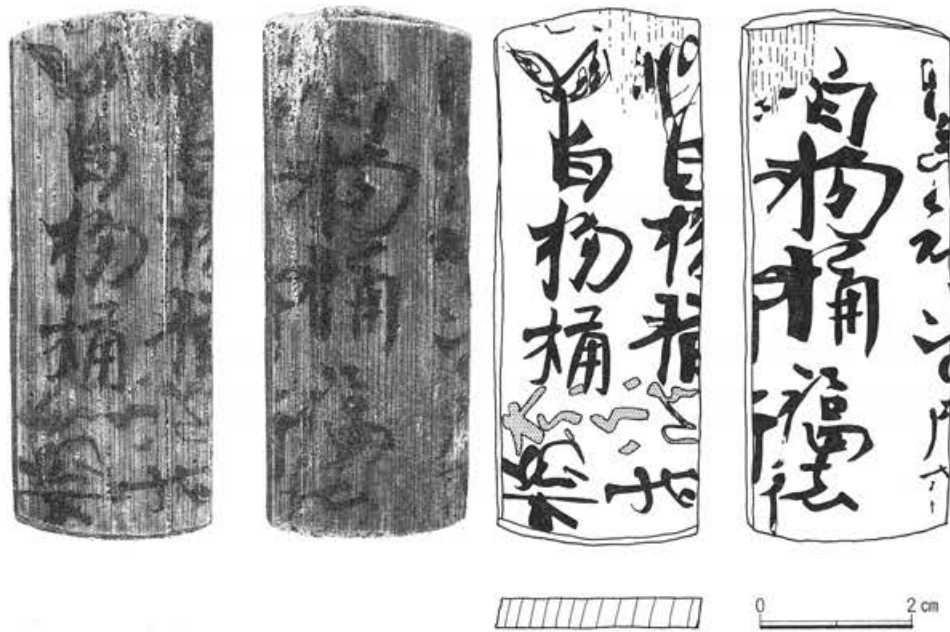


Fig. 45 墨書のある曲物底板片 (1:1)

曲物容器 (17~24) 曲物容器は、側板と底板が遊離した状態で出土した。側板は、破損が著しく図示できるものはない。20はヒノキ材目の釘結合曲物底板で、側面に目釘穴が7つある。一部が欠ける。直径 27.2cm, 厚さ 1.0cm。表面裏面とも削り、全面にシブを塗っているが、表裏とも傷が多数ある。17は樺皮結合曲物Aの底板である。縦じ穴が4対ある。21は釘結合曲物底板で残存率 $\frac{1}{2}$, 直径は 25.2cm。板目。19は残存率 $\frac{1}{2}$ 弱で直径は 17.2cm に復原される。針葉樹柾目。表裏とも腐食が著しい。18は残存率 $\frac{1}{2}$, 復原直径 23.4cm。ヒノキ柾目。あたりが多い。22は蓋板で残存率 $\frac{1}{2}$, 板目材。厚さ 0.51cm。23は折敷の底板で、残存長 27.2cm, 厚さ 0.79cm。残存率 $\frac{1}{2}$, 下部の再側面を削っている。

Fig. 45—24 は、曲物底板片とも考えられるが、一方の端の削り方が雑であり、断定はできない。復原径は、7.1cm, 厚さ 0.43cm。表に「白物桶」と2回墨書し、その下に向きをかえて「奈尔波」「物□」と書く。上部には墨画らしきものが描かれるが、一部欠失しており何の絵かは不詳である。裏面には、「白物桶福徳」ほかの墨書がある。

B 鉄 製 品 (PL. 111—1~17)

刀子 (1~3) 3は現存長 23.9cm の大型の刀子。切先をわずかに欠損するが完形に近い。茎部に柄の木質が、茎元に幅 0.45cm の銅板を巻いた縄が残る。茎の長さは 8.9cm で、茎先は尖がる。身の造りは錆のため明瞭でないが、両面平造りとみられ、刃部の先端付近がわずかに研ぎ減る。身の長さは 15cm あり、『延喜式』木工寮にみえる五寸刀子に相当しよう。正倉院に残る80口の刀子は大部分が刃長 10cm 以下の小型品で、最大のものでも刃長 15.8cm である。『延喜式』彈正台の項には「凡刀子刃長五寸以上。不得輒帶。但衛府者徳之。」とあり、本例が携帯を許された刀子の中では最も大型の部類に入ることがわかる。身元幅 1.45cm, 棟厚 0.5cm。S C 156 西側溝出土。

1は身部を大きく欠失した平造り角棟の一般的な刀子。刃区、棟区はともに不明瞭。現存長14.8cm、棟厚0.48cm。S B7600 礎石抜取穴出土。2は身元の幅が3cmの大型刀子。錆化により全体が膨れ変形著しい。棟区・刃区を明瞭に造り出した両面平造り。棟厚は0.6cmと厚く、角棟の角がわずかに丸まる。

本例は身幅1寸の超大型刀子で、『延喜式』木工神祇五齋宮年料供物の項にみえる長1尺、広1寸の刀子に相当し、「長刀子」と呼ばれ、5寸以下の刀子と区別されたものであろう。6AAQ—AA11 区の赤色ガラスより出土。

長 刀 子

紡錘具(5) 径4.6cm、厚さ0.25cmの完形に近い鉄製の紡輪。錆化が著しいが、中央を貫通する軸の一部が残る。軸は径0.45cmの丸棒で、紡輪はわずかに反りをもつ。S B4704 柱掘形より出土。

座金具(6) 復原径7.8cmの円形の座金具。厚さ0.3cmと薄手で、表面をやや甲高に造る。中央に一辺0.65cmの方孔があき、周縁は鑿整形により斜めに小さく面をとる。建物の扉金具とみられる。L O23 区S D4753 出土。

不明品(4) 振りを加えた茎と、緩やかな区部、方形の身部からなる鉄製品。先端に刃部を造り出すが、鏃か鑿か判断としない。現存長6.1cm、身部の長さ3.0cm、身部最大幅1.3cm。S C156 西側溝出土。

釘(7~17) すべて鍛造の角釘で、折損のため全長を知りうるものは少ない。釘頭の残るものが28点あり、その形状から以下のように分類できる。

11・13・14は方形の釘頭をもつ方頭釘。13は1.5cmの脚頂部に2.2×2.3cmの方頭がつく全長20.4cmの完形品。S E7900 石敷上面出土。14は脚に対して頭部のつくりが小さいもの。S A248 柱抜取穴出土。11は逆に大きめの頭部をもつもの。方頭釘は他に1点出土しているが、概して大型品が多い。15・16は釘頭を丸く整形した円頭釘。2点出土。笠形の大きな頭部をもつ通常の円頭釘とは異なり、ともに径1.8cm前後の小さめの頭部である。15はS E7900 石敷上面出土。現存長11.6cm。8・12は脚上端をそのまま短く曲げた折り釘。2点出土。8は小型品で現存長5.9cm。12は脚断面が扁平な大型品。現存長15.5cm。この他に脚上端を叩きのばしてから巻きこむように折り曲げた巻頭釘が4点出土している。いずれも脚断面が長方形で、9・10にみるように長さ6~9cmの小型品である。床土直下から出土しており、時期の降るものであろう。また7のように特別に頭部をつくり出さない方錐形の角釘がS B4712柱穴掘形中、S B7600 礎石抜取穴やS D4810 から5点出土している。このうちS B4712 出土品は3点が束ねた状態で錆化固着している。なお、特殊な釘として、頭部を杏仁形につくった大型の釘(17)がある。

C 銅 製 品 (PL. 111—19・20)

銅鑄(18) 朝服の腰帯を飾る帯金具。最大横幅2.61cm、縦幅1.8cmの完形の丸柄表金具で、帯幅0.9寸の烏油腰帯に伴うものである。甲高に作り、内面に3鋌を鑄出すが、いずれも鋌足を折損する。下辺に沿って横幅1.50cm縦幅0.45cmのやや不整形な透孔があく。黒漆は内外全面に塗られており、特に内面に厚く残る。S E7900 底面出土。

耳環(19) 断面円形の中実の銅製耳環。腐蝕が進む。長径2.9cm、短径2.7cm、断面径0.65cm。

6AAQAI20 区出土。

D 銭 貨 (PL. 112・Fig. 46)

井戸 S E 7900 から銅銭が 3 種 3 点出土した。いずれも遺存状態は良い。以下、型式の分類は『報告Ⅴ』(pp. 97—103) に従う。

和同開珎(1) 「開」字の門構え上端が隸書風に開いた「新和同」。鋳上り良く、銭文は字画が細く鮮明。最も一般的な和同開珎 A で普通和同とよばれるものである。背面の外縁および内部の彫りが深く、文字面厚は 0.4mm と薄い。井戸底出土。

神功開寶(2) 「神功」の二字を欠く半欠品。「開」字は隸開で、和同銭と同様に「开」を「井」につくる。「寶」の貝も小さいなど、最も例の多い「長刀」とよばれる神功開寶 E の特徴をつ。鋳出しは浅く、銭文は不鮮明。外縁の厚さは 1.1mm と薄く、内郭孔は鑿打ち放しのままで不整形。井戸底出土。

隆平永寶(3) 大型の隆平永寶。外縁と内郭の幅が広く、文字も太字であるが、「大様」の中では小字に属する。「永」「寶」がともに小さく、「平」の縦画も短いなど「平永」とよばれる隆平永寶 B。外径 2.64cm, 重量 3.50g。S E 7900 井戸枠内灰褐粗砂層出土。

E 石 製 品 (PL. 111—20~23)

石鏹(20) 白色地に黒色の斑文をもつ黒雲母花崗岩製の巡方。全体に風化が進み、光沢面を失うとともに、四周の側面の面取りも崩壊する。裏面の四隅近くに 2 孔 1 対の潜り穴が長辺に平行して穿れる。うち一箇所は潜り穴の損傷に伴い、1 孔を利用した直交方向に新たな潜り穴を設けている。現存寸法は横幅 3.43cm, 縦幅 3.24cm, 厚さ 0.5cm。6 A A Q—B E 07 区暗褐色土出土。

砥石(21~23) 3 点出土。21 は灰色地に径 0.2cm 大の黒色粒子に含む閃緑岩製の砥石。方柱状の定形化した砥石であるが、通有のものよりもかなり大型品である。長軸方向の四面を使用しており、中央部が大きくすり減ってくびれ、折損に至る。折損後も表裏二面を使用。表裏面は短軸方向に大きく凹状に研ぎ減る。小口から端部にかけての未使用面には採石時の敲打による整形痕が残る。小口部幅 9.3cm, 厚さ 8.1cm, 現存長 21.9cm。S C 156 西雨落溝出土。22 は厚さ 3.7cm 前後の扁平な砂岩製の不定形砥石。折損により本来の形状は不明であるが、上下二面と側面の一部が使用により磨滅する。最大長 24.6cm。S B 7600 砥石採取出土。23 は明灰褐色地に 0.1cm 大の黒色粒子を密に分布する凝灰岩製の砥石。両端を欠損した砥石を玉などの研磨に再利用したもの。表裏面および両側面には当初の平滑な研磨面が残るが、新たに幅 0.9cm 前後、深さ 0.2~0.6cm の平行する溝状の窪みを表面に 5 条、裏面に 3 条設けている。幅 8.2~8.7cm, 長さ 7.3cm, 厚さ 3.2cm 前後。S C 156 柱穴出土。



Fig. 46 井戸 S E 7900 出戸銭貨拓影

第V章 平城宮の内裏

1 平城宮「内裏」及び内裏地区をめぐる研究史

——平城宮「内裏」・内裏地区に関する学説の紹介
と検討，及び研究課題の設定——

平城宮の内裏地区は、第一次大極殿院・朝堂院地区や第二次大極殿院・朝堂院地区、あるいは東院地区などと並んで、平城宮においてもっとも重要な区画の一つである。発掘調査によって内裏地区において検出された多数の遺構はⅠ期～Ⅷ期の、8期にわたって変遷し、そのうちのⅠ期～Ⅳ期までが平城宮の時代に属することについては、既に詳しく述べた。また平城宮の時代に属する内裏地区の遺構の変遷とその歴史的な変遷の意義についてはのちに詳しく論ずる。ここでは、まずこれまでに行われてきた平城宮「内裏」および内裏地区に関する主な研究あるいは学説を紹介して、若干の検討を加え、平城宮「内裏」および平城宮内裏地区に関する問題点を明らかにしたい。

平城宮の「内裏」について最初に見解を提示したのは、関野貞である。関野は、『平城京及大内裏考』¹⁾において、史料に見える平城宮に関連した宮殿の使用例を検討した上で、『続日本紀』に現れる「中宮院」「中宮」の機能が「内裏」とほぼ同じであることから、「中宮院」「中宮」は「内裏」の別称であり、平城宮内に存在した他の宮殿である「東院」や「西宮」等との対比から、「中宮」という呼称は、その位置が宮城の中央にあることによるものであると理解した。なお「中宮」については、「内裏」や「中宮院」と異なり、「内裏」に存在する正殿やその他の殿舎など、「内裏」という区画の中にある個別の殿舎を指す狭義の用法があったとも考えている。関野は、文献史料の検討に次いで平城宮の遺跡について実地踏査を行い、文献史料に見える宮殿の現地への比定を試みている。それによると、「内裏」の遺跡は、「京城の最高位に位置し前面・左右へ次第に低下する極めて高燥の地」である小字東大宮・寺前と小字大宮の一部にかかる地にあり、その規模は東西約70丈・南北約100丈で、ほぼ平安宮内裏の規模に一致すると考えている。関野が「内裏」に比定したのは今日第一次大極殿院地区と呼ばれている区画に当たる。さらに関野は「内裏」に関する史料を整理し、「内裏」の構造についても詳しく述べている。「内裏」には内外兩郭が存在し、内郭には複廊・長廊、外郭には築垣がそれぞれ繞り、兩郭の中には諸殿堂が配置され、その間には「内庭」と呼ばれる比較的狭隘な小庭園があり、そこには多少の花木が植えられ清泉が引かれていた。内郭の南正門は「中宮閤門」と呼ばれ、その内側、「内裏」の最南には平安宮の紫宸殿に相当する内裏の正殿である「大安殿」が南面して建っていた。「大安殿」はまた「正殿」とも「南殿」とも呼ばれた。その北には「中安殿」と「内安殿」がある。「中安殿」は平安宮の仁寿殿に相当し、「大安殿」に次ぐ殿舎で、一方「内安殿」はさらにその後ろにあって平安宮の常寧殿に相当する殿舎である。また「中宮院」の中には「中

関野貞『平城京及大内裏考』

宮西院」と呼ばれた太上天皇の御在所もあり、そこには正寝である「大殿」とその前面にある「細殿」があり、さらにそれらを繞り囲む垣があった。関野は、以上のように、第一次大極殿院地区を「内裏」（「中宮院」・「中宮」）に比定し、その南に広がる南北に長い朝堂院風の区画（第一次朝堂院地区）を「南苑」に当て、その東方にあって大極殿や十二堂の土壇の一部が残る南北に細長い地区（第二次大極殿院地区及び第二次朝堂院地区）を朝堂院と考えた。なお「中宮院」や「中宮」とともに現在に至るまで平城宮の構造を考える上で重要でありながら、その性格や比定をめぐって問題のある「東宮」と「西宮」は、「中宮院」「中宮」を「内裏」の別称と解した関係から、上記の三つの区画の東と西に想定した。以上のように、関野は、平城宮の「内裏」について文献史料のみならず、当時地表に現われていた遺跡にも検討を加えたが、今日内裏地区と称している区画に関して殆ど触れるところがなく、わずかに「東宮」の候補地の一つとして考慮するに留まり、皮肉にも関野が行った画期的とも言える実地踏査に基づく宮殿の研究から内裏地区は除外される結果となった。

関野の文献史料と実地踏査に基づく平城宮の研究が発表されても、そのうち関野の研究を批判・検討するような研究は現われず、また現地でも発掘調査を行い、平城宮の遺構を確認しようとする試みも行われなかった。しかし偶然の機会によって平城宮の遺構が発見されることが全くなかったわけではない。例えば、大正11年史蹟名勝天然紀念物保存法によって平城宮跡は史蹟の指定を受けることになり、翌12年に所管官庁である内務省は、平城宮跡の保存を図るための工事を、史蹟指定地区内にある現在の第二次大極殿院地区及び第二次朝堂院地区を対象として実施した。この工事中で平城宮に関わると考えられる遺構や遺物が発見されたため、工事を追いかける形で奈良県嘱託上田三平によって平城宮における初めての発掘調査が行われた。その結果、三箇所²⁾で建築遺構が確認された。この時の保存工事及び調査成果の報告書である『史蹟精査報告第二 平城宮跡調査報告』²⁾では、これら三箇所の遺構をそれぞれ「大極殿北方建築基壇」、「西方の礎石」、「東北の礎石」と称している。上田は、これらの遺構について、それぞれ次のように述べている。まず、大極殿跡北方で板石を検出した「大極殿北方建築基壇」は、「西方の礎石」との関係から、大極殿北方の東西に長い土壇をもって広がる建築遺構の南辺に当たる可能性があり、「唐の宮城の千秋殿万春殿に相当する殿堂」かとも想像している。次に「西方の礎石」は、礎石の大きさからみて大建築ではなく、「回廊の如き装飾的な建築か或は殿堂の附属建物」ではないかとし、また「東北の礎石」については礎石自体が「西方の礎石」とほぼ同様のもので、両者はともに「回廊の如き建物であろう」とした。上田は決して明瞭な形で述べてはいないが、これら三者の建築遺構が一連のもので、全体として回廊のような長大な建築となるものと想定していたと考えられる。その想定は今日からすると、全く正鵠を得ていたのであり、上田が検出した遺構は、内裏地区第Ⅲ期以降に属する南面及び東西両面の築地回廊の一部であったのである。しかし上田は、それらを具体的に平城宮のどの施設に当てるとについては検討しておらず、この時発見された遺構が平城宮の「内裏」と深い関わりを持つものであることが認識されるには、さらに後代の発掘調査の成果を待たねばならなかった。

上田三平
『史蹟精査
報告第二
平城宮跡
調査報告』

岸熊吉
の調査

また昭和3年1月には、関野が「東宮」の候補地の一つとして取り上げていた小字石田の地において、石材の取得を目的とした試掘が行われ、多数の自然石が並んでいる状態で発見された。当時奈良県技師であった岸熊吉は、このことを聞き及び、土地所有者である溝辺文太郎と

ともに同年4月まで発掘調査を行い、内裏地区の東方にある平城宮の基幹排水路で、今日東大溝S D2700と命名している石組溝を発見するに至った。しかしこの調査においても検出された東大溝と平城宮「内裏」との関係は勿論、その遺構が平城宮の何の遺構であるのかも明らかにされないままに調査は終了された。³⁾

以上のように全く偶然の機会に平城宮の「内裏」に関わる遺構が地表に露にされたにも関わらず、大正に行われた上田三平の調査においても、また昭和の岸熊吉による調査においても、現在から見ると平城宮の「内裏」を理解する上で重要な遺構が実は確認されていたのであるが、今日の内裏地区に平城宮の「内裏」に関わる遺構が存在していることを確認するには至らなかった。

そののち平城宮の「内裏」に関わる遺構は、学術的な発掘調査とは異なる、今日言うところの事前調査によって再び地表にその姿を現すことになる。すなわち第二次世界大戦終了後の昭和28年12月、特別史跡平城宮跡の北辺に当たる通称一条通り(小字松本)において、日米行政協定に基づく道路拡幅工事が計画・実施され、その工事の最中に、平城宮に関する遺構が発見された。同年末より奈良県教育委員会が緊急に発掘調査を実施し、さらに翌29年1月からはその調査結果に基づき文化財保護委員会が国営によって発掘調査を継続した。その結果、多くの掘立柱穴や凝灰岩切石を用いた溝・礎石などが見つかり、少なくとも三回の変遷をもつと考えられる数棟の建物群が確認された。報告書『平城宮跡』⁴⁾では、それらの柱穴や礎石あるいは礎石の据え付け痕跡を、掘立柱建物2棟(重複関係があり、いずれも改修の痕跡が認められると考えた)とそれよりのちに属する凝灰岩礎石建物1棟のもので、いずれも一条通りに沿う長大な東西棟建物と考え、特に後者については複廊や回廊の可能性を否定した。しかしこれらの建物が平城宮の「内裏」に関連する遺構であることは勿論、平城宮中の如何なる建物であるのか、あるいは既に上田三平によって大正に確認されていた三箇所⁵⁾の建築遺構との関係などについても全く検討が行われておらず、そのことは報告書の副題が「朝堂院北方地域の調査」とされたことにも端的に現れている。因みに、この調査で確認された遺構で、報告書で述べられているような長大な建物として現在も考えられているのは凝灰岩礎石を用いた礎石建ち建物で、これはⅢ期の内裏地区北辺を区画する北面築地回廊S C060に当たる。なおこの調査で検出された遺構はⅤ期を除く残る5時期に属するものである。以上のように検出された遺構が、平城宮の「内裏」に関わるのものであると認識されずに終了した調査ではあったが、この調査によって平城宮の遺構が朝堂院跡(第二次大極殿院地区及び第二次朝堂院地区)の北方に広がっていることが確認され、改めて平城宮跡の発掘調査と保存の必要性が認識されるに至った。平城宮「内裏」についての研究史の上では、関野以来あまり重要視されてこなかった内裏地区にも、何時期にも及ぶ重複する遺構が残存していることが明らかとなったことは、大きな成果であった。

平城宮跡における継続的な学術調査は、昭和30年から奈良国立文化財研究所によって開始され、その第1次調査が同年8月に第二次大極殿院回廊の東南隅を対象として行われた。同調査の報告である『平城宮跡第一次・伝飛鳥板蓋宮跡発掘調査報告』⁵⁾は、発掘調査対象の関係から、内裏地区の遺構や平城宮の「内裏」について直接言及してはいないが、のちに述べる『平城宮発掘調査報告Ⅱ』⁶⁾(以下『報告』Ⅱと略す)へと継承され、またこののち長いあいだ平城宮の中核部に関する定説の地位を得、さらに今日においても平城宮の変遷を考えるうえで、大きな影

文化財保護
委員会『平
城宮跡』

『平城宮跡
第一次・伝
飛鳥板蓋
宮跡発掘
調査報告』

響を与え続けている、いわゆる“第一次内裏・朝堂院、第二次内裏・朝堂院”説のうち、朝堂院について第一次と第二次とがあるとの考え方を提示している。それは、第1次調査において、現在第二次朝堂院と称している地区の北端に位置する第二次大極殿院を繞る築地回廊の東西隅を発掘調査した結果、検出された築地回廊の礎石は創建当初のものではなく、創建当初の凝灰岩の礎石をのちに自然石の礎石に置き換えたものであることが判明したとして、築地回廊は建物を一度は完全に解体した上で規模を踏襲して行った再建にともなう可能性が強いと考えたことによる。そのような解体・再建は例えば『続日本紀』にみえる天平12年からの恭仁遷都にともなう解体であり、天平17年の平城遷都に際しての朝堂院の再建による可能性があるとした。しかし出土遺物の中に奈良時代前半に遡るものがないことから、凝灰岩の礎石を用いた当初の遺構はむしろ平城遷都後の創設で、再建は『続日本紀』にみえる天平宝字5・6年の平城宮改作による可能性も残るとも見ている。以上のように大極殿院回廊部分について再建を認めた場合、宮の中央部に位置する区画が和銅創建の朝堂院で、宮の東寄りにある朝堂院は第二次のものと考えられるとした。調査の範囲が大極殿院を繞る築地回廊の一部に留まったことからしても、明瞭な結論を下してはいないが、可能性としては、最初の朝堂院は宮の中央に存在する区画で、その東に位置する朝堂院は天平勝宝の創建にかかり、天平宝字に大改修を行ったものであると考えるのが最も妥当であるとした。

奈良国立文化財研究所による平城宮の発掘調査が開始されてのち、その成果をうけて最初に平城宮の内裏地区あるいは「内裏」について注目すべき見解を述べたのは、第3次調査に関する報告を収録した工藤圭章⁷⁾「昭和35年平城宮跡3、4、5次発掘調査概要」である。第3次調査は、既に述べた大正13年の上田三平による発掘調査の結果検出・確認された「東北の礎石」の再発掘を行い、さらにその西方へ調査の範囲を及ぼした。その結果、「東北の礎石」の西にこれと並行する凝灰岩礎石の据え付け掘形とそれに沿う凝灰岩切石で造られた南北溝を検出するに至った。工藤は、同報告の中で、第3次調査で検出した凝灰岩の据え付け掘形と大正13年に確認されていた「東北の礎石」とは一連の遺構で、「築垣廊」と考えた。また凝灰岩の溝はそれにとともなう雨落溝とみるのが妥当とし、さらにこの「築垣廊」は、昭和29年に一条通りで発掘された、長大な東西棟建物のうち最終の時期の造営と推定された凝灰岩礎石使用の建物や大正13年に確認された「西方の礎石」「大極殿北方建物基壇」とも関連する遺構で、これらは一連の「築垣廊」であると考えた。そしてこの「築垣廊」によって囲まれる区画は、同様の「築垣廊」を繞らす平安宮の内裏内郭に規模的にも類似していることから、平城宮の「内裏」に比定することができるとした。このような「築垣廊」によって囲まれた一郭、すなわち内裏地区の内郭部分を平城宮の「内裏」に当てる考えは、さらに第3次調査に引き続いて、その西方で行われた第6次以降の調査によって次第に定説の地位を得るようになっていった。

一方で、『平城宮跡第一次・伝飛鳥板蓋宮跡発掘調査報告』で示された朝堂院に関する第一次・第二次の考え方を承け、平城宮の「内裏」・朝堂院がともに第一次のものから第二次のものへと移ったとする見解、すなわち“第一次内裏・朝堂院、第二次内裏・朝堂院”説が、昭和37年に刊行された『報告Ⅱ』において提示された。『報告Ⅱ』において“第一次内裏・朝堂院、第二次内裏・朝堂院”説の論拠とされたのは、第一に宮城正面(朱雀大路の正面であり、平城宮の中心)の一郭(第一次大極殿院・朝堂院地区)には、その東方にある朝堂院推定地と同様の土壇が

東西に存在していること、また第1次調査において朝堂院地域(第二次大極殿院・朝堂院地区)が和銅創建時にまで遡及できないことが確認されたこと、さらに平城宮中央に存在している地域(第一次大極殿院・朝堂院地区)の規模が藤原宮に近いのに対して、東の地域(第二次大極殿院・朝堂院地区)の規模はそれと平安宮との間に置かれるべきであること、などであった。『報告Ⅱ』では、これらの諸点から平城宮の中央地域を朝堂院に比定することができ、中央の地域と東の地域とは造営の時期を異にする遺構で、前者が和銅創建以来の第一次のものであるのに対して後者の朝堂は中央の朝堂に遅れて造営された第二次のものと推定した。一方、内裏地区については、既に述べた第3次調査の結果、築地回廊を繞らす一郭が東の朝堂院地域の北に存在し、これが平安宮との比較などから「内裏」であると推定され、またそれが掘立柱の廊状遺構と重複して建てられていることから、平城宮の後半の時期に属すると考えた。そして内裏地区に営まれた「内裏」は文献的には「東宮」・「東院」の延長上にあり、称徳朝に「内裏」として拡充発展させたものと推測した。以上の諸点から、朝堂・「内裏」について第一次のものと第二次のものを推定し、“第一次内裏・朝堂院”から“第二次内裏・朝堂院”への遷移を想定した。そしてそのうち朝堂院の移建時期としては、東に位置する第二次朝堂院地区における瓦の出土状況からみて、天平末年ないしは天平勝宝年間の可能性が高いものとし、また内裏地区の「内裏」については、第二次大極殿院回廊の東南隅部分から出土する瓦の様式が宝亀年間に下ると見られることなどから称徳朝の改作によるものとみた。なお第二次朝堂院への移建後、中央の第一次朝堂院がどのように扱われたかについては、検討の余地があるとしながらも、平安宮における朝堂院と豊楽院の並存に先立って平城宮において中央と東に朝堂を並列させる構想があったものと考えている。

ここで内裏地区の遺構の理解に限り、現段階における平城宮の発掘調査成果に基づいて、『報告Ⅱ』の見解を簡単に検討しておくことにする。この報告が書かれた時期には、まだ平城宮の東張り出し部(東院地区)が確認されておらず、昭和40年に始まる東院地区の調査によって初めて平城宮の東張り出し部の存在が確かめられ、それが『続日本紀』に言う「東院」に当たると推定されるに至ったのであった。従って、同報告で、内裏地区には当初、孝謙天皇に特別に関係の深い「東宮」や「東院」があり、それを同天皇が重祚して称徳天皇となった時に「内裏」として拡大・発展させたとする推定は、「東院」の発見によって誤りであることが明らかとなった。また、この時期には内裏地区に移る前の「内裏」があったと推測していた第一次大極殿院地区についても発掘調査が及んでおらず、のちにそこが平城宮創建の当初においては「内裏」的な遺構配置を持たない、第一次の大極殿院であると推定されるに至ると、“第一次内裏・朝堂院”から“第二次内裏・朝堂院”へ移ったとの理解のうち、少なくとも「内裏」に関しては訂正が必要となった。やがてのちに述べる『平城宮発掘調査報告Ⅹ』(以下『報告Ⅹ』と略す)において第一次内裏・第二次内裏と言う理解そのものが否定されるにいたる。

また『報告Ⅱ』と同時に刊行された『平城宮発掘調査報告Ⅲ』(以下『報告Ⅲ』と略す)では、内裏地区の第9次調査までの発掘調査の成果に基づき、また既に紹介した内裏地区における従来の発掘調査(大正年間における上田三平の調査や戦後平城宮跡の保存・発掘調査の契機となった文化財保護委員会による国営発掘調査)等の成果にも検討を加え、さらに平安宮の内裏についての基礎的な研究も行うなど、内裏地区及び平城宮の「内裏」に対して総合的な検討が行われた。まず内

『平城宮発掘調査報告Ⅲ』

裏地区で検出された遺構については、Ⅰ期～Ⅲ期の3時期に大別でき、そのうち平城宮の時期に属する遺構はⅠ期とⅡ期の2時期で、Ⅲ期は平城上皇の時期に当たるとした。平城宮の時期に属するⅠ期とⅡ期のうち、Ⅱ期こそ「内裏」の遺構であるとし、内裏地区の内裏正殿を中心とし、掘立柱の複廊・回廊によって囲まれた区画とその東北方の掘立柱建物について、その配置と変遷を明らかにし、四周を築地回廊で囲まれた「内裏」を復元した。一方、内裏地区においてはⅠ期・Ⅱ期を通じて前後五回の造営が行われ、Ⅱ期の「内裏」の遺構以前にこれに先行する下層遺構としてのⅠ期の遺構が重複して存在していることを明らかにし、Ⅱ期のいわゆる「内裏」の遺構が平城宮遷都当初に遡る和銅創建の遺構であるのか疑問を呈した。なおⅠ期の下層遺構については、『報告Ⅱ』では「東宮」・「東院」との関係で理解しようとしたが、それには消極的な考えを示している。これに対して「内裏」の遺構としたⅡ期の遺構は、平城宮に属するⅠ期の遺構が存在し、また出土した軒瓦の型式や土器の年代、あるいは掘立柱の耐用年限などから考えて、平城宮への遷都当初に遡るとすることは困難で、出土した軒瓦の年代観から天平17年の平城遷都にともなう宮城の復興に関係するものではないかとみている。また平安宮との比較から、「内裏」の殿舎の配置や内裏正殿の改造の過程には、平安宮へ変化する以前の内裏として平安宮内裏との相違点と同時に共通点を確認することができたとする。

同報告では再び奈良時代の文献史料に登場する「内裏」の用例に検討を加え、「内裏」とは天皇の御在所を指す言葉であり、従って天皇が居している宮殿の固有名称ではないとの考え方を示した点は注目される。また宮殿の固有名称としては、「中宮」・「東院」・「東内」・「西宮」等があり、それは宮内における位置よって呼ばれたものとした。「内裏」は中国風の用語であり、それが天平宝字年間を境として『続日本紀』における用例が多くなることから、奈良時代の前半期は宮内における天皇の居所が一箇所に固定せず、場所を異にして次々に造営されたことが、「内裏」の呼称を定着させなかったものと推定している。この点は、明らかに『報告Ⅱ』で朝堂院とともに「内裏」についても“第一次内裏”から“第二次内裏”への遷移を提示したのに対して問題を提起したものであり、奈良時代後半の「内裏」が内裏地区に存在していたことについては追認したものの、それ以前の「内裏」については固定的に捉えないとの見解を示した点でやや異なるところがあるものと見られる。

以上のように『報告Ⅲ』では『報告Ⅱ』で提唱された“第一次内裏・朝堂院”から“第二次内裏・朝堂院”への移行を基本的には認めつつも、そこで述べられた第二次の「内裏」の前身やそれ以前の第一次の「内裏」については批判的な見解を示しつつ詳しく触れることを避けたのに対して、むしろ内裏地区における「内裏」の造営について述べ、その時期を天平17年の平城宮への遷都を直接の契機とするものであるとして、第二次「内裏」の前身が孝謙天皇に係する「東院」や「東宮」で、それが称徳天皇の重祚によって「内裏」となったとの理解を訂正したと言える。

「東院」の 発見

これ以後平城宮の発掘調査が進展する中で、昭和40年の国道24号線奈良バイパス予定地での事前調査によって平城宮が東に張り出すことが判明し、この東張り出し部が「東宮」・「東院」と推定された。このことは、従来判然としなかった「東院」の宮内での位置をほぼ確定したもので、既に触れたように「内裏」研究にとっても大きな影響を与えずにはおかなかった。また『平城宮発掘調査報告』が次々と刊行される中で「内裏」・朝堂院に関する問題が次第に明確に

されてきた。これを承けて行われた第一次大極殿院地区と内裏地区の調査が進展する過程で、内裏地区においても遅くとも神亀年間には造営が行われ、第一次大極殿院地区と内裏地区の創建の時期には時間的な隔たりが余りないと理解されるようになってきた。『報告Ⅲ』で「内裏」と推定した築地回廊で囲まれた上層遺構と、その下に平城宮の造営当初まで遡る掘立柱の塀で囲まれた下層遺構が存在していることが一層明確となり、また上層遺構の造営年代についても内裏所用の軒瓦である 6311—6664 型式の製作年代から見て、従来の天平末年から神亀年間に遡ると考えられるようになった。一方、第一次大極殿院地区でも平城宮造営当初に築地回廊で囲まれた区画の中に巨大な埴積の擁壁が設けられ、その壇上には3時期以上に及ぶ変遷を示す基壇建物等があったことが判明してきた。

第一次大極殿院地区・内裏地区での発掘調査の進展

昭和44年には、昭和38年に行われた内裏北外郭地区における第13次調査で、その東辺部で検出された土坑S K870から出土した「西宮兵衛」木簡に関する報告書が、『平城宮木簡 一 解説』として公刊された。同報告では、木簡の内容を検討した結果、これらの木簡は「西宮兵衛」の詰所に関わる記録で、「西宮」の諸門は兵衛によって警備されていたこと、また天平末年前後に内裏地区が「西宮」と呼ばれ、それは「東院」「東宮」に対しての呼称であった可能性のあること、などを指摘した。しかし兵衛によって守られた「西宮」がいかなる性格を有する施設であるのかについては後考に待つとして、断定を避けている。

『平城宮木簡 一 解説』

昭和49年に至り、阿倍義平は、「平城宮の内裏・中宮・西宮考」¹¹⁾において、上述した平城宮跡における最新の発掘調査成果と出土遺物の再検討結果に基づいて平城宮中枢部の変遷について新しい見解を発表した。阿倍は、第一に、『報告Ⅱ』で示され、そののち若干の訂正を受けたものの、以後も基本的な認識となっていた、平城宮の中枢部にある大極殿・朝堂院には歴史的な変遷があり、第一次のものから第二次のものへと遷移したとの理解を踏襲する点、第二に、先学の指摘のうち本多辰次郎・大井重二郎らの見解で、「内裏」と「中宮」とは同一のものではないとの見解を継承する点、第三に、平城宮内裏地区の周囲を囲む外郭内の土壙から発見された「西宮」関係木簡に関する『平城宮木簡 一 解説』¹⁴⁾での研究成果を認める点、第四に、のちに『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ瓦編2解説』¹⁵⁾において明確に提示されることになる、内裏所用軒瓦と第二次朝堂院所用軒瓦の年代観を訂正する意見を採用する点、の4点を確認した上で、平城宮中枢部の変遷について独自の論を展開した。ここではそのうち内裏地区及び「内裏」に関する部分のみを紹介する。まず奈良時代の内裏地区の遺構については、上層と下層の2期に大きく分けられ、下層の時期は掘立柱塀で方形の外区画を作り、さらにその内に小区画を設けて内部中央に大きな建物1棟を建てる時期で、上層の時期には下層の時期の構築物を全て撤去したのち、新たに平坦面を造成してこの上に築地回廊を繞らせ、その内部に掘立柱の建物や塀・廊を配置する。2期に大別される遺構のうち、上層の遺構は建物の配置や構造等からみて「内裏」に比定するのが妥当であり、その造営年代については、この時の造営にとまなう 6311—6664 型式軒瓦の年代観が訂正され従来より遡ると考えられるようになったことに基いて、神亀年間頃と考える。上層遺構はそののち幾度かの変更が行われているが、基本的な建物配置は変更されることなく、従ってその造営時期である聖武朝から廃絶する奈良時代末まで性格に変化はなく、同じ性格・機能のままで聖武朝以後平城廃都まで存続したと考えられる。なお上層遺構は『平城宮木簡 一 解説』で示された「西宮兵衛」木簡に対する理解等に基づ

阿倍義平「平城宮の内裏・中宮・西宮考」

『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ瓦編2解説』

き「西宮」であるとする。「西宮」は天平12年の恭仁遷都以前から内裏地区に存在し、のちの称徳天皇の「西宮」もここに営まれたと考える。上層遺構が以上のようなものであるのに対して、下層遺構は、上層遺構が造営されるまで整備されず、正式に使用されることはなかった。しかし下層遺構の区画がのちに上層遺構に踏襲されていることから、下層遺構は「内裏」の先駆的な区画であるが、「内裏」としての機能をもたなかったとする。なお内裏地区の南にある第二次大極殿院・朝堂院地区にも、内裏地区の下層遺構に相当する時期に掘立柱による区画や建物が存在していることから、内裏地区と第二次大極殿院・朝堂院両地区とを南北に一体とした大規模な区画が平城宮造営当初から存在し、両者は密接な関係をもって造営されたと考えられる。そして第二次大極殿院・朝堂院地区の造営に使用された軒瓦である 6225—6663 型式の年代観からみて、当該地区でも内裏地区の造営とあまり時を経ずに造営が行われた（神亀年間に本格的に整備され、「内裏」・大極殿院・朝堂院としての機能を有するようになる）と考える。阿倍は、以上のように内裏地区の下層遺構が「内裏」ではなかったとするばかりか、平城宮造営当初の元明・元正両天皇の時には「内裏」が設置されなかったと考えている。それに代わってこの時期（平城宮造営当初から聖武朝に内裏地区が「内裏」として整備されるまで）に「内裏」の役割を果たしていたのは、内裏地区の西方にある第一次大極殿院地区で、ここが奈良時代の前半に文献史料に頻出する「中宮」であるとする。阿倍は、その前提として「内裏」として現れる「西宮」が内裏地区に比定されることを指摘する。第一次大極殿院地区は平城宮造営当初に建設され、周囲を築地回廊で囲まれた区画で、内裏地区が「内裏」として整備されるまで、これに匹敵する区画は見あたらない点からみて「内裏」に準ずるものあるいは匹敵するものであるが、「内裏」そのものではなく別の宮殿であるとする。「内裏」＝「西宮」が「東宮」に対する平城宮内での位置上的命名であるとみられるのに対して、「中宮」はそれらとは命名の原理が異なり、元明・元正両天皇の場合三后（皇后・皇太后・太皇太后）に係わる宮＝「中宮」という規定が両天皇の御在所の宮殿名として援用され、内裏代として設けられたものであるとみる。だからこそ第一次大極殿院地区には朝堂院が付設されることが予定されず、内裏地区の整備が当初から計画されていた。しかし聖武天皇の即位が遅れたことによって、元正天皇即位に当たって第一次大極殿院地区にも朝堂が付加されることになったと理解した。第一次大極殿院地区にあった「中宮」は天平宝字年間に大改造を受けて「中宮院」と呼ばれるようになり、廢帝となるまで淳仁天皇が居住した「中宮院」は淳仁天皇の「内裏」に準ずる機能を果たしたとした。この点も第一次大極殿院地区を「中宮」と呼んだとの推定を可能にするとする。「中宮」は元明・元正両天皇に関係の深い宮殿であり、「中宮」こそ元明天皇・元正天皇の御在所であったと考える。なお阿倍は、『報告Ⅲ』で天皇の御在所の変遷にともない「内裏」が転々と別の所に移るとした推測は誤りであり、「内裏」は御在所を示すものではなく、平城宮内の一箇所に固定され、その宮殿名称が「西宮」であったとする。従って阿倍の理解によると、御在所は普通名詞的であるのに対して、「内裏」は固有名詞的な用法がされていることになる。以上のような内裏地区及び第一次大極殿院地区に関する理解へと阿倍を導いたのは、内裏地区の大きく2時期に分けられる遺構のうち、上層の築地回廊で区画された遺構が配置や構造等から考えて「内裏」と考えられるのに対して、下層の掘立柱堀によって周囲を画された遺構が「内裏」とは考えられないと理解した点にあったと言える。

阿倍は、のち昭和59年に発表した「古代宮都中枢部の変遷について」¹⁶⁾で、後述する『報告Ⅹ』の刊行を承け、これを批判しつつ平城宮中枢部の変遷について再び検討を加えた。阿倍の論点はきわめて多岐にわたり、特に詳細な検討を加えて論じたのは、『報告Ⅹ』において示された平城宮中枢部の変遷に関する新しい見解の主たる論拠となった屋瓦の問題であった。阿倍は、『報告Ⅹ』が第二次大極殿院・朝堂院地区所用軒瓦である6225—6663型式の年代を、従来よりも下げて恭仁宮からの遷都後としたのに対し、後期難波宮出土の軒瓦との並行関係等を根拠として、天平初年と考える従来からの自説をあらためて述べた。また後述する今泉隆雄による宮の造営体制に関する研究¹⁷⁾に関連して、天平末年の造営が全く文献史料に登場してこない点にも注意を喚起している。以上のような『報告Ⅹ』への批判の上で、新たに第二次大極殿院・朝堂院地区で確認された下層遺構の問題を取り上げ、「平城宮の内裏・中宮・西宮考」で示した平城宮中枢部の変遷に関する自説を基本的には堅持しつつ、新しい変遷案を提示した。そのうち内裏地区に関係する点を見ると、基本的には前説を踏襲しているが、後述する『奈良国立文化財研究所年報1975』¹⁸⁾で示された内裏地区における遺構変遷案に沿い、若干の修正を加えている。まず内裏地区での造営は平城宮創建当初の元明朝に遡り、その時点では掘立柱塀で囲まれた区画が設けられ、その内部には中心建物と補助的な建物群が北方にあるだけで、脇殿や内部区画を欠いている。それはのちの「内裏」の前身であるがあくまで「内裏」に予定された「西宮」であって、「内裏」として機能してはいないと理解する点は前説と何等変化がない。この時期「内裏」に代わるものとして、前説同様に第一次大極殿院地区の「中宮」が機能したとする。しかし「中宮」はただ単に「内裏」に代わる存在であったのではなく、「内裏」と大極殿院の二つの機能をほぼ兼ね備えた新しい空間として建設されたもので、その北方擁壁上にそびえる大規模な建物は大極殿であった。次の元正朝になると内裏地区の区画施設は掘立柱塀のまま区画の位置を南にずらし、その内部には「内裏」的な配置をとる建物が造営される。この時期は聖武天皇初期まで続く。元正天皇から聖武天皇初期まで続く「内裏」の遺構に対応して南に存在する掘立柱塀と掘立柱建物からなる下層の遺構については、「内裏」の区画と一体で朝堂院としての配置を採り、のちの朝堂院の前身に当たる。やがて聖武朝のうちに、南の第二次大極殿院・朝堂院区画が掘立柱から礎石建ちへと造替されたと同じころ、内裏地区でも区画施設が掘立柱塀から築地回廊へと変更された。内裏地区では神亀年間から造営が開始され、第二次大極殿院・朝堂院地区でも上層の遺構群が天平初期には既に完成していた。そして孝謙朝まではここが「内裏」であった。淳仁朝に至り、内裏区画内部の建物配置が変更され、正殿が南に移動し、その東西にある脇殿が各1棟に減らされたのに対して、北の区画では内部の建物が増加する。称徳天皇の「西宮」にはこの改造された「内裏」が相当するとみ、『報告Ⅹ』で称徳天皇の「西宮」に比定した第一次大極殿院地区の第Ⅱ期の遺構を「中宮院」に当てた。なお光仁・桓武両天皇の御在所については明確に述べていないが、当該論文に挿入された図12によると淳仁天皇以降「内裏」は一貫して内裏地区に存在したように描かれている。

既に触れたように、昭和51年に刊行された『奈良国立文化財研究所年報1975』において、第78次北調査までの調査成果に基づき、昭和50年に開催された第1回内裏検討会でまとめられた内裏地区全体に関する遺構変遷案が、宮本長二郎・川越俊一・高瀬要一「平城宮跡と平城京跡の発掘調査」として公表された。この時同報告に収載された変遷図「推定第2次内裏変遷図」が、

これ以後、平城宮中枢部の遺構変遷について論じられる際に内裏地区の変遷として最も一般的に使用される図となる。同報告によると、奈良時代の内裏地区の遺構変遷は大きくA～Dの4期に分けられ、そのうちのB期とD期はさらに3期ないしは2期の小期に細分できるとする。若干の相違点はあるものの、その大筋は本報告書で示したI期～VI期の、6時期の区分と基本的に一致する。すなわち、従来下層遺構と理解されていた、周囲に掘立柱塀が繞る時期をA期とB₁期の2時期に分け、またそのうちのB₁期には既にその内部の建物配置が平安宮内裏的な構造をとっていたとして、従来「内裏」の構造が築地回廊によって周囲を画される時期にはじめて現れるとの理解を修正し、「内裏」的な構造を有するに至る時期を遡らせた点が従来の理解と基本的に異なる点である。従ってこれまで内裏地区が「内裏」となることと、遺構としてその周囲を画する施設が築地回廊となることとが同一の現象であるかのように捉えてきた点が修正を迫られるに至った。なおA期からD期に及ぶ各時期の絶対年代については明確に述べていないが、遺物の検討の結果B期の上限が神亀年間であることがほぼ確定したとしている。

『平城宮発掘調査報告Ⅶ』

これと相前後して、昭和51年には内裏地区の北方にある内裏北外郭に関する発掘調査を取りまとめた『平城宮発掘調査報告Ⅶ』¹⁹⁾(以下『報告Ⅶ』と略す)が刊行された。同報告には内裏地区の北辺に当たる地域(主として内裏地区の北を限る北面築地回廊とそれに先行する掘立柱塀が該当する)の調査成果も含まれている。同報告によると、内裏北外郭の遺構は大きく第I期から第Ⅲ期に及ぶ3時期の変遷をみせ、このうち第I期と第Ⅱ期が奈良時代に属する(内裏地区の北辺においては、第I期が掘立柱塀の時期、第Ⅱ期が築地回廊の時期で、第Ⅲ期が築地回廊の殆ど失われた時期に当る)。内裏北外郭には、第I期にはまだ区画施設を設けられていないが、既に一つの区画をなし建物が配置されている。第Ⅱ期に入ると周囲に築地を繞らした区画の中に建物が配置され、官衙としての構造を明確にするとともに、さらにその外周にも内裏外郭全体を画する築地が設けられる。第Ⅱ期はさらに3小期に細分されるが、第1小期と第2小期の間には内裏北外郭の東辺に土壌SK820が掘られ、ここから出土した木簡によって、天平末年頃内裏地区は「西宮」と呼ばれていたと推定されることや、また内裏地区所用軒瓦の年代が従来推定されていた天平末年より遡り、天平初年以前で養老年間に遡る可能性のあることが示された。このうち前者は既に昭和44年に刊行されていた『平城宮木簡 一 解説』における理解を継承したもので、また後者については昭和50年に刊行された『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ 瓦編2 解説』による内裏地区所用軒瓦の年代観の修正に基づいている。以上のように『報告Ⅶ』では、『平城宮木簡 一 解説』及び『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ 瓦編2 解説』の見解と内裏北外郭における遺構変遷の検討に基づき、内裏地区における第二次「内裏」の造営を聖武天皇の即位を目標とする神亀年間の造営に当てることになった。

今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」

以上のように内裏地区における「内裏」の造営(本報告書で言うⅡ期以降に相当する)の年代を、瓦や木簡等の出土遺物の検討の結果、従来の見解よりも遡らせて考えるようになってきた中で、今泉隆雄は、昭和55年に発表した「平城宮大極殿朝堂考」²⁰⁾において、奈良時代の政治史との関連から平城宮中枢部の変遷を理解しようとした。今泉は、昭和54年段階における発掘調査の成果に基づき、それを丹念に整理・咀嚼した上で独自の考察を展開しているが、平城宮の中枢部にある二つの大極殿院・朝堂院について考えるに当たっては、岸俊男が試案として提示した、平城宮の「内裏」・朝堂院の問題を皇権の所在という政治史的な観点から捉える視点を継承し、さ

岸俊男「日本歴史の焦点—平城京—」における試案

らに關野貞の考えの中に既に存在していた二つの朝堂区画の並存を平安宮における朝堂院と豊樂院の並存から理解しようとする観点、あるいは『報告Ⅱ』で示された平城宮の「内裏」・朝堂院には歴史的な変遷があるとの考えを基本的に継承し、第一次から第二次への変遷を聖武天皇の即位との関係から理解しようとした点など、従来の研究成果を総合的に継承・発展させたものでもあった。今泉の見解における新しい視角は、史料に現れる「朝堂」の語を再検討して平城宮中樞部における朝堂区画の並存を理解しようとした点、あるいはその検討結果を利用して「中宮」が本来「内裏」ではなく、天皇出御の場としての性格をもっていたことを明らかにしたことにある。今泉の平城宮中樞部に関する論点は多岐にわたるが、そのうち「内裏」に関する点に限って要約すると、内裏地区の遺構が整地層によって上下二層に分けられ、そのうちの下層遺構が和銅創建期にまで遡ると考えられるのに対して、和銅創建期の「内裏」を第一次大極殿院地区に想定することができないことから、下層の遺構を平城宮創建当初からの「内裏」と考えざるを得ないとする。一方また上層の遺構については、『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ瓦編2解説』の記述や阿部の説と同様に、内裏地区所用の軒瓦が平城宮第Ⅱ期に属することから、養老5年に始まる造営によるとみる。そしてその歴史的な意味については、藤原不比等の死後緊迫の度を強めた政治状況の中で、退勢挽回を図った藤原氏と元明・元正両天皇が近い将来における首皇太子の即位を画策し、それにもなって宮内改作が始められたと理解する。すなわち上層の遺構は、聖武天皇の即位にあわせて整備されたと考えるのである。従来の見解では、内裏地区を画する施設の掘立柱塀から築地回廊への変更を養老から天平にかけて行われた改作の所産であると考えて、内裏地区における「内裏」的な様相の成立が、その周囲を画する外郭施設の築地回廊への変更と相即的な関係にあると一般的に理解していたが、今泉は内裏地区の外郭施設の築地回廊への変更とその内部の「内裏」的な構造への変更とを切り放して考え、外郭施設の変更を「内裏」的な構造の成立以後のことと解する点に独自の理解がみられる。なお当時既に内裏地区ばかりでなく、その南に存在する第二次大極殿院・朝堂院地区の遺構にも上・下二層があり、そのうち下層の遺構は内裏地区下層の遺構と同様に掘立柱塀で画された区画であることが知られるに至っていた時期でもあった。この点について今泉は、第二次大極殿院・朝堂院地区の下層の遺構を上層の遺構の前身区画と考え、和銅創建にまで遡るものとみている。一方上層遺構については、養老年間に始まる宮内改作の最も重要な部分であるとの理解を示している。従って、今泉の理解では、外郭施設が凝灰岩を用いて礎石建ちの様式をもつ築地回廊や築地に作り替えられる上層遺構の造営の時期が、内裏地区と第二次大極殿院・朝堂院地区において若干ずれることになる。しかし発掘調査によって得られた知見や出土した遺物からは、両地区における造営時期のずれを積極的に示すものはないと言ってよく、むしろ両者で用いられた軒瓦がともに 6225—6663 型式であることやその装飾の統一性と言った点からすると、南北に連なる内裏地区と第二次大極殿院・朝堂院地区での上層遺構は同一時期の造営によるものとみるのが妥当であると思われる点で、大きな問題があると言える。さらに今泉は、上層の遺構について、天平末年には「西宮」とも呼ばれたとする『平城宮木簡 一解説』の見解に従い、それは天平12年恭仁京への遷都以前にも遡るものとした。上層の遺構は内部の構造の変化から大きく2時期(本報告書で言う第Ⅱ期から第Ⅳ期と第Ⅴ期・第Ⅵ期との2時期)に分けて考えることができ、そのうち奈良時代の後半に相当する時期の遺構(第Ⅴ期・第Ⅵ期に

相当)については、基本的にそれ以前の遺構を踏襲するものの、内裏正殿地区が縮小されるのに対して、後宮区画が規模を拡大するなどの変化も見られ、この時期の内裏地区の遺構を称徳天皇の「西宮」であると推定している。なお第一次大極殿院地区については、大きく3時期の遺構変遷を認め、そのうちの二番目の時期を淳仁天皇が天平宝字6年から8年にかけて「内裏」とした「中宮院」に比定するが、三番目の時期については「内裏」的な構造を持つとしながらも、光仁天皇の「内裏」の可能性もあり、成案はないとする。第一次大極殿院地区に関する今泉の理解の前提にあるものは、二番目の時期の始まりを天平宝字元年の改作によるものと見る点にある。しかし二番目の時期の廃絶とそれによる三番目の時期の造営時期を宝亀年間の前半とする点には問題があり、のちに第一次大極殿院地区に関する正式の報告書である『報告Ⅹ』で示された見解とは異なっている。

今泉「8世紀造宮官司考」

なお今泉は、昭和58年に発表した「8世紀造宮官司考」²²⁾で、平城遷都から平安遷都に至る間に推移した造宮担当官司について詳論し、その中で平城宮における造営のための官司体制と造宮改作の問題に関して述べた。この中において自論を補強したり、あるいは先論の一部について再検討を加えたりしているが、特に新しい見解は示されていない。ただ聖武天皇即位を目指しての造営と考える養老5年から天平初年にかけての改作について、催造司という特別の造宮官司が途中から造営省の上に置かれる体制を採り、平城宮の改作の督励・関与を行ったとして、先論で主張した聖武天皇即位にともなう造営が、特別の体制で行われたことを述べている点は自論を補強した点として注目される。

今泉「律令制都城の成立と展開」

今泉は、翌昭和59年に「律令制都城の成立と展開」²³⁾の中で、再び平城宮中樞部の変遷について触れ、二つの大極殿院・朝堂院区画の並存について新しい見解を提示した。それは、創建当初、平城宮の中央に営まれた第一次大極殿院・朝堂院は非日常的な国家的儀式や饗宴の場であったのに対して、その東に造営された第二次大極殿院・朝堂院地区は日常的な朝政に用いられたものとみて、二つの大極殿院・朝堂院区画の並存を機能的な分化によって説明しようとするものであった。この発想は、今泉も述べているように、前稿で、二つの異なる朝堂の型式があり、それがその機能と密接に関連しているとみたことにあった。しかしそうした理解に至った背景には、第二次大極殿院・朝堂院地区の発掘調査が進展し、その下層に上層とほぼ同じような構造と規模をもつ掘立柱塼で画された区画が存在していることが確実になってきたことにある。それは、並存する二つの朝堂院区画の内部構造の相違に関する新しい理解や「内裏」の位置をも考慮したものである。今泉は、平城遷都当初において大極殿院・朝堂院区画が二つ並存したのは、儀式重視による新構造の大極殿院・朝堂院が唐長安城大明宮含元殿を模倣して第一次大極殿院・朝堂院地区に平城宮創建時に造営されたことにあるとした。内裏地区については特に言及するところはなく、従来の見解のように検討することはできない。なお第二次大極殿院・朝堂院地区の外郭施設や建物が掘立柱から礎石建ちへと変更された時期については、前説とは若干異なり、天平年間の前半に改めている。さらに今泉は、昭和64年に発表した「再び平城宮の大極殿・朝堂」²⁴⁾において平城宮の大極殿・朝堂の問題について再度論を展開したが、「内裏」については直接論ずるところはなく、ほぼ旧来の見解を踏襲して述べるにとどまっている。

今泉「再び平城宮の大極殿・朝堂について」

平城宮跡では昭和54年ころから、第一次朝堂院地区と並行して第二次大極殿院・朝堂院地区

でも発掘調査が行われるようになった。昭和54年と昭和57年にはまず第二次大極殿院地区の調査が行われ、大極殿とその後殿および築地回廊等が検出されるとともに、その下層に掘立柱建物等の存在を確認するに至った。²⁵⁾一方恭仁宮跡では昭和52年に大極殿跡が発掘調査され、その規模が判明した。²⁶⁾これによって、平城宮から恭仁宮に移建された大極殿が遺構の上から第二次大極殿院地区にある大極殿ではありえず、第一次大極殿院地区の擁壁基壇上に建つ建物であることが確定した。

以上のような平城宮跡や恭仁宮跡における発掘調査の進展にともなう成果を吸収しつつ、昭和57年に第一次大極殿院地区の報告書である『報告Ⅺ』²⁷⁾が刊行された。同報告は第一次大極殿院地区における遺構の変遷とその歴史的な理解を示し、さらに進んで平城宮中樞部の変遷についても詳細な考察を加えた。同報告で示され、このうち平城宮中樞部の変遷を考える上で大きな拠り所とされるに至った画期的な見解は、既に触れた恭仁宮大極殿の発掘調査の成果を盛り込み、第一次大極殿院地区第Ⅰ期の擁壁上に存在する建物S B7200を平城遷都当初の大極殿であるとしたことである。また従来平城宮の中樞部について検討を行う際、特に内裏地区や第二次大極殿院・朝堂院地区の造営年代を考える上できわめて重要な論点の一つとされた軒瓦の編年にも若干の修正（第二次朝堂院所用軒瓦であり、かつ内裏地区のⅢ期に周囲を画した築地回廊に葺かれた6225—6663型式軒瓦の年代をⅡ期からⅢ期に下げる）を行っている点も同報告書で提示された重要な見解である。以下では、まず同報告で述べられた平城宮中樞部に関する見解のうち、内裏地区に関係した部分に限って整理しておく。内裏地区、第一次大極殿院地区あるいは第二次大極殿院・朝堂院地区における所用軒瓦の検討から、内裏地区での「内裏」の造営は第一次大極殿院地区に後続する形で平城宮軒瓦編年第Ⅱ期の時期に着手され、そのうち軒瓦編年第Ⅲ期の時期に第二次大極殿院・朝堂院地区の造営にともない改築された。内裏地区に造営された「内裏」は「中宮」あるいは「中宮院」とも称され、あるいはまた天平18・19年頃には「西宮」とも呼ばれた。内裏地区が「中宮」・「中宮院」という別称をもつ「内裏」であったことについては、次のような根拠を掲げる。まず史料に見える「中宮」・「中宮院」の機能や構造を検討すると、「中宮」・「中宮院」は儀式や宴会を行う場であるとともに起居の便を有する空間で、しかも院と呼ばれる小区画に分割されていたと考えられる。しかし従来平城遷都当初に第一次の「内裏」が営まれたと考えられてきた第一次大極殿院地区第Ⅰ期の奈良時代前半に属する遺構は、文献史料に見える「中宮」・「中宮院」の構造とは一致せず、既に触れたようにむしろその中心建物であるS B7200は平城遷都当初の大極殿であったと考えられる。これに対して、内裏地区の構造は史料から伺うことのできる「中宮」や「中宮院」に近いことから、中宮は従来第一次の「内裏」とも推定されてきた第一次大極殿院地区ではなく、内裏地区に比定するのが適当である。また淳仁天皇の「内裏」である「中宮院」は淳仁天皇配流の記事からみて内裏地区に求めるのが適当であるから「中宮院」も内裏地区に求めて問題ない。一方「内裏」が天平18・19年頃に「西宮」とも呼ばれたことについては、『平城宮木簡 一解説』で述べられた見解を踏襲するものの、称徳天皇の「西宮」については、大極殿が失われたのちの第Ⅱ期の第一次大極殿院地区を当てる。その根拠として、第Ⅲ期の第一次大極殿院地区が平城上皇の内裏である「平城西宮」であると考えられること、またその時代には「東院」や「東宮」が存在していないにも関わらず「西宮」と呼ばれたのは、既に奈良時代からこの地区が「西宮」と呼ばれ

第二次大極殿院地区での発掘調査の進展
恭仁宮大極殿跡の発掘成果

『平城宮発掘調査報告Ⅺ』

ていたことに基づくものとみられること、等を挙げる。このような理解の背景には、奈良時代の平城宮における宮殿名は、「西宮」と「東宮」・「東院」のように宮内における位置関係によって命名されていたとみられ（ただし「中宮」の命名の由来については保留する）、また第Ⅰ期の第一次大極殿院地区が平城宮和銅創建の大極殿で、それが天平12年に恭仁宮へ移建されたとする大前提がある。なお内裏地区や第一次大極殿院地区の第Ⅲ期の遺構についても構造の分析が行われているが、その点については後章で詳しく検討することとしたい。

『報告Ⅹ』で示された内裏地区あるいは「内裏」に関する理解の中で問題となるのは、まず第一に、内裏地区における「内裏」の造営が第一次大極殿院地区での造営に後続する形で行われたとみる以上、むしろ内裏地区に「内裏」が造営される以前に、「内裏」すなわち天皇の居所が何処に営まれたと考えるのかである。しかしそれについては明確な見解は述べられていない。第二に、内裏地区の別称の問題では、「内裏」が「中宮」・「中宮院」から「西宮」へ、さらにまた「西宮」から「中宮院」へと変更されている点について何らかの歴史的な説明が必要であるが、明確な理解が示されておらず、また「中宮」については今泉の重要な指摘を全く考慮していない点も大きな問題点である。さらに第二次朝堂院地区や内裏地区の築地回廊に使用された6225—6223型式の軒瓦の年代を下げた根拠も状況証拠によったにすぎず、他に解釈の余地もないわけではないと考えられる。

以上平城宮「内裏」と平城宮内裏地区をめぐる、これまでの研究及び発掘調査の成果について、簡単な検討を加えながら紹介してきたが、そこから、「内裏」及び内裏地区の遺構とその変遷を如何に理解するかが、大極殿・朝堂院や平城宮跡に残るそれらの遺構とともに平城宮の中樞部を理解する上で極めて重要な問題であることが明らかとなった。

最後に、上述した従来の研究や発掘調査の検討によって明らかとなった、平城宮の「内裏」や平城宮内裏地区の遺構を検討する上で、課題とすべき点を列記することにする。

I 内裏地区で検出した遺構について

内裏地区の遺構に関しては、『奈良国立文化財研究所年報1975』で一応の目安となる遺構の変遷案として「推定第2次内裏変遷図」が示されたことは、現段階において内裏地区の遺構変遷を再検討するに当たって、またその歴史的な意義を考える上で極めて大きな意味がある。またこの「推定第2次内裏変遷図」に沿って述べられた阿倍・今泉の説や『報告Ⅹ』の見解は、内裏地区の変遷を考える上で、遺構・遺物と文献史料を積極的に結び付けて行った研究として十分に評価することができる。しかしそのうち阿倍や今泉の内裏地区に関する研究は、基本的には『奈良国立文化財研究所年報1975』の遺構変遷案に依拠するもので、そののちの発掘調査の進展によって明らかとなった、第一次大極殿院・朝堂院地区や、第二次大極殿院・朝堂院地区における従来予想されなかった調査成果について、内裏地区との関連という観点から必ずしも十分な検討が行われてはいない。それに対して平城宮中樞部に関する調査成果の一部を先取りする形で、第一次大極殿院地区についての研究成果をまとめた『報告Ⅹ』は、あくまで第一次大極殿院地区に関する研究を発掘調査の成果と文献史料を交えて行ったもので、そこに盛り込まれた内裏地区に関する見解には新しい知見は見られず、通説的な見解に近いものであった。

本報告書を取りまとめるに当たって、内裏地区の遺構の変遷は、大枠において先述の『奈良

国立文化財研究所年報1975』で示された「推定第2次内裏変遷図」に依るとしても、そののちに実施された平城宮中枢部における発掘調査の成果を考慮しつつ、内裏地区の遺構とその変遷について再検討を加える必要がある。

Ⅱ 遺物の問題について—特に遺構の年代と遺構変遷時期の年代を決定する観点において—

一般に、遺構の年代や時期変遷を考える上において最も重要なのは、検出された遺構相互の重複関係や整地土との関係、そしてそれらから出土した遺物の年代であることは言うまでもない。しかし内裏地区から出土する遺物—特に遺構・遺物の年代を考える上で基本的な指標となる土器の出土は極めて少なく、また紀年銘を有する木簡は勿論のこと、内裏地区内部からは全く木簡が出土していない。このような内裏地区における遺物の出土状況は検出された遺構や遺構の時期変遷の年代決定を著しく困難にしている。これに対して瓦は他の平城宮内部の各地区におけると同様に内裏地区においても多量に出土している。従って内裏地区の遺構の年代や遺構変遷を考える上では、瓦、特に軒瓦によってそれらの年代を推定することになる。しかし上述した研究史でも紹介したように、内裏地区をはじめ平城宮中枢部における大改築に用いられた6225—6663型式軒瓦の年代観は、二転、三転している状況にある。

本報告書では、年代を決定する基準となる遺物が少ないことから、6225—6663型式軒瓦を中心として平城宮出土の軒瓦の年代観について新たに検討し、その上で内裏地区の遺構の年代を明らかにし、さらに進んで平城宮中枢部を構成する各地区・各施設の変遷と年代を解明することが必要とされる。

Ⅲ 文献史料に見える平城宮中枢部施設及び内裏地区検出遺構の歴史的理解について

文献史料に登場する平城宮の諸施設の性格や機能、あるいはその遺構への比定については、通説的な見解が決して存在しているわけではなく、多様な理解が行われている。既に述べた所からも明らかなように、文献史料によって平城宮の中枢部に存在していたと考えられる施設と、現実に発掘調査によって内裏地区で検出された遺構との関連を考える上で、最も大きな障害となっているのは、「中宮」あるいは「中宮院」である。「中宮」・「中宮院」をいったいどのような性格・機能を有する施設で、それを平城宮内のどこに比定するかによって、「中宮」・「中宮院」以外の主要な施設である「内裏」・「西宮」や「東宮」などの比定も大きく異ってくる。また内裏地区の名称の由来である「内裏」の語自体、その歴史的な意味については十分な検討が行われていない。従って本報告書では、「内裏」をはじめとする天皇の居所に関わると考えられる多種多様な語彙について検討を加え、それら相互の関連を明らかとした上で、文献史料に見える平城宮の施設と考えられるものについて検討する必要がある。

また平城宮の「内裏」や内裏地区の遺構を考える上で、従来の研究の最も大きな欠陥と思われるものは、いずれの研究においても平安宮の内裏との比較研究が充分に行われていないことである。例えば、Ⅱ期以降については、平安宮と比較して遺構の配置が類似していると指摘するにとどまり、その構造を比較・検討することなく、また文献史料の検討から、その変遷が有する歴史的な意義やその時代を特定する作業を行うことはなかった。とりわけⅠ期については、その遺構配置が平安宮の内裏やⅡ期以降のものとは大きく異るとするだけで、全く検討を行わずに「内裏」ではないとする研究が多い。それは、まず平安宮の内裏自体に関する依拠すべき研究の欠如に起因するものであり、またそのような平安宮内裏に関する独自の検討を行った上で

内裏地区や第一次大極殿院地区の遺構と比較するといった研究方法を採らなかったことによる。従って本報告書では、内裏地区に関する新たな理解による内裏地区の遺構変遷に基づいて、文献史料に検討を加えるとともに、平安宮内裏の構造について検討を行い、その結果と『報告Ⅺ』で平城太上天皇の御在所と推定された第一次大極殿院地区第Ⅲ期の遺構や平城宮内裏地区Ⅰ期～Ⅵ期までの各期の遺構・遺構群の配置・構造を比較・検討することによって、その間における内裏の変遷の歴史的な意義を明かすことが必要とされる。

- 1) 関野 貞『平城京及大内裏考』（東京帝国大学紀要工科第参冊 明治40年6月）。
- 2) 『史蹟精査報告第二 平城宮趾調査報告』（内務省 大正15年7月）。
- 3) 『奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告』第十二冊（奈良県 昭和9年8月）。
- 4) 『平城宮跡』（文化財保護委員会事務局 昭和38年8月）。
- 5) 『平城宮跡第一次・伝飛鳥板蓋宮跡発掘調査報告』（昭和36年3月）。
- 6) 『平城宮発掘調査報告Ⅱ』（昭和37年3月）。
- 7) 工藤圭章「昭和35年平城宮跡第3, 4, 5次発掘調査概要」（『奈良国立文化財研究所年報1961』 昭和36年10月）。
- 8) 『平城宮発掘調査報告Ⅺ』（昭和57年1月）。
- 9) 『平城宮発掘調査報告Ⅲ』（昭和37年3月）。
- 10) 『平城宮木簡 一 解説』（昭和44年11月）。
- 11) 阿倍義平「平城宮の内裏・中宮・西宮考」（『研究論集Ⅱ』奈良国立文化財研究所 昭和49年3月）。
- 12) 本多辰次郎「皇后中宮の沿革に就いて」（『歴史地理』28—5 大正5年5月）。
- 13) 大井重二郎「平城宮の中宮・皇后宮と西宮について」（『大和文化研究』4—4 昭和34年4月）。
- 14) 『平城宮木簡 一 解説』。
- 15) 『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ 瓦編2解説』（昭和50年3月）。
- 16) 阿倍義平「古代宮都中枢部の変遷について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』3 昭和59年1月）。
- 17) 今泉隆雄「8世紀造宮官司考」（奈良国立文化財研究所編『文化財論叢』 同期舎 昭和58年3月）。
- 18) 宮本長二郎・川越俊一・高瀬要一「平城宮跡と平城京跡の発掘調査」（『奈良国立文化財研究所年報1975』 昭和51年3月）。
- 19) 『平城宮発掘調査報告Ⅶ』（昭和51年3月）。
- 20) 今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」（関見教授還暦記念会編『日本古代史研究』 吉川弘文館 昭和55年10月）。
- 21) 岸俊男「日本歴史の焦点—平城京—」（『国民の歴史』月報4 文英堂 昭和43年）。
- 22) 今泉註17) 論文。
- 23) 今泉隆雄「律令制都城の成立と展開」（『講座日本歴史2』 東京大学出版会 昭和59年10月）。
- 24) 今泉隆雄「再び平城宮の大極殿・朝堂について」（関見先生古希記念会編『律令国家の構造』 吉川弘文館 昭和64年1月）。
- 25) 「大極殿跡の調査（第113次調査）」（『昭和53年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 昭和54年4月）
・「大極殿後殿の調査（第132次）」（『昭和56年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 昭和58年5月）。
- 26) 「恭仁宮跡昭和52年度発掘調査概要」（『埋蔵文化財発掘調査概要』1978 京都府教育委員会 昭和53年3月）、中谷雅治「恭仁宮大極殿跡の発掘調査について」（『史想』18 昭和54年6月）。
- 27) 註8) 報告書。

2 奈良時代における歴代天皇の御在所の 歴史的変遷

内裏地区は平城宮の中でも最も重要な区画の一つであり、のちに詳しく述べるように、創建の当初から奈良時代末期平城宮の廃都に至るまでの間、一貫して天皇の御在所にふさわしい特有の構造を持ち続けていたと考えられる。しかし一方『報告Ⅹ』において第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構が称徳天皇の御在所「西宮」であるとの見解が示されている¹⁾。従って、奈良時代を通じての内裏地区の性格を把握するためには、第一次大極殿院地区の遺構をも考慮して総体的な検討を行わねばならないことになる。

以上の点について検討するための前提として、まず奈良時代の文献史料を中心に天皇の居所に関わる語彙について検討し、次いで奈良時代、平城宮において在位した七代の天皇の居所について、文献史料から知られるその概要と問題点を整理しておくこととする。なお以下では天皇の居所を意味する言葉として御在所を用いるが、それは後述するところからも明らかなように御在所が天皇の居所を意味する普通名詞的な語彙であると考えられるからである。

A 天皇の居所に関する語彙の検討

i 天皇の居所を意味する語彙

天皇の日常の居所を示すと思われる語として、「御在所」・「御所」・「内裏」・「内」・「大内」・「内隔」・「禁内」・「禁中」・「常宮」・「大宮」などの語が、『続日本紀』をはじめとする奈良時代の文献史料に散見する。ここではその主なものについて『続日本紀』に現われるものを中心として検討を加え、整理することにする。

(1) 御在所・御所

「御在所」とは、「御」が「至尊」、すなわち天皇を斥²⁾していう語であるから、天皇が在る所 **御 在 所** を意味し、明らかに普通名詞的な語彙である。

『続日本紀』に見える「御在所」には、大きく分けて三つの用法が認められる。まず第一に、天皇の日常起居する場所を意味する用法である。天平12年9月に「御在所」に隼人24人を召して右大臣橋諸兄が宣勅を行い、さらに隼人に授位を行った³⁾。この場合「御在所」に天皇がいたことについては特に明記されていないが、「御在所」が天皇の日常的な居所であるからこそ、「御在所」に天皇が御したと記されていないのであり、また「御在所」へ隼人を呼ぶことを「召す」と表現していることや右大臣による宣勅が行われていることなどから、「御在所」に天皇がいたことは確実で、さらにこの時天皇が日常起居していると思われる場所から平城宮内あるいは宮外のいずれかの場所・施設に出て御したとの記載がみえないことから、「御在所」こそが天皇の日常起居する場を指していると思て間違いない。第二に、天皇が儀式や宴などのために、日常起居する場（第一の用法の「御在所」）から出て、儀式や宴などに臨んで御した場所を意味する用法である。例えば、神亀3年3月や天平元年3月には、いずれも天皇が日常起居している場

所から平城宮内外の施設である「南苑」や「松林苑」などに御し、そこで限定された範囲の人たちを対象として宴を行った際に、本来宴に呼ばれることのない官人たちを特に「御在所」に召して物を賜った。⁴⁾ 当然ながらこの場合の「御在所」とは、具体的には「南苑」や「松林苑」の内部に設けられていた天皇が御するための殿舎などのことを指しているものと見られる。第三の用法は、天平17年5月平城宮へ還都してきた時に「中宮院を御在所と為す」とあり⁵⁾、この他に同様の表現が天平勝宝4年4月東大寺大仏開眼供養会関連の記事や天平宝字5年1月小治田宮からの還御の記事において見える。⁶⁾ このうち天平17年5月と天平宝字5年1月の記事には共通性があり、ともに平城宮に還幸してきた時に平城宮の施設を「御在所」に定めたことを記している。両記事の場合に問題となるのは、単に平城宮に帰ってきたと表現しているのではなく、わざわざ平城宮の施設を「御在所」としたと記す点である。天平宝字5年1月の記事は、後述するように平城宮改作のために一時行幸し滞在していた小治田宮から淳仁天皇が平城宮に還幸してきた時のもので、この時平城宮の武部曹司(兵部省曹司)を「御在所」としたと記している。もちろん武部曹司は本来天皇の居所ではないのであるから、平城宮に還幸してきた時に本来居所とすべき施設が別に存在していたが、それは未だ改作中で使用するには耐えない状態であったために、武部曹司が天皇の居所とされたと考えられる。従ってこの場合、武部曹司は一時的に天皇の居所とされたものであると推定できる。天平宝字5年1月の記事を以上のように解することができる。すると、天平17年5月の記事についても同様に解釈することができるのではな⁷⁾ かるか。すなわち同年5月に平城宮へ還幸してきた時に聖武天皇が「御在所」とした「中宮院」も、天平宝字5年1月における武部曹司と同様に、一時的に「御在所」とされたのであって、「中宮院」は本来天皇が平城宮において居所とすべき場ではなかったと考えることができる。一方、天平勝宝4年4月の記事の場合、盧舎那大仏開眼供養のために東大寺に行幸した孝謙天皇がその日の夕に平城宮へ還幸することなく、大納言藤原仲麻呂の田村第に還幸してここを「御在所」としたのである。平城宮外において一時的に田村第を「御在所」としたのであるが、この場合はむしろ行幸に際して仮に天皇の居る所を指して言う「行在所」の語と類似した意味を有しているものと考えられる。⁸⁾ いずれにしてもこの用法の場合、「御在所と為す」と表現することによって、本来天皇が「御在所」とすることのない施設を一時的に居所としたことを示しているものと考えられる。

『続日本紀』には以上のほかにも「御在所」の見える記事がある。⁹⁾ それは橘奈良麻呂の変が勃発以前に察知され、首謀者である橘奈良麻呂や塩焼王をはじめとする5人の者たちが「御在所」に召された時の様子を記した記事で、この時「御在所」に召された奈良麻呂ら5人はそこに待する紫微内相藤原仲麻呂の宣する光明皇太后の詔を聞かされている。仲麻呂は皇太后の詔を単に宣したのではなく、伝え宣したと記しており、またその仲麻呂の官職が光明皇太后のもとに近侍しその命を下達することを職掌とした紫微中台の長官である紫微内相であったこと¹⁰⁾ から、仲麻呂が侍し皇太后の詔が宣せられた「御在所」とは皇太后の居所、すなわち皇太后宮であった可能性が高い。¹¹⁾ 従ってこの場合の「御在所」は上記の三つの用法のうち、一番目の用法に含まれることになる。

『続日本紀』以外の奈良時代の史料にも「御在所」の語は見える。例えば正倉院文書では、天平勝宝4年の文書に「中宮御在所」、¹²⁾ また天平宝字8年と考えられる文書には「南御在所」

が見えている¹³⁾。後者の「南御在所」については全く不明であるが、前者の「中宮御在所」については、中宮が太皇太后藤原宮子を指すと見られることから、宮子の居所のことであると考えられる。また『万葉集』には「御在所」¹⁴⁾や「太上天皇御在所（中宮西院）」¹⁵⁾が見える。前者は天平11年に聖武天皇が高圓野に遊獵した時、たまたま通りかかった勇士が都里の中を泄走した小獣を生きながらに捕らえ、これを「御在所」に献上した際に、小獣に添えられた歌の題詞に見えることから、この場合の「御在所」とは行幸先である高圓野に設けられた仮の居所のことになる。また後者は天平18年正月白雪が積もり、左大臣以下が太上天皇御在所に参入して雪掃きに供奉し、そののちここで饗宴がもたれた時に奉られた歌に付せられた題詞である。この場合は元正太上天皇の居所を「御在所」と言ったものであり、割注からそれが「中宮西院」に存在していたことがわかる。いずれも上記の『続日本紀』における「御在所」の用法と基本的に異なるところがない。

以上の検討から明らかなように、奈良時代の諸史料において用いられている「御在所」とは基本的には「天皇の在る所」、すなわち天皇の居所を指して言う普通名詞的な語で、それゆえに、ある場合には天皇が日常起居する場所を意味することもあり、またある場合には天皇が日常起居する場所から出て一時的に居した場所を指すこともあったのである。ただしその場合「御在所」の語によって表される空間は必ずしも一定しておらず、天皇の居す宮であったり、その内部に存在する殿舎であったり、さらには天皇が居す室であることもある。あるいはまたこれらに代わる仮の施設であってもよいのである。なおこのような意味をもつ「御在所」は中国においても確認することができる¹⁶⁾。また「御在所」は天皇に限らず、天皇に準ずるような存在である太上天皇や皇太后・中宮についてもその居所が「御在所」と称されることがあったことも注意される¹⁷⁾。

「御在所」に似た語として「御所」がある。『続日本紀』には用例がないが、『正倉院文書』^{御 所}に用例がある。例えば、特定の人物について「御所」をもちいた例としては「東宮御所」¹⁸⁾や「内親王御所」¹⁹⁾などがあるが、これらはいずれも阿倍内親王の居所を指すものである。「御所」は本来文字通り「御の所」、すなわち天皇の所の意味であり、「御在所」同様に天皇のいる所を指して言う普通名詞的な語であろう²⁰⁾。ただし天皇とは全く関わりなく使用されている例も正倉院文書には多く見られ、天皇の居所を指す言葉として「御在所」ほど一般的な語彙ではない。

(2) 内裏・内・大内・内隔

天皇の居所を示す言葉として『続日本紀』をはじめ『正倉院文書』に数多く見えるのは「内 内 裏」あるいは「内」である。

『続日本紀』に見える「内裏」について注意すべき点は、既に今泉隆雄が述べている²¹⁾ように、天皇が「内裏に御」すと言う表現が『続日本紀』には見えないことである。このことは「内裏」で行う行事の際に天皇の居す「内裏」を中心として臣下を「召」すと表現していることに対応するもので、「内裏」が天皇の日常的な居所であったことを示唆している。またこのことと関連して、先述の「御在所」の用法と対比して注目されるのは、奈良時代に限れば、少なくとも「御在所と為」すとの表現は存在しても「内裏と為」すと言う表現は存在しないことである。さらに行幸先などで一時的に設けられた天皇の居所を「御在所」と言うことはあっても「内裏」

とすることがなかったことも注意される。以上のことは「内裏」が本来宮において天皇の居すべき場所・空間を意味する語であることを示唆している。そのような意味では「御在所」が普通名詞的な用法の語であったのに対して、より固有名詞的に用いられるのが「内裏」であったと言えよう。ただし「内裏」は平城宮に限って存在したのではなく、都が平城宮を離れ他の宮都に移っていた時には、そこに天皇の居所としての「内裏」が存在していたし、恐らく複都制の採られた奈良時代においては主都および副都にそれぞれ存在していたものと推測される。

ところで「内裏」は『正倉院文書』の經典奉請関係の文書にきわめて多くの用例を見いだすことができるが、この全てが『続日本紀』における「内裏」ほどに特定の場所・空間と結び付いた言葉であったか否かについては問題がある。例えば、平城宮改作のために一時近江の保良宮に孝謙太上天皇と淳仁天皇が行幸していた天平宝字5年10月から同6年5月の間に作成された文書には「内裏」²²⁾が見え、それは保良宮に存在していた天皇の御在所を指しているものと考えられる。また保良宮から平城宮へ還幸ののち、孝謙太上天皇と淳仁天皇が対立して平城宮内外に御在所を構えていた天平宝字6年5月から同8年10月までの期間において「内裏」の語がどの様に使用されているかも当然注目されることである。この間「内裏」は天平宝字6年12月に既に現れ、以後両者の対立が淳仁天皇の廃帝によって解決されるまで「内裏」は『正倉院文書』²³⁾中に引き続き登場してくる。注目されるのは、これらの文書に現れる「内裏」が基本的には孝謙太上天皇の御在所を指していると考えられることである。それは、これらの文書によって知られる、「内裏」への經典の奉請に関わる人々を検討すると、いずれも道鏡など孝謙太上天皇側近ないしはそれに近い人物であるからである。もし「内裏」が平城宮内の特定の施設を指し言うものであるとすると、5月に法華寺に入り、12月には既に平城宮の「内裏」に入っていたことになる。ところが平城宮跡から出土した第1号木簡²⁴⁾には、法華寺と考えられる「寺」から孝謙太上天皇の側近である竹波命婦御所用料として小豆等を請求する旨が記されており、その日付は3月6日である。この木簡が出土した土壙から一緒に出土した他の木簡の年紀が天平宝字5年あるいは6年であることを考慮すると、3月6日は孝謙太上天皇が天平宝字6年5月に法華寺に御してのち、天平宝字6年からあり隔たらない時期であることになり、3月26日は天平宝字7年あるいは8年である可能性が高い。従って『正倉院文書』に初見する天平宝字6年12月の孝謙太上天皇の「内裏」は平城宮の内部に存在していたのではなく、法華寺ないしは法華寺に存在していた太上天皇の御在所を指して言ったものとなり、必ずしも「内裏」は平城宮の内部に限られることはないことになる。ただここで問題となるのは、正史として編纂された『続日本紀』で用いられる「内裏」の語と奈良時代に作成された『正倉院文書』で使用される「内裏」の語とを、果して同一の次元で論ずることができるのか否かである。奈良時代当時一般的には天皇の御在所のことを、「御在所」と同様に普通名詞的に「内裏」と言ったのに対して、『続日本紀』編纂の時点でこれに特定の施設を指す意味、すなわち固有名詞的な意味をもたせたために、『続日本紀』と『正倉院文書』との間に同じ「内裏」でありながら微妙な差異が生じたとも考えることもできないわけではない。

内 「内裏」と類似した言葉として「内」がある。「内」が「内裏」と同じ意味であることに疑問の余地はない。「内」の用例として注目されるのは、『続日本紀』の養老4年8月に見える内印の請印に関する記事である²⁵⁾。そこには、内印の押捺を必要とする文書の場合、予め文書2通を

作成し、1通は「内」に進め、また他の1通は施行せよと見える。これに対応する規定が『延喜式』に見え、²⁶⁾それには内印を必要とする文書は2通を作成し、そのうち1通は天皇に奏進し、1通は施行せよとある。両者を比較すると、養老2年の「内」に進めることは、『延喜式』の天皇に奏進することに当ることから、天皇の居る「内」、すなわち「内裏」へ太政官から内印の押捺を必要とする文書が進められ、そこで請印が行われたことを示していると考えられる。なおこのことは天皇の居る「内」＝「内裏」が養老2年の時点において天皇の日常的な執務の場でもあったことを示唆している。

「内」に関連して「東内」と称される施設が平城宮に存在したことを示す史料がある。『統日本紀』の神護景雲元年12月には「東内」の造営を担当する官司の次官である造東内次官の任命記事があり、²⁷⁾また同3年正月には天皇が御して始めて吉祥悔過を「東内」で行ったとの記事がある。²⁸⁾また平城宮出土木簡にも「^{〔造東内〕}内司」と見え、さらに表裏に「東内宮守」合わせて5人のうち^{〔造東内〕}靱負後麻呂等3人の氏名が確認できる木簡も出土している。³⁰⁾このうち「^{〔造東内〕}内司」と記した木簡の出土地点から考えて、「東内」は平城宮東張り出し部の東院地区に存在し、また「宮守」の存在によって平城宮内に存在した「宮」の一つであったと推定されることから、「東内」とは東に存在する「内」を意味すると考えられる。従って「東内」とは恐らく西に存在する「内」・「内裏」に対して東の「内」・「内裏」のことであろう。

また「内」に関連して「内庭」と言う表現が『万葉集』に見える。³¹⁾同じく『万葉集』に収められた歌の題詞を参考にすると、本来は正月7日に宴が行われるのであるが、天平宝字2年正月7日は仁王会の日に当たり、その前日である6日に諸王卿等を「内裏」に召して酒宴を行った。その際「内庭」には仮に樹木を植え林帷としたのであった。従って「内庭」とは「内裏」の内部にある庭のことを指していることは明らかである。ただしこの「内庭」が「内裏」の庭の意味であるのか、あるいは「内裏」にある特定の庭の固有名称であるのかについては必ずしも明瞭ではない。このように「内」が他の語を限定する役割を果たして使用されることがままある。例えば、後に述べる「内南安殿」³³⁾や「内寝」³⁴⁾のように、殿舎や施設を限定して「内」に存在していることを示す場合や、「内射」³⁵⁾のように、儀式などの行為が大極殿・朝堂などの朝庭の場ではなく「内」で行われることを示す場合、などがある。

「大内」は「内」に「大」と言う接頭語が付加されたものである。『統日本紀』では神亀5年に設置された中衛府の職掌規定に見え、³⁶⁾中衛府が周衛する対象とされている。『日本書紀』に付せられた古訓には「内裏」を「おおうち」と訓ずるものがあることなども参考にすると、「おおうち」すなわち「大内」が「内」あるいは「内裏」を意味することは間違いない。なお天武天皇及び持統天皇の合葬陵が松前大内陵と呼ばれていることが注意される。この陵はその築造途中から大内陵として『日本書紀』に見えているが、陵名のうち「松前」は陵の所在している地を含めて広がる地域の名称であることが明瞭であるのに対して、「大内」については従来あまり注目されることはなかった。松前大内陵の「大内」とは「内」・「内裏」を意味する「大内」と同じ意味の語ではなかろうか。³⁷⁾

内裏地区の東側にあつて南流する平城宮の基幹排水路S D2700から出土した木簡に「内隔南方西門籍」と書かれたものがある。³⁸⁾宮衛令宮閤門条によれば、人の出入を監督するための門籍が宮門と閤門に置かれ、宮門では衛門府が、また閤門では兵衛府がこれを司った。従って当該

木簡に見える門籍が置かれた「内隔南方西門」とは宮門あるいは閤門に相当することになる。また「内隔南方西門」と書かれていることから、「内隔」には四方に門が開かれ、そのうち南面の門は中央及び東西に3門があったと推定できる。南面に3門があったとすると、「内隔」の四面を画する施設には各面に3門、合計12門が開いていた可能性がある。

ところで平城宮を始めとする宮城は、一般に三重の構造を採っていたと言われる。すなわち『法曹至要抄』に引く養老律衛禁律闕入踰闕為限条や宮衛令宮墻条によると、宮城には天皇の御在所を中心として閤垣・宮垣・宮城垣(宮墻)の三重の垣が繞らされ、また宮衛令宮閤門条や養老律衛禁律行宮諸門条などによれば、三重の垣にはそれぞれ閤門・宮門・宮城門(大宝令では、それぞれ内門・中門・外門)が開く。平安宮も基本的には閤門・宮門・宮城門それぞれを開く閤垣・宮垣・宮城垣の三重の垣が繞る三重構造をもち、それぞれの垣によって取り囲まれる区画を内隔(内重)・中隔(中重)・外隔(外重)と言った。例えば、『日本紀略』天長7年7月癸巳条には「玄暉門外中重掖」と見え、内裏の北を画する築地回廊の中央に開く閤門である玄暉門の外が中重と呼ばれる空間であったことがわかる。また『延喜式』卷45左右近衛府行夜条に、左右近衛府それぞれ将曹以上の官人1人と近衛1人が内裏の警備を担当するとあるのに対して、卷46左右兵衛府分配条には、八省院や豊楽院などとともに、中隔の警備には兵衛2人が当ると規定していることも、内裏が内隔(内重)で、その外側で宮垣の内側が中隔(中重)であることを示している。

以上のように平安宮においては内隔とは内裏のことであった。従って平安宮における用例からすると、平城宮の「内隔」も「内裏」のことを意味すると推定することができる。なお先に平城宮の「内隔」を画する施設に開いていた門が12門ではないかと推測したが、内裏地区で検出したⅠ期～Ⅵ期に及ぶ遺構群の周囲を画していた掘立柱塀及び築地回廊にも合計12の門が開いていたと推定され、また後述するように、天平末年に内裏地区に存在した「西宮」にも12の門が開いていたことは注目される。

(3) 禁中・禁内・禁省・禁掖

禁 中 「禁中」は『続日本紀』宝亀元年8月癸巳条に見える。称徳天皇がこの日崩御したのにもない、左大臣藤原永手らによって白壁王が皇太子に擁立された。白壁王擁立の際に、永手をはじめ右大臣吉備真備・参議兵部卿藤原宿奈麻呂・参議民部卿藤原繩麻呂・参議式部卿石上宅嗣・近衛大将藤原藏下麻呂らが、策を定めて白壁王の立太子を決定した場所が「禁中」であった。「定_二策禁中_一」に定めるとの表現は、『日本書紀』の顕宗天皇即位前紀や持統天皇11年8月乙丑朔条にも見える。前者は嗣子のない清寧天皇が大臣・大連とともに策を「禁中」に定め、皇嗣として弘計王と億計王を播磨国から迎えたことを記し、また後者は持統天皇が皇位を皇太子軽皇子に譲ることを記した記事である。3例とも策を定めた場所を「禁中」とするが、それが具体的に何処であるのかについては明らかではない。しかし天皇や皇太子の擁立など皇位の継承に関する策を定めているのであるから、当然天皇の御在所ないしはそれに近い、限定された人達のみが入ることが許された場所であったと思われる。『日本書紀』には、以上の2例のほかにも推古天皇元年四月己卯条に「禁中」の語が見える。それは、聖徳太子の立太子の記事に付せられた太子の誕生に関わる著名な説話の中に見えるもので、その説話によると、太子の

母穴穗部間人皇女が馬官の厩戸で太子を産んだのは、「禁中」を巡行し「諸司」を監察していた途中であった。間人皇后が巡行した「禁中」が「諸司」と対をなす形で述べられている点に注目すると、「禁中」とは「諸司」の存在している場所、すなわちのちの宮城内を指すのではなく、さらにその内側の空間を指しているものとみることができる。また『懐風藻』の葛野王の伝に、高市皇子の死後、日嗣の擁立を謀るために、皇太后(持統天皇)は王公卿を「禁中」に引き入れ、日嗣を定めたことが見えている。王公卿を「禁中」に引き入れたとあることは「禁中」が皇太后の居所であるためにそのように表現されたものと考えられよう。『日本書紀』の写本の中には「禁中」の語を「おほうち」と訓ずるものと「みやのうち」と訓ずるものがあるが、このうち「おほうち」は「禁中」を「大内」と解しての付訓であり、『日本書紀』の写本に訓を付した人の中には「禁中」が「大内」に相当すると考える人がいたことを示している。また養老令宮衛令応入禁中条によると、「禁中」とは門籍のある宮門以内のことである。以上から「禁中」とは宮城内部全体を指すのではなく、天皇の御在所を中心とした宮城内部でも一定の限られた空間であったと見ることができる。

「禁内」は『続日本紀』天平宝字8年7月丁未条に、孝謙太上天皇が御史大夫文室浄三と参議藤原朝鑑を召して面りに口勅した場所として見える。この場合、「禁内」とは、孝謙太上天皇が御史大夫および参議を召していることから、太上天皇の御在所のことであることは明らかであるが、具体的に「禁内」を何処に当てるかについては少なくとも二つの可能性が考えられる。すなわち平城宮改作のために行幸していた保良宮で、道鏡をめぐる淳仁天皇と孝謙太上天皇との間に対立が生じ、両天皇は天平宝字6年5月に至りともに保良宮から平城宮に還御し、淳仁天皇は平城宮の「中宮院」に入り、孝謙太上天皇は平城宮の外にある法華寺に入ったが、後述するように、孝謙太上天皇はこののち藤原仲麻呂の乱が起こる天平宝字8年9月までには法華寺から平城宮の「内裏」(「西宮」)に入ったと考えられることから、それに先立って孝謙太上天皇の御在所として『続日本紀』に現れる「禁内」には、孝謙太上天皇が還御後に入った法華寺である可能性と、そののち法華寺から遷った平城宮の「内裏」である可能性とがある。いずれであるかを決定する史料はないが、その時期からみて平城宮にあった孝謙太上天皇の御在所である「内裏」の可能性が高いのではなかろうか。「禁内」の用例は「禁中」に比べると稀であるが、養老令後宮職員令内侍司条には内侍司の職掌として「禁内」における礼式を知ること掲げている。養老令あるいは大宝令では、宮城内部における礼儀の監督を内侍司以外に中務省管下の内礼司と式部省にも分担させ、式部省は「朝庭」、内礼司は「宮内」(宮門以内)、内侍司は「禁内」をそれぞれ担当した。しかし式部省と内礼司とが宮門を境界として監督の場を異にしつつも、ともに官人(男性)を主たる監督の対象としていたと思われるのに対して、内侍司が対象としたのは、養老令やその諸注釈による限り後宮や十二女司などに仕える女性であったと考えられる³⁹⁾。従って宮城内における礼儀の監督を担当した式部省・内礼司・内侍司の三司の間には監督の対象となる場と人に相違があり、式部省が宮門外を担当したのに対して、宮門内については男性を内礼司、女性を内侍司が分担していたと考えられる。ただし令の規定による限り、宮人など宮城内部で活動する女性の範囲を天皇の御在所を中心としてその周辺に限定して考えざるを得ないことからすると、厳密には内侍司が担当したのは宮門内とみるよりもさらにその内側の閣門内(さらにその中でも宮人たちが天皇に対して奉仕する場である御在所の北半の空間)

禁 内

であった可能性が高い。従って内侍司の職掌の一つとしての礼儀監督の範囲である「禁内」とは、天皇の御在所内部で、しかも女性が活動する範囲を指して言うものであろう。

禁 省 『続日本紀』に用例はないが、『日本書紀』には、「禁中」や「禁内」に類似した「禁省」が見える。まず「禁省」が見えるのは、舒明天皇即位前紀の記事の中で、山背大兄王が、推古天皇の崩御に際し、天皇のもとへ駆けつけ、天皇から遺詔を承けた次第を述べた箇所である。山背大兄王が推古天皇の病臥する小墾田宮に駆けつけ、まず控えたのは「門下」で、次いで王は「禁省」から出てきた中臣弥気から天皇の病臥する「大殿」に参入せよとの天皇の命を受け、さらに王が天皇の病臥する「大殿」に至るために「閤門」に参進すると、栗隈采女黒女が山背大兄王を「庭中」に迎え、王は栗隈采女に引かれて天皇の臥する「大殿」に入った。「大殿」では病臥する天皇の側に、近習の首である栗下女王以下女孺縮女等8人と田村皇子らが侍していた。「大殿」のなかでは栗下女王が病臥する天皇と山背大兄王の仲介者としての役割を果たした。まず中臣弥気が山背大兄王に天皇の命を伝えるために出てきた「禁省」が最初に王の侍した「門」の内であるのか、さらにその内側に位置する「閤門」の内、すなわち「大殿」一郭のことであるのかは必ずしも明瞭ではない。ただし天皇の命を伝えるために中臣弥気が出てきたのが「禁省」の内から「門下」に侍する山背大兄王のところであったとすると、「禁省」とは「閤門」の内側、すなわち天皇の臥する「大殿」の存在する空間であった可能性が極めて高いことになる。⁴¹⁾

また天武朝に法を犯した者を糺弾する場合、「禁省」の中であると「朝廷」の中であるとを問わず、犯罪の行われた場所において糺弾すべきことを命じた詔が発せられている。⁴²⁾ここでは「禁省」が「朝廷」と対で掲げられている点が注目される。宮城の内部を「禁省」と「朝廷」の二つに分け、「禁省」を天皇の御在所に関わる空間としているのであろう。以上のように「禁省」とは天皇の御在所に関わる空間を指して言ったものであることは間違いない。なお「禁省」に付せられた古訓には「禁中」と同様に「みやのうち」と「おほうち」とがある。

禁 掖 『続日本紀』天平勝宝8歳5月乙亥条と天平宝字8年9月壬子条に「禁掖」が見える。前者は、久しく聖武太上天皇の「禁掖」に侍していた左衛士督坂上犬養と右兵衛率鴨虫麻呂の二人が崩御した太上天皇の山陵に奉ぜんことを請うたのに対して、この日孝謙天皇が勅してその願いを許し、二人の位階を進め、また二人に従って聖武太上天皇の「禁掖」に奉仕していた授刀舎人20人についても勲位を進めたことを記している。この場合、「禁掖」とは明らかに聖武太上天皇が居していた御在所のことである。しかし『続日本紀』には聖武太上天皇が崩御した場所を「寝殿」とするのみ⁴³⁾で、それが平城宮の中であるのか、あるいは平城宮外にあった太上天皇の宮でのことであるのかは不明である。後者は、藤原仲麻呂の乱によって平城宮から落ち延びた乱の首謀者である仲麻呂が近江国で追手によって首級をとられたことを伝える記事で、それに付せられた仲麻呂の伝の、仲麻呂が乱を起こすまでに追いつめられた主要な原因の一つである、道鏡に対する孝謙太上天皇の寵愛について述べた部分に、道鏡は常に「禁掖」に侍し、太上天皇の寵愛を被ったと見えている。この場合も「禁掖」とは明らかに孝謙太上天皇の御在所のことであろう。以上『続日本紀』における「禁掖」の用例は現天皇と前天皇(太上天皇)の違いこそあれ、いずれも天皇の御在所、あるいは御在所と言っても空間的にはより狭い天皇の実際に起居する殿舎や居室を指しているものと考えられる。

以上いずれも「禁」の語を冠する「禁中」・「禁内」・「禁省」・「禁掖」の語について検討してきたが、いずれの語も天皇の御在所ないしは天皇の御在所を中心として広がる一定の限られた空間を指しているものと解される。

(4) 大宮・常宮・正宮

『万葉集』に取められた歌には「大宮」あるいは「大宮人」が頻出する。「大宮」は、『万葉集』に見える用例を除くと、『続日本紀』や平城宮跡出土木簡・正倉院文書などにわずかに散見されるだけである。『続日本紀』ではまず天平宝字元年に開始された平城宮の改作に伴って孝謙天皇が平城宮から出て田村宮に移ったことを記す記事において、天皇が田村宮へ移御した理由を「大宮」の改修のためであるとしている。「大宮」が平城宮あるいは平城宮内で天皇の居す御在所のことを指していることは明白である。またこの平城宮改作に当って孝謙天皇が田村宮へ移御した時を狙って鋒起しようとした橘奈良麻呂らの動きを事前に捉え、これに対処して孝謙天皇が発した詔の中で、孝謙天皇の言葉として「大宮」を囲こもうとして私に兵を備えているものがあると述べている。奈良麻呂たちが襲撃しようとして企図してその図を造ったのが、改作に当って孝謙天皇らが移御した藤原仲麻呂の田村第、すなわち田村宮であったことからすると、この「大宮」とは平城宮やその内部に存在していた天皇の御在所ではなく、明らかに田村宮のことである。従って『続日本紀』に見える「大宮」とは、「御在所」のごとく天皇の御在所を指す普通名詞的な語であったとすることができる。また平城宮から出土した木簡には、「大宮^[西一カ]□□⁴⁶⁾」⁴⁷⁾、「大宮」⁴⁸⁾、また表に「西大宮正月佛 御供養雜物買□錢」とあるものなどがある。このうち最初のもは「西宮」の門を守衛する兵衛への食料支給に関わる木簡とともに出土したもので、それらとやや系統を異にするようにも見えるが、一連のものと考えられている。従ってこれが他の「西宮兵衛」関係の木簡と一連のものであるとすると、「西宮」が当時「大宮」とも呼ばれていたことを示すことになる。また最後の木簡は「西大宮」で行われた正月の仏の供養に関する木簡である。供養に「御」の字が冠され、また「御」の字に闕字の礼が及んでいることからすると、「御」とは天皇に関わる言葉である⁴⁹⁾と考えられる。従って仏に対して供養する主体が「御」、すなわち天皇で、「西大宮」は天皇の御在所であることになる。「西大宮」とある以上、「西大宮」以外に「大宮」が存在していたと考えられ、それは西に対して東のような語を冠して区別されていたものと推測される。また正倉院文書には天平7年4月に「大宮」へ海竜王経ほか4部の内典を写して貢じたこと⁵⁰⁾が見え、さらに天平18年の具注暦の2月16日に見られる書き込みには「大宮参向塩賜已訖⁵¹⁾」とある。他に関連史料はないが、いずれも天皇の御在所と解して問題はない。以上のように、「大宮」とは天皇の御在所のことで、しかもそれは普通名詞的に用いられたことが確認できる。

「常宮」については、『万葉集』所収の歌の題詞に、天平勝宝6年正月7日に天皇・太上天皇・皇太后がともにあって宴を催した場所として「東常宮南大殿」が見える。これに対応する『続日本紀』の記事は天皇が出御した場所を「東院」としている⁵³⁾。従って「東常宮」とは「東院」のことになる。「東常宮」・「東院」とともに東を冠しているが、それが平城宮内での位置から呼ばれたものであるとすると、「東院」が東に存在する「常宮」と考えられていたことを示していることになる。このことは「東常宮」に対して他にも「常宮」が存在することを示唆してい

る。また平城宮から出土した木簡にも「常宮」が見える。⁵⁴⁾それは卷子の軸の上端を題箋に作った、いわゆる往米軸で、表に「従常宮ノ請雑物」、裏に「二年」とある。この題箋軸の木簡は、某司が2年に「常宮」からの雑物の請求文書あるいは雑物の請け取りを控えた文書に付けられたものである。この場合の「常宮」の意味は必ずしも明らかではないが、これも天皇の御在所を意味する可能性が高い。以上「常宮」とは恐らく天皇が日常起居している宮のことであり、御在所に当たるものであろう。

ii 天皇の居所に関わる殿舎

『続日本紀』には天皇が御在所としたり、あるいは御在所と関係をもつと考えられる殿舎として「大安殿」・「内安殿」・「中安殿」・「前殿」・「正殿」・「寝殿」などが見える。従来の研究においても天皇の御在所を考える際に大きな問題点とされてきた「大安殿」など、「安殿」を名称の一部に含む殿舎を中心として整理・検討を行うこととする。

(1) 大安殿・内安殿・中安殿

大安殿 「安殿」を共通の名称とする殿舎を理解する上で大きな見解の相違が見られるのは「大安殿」である。以下にまず「大安殿」に関する従来の諸説を簡略にまとめてみることにする。

まず本居宣長が提唱した大安殿＝大極殿説がある。⁵⁵⁾本居宣長は、内裏の中の殿舎として同じ「安殿」系の「内安殿」・「中安殿」を想定するのに対し、朝堂の正殿も「安殿」と呼ばれたに違いないとして「大安殿」を大極殿と同一のもので、これを和風に表現したものであるとした。次ぎに関野貞は、本居宣長の説に対して「大安殿」の用例を検討した上で疑問を提示し、「大安殿」を内裏正殿と考⁵⁶⁾えた。すなわち天平14年1月における恭仁宮での大極殿と「大安殿」との同時、個別の存在⁵⁷⁾を事例として、「大安殿」は「大極殿」とは別の殿舎で、むしろ内裏正殿であるとする。関野の立場に立ってさらに事例を詳細に検討したのは、福山敏男である。⁵⁸⁾福山は「大安殿」は「大極殿」とは別の建物であるとしながら、機能的には大極殿に類似していることと大極殿の完成に先立って「大安殿」の記事が見えることから、「大極殿」が造営される前にその代わりを果たした建物とするに留まり、内裏の正殿であるとの明言は避けた。また岸俊男は、「安殿」すなわち「やすみどの」の「安」とは本源的な安息の意で、「安殿」は中国の宮殿における寝殿や路寝に通じ、路寝の日本的な表現であるとする前提に立ち、「安殿」と呼ばれる殿舎はすべて内裏内部の殿舎とみるべきで、中でも「大安殿」は内裏正殿とみるのが正しいとした。⁵⁹⁾さらに直木孝次郎は、直接平城宮の「大安殿」の問題について論じていないが、天武朝の飛鳥浄御原宮における大極殿の問題を論じた際に、「内安殿」が天皇の日常的な生活が営まれる内裏後殿に当たるのに対して、「大安殿」は「大極殿」の前身である内裏前殿(内裏正殿)に当たり、公的な行事の場ともなり、「外安殿」とも呼ばれた時期があったとした。⁶⁰⁾瀧波貞子も「大安殿」を内裏正殿とは断言しないが、天皇の内裏に関係する殿舎の中の中心的な殿舎であったとする。そして「安殿」という名称を共有する殿舎はその大きさや位置によって名称が区分された⁶¹⁾と理解した。「大安殿」＝内裏正殿説について『報告Ⅲ』は、「大安殿」は「大極殿」と別のもので、しかも機能的に「大極殿」に相当するという理由だけで「大安殿」を内裏の正殿とすることはできず、平安宮において大極殿後殿が小安殿と呼ばれていることから少なくとも

も「大安殿」は内裏の正殿ではありえず、「大極殿南院」・「閤門」などと類似の朝堂正殿・大極殿一郭の建物を指すのではないかと考え、むしろ内裏正殿としては史料に現れる「内安殿」を当てたほうがよいのではないかとした。⁶²⁾

以上のように大きく分けて二つの説が「大安殿」を巡って対立しているが、「大安殿」については上記の二つの説とは異なる理解も近年提示されている。それは、平城宮第二次大極殿院・朝堂院地区の下層で検出された掘立柱塼と掘立柱建物からなる建物群のうち、第二次大極殿の下層で検出された桁行7間・梁間4間の東西棟建物を「大安殿」に当てる考えである。⁶³⁾ この考えは従来のような文献史料だけからする研究とは異なり、発掘調査で検出された遺構と文献史料に登場する「大安殿」との関係を把握しようとした試みで、その意味では評価すべきであるが、後述するところからも明らかなように、多くの問題点を内包している。

次に平城宮の「大安殿」について検討を加えるために、まず奈良時代の諸宮都における「大安殿」に関係する史料を整理し、問題点を明らかとおきたい。

藤原宮 藤原宮では『統日本紀』の三箇所に「大安殿」が見える。⁶⁴⁾ まず大宝元年正月、文武天皇が「大安殿」に出御して祥瑞を受けたとの記事がある。そこではこの時天皇が祥瑞を受けた儀式が「告朔儀」のようであったと記されている。大宝令や養老令では告朔の儀式に当って文武百官が会集・列立するのは朝庭で、⁶⁵⁾ また平安時代においては天皇が大極殿に出御して朝堂院で告朔を行うことになっていたことから、⁶⁶⁾ 大宝令施行以降、告朔の儀式に際して天皇が出御する殿舎は「大極殿」であったと考えられる。⁶⁷⁾ 一方祥瑞を天皇に進奏する儀式については大宝令の施行によって上瑞以下は元日にまとめて天皇に奏聞されることになり、⁶⁸⁾ 告朔と同様に天皇の「大極殿」出御のもとに行われることになっていた。このように祥瑞進奏や告朔の儀式は、大宝令施行以後、天皇の「大安殿」出御のもとで行われることはなく、少なくとも祥瑞進奏の儀式については、大宝令の施行によって元日の朝賀の儀式に組み込まれ、その場も変更されたと見られる。従って天皇の「大安殿」出御のもとでの祥瑞進奏は、大宝令施行以前における当該儀式のあり方を示したもので、大宝元年正月の祥瑞進奏の記事が、藤原宮の「大安殿」と「大極殿」の機能的な同一性を直ちに示しているとはできない。なお藤原宮における「大安殿」と「大極殿」の関係については、大宝元年正月朔に文武天皇が「大極殿」に出御して朝賀を受けたとの記事が『統日本紀』にあることから、⁶⁹⁾ 藤原宮においては両者が別の殿舎であったことは明白である。次に大宝2年3月の記事は従来から種々の解釈が試みられているが未だに定説がなく、特に問題となるのは「大安殿」と「新宮正殿」との関係である。それは「新宮」の理解に関わっている。この記事は、この時持統天皇の御在所とは別に文武天皇のための御在所が藤原宮内に新たに造営されたことを示すもので、「大安殿」は文武天皇のための御在所である新宮の一郭にあった新しい「大安殿」であるとする考えもあるが、⁷⁰⁾ 史料上からもまた発掘調査の成果によっても持統天皇と文武天皇の御在所に関しては明らかではない。この記事の「大安殿」を考えるに当っては、前述のように「新宮」の理解が大きな問題で、天皇が「新宮正殿」に出御し、齋戒するに際して「大安殿」が鎮祭され大祓されているのは、「大安殿」が「新宮」と深く関わる殿舎であったからであろう。ただし天皇が出御した「新宮」の「正殿」と「大安殿」との関係については明らかでないが、一応両者は別の殿舎と考えられる。また大宝3年10月には、天皇が「大安殿」に出御し、詔して遣新羅使に衾・衣を賜わり、また新羅王に対する

大安殿と大極殿

大安殿と新宮正殿

賜物も行われたことを記す記事がある。のちの、派遣使節を内裏に召して節刀を賜り、饗別の宴を催す儀式⁷²⁾に相当するもので、「大安殿」が内裏の殿舎であることを示していると見ることができる。以上から藤原宮の「大安殿」は内裏の正殿とするのが妥当であろう。なお藤原宮には平城宮のように内裏・大極殿・朝堂を複数想定できる候補地はなく、前述のように問題はあ
るものの、現在のところ大極殿と内裏正殿のほかにさらに「大安殿」を求める余地はない。

難波宮 福山敏男は、『続日本紀』の神亀2年11月⁷³⁾と天平勝宝2年2月⁷⁴⁾に見える「大安殿」を難波宮のものとした。しかしいずれも平城宮の「大安殿」と見て問題はなく、むしろ難波宮のものとする論拠に乏しいと考えられる。福山は、神亀2年10月に行われた聖武天皇の難波宮⁷⁵⁾への行幸とそこでの滞在が翌3年10月の難波宮よりの還幸⁷⁶⁾まで続いたとの理解に立って、その間神亀2年11月に見える「大安殿」を難波宮のものとして解した。しかし福山が1年に及ぶ難波宮行幸の終了を示す記事と考えた『続日本紀』の平城宮への還幸を記す記事は、実は播磨国印南野⁷⁷⁾への行幸に際してその帰途、難波宮に立ち寄り⁷⁸⁾、そののち難波宮から平城宮へ還幸したことを示す記事である。一方また福山が難波宮への行幸・滞在中と考えた期間にも平城宮内部の施設への天皇の出御の記事が見える。例えば、神亀3年3月、五位以上を「南苑」で宴した記事⁷⁹⁾は、直接天皇の「南苑」への出御を記していないが、当日は特に六位以下の官人と大舍人・授刀舍人・兵衛等を「御在所」に喚び、塩・飯を支給したとあることから、「南苑」に設けられた「御在所」には天皇が出御していたものとみられる。従って福山の理解は成り立ち難いものと考えられる。次に天平勝宝2年2月に見える「大安殿」について、福山は明確には述べていないが、この前後の期間孝謙天皇が滞在していた大郡宮を難波に所在すると理解したことに基づき、この「大安殿」を難波宮のものとして理解したと考えられる。しかし大郡宮が難波に存在していたのではなく、大和国内に存在していたことについては次節で詳しく述べるとおりである。従ってこの「大安殿」も平城宮のものと考えて問題ない。以上のように、難波宮に「大安殿」が存在していたことを示すとされた史料はいずれも平城宮の「大安殿」の史料であり、難波宮に「大安殿」が存在していたことを明示する史料はない。

恭仁宮 恭仁宮に「大安殿」が存在していたことを示す記事は、『続日本紀』に二箇所あり、ともに正月の宴に関する記事である。一つは天平14年正月の記事⁸⁰⁾であり、いま一つは天平15年正月の記事⁸¹⁾である。前者には聖武天皇が「大安殿」に出御して、群臣達を宴したとあり、この時五節田舞が舞われ、また少年童女達による踏歌も行われるなどしたと見える。また後者には天皇が「大安殿」に出御して、五位以上を宴したと記されている。なお天平14年正月の朔日には「大極殿」が未だ完成しておらず、仮に四阿殿を造営し、ここに天皇が出御して百官の朝賀⁸²⁾を受けたとある。この記事と上記の「大安殿」に関する二つの記事から、「大安殿」は大極殿と別個の殿舎であり、かつまた内裏正殿であるとされてきた。⁸³⁾

紫香楽宮 紫香楽宮にも「大安殿」があったことを確認することができる。まず天平17年正月に、天皇が「大安殿」に出御して五位以上を宴したことを記す記事がある。⁸⁴⁾また天平16年3月には金光明寺の大般若経が紫香楽宮に運ばれ、朱雀門の辺りで雅楽を奏されて迎えられ、官人達もまた迎えて礼し、大般若経は「宮中」に導き入れられて、「大安殿」に奉置され、僧200人を請じて大般若経を転読⁸⁵⁾した。紫香楽宮で大般若経が奉置されたのが「大安殿」であったのは、「大安殿」が当時紫香楽宮を代表する殿舎であったことによると考えられるが、一方また

このことは紫香樂宮における「大極殿」の有無、あるいは仮に「大極殿」が存在していたとしてその完未完とも関わる問題である。

平城宮 藤原宮や恭仁宮と同様に、平城宮においても「大安殿」を「大極殿」と別の殿舎であると理解することについては、今日概ね共通の理解が得られていると考えられ、むしろ問題は「大極殿」以外のいずれに、すなわち発掘調査で確認されたどの遺構を「大安殿」に比定するのかにある。「内裏」の内部にある殿舎とみる以外に、近年の発掘調査によって明らかとなった、第二次大極殿院の下層にある掘立柱建物を「大安殿」に比定する考えのあることについては先に紹介した。「大安殿」は平城宮以外の奈良時代の諸宮都にも存在し、しかも「大極殿」とは異なる天皇出御のための殿舎であったから、もし第二次大極殿院の下層で検出された掘立柱建物が「大安殿」であるとするなら、平城宮第二次大極殿院・朝堂院の下層遺構に相当するような区画が、平城宮以外の宮都においても想定されねばならない。しかし平城宮以外の宮都にそのような区画が存在したことを示す史料は、文献にもまた発掘調査の成果にも今のところ全くない。

まず平城宮の「大安殿」に関しては、従来から「大安殿」が「大極殿」と機能の上で重複することが指摘されてきた。⁸⁶⁾例えば、天平勝宝2年正月朔には天皇が「大安殿」に出御して朝賀を受けたことを記しており、⁸⁷⁾確かに「大極殿」に代わる機能を「大安殿」が有していたことを示している。しかし次節において詳述するように、この時平城宮の中枢部の「大極殿」・「朝堂」などが改修を受けていたと考えられることから、それはきわめて特殊な事情に基づくもので、この時の「大安殿」の史料から直ちに「大安殿」と「大極殿」との関係を考えることには問題がある。一方「大安殿」の使用事例を整理してみると使用の仕方において「大極殿」とは明らかに異なる点のあることがわかる。神亀2年11月に天皇の「大安殿」出御のもとで行われた冬至を祝う儀式では、⁸⁸⁾参加を許された官人が奇翫珍贄を進めた親王・侍臣達や文武百寮の五位以上と諸司の長官・大学博士などに限定され、しかも後者の人々については「引」と表現されているように、この時特別に呼ばれたのであって、「引」かれることがない限り、親王や侍臣以外の人達は「大安殿」のある一郭に入ることを認められなかったと考えられる。また天平2年正月には、天皇が「大安殿」に出御して、16日の踏歌の宴を行ったが、⁸⁹⁾この時宴の対象となったのは五位以上の官人に限られていた。このように「大安殿」に天皇が出御して儀式を行う場合、参加を認められる官人の範囲は一定の階層に限られ、それは基本的には五位以上で、しかもそれを越えた範囲の官人の参加を許す時には「引」くと表現された。明らかに天皇の出御する「大安殿」を中心とした空間には天皇・皇族・貴族以外の参入は認められていなかった。これに対して天皇が「大極殿」に出御して行う儀式の場合、参加する官人には儀式によって若干の相違がみられるものの特定の範囲の官人に限定されることは稀で、また儀式は官人たちが「大極殿」を中心とした空間に参入して行われるのではなく、官人たちが朝堂院の朝庭に列立して行われるのであるから、儀式に参加することをわざわざ「引」くと表現する必要もなく、事実そのような表現は見られない。以上のように、「大安殿」は「大極殿」と明らかに異なった用いられ方をし、また神亀2年11月の冬至の儀式に関する記事に基づく限り、「大安殿」を中心とした空間には官人たちが召されて饗宴に参加しうような広がりをも有する前庭、さらには彼らが着座するための殿舎が存在していた可能性が高いと考えられる。

次に平城宮の「大安殿」が史料に現れる時期について整理すると、その上限は上記の神亀2年11月である。⁹⁰⁾これに対して「大安殿」の最も時期の降る史料は天平勝宝6年正月の記事である。⁹¹⁾しかしこの記事については、『続日本紀』の諸写本が天皇の出御した殿舎を「大安殿」とするのに対して、『日本紀略』は「大極殿南院」とし、両書の編纂や書写に関わる問題がある。『続日本紀』と『日本紀略』のいずれを採るべきかは容易に決し難いので一応この史料を除外すると、「大安殿」が史料に見える下限は天平勝宝2年正月になる。⁹²⁾上限に当たる神亀2年の段階では大極殿が第一次大極殿院地区に存在し、「大安殿」に当てることが可能な建物は現在のところ第二次大極殿の下層で検出された掘立柱建物と内裏地区の建物があり、いずれを当てるか見解の分かれるところである。これに対して下限の時期には既に第一次大極殿は恭仁宮に移建されて平城宮にはなく、しかも平城遷都後の天平17年以降天平勝宝2年以前に「大極殿」が『続日本紀』に見えること⁹³⁾から、この間明らかに「大安殿」は「大極殿」と『続日本紀』の記述において並存しており、「大極殿」と「大安殿」を全く別個の建物であると理解する立場に立つと、「大極殿」は第二次大極殿院地区の第二次大極殿に、また「大安殿」は内裏地区の建物に求めざるを得ない。以上からも明らかのように、もし第二次大極殿の下層で検出された掘立柱建物を「大安殿」に比定する立場に立つとすると、天平17年の平城宮への遷都を挟んで、「大安殿」は第二次大極殿下層の掘立柱建物から内裏地区の建物へと移ったと理解しなければならないことになる。ところがのちに内裏地区の遺構変遷を検討するところからも明らかになるように、天平17年以降第二次大極殿の建設にともない「大安殿」とされたと考えられることのできる内裏地区の建物は、建物自体としては「大安殿」とされる以前と変りがなく、もし上記のような想定をする場合、同じ建物が建物として何の変更も加えられずに性格・機能の異なる「大安殿」に変更されたと理解しなければならないことになる。しかしこのような理解が果して成り立ちうるものであるのか否か、またそのような事態はいったい如何なる意味をもっているのかなど、この考え方には大きな問題がある。これに対して「大安殿」を一貫して内裏地区の殿舎に求める立場に立つ場合、天平17年の平城遷都を挟んで「大安殿」が移るような事態を想定する必要はない。しかし「大安殿」を内裏地区に求める立場では、以下で検討する「内安殿」や「中安殿」をいずれに比定するのか、あるいはまた第二次大極殿下層で検出された掘立柱建物は何と呼ばれ、『続日本紀』ではどのように書かれているのか、などの問題が残ることになる。

臨朝 なお第二次大極殿下層の建物の機能を考える上では例えば『続日本紀』に「臨朝」と見える記事が参考となる。「臨朝」は、同様の語句である「臨軒」が養老元年・神亀3年と天平宝字3年以降に見えるのに対して、神亀2年から天平9年までの期間に限って見える。「臨朝」の事例で特に注目されるのは、天平5年8月に、聖武天皇が「臨朝」して「始めて」庶政を聴いたとの記事である。⁹⁴⁾今泉隆雄が指摘するように、⁹⁵⁾第一次大極殿院・朝堂院と第二次大極殿院・朝堂院の下層遺構とが機能を分担（第一次大極殿院・朝堂院が儀式・饗宴、第二次大極殿院・朝堂院が政務）するものであったとすると、天平5年の聖武天皇が「臨朝」して「聴庶政」いた記事こそ、今泉の言う第二次大極殿下層掘立柱建物への天皇の出御とそこでの執務を示唆するものであろう。これ以外の「臨朝」の用例は、征夷将軍や入唐使などへの叙位の事例が4例、⁹⁶⁾諸国朝集使への宣勅が1例あり、⁹⁷⁾このうち臣下に対する叙位の記事には叙位とともに饗宴を行った

との記載はなく、またその日は饗宴を行うような節日にも当たっていない（なかでも征夷将軍や入唐使への叙位を除いた2例が1月あるいは2月であるのは定例の叙位に関わる可能性を示唆している）から、叙位は政務の一環としてのものであったと考えることができる。このことは天皇が「臨朝」して行われる行事が儀式に当たるものを含むとは言え、天皇が「臨朝」する場がより日常的な政務と関わっていたことを示唆している。なお同様の語句である「臨軒」のうち天平宝字3年以降の事例に、外交儀礼、隼人奏伎や饗宴を伴う儀式があることと対蹠的である。⁹⁸⁾

以上のように、平城宮の「大安殿」が「大極殿」とは別の建物であることは明らかであるが、その具体的な発掘遺構への比定については、第一次大極殿が恭仁宮に移建される以前と以後とで区別して考えねばならない、など大きな問題があり、容易に断定できないが、ここでは「大安殿」を内裏地区に求め、その中心的な殿舎であったと考えるのが穏当であるとする。なお「大安殿」と「内安殿」については、のちに内裏地区で検出された具体的な遺構を繞って再び検討を加えることとする。

関野貞は「大安殿」の後ろに「中安殿」、さらにその後方に「内安殿」を想定し、「中安殿」とともに「内安殿」を天皇が常に起居する常御殿であるとした。⁹⁹⁾しかし関野が想定した「大安殿」・「中安殿」・「内安殿」と言う構造は「内安殿」や「中安殿」が史料に見える時期の内裏地区の遺構には確認できない。また福山敏男はその用例から「内安殿」を大極殿後殿である小安殿に相当するものと理解しようとしたが、そのように断定する十分な根拠はないとする。¹⁰⁰⁾後述するように平城宮における「内安殿」の用例を検討すると、この福山の考えは成立し難いと考えられる。また直木孝次郎は「内安殿」を一貫して内裏の後殿のこととしている。¹⁰¹⁾「大安殿」と同様に平城宮の「内安殿」については検討を行っていないが、天武朝の飛鳥浄御原宮の殿舎を検討し、「内安殿」は「大安殿」と対になる殿舎で、天皇の日常生活の営まれる内裏に存在する内裏後殿に当たるとする。また『報告Ⅱ』⁹⁵⁾では関野貞の説を認め「内安殿」を平安宮常寧殿に、「中安殿」を仁寿殿に比定する。しかし同時に刊行された『報告Ⅲ』は『報告Ⅱ』の見解を訂正し、「内安殿」が内裏の正殿として「大安殿」よりもふさわしいとした。その論拠として、平城宮での「内安殿」の用例に諸司主典以上を「召入」れるあるいは「喚ぶ」との表現が見られることに注目し、このような表現は内裏の中の殿舎以外には考えられないし、また多数の官人を呼び入れるのであるから内裏の中の奥まった殿舎とすることはできないことをあげている。

以下では「内安殿」の史料を整理し、問題点を明かにすることとする。

まず「内安殿」が『続日本紀』に見える期間についてみると、その史料上での上限は養老5年9月であり、¹⁰²⁾下限は天平宝字4年正月である。¹⁰³⁾従って「内安殿」は天平宝字4年から始まる平城宮の大改作以後『続日本紀』から見えなくなることになり、天平宝字4年からの平城宮大改作によって「内安殿」がなくなると解することができる。なお天平宝字4年の段階では既に大極殿は第二次大極殿であり、大極殿の史料も散見されることから、「内安殿」は内裏地区の殿舎と考えるのが穏当であろう。

次に平城宮における「内安殿」の使用事例を検討する。養老5年9月に行われた伊勢大神宮への奉幣について記した『続日本紀』と『政事要略』の記事に「内安殿」が見える。¹⁰⁴⁾より詳しい記事を載せる『政事要略』によると、この日天皇は「内安殿」に出御し、少納言紀朝臣男入

内安殿

内安殿の用例

を舎人として、幣帛を授けられる中臣と忌部などを引率し、伊勢大神宮と渡会神宮の幣帛を授けたとある。平安時代の儀式書、例えば、『儀式』¹⁰⁵⁾では、天皇が小安殿の座に出御し、勅して舎人を召すと、舎人が称唯し、代わりに少納言が天皇の勅を受けて中臣・忌部を呼ぶとあり、『儀式』に記された伊勢大神宮への奉幣の儀式は『政事要略』の記事と基本的に一致する。これら二つの史料からは、天皇の出御する殿舎である「内安殿」や「小安殿」のある空間には天皇の侍臣である少納言は舎人となって入ることができるが、その他のものは天皇の命令を受けた舎人(少納言)の引率を受けて初めて入ることが許されたことがわかる。しかしこれだけでは「内安殿」が内裏の中に存在する殿舎であるのか、あるいはそれ以外に求めうるのかは明らかとはならない。また『続日本紀』の神亀4年2月の記事¹⁰⁶⁾では、天皇が「内安殿」に出御し、詔によって文武百寮の主典以上を召し入れた上で、左大臣である長屋王が宣勅している。同様に天平宝字3年6月の記事¹⁰⁷⁾では、帝(淳仁天皇)が「内安殿」に出御し、諸司の主典以上が喚され、詔が宣せられてのち、帝の父母に対して尊号を奉る詔を述べ、それに関連を有する叙位と任官が行われている(ただしこの時の叙位と任官は一般的なものではなく、特殊な事情のもとの叙位と任官であることは注意すべきである)。さらに天平宝字4年正月にも高野天皇と帝がともに「内安殿」に出御し、藤原仲麻呂を従一位太師とする重要な叙位・任官の儀式を行った¹⁰⁸⁾。この時高野天皇は自ら口勅によって仲麻呂を太師とするとともに、召して隨身契を与えている。この儀式に参列した官人の範囲は特に明記されていないが、前年の場合と同様で、全官人が呼ばれたのではなく、一定の官人たちに限定されていた可能性が高い。いずれにしても「内安殿」とその一郭は諸司の主典以上を入れうる空間、特にここで行われた儀式の内容からすると、「内安殿」の南に広い前庭が存在していたことと、「大安殿」と同様に一定の限られた階層の官人のみが入ることができたことを示している。またここで行われた儀式や行事は、いずれも天皇が出御するための殿舎である「内安殿」以外に特に臣下の場としての殿舎を必要とするものではない点も注目される。『続日本紀』などの文献史料に現れる限りでは、「内安殿」も「大安殿」もその一郭は天皇の空間であったようで、一定の範囲の官人達を召し入れて行事を行っているが、両者を比較するとそこには明確な相違を見てとることができる。すなわち「大安殿」が主として宴に使用され、そこには五位以上の官人達が参列を許されたのに対して、「内安殿」はおもに特殊な叙位・任官の場合に使用され、「大安殿」よりは広い範囲の諸司主典以上のような官人達が召されているが、宴が催されることはなかった。以上の点は両者の位置や性格・機能を考える上で注目すべきで、「内安殿」に比べ「大安殿」の方に宴に際して官人たちが就くことのできる殿舎が存在していたことを示唆しているとともに、「内安殿」を中心とした空間が一方的に天皇の意思を伝えたりする君臣秩序を明確にするための場であったのに対して、「大安殿」を中心とする空間はむしろ天皇と官人たちがともに宴に打ち興ずることのできるような場であったことを示している。このことは「内安殿」がより一層内向きの殿舎で、しかもそれを中心とした空間もより小規模であったことを示唆しているのではなからうか。いずれも天皇の御在所にある殿舎であるとするならば、「大安殿」こそそれを代表する殿舎であった可能性が高いと言える。それは「内安殿」の「内」が「大安殿」の「大」に対応して、より内向きの位置を占めることを示す言葉であると考えられることにもよる。

中 安 殿 『続日本紀』には養老5年12月に、元明太上天皇が「平城宮中安殿」において崩御した記事

¹⁰⁹⁾がある。従来、この記事から「中安殿」は寝殿的な性格を有し、内裏内部の殿舎であると考えられてきたが、この記事には、その位置の比定の問題だけでなく、より根本的な問題点があると考えられる。それはまず何故に平城宮と言う言葉が「中安殿」の上に冠せられているのかである。他の殿舎名についてはこのような例は殆どなく、「中宮安殿」や「西宮前殿」・「西宮寝殿」など、平城宮内に存在していたと推定される宮殿名を冠する殿舎が見られるに過ぎない。しかしこれらはいずれも平城宮内部に存在する「中宮」や「西宮」に関する用例であり、平城宮を殿舎名の上に冠するのは、「中安殿」が唯一である。元明太上天皇が崩御した「平城宮中安殿」についてはのちに今一度検討を加えることとする。

(2) その他の安殿

万葉集に天平勝宝7年8月13日に行われた宴の場所として「内南安殿」が見える。¹¹⁰⁾既に述べたようにこの場合の「内」は「内裏」のことで、また「南」は「内」すなわち「内裏」の中で南に位置することを示すものと考えられるから、「内南安殿」とは「内裏」の中の南方に位置する「安殿」であるとみることができる。また「南」の「安殿」である以上、「北」の「安殿」など「内」内部における複数の「安殿」の存在も推定される。なおこの時の宴において歌を詠んでいる人物として内匠頭兼播磨守正四位下安宿王と兵部少輔従五位上大伴宿禰家持が確認できるから、「内南安殿」における宴には五位以上の官人たちが参列したものと理解することができる。

内南安殿

『続日本紀』には「中宮安殿」で僧100人を請じて仁王経を講ぜしめたとの記事が天平勝宝2年5月に見える。¹¹¹⁾なお「中宮安殿」については次節で詳しく述べることとするが、天平勝宝2年5月の頃、孝謙天皇は平城宮を出て、大郡宮に移御の最中で、それは平城宮の大極殿あるいは朝堂院一郭が改作を受けていたことによるものと推定される。そのような事態の中において、「中宮安殿」で行われた仁王講は前年の孝謙天皇の即位に伴う一代一度の仁王講であったと考えられる。従ってこのとき改作中である大極殿に代って平城宮を代表する殿舎として「中宮安殿」が用いられたものと推定される。

中宮安殿

(3) その他の殿舎

右大臣藤原不比等が薨じた時、元正天皇はこれを深く悼み、「内寝」において拳哀したと、『続日本紀』に見える。¹¹²⁾「内」とは「内裏」のことであり、「寝」とは寝殿のことであるから、「内寝」とは「内裏」にあった天皇の寝殿のことである。この他に『続日本紀』には単に「寝殿」とのみ記す例が見られる。元正太上天皇が崩御した「寝殿」、¹¹³⁾聖武太上天皇が崩御した「寝殿」、¹¹⁴⁾また天下太平の4文字が承塵の裏に自生した孝謙天皇の「寝殿」¹¹⁵⁾が見える。さらにこの他に称徳天皇の御在所「西宮」にあった「西宮寝殿」も2例ある。¹¹⁶⁾以上いずれも天皇あるいは太上天皇の「寝殿」についての用例であるが、「西宮寝殿」を除くと、その所在を明確に書いてはいない。しかしいずれの場合も天皇の御在所にあったことは問題ないであろう。なお「西宮寝殿」についてはのちに詳しく述べる。

内寝

寝殿

「正殿」は『続日本紀』に1例あるが、これは先に述べた神亀4年2月の「内安殿」の¹¹⁷⁾記事¹¹⁸⁾と関係がある。すなわち2月に天皇の「内安殿」出御のもとで、長屋王が諸司主典以上から善

正殿

悪二色の官人を選んで奏聞せよとの勅を宣したのに対して、翌3月に百官たちが官人の善悪の状を奉った。これを承けて天皇が「正殿」に出御し、詔して善政官人に賜物するとともに、下等の者に対しては解官や成績を黜しめる措置をとったのである。以上のような一連の動きの中で、2月の善悪官人を上奏せよとの宣勅と3月の上奏に対する措置を命ずる詔とが対応していることから、天皇が両日に出御した「正殿」と「内安殿」とは機能的にほぼ同じであり、あるいは「正殿」と「内安殿」とが同一の殿舎であった可能性も高いと考えられる。しかし「正殿」はこれ以外に『続日本紀』に見えず、明らかではない。

南殿 「南殿」は、まず天平8年正月に天皇が群臣を宴した場所として見える。¹¹⁹⁾しかし『続日本南楼紀』の写本には「南殿」を「南楼」に作るものもあり、また『日本紀略』も「南楼」としている。天皇が出御したとの表現を採っていないことを考え合わせると、ここは「南殿」ではなく「南楼」である可能性の方がより高いのではなからうか。次に「南殿」が見えるのは天平20年南安殿正月であるが、¹²⁰⁾これにも史料的に問題があり、『類聚国史』の写本のなかには「南安殿」に作るものもある。「南殿」、「南安殿」のいずれを採るべきかは写本についての検討が必要であるが、「南殿」であれ「南安殿」であれ、何等かの区画の中で相対的に南に位置することに基づく名称であるから、「南安殿」ならば「内南安殿」と同じ殿舎である可能性が考えられる。また「南殿」の場合も、その区画内部にこれに匹敵・対応する規模・機能を有する殿舎が存在して初めて「南」に位置することに意味があるのであるから、同規模あるいは類似した規模や形式を有する殿舎が複数存在する天皇の御在所などに存在した殿舎であると考えられ、しかも「南」に位置したことから、天皇の御在所の殿舎であったとすると、「南安殿」と同様に「内南安殿」に相当する殿舎であったと考えることができる。

前殿 「前殿」は『続日本紀』において特定の時期にのみ現れる殿舎である。まず称徳天皇の御在所「西宮」にあった「西宮前殿」が見え、次いで光仁天皇の時代に宝亀7年から8年にかけて1年余りのあいだ「前殿」が見える。これらについてはのちに詳しく検討するが、いずれも天皇の御在所における公的な性格を有する殿舎のことであるとみられる。

大殿 「大殿」は、『万葉集』に「中宮西院」にあった元正太上天皇御在所の「大殿」、¹²¹⁾「東常宮」の「南大殿」、¹²²⁾『続日本紀』に皇太子大炊王の田村宮での居所である「大殿」、¹²³⁾『正倉院文書』に見える「造大殿所」等が知られる。また平城宮跡出土の木簡には「大殿祭料」として酒五升を記すものや「大殿守」として4人を配置することを記した木簡などがある。¹²⁴⁾以上のうち『万葉集』に見られる「大殿」については、のちに詳しく検討することとし、他の用例について検討を加えることとする。まず『続日本紀』に見える田村宮の「大殿」とは、橘奈良麻呂たちが謀反を起こして藤原仲麻呂を殺し、光明皇太后の「朝」あるいは「宮」を傾けるとともに、皇太子を退けるために囲もうと計画した殿舎であるから、ここには当時平城宮改作のために「田村宮」に移っていた皇太子大炊王が居住していたものと考えられる。大炊王の居所が「大殿」と呼ばれたのは、橘奈良麻呂らが述べた謀反の計画の大要から、彼らは孝謙天皇を正式の皇嗣とは認めず、大炊王を皇嗣であると考えていたことによると見られる。従って「田村宮」にあった大炊王の居所「大殿」とは天皇の居所に準ずるものであったことがわかる。次に『正倉院文書』に見える「造大殿所」の「大殿」については、松平年一が保良宮のことで、淳仁天皇譲位の際に建築されたとするが、¹²⁵⁾これに対して福山敏男は東大寺大仏殿のことであるとし、¹²⁶⁾見解が分かれてい

る。「大殿」に関する文書は、「大殿」の造営を担当している「造大殿所」が作成した事業報告である告朔文で、そこに署名している官人は明らかに造東大寺司に関わりをもった人たちであるから、福山のように「造大殿所」を造東大寺司管下において「大殿」の造営を担当していた下級機関であると考えべきであろう。「大殿」が福山の考えるように東大寺大仏殿であるとすると、大仏殿が「大殿」と呼ばれたことが注目される。また平城宮跡出土の木簡のうち前者の木簡に見える「大殿祭」は聖武天皇の大嘗祭の時に行われた大殿祭であると推定されている。¹²⁹⁾従ってこの木簡に書かれた「大殿」とは『儀式』¹³⁰⁾や『延喜式』¹³¹⁾に見える「大殿」、すなわち天皇が日常起居する殿舎のことであると考えられる。後者の木簡については詳しくは後述するが、この「大殿」は天皇の御在所ではなく、当時平城宮の「中宮」に居していた皇太夫人宮子の居所を指している可能性がある。

木村徳国は、「大殿」とは規模の大きな殿のことで、「殿」に美称としての「大」³³⁸が付されて、建物として最高級のもの、最も尊貴な建築を意味し、機能的には高位者が日常起居する建物であったと推定している。¹³²⁾木村の見解に従えば、「大殿」とは特定の殿舎名ではなく、普通名詞として使用されるものであるが、『統日本紀』などでは特に天皇ないしはこれに准ずる人物の御在所を「大殿」と呼んでいると考えることができる。

天皇の御在所に存在していた殿舎に関連を有すると考えられる「殿上」や「殿前」なども『統日本紀』に見える。まず「殿上」については、養老4年正月、元宴において親王・近臣を宴し場として「殿上」¹³³⁾が見え、また神護景雲2年正月に行われた元日朝賀の儀式とそれに続く元宴において「殿上」¹³⁴⁾が見える。神護景雲2年正月元日朝賀の儀式に見える「殿上」は文脈から考えて大極殿の「殿上」のことであり、ここでは除外してよい。一方朝賀のあとに行われた元宴に際して登場する「殿上」については問題がある。それは大和長岡卒伝に見えるもので、大和長岡はこの日の元宴に際して特に詔によって「殿上」に侍し、80歳になっても衰えを知らない長岡に対して天皇は感嘆し、自ら位記を作って正四位下を授けた。しかし『統日本紀』の当該年月日の記事にはこの日元宴が催されたことは見えず、ただこの日元日の朝賀の儀式が行われたことと併せて長岡への叙位のことを記しているに過ぎない。従って、元日朝賀の儀式に引き続いて天皇が大極殿に出御したままで元宴が行われた可能性も否定できない。しかし大極殿に天皇が出御したままで元宴が行われたという例が他に見えないことからすると、この場合もその殿舎名を明確に記していないが、称徳朝における殿舎の利用状況からみて「西宮」の「前殿」あたりが用いられた可能性が高いものと考えられる。また「殿前」については、養老5年2月に、「日暈如白虹貫」との祥瑞が見えたことを受けて左右大弁・八省卿等を「殿前」に召見し、詔を下したとあり、¹³⁵⁾また天平5年閏3月には諸生で飢乏する者213人を「殿前」に召し入れて米塩を賜い、詔したとの記事がある。¹³⁶⁾左右大弁や八省卿等を召したのが「殿前」であるのは、恐らく詔を受けるために彼らは「殿前」の庭に立つ必要があったからであり、また飢乏する諸生も「殿前」の庭に立ち詔をうけたために、「殿上」ではなく「殿前」に留まったのであろう。以上のように神護景雲2年正月元日の朝賀の儀式に現れた大極殿の「殿上」を指すことが明瞭な「殿上」の用例を除き、いずれも「召」すとか「召入」れるとか、あるいは詔によって侍すことを許されているように、「殿上」や「殿前」は一般の官人達が近寄れる殿舎ではなく、特に許しのあった場合や特定の官人達（親王や近臣等）に参入が限定される殿舎、すなわち天皇

殿 上

殿 前

の居する御在所の殿舎であったとみるのが正しいであろう。

iii 天皇の居所に関わる宮殿—「中宮」・「西宮」・「東宮」—

『続日本紀』を見ると、平城宮の内部とその周辺には「宮」と称される施設が数多く存在していたことがわかる。平城宮の内部に存在していたと考えられる「宮」と呼ばれる施設には「西宮」・「東宮」・「中宮」・「西池宮」などがある。一方また「松林宮」のように近年遺構が発見されたこと¹³⁷⁾によって平城宮の北方に存在していたことが明らかとなった「宮」もある。その他平城宮と深い関係を有していたと推定されながら、所在が不明な「宮」としては「松本宮」・「中嶋宮」などがある。ここではこれら多くの「宮」の中から平城宮における天皇の御在所に関わると考えられる「宮」について検討することにする。

(1) 中宮・中宮院

平城宮中樞部の歴史の変遷をめぐる従来の諸研究において、その性格や発掘遺構への比定をめぐって最も大きく見解が対立しているのは、『続日本紀』に見える「中宮」・「中宮院」である。後述する「西宮」や「東宮」、あるいは「大極殿」・「朝堂」などとともに平城宮の中樞部を形成することから、「中宮」および「中宮院」の性格を他の中樞施設との関係も考慮しつつかに理解するか、あるいは実際に発掘調査で検出された遺構のいずれに比定するかが、平城宮中樞部の歴史的な展開を解明する上で最も重要な論点の一つであることは今日においても変わりはない。

中 宮 「中宮」については、早く関野貞が「内裏」であると主張¹³⁸⁾し、そののち『報告Ⅱ』¹³⁹⁾や『報告Ⅲ』¹⁴⁰⁾は関野の考えを継承して「中宮」を「内裏」の別称であると解した。この考え方は近年の『報告Ⅵ』¹⁴¹⁾にも受け継がれており、また阿倍義平の考えも基本的にはこれと同一のものであると見られる。これに対して「中宮」を聖武天皇の生母である皇太夫人藤原宮子の御在所であるとする大井重二郎のような考え方¹⁴²⁾もあり、また原秀三郎のように、大井らの説を踏まえた上で相対立する両説を折衷したような見解¹⁴³⁾も見られる。しかしこれらの見解とは全く異なった観点から「中宮」について検討を加えた今泉隆雄は、「中宮」とは本来「内裏」ではなく、天皇の出御の場としての性格を有するものであるとした¹⁴⁴⁾。今泉隆雄の見解は「中宮」に関する史料を整理し、従来看過されていた点に注目したもので、「中宮」研究史上で斬新な研究であった。なおいずれの立場に立つ見解も「中宮」・「中宮院」を内裏地区ないしは第一次大極殿院地区に比定する点では共通しているが、「西宮」や「内裏」をいずれに求めるか、あるいはこれらと「中宮」・「中宮院」の関係をいかに把握するかによって比定が異なり、「中宮」・「中宮院」と「西宮」の位置が入れ替わることになるのである。以下では基本的には今泉の見解を認めた上で、今泉の言及しなかった点にも及んで、「中宮」・「中宮院」の歴史的な展開を跡付けることとする。

さて「中宮」は養老7年正月に『続日本紀』に初めて見え¹⁴⁶⁾、以後天平年間を中心として頻出し、天平勝宝6年7月をもって姿を消す¹⁴⁷⁾。この間約32年に亘り『続日本紀』に見えるのであるが、その間における「中宮」の歴史を『続日本紀』に即して検討すると、大きく二つの時期に分けて考えることができると思われる。まず第一は養老7年から天平12年にかけて、すなわ

Tab. 2 中宮の利用事例

年次	叙位	宣詔	上表	献方物	渤海奏楽	仏事	新貢進	饗宴	1日宴	7日節会	16日節会	17日大射	新嘗会
養老 7	○												
神亀 1								○		○			
神亀 4		○	○			○							
神亀 5				○								○	
天平 1									○				
天平 2				○									
天平 3									○				
天平 5									○				
天平 6									○				
天平 7									○				
天平 9							○						○
天平 10									○				
天平 11	○												
天平 12	○												
天平 17					○ (中宮閤門)								
天平 18						○							
天平勝宝 2						○ (中宮安殿)							
								○ (太上天皇御在所中宮西院)					

ち恭仁遷都以前の時期であり、また第二は天平17年から天平勝宝6年まで、平城遷都後から中宮藤原宮子の崩御までの時期である。一方「中宮院」は平城遷都直後の天平17年5月に始めて見え、その後17年余りの期間をおいて再び天平宝字6年5月に現れ、以後天平宝字8年まで『続日本紀』に見える。¹⁵⁰⁾

a, 養老7年から天平12年までの「中宮」

まず30有余年におよぶ「中宮」の歴史の前半期に当たる時期について検討することとする。養老7年から天平12年にかけてのあいだ、「中宮」は一貫して天皇が出御して何等かの儀式・行事を行う場として見える。例えば、正月元日宴、正月7日宴、正月16日宴、正月17日大射、新嘗豊明などの節宴やその他の饗宴、あるいは叙位、大赦の宣布、上表、外国使節による国書の捧呈・献物、經典の転読などが行われている (Tab. 2)。この間「中宮」に天皇が居住したことを示す史料は全くなく、少なくとも天平12年恭仁遷都以前については「中宮」を「内裏」の別称とする説には何らの根拠も見いだせないばかりか、むしろ今泉が指摘するように、『続日本紀』における「天皇御中宮」の用例が圧倒的に多く見られることからすると、天皇との関係では「中宮」はその出御の場としての性格を有していたものと考えることができる。

恭仁遷都前
の中宮

天皇出御の場としての「中宮」に関連して留意すべきは、神亀元年11月に、諸司の長官や秀才あるいは勤公人等を「召」して、宴を「中宮」に賜ったとの記事が『続日本紀』に見える点である。¹⁵¹⁾「内裏」における「召」の表現を参考にすると、この場合「召」とは天皇の出御の場としての「中宮」を中心とした表現で、「中宮」が誰でも容易に出入することのできる場所ではなかったことを示している。またこの点は、天平5年から同10年にかけて正月元日の饗宴の場として「中宮」と「朝堂」が併用された際に、「中宮」に出御した天皇とともに、恐らく「中宮」で宴されるのが侍臣であるのに対して、「朝堂」で饗されるのは侍臣を除いた五位以上の人たちであったこと、すなわち「中宮」と「朝堂」でそれぞれ宴・饗される官人たちの間に明確な区別が設けられていたことにも明らかである。なお饗宴に預かる人たちの差別については、その他の饗宴においても「中宮」で宴に預かる人には一定の範囲が設けられていたようで五位

中宮は天皇
出御の場

以上あるいは四位以上主典以上であったり、¹⁵²⁾群臣や内外命婦に限られた。このように「中宮」で宴に預かることのできる人たちに一定の範囲が設けられていたことは、「中宮」が天皇出御の場としての性格を有していたことと、「中宮」に対して「朝堂」が臣下の侍する場であったことを明確に示している。

中宮の構造

この時期の「中宮」の構造は、今泉によると、「中宮」が殿舎群のある一郭の区画名称で、そこには「安殿」や「閤門」があり、さらに「中宮」と一体的な関係にある「朝堂」が附属していたとされる。「中宮安殿」の史料は平城遷都後のものであるからしばらく検討の対象から外すこととして、まず「中宮閤門」について見ると、この史料は「中宮」に「閤門」が存在していたことを示すだけでなく、「中宮閤門」が「中宮」における天皇の出御の場の一つであったことを示している点で注目される。¹⁵³⁾この記事は当時入京中の渤海使が本国の楽を奏上したことを記したもので、渤海使による奏楽に当たって天皇が出御した場所が「中宮閤門」とされているから、恐らく「中宮」の区画の南面に「閤門」が開き、「閤門」は天皇が出御する場としての機能を有し、また当然天皇が出御した「中宮閤門」の南方には広い庭が存在し、渤海使はそこにおいて本国の楽を奏上したものと推定することができる。

ところで「中宮」の比定については、先に紹介したように、内裏地区に求める説と第一次大極殿院地区とする説とが対立しているが、いずれの説も必ずしも十分な論拠があるわけではない。しかし『続日本紀』には「中宮」の所在を推定するに足る史料があると考えられる。それは、天平9年10月、百官人をして薪1000荷を貢がさせ、この時、前月に知太政官事に就任したばかりの従三位鈴鹿王を始めとする文官番上以上の官人たちは自ら薪を担って「中宮供養院」に進めた、とある記事である。¹⁵⁵⁾従来この記事は正月15日に行われる御薪の儀式との関連で説明されてきたが、鈴鹿王以下の官人たちが薪を進めたのが10月のことで、またその場所が「供養院」とされていることを考え併せると、この記事が正月に行われる御薪の儀式と関係性を有するものであるとする理解には疑問がある。周知のように、天平9年は西海道から広まってきた天然痘が平城宮にまで及び、藤原武智麻呂ら藤原不比等の四子を始めとする政府首脳や多数の官人たちが天然痘に罹り斃れた年で、そのためにしばしば平城宮では大規模な仏事が催された。『続日本紀』は「中宮供養院」への御薪貢進の儀式の二日後のこととして、律師道慈を講師、堅蔵を読師として「大極殿」において金光明最勝王経を講読したことを記している。¹⁵⁶⁾『続日本紀』の編者は、その時の朝廷の儀は一ら元日に同じであった（「朝廷之儀一同元日」と表現しているが、これとほぼ同じ表現は天平勝宝4年4月に行われた東大寺大仏開眼供養の時に見える（「其儀一同元日」）¹⁵⁷⁾のみで他には見えないことから、朝儀以外の仏事においてその規模や壮麗さなどの点で特に顕著な場合に限って『続日本紀』の編者が用いた表現であると考えられる。従って金光明最勝王経の講読は、前後に例を見ないほど大規模でしかも壮麗であっただけではなく、あるいは大仏開眼供養会のように官人たちが何等かの形で参加した可能性があるのではなかろうか。いずれにしてもこの大規模な金光明最勝王経の講読は、蔓延する天然痘の脅威を目の当たりにした律令政府が採った対策のなかでも最も重要な施策の一つであったと考えてよいであろう。そこで注目したいのは、既に述べた「中宮供養院」への百官人による薪の貢進がその2日前に行われていることである。薪の貢進が単に「中宮」においてではなく、仏事に関わる供養の語を冠した「中宮」の「供養院」において行われたことからすると、薪1000荷の貢進は「中

Tab. 3 大極殿の利用事例

年次	元日朝賀	即位	叙位	任官	宣詔	上表	華人奏案	仏事
靈龜 1	○	○						
養老 3	○							
神龜 1	○	○						
神龜 4	○							
神龜 5	○							
天平 1			○	○	○			
天平 2	○							
天平 4	○							
天平 7							○	
天平 9								○ (講金光明最勝王經于大極殿, 朝廷之儀・同元日)
天平 12	○							
天平勝宝 1		○						
天平宝字 2		○				○	○	
天平宝字 3	○							
天平宝字 4	○							
天平宝字 7	○							
神護景雲 1								○
神護景雲 2	○							
神護景雲 3	○							
宝龜 1		○						
宝龜 2	○							
宝龜 3	○							
宝龜 4	○							
宝龜 10	○							
宝龜 11	○							
天応 1								

宮」における大規模な仏事に用いるためであったと考えられるのではなかろうか。このように二つの記事が関連をもつものであると解すると、当然、両記事に見える「中宮」と「大極殿」にも何らかの関係があるのではないかとの推測が生まれてくる。先に紹介した今泉の指摘を参考にして両者の関係を考えてみると、「中宮」は「大極殿」を中心としたより広い空間の呼称であり、「大極殿」は天皇の出御する空間である「中宮」の中心殿舎であったのではないだろうか。恐らく天平9年10月に行われた金光明最勝王経講読は「中宮」の区画を用い、特に「大極殿」をその場として行われたのであろう。なお従来「中宮供養院」とは「中宮」のなかに設けられていた一つの院で、あたかも常設の施設であるかのごとくに考えてきたが、むしろ臨時に「中宮」に設けられた施設と見たほうがよいのではなかろうか。

大極殿は中宮の中心殿舎

以上のように「中宮」と「大極殿」とが密接な関係にあったとすると、第一に「中宮」および「大極殿」を平城宮で検出されたいずれの遺構に比定するか、また第二に「中宮」なる名称がいったい如何なる由来と意味を有するものであるのかが問題となってくる。

まず「中宮」と「大極殿」の比定の問題については、第一次大極殿院地区の報告書である『報告Ⅺ』では、第一次大極殿院地区に存在するS B7200が奈良時代の前半の大極殿であったが、恭仁遷都とともに解体されて恭仁宮に移建され、平城宮の大極殿としての機能を停止した。しかし平城遷都ののち天平勝宝6年ころからの大改造をへて、第一次大極殿院地区は再び称徳天皇の御在所である「西宮」として利用された、とした。同報告が提示した見解のうち基本的に継承すべき点は、第一次大極殿院地区にあったS B7200を奈良時代の前半の大極殿であるとしたことにある。この点については、平城宮第一次大極殿院地区や第二次大極殿院地区の発掘調査成果に基づき、さらにこれと恭仁宮大極殿の発掘調査成果とを比較検討した上で提出された見

解であり、その後もこの見解を明確に否定するような発掘調査の成果がなく、現在のところ最も妥当かつ信頼すべき見解であると考えられる。従って『報告Ⅱ』の見解に従って第一次大極殿院地区のS B 7200を奈良時代前半の大極殿に比定し、大極殿たるS B 7200のある第Ⅰ期の第一次大極殿院地区に「中宮」を求めることとする。

次に「中宮」なる名称については、中国にその淵源を求めることができる。すなわち皇后あるいはその居所が「中宮」と呼ばれたことは日本の律令制と同じであるが、中国ではそれとは別に五行のうちの土、中央の位を「中宮」と言い、「中宮」はまた北極星、すなわち紫宮・紫微宮（天にあっては天帝の居所、地にあっては天子の居所）のことでもあった。従って『続日本紀』に見える天皇が出御する施設としての「中宮」の名称は、現人神たる天皇の出御する殿舎、宇宙天地万物の根源である「大極殿」を内部に含むものとしてふさわしいものであると考えられる。

以上のように「中宮」を第Ⅰ期の第一次大極殿院地区に、またS B 7200を大極殿に比定してよいとして、次に問題となるのは、『続日本紀』の天平12年までの記事において、「中宮」と「大極殿」が平城宮内部の一つの区画とその内部に存在する殿舎であるという違いがあるにも関わらず、天皇がそこに出御することを「御中宮」とも「御大極殿」とも表現するのは、一体いかなる理由に基づくのかという点である。

天平12年までの「大極殿」の利用事例を『続日本紀』から抽出してみる（Tab. 3）と、仏事の場合を除いて、天皇が「大極殿」に出御して各種の儀式などを行うのが基本であり、この点については再び「大極殿」が『続日本紀』に登場するようになる天平勝宝元年以降、奈良時代の終末まで変更は見られない。しかし天皇が「大極殿」に出御して行われる儀式的種類はきわめて限定されており、元日朝賀と即位儀のほかは、天平元年に叙位と詔の宣布、天平7年の隼人による風俗歌舞の奏上が行われているだけである。このうち隼人による風俗歌舞は他にも例があるが、その場として見えるのは「大極殿閤門」（天平元年、「西朝」（義老年）で、いずれもそこに天皇が出御して歌舞の奏上が行われている。従って「大極殿」に天皇が出御して行うことが必ずしも恒例であったのではなく、「大極殿」での恒例の儀式であったと見る必要はない。また天平元年に行われた詔の宣布は天平改元のための特別のものであって、長屋王事件を経過して藤原光明子を皇后に冊立するまでの重要な手続きの一つであったと考えられる。なおこの時これに付随して賜物や叙位、諸山陵への奉幣などが行われている。従って詔の宣布と言ってもきわめて政治的な演出の色濃いものであったことからすると、この詔宣布はきわめて特殊な場合と見るべきであろう。このことについては、『続日本紀』による限り、天平12年の恭仁遷都までは詔の宣布や叙位などの儀式が天皇の「臨朝」ないしは「臨軒」のもとで行われていたことが参考となろう。「臨軒」や「臨朝」とは具体的に天皇がどこに臨んだことを言っているのか明確ではないが、天皇が「大極殿」（さらに言えばその高御座）に出御することはなかったのではなかろうか。「臨軒」の用例は天平17年の平城遷都以後も奈良時代末まで『続日本紀』に見えるが、「臨朝」が天平9年を最後に平城遷都以後は見えなくなることは第二次大極殿院地区および第二次朝堂院地区の下層の遺構について検討する際に留意すべき点であろう。以上のように「大極殿」に天皇が出御して執り行われる儀式はきわめて限定されており、基本的には元日朝賀と即位儀だけであったことになろう。なおここで元日朝賀と即位儀とが儀式的構造が同じで、その儀礼としての意義も同じところにあったとする見解があることに注目したい。¹⁵⁸⁾

さて「大極殿」が基本的には元日朝賀や即位儀に限定して使用されたいことに対して、既に検討したごとく、「中宮」の場合は主として饗宴に用いられている点に特徴があると言える。「大極殿」に天皇が出御して行われる元日朝賀や即位儀の場合、天皇が高御座に即くことあるいは即いていることに大きな意味があったのに対して、饗宴の場合、天皇が「大極殿」の高御座に出御する必要は必ずしもない。このような「大極殿」と「中宮」における儀式的相違に着目するならば、「天皇御大極殿」と「天皇御中宮」との相違は同じ区画を用いながらも、天皇が大極殿に出御することを明記すべき場合には「天皇御大極殿」とし、そうでない場合には「天皇御中宮」と記されたのではなかろうか。このような基本的な書き分けが『続日本紀』の編者によって行われたものか、あるいは既にその編纂に用いられた原史料において行われていたものは明らかではない。しかし『続日本紀』の複雑な編纂過程を反映してか、必ずしも全てがこの基準で統一されていない点は問題として残る。

b, 天平17年から天平勝宝6年までの「中宮」

恭仁宮・紫香楽宮・難波宮と各地を転々として再び平城宮に主都を還したのち、再び『続日本紀』に登場する「中宮」には、恭仁遷都以前の「中宮」がもっていたと推定される性格・機能を見出すことができなくなる。すなわち以前と共通した行事として「中宮」で行われるのは読経や講経などの仏事のみで、饗宴などの行事は全く見られなくなる。このことは、当然のごとく天皇が「中宮」に出御したと記す史料の消滅と対応する。「中宮」にかわって「中宮院」が登場するとともに、やがて中宮藤原宮子の居所として「中宮」が見え、彼女の「中宮」での崩御の記事を最後として『続日本紀』を始めとした奈良時代の史料から「中宮」は姿を消す。

平城遷都後の中宮

まずこの時期の「中宮」を考える上で問題の多い藤原宮子の崩御の場所として見える「中宮」について検討する。宮子の居所が「中宮」と呼ばれたことは、『続日本紀』が彼女の崩御の場所を「中宮」としていること¹⁵⁹⁾から明らかなることである。しかし、宮子が崩御した「中宮」が天平年間を中心に天皇出御の場として頻出する「中宮」と同一の「宮」であるのか否かについては明らかではなく、また厳密に言うならば、崩御した時点では藤原宮子が「中宮」と呼ばれる場所に居所を置いていたことに問題はないが、宮子が何時から「中宮」に居住するようになったのかは『続日本紀』による限り明確ではない。従って宮子が崩御した場所である「中宮」が本来宮子の居所であったから「中宮」と呼ばれたものか、あるいは中宮宮子とは全く無関係に命名された「中宮」に、宮子がある時期にたまたま入居したために結果として「中宮」で崩御することになったものであるのか、は不明であると言わざるを得ない。先に紹介したように、天平勝宝4年4月6・7日写経所請経文に書き加えられた追記の文に「中宮御在所」が見えてい¹⁶⁰⁾る。同文書によると、造東大寺司管下の写経所が、4月7日にその翌々日に行われる東大寺大仏開眼供養で用いる華嚴經一部80卷等の借用を「松本宮」に請い、それらを借用して大仏開眼供養に用い、その終了後しばらく経った8月1日に「中宮御在所」へ返却したことが判明する。華嚴經などの借用請求先と返却先に関係があるものとする、と「中宮御在所」は「松本宮」と深い関係にあるものと考えられ、さらに經典の借用先と返却先と同じであるとする、と「中宮御在所」が「松本宮」そのものであった可能性も出てくるものと思われる。もし「松本宮」が「中宮御在所」そのものであったとすると、その所在が注日されるが、残念ながらそれを推定するに十分な史料はない。¹⁶¹⁾ いずれにしても中宮藤原宮子の居所に関する史料は僅かしか残され

藤原宮子の居所「中宮」

中宮御在所

松本宮

ておらず、確たる論拠はないが、ここでは『続日本紀』に見える「中宮」を全て平城宮内に存在する同一の「宮」であるとの理解に立った上で、天平勝宝6年に藤原宮子が崩御した場所として見える「中宮」がそれ以前の「中宮」を継承したものであると考えておきたい。

宮子の崩御記事に見える「中宮」が『続日本紀』における「中宮」の最後の記事で、以後奈良時代の史料には「中宮」が見えないことも、以上のように考えて矛盾ないことを示していると考えられる。

以上のように、「中宮」は最終的には藤原宮子の居所となり、その崩御をもって終焉を迎えたと理解するが、先に「中宮」を第一次大極殿院地区の第Ⅰ期の遺構に比定しておいたことと関わって、「中宮」が中宮藤原宮子の崩御をもって平城宮から姿を消すとの理解が現実に発掘調査で確認された第一次大極殿院地区の第Ⅰ期の遺構の廃絶の年代と矛盾しない点を確認しておく必要がある。『報告Ⅹ』は、第一次大極殿院地区の第Ⅰ期の南面を区画する施設であるS C 5600の東半部に増築された東楼S B 7802の柱抜き穴から出土した木簡の年紀によって、廃絶の時期が天平勝宝5年以後余り隔たらない時期でないかと推定し、それをもって第一次大極殿院地区第Ⅰ期の遺構の終末の年代を考える一つの目安としている。同報告では木簡の内容を検討した上でS B 7802の廃絶年代をさらに限定し、天平勝宝5年2月もしくはそれ以後6月までの間であったと想定している。これに対して今泉隆雄は必ずしも木簡の年紀や内容に拘らわれずに天平宝字元年に始まる平城宮の改作に当てて考えるべきであるとする。¹⁶²⁾東楼S B 7802から出土した木簡について、改めて注目されるのは、いずれも天平勝宝5年6月までのものであると推定され、明確に天平勝宝6年以後に属すると考えられる木簡が存在していない点である。天平勝宝6年に降る木簡のないことは、6年に作成された木簡がまだその機能を保持している段階で、不用となった天平勝宝5年の木簡をS B 7802の解体にともない掘られた柱抜き穴に廃棄されたものと見ることも可能である。既に述べたように、天平勝宝6年は藤原宮子が7月に「中宮」で崩御した年であることを考慮すると、S B 7802柱抜き穴出土の木簡に確実に天平勝宝6年に降る木簡が含まれていないことは、第Ⅰ—4期の第一次大極殿院地区が「中宮」で、「中宮」には晩年の藤原宮子が居住し、宮子はここで臨終に至り、その崩御から遠からぬうちに「中宮」が解体され始めたと考えても矛盾のないことを示している。また東楼S B 7802から出土した木簡の内容からすると、第Ⅰ—4期の第一次大極殿院地区は衛門府によって警護され、そこには授刀所などの衛門府の管下にあったと推定される下級出先機関が置かれ、一方この時期に唯一存在していたと推定されるS B 8120に相当すると考えられる「大殿」には「大殿守」あるいは「殿守」と呼ばれる警護の人たちが配置され、時には「御輿人」と呼ばれる御輿を担う人たちが南門を出入することもあったと推定される。『報告Ⅹ』では以上の内容から第Ⅰ—4期の第一次大極殿院地区は「内裏」でも「大極殿」でもなかったと推定したが、さらにこれを押し進めて「御輿人」が出入することや「大殿」の存在に注目すると、第Ⅰ—4期の終末に第一次大極殿院地区には藤原宮子の住む「中宮」があったと考えてもよいのではないかと推測する。

第一次大極殿院地区第Ⅰ期「中宮」の廃絶年代

元正太上天皇の御在所「中宮西院」

次にこの時期の「中宮」で問題となるのは『万葉集』に見える元正太上天皇の御在所たる「中宮西院」¹⁶³⁾である。『万葉集』によれば、元正太上天皇の御在所である「中宮西院」には、太上天皇が御し、大臣・参議・諸王たちが侍した「大殿」とその南に位置し、諸卿大夫たちが

侍した「南細殿」が存在したことだけが知られるが、諸卿大夫たちが侍した建物が「南細殿」と呼ばれていることからすると、北あるいは東西などに「細殿」と呼ばれる建物が複数存在していたと推測することもできる。「細殿」の実態は必ずしも明瞭ではないが、「廊」が「ホソドノ」と訓ぜられることを参考にすると、この場合の「南細殿」も「廊」のことで、「大殿」を取り巻く回廊状の施設を言ったものではなかろうか。そうであるとする、諸卿大夫たちが宴のために何故に「南細殿」に侍したのかが問題となる。饗宴の場合、天皇と臣下は庭を囲む位置（庭を挟んで南北に対面することは少なく、一般には天皇は南面し、臣下は東西に別れて対座する）に設けられた座に着するのが普通であるが、この場合、諸卿大夫たちが「大殿」の南面にある「南細殿」に侍したことからすると、「大殿」の南方には南北棟の脇殿が存在していなかった可能性があるのではなかろうか。また太上天皇が御す殿舎も「大殿」とのみ呼ばれていることからすると、在位中の天皇の御在所のように、南北に2棟の殿舎を配置し、機能を分担させることはなかったであろう。従って元正太上天皇の御在所が置かれた「中宮西院」の中心部分は内裏地区の遺構のようなコ字形の建物配置を採っていなかったのではなかろうか。またなぜ元正太上天皇が「中宮」ではなく、「中宮西院」を御在所としていたのかも気がかりなところであるが、これについては「中宮」の中心となる部分には既に他の人物、恐らく聖武天皇が居し、御在所としていた¹⁶⁴⁾ために、元正太上天皇はその西にあった「中宮西院」を御在所としたと言う事情があったのではなかろうか。

以上のように中宮藤原宮子の「中宮」と元正太上天皇の御在所である「中宮西院」について理解した上で、平城遷都後の「中宮」についてまとめると次のようになるであろう。平城遷都後に見える「中宮」の性格がそれ以前と全く異なることについては先に触れたが、藤原宮子が居住し死去した「中宮」、元明太上天皇が遷都後に居所としたと見られる「中宮西院」を除くと、平城遷都後に『続日本紀』に現れる「中宮」では大般若經の転読や仁王經の講読が行われているだけで、天平12年以前における「天皇御中宮」のような記述は見られなくなり、天皇出御の場としての性格を喪失したと考えることができる。このことは既に述べたように「中宮」の内部に存在していた「大極殿」が恭仁宮へ移建され、再建されなかったことによるものであると考えられる。「中宮」は、そのような天皇出御の場としての性格に代わって天皇や太上天皇あるいは中宮の居所として利用されることとなった。このうち平城遷都後に聖武天皇が御在所とした「中宮院」が実際には「中宮」のことと考えられることについては後述する。また天平勝宝2年の「中宮」についても次節で述べるように、当時「内裏」や「大極殿」が改作中であったと考えられることから、これに代わって平城宮を代表し一代一度の仁王經を講読することができる場として、「中宮」が使用されたものと見ることもできる。以上のように「中宮」は、都が平城宮を離れて恭仁・紫香楽・難波の各宮を転々とした時期を境として、その前後で明らかに性格を異にし、その点に注意して「中宮」の性格や所在の比定を行わなければならないが、その性格は藤原宮子の居所として登場する「中宮」を除くと、ほぼ一貫して天皇に関わる施設であったことになろう。

c, 聖武朝の「中宮院」と淳仁朝の「中宮院」

天平17年5月の平城遷都後、「中宮」と類似した名称をもつ施設として「中宮院」が『続日本紀』に登場する。天平17年平城宮へ遷都した聖武天皇が御在所としたのは「中宮院」であっ

たし、また天平宝字6年、行幸先の保良宮から還幸して淳仁天皇が入ったのも「中宮院」であった。¹⁶⁵⁾

中宮院 「中宮院」についてまず注目されるのは、天平17年の平城還都直後に見える聖武天皇の御在所「中宮院」を除くと淳仁朝に限って『続日本紀』に見える点である。

聖武朝の「中宮院」 上記のように、聖武朝の「中宮院」は、天平17年5月に平城宮へ還都してきた聖武天皇が御在所とした場所として見えるが、これは「中宮院」の初見史料であるとともに、また聖武朝における唯一の「中宮院」に関する史料でもある。しかし聖武朝における「中宮院」の存在については疑問とすべき点がある。すなわち、聖武天皇は平城還都ののち8月に難波宮へ行幸した¹⁶⁶⁾が、行幸先の難波宮で9月の中旬頃から病床に伏し、一時不豫に陥った。¹⁶⁷⁾そのため平城・恭仁両宮中を固守させるとともに、孫王をことごとく難波宮に召し、さらに使を遣わして平城宮に置かれていた駅鈴と内印を取らしめるなど皇権の安定を図る政策を採る一方で、天皇の快復を祈り薬師悔過を京師・畿内の諸寺等で行わせた。¹⁶⁸⁾その翌日には、八幡神社に幣帛を奉り、京師・諸国をして大般若經の書写及び薬師仏像7体の造立と薬師經7巻の書写を命じ、さらに3日後に「平城中宮」において僧600人を請じて大般若經を読ませた。¹⁷⁰⁾そしてその2日後には平城¹⁷¹⁾へ向かい、翌日平城宮に還幸している。¹⁷²⁾以上のような聖武天皇が行幸先の難波宮で不豫に陥った前後における一連の動きからすると、「平城中宮」で行われた大般若經の転読も、やはり聖武天皇不豫の事態に対応した措置であったと考えられる。平城宮内で行われた仏事で、その場所が『続日本紀』に明記されたものを整理すると、その場所はほとんどの場合その当時において平城宮を代表する施設、例えば「大極殿」・「中宮」・「南苑」や「朝堂」など公的な儀式の行われる施設であったり、「内裏」・「東内」・「西宮」・「寝殿」・「大安殿」など天皇の御在所に関わると考えられる場所であったりすることが知られる。このこと自体は鎮護国家を目的とした奈良時代の国家仏教の具体的なあり方を示したものとして当然のことであるが、平城宮内における仏事の場に関する上述のような傾向からすると、天平17年の場合に転読の場所として見える「中宮」は、当時「大極殿」がなくなったままになっていたものと思われるから、天平17年5月に平城宮へ還都した時に聖武天皇が御在所とした「中宮院」であると考えerるほうがよいのではなかろうか。こののち再び「中宮院」が『続日本紀』にしばしば登場するようになるのは、上記のように淳仁朝になってからのことである。これに対して「中宮」は平城還都後も天平年間から天平勝宝年間にかけて『続日本紀』や『万葉集』に現れることについては既に述べた。従って天平17年の平城還都に際して聖武天皇が御在所とした施設を『続日本紀』の記すとうりに「中宮院」であるとすると、『続日本紀』や『万葉集』による限り「中宮院」と「中宮」とが天平勝宝年間まで一応並行して史料に見えることになるが、「中宮院」と「中宮」とが別個の「宮」でない限り、両者の関係は、次のいずれかのように考えることができる。まず平城還都以後藤原宮子の崩御までの間に「中宮」と「中宮院」が史料に現れる比率から、「中宮」が正式の名称で、また「中宮院」と呼ぶこともあったと考える。あるいは「中宮院」は天平17年に一度だけ現れるのに対し「中宮」は天平勝宝6年まで継続的に見えることから、天平17年の「中宮院」の用例を疑い、「中宮院」を「中宮」の誤りと見て、『続日本紀』書写の問題と考えるか、あるいは淳仁朝における御在所としての「中宮院」のあり方を『続日本紀』の編者が何らかの理由によって遡上させたためとみるか、である。以上の考えのいずれが正しいかは容易に決し難い

が、上述したように、天平17年に平城宮へ帰った聖武天皇が御在所とした「中宮院」が実は「中宮」のことであると考えられること、天平末年から天平勝宝年間にかけての「中宮院」および「中宮」の史料上における現れ方や天平18年正月の時点で元正太上天皇の御在所が「中宮西院」にあったことなどからすると、少なくとも天平17年5月の平城遷都の時点で聖武天皇が御在所に定めた「中宮院」は本来「中宮」と呼ばれたのではなかったかと推測される。そしてこの場合、平城遷都後聖武天皇の御在所となった「中宮院」、すなわち「中宮」は、既に検討した「御在所」の用例から考えて、本来の御在所が使用できない状態であったために仮に御在所とされたものと考えられる。

聖武天皇の御在所は「中宮」

『続日本紀』に現れる聖武朝の「中宮院」を以上のように解して大過ないとする、「中宮院」は淳仁天皇の時代にのみ現れる固有の「宮」であることになる。淳仁朝の「中宮院」は、平城宮の改作のために保良宮へ行幸していた淳仁天皇と孝謙太上天皇との間に不和が生じたことによって、天平宝字6年5月に平城宮へ還幸してきた淳仁天皇が入ったことを記す記事に初見する。¹⁷³⁾ そののちまた左右京尹藤原訓儒麻呂らが「中宮院」に侍し、淳仁天皇の勅旨の宣伝に当たることが命ぜられていることから、¹⁷⁴⁾ 淳仁天皇は「中宮院」に居し、ここであって彼らを介して勅を発し、政務を視たものと考えられる。一方「中宮院」が最後に登場するのは、天平宝字8年9月に起きた藤原仲麻呂の乱においてである。まず乱の発生当初において「中宮院」に置かれていた天皇の権力・権威を象徴する駅鈴・内印の争奪戦の舞台として見え、¹⁷⁵⁾ 淳仁天皇は天平宝字6年以後「中宮院」にあって駅鈴・内印を保持していたことがわかる。ついで翌10月には「中宮院」は数百の兵によって包囲され、淳仁天皇は身繕いもままならぬ状態で「中宮院」から引き出され、淡路国へと配流された。¹⁷⁶⁾ 「中宮院」は淳仁天皇が廃されてのち『続日本紀』から見えなくなる。以上のように「中宮院」が淳仁天皇の時代に限って見える「宮」で、「中宮」とは時期的に重複しないことや「中宮」との名称の近似からすると、「中宮院」は、天平宝字年間に行われた二度の平城宮改作—特に天平宝字4年頃から開始された大規模な改作によって「中宮」を改造して建設されたものであると考えられる。なおここで注意したいのは、聖武天皇が平城遷都の時に「中宮院」(「中宮」)を御在所としたことについては「為御在所」と表記するのに対して、淳仁天皇が保良宮より還幸した際には「為御在所」の表現を用いずに「入中宮院」としている点である。これは聖武天皇が御在所とした「中宮院」(「中宮」)が仮の御在所であったのに対して、淳仁天皇の「中宮院」は仮の御在所ではなく、本来の御在所であったことによるものと思われる。

淳仁天皇の御在所「中宮院」

先に第一次大極殿院地区の第Ⅰ期の遺構を「中宮」に比定したが、上述したように「中宮院」が「中宮」を継承した「宮」であるとする、第一次大極殿院地区の第Ⅰ期の遺構が天平勝宝6年以降に解体されて廃絶したのちに造営された第Ⅱ期の遺構が「中宮院」に当たることになる。『報告Ⅻ』によると、第Ⅱ期の遺構のうち石積擁壁上に展開する建物群は10尺方眼によってきわめて計画的に配置され、特にその中央には前殿・中殿・後殿の3棟を軒を接して連続して配置して正殿となし、またその周囲には渡廊・床・木階によって正殿と接続された脇殿を配するなど、平城宮では前後に例を見ない特異な構造を採っている。正殿に代表される特異な構造について『報告Ⅻ』では、相違する点のほうが多いとしながらも、唐の大明宮にあった麟徳殿と比較を試みていることにも明らかなように、唐にモデルを求めたものと推定しているよう

淳仁天皇の御在所「中宮」は第一次大極殿院地区第Ⅰ期

である。唐にモデルを求めた宮殿の造営は、時を同じくして藤原仲麻呂によって次々に採られた種々の唐風施策一官号改易・氏族志編纂・漢風諡号撰進・貨錢改鑄・常平倉平準署設置などの一環として把えることができる。『報告Ⅹ』では、藤原仲麻呂の台頭期と一致していることに注目しながら、第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構を淳仁天皇の時代ではなく、次の称徳天皇の時代の「西宮」に比定した。しかし第一次大極殿院地区第Ⅱ期の唐風宮殿遺構が藤原仲麻呂の主導によって建設されたとする、藤原仲麻呂と淳仁天皇との即位以前からの結び付きや仲麻呂の乱における淳仁天皇の廃帝の処置、あるいは平城宮への還幸の時に2人の天皇による御在所の設定のあり方、平城宮改作前後における政治情勢などを勘案する時、むしろ第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構は淳仁天皇が入御した「中宮院」に当てられるべきで、またそれは造営の当初から淳仁天皇の御在所として計画されたのではないかと考えられる。

なお天平宝字8年を最後として『続日本紀』から「中宮院」が見えなくなることについては先に指摘したが、「中宮院」の廃絶後その跡がどのように用いられたかについては明らかではない。第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構の廃絶年代に関して『報告Ⅹ』は長岡遷都まで存続したと考えており、その年代の決定は第Ⅱ期に属する建物の柱痕跡や柱抜取り穴から平城宮土器Ⅴ¹⁷⁷⁾が出土したことによっている。

以上のように「中宮」および「中宮院」であった第一次大極殿院地区はその性格を大きく三転したと考える。すなわち平城遷都当初から恭仁遷都までは内部に「大極殿」を有した、天皇の出御の場を中心とした「中宮」であった。しかし恭仁宮からの遷都後は、「中宮」から「大極殿」が消失したことを承けて聖武天皇の遷都時の仮の御在所となり、ついで中宮藤原宮子の居所ともなった。「中宮」は中宮藤原宮子の崩御にともなって廃されて天平勝宝末年頃から解体が始められ、天平宝字年間の改作によって淳仁天皇の御在所「中宮院」となり、淳仁天皇は保良宮から還御した時にここを御在所とした。しかし「中宮院」も藤原仲麻呂の乱に伴う淳仁天皇の廃帝、淡路配流によって放棄されるに至ったと考えられるが、その後については詳細は不明である。

(2) 西 宮

西 宮 「西宮」は「中宮」や次に検討する「東宮」などとは異なり、比較的多くの史料が残存しており、『続日本紀』以外にも『正倉院文書』や平城宮出土木簡などに「西宮」は散見される。そこで「西宮」については史料毎に検討を行うこととする。

『続日本紀』
にみえる称徳天皇の御在所「西宮」

前殿と寝殿

まず『続日本紀』においては、「西宮」は称徳天皇の在位中に限って登場する。藤原仲麻呂の乱に勝利して淳仁天皇を廃し、重祚して再び皇位に即いた称徳天皇は、在位中一貫して「西宮」を御在所としていた。『続日本紀』から「西宮」の構造について知ることができるのは、まずその内部に「前殿」及び「寝殿」と呼ばれる2棟の中心的な殿舎が存在していたことである。

「前殿」では称徳天皇あるいは法王となった道鏡が官人達の朝賀や大臣以下の賀拜を受けていることから、「前殿」は朝儀における天皇出御の殿舎である「大極殿」、あるいは平安宮内裏の紫宸殿に相当するような、「西宮」における儀式や饗宴などに際して天皇が出御するための殿舎であったことがわかる。また「前殿」に対してその南には百寮官人達が居並びうるほどの大広な庭が存在していたことも想定することができる。一方、称徳天皇の崩御した場所として見え

¹⁷⁹⁾ることからすると、「寢殿」が「西宮」内における称徳天皇の居所であったことは明らかである。また「寢殿」の規模については、慶雲の出現によって僧 600 口を屈した齋が「寢殿」に設けられていることから、¹⁸⁰⁾600 人に及ぶ僧を収容しうるほどの大規模な空間を有していたことがわかる（例えこの齋が「寢殿」だけでなく、その周囲の殿舎や庭を含めた空間をも利用して行われたのであったとしても、その規模の大きさが知られる）。以上から称徳天皇の御在所である「西宮」の構造はおおよそ次のように考えることができる。すなわち「西宮」の南部には百官が並び立ちうるほど広大な庭が存在していた。一方「西宮」の中心付近には、南の庭に対して前後に「前殿」と「寢殿」が存在し、「前殿」は南方の庭と一体となって行う朝儀などに使用されるときに天皇出御の殿舎で、「寢殿」は称徳天皇の居所であった。

ところで称徳天皇の御在所であった「西宮」は、遅くとも『続日本紀』の編纂段階にあっては「内裏」と考えられていたらしい。それは、『続日本紀』に藤原仲麻呂の乱に際して「内裏」に宿衛した檜前忌寸たちが爵 1 級を賜ったことが見えるが、この「内裏」とは平城宮内にあり、¹⁸¹⁾しかも当時既に称徳天皇によって御在所とされていた「西宮」のことと考えられること、また宝亀 8 年 5 月には「自宝字八年乱以来、太政官印収於内裏、毎日請進、至是、復置太政官」との措置が採られていること、¹⁸²⁾などからである。また称徳天皇の在位中においてもその御在所が「内裏」と呼ばれていたことは、『正倉院文書』に収める、称徳天皇在位期間中に作成された数多くの文書に明らかである。従って称徳天皇の御在所であった「西宮」は「内裏」とも呼ばれていたとすることができる。以上のとうりであるとする、¹⁸³⁾『続日本紀』の編纂者は称徳天皇の御在所を「内裏」と記さずに、なぜ「西宮」と記したのかということが疑問となってくる。この点については阿倍義平に解釈が見られるが、¹⁸⁴⁾必ずしも明確な解答とはなっていない。後述するように、称徳天皇の在位中には「西宮」とともに「東院」が「常宮」としての機能を有しており、そのような意味では称徳天皇の御在所は一定していなかったとみることができる。『続日本紀』の編纂者は、称徳天皇の在位中における「西宮」と「東院」の並存の事実を受け、一方を「内裏」とすることを避けて両者を当時の宮殿名称にしたがって表記したのではなかろうか。

称徳天皇の御在所であった「西宮」については、これを内裏地区に比定する考えと第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構に比定する見解とがある。第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構については、先に淳仁天皇の「中宮院」に比定できるとした。また「東院」は通説のように東院地区に比定して問題ないであろう。従って称徳天皇の御在所である「西宮」については内裏地区に存在していたと考えてよいと考える。

先に指摘したように、『続日本紀』以外の奈良時代の諸史料、すなわち『正倉院文書』・『東大寺要録』や平城宮跡出土の木簡などにもしばしば「西宮」が見えている。

『正倉院文書』には「西宮」が 3 箇所に見える。一つは写経所大般若経本奉請文、¹⁸⁵⁾二つは納櫃本検定并出入帳、¹⁸⁶⁾三つは本経疏奉請帳である。¹⁸⁷⁾まず第一の写経所大般若経本奉請文は、阿倍義平が「西宮」の聖武朝前半からの存在を伺わせ、「西宮」を内裏地区に比定する有力な史料としたものである。同文書は大般若経寺所蔵の大般若経の「西宮」への貸出と返却について記録したもので、それによると同経の貸出・返却について以下のような経過が判明する。天平 16 年 4 月 16 日にまず「西宮」に大般若経の初帙から第 30 帙までの 300 巻が貸出され、それからほぼ 2 カ月たった 6 月 17 日に返却された。この時また 4 月 16 日に貸出された 300 巻のうちに含まれ

「西宮」は「内裏」

『正倉院文書』の「西宮」

ながら何らかの事情によって実際には貸出されなかった2巻と新たに大般若経の残り300巻、合わせて302巻が再び「西宮」に貸出され、この302巻の大般若経は天平18年4月19日までに返却された。そして翌19年正月15日には本経の所蔵者である大般若寺に返却された。上記のような大般若経の貸出と返却に関する経過を記した本文書からは、大般若経が天平16年4月と6月に二度に渡り「西宮」に貸し出され、「西宮」で使用されたのち、天平18年4月には全巻が「西宮」から返却されたことが確認でき、「西宮」が天平16年4月頃から同18年4月頃にかけて存在していたことが判明する。しかし本文書に見える「西宮」がどこに存在していたかは明らかではなく、平城宮内に存在していた「宮」の一つである「西宮」と同じものであるのか否かに至っては全く不明であると言わざるを得ない。また阿倍も注意を喚起しているが、天平16年4月の段階の主都は難波宮にあり、もし阿倍の言うようにこの「西宮」を平城宮に存在し、しかも「内裏」に相当するものであるとしても、主都が難波宮にあった天平16年4月の時点において「西宮」で合計600巻もの大般若経が必要とされる事態を想定しうるものか否か疑問がある。従ってここでは本文書に見える「西宮」の性格や具体的な比定については留保しておきたい。残る二つの史料とともに写経所における経典の貸出と返却について記録した帳簿である。文書の年代は天平感宝元年5月21日と翌天平勝宝2年6月26日で、ともに造東大寺司長官市原王の宣によって「西宮」に経典が奉請されている。天平16年から同18年にかけて存在した「西宮」との関係は明白ではなく、また後述するように、これから2・3年のちの天平勝宝4年の段階においては天皇の御在所として「東宮」と並んで存在していたことが確認できる「西宮」との関係も明らかではない。ただ造東大寺司長官市原王が宣していることからすると、「西宮」は天皇の御在所であった可能性も十分考えられるが、他に推定する手がかりがない。以上のように『正倉院文書』に散見される「西宮」についてはこれを直接平城宮の「西宮」とすることはできない。なおいずれの時期においても『正倉院文書』には「内裏」・「内」など明らかに天皇の御在所を指すと見られる言葉がきわめて多数見えているにも関わらず、もし「西宮」が天皇の御在所を指すのであれば、なぜことさらに「西宮」なる名称をこれらの文書において使用したのかと言う点が疑問であり、今後の慎重な検討が必要である。

「西宮兵衛」
木簡

平城宮跡から出土した木簡にも「西宮」に関するものがある。特に「西宮」の位置を考える資料として従来から注目されてきたのは、「西宮兵衛」に関する木簡¹⁸⁸⁾である。「西宮兵衛」の木簡は内裏地区の東外郭東北隅で検出された土壙S K820から出土したもので、「西宮」の周囲を画する施設に開く門を警固する兵衛の食料請求に関する伝票である。これらの木簡はその出土の状況や他の文書木簡あるいは荷札木簡に記された年紀から、天平末年頃で、天平19年をあまり隔たらない時期に属するものであると考えられている。「西宮兵衛」の木簡が出土した遺構が廃棄物処理のための土壙で、他の遺物とともに一括して投棄されたものと考えられること、またその位置が内裏地区の外郭内部であることなどから、「西宮」とは内裏地区のことであると推定され、また「西宮」の構造については、南面に正門と考えられる「南門」が開き、その東寄りと恐らく西寄りには「角門」と呼ばれる腋門があり、東面には三門が開き、各門は南から「東一門」「東二門」「東三門」と呼ばれ、西面にも東面と同様に三門が設けられていたと思われる、さらに北面には、「南門」に対して「北門」が開くが、「南門」のように「角門」が見えず、「北炬門」なる門が見えていることから、「西宮」は「北門」を理門としていたことなどが推定

される。従って天平19年をあまり下らない天平末年の頃、内裏地区は「西宮」と呼ばれ、その周囲を画す施設に開く門は兵衛によって守られていたことになる。「西宮兵衛」木簡で問題となるのは、『平城宮木簡 一 解説』も指摘するように、天平末年の頃、天皇の御在所の守衛に当たったのは兵衛府に限定されず、神亀5年に設置された中衛府もその職掌から見て「大内」の警固を担当していた¹⁸⁹⁾と考えられることから、天平末年の段階において内裏地区に推定され、兵衛によって警固されていた「西宮」が如何なる性格を有する「宮」であったのか、すなわち天皇の居する御在所であったのか否か、との点である。従来『平城宮木簡 一 解説』が提起した問題点を十分に検討することなく、「西宮兵衛」や「西宮」の問題が論じられてきた。以下では平安時代と奈良時代における天皇の御在所の警固体制に関する概略を述べて、『平城宮木簡 一 解説』の提起した「西宮」の問題を検討することとする。

まず平安時代における内裏の警備については、『延喜式』を初め多くの文献や『年中行事 絵巻』などの絵画史料などに関連史料がある。それらに基づいて要約的に述べると次のようになる。内裏の外郭である中隔の周囲を繞る築地の外側周辺とそれに開く宮門については衛門府の担当で、宮門に置かれた門籍を監理し、ここを通過して内裏へ入る者たちを監視した。そのため衛門府は宮門外に陣・伏舎を設けていた。中隔の内部及び内隔の周囲を囲む築地回廊の外側周辺については兵衛府が担当し、閤門の門籍を監理し閤門を通過して更に内裏へ参入しようとする者を監視していた。衛門府と同様に警固を担当する閤門の門外に陣を構えていた。内隔の内部については近衛府が警備を担当していた。近衛府は閤門の開閉に当たったが、閤門を警備することはなく、その陣は紫宸殿の東南と西南にある宜陽殿及び校書殿の南庭に面した側に設けられていた。なお左近衛府の陣はのち紫宸殿から東へ延びる軒廊へ移動した。

平安時代における内裏の警備

これに対して奈良時代の内裏の警備については、『令義解』や『令集解』などから窺われる大宝令や養老令に関連した条文がある。それらによると、内裏の外郭である中隔の外側を警備していたのは衛士府である。衛士府は中隔に開く宮門を通過する者を監督するための門籍を監理し、宮門や中隔の築地の外側周辺を警固した。中隔内部と閤門の警固は兵衛府が担当し、内隔へ入る者を監督するために門籍を監理していた。内裏、すなわち内隔内部の警備については明瞭な条文がないが、職制律・職員令などによると、天皇の居す御在所の警備には内舎人が当たったと考えることができる。しかし『令集解』所引の令¹⁹²⁾には、宿衛に当たったのは内舎人だけではなく、兵衛も担当すると記され、また衛禁律によると、内舎人とともに兵衛も「仗衛」と呼ばれ、天皇の側近において警備に当たったことがわかることなどから、内裏内部の警備には内舎人と兵衛が当たったと考えられる。内裏警固の主体が内舎人と兵衛のいずれであったのかについては明瞭ではないが、律令の条文による限り、「宿衛」を職掌の一つとして令条文に規定されている内舎人の方が元来天皇の身辺警固の中心であったのではなかろうか。なお大宝令や養老令の制定後、天平末年までに限っても、天皇の身辺を警固することを目的として授刀舎人¹⁹⁴⁾や中衛府・授刀舎人寮などが次々に設置され、次第に天皇の身辺警護の役割はそれら新設の武官や衛府に移行していったものと考えられている。

奈良時代における内裏の警備

以上のように、平安宮と平城宮における天皇の御在所を警固する体制を比較して大きく相違しているのは、天皇の身辺警固の役割が内舎人・兵衛から近衛に移っている点である。しかし基本的に変化の見られない点もある。それは、門とその外側周辺の警固および門籍の監理の体

制である。すなわち、中隔に開く宮門等の警固と宮門に置かれた門籍の監理は衛士府・衛門府（平安時代になって大同3年に衛門府は廃止されて左右衛士府に吸収され、さらに弘仁2年には左右衛士府が左右衛門府と名称を改める）が行い、閤門等の警固と閤門に置かれる門籍については兵衛府が担当している点である。平城宮と平安宮における内裏の警備体制―すなわち門とその内外の警備の分担―に上記のような連続性が認められるものであるとすると、門の警備を担当し、また当該門における門籍を監理する衛府は、基本的には門の外側を主たる警備対象として、門を通過してその中に入る人を監視していたのであって、門の内側については門の警備を担当する衛府が警固を担当しなかったことになる。従って「西宮」兵衛の場合も、兵衛が「西宮」の四面に開いていた門を守衛していたことは確実であり、上記のような内裏の警備体制の基本からすると、「西宮」の内部は兵衛府以外が警備を担当していた可能性が強く、兵衛府が門の警備を担当していた「西宮」は天皇の御在所である可能性が極めて高いと考えることができる。

「西宮」兵衛の木簡が出土した土壌 SK820 から出土した木簡に、「大宮□□〔南一ヵ〕¹⁹⁶⁾と記す木簡が1点あることも注意される。この木簡が「西宮兵衛」木簡と一連のものであるとすると、そこに記された「大宮」とは「西宮」のこととなる。既に検討したように、「大宮」とは「内裏」・「内」等とともに天皇の御在所を意味する言葉であった。従ってこの木簡が「大宮」の南面に開く門の警固に関連をもつものであるとすると、やはり天平末年の時点において内裏地区にあった「西宮」が「大宮」すなわち天皇の御在所であったことを示唆する。

平城宮跡出土の木簡には、この他にも「西宮」に関係すると考えられる内容をもつものが見られる。先に取り上げた「西大宮」における正月の仏供養で用いる雑物(油5升ほか)を買うための銭1貫560文に付けられた付札木簡¹⁹⁷⁾、「西宮」の女豎かと考えられる女性の宣によって、陰陽師に米かと考えられるもの2升を支給することについて記した木簡¹⁹⁸⁾、あるいは「西」に直する人6名の姓名を列記した歴名木簡¹⁹⁹⁾などがある。「西大宮」と記した木簡が出土したのは、第一次朝堂院地区と第二次朝堂院地区の間に位置する南北溝 S D10325 からで、この溝は第一次朝堂院地区を画する塀を改修し掘立柱塀から築地塀に作り替える時期、すなわち第一次大極殿院地区の第Ⅱ期に属する。しかし出土した溝の位置が第一次朝堂院地区と第二次朝堂院地区の間であることから、「西大宮」が第一次大極殿院地区あるいは内裏地区のいずれを指すのか限定することができない。しかし木簡が出土した溝の年代からすると、「西大宮」は称徳天皇の「西宮」に比定することができる。また陰陽師への物資の支給に関わる木簡は、「西宮」に女豎などの女性が所属していたことを示している。しかもその女性が陰陽師への物資の支給に関して「宣」していると考えられる。『正倉院文書』や平城宮跡出土の木簡には内侍などの宮人や命婦、あるいは女豎たちが経典の奉請、物品の支給・進上などを命じた「宣」を発している場合が多く見られる。しかしそれらにおいてはその女性が帯する内侍などの官名や命婦・女豎といった身分呼称が書かれるだけで、「西宮」のような所属場所を明記することはまずない。従って「西宮」と記すのは女豎かと思われる身分を有する女性が、「西宮」以外にも所属していたことによるものと考えられる。「宣」を発して何等かの命令を行っている女性は『正倉院文書』や平城宮跡出土木簡では「内裏」・「内」に関係するものが多く、女豎が配置されている「西宮」も「内裏」など天皇の御在所に近い性格のものと考えられよう。なおこの木簡は東一坊大路西側溝 S D4900 から出土したもので、この木簡と共に出土した木簡のうち年紀を有するものはす

べて宝亀年間の年紀をもち、この他の年代を推定できるものもそれに近い時期のものであると考えられていることから、この木簡も一応奈良時代末期のものとみてよいであろう。従ってもし「西宮」が「内裏」のように女性が多く配置される場所であるとするならば、称徳天皇の「西宮」に比定することが可能であるかもしれない。「西直人」と見える木簡は内裏地区の東にある東大溝 S D 2700 から出土したもので、「西」についてはこれを積極的に「西宮」と結び付ける材料がなく、不明とせざるを得ない。²⁰⁰⁾なお推定長屋王邸内の溝から出土した木簡にも「西宮」²⁰¹⁾が見えている。「西宮」は推定長屋王邸内部に存在していた宮と考えられ、「少子」「小子」あるいは「侍」と呼ばれる人たちが多数が配置されていた。この例でも明らかなように、奈良時代の全ての史料に見える「西宮」を直ちに平城宮内部に存在していた「西宮」とすることは問題があり、なお十分な検討が必要である。

「西宮」は『東大寺要録』にも見える。²⁰²⁾「西宮」が見えるのは、天平勝宝4年3月9日に行われた東大寺大仏開眼供養の儀礼を中心としてその前後の動きをかなり克明に記した記録（この記録は恐らく何等かの奈良時代の史料に基づいて書かれたものと思われる）の中においてである。9日に行われる東大寺大仏開眼供養会に当たり、まず天皇が平城宮から東大寺に行幸するために、その前日8日に留守官の任命が行われた。留守官が任命されたのは「東宮」・「西宮」の二つの宮で、「東宮」には大納言巨勢奈豆麻呂と中納言多治比広足、「西宮」には中納言紀磨がそれぞれ任命されている。²⁰³⁾まず注目されるのは留守官の任命が『東大寺要録』の記載による限り、「東宮」と「西宮」とされている点である。『続日本紀』にはこの時期平城宮内に存在する宮として「東宮」・「西宮」のほかに「中宮」が見えるが、「中宮」には留守官が置かれてはいない。留守官任命の有無からすると、「東宮」と「西宮」は「中宮」とは異なり、直接天皇に関わる宮、すなわち天皇の御在所であったのに対して、「中宮」は天皇と直接の関わりのない宮であったことによるのであろう。次に両宮の留守官の人数と構成を比較すると、「東宮」の留守官が2名で大納言・中納言各1名であるのに対して、「西宮」は中納言1名であることが注目される。留守官の人数と構成から考えると、当時「東宮」が「西宮」よりも格上の宮であったことが知られる。従って東大寺大仏開眼供養会に当たって行われた留守官任命の記事から、当時平城宮内には留守官を任命しなければならない「宮」、天皇の御在所として少なくとも「東宮」と「西宮」の二つがあり、そのうち「東宮」が「西宮」よりも格上であったことになる。

「東宮」については後述することとして、問題となるのは天平勝宝4年に「東宮」とともに登場する「西宮」である。内裏地区の遺溝が天平18・19年頃「西宮」と呼ばれたことについては前述したが、天平勝宝4年における「西宮」とはいったいどこに存在していたのであろうか。後述するように「西宮」と同時期に存在していた「東院」・「東宮」が、同じ孝謙天皇が重祚した称徳天皇の時代に再び造営・整備されたことを参考にすると、「西宮」ものちに称徳天皇の御在所として『続日本紀』に見える「西宮」と同一のものを指していた可能性が強い。『報告Ⅻ』では、称徳朝の「西宮」を第一次大極殿院地区の第Ⅱ期の遺構に当てたが、第一次大極殿院地区の第Ⅱ期の遺構については、先述したようにむしろ淳仁天皇の御在所「中宮院」に比定すべきであると考えられる。またこれに先立つ同地区の第Ⅰ—4期の遺構については平城遷都後から天平勝宝5年頃までの時期に当り、衛門府が警護し、兵衛府が警護していないことから天皇の御在所に相当する宮殿ではなく、中宮藤原宮子が最期を迎えた「中宮」、またそれ以前

『東大寺要録』に見える「西宮」

は聖武天皇などが一時的に御在所とした「中宮」に比定することができるものと考えられる。従って後述するように「東宮」・「東院」など「東」の語を冠する宮殿が平城宮跡の東院地区に、また「中宮」や「中宮院」など「中宮」の語を冠する宮殿が一貫して第一次大極殿院地区に営まれたとすると、「西宮」も一貫して内裏地区に存在していたと考えるのが穏当で、天平勝宝4年当時に存在していた「西宮」も内裏地区に比定することができるのではなかろうか。

(3) 東宮・東院・東内

東宮 「東宮」とは本来皇太子の居所のことであり、また皇太子自身のことでもある。従って「東宮」は原則的には皇太子の在位中に限って存在していたと考えることができる。事実『続日本紀』に見える「東宮」には、皇太子が存在している期間に見え、その居所を指していることが明らかな場合がある。しかしその一方で皇太子の居所とは考えられない「東宮」も見える。また「東宮」に類似した「東院」や「東内」なども『続日本紀』などに散見される。ここでは皇太子の居所としての「東宮」についても検討しつつ、天皇の御在所であったと考えられる「東宮」・「東内」および「東院」について、史料に現れる年代の順に検討を加えることとする。

皇太子首皇子の居所「東宮」 元明・元正両天皇の皇太子であった首皇子(和銅7年6月25日～神亀1年2月4日在位)の居所については、『続日本紀』に、詔によって佐為王以下16人の官人を退朝ののち「東宮」に侍せしめることとしたとの記事があること²⁰⁴⁾から、養老5年当時皇太子首皇子が「東宮」を居所としていたと²⁰⁵⁾推定される。聖武天皇の皇太子基王(神亀4年11月2日～5年9月13日在位)は、『続日本紀』によると、外祖父故藤原不比等の邸宅で生まれたことが知られるが、²⁰⁶⁾誕生後時を経ずして皇太子に冊立されて以後の基王の居所については明記した史料がない。しかし皇太子基王の居所を考える上で検討すべき史料は、『続日本紀』に、聖武天皇が「東宮」に出御して皇太子基王の病平癒のために使者を諸陵に派遣し幣帛を奉ったとある記事である。²⁰⁷⁾基王はしばらく前から病に犯されていたようであり、翌9月にはその薨去を伝える記事が見える。²⁰⁸⁾天皇が出御した「東宮」とは、諸陵に対する奉幣の儀式を行った場であると考えられるが、「東宮」が病臥している皇太子の居所であったのか、あるいはそれとは別に平城宮内に存在した天皇の出御のための宮であったのかが問題である。前者の場合は、皇太子が病臥する居所「東宮」に天皇が出向いて皇太子を見舞うとともに、そこで諸陵への奉幣の儀式を執り行ったことになり、また後者の場合にはたまたま皇太子の居所と同じ名称を有する「東宮」で皇太子のために諸陵への奉幣の儀式が執り行われたことになる。二つの理解のうち後者の理解では、聖武天皇はなぜ皇太子の病臥平癒のために平城宮を代表し天皇の出御する場として最も重要な「大極殿」ではなく、「東宮」に出御して奉幣を行ったのかについて十分な説明ができない。従って前者の理解の方がより可能性が高いのではないかと考えられる。また皇太子の居所であるべき「東宮」が先代の皇太子首皇子の時代に既に存在していたことも参考となる。以上の点から見て、聖武天皇は皇太子の病気をその居所である「東宮」に見舞うとともに、病氣平癒を祈って奉幣を行ったのであろう。従って以上の推定が正しいとすると、皇太子基王は祖父藤原不比等の邸宅で生まれ、間もなく立坊するとともに平城宮内にある「東宮」を居所としたものと考えられる。

皇太子基王の居所「東宮」

以上のように、首皇子と基王はともに皇太子として「東宮」を居所としたと考えられるが、その所在地については明らかではない。しかし後述する「東院」や「東宮」との名称の類似や

継承関係を考慮に入れるならば、「東宮」を平城宮の東張り出し部である東院地区に想定することが可能であろう。なお聖武天皇の二人目の皇太子である阿倍内親王（天平10年正月13日～天平勝宝元年7月1日）については皇太子としての居所がいかなる名称を有し、またどこに設定されたかは不明であるが、この場合も後述する孝謙（称徳）天皇の時代における「東宮」・「東院」の重視のあり方から見て、「東宮」・「東院」が孝謙天皇の皇太子時代の居所を受け継いだものである可能性は高いのではなからうか。

阿倍内親王は即位して孝謙天皇となるが、孝謙天皇はその在位末期に至るまで、皇太子を立てることはなかった。しかし皇太子がいなくてもかかわらず「東宮」が史料に現れる。すなわち先に述べた『東大寺要録』の大仏開眼会に関する記録のうち天平勝宝4年4月8日および9日に「東宮」が見える。当時皇太子は存在していないから、ここに見える「東宮」を皇太子に関係する宮と理解することはできない。先にも指摘しておいたように、大仏開眼の儀式に備え8日に任命された平城宮の留守官の構成と人数からは、天平勝宝4年当時「東宮」のほうが「西宮」よりも「宮」としては格上であったと考えられる。恐らくこのことは当時平城宮内に並存していた二つの御在所のうち「東宮」が孝謙天皇の御在所として使用されていたことともなうものではなからうか。『東大寺要録』が開眼供養会終了後孝謙天皇が入座した場所を「東宮」と記すのも当時平城宮内において孝謙天皇が御在所としていたのが「東宮」であったという事情によるものであろう。いずれにしても孝謙天皇の在位中頃において御在所が2箇所存在し、天平勝宝4年頃には「東宮」を御在所としていたと推定できる。

孝謙天皇の御在所「東宮」

孝謙天皇の時代には「東宮」に類似した名称を有する「東院」が『統日本紀』に見える。天平勝宝6年正月、天皇は「東院」に御し、五位以上を宴した²¹⁰⁾。この日の宴に預かり、そこで詠われた播磨守安宿王の歌が『万葉集』に収められている。その題詞によると、当日は孝謙天皇だけでなく聖武太上天皇と光明皇太后も並んで「東常宮南大殿」に出御して宴を行ったとある。天平勝宝6年正月7日に行われた宴に関する『統日本紀』と『万葉集』の双方の記載を比較して、天皇以外に太上天皇・皇太后が出御したことが『万葉集』から知られる点も注目すべきであるが、「東院」と「東常宮南大殿」とが同一の場所であることになる点が特に重要である。ただし当然のことではあるが、直ちに両者を全く同一のものともみなすことはできない。それは「東院」が「院」を形成する一定の範囲を有する空間を指すと考えられるのに対して、「東常宮南大殿」は「東常宮」に存在する「南大殿」という一つの殿舎のことであるからである。また「東院」と「南大殿」のあった「東常宮」との関係についても、両者が同一のものであるか否かは必ずしも明らかではない。もし両者が同一のものであるとすると、「東院」とは当時平城宮内に並存していた複数の「常宮」のうちの一つであることになり、またもし両者が一致しない場合でも、「東常宮」が「東院」を含み込むと考えるのは難しいであろうから、「東常宮」は「東院」と呼ばれるより広範囲な院の一郭に存在し、「東院」は天皇の御在所の一つである「東常宮」をその中核的な施設としてもち、天皇の御在所としての機能を主要な要素とする一郭であったことには間違いない。「東常宮」の構造については、上記の『万葉集』の題詞からある程度推定することができる。題詞によると、天皇・太上天皇・皇太后が当日「東常宮」で出御した場は「南大殿」であった。「東常宮」における「南大殿」の存在は、これに対して北に「北大殿」とも呼ばれるべき「大殿」、また南には前庭がそれぞれ存在していたことを示唆している。

東院

その場合、『万葉集』の題詞のように「南大殿」が饗宴等公的な儀式において天皇の出御する殿舎であったのに対して、「北大殿」は寝殿に相当する天皇の私的生活を中心とした機能を有する殿舎であったと想像することが許されるのではなからうか。「東常宮」、ひいては「東院」に天皇の公私に互る殿舎と空間が存在していたことは、先に指摘した天平勝宝4年の段階における天皇の御在所としての「東宮」の存在を考え併せると、「東院」あるいは「東常宮」は天平勝宝4年に存在した「東宮」と同じものではなかったかと推測される。以上のように『続日本紀』には登場しないが「東院」に先行して「東宮」が存在し、それはまた「西宮」と並存する御在所であったことになる。なお「東院」の所在地については、その名称と「東院」玉殿に葺かれた「琉璃之瓦」に相当すると考えられる緑釉軒瓦が平城宮跡東張り出し部から出土することから、東張り出し部(東院地区)に比定する考えが有力で、「東院」とともに「東宮」や「東常宮」も平城宮の東張り出し部に存在していたと推定することができる。

孝謙天皇は在位の末期に至って道祖王・大炊王の二人の皇太子を立てるが、そのうち一人目の皇太子である道祖王(天平勝宝8年5月2日~天平宝字1年3月29日在位)については明確にその居所の所在を示す記述が『続日本紀』などに見えないが、道祖王を廃した記事に「廃皇太子、以王婦第²¹²⁾」とあることから、恐らく皇太子道祖王の居所は平城宮内に営まれていたものと推定される。次に二人目の皇太子に立てられた大炊王(天平宝字元年3月29日~同2年8月1日在位)については、立坊以前には藤原仲麻呂の田村第に招かれて住んでいたが、立坊とともに内舎人と中衛20人によって迎えられたと『続日本紀』にあることから、立坊に際して平城宮に入り、宮内に皇太子としての居所を定めたものと思われる。しかし具体的に平城宮内のどこに居所を設けたのかは不明である²¹⁴⁾。

「東宮」「東院」など「東」を冠する施設は淳仁天皇の在位した天平宝字年間には史料に見えない。それは淳仁天皇に皇太子がいなかったことや二度に及ぶ平城宮の改作により在位期間のかなりの年月に互り平城宮外で天皇以下が生活を送ったこと、また保良宮からの遷幸後、淳仁天皇が平城宮の「中宮院」を御在所としたのに対して孝謙太上天皇は法華寺および「内裏」を御在所としたことなどによって、平城宮東張り出し部が二人の天皇の主たる生活空間とはならなかったことなどによるものと考えられる。従って東張り出し部に存在したであろう「東院」が二度の平城宮の改作に当たってどのように扱われ、またどのような状態であったのかは不明である。

孝謙太上天皇が重祚即位した称徳天皇の時代になって再び、しかも以前にまして「東院」は『続日本紀』にしばしば現れるようになる。そしてまたそれとともに「東院」に類似した名称を有する「東内」も登場する。今泉隆雄は、「東院」と「東内」について、天平神護元年頃に「東院」の造営が開始され、翌々年にあたる神護景雲元年3月頃に玉殿が完成したことをもってその造営は終了し、引き続いて「東院」を含むより広い区画である「東内」の造営が始められ、同3年頃に完成をみたとする²¹⁵⁾。しかし『続日本紀』による限り「東院」玉殿が新たに造営されたことは確実であるが、「東院」全体が天平神護元年頃から造営されたとの理解を裏付ける史料は存在しないし、むしろ先に検討を加えたように、「東院」は孝謙天皇の在位後半頃には存在し、さらに「東院」が天平勝宝4年に見える「東宮」と同じものであるとすると、孝謙天皇の在位中頃には既に存在していた可能性がある。従って称徳天皇の在位中に「東院」

において何等かの造営が行われたとしてもそれは改作程度で、あるいは玉殿の造営に限定されたものであったのではなからうか。また「東院」を「東内」の中核に当たる一郭とみる今泉の²¹⁶⁾理解にも問題がないわけではない。今泉は、「東内」とは唐の長安城に存在した「西内」(太極宮)・「東内」(大明宮)・「南内」(興慶宮)の三つの宮城のうち「東内」の呼称を模倣したものであるとするが、平城宮の場合、長安城のように「東内」に対して「西内」や「南内」と呼ばれる宮城を史料の上で確認することはできないし、また既に指摘したように、「東内」とは東に存在する「内」=「内裏」、すなわち東に存在する天皇の御在所の意味であり、本来の御在所である「内裏」に対する名称であったと考えられること、さらに「東院」が「東内」の造営以前から天皇の御在所の一つとして存在し、既述のごとく玉殿の造営を除くと大きく改造された状況を史料の上では想定できないことなどから、「東院」と「東内」との関係はむしろ逆に理解すべきで、「東院」の中の中核的な区画として称徳天皇の在位後半に至って造営が開始されたのが「東内」であったと考えたほうがよいのではなからうか。

「東院」については天皇が出御して饗宴を行ったことを記す史料が多いが、その中で「東院」の構造を考える上で注目すべきは、まず神護景雲3年正月、天皇の「東院」出御のもと侍臣が宴を賜った記事である。²¹⁷⁾この時には同時に文武百官の主典以上と陸奥蝦夷をも「朝堂」において饗している。天皇は恐らく「東常宮」にあった「南大殿」のような天皇出御のための殿舎に出御し、侍臣たちは天皇の御す殿舎の上に侍して宴を賜ったのであろうが、問題は文武百官の主典以上と陸奥蝦夷が饗された「朝堂」にある。饗宴が有した意義からすると、文武百官の主典以上や陸奥蝦夷が饗を受けた「朝堂」が天皇の御す「東院」とは全く別個の区画に存在していたと考えることは難しく、「朝堂」が「東院」の中に存在した可能性の方が高いのではなからうか。また天皇の「東院」臨御のもとで出雲国造が神賀詞を奏上したことを記す記事も注意される。²¹⁸⁾出雲国造による神賀詞奏上の儀式は本来天皇の大極殿出御のもと朝堂院で行われるものであったことを考え併せると、「東院」に存在した天皇出御のための殿舎の南方には広い前庭が広がっていたと想定することができる。この点はまた同年正月に行われた詔の宣布に際して、²¹⁹⁾天皇の出御する殿舎の南にこの時位階を授けられた諸王たちや詔を告知される対象となった「衆諸」が会集し、立ち定まった庭の存在が推定される点にもある。従って「東院」は天皇の御在所としての機能を中心としながらも、天皇の御在所であることによって必要とされる付随的な機能をも併せもった、あるいは「朝堂」をも付設した施設であった可能性のあることがわかる。

「東院」に比べて「東内」に関する史料はきわめて少ないが、平城宮跡出土木簡に注目すべきものがある。まず小子門と推定される門付近から^[造 東カ]「□□内司」が小子門から物資を搬出入したことを示すと考えられる木簡が出土したことから、²²⁰⁾「東内」は平城宮の東張り出し部に存在していたと推測されている。²²¹⁾また小子門から遠くはなれた平城宮南面西門前の二条大路北側溝から、「東内宮守」として5人を配置したことを記したと考えられる木簡が出土している。²²²⁾この木簡は年紀を欠くために年代を特定することはできないが、伴出した木簡には衛士府・衛門府関係のものが比較的まとまって見られることから、衛門府や衛士府の本府ではなく、南面西門の守衛を担当した衛門府の詰所「門司」関係の木簡であり、それが廃棄されたものと考えられている。²²³⁾「東内」の推定位置から遠く離れた地点で「東内」の警固に当たる「東内宮守」の木

簡が出土した点がもっとも大きな問題である。出土した木簡の多くは若犬養門を守衛する衛門府の門司に関わると考えられることからすると、「東内宮守」木簡も衛門府の門司に関連を有するものであるとみるのが妥当であろう。関連した木簡の中には他にも衛士の配置に関わる木簡が存在していることを考え併せると、「東内宮守」の木簡も、衛門府に所属し、実際には若犬養門に置かれた門司に勤務する衛士や門部のうちから5人を「宮守」として「東内」に派遣・配置することを記したものである可能性がある。以上のような考えが成り立つとすると、「東内」の守衛には衛門府から派遣された衛士や門部たちが当たったことになる。ただし「東内」の何処の守衛を担当したかについては明瞭ではない。なお「東院」や「東内」は称徳天皇の崩御をもって『続日本紀』から姿を消すが、「東院」の存在していた平城宮東張り出し部は次の光仁天皇の時代になって楊梅宮となると考えられている。楊梅宮については次節において述べる。

白壁王（宝亀元年8月4日～10月1日在位）は称徳天皇の崩御に臨んで藤原百川らによって皇太子に冊立されたが、在位期間が短かったために皇太子の家政機関である春宮坊が設置されなかったのではないかと考えられてもいる。²²⁴⁾しかし白壁王の居所については、『続日本紀』に、白壁王が称徳天皇の崩後立太子ののち即位するまでの間に右大臣吉備真備が致仕を乞うたことを記した記事があり、そこに載せる吉備真備の上表文中に上表を呈した場所を「春宮路左」としているのが参考となる。²²⁵⁾従って白壁王は立太子後すみやかに平城宮内にある「春宮」（東宮）に入ったものと考えられ、恐らく即位までの間しばらくは「春宮」に居していたのであろう。

光仁天皇の前後二人の皇太子他部親王（宝亀2年正月23日～3年5月27日在位）・山部親王（宝亀4年正月2日～天応元年4月3日在位）および桓武天皇の皇太弟早良親王（天応4年1月4日～延暦4年9月23日在位）の平城宮における皇太子としての居所については史料上で確認することはできない。しかし平城宮跡では、東南隅とその外側の東一坊大路・二条大路が交叉する地点を対象として実施した調査において、春宮坊関係の木簡（「主工署」「主漿署」「春宮」などの字句が見られる）や墨書土器（「坊内」「坊」「主工」などと墨書する）が出土し、それらの木簡や墨書土器について検討が加えられ、次のような点が指摘されている。²²⁶⁾木簡や墨書土器はいずれも溝から出土したもので、春宮坊関係の木簡や墨書土器の出土によって平城宮における東宮の位置が確定するわけではないが、春宮坊、ひいては東宮が平城宮の東部に存在していた可能性が強い。そしてこれらの春宮坊関係木簡は共伴した木簡の年代からみて、他戸親王あるいは山部親王・早良親王のいずれかに関わるものであろうと推定されている。共伴した木簡の年代からすると、白壁王以降の4人の皇太子在位者のうちいずれかの春宮坊に比定することができる。白壁王の場合春宮坊が設置されなかったとして、問題の春宮坊関係の木簡および墨書土器に見える春宮坊を他戸親王以降の3人の皇太子に比定することが可能であるとすると、春宮坊が平城宮の東部に存在していたと推定されることは重要で、奈良時代の当初から「東宮」は一貫して東張り出し部を含んだ平城宮の東部に設定されたと考えることができる。

以上、天皇の御在所としての「東宮」・「東院」・「東内」および平城宮における皇太子の居所である「東宮」に関して知りえた点をまとめると、天皇・皇太子を問わず、平城宮に存在した「東宮」あるいは「東院」・「東内」など「東」を冠した施設は平城宮の創建当初より東張り出し部にあり、皇太子が在位する時には皇太子の居所「東宮」として利用され、皇太子が存在していない時には、天皇の御在所の一つとして「東宮」・「東院」あるいは「東内」が設定され、

また造営された。

- 1) 『平城宮発掘調査報告Ⅺ』(昭和57年1月)。
- 2) 養老公式令闕字条。
- 3) 『続日本紀』天平12年9月戊子条。
- 4) 『続日本紀』神亀3年3月辛巳条・天平元年3月癸巳条、など。
- 5) 『続日本紀』天平17年5月戊辰条。
- 6) 『続日本紀』天平勝宝4年4月乙酉条・天平宝字5年1月丁酉条。
- 7) 後述するように、聖武天皇が御在所とした「中宮院」は正確には「中宮」と呼ばれていたものと推定される。
- 8) 「行在所」とは養老儀制令赴車駕所条に「凡赴車駕所，曰詣行在所」と見える。なお「車駕」とは養老儀制令天子条によれば「行幸所称」である。
- 9) 『続日本紀』天平宝字元年7月己酉条。
- 10) 『続日本紀』天平宝字2年8月甲子条。
- 11) なおこの「御在所」が孝謙天皇の「御在所」である可能性も全くないわけではない。もし孝謙天皇の「御在所」であるとするならば、天皇は当時大宮改作のために藤原仲麻呂の田村第に移御し、ここを田村宮として仮に居住していたのであるから、孝謙天皇の「御在所」とは藤原仲麻呂の田村第あるいはその中の天皇の居所を指していることになろう。そうすると、この場合の「御在所」は一番目ないしは三番目の用法に基づくものであることになる。
- 12) 『大日本古文書』巻12—264頁(以下『大日古』12—264のごとく略す)。
- 13) 『大日古』16—566。
- 14) 『万葉集』巻6—1028番(以下『万葉集』6—1028のごとく略す)の題詞。
- 15) 『万葉集』17—3922~3926の題詞。
- 16) 戴炎輝『唐律各論』(昭和40年)によると、唐律で用いられている「御在所」の語は皇帝の居るところを言うのであり、それには二種類、すなわち第一に各時点における皇帝の居所となっている宮や殿を言う場合と、第二に皇帝の居室を指す場合とがあると言われる。日本と中国いずれにおいても「御在所」とは特定の宮・殿をなく、それぞれの時点において天皇・皇帝が居所とした宮・殿・室を指す言葉であり、いわば天皇や皇帝の居所を此す普通名詞的な語彙であると考えられる。
- 17) なお『令集解』職員令左兵衛府条所引の穴記が引用する令釈の注釈に「大極殿東西小門，長謂閤門，謂取本律心説耳，言大極殿之後有御在院，副殿之後垣有東西小門耳」とあり、「御在所」に類似した「御在院」なる語が見えている。左兵衛府が警備を担当する閤門について注釈するに際して、唐律の趣旨によって大極殿院回廊の東西に開く門も閤門であることを説いたのち、大極殿の後方に位置する「御在院」の「副殿」の後ろにある垣に開く東西小門についても閤門であることを、爾雅の説に従って述べるが、養老令では兵衛が警備する門が閤門であるからこの東西小門は閤門ではないとしているのである。ここに言う「御在院」とは明らかに大極殿後方に位置する天皇の居所のことである。従って「御在院」には仮の居所という意味は全く含まれていないし、また「院」である以上天皇の居する一定の空間のことであり、ある施設内部における天皇の御するための殿舎であるという意味もないことは明かであろう。従って「御在院」とは「内裏」・「西宮」・「東宮」のような天皇の居する空間全体を指して言う言葉であると考えられる。
- 18) 『大日古』7—25。
- 19) 『大日古』7—217，等。
- 20) 『令義解』公式令授位任官条。
- 21) 今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」(関晃教授還暦記念会編『日本古代史研究』吉川弘文館 昭和55年10月)。
- 22) 『大日古』5—58。
- 23) 『大日古』5—308。
- 24) 『平城宮木簡 一 解説』(昭和44年11月)所収1号木簡。
- 25) 『続日本紀』養老4年8月丁亥条。
- 26) 『延喜式』巻10太政官。
- 27) 『続日本紀』神護景雲元年12月乙酉条。
- 28) 『続日本紀』神護景雲3年正月丁丑条。
- 29) 『平城宮木簡 三 解説』(昭和56年3月)所収3006号木簡。

- 30) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(9)』(昭和57年5月)。
- 31) 『万葉集』20—4495。
- 32) 『万葉集』20—4494。
- 33) 『万葉集』20—4452・4453。
- 34) 『続日本紀』養老4年8月癸未条。
- 35) 『続日本紀』天平宝字3年正月丙戌・4年正月乙卯・7年正月甲子条および宝龜10年正月己未条。
いずれも外国使節が来朝の時、彼らは召されて射の列に加わるなどしている。外国使節の来朝と関係して、通常の射礼とは異なり「内」において行われたものと考えられる。
- 36) 『続日本紀』神龜5年8月甲午条。
- 37) 「大内」については、最近福永光司が『道教と古代日本』(人文書院 昭和62年2月)の中で道教的な用語で、皇帝の居るところを指すと指摘している。しかし他の奈良時代の用例から考えて直ちに「大内」を道教的な用語としてよいのか否かは問題のあるところである。なお檜隈大内陵の「大内」については藤井利章「天武天皇「檜隈大内陵」の一考察」(『青陵』22 昭和48年)が「天武天皇陵は飛鳥谷古墳集団の最も奥まった地に立地し、いわゆる「大内」となったのであろうか」と述べているが、失考であろう。
- 38) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(9)』(昭和62年6月)。
- 39) 『令集解』に収められている諸注釈は「禁内」をそれぞれ次のように解している。古記は「妃以下宮人」, 義解は「後宮」(嬪以上の後宮), 令釈は「女」, 穴は「後宮院中」, 穴引く朱は「從宮門内」とする。「禁内」を空間として捉えるか、あるいは人として捉えるかで相違はあるものの、穴引く朱(朱は「禁内」を「禁中」と同義に解したようで、「禁内」を「從宮門内」とするのは、宮衛令応入禁中条に基づく解釈である)を除いて諸注釈は天皇のキサキたちや天皇に奉仕する宮人などの天皇の御在所における生活と深い関わりを有する女性に関わる概念であると捉えている点で共通している。
- 40) 『日本書紀』舒明天皇即位前紀。
- 41) 吉川真司「律令国家の女官」(『日本女性生活史』1 原始・古代 東京大学出版会 平成2年5月)。
- 42) 『日本書紀』天武天皇11年11月乙巳条。
- 43) 『続日本紀』天平勝宝8年5月乙卯条。
- 44) 『続日本紀』天平宝字元年5月辛亥条。
- 45) 『続日本紀』天平宝字元年7月戊申条。
- 46) 『続日本紀』天平宝字元年7月庚戌条。
- 47) 『平城宮木簡 一 解説』所収131号木簡。
- 48) 『平城宮木簡 四 解説』(昭和61年3月)所収4767号木簡。
- 49) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(9)』(昭和58年5月)。
- 50) 養老公式令闕字条。
- 51) 『大日古』7—21。
- 52) 『大日古』2—570。
- 53) 『万葉集』20—4301。
- 54) 『続日本紀』天平勝宝6年正月癸卯条。
- 55) 『平城宮木簡二解説』(昭和50年1月)所収1947号木簡。
- 56) 本居宣長『玉勝間』卷1(『本居宣長全集』1 筑摩書房 昭和43年5月)。
- 57) 関野貞『平城京及大内裏考』(東京帝国大学紀要工科第参冊 明治40年6月)。
- 58) 『続日本紀』天平14年正月丁未朔条および壬戌条。
- 59) 福山敏男「朝堂院概説」(『大極殿の研究』昭和30年4月)。
- 60) 岸俊男「難波の都城・宮室」(『難波宮と日本古代国家』塙書房 昭和52年5月)。
- 61) 直木孝次郎「大極殿の起源についての一考察」(『人文研究』25—1 昭和48年10月)。
- 62) 瀧浪貞子「歴代遷宮論—藤原京以後における—」(『史窓』36 昭和54年3月)。
- 63) 『平城宮発掘調査報告Ⅲ』(昭和37年3月)。
- 64) 寺崎保広「平城宮大極殿」(『仏教芸術』154 昭和59年5月)。
- 65) 『続日本紀』大宝元年正月戊寅・2年3月己卯・3年10月癸未条。
- 66) 養老儀制令文武官条。
- 67) 『延喜式』卷11太政官。
- 68) 橋本義則「『外記政』の成立」(『史林』64—6 昭和57年11月)。
- 69) 養老儀制令祥瑞条。

- 69) 『続日本紀』大宝元年正月乙亥朔条。
- 70) 『続日本紀』大宝2年3月己卯条。
- 71) 瀧浪註61)論文。
- 72) 『儀式』第10 賜遣唐使節刀儀・賜將軍節刀儀。
- 73) 『続日本紀』神龜2年11月己丑条。
- 74) 『続日本紀』天平勝宝2年2月癸亥条。
- 75) 『続日本紀』神龜2年10月庚申条。
- 76) 『続日本紀』神龜3年10月癸酉条。
- 77) 『続日本紀』神龜3年10月辛亥条。関連記事が9月壬寅条に見える。
- 78) 『続日本紀』神龜3年10月癸亥条。
- 79) 『続日本紀』神龜3年3月辛巳条。
- 80) 『続日本紀』天平14年正月壬戌条。
- 81) 『続日本紀』天平15年正月丁未条。
- 82) 『続日本紀』天平14年正月丁未朔条。
- 83) 福山註58)論文。
- 84) 『続日本紀』天平17年正月乙卯条。
- 85) 『続日本紀』天平16年3月丁丑条。
- 86) 福山註58)論文。
- 87) 『続日本紀』天平勝宝2年正月庚寅朔条。
- 88) 『続日本紀』神龜2年11月己丑条。
- 89) 『続日本紀』天平2年正月辛丑条。
- 90) 『続日本紀』神龜2年11月己丑条。
- 91) 『続日本紀』天平勝宝6年正月壬子条。
- 92) 『続日本紀』天平勝宝2年正月庚寅条。
- 93) 『続日本紀』天平勝宝元年7月甲午条。
- 94) 『続日本紀』天平5年8月辛亥条。
- 95) 今泉隆雄「律令制都城の成立と展開」(『講座日本歴史2』東京大学出版会 昭和59年10月)・「再び平城宮の大極殿・朝堂について」(関見先生古希記念会『律令国家の構造』吉川弘文館 昭和64年1月)。
- 96) 『続日本紀』神龜2年閏正月丁未条、天平8年正月辛丑・11月戊寅・9年2月戊午条。
- 97) 『続日本紀』天平7年閏11月壬寅条。
- 98) 『続日本紀』天平宝字3年正月乙酉・神護景雲3年11月庚寅・宝龜5年正月丁未条。
- 99) 関野註56)論文。
- 100) 福山註58)論文。
- 101) 直木註60)論文。
- 102) 『続日本紀』養老5年9月乙卯条。
- 103) 『続日本紀』天平宝字4年正月丙寅条。
- 104) 『続日本紀』養老5年9月乙卯条及び『政事要略』卷24年中行事九月所引官曹事類。
- 105) 『儀式』第5 九月十一日奉伊勢大神宮幣儀
- 106) 『続日本紀』神龜4年2月甲子条。
- 107) 『続日本紀』天平宝字3年6月庚戌条。
- 108) 『続日本紀』天平宝字4年正月丙寅条。
- 109) 『続日本紀』養老5年12月己卯条。
- 110) 『万葉集』20—4452・4453の題詞。
- 111) 『続日本紀』天平勝宝2年5月乙未条。
- 112) 『続日本紀』養老4年8月癸未条。
- 113) 『続日本紀』天平20年4月庚申条。
- 114) 『続日本紀』天平勝宝8歳5月乙卯条。
- 115) 『続日本紀』天平宝字元年3月戊辰条。
- 116) 『続日本紀』神護景雲元年8月乙酉・宝龜元年8月癸巳条。
- 117) 『続日本紀』神龜4年3月乙酉条。
- 118) 『続日本紀』神龜4年2月甲子条。
- 119) 『続日本紀』天平8年正月丁酉条。

- 120) 『続日本紀』天平20年正月戊寅条。
- 121) 『万葉集』17—3922。
- 122) 『万葉集』20—4301。
- 123) 『続日本紀』天平宝字元年7月庚戌・戊午条。
- 124) 『正倉院文書』25—146・239。
- 125) 『平城宮木簡 二 解説』所収2241号木簡。
- 126) 『平城宮発掘調査報告Ⅻ』所収木簡77。
- 127) 「知識大般若経と大殿の建築」(『日本歴史』333 昭和41年2月)。
- 128) 「東大寺大仏殿の第一期形態」(『仏教芸術』15 昭和27年4月)。
- 129) 『平城宮木簡 二 解説』。
- 130) 『儀式』巻1大殿祭儀。
- 131) 『延喜式』巻1神祇1四時祭式上。
- 132) 「トノ・オホトノ・ミアラカ」(『建築史研究』39 昭和48年12月)。
- 133) 『続日本紀』養老4年正月甲寅朔条。
- 134) 『続日本紀』神護景雲2年正月丙午朔・3年10月癸亥条。
- 135) 『続日本紀』養老5年2月癸巳条。
- 136) 『続日本紀』天平5年閏3月戊子条。
- 137) 河上邦彦「松林苑の確認と調査」(『奈良県観光』277 昭和54年12月)。
- 138) 関野貞『平城京及大内裏考』(東京帝国大学紀要工科第参冊 明治40年6月)。
- 139) 『平城宮発掘調査報告Ⅱ』(昭和37年3月)。
- 140) 『平城宮発掘調査報告Ⅲ』(昭和37年3月)。
- 141) 『平城宮発掘調査報告Ⅻ』
- 142) 阿倍義平「平城宮の内裏・中宮・西宮考」(『研究論集Ⅱ』奈良国立文化財研究所 昭和49年3月)。
- 143) 大井重二郎「平城宮の中宮・皇后宮と西宮について」(『大和文化研究』4—4 昭和34年4月)。
- 144) 原秀三郎「小杉榎邸日蔵「写経所講経文」について」(『南都仏教』43・44合併号 昭和55年9月)。
- 145) 今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」(関見教授還暦記念会編『日本古代史研究』吉川弘文館 昭和55年10月)。
- 146) 『続日本紀』養老7年正月丙子条。
- 147) 『続日本紀』天平勝宝6年7月壬子条。
- 148) 『続日本紀』天平17年5月戊辰条。
- 149) 『続日本紀』天平宝字6年5月辛丑条。
- 150) 『続日本紀』天平宝字8年10月壬申条。
- 151) 『続日本紀』神龜元年11月庚申条。
- 152) 「群臣」とは言っても官人一般ではなく、『続日本紀』では一定の範囲の官人たちを指しての呼称であったと考えられる。
- 153) 『続日本紀』天平勝宝2年5月乙未条。
- 154) 『続日本紀』天平12年正月丁巳条。
- 155) 『続日本紀』天平9年10月甲子条。
- 156) 『続日本紀』天平9年10月丙寅条。
- 157) 『続日本紀』天平勝宝4年4月乙酉条。
- 158) 倉林正次『祭りの構造 饗宴と神事』(日本放送出版協会 昭和50年8月)。
- 159) 『続日本紀』天平勝宝6年7月壬子条。
- 160) 『大日古』12—264。
- 161) 松本宮については、原註144)論文や須田春子『律令制女性史研究』(千代田書房 昭和53年5月)に触れるところがある。原によると、松本宮とは中宮宮子にかかわる宮殿であると言い、また須田によると、松本宮とは中宮宮子が生母賀茂朝臣比売の本貫である大和国葛下郡牟婁の松本に構えた宮であるとされる。しかしその所在については不明である。なお平城宮出土木簡に松本宮の見えるものがある(『平城宮発掘調査出土木簡概報(5)』昭和57年5月)。
- 162) 今泉隆雄「8世紀造宮宮司考」(『文化財論叢』同朋舎 昭和58年3月)。
- 163) 『万葉集』17—3922~3926の左注。
- 164) 『続日本紀』天平17年5月戊辰条。
- 165) 『続日本紀』天平宝字6年5月辛丑条。

- 166) 『続日本紀』天平17年8月癸丑。
- 167) 『続日本紀』天平17年9月辛未・癸酉条。
- 168) 『続日本紀』天平17年9月癸酉条。
- 169) 『続日本紀』天平17年9月甲戌条。
- 170) 『続日本紀』天平17年9月丁丑条。
- 171) 『続日本紀』天平17年9月己卯条。
- 172) 『続日本紀』天平17年9月庚辰条。
- 173) 『続日本紀』天平宝字6年5月辛丑条。
- 174) 『続日本紀』天平宝字6年8月丁巳条。
- 175) 『続日本紀』天平宝字8年9月乙巳条。
- 176) 『続日本紀』天平宝字8年10月壬申条。
- 177) なお同報告の別の箇所の記事では、称徳天皇の「西宮」と考えている第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構の中央建物群のうち北に位置する「西宮寝殿」に比定されるSB7150柱抜取り穴から他の建物より若干古い平城宮土器Ⅴが出土していることなどから、少なくとも正殿の一部は称徳天皇の崩御ののちに取り壊された可能性が強いとし、宝亀元年を一応第Ⅱ期の遺構が廃絶した年代の目安と考えている。
- 178) 『続日本紀』天平神護元年正月癸巳朔条及び神護景雲3年正月壬申条。
- 179) 『続日本紀』宝亀元年8月癸巳条。
- 180) 『続日本紀』神護景雲元年8月乙酉条。
- 181) 『続日本紀』天平神護元年2月乙丑条。
- 182) 『続日本紀』宝亀8年5月己巳条。
- 183) 例えば、天平神護元年2月造東大寺司移(『大日古』17-4)、奉写一切経司移(『同』5-697)等。
- 184) 阿倍註142)論文。
- 185) 『大日古』8-456。
- 186) 『大日古』24-180。
- 187) 『大日古』11-12。
- 188) 『平城宮木簡 一 解説』。
- 189) 『続日本紀』神亀5年8月甲午条。
- 190) 養老職制律從駕稽違条。
- 191) 養老職員令中務省条。
- 192) 『令集解』卷24宮衛令上番条・宿衛近侍条所引令釈。
- 193) 養老衛禁律車駕行衛隊条。
- 194) 『続日本紀』天平18年2月己丑条。
- 195) 『続日本紀』慶雲4年7月丙辰条。
- 196) 『平城宮木簡 一 解説』所収131号木簡。
- 197) 『平宮発掘調査出土木簡概報(6)』(昭和58年5月)。
- 198) 『平城宮木簡 三 解説』所収3273号木簡。
- 199) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(7)』(昭和59年6月)。
- 200) 館野和己「奈良平城宮・京跡」(『木簡研究』第6号 昭和59年11月)は「西」を「西宮」のことで、内裏地区の可能性が高いと推定している。
- 201) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(4)一長屋王家木簡一一』(平成元年5月)。
- 202) 『東大寺要録』卷第二供養章第三。
- 203) なお当時廟堂を構成していた中納言以上の人物には、留守官となった3名の他に、左大臣橋朝臣諸兄、右大臣藤原朝臣豊成、大納言で紫微令・中衛大将の藤原朝臣仲麻呂の3名がいる。
- 204) 『続日本紀』養老5年正月庚午条。
- 205) 『続日本紀』霊龜元年9月庚辰条に収める、元明天皇が元正天皇への譲位に当たって発した詔から、首皇子は和銅7年に元服し、既に14歳で立太子したにも関わらず、「深宮」を未だ離れていなかったことが知られる。「深宮」とは恐らく文武天皇の夫人で首皇子の生母である藤原宮子の居所を指すものと考えられるので、立太子してのちしばらくは母藤原宮子のもとに留まっていたものと考えられる。しかし先の『続日本紀』の記事からみて、そのち遅くとも養老5年までには生母藤原宮子のもとを離れ、「東宮」に入ったものと考えられる。なお荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館 昭和60年10月)によると、皇太子にとって「東宮は本来の居所」であり、この頃「東宮」に居住しうる条件が整った、とされる。

- 206) 『続日本紀』神亀4年11月辛亥条。
- 207) 『続日本紀』神亀5年8月丙戌条。
- 208) 『続日本紀』神亀5年9月丙午条。
- 209) 『続日本紀』天平勝宝4年4月乙酉条は大仏開眼供養終了ののち天皇が遷御した場所を藤原仲麻呂の邸宅である田村第としており、明らかに『東大寺要録』の記録と場所を異にしている。開眼供養終了後孝謙天皇の入座した場所が果していずれであるかは容易に決めかねるが、しかしそれをもって留守官任命の記事を否定することはできず、従って天平勝宝4年当時における「東宮」の存在を否定することもできないと考える。
- 210) 『続日本紀』天平勝宝6年正月癸卯条。
- 211) 『万葉集』20—4301。
- 212) 『続日本紀』天平宝字元年3月丁丑条。
- 213) 『続日本紀』天平宝字元年4月辛巳条。
- 214) 岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館 昭和44年3月)は、大炊王は立太子後も仲麻呂田村第にあり、皇太子が田村宮にあったことに加えて孝謙天皇が移御したこともあって一時田村第は田村宮と称されていたこと、またのち宝亀年間になって見える田村旧宮は淳仁天皇の田村宮につながるものと考えている。しかし田村宮については孝謙天皇が平城宮の改作に当たって一時的に御在所としたことによって田村宮と呼ばれたものと理解して問題ないと考える。
- 215) 今泉註162)論文。
- 216) 今泉註162)論文。
- 217) 『続日本紀』神護景雲3年正月丙戌条。
- 218) 『続日本紀』神護景雲元年2月甲午条。
- 219) 『続日本紀』神護景雲元年正月己巳条。
- 220) 『平城宮木簡 三 解説』所収3006号木簡。
- 221) 『平城宮木簡 三 解説』。
- 222) 『平城宮発掘調査出土木簡概(15)』。
- 223) 今泉隆雄「奈良・平城宮跡」(『木簡研究』4 昭和57年11月)、鬼頭清明「平城宮出土の衛士関係木簡について」(『木簡研究』5 昭和58年11月)。
- 224) 『平城宮木簡 三 解説』。
- 225) 『続日本紀』宝亀元年10月丙申条。
- 226) 『平城宮木簡 三 解説』。なお同解説では奈良時代の皇太子のうち在位期間の短い基王・道祖王・白壁王の三皇太子には、春宮坊官人を確認できないことから、春宮坊は設けられなかったらしいと推定しているが、既に指摘したように、基王や白壁王の場合、その在位が短期であったとはいえかえって「東宮」「春宮」における居住を確認できることは、史料上において春宮坊官人を確認することができなくとも、春宮坊の設置を推定させるものではなからうか。

B 歴代天皇の御在所の変遷

i 元明天皇の御在所—平城遷都と「内裏」の創建—

和銅3年、元明天皇は都を新益京(藤原宮)から平城京(平城宮)へ遷した¹⁾。当然、この時元明天皇は平城宮に御在所を営んだものと思われる。元明天皇の御在所に関連して特に問題となるのは、天皇が平城宮に移御した年月日と、その直後における平城宮での天皇の御在所の所在、の二点である。

以下では主としてこの二つの問題点について検討することとするが、その際平城遷都の過程を詳しく跡付ける余裕はないので、ここでは元明天皇の遷都に関わる行動を追いながら平城宮造営の過程を簡略に跡づけ、上記の二つの問題点について検討を加えることとする。

『続日本紀』によれば、遷都のことが初めて議せられたのは、文武天皇在世中の慶雲4年2月のことである²⁾。この時遷都の地が平城に決定されたのか否かについては明らかではないが、文武天皇の崩御³⁾、それに引き続く元明天皇の即位と⁴⁾、急激に変化する情勢の中で、遷都のことが議せられてからほぼ1年のちの和銅元年2月に平城遷都の詔が發布され⁵⁾、同年9月には早くも元明天皇による第1回の平城行幸が行われた⁶⁾。

平城遷都の
過程と元明
天皇の御在
所

第1回の平城行幸では、元明天皇はまず菅原に行き、次いで平城に行幸してその地形を観ている。そののち天皇は平城から藤原宮に還幸し⁷⁾、その二日のちには早くも造平城京司を任命した⁸⁾。翌10月には平城宮を造営する旨を伊勢太神宮に報告し⁹⁾、11月には菅原の地の民90余家を遷し¹⁰⁾、さらに12月には平城宮の地を鎮祭している¹¹⁾。平城遷都の詔發布から平城行幸までに7カ月(遷都の議からでは1年7カ月)を要したのに対して、第1回平城行幸から還って3カ月足らずのあいだに、矢継ぎ早に平城京造営体制の整備と平城宮の造営の前提となる一連の措置がとられたのは、9月の平城行幸が平城宮・平城京の造営にとってきわめて重要な意味をもっていたことを示唆している。行幸後にこれら一連の措置が採られた経過から、元明天皇の第1回平城行幸の主たる目的が平城宮の位置を最終的に決定することにあったことが明らかとなると思われる。すなわち平城宮の造営に関して従来から注目されている、11月に菅原の地の民を遷した措置は、12月に行われた平城宮建設地における鎮祭に先立って採られたものであることから、平城宮造営に先立って菅原を含む平城の地に居住する人々を移住させ、その家を撤去するものであったことを示している¹²⁾。さらにそれは9月に元明天皇が平城に先だつてまず菅原へ行幸したことと関係し、この時の菅原行幸は、これ以前に菅原を含む地が平城宮建設予定地とされたのにともない、そこが宮の地としてふさわしいか否かを天皇自ら実見し、最終的に決定する意味をもつものであったのであろう。そしてこの時の最終決定を承けて行われたのが10月の伊勢神宮への奉幣であり、それは宮の造営地を菅原を含む平城の地に決定したことを含め、平城宮造営についての報告であったと考えられる¹³⁾。一方還幸直後の造平城京司任命は、平城行幸によって宮の位置が決定されたこととともない宮・京城が決定され、これを承けて平城京造営の体制を整えたものとみられ、以後平城京の造営が本格化していったものと思われる。以上のように第1回の平城行幸終了後に採られた一連の措置は、平城京の造営を進めるに当り、まず平城宮の造営候補地であった菅原を含めた平城の地へ行幸してその位置を最終的に決定し、それによ

元明天皇第
1回平城行
幸

って平城京の造営が最終的に決まって造平城京司が任命されるとともに、平城宮造営の報告を伊勢神宮に行い、平城宮造営の地に入る菅原の民を遷して造営を開始するために地鎮祭を行ったもの、と理解することができる。従って和銅元年末に至り平城宮の造営が本格的に開始されたものと考えられる。

翌和銅2年に入ると、『続日本紀』から暫く平城遷都・造営関係の記事が見えなくなるが、これは、恐らくこの数ヵ月間造平城京司と造宮省のもとで平城京と平城宮の造営が順調に進められ、特に顕著なことが起こらなかったために造営関係の記事が『続日本紀』に収載されなかったものであろう。

和銅2年8月、再び元明天皇は平城宮に行幸する¹⁴⁾。第2回行幸の目的は、行幸先が平城宮で、しかも大倭守と造宮大丞に位を授け、造宮省の将領以上に物を賜っているだけで、造平城京司の官人たちが授位や賜物の対象とはなっていないことにも明らかなように、造営途中の平城宮の状況を視察するとともに、平城宮造営の現場に直接関わる造宮省の官人たちに対して授位や賜物を行うことにあったものと考えられる。このように平城宮の造営担当の官人たちにのみ授位・賜物が行われていることは、和銅2年8月の時点において平城宮造営に関するある段階が終了したか、あるいは終了を迎えつつあったことを示すものとみられる。具体的に明らかにすることはできないが、特に天皇が巡幸している点を考慮すると、天皇の平城宮における御在所がこのころ完成に近づいていたことを示すものと考えられる。また第2回の平城宮行幸のあいだに天皇自ら新京の百姓を巡撫している¹⁷⁾ことからすると、実態はどのようなものであれ、このころには平城京に一部の人々が既に居住するようになりつつあり、京についても造営が順調に進んでいたことを示している。京の造営については、さらに翌10月に造平城京司に対し、造京工事にともなう古墳墓の処置について指示を与えている¹⁸⁾。これは、条坊施工に際しての問題点についてその処理を指示したものと解されるから、このころ大規模な条坊が京域に施工されつつあったことを意味し、新京百姓の居住といい、造京事業の進捗を示唆するものである。しかし平城遷都と平城宮造営にともない人心に動揺が見られ、不穏な状況が生まれていたことが『続日本紀』から伺われるが、これも裏を返せば平城の地における宮・京の造営が問題もなく進行していた状況を示すものであろう。以上のような平城京の造営過程とそこにおける宮の造営先行の状況は、平城宮造営が京に先行し、しかも天皇の御在所の造営が他に先んじて行われていた可能性を示唆するものと思われる。

因みに平城宮以外の宮都での遷都時における御在所について見ると、遷都の直後から天皇の御在所であると考えられる「内裏」やあるいは「内裏」に属するとみられる殿舎が史料に登場してくることが知られる。例えば、恭仁宮では天平12年12月の行幸からほどない翌天平13年正月朔に「内裏」が見え²⁰⁾、その実態は不明であるが、天皇が居するに足る御在所が他の中枢施設に先だって造営され設けられていたことが明らかである。また紫香楽宮は天平15年末恭仁宮の造営を停止して造営を開始された²¹⁾が、翌16年3月には「安殿」(あるいは「大安殿」)が登場している²²⁾。さらに長岡宮でも延暦3年11月の桓武天皇の行幸の²³⁾のち延暦4年正月朔には大極殿とともに「内裏」が見える²⁴⁾。また平安宮でも遷都翌年の延暦14年正月朔には大極殿が未完成であるのに対して天皇の御在所の正殿と考えられる「前殿」が侍臣たちへの宴の場として見える²⁵⁾。以上のように、恭仁宮を初めとする宮都における遷都の場合、遷都の時点で既に天皇の御在所は

完成を見ていたことになる。従ってこのような他の宮都の場合を参考にしても天皇の御在所が他に先駆けて造営され、平城遷都の時点で既に完成していたと推定して問題ないであろう。しかもそれは仮の施設ではなく、恐らく正式の宮殿であったのではなからうか。

和銅2年末になり、元明天皇は三たび平城宮へ行幸している²⁶⁾。従来からこの行幸をめぐって問題とされてきたのは、『続日本紀』にこの行幸に対応する藤原宮への還幸の記事が見えないことから、天皇は再び藤原宮へ還幸したのか、あるいはそのまま平城宮に留まり、新しい宮で新しい年を迎えたのか、であり、またそこから派生する問題として、翌和銅3年正月に行われた一連の儀式²⁷⁾がいったい藤原宮、平城宮いずれの宮で行われたのか、そしてそこに見える施設はいずれの宮のものとして理解すべきか、などがあつた。そしてこの問題は必然的に平城宮の中樞部を形作る大極殿や朝堂、朱雀門などの完成時期が何時なのか、平城遷都時における中樞部を中心とした平城宮造営の進捗の具合、そして平城宮の造営過程を如何に理解するか、などの問題とも深く関りをもっているのである。このことは、いま問題としている平城宮創建期における天皇の御在所の存否あるいはその所在の具体的な比定について考える上でも検討を要するきわめて重要な問題点である。さらに以上の点を如何に理解するかは平城遷都を何時とみるかというより根本的な問題とも関わることにもなる。

前述のように、平城遷都のことが記される和銅3年3月までの間に、元明天皇が藤原宮へ還幸したことを示す記事はたしかに『続日本紀』にはない。しかし『万葉集』所収の歌の題詞に「和銅三年庚戌春二月從藤原宮遷于寧楽宮時、御輿停長屋原廻望古郷作歌²⁸⁾」とあることや『続日本紀』と同日にかけた『扶桑略記』の平城遷都の記事に「從難波宮移御奈良京、定左右京条坊²⁹⁾」とある点は重要である。このうち『扶桑略記』の記事については最後の「定左右京条坊」とあることや平城への移御が難波宮からであるとされている点など、この記事の述べる具体的な内容自体については信憑性に問題があるものの、和銅3年3月に元明天皇が平城宮へ移御したとしている点は見逃すことができない。かりに『扶桑略記』の伝える平城遷都の記事には信憑性に問題があるとして採り上げないとしても、『万葉集』の歌に付せられた題詞を否定する明瞭な材料はない。従って『万葉集』の歌の題詞に記された、元明天皇が和銅3年2月に藤原宮から平城宮へ移ったとの記載は簡単に否定されるべきではなく、むしろこの題詞こそ史料的に独自の価値を有するもので、平城宮への遷都は和銅3年2月に行われた元明天皇の行幸による³⁰⁾とみるべきであろう。またもし和銅3年正月に行われた一連の儀式に関する『続日本紀』の記事を平城宮でのものとする、既に和銅3年の初頭において大極殿・重閣門はおろか、朱雀門や朱雀路までもが整備あるいは完成されていた可能性が出てくることになる。しかし和銅3年正月の記事に見えるような「大極殿」・「南閣」・「中門」・「朱雀門」など平城宮の中樞施設がこののち靈龜元年まで『続日本紀』には登場してこない点や、平城宮の「宮垣」が和銅4年8月になっても完成していないこと³¹⁾などは、明らかに和銅3年初頭における大極殿・重閣門・朱雀門等の宮中樞施設やその南に延びる朱雀路の未完成を示唆している。従って和銅3年1月に行われた儀式は藤原宮でのもので、『続日本紀』が特にこの年の正月儀式を詳細に記しているのは、この時が藤原宮での最後の元日朝賀を初めとする、正月の儀式であったために、それを記念すべく儀式自体が通常以上に壮麗に行われ、しかも『続日本紀』がそれを詳記したものと考えることができる³²⁾。以上のように考える時、和銅2年末の行幸は、翌年正月藤原宮での最後の儀式

元明天皇第
3回平城行
幸

平城遷都の
行幸

ののちに行われる平城遷都のための最終的な視察であったと見る事ができる。そのような意味を有する元明天皇による平城宮行幸を経て、和銅3年2月に元明天皇は藤原宮をあとにして平城宮に移御し、その上で正式に遷都したのが和銅3年3月であったと見る事ができる。³³⁾

以上のような経過を経て平城遷都が行われ、遷都当初既に天皇の御在所が完成をみていたと推定されるが、次に問題となるのは、それが何と呼ばれるどのような構造を有する施設であったのか、またそれは宮内のどこに設けられたのかである。既に述べたように、天皇の御在所を示す「内裏」や「内」、あるいは「内寝」など天皇の御在所に関連した施設が史料に登場するようになるのは養老4年以降、元正天皇の時代のことであり、創建期の平城宮における元明天皇の御在所については『続日本紀』に全く関係した記載が見られず、遷都当初に「内裏」ないしは「内裏」に相当する御在所が平城宮にどのように存在していたかを示す史料はない。従って遷都当初はおろかそののち平城宮における元明天皇の御在所について、その名称・所在および構造等について明らかとすることは困難である。

ii 元正天皇の御在所

霊龜元年9月、氷高内親王は、母元明天皇から皇位を譲られ、元正天皇となった。³⁴⁾元正天皇の即位当初における御在所に関する史料は全くなく、霊龜年間における天皇の御在所については不明であるが、養老年間に入ると、元正天皇の御在所の様子が次第に明らかとなってくる。

まず養老4年8月、右大臣であった藤原不比等の死去に当たって、元正天皇は深く悼惜して異例の廢朝を行い、「内寝」において拳哀を行ったと『続日本紀』に見える。³⁵⁾前節で述べたように「内寝」の「内」は「内裏」と同義であるから、「内寝」とは明らかに「内裏」にある天皇の寢殿のことである。従って養老4年には元正天皇の御在所として「内」、すなわち「内裏」が存在し、そこに天皇の日常起居する寢殿が設けられていたことがわかる。また同月に発せられた詔には、内印の踏捺を請う場合、これからのちは2通を作成し、そのうちの1通を「内」に進め、もう1通を施行せよ、とある。³⁶⁾この詔に対応する規定が『延喜式』にあり、³⁷⁾そこには2通作成した文書のうち1通は天皇に奏進し、残る1通を施行せよ、と規定している。両者の記載を対比してみると、『続日本紀』の養老4年詔に「内」に進めよとあるのは『延喜式』の天皇に奏進せよとの意味であることになる。従って養老4年詔は、天皇が日常いる「内」へ内印の踏捺を請うため太政官の少納言たちが文書を奏進し、天皇の裁可を受けて主鈴が内印の踏捺を行なうことを前提としたものであり、平安時代に行われた内文に対する請印の手続きとほぼ同じことが既に養老4年の段階から「内」で行われていたことを示している。「内」は単なる天皇の日常的な居所ではなく、天皇にとって日常的な政務を執る場所でもあったことがわかる。以上から養老4年には少なくとも元正天皇の御在所として「内」あるいは「内裏」が存在し、そこには天皇が日常起居する寢殿があり、また「内」において天皇は日常の政務を視ていたと推定することができる。

また養老5年2月には「日暈如白虹貫」ことがあり、左右大弁と八省卿が「殿前」に召され、天皇が詔して自らへの忠誠を命じている。³⁸⁾左右大弁と八省卿が召された「殿前」については詳しい記述がないので、必ずしもその所在を明確にすることはできないが、左右大弁と八省卿を召した「殿」とは、恐らく天皇が日常政務を執ったり日中座臥する御在所内部にある殿舎のこ

元正天皇の御在所「内裏」

「内裏」は天皇の日常的な執務の場

とで、彼らはその殿舎の前面に広がる前庭に呼ばれ、ここに列立して詔を承ったものであろう。従ってここに言う「殿」とは、天皇の御在所にあって、天皇が政務を執ったり座臥したりする殿舎のことであったと考えられる。また養老5年9月には天皇が「内安殿」へ御し、伊勢大神宮への奉幣のための使者派遣の行事を行っている。³⁹⁾この記事については、既に前節において論じたので繰り返さない。

元正天皇の御在所については、その所在を十分には明らかにすることはできないが、以上のように御在所は「内」と呼ばれ、その内部には天皇が日常起居するための寢殿である「内寝」、天皇が御在所での儀式を行うための「内安殿」、あるいは請印などの政務を執る際に出御するための殿舎が少なくとも存在していたことが確認できる。ただし「内寝」と「内安殿」、「殿前」の関係、あるいはこれら以外の殿舎の存在については明らかではない。

元正天皇に皇位を譲った元明太上天皇が御在所をいずれに設けたかは明らかではない。しかし崩御の時点において元明太上天皇が「平城宮中安殿」に住んでいたことは、養老5年12月に元明太上天皇が「平城宮中安殿」で崩御したと『統日本紀』に記されていることから明らかである。⁴⁰⁾元明太上天皇が崩御する2カ月ほど前に右大臣長屋王と参議藤原房前は召し入れられて元明太上天皇の遺詔を承っている。⁴¹⁾この時両人が召されたのはその2カ月ほどのちに元明太上天皇が崩御することとなった「平城宮中安殿」であったと思われるが、問題はこの「平城宮中安殿」が何処にあったのかである。「平城宮中安殿」の用例は他になく、史料的に検討する余地は殆どないが、関野貞は「平城宮中安殿」を平城宮の「中安殿」と解し、「大安殿」・「内安殿」との相互関係から平安宮の仁寿殿に相当する殿舎であると考えた。⁴²⁾「平城宮中安殿」について最も大きな問題は、平城宮内に存在する施設であるなら当然「中安殿」とのみ記しているにもかかわらず、ことさらに「平城宮」を冠して「平城宮中安殿」と記している点にある。特に平城宮にある施設であることを明示した例としては、この他に『統日本紀』では「平城中宮」があり、⁴³⁾その他『扶桑略記』に「平城中嶋宮」、⁴⁴⁾『類聚三代格』に「平城西宮」が見えるのみである。⁴⁵⁾いずれも平城宮内に独立して存在していたと思われる「宮」であり、「内裏」や「朝堂」など、一定の区画の内部に存在していた個別の殿舎を指して用いてはいない。「平城中宮」の場合、既に前節で述べたように、当時聖武天皇は難波へ行幸中で、そこで不豫に陥った天皇のために当時平城宮における天皇の御在所である「中宮」で読経が行われたものである。従って「中宮」に「平城」が冠せられたのは当然のことである。「平城中嶋宮」については、『扶桑略記』によると、「平城中嶋宮」に行基を戒師として請じて聖武太上天皇・中宮宮子・光明皇后の三人が戒を受け、出家したことが記されている。「平城中嶋宮」に関しては、『正倉院文書』中に「奈良宮中中嶋院」と見えるのが注目されるが、⁴⁶⁾いずれも法華寺内に存在していた中嶋院との関係が考慮されるべきで、必ずしも文字通りに平城宮の内部に存在していたとすることはできない。法華寺に存在していた中嶋院については『正倉院文書』中に多くの史料があり、他に嶋院や外嶋院も存在していたと推定されている。⁴⁷⁾『統日本紀』によると、天平9年12月永く人事不省であった中宮宮子が玄昉の看護にあって開悟したのは皇后宮においてで、この時中宮のみならず、天皇も皇后宮へ赴き、これまでまみえたことのなかった中宮宮子とまみえたのであった。⁴⁸⁾そのような事情を勘案するとき、あるいは3人が同時に受戒・出家した「平城中嶋宮」を皇后宮の中に存在していたものとも考えることもできるのではなかろうか。それを『扶桑略記』

元明太上天皇の御在所

が「平城中嶋宮」と表記したのは、後述するように、皇后宮が平城宮外に位置するものの、機能的には平城宮と深い関係を有していたことによるのではないかと推測される。また平城太上天皇の御在所であった「平城西宮」については、それが平城太上天皇の御在所で、しかも旧都平城にあったためにそのように書かれたものと見られる。以上のように平城宮内部に存在していたのか否かについて問題のある「平城中嶋宮」を除き、残る「平城中宮」と「平城西宮」はともに直接天皇が平城にはおらず、そのために平城宮の施設であることを明記したものと考えられる。しかし「平城宮中安殿」の場合、以上の例とはやや異なるように思われる。それは特定の殿舎名に「平城宮」の語が冠せられている点にある。また従来のように「平城宮中安殿」を「平城宮」の「中安殿」と解してよいかも問題で、『正倉院文書』中の「奈良宮中中鳥院」の表記も勘案すると、「平城宮中」の「安殿」と読みうる可能性も考慮しておかねばならない。いずれにしても平城宮に存在する施設であることを強調しているのは、太上天皇は本来天皇の住む御在所のある平城宮とは別に、恐らくその外に太上天皇のための宮を営むべきであったが、何等かの事情で元明太上天皇は平城宮内の「中安殿」あるいは「安殿」に御在所を設定したことによると考えることができる。しかし具体的にこの史料からだけでは「中安殿」あるいは「安殿」が平城宮のどこにあったのか、就中「内裏」のなかにあったか否か、いずれとも断定できない。「中安殿」と読めば、『続日本紀』に見える「大安殿」や「内安殿」と何等かの関係があり、それらとの関係を明らかにすることによって「中安殿」の所在や性格・機能を推定することができると考えられるが、単に「安殿」であるとする、必ずしもそれらの殿舎との相互関係を考慮する必要はないことになろう。また「平城宮中安殿」を元正天皇の御在所である「内」にあった殿舎であるとする、現天皇と前天皇とが御在所として同一の区画を共有し、その内部にある別の殿舎にそれぞれ居住していたことになる。

皇太子首皇子の居所「東宮」

元明天皇の在位中に既に皇太子となっていた首皇子の居所については、まず元明天皇が元正天皇への譲位にあたって発布した詔に、首皇子は和銅7年に元服し、既に14歳で立太子したにも関わらず、「深宮」を離れなかったと見える。⁴⁹⁾ 首皇子が離れなかった「深宮」については母である文武天皇夫人藤原宮子の居所のことかとも考えられるが、明らかではない。しかしそのち養老5年までには「深宮」を離れ、皇太子本来の居所である「東宮」に入ったものと考えられることについては、既に前節において述べたとうりである。それは、『続日本紀』にこの時「東宮」に佐為王・伊部王・紀男人・日下部老・山田三方・山上億良・朝来賀須夜・紀清人・越智広江・船大魚・山口田主・楽浪河内・大宅兼麻呂・土師百村・塩屋吉麻呂・刀利宣令らを退朝の後に侍せしめたと書かれている⁵⁰⁾ことから考えて、この頃には既に首皇子は「東宮」に居住していたと考えられることによる。

iii 聖武天皇前半期の御在所—恭仁京遷都まで—

皇太子首皇子は、神亀元年2月に元正天皇の譲りを受け、大極殿において即位し⁵¹⁾、聖武天皇となった。即位後の神亀元年11月に「朝堂」で行われた新嘗巳の日の宴では五位以上が対象とされているが、この日特に五位以上を「内裏」に召して御酒と禄を賜っている⁵²⁾。このことから聖武天皇は即位とともに「内裏」を御在所と定めたと考えられる。「内裏」はそののちも恭仁京へ遷都する3年前の天平9年までしばしば『続日本紀』に見え、恭仁京遷都まで一貫して聖武

聖武天皇の御在所「内裏」

天皇は「内裏」を御在所としていたものと推定される。恭仁京遷都までの間、「内裏」は、一定の範囲の官人たちを召し、天皇の勅を宣したり、あるいは彼らの意見を陳べさせたりするなど、⁵³⁾ 政治的な場としても登場してくる。これに対して、この時期における饗宴の場としては⁵⁴⁾ 「中宮」―「朝堂」が主として用いられたことについては既に前節で触れた。

ところで、従来、聖武天皇の即位を目指した改作が、造営省の担当のもと、養老5年9月頃に開始され、天平6年頃まで「内裏」や「大極殿」・「朝堂」など平城宮内各所で行われた、と理解されてきた。⁵⁵⁾ その主たる論拠は、一部の史料に見える平城宮改作の記事を聖武天皇即位をめざす改作であるとする解釈と、平城宮各所での発掘調査で検出された遺構や出土遺物の年代観、あるいは出土した木簡の中のこの時期における平城宮内の造営を物語ると考えられるものが見られること、などにあった。

その中でも聖武天皇即位をめざす造営を記す史料として理解され、特に重視されてきたのは、『藤氏家伝』⁵⁶⁾ 下にある、「(養老)五年正月、叙従三位、遷中納言、其九月兼造宮卿、時年四十二、公将工匠等、案行宮内、仍旧改作、由是宮室敞麗、人知帝尊、神亀元年二月、叙正三位、知造宮宮事如故」との記載である。これまでは、この『藤氏家伝』下の記載から養老5年9月に開始された平城宮の改作は聖武天皇の即位を目指したものであったとされてきた。しかしそのような理解には根本的な問題があると思われる。『藤氏家伝』下によると、藤原武智麻呂が養老5年9月に造宮卿を兼任した際に、新造宮卿たる武智麻呂白らが工匠等を率い宮内を案行して行った宮内の改作によって、宮室は以前に増して敞麗になり、時の人々は「帝」の尊さを知ったとある。従来あまり検討の対象とはならなかったが、ここに言う「帝」とはいったい誰であるのかは『藤氏家伝』下が伝える平城宮改作の意義を考える上で重要な問題である。

『藤氏家伝』下の文脈による限り、「帝」と呼ばれているのは、神亀元年2月の首皇子の即位にともなって藤原武智麻呂が正三位に叙される以前の天皇、すなわち元正天皇である。従ってこの部分の記載は、従来から指摘されてきたような聖武天皇即位を目指す平城宮の改作について述べているのではなく、元正天皇のもとで行われた宮内の改作で、しかもその改作が結果的には元正天皇の尊さを人々に知らしめることになったとすると、この改作は養老5年9月に開始され、神亀元年2月に元正天皇が皇太子首皇子に位を譲るまでの間で一応完了したものと見なすことができる。また『藤氏家伝』下は、藤原武智麻呂が神亀元年2月に正三位に叙せられるとともに、造営の事を知ることについては従来通りであると記しているが、このことは藤原武智麻呂によって主導された平城宮の改作工事が、藤原武智麻呂の造宮卿兼任期間、すなわち元正天皇の代で完結し、それが聖武天皇即位の神亀元年2月以降に及ばなかったことを示しており、事実『藤氏家伝下』は聖武天皇即位以後における平城宮改作について記していないのである。

ところで『藤氏家伝』下に関する従来の研究によると、⁵⁷⁾ この書は、藤原仲麻呂の家僧と推定されている延慶によって天平宝字4年のうちに撰述されたもので、一連の藤原仲麻呂による祖先顕彰のための事業の一つであり、かつまたそれによって自らの権力を維持しようとするために行われたのでもあった。『藤氏家伝』下は仲麻呂の父藤原武智麻呂の生涯を編年的に記しているが、単なる編年ではなく、武智麻呂の官位の上昇を追いつつ整然と叙述されているとされ、その中で武智麻呂は始祖である藤原鎌足や藤原不比等と対比され、藤原氏を中興し、制度

『藤原氏家
伝』下の伝
える平城宮
改作

を復興した者として描かれ顕彰されるとともに、また律令官人の理想像としても描かれていると言われる。従って養老5年9月に開始されたと記される平城宮内の改作事業もこのような文脈の中で捉えられるべきで、この時の改作が「旧」によって行われたとあることからすると、明らかにこの改作事業も武智麻呂の制度の復興者としての姿を描いたものであると考えられる。従って藤原武智麻呂による平城宮の改作と言われるものが確かに行われたとしても、その具体的な内容、すなわち改作の対象となった「宮」とは具体的にいかなる範囲を指しているのか、また「旧」によって改作したと解した場合、具体的に「旧」とは何を指しているのか、などを『藤氏家伝』下に探ることは極めて困難であると考えられる。

以上のように藤原武智麻呂の主導によるとされてきた養老末年から天平初年にかけての平城宮改作については、聖武天皇即位をめざした改作であると理解するには史料の解釈上問題があり、文献史料からは「内裏」の大規模な改作や造営が行われたと考えることについては否定的にならざるを得ない。このような点は『続日本紀』において神亀元年から天平3年まで「内裏」やあるいは「内裏」と関係を有する諸殿舎が断続的に見えることから認めることができよう。

一方では平城宮各所からは神亀年間の造営を示唆する木簡がかなりの数出土している点が問題である。しかしそのうち確実に神亀年間の造営を示す木簡が出土しているのはS D3715に限定される。また神亀年間に始まる催造司を主体とした造営事業が宮内の一部に限られるのではなく、宮内各所に及ぶ広範囲なものであったと言われるが、S D3715を除くと他に⁵⁸⁾関連する木簡が出土しているのは少子門と南面大垣周辺のみであり、しかも内裏地区の造営については直接関係する木簡が出土していない。内裏外郭地区で検出した土壙S K2102から出土した木簡を「内裏」の造営に関連するものとみる考えもあるが、⁵⁹⁾そこに記された内容を造営に関わるものであると見るには疑問がある。これまでに平城宮跡から出土した木簡からは、神亀年間に平城宮の一部において造営が行われたことを伺うことはできるが、それが内裏地区にまで及ぶ規模のものであったことを明確に示すものはないと考えられる。

以上のように、『藤氏家伝』下に書かれた藤原武智麻呂による平城宮内の改作は、元正天皇一代限りで完結したもので、しかもそれが首皇子即位を日指すための改作ではなく、むしろ元正天皇の治世を飾るためのものであったと考えられること、またそれが大規模な改作であったとする論拠の一つである平城宮跡出土の木簡についても理解に問題があり、内裏地区についてこの時期における大規模な改作を物語る史料は存在しないことなどを確認した。従ってもし首皇子即位にともなう平城宮の改作を考えると、それは神亀年間における催造司主導による造営のみを想定すべきで、平城宮跡各所から出土している神亀年間の造営を示唆する木簡は催造司の主導による改作事業を示すものとして限定的に捉えるべきであろう。

従来一連の造営事業であるかのように考えられてきた、『藤氏家伝』下に記された養老年間における平城宮内の改作事業と、『続日本紀』および平城宮跡出土木簡に伺われる神亀年間に始まる造営事業とは、一連のものではなく、一応別個の事業として把握すべきであり、前者は元正天皇の時代に完結した改作で、『藤氏家伝』下に記された内容からすると、その目的は元正天皇の御代を荘厳化するための事業であったと考えられるのに対して、後者は明らかに聖武天皇即位後に開始された事業で、従来言われているように首皇子即位を日指してのものと解するにはその開始が即位後となる点で問題があると言えよう。

さて即位後の聖武天皇の御在所については、上述のようにこれを「内裏」に求めたが、その構造については必ずしも明らかではない。僅かに『続日本紀』などから知りうるのは、「内裏」の内部に存在していたと見られる殿舎として、「大安殿」と「内安殿」を推定することができる程度である。「大安殿」と「内安殿」については、既に前節で詳しく検討を加えたが、聖武天皇の御在所「内裏」の構造を考えるために再度「大安殿」と「内安殿」について確認しておくこととしたい。

「大安殿」では、神亀2年11月に冬至の儀式が行われた。⁶⁰⁾ 儀式に際しては天皇が「大安殿」に出御して冬至の賀辞を受けており、冬至の儀式には親王や侍臣といった極めて限定された人々の参列が許されていたに過ぎなかった。しかし冬至の儀式に引き続いて行われた宴には、特に文武百寮のうちでも五位以上のものと諸司の長官・大学寮の博士たちが天皇の御する「大安殿」のある空間へ引き入れられ、ここで天皇や親王・侍臣たちとともに終日宴飲が行われた。またのちにおける冬至の儀式でも、天皇の出御した空間において宴を受けるのは五位以上など一定の範囲の官人たちに限られた。これらのことは、「大安殿」とその周囲の空間が天皇を除くとかかなり限定された人しか通常は入ることができないような空間であったが、時にはその枠が拡大されてより広範囲の官人達が特に召し入れられることもあったことを示している。また天平2年には正月16日の宴を、五位以上を対象として「大安殿」への天皇の出御のもとに行っている。⁶¹⁾ 『続日本紀』に現れた限りでは、「大安殿」は天皇が出御する殿舎であり、それを中心とした空間は限定された人々を対象として行われる儀式や宴会のための空間であった。しかし冬至の儀式のように朝拝を中心とした儀式が行われたのであるから、天皇の御する「大安殿」の南には親王や侍臣あるいは宴に参列を許された五位以上・諸司長官・大学博士たちが列立できるような前庭が存在していたと推測される。また「大安殿」以外にこの空間にはかなり限定された人数とはいえ、そのような人達が宴のために坐する座を設けることができるような殿舎も存在していたものと思われる。

「大安殿」

一方「内安殿」では、神亀4年2月に天皇が出御し、詔によって文武百寮主典以上を召し入れてここで左大臣長屋王が天皇の勅を宣している。⁶²⁾ 目的は明らかに異なっているが、このような「内安殿」の使用のあり方には「大安殿」に通ずるものがある。すなわち、通常は一部のもの以外には入ることが許されず、天皇の命によって初めて入ることが許された点である。「内安殿」を中心とした空間が基本的には天皇の空間に属し、一部の人たちのみが参入を許された空間であったことは間違いない。しかし天皇の「内安殿」への出御のもとで左大臣が天皇の勅を宣しているのであるから、当然文武百寮主典以上はその前に列立して宣せられた勅を聞いたと推定され、「大安殿」と同様に、「内安殿」の前にもやはり百寮の主典以上が列立できる前庭が必要であったと考えられる。

「内安殿」

以上のように「大安殿」と「内安殿」は、いずれも特定の範囲の官人のみが、しかも天皇の許可によって始めて入ることのできる空間にある天皇の出御のための殿舎で、そこには前庭と臣下のための殿舎が設けられていたと推定される。なお「大安殿」と「内安殿」がともに聖武天皇の御在所である「内裏」にあった殿舎であることなど、両者の関係については既に前節で詳しく述べたとうりであり、特に付け加えるべき点はない。

聖武天皇に譲位した元正太上天皇の居所については史料がなく、明らかではない。

天皇の生母である皇太夫人藤原宮子の居所については関連史料が存在しているが、皇太夫人藤原宮子の居所については既に前節で述べたので省略する。

皇后藤原光明子の皇后宮

皇太子首皇子の即位によって東宮妃から夫人となった藤原光明子は、亡父藤原不比等の邸宅を伝領し、ここに居住したと考えられる。⁶³⁾ また天平元年8月に至り、藤原光明子は冊立されて皇后となるが、引き続き伝領した旧藤原不比等邸に居住し、ここに皇后宮を構えた。⁶⁴⁾

皇太子基王の居所「東宮」

夫人藤原光明子の所生で、神亀4年閏9月に誕生したのちわずか1月余りで立太子された基王は、誕生後しばらくは母光明子が伝領し居住していた太政大臣の第にともに住んでいたものと見られ、神亀4年11月に、大納言多治比池守が百官支史生以上を引きて皇太子を故太政大臣の第(旧藤原不比等邸)に拝している。⁶⁵⁾ しかしそののち翌神亀5年8月に病気にかかるまでには「東宮」に入ったと考えられることについては既に前節で指摘した。基王の死後10年余りを

皇太子阿倍内親王の居所

経た天平10年正月に皇太子に立てられた阿倍内親王の皇太子時代の居所については、『大日本古文書』所収の諸文書に「内親王御所」、「東宮御所」と見え、令旨や宣等によって經典が奉請されている。⁶⁶⁾ その際奉請の使者には阿倍皇太子の乳母安倍御母たち女性が当たっている。これらの女性は「東宮御所」に居する阿倍皇太子の側近に奉仕する人たちであったと考えられるが、彼女たちの仕えた阿倍皇太子の「東宮御所」が具体的に何処に設けられていたのかは明らかではない。⁶⁷⁾

iv 聖武天皇後半期の御在所 (1)―恭仁宮・紫香楽宮・難波宮―

恭仁宮
内裏

天平12年12月山背国相楽郡恭仁郷に聖武天皇・元明太上天皇・光明皇后がともに行幸し、「京都」すなわち恭仁宮の造営が開始された。⁷⁰⁾ 翌13年正月朔日には天皇が恭仁宮で始めて朝賀を受けたが、この時まだ「宮垣」は完成しておらず、帷帳を張り巡らして元日朝賀の儀式を執り行った。しかしその日に行われた宴は五位以上を対象として「内裏」で行ったと『続日本紀』は記している。⁷¹⁾ 後述するように、『続日本紀』の恭仁宮に関する一連の記事から「大極殿」・「朝堂」など、中枢施設の造営がかなり遅れたことが推定されるが、これに対して『続日本紀』が天平13年正月朔の宴の場を「内裏」と記していることは注目に値する。しかし、このことは直ちにこの時点において「内裏」、すなわち天皇の御在所を始めとした多数の殿舎が既に完成し存在していたことを意味するわけではなく、『続日本紀』の編纂者が恭仁宮における天皇の御在所をその実体の有無に関わらず「内裏」と表記した可能性もある。ただし同日の記事において、朝賀については正確に仮の施設において執り行ったことを記すのに対してそのあとで行われた元日の宴についてのみ事実と異なる記述を行ったと考えるのは難しく、「内裏」が既に実体として存在していた可能性が大きい。「内裏」が遷都直後において宴の場として登場することは、既に述べた他の宮都での遷都時における天皇の御在所のあり方からすると、遷都時において既に天皇の御在所の造営が居住とある程度の行事に耐えうるほどに進捗しており、そのような段階に至って始めて天皇が恭仁宮に行幸し、「内裏」に入った可能性があると考えられる。もしそうであるとすると、このことはさらに恭仁宮の造営とそこへの遷都・行幸がかなり早い段階から日程に登っており、事実また一部の施設については早くから造営が開始されていたことを示唆する。⁷²⁾

以上のように、聖武天皇の恭仁宮における御在所は「内裏」に設けられたものと考えられる⁷³⁾

が、「内裏」については五位以上や群臣を対象としてしばしば宴が催されたことが『続日本紀』に記されているだけで、そこに存在していたと考えられる殿舎や施設は殆ど史料に登場しない。そのような中で、「内裏」の正殿と考えられる「大安殿」については、天平14年正月16日の節会⁷⁴⁾の宴と、翌15年正月7日の節会⁷⁵⁾の宴に際して天皇が出御した殿舎として見える。恭仁宮の「大安殿」が天皇の居所ではなく「内裏」の正殿であったと考えられることについては既に前節で述べた。

「大安殿」

恭仁宮の中樞施設の大部分の造営がかなり遅れたことについては既に先れたが、中でも「大極殿」については従来から問題が多く、平城宮の大極殿を移建し、天平15年12月に至って歩廊とともにようやく完成した旨の記事が『続日本紀』に見えること⁷⁶⁾から、この頃ようやく移築が完了したものと考えられている。しかし『続日本紀』には同年の正月3日に行われた朝賀の際に天皇が出御した場所として既に「大極殿」が見えて⁷⁷⁾いる。これに対して、前年の正月1日に行われた朝賀の際には「大極殿」はまだ完成しておらず、権に四阿殿を建てて天皇はここに出御し、朝賀を受けたとある⁷⁸⁾。これらのことから、「大極殿」は天平14年にはまだ完成しておらず、朝賀の際に天皇が出御するに耐えうるような状態にはなかったが、それから1年程で天皇が出御して朝賀を受けるには耐えうるような程度までは整った。しかし、最終的な完成は天平15年末の頃までずれ込んだと見ることができる。ところが以上のような「大極殿」の造営過程についての推定に対して相反するような史料が『続日本紀』には見える。すなわち恭仁宮への行幸直後である天平13年正月16日の節会に際して天皇が「大極殿」に出御し、百官主典以上に宴を賜ったとある⁷⁹⁾。この記事には、「大極殿」の造営経過に関わる問題以外でも問題とすべき点がある。それは天皇が「大極殿」に出御して百官主典以上の官人を対象として宴を賜ったとある点である。この例を除いて、奈良時代の諸宮で天皇が「大極殿」に出御して宴を行っている事例はないし、また現在のところ恭仁宮の発掘調査で検出されている大極殿院内の遺構で百官主典以上の官人たちを収容できるほどの規模を有する施設は確認されていない。これに先の「大極殿」の造営過程に関する推定を考え併せると、天平13年正月16日の節会に際して天皇が出御した「大極殿」は誤りで、恭仁宮における節会の際に天皇が出御する殿舎の事例を参考にすると、「大安殿」であった可能性が高いと考えられる。なおこのように、本条をも「大安殿」の用例として加えてよいとするならば、『続日本紀』による限り、恭仁宮の「大安殿」は、基本的に正月の節会に当り天皇が出御する殿舎として使用されていることになる。

平城宮大極殿の移建

一方、恭仁宮へ聖武天皇とともに行幸した太上天皇と皇后についても、恭仁の地にそれぞれの宮を持ち、そこに居住していたことを『続日本紀』に伺うことができる。

まず太上天皇は天平13年7月以降恭仁宮の近くに位置する「新宮」を御在所としていたと考えられる。『続日本紀』は、天平13年7月に元正太上天皇が完成した「新宮」に移御し、聖武天皇が河頭(木津川)で迎えたことを記し、またそれから3日後には「新宮」で群臣に対する宴を催したことを記している⁸⁰⁾。後者が太上天皇の「新宮」へ移御したことを祝うための宴であったと考えられることから、「新宮」は元正太上天皇の御在所として新たに造営され、天平13年7月に至って完成をみたために移御したものと考えられる。一方前者については元正太上天皇が平城宮から恭仁宮へ移ったことを示すとの解釈もあるが、『続日本紀』による限り、元正太上天皇は天平12年末に聖武天皇や光明皇后とともに恭仁宮へ行幸しており、そののち平城宮へ

元正太上天皇の御在所「新宮」

還幸したとの記事は『続日本紀』になく、またその移動を「移御」と表記していることなどから、「新宮」への移御とは恭仁宮あるいは恭仁京内での移動と考えた方がよいと思われる。さらにこの日の太上天皇の「新宮」への移御に当って聖武天皇が木津川のほとりに出迎えたことあることからすると、「新宮」は木津川の北岸、恭仁宮付近に位置していたと考えられる。一方このことは「新宮」に移る天平13年7月以前にあっては太上天皇の御在所が木津川の南岸に置かれていたことを推測させる。以上のように元正太上天皇は聖武天皇とともに造営途中の恭仁宮に行幸し、当初は恭仁宮とは木津川を隔てた対岸に御在所を設けていたが、太上天皇の御在所として木津川の北岸、恐らく恭仁宮の近くに「新宮」を造営し、その完成とともに天平13年7月にここに移御したと考えられる。

光明皇后の 居所皇后宮

一方、光明皇后は皇后宮に居住していたと考えられる。しかし光明皇后が居住していた皇后宮については、造営あるいは完成に関する記事、また居住を開始したことを示すような記載は『続日本紀』に見あたらない。あるいは既に存在していた施設を皇后宮に充てたためによるものかとも考えられる。皇后宮の存在は天平14年に入ってようやく確認できる。まず同年2月には天皇が皇后宮に幸して群臣に宴を賜い、その時の天皇の喜びは極めて大きかったと記されている。⁸²⁾この時天皇が大いに飲んだ理由については明らかではないが、巨勢奈弓麻呂・坂上犬養・縣犬養八重の三人に授位が行われていることが注目される。この3人を直接結び付ける要素は容易に見出し難いが、巨勢奈弓麻呂は造宮卿として恭仁宮および恭仁京の造営を担当し、しかも造営の実務ではなく、公卿を代表して造営全体を総監する役割をもっていたと思われる人物である。縣犬養八重は女性で、のちに命婦と見えることから皇后宮に仕えていた女官の一人であった可能性がある。また坂上犬養は当時における官職が明らかではないが、その卒任において聖武天皇に寵愛されたとあるように、聖武天皇との関係が深く、かつまた光明皇太后の葬儀に当っては山作司となるなど、光明皇后とも関係があったものと推測される。従って授位に預かった3人に共通する点を考慮すると、この日の行幸は皇后宮の造営に関わって行われた行幸であり、宴・授位であった可能性も浮かび上がってくる。ただしそれが皇后宮の造営に関わるとしても、新造によるのか改造などによるのかは明らかではない。また4月にも再び天皇は皇后宮に御し五位以上に宴を賜っているが、その理由は明らかではない。以上皇后宮に関する二つの記事で注目されるのは、天皇の恭仁宮からの移動が2月の場合には「幸」、また4月では「御」と記されていることである。恭仁宮において天皇の移動が「幸」とも「御」とも表現されるものには皇后宮の他に後述する石原宮がある。⁸⁴⁾また平城宮では大藏省や松林宮(松林苑)への天皇の移動が「幸」とも「御」とも表現されている。平城宮の大藏省や松林宮の場合は、それらの施設が平城宮に近接して位置し、平城宮に付属する施設であったことからそのような表記が採られたものと推定されている。⁸⁷⁾平城宮における用例を恭仁宮にも適用すると、皇后宮や石原宮は恭仁宮に近接して位置し、恭仁宮の機能の一部を担う付属施設のような存在であったと推定することができる。従って恭仁宮における光明皇后の皇后宮は恭仁宮の外に独立し、しかもこれと近接した位置に設けられていたことになる。しかし皇后宮が元正太上天皇の御在所「新宮」のように新たに造営されたものであったのか、あるいは旧来から存在していた施設を利用したものかについては既に触れたように明らかではない。

なお皇太子阿倍内親王も父母である聖武天皇や光明皇后とともに恭仁宮へ移って来ていたこ

とが知られるが、⁸⁸⁾ 恭仁宮における居所については不明である。

恭仁宮・恭仁京の周辺にはこれらのほかに多くの関連施設が存在していた。古くからこの地にあり、恭仁宮造営後はその西南に位置していたと見られる⁸⁹⁾ 甕原宮は、恭仁宮遷都後も維持され、天平13年閏3月には平城宮にあった兵器が甕原宮に運び移されている。⁹⁰⁾ ただしこれ以後甕原宮は『続日本紀』から見えなくなる点に注意される。また恭仁宮の北に接する位置にあったと思われる城北苑には造宮省によって宮殿が造営され、天平14年正月にはその完成に当って天皇が行幸し、宴を催している。⁹¹⁾ さらにその東(恭仁宮の東北)には石原宮があり、ここには楼などが存在し、⁹²⁾ 天皇が行幸あるいは出御して宴や饗などが行われた。

甕原宮

城北苑

石原宮

紫香楽宮 恭仁宮に都が移り、まだその造営が継続されていた天平14年8月に紫香楽宮の造営が開始された。⁹³⁾ 紫香楽宮の造営は、天平15年11月に聖武天皇が行幸し、以後4ヵ月間ここに留まったところから本格化したものと見られ、⁹⁴⁾ 同年末にはついに恭仁宮の造営が停止されるに至った。⁹⁵⁾ 後述するように、翌天平16年2月には、これより前に一時難波宮に行幸していた聖武天皇が再び紫香楽宮に行幸し、⁹⁶⁾ 翌3月には山城国分寺の大般若経を紫香楽宮に⁹⁷⁾ 運ばせている。この時の『続日本紀』の記事が紫香楽宮の構造を知る上できわめて重要な史料の一つである。山城国分寺から運送されてきた大般若経は、雅楽の奏される中、朱雀門の辺りで官人たちの迎礼を受け、さらに導かれて「宮中」に入って「大安殿」に安置され、僧200人を請じての転読が行われた、とある。このことは、紫香楽宮の南面には朱雀門が開かれ、宮中すなわち朱雀門の内にはいと「大安殿」があったこと、また「大安殿」は紫香楽宮の中心的な殿舎であるとともに、200人もの僧を請ずることができる広い前庭を有する一郭であったことを示している。また翌17年正月には、元日の宴が「御在所」で五位以上を対象として行われ、⁹⁸⁾ 7日の節会では天皇が「大安殿」に出御して五位以上を宴している。⁹⁹⁾ 7日の場合には五位以外の百官主典以上に対し「朝堂」で饗も行われている。「御在所」と「大安殿」においてともに五位以上が宴に預かっているが、元日の宴では当然天皇がその場にいたと考えられるにも関わらず、その旨が明記されていないのに対して、7日では「大安殿」に出御したことが明記されていること、また両日における宴の性格などからすると、「御在所」は天皇の私的な空間で、「大安殿」を中心とした一郭は天皇が行事に際して出御するより公的な空間であったと推定することができるし、また「御在所」は、「内裏」のごとき一定の区画を指し示す名称であったとも考えることができる。また7日に百官主典以上が饗に預かった「朝堂」が存在していることから、紫香楽宮に「朝堂」に対する「大極殿」があった可能性も考えられるが、「大極殿」が存在していた明徴はなく、天平17年の朝賀の儀式が廃されていることから見ると、かりに存在していたとしても完成はしなかった可能性が強い。

大安殿

御在所

いずれにしろ山城国分寺の大般若経が安置され、200人もの僧によって転読が行われたことからすると、紫香楽宮を代表する中心的な殿舎は「大安殿」であった。

以上から紫香楽宮の構造はほぼ次のように考えることができる。すなわち宮の南面には朱雀門が開き、その内の「宮中」には「大安殿」を中心とした一郭があり、その奥には「御在所」があった。また「朝堂」や百官の曹司も宮内には配置されていたものと見られる。従って紫香楽宮には天皇の居住する御在所とその正殿である「大安殿」を中心に「朝堂」や曹司が配置されていたことが確認できるが、「大極殿」が造営されたのか否かについては明らかではない。

皇后宮職 また皇后宮職が紫香樂宮に存在していたこと¹⁰¹⁾から、光明皇后は紫香樂宮においても独自に皇后宮を営んでいた可能性を想定することができる。

難波宮 天平16年正月になり、難波宮行幸のための装束次第司が任命され¹⁰²⁾、次いで翌閏正月には百官と市人に対して定都のことが諮られた¹⁰³⁾。この時、市人の大多数が恭仁京を都とすることを望んだのに対して、官人達の半数近くが難波京の便宜を陳べたことを背景として難波宮行幸が敢行された¹⁰⁴⁾。しかし難波宮における聖武天皇の滞在はわずか一月余りに過ぎず、再び翌2月には紫香樂宮に行幸し、官人たちの多くが都として望んだ難波宮を去っている。しかし『続日本紀』によれば、元正太上天皇と左大臣橘諸兄は難波宮に留まり¹⁰⁵⁾、天皇の紫香樂宮行幸の二日後には太上天皇の勅を伝宣する形で、左大臣橘諸兄が難波宮を皇都とする旨を宣している¹⁰⁶⁾。そしてこののち太上天皇は10月中旬まで難波宮に滞在した¹⁰⁷⁾。

聖武天皇のわずか1カ月あまりの難波宮滞在中には難波宮の施設が全く『続日本紀』には現れず、天皇が何処を御在所としていたのかは不明である。また天皇が紫香樂宮に移ってのち、元正太上天皇の難波宮滞在中に見えるのは「難波宮中外門」と「東西楼殿」のみであり¹⁰⁸⁾、太上天皇の居所も判明しない。なお奈良時代における難波宮の造営は養老3年頃から始まり、天平6年頃まで続けられたが、これ以降に現れる難波宮の施設にも天皇の御在所などは見えず、具体的に天皇の御在所を推定することは困難である。しかし難波宮跡の発掘調査で明らかとなっている奈良時代の難波宮の遺構であるいわゆる後期難波宮には「内裏」に相当する区画が存在していることから、恐らく天皇はこの一郭に居したものと想像される。

V 聖武天皇後半期の御在所 (2)―平城遷都後―

平城遷都 天平17年5月、諸司官人等および平城の四大寺衆僧に対して行われた諮問において、彼ら全てが平城京への遷都を強く望んだ結果¹¹⁰⁾、平城京を都とするとの最終的な決定が下され、その9日後には早くも平城への行幸が行われ¹¹¹⁾、ここに平城遷都が実現した。こののち平城へ遷都(あるいは遷都)したとの詔は発布されることはなかったが、6月に入って平城宮の宮門に大楯が建てられたことは、平城に都が遷ったことを天下に示したものであった¹¹²⁾。なお平城京への遷都に先だち、4年余りの長期に亘って天皇を始め諸司官人の大多数が留守にした平城宮に右大弁紀飯麻呂が派遣されて掃除が行われている¹¹³⁾。

平城宮に還御した聖武天皇は「中宮院」を御在所としたが、『続日本紀』は光明皇后の居所については明記せず、恭仁遷都以前の平城宮における居所であった皇后宮を旧皇后宮と表記し、しかもこれを「宮寺」(のちの法華寺)としたとだけ記している¹¹⁵⁾。この記載からは、聖武天皇とともに平城宮へ還った光明皇后が「宮寺」となった旧皇后宮にそのまま居住したのか、あるいは「宮寺」となった旧皇后宮以外に新たに皇后宮を営んだのか、明瞭ではない。しかし光明皇后は恭仁遷都以前と同様に「宮寺」とした旧皇后宮に居したと考えられる。

聖武天皇の御在所「中宮」

聖武天皇が遷都した平城宮で御在所としたのは上記のように「中宮院」であった。「中宮院」は本来天皇が御在所とすべき施設ではなかったこと、しかも聖武天皇が御在所とした「中宮院」の名称は「中宮」であったことについては、既に前節において詳しく検討したとうりである。

天平17年8月に無遮大会が「大安殿」で行われている¹¹⁶⁾。この時に無遮大会を行った理由について『続日本紀』は全く記していないが、既に述べたように「大安殿」が本来の御在所である

「内裏」の正殿であるとする、あるいは平城遷都の際に本来「内裏」に入るべきであったが、なんらかの理由で、恐らくは「内裏」の建物の一部が恭仁宮などへ運ばれていたためにすぐには使用できない状態にあったためか、あるいは天皇が長く居住していなかったために即座に住むには十分な状態ではなかったために、一定の改装などの必要があったことによって、聖武天皇は一旦「中宮院」に入ったのであって、その改装が進み、遷都後3カ月を経てようやく居住するに足る状態となったので、天皇が「内裏」に入御するに先だって無遮大会を行ったものともみることが出来る。

平城遷都から3カ月余りした天平17年8月に、聖武天皇は難波宮へ行幸しているが、天皇は難波宮滞在中に不豫に陥り、勅によって平城宮と恭仁宮の留守に命じて宮中をそれぞれ固守させるとともに、孫王等を難波宮へ召し、また使いを遣わして平城宮にあった鈴印を難波宮に回収している。¹¹⁸⁾以上のような聖武天皇不豫の緊急事態に対処するために一連の措置がとられた4日後に、平城宮では「中宮」に僧600人を請じて大般若経の転読が行われた。¹¹⁹⁾これは単なる大般若経の転読ではなく、難波宮で不豫に陥った聖武天皇の聖体の回復を願ってのものであると考えられることから、転読が行われた「中宮」こそ聖武天皇が平城遷都の際に御在所とした「中宮院」のことで、それは当時、大極殿のない平城宮を代表する施設であったと考えられる。このうち聖武天皇が何時難波宮から平城宮へ還幸したのかは、『続日本紀』に見えないが、同年11月には「内裏」において五位以上を対象として新嘗の宴を行っている。¹²⁰⁾この「内裏」が平城宮の「内裏」であるとする、この時までには聖武天皇も一応の快復を見せて平城宮へと還幸し、御在所である「内裏」に入御したものと考えられる。

このうち2年余り聖武天皇の御在所について『続日本紀』には史料がなく、他にも明確に聖武天皇の御在所について記す史料がない。しかし『正倉院文書』¹²¹⁾によると、天平18年正月7日には大唐使(遣唐使)が召されていること、あるいはまた同年3月16日には「大宮」に参向した人たちに対して塩を賜っていることが知られることから、『続日本紀』に御在所についての史料を欠いている時期においても、このような行事が行える御所に天皇が居住していたことは間違いなく、それは恐らく上記した「内裏」であったものと推測される。天平18年については平城宮内の殿舎や施設が全く他の史料に現れないために、「大極殿」や「朝堂」など平城宮の中核施設が如何なる状態であったのかについては全くわからないが、翌天平19年になると、ようやく平城宮の諸施設が『続日本紀』に登場してくるようになる。しかし不思議なことにその全てが「南苑」に天皇が出御して行われた儀式や宴に限られ、¹²²⁾他の施設・殿舎は全く現れない。

「南苑」は神亀3年～5年にかけてある程度集中的に使用され、¹²³⁾そのうち恭仁遷都以前においても時折使用されることがあったが、¹²⁴⁾最も集中的に使用されたのは、天平19年においてである。しかも先に指摘したようにこの時期「南苑」以外の他の施設や殿舎は全く『続日本紀』等の史料に現れてこない。「南苑」で行われる行事は基本的には天皇出御のもとで行われる宴で、この他に叙位や節会なども行われている。天平19年における「南苑」の使用のあり方も恭仁遷都以前におけるそれとほぼ同じであるとみてよい。天平19年における「南苑」の使用のあり方での問題は、まず正月1日の元宴が「南苑」で行われていることにある。元宴は、恭仁遷都以前には、天皇出御のもとで「中宮」と「朝堂」とを併用して行うのが基本で(Tab. 2 中宮の利用例)、遷都後については「内裏」が元宴の場として固定化すると考えられる。事実この翌

御在所「内裏」

「南苑」

年である天平20年には「内裏」と「朝堂」を用いて元宴が行われている¹²⁵⁾。従って以上のような元宴の場のあり方からすると、天平19年の元宴で「中宮」ないしは「内裏」が用いられていないのはきわめて異例のことであるとみてよい。「中宮」については、既に述べたように仮の御在所として平城遷都直後ごく限られた期間のみに使用されたようであるが、「中宮」も使用されていないのはきわめて不審である。それは「中宮」も「内裏」も使用できないような状態にあったとしか考えられないのではなかろうか。さらに次の史料は「大極殿」あるいは「朝堂」一郭もこの時使用不可能な状態にあったことをと推測させてくれる。すなわち5月15日に「南苑」で仁王経を講説するとともに、天下諸国においても同じく同経を講ぜしめている¹²⁶⁾。この仁王経講説について『続日本紀』は理由を記していないが、3日前の12日に地震が起こっていることが注目される¹²⁷⁾。地震の起こった場所について『続日本紀』は明記していないが、恐らく両者は関連を有するものであろう。従って天下諸国にまで及んで仁王経講説のことが行われていることを勘案すると、「南苑」は天平19年段階において平城宮を代表する施設で、それ故に仁王経の講説が「南苑」で行われたものと考えられる。このような場合、当然「大極殿」・「朝堂」や「内裏」が平城宮を代表し、そこで仏典の講説が行われるはずであるから、「南苑」が仏典講説の場に当てられているのは、「大極殿」・「朝堂」あるいは「内裏」が当時使用できない状態にあったことを示唆していると考えられる。天平17年11月を最後として2年余り「内裏」が見えないのは、「大極殿」や「朝堂」がこの間史料に見えないことと揆を一にしており、天平18年から天平19年にかけて2年程の間、「内裏」・「大極殿」・「朝堂」がほぼ一斉に改作されていたことによるのではなかろうか。

「内裏」「大極殿」「朝堂」一斉改作の可能性

しかしこの度の改作は天平20年の年頭にはほぼ完了していたものと見え、既に述べたように同年正月の元宴は「内裏」で行われ、また「朝堂」も併用されている¹²⁸⁾。「内裏」と「朝堂」とを併用して元宴を行うのは、のちの宝龜9年の時以外に¹²⁹⁾なく、このような特異な使い方は従来の「中宮」と「朝堂」との併用の例を襲った可能性もあるが、この場合従来とは異なり、「内裏」に参入したのは五位以上であるのに対して「朝堂」ではその余の者が饗を「朝堂」で賜っている。その余が「内裏」に参入しうる資格を有する五位以上のもの以外の五位以上の官人である可能性もあるが、五位以下の官人のことを指しているとする、この時だけは元宴に参加を許された官人の範囲が通常とは異なり非常に広くされていることになる。あるいは何等かの祝賀の意味を持った元宴であったがためにこのような措置がとられたのかもしれない。そのような意味を持つ元宴であるとする、それは「内裏」や「大極殿」の改作の終了と関わるものであるかもしれない。

いずれにしても聖武天皇はこののち再び譲位のために平城宮の「内裏」を出るまで¹³⁰⁾1年足らずのあいだ、「内裏」を御在所としたものと考えられる。この間の「内裏」の内部の様子については殆ど明かではない。しかし天平20年の正月7日の宴に際して天皇が「南殿」に出御したことが記録されている。『続日本紀』の諸写本はいずれも天皇が出御した殿舎を「南殿」とするが、『日本紀略』は「南高殿」、『類聚国史』は「南安殿」とする。このうち「南高殿」は明らかに他の「南殿」や「南安殿」とは異なり「内裏」の中心殿舎以外の殿舎を指しているものごとくに受け取ることができる。従って天皇が出御する殿舎としては「南高殿」よりは「南殿」や「南安殿」のほうがよりふさわしいと思われる。「南殿」とすれば、のち平安時代には

内裏正殿である紫宸殿が同じく「南殿」と呼ばれたことが参考となる。また「南安殿」である
とすれば、「内裏」内部にあった複数の「安殿」のうち南に位置するものことで、その場合
もやはり「南殿」と同じ意味となろう。

そのち天平勝宝元年閏5月に、聖武天皇は、娘阿倍内親王に譲位するために、薬師寺へ遷
御し、ここを薬師寺宮として御在所に当てることとし、以後7月の譲位までは薬師寺宮を御在
所としていたと考えられる。これは明らかに譲位のために平城宮にあった聖武天皇の御在所
「内裏」を空け、即位とともに新天皇の「内裏」への遷御を可能とするための措置であったと
推測される。

ところで『続日本紀』によると、平城遷都の時旧皇后宮は「宮寺」とされたが、平城宮へ聖
武天皇とともに遷幸した光明皇后は「宮寺」を居所としたものと考えられることについては先
に触れた。また皇太子阿倍内親王の居所については不明であるが、平城遷都後の元正太上天皇
の御在所については、前節で詳しく述べたように、『万葉集』に「中宮西院」と見えている。

薬師寺への
遷御

元正太上天
皇御在所の
「中宮西院」

vi 孝謙天皇初期の御在所

聖武天皇の皇太子阿倍内親王は、天平勝宝元年7月、聖武天皇の譲りを承けて大極殿におい
て即位し、孝謙天皇となった。¹³³⁾ 前述したように阿倍内親王の即位に先立って、聖武天皇は、同
年閏5月に平城宮から「薬師寺宮」に移御し、ここを御在所に定めていた。¹³⁴⁾

既に前項で述べた聖武天皇の「薬師寺宮」移御の理由と、聖武天皇が平城京遷都後の天平末
年から天平勝宝初年にかけて「内裏」を御在所としていたと考えられることとを考へ併せると、
皇位を譲り承けた当初における孝謙天皇の御在所は、平城宮の「内裏」に定められたものと推
定することができる。

このように即位当初の孝謙天皇の御在所は聖武天皇のそれを受け継いで、平城宮の「内裏」
に営まれたと考えられるが、即位ののちしばらくのあいだ孝謙天皇は平城宮を離れ、「大郡宮」
を御在所としていた時期がある。

孝謙天皇が平城宮の「内裏」を離れ、「大郡宮」を御在所として使用した期間は、『続日本紀』
等の記載からでは必ずしも明確ではない。しかし「大郡宮」を御在所として使用し始めた時期
は、遅くとも即位後3ヵ月した天平勝宝元年10月に行われた河内国行幸実施の時点に遡らせる
ことができると考えられる。その根拠は、『続日本紀』が、これより7日前から行幸していた
孝謙天皇の行幸先である河内智識寺・石川の上からの「大郡宮」への移動を「還」と表現して
いる点にある。¹³⁷⁾ すなわちここに「還」とあることは、少なくとも河内智識寺への行幸以前、孝
謙天皇は「大郡宮」に御していたことを示唆している。¹³⁸⁾

一方、御在所としての「大郡宮」の使用終了の時点については、使用開始の時期に比べさら
に究明が困難である。まず『続日本紀』によると、天平勝宝2年2月に孝謙天皇は「大郡宮」
から「薬師寺宮」に移っていることから、以後しばらくのあいだ「薬師寺宮」を御在所とした
可能性が考えられる。しかしこの時の『続日本紀』の記事には孝謙天皇が「薬師寺宮」を御在
所としたとの表現はなく、この時の移御自体が果して天皇の御在所の移動を意味するのか必ず
しも明らかではない。このことは、孝謙天皇の「薬師寺宮」への移御がいったい如何なる理由
によるものであるのかといった問題と関連する点である。前述したように、「薬師寺宮」は、

孝謙天皇の
御在所「内
裏」

大郡宮

前年の天平勝宝元年閏5月に聖武天皇が皇太子阿倍内親王への譲位のために遷御し御在所とした宮であった。孝謙天皇の「薬師寺宮」への移御の理由については、先に遷御し御在所としていた聖武太上天皇がそののちも「薬師寺宮」に留まったのか、あるいは既に平城宮など「薬師寺宮」外へ去っていたのか『続日本紀』は記していないから、明らかにはすることは困難である。

次に孝謙天皇が「薬師寺宮」へ移御して以降、再び「大郡宮」へ還御したのか、あるいはまたある時期にそのまま平城宮に戻ったのかについても明らかではないが、翌天平勝宝3年正月16日の宴が孝謙天皇の「大極殿南院」への出御のもとに行われたと『続日本紀』に記されている¹⁴⁰⁾ことから、これ以前に平城宮へ還御したことは間違いない。ここで天平勝宝3年正月16日までの間で平城宮に関する記事を『続日本紀』に求めてみると、天平勝宝2年5月に「中宮安殿」に僧一百人を請じて、仁王経を請じた記事のある¹⁴¹⁾ことが注目される。あるいはこのころ孝謙天皇が平城宮に入ることとなったために、それに先だて行われたのがこの講経であったと見ることもできるが、この時併せて左右京・四畿内・七道諸国でも仁王経の講説が命じられていることなどからすると、既に述べたように、「中宮安殿」において仁王経が講じられたのは、孝謙天皇即位後の一代一度の仁王経講説に当たるものと考えることができ、孝謙天皇の平城宮への還御に対する措置と捉えるのは必ずしも当を得ていない。むしろ後述するように、この記事について注目されるのは、一代一度の仁王経講説と思われる仏教儀礼が行われる場所として第一に掲げられているのが大極殿ではなく、「中宮安殿」である点にある。

正倉院文書中には孝謙天皇の「大郡宮」行幸に関連すると考えられる文書、天平勝宝2年7月29日付の浄清所解¹⁴²⁾がある。浄清所関係の文書は正倉院文書中に8通あり、その内容と形式から浄清所の官制上における位置付けについての推定が鬼頭清明によってなされている¹⁴³⁾。それによると、浄清所は、皇后・皇太后であった藤原光明子のために設置された皇后宮職・紫微中台の被管官司で、土器や衣類・食料の調達と支用の両方に関与した官司であると考えられる。浄清所に関する8通の文書のうち、当該文書は、7月26日に「大郡宮」行幸において浄清所が使用したもの、収納したもの、および損失したものについて勘注した文書である。「大郡宮」行幸での使用物・収納物・損失物についての勘注を7月26日の時点で行った理由はこの文書だけからでは明らかではない。しかし当該文書は浄清所からの「大郡宮」行幸に関する決算報告であるが、告朔（毎月月末に行われる定例の報告）ではないと考えられることから、「大郡宮」行幸に従った浄清所の行幸終了時点における決算報告であったのではないかと推定される。次の問題は「大郡宮」へ行幸した人物が誰であったかである。浄清所が皇后宮職・紫微中台の被管であるとの推定が正しいとするならば、当然浄清所が行幸のために物品を支出したり、あるいは収納したりするのはその所管官司の職務に関連したものと見なければならぬ。従って本解に言う「大郡宮」へ行幸し遅くとも7月26日の時点において還御したと思われる人物は、光明皇太后であったと考えなければならぬであろう。以上のような推定が正しいとすると、本文書に記された「大郡宮」行幸自体は必ずしも「大郡宮」行幸に直結することにはならない¹⁴⁴⁾が、翻って皇太后が孝謙天皇とともに「大郡宮」へ行幸していたものとすると、皇太后の「大郡宮」からの還御は孝謙天皇の平城宮還御と何等かの関連を有していたものと推測することができ、孝謙天皇の「大郡宮」行幸も、遅くとも浄清所の解が勘注の区切りとした天平勝宝2年7月26日以前で、26日からあまり時を経だてない時点において終了したものと考えることができる。

従って孝謙天皇の平城宮への還御の正確な時期については不明であるが、天平勝宝2年7月末に求めるのも一案である。

それでは孝謙天皇の「大郡宮」行幸の間、平城宮はどのようになっていたのであろうか。それはまた孝謙天皇が即位の直後に、しかも長期にわたって平城宮を離れ「大郡宮」へ行幸していた理由が奈辺にあったのかという問題とも深い関連を有している。『続日本紀』はこの点について明確な記載を欠くが、この間の孝謙天皇の行動を子細に辿ってみることによって明らかとなる点もあると考えられる。

まず「大郡宮」の所在地が問題である。それは「大郡宮」をどこに求めるかによって孝謙天皇の「大郡宮」行幸の歴史的な位置付けが若干異なるものとなると考えられるからである。従来、「大郡宮」については、その所在を難波に求める説と大和に求める説とがあり、今日必ずしも見解の一致をみているわけではない。しかし天平勝宝2年正月の元宴が「大郡宮」と「薬園宮」とを併用して行われている¹⁴⁵⁾ことからすると、両宮は近接して所在していたと考えられ、しかも「薬園宮」が大和郡山市内に比定されることを考え併せると、「大郡宮」を大和国内に求めるのが妥当である¹⁴⁷⁾と考えられる。

大郡宮難波
説と大和説

次に「大郡宮」行幸の間に行われた種々の公的な儀式についてみると、まず、11月に、孝謙天皇の大嘗の神事が「南薬園新宮」で行われている¹⁴⁸⁾。孝謙天皇の大嘗の神事については、それが執り行われた場所が、平城宮でもなく、また当面の行幸先であり、かつ御在所が設けられていた大郡宮でもなかった点が注目される。即位の翌年、天平勝宝2年の正月元日には孝謙天皇が「大安殿」に出御して朝賀の儀式が行われ、それに引き続く元宴は天皇が一旦「大郡宮」に還御して五位以上の官人を対象として行われる一方、それ以外の五位以上の官人については「薬園宮」において饗を給っている¹⁴⁹⁾。朝賀の儀式が行われた「大安殿」が「大郡宮」の殿舎ではないこと、また平城宮の例を参照すると、二箇所を併用して饗と宴を行うときには、宴はより身分的に天皇に近い官人達が「内裏」や天皇の出御する空間に入って受けているのに対して、より遠い官人達は「朝堂」やそれに準ずる臣下の空間において饗を賜るといった、原則的な殿舎・空間の使用法が見られることから、この場合、元日の宴が行われた「大郡宮」が平城宮の「内裏」・御在所ないしは天皇が出御するための殿舎に相当し、饗の行われた「薬園宮」が「朝堂」に相当する臣下の空間に充てられたものと考えられる。なおここで留意しておきたいのは、さきに指摘した孝謙天皇の大嘗の神事がやはり「薬園宮」で執り行われていることである。のちの平安宮においては¹⁵⁰⁾大嘗の神事は「朝堂院」で行われ、平城宮でも第二次朝堂院地区の朝庭部分の発掘調査において3度の¹⁵¹⁾大嘗の神事にともなう大嘗宮の遺構を検出しており、また『続日本紀』に大嘗の神事の場所を明記している場合いずれも「太政官院」であること¹⁵²⁾などからすると、一般に大嘗の神事は「内裏」や「大極殿」のような天皇の空間ではなく、基本的には臣下の空間としての性格が強い「朝堂院」や「太政官院」などを用いて行うことになってきたことが知られる。従って「薬園宮」で大嘗の神事が行われたのは、元日の宴と饗の場合に認められたと同様に、「大郡宮」が御在所として天皇の空間であったのに対して、「薬園宮」が「朝堂院」に当たる臣下の空間として位置付けられたことによるものと考えられる。ただしこれは単にこのような理由からだけではなく、実際問題として、「大郡宮」には天皇の御在所としての空間以外に大嘗の神事を執行できるほどの余地がなかったのに対して、「薬園宮」に

大郡宮と南
薬園新宮

はその空間があったことにもよるものと考えられる。さらに同年2月には、孝謙天皇が「大安殿」に出御して、出雲国造による神賀詞の奏上儀礼が行われている。¹⁵³⁾

以上の諸点から、「大郡宮」の規模とその構造、「大郡宮」と「薬園宮」との相互関係について、以下の点を確認することができる。第一に、「大郡宮」に御在所が置かれていた時期に、「薬園宮」や「大安殿」など、「大郡宮」以外の施設を用いて行われた大嘗の神事、元日朝賀や出雲国造の神賀詞奏上の儀式は、いずれも平城宮では朝堂院の朝庭や「太政官院」の庭を用いて行うという共通点が認められることから、「大郡宮」にはそれらの儀式を行いうるような広い庭が存在していなかったものと思われる。第二に、元日朝賀や出雲国造神賀詞奏上の儀礼のために、孝謙天皇がわざわざ「大郡宮」外の「大安殿」に出御しているのは、「大郡宮」には臣下が立ち並ぶに十分な庭が存在していないばかりか、朝賀など国家的な儀式に際して、天皇が出御するための殿舎をも欠いていた可能性があるのではなかろうか。そしてそれは、恐らく、本来宮殿ではなかった大郡を御在所に転用したために生じた事態ではなかったろうかと想像される。第三に、「大郡宮」が以上のような限界を持った施設であったがために、その近くに存在していた「薬園宮」が種々の儀式に当たって「朝堂」や「朝庭」の代わりとして用いられたものと考えられる。ただしこの場合も、孝謙天皇が臣下に対して向かい合うことが必要な儀式では必ず「大安殿」が用いられ、「薬園宮」が用いられていないのは、「薬園宮」にもこのような儀式を行うための施設としては限界があったことを示しているものと考えられる。

さて、「大郡宮」と「薬園宮」との関係については以上のように理解することができるとして、問題は、孝謙天皇が儀式のためにしばしば出御している「大安殿」がどの宮の施設であるのか、この間平城宮がどのような状態にあったのか、である。先に触れたように、天平勝宝2年正月の元宴とそれにともなう饗とが、天皇の「大安殿」出御のもとで行われた朝賀の儀式終了後、その日のうちに「大郡宮」に還御して行われていることから、「大安殿」は「大郡宮」から半日ないしはどれほど遠くとも一日以内で行くことのできる位置にある宮殿の殿舎であったことがわかる。前述したように「大郡宮」が平城京の南に接するような位置に存在していたと推定されることや「大安殿」が「大郡宮」から半日ないしはせいぜい一日の距離にあると考えられることからすると、孝謙天皇がしばしば儀式のために出御している「大安殿」とは、平城宮の「大安殿」であった可能性が高い。そうすると、比較的長期にわたる「大郡宮」行幸が単なる行幸ではなく、平城宮に存在していた天皇の御在所が使用できないような何等かの事態に立ち至っていたために行われた行幸であった可能性を考慮しなければならない。先に指摘したように「大郡宮」は本来離宮などの宮殿ではなく、大郡を転用したものであったと考えられた。他に本来宮殿ではない施設を宮殿に転用していると考えられる例をみると、のちにみる天平宝字元年の大宮改修の時の御在所となった「田村宮」(本来は藤原仲麻呂の田村第)や既にみた聖武天皇が譲位に当たって遷御した「薬師寺宮」(本来は薬師寺)の例があり、いずれも単なる行幸や遷御ではなく、大宮の改作や譲位によって平城宮の御在所に住めなくなったことによるものであった。

以上のように天平勝宝2年に『続日本紀』に見える「大安殿」が平城宮の「大安殿」であるとして、本来元日朝賀や出雲国造神賀詞奏上の儀式は朝堂院で行うのが通例であったことからすると次に問題となってくるのは、なぜ孝謙天皇は「大極殿」ではなく「大安殿」に出御して

これらの儀式に臨んだのか、である。既に平城宮の天皇の御在所については改作などのために居住できない状態にあったために、「大郡宮」への行幸が行われた、と推測したが、そのような事態は、天皇が「大極殿」ではなく「大安殿」に出御して種々の公的儀式に臨んでいることから、天皇の御在所の大規模な改作によって生じたとみるより、むしろ天皇の出御する「大極殿」や臣下の居並ぶ「朝庭」・「朝堂」における改作の可能性を考えるほうが妥当なのではなかろうか。事実、『続日本紀』には、天平勝宝元年7月に即位の儀式で「大極殿」を用いて以降、天平勝宝3年正月¹⁵⁴⁾までほぼ1年5カ月余り「大極殿」は登場しないのに対して、「内裏」にあった「大安殿」がこの間その代りとして2度も用いられている。従って孝謙天皇の「大郡宮」行幸は即位にともなう平城宮中枢部の改作、就中「大極殿」と朝堂院の改作工事によるものと考えることができる。これに対して孝謙天皇の御在所が置かれた「内裏」は、「大安殿」がこの間も使用されていることから、改作は行われなかったか、かりに改作が行われたとしても、一部の手直し、あるいは中心部ではなく周辺で行われるに留まったものと推測される。それ故にこそ孝謙天皇は、平城宮の近くに存在していた大郡に仮の御在所を求めたのであり、また比較的長期にわたりここを御在所として、必要のあるときには改作工事中の平城宮の「内裏」の殿舎を使用し、儀式や行事を遂行することが可能であったのである。

大極殿・朝堂院改作の可能性

さて、以上の迂遠な考証から、孝謙天皇の「大郡宮」行幸期間中は、平城宮の「大極殿」・朝堂院朝が使用できない程の改修を受けていた(天皇の御在所の一部においても改作の行われた可能性も否定できない)ことが明らかになったと考える。なおここで孝謙天皇「大郡宮」行幸中の平城宮改作について考える上で一つ注意を要するのは、先に指摘したように、天平勝宝2年5月に「中宮安殿」において100人の僧を請じて仁王経の講説が行われたことである。この時左京・四畿内・七道諸国においても仁王経が講説されていることから、この時の仁王経講説は単なる講説ではなく、孝謙天皇の即位にともなう一代一度の仁王講に当たると考えられることについては既に述べた。一代一度の仁王講であるならば、当然、平城宮を代表する殿舎として「大極殿」がその場となるべきであるが、天平勝宝2年5月の場合には「大極殿」ではなく、それに代わって「中宮安殿」が仁王講の場とされているのである。その理由は当時平城宮に「大極殿」が存在しなかったか、または「大極殿」が改作中であったか、あるいは「中宮安殿」が当時天皇の御在所であったか、のいずれかに求めねばならないであろう。既に述べたように当時「中宮」が天皇の御在所であったと考えることができないことからすると、「大極殿」が使用できない状態にあったことにその理由を求めねばならないのではなかろうか。

中宮安殿

vii 孝謙天皇中期の御在所

孝謙天皇は、前述したように、平城宮における御在所の改作終了とともに、遅くとも天平勝宝3年初めには、また早ければ天平勝宝2年7月頃に平城宮に還御していたと考えられる。いずれにしろ平城宮に還御した孝謙天皇が御在所としたのは、即位当初に定めた「内裏」であった。「内裏」は、天皇が平城宮へ還御しても『続日本紀』にはしばらくのあいだ現れず、「内裏」が初見するのは、天平勝宝4年閏3月に行われた遣唐使を召して節刀を賜う儀式まで降る。「内裏」は、その後も『万葉集』に収められた歌の題詞に、天平勝宝5年正月12日のこととして、「侍於内裏、聞千鳥喧、作歌一首」とあるのを除くと、天平勝宝6年正月朔に元宴の場として

孝謙天皇の御在所「内裏」

¹⁵⁷⁾
見えるのみである。

この時期における「内裏」の用例は以上に限られるが、既に詳しく検討を加えた、「内裏」と同じ意味をもつ「内」が天平勝宝7年に見える。それは、『万葉集』に記載された、天平勝宝7年8月13日の肆宴で詠われた2首の歌の題詞に、この時の肆宴の場所を「内」の「南安殿」としているものである。¹⁵⁸⁾ 肆宴の場となった「内」の「南安殿」とは、「内」すなわち「内裏」の中で南方に位置する「安殿」のことで、「南安殿」の存在は「内裏」における「北安殿」の存在を示唆している。「南安殿」は、恐らく、「内裏」における肆宴など天皇が公的な儀式・政務に際して出御するための殿舎であり、従って「南安殿」に対して存在が予想される「北安殿」は天皇の日常生活に関わる殿舎ということになろう。いずれにしる「内裏」には「南安殿」を始めとして多くの殿舎が存在していたことが伺える。

なおこの時期に孝謙天皇の御在所「内裏」に関連した殿舎として見えるものには「大安殿」などがあるが、これらについては既に前節において詳しく検討を加えたので再説しない。

以上断続的とは言え、天平勝宝4年から7年にかけて「内裏」ないしはそれと同じ意味をもつ「内」が諸種の史料に見えることは、「内裏」が孝謙天皇の御在所であったことを示していると考えることができる。

西宮・東院
・東宮・東
常宮

一方、天平勝宝4年から6年の頃にかけて、「西宮」や「東院」・「東宮」・「東常宮」などと呼ばれる宮殿が『続日本紀』や『万葉集』に見える。これらの宮殿が孝謙天皇の御在所であったことについては、既に前節において詳しく検討を加えたので、詳細はそれに譲るが、簡単に繰り返せば、この時期には、天皇の御在所として「西宮」と「東宮」と呼ばれる二つの施設が存在し、孝謙天皇は基本的に「西宮」すなわち「内裏」に日常居住していたと考えられるが、天平勝宝4年頃には一時期「東宮」を居所としたこともあった。「東宮」はまた天皇の御在所であったことから「東常宮」とも呼ばれ、のち「東院」とも呼ばれるようになったと考えられる。

聖武天皇の
薬師寺宮移
御

聖武天皇は皇太子阿倍内親王への譲位に先だって天平勝宝元年閏5月に「薬師寺宮」に移り、御在所と定めている。聖武天皇の「薬師寺宮」への遷御は、聖武天皇が平城宮で居所としていた御在所「内裏」を次期天皇となるべき皇太子阿倍内親王に譲るために行ったものと考えられることについては前述したとおりである。聖武天皇が御在所と定めた「薬師寺宮」は一時的に居所としたのか、あるいは譲位後、太上天皇としての御在所と定めたのか、いずれであるか明からではないが、勝宝感神聖武皇帝菩薩伝によれば、¹⁵⁹⁾ 聖武太上天皇は天平勝宝8歳5月2日に平城宮で崩御したと記されているから、聖武太上天皇はそののち、何時かは判然としないが、「薬師寺宮」から平城宮内に戻り、宮内に太上天皇としての御在所を営んだことになる。しかし平城宮内の何処であるのかは明記されていない。これに対して『続日本紀』は、聖武太上天皇崩御の場所を「寝殿」とのみ記している。¹⁶⁰⁾ このことは、勝宝感神聖武皇帝菩薩伝が太上天皇崩御の場所を平城宮としていることを裏付けるものであろう。「寝殿」の存在は、聖武太上天皇の平城宮に設けられた御在所に、太上天皇の居所としての「寝殿」をはじめ多くの殿舎が並び立っていたことを推測させるが、具体的に聖武太上天皇のための宮殿が何と呼ばれていたのか、また平城宮の何処に営まれたのかは明らかではない。

viii 孝謙天皇后期の御在所—天平宝字元年の改作計画—

天平宝字元年5月、孝謙天皇は大宮改修のために藤原仲麻呂の田村第に移御することとな¹⁶¹⁾った。しかしそれからわずか2カ月足らずしか経ていない6月には橘奈良麻呂の乱が勃発し、ま¹⁶²⁾た同年末近い11月には既に孝謙天皇が「内裏」に住んでいたことを確認できることから、恐らくこの度の改修は橘奈良麻呂の乱の勃発による政情不安のなかで結果的に中止されたものと考えられる。なお孝謙天皇と皇太子大炊王が大宮改修のために移御した田村第は、大宮改修期間、一時的に御在所に充てられたために「田村宮」と呼ばれたが、この「田村宮」、すなわち藤原仲麻呂の田村第については先学によって既に詳しい検討が加えられ、また先年発掘調査によって田村第の一部と考えられる遺構も検出されるに至り、その様相が僅かではあるが明らかになりつつある。田村第および「田村宮」の詳細についてはそれらに譲る。¹⁶³⁾

平城宮の改作計画とその中止

大宮の改修を中止した孝謙天皇は平城宮に還り、「内裏」を御在所としたと考えられるが、その「内裏」については『万葉集』所収の歌に関連史料がある。それによれば、天平宝字2年正月3日内裏の「東屋垣下」に侍従豎子王臣等を召して侍さしめ、玉筥を賜わって宴を催し、次いで6日には諸王卿等を召し酒を賜って宴を催したが、その際「内庭」に仮に樹木を植え林帷を作った、とある。対応する記事が『続日本紀』には見えないことから、宴に加わった王卿や王臣の具体的な範囲や、宴が催された「東屋垣下」や「内庭」の「内裏」における位置などは判明しないが、内裏の内部に「内庭」と呼ばれる庭や「東屋」とそれを取り囲む「垣」などがあったことがわかる。これ以後孝謙天皇在位中の『続日本紀』の記事などに「内裏」は見えないが、恐らく孝謙天皇は皇太子大炊王に皇位を譲るまで「内裏」を御在所としていたものと考えられる。¹⁶⁴⁾

孝謙天皇の御在所「内裏」

天平勝宝8年5月、聖武太上天皇が寝殿で崩御するが、その時、遺詔によって道祖王が皇太子に立てられた。¹⁶⁷⁾皇太子道祖王の居所については明らかではないが、天平宝字元年4月に至り聖武太上天皇の諒闇であるにも関わらず、志淫縦にあり、教勅を加えても改め悔いることがなかったとの理由で、道祖王が皇太子を廃されたことを記した『続日本紀』の記事に、皇太子を廃された道祖王は「第」に帰らされたこととあることから、道祖王は皇太子として平城宮内に居所を構えていたことが判る。既に述べたように、孝謙天皇は、その在位後半の一時期(天平勝宝6年前後)に、皇太子時代の居所であったとみられる「東宮」を継承した「東院」を御在所の一つとしていたと考えられることから、道祖王の皇太子としての居所が平城宮内に設けられていたことが明らかであっても、それが実際に設けられた場所や、また孝謙天皇の御在所の一つである「東院」・「東宮」との関係などについては明らかではない。しかし孝謙天皇の御在所の一つとして「東院」・「東宮」が見えるのが天平勝宝6年前後に限られることから、道祖王の立太子とともにその皇太子としての居所が「東宮」・「東院」に設けられた可能性もある。¹⁶⁸⁾

皇太子道祖王の居所

廃された道祖王に代わって皇太子に冊立されたのが大炊王である。¹⁶⁹⁾大炊王は、妻である栗田姉女が藤原仲麻呂の子、故藤原真依の妻であった関係から、皇太子となるに先んじて仲麻呂に招かれ田村第に居していたが、皇太子に立てられると同時に宮内に迎えられたと考えられることについては、前節で述べた。しかし引き続いて計画された大宮改修にともない、孝謙天皇とともに平城宮を出て、「田村宮」に居所を移し、「田村宮」では「大殿」と呼ばれる殿舎に居し

皇太子大炊王の居所

¹⁷⁰⁾た。ところがそれから時を余り経ないで橋奈良麻呂の乱が勃発したことによって、皇太子大炊王は孝謙天皇とともに改作の終了していない平城宮に戻ったものと考えられる。大炊王が平城宮に迎えられ居した場所、あるいは「田村宮」から帰って居所とした場所について明記した史料はないが、従来からの慣習に従えばそれは「東宮」であったと思われる。しかしその場合、道祖王の場合と同様に、孝謙天皇の御在所の一つとなっていた「東院」・「東宮」との関係が問題である。また立太子から時を経ない大宮の改修によって、孝謙天皇とともに平城宮を離れていることからすると、この改作においては、孝謙天皇の御在所である大宮ばかりではなく、皇太子の居所も改修の対象となっていたと考えることができる。このことは天平宝字元年に行われようとした大宮改作の意図とも関わる重要な問題である。すなわち天平宝字元年の改作が、近い将来における皇太子の即位を見越した上での改作であったのか、あるいは孝謙天皇は皇太子を立てた上で、さらに長期に及ぶ在位を考えて、自らの居所の改修を意図し、皇太子の居所についてはあくまで付随的な改作に過ぎなかったとも考えられる。いずれにしろ天平宝字元年の改作は当時における政治情勢を考える上で極めて重要な観点の一つである。

ix 淳仁天皇前半期の御在所(1)―小治田宮行幸・保良宮造営と天平宝字の大改作―

淳仁天皇の御在所「内裏」

孝謙天皇の皇太子大炊王は天平宝字2年8月に孝謙天皇の禪を受けて大極殿に即位し、¹⁷¹⁾淳仁天皇となった。即位直後の淳仁天皇は「内裏」を御在所とし、後述する天平宝字4年8月の小治田宮行幸までほぼ2年の間をここで過ごしたと考えられる。淳仁天皇が即位当初の御在所を「内裏」に設けたことについては、天平宝字4年正月朔に五位以上の官人達に対して宴を催す場所として「内裏」がみえること、¹⁷²⁾また同3年6月および同4年正月には淳仁天皇一人あるいは淳仁天皇と孝謙太上天皇の二人が、前節において詳しく検討をしたように、「内裏」に存在し、大安殿とともに奈良時代中期以前の平城宮において「内裏」を代表する殿舎であったと考えられる「内安殿」に出御し、授位（淳仁天皇の兄弟への授品、藤原仲麻呂への従一位の授位）や任官（大納言の任官）を行っていること、¹⁷³⁾などから明らかである。なお淳仁天皇に皇位を譲った孝謙太上天皇の御在所については明らかにできないが、淳仁天皇とともに「内安殿」に出御している点については注意しておく必要がある。

小治田宮行幸

天平宝字4年8月、播磨・備前・備中・讃岐の4ヵ国の糶併せて3000斛を小治田宮に貯えさせることとし、¹⁷⁴⁾その4日後に淳仁天皇は突如小治田宮に行幸した。¹⁷⁵⁾それと同時に天下諸国の当年の調庸を便宜小治田宮に収納させている。¹⁷⁶⁾このち翌5年正月、小治田宮を離れて平城宮に還御し、¹⁷⁷⁾武部曹司（兵部省曹司）を御在所とするまでの約5ヵ月間、淳仁天皇は小治田宮を御在所として滞在したものと考えられる。

小治田宮の構造

淳仁天皇が御在所とした小治田宮は、近年、雷丘東方遺跡で検出された井戸跡から「小治田宮」と墨書した一群の土器が出土したことによって、飛鳥川右岸の雷丘東方一帯の地に比定されるに至った。¹⁷⁸⁾しかしその所在・範囲や規模・構造についてはなお今後の発掘調査を待たねばならないが、淳仁天皇の行幸に先立ち三千斛の糶を貯えさせたことといい、また天下諸国の当年の調庸を収納させたことといい、淳仁朝の小治田宮には巨大な倉庫群が付属していたと考えられる。また天平宝字5年正月には淳仁天皇が「臨軒」し、文武百官主典以上が「儀」によって「位」（版位）に陪し、授位の儀式が執り行われたことからすると、小治田宮には文武百官が¹⁷⁹⁾

列位しうるほどの広い庭があり、そこには天皇が「臨軒」できる殿舎も存在していたことが知られる。小治田宮(小墾田宮)は元来推古天皇の宮で、そののち皇極・斉明・天武の各朝をへて、奈良時代の淳仁朝・称徳朝まで史料に現れることから、推古朝の小墾田宮がそののち奈良時代に至るまで何らかの形で維持された可能性があると考えられる。推古朝の小治田宮は、所在地が明らかになっていないが、その基本的な構造については『日本書紀』の関連記事によってほぼ明らかになっている。¹⁸⁰⁾ 推古朝の小治田宮の構造には先に述べた淳仁朝の小治田宮と共通する点もあり、¹⁸¹⁾ 両宮の所在地の比定については問題が残るものの、小治田宮は、皇族の間に代々伝領された嶋宮のように、¹⁸¹⁾ 推古朝以降皇極・斉明・天武朝をへて淳仁朝・称徳朝に至るまで補修をうけつつも、¹⁸²⁾ 基本的には推古朝の小治田宮を継承して存続した可能性が高いのではないかと考えられる。

淳仁天皇が小治田宮へ行幸した理由について、『続日本紀』は「大史局(陽陰寮)の事を奏する有るに依って、暫く移りて小治田岡本宮に御す」と述べる詔を引用するのみで、その真相を物語る史料は他にない。従って行幸直後の小治田宮で採られた措置として「新京」の諸大小寺や高年僧尼等に新銭や繩綿を賜っていることから、小治田宮が「新京」すなわち都になったことを意味していると解する説もあるなど、¹⁸⁴⁾ 従来から淳仁天皇の小治田宮行幸は極めて不可解な行動であると考えられてきた。しかし小治田宮滞在中に迎えた天平宝字5年正月の朝賀が「新宮未だ就らざるを以って」¹⁸⁵⁾ 廢朝されているのは、未だ就らざる「新宮」が小治田宮でないことは明らかであるから、当時造営途中の「新宮」が他に存在していたことになる。当時造営途中であった「新宮」としては天平宝字3年11月頃から造営が行われていた保良宮の可能性もあるが、平城宮である可能性がきわめて高いと考えられる。それは、天平宝字5年正月に淳仁天皇が小治田宮を離れて平城宮に還御した時、淳仁天皇が御在所としたのが武部曹司(兵部省曹司)であったからである。平城宮に還御した時に「内裏」などではなくわざわざ武部曹司を御在所としたのは、この時平城宮において天皇が本来御在所とすべき施設が使用できない状態にあったからであると考えられ、¹⁸⁶⁾ 天平宝字4年の小治田宮への移御は平城宮改作のために行われたもので、遅くとも小治田宮へ行幸した天平宝字4年8月頃には平城宮の改作が天皇の御在所付近において行われていたと推測することができる。従って淳仁天皇の小治田宮行幸は平城宮の改作によるものとみられる。ただしこの時何故に一時の御在所としてわざわざ平城宮から遠く離れた小治田宮を選んだのかは明らかではない。

上記のように、翌天平宝字5年正月、淳仁天皇は4カ月余りに及ぶ小治田宮滞在中に終止符を打って平城宮に還御し、武部曹司を御在所とした。『続日本紀』による限り、そののち保良宮に行幸する同年10月まで10カ月余りのあいだ淳仁天皇は平城宮で過ごしたことになるが、この間最初に御在所とした武部曹司を離れた様子が認められないことから、恐らく平城宮における淳仁天皇の本来の御在所は未だ造営・改作の途中にあって使用できず、淳仁天皇は保良宮行幸まで武部曹司に居し続けていた可能性がある。

天平宝字5年10月に至り淳仁天皇は再び平城宮を離れ、保良宮に行幸した。この時孝謙太上天皇が同道したとの記録はないが、恐らく両天皇は一緒に造営中の保良宮に向かったものと考えられる。そして保良宮は、これ以後、翌6年5月の両天皇の不仲による平城宮への還御という事態に至るまで、7カ月余り両天皇の御在所となった。なお保良宮への行幸は、『続日本紀』

平城還御と御在所「武部曹司」

保良宮行幸

¹⁸⁹⁾に載せられた詔によって、平城宮改作によるものであることが明らかである。

保良宮の造営

保良宮の造営は、既に淳仁天皇の在位中頃に当たる天平宝字3年11月に造営使の任命を以って開始され、以後少なくとも同6年3月頃までは継続された¹⁹⁰⁾と考えられる¹⁹¹⁾。保良宮は造営当初宮のみに留まる離宮に過ぎなかった¹⁹²⁾。しかし天平宝字5年に至り、京を造営するための使が任命されて諸司史生以上の官人に宅地が支給され、事実天皇が保良宮へ行幸した天平宝字5年10月には藤原仲麻呂の邸宅が保良宮付近に存在していたこと、また京に近い二つの郡が畿県と称されることとなったこと、などから、保良宮は、天平宝字5年正月以降同年10月までに単なる離宮から副都的な存在となった¹⁹³⁾と考えることができる。以上のような保良宮造営の過程から、淳仁天皇が行幸した天平宝字5年10月の段階においては、京の造営はまだ進行途中で未完成の部分が多かったと考えられるが、天皇の御在所としての宮は天平宝字3年以来の造営によって居住するに耐える状態にあったために、平城宮の改作の本格化にともない保良宮がその間の御在所に充てられることになったものと推測される¹⁹⁴⁾。

保良宮の構造

保良宮の構造については、それを伺わせるに足る史料はないが、少なくとも二人の天皇が居すための御在所、それが天皇一人一人に別の区画として存在していたのか、あるいは二人で一つの区画に住んでいたのかは不明であるにしろ、御在所が保良宮に置かれていたことは間違いなく、それは「内裏」と呼ばれていたようである¹⁹⁵⁾。一方御在所以外の施設に関しては不明であるが、天平宝字6年正月の朝賀が「宮室」未だ成らざるを以って廃朝とされていることから、¹⁹⁶⁾「大極殿」や「朝堂」の造営も行われていた可能性¹⁹⁷⁾を考える説もある。しかしこの「宮室」が果して現在御在所があり、しかも造営途中の保良宮のことであるのか、あるいは改作中の平城宮のことであるのか必ずしも明確ではない上に、このことが直ちに「大極殿」や「朝堂」に相当する施設が存在したことを示すとみる理解には問題があり、なお慎重な検討が必要である。ここではとりあえずこのことが直接には保良宮における「大極殿」・「朝堂」の存在を示唆するものではないと理解しておくこととする。また諸司史生以上の官人に宅地が班給されたことは諸司史生以上の官人が勤務する官司が保良宮の中に存在していることを前提とした措置であると考えられることから、保良宮内に八省以下の曹司が存在していたと推定することができる¹⁹⁸⁾。

平城宮の改作

以上のように淳仁朝の中頃から小治田宮への行幸、さらに保良宮への行幸、と平城宮を留守にする期間が長期に亘ったが、この間そのような事態が生じたのは、既に述べたように保良宮の造営と並行して平城宮で大規模な改作が行われたことによるものであったと推定される。平城宮の改作は、既に孝謙天皇の在位末期の天平宝字元年に計画されながらも、橋奈良麻呂の乱の勃発によって短期間に修理を加える程度で終了、頓座したらしいことについては先に述べた。今回の改作は、天皇の小治田宮行幸に先立って行われた天平宝字4年正月の造営卿任命から始まった¹⁹⁹⁾と考えられ、その計画性や長期に及んだ造営期間、あるいは保良宮での諸司官人への宅地班給などの事態から、きわめて大規模な改作で、改作の範囲は御在所・朝堂院は勿論のこと、曹司にまで及んだ平城宮の全面的な改作であった可能性が高いと考えられる。第二次朝堂院の一郭が改作の範囲に含まれていたことについては、現在の唐招提寺講堂の前身建物がこの改作の時に施入された平城宮朝集殿であると考えられることから推定される²⁰⁰⁾。一方一旦小治田宮から平城宮に還御した淳仁天皇が仮の御在所とした武部曹司を出て再び保良宮へと遷御するに至ったのは、このころ武部曹司が改作の対象となり、改作が天皇の御在所から平城宮内全域に及

ぶこととなったためであると考えられることから一般の曹司にまで改作が及んだと考えられ、また保良宮において諸司官人への宅地班給が行われたこともその可能性を示唆するものとする。平城宮全体に及ぶような大規模な改作の中であって、天皇の御在所の改作はかなり早い時期から着手されたと考えられるにも関わらず容易に進捗しなかった。それは、小治田宮行幸とその後の一時的な平城宮還御にともなう武部曹司への入御、さらに再度の保良宮への還御に至る一連の天皇の動きによっても明らかで、また保良宮からの還御も、造営の途中であったらしく、孝謙太上天皇は一旦亡き母光明皇太后ゆかりの法華寺に入る始末で、詳細は後述することとするが、そののちようやく「西宮」すなわち「内裏」の完成とともに太上天皇は「西宮」に入御するに至ること、などからも明らかである。

以上のように、今回の平城宮の改作は、朝集殿の唐招提寺への移築が日程に昇った時期や小治田宮への行幸の時期、あるいは武部曹司の存在していた下限などから考えて、天皇の御在所や朝堂院を先にして、次第に平城宮全体へと及ぼして行ったものとみられ、しかも御在所については容易に完成に至らないほどに大規模で根本的な改作であったと考えられる。そのような大規模な改作によって誕生したのが、淳仁天皇の御在所「中宮院」と孝謙太上天皇の御在所「西宮」であった。

X 淳仁天皇後半期の御在所(2)―「中宮院」―

平城宮改作の間、ともに保良宮にあった淳仁天皇と孝謙太上天皇は、道鏡を巡る対立から次第に不和となり、天平宝字6年5月、改作が未だ終了していない平城宮に還御してきた。²⁰⁴⁾平城宮に還御した両天皇のうち、平城宮内には淳仁天皇が入り、「中宮院」を御在所とした。一方孝謙太上天皇は未だ平城宮内の御在所が未完成であったためか、「平城別宮」と言われ、²⁰⁵⁾母である故光明皇太后の旧皇太后宮のあった法華寺に入っている。¹¹⁹⁾

淳仁天皇の御在所「中宮院」

淳仁天皇は、こののち天平宝字8年10月に廃されて淡路に逐われるまでの約2年4カ月余りの間、一貫して「中宮院」を御在所としていた。淳仁天皇の御在所であった「中宮院」については、既に前節において詳しく検討を加えた。そこで結論として得たのは、「中宮院」は淳仁天皇の時代にのみ見える「宮」で、単なる仮の御在所であったのではなく、天平宝字4年頃から始まった平城宮の改作に当たり、藤原仲麻呂の影響のもとで淳仁天皇の御在所として建設された、唐にモデルをもつ宮殿であり、その遺構としては第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構を当てることができることであった。

孝謙太上天皇の御在所「法華寺」

一方、法華寺を御在所と定めた孝謙太上天皇が、彼女に仕える女官達とともに実際に法華寺に居住していたことについては、平城宮跡出土の第1号木簡、すなわち孝謙太上天皇の側近の女官とみられる竹波命婦の所で使用する小豆・醬・酢・末醬の4種の品物を、寺(法華寺)から請求した文書木簡から推定することができる。²⁰⁶⁾淳仁天皇が廃帝となるに至るまで一貫して「中宮院」を御在所としていたのに対して、孝謙太上天皇はいつしか法華寺から平城宮の中に入ったようである。それは、既に述べたように『続日本紀』に藤原仲麻呂の乱で賊と戦い「内裏」を宿衛した桧前忌寸236人と、(「内裏」の)北門を宿衛した秦忌寸31人に対して、人毎に爵一級を賜ったとの記事が存在するからである。²⁰⁷⁾この記事は、藤原仲麻呂の乱が発生した天平宝字8年9月の時点で孝謙太上天皇の御在所が「内裏」と呼ばれていた可能性のあることを示してい

孝謙太上天皇の御在所「内裏」

る。孝謙太上天皇はそののち重祚して称徳天皇となるが、その御在所として『続日本紀』に見える「西宮」に入ったとの記事が見えないことなどを参考にすると、この「内裏」がすなわち「西宮」であると考えられる。

xi 称徳天皇の御在所―「西宮」―

称徳天皇の御在所「西宮」

藤原仲麻呂の乱に勝利し、淳仁天皇を廃して再び皇位に就いた称徳天皇は、在位中平城宮にあって一貫して「西宮」と呼ばれる宮を御在所としていた。前節で述べたように、称徳天皇は重祚する以前、既に藤原仲麻呂の乱勃発時には平城宮に入り、「内裏」すなわち「西宮」を居所としていたと考えられる。

東院

『続日本紀』に記された称徳天皇の御在所「西宮」の構造や規模、また「西宮」と並行してしばしば利用された「東院」が、孝謙天皇の時代に「西宮」とともに御在所として用いられたと考えられる「東宮」・「東常宮」を継承したもので、さらにそれはその皇太子時代の「東宮」にまで遡る可能性が強く、従って「東院」は平城宮の東張り出し部の東院地区に存在していたと推定してよいこと、しかし「東院」は「西宮」に取って代わるような称徳天皇の御在所ではなかったこと、などについては既に前節において詳しく検討したので、ここでは再説しない。

xii 光仁天皇の御在所

皇太子白壁王の居所「春宮」

宝亀元年8月、称徳天皇は「西宮寝殿」²⁰⁸⁾において崩御した。ここにおいて左大臣藤原永手らは、大納言白壁王を皇太子に立てた。皇太子となった白壁王は、既に前節において述べたように、しばらくのあいだ即位しないで皇太子のままでもどまり、「春宮」を居所として、ここで政務を執ったと考えられる。

光仁天皇の御在所「内裏」

皇太子白壁王は、立太子から2カ月ほどした10月朔に至り、ようやく大極殿において即位し、²⁰⁹⁾光仁天皇となった。光仁天皇が即位後御在所としたのは、『続日本紀』の記載によれば、「内裏」であったと考えられる。それは、まず第一に、正月元日に行われる元宴が宝亀3～6・9・11年と宝亀年間を通じてほぼ連年「内裏」²¹⁰⁾で行われ、宝亀9年には正月7日の宴や3月3日の曲水の宴も「内裏」²¹¹⁾で催されていること、第二に、宝亀6年10月に行われた僧二百人を屈しての大般若経の転読が「内裏」と「朝堂」²¹²⁾で行われているのは、「朝堂」が国家を代表する場として転読の場所選ばれたのに対して、「内裏」は天皇の御在所であったことによると考えられること、第三に、既に前節で述べたように、宝亀8年5月に、本来は太政官が管理すべきである太政官印を天平宝字8年（藤原仲麻呂の乱）以来「内裏」に収め、政務の必要に応じて、太政官が毎日「内裏」に請進していたが、ここに至って太政官印を太政官に復置する措置が採られている²¹³⁾ことは、天皇の「内裏」における一貫した居住とそこにおける執務を前提としていると考えられること、などの諸点に基づく。

しかし光仁天皇が即位後直ちに「内裏」に入ったか否かについて明徴はなく、むしろ即位後しばらくの間『続日本紀』には「内裏」に関する記事が全く見えず、「内裏」が『続日本紀』に登場するのは、即位ののち1年3カ月を経た宝亀3年正月に至ってからである点²¹⁴⁾はやはり注意が必要である。これは、宝亀3年正月以後、ほぼ毎年「内裏」が見えることと比べると、極めて対照的なことである。従って厳密に言えば、光仁天皇は即位後『続日本紀』に「内裏」が見

えるようになるまでの1年3カ月の間どこに居所を定めていたか不明であると言わざるをえない。例えば「内裏」が見えない光仁天皇即位から1年3カ月ほどのあいだ「内裏」は改作中で、天皇は「春宮」にそのまま住み、節会や宴などの行事が「内裏」で行われなかったために、「内裏」が『続日本紀』に現れなかったと考えることもできないわけではない。

光仁天皇の御在所は、以上のように即位当初の時期を除いて在位中ほぼ一貫して「内裏」に営まれたと考えられるが、しかし『続日本紀』を通覧してみると、光仁天皇の御在所について問題とすべき点が二つある。第一は、『続日本紀』では宝亀7年正月から翌8年正月までの間、節会や宴などの行事を行う場として、光仁天皇の在位中ほぼ一貫して御在所であったと考えられる「内裏」が全く登場せず、それに代わって「前殿」がそのような場として見える点である。²¹⁵⁾ 前殿すなわち、この1年余の間、この前後の時期においては「内裏」を場として行われることが通例となっていたと考えられる正月元日の宴や16日の宴、あるいは遣唐使への節刀の賜与などの儀式及び宴が「前殿」で行われている。宝亀7年正月から翌8年正月までの1年余の間における「前殿」の集中的な使用と、この間「内裏」が全く儀式や宴の場として登場してこないことは、好対照をなしており、天皇の御在所として「前殿」と「内裏」とが同時に存在することを認め難いような状況である。あるいは「前殿」が「内裏」において実際に天皇が出御する殿舎であったために、たまたま何等かの事情によってこの間「内裏」に代わって「前殿」が『続日本紀』に現れたと考えることもできないわけではない。しかしこの間に限って『続日本紀』が「内裏」に代わって「前殿」と表記しなければならない理由を、例えば『続日本紀』の編纂事情などに求めることは容易ではないのではなからうか。それ故に「前殿」は「内裏」とは全く別の区画に存在していた殿舎であった可能性の方が高いことになる。

宝亀7年正月から8年正月にかけて「内裏」に代わって『続日本紀』に見える「前殿」は具体的にはどこに存在していたと考えられるのであろうか。また一方この1年余りの間「内裏」はどのような状態に置かれていたのであろうか。

まず前者について考えようとする時、注目されるのは、「前殿」が「内裏」に代わって使用された期間に見える「宮中」である。「宮中」は光仁天皇の在位中の記事では、宝亀7年5月²¹⁶⁾と翌8年3月に3度見える。これらの場合「宮中」とは単に平城宮内のことを意味しているのではなく、天皇の御在所を示していると考えられる。それは、まず「宮中」が見えるのがちょうど「内裏」が『続日本紀』に現れない宝亀7年から8年にかけてであること、また特に宝亀6年10月には、僧を屈しての大般若経の転読の場として、「内裏」と「朝堂」が用いられている²¹⁷⁾のに対して、翌7年5月には「宮中」と「朝堂」を用いて行われ、²¹⁸⁾宝亀6年の「内裏」と7年の「宮中」とが、大般若経転読の場としてともに「朝堂」と対になっていること、などによる。このように「内裏」が見えない時期に『続日本紀』に登場する「宮中」が、この時の光仁天皇の御在所を指し示すのであるならば、天皇が「内裏」から出て「宮中」に居していた期間の上限は、「前殿」が登場する以前で「内裏」が見える最後である宝亀6年10月後半から、「前殿」が初めて現れる翌7年正月1日までであり、一方下限は、宝亀8年3月末から再び「内裏」が登場する同年4月初めとなる。従って、宝亀6年末から翌々8年4月初にかけて光仁天皇は「内裏」ではなく、「前殿」の存在していた「宮中」を御在所としていたと考えることが可能である。なお宝亀8年正月に行われた饗宴の場の使用状況²¹⁹⁾からみて、「宮中」には「前殿」があ

っただけではなく、「朝堂」が付属していた可能性もあると推測される。またそのほか宝亀7年2月に大隅・薩摩隼人による俗伎奏上儀礼の際に天皇が出御した「南門」もあるいは「前殿」のあった区画の南に開く正門であった可能性もあるのではなかろうか。しかし「宮中」や「前殿」が平城宮のどこに当たるのかについては全く手がかりがないが、もし「朝堂」が付属していたのであれば、例えば、淳仁天皇の時代に御在所であった「中宮院」であったのかも知れないし、あるいは次に述べる楊梅宮のことであるのかもしれない。

次に後者については、宝亀6年末から8年4月頃まで儀式や宴などの場として「内裏」が『続日本紀』に現れないことが、直ちに光仁天皇による御在所としての「内裏」の未使用を意味するとして、このことが何らかの理由で「内裏」が使用できない状態にあったことによるとすると、そのような理由・事態としてはまず改作などの造営が想定される。しかし『続日本紀』にはそのような「内裏」の改作に関わるような記事は見られない。あるいはまた単に天皇が一時的に「内裏」を離れ、「前殿」のある区画に移り住んだだけのことであるのかもしれない。

いずれにしても「内裏」が使用されず、それに代わって「前殿」や「宮中」が見える宝亀7年から宝亀8年の1年余りの間、光仁天皇の御在所がどこに設けられていたのかは大きな問題として残る。

楊梅宮 光仁天皇の御在所に関して二番目に問題となるのは楊梅宮である。楊梅宮は光仁天皇の時代にのみ見える宮殿で、今日楊梅天神と称する宇奈太理神社が平城宮東張り出し部の東南隅に所在することや平城京左京四條二坊に所在していた藤原仲麻呂の田村第が楊梅宮の南にあったとする『続日本紀』の記述²²¹⁾などから、平城宮東張り出し部に所在したと推定されている²²²⁾。楊梅宮は宝亀4年2月に完成²²³⁾をみ、光仁天皇は完成したばかりの楊梅宮に直ちに徙居²²⁴⁾している。楊梅宮は、このち2年足らずのあいだ諸種の儀式や行事の開催場所として『続日本紀』等の文献史料に現れる。

楊梅宮が平城宮の東張り出し部に存在したとする推定が正しいとすると、それが称徳朝や孝謙朝の「東院」、さらにそれ以前の「東宮」を継承した宮殿であることは間違い²²⁵⁾ないであろう。

楊梅宮の構造 楊梅宮の構造については、あまり明らかになっていないが、楊梅宮の構造を考える上で重要な史料が『続日本紀』等に散見される。まず『続日本紀』によれば、楊梅宮には蓮の植えられた「南池」と呼ばれる園池があったことがわかる。この「南池」に相当すると思われる園池の遺構が宇奈太理神社の東南方で検出されている²²⁶⁾。また『続日本紀』では宝亀6年正月に五位以上の官人達を宴して食を賜ったと見えるだけで、宴が催された場所や宴の様子については何も触れるところがないが、『公事根源』や『河海抄』に引く「続日本紀! 宝亀6年正月7日条、あるいは『袖中抄』所引の「官曹部類」²²⁹⁾の同日の条では、この時の宴の場所とその様子を記している。『公事根源』・『河海抄』に引く「続日本紀」の記事と『袖中抄』所引の「官曹部類」とでは、記事に若干相違する点も見られるが、ともに正月7日の宴を楊梅宮で行ったとする点では一致²³⁰⁾している。光仁天皇が宴に臨んで出御した殿舎について、「続日本紀」は「楊梅院大安殿」とするのに対して「官曹部類」は「楊梅後安殿」とし、異なっている。いずれの記述が正しいのか容易に決めることはできないが、両書の記述によれば、楊梅宮には天皇が儀式や宴に当って出御するための殿舎として「大安殿」ないしは「後安殿」と呼ばれる殿舎が存在していたことが確認できる。また両書の記事を総合すると、この日の宴では、青馬を見る行事が楊梅宮で天皇

の「大安殿」ないしは「後安殿」への臨御のもとで行われたこと、またそのための馬は典厩によって進められたこと、さらに中納言石上宅嗣が版位に就いて、宣命を読み上げたことがわかる。平安時代に行われた白馬節会のように青馬を索いて回る行事が行われ、またそこで宣命が宣られたとすると、天皇が出御した楊梅宮の「大安殿」ないしは「後安殿」の前方には、青馬を索き回し、また宣命を聞くために五位以上の官人たちが列立するためにある程度の広さをもった前庭があったと考えられる。宝亀6年正月7日の宴に関する史料の理解とも関連して、楊梅宮の構造について考えるうえで最も大きな問題は、宝亀5年正月楊梅宮を用いて催された饗宴の場所をどのように理解するかにある。『続日本紀』によると、この日五位以上の官人達は楊梅宮で宴を受けたのに対して、出羽の蝦夷の俘囚達が饗され授位と賜禄が行われた場所を「朝堂」としている。²³²⁾この時の饗宴の場の使い分けについて理解するには、既に前節で述べた、神護景雲3年正月17日における「東院」と「朝堂」とを利用して行われた饗宴のあり方を考慮する必要がある。両者における饗宴の場を比較すると、身分的には天皇により近い侍臣あるいは五位以上の官人が「東院」・楊梅宮で宴されているのに対して、より遠い臣下である文武官主典以上・陸奥の蝦夷や出羽の蝦夷の俘囚は朝堂で饗されており、そこに身分による饗・宴の差別とその場の対応関係を明瞭にみて取ることができる。以上のような「東院」と楊梅宮とにおいてみられる宴の場における対応関係は注目すべきで、使用法として両者は全く同じあり方を示している。既に紹介したように、「東院」と楊梅宮については宮殿域としての継承関係やその性格の連続性が推定されているが、そのような関係を考える上で、上述した「東院」と楊梅宮における「朝堂」付属の可能性も考慮しなければならないであろう。²³³⁾

前述したように、宝亀4年2月、光仁天皇は完成直後の楊梅宮へ徙居したが、それがいつまで続いたのかについては『続日本紀』に記述がなく明らかではない。しかし翌5年正月には「内裏」で宴が催されていること²³⁴⁾からすると、遅くともこの頃には光仁天皇が楊梅宮から「内裏」に戻っていたと考えることができる。楊梅宮が種々の行事の開催場所として『続日本紀』に見えるのは、宝亀4年2月の完成後わずか2年足らずの間のことに過ぎないが、この間においても「内裏」が天皇の御在所として存在していたことは前述したとおりであるから、問題はこの間において楊梅宮と「内裏」とがいかなる関係にあったのかである。楊梅宮と「内裏」が並行して史料に見える時期においてそれらを用いて行われた儀式・行事を比較すると、例えば正月の行事では元宴が「内裏」で行われているのに対して、楊梅宮では正月7日や16日の宴が行われている。²³⁵⁾このことは、正月における諸種の儀式・行事の相対的な性格を考慮すると、「内裏」が楊梅宮に比べてより私性格の強い行事の場となっていると見ることができる。従って楊梅宮が完成し、しばしば使用された宝亀4年から6年にかけての2年ほどのあいだにおいても、天皇の御在所は依然として「内裏」に置かれていたものであり、完成直後のように、一時的に天皇が楊梅宮に徙居することはあっても、楊梅宮が完全に「内裏」に取って代わるようなことはなかったと考えられる。²³⁶⁾²³⁷⁾

光仁天皇の皇后井上内親王の居所については文献史料からは明らかにすることはできない。²³⁸⁾また光仁天皇の二人の皇太子、他戸親王と山部親王の居所についても全く不明である。なお光仁天皇の後宮の一人である高野新笠については『続日本紀』に見える「田村後宮」が居所であったと推定されている。²³⁹⁾²⁴⁰⁾

楊梅宮への徙居

高野新笠の居所「田村後宮」

xiii 桓武天皇の御在所

桓武天皇の御在所「内裏」

光仁天皇の皇太子山部王は、天応元年4月、天皇の譲りを受け、大極殿において即位し、桓武天皇となった。それから5カ月ほど経た9月に「内裏」において五位以上の官人達を宴して²⁴²⁾いることから、桓武天皇は即位ののちまもなく「内裏」に御在所を定めたと考えられる。

当時平城宮の造営を担当していた中核的な官司は造宮省で、皇太子山部王が即位した翌月である5月に早くも造宮卿・大小輔以下造宮省官人の人事が行われていることは、新天皇の即位にともなう平城宮改作のための体制が、即位後直ちに整えられたことを暗示している。しかしそれからわずか1年足らずのちの延暦元年4月には、造宮省が勅旨省などとともに廃止され、造宮省所属の雑色匠手たちは木工寮に配属されることとなった。²⁴³⁾造宮省の廃止は、光仁朝以来の官司整理政策の一環でもあったが、この時既に平城廃都・新都造営のことが予定され、しかも造宮省が新都の造営を担当しうる規模や機能を有する官司ではなかったことによると推定されている。²⁴⁴⁾平城宮の造営を担当する中核的な官司である造宮省が即位後わずか1年ほどで廃止されたことは、桓武天皇の在位中に大きな改作が平城宮において行われなかった可能性を示唆しているかのようである。

しかし桓武天皇即位直後に御在所とされたと推定される「内裏」が、天応元年9月に宴の場として登場して以後、ほぼ2年3カ月余りのあいだ『続日本紀』に現れず、延暦3年正月に至り再び五位以上の官人達を宴する場として登場してくることは注意されねばならない。ただし「内裏」が全く『続日本紀』に現れない期間のうち天応元年末から延暦元年末までの1年ほどは、天応元年12月に崩御した光仁太上天皇に対する服忌の期間に当たてるから、延暦元年正月に行われるべき数々の節宴は光仁太上天皇の喪に対する服忌によって停止されたと考えることができる。従って延暦年間初めの頃に「内裏」が『続日本紀』に見えないことをもって、直ちに「内裏」がこの頃桓武天皇の御在所としての機能を停止していたとすることはできない。しかし光仁太上天皇の服忌終了後である翌延暦2年に至っても節宴などが「内裏」で行われていないことから、光仁太上天皇の崩御にともなう服忌終了後1年余り「内裏」が『続日本紀』に登場しないことについては、光仁太上天皇の崩御とは全く別の事情に原因を求めねばならない。²⁴⁵⁾

勅旨宮移御

そこで注目されるのは、造宮省廃止後の延暦元年7月に、桓武天皇が「勅旨宮」に移御している事実である。²⁴⁶⁾桓武天皇が移御した「勅旨宮」については、他に見えず、明らかではないが、天平宝字元年の平城宮改作に際して孝謙天皇が移御した藤原仲麻呂の田村第がそれ故に「田村宮」と呼ばれたように、恐らくこの年4月に造宮省や造法華寺司・鑄銭司とともに廃止された旧勅旨省のことと考えられる。²⁴⁷⁾桓武天皇の「勅旨宮」への移御について『続日本紀』はただその事実を記すに留まるが、問題は桓武天皇が「勅旨宮」へ移御した理由である。このち天皇が「勅旨宮」から「内裏」へ還御したことについて『続日本紀』は全く触れていないので、桓武天皇が「勅旨宮」に移御していた期間は明らかではないが、先に指摘した延暦2年正月の行事に「内裏」が見えないことやその後再び「内裏」が見えるのは同3年正月であることなどから、延暦元年から2年頃まで「内裏」は使用困難な状況にあった可能性が想定され、桓武天皇の「勅旨宮」への移御は、この前後に天皇の御在所である「内裏」において何等かの改作が加えられたためではないかと推測される。²⁴⁸⁾

「内裏」改作の可能性

延暦元年7月の「勅旨宮」への桓武天皇の移御が天皇の御在所である「内裏」におけるなんらかの改作によるものであるとすると、「勅旨宮」への移御から遅くとも再び「内裏」が『続日本紀』に現れるようになる同3年正月までの間、桓武天皇の御在所「内裏」が改作を受けていたと考えることができる。しかしそれが桓武天皇の即位直後ではなく、やや遅れて開始されている点は問題であろう。この点については、のちに平城宮内裏地区で検出した遺構に見られる空間構造の変遷を検討する際にやや詳しく述べることにする。²⁵⁴⁾なお「内裏」が『続日本紀』に現れない2年3カ月余りのあいだも、「大極殿」や「朝堂」は見えるから、²⁵⁵⁾この時の改作は天皇の御在所である「内裏」のみに留まったものと推測される。

さて桓武天皇は、即位から僅かに3年余りしか経ていない延暦3年5月に摂津職によって行われた遷都を予兆するかのとき報告以降、²⁵⁶⁾次々と遷都への準備を進め、²⁵⁷⁾同年11月には早くも平城宮を去り、²⁵⁸⁾新都長岡宮へ移った。生母の死に遭った皇后藤原乙牟漏と中宮高野新笠とは遷都にともなう桓武天皇の長岡行幸後も1週間あまりの間平城宮に留まったが、2週間後にはともに長岡京に移っており、²⁵⁹⁾のち平城上皇が再び平城遷都を擬すなどし、またその後しばらくの間、平城宮が平城上皇の御在所とされるまで平城宮は史上に現れることはない。

- 1) 『続日本紀』和銅3年3月辛酉条。
- 2) 『続日本紀』慶雲4年2月壬子条。
- 3) 『続日本紀』慶雲4年6月辛巳条。
- 4) 『続日本紀』慶雲4年7月壬子条。
- 5) 『続日本紀』和銅元年2月戊寅条。
- 6) 『続日本紀』和銅元年9月壬申・戊寅条。
- 7) 『続日本紀』和銅元年9月丙戌条。
- 8) 『続日本紀』和銅元年9月戊子条。
- 9) 『続日本紀』和銅元年10月庚寅条。
- 10) 『続日本紀』和銅元年11月乙丑条。
- 11) 『続日本紀』和銅元年12月癸巳条。
- 12) 菅原の地の民の遷移については、平城宮の宮域に入ったことにともなう措置であるとする理解（岸俊男「人口の試算」『古代宮都の探究』塙書房 昭和59年5月、等）と平城京の京城に入ったことにともなう措置であるとする考え（『続日本紀』— 新日本古典文学大系12 岩波書店 平成元年、等）があるが、ここでは本文で記したような平城京の造営過程を考慮して、前者の見解に従うこととする。
- 13) 「平城宮」と言う新しい宮城の名称が正式に『続日本紀』に登場するのは、和銅元年10月の伊勢大神宮への奉幣の時で、それ以前の遷都の詔や行幸の際における名称はただ「平城」とだけあって、「平城宮」の語はまだ使用されていない。このことは一見些細なことのようにであるが、遷都先は一応平城に決まっていたが、具体的にその何処に宮を置くかについてはまだ未定で、宮の造営地が決定されて初めて「平城宮」の名称が用いられるようになったことを示しているものと考えられる。
- 14) 『続日本紀』和銅2年8月辛亥条。
- 15) 『続日本紀』和銅2年9月乙卯条。
- 16) 『続日本紀』和銅2年9月丁巳条。
- 17) 『続日本紀』和銅2年9月乙卯条。
- 18) 『続日本紀』和銅2年10月癸巳条。
- 19) 『続日本紀』和銅2年10月庚戌条。
- 20) 『続日本紀』天平13年正月癸未朔条。
- 21) 『続日本紀』天平15年12月辛卯条。
- 22) 『続日本紀』天平16年3月甲戌条。
- 23) 『続日本紀』延暦3年11月戊申条。
- 24) 『続日本紀』延暦4年正月丁酉朔条。
- 25) 『続日本紀』延暦14年正月庚午朔条。

- 26) 『統日本紀』和銅2年12月丁亥条。
- 27) 『統日本紀』和銅3年正月壬子朔・丁卯条。
- 28) 『万葉集』1—78。
- 29) 『扶桑略記』和銅3年3月辛酉条。
- 30) 大極殿・朱雀門は靈龜元年正月甲申朔条に、南闕は靈龜元年正月庚子条に、また中門は靈龜元年正月己亥条に、はじめて見える。靈龜元年正月甲申朔条に、この日はじめて皇太子が礼服を着て拝朝したことが記されるとともに、また北方の蝦夷や南方の南嶋の使節が来朝して方物を貢ずる儀式が行われ、朱雀門左右には騎兵などが陣列し、またこの時はじめて鉦鼓が用いられたとあり、明かに靈龜元年の正月元会の儀式には特別な意味が与えられていたと推定することができる。それは、恐らくこの時が大極殿・朱雀門を用いた儀式のはじめであったことによるものであろう。なお和銅6年1月16日に出された官宣(『日本三代実録』元慶8年5月29日戊子条)で、毎日執務の場で採られる朝礼に関する規定が行われているが、官人達の執務の場として朝堂が上げられている点が注目される。この朝堂を具体的に平城宮の発掘調査において検出したいかなる遺構は比定するのかについて問題もあるが、日常的な執務の場については比較的早期に整備・完成が見られたものと推定される。
- 31) 『統日本紀』和銅4年8月丙子条。
- 32) 『統日本紀』靈龜元年正月甲申朔条には、この日、元明天皇が大極殿に御して朝賀を受けたことが記されている。この記事は、平城宮における大極殿の確実な初見であるばかりか、多くの注目すべき内容が書かれている記事でもある。すなわち、まず皇太子が始めて礼服を着して天皇を拝した事、また蝦夷や南島の使節が来朝して方物を貢上したこと、さらに正月朝賀の儀式において始めて鉦鼓が用いられ、朱雀門外の左右には鼓吹・騎馬が陣列したこと、その上この日東方に慶雲が現れ、遠江・丹波両国からも祥瑞が献上されたこと(因みに遠江・丹波両国は天皇の即位儀礼である大嘗において稻を貢上する悠紀・主基に点定されることの多い国である)、などである。なお『統日本紀』靈龜元年正月癸巳条には、このうち皇太子の拝朝と慶雲の出現に対して天下大赦と叙位が行われたことが記されている。これらのことが靈龜元年正月朔にまとめて記されていることは、この時点において平城宮中央及びその南面部分が完成を見たことを示しているのではなからうか。事実、これ以降『統日本紀』には平城宮の中枢部を形成する諸施設が現れるようになる。従って靈龜元年正月朔に行われた朝賀の儀礼こそ、平城宮における中枢諸施設の完成を祝うものであったのではなからうか。
- 33) この時、藤原宮の留守に石上麿が任命されたことはこの時点が正式の遷都であることを示している。
- 34) 『統日本紀』靈龜元年9月庚辰条。
- 35) 『統日本紀』養老4年8月癸未条。
- 36) 『統日本紀』養老4年8月丁亥条。
- 37) 『延喜式』卷10太政官。
- 38) 『統日本紀』養老5年2月癸巳条。
- 39) 『統日本紀』養老5年9月乙卯条。
- 40) 『統日本紀』養老5年12月己卯条。
- 41) 『統日本紀』養老5年10月丁亥条。
- 42) 関野貞『平城京及大内裏考』(東京帝国大学紀要工科第参冊 明治40年6月)。
- 43) 『統日本紀』天平17年9月丁丑条。
- 44) 『扶桑略記』天平勝宝元年正月14日条。
- 45) 『類聚三代格』天長2年11月23日宣旨。
- 46) 『大日古』10—266。
- 47) 岸俊男『嶋雑考』(榎原考古学研究所編『榎原考古学研究所論集』5 吉川弘文館 昭和54年9月)。
- 48) 『統日本紀』天平9年12月丙寅条。
- 49) 『統日本紀』靈龜元年9月庚辰条。
- 50) 『統日本紀』養老5年正月庚子条。
- 51) 『統日本紀』神龜元年2月甲午条。
- 52) 『統日本紀』神龜元年11月辛巳条。
- 53) 『統日本紀』天平元年8月壬午条・3年8月辛巳条、等。
- 54) 『統日本紀』天平9年2月己未条。
- 55) 今泉隆雄「8世紀造官司考」(奈良国立文化財研究所編『文化財論叢同朋舎』昭和58年3月)、等。
- 56) 『寧楽遺文』下(昭和37年11月)。
- 57) 清水草雄「家伝」(『古代文学』22 昭和58年3月)、横田健一「家伝、武智麻呂伝研究序説」(『関西

- 大学東西学術研究所論叢』56 昭和37年6月), など。
- 58) 今泉註55)論文, 寺崎保広「瓦木簡進上小考」『奈良古代史論集』1 昭和60年5月)。
 - 59) 今泉註55)論文。
 - 60) 『続日本紀』神龜2年11月己丑条。
 - 61) 『続日本紀』天平2年正月辛丑条。
 - 62) 『続日本紀』神龜4年2月甲子条。
 - 63) 関口裕子「日本古代の豪貴族層における家族の特質について(下)」(『原始古代社会研究』6 校倉書房 昭和59年8月)。
 - 64) 『続日本紀』天平元年8月壬午条。
 - 65) 『続日本紀』神龜4年閏9月丁卯条。
 - 66) 『続日本紀』神龜4年11月己亥条。
 - 67) 『続日本紀』神龜4年11月辛亥条。
 - 68) 『続日本紀』天平10年正月壬午条。
 - 69) 『大日古』7—25・217, 等。
 - 70) 『続日本紀』天平12年12月戊午・丁卯条。
 - 71) 『続日本紀』天平13年正月癸未朔条。
 - 72) 『続日本紀』天平12年5月乙未条には天皇が橘諸兄の相楽の別業に行幸した記事があり, これがこののちの恭仁宮造営・遷都につながったとの推定が行われている。恐らくその推定は正しく, あるいはこの直後から恭仁宮の造営が始まった可能性も考えられる。ただしそれが新しい宮の造営まで意味するものであったのか, あるいは当初は離宮程度のものであったのかは明かではない。
 - 73) 恭仁宮の内裏については一部で発掘調査が行われ, 関連を有すると考えられる遺構もいくつか確認されているが, その様相は他の諸宮都の場合とは異なり, その位置・範囲を特定するまでには至っていない。しかし内裏の工事はかなりの段階まで進められており, 特に内郭地域すなわち内裏については造営が終了していたと推定されている(中谷雅治「恭仁宮の造作工事について」『角田文衛博士古希記念古代学叢論』昭和58年4月)。ただし内裏の正殿はまだ検出されていない。なお内裏が大極殿の真北に位置するのではなく, やや北西にずれる傾向があるとの発掘知見は重要である。これは大極殿の移築・造営がかなりの困難をともしない, 天平15年末頃までかかったとする『続日本紀』の記述とも関連し, 内裏や大極殿などの中枢部がどのような経過を経て造営されたのかを考える上で示唆的である。
 - 74) 『続日本紀』天平14年正月壬戌条。
 - 75) 『続日本紀』天平15年正月丁未条。
 - 76) 『続日本紀』天平15年12月辛卯条。
 - 77) 『続日本紀』天平15年正月癸卯条。
 - 78) 『続日本紀』天平14年正月丁未朔条。
 - 79) 『続日本紀』天平13年正月戊戌条。
 - 80) 『続日本紀』天平13年7月戊午条。
 - 81) 『続日本紀』天平13年7月辛酉条。
 - 82) 『続日本紀』天平14年2月丙子朔条。
 - 83) 『続日本紀』天平14年4月甲午条。
 - 84) 『続日本紀』天平14年8月甲申・15年正月壬子条。
 - 85) 『続日本紀』天平10年7月癸酉・宝龜3年6月乙卯・7年9月甲戌条。
 - 86) 『続日本紀』天平元年3月癸巳・5月甲午・2年3月丁亥・7年5月庚申・10年正月丙戌条。
 - 87) 岸俊男「難波の大蔵」(『難波宮址の研究』第7(論考篇) 昭和56年3月)。
 - 88) 『続日本紀』天平15年5月癸卯条。
 - 89) 和銅・神龜年間には離宮として存在し, しばしば天皇が行幸したことが『続日本紀』の関連記事(和銅6年6月乙卯・7年閏2月己卯・8年3月壬午朔・7月己丑・神龜4年5月乙亥・丁丑条)によって知られる。
 - 90) 『続日本紀』天平13年閏3月己未条。なお同様の記事が天平15年12月己丑条にもあり, 平城の器仗を選び, 恭仁宮に取め置いたと書かれている。選ばれたものが兵器と器仗で異なり, 両者は直接関係することのない記事であるかもしれないが, あるいは恭仁宮の造営が進められる中であって取り合えず平城宮にあった兵器を恭仁の地にある甕原宮に移したのが天平13年の措置で, 天平15年の措置はさらにそれを恭仁宮に取め直したのであるかもしれない。そうであるとする, 天平15年の末頃には恭仁宮がほぼ完成し器仗を取め得る施設が完成していたことを示すものと考えられる。

- 91) 『続日本紀』天平14年正月壬子条。
- 92) 『続日本紀』天平14年正月壬子・7月庚子条。
- 93) 『続日本紀』天平14年8月癸未条。
- 94) 『続日本紀』天平15年11月丁酉条。
- 95) 『続日本紀』天平15年12月辛卯条。
- 96) 『続日本紀』天平16年2月戊午条。
- 97) 『続日本紀』天平16年3月丁丑条。
- 98) 『続日本紀』天平17年正月己未朔条。
- 99) 『続日本紀』天平17年正月乙丑条。
- 100) 正倉院文書のいわゆる天平17年文書である天平17年の大粮申請文書のうち、紫香楽宮に都が置かれていた時期である同年2月あるいは4月の関係文書と紫香楽宮から平城へ遷都してのちの10月の文書とを比較すると、前者の段階において官司の大半が紫香楽宮に移っているのに対して、後者では平城宮に官司のほとんどが移動していることが確認できる。
- 101) 井上薫「紫香楽宮」(『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館 昭和36年7月)。
- 102) 『続日本紀』天平16年正月庚戌条。
- 103) 『続日本紀』天平16年閏正月乙丑朔条。
- 104) 『続日本紀』天平16年閏正月乙亥条。
- 105) 『続日本紀』天平16年2月戊午条。
- 106) 『続日本紀』天平16年2月戊午条。
- 107) 『続日本紀』天平16年2月庚午・3月甲戌条。
- 108) 『続日本紀』天平16年3月庚戌条。
- 109) 『続日本紀』天平16年3月戊寅条。
- 110) 『続日本紀』天平17年5月己未・辛酉条。
- 111) 『続日本紀』天平17年5月戊辰条。
- 112) 『続日本紀』天平17年6月庚子条。
- 113) 橋本義則「朝政・朝儀の展開」(『まつりごとの展開』日本の古代7 中央公論社 昭和61年12月)。
- 114) 『続日本紀』天平17年5月甲子条。
- 115) 『続日本紀』天平17年5月戊辰条。
- 116) 『続日本紀』天平17年8月庚子条。
- 117) 『続日本紀』天平17年8月癸丑条。
- 118) 『続日本紀』天平17年9月癸酉条。
- 119) 『続日本紀』天平17年9月丁丑条。
- 120) 『続日本紀』天平17年11月己巳条。
- 121) 『大日古』8—578・2—570。
- 122) 『続日本紀』天平19年正月丁丑朔・丙申・4月丁卯・5月庚辰・庚寅条。
- 123) 『続日本紀』神亀3年3月辛巳・4年正月壬午・3月甲午・5年正月甲辰・11月乙巳条。
- 124) 『続日本紀』天平4年11月丙寅・6年7月丙寅・9年10月庚申・12年正月癸卯条。
- 125) 『続日本紀』天平20年正月壬申朔条。
- 126) 『続日本紀』天平19年5月庚寅条。
- 127) 『続日本紀』天平19年5月丁亥条。
- 128) 『続日本紀』天平20年正月壬申朔条。
- 129) 『続日本紀』宝亀9年正月戊申朔条。
- 130) 『続日本紀』天平勝宝元年閏5月壬寅条。
- 131) 『続日本紀』天平20年正月戊寅条。
- 132) 『続日本紀』天平勝宝2年2月戊辰条。
- 133) 『続日本紀』天平勝宝元年7月甲午条。
- 134) 聖武天皇が御在所としたのは薬師寺であり、それによって「薬師寺宮」と称されたものと考えられる。
- 135) 『続日本紀』天平勝宝元年閏5月壬寅条。
- 136) 『続日本紀』天平勝宝元年10月庚午・乙亥・丙子条。
- 137) 『続日本紀』天平勝宝元年10月丙子条。
- 138) この推定が正しいとすると、孝謙天皇は即位後直ちに「大郡宮」に行幸し、平城宮の「内裏」には

- 入らなかった可能性も出てくることになる。
- 139) 『続日本紀』天平勝宝2年2月戊辰条。
- 140) 『続日本紀』天平勝宝3年正月庚子条。
- 141) 『続日本紀』天平勝宝2年5月乙未条。
- 142) 『大日古』11—351。
- 143) 鬼頭清明「皇后宮職論」(『研究論集Ⅱ』 奈良国立文化財研究所 昭和49年6月)。
- 144) 既述のように、光明皇太后はその宮を引続き旧皇后宮に営んでいたものと推定されることからすると、皇太后が孝謙天皇の「大郡宮」行幸に伴ない、後述するように、わざわざ同じ平城京内に位置する皇太后宮を離れて「大郡宮」に移った理由は明かではない。あるいは浄清所が「大郡宮」に際して奉仕したのは皇太后ではなく、孝謙天皇であったのかもしれない。
- 145) 『続日本紀』天平勝宝2年正月庚寅朔条。
- 146) 「西大寺田園目録」(『西大寺観尊伝記集成』 奈良国立文化財研究所昭和31年3月)。
- 147) 平野卓治「日本古代の客館に関する一考察」(『国学院雑誌』89—3 昭和63年3月)によると、昭和59年度国史学会11月例会で高田淳が「孝謙天皇の大郡宮をめぐって」と題する口頭発表を行い、大郡宮が平城京の南、下つ道に接した添下郡京南2条1里の地に求められ、それは平城宮内は蕃客のための客館が設けられる以前においてそれに当たる施設が大郡宮であったとの説を提示した、と記されている。
- 148) 『続日本紀』天平勝宝元年11月乙卯条。
- 149) 『続日本紀』天平勝宝2年正月庚寅朔条。
- 150) 『儀式』第2～4 踐祚大嘗祭儀上・中・下。
- 151) 『昭和59年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(昭和60年6月)・『昭和60年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(昭和61年5月)・『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(平成元年6月)。
- 152) 『続日本紀』天平宝字2年11月辛卯・宝龜2年11月癸卯・天応元年11月丁卯条。
- 153) 『続日本紀』天平勝宝2年2月癸亥条。
- 154) 『続日本紀』天平勝宝3年正月庚子条。
- 155) 『続日本紀』天平勝宝4年閏3月丙辰条。
- 156) 『万葉集』19—4288の題詞。
- 157) 『続日本紀』天平勝宝6年正月丁酉朔条。
- 158) 『万葉集』20—4452・4453の題詞。
- 159) 『東大寺要録』本願章所引「延暦僧録」。
- 160) 『続日本紀』天平勝宝8年5月乙卯条。
- 161) 『続日本紀』天平宝字元年5月辛亥条。
- 162) 『続日本紀』天平宝字元年6月甲辰条。
- 163) 『万葉集』20—4486～4487の題詞。
- 164) 足立康「田村宮と楊梅宮」(『史蹟名勝天然紀念物』12—11 昭和12年11月)、岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」(『日本古代政治史研究』塙書房 昭和41年5月)。
- 165) 『平城京京京四条二坊十五坪発掘報告—藤原仲麻呂田村第推定地の調査—』(昭和60年3月)。
- 166) 『万葉集』20—4493～4495の題詞。
- 167) 『続日本紀』天平勝宝8年5月乙卯条。
- 168) 『続日本紀』天平宝字元年4月辛巳条。
- 169) 『続日本紀』天平宝字元年4月辛巳条。
- 170) 『続日本紀』天平宝字元年7月庚戌・戊午条。
- 171) 『続日本紀』天平宝字2年8月庚子朔条。
- 172) 『続日本紀』天平宝字4年正月癸亥朔条。
- 173) 『続日本紀』天平宝字3年6月庚戌・4年正月丙寅条。
- 174) 『続日本紀』天平宝字4年8月辛未条。
- 175) 『続日本紀』天平宝字4年8月乙亥条。
- 176) 『続日本紀』天平宝字4年8月乙亥条。
- 177) 『続日本紀』天平宝字5年正月丁酉条。
- 178) 『雷丘東方遺跡第3次発掘調査概報』(明日香村教育委員会 昭和63年3月)、直木孝次郎「小治田と小治田宮の位置—雷丘東方遺跡出土の墨土器をめぐって—」(『今井林太郎先生喜寿記念国史学論集』所収 昭和63年1月)。
- 179) 『続日本紀』天平宝字5年正月戊子条。

- 180) 岸俊男「都城と律令国家」(『岩波講座日本歴史』古代2 岩波書店 昭和50年10月)・「朝堂の初歩的考察」(榎原考古学研究所編『榎原考古学研究所論集創立三十五周年記念』吉川弘文館 昭和50年12月), 等。
- 181) 秋山日出雄「古代の「宮の伝領」について—飛鳥の嶋宮を通じて—」(『柴田実先生古稀記念日本文化史論叢』昭和51年1月), 岸俊男「飛鳥の宮々 継承されていく宮」(『季刊明日香風』12 昭和59年10月), 仁藤教史「嶋宮の伝領過程」(『古代史研究』5 昭和61年7月), 等。
- 182) 註181)論文
- 183) 『続日本紀』天平宝字5年正月癸巳条。
- 184) 横田健一「北京と西京—保良宮と由義宮—」(『歴史公論』2—10 昭和51年10月)。
- 185) 『続日本紀』天平宝字5年正月丁亥朔条。
- 186) 今泉註55)論文。
- 187) 『続日本紀』天平宝字5年10月甲子条。
- 188) 『続日本紀』天平宝字6年5月辛丑条。
- 189) 『続日本紀』天平宝字5年10月己卯条。
- 190) 『続日本紀』天平宝字3年11月戊寅条。
- 191) 『続日本紀』天平宝字6年3月壬午・甲辰条。
- 192) 滝川政次郎「保良京考」(『京制並に都城制の研究』法制史論叢第2冊 角川書店 昭和42年6月), 福山敏男「石山寺・保良宮と良弁」(『寺院建築の研究』中 中央公論美術出版 昭和57年10月), 等。
- 193) 『続日本紀』天平宝字3年11月戊寅条。
- 194) 『続日本紀』天平宝字5年正月丁未条。
- 195) 『続日本紀』天平宝字5年10月庚午条。
- 196) 『続日本紀』天平宝字5年10月己卯条。
- 197) 保良宮が副都的な存在となった時期については問題があり, 10月に京に近い二郡を畿県と称することとしたのは明らかに天皇の保良宮行幸にともなう措置であるのに対して, それに先立つ正月の造京開始と10月の行幸とが何らかの関連をもつものであったのか否かについては検討が必要である。正式には正月の措置をもって保良宮に副都を建設する意図を示したものと理解し, 10月の措置は直接には天皇の行幸に伴う措置に過ぎないと見ることもできる。また京の造営が開始されたとはいえ, 一般の官人が保良宮をどのように考えていたかは別の問題であり, 行幸直前の天平宝字5年9月に作成された仁部省解(『大日古』4—523)に「保良離宮」と記されている点は注意すべきである。
- 198) 例えば, 山作成作物雑工散役帳(『大日古』5—181)や造石山院公文案(『大日古』5—206)に見える「内裏」は保良宮に存在していた孝謙太上天皇の御在所のことである。ただしこれらに見える「内裏」の語が全て場所を指すとは限らず, なかには「内裏」に居す天皇を間接的に指し示す呼称ではないかと考えられる例もある。
- 199) 『続日本紀』天平宝字6年正月庚辰朔条。
- 200) 滝川註192)論文。
- 201) 『続日本紀』天平宝字4年正月戊寅条。
- 202) 今泉註55)論文。
- 203) 浅野清「平城宮朝集殿の復原」(『大極殿の研究』昭和32年1月), 岡田英男「古代における建造物移築再用の様相」(奈良国立文化財研究所編『文化財論叢』同朋舎 昭和58年3月), 等。
- 204) 『続日本紀』天平宝字6年5月辛丑条。
- 205) 『続日本紀』宝亀3年4月丁巳条。
- 206) この木簡は年紀を欠いているが, 伴出した木簡にみられる年紀が天平宝字5・6年であることが注目される(『平城宮木簡—解説』昭和44年11月)。
- 207) 『続日本紀』天平神護元年2月乙未条。
- 208) 『続日本紀』宝亀元年8月癸巳条。
- 209) 『続日本紀』宝亀元年10月己丑朔。
- 210) 『続日本紀』宝亀3年正月壬午朔・4年正月丁酉朔・5年正月辛巳朔・6年正月丁未朔・9年正月戊申朔・11年正月丁卯朔条。
- 211) 『続日本紀』宝亀9年正月甲寅・3月己酉条。
- 212) 『続日本紀』宝亀6年10月乙卯条。
- 213) 『続日本紀』宝亀8年5月己巳条。
- 214) 『続日本紀』宝亀3年正月壬午朔条。

- 215) 『続日本紀』宝亀7年正月甲寅朔・4月壬申・8年正月甲寅朔・己巳条。
- 216) 『続日本紀』宝亀7年5月丙辰条・8年3月辛未・癸酉条。
- 217) 『続日本紀』宝亀6年10月己卯条。
- 218) 『続日本紀』宝亀7年5月丙辰条。
- 219) 『続日本紀』宝亀8年正月己巳条。
- 220) 『続日本紀』宝亀7年2月丙寅条。
- 221) 『続日本紀』宝亀8年9月丙寅条。
- 222) 岸註164)論文。
- 223) しかし既にその前年、宝亀3年12月には彗星が南方に現れたことをもって僧100人を屈し、楊梅宮に齋を設けている(『続日本紀』宝亀3年12月己巳条)ことからすると、公式には宝亀3年12月の時点で完成していなかったとは言え、楊梅宮はほぼこの頃には使用に耐える状態になっていたと考えられる。問題はむしろ完成直前の楊梅宮で何故にわざわざ彗星出現に対処するための齋が設けられねばならなかったのかにあるが、この点については明かではない。
- 224) 『続日本紀』宝亀4年2月壬申条。
- 225) 岸註222)論文。
- 226) 『続日本紀』宝亀8年6月戊戌条。
- 227) 平城宮第44・99・110・120次調査において玉石組の園・池の遺構を検出している(『奈良国立文化財研究所年報』1968・1977・1979 昭和44年12月・53年8月・55年9月)。
- 228) 『続日本紀』宝亀6年正月辛丑条。
- 229) 「官曹部類」が『官曹事類』のことであることについては、所功「官曹事類(校異・拾遺・覚書)」(『国書逸文研究』12 昭和58年12月)参照。
- 230) 上述のように、現行の『続日本紀』は極めて簡略な内容しか記しておらず、『公事根源』や『河海抄』に引く「続日本紀」の記事に信憑性の点で問題がないわけではない。しかしこの記事の懸けられている宝亀6年正月は楊梅宮が主として使用された期間に合致し、また青馬の行事の起源を説くために、『公事根源』や『河海抄』の著者がことさらに楊梅宮における行事として記事を捏造する必要もないと考えられることなどから、両書の著者がみた「続日本紀」にはこの記事が存在していた可能性もあると考えられる(あるいは『袖中抄』が引く「官曹部類」であったのを誤って『続日本紀』として引用した可能性もある)。
- 231) 『袖中抄』に見える「後安殿」の「後」が「前」に対するものであるとすると、当然「後安殿」に対して「前安殿」なる殿舎が存在していたと推定することが可能となる。しかもその場合「前安殿」が「後安殿」の南に位置する正殿であった可能性が大きいから、天皇が出御するとすれば、当然南に位置する正殿である「前安殿」を用いるべきであろう。このような推測が成り立つとすると、『袖中抄』で天皇の出御した殿舎を「後安殿」とするのは理解し難いことになるが、明かではない。あるいは「後安殿」の「後」は、例えば「院」の誤りではなかろうか、とも推測される。
- 232) 『続日本紀』宝亀5年正月丙辰条。
- 233) しかしまた、既に述べた孝謙朝における大郡宮と薬園宮の関係を考慮すると、「東院」や楊梅宮には臣下の場としての朝堂が付属していなかったために、第一次や第二次の朝堂院にある「朝堂」が用いられたことを示している可能性も否定できない。
- 234) 『続日本紀』宝亀5年正月丁丑朔条。
- 235) 『続日本紀』宝亀5年正月辛巳朔・6年正月乙未朔条。
- 236) 『公事根源』・『河海抄』所引「続日本紀」宝亀6年正月7日条および『袖中抄』所引「官曹部類」宝亀6年正月7日条、『続日本紀』宝亀5年正月丙辰条。
- 237) ただし先に指摘したように、『続日本紀』では宝亀6年末頃から同8年初めにかけて「内裏」が現れず、それに代わって「前殿」なる殿舎が節会や宴の場として見えることが注目される。あるいはこの「前殿」が同時期にやはり「内裏」に代わって見える「宮中」と関係があるとするならば、「宮中」が楊梅宮のことであり、その正殿が「前殿」であった可能性も一応考慮しておかねばならず、宝亀6年末頃から一年余り楊梅宮が「内裏」に代わる御在所となった可能性もある。
- 238) 後述するように、光仁天皇とともに「内裏」(具体的には「内裏」内部の中央から北に位置して設けられた皇后宮)に居住していたと考えられる。
- 239) 『続日本紀』延暦元年11月丁酉条。
- 240) 林陸朗「高野新笠をめぐって」(『折口博士記念古代研究所紀要』3 昭和52年3月)、上田正昭「渡来神の面影」(『日本のなかの朝鮮文化』45 昭和55年3月)、和田萃「率川社の相八卦読み—日本古代の

陰陽師一」(『古代史論集』下 塙書房 昭和64年1月), 等。但し「田村後宮」の位置についてはこれを藤原仲麻呂田村第の跡地とする考え(林陸朗)と平城宮内で「東院」の辺であるとみる考え(和田萃)がある。

- 241) 『続日本紀』応元年4月癸丑条。
- 242) 『続日本紀』天応元年9月戊午条。
- 243) 『続日本紀』天応元年5月乙丑・癸未条。
- 244) 『続日本紀』延暦元年4月癸亥条。
- 245) 今泉註55)論文。
- 246) 『続日本紀』延暦3年正月戊子条。
- 247) 『続日本紀』天応元年12月丁未条。
- 248) 養老喪葬令服紀条。
- 249) 『続日本紀』延暦元年12月壬申条によれば, 光仁太上天皇への服忌終了にも関わらず, 翌年の正月の元日の賀礼が天皇の詔によって停止されている。
- 250) 『続日本紀』延暦2年正月癸巳条。
- 251) 『続日本紀』延暦元年7月戊申条。
- 252) 『続日本紀』延暦元年4月癸亥条。
- 253) 『続日本紀』延暦3年正月戊子条。
- 254) 桓武天皇の時に「内裏」の改作が遅れるのは, 藤原乙年漏の皇后の冊立や藤原吉子の夫人への任命が即位直後ではなく, 即位から2年ほどした延暦2年4月・2月であった(『続日本紀』延暦2年4月甲子・2月甲寅条) ことと関わるのではなかろうか。桓武天皇の「勅旨宮」への移御が皇后の冊立や夫人の任命に先だて行われていることは, それが来る皇后の冊立や夫人の任命にともなう「内裏」における同居を考慮しての「内裏」改作のためであったと考えることができる。
- 255) 『続日本紀』延暦2年正月癸巳・乙巳条。
- 256) 『続日本紀』延暦3年5月癸未条。
- 257) 『続日本紀』延暦3年6月己酉・壬子・壬戌・丁卯・7月癸酉・10月壬申・甲戌・癸巳条。
- 258) 『続日本紀』延暦3年11月戊申条。
- 259) 『続日本紀』延暦3年11月甲寅条。

第Ⅵ章 考 察

1 屋 瓦

A 平城宮・京出土軒瓦編年の再検討

平城宮を中心とした平城京出土軒瓦の全般的な時期区分は、さきに『基準資料Ⅱ瓦編2』の解説および『報告Ⅵ』において提示した¹⁾。それらは、主に文献からうかがわれる平城宮の造営期に、木簡の伴出した標準資料を加味して、奈良時代を第Ⅰ期～第Ⅴ期に区分したものであった (Tab. 4)。その後『報告Ⅹ』では、平城宮の主要な軒瓦である 6225A—6663C を第二次大極殿所用とみて第Ⅱ期から平城還都後の第Ⅲ期に繰り下げ、従来大きくは第Ⅱ期に含めていた 6304 のうち、6304C を第一次大極殿院のⅠ—2 の期の東楼 S B 7802 に 6664 とともに用いられたことから第Ⅰ期でも新しくみ、第Ⅴ期の瓦として、長岡京の軒平瓦と類似する軒平瓦 6275・6276 を抽出するなどの改訂を行った²⁾。『報告ⅩⅡ』では『報告Ⅹ』をうけて、恭仁宮所用の軒平瓦 6691A が軒丸瓦 6296A と組み合って平城還都後、第Ⅲ期に使用されたこと、聖武朝難波宮の軒丸瓦 6303A に対して 6303B は 6284A・D・F に類似することから第Ⅰ期に遡ることなどを指摘した³⁾。

今回は、これまで系統だった分析をくわえていなかった製作技法に重点をおき、これと瓦当文様の変化をからめて、平城宮を中心とした平城宮・京出土軒瓦の再編年を試みることにする。

i 軒丸瓦の変遷

(1) 瓦当文様と外縁の変化 (Tab. 5)

平城京出土軒丸瓦の瓦当文様は蓮華文が主で、他に幾何学文や飛雲文が若干ある。蓮華文には複弁と単弁があり、それぞれ間弁が独立する A 系統、間弁が連続する B 系統、間弁がない C

Tab. 4 平城宮出土軒瓦の時期区分

時期区分	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期		第Ⅳ期	第Ⅴ期
実年代	和銅元年～ 養老5年 (708～721)	養老5年～ 天平17年 (721～745)	天平17年～ 天平勝宝年間 (745～757)		天平宝字元年～ 神護景雲年間 (757～770)	宝龜元年～ 延暦3年 (770～784)
標準遺構	SD3765	SK2102	SK820	SK2101		
伴出木簡	和銅	神龜5 天平元年	天平17～19	天平18 天平勝宝2		
	6282A 6284C	6311A 6313C	6282Ha 6311 6313B・C	6131 6301B 6304C		
伴出軒瓦	6664C	6664F 6666A 6685B	6664D・F 6666 6685B・D 6694A 6721D	6663C 6685A 6691A 6721		

Tab. 5 軒丸瓦の瓦当文様と外縁の変化

弁 形	間弁系統	外縁形態*	外縁文様**	第 I 期	第 II 期	第 III 期	第 IV 期	第 V 期	平安初期	
				和銅元年 ～ 養老 5 年	養老 5 年 ～ 天平 17 年	天平 17 年 ～ 天平勝宝年間	天平宝字元年 ～ 神護景雲年間	宝龜元年 ～ 延暦 3 年	延暦 3 年 ～ 天長元年	
複 弁	A 系	三	MV	6272A						
		傾斜	RV			6269A 6225A~D	6225E			
			LV	6301A 6348A	6301B 6313B・A 6311A~E	6308A~D I・N D・H	6305A	6226A 6313F・I		
			素文				6235E~M	B 6313G		
	直立	素文					6227A 6236A・H	6235C・I D・K 6237A	7247A 7241A	
	B 系	傾斜	LV	6284C・A・D 6303B 6282A 6304C	6314B 6285A	A・E B 6282Fa・Ha 6291A・C	G・Ba 6291B	6238A		
			RV			6320Aa				
	C 系	傾斜	LV			6307A・E	6296A B・F H・I・D 6316E・A			
			素文					6307G		
		直立	LV					6307C 6316B・M	6316H・F 6229A・B	7245A
単 弁	A 系	三角	LV		6091A 6135A~C					
		傾斜	RV			6131A				
			LV			6317A 6138C・E	C 6134B B	C 6135E 6140B		
			素文					6138F~J		7349A
	直立	LV					6134A			
		素文						6075A 6151A	6160A	7126A
	B 系	傾斜	LV		6142A 6130A	B	6143A			
			LV					6144A		
		素文						6145A	6125A	
	C 系	傾斜	RV			6131B 6132A				
LV						6140A 6133Ka	A~C・I	Da・M		
素文							6133P・Q	7133		
重 圈	傾斜	素文		6018C 6012A~D		6011B 6015A				
		直	素文				6012E・H			
飛 雲	直	素文					6441A			

* 三：三角線 傾：傾斜線 直：直立線
 ** MV：面違い鋸歯文 RV：凸鋸歯文
 LV：凸線鋸歯文 IV：凹線鋸歯文

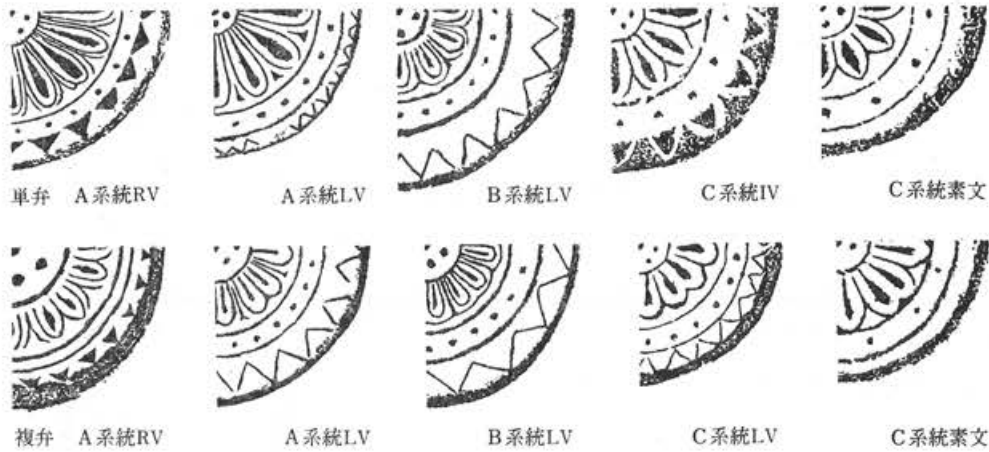


Fig. 47 蓮華文の分類

系統に区分している (Fig. 47)。また、外縁の形態は内面が内傾し、上面を平坦につくらない三角縁、内面が内傾し、上面に平坦部をつくる傾斜縁、内面が直立する直立縁、とくに外縁部を高く作らない平坦縁とがある。このうち、傾斜縁については、内面が直線的なものⅠ、内面が匙面をなすものⅡ、外反するものⅢに区分した (Fig. 48)。

複弁蓮華文

A系統 (Fig. 49~52) A系統の複弁蓮華文は奈良時代を通じて存続し、弁は肉彫り風のもの為主である。藤原宮式軒丸瓦は大部分がA系統で蓮子を2重にめぐらす、6279Aは1+8、6279Bは1+6と1重である。外縁は三角縁もしくはこの上面をへラケズリする傾斜縁Ⅰである。

6301Aは興福寺の創建瓦で第Ⅰ期に比定している。蓮子は2重、外縁は傾斜縁Ⅰで上面に凹線をめぐらす。弁が肉彫り風で強く盛り上る点は藤原宮式の6274A、外縁に凹線をめぐらす点は藤原宮式の6279Aと共通し古い様相を示す。平城宮所用の6301B・Cは、Aに類似するが養老四年の「造興福寺仏殿司」の設置後の製作とみて第Ⅰ期末もしくは第Ⅱ期初においている。しかし、6301Cは後述するように軒平瓦との組み合わせから第Ⅱ期後半になる可能性もある。蓮子を2重にめぐらす瓦は他に6272A・B、6345Aがある。前者は外縁が三角縁で面違鋸歯文をめぐらし、後者は外縁が平縁に近く唐草文をめぐらす。古式の要素を残すこれらは第Ⅰ期も前半になる可能性が高い。6348Aは外縁が傾斜縁Ⅰで線鋸歯文をめぐらし、外区内縁に唐草文をめぐらす、蓮子は1+8と1重であり、あるいはやや時期が下るかもしれない。6348BはA

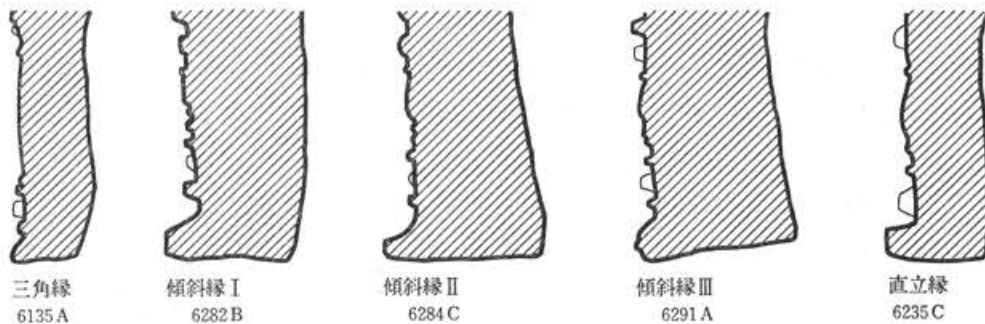


Fig. 48 外縁の分類

の小型品である。

この時期のA系統の蓮華文軒丸瓦は、平城京内の邸宅跡や寺院での使用が顕著であり、平城宮用軒丸瓦としてはA系統の複弁蓮華文は採用されなかったと見ることができる。

第Ⅱ期に入ると平城宮所用瓦にA系統の複弁蓮華文が出現する。6308・6311・6313がこれにあたる。6313は複弁4弁の小型の瓦で蓮子が1個だが、他は1+6である。大部分は外縁が傾斜縁Ⅱで線鋸歯文をめぐる。弁形が肉彫り風であるのは6279あるいは6301の系統をひくのであろう。

6311は弁の盛り上りが強く、中房が凹み、珠文26、鋸歯文23と密であるものが標式である。また、外縁も細く高くつくる。標式はA・BでEもこれに近いが、H・Dは弁が線彫り風で盛り上りが弱い。C・F・Gは弁形や珠文・鋸歯文が粗でむしろ6308に近い。F・Gは外縁上面をへラケズリする。6305Aは弁形が6311の系譜をひくが平板で、外縁が傾斜縁Ⅰとなる。

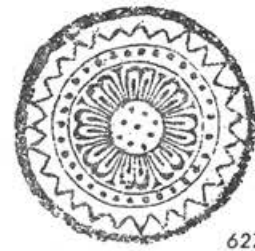
6308は弁が肉彫り風でシャープだが、盛り上りが弱く、中房がやや凸出し、珠文・鋸歯文とも16と粗であるものを標式とする。外縁は6311に比して厚くて低い。標式はA・Bで外縁の上面に凹線をめぐるすが、他は外縁の上面をへラケズリして低くつくるといふ特徴がある。また、A・B・Cは弁区の周囲に浅い段を界線状にめぐらし、弁・間弁端に楔形の文様を残すが、D・I・Lには楔形がなく、Nは界線状の段もなくなる。

6313はA～Iがある。このうちA～C・E・GはA系統であるが、他はB系統になる。A～C・Eに文様構成上の差異を認めたいが、Aは外縁上面に凸線をめぐるせる点で6308に、B・C・Eは高い傾斜縁Ⅱである点で6311に近いといえよう。D・Hは外縁上面を低くへラケズリする。I・Fは瓦当径が大きく外縁上面に凸線をめぐるすが、外縁は厚手の傾斜縁Ⅰで傾斜も強く内外縁を分つ圏線の間が広がる。後述する恭仁宮タイプの外縁である。Gは厚手の傾斜縁Ⅰで、素文である。

6311と6308は従来大きく第Ⅱ期においているが、外縁の形態にはかなりの差異がある。6311のように細くて高い傾斜縁を持つものは後述するように第Ⅰ期の系統をひき第Ⅱ期の前半に、6308のように低くて厚い傾斜縁をもつものは第Ⅱ期の後半になる可能性が強い。6311でも後出的なH・Dあるいは6308に近い特徴をもつ6311C・F・G、6305Aや6313D・Hも第Ⅱ期の後半になろう。6313B・C・Eは第Ⅱ期前半。6313Aは6308A・Bとの類似点があるが、ここでは6308A・Bの祖型に

傾斜縁Ⅰ・
蓮子1+6の
盛行

第Ⅰ期の細
分



6279-A



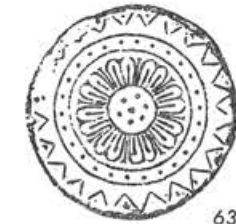
6301-A



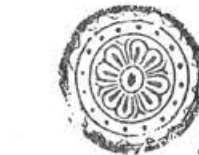
6272-B



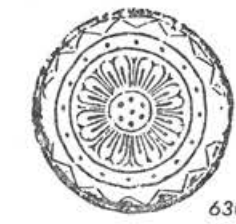
6348-A



6311-A

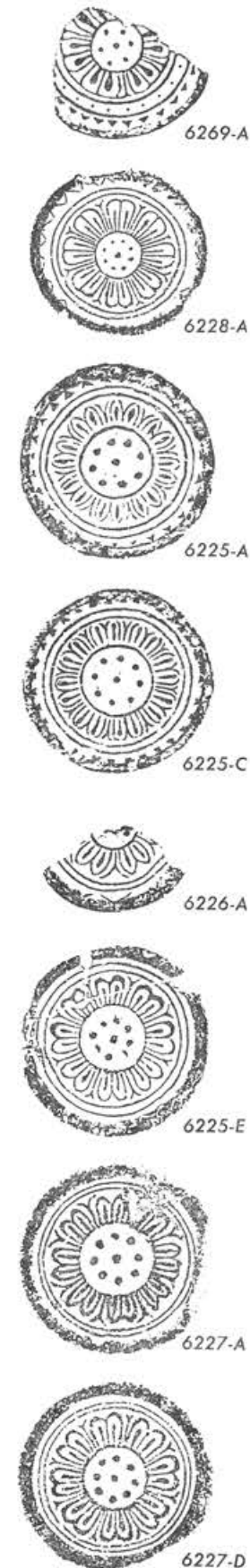


6313-Aa



6308-A

Fig. 49 複弁A系統軒丸瓦 1



iFig. 50 復弁A系統軒丸瓦2

なる可能性を考え、第Ⅱ期の前半においておく。また 6313 I・F は恭仁宮タイプの外縁が出現したのちの第Ⅲ期に、6313G は平城宮で傾斜縁が素文となる時期、第Ⅳ期の前半に比定できよう。なお、6308 C については弁区全体が盛上る点で 6279 B に近いとみて第Ⅰ期においていたが、6279 B の弁区の盛上りはそれほどない。むしろ後述する第Ⅱ期の 6285 A・6291 A、後期難波宮の造営にあてられる 6303 A との類似性を考え、第Ⅱ期の後半に位置づけるべきであろう。

第Ⅲ期の A 系統の復弁蓮華文軒丸瓦は 6225 と、いわゆる東大寺式と呼んでいる 6235 が代表格である。

6225 については、かつて第Ⅱ期においていたが少なくとも A のみは第Ⅲ期に下げた。6225 は A～E と大型の L とがある。外縁を低くヘラケズリする点は前述の 6308 と共通するが、内面は 6308 のように内反せず傾斜縁Ⅰになる。外区外縁に凸鋸歯文、内縁に圏線文をめぐらす点、また蓮子が 1+8 である点も新しい要素である。A～D・L は弁区の地が盛り上がるが、E は平坦で第Ⅲ期も後半になろう。A～D・L は文様構成上に差異はなく、大きくは第Ⅲ期の前半に位置づけられようが、蓮子を 1+8 とする点は後述するように恭仁宮所用の 6320 Aa で再登場するようで、6225 の出現も第Ⅱ期の後半になる可能性がある。

6225の変遷

6228 A は弁形が 6308 に近く、外区外縁が傾斜縁Ⅱで線鋸歯文をめぐらせ、外縁上面をヘラケズリして低くつくる点も 6308 に近いが、外区内縁に圏線文をめぐらせ、蓮子が 1+8 である点が 6225 に近い。また、6269 A は傾斜縁Ⅱで、外区外縁に凸鋸歯文をめぐらす。中房が大きく蓮子が 1+6 で、外縁を高く細くつくる点は古式だが、弁形は後述する C 系統の復弁に近く新しい要素といえる。おそらく 6225 は第Ⅱ期後半に位置づけうる 6228 A・6269 A を祖型として出現するのであろう。外区に線鋸歯文と圏線文をめぐらせる 6226 A は、外縁が傾斜縁Ⅰで、弁区の地が平板であり、6225 E と近い時期、第Ⅲ期後半におけよう。

6225の祖形

第Ⅲ期を代表するもう一つの軒丸瓦 6235 はいずれも外区外縁が素文である。天平勝宝年間からの東大寺の造営に用いられ、その後西大寺や西隆寺などの造営にも用いられた瓦である。圏線のみを飾る特殊な重圏文を除けば、鋸歯文の省略は第Ⅲ期の後半にはじまるといえる。弁形や外縁の形状などから大きく 3 群に区分できる。第 1・第 2 群は弁が肉彫り風で盛上りがあり、外縁が傾斜縁Ⅰで部厚いつくりとなる。第 1 群は E・G で、外区の内外縁を分つ圏線がある。蓮子 1+6。第 2 群は B・F・J・M・N で、

6235の変遷

外区の内外縁を分つ圈線が省略され、その痕跡が外縁下端に段として残る。蓮子は大部分が1+6だが、Bのみは1+5であり新しい要素といえよう。第3群はC・D・I・Kで、いずれも外縁が直立縁であり下端に段も残らない。このうちD・Kは蓮子が1+6で、しかも弁が肉彫り風で古い要素を残すが盛上りは弱い。特にDは内外区を分つ圈線を省略している。C・Iは弁が線彫りとなり蓮子も1+5である。

以上のことから6235は第I群のE・Gが最も古く、次いで第2群のF・J・M・Nに変化したと考えられる。これらはいずれも東大寺所用瓦であり、東大寺の主要堂塔の造営が一段落をつげげた天平宝字元年、第III期の後半までにつぎつぎと生産された可能性が強い。一方、第3群のC・Iは神護景雲元年から宝亀2年頃までを造営期とする西隆寺の創建瓦であり、第IV期の後半には生産されていたと考える。第3群のD・Kは東大寺所用瓦である。第IV期の後半か第V期になろう。なお、第2群のBはこれまで大きくは第III期においていたが、第2群と第3群との過渡的な要素をもち、第IV期の前半に位置づけるべきであろう。

6236の変遷

6236はかつて6127とした瓦で、唐招提寺の創建瓦になることから第IV期においてきた。A・D~Hがある。いずれも外縁が直立縁で素文であり、6235の区分から大きくは第IV期の後半に位置づけられる。このうちA・E・Hは弁に盛上りがあり、蓮子1+8であるが、他は弁が線彫り風で平板となり、また蓮子もDが1+7、F・Gが1+6と変則的である。また後3者は弁端に楔形の文様があり、間弁と一部つながってB系統の複弁蓮華文の様相を示す。A・Hは西大寺四王堂付近の出土が顕著である。西大寺四王堂は天平宝字八年(764)発願後、天平神護二年(766)頃には完成されたとみられ、A・Hは第IV期前半も末頃になる。素文の直立縁の最も古い例である。A・Hと文様構成上に差のないEもこの時期のものであろう。新薬師寺・唐招提寺・西隆寺出土。一方、Dは唐招提寺・西隆寺・西大寺、Fは唐招提寺・西隆寺、Gは唐招提寺から出土する。このうち唐招提寺でのみ出土しているGはDの小型瓦であり、この2種が唐招提寺所用と考えられる。唐招提寺は天平宝字年間に造営がはじまるが、寺観が整うのはそれ以後で、金堂の造営は宝亀年間を下るようである。上述した6236Eは天平宝字年間、第IV期前半の作で、D・Gはこれに後出し第IV期の後半頃になろう。Fは外縁上面をヘラケズリする点が6237Aに、中房が浅く半球

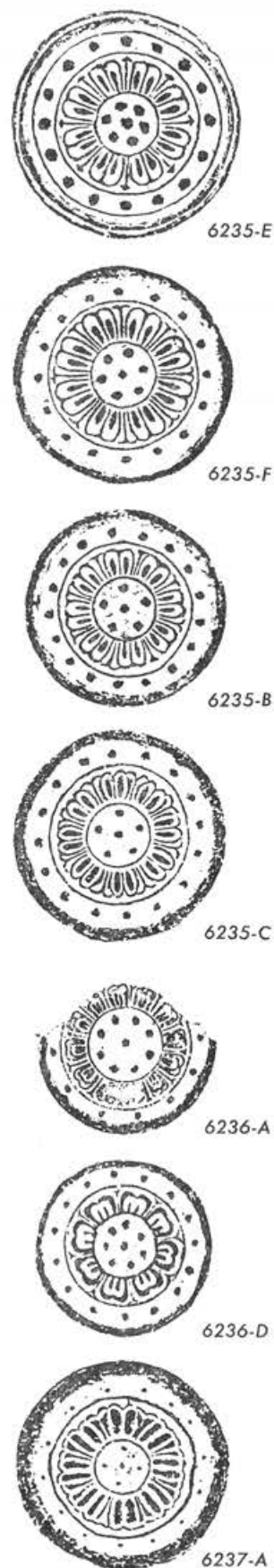


Fig. 51 複弁A系統軒丸瓦 3

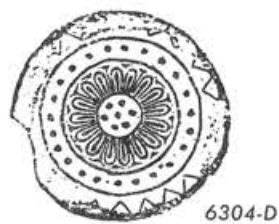
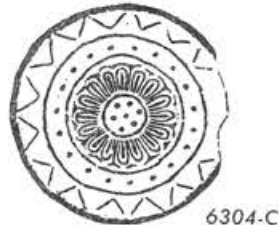
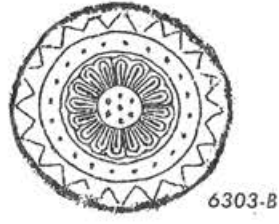
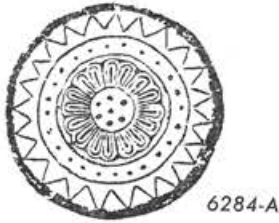
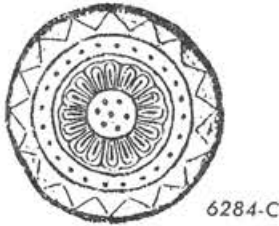
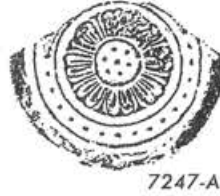
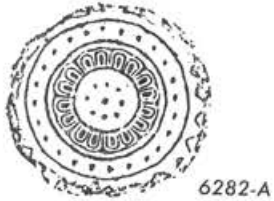


Fig. 52 複弁A系統軒丸瓦 4 ならう。

なお、6225の系統をひく6227A・Dは弁が平板で、外縁が素文の直立縁であり第Ⅳ期前半⁵⁾。弁形が藤原宮式の6279に似るが、外縁が恭仁宮タイプで線鋸歯文をめぐらす6279Cは第Ⅲ期後半頃におけよう。後者は薬師寺所用瓦である。この他時期の下るA系統の複弁蓮華文軒丸瓦が平城宮内で出土している。7241A(旧6241A)である。弁は線彫りで中房が高く蓮子1+5を配す。外縁は素文の直立縁であるが、幅広であるのが特徴であり、奈良時代の通例の瓦と異なる。大膳職地域のSE311Bから出土したものである。SE311Bは平城上皇期の井戸であり平安初期に下る。平城京、東市周辺出土の7247Aも外縁が同じづくりであることからこの時期におく。後述するC系統の複弁蓮華文7245Aもこの時期の作である。

平城上皇期の軒丸瓦

B系統 (Fig. 53~55) B系統の複弁蓮華文は奈良時代の中頃でほぼ消失する。弁は線彫りがほとんどであるが、6291A・Cのみは肉彫り風で、A系統の6308とのつながりがうかがわれる。藤原宮式軒丸瓦では唯一6281がA系統に属す。弁は線彫りで、中房は凸出し、蓮子を2重にめぐらす。外縁は三角縁もしくは傾斜縁Ⅰ。平城宮では造営の当初、第Ⅰ期にまずB系統の軒丸瓦が生産される。6282A・6284A・C~F, 6303B, 6304Cがこれにあたる。いずれも弁は線彫りであり、外縁は細くて高い傾斜縁Ⅱで線鋸歯文をめぐらす。傾斜縁Ⅱの初現である。

傾斜縁Ⅱの出現

6282Aは中房が凸出して大きく、蓮子が1+8である。直接的には藤原宮式6281Bを手本とし、瓦当径の縮小にあわせて蓮子を1+8+8から1+8にしたと考えられる。平城宮の造営当初、第Ⅰ期前半におけよう。

6284は中房がわずかに凸出して小さく、蓮子が1+6である。大きく2群に区分できる。C・Eは弁が平板で珠文24、線鋸歯文16、A・Dは弁が盛り、珠文20と粗くなる。Fは珠文24だ

蓮子1+6の盛行

Fig. 53 複弁B系統軒丸瓦 1

第Ⅰ期の細分

が弁が盛り、過渡的様相を示す。6303は蓮子1+6で弁が盛り上り、珠文20、線鋸歯文20と6284Aに酷似する。6304Cは6303Bに似るが中房が高くなる。蓮子1+6、珠文19、線鋸歯文16。

6303B・6304Cは『報告Ⅹ』『報告Ⅺ』で第Ⅰ期でも遅れることをすでに指摘した。6284Cは第Ⅰ期の標準遺構であるSD3765から和銅の紀年木簡と伴出している。6284C・E→6284F・A・D→6303B→6304Cへの変化がおえ、6303B・6304Cを第Ⅰ期後半におくが、6284F・A・Dが第Ⅰ期の前半であるか後半であるかは決めがたい。

6304Nは中房がとくに高く突出するが弁は平板で、蓮子1+6、珠文24、線鋸歯16と6284C・Eと共通する要素を持つ。あるいは6284の中房を彫直したものかもしれない⁶⁾。他の6304も中房が凸出し、蓮子1+6である。このうちDはCに似て弁がまだ短い、E・G、さらにA・Bへと弁が長くなる。6304A・Bについてはこれまで第Ⅱ期にしているが、少なくともDは第Ⅰ期の後半で、E・Gも時期の繰り上げる可能性がある。A・Bはこれらに後続する時期、第Ⅱ期の前半におけよう。

第Ⅱ期のB系統の複弁蓮華文の代表例は、上述した第Ⅱ期前半の6304A・Bの他に6285、6291、6314がある。いずれも外縁に線鋸歯文をめぐらす。

6285はA・Bがある。ともに外縁は高く細い傾斜縁Ⅱ。蓮子は1+6で弁は線彫りである。Aは中房が凸出し、弁が長く6304に直結する。弁区全体に盛り上りがある点は後期難波宮所用瓦6303Aに似る。第Ⅱ期の前半におけよう。BはAに似るが弁区の全体はさほど盛り上らず、中房が凹む。後述するように天平11年頃の法隆寺東院所用瓦であり、第Ⅱ期の後半になる。

6291はA～Cがある。Cは外縁が傾斜縁Ⅱで上面をヘラケズリして低くする。中房はほぼ平坦で蓮子1+6、弁が肉彫り風である。かつて6308Fとした瓦であるが、6308のように弁端と間弁端を段がめぐるのでなく、間弁端が二又に分れて弁端をめぐることから6291とした。間弁端に楔形の文様はない。6308D・I・Lと同じ時期である。6291の標式はAである。中房はやや凸出し、蓮子は1+6。弁形も間弁の先端に楔形の文様を残す点も6308に似る。特に弁区全体が盛上る点は6308Cに類似する。また外縁は低く上面に凸線をめぐらす点は6308A・Bの要素だが、外縁内面は外反する傾斜縁Ⅲである。この種の外縁は他には次に述べる6314A・Eだけであり第Ⅱ期後半に限定できそうである。6291BはAの模作である。間弁端に楔形の文様があるが、弁は平板で線

傾斜縁Ⅲの出現

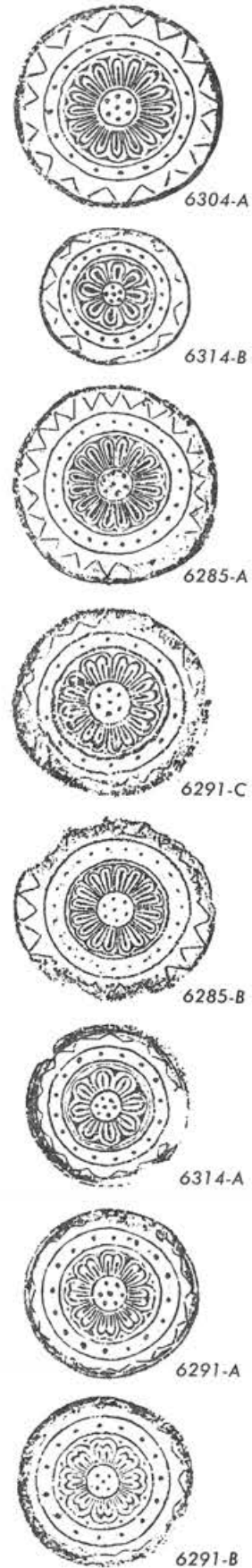


Fig. 54 複弁B系統軒丸瓦 2

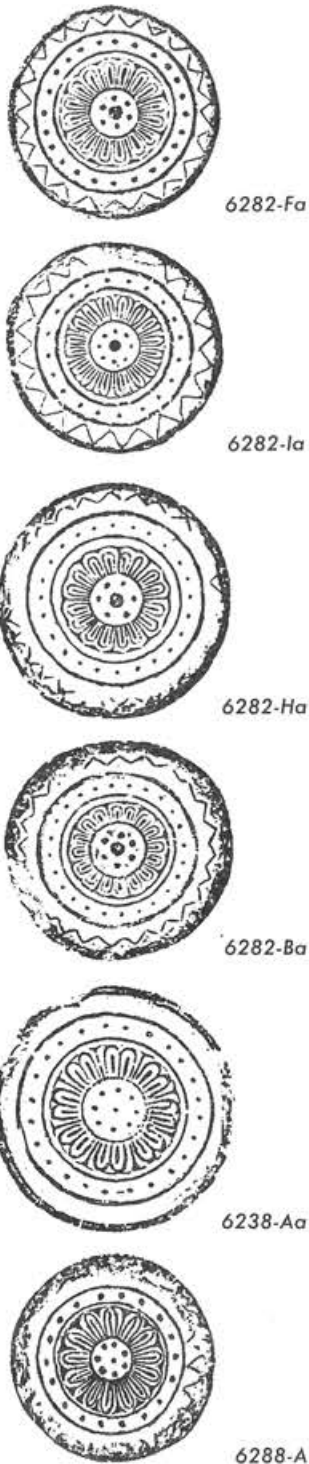


Fig. 55 復弁B系統軒丸瓦 3

群の瓦の少なくとも一部が平城遷都後間もなく持ち込まれたことは疑いない。傾斜縁Ⅱは第三期に下る確実な例がなく、ⅠはFaとともに第二期後半に6282の最初の作品として作範された可能性が強い。一方、第3群のB・Gは第三期に入って作範されたことが考えられる。

6238Aは弁端が間弁につき、内外縁を分つ圏線が太く、蓮子が1+8で6282Ⅰの系統をひく。外縁は厚手の傾斜縁Ⅰだが素文である。平城宮・京ではこの種の外縁は6235Bなど第Ⅳ期前半に出現しており、6238Aもこの頃に比定できよう。なお、この他に平城宮ではB系統の復弁蓮

表現となり、中房は凹み蓮子も1+4となる。外縁は恭仁宮タイプの傾斜縁Ⅰである。蓮子を1+4とする瓦は後述するように第二期後半にもごく一部にあるが、第三期後半末からかなり普遍化する。6291Bも第三期後半の時期になろう。薬師寺・山城平川廃寺の出土例で、平城宮では出土していない。

6314は復弁4弁の小型の瓦でA～Eがある。弁はいずれも線彫りである。A・Eは蓮子が1+6で、6291Aと同様に外縁が傾斜縁Ⅲで上面に凸線をめぐらせる。また、ともに弁区の周囲に浅い段を凸線状にめぐらせる点は6308に似る。第二期後半である。なお、Eは単弁状になっており、単弁の出現時期に一つの示唆を与える。B～Dは外縁が高く細い傾斜縁Ⅱで古式であり、第二期前半におけよう。蓮子とともに1+5である。蓮子1+5は第Ⅰ・第Ⅱを通じてこの小型瓦にのみみられる。

B系統の復弁蓮華文で第三期においているのは6282(A以外)である。6282は中房の中央の蓮子が一まわり大きいのが特徴である。弁はいずれも線彫りで、概して短く平板である。蓮子はⅠのみ1+8、他は1+6。弁形や外縁の形態などから大きく3群に区分できる。第1群はFa・Ⅰで、弁がやや長くてわずかに盛り上り、外縁が傾斜縁Ⅱ。Faは外縁が高く細くて古式である。弁形・珠文・線鋸歯文の配置などの一致から6284Eの蓮子を彫直した可能性もある⁷⁾。Fbは外縁を部厚く彫直す。Ⅰは外縁がやや太くなる点で新しいといえよう。第2群はD・E・Hで、弁が長目だが平板である。外縁は恭仁宮タイプで6320Aaと同様に内外区を分つ圏線も太くなる。第3群はG・Bで弁が短くなる。第Ⅱ群の6282には恭仁宮所用の6320Aaと密接なつながりがあったことは疑いがたい。製作時期は断断しがたいが、恭仁宮でHa・Daも使用されたと推定されていることからすれば、第2群は第二期後半の末頃になる可能性も十分にある。平城宮での使用がいつになるのかは問題であるが、第三期の標準遺構であるSK820からは、天平19年の木簡とともに6282Haが出土しており、第2

6314の単弁化

蓮子1+5の初現

6282の変遷

華文として 6288 A が出土している。弁の一部は単弁で、6135 のくずれたものと理解できる。外縁が恭仁宮タイプで、線鋸歯文をめぐらすことから、大きくは第Ⅲ期におけよう。

B系統の終熄

B系統の複弁蓮華文は 6238 A や前述した 6291 B をのぞいて平城宮・京ではみられなくなる。いずれも前代の復古瓦と理解されるものである。この系統の瓦は 6282 の作範でほぼ終熄をむかえたといえよう。これに代って新しく登場するのが次の C 系統の複弁蓮華文である。

C系統 (Fig. 56・57) C系統の複弁蓮華文は奈良時代中頃に出現する。弁はすべて線彫りであり、B系統の複弁蓮華文から変化したものと考えられる。外区外縁には線鋸歯文をめぐらすものと、素文のものがある。最も時期が古いのは 6320 Aa, 6296 A, 6307 A・E である。ともに線鋸歯文をめぐらす。

6320 Aa は恭仁宮造営期、第Ⅱ期後半の末頃になる。弁は菊花状で単弁との区別が難しいが、一応複弁と理解している。複弁 12 弁と弁数が多く、蓮子は 1+8。外縁は厚手の傾斜縁 I で傾斜が強く、内外縁を分つ圏線との間が広い。また、内外区を分つ圏線が太い。この恭仁宮タイプの外縁は以前にはなく、6320 Aa をもって初現とする。蓮子 1+8 もこの時期から盛行する。6320 Ab は外縁の線鋸歯文を凸鋸歯文に彫直したもの。平城遷都後、第Ⅲ期の前半に凸鋸歯文を飾る 6225 が採用され、これにあわせて外縁の文様を彫直して使用したのであろう。

恭仁宮タイプの外縁

6296 A も菊花状の複弁 8 弁で、蓮子が 1+8。外縁は傾斜縁 I であるが、比較的細く、内外縁を分つ圏線との間も広くない。6320 Aa とは弁形がともに菊花状であるが、別系統の作範といえよう。次に述べる 6307 A・E を祖形として出現したものかもしれない。『報告Ⅺ』では、平城遷都後の第二次大極殿南面回廊で 6691 A と組合うことから第Ⅲ期にしているが、6296 A は範がかなり磨耗しており、この時期以前からの使用を推測させる。遅くとも第Ⅲ期も前半で、6320 Aa と前後する時期、第Ⅱ期後半の末頃になる可能性がある。6296 B は A に似るが、外縁が直立気味で厚く、外区の内外縁を分つ圏線が省略されるなど、後出的要素がある。こうした特徴は後述する 6131 A・B, 6132 A と共通し、第Ⅲ期前半に比定できよう。

6296の祖形

6307 は 6320・6296 のように弁が菊花状にならず、複弁としての意識が強い。A~I・L~N がある。基本型は A~E・L で弁の中央に稜線があるが、F・H は稜線がない。後者の一群は同じく C 系統の複弁蓮華文 6316 の特徴とほぼ共通する。こ

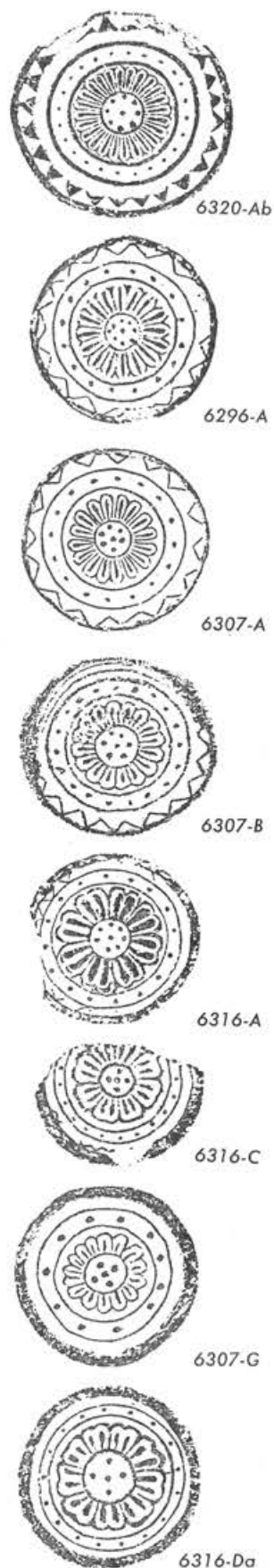


Fig. 56 複弁C系統軒丸瓦 1

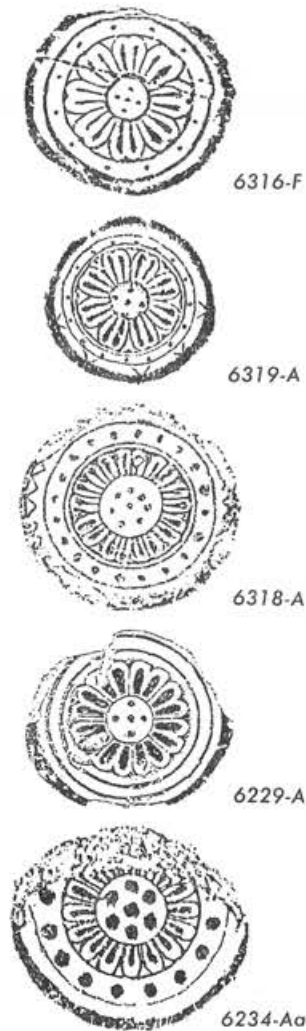


Fig. 57 複弁C系統軒丸瓦 2 である。弁は平板で外縁が素文の直立縁となる。蓮子はFが1+4だが、Hは1+6、Kは1+8と古い要素も残る。

これまで6307については時期不詳とし、6316については大きく第Ⅲ期においているが、外縁の形態などかなりのバリエーションがあり短期間の製作でないことが推測できる。第Ⅰ群の6307A・Eは外縁が傾斜縁Ⅱにあることから第Ⅱ期の後半において誤りあるまい。6307Aは第一次大極殿東楼S B 7802の柱抜取穴から天平勝宝5年の木簡とともに出土しているのが最も時期の遡る資料であるが、瓦自体はさらに古いことになる。第5群のうち6316M・6319Aは称徳天皇山荘推定地での出土が顕著である¹¹⁾。この地が神護景雲元年(767)に完成された「西大寺嶋院」の可能性が強いことから、第5群の軒瓦の年代をほぼ第Ⅳ期前半におくことができよう。外縁が素文となる第6群はこれに後続する第Ⅳ期後半、同じく外縁が素文ながら傾斜縁Ⅰである第4群は第5群に近い時期、第2・3群は第1群と第4・5群の過渡的様相を示し、それぞれ第Ⅲ期の前半と後半に比定できよう。

6318Aは弁と弁が接せず弁端をつなぐように圏線をめぐらし、外縁が傾斜縁Ⅰである点は、前述したB系統の6282Iaが初現で、6238Aにつながる。蓮子が1+8である点も共通する。6282Iaは線鋸歯文があり第Ⅱ期後半末、6238Aは素文であり第Ⅳ期になる。6318Aは大きくは第Ⅲ期になるが、外縁が細目である点は古式で第Ⅲ期前半頃に比定しておく。

ここでは6307と6316を一括し、外縁の形状などから大きく6群に区分する。

第1群は6307A・Eで外縁が高く細い傾斜縁Ⅱである。外縁には線鋸歯をめぐらし、蓮子1+6。弁も盛上りがあり、複弁それぞれが基本的に分離する。ただし、弁の一部が接したり、単弁化したりする。この傾向が菊花状の6320Aa・6296Aにつながるのであろう。第2群は6307B・Fで、第1群に似るが、外縁がやや厚手の傾斜縁Ⅰとなる。恭仁宮タイプとは異なる。複弁どうしがすべて接するようになるのは新しい要素であり、Fに弁の稜線がなくなるのは次の第3群に通じる。第3群は6307D・H・I、6316A・E・Gである。いずれも外縁は傾斜縁Ⅰだが上面をヘラケズリして低くつくる。また、6307H、6316A・E・Gは6307Fの弁形を受け継ぐが、弁に盛上りがない。蓮子は6307Hが1+6だが、6316Aは1+8、6316E・Gは1+7ときわめて特殊である⁹⁾。6307D・Iは複弁どうしが分離して古式の要素を残すが、弁が平板で蓮子が1+4となる¹⁰⁾。第4群は6307Gである。外縁は上面を低くヘラケズリした傾斜縁Ⅰだが素文で、蓮子は1+4。弁も平板で、複弁か単弁か区別が不明瞭となる。第5群は6307C、6316B～D・I・M・Nである。外縁は直立縁で線鋸歯文をめぐらし、弁は盛上りに欠ける。蓮子はBのみ1+8で、他は1+4。弁と弁とを楔状の間弁でつなぐ6319Aもこの類になる。蓮子1+4。第6群は6316F・H・K

6307・6316
の変遷

蓮子1+4の
盛行

6229 は外区内縁に圏線文をめぐらす。A・Bがあるがともに蓮子1+4。弁形は6316に近いが、弁端の間がくびれず一連となる。新しい要素である。外縁は素文の直立である。後述する飛雲文軒丸瓦6441Aよりやや先行し、第Ⅳ期後半頃におけよう。6234Aaは大きくは東大寺系に属するが、弁が菊花状を呈する。外縁は素文の傾斜縁Ⅰ。蓮子1+6で、外区の内外縁を分つ圏線がある点は6235Eに近いが、弁端が内外区を分つ圏線につく点は6316Fや単弁の6133O・Nなど第Ⅳ期～第Ⅴ期の瓦に類似する。東大寺式のくずれた軒瓦であり、第Ⅳ期も後半頃になろう。

平城上皇期の軒丸瓦

この他に平城宮からはC系統の複弁蓮華文7245Aが出土している。弁数や蓮子数は不明だが、外縁は素文の直立縁で幅が広くしかも内外区を分つ圏線がない。外縁の形態は既述したA系統の7241Aと類似し、出土地も近いことから、平城上皇期の軒丸瓦と考えられる。

単弁蓮華文

A系統 (Fig. 58・59) A系統の単弁蓮華文は第Ⅱ期に出現する。6135である。他にこの系統の軒丸瓦には6091・6131・6134・6137・6138・6140・6151などがある。

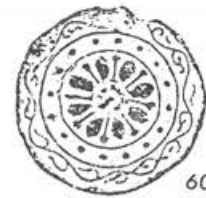
6135は瓦当が平城宮所用瓦の中ではきわめて薄く、接合粘土も少ないことから、古い要素が強いとみて第Ⅱ期においている。瓦当文様からみると、次述する天平年間後半の大安寺所用瓦6138Cに近く、第Ⅱ期でも後半になろう。6138に比して6135は弁・間弁が細長い点に特徴がある。弁が細長い瓦は、既述した第Ⅱ期前半の6304A・Bの系譜をひくものかもしれない。外縁が細かい鋸歯文をめぐらす三角縁である点も平城宮所用瓦では異質で古い要素といえる。あるいは6138にやや先行するのであろうか。6135A～Cがこの時期の作で、6135Eは外縁が恭仁宮タイプの復古瓦であり、大きくは第Ⅲ期になる。線鋸歯文も粗い。蓮子はA・Cが1+6だが、Bは1+4。Eは1+5。蓮子1+4は6135Bと後述する6091Aが最も古い例である。

6135の変遷

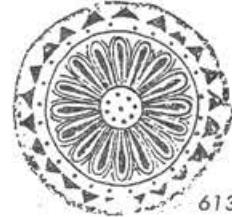
蓮子1+4の初現

6138はA～C・E～Jがある。弁は6135に比して短く間弁も短かく三角形状になる。大きくは2群に区分できる。第1群はB・C・Eで外縁が線鋸歯文をめぐらす傾斜縁Ⅰ。C・Eは弁区全体を一段高くつくるがBはやや低い。第2群はA・F～Jで、外縁が素文の傾斜縁Ⅰ。多くは弁区全体をやや高くつくるが、Ⅰのみは平坦となる。蓮子は1+6と1+5が両群で併存する。第1群の6138C・Eは大安寺の南大門・中門・講堂などで比較的多く出土

6138の変遷



6091-A



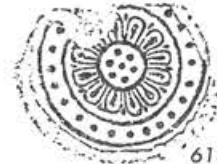
6131-A



6135-A



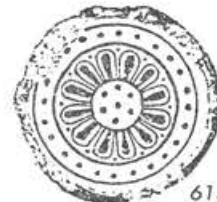
6138-C



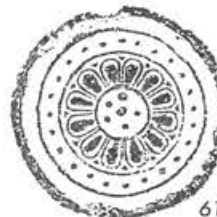
6138-E



6137-A



6138-F



6138-I

Fig. 58 単弁A系統軒丸瓦 I

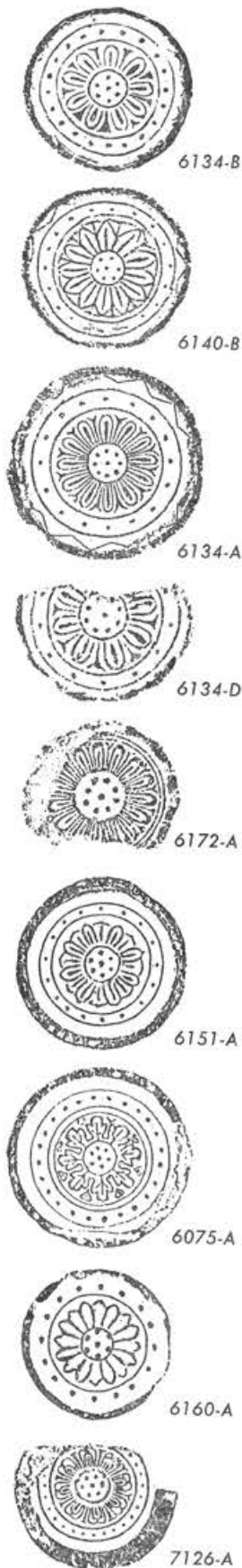


Fig. 59 単弁A系統軒丸瓦 2

する瓦である。大安寺は塔院をのぞいて天平14・15年頃に完成を
 みたとされており、第Ⅱ期後半に比定できよう。ただし、Bは第
 Ⅲ期に入るのかもしれない。第2群の瓦は大部分が天平宝字3年
 (759) 発願の阿弥陀浄土院やその瓦を供給した音如ヶ谷瓦窯で出
 土しており、第Ⅳ期前半に比定している。平安時代初期の不退寺
 創建瓦 7349 A は外区内縁に唐草文をめぐらすが、弁形は 6138 の
 系譜をひく。弁区全体はわずかに高くなっているが、外縁は直立
 縁へと変化している。

不退寺式

6137 は 6138 E に類似した小型の瓦であり、A～Cがある。A
 は大安寺所用で出土量も比較的多く、6138 C・Eとともに第Ⅱ期
 後半の所用と考えられる。CはAと文様構成上差異をつけがたい
 が、Bは間弁が省略されたC系統の単弁で、蓮子も 1+4 である
 ことから第Ⅲ期後半になろう。

6091 も大安寺では比較的多く出土している。A・Bがある。外
 縁は三角縁で唐草文をめぐらす。特殊で年代を決め難いが、唐草
 の巻きが後述する軒平瓦 6717 に近く、これも第Ⅱ期後半になるも
 のと考えられる。蓮子はAが1+4、大型のBが1+8である。6039
 Aも大安寺所用瓦である。6091の系譜をひき、外縁に唐草をめぐ
 らす。蓮子は1+5。おそらく第Ⅲ期後半か第Ⅳ期になろう。

6131 A は従来年代の比定を行っていないが、第Ⅲ期の基準遺構
 である S K 820 からは天平19年の木簡とともに 6131 が出土してお
 り、その下限が知れる。6131 は A・B があり、蓮子は 1+8。A
 は Y 字形の間弁を持ち、B は間弁がない C 系統になる。ともに外
 縁は傾斜縁 I で凸鋸歯文をめぐらす。凸鋸歯文は 6225 の模作とみ
 られる 6225 E が第Ⅲ期後半になるのを除けば、第Ⅱ期後半から第
 Ⅲ期前半になる。外区の内外縁を分つ圏線がない点は新しい要素
 で第Ⅱ期にはない。6131 は A・B ともに第Ⅲ期の前半になるので
 あろう。

外区の内外
 縁を分つ圏
 線の消欠

6134 は A～D があるが、それぞれで様相が異なる。A～C は外
 縁に線鋸歯文をめぐらす、B は傾斜縁 I、A は直立縁に近く、
 C は傾斜縁 I でも恭仁宮タイプの外縁である。B・C は大きくは
 第Ⅲ期、A はやや時期が下る。A は東大寺式軒平瓦 6732 と組合
 うことから従来は第Ⅲ期にしているが、後述するように平城宮の
 6732 A・C が第Ⅳ期前半におけることから、6134 A もこの時期ま
 で下るのであろう。D は外縁が素文の傾斜縁 I である。蓮子が 1+
 8 で中房がやや大きく弁形も 6225 に近い。6225 が単弁化したも
 ので時期は素文の傾斜縁 I であることから第Ⅳ期前半になろう。

6172 A も 6225 の単弁化したものであるが、外縁は素文の直立縁

であり、第Ⅳ期後半に比定できよう。

6140は外縁が傾斜縁Ⅰで、線鋸歯文をめぐらすことから、大きくは第Ⅲ期における。蓮子は1+6。A・Bがあり、Bは間弁があるA系統で外縁も比較的細かい。Aは間弁がないC系統で外縁をヘラケズリして低くする。あるいはAは時期が下って第Ⅲ期後半になるのかもしれない。

6151Aは弁が凹弁となった瓦である。蓮子は1+6。外縁は恭仁宮タイプの影響をうけて内外縁を分つ圈線と外縁の間が広く、しかも直立気味で素文である。緑釉製品がある。神護景雲元年の「東院玉殿」に葺いた「瑠璃瓦」にあてており、第Ⅳ期後半に比定できる。三葉形の弁を飾る6075も外縁は6151Aと同じであり、緑釉製品があることから、東院玉殿の瑠璃瓦にあてられる。6151Bは6151Aの小型瓦で第Ⅳ期後半、6075Bは飛鳥紀寺から出土した6075Aの模作瓦である。やや時期が下ろう。

6160Aは小型瓦である。凹弁であるが子葉がない。蓮子は1+6、外縁は素文の直立縁で内外縁を分つ圈線がない。類似した瓦は長岡宮の7171がある。6160Aは第Ⅴ期になるのかもしれない。7126A(旧6126A)は平城京左京三坊大路東側溝出土瓦で、弁が6236を単弁化したように見受けられる。外縁は素文の直立縁でしかも幅広である。蓮子は1+6。平安時期初頃のものであろう。

B系統 (Fig. 60) B系統の単弁蓮華文も第Ⅱ期に出現する。6125A, 6130, 6142~6145などがあるが、種類・数量とも少ない。

6142Aは弁が比較的長く、しかも盛上り、中房は凹み蓮子が1+6。外縁が細い傾斜縁Ⅱで線鋸歯文をめぐらす。小型瓦であり、複弁6285Bを単弁化したものと理触できる。第Ⅱ期の後半になる。複弁から単弁に変化する時期を示す。

6143Aは6130に似るが、外縁が厚手の傾斜縁で上面をヘラケズリして低くする。第Ⅲ期も比較的遅れるであろう。平城薬師寺所用。

6130は6142Aに似るが、弁に盛上りがなく間弁の脚が中房に達する。A・Bがあり、ともに蓮子が1+8、外縁が恭仁宮タイプの傾斜縁Ⅰである。Aは恭仁宮で出土しており、第Ⅱ期後半の末頃になろう。Bは小型瓦である。中央の蓮子が大粒である点は6282と共通するが、第Ⅲ期に下げる要素にはならない。AもBと同じ時期であろう。

6144Aは単弁化した6314Eの模作瓦と考えられる。弁は平板で、外縁は直立縁となる。蓮子1+6。外縁上面に線鋸歯文をめぐらす点は異例であり、線鋸歯文を飾る最終時期、第Ⅳ期前半に比定できよう。

6145Aは単弁7弁の小型瓦で蓮子は1個。6313の稚拙な模作瓦と考えられる。外縁は素文の直立縁であり、内外縁を分つ圈線もない。第Ⅳ期の後半になろう。

6125Aは子葉が厚肉で基部に針状の凸線があり、中房が浅く半球状に盛上るなど特異な瓦で

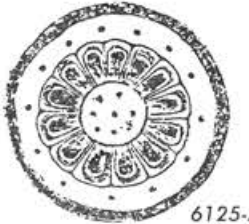
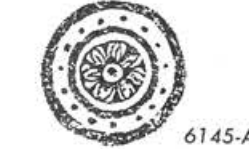
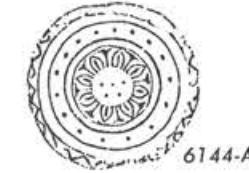
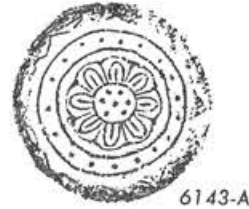
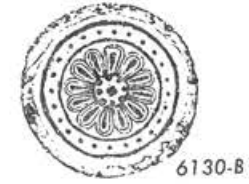
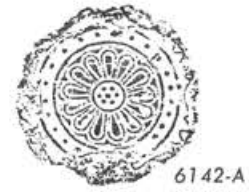


Fig. 60 単弁B系統軒丸瓦

施 軸 瓦

複弁から単弁へ

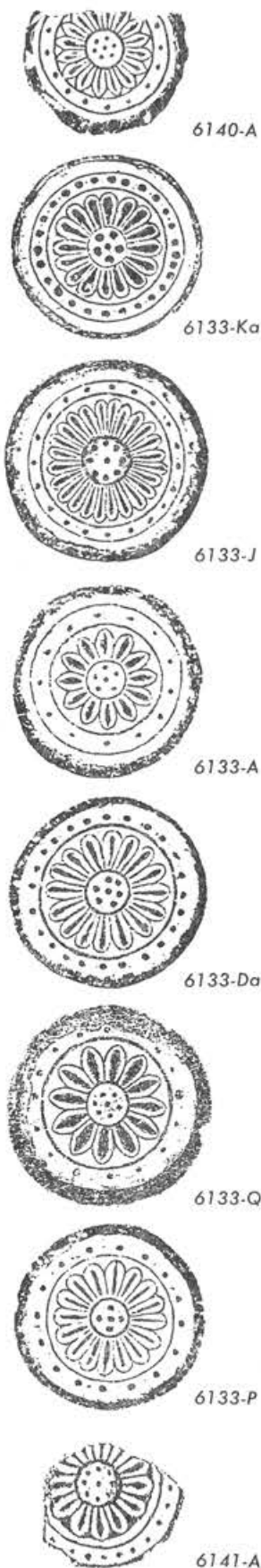


Fig. 61 単弁C系統軒丸瓦

ある。全体の形状は6236の単弁化したものととれる。外縁は丸味を持った素文の直立縁で、内外縁を分つ圈線がない。西隆寺所用瓦であり、第V期もしくは、平安時代初頭頃になろう。

C系統 (Fig. 61) C系統の単弁蓮華文は既述した第II期後半末頃の複弁蓮華文6320Aa,あるいは6296Aを先行形態として第III期以降に盛行する。代表格は6133で、他に6131B・6132A・6137B・6140A・6162A・6141Aなどがある。このうちの一部はすでにA系統の単弁蓮華文の項でとりあげたので省略する。

6132Aは外縁が傾斜縁Iで内外縁を分つ圈線がなく、蓮子1+8である。こうした特徴は既述した第III期前半の6131A・B, 6296Bと共通する。外縁に凹線鋸歯文をめぐるのは異例だが、第III期前半と考えていいであろう。

6133はA～D・I～Qがある。いずれも外縁は素文である。外縁の形態などから大きく4群に区分できる。第1群はKである。外縁が傾斜縁Iだが、比較的細く古式な感じをもつ。内外縁を分つ圈線があり、弁は半肉彫り風で僅かに盛り上がりがある。6307Bを祖形とするものかもしれない。弁数は16,蓮子は1+5。第2群はA～C・I・J・Oである。外縁は傾斜縁Iだが厚い。内外縁を分つ圈線もあるが、弁は平板となる。弁数は12,13,16,24,蓮子は1+5,1+6,1+8とバラエティーに富む。第3群はD・Mである。外縁は厚手の傾斜縁Iだが、内外縁を分つ圈線がない。弁は平板である。弁数は16,蓮子は1+6。第4群はL・N・P・Qである。外縁が直立縁となる。特にQは幅広である。弁数は12,13,16,蓮子はN・Pが1+4,Qが1+6,Lが1+5+8である。

6133のうちA～Cは6732A・Cと組み合うことから従来第III期においている。だが、すでに触れたように6732A・Cは第IV期前半に比定でき、6133A～Cもこの時期に下る。他の第2群の6133もほぼ同期の製品であろう。これらに先行する可能性が強い6133Kは第III期後半になろう。外縁が素文となるのは東大寺式6235にはじまるが、その影響が平城宮所用瓦に及んだ最も古い例になる。第4群の瓦は素文の直立縁であり、第IV期後半以後になるが、長岡宮の7133に直結するものであり、むしろ第V期に比定すべきと考える。第2群と第4群の過渡的様相をもつ第3群は第IV期後半頃になろう。

この他、C系統の単弁蓮華文には6162Aと6141Aとがある。6162Aは平城京の九条大路沿いで出土した瓦である。弁は四弁

6133の変遷

で子葉がない。蓮子1+6。外縁はやや厚手の傾斜縁Ⅰで、線鋸歯文をめぐらす。凹弁である点から第Ⅳ期後半に近い時期が考えられるが、外縁の形態はやや古く、第Ⅲ期後半頃になろう。6141Aは他のC系統単弁とは異なり、弁端と弁端との間がくびれず一連となる。既述したC系統の複弁6229に類似する。蓮子は1+8、外縁は素文の直立縁だが細くて低く他に例がない。第Ⅳ期後半か第Ⅴ期になろう。

重圏文・飛雲文 (Fig. 62・63)

重圏文軒丸瓦は聖武朝難波宮で多用された瓦で、その造営が行なわれた神亀3年(726)から天平6年(734)に位置づけられ、平城宮・京出土例も大きくは第Ⅱ期に比定している。平城宮・京から出土した重圏文は6010A・6011B・C, 6012A~H, 6015A・6018A~Cである。このうち平城京左京三坊大路沿いで出土した6015Aは難波宮と同範である。これらは外縁の形態から大きく4群に区分できる。

重圏文の区分

第1群は6018B・Cである。外縁は傾斜縁Ⅱ。中央をやや凸出させ中房の意識を残すが、特にCは第3圏の内側に線の細い第2圏をめぐらせ、第1圏と第2圏の地面をやや盛り上らせる。弁区としての意識がうかがわれる。第3圏は第Ⅱ期後半の6308A~C・L, 6314A・Eのように弁端に浅い段を界線状にめぐらせるのと共通する。第2群は6012A~Dである。外縁はやや厚手の傾斜縁Ⅰ。地面は全体が同一面となる。外側の圏線と外縁との間は狭く、中房・弁区・外区の意識が残る。6012F・6018Aもこの類のようである。後者は唐招提寺出土品である。第3群は6010A, 6011B, 6015Aである。第2群に似るが、外縁は傾斜が強く、しかも外縁と外側の圏線との間も広くなる。第4群は6011C・6012E・G・Hで、外縁が直立縁となる。このうち、唐招提寺出土の6012Eは外縁側の圏線と外の幅が広く第3群の系統、他は第2群の系統をひく。

以上の4群のうち最も時期が下るのは第1群であるが、6308との類似点もあり、第Ⅱ期後半初めに比定できよう。第4群は直立縁であり、第Ⅳ期後半になる。第3群のうち6015Aは恭仁宮タイプの外縁に近い。難波宮の重圏文軒丸瓦がどの様に変化するのかわからず不明な現在、速断しがたいが、第2群は第1群に直続する第Ⅱ期後半、第3群は第Ⅱ期後半末頃か第Ⅲ期に比定できよう。

飛雲文
七花形瓦当

飛雲文は6441A1種である。外縁は素文の直立縁であり、円外縁を分つ圏線及び珠文もない。第Ⅴ期後半もしくは第Ⅳ期になる。なお、瓦当が七花形の単弁蓮華文6401Aも外区に飛雲文をめぐらせる。弁形は6229—6802と組み合う鬼瓦と類似する。二彩を施す。第Ⅳ期後半頃になろう。

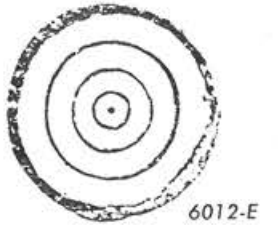
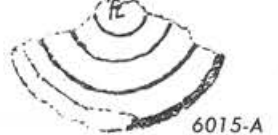
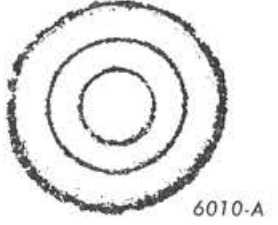
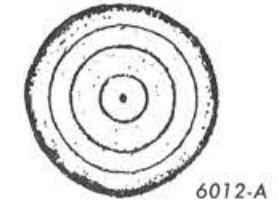


Fig. 62 重圏文軒丸瓦



Fig. 63 飛雲文系軒丸瓦

(2) 布目押圧技法の展開 (PL. 89)

平城宮出土軒丸瓦の瓦当裏面に布目のあるものが存在することについては、これまでにいくつかの例が報告されている。¹⁵⁾今回、これまでに平城宮・京で発掘された資料についてその抽出を行なったところ、平城宮では藤原宮式所用軒丸瓦を含めて12型式の19種を確認し、さらに平城京及び京内寺院所用軒丸瓦では、他に7型式12種を確認した。これらのうち5型式10種(6225A, 6229A・B, 6307D, 6308A・B・C・D・N, 6441A)はいわゆる一本造り、もしくはその可能性の強い軒丸瓦であるが、他はいずれも丸瓦接合以前に布目があるものである。ここでは後者の軒丸瓦を布目上に指オサエ痕があり、しかも布目が瓦当裏面の下端にまで及ぶⅠ類と、布目が平坦で布目の下端が半円状に立ち上がるⅡ類とに区分し、それぞれの製作手法の差異及び時期について触れる。

瓦当裏面の布目痕跡がⅠ類である確実な例は、藤原宮式軒丸瓦の6273Dである。

I 類

6273D(1)は、内面接合部をタテナデし、瓦当裏面を下方からほぼ平坦にタテヘラケズリする。瓦当裏面は布目の上に厚さ1.3~1.5cmの粘土を貼り付けて成形している(以下、a種)。瓦当厚指数(瓦当厚:瓦当径)も25.8と藤原宮式軒丸瓦のなかでは厚い。瓦当裏面の布目は瓦当下端にまで及び、布目の上端は丸瓦の凹面位置で終る。布目の上には布の上から押した指頭圧痕が所々にある。丸瓦の接合にあたっては、布をはがしたのちに指オサエしている。また、布目面から1.4~1.8cm下、瓦当面から2.4~2.8cmの接合溝の高さに、粘土の接合面が明瞭に残る。

藤原宮式軒丸瓦で瓦当裏面に布目のあるものは、他に6233Ab, 6273C, 6281Aa・Bがあり、また、久米寺所用の6271A, 薬師寺所用の6276Aa・Abがあるが、6271Aは詳細が明らかでない。¹⁶⁾6281Aa・BはⅡ類にあたるので後述する。

6273Cは内面接合部をヨコナデするだけで、瓦当裏面はほとんど調整しないようである。瓦当裏面の布目上に粘土の貼り付けはない(b種)。布目の下端の状況は不明だが、布目の上から指オサエした圧痕が残る。おそらく第Ⅰ類であろう。

6233Abと6276Abは内面接合部をヨコナデし、瓦当裏面をヨコヘラケズリして平坦に仕上げる。6276Abは内接部をヨコナデ後丁寧にヨコヘラケズリし、瓦当裏面をヨコヘラケケズリして平坦に仕上げる。ともに調整手法は相似する。いずれも布目は瓦当裏面をヘラケズリし残した部分にわずかに残る程度で、第Ⅰ類か第Ⅱ類か断定しがたい。布目上の粘土の貼り付けはなくb種に属す。なお、6233Abの瓦当下面には瓦当面から0.8cmで範端痕があり、以下は未調整で湯ビエ状の痕跡が残る。おそらく枷型をはずした跡であろう。

以上の諸点から、Ⅰ類の瓦当裏面の成形及び丸瓦の接合は、次のような順序で行われたものと推測する。

1. 丸瓦の接合溝のほぼ底近く、瓦当面から2.5cm前後でまず粘土(第一次瓦当粘土)を範に詰める。6273Dには瓦当側面に湯ビエ状の圧痕があり、この時すでに枷型を使用していた可能性がある。

2. 次に丸瓦をおき、その凹面側に瓦当下端まで厚さ1.3cm前後の粘土(第二次瓦当粘土)を付け足す。この粘土の上には布目と布の上から押した指頭圧痕が残ることから、第二次瓦当粘

土の上に布を置き指オサエして、第一次瓦当粘土に密着させたものと推定される。

3. 布をはがしたのち、第二次瓦当粘土上端を指オサエして丸瓦に密着させ、丸瓦凸面側にも接合粘土をもたせて指オサエする。

4. 内外面の接合粘土を付け加えて丸瓦の接合と瓦当裏面の成形を終了する（以下、b種）。6237Dではとくに瓦当裏面に第三次瓦当粘土を貼り付けて瓦当裏面の成形を完了する（a種）。

I 類 瓦当裏面の布目がⅡ類である確実な例は、藤原宮所用の6281Aa・B、平城宮所用の6012A、6301B、興福寺所用の6301A、頭塔所用の6235Mである。このうち6281Bは布目上に粘土を貼り付けたa種、他は布目のままのb種である。

6281B(3)は内面接合部をヨコナデツケしたのち、瓦当裏面をタテヘラケズリして上端に向けてやや高くつくる。布目は瓦当裏面の下端から約0.4cmで、半円状に立ち上がる。内面接合粘土を厚く貼り付け、それが瓦当裏面の下端近くまで及ぶ(a種)。接合方法は不明な点が多いが、外面接合粘土は瓦当面から約3cmの高さで一度指オサエし、その後二次粘土を加えている。なお、瓦当側面には下面から上面の一部にかけて枷型痕跡がある。

6281Aa(2)は内面接合部をタテナデ後ヨコヘラケズリし、瓦当裏面をヨコヘラケズリして平坦に調整する(調整ⅠⅢ₁)。瓦当裏面の布目上には粘土の貼り付けがない(b種)。瓦当裏面のケズリ調整が丁寧なものと、雑で布目がかなり残るもの(3)とがある。後者は、瓦当裏面の下端をヨコヘラケズリするが、布目の立ち上がりはわずかに残る。布目の上端は接合溝より上に及ぶ。丸瓦の接合にあたっては布をはがした後に内外から指オサエし、そののちさらに内外の接合粘土を付け加えたことがわかる。

6301A(4・9)は内面接合部をヨコナデし、瓦当裏面は布目のままで下端のみヨコヘラケズリする。瓦当裏面は平坦で指頭圧痕はない。瓦当裏面の布目は、下端から0.4~1.5cmで半円状に立ち上がり、上端が丸瓦の接合溝の底にも及ぶ。また、興福寺からは布目の上に縄叩き目を施した例が出土している。この例では、外面接合粘土は瓦当面から約2.5cmの高さで一度指オサエし、その後二次粘土を加えて凸面の成形を完了している。なお、興福寺出土の6301Aには瓦当裏面や丸瓦の接合面に布目がないものもあり、すべてが布目押圧技法によって造られたものでないことがわかる。興福寺一乗院跡出土資料でみると、確実に布目があるものは約3割である。

6301B(5)は内面接合部をタテナデツケし、瓦当裏面の下端をヨコヘラケズリする。瓦当裏面の布目は、下端から1.2cm前後で半円状に立ち上がるが、下端をヨコヘラケズリするため立ち上がりはわずかに残る。布目の上端は内面接合粘土下にもぐり、さらに丸瓦の接合溝の底にも及ぶ。瓦当側面には瓦当面から約1.1cmの位置に粘土接合線がめぐり、この位置ではがれた面が接合溝のほぼ底面に達する例がある。

6012A(6・7)は内面接合部をヨコナデし、瓦当裏面は布目のままで下端のみヨコヘラケズリする(調整AⅠ₁)。瓦当裏面は平坦で、指頭圧痕はない。瓦当裏面の布目は、下端から1.1~2.1cm上で半円形に立ち上がり、上端は内面接合粘土下にもぐる。

6235M(8)は内面接合部に厚く粘土をあててタテナデし、瓦当裏面は中央と下端を軽くヨコヘラケズリする。瓦当裏面の布目は下端から1.4~1.7cm上で半円状に立ち上がり、上端は内面接合粘土下にもぐる。

以上の諸点から、Ⅱ類の瓦当裏面の成形及び丸瓦の接合は次のような順序で行なわれたものと推測する。

1. 6301Bでは瓦当面から約1.1cmの高さまで範詰めを行う。他の例では粘土接合面が残らないが、瓦当が厚いものもあり、瓦当を完成するにあたってまず第一次瓦当粘土を範詰めしたと考えられる。6281Bでは瓦当側面をめぐる枷型痕があり、この時すでに枷型を併用した可能性が強い。

2. 第二次瓦当粘土を加える。b種ではこの粘土の上面に布目がつく。布目は瓦当下端からやや上、場合によっては1cm以上離れたところで半円状に立ち上がり、上端が丸瓦接合位置以上に及ぶ。下端の半円状の立ち上がりは布端でなく、布の上から円板もしくは円筒状器具で加圧した¹⁷⁾ことによる。この器具の大きさは、軒丸瓦の径によって異なり、6301Aでは15cm前後、6301Bでは約12.5cm、6012Aでは10.5cm前後と推測される。

3. 丸瓦を布目が残る瓦当裏面上に押しつける。この際6281Aa・Bでは凹凸両面から指オサエして丸瓦を固定する。

4. 内外の接合粘土を加え、ナデつけて丸瓦の接合及び瓦当裏面の成形を完了する(b種)。

5. 6281Bでは、瓦当裏面にさらに第三次瓦当粘土を貼り付けて、瓦当裏面の成形を完了する(a種)。

Ⅱ類の軒丸瓦は藤原宮所用瓦では、確実には6281Ab・Bだけであるが、奈良時代の軒丸瓦には他にそれと推定されるものがいくつかある。

Ⅱ類の6301Aは興福寺所用であるが、同じく興福寺所用の6301D・Eの瓦当裏面にも布目がある。下端の立ち上がりはヨコヘラケズリするため不明だが、裏面調整は6301Aと同様であり、Ⅱ類b種の可能性が強い。

平城京東三坊大路から比較的まとまって出土している6012Aにも瓦当裏面に布目のあるものがかなりある。いずれも内面接合部をタテナデし、以下布目のままで下端をヨコヘラケズリ¹⁸⁾する。下端の布の立ち上がりは不明だが、布目が接合溝に及びⅡ類b種と考えられる。興福寺所用の6012G瓦当裏面の調整が6012Aと同じで、布目が接合溝に及びⅡ類b種と考えられる。

東大寺出土の6235K(11)は小片で、瓦当裏面下端での布目の立ち上がりは不明だが、布目の上端が接合溝の底まで及ぶ。瓦当裏面の調整も6235Mと同様にヨコヘラケズリしており、Ⅱ類b種と考えられる。

この他にも平城宮所用の6311、6313Aa¹⁹⁾、6135A・B、6282Fa²⁰⁾、6238Ab、6144Aも瓦当裏面に布目がある。いずれも残りが悪く断定することができないが、Ⅱ類b種と推測される。

ま と め

瓦当裏面に布目をもつ軒丸瓦は、藤原宮式軒丸瓦の場合、これまでに確認されている8型式中3型式にわたり、しかも薬師寺の主要な所用瓦である6276Aaと範傷のかなり進行した6276Abや久米寺所用の6271Aにも認められることは注目すべき点であろう。布目上に別粘土を加え、あるいは瓦当裏面を丁寧に調整するものが多いため布目痕は目立たないが、この時期にすでにかなりの範囲に布目押圧技法が取り入れられていたことも考えられる。一つ注目すべき点は、その技法にⅠ類(6273D)とⅡ類(6281Aa・B)とがある点である。文様の面からみて、藤原宮式軒丸瓦は間弁がA系統のものが主である。間弁がB系であるのは唯一6281に限られ、むし

I類→II類
a類→b類

る奈良時代に一般化することと、6281Bの製作地が他の藤原宮式軒丸瓦の場合と異って遠く離れた奈良・西田中瓦窯であることを考えあわせると、6281Aa・Bは藤原宮所用軒丸瓦の中では新しく、したがってII類はI類よりも新しい手法として出現するのかもしれない。瓦当裏面に第三次瓦当粘土をあてるa種から、布目のままとするb種への移行もこの時期に生じるのであろう。

奈良時代に入るとII類のa種が一般化する。平城宮のI期の主要な軒丸瓦6284には布目が確認されていないが、これに後続する第II期前半の主要な軒丸瓦6311や6313Aa, 6301B, 第II期後半から第III期前半の6012A, 6282Fa, さらには数はきわめて少ないが第IV期前半の6144A, 6238Abにも存続する。一方、和銅年間に造営の始まる興福寺では、創建の主要瓦6301Aとこれに後続する6301D・Eにも継承され、天平勝宝年間に造営が一段落する東大寺所用で、その後神護景雲元年(757)の頭塔造営にも用いられた6235M, 東大寺所用で第IV期後半か第V期と推定される6235Kにも存続する。

したがって、平城宮のみならず、官寺もしくはそれに準ずる大寺である興福寺、東大寺などを含めたかなり広い範囲に、しかも奈良時代を通じてII類b種の手法が保持されていたことが考えられる。

I類からII類への変化は、瓦当裏面を成形するにあたって指オサエする手法から、円筒状の器具を使って速やかに、しかも平滑に仕上げることへの進展と考えられる。

なお、他域においては、たとえば備後中谷廃寺出土の7世紀後半の軒丸瓦²¹⁾、下総結城廃寺の8世紀前半頃の軒丸瓦、上野国分寺の創建瓦、上総国分寺の創建軒丸瓦、8世紀後半頃と推定されている茨城国分寺所用瓦などは丸瓦接合以前の瓦当裏面に布目があり、こうした手法が藤原・平城宮以外にも広がっていたことがわかるが、彼我の間にどのような技法的つながりがあるのか、また、いつの時期に出現し、平安時代に入ってどのような消長をたどるのかといった点については、今後資料の増加をまって究明していかなければならない。

(3) 成形台一本造り技法の展開

平城京の軒丸瓦については、これまで瓦当部と丸瓦部を別個につくって接合するのが通例で、6229A, 6441Aの2種のみは丸瓦部凹面から瓦当裏面にかけて一連の布目痕が残る。いわゆる一本造り軒丸瓦であることを概報等で触れてきた²³⁾。今回、資料を改めて抽出したところ、平城宮出土の6133Ka・Kb, 6225A・C, 6291Aa, 6308A・B・C・N, 6311E, 奈良山瓦窯群の中山瓦窯出土の6308A, 6225A, 押熊瓦窯出土の6291C, 6307G, 山陵瓦窯出土の6133Ka・Kb, 6308D・N, 西隆寺・押熊瓦窯出土の6307D, 薬師寺出土の6291Bなども一本造りである可能性の強いことがわかった。以下、これまでの一本造り技法の研究成果を概括したのち、上記の軒丸瓦の製作技法及び年代について検討を加えることにする。

1. 学説の整理

一本造りの研究は、小林行雄²⁴⁾、木村捷三郎²⁵⁾らによってその端緒がひらかれ、その後林博通²⁶⁾、近藤喬一²⁷⁾、上原真人²⁸⁾、鈴木久男²⁹⁾らによってより一層具体化されてきている。今、これらの研究を概括すると、一本造りと呼ばれているものは、分布が少なくとも西は周防・石見、東は石背・磐城まで、年代は白鳳時代初から平安時代後期までと、広範囲にしかもかなり年月を通して用

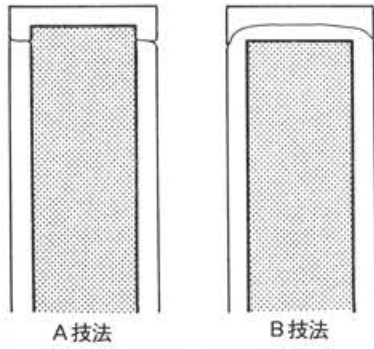


Fig. 64 杵型一本造り模式図

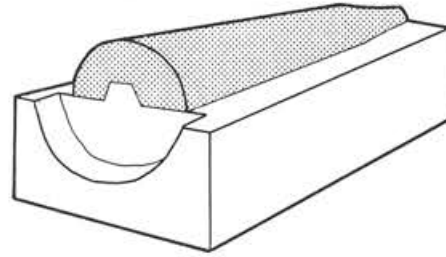


Fig. 65 組み合わせ式成形台模式図

いられた技法であることがわかる。ただし、一本造りといってもその技法は一樣ではない。解明されていない点も多々あるが、大きくは、杵形の型木を用いるものと、カマボコ形のつくり出しがある成形台を用いるものとの2種に区別することができよう。ここでは前者を杵型一本造り、後者を成形台一本造りと呼ぶことにする (Fig. 64・65)。

杵型一本造りは、型木をたてて用いる。型木に布袋をかぶせ、この周囲に粘土をまいて円筒状の丸瓦部をつくるが、瓦当部の成形には近江榎木原瓦窯出土の白鳳時代の軒丸瓦の場合、A・B両技法が存在すると林博通氏はいう³⁰⁾。A技法は、粘土を型木の上端近くまでまき、この上に直接別粘土を加えて瓦当部を成形する方法、B技法は、型木にまいた粘土の上端を折りまげ、この上に別粘土を加えて瓦当部を成形する方法である。この他に、丹波三ッ塚遺跡出土の白鳳時代の軒丸瓦のように、円筒状の丸瓦部内に瓦当部をすっぽりと嵌め込む方法もある³¹⁾。いずれの場合も円筒部の約1/2を切りとることから、瓦当裏面の下端には土堤状の高まりが残ることがある。また、布袋を用いるのも特徴の一つであり、布の上端をひもで絞った、いわゆる絞り目のある布目痕を瓦当裏面に残す例が目立つが、絞り目がなく布端を縫い合わせた場合も想定されている。

杵型一本造り

杵型一本造り技法は、古くは中国の秦・漢代にある³²⁾。日本では前述した近江・榎木原瓦窯の白鳳時代初期の軒丸瓦にその初源を求めることができるが、奈良時代中頃になるとたとえば上野国分寺やその周辺の寺院³³⁾、武蔵国分寺あるいは備前加夜廃寺、備中八高廃寺・毎戸廃寺などにも広がり、平安時代に入っても9世紀第3四半期に位置づけられている武蔵旧盛徳寺³⁶⁾、中期Ⅲ期 (1016~1058) の平安宮³⁷⁾、中~後期の美作国分寺の軒丸瓦³⁸⁾などに存続する。細かな製作手法の検討は今後の課題であるが、白鳳時代以来の伝統が根強く残っていることがわかる。

成形台一本造りは、カマボコ形の台の上に布をかぶせ、この上に粘土を置いて前端を折りまげ、この前に別粘土をあてて瓦当部を成形することが推定されている³⁹⁾。杵型一本造りのように円筒を半截して丸瓦部をつくらず、当初から円筒の1/2分の粘土で丸瓦部をつくる方法である。

成形台一本造り

成形台は、カマボコ形に突出した上部木型と、瓦当下半部にあたる部分を半円形に切り込んだ下部木型とを組み合わせたものが上原真人氏によって推定されている⁴⁰⁾が、他に瓦当裏面が平坦であるため一木であったと推定できるものもある。また、成形台にかぶせる布は瓦当裏面の全体に及ぶ場合と、瓦当裏面の上半部、すなわち丸瓦の取付け位置までの場合とがある。したがって、成形台一本造りの場合には、二次的な調整を行わない限り、丸瓦凹面から瓦当裏面にかけ布目が連続するだけでなく、丸瓦の側面にまで及ぶことになる。また、成形台の前面に瓦当下半部にあたる半円形の切り込みを設けた場合には、瓦当側面に切り込みの圧痕もしくは布

目痕がつくことになる。

成形台一本造りは、組み合わせ式の成形台を用いたものが奈良時代後半を中心とする時期の大和法隆寺の軒丸瓦⁴²⁾43B、尾張国分寺・信濃国分寺・下野国分寺の軒丸瓦⁴³⁾などにみとめられる。後述するように平城京・長岡宮などで出土する6229Bもこのタイプである。同時期の近江の飛雲文軒丸瓦は、断面が三日月形の型木を用いたと林博通氏は考えるが⁴³⁾、瓦当裏面に布目痕と組み合わせ式成形台の圧痕が残ること、布目が瓦当側面の下半部にも及び、しかも瓦当側面の丸瓦取付け位置に型枠の圧痕が段となって残ることなどから⁴⁴⁾、組み合わせ式の成形台を用いた一本造りと考えるのが妥当である。以上のように、組み合わせ式の成形台一本造りは、奈良時代後半を中心とする時期にかなりの広がりを見るが、この時期にのみ限定される技法なのか否かは⁴⁵⁾まだ明らかでない。

一木式の成形台を用いたと推測される一本造りは、大和法隆寺の8世紀中頃の軒丸瓦54Ba、10世紀頃の軒丸瓦⁴⁶⁾38Ca、平安時代前・中期の平安宮・京出土軒丸瓦⁴⁷⁾、10世紀前半の加賀戸津古窯出土軒丸瓦⁴⁸⁾などにみとめられる。平安京や東国の国分寺を中心とする諸寺院には瓦当裏面が平坦で、しかも布目が瓦当の下端近くまで及ぶものが散見されるところから、今後細かな検討によって資料はかなり増加し、歴史もより明瞭になるものと予測される。

2. 平城宮・京出土の一本造り軒丸瓦 (PL. 90・91)

平城京出土の6229A・B、平城宮出土の6308D、6441Aは、数は少ないが、いずれも丸瓦凹面から瓦当裏面にかけて一連の布目痕が残り、しかも瓦当部と丸瓦部とを共土でつくっていることから、一本造りと断定できる。まず、遺存状態の良好な6229A・Bから、製作に関わる特徴を述べる。

成形台一本造り

6229B(2)は瓦当裏面の上半部に布目痕、下半部に木目痕があり、両者の境には凸字形に粘土の甲張りが残る。したがって、下辺を窪ませた上部木型に布を被せてこれを下部木型に嵌め込んだ、いわゆる組み合わせ式の成形台一本造りと推定できる。丸瓦部側面の布目は、この部分を木型の合わせ目位置より深く削るため残らないのであろう。この削りにあわせて瓦当裏面の下半部を一段低く削る例もある。一見すると杵型一本造りの特徴のようであるが、これらにも木型の組み合わせ痕があり、成形台一本造りであることがわかる。また、瓦当側面の下半部は横方向に深くヘラケズリする。理由は不明だが、このため瓦当は正円でなく、左右が出っ張る。瓦当は4.4~4.9cmと厚く、丸瓦部も厚手で凸面をタテヘラケズリしたのち、ヨコナデ仕上げする。以上の特徴は大和唐招提寺や長岡宮・平安京出土の6229Bと一致する⁴⁹⁾。なお、6229A・Bには、後述する6225、6308などのように瓦当から丸瓦部にかけて層状に粘土を積み上げた痕跡はない。おそらく次に述べる6441Aのように板状の粘土を折り曲げて使用したのであろう。

折り曲げ技法

6229A(1)は6229Bとほとんど同じつくりであるが、瓦当裏面の布目痕は下辺が溝状に凹み、布端をかがったように見える点が異なる。瓦当裏面の下半部は丸瓦部の側面位置で一段低く削り、しかも瓦当裏面の中央部をヨコヘラケズリするたみ組み合わせ式か明らかでない。

6441A(3)は遺存状態が悪く、瓦当裏面の布目も上端近くまでヘラケズリするため製作技法の詳細が明らかでないが、瓦当部の断面をみると、丸瓦部の先端を折り曲げたのち、瓦当面部分に別粘土を加え、さらに凸面側にのみ粘土を貼り付けて接合の補強をしていることがわかる。

瓦当側面の下半部に接合用の補強粘土がなく、凸面にのみそれがあることからすれば、6441Aは杵型一本造りでなく、成形台一本造りと考えるのが妥当であろう。瓦当部や丸瓦部が比較的薄手で、しかも瓦当が正円である点は6229A・Bとは異なる。瓦当側面をナデ仕上げしているため断定はできないが、あるいは瓦当下半部を嵌め込むような割り込みが成形台に設けられていたのかもしれない。

6308N(20)は小片であるが、丸瓦部凹面から瓦当裏面にかけて連続する布目がわずかに残る。前述の6229A・B、6441Aと大きく異なるのは、この布目痕の上に内面接合粘土を思わせる粘土をあてて補強する点である。また、瓦当が縞状に剝離する点も異なる(21)。6229A・B、6441Aが板状の粘土を用いたと推測されるのに対して、6308Nは次に述べる類例のように粘土ブロックを積み上げて成形したものとする。

積み上げ技法

平城宮出土の6225A、6308B(刻印「北」a種押捺)・C、中山瓦窯出土の6308A、西隆寺出土の6307Dも瓦当裏面に布面のあるものが若干あるが、瓦当裏面から丸瓦部にかけての大部分をナデないしヘラケズリ調整するため、これからだけでは成形方法を特定できない(5・11・13・14・16)。しかし、6225A、6308A・B・Cの場合は、瓦当部と丸瓦部を接合した痕跡がなく、瓦当面から丸瓦部にかけて一連の粘土接合面が残る(4・15)。西隆寺出土の6307Dの場合には残存状態が悪いが、押熊瓦窯産の同范品の場合には瓦当裏面の布目は不明ながら、明らかに瓦当面から丸瓦部にかけて一連の粘土接合面が3層以上確認できる。こうした痕跡は後述する6133K、6308D・Nにも認められるものであり、成形台上で丸瓦部を含めて瓦当の下端から粘土塊を順次層状に積み上げ、いわば成形台一本造りの積み上げ技法ともいべきものの存在を物語る。この技法の場合には、成形台に瓦当の下半部を嵌め込む半円形の割り込みが不可欠のものといえようが、瓦当の側面はいずれも丁寧にナデ仕上げしているためその痕跡は確認できていない。また、瓦当はいずれも正円で、4.5~5.3cmと厚いが、丸瓦部は大部分が欠損していて特徴が明らかでない。成形台が一木式か組み合わせ式かは瓦当裏面の布目がほとんど残らず不明だが、6307D、6308Cでは、ほぼ全体に平坦な布目が残ることがから一木式であることがわかる。なお、平城宮出土の6308Aのごく一部には瓦当部と丸瓦部を接合した例がある。

一木式

次に平城宮出土の6225C、6291Aa、6308B(刻印「井」を押捺)、押熊瓦窯出土の6291C、6307G、山陵瓦窯出土の6308Dについてみてみよう。これらの軒丸瓦は、瓦当裏面と丸瓦部の大部分をナデあるいはケズリ仕上げするため布目の有無が明らかでないが(6)、共通の特徴として①丸瓦部の凹面から側面ないし凸面の下端にかけて一連の布目がある(7・9・18・24)、②6225C(6)、6291C、6307Gは瓦当部や丸瓦部に層状の粘土接合面や亀裂があり、6291・6308B(17)・D(23)では他の破片に同じ痕跡が認められる、③瓦当面は正円である、④玉縁凸面をタテヘラケズリする諸点をあげげうる。ただ、瓦当部の厚さについては、6291Aa・C、6307Gの瓦当が4.4~5.8cmで、丸瓦部も玉縁近くまで比較的均一に厚くつくるのに対して、6308B・Dの瓦当が3.8~4.1cmで、丸瓦部も比較的薄手であるというように必ずしも一定していない。

まず①、②の特徴から、これらは、積み上げ技法による成形台一本造りと考えて誤りなく、③の特徴から、成形台に瓦当の下半部を嵌め込む割り込みが存在したことが推測される。ただ、いずれの例も瓦当側面をナデないしケズリ仕上げするために、割り込みの圧痕は明らかでない。④の特徴は、他にたとえば6133Ka・Kb、6138F、6140B、6282Ha、6311F、6314Aなどに認

められる。このうち 6138 F, 6140 B は不確かだが、他は後述するように積み上げ技法の一本造りと推定できる。玉縁凸面をタテヘラケズリするものは数が少なく、瓦当部と丸瓦部を接合して作る通常の例がいずれも玉縁凸面を回転利用によるナデ仕上げするのとは好対照をなす。④の特徴も成形台一本造りの特徴であり、おそらくは玉縁部を削り出したことを示すものなのであろう。なお、山陵瓦窯出土の 6308 D は積み上げ技法の成形台一本造りと接合式との両者がある。前者の一部には瓦当面のごく近くに布目痕がある例がある(22)。布目痕は瓦当側の粘土についたものが反転したものである。まず、瓦箆に薄く粘土を詰めて布の上からおさえ、これを軒丸瓦の前面に押し着けたものと推測される。

最後に平城宮・山陵瓦窯出土の 6133Ka・Kb, 平城宮出土の 6228 A, 6282Ha, 6311 E, 6314 A, 薬師寺出土の 6291 B, 薬師寺・平城京出土の 6225 E, 平城京出土の 6227 A・D についてみてみよう。

6133Ka・Kb(8)は、山陵瓦窯で多く出土しているが、いずれをみても瓦当部と丸瓦部の接合痕がなく、瓦当面から丸瓦部にかけて 5~6cm ほどの厚さで層状に粘土の接合面が観察できる。瓦当裏面及び丸瓦部側面をケズリないしナデ仕上げするため布目の有無は不明だが、瓦当の厚さが 4.2~5.6cm で、丸瓦部も比較的厚手であり、玉縁の凸面もタテヘラケズリするという特徴をもつ。6133Ka・Kb も同じく山陵瓦窯の製品である 6308 D・N と同様に、成形台一本造りの積み上げ技法によったものなのであろう。

6291 B は丸瓦の接合痕がなく、瓦当部から丸瓦部にかけて層状の粘土接合面がある。また、丸瓦部、瓦当部ともに厚手であり、文様の特徴のみならず製作技法や調整手法も 6291 A と一致する。これも、成形台一本造りの積み上げ技法と考えることができよう。6282Ha(10), 6311 C・E(19)・F も丸瓦の接合痕がなく、瓦当に層状の剝離痕が認められるので積み上げ技法と考えられる。とくに 6282Ha は瓦当・丸瓦とも厚手で、玉縁凸面も削り出しているようでその可能性は強い。

6225 E, 6227 A・D, 6228 A, 6314 A は積み上げ痕跡の明瞭に残る例がないが、いずれも丸瓦の接合痕跡がなく瓦当・丸瓦部も部厚い。このうち 6314 A は玉縁部凸面をタテヘラケケズリし、しかも瓦当の外縁上に凸線をめぐらすという特徴も 6291 A や 6308 A・B に共通する。また、6225 E, 6227 A・D, 6228 A は 6225 A・C と近似した文様の瓦である。確定はできないが、これらも成形台一本造りの積み上げ技法による可能性が強いといえよう。

3. 年代的位置づけと瓦窯 (Tab. 6)

平城京の成形台一本造りは、6229 A・B, 6441 A が折り曲げ技法、他の大部分が積み上げ技法によっている。年代的にみると、積み上げ技法が古く、第Ⅱ期の前半末頃に出現し、第Ⅳ期前半頃に及ぶが、折り曲げ技法はこれに後続する第Ⅳ期後半もしくは第Ⅴ期になる。

積み上げ技法の可能性が強く、時期が最も遡るのは 6311 E である。第Ⅱ期前半の 6311 A・B に比して弁がやや線的になる点は第Ⅱ期後半への過渡の様相ととれ、第Ⅱ期前半も末頃と推定できる。出土量はきわめて少なく、補修用の瓦であろう。6311 A・B は瓦当部と丸瓦部を接合するいわゆる接合式であり、第Ⅱ期後半の D・H も接合式であるが、C・F は積み上げ技法の一本造りである可能性が強い。6311 A・B・D・H は中山瓦窯産である。6311 E あるいは C・F の瓦窯は不明だが、6311 の出土した瓦窯は中山瓦窯の他にない。また、6311 C・F は 6308 に

近く、しかも中山瓦窯では第Ⅱ期後半に積み上げ技法一本造りの6308Aが出土していることを考えあわせると、この技法は中山瓦窯でまず採用された可能性がある。

第Ⅱ期後半に入ると、積み上げ技法は種類・量ともに増大する。これらは6308A～C・D・Nとその列系に属す6291A・C、6314A、6308の内区文様を承継ぐ6228Aからさらに6225A・Cと、瓦当文様の上でも密接なつながりをもつ。このうち6308A、6225Aが中山瓦窯、6308D・Nが山陵瓦窯、6291Cが押熊瓦窯で出土しており、積み上げ技法は中山瓦窯で保持されながら、山陵瓦窯や押熊瓦窯へ拡大したと推測できる。6282Haのみは文様の系譜を異にするが、**瓦窯の拡大**6282とセットになる6271が中山瓦窯で出土しており、これも中山瓦窯産である可能性が強い。

6308B・C・N、6225Aは接合式と確認できるものがなく、その多くが積み上げ技法によったものと推測でき、6308A・Dは接合式もあるが数が少ない。これに対して、6225Cは積み上げ技法よりむしろ接合式が多く、6282はHaに積み上げ技法によるものが1点ある程度で、他のほとんどが内面接合粘土を多量に用いた接合式のようなものである。こうした差異が何によるのか速断しがたいが、少なくとも6282Haは、接合式が恭仁宮で使用されていることから、積み上げ技法による中山瓦窯での生産が第Ⅱ期後半末頃に中止され、新たに別の場所で接合式の生産が始まっていた可能性が考えられよう。6225A・Cは調整手法の項で述べるように、瓦当裏面が平坦で主に横方向にユビナデする調整Gと、瓦当裏面が凹み主に縦方向にヘラケズリする調整Jとがある。前者は中山瓦窯工人を特徴づける手法の一つであり、積み上げ技法の6225Aもこれが多いが、6225Cにもある。後者は第Ⅲ期前半からみられる手法で、接合式の6225Cもこれが多いようである。ただし、6225A・Cには積み上げ技法で製作され、しかも調整Jタイプのももかなりある。おそらく6225A・Cは中山瓦窯において積み上げ技法(調整G)で第Ⅱ期後半末近くに生産が開始され、第Ⅲ期前半にも積み上げ技法(調整J)が残るが、6225Cでは接合式が主流を占めるようになったのであろう。調整Jタイプは中山瓦窯製品にはみられず、当技法による製品は他所で生産されたと考える。6308、6225は平城宮において第Ⅱ期後半から第Ⅲ期前半を代表する瓦であり、この時期が積み上げ技法の最盛期であった。

第Ⅲ期後半から第Ⅳ期前半にかけて、再び積み上げ技法による一群の瓦が出現する。6133Kは山陵瓦窯産、6307D・Gは押熊瓦窯産である。ともに第Ⅱ期後半に積み上げ技法の瓦を生産しているが、第Ⅲ期前半にはこの技法の瓦がない。山陵瓦窯では第Ⅲ期前半の瓦がなく操業の

Tab. 6 成形台一本造りの変遷

時期区分	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期
	養老5年～ 天平17年	天平17年～ 天平勝宝年間	天平宝字元年～ 神護景雲年間
積み上げ技法	6311E—C・F		
	6308A～D・N		
	6314A 6291A・C	6291B	6227A・D
	6228A 6225A・C	6225E	6307G
	6282Ha	6307D	
		6133K	
		(6140B)	(6138F)
折り曲げ技法			6229A・B
			6441A

中断、押熊瓦窯では第Ⅲ期前半から後半に接合式の軒丸瓦 6307B・F・Hを生産しており、技法工人の復活ととれる。6225E, 6291Bは平城薬師寺での出土が顕著である。ともに前代の積み上げ技法軒丸瓦 6225A・C, 6291A・Cの文様と製作技法を承継したものである。6227A・Dは6225の系譜をひく瓦で、平城京内とくに薬師寺での出土が顕著である。この時期の積み上げ技法が平城宮以外では薬師寺とつよく結びついていたことがわかる。6291B, 6227A・Dの瓦窯は不明だが、6225Eは生駒市辻町の池底で発見されており、瓦窯の可能性が高い。これが薬師寺所用瓦窯で、一連の一本造り軒丸瓦はここで生産されたのかもしれない。6227A・Dは第Ⅳ期前半頃である。この時期が積み上げ技法の終末になるようである。

折り曲げ技法の変遷

折り曲げ技法一本造りの軒丸瓦のうち、6229A・Bは飛雲文軒平瓦 6802A・Bと組み合わせる。これらは長岡宮造営時期のものであるとの見方もあったが、⁵⁰⁾平城宮や京内の寺院・邸宅など大和での出土例が増加しており、むしろ平城宮・京で使用されたものが長岡宮さらには平安京などへ運ばれたと考えるべきであろう。⁵¹⁾瓦当文様や製作技法の類似したものが近江などで生産されており、両者の間に何らかの関連があったと推測できるが、どちらが先行するのかわかり難いが、⁵²⁾折り曲げ技法のもう一つの軒丸瓦 6441Aは飛雲文を飾り、同じ飛雲文を飾る軒平瓦 6801Aと組み合わせる。6801Aは中心に「修」の一字を飾ることから、修理司の管轄下で生産されたことが確実である。修理司は続日本紀の記事から少なくとも神護景雲元年(767)から宝亀9年(778)まで存在したことが明らかであり、6801Aは第Ⅳ期後半か第Ⅴ期に大和で生産されたと考えて誤りあるまい。文様の上でみると、同じ飛雲文でも6801Aは粗雑で、6802A・Bに後出的である。この点からも6802A・Bと組み合わせる6229A・Bの時期を長岡宮の時代まで下げることが無理であろう。

第Ⅳ期後半頃に、積み上げ技法にかわるようにして、折り曲げ技法が出現するが、これが官窯工人自身による技術改良なのか、外からの技術導入なのかは明らかでない。飛雲文といったそれまでにない瓦当文様を採用していることをみると、後者の可能性を考えるべきかも知れない。ただし、第Ⅳ・Ⅴ期には平城宮や京内の寺院でも6133, 6151, 6235, 6236など軒丸瓦は接合式が主流であるのに対して、折り曲げ技法の軒丸瓦は量が少なく、一つの傍流をなしていたにすぎない。なお、積み上げ技法は讃岐国分寺の創建瓦、⁵³⁾越中国分寺の創建瓦、⁵⁴⁾三河国分寺所用瓦、⁵⁵⁾群馬台之原廃寺の8世紀中頃に比定されている瓦にも認められる。⁵⁶⁾おそらく国分寺の造営を契機として地方にもかなりの範囲に広まっていたものと推測される。

(4) 調整手法の変化 (PL. 92~94, Tab. 7・8)

平城宮・京出土の軒丸瓦は、丸瓦の凸面部を丁寧に調整するため、叩き目がほとんど残らず、調整も変化に乏しい。⁵⁷⁾しかし、内面接合部から瓦当裏面にかけての調整にはいくつかのパラエティアーがあり、時期差もうかがえる。ここでは、瓦当裏面の調整を10種、内面接合部の調整を8種、さらに内面接合線の形状を4種に区分して、それらの変化をたどることとする。

調整A 瓦当裏面がほとんど不調整で、布目が残る。前掲の布目押圧技法及び成形台一本造りの軒丸瓦である(PL. 92~94参照)。典型的なのは布目押技法の6301A, 6012A, 折り曲げ技法一本造りの6229A・Bだが、他は瓦当裏面にナデやケズリを加えたものが多い。とくに積み上げ技法一本造りの軒丸瓦は、第Ⅱ期後半には6308A~Cなどのように調整G(横方向のユビナデ)

積み上げ技法の調整変化

Tab. 7 調整手法(瓦当裏面)の分類

瓦当裏面調整		内面接合部調整		内面接合線の形状	
A	未調整(布目痕)	I	ナ デ(横)	1	半円形
B	ナデツケ(横)	II	ナ デ(縦)	2	蒲鉾形
C	ナデツケ(縦)	III	ヘラケズリ(横)	3	台形
G	ユビナデ(横)	IV	ヘラケズリ(縦)	4	山形
H	ユビナデ(縦)	V	カキ目(横)		
I	ヘラケズリ(横)	VI	カキ目(縦)		
J	ヘラケズリ(縦)	VII	ヘラナデ(横)		
K	カキ目(横)	VIII	ヘラナデ(縦)		
L	カキ目(縦)				
N	ヘラナデ(縦)				

が主で、やがて 6308D・N, 6291A・C などのように調整 I (横方向のヘラケズリ), そして第 III 期後半から第 IV 期前半には 6133K, 6307D・G などのように調整 I に加えて調整 C (縦方向のナデツケ) に変化したと推測できる。内面接合部の調整はほとんどが横方向のナデ, 接合線はいずれも半円形を呈する。

調整 B 内面接合部から瓦当裏面にかけて一体に粗く横方向にナデツケした瓦(1)。仕上げの手間を省いた瓦で, 例はきわめて少ない。第 II 期後半から第 IV 期前半の資料があるが, 必ずしもこの時期に限定できるか否かは定かでない。

調整 C 内面接合部から瓦当裏面にかけて一体に粗く縦方向にナデツケした瓦(CII)と, さらに内面接合部に横方向のナデを加えた瓦(CI)とがある。ともに奈良時代を通じて存続するが, 主流は C II (2-6) である。とくに第 III 期後半以降の 6235, 6236 あるいは 6316M といった東大寺・唐招提寺・西大寺・西隆寺などの所用瓦に顕著である。調整 B と同様に仕上げの手間を省略した瓦であり, 造東大寺司を中心としたこの時期の造瓦活動のあわたたしさをうかがわせる。内面接合線は CI・CII とともに半円形を呈するが, CII の第 III 期後半以降の資料は内面接合粘土が多いため, 瓦当裏面が半球形に近くなる。この一群の瓦には, 丸瓦広端部の凹面側を深く切り落して断面三角形にしたものがある。第 III 期後半から第 V 期にわたる, 東大寺出土の 6235F・K・N・R, 薬師寺出土の 6234Ab(3), 平安時代初期になる平城宮出土の 7241A(5), 東市周辺出土の 7242A(6) などである。6234Ab と 6235R は東大寺でも同範品が出土しており, 本来は東大寺所用であろう。平城宮・京出土軒瓦の場合, 丸瓦部の先端はほとんど未加工で, 一部に縁を軽く面取りするものがみられる程度であるが, 第 V 期後半になって, 造東大寺司の少なくとも一部に接合をよりよくする工夫が生み出されたものと推測できる。なお, 第 III 期もしくは平安時代初頭になる CII の 6125A, 7241A, 7242A は, 丸瓦部側面と瓦当裏面との境(側面接合部)を外側に深く割り込んでいる。軒平瓦との葺き合わせを考慮しての工夫とみられるが, 他に例がなく, この時期の一つの特徴といえる。

丸瓦広端部の加工

側面接合部のえぐり込み

調整 G 瓦当裏面を丁寧に横方向にユビナデしたもの。瓦当側面や丸瓦部凸面も横ないし縦方向にユビナデを加えたものが多い。内面接合部の調整と形状から GI₁, GI, GII₂, GIII₁, GVII₁ に区分できる。主流は GI₁。GI₁ は内面接合部を瓦当裏面と一体に横方向にユビナデして半円形につくる。すでに早く藤原宮式や平城京でも第 I 期前半の 6272A・B や第 I 期後半の 6348Aa にみられる。平城宮の第 I 期前半の所用瓦である 6284 は後述する調整 N (横方向のヘラナデ)

Tab. 8 調整手法(瓦当裏面)の変化

調整		第 I 期	第 II 期	第 III 期	第 IV 期	第 V 期
		和銅元年～ 養老 5 年	養老 5 年～ 天平 17 年	天平 17 年～ 天平勝宝年間	天平宝字元年～ 神護景雲年間	宝亀元年～ 延暦 3 年
A	I ₁	630:1A — D — I	6313A	6308C 6225A 6012A	6307D	6229A・B
	II ₁		6301B	6012A		6235M
B	I ₁			6135A 6225A 6314A	6291B	6138F
C	I ₁	630:1A		6135A・B 6225A 6318A 6228A	6140B 6307G 6143A	
	II ₁	630:1A 6284C・E		6135A・B 6314A 6138B 6012A 6307B 6018Cb 6291Ab・C	6091A 6313F・I 6235E・A	6133M 6236D・F 6237A D・K
G	I ₁	6304C 628:4A 6272B 6348A	6304A・B 6311A・B 6313A・C・E 6285A	6307A・E 6314B～D 6225A・C E—C・F 6308A～C 6282Fa		
	I ₃			6308D		
	II ₂			6308C 6311F 6225A		
	III ₁		6285A			
	VI ₁	6284C 6304N				
H	I ₁	6284C・E — A 6304D		6308B・C 6225A		
I	I ₁	6304Ea	6311A・B・G 6313A～C・E 6314D	6135B 6012B 6225D 6291Ab・C 6307B 6314A 6308B 6138B	6227D D・H — G 6133K 6138I・F	
	II ₁	6234C・E — D 6304D		6135B 6291A	6316E・A — M 6319A	
	III ₁	6303B		6135A		6138J 6151A
	III ₃			6282IIa・Fa — B・G 6308D 6010C	Fa — B・G — Fb・Ib — C	
	IV ₂			6091A 6137A 6138C・E		
	IV ₄				6316G — Da・I — K	
	VI ₁	6284C 6303B				
J ₁	IV ₁			6225C	6313G	
	III ₁		628:5A			
J ₂	IV ₁	6284C 6304C	6301B 6313C	6135A 6130A 6320Aa 6320Ab 6296A 61 6091A 31 6225A 6225E	6137C 6135E 6138F・G 6151A 6134A 6075A 6133A・C — D — N・P・Q	
K	V ₁		6301C 6304Eb	6308B	6282Fa 6305A	
L	V ₁	6272B 628:4D 630:1D		6012B		
	VI ₁			6308C		
N	VI ₁	6284C・E・F・A				

が主で、一部範型に傷みが生じた 6284A になってはじめて GI_1 となる。おそらく GI_1 は、内面接合部にだけヘラナデを施した GVI_1 をへて、第Ⅰ期後半頃に登場するのであろう。この手法は、第Ⅰ期後半の 6304C (7) をへて、第Ⅱ期には全盛を迎える。第Ⅱ期前半には接合式の 6304, 6311, 6313, 6314 など第Ⅱ期後半には積み上げ技法一本造りの 6308, 6225, さらに 6282 一本造りの一部へと、文様や成形方法はかわっても調整手法は相当に根強く受け継がれたことがうかがえて、
がえる (8~14)。同じ手法・技法の製品が中山瓦窯で多く出土しており、中山瓦窯を中心とし調整G手法の伝統が培われたことは疑いない。なお、6285A は中山瓦窯では出土しておらず、歌姫西瓦窯で多量に出土している。ここでは調整 J_2III_1 (27) が主であるが、範型の傷からみて GI_1 (14) が先行し、内面接合部を横方向にヘラケズリする $GIII_1$ はその過渡的様相ととれる。ともに第Ⅱ期前半のうちにおけよう。

GI_3 は内面接合部を横方向にヘラケズリして台形につくったのち、軽く横方向にナデている。接合線台形の初出
6308Dのごく一部に認められる。接合式か積み上げ技法一本造りかは不明。いずれにしても山陵瓦窯産であろう。接合線を台形につくる資料としては最古といえよう。

GI_2 は内面接合部の側面寄りを縦方向に深くヘラケズリしたのち、軽く縦方向にナデている。接合線は薄鈍形。6308C, 6311F (15), 6225Aの一部にあり、いずれも一本造りと推測される。 GI_1 の変種であろう。

GVI_1 は内面接合部にむけたヘラナデを加えたものである。6284C と 6304N に認められる。6284C は範型の傷が進行している。時期的には第Ⅰ期の前半から後半にかけての短い期間に限定できよう。

6225A・C や 6282Fa には、瓦当裏面のナデが荒くなったものもある。また、押熊瓦窯産と目される第Ⅲ期前半から第Ⅳ期前半の 6307B・D・H・Gの一部にはナデというより、ナデツケに近いものがある。これらはユビナデと異質で、調整G手法は第Ⅱ期後半末でほぼ終焉したと⁵⁸⁾考えられる。

調整H 瓦当裏面を縦方向にユビナデしたものであるが、数は少ない。内面接合部を瓦当裏面と一体に横方向にナデて半円形につくったのち瓦当裏面のみ縦方向にナデを加える HI_1 (16) と、内面接合部から瓦当裏面までを一帯に縦方向のナデを加える HII_1 とがある。後者は藤原宮式以外では未確認。前者は藤原宮式の他に、第Ⅰ期と第Ⅱ期の資料がある。このうち最も古い 6284A・C・E は範型に傷がある。 HI_1 は GI_1 とほぼ同じ時期に行なわれたユビナデ調整の亜流の一つであったのであろう。なお、6304D は大安寺所用瓦である。中山瓦窯では出土しておらず、別個の工房で製作された可能性がある。

調整I 瓦当裏面を横方向にヘラケズリするもの。の II_1 , III_1 , IV_1 , IV_2 , IV_3 , IV_4 , VI_1 7種に区分できる。

II_1 は内面接合部を横方向にナデて半円形につくる。藤原宮式では一般的であり、平城宮・京の瓦でもほぼ奈良時代を通じて存続するが、第Ⅱ期の資料が多い。中山瓦窯産と目される 6304, 6311, 6313, 6314, 6308 などの調整は GI_1 が主流だが、 II_1 がそれに次ぐ。注目すべき点は、積み上げ技法一本造りの 6308A~C の文様と製作技法を受け継ぐ山陵瓦窯の 6308D・N, 押熊瓦窯の 6291C 及びそれと同系統の 6291A, 6314A などがほとんど II_1 に変わったことである。第Ⅲ期以降も両窯ではこの手法が一本造りの場合 (6133K, 6307D・G) でも、接合式

調整G→ II_1

の場合(6307B)でも保持されるが、他には音如ヶ谷瓦窯産と目される6138B・F・IにIⅠ₁がわずかに認められる程度である。IⅠ₁は中山瓦窯工人の伝統をひいた山陵・押熊瓦窯を中心とした、奈良山西辺部の官窯工人のなかに根強くいきつづけたのであろう。なお、第Ⅱ期後半を代表する瓦の一つである6135や6012BもIⅠ₁が主だが、ともに内面接合部の側面寄りから瓦当裏面全体をローリングさせるようにして横方向にヘラケズリするのが特徴であり、系統の異なった工人の存在が予測される。

IⅡ₁は内面接合部を縦方向にナデて半円形につくる。資料は少ないが、ほぼ奈良時代を通じて存続する。このうち、6135B, 6291A, 6307DなどはIⅡ₁だけでなくIⅠ₁もある。おそらく、IⅡ₁は内面接合部のヨコナデを省略したもので、両手法は共存するのであろう。なお、第Ⅲ期後半から第Ⅳ期前半の6316E・G・M・N, 6319Aはいずれも内面接合粘土が多く、瓦当裏面が半球形に近くなる。調整Cがベースで、これにナデとケズリを加えて仕上げたものであろう。

IⅢ₁は内面接合部を横方向にヘラケズリして半円形につくる。藤原宮式にあり、平城宮・京の瓦でも第Ⅰ期後半(17), 第Ⅱ期後半(19), 第Ⅳ期の資料があるが、散発的で主流とは考えられない。

IⅢ₃はIⅢ₁に似るが、接合線が台形を呈する。最も古い資料は第Ⅱ期後半の6010A, 6308D(20)で、第Ⅱ期末ないし第Ⅲ期と推測される。6010Aがこれにつぐ。ともに接合粘土が少ない。接合線を台形につくるものは他に調整GⅠ₃の6308Dがある。IⅢ₃はこれを承継ぐものかもしれない。IⅢ₃を代表するのは、多量の接合粘土を用いた6282であり、種類もA以外の全てに及ぶ。6282Fa・Haのごく一部には調整GⅠ₁があることをすでに述べたが、この例では接合粘土も少なく古式である。他はいずれも内面接合部に多量の粘土をあて、これを円棒状のもので叩きしめている(18)。他にはない特徴といえる。叩きしめたままで接合線が浅い半円形を呈するものもある(6282E, Fa, Fb, Ib)が、ケズリによって台形につくるものが主流である。調整GⅠ₁から調整IⅢ₃へは大きな変化がうかがえ、工房(瓦窯)も異なっていたと推測される。調整IⅢ₁の6282Haはすでに恭仁宮で使用されており、第Ⅱ期後半末頃には出現していたと考えざるを得ないが、6282Bb・Dc・Fbなど範型がかなり傷んだものもIⅢ₁であることから、主に第Ⅲ期以降も平城宮所用として多量に生産され続けたと推測できる。なお、この他に押熊瓦窯出土の6307H, 平城薬師寺所用の6307Cも内面接合粘土を多量に使用した調整IⅢ₃であるが、これらと6282との間にどのようなつながりがあったのかは明らかでない。

IⅣ₂は内面接合部の側面寄りを縦方向に深くヘラケズリし、接合線が蒲鉾形になる。現在までに判明している資料は、6137A, 6138C(21)・Eなどいずれも大安寺創建期の瓦で、第Ⅱ期後半になる。似た調整は中山瓦窯産と目される第Ⅱ期後半の6311F, 6308C(調整GⅠ₂)にある。内面接合部の側面寄りを深くヘラケズリするものは、軒平瓦との葺き合わせをよくするため、こうした工夫が第Ⅱ期後半になされたのであろう。

IⅣ₄は内面接合部を縦方向にヘラケズリして山形につくる。いずれも内面接合部粘土は多い。6316(22)に特有の手法で、時期も第Ⅲ期後半以後になる。なお、6316Da・Eには内面接合部のケズリが中央にまで及ばず、接合線が蒲鉾形に近い変種も若干ある。

IⅦ₁は内面接合部に横方向のヘラナデを加えたもの。6284C, 6303Bに認められる。GⅦ₁

内面接合部
叩きしめ

調整 GⅠ₁
→ IⅢ₃

と同様、第Ⅰ期の前半から後半にかけての短い時期に限定できよう。

調整J 瓦当裏面を縦方向にヘラケズリしたもの。瓦当裏面の下端から上方にケズリを加える J_1 と、逆方向の J_2 とに区分する。前者には J_1V_1 、後者には J_2III_1 、 J_2IV_1 がある。

J_1IV_1 は瓦当裏面から丸瓦部狭端にむかって一連にケズリを加える。典型は 6225C (26) で、瓦当裏面が半球形に凹むのも特徴である。次述する J_2V_1 の 6225A、6296A などと類似した要素をもち、第Ⅲ期前半に比定できよう。 J_1IV_1 の手法は第Ⅳ期前半の 6313G、6316C にも残るようだが、第Ⅱ期まで遡る資料はない。なお、藤原宮式には瓦当裏面のみを下端から縦方向にヘラケズリするものがあるが、丸瓦部にまで及ぶものはないようである。

J_2III_1 は内面接合部を横方向にヘラケズリし、瓦当裏面のみを縦方向にヘラケズリする。6285A (27) のみで、他に例がない。6285A は前述したように、第Ⅱ期前半に調整 G_1 をへて J_2III_1 に変化したと考えるが、 J_2III_1 の生産は範型が相当に傷んだ段階まで、おそらく第Ⅱ期後半末頃まで及ぶのであろう。

J_2IV_1 は丸瓦部から瓦当裏面にむかって縦方向にヘラケズリを加えるもので、ほぼ奈良時代を通じて存続する。最も古い資料は中山瓦窯と目される 6284C、6304C (23) で、これが上述した J_1III_1 を生み出す母体にもなったと考えられる。恭仁宮所用の 6320Aa、6130A などは前代の資料と同様に瓦当裏面が平坦だが、これと時期を接する 6225A、6296A、さらに 6131A、6132A、6296B は瓦当裏面が半球形に凹み、しかもケズリが丸瓦部のほぼ全体に及ぶという共通の特徴をもつ (28~30)。また、6130A も範傷が相当に進んだ資料は瓦当裏面が半球形に凹む。おそらくこうした調整は第Ⅲ期に入ってから出現するのであろう。⁵⁹⁾ 第Ⅳ期の 6134A は瓦当裏面が凹むが、音如ヶ谷瓦窯産と目される 6138A・F (25)・G・I、平城宮東院所用の 6075A、6151A は瓦当裏面がほぼ平坦である。また、第Ⅳ・Ⅴ期の市坂瓦窯産と目される 6133A~C 及びこれと同系統の 6133D (24)・L・N・P・Q には瓦当裏面が平坦なもの⁶⁰⁾と凹むものがある。したがって、この両者は奈良時代の終りまで併存したことになる。

瓦当裏面の凹み

調整K 瓦当裏面を板状の工具で横方向にカキ目調整したもの。藤原宮式には瓦当裏面にのみカキ目を施した例があるが、平城宮・京出土の瓦はいずれも内面接合部も一帯にカキ目調整した KV_1 (31・32)。資料は少なく、特殊な手法といえよう。なお、6282Fa はいずれも中房に円孔を穿ったもののみが調整Kである。

調整L 瓦当裏面を板状の工具で縦方向にカキ目調整したもの。藤原宮式には調整Kとともに瓦当裏面にのみカキ目を施した例がある。平城宮・京の資料は、内面接合部に横方向のカキ目を施した LV_1 と、内面接合部と瓦当裏面に一帯の縦方向のカキ目を施した LV_1 とがある。ともに資料は少ない。とくに後者は 6308C (33) のみである。

調整N 瓦当裏面を横方向にヘラナデしたもの。単に瓦当裏面でなく内面接合部を横方向にヘラナデ (NVI_1) し、丸瓦部凹面のほぼ全体を縦方向にヘラナデするものもある。6284にのみ認められ、時期も第Ⅰ期前半に等定できる (34)。この手法が藤原宮式にもあるのか、平城宮遷都後に出現するのかは不明。

小 結 平城宮・京用として製作された軒丸瓦の瓦当裏面の調整手法は、その多くが藤原宮式軒丸瓦の手法として採用されており、これらを踏襲した中山瓦窯をベースとして、さらに手法の統合・分化が図られていったものと推測できる。

第Ⅰ期には、この時期を代表する 6284 のように、手法にかなりのばらつきがある。だが、第Ⅱ期に入ると、中山瓦窯では調整Gが主流を占め、調整Ⅰや調整Ⅱがこれを補うようになる。第Ⅱ期前半に操業が開始される歌姫西瓦窯では調整Ⅱが主、やや遅れて第Ⅱ期後半に操業が開始される山陵・押熊瓦窯では調整Ⅰが主と推測でき、次第にユビナデ調整からケズリ調整への移行がなされたと考えられる。ユビナデ調整のG・Hは中山瓦窯の操業が止る第Ⅱ期後半末頃をもって終焉する。6225A・Cに調整Gが相当量ある点は、この瓦の製作が第Ⅲ期以前に中山瓦窯でかなり進められていたことを示そう。また、6282Fa・Haにも調整Gがあるが、量がきわめて少ない点は、この瓦の製作が中山瓦窯では短期間で、第Ⅱ期後半末頃には他所に移ったことを示そう。

第Ⅲ期以降にはケズリ調整が主流となるが、他方では東大寺・西隆寺などの所用瓦に調整Cが盛行する。ケズリ調整は、山陵・押熊瓦窯では前代にひきつづき調整Ⅰが主で、奈良山丘陵西辺部の官窯の一つの特徴をなす。同じ調整Ⅰでも、6282の大部分は内面接合粘土を多量にあてて接合線を台形につくるタイプ(IⅢ_a)、6316の大部分は内面接合粘土を多量にあてて接合線を山形につくるタイプ(IⅣ₁)で、それぞれ別系統の工房の存在が予測できる⁶¹⁾。調整Ⅱは歌姫西瓦窯の系統(J₂Ⅲ₁)が第Ⅱ期後半末頃で途絶える。第Ⅰ期以来の系統(J₂M₁)は根強く残るが、第Ⅲ期に入ると、瓦当裏面を凹ませるものが出現し、一つの流れをつくる。6225A・Cのこのタイプは第Ⅲ期に入ってから生産と考える。奈良山丘陵東辺部の市坂瓦窯産と目される6133A～C及びこの系統をひく6133や6314の瓦には瓦当裏面を平坦につくるものと凹ませるものがあり、両者は奈良時代未まで共存し、さらには長岡宮の7133にその伝統がひきつがれたものと推測される⁶²⁾。

ii 軒平瓦の変遷

(1) 軒平瓦の瓦当文様について

1. 内区文様の種類と変化

平城宮・京の軒平瓦の瓦当文様は、外区に珠文をおく均整唐草文に代表される。内区文様には他に、偏行唐草文や幾何学文、飛雲文があり、外区の文様にも数種がある。しかし、中心飾りや唐草文の変異はあっても、基本的な内区文様としては均整唐草文が、外区文様としては珠文が、平城宮・京での主流である。藤原宮で用いられた偏行唐草文は平城宮ではほとんど姿を消し、二つの宮都の軒平瓦文様には大きな断絶がある。この点は、軒丸瓦が藤原宮式の瓦当文様をほぼそのまま受け継いだのとは対照的である。7世紀末から8世紀の初めごろは、軒平瓦の文様の変化や多様化が進行しつつあった時期にあたり、造営される寺院ごとに多様な瓦当文様がとりいれられている。平城宮が藤原宮とは断絶した軒平瓦瓦当文様をとりいれたことも、その例に漏れるものではなかったといえよう。

a 均整唐草文の分類とその変遷

以下では、平城宮・京の軒平瓦のうち最も主要な内区文様である均整唐草文について、その系列と変化をたどることとする。平城宮・京の均整唐草文は唐草文や中心飾りに多数の変異が

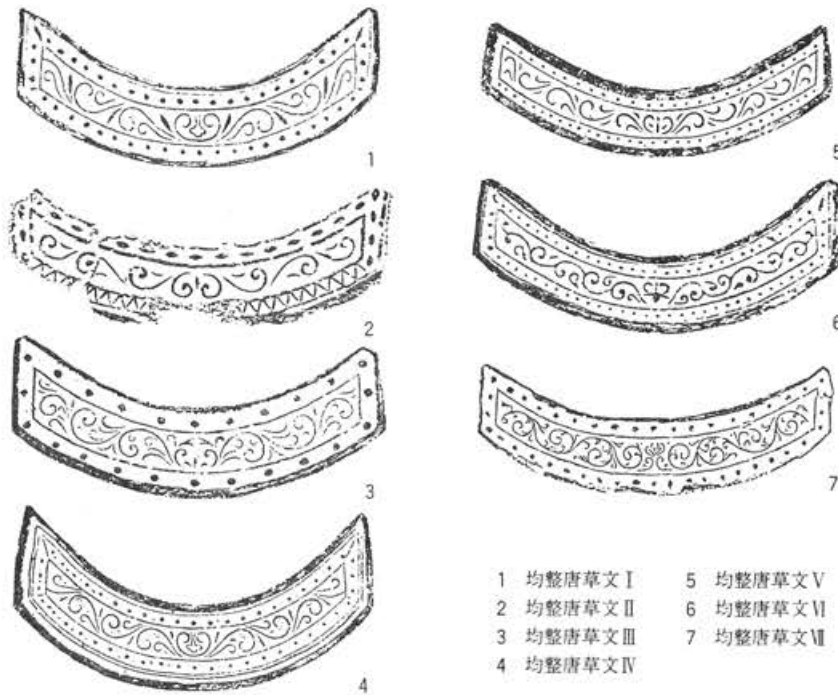


Fig. 66 均整唐草文の分類 (1:6)

あるが、ここではそれを次の7つに分類して、その特徴を記述する (Fig. 66)。

I : 3葉構成の3回反転均整唐草文(1)。

II : 興福寺式とその系統(2)。

III : 東大寺式とその系統(3)。

IV : 4回反転均整唐草文(4)。

V : 5回反転均整唐草文(5)。

VI : 唐草が連続する均整唐草文(6)。

VII : その他の均整唐草文(7)。

均整唐草文 I (Tab. 9 Fig. 67~69) 平城宮で最もポピュラーな文様であり、6663, 6664, 6681, 6682などがその代表である。この文様は大官大寺所用軒平瓦 6661の系譜をひくと考えられている。7世紀代の均整唐草文には、6661のほかに、法隆寺西院伽藍創建の均整忍冬唐草文があるが、平城宮・京に特徴的な蔦状に変形した各単位が分離した唐草文と中心飾りは6661に直結するものである。

均整唐草文 I の中心飾りは、上向きのC字形中心葉の中に垂飾りをおくものである。垂飾りには花頭形、十字形、逆T字形など数種があるが、中心葉は左右に分離しないことを原則とする⁶³⁾。花頭形の垂飾りは、その形状により次の3つに分類できる。

垂飾りの分類

第1類：花頭形の基部先端が左右に開きしかも上外区界線につかないもの。

第2類：基部先端が左右に開いて上外区界線に接するもの。

第3類：基部が平行にのびて上外区界線につながるもの。

第1類は大官大寺所用軒平瓦6661の垂飾りに最も近似し、第1類→第2類→第3類と変化すると考えられる⁶⁴⁾。

十字形の垂飾りの初現は6685であり、6664D・Fの花頭形垂飾り(第3類)中央の凹部を、

逆に凸表現することによって成立したものと推定される。これは、6685が小型の軒平瓦であることに起因するのであろうが、一度成立すると6682などの普通サイズの軒平瓦にも取り入れられる。十字形左右のはりだしが珠点化した \cdot 形や逆T字形の垂飾りは十字形垂飾りが変形したものである。

均整唐草文Iの単位唐草文は、大きい主葉にやや小振りの第1支葉と細長い紡錘形の第2子葉を加えた3葉構成である。唐草は上下外区界線に接するように連続的に派生するものが多く、6663A~C, 6664, 6681などにこれがみられる。これに対し、6663D~F・H~J, 6666A, 6694A, 6710A・Cなどは、唐草が界線から立ち上がり、唐草各単位の連続性に欠ける。単位唐草の違いは、唐草第3単位の形状に端的に現われている。第3単位の各葉の先端は、

唐草文の分類

- ①主葉が脇区界線につき、第1子葉が巻き込む。
- ②主葉と第1支葉が共に脇区界線につく。
- ③主葉と第1支葉が共に巻き込み、脇区界線につかない。





の3種のパターンがある。①はさらに、第1支葉が大きいもの(①a)と第1支葉が小型のもの(①b)の2種に細分でき、唐草が界線から立ち上がるものは基本的に③のパターンである。主要な型式でみると、6663=①~③, 6664・6681=①・②, 6666・6682=①, 6685=②, 6665・6702・6710・6727=③となる。

以下では、ここに示した分類をもとに均整唐草文Iの各型式を検討する(Tab. 9, Fig. 68)。

6664の区分

6664は花頭形垂飾りを入れた中心飾りをもち、垂飾りには3類すべてがある。A~C・H・K~M・Pが第1類であるが、Kは基部先端の開きが弱い。第2類はG・I・J・N・Oであり、Nは上端が開かない。そして、D・Fが第3類である。垂飾りの違いと唐草第3単位の差

Tab. 9 均整唐草文Iの分類

唐草文	花頭形			十字形	逆T字形	\cdot 形	三葉形
	第1類	第2類	第3類				
	6664A・C・H K・M 6668A	6664G・I・J N・O					
	6664L	6664G・I・J N・O	6663C・K ~N 6664D・F 6666A	6681D・F 6682A~E 6688B	6688A		6689A・B
	6664B		6663A・B E	6685A~F	6681C・G	6681A・B E	
	6655A 6665A		6665B・C 6663F・H ~J	6702B・H	6702A・C ~G・I		6694A 6727A・B

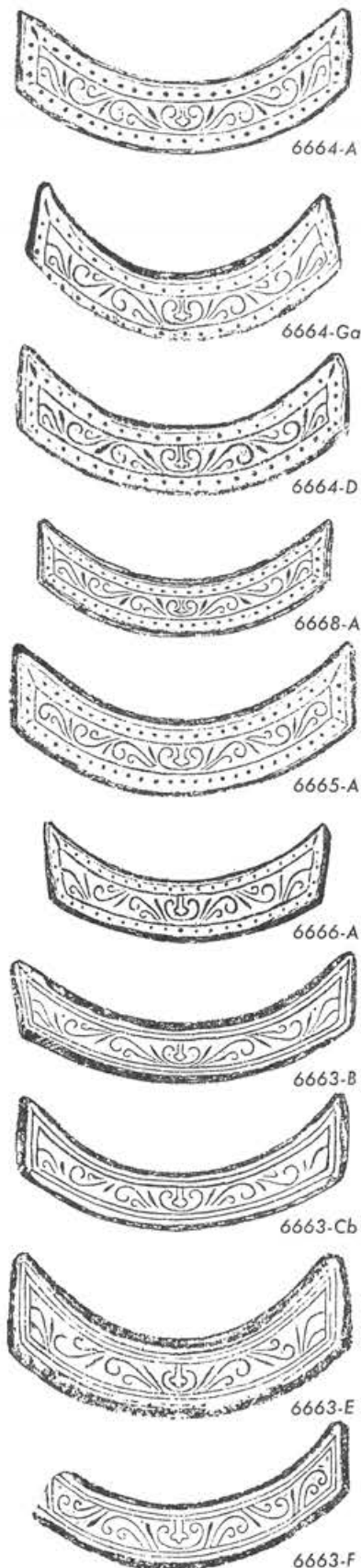


Fig. 67 均整唐草文I (花頭形垂飾り)

との対応をみると、第1類では、A・C・H・K・Mの5種が①a、Bは②、Lは①bである。6664以外に花頭形垂飾りが第1類で、かつ唐草第3単位が①aの構成をとるものに6668Aがある。一方、花頭形垂飾り第2類と第3類をもつ6664は、Jが①aをとる以外すべて①bである。つまり、6664では花頭形垂飾りの第1類と第2・3類との差が基本的には唐草第3単位の差、①aか①bかの差に対応する。

6655と6665は唐草第3単位を③のパターンにする型式である。花頭形垂飾りは6655A・Cが第1類、6665Bは第3類である。6665B・Cは唐草が界線から立ち上がる。

6663は全種の花頭形垂飾りが第3類だが、唐草第3単位の違いによって、①bのC・K~N、②のA・B・E、③のF・H~J、そして第1支葉を欠くD、という4群に分かれる。①b・②・③は花頭形垂飾り第3類に先んじて現われていたものであり、その違いがそのまま時間差に対応するものではないと考えられる。むしろ、これらを基本的には同一型式の中での系統差として理解するほうがよいだろう。⁶⁵⁾ ①b・②はそれぞれ、中心飾りや唐草のわずかな違いによってさらに2つに区分する。①bでは、K・Mの2種は垂飾りが角張り、Kの第1単位第2支葉が二股に分岐する。②ではA・Bの唐草が界線近くから連続的に派生するのに対し、Eは界線から立ち上がる。つまり、①bはC・L・NとK・M、②はA・BとEとの間に文様の違いを指摘することができる。また、Dは第3単位が2葉構成であり、各単位の第2支葉が主葉と逆方向に巻き込むなど、かなり異質な文様である。

次に、十字形や+形、逆T字形の垂飾りをもつ型式をみてみよう。十字形の垂飾りは、先にも述べたように小型の6685を初現とする。6685は中心飾りによって、十字形垂飾りと大きな中心葉からなるA・B・D・F、矮小な+形垂飾りと扁平な中心葉からなるC・Eとに分けることができる。A・B・D・Fの唐草は連続的であるが、C・Eは界線から立ち上がり連続性を欠く。

6681には3種類の垂飾りがある。十字形=D・F、

6663の区分

6681の区分

卍形=A・B・E, 逆T字形=C・G・Sである。十字形のD・Fが唐草第3単位を①のパターンとするのに対し、卍形と逆T字形のA~C・Eは②である。⁶⁷⁾ D・Fは内区厚が他のものより大きいこともあって、同じ6681ではあるが内区文様の趣きはかなり違う。A~C・E・Gとは文様系譜が異なると考えられる。

6682はA~Dが十字形, Eのみが卍形の垂飾りで、唐草第3単位はいずれも①のパターンである。

6688はAが逆T字形, Bが十字形の垂飾りをもつ。唐草第3単位は①であるが、6688の唐草文の特徴は右第1単位が上から派生することにある。これについては「⁶⁸⁾ 範作成時の誤り」とされているが、A・B2種がともに同じ「誤り」を犯していることは、作範以前の段階つまり下絵の段階で既にこの「誤り」が存在したことを示している。第1単位を上から派生させる唐草文は均整唐草文Ⅱのものであり、6688についても「⁶⁹⁾ 作範時の誤り」とみるよりは、なんらかの理由で均整唐草文Ⅱの唐草文の派生原理が紛れ込んだものと考えたほうがよいだろう。この点については後述する。

6702の区分

6727の中心飾りは、↓形の垂飾りを上向きC字形の中心葉が囲む。唐草第3単位は③である。

6702は6681に似るが、外区の圏線文を欠き、唐草第3単位が③のパターンである点や唐草が連続しない点など相違点も多い。垂飾りはB・Hが左右の張り出しの短い十字形, Aは左右の張り出しがほとんどない棒状の垂飾り, 他は逆T字形である。6702には、中心飾りのC字形中心葉が扁平で唐草の巻きの弱いA~C・G~Iと、囲みが大きく唐草が強く巻き込むD~F, の2群がある。前者は唐草各単位の主葉と第1支葉の大きさがほぼ同じであるのに対し、後者は主葉の方が大きい。また、D~Fは第3単位の外側に遊線状の小葉が加わるが、A~C・G~IではBを除くとこれがない。

均整唐草文Ⅰの中心飾りは、その多くが花頭形中心飾りかそれを祖形として変化したものであるが、6689 A・B, 6694A, 6710, 6711, 6698Aの中心飾りはこの系列からはずれた変形垂飾りである (Fig. 69)。6689 A・B, 6694Aは垂下する三葉文を垂飾りとする。



Fig. 68 均整唐草文Ⅰ (十字形・卍形・逆T字形垂飾り) 1:6



6689-Ab



6694-A



6698-A



6710-A



6711-Ab

Fig. 69 均整唐草文Ⅰ (変形垂飾り) (1:6)



6671-Aa



6671-B



6679-A

Fig. 70 均整唐草文Ⅱ (1:6)

6689A・Bの唐草文は6664D・Fに似る。6694Aは中心葉が左右に分離し、界線から立ち上がる唐草は先端が玉状に膨らむ特徴がある。6710はA・Cが逆V字形、Dはそれに弧線を組み合わせたものを飾る。6710Dは内区の地を凸表現するので、弧線は中心葉に対応する地の部分なのかも知れない。また、6711Aは斜めの平行線、6711Bは変形した小字形、そして6698Aは火字形を入れた中心飾りであり、均整唐草文Ⅰの垂飾り一般と比較すると異例である。6711は唐草が変形しており、Aは右半が4回反転にみえ、Bは左半が4回反転⁶⁹⁾である。6711は均整唐草文Ⅳとの折衷型式であるといえよう。

均整唐草文Ⅱ (Fig. 70) 6671と6679の2型式がある。

興福寺式6671の中心飾りは、左右に分離した下向きC字形の中心葉のなかに紡錘形の小葉をおき、中心葉の巻き込みと組み合せて、下から派生する三葉文を表現する。

興福寺創建の6671Aaは、第2支葉を欠いた2葉構成の唐草文単位を3回反転させる。第1支葉の巻きが弱く主葉先端に近接するので、先端が二股に分岐した単位唐草が連続するようにも見える。加えて、第1単位が上から派生するため、均整唐草文Ⅰとは上下逆転した唐草の流れになること、一段高い外区に線鋸歯文と杏仁形珠文をおくことも均整唐草文Ⅱの大きな特徴である。Aaと同じく2葉構成をとるのは、ほかにE・Jがあり、興福寺から出土するのはこの3種である。これを「興福寺系」の6671とする。⁷⁰⁾

「興福寺系」
の6671

これに対し、6671B～D・I・Kは、唐草文各単位が3葉構成である。これは均整唐草文Ⅰに特徴的な単位唐草文であり、6671の原則からはずれる。おもに平城宮・京で出土する一群であり、単位唐草文の構成が、均整唐草文Ⅰの影響を受けた結果と考える。これら5

種を「宮・京系」の6671とする。

6679は、中心飾りが十字形垂飾りと上向きC字形の中心葉からなり、唐草も4回反転である点、6671の内区文様とはやや違いがある。しかし、唐草第1単位が上から派生することと、上外区と脇区に杏仁形珠文、下外区に線鋸歯文をおくことから、均整唐草文Ⅳの影響を受けた均整唐草文Ⅱの型式と考える。唐草文各単位が3葉構成であることからみて、「宮・京系」6671の系譜をひくものである。

「宮・京系」
の6671

整唐草文Ⅲ (Fig. 71) 均整唐草文Ⅲは、東大寺式軒平瓦 6732 がその代表である。6732は、下から派生する三葉文を入れた対葉花文の中心飾りや、多数の支葉をともなった華麗な唐草文を特徴とする3回反転均整唐草文である。中心飾りの中心葉が左右に分離することや大ぶりの珠文をもつことも均整唐草文Ⅰとの違いといえよう。

6732は同文で異筧のものが多いことも特色である。ここでは、 $A \cdot C \sim S \cdot U \sim W \cdot Y \cdot Z$ ⁷¹⁾の23種ある6732を、中心飾りや唐草の違いにより大きく3つに区分する。

第一は、 $D \sim J \cdot S \cdot U \sim W$ 。唐草第1支葉が3～4葉からなり、唐草の巻き込みが最も強い。中心葉は左右の二葉が外反し相互に分離する。主に東大寺とその周辺から出土する。以下、「東大寺系」とする。⁷²⁾第二は、 $A \cdot C \cdot L \cdot O$ 。主に、平城宮と秋篠寺から出土するもので、唐草各単位第1支葉の巻きが弱い。これらを「宮系」とする。⁷³⁾第三は、西大寺所用の $K \cdot M \cdot N \cdot Q \cdot R$ 。中心葉は三葉の基部が接続するか、左右の2葉が内彎する。また、第1単位第2支葉を欠く。これらを「西大寺系」とする。

3者の違いをもう少し詳しく述べると、「東大寺系」と「宮系」は、中心飾りの三葉文がそれぞれ分離し左右の葉は外反するが、「西大寺系」は三葉が基部で接続するか、あるいは左右の葉が外反しない。また、「西大寺系」は、唐草の先端が玉状に膨らむことや第1単位第2支葉を欠き第1・第2単位の第1支葉が3葉構成であることでも他の2系統と区別できる。「東大寺系」と「宮系」は、「宮系」の支葉の巻きが弱いことと外区珠文が小振りであることが異なる。各系統は唐草の連続性や細部の特徴によりさらに細分して変化を追うことができる。

6732の変遷については既に岡本東三の見解があり、先に設定した「東大寺系」は岡本分類の⁷⁴⁾「東大寺式第Ⅰ類」にほぼ対応する。ここでは、岡本の変遷案⁷⁵⁾に依拠しながら、「東大寺系」の6732を $E \sim G \cdot J \cdot U \rightarrow D \cdot H \rightarrow I \cdot S \cdot V \cdot W$ の3段階に区分する。

$E \sim G \cdot J \cdot U$ (以下、「東大寺系(古)」)は唐草の展開が最も連続的な一群である。特に $E \sim G$ は、唐草文の彫り込みが巻きの内側に向かって斜面を形成する、いわゆる片切り彫り風に仕上がり、唐草の展開は最も流麗である。対葉花文は左右が上でつながり、第3単位外側の遊離した小葉が2枚である。⁷⁶⁾ $D \cdot H$ (以下、「東大寺系(中)」)は、唐草が分解気味となり、対葉花文は左右に分離する。第3単位外側の小葉は1枚となる。外区珠文は上下外区9個であったものが、 H では7個に減る。 $I \cdot S \cdot V \cdot W$ (以下、「東大寺系(新)」)は唐草が完全に分解し、主葉と第1支葉の一つがほとんど同じ大きさとなる。対葉花文はやはり左右に離れ、また上下外区珠文も7個に固定する。なかでも、 W は中心飾りの三葉文が二葉に変形し、第2単位第1支葉も1枚となる。

「宮系」の6732 「宮系」の $A \cdot C \cdot L \cdot O$ では、 $A \cdot C \cdot O$ (なかでも A)が「東大寺系(古)」に最も近く、唐草第3単位外側に2枚の小葉をおき、第2単位第2支葉を2葉構成とする。しかし、対葉花文の先端は離れる。 L は中心飾りが大きいこと全体バランスが崩れ、第2単位第2支葉と第3単位外側の小葉をともに1枚とする点や外区珠文が小型である点など、 $A \cdot C \cdot O$ よりも新しい要素を備える。

「西大寺系」の6732 「西大寺系」のなかでは、 N が最も原型の「東大寺系(古)」に近い。対葉花文は二つに分かれた先端の上だけが接続し、唐草も主葉が長く延びて連続的である。中心飾りの三葉文左右が外反するのは「西大寺系」では N だけである。これ以外の、 $K \cdot M \cdot Q \cdot R$ は唐草が分解し、

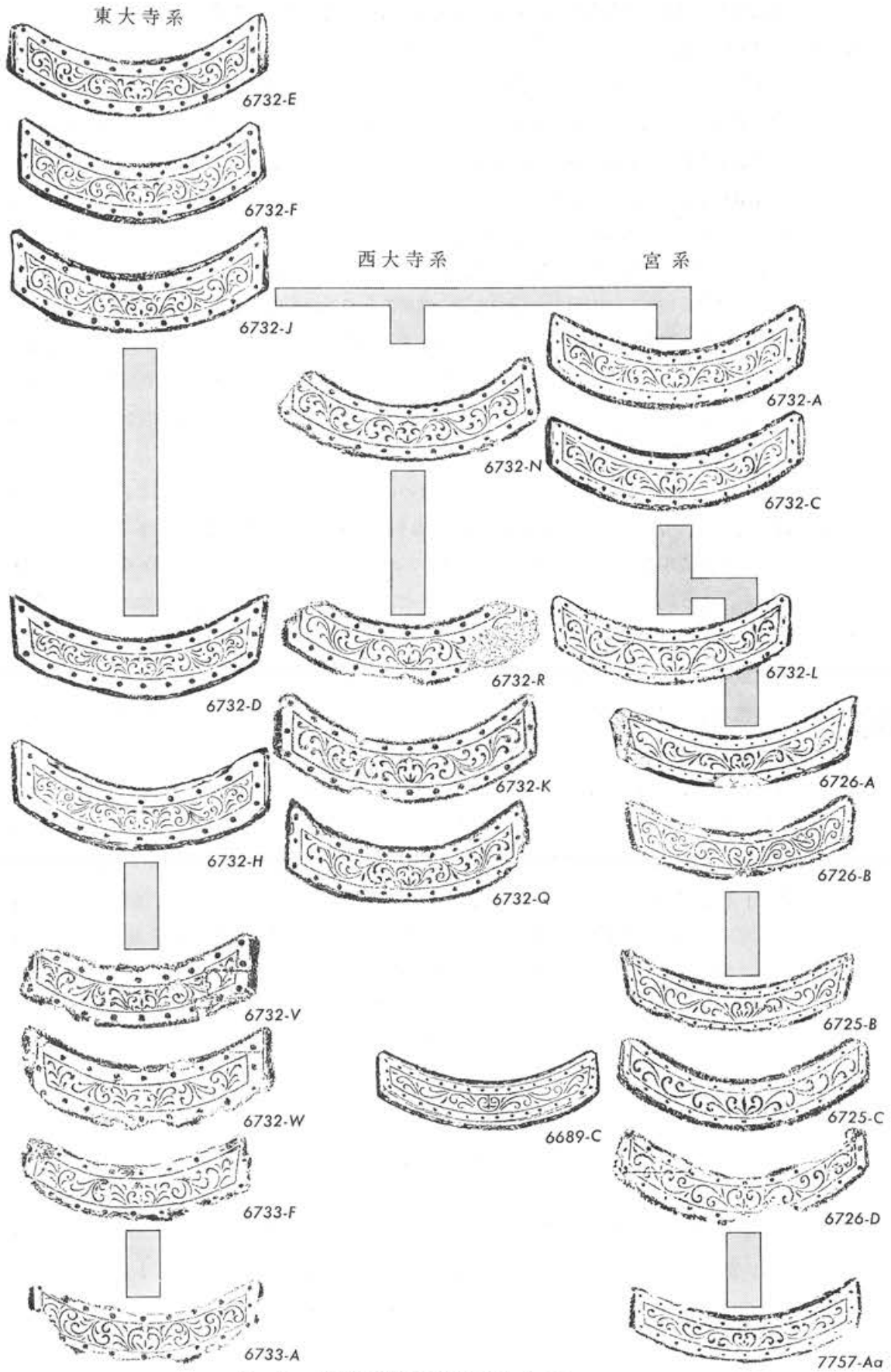


Fig. 71 均整唐草文Ⅲの系列と変遷 (1:7)

中心飾りの三葉文は左右が内彎する。K・Qは対葉花文の足が長く伸び加減である。

6732の変遷 「東大寺系」の3段階の変化をほかの二つのグループにあてはめてみると、「宮系」は対葉花文が左右に分離し、「西大寺系」では、第1単位第2支葉がなく、三葉文も本来の形からは変形すること、唐草第3単位外側に遊離した小葉が一枚となることなど、二つの系統とも「東大寺系(古)」よりは新しい要素をもっている。しかし、「宮系」のA・C・Oの唐草文は「東大寺系(中)」や「西大寺系」に比較すると、唐草の展開は依然連続的である。従って6732各種は、文様からみると、「東大寺系(古)」→「宮系」→「西大寺系」・「東大寺系(中)」→「東大寺系(新)」という変遷をたどって継起的に出現したと考えることができる。また、「西大寺系」のNと「東大寺系(中)」のDはその中でも古い様相をとどめ、「東大寺系(中)」のHは上下外区珠文の数が7に減ることから、「東大寺系(新)」に近いものとする。6733の対葉花文の特徴は、「東大寺系(新)」の6732Iや「西大寺系」の6732K・Qに現れていたものである。唐草がこれらよりも一層分解することや珠文数が7であることからみても、6733は6732の「東大寺系(新)」を遡らない。

6732との形式的関連で述べなければならないのは、6725、6726と6733である。6725と6726は、ともに、下から派生する三葉文を中心飾りとする3回反転均整唐草文であり、6725Aと6726A・B以外は3葉構成の唐草文である。この点では、均整唐草文Iに含むべきものともいえるが、その系譜は均整唐草文Iではなく、6732に求められる⁷⁷⁾。特に、左右に分離する中心葉の中に三葉文をいれた中心飾りは、均整唐草文IIIに特徴的な文様要素である。この点を文様変化を追って考えてみよう。

6725・6726の変遷 6725と6726は中心飾りが近似し、型式差が明瞭ではない。そこで、6725A～Cと6726A・B・D～Fを唐草文の特徴から二つに分類し、第1支葉が2～3葉で構成される6725A、6726A・Bを「6725・6726(古)」とし、唐草文の各単位が3葉構成の6725B、6726D～Fを「6725・6726(新)」とする。唐草第2支葉を欠いた2葉構成の6725Cも「6725・6726(新)」に含めてよいだろう。中心飾りの対葉花文は欠落するが、唐草文と中心飾りの特徴から、「6725・6726(古)」が6732の流れを汲むものであることは容易に類推することができる。「6725・6726(古)」のうち、唐招提寺所用の6725Aは第1支葉の2葉は巻きがほぼ同じであるのに比べ、6726Aの第1支葉はそのうちの1枚が大きくかつ強く巻き込むため、3葉構成の単位唐草に近似する。唐草が3葉構成をとる「6725・6726(新)」は基本的には6726Aから変化したと考えられる。「6725・6726(新)」の6725Bと6726D・Fが第3単位外側に小葉を加えるのも、6726Aの特徴を受け継ぐものである⁷⁸⁾。

「6725・6726(新)」に近似した唐草文をもつのは、他に6689Cがある。中心飾りは上外区界線からのびる三葉文であるが、主葉がやや長く第3単位外側に遊離した小葉を加える唐草文の特徴は6726Fなどに共通する。

6733は6732に似るが、唐草は分解し対葉花文基部が長く伸びる。6733Fだけは対葉花文が短く、6732V・Wに近似する。唐草文の特徴は6732の「東大寺系」と共通するものである。

このほかに、均整唐草文IIIの型式として6734Aと6739がある。ともに中心飾りと外区文様は異質ではあるが、唐草文の特徴は均整唐草文IIIに含めることができる。6734Aは、上外区線から垂下する短線と三ツ葉形を組み合わせた垂飾りをもつ。唐草先端が玉状に膨らみ、第3単

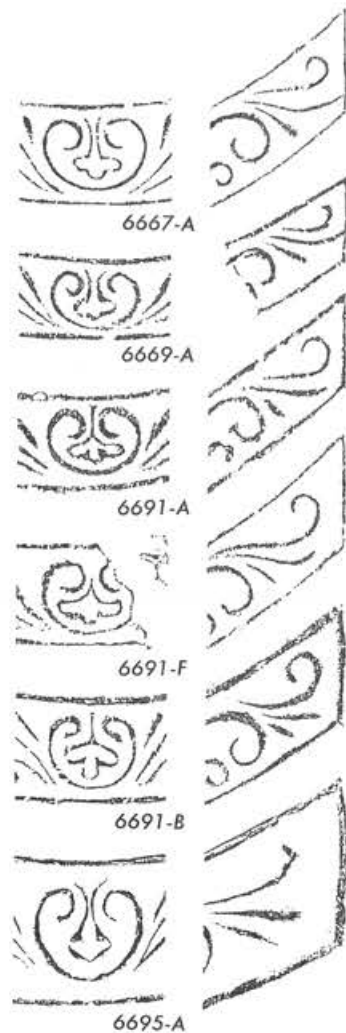


Fig. 72 均整唐草文Ⅳの変遷(1:2)

があげられるが、きわめてよく似ている。⁷⁹⁾ 6691Fの垂飾りは基部が開かない。唐草文の流れは6691Aに近い。第4単位の主葉は長く延びるが、界線にはとどかない。

6691B・Dは中心飾りの垂飾り基部が開かない。Dは先端が上外区界線につく。この2種は唐草がやや分解気味で、特に唐草第4単位の主葉が短く、第2支葉が主葉より長く延びて、一見、主葉の外側に2枚の支葉が付属するかのようである。この第4単位の特徴は6667Bにもあり、⁸⁰⁾ 6691A以後の均整唐草文Ⅳの型式に特徴的な要素とすることができよう。

6695Aは花頭形垂飾り先端が下向きの矢印形に凹み、第2単位が2葉構成であることなど、6667Aから6691Aの変化の中ではやや異質であるが、第4単位主葉が短く第1支葉が大きく巻き込む特徴は6667Bや6691B・Dに似る。外区には均整唐草文Ⅲに似た大粒の珠文をおく。

以上、この一群の文様系譜は、6695Aがやや変則的ではあるが、6667A、6669A→6691A・F→6667B、6691B～D、6695Aという3段階に区分できる。

次に、6704、6767、6768という第2の一群は、唐草の巻きが大きいことを特徴とする。6768は左右に分離した中心葉にそれを小さくしたような対向C字形(A・C)や上向きC字形(B)をいれる。唐草は3葉構成だが、中心飾りが唐草の一部に見える点や第4単位の主葉が巻き込んで界線に接しない点は6767に似る。6767Aはともに唐草第1支葉が2葉構成となり、

位外側に1枚の小葉をおく点は「西大寺系」や一部の「東大寺系」6732と共通した特徴である。6739は、中心飾りが単位唐草文とかわらない形で、唐草文もかなり分解する。外区に多数の珠文を配する点からは、均整唐草文Ⅳとの関連をうかがうべきかも知れない。

均整唐草文Ⅳ (Fig. 72) 4回反転均整唐草文には6667、6669、6691、6695、6704、6729、6767、6768がある。これらは、中心飾りや唐草によって、6667、6669、6691、6695の一群と、6704、6767、6768の一群に分けることができる。

第1の一群は6667Aを初現とする。6667Aの中心飾りは花頭形垂飾りと上向きC字形の中心葉が組み合うものである。垂飾りは先端が左右に開き、一方が界線に接する。均整唐草文Ⅰで行なった分類では、花頭形垂飾り第1類と第2類の中間形にあたる。Aと酷似するCでは、垂飾りは先端が界線に接する花頭形第2類である。A・Cとも唐草文は流麗であり、第4単位は、均整唐草文Ⅰの唐草第3位パターン①bに近似したおさめ方、つまり、唐草の主葉が長く延びて脇区界線に接し第1支葉は小振りである。6667Aを小型にした6669Aも、文様構成は6667Aとほとんど同じである。

6691Aは、6667Aを祖形として成立した型式である。

6667A→
6691A

6667Aとの差として、中心飾りの垂飾り軸部が一本の線になり基部だけが開くことや、唐草がわずかに違うことなど

均整唐草文Ⅲの影響がうかがえる均整唐草文Ⅳである。
6767は界線から垂れ下がる短線を中心に唐草が4回反転する。6704Aは唐草が完全に分解し第2支葉を欠く。

上記2群に含まれない均整唐草文Ⅳとして、6711Bと6729がある。6711については均整唐草文Ⅰで触れたように、均整唐草文Ⅳとの関連が深い。6729Bは小字形垂飾りを入れた中心飾りをもち、6711の垂飾りに類似する。6729Bは内区の文様が凹凸逆転する。これは均整唐草文Ⅰの6710Dと同じ表現法である。

均整唐草文Ⅴ (Fig. 73) 5回反転の均整唐草文には、6718, 6719, 6721, 6723などがある。

6719, 6721, 6723は同一系統の文様であり、いずれも3葉構成の唐草文を5回反転させる。3型式のうちでは、瓦範の種類と出土量の多さから、6721をその代表としてよい。

6721の区分

6721は小字形の垂飾りと、左右に分離して対向する中心葉からなる中心飾りをもつ。6721の内区文様は、6719Aを祖形とするものであり、小字形の垂飾りは、本来は垂下する三葉文を表現していると思われる。この点では、Gが最もよくその特徴を示している。A・D～F・Hは、垂飾りの左右がほぼ水平の小葉、Cは上向きの逆小字形である。Iは中心飾りの垂飾りが3個の珠文となり、唐草文各単位の第2支葉も珠点に変化している。6723Aは、6721Iのさらに変形したもの。中心飾りは何を表現したものかも分からなくなり、唐草の流れが分解する。一方、J・Kのように下から派生して開く三葉文は6721のなかでは原則的でなく、むしろ均整唐草文Ⅲの6732と同じ中心飾りとみたほうがよい。Jは第5単位の唐草文がほかのものよりも小さく、しかも唐草文の派生が内外区界線からはなれ、内区の中央にまともになってしまう。

6718Aは、中心飾りに垂飾りがなく、中心葉が巻き込んで眼鏡状になる。第1単位のみが3葉構成で、そのほかは2葉構成である。6755Aは主葉だけの唐草を5回反転させるが、左第4単位の派生が逆転する。中心飾りには短線の垂飾りをおく。この2型式は中心飾りの中心葉が上向きC字形である点など、6721と別系統と思われるが、系譜を明らかにしえない。

均整唐草文Ⅵ (Fig. 74) 唐草が連続する均整唐草文には、反転数が3回、4回、5回、の3種がある。

3回反転のものには、6670A, 6697A, 6716がある。6670Aは花頭形垂飾り第3類、6697Aはそれに似た「まさかり」形の垂飾りをもつ。ともに上向きC字形の中心葉が伴う点は均整唐草文Ⅰに近似する。6716には下向きのC字形中心葉、唐草第1単位が上から派生する特徴、外区の杏仁形珠文など均整唐草文Ⅱと共通する要素がある。中心飾りは、中に小型十字形をおく。

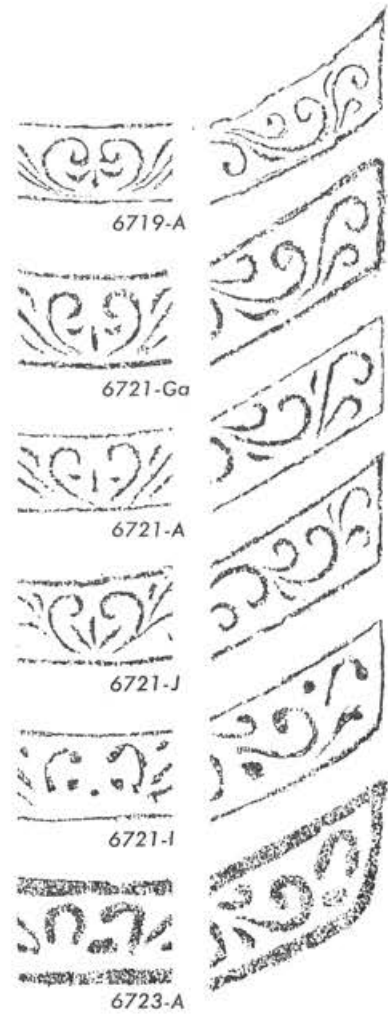


Fig. 73 均整唐草文Ⅴの変遷 (1:2)

A・Cと、上から派生する三葉文をおくD・Eの2種があり、両者は唐草文にも違いがある。つまりA・Cは連続する主葉の内側に第1支葉があり、Aでは右第1単位と左第2単位以外に、Cでは第2・3単位に蕾状の第2支葉がある。これに対し、D・Eは第1単位に内彎する第2支葉がある以外支葉を伴わず、主葉の先端が二股にわかれる。Bは中心飾りが明かでないが、唐草はA・Cに似る。

4回反転には、6654、6675、6717などがある。6654Aは中心飾りがなく、左5回反転の変則的な均整唐草文である。単位唐草文の形は違うが、同じ文様展開の例が法隆寺にある⁸²⁾。6675Aの中心飾りは、逆V字形の中に珠点をおいた下向きの三葉文の垂飾りを、上向きC字形の中心葉が囲む。唐草文は2ないし3葉構成である。この2型式は基本的には連続する主葉の内側に支葉をおいた唐草文であり、藤原宮式軒平瓦6642・6643の文様をそのまま受け継ぐものである。

6717Aの中心飾りは、上向きC字形の中心葉の中に珠文をおくが、中心葉の巻き込みが近接するので、垂飾りは下向きの三葉文に見える。ちょうど、6671(均整唐草文Ⅱ)の中心飾りを上下逆転した形であり、また6675Aのそれにも近似する。唐草文は支葉を欠き、二股に別れた主葉の先端に珠文状の小葉をおく。

5回反転には、6712、6713、6714がある。牛頭状の中心飾りをもつ6712Aの唐草文単位は2葉構成である。第1支葉の巻き込みが普通のものとは逆であったり、紡錘形の点であったりと各単位にばらつきはあるものの、上でみた4回反転の均整唐草文Ⅵと共通する唐草文である。6714Aは、下向きに派生する左右2葉の唐草が釣鐘状の飾りを囲む。釣鐘状の形の中には、意味不明の文様がある⁸⁴⁾。6713Aは6714Aが変形したものである。唐草文は延びきって支葉がなくなる。

以上、均整唐草文Ⅵは、3回反転の型式では相互の関連が薄いものの、4回反転と5回反転は、それぞれ一連の系統にまとまり、また唐草文にも似たところがあるように思われる。なお、均整唐草文Ⅵのうち、6654と6675は追分廃寺所用と推定され、6712、6716、6717Aの3型式は6716Aを除くとすべて大安寺とその周辺、6713A、6714A、6716Aは法華寺とその周辺に分布が集中する。

均整唐草文Ⅶ(Fig. 75) そのほかの均整唐草文は、これまでの分類にあてはまらない型式、6759



Fig. 74 均整唐草文Ⅵの変遷



Fig. 75 均整唐草文Ⅵ（下段）と統一新羅の軒平瓦（上段）（1：5）

A, 6760, 6761, 6763, 6775 などを一括する。

6760は横花形の中心飾りと内区両端から派生する蔓の連続した唐草文を特徴とする。唐草は4回反転で、小さな支葉が多数分岐する。中心飾りに向かって派生する唐草文は平城宮・京では他に例がない。6759 A は 6760 とは唐草の派生が逆転するが、同じく横花形の中心飾りをおき、単位文様が類似するほか、外区を内区より一段高くし、小さな珠文を密に並べる点も共通する。これらの特徴は、ともに統一新羅の軒平瓦の文様に共通性を見いだせるものである。⁸⁵⁾ また、6775のモチーフも他に例をみないものであるが、中心飾りと左右の第1単位が基部でつながるように派生する文様は、唐草の違いを無視すれば、葡萄唐草文軒平瓦や統一新羅の軒平瓦に類似するものがある。

6761は桃実形の中心飾りをもつ5回反転の均整唐草文軒平瓦である。中心飾りの上に相対する小葉があるが、これは均整唐草文Ⅲの対葉花文が変形したものであろう。第2支葉を3葉構成とする点は三葉文をおいた中心飾りをもつ6763と共通する。6775は下から伸び上がる単弁文を中心とした三葉文を中心飾りとする。A・Bともに4回反転だが唐草に違いがあり、Aの単位唐草文は主葉と第2支葉からなる2葉構成であるが、Bは蔓状に連続した唐草である。

b その他の瓦当文様

偏行唐草文 (Fig. 76) 偏行唐草文には6644, 6645, 6652がある。いずれも変形偏行忍冬唐草文で、同じ偏行唐草文でも藤原宮の諸型式とは文様系譜に連続性がない。6644は左京九条一坊の観音寺推定地の他、左京三条二坊からの出土も目立つ。6645Aは久米寺に同範品があり、様式的にも藤原宮段階のものが平城京造営に供給されたものと思われる。6652Aは押熊瓦窯から出土したほか同範例が法隆寺にある。⁸⁶⁾ つまり、これら偏行唐草文は基本的には寺院所用の軒平瓦にしか残らないのである。

重郭文 (Fig. 77) 幾何学文には重郭文がある。平城宮・京から出土する重郭文軒平瓦は、二重の重郭文6752、その中に弧線を1条おく6574、三重の重郭文6575、の3型式である。唐草文軒平瓦と違って各型式内での変異はとらえにくい、外縁に相当する外側の



Fig. 76 偏行唐草文軒平瓦

方郭と内側の方郭との太さを比較すると、6572Bは内側がより細く、しかも低い。これ以外は、方郭・弧線の太さと高さがほぼ同じである。また、6572C・Eは地の部分がほとんどなく、方郭間が凹線である。さらに、平城宮・京の重郭文軒平瓦を難波宮所用と比較すると、一本の弧線を一重の方郭が囲む難波宮 6571、二本の弧線を囲む難波宮 6573 は平城宮・京で出土がなく、⁸⁷⁾ 逆に 6575 に対応する文様のものは難波宮での出土が知られていない。

飛雲文 (Fig. 78) 飛雲文軒平瓦には 6801A と 6802A がある。6801A は 3 単位、6802A は 2 単位の飛雲文が内区両端から派生する。6801A は中心飾りに「修」の字が表現されていることから修造官司の「修理司」にかかわると考えられている。このことは、6801A が中心飾りに均整唐草文 I と同じ上向き C 字形中心葉を採用していることとも対応するものと思われる。一方、6802A は飛雲文の派生が 6801A とは異なり、むしろ近江系や下野系の飛雲文軒平瓦に近似する。特に、中央の飛雲文が左右に尾を引く形をとる点、下野系とは同一文様である。⁸⁸⁾

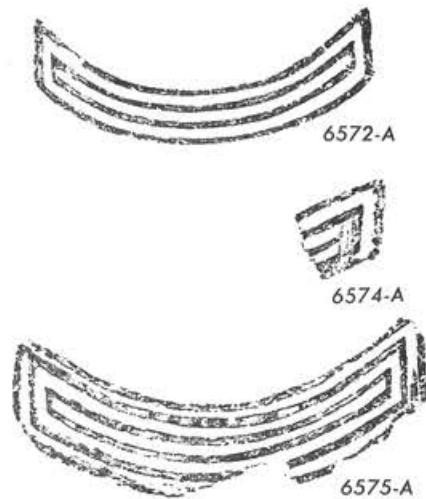


Fig. 77 重郭文軒平瓦

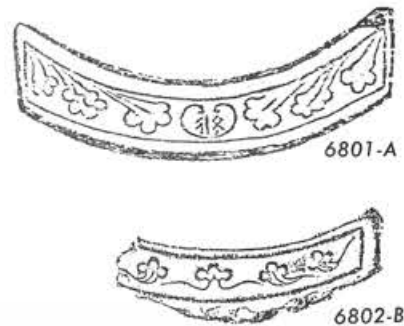


Fig. 78 飛雲文軒平瓦

2. 外区文様について——外区区画の方法とその変化—— (Fig. 79)

平城宮・京の軒平瓦の外区文様は、珠文だけのものが多い。それ以外の例には、

- a : 下外区に線鋸歯文, 上外区と脇区に杏仁形珠文をおく=⁸⁹⁾6671, 6679 A
- b : 下外区と脇区に線鋸歯文, 上外区に珠文をおく=6654A, 6675 A
- c : 上外区に珠文, 下外区に線鋸歯文, 脇区なし=6644
- d : 外区と脇区すべてに線鋸歯文を巡らす=6659 A
- e : 外区圏線文=6663, 6681, 6734 A
- f : 外区素文=6655 A, 6702, 6719 A, 6801 A, 6802 A

がある。外区に線鋸歯文を入れる型式は、均整唐草文 II (6671, 6679 A) と 6659 A を除くと、第 I 期以前から存在したものか、あるいは第 I 期の京内の軒平瓦に限られる。特に、平城宮所用の軒平瓦には鋸歯文が残らないことは、既に藤原宮所用軒平瓦の中に、外区をすべて珠文とする 6642, 6643 が出現し、線鋸歯文が用いられなくなっていたことにもよるものと考えられる。均整唐草文 II の外区文様は 6661 に似るが、6661 は上外区のみを杏仁形珠文とし、脇区と下外区を線鋸歯文とするので脇区の文様が異なる。また、6661 は内外区が同一面上にあるのに対し、6671 と 6679 では外区を内区より一段高くする点でも相違し、6661 と均整唐草文 II の外区文様には直接の関係はない可能性が高い。

さて、藤原宮の軒平瓦 6642, 6643 に始まると考えられる上下外区・脇区すべてに珠文をお

外区文様の
バラエティ

線鋸歯文の
省略化

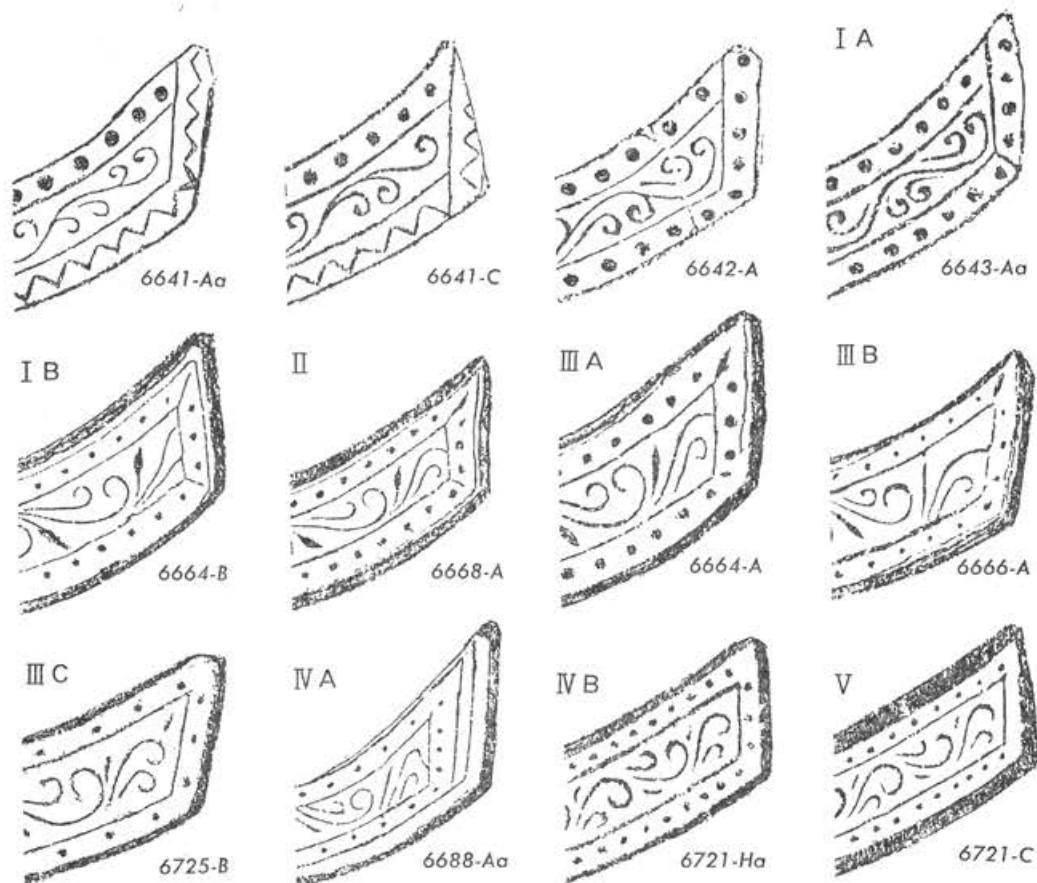


Fig. 79 外区区画の分類 (1:3)

くものについては、珠文の数・大きさのほか、各区の文様が同一であることに起因して各区の区画方法にいくつかの手法を指摘することができる。これまで、この区画方法に関してはあまり触れられてこなかったので、以下ではこれを中心に外区珠文の型式を検討する。外区文様の区画方法とは、上外区・下外区・脇区をどのように分離あるいは連続させているか、ということである。藤原宮式には、既にいくつかのパターンが登場している。平城宮・京の軒平瓦を問題とする前に、それを整理しておこう。

藤原宮式の軒平瓦は、文様構成によって、外区に珠文と線鋸歯文を入れる 6641, 6646, 6647 と、珠文だけの 6642, 6643 に分かれる。前者はさらに、脇区のある 6641 と、脇区のない 6646, 6647 に区別できる。6642, 6643 はいずれも脇区をもつ。6646, 6647 では上下外区が分離しているため、区画する必要は生じない。平城京では 6644 がこの外区構成である。

脇区をもつ 6641, 6642, 6643 は脇区と上外区の間を、脇区界線を上にのぼした界線で区画する。6641 は下外区と脇区に線鋸歯文をおくが、A・E・F・Nでは線鋸歯文が一連であるのに対し、Cや本薬師寺所用のG・H・Iでは下外区と脇区で線鋸歯文が連続しない。つまり、文様を切ることによって、各々の区を区別し、さらに線鋸歯文の両端を脇区界線に連続させることにより、あたかも界線のようにみせている。この区画方法は、大官大寺所用の 6661 にも共通し、平城宮・京では、6645A, 6654A, 6675A がこれである。

これに対して、外区をすべて珠文とする 6642, 6643 では、文様の違いや不連続によって脇区と下外区を分割することができないため、区画線が必要になる。6643Aでは内外区界線の左

右下角から斜めに延びる界線が発生する。このような、上下外区と脇区を各々区画する 6643A の区画方法が、基本的には平城宮の諸型式に受け継がれる。

平城宮・京の軒平瓦のうち、外区に珠文をおく型式には、外区区画の方法として、大きくは次の4つがある。⁹⁰⁾

外区区画方法の分類

- I：界線で区画する。
- II：杏仁形珠文と界線で区画する。
- III：杏仁形珠文を用いて区画する。
- IV：区画線・区画文様をおかない。
- V：脇区に珠文をおかない。

I は、

IA：脇区界線を上に延ばして上外区と脇区の区画をし、下外区と脇区は、下外区界線の両端から斜めに延びる界線によって区画する。

IB：外区区画線内外区線から、斜め四方に延びる。

の2種に細分する。

II は、上外区と脇区との間を杏仁形珠文、下外区と脇区の間を界線で区画し、杏仁形珠文・界線はともに斜めに延びる。

III は、

III A：上下外区と脇区の区画に杏仁形珠文をおく。2つの杏仁形珠文は、上の上外区と脇区を区画するものの方が大きい。

III B：上外区と脇区の間には杏仁形珠文をおくが、下外区と脇区の間には珠文をおく。

III C：上外区と脇区の間には杏仁形珠文をおき、下外区と脇区の間には珠文をおかない。

の3種がある。

さらに、IV は、

IV A：脇区上下端に珠文をおき、外区の珠文が各区連続する。

IV B：脇区上下端、あるいはその一方を空白とするもの。

の2種に細分する。ともに上下外区と脇区の区画が不明瞭になったものである。

IA は、藤原宮 6643A と同じ区画方法であるが、これと全く同じものは 6711A のみであり、平城宮・京の軒平瓦には、脇区と上下外区を斜めの界線によって区画する IB か II がまず現れる。IB は 6664B・C、II は 6664M と 6668A である。ともに区画に界線を用いる点で、外区区画としては古い様相としうる。界線を用いない III A は、6664A・D・F～L・O、6665A、6667A、6669A、6682A、6685A・C～E、6689A、6691A・B にある。6667A と 6669A は杏仁形珠文が細長く、しかも両端が内外区界線につながるため、IB あるいは II に酷似する。これら3種の区画方法 (IB・II・III A) は、花頭形垂飾りや十字形垂飾りをもつ均整唐草文 I と均整唐草文 IV に特徴的である。花頭形垂飾り第1・2類と第3類との差は、後者の 6664D・F では下外区と脇区の間を杏仁形珠文がほかの珠文と同じような小型となり、III B に近いものとなっていることに現われている。

外区区画方法の変遷

III B は、6664N、6666A、6685B などの小型の軒平瓦のほか、6682B、6689C、6694A、6697A、6710A・C、6712A、6717A、6727B などにある。III B の均整唐草文 I には花頭形垂

飾り第1類がないことや、先に述べた6664D・Fの状況からもⅢBはⅢAに遅れて現われると考える。

ⅢCは6727Aと6725Bの2型式2種にある。6725Bの脇区上端の杏仁形珠文はほかの珠文より小型かつ低平である。視覚的には区画用の珠文としては目立たないものであり、区画方法Ⅳに準ずるものとしてよいだろう。

Ⅳの区画方法は数多くの型式にみられる。6688(均整唐草文Ⅰ), 6725A・C・D, 6726, 6732, 6733, 6739(均整唐草文Ⅲ), 6695A, 6704A, 6767, 6768(均整唐草文Ⅳ), 6718A, 6721Ha, Hb・J, 6723A(均整唐草文Ⅴ), 6712B・C, 6713A, 6714A(均整唐草文Ⅵ), 6760・6761・6763, 6775(均整唐草文Ⅶ)などがこの区画方法である。うち、6713A, 6721Ha・Hb, 6723A, 6779AがⅣB, これ以外はⅣA。均整唐草文Ⅰは6688以外にこの区画をとるものはない。外区区画方法がⅣに変化する以前に珠文を失い、圏線文あるいは素文がそれにかわるのであろう。6688は先に唐草右第1単位の派生に特徴があり、それが均整唐草文Ⅱの影響ではないかと考えた。均整唐草文Ⅱには外区を区画する界線や斜位の杏仁形珠文がなく、原則的には上外区と脇区は杏仁形珠文の向きを変えることで、下外区と脇区は文様を違えることで区別する。均整唐草文Ⅱには、その他の均整唐草文のように外区区画を設ける意識が存在しなかったことが6688の外区に反映されている可能性もある。

外区区画を意識しないこのⅣの区画方法は、均整唐草文Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ・Ⅶがその中心を占める。特に均整唐草文Ⅲは6689Cと6725B以外すべてこれである。それまでにも、脇区と下外区との間に杏仁形珠文をおかないⅢBがあり、外区区画は徐々に解消の方向へ向かっていたが、おそらく均整唐草文Ⅲの登場がそれを決定づけたものと思われる。均整唐草文Ⅲの珠文は大型である点も特徴の一つであり、上下外区9個、脇区3個という数も多くの型式に共通する。大型の珠文を配置する点で均整唐草文Ⅲの影響を受けたと思われる均整唐草文Ⅶの6761・6763も同じ珠文数であることが注意される。

均整唐草文Ⅴは外区区画Ⅳの3型式5種を除くもの、つまり、6721A・C～G・I・Kが外区区画Ⅴであり、しかもこの区画方法は他の均整唐草文には採用されない。外区区画Ⅳをとる均整唐草文Ⅴも、6721Haが脇区上下端、Hbが脇区下端、6723Aが脇区上端をそれぞれ空白とする外区区画ⅣBである。ⅣBの区画法に均整唐草文Ⅴがめだつのも、この様式が基本的に外区区画Ⅴをとることに関連するかも知れない。

以上、外区を区画方法の面から検討した。これによれば、おおむね区画方法はⅠからⅣに変化し、Ⅳと前後してⅤが現われる。Ⅲのなかでは、BよりもAが古い様相を示す。これは、要するに外区各区の区別が徐々に解消されていく傾向であり、外区をすべて珠文とすることに起因して生まれた外区の区画は、逆にそのために衰退していったとも考えられる。

(2) 顎の形態とその変化

1. はじめに

軒平瓦の顎の形態には、直線顎、段顎、曲線顎の3種類がある。平城宮・京の軒平瓦の顎形態を検討する前に、まず、飛鳥白鳳時代の軒平瓦の顎の形態を概観しておこう。

飛鳥時代の軒平瓦はそれ自体の例が少ないが、法隆寺若草伽藍の手彫り偏行忍冬唐草文軒平

瓦と型押し偏行忍冬唐草文軒平瓦は、いずれも直線顎である。法隆寺の手彫り忍冬文軒平瓦には、平瓦部から瓦当面向かって徐々に厚くなる完全な直線顎のものと、顎部が平瓦部から屈折して厚くなるものがあり、この差は、型板を使用した型式と型板を使用しない型式の差に対応する。法隆寺にはほかに、普通の平瓦の端面に忍冬弁軒丸瓦の瓦範を押しつけて施文して軒平瓦としたものもあり、これには顎部がない。

白鳳時代では、法隆寺西院伽藍創建の均整忍冬唐草文軒平瓦が直線顎である。法隆寺に限らず、法輪寺、法起寺、山村廃寺など、均整忍冬唐草文軒平瓦は直線顎のものが多い。ただし、瓦当成形技法は、斑鳩地域の諸寺院と山村廃寺とはかなり異なる。法隆寺等の例は、一端が厚い粘土板を用いた桶巻き作りで瓦当と平瓦部とが一体に作られるが、山村廃寺の例は、瓦当部に分割した平瓦広端を差し込む、いわゆる包み込み接合技法である。同様の技法は、元興寺や紀伊・上野廃寺、北九州地方にある。

段顎は重弧文軒平瓦に始まる。重弧文軒平瓦は、平瓦を桶に巻き付けたままの状態、桶の上端外側に粘土帯を籬のようにはりつけて顎部を作り、文様をつける。この手法は藤原宮式 6646、6647 の「貼りつけ段顎」⁹¹⁾ に受け継がれる。

藤原宮式 6641～6643 の多くは、「貼りつけ削り出し段顎」の手法を用いている。この手法は、直線顎状に瓦当を形成したのち段部を削り込むか、瓦当近くに顎部成形粘土を巻き、段部を削るか切り込んで段部を成形するものである。

奈良時代には、それまでの直線顎と段顎にくわえて曲線顎が登場し、顎形態が3種類となる。顎形態の多様化と変化に応じ、同範品でも、段顎と直線顎、段顎と曲線顎、など複数の顎形態をもつものが登場するのも特徴の一つである。顎形態の変化に関しては、既に段顎の型式から曲線顎の型式に移り変わり、そのあいだに二つの顎形態をもつ型式が位置することと、段顎は顎の長いものが短いものに先行することなどが明らかにされている⁹²⁾。しかし、その変化を軒瓦編年、瓦当文様や製作技法の変化との関わりの中で評価することは、十分なされていないように思われる。以下では、段顎、段顎を含む複数の形態をもつもの、直線顎、曲線顎に分類し、顎形態の特徴とその変化について述べよう。

2. 顎の諸形態—その特徴と変化— (Fig. 80)

段 顎 段顎には、顎部に粘土を貼り足して盛り上げるため、顎面と平瓦部凸面とに段差が生じ段の深いものと、縦断面でみると顎面と平瓦部凸面が一直線になり、直線顎状に作ったのちに段部を浅く削り出しただけのものがある。ここでは、前者を「段顎Ⅰ」、後者を「段顎Ⅱ」として区別する。「段顎Ⅰ」には、顎の長さが7 cm を越えて瓦当厚より大きいものと、5～6 cm 以下で瓦当厚とほぼ同じかそれより小さいもの、さらに顎の長さが2 cm 前後と短いものの3種がある。ここでは、長いものを「段顎ⅠL」、短いものを「段顎ⅠS」、最も短いものを「段顎ⅠSS」とする。

段顎の区分

平城宮・京の軒平瓦で段顎をもつ型式には、6644A～C、6645A、6654A、6675A、6664A～D・F～P、6665A・B、6666A、6667C、6668A、6671D・E・I、6682B・C、6685A・B・D・F、6688B、6689A・B、6690A、6694A、6698A、6699A、6712、6716C・Dがある。このほか、6572A、6663B・F・H、6667A、6671A・B、6679A、6682Aa、6717A、

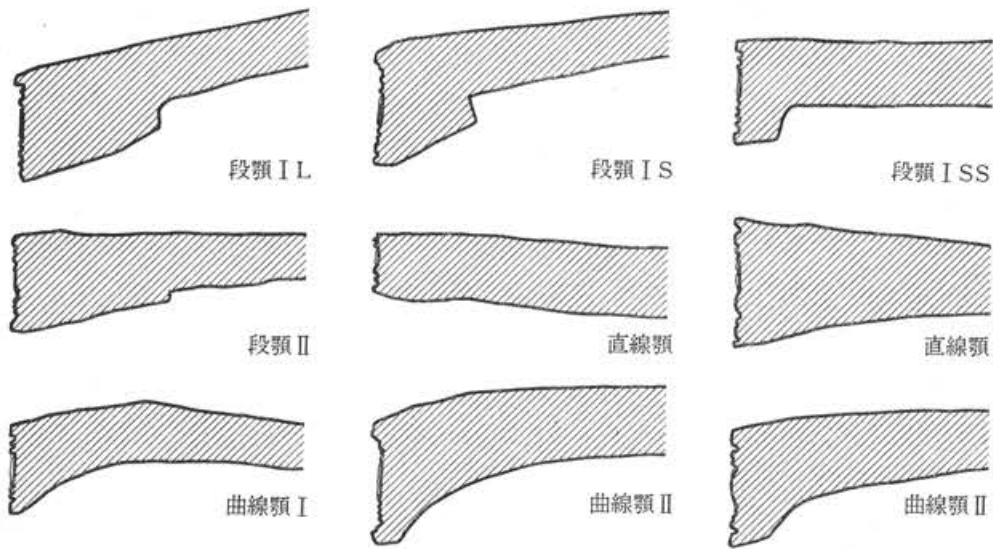


Fig. 80 顎形態の分類 (1:4)

6727A も段顎をもつ型式であるが、直線顎あるいは曲線顎が並存するので、後にとりあげる。

段顎の諸型式のうち、段顎Ⅱは 6664D と 6682D, 6712B にある。6664D は大半が段顎Ⅰであるが、一部にごく少数の段顎Ⅱと曲線顎のものも存在する。この 3 型式 3 種以外の型式はすべて段顎Ⅰである。

段顎Ⅰを顎の長さによって分類すれば、

段顎 IL : 6644A~C, 6645A, 6654A, 6675A, 6664A~C・H~M・O・P, 6665A, 6668A, 6671E, 6688B, 6712A・C

段顎 IS : 6664A・D・F・Ga・Gb・M, 6665B, 6667C, 6671D・E, 6682B~D, 6689Aa・Ab・B, 6690A, 6694A, 6698A, 6699A, 6716C・D, 6727B

段顎 ISS : 6663H

である。小型の軒平瓦は他の普通サイズの軒平瓦と同じ基準で分類することはできないが、瓦当厚に対する顎の長さの比をみると、6664N と 6685F は段顎 IL と同じく 1 を超え、6666A と 6685A・B・D はほぼ 1 かあるいはそれ以下の段顎 IS と近似した比率を示す。よって、6664N と 6685F を段顎 IL に、6666A と 6685A・B・D を段顎 IS に分類する。また、6664A・M と 6671E には、段顎 IL と段顎 IS の 2 種がある。

6664 の場合、同文異範が多数あり、その中で顎部の長さに違いがある。これを再度示すと、B・C・H~L・P は段顎 IL⁹³⁾、D・F・Ga・Gb・O は段顎 IS であり、A・M には IL・IS の 2 種がある。小型の N は段顎 IL に含める。この 6664 の段顎 IL・IS の違いを瓦当文様、特に中心飾りとの関連でみると、花頭形垂飾り第 1 類の A~C・H・K~M・P では、A・M に段顎 IS がある以外基本的には段顎 IL である。第 2 類の Ga・Gb・I・J・N・O では、I・J・N が段顎 IL、Ga・Gb・O が段顎 IS、そして、第 3 類の D・F は段顎 IS である。つまり、6664 では、花頭形垂飾りの変化にほぼ対応して、段顎が IL から IS へ変化する。6664 以外の花頭形垂飾りをもつ型式では、第 1 類の 6665A が段顎 IS、6668A が段顎 IL、第 3 類の 6665B と 6666A が段顎 IS であり、これと矛盾しない。

さて、ここで藤原宮式軒平瓦をみると、これには顎の長さが 7 cm から長いものでは 10 cm

段顎 IL → IS

近いものまであり、瓦当厚を下回るものがない。つまり、段顎ⅠLかⅡに限られる。また、6667A, 6671B, 6682B, 6688Bと6712A・Cを除いて、平城宮軒瓦編年第Ⅱ期におかれるものに段顎ⅠLがないことから、段顎Ⅰは基本的には、ⅠLからⅠS、つまり顎の長いものから短いものへ変化するとみてよいだろう。

段顎の形態を縦断面形でみると、段顎ⅠLは6664Jを除くと、顎面と瓦当近くの凹面とがほぼ平行するが、段顎ⅠSの6664Ga・Gb・M・Oと段顎ⅠLのJ, 6689Aa・Abと6694Aは、縦断面で顎面が凹面と平行せず、平瓦部に向かって大きく傾斜する特徴がある。6664D・Fと6666Aにもこのタイプがあり、顎の長さだけでなく顎の縦断面形においても、変化を窺うことができそうである。顎面が平瓦部に向かって傾斜する、つまり、瓦当面と顎面が鋭角をつくる特徴は、顎成形粘土を顎全体におくのではなく、主に瓦当近くにあてることが原因であろう。

段顎の縦断面形の変化

段顎を含む複数の顎形態をもつ型式 先に、段顎の軒平瓦には、直線顎あるいは曲線顎が並存する型式があることを述べた。次に、これらを取りあげて、段顎とそれ以外の顎形態との関係をみてみよう。平城宮・京の軒平瓦で、段顎を含む複数の顎形式をもつものには、6572A, 6663B・F・H, 6664D, 6667A, 6671Aa・B, 6679A, 6682A, 6685A, 6688Ab, 6717A, 6727A, の11型式14種類がある。⁹⁴⁾これらの多くは2種類の顎形式だが、6664D, 6667A, 6671Aa, 6727Aの4型式4種は段顎の長短を含めて3種類の顎がある。この他、6652Aと6659Aは、平城京では直線顎か曲線顎の例しか知られていないが、6652Aは法隆寺、6659Aは山背・乙訓寺から各々段顎のものが出土した。⁹⁵⁾逆に、6671Iは平城京内では段顎ⅠSが出土するのに対し、山背・瀬後谷遺跡からは直線顎の例が出土した。⁹⁶⁾まず、顎形態の違いが時間差に関係するかどうかの検討を行う。

6671Aには、下外区と脇区の線鋸歯文を削り取ったAbと、改範以前のAaとがある。Aaには段顎と直線顎があり、Abは瓦当沿いに面取りをする曲線顎(後述する曲線顎Ⅱ)である。Aaの段顎には、顎が長いもの(8~11cm前後)と、短いもの(5~7cm)とがあり、この差は先の、段顎ⅠLと段顎ⅠSとの違いにほぼ対応する。いずれも顎面に縦位縄叩きをほどこす。直線顎の6671Aaの顎部には平瓦部凸面から連続する縦位縄叩きがあり、顎面に調整を施さない。直線顎のAaには範傷がほとんど観察されないので、段顎のタイプとの先後関係を確認することはできないが、Abが曲線顎であることと先にみた段顎Ⅰの変化から、Aa・段顎ⅠL→Aa・段顎ⅠS→Aa・直線顎→Ab(曲線顎Ⅱ)という変化を想定するのが合理的であろう。

6688Aにも瓦範の彫り直しがあり、AaとAbは文様が細いか太いかで区別できる。Aaには段顎ⅠSと小数の段顎Ⅱがあり、Abには段顎ⅠSがなく、段顎Ⅱと直線顎だけである。Aaの段顎ⅠSには、顎面に格子刻み叩き目を残すものと、顎面をヘラケズリして格子叩き目を残さないものがあるが、顎の長さはあまりかわらず、段顎Ⅱのものもこれらとほぼ同じ顎長である。Abの段顎ⅡはAaのそれよりも顎が長い。Abは段顎Ⅱか直線顎かに関係なく、すべてが顎面から平瓦部凸面を縦にヘラケズリ調整する。段顎ⅠSがAaにのみあり、直線顎がAbにあることや、Aa・Abの段顎Ⅱの顎の長短から考えて、6688Aの場合は、Aa・段顎ⅠS→Aa・段顎Ⅱ→Ab・段顎Ⅱ→Ab・直線顎、の順に顎の形が変化しているとみてよいだろう。

この2型式2種のほか、範傷の進行等から、顎の変化をたどることのできるものに、6663B, 6664D, 6667A, 6671B, 6682A, 6685A, 6717A, がある。

6664Dは大半の個体は段顎 IS であるが、段顎 II と曲線顎の例が少数存在する。これらの段顎 II と曲線顎は、筈傷が最も進行した段階の製品に限られる。曲線顎は平瓦部から屈折して瓦当部にいたる形態で、瓦当との境界に顎面を形成しない。6667Aには、段顎 IL・IS と直線顎の3種類の顎があり、筈傷の進行状況から、段顎 IL→段顎 IS→直線顎へと顎形態が変化⁹⁷⁾したことを知りうる。6671Bでも、直線顎の個体は段顎に比較して文様が太いので、段顎(IL)が直線顎のものに先行するだろう。6663Bと6717Aは、筈割れのない段階に段顎 IS があり、割れの拡大とともに直線顎あるいは曲線顎に移行する⁹⁸⁾。6682A と 6685A もこれと同様であり、傷筈の少ないものが段顎 IS、筈傷の多いものが曲線顎である。山陵瓦窯から出土した6682Aに段顎のものが全く含まれないことも、顎形態の差が瓦工の個人差によるのではないことを示している。

段顎→直線顎

このように、上に検討を加えた諸型式は、段顎から段のない直線顎や曲線顎へ顎の形が変化する。ここでは確証を得られなかった6572A、6679A、6727Aについても、同じ変化を想定してよいだろう。例外は、6663F・Hである。6663Fは平城京出土例が曲線顎(曲線顎II)、薬師寺出土例が段顎 IS をとる。6663Fは文様からみると、6663の中でも最も新しい種であり、段顎は異例である。2種の顎の個体を比較しても、筈傷が明瞭ではなく、製作技法・胎土ともに異なるから、必ずしも段顎から曲線顎とはいき⁹⁹⁾れない。また、6663Hには「段顎 ISS」の例が1点ある。小破片のため曲線顎IIの個体との筈傷による前後関係は不明だが、段顎 ISS は他に例がなく、段顎 IS との関連よりは、6763A や 6801A などにみられる、顎面が広く顎部の彎曲が強い曲線顎II、いわゆる「浅顎」との関連の方が強いように思われる。

直線顎 直線顎には、瓦当厚と平瓦部の厚さとがほぼ同じものと、瓦当厚が平瓦部厚よりも大きいものがある。縦断面でみると、前者は凹凸面がほぼ平行し、後者は楔形をなす。

瓦当厚が平瓦部厚とほぼ同じ直線顎をもつのは、6655Aと6719Aである。瓦当文様が外区を欠き、瓦当厚が小さいため、瓦当を厚くする必要のないことによる。6655Aには瓦当寄りに少量の粘土を足してわずかな膨らみをつくるものがあるが、明確な顎は形成されない。

それ以外の直線顎をとる型式、6671C・J、6681F・S、6685E、6695A、6710A・C・Da・Db、6711Aa・Ab、6713A、6721Ga・Gb・Ha、6723A、6725A、6732E~H・J・K・M・N・Q・R・U、6733、6734A、6759、6760A・B、6763C、6802Aなどは、瓦当面向かって厚さが大きくなる直線顎である。6721・6760以外は凸面に縦位の筈削りを行い、叩き目を残さない¹⁰⁰⁾。これらの多くは、凹面が直線的に瓦当に達するのに対し、6711Abのみは瓦当近くを大きく削り込むため凹面の瓦当中央部縦断面が屈折する。瓦筈の径が平瓦部の径よりも小さいことが原因すると考えられ、曲線顎の6681にも同様の特徴がある¹⁰¹⁾。

直線顎→曲線顎

6721は、Ga・Gb・Ha 以外は曲線顎である。6721Hは、Ha が直線顎をとり、改筈後のHbは曲線顎に変化する。Gbには直線顎と曲線顎(曲線顎II)の2種類の顎がある。6732は瓦当厚が大きいので、凸面の傾斜が他のものより急であり、凸面の縦位ヘラケズリの具合いで曲線顎に近いものもある。

曲線顎の区分

曲線顎 曲線顎は、凸面瓦当沿いの幅の狭い面(顎面)の有無によって、顎面のないものを「曲線顎I」、顎面をもつものを「曲線顎II」に分類する。曲線顎をもつ軒平瓦をこの分類にしたがって以下に列記する。

曲線顎Ⅰ：6663A・B・Ca・I・L・N, 6681E, 6685C, 6697A, 6702B・C・H

曲線顎Ⅱ：6663A・Cb・D¹⁰²⁾～F・H～K・M, 6669A, 6671K, 6681A～D・G, 6689C,
6691A・B・D, 6702A・D¹⁰²⁾～G, 6704A, 6714A, 6716A, 6718A, 6721A・C
～F・Hb・I～K, 6725B・C, 6726A・B・D・F, 6732A・C・I・L・O,
6739A, 6755A, 6761A, 6763A・B, 6768A～D, 6775A, 6801A

このうち、6663Aには曲線顎Ⅰのほか曲線顎Ⅱと直線顎をもつ例がある。範傷の進行状況から、直線顎あるいは曲線顎Ⅰが曲線顎Ⅱに先行する。また、曲線顎Ⅰの6663Caと曲線顎Ⅱの6691Aにも直線顎をもつものがある。6663Cの場合、彫り直し後のCbではさらに曲線顎Ⅱへ変化する。6663Cbの顎の形態変化は漸移的で、範傷が進行するに従って顎面の幅が広がる。これらの例から、曲線顎はⅠからⅡへと変化したものとする。この変化の時期を考える上では、6691Aが参考になる。平城宮出土の6691Aはすべて曲線顎Ⅱで占められる。恭仁宮の場合も同様であり、平城京でも同じ顎のものが多数を占める。ところが、法隆寺東院には直線顎や曲線顎Ⅰがあり、同じ形態のものが法華寺からも出土する。これらの遺跡は造営年代がほぼ明らかにできるので、曲線顎Ⅱの出現年代を考える上に重要である。この点は後述する。

曲線顎Ⅰ →
曲線顎Ⅱ

曲線顎Ⅱは多様な型式を含んでおり、顎面の広さにも広狭がある。顎面は凸面瓦当沿いに横方向のナデあるいはヘラケズリを行って形成され、同一個体でも部分によって差はあるが、おおむね2cmを境にしてこれを越えるものをあげると、6663I～K, 6702A, 6704A, 6713A, 6721I, 6725C, 6726A・B・E・F, 6732L, 6761A, 6763A・B, 6768B, 6775Aなどがある。この他、6732AとCの一部にも顎面の広いものがある。6721Iは特殊で、曲線顎Ⅱのほか直線顎と「段顎」の例がある。「段顎」の例は顎幅約6cm、段部をヘラケズリで強く彎曲させ、普通の段顎のような切込みがない。6721Iは曲線顎Ⅱの例でも顎長が3cm前後のものがあり、個体差、作りの粗さがめだつ。6721Iのほかにも、6725C, 6763A, 6767B, 6768A・D, 6801Aなどに、顎部が大きく彎曲し、顎部の挟り込みが段顎を思わせるものがある。

顎面の広さが2cmを越える曲線顎Ⅱや、あるいは顎部が強く彎曲して段顎風になる特徴は、長岡宮式軒平瓦と共通する。長岡宮7757Acや7785は顎面の長さが3cm前後あり、7757Ab¹⁰³⁾は顎の削りが大きく段顎のようにみえる。従って、曲線顎Ⅱのうち、広い顎面や顎の挟り込みが大きい特徴は、長岡宮式軒平瓦につながるものであり、奈良時代後半でも新しい時期の特徴と考えてよいだろう¹⁰⁴⁾。このほか、先に、段顎と曲線顎が共存する型式として取り上げたもののうち、6663Bと6664D, 6682Aは曲線顎Ⅰ, 6663F・Hとは曲線顎Ⅱに分類される。

特殊な段顎

以上のように、顎の型式分類に従って平城宮・京の軒平瓦を、段顎の型式、段顎を含む複数の顎形態の型式、直線顎、曲線顎の4つにわけ、各々の特徴を述べた。平城宮・京の軒平瓦は、段顎はILからISへ、曲線顎はⅠからⅡへ変化する。曲線顎Ⅱのなかでは、顎面の広いものがさらに遅れて現われる。3種類の顎は、基本的には、段顎から直線顎あるいは曲線Ⅰへ移行することが、複数の顎形態をもつ同範軒平瓦によって明らかにできた。この変化は、6663や6685など、軒瓦編年第Ⅱ期の型式に特徴的であり、段顎は基本的に第Ⅲ期には残らないと考えることができる。曲線顎Ⅱは、その型式数をみても明らかのように、奈良時代後半には軒平瓦の主要な顎形態となり、顎面を広くしながら長岡宮式につながっていく顎形態である。

(3) 軒平瓦製作技法について

1. はじめに

平瓦の製作技法は、大きくは桶巻き作りと一枚作りとにわかれる。¹⁰⁵⁾桶巻き作りは飛鳥時代の造瓦技術伝来に始まり、一枚作りの導入は平城宮の造営がその契機とされる。

軒平瓦にもこの2技法が存在し、平瓦と同じく、桶巻き作りには粘土板使用と粘土紐使用の2種がある。粘土板による軒平瓦桶巻き作りは、法隆寺西院伽藍の均整忍冬唐草文軒平瓦や山田寺などの重弧文軒平瓦、藤原宮式軒平瓦などにあり、¹⁰⁶⁾粘土紐による桶巻き作りは、日高山瓦窯や高台・峰寺瓦窯産の藤原宮式軒平瓦に代表される。¹⁰⁷⁾一枚作りの軒平瓦は、奈良時代に登場し、以後今日まで作られ続けることとなる。

平城宮の軒平瓦製作技法についての研究は『奈良国立文化財研究所基準資料 瓦編』(以下、『基準資料』と略す)がある。しかし、この『基準資料I』の解説の中では、軒平瓦の成形技法として「瓦当と平瓦の接合」がとりあげられ、4種の技法が示されたにすぎない。平瓦部については、平瓦成形技法の分類、A=粘土紐を巻きあげる桶巻き作り、B=粘土板を巻きあげる桶巻き作り、C=粘土板を凹型にのせる一枚作り、D=粘土板を凸型にのせる一枚作り、に準拠しているが、平瓦成形技法Cには異論がある。¹⁰⁸⁾

「模骨痕」の問題

この平瓦部成形技法の分類が実際の平城宮・京出土軒平瓦に対してどのように適応されているかを『基準資料I~K』でみると、凹面に模骨痕がないもの、あるいはその後の調整によってその有無を確認できないものはすべて、成形技法Dの凸型台による粘土板一枚作りと認定されている。模骨を用いない瓦用の桶は存在しえないとみてよいし、その他いくつかの特徴から、凹面に模骨痕のないものについては粘土板の一枚作りとみてよいだろう。問題は凹面に模骨痕を残す軒平瓦である。

『基準資料』では、凹面に模骨痕を確認できたもののうち、藤原宮式と6655A、6664A、6665B、6671A、6675Aは粘土紐桶巻き作り(成形技法A)か粘土板桶巻き作り(成形技法B)と理解しているが、6664B・C・G、6667A、6668A、6711A(Aa)は、粘土板による一枚作り(成形技法D)とする。¹⁰⁹⁾ところが、模骨痕を残すもののあるものは桶巻き作りと認定し、あるものは一枚作りと認める判別基準は、これまで示されていない。

このように、平城宮・京の軒平瓦製作技法に関しては未だ明確な復原がなされていない。平瓦については平城京造営時に桶巻き作りから一枚作りへの転換が達成された、という説が有力であるが、この平瓦の技法の変化と軒平瓦のそれとがどの様に関連するのかという点について検討するためにも、まず、軒平瓦の製作技法を明らかにする必要がある。以下では、まず凹凸面に残る技法痕跡を取り上げ、桶巻き作りと一枚作りという第一次成形技法と叩きの種類を検討し、後に顎成形技法についてふれる。

2. 凹面の技法痕跡からみた製作技法

桶巻き作り(PL. 95・96) 桶巻き作りであれば必ず凹面に模骨の圧痕が残るが、逆に模骨痕がすべて桶巻き作りの存在を証明するかは、検討の必要がある。これまでも模骨痕の評価にはかなり違いが生まれており、ここではまず凹面に模骨痕をもつ軒平瓦をとりあげ、その特徴を

述べていこう。

凹面に模骨痕を確認できた型式は、6572B, 6644A～C, 6645A, 6654A, 6655A, 6664A～C・F・G a・I・K～M・O, 6665B, 6667A, 6668A, 6670A, 6671Aa・B・E, 6675A, 6688B, 6694A, 6698A, 6711Aa の16型式29種である。

6572Bは重郭文軒平瓦で唯一模骨痕を残す型式である。その他の重郭文軒平瓦では、6572Aと6675Aには模骨痕はなく、6572C～E, 6574Aは調整のため存否が不明である。難波宮の重郭文軒平瓦は、難波宮6572A・Bなどに粘土板合わせ目をとどめるものがあり、粘土板桶巻き作りと考えられている¹¹⁰⁾。

6644A～C, 6645A, 6654Aと6675Aは、第I期の主に平城京内で出土する軒平瓦であり、瓦当文様からみても藤原宮式との関連が深い。これらはすべて凹面に模骨痕のほか、糸切り痕を残す。さらに、6644B・Cには粘土板の合わせ目を確認した(PL. 95-1)。

6655Aには、凹面の大半を調整しないものがあり、糸切り痕と模骨痕を明瞭にとどめる。

6664は先に示した10種に模骨痕があり、Gb・H・J・Nは調整のため、模骨痕の有無がわからない。また、Dに1点だけ模骨痕をとどめる例を確認したが、D・Fは基本的には模骨痕をもたない。模骨痕をもつ6664のうち、K・L・Oに粘土板の合わせ目を、Aに布綴じ合わせ痕を確認した(PL. 95-2～4・9)。また、6664Aには模骨痕の認められない例が少数ある。

6665Bと6698Aは粘土紐の接合痕が伴う、奈良時代には数少ない粘土紐を素材とする軒平瓦である(PL. 95-6)。6665Bには、粘土紐の幅に2cm前後と5cm前後の2種がある他、凹面に糸切り痕を残す例もあり(PL. 95-7)、2種類の粘土素材を用いて製作されていることがわかる。個体数は、粘土紐使用例の方が多い。粘土板使用例の瓦当文様が摩滅しているようであり、あるいは、粘土紐から粘土板へ、という素材の変化が考えられるかも知れない。

6667Aは顎の形態に3種類がある。段顎ILの個体には模骨痕があるが、段顎ISと直線顎の個体には模骨痕がない。この状況は、顎の形態に2種類がある6671Aaと6671Bもよく似ており、ともに段顎のものには模骨痕があるが、直線顎には模骨痕が伴わない。段顎ILの6667Aに布合わせ目、6671Bには粘土板の合わせ目が残る例がある。6667Aの布合わせ目は側縁に対して斜めに走り、狭端側の重ね合わせが大きく、瓦当面側が開く。このため、瓦当近くに布目のつかない三角形の部分、つまり粘土板が直接、模骨と密着した部分がある(PL. 95-10)。

このように、同じ瓦範を使った製品に、模骨痕のあるものとないものが存在する型式としては、ほかに6694Aと6711Aがある(PL. 96-1～4)。6694Aの模骨痕には布綴じ合わせが伴うものがあるが、6667Aの場合と違って側縁に平行する(PL. 96-1)。6711Aは瓦範の彫り直しがあり、AaとAbに区別できる。そのうち、6711Aaは凹面を全く調整しないため凹面全面に模骨痕が残る、布綴じ合わせの痕跡と粘土板合わせ目かと思われるひび割れが瓦当近くから狭端まで走る例がある(PL. 96-3)。これに対し、6711Abには模骨痕がない。Abは凹面前半を大きく削り込み、Aaとは縦断面形において大きな違いがあることは、先に述べた。6711Abは後半部にもわずかに調整を加えるが、模骨痕を消し去るほどのものではなく、模骨痕をもたないと判定してよい(PL. 96-4)。

以上の、凹面に模骨痕をとどめる軒平瓦は、桶巻き作りと考えてよいだろうか。つまり、6665Bと6698Aは粘土紐桶巻き作り、そのほかのものと6665Bの一部は粘土板桶巻き作りと

認定することができるだろうか。粘土紐桶巻き作りは、藤原宮造営にあたって、在来の土器作りの技術を瓦作りに応用したものであり、奈良時代の畿内においても、摂津・七尾瓦窯産の難波宮所用唐草文軒平瓦とこれに伴う平瓦は粘土紐桶巻き作り技法によっている。従って、平城宮・京に粘土紐桶巻き作り技法が残っていても格別の問題はないように思われる。6665Bは主に平城京から出土する型式であり、宮の造瓦技法とは別個の技術系統に属す集団が生産に関わった可能性が強い。6698Aについても、その瓦当文様が均整唐草文Ⅰの中では異質な垂飾りを備えることは既に指摘したとおりであり、同じような状況が想定される。これらのことも、この2型式が粘土紐桶巻き作りの所産であることを支持するものである。¹¹¹⁾

粘土紐桶巻き作り

粘土板桶巻き作りの場合、一枚作りとの関連から問題はやや複雑である。まず、一枚作りでも、細板を組み合わせて作られた成形台を使用したのであれば、製品の凹面には模骨痕が現われる。粘土板の合わせ目も、粘土板が所定の大きさに足りない場合に、小さめの粘土板や裁断屑を貼り足して製作すれば、凸型台の一枚作りでも現われることがある。事実、6689Cには模骨痕は伴わないが、凹面中央に縦位の粘土板合わせ目の走るものがある(PL. 95-5)。同様の例は法隆寺東院所用の6691Aにも存在する。¹¹²⁾また、布綴じ合わせの痕跡も、瓦より布幅が狭いときに二枚の布を縫い合わせたりすれば、一枚作りであっても、類似の痕跡となって凹面に残ることが想像される。実際、6679Aには横位の布綴じ痕跡の残る例がある(PL. 95-11)。

このように、種々の場合を想定すると、模骨痕、粘土板の合わせ目、布の綴じ合わせなどをもっていても、粘土板桶巻き作りとはいえないものがでてくる。例えば、6694Aの布綴じ痕跡は布の縫い合わせとも考えられ、それが側縁に平行する点もより合理的に理解できる。さらに、6694Aには側面に糸切り痕を伴うものがあることと、平瓦部厚が中央で薄く側縁近くで厚くなることは桶巻き作りでは現れえない現象である。模骨痕をもたないものも存在することからも、6694Aは一枚作りと考えられる。6664Gaも模骨痕が確認される型式であるが、6694Aと同じく、平瓦部側縁が中央より厚く、側面に糸切り痕を残す。6664Ga・Gbは6689Aa・Abや6694Aと同じく、平瓦部の径が小さく、このため屋根に葺く時に側縁部を打ち欠いたものが多い。その径は桶巻き3枚作りとしても十分な大きさではない。このことも、これらを桶巻き作りと認定するには支障となる条件である。6664Gaと6694Aの2型式2種は模骨痕はあるが一枚作りと考えた方がよいだろう。

模骨痕がある一枚作り

桶巻き作りか一枚作りかを判断するには、多くの資料によって先に上げた桶巻き作りに特徴的な技法痕跡の出現頻度を検討する必要があるが、これらの模骨痕を残す型式には凹面調整が丁寧なものが多く、しかも平瓦部まで残る例は限られるため、十分なデータ数を得ることはできなかった。しかし、逆にいえば、それでもなお模骨痕や粘土板の合わせ目などが観察されることは、ほとんど凹面を調整しない平瓦に比較すれば、わずかな観察例であっても、それが確認されたことの意味は大きいであろう。しかも、これらには、側縁に平行する布端の圧痕や横位の粘土板の合わせ目といった、一枚作りでしか現出しない技法痕跡は観察されなかった。このことは、凹面に模骨痕をもつ軒平瓦を、粘土板桶巻き作りと考える根拠となり得ると考える。ここでは少なくとも、布の綴じ合わせを確認した6664Aと段頸ⅠLの6667A、粘土板の合わせ目を確認した6644B・C、6664K・L・O、6711Aa・Bの計4型式9種については粘土板桶巻き作りとみなす。6644B・Cと製作技法の共通する6644A、および6645A・6654Aと6675

粘土板桶巻き作り

Aもその可能性は極めて高い。それ以外の凹面に模骨痕をもつ型式については、桶巻き作りの可能性が多分にあるが、その確定は今後の良好な資料の出現を待ちたい。¹¹³⁾

一枚作り(PL. 99・100) 凹面に模骨痕をもたないことは、一枚作りと認定するための必要条件である。その他、この技法に特徴的なのは、布端の圧痕、側面と狭端面の布目圧痕、そして、凸面の布押圧痕である。

側縁に平行する布端の圧痕は、6663C・I・K, 6664D, 6682A, 6688Aa, 6719A, 6721 C～F・Ga・Ha, 6727B, 6768A, 6775Aにある。布端の圧痕は、凸型台の幅より布幅が小さい場合に発生する。軒平瓦一枚分の布を使うことからみて一枚作りの特徴である(PL. 95—8, 96—5)。

これとは逆に布幅が大きいときには、凹面から側面に連続する布目痕が観察されることがある。側面に布目圧痕が残る例を、6663A・B・I, 6681D, 6713A, 6732D・M・Q, 6739A, 6760A・B, 7775Bで確認した。うち、6663A・B・I, 6681D, 6713A, 6732D, 6739A, 6760Aでは、側面の布目と凹面の布目が連続する(PL. 96—6・8・9)。その他も本来は一連であったものが、その後の側縁調整によって消され、微かに側面に残るだけとなったものであり、一枚分の粘土板を使って製作されたことが確実である。

凹面から狭端面に連続する布目は、6691A, 6721Ga, 6732F・N?, 6761A, 6763Bにある(PL. 100—1～3)。これらは、狭端面が調整されないため、布目が残った例であり、成形段階の技法痕跡である。6732Fと6761Aは狭端面全面に布目がつく例があり、6691Aには布端が凹面と狭端面の境を蛇行し、狭端面の布目圧痕のない部分には木目圧痕が残る例がある。木目圧痕は、木製の凸型台狭端面に立ち上がりが存在することを示すものであり、6721Ga・6732F・6763Bも、狭端面は不調整でありながら凹面とほぼ直角をなしている。このことから、これらの軒平瓦製作時には、狭端に立ち上りを備えた型枠状の凸型台を使用したことが推定できる。¹¹⁴⁾おそらく、この立ち上がりは瓦の厚さを一定にするのに役立ったであろう。

6732Kと7775Bおよび6732Nかと推定される「西大寺系」6732には、凸面の広範囲に布目のつく例がある(PL. 99—6・8・9)。平瓦部がほぼ完全に残る6732N?は、凸面の後半部全面に布目残り、しかもこの布目は凹面および狭端面と一連である(PL. 100—3)。つまり、一枚の布の圧痕が凹面～狭端面～凸面に連続する。凸面は布の上から指で押圧成形した凹凸が顕著に残り、叩き¹¹⁵⁾は行われていない。6732Kと7775Bも布目圧痕の上に調整の跡がなく、やはり布の上から指押えを行っているので、6732N?と同技法と推測される。同技法の軒平瓦は、平城京の他、畿内では、平安宮、摂津・四天王寺と芦屋麿寺に類例がある。また、6713Aは布目圧痕こそないが、凸面に叩きの痕跡がなく、縦位ヘラケズリ調整が凸面の前半部にしか及ばないため、凸面後半部に指おさえの凹凸が顕著に残る(PL. 99—7)。叩きを行なわない点で、類似した技法である。

先に、6694Aを一枚作りと認定する際、側面の糸切り痕をあげげた。側面に糸切り痕をのこす例をあげれば、6663A・B・H, 6664D・F・N, 6681C・D, 6685A～D, 6689Aa, 6691B, 6704A, 6714A, 6716Aなどがある(PL. 100—5～7)。この糸切り痕を、従来『基準資料』では、調整痕跡としてとりあげていたが、平城宮の軒平瓦にはハケ目調整はきわめて稀である。ここにあげた諸型式についてみても、凹凸面はハケ目を残すものは皆無であり、側面

だけに特にハケ目調整を用いたとは考えがたい。しかもこの条線が、放射状に広がって平行しないものであることや、緩い円弧を描くこと、ヘラケズリによって削りとられるものがあることは、成形段階に行われた糸切り痕とみることを支持する。凸型台上で台に合わせた大きさに軒平瓦側縁を切りそろえる際、糸で切り落とした痕跡と考えられる。6694Aには、狭端面に糸切り痕を残す例があり(PL. 100—4)、これも同様の手法と考えられる。

側面叩き目 このほか、側面に叩き目の残る例が6667Aと6695Aにある。6695Aには凸面を横位縄叩き成形するものに、凸面から連続する横位縄叩きを側面にも行うものがある(PL. 100—11)。凸型台上での補足的な叩き締めと推測されるが、瓦当部成形に関わるものかも知れない。6667Aの側面縄叩きは瓦当成形手法の一部なので、後にふれる。

最後に、布目について簡単に述べておく。布は、経緯とも3cmあたり15本から25本を数えるものが最も多い。これより細かいものには、25本から30本までのものと30本を越えるものがある。経糸と緯糸の本数の比率は0.8~1.3に集中する。経緯が逆転する場合を考慮すれば、タテ・ヨコの比率は0.8~1.0の間にほぼ収まる。奈良時代の中では、型式あるいは時期によって特定の布が用いられる傾向は認められないようである。

3. 叩きの種類とその変化(PL. 97~99・101, Tab. 10)

ここでは、軒平瓦の凸面に残る成形技法痕跡として、叩き目をとりあげる。平城宮・京から出土する軒平瓦の叩きには、縄を巻き付けたものと板に刻み目を入れたものがある。前者は縄叩き目、後者は平行叩き目や格子叩き目としてその痕跡をとどめる。以下、叩きの種類ごとにその特徴を述べる。

縄叩き 縄叩き原体の縄の撚りは、ほとんどが圧痕が右上がり左下がりの傾斜を示す撚紐1段Lである。これとは逆の、圧痕が左上がり右下がりの傾斜を示す撚紐1段Rの縄は、凹面に「私」の刻印をもつ6691A 1点に確認できたにすぎない。撚紐1段Lが圧倒的に多いのは、藤原宮・平城宮の瓦全体を通じての傾向でもある。

縄叩きの方向は、縦位、横位、斜位、縦位と横位の重なるもの、斜位と傾位の重なるもの、など数種類がある。また、同範でも叩きの方向が一つでない型式も数多い。叩きの方向は、叩き板の形態とそれに巻かれた縄の方向—叩き板の軸に対して平行か直交か—、成形時の瓦と製作者の位置関係によって大きく左右されるが、ここでは、軒平瓦凸面に残された叩き目の方向のみを問題としたい。さて、縄叩き目の方向について、型式ごとに述べていくことは煩雑になるので、軒瓦の編年に従って叩きの種類と方向を表に示した¹¹⁷⁾(Tab. 10)。

縦位縄叩き目 縦位縄叩きは、平城宮・京の軒平瓦に最も多くみられる叩き目である。しかも、第I期から第V期まで一貫して存在する。縦位縄叩きは、その方向が側辺と平行するのが一般的で、いわ

叩き締め円弧 ゆる叩き締めの円弧を描く例は、6664Gaと6665A、6760Aで確認できたにとどまる(PL. 97—3)。6665Aは、縦位の後に横位縄叩きを加える(PL. 97—4)。

叩き目は基本的には平瓦部凸面にのみ認められ、段顎の場合、顎貼りつけ面に叩き目があるのは、6671Aa・B(ともに縦位縄叩き)だけである。このことは、凸面の叩きが基本的に顎成形の後に行われることを示す。顎面にも縄叩きをとどめる例は、6644A、6654A、6664F、6671Aa・Bにある(PL. 101—8・9)が、6664Fは多量に出土する中のわずかに1点に確認した

顎面の縄叩き目

だけで、宮の軒平瓦には稀な手法である。むしろ京内の第Ⅰ期の軒平瓦に特徴的といえよう。

また、直線顎や曲線顎の軒平瓦は、凸面の平瓦部から瓦当にいたる屈曲部より後方に叩き目の残るものが一般的である。これは、瓦当近くに調整を行うためでもあるが、この部分には叩き¹¹⁸⁾きが及ばないためとも推測される。6671Aaの直線顎のものと6695A、6760A・Bは例外的に、瓦当ぎりぎりまで叩き目が及ぶ(PL. 99-3)。これらは凸面の瓦当近くを調整しない。

横位縄叩きは、奈良時代前半の平城宮には縦位縄叩きに匹敵する割合で存在する。特に6681はB・Eに少数の縦位縄叩きがあるだけで、大半が横位縄叩きである。曲線顎の6681は、凸面の瓦当寄り^{1/2}ほどの範囲をヨコナデし、叩き目はそれから後半部にしかない。段顎の6664Gb・Hや6685Dなどは、縦位縄叩きと同じく平瓦部の凸面全体に横位縄叩き目がある。6663B、6664D・F・K・L、6665A、6689Aa・Ab・B、6694Aには、狭端近くに横位縄叩きに

Tab. 10 軒平瓦の叩き手法一覧

	縦位縄叩き	横位縄叩き	斜位縄叩き	縦位縄叩き (+瓦当近く横位)	その他の 縄叩き	格子叩き	布押圧 指おさえ			
Ⅰ 期	6644A~C 6645A 6654A 6664A・B・O 6668A 6671Aa・B 6675A	6664Ga・K 6665A	6664Gb・C H・J L・M		6664C・I (綾杉状)					
	Ⅱ 期	6667A 6679A 6682A~E 6712A 6727B	6663A・B 6664D・E 6666A 6681B*・E* 6685A・B・E 6689A 6694A 6727A	6664N 6681A 6685D			6679A 6688Aa・B			
		Ⅲ 期	6663D・H K・C 6681F 6691A・F 6702C・G・H 6710A・Db 6721Ga・Ha	6663E	6663C 6681C・D 6689A・B	6691A・B・F	6691A (縦位+斜位) 6721Ha (縦位+斜位)	6663M		
			Ⅳ 期	6663J 6702A 6732A 6704A 6713A 6760A 6721K 6760B 6739A 6767 6801A 6768	6695A	(6575A)	6726A・B 6732A・C L・O 6760A	6760A(格子状)		6732K (N)
				Ⅴ 期	6725B・C 6726D・F			6689C 6726E 6755A	6760A・B	6713A

* 横位縄叩きが主
→ 叩きの変化を示す

先行して施された縦位縄叩きをとどめる例がある(PL. 97—6)。6665Aには横位縄叩きの粗い例があり、先行する縦位縄叩きが平瓦部全体に及ぶことがわかる(PL. 97—4)が、それ以外は、あとからの横位縄叩きが密に施されるため、縦位縄叩きの範囲は明確でない。

同范品で横位縄叩きの個体と縦位縄叩きの個体とが確認できる型式は、第Ⅰ・Ⅱ期を中心に第Ⅳ期までである。しかし、奈良時代後半には、横位縄叩きは6663C・E, 6695Aの一部にみられるだけとなり、第Ⅴ期以降は縦位縄叩きと組み合って顎部寄りの狭い範囲に用いられることはあっても、横位縄叩き単独の例がなくなる。縦位縄叩きと横位縄叩きが共存するものの中には、範傷の拡大や顎の形態変化によって、叩きの方向の変化をたどることができるものがある。例えば、6663Bは段顎の個体が縦位縄叩きのみ、直線顎・曲線顎には横位縄叩きが現われる。6685Aの場合にも縦位が横位に先行する可能性がある。6664Cには、綾杉状に斜位縄叩きをかさねたものと横位縄叩きのものがある(PL. 97—1・2)。範傷進行からみて、綾杉状斜位→横位に変化している。6664Gaには縦位と横位があり、Gbが横位でまとまるので、Gaは縦位→横位に変化する可能性がある。これらは、横位縄叩きが縦位縄叩きにとって代わる例であるが、6689Aは、Aa・Abに各々縦位縄叩きと横位縄叩きがあることから、必ずしも一般化はできない。

斜位縄叩き目

斜位縄叩きは第Ⅲ期の6721に特徴的で、他の型式にはみられない(PL. 98—2)。叩き目の方向は、瓦当を上あるいは下にした時、左上がりに限られ、凸面の後半¹¹⁹⁾の範囲に残る。6721のなかでも、GaとHa・Kは縦位縄叩きが主であり、GaとHaには縦位縄叩きに斜位縄叩きを加えるものもある。斜位縄叩きはやはり左上がりである。縦位縄叩き+斜位縄叩きの手法は平城宮では6691Aの一部にあり(PL. 98—1)、同技法の6691Aは恭仁宮と平川廃寺にもある。平川廃寺では6721Cにも、この縄叩きが確認されている。¹²¹⁾

縦位+横位縄叩き目

縦位縄叩きに方向の違う縄叩きを重ねる手法にはもう一種があり、これは平瓦部と顎部の境あたりに横位縄叩きを加える手法である(PL. 98—3・4)。縄はかなり細目で、平瓦部凸面に縦位縄叩きを行ったのち、瓦当よりの幅5cmから10cm程度の狭い範囲にだけ横位縄叩きを重ねる。この縄叩き手法は、6691A・Fと6732Aに少数あり、6689C, 6691B, 6726A・B・E, 6732C・L・O, 6755A, 6760A(緑釉), 6761A, に特徴的である。これらの型式は均整唐草文Ⅲ・Ⅳ・Ⅵに限られる。6732は「宮系」に特有であり、これが曲線顎Ⅱと組み合わせる点でも、直線顎を基調とする「東大寺系」や「西大寺系」とは際違った違いをみせる。また、6689Cが平城宮の均整唐草文Ⅲと同じ製作技法をもつことは、両者にみられる文様の類似性と対応するものである。縦位縄叩き+瓦当近く横位縄叩きの手法は、段顎の型式には採用されておらず、しかも均整唐草文Ⅲ・Ⅵなど奈良時代後半に現われる瓦当文様の系統に多く採用される縄叩き手法である。

斜位+横位縄叩き目

それ以外の縄叩きとしては、6664C・Iに斜位縄叩きを互い違いに入れた綾杉状の縄叩きがある。6664Iにはそれに横位縄叩きを重ねた例がある。

格子叩き 刻みをつけた叩き板の使用は、瓦の場合、飛鳥時代に遡るが、平城宮・京の瓦では、縄叩きに比べその数は少ない。格子が直交する正格子叩きと、斜交する斜格子叩きがあり、正格子叩きは6679Aと6688Aa・B, 斜格子叩きは6663Mと6760A・Bにある。6663Mの格子は斜交する一方の条が綾杉状を呈す(PL. 99—1)。藤原宮6646Eには木目直交の平行叩き目

があるが、平城宮・京の軒平瓦では同種のものを確認していない。

6679Aには段顎と直線顎があるが、段顎の個体が正格子叩きをもち、直線顎は縦位縄叩きである(PL. 98-7・8)。直線顎の個体は、凹面に凸型台の圧痕が残る。6688Aaの正格子叩きは段顎ISに限られ、段顎IIのAaと直線顎のAbは凸面全体を縦位ヘラケズリするため、叩きの有無・種類がわからない(PL. 98-5・6)。6679Aと6688Aa・Bの段顎ISには顎面に叩き目を残すものとヘラケズリを施すものの2種類があり、製作技法がきわめてよく似ている。また、6760Aには、縦位縄叩きの上に顎部付近にだけ横位縄叩きを重ねるもの、叩き締め圆弧を描く縄叩き、格子状縄叩き、斜格子刻みの叩き、という4種類の叩きがあり(PL. 99-2~4)、6760Bにも圆弧を描く縄叩きと斜格子刻み叩きとがある。Aは、前二者には範割れがなく、後二者に範割れが現われる¹²⁴⁾。なお、A・Bの斜格子刻みの叩き板は、同一の工具を用いているものがある。

その他 直線顎の諸型式には、凸面を縦位にヘラケズリするため叩きのわからないものが多い。6572C・D、6671C、6710A・Cや、「東大寺系」と「西大寺系」6732、6733などである。重郭文の6572は、Bに綾杉状の縄叩きがあり、Aにも縄叩きが微かに残るが、それ以外にはヘラケズリのための叩き目が残らない。難波宮出土の重郭文軒平瓦には縦位あるいは斜位の縄叩きが認められている¹²⁵⁾ので、重郭文の一群は縄叩きを行ったのち、丁寧にヘラケズリするのであろう。6710Aにも狭端付近にわずかに縄叩きが観察できる例がある(PL. 99-5)。6710Aは凸面瓦当近くに、凹型台の圧痕が明瞭に残る。均整唐草文Ⅲのうち、「西大寺系」6732には凸面に叩きを行わないものがあることは、先に述べた。

4. 顎成形技法について(PL. 97・100・101)

段 顎 一般的にあって、軒平瓦は平瓦部の厚さに比較して瓦当の厚さが大きいという問題がいつてもある。7世紀代では、法隆寺式軒平瓦が瓦当面向かって徐々に厚さを増す直線顎、という形態でこれを解決し、重弧文軒平瓦や藤原宮式軒平瓦6646・6647は平瓦部広端に必要な厚さの粘土を貼り付けて、瓦当厚を確保するという方法を採用している。前者の欠点は瓦が重くなることであり、後者の欠点は顎が剝離し易いことであった。この点、藤原宮式軒平瓦6641・6642・6643などの「貼りつけ削り出し段顎」は、両技法の折衷的な技法であり、顎が剝離しにくく、かつ平瓦部を薄くし、瓦を軽量化することが可能な技法であったと思われる。

平城宮の軒平瓦の段顎は、基本的には顎部に粘土を貼り足して段を形成するが、その後段部を切り込んで成形するものが多く、藤原宮式軒平瓦にみる「貼りつけ段顎」と「貼りつけ削り出し段顎」の中間的な成形手法のものが多い。藤原宮の軒平瓦に比べ顎が短くなったことが原因するものと考えられる。例えば、6664Cには顎部剝離面が平瓦部凸面よりも高く、二つの面は一連とならない例がある。逆に、6664H・I・K・L、6667A、6688B、6671Kでは顎剝離面が瓦当近くから段部を越えて平瓦部にまで及ぶ(PL. 97-5, 101-1・3)。これらの型式は、一旦、瓦当近く全体を10~15cmほどの幅で厚くし、そののちに顎部の長さに対応する粘土をおき、段部を切り込んで成形する手法と考えられる。このうち、6664H・I・Lと6667Aには平瓦部の粘土板が瓦当近くで薄くなり、その凸面側に粘土を厚く貼り足すものがある(PL.

101—1・2)。以上の諸型式は、粘土を積み重ねる段階には、叩きを行わず、刻みをつけけるものもみあたらない。平城宮・京の軒平瓦で顎面に叩き目が残る例は、6664Fと6679A、6688Aa・Bにあるが、6664Fはごく稀な資料であり、6664は基本的には顎面に縄叩きがないと考えたほうがよい。6679Aと6688Aa・Bはともに段顎ISの個体に特徴的であり、しかもこれらはすべて格子叩きを用いる。これらの型式でも顎成形の途中で叩きを行なう例はない。

貼り付け段顎

以上の顎成形技法による軒平瓦は、凸面の瓦当近く全体に粘土をおくため、平瓦部の段部近くが狭端付近より厚くなる。これに対して、均整唐草文Ⅱの6671Aa・Bと主に京内で出土する6644、6645A、6654A、6675A、6670Abにはそのような特徴がない。これらは「貼りつけ段顎」である。6644には、剝離した顎部の粘土に糸切り痕が残る例があり、顎の深さ分の粘土板を貼り付けたことがわかる。6654Aには、顎面に縦位縄叩きを残すものがあるが、他の型式は顎面をヘラケズリするため縄叩きの有無がわからない。

6671Aaの顎成形技法には2種があり、一つは、顎貼り付け前に縄叩きをしないもの、一つは、顎貼り付け前に縦位縄叩きをするものである。前者は、顎剝離面に糸切り痕があり、剝離面は瓦当近くでわずかに曲線顎状に彎曲するが、平瓦部凸面とは同一面をなす(PL. 101—7)。後者は平瓦部が特に薄く、瓦当を所定の厚さにするために、狭端近くに2枚の粘土板を貼り足し、それぞれに縦位縄叩きを施す(PL. 101—9)。前者は興福寺出土、後者は法華寺出土であり、工房差に関わる可能性があるが、後者の手法をとる例は稀である。6671Aaの顎成形技法は、顎面に縦位縄叩きを施す点など久米寺所用の軒平瓦6561と近似する。6671Aaの段顎ISのなかには、一旦、曲線顎状に作って縦位縄叩きを行なった後、段部に断面三角形の粘土を貼りつけるものがある。この手法の6671Aaには一見、下外区を欠くものがある。しかし、子細にみるとかすかに下外区の線鋸歯文が残り、しかも中心飾り付近では下外区を欠くが、脇区に近づくとかすかに下外区が現れていることがわかる(PL. 101—17)。瓦当厚が瓦範の厚さよりも小さいか、あるいは桶や成形台に規定された瓦の径よりも瓦範の径のほうが大きいいため瓦当中央部と脇区近くで下外区の現れ方に差ができるのであろう。6671Bは、顎剝離面と顎面とともに縦位縄叩き目があり、縄叩きののち顎貼り付けをし、さらに顎面を縄叩きする。また、6670Abは顎剝離面に凸面と連続する縦位縄叩きがある。

一枚作りの段顎成形

これまで述べてきた軒平瓦はその多くが桶巻き作りと推定されるものである。一枚作りの軒平瓦では顎成形技法はどうであろうか。6685A・B・Dと6664D・Fの一部は、平瓦部の厚さが狭端から段部まで一定で、顎部にのみ顎成形粘土をおく。6664D・Fには、顎が剝離し、平瓦部広端側の凸面に段の深さに対応した厚さの粘土をおくことがわかる例がある。ただし、この顎剝離面は一定の厚さで段部から瓦当面に達するのではなく、瓦当近くで凹面側に彎曲し、結果として瓦当近くでは平瓦部の粘土板は薄くなっている。しかも、剝離面は厳密には瓦当面に届かず、瓦当に接するごく狭い面は破断面である(PL. 97—6)。極端な例は6685Bにあり、顎の内部に空洞ができる(PL. 101—13)。この空洞は瓦当面と顎面の内面および平瓦部凸面に連続する面、の計3面が作る断面三角形のものである。瓦当部分については、平瓦部凸面の広端側先端に粘土を立てるようにして貼り付けたようにも見えるが、接合の際のナデ付けの跡が内面になく、折り曲げたような粘土の皺が顕著である。従って、軒平瓦の全長分より長い粘土板を用い、広端側(瓦当側)の粘土を折り返すか、これを立ち上げて瓦当面を作ったのち、顎

面と段部に粘土を貼り足す、と考えたほうが理解し易い。6685Bには瓦当面に縄叩きを行うものがあり、これが瓦当成形に関連するとすれば、広端側の粘土を立ち上げるのに叩きを用いた可能性が考えられる。空洞はできないが、6664D・Fの場合も、平瓦部の粘土板の先端に単に顎成形粘土を重ねるのではなく、6685Bのように、一度、平瓦部の粘土の一端を折り曲げるか立ち上げたため、そのぶん、平瓦部の粘土板が瓦当近くで薄くなるのではないかと推定される。

これとは逆に、6664Gaと6682Cには、平瓦部凸面から連続する粘土の隙間あるいは顎剝離面が、瓦当近くで凸面側に大きく彎曲し、顎部から段部にかけて断面三角形の粘土を貼り足して顎成形するものがある。6667Aの段顎ISの個体にも顎部破断面に平瓦部から顎面に向かって彎曲する数条の粘土の皺を確認できるものがある。剝離面の曲がりや6664D・Fや6685などとは逆ではあるが、やはり、瓦当成形の第一段階で平瓦部広端側を凸面側に折り曲げる点で、基本的には同じ技法と考えてよいだろう。

また、6694Aには瓦当面と顎部が、断面L字形に剝離脱落したものや、段部に平瓦部を横断する剝離面を残して瓦当部の取れたものがある。瓦当部を別に作って平瓦部と接合するとも考えられるが、平瓦を瓦当に差しこむ、いわゆる接合技法とは大きな違いがある。この接合技法は、平城京内では元興寺創建時の6661Da・Dbに確認されている¹²⁶⁾。他、大和・山村廃寺や紀伊・上野廃寺の均整忍冬唐草文軒平瓦、遠くでは九州の太宰府や鴻臚館の軒平瓦にある。しかし、6694Aの場合は、内外面の接合粘土がないことや瓦当部と平瓦の乾燥度に差がない点、顎成形後に縄叩きを行う点などで、同一技法とはなしえず、6685Bなどの瓦当折返し成形の一例に含めておく方がよいだろう。あるいは、これが特殊な技法の一群をなす可能性はあるもの、おそらく粘土の裁断屑などを貼り付けて顎を形成する技法が基礎にあって、必要に応じて、瓦当となる平瓦部広端の粘土を折り曲げたり、立ち上げた場合があったと解釈した方がよい。

瓦当折返し
成形

一枚作りに特徴的な顎成形手法には先にも触れた、瓦当面や顎部周囲の縄叩きがある。この手法は段顎ISの6667Aと6685Bに特徴的である(PL. 100—10・12)。6685Bは瓦当面にしか縄叩きが残らないが、6667Aには瓦当面のほか、顎面と瓦当近くの側面や凹面、つまり瓦当部の四周を縄叩きした例がある。瓦当面の叩き目は外縁上と、時に文様の高い部分に残り、文様の低い部分(地の部分)では押しつぶされるから、瓦鉈押捺以前に行われた、瓦当部の成形ないし瓦当面を平坦にするための叩きであると判断できる。6667Aでこの瓦当部縄叩きがあるのは、段顎ISの一部であり、これらはすべて一枚作りの製品である。6685Bの場合、瓦当面に縄叩きのない個体とある個体は胎土や焼成に差があり、縄叩きを行う個体は凸面に細かい縦位縄叩きを施す特徴や肌理の細かい胎土などが同じ手法の6667Aと共通し、出土地も法華寺周辺に集中するようである。このことは、2種の軒平瓦が同一の瓦工房で作られたことを推測させる。6667Aと6685Bはともに、歌姫西瓦窯¹²⁷⁾と音如ヶ谷瓦窯¹²⁸⁾から出土し、歌姫西瓦窯から出土した6667Aは段顎ISに限られること、段顎ILは音如ヶ谷瓦窯付近の某瓦窯(未発見)で生産された可能性が高いことが指摘されている。歌姫西瓦窯産の平瓦には側面や端面を縄叩きするものがあることから、瓦当部周囲を縄叩き成形するのは同瓦窯特有の技法と認定することができる。

直線顎と曲線顎 直線顎と曲線顎は凸面広端近くに粘土を貼り足して、瓦当を厚くする手法が一般的な瓦当成形方法である。瓦当厚が平瓦部厚にほぼ等しい6719Aは、厚手の粘土板をそのまま使うが、同じような直線顎をもつ6655Aは顎面に薄く粘土を貼り付けたのち、凸面を縄叩

瓦当面縄叩
き

きする (P.L. 101—10)。曲線顎の 6663A・C・M, 6667B, 6691A・C・D・F, 6713A, 6733A, 6761A などにも顎部の粘土が剝離した例があり, 剝離面には糸切り痕が明瞭に残る (P.L. 101—11・14)。顎成形前に叩きや刻みなどを施した例はない。顎面の粘土剝離面は, 平瓦部とほぼ同じ厚さを保ちながら瓦当面に達し, 厚手の粘土板に直接, 顎面の粘土を貼り足す。顎成形の粘土は, 必要な範囲, せいぜい瓦当面から 10 cm 程度までの範囲におくのが普通であるが, 6681A・B・C・E, そして 6711Ab は凸面にかなり多量の粘土をおき, 凹面を瓦当の外縁にあわせて大きく削り込む特徴がある。このため, 縦断面をみると, 凹面側のラインがくの字に屈折する。平瓦部の径が瓦範の径より大きいことが原因であろう。また, 6671Aa の直線顎のものは, 瓦当部断面の中ほどに上下二枚の粘土を貼り合わせたあとがある。剝離面には, 叩き目や布目はなく糸切り痕も明瞭ではない (P.L. 101—6)。

6767B, 6768C・D, 6801A には, 上外区外縁あるいは凹面先端付近から顎部に向かって斜めに彎曲して延びる粘土の継ぎ目が断面に現れるものがある (P.L. 101—15)。これが顎成形に関係するものだとすれば, 平瓦部の粘土板先端を楔形にのばすか, あるいは段顎の顎成形手法にもあったように, 平瓦部先端を立ち上げて瓦当部の一部を作り, その後, 瓦当面から顎部にかけての粘土を貼り足す手法と考えられる。6732L はこれらとは逆に, 瓦当面下外区から顎の彎曲に平行する粘土の継目が観察される。これは凸型台上で粘土板の広端側を立ち上げて瓦当部を形成する手法と推定する。

以上は主に凸面側に顎成形粘土を貼り足す手法であるが, 6710Db には平瓦部凹面に粘土をおく例がある。剝離面に細かな布目が残る (P.L. 101—16)。瓦範を打ち込んだ際に, 平瓦部が凸面側に彎曲したため, これを埋めたものと推定される。なお, 直線顎と曲線顎の軒平瓦には瓦当面を縄叩きする例はないが, 外縁上に糸切り痕を残す例が散見されるので, 瓦当成形後, 瓦当面を平坦にするのに, 糸切りを用いる場合のあったらしい。

5. 小 結

平城宮・京の軒平瓦製作技法について, 種々検討を行った。その結果, 平城宮造営当初の第 I 期の型式には, 桶巻き作りが確実に存在し, むしろこの技法のほうが優勢であることを示した。これまで, 軒平瓦一枚造りは平城宮造営にあたって導入された新しい技法であると考えられていたが, 軒平瓦では必ずしもそうではない。6664G などにみるように, おそらく, 第 I 期のうちに一枚作りが現れ, 6664D・F といった第 II 期の型式になると一枚作りが卓越すると考える。しかし, 興福寺創建時の 6711Aa のように平城宮所用以外の軒平瓦には, 第 II 期にも桶巻き作りが残っている。

凸面成形に関しては, 縄叩きを主にとりあげた。縄叩きの方向は, 奈良時代後半には縦位にほぼ統一されるが, 一部に縦位+瓦当近く横位縄叩きという手法がある。この手法は, 後述するように, 軒瓦編年第 IV 期の平城宮所用の軒平瓦に特徴的に採用される技法である。この時期, 平城京内では, 東大寺や西大寺などの大寺院が造営されるが, これらの寺院所用の軒平瓦は縄叩きが認められないものが多く, この点で, 平城宮の造瓦技法と大きな違いがある。西大寺には「凸面布押圧技法」とでも呼ぶべき, 凸面布目の軒平瓦さえ存在する。例外的な存在は西隆寺の軒平瓦で, ここでは平城宮のものに近い技法をとる軒平瓦が大半である。

(4) ま と め

以上、平城宮・京の軒平瓦を、瓦当文様、顎の形態、製作技法の3項目にわたって検討した。最後に、これらを総合して、平城宮・京の軒平瓦の変遷を再構成し、あわせて各時期の製作技法上の特色をまとめる。

1. 第Ⅰ期の軒平瓦

平城京遷都に伴う宮・京内の造営に用いられた軒瓦のうち、藤原宮所用軒瓦を除いたものが第Ⅰ期の軒瓦である。平城宮所用軒平瓦として、これまで、6655A、D・Fを除く6664、6665A、6668Aをこの時期にあててきた。¹³⁰⁾これらはすべて花頭形垂飾り第1類か第2類の均整唐草文Ⅰである。外区文様は珠文。外区区画はⅠB・Ⅱ・ⅢAの3種がある。顎の形態をみると、6655Aが直線顎である以外は段顎であり、粘土板桶巻き作りと考えられるものが多いが一枚作りとみられるものもある。

上に示した型式には、顎の長さや花頭形垂飾りに各々2種類、唐草第3単位の形状や外区区画には3種類があり、これらを基準に分類が可能である。6664では、花頭形垂飾り第1類で唐草第3単位①a（以下、第1類①aと略す）の6664Cと第1類②の6664Bが外区区画ⅠBをとる。この2種は、他の花頭形垂飾り第1類の6664、つまり唐草第3単位①aで外区区画ⅡのMや外区区画ⅢAのA・H・K、そして第3単位①bのLに先行すると考えられる。花頭形垂飾り第2類では、G・I・J・Oが外区区画ⅢAをとり、Nだけが外区区画ⅢBである。唐草第3単位はJのみ①a、他は①bである。花頭形垂飾り第3類のD・Fは外区区画ⅢAではあるが、下外区と脇区間の杏仁形珠文が小振りであり、ⅢBに近い。以上、文様の要素から6664をみた時、最も古くおけるのはB・Cであり、逆に最も新しいのはこれまで指摘されているようにD・Fである。中間のA・G・H～Oでは、G・I・O・Nに新しい要素が認められる。

さらに、6664各種の瓦当文様を顎形態の差と対比すると、B・C・H・K・L・Nが段顎ⅠL、A・Mには段顎ⅠLとⅠSの2種があり、D・F・G・I・J・Oは段顎ⅠSである。B・Cが最も古く、D・Fが最も新しくおきうることはこの点からも理解される。この2つの中間に位置する10種は、文様および顎の形態からH・K・L、A・J・M、G・I・Oの3群に分類され、小型のNはG・I・Oと平行すると推測する。これらは基本的には、この順に変遷したものと考えられるが、これらは諸要素に新旧が混在しており、詳細は軒丸瓦との組み合わせなども参考にする必要はある。

ここでは、これまでも第Ⅱ期の型式と認定されている花頭形垂飾り第3類の6664D・Fを除く、12種の6664を第Ⅰ期におき、大きくは段顎ⅠS出現以前の6664B・C・H・Lをその前半、段顎ⅠS出現以後のA・G・I・J・M～Oを後半と考える。前半に位置づけたものの中で、確実に平城宮造営当初に遡り得るのはB・Cの2種である。また、後述するように、Kについては組み合う軒丸瓦の年代から、後半に含めたほうがよいと考える。6664以外では、6668Aが文様・顎とも6664Cに酷似するので、前半でも最も古い一群に加えてよいだろう。6665Aは段顎ⅠSがあることから、第Ⅰ期後半の型式とする。また、直線顎の6655Aは唐草第3単位を③のパターンとすることから、6665Aと平行するであろう。

第Ⅰ期の細分

これら第Ⅰ期前半と後半の型式を製作技法の面から比較すると、前半の型式には一枚作りと断定できるものがなく、後半には6664Gなど一枚作りと考えられる型式が出現している。従って、軒平瓦第Ⅰ次成形技法の変化、つまり桶巻き作りから一枚作りへの転換は、第Ⅰ期後半に

第Ⅰ期前半
の特徴

始まると推測し、段顎ⅠLと粘土桶巻き作り技法を第Ⅰ期前半の特徴と規定する。
この特徴から第Ⅰ期前半におくことができるのは、京内で主に出土する6644A～C, 6645Aである。これらは、いずれも外区に線鋸歯文をおく点で藤原宮式との共通性があり、しかも段顎ⅠLである。6654Aと6675Aも主に京内で出土する型式で、中心飾りの有無を除けば連続する唐草文の展開は近似し、顎面を縄叩き後にタテ方向にヘラケズリする手法も共通する。これらも第Ⅱ期に下るものではない。

興福寺の創
建時期

このほか、興福寺創建の6671Aaも第Ⅰ期前半の型式である可能性が強い (Fig. 81)。興福寺の創立には不明な点があるが、和銅3年平城京移建説には直ちに¹³¹⁾従えないとしても、養老4年の藤原不比等の死去以前には造営が始まっていたと考えられる。¹³²⁾6671Aaの文様では、杏仁形珠文と線鋸歯文を配した外区文様は大官大寺所用の6661に類似し、また、製作技法をみると、藤原宮式軒平瓦に匹敵する長さの段顎をもつことや、粘土板桶巻き作りと考えられること、貼り付け段顎の手法をもつことなど、第Ⅰ期前半の特徴を備えている。

6671Aaに代表される「興福寺系」6671には、他にEとJがある。この3種に内区文様の顎

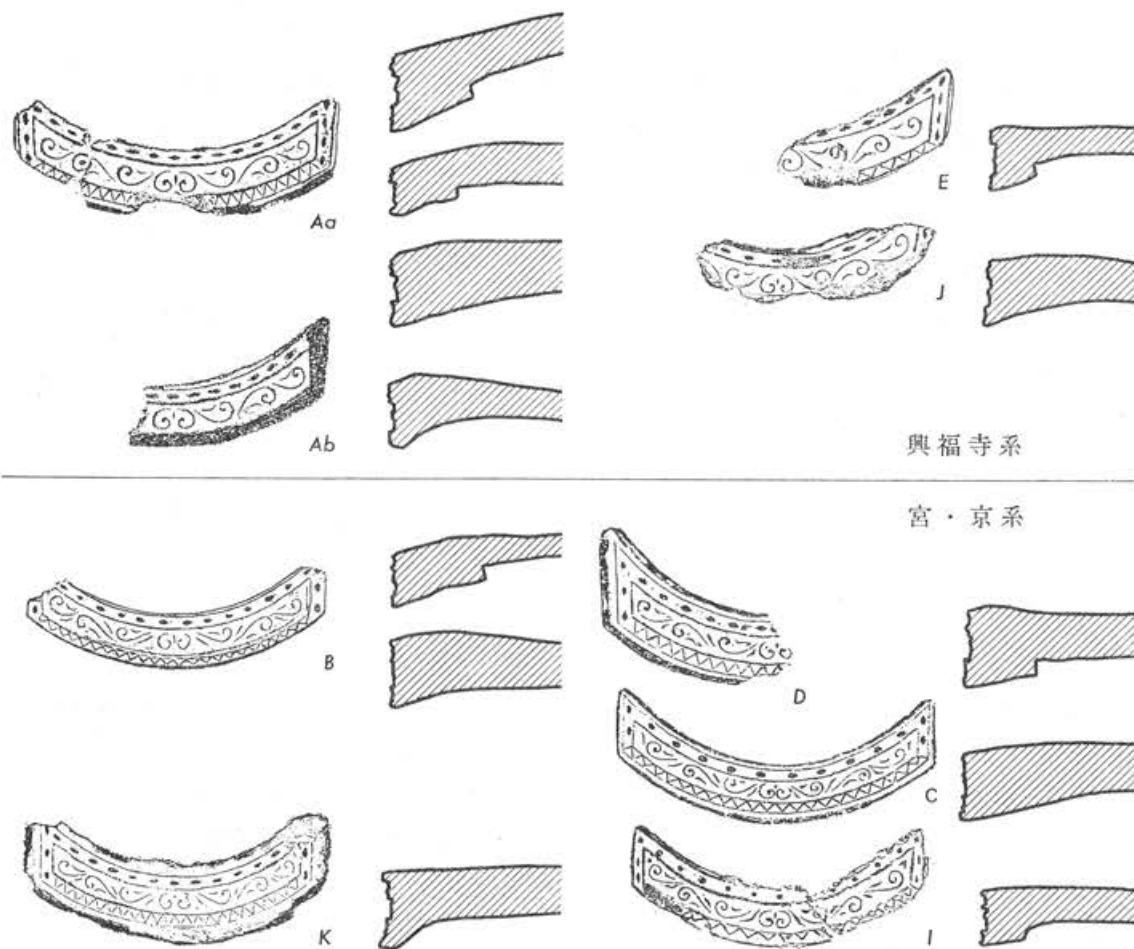


Fig. 81 6671の変遷 (1:7)

著な差はないが、Eは脇区上端の珠文を斜位におく。このような杏仁形珠文の使い方は、均整唐草文ⅠやⅣに特徴的であり、これらの影響を受けたものとする、Eの外区の文様の構成にはAaより新しい要素を認めることができる。「興福寺系」6671各種の顕著な違いは、製作技法や顎の形に現われる。6671Aaには桶巻き作りと考えられるIL・ISの2種の段顎と、直線顎で一枚作りの製品がある。Eにもやはり段顎ILとISがあるが、Jは直線顎である。6671Aaの一枚作りのものまで第Ⅰ期におくことは、ほかの型式との関連からみて無理があり、同じ瓦箆を用いて長期にわたる軒平瓦の製作が行われたとみるのが妥当であろう。¹³³⁾顎形態と技法の変化の時期を特定することは困難だが、これまでも指摘されるように、平城宮への6671の導入時期が参考となろう。

平城宮への興福寺式軒平瓦の導入とは、「宮・京系」6671の登場であり、その中では、文様と顎の長さから最も初現的なBの出現である。その契機は、養老4(720)年の「造興福寺仏殿司」の設置によって興福寺の造瓦組織と宮のそれとが交流を持ったことであるとされる。このことは、6671Bが6671Aaと同じ製作技法であること、特に両者が貼り付け段顎の技法を共有することによく現れており、¹³⁴⁾6671Bの初現を養老4年におくとすれば、貼り付け段顎ILの年代の一点をここに求めることができる。Aaの顎形態は段顎IL→段顎IS→直線顎、Bは段顎IL→直線顎、の順に変化することから、段顎IL以外のAa・Bの年代は養老4年を遡らない。つまり、Aaの段顎ISや直線顎およびBの直線顎の製作年代は、第Ⅱ期に下ることになる。同様に、「興福寺系」のうち段顎ILのEは第Ⅰ期後半に遡る可能性もあるが、段顎ISのEと直線顎のJは第Ⅱ期に下ると考えるのが妥当である。

Bの出現を養老4年に求めると、「宮・京系」6671には、第Ⅰ期に遡るものがなくなる。残る、C・D・I・Kなども文様や顎の形態からみて第Ⅱ期におくのが妥当である。また、曲線顎Ⅱの6671Abは、顎の形態からすると第Ⅲ期にまで下る可能性もある。以上の年代幅は、6671¹³⁵⁾を出土する寺院の造営年代からみた年代観とも符合するものである。

6671Aaの製作技法と顎の形態は、先にも述べたように、これを第Ⅰ期前半の型式とすることもできるが、「宮・京系」の6671Bの出現を養老4年の「造興福寺仏殿司」に関連させる限り、AaとBとの製作技法上の類似からみて、その特徴が軒瓦編年第Ⅰ期の最終末まで残っていたとみななければならない。これは、先にみた、6664における段顎ISと一枚作りの出現年代とは食い違いますが、製作技法の違いに表れた、造瓦組織の相違に起因するもの¹³⁶⁾と考える。

以上、第Ⅰ期前半の軒平瓦としては均整唐草文Ⅰの6664B・C・H・Lと6668A、均整唐草文Ⅱの6671Aa、偏行唐草文の6644A～C、の4型式9種をあてる。第Ⅰ期後半には、均整唐草文Ⅰの6655A、6664A・Ga・Gb・I～K・M～O、6665Aおよび、均整唐草文Ⅱの6671E、均整唐草文Ⅵの6654Aと6675A、の6型式14種をおき、6671Aaの製作は後半にも続いていたと考えた。

2. 第Ⅱ期の軒平瓦

『基準資料Ⅱ』において、第Ⅱ期に編年された軒平瓦は、6663A～C、6664D・F、6671A、6685A～D、6688A・Bの5型式12種である。さらに、可能性としては、6667Aと6682Aなどもこれに先行する一群としてとらえることもできる、とした。¹³⁷⁾その後、6663Cは第Ⅲ期に繰り

¹³⁸⁾
下げた。

第Ⅱ期の細分

第Ⅰ期の6664を検討する中で、D・Fについては第Ⅱ期におくべきことを述べた。第Ⅰ期後半の6664Gなどと比較しても、瓦当文様や製作技法に大きな隔たりはなく、これを第Ⅱ期の前半におくことができる。まず、この6664D・Fを基準に第Ⅱ期前半の軒平瓦の特徴をまとめてみよう。

6664D・Fは、ともに花頭形垂飾り第3類の6664であり、両者は瓦当文様が酷似する。加えて、この2種は顎が段顎ISであることや、一枚作りで縄叩きに縦位・横位の2種類があることなど、製作技法も共通する。平城宮の均整唐草文Iは、第Ⅰ期後半に粘土板桶巻き作りに代わって一枚作りが採用され始めるが、第Ⅱ期前半の均整唐草文Iでは、この技法が普遍化し定着する。花頭形垂飾り第3類で外区珠文の均整唐草文Iにはほかに、小型の軒平瓦6666Aがある。唐草第3単位も6664D・Fに似るが、唐草は分解気味に界線から立ち上がる。6666Aも一枚作り、段顎ISという特徴を備える。

6685も小型の軒平瓦であるが、中心飾りの垂飾りは十字形と卍形の2種類がある。A・B・D・Fが十字形、C・Eが卍形である。この2群は、A・B・D・Fが段顎、C・Eが直線顎ないし曲線顎I、という顎の形態差にも対応しており、6685型式の新古の2相を示すものである。第Ⅱ期前半の特徴を備えるのは、6685A・B・D・Fであり、特にA・B・Dは6664D・F¹³⁹⁾と製作技法がほとんど同一といってよい。

ここで第Ⅱ期前半の特徴を示すものとして取り上げた均整唐草文Iの3型式は、平城宮内裏北外郭の土壙S K 2102¹⁴⁰⁾から出土した。出土したのは、軒丸瓦6311A・6313Cと軒平瓦6664F・6666A・6685Bである。共伴した木簡が天平元(729)年を下限とするから、これらは第Ⅱ期でも前半に限定された軒瓦の様相を示すものである。『基準資料Ⅱ』においては、このS K 2102出土軒瓦から「聖武天皇即位時を日標として行われた造営時」の軒瓦を考えた¹⁴¹⁾ところが、『基準資料Ⅱ』では、6685BがS K 2102から出土したことを普遍化するに際し、曲線顎の6685Cをも6685Bと同時期と理解し、段顎と曲線顎の並存をこの時期の軒平瓦の特徴の一つとした。第Ⅱ期に曲線顎が登場するのは確かなのだが、S K 2102から出土した軒瓦が示すのは、第Ⅱ期でも前半の様相であって、その組み合わせに曲線顎の6685Cを加わえるか否かは別に検討を必要とする問題である。6685CあるいはEの文様がA・B・D・Fよりは崩れていることは先に指摘した通りであり、6685BとCは同時期とすべきではなく、6685の古相と新相を各々代表すると考える。『基準資料Ⅱ』に指摘があるように6685Aにはごく少数の曲線顎(曲線顎I)があり、また6664Fにもごく少数の曲線顎Iは存在するのは事実である。しかし、これらの曲線顎Iの個体は瓦当面に範傷が顕著に現われ、瓦範がかなり傷んだ段階に製作されたことを物語っている。つまり、6685Aのおそらく長期の製作期間の間に段顎から曲線顎への顎形態の変化があったと考えたほうがよい。6685Aと6664Fに曲線顎Iが存在することも、6685BとCを新古に分類することを妨げない。従って、曲線顎の出現は第Ⅱ期後半の軒平瓦の特徴と理解し、6685の場合は、A・B・D・Fの4種を前半、C・Eを後半のものとする。

第Ⅱ期前半の特徴

以上、6664の型式変化とS K 2102出土軒平瓦から、第Ⅱ期前半の均整唐草文Iの特徴を、段顎ISと一枚作りの定着と考える。では、6664D・F、6666A、6685A・B・D・F以外にはどのような型式をこの時期におくことができるであろうか。まず、均整唐草文Iでは6689A

・ Bをとりあげる。

6689AはAa・Abとも、顎の形態はともに段顎ISであり、製作技法にも顕著な違いはない。中心飾りを除けば、内区文様は6664D・Fに近似する。6689Aaには平瓦部凹面に「東」の篋書きをもつものがあり、これが平城宮内裏北外郭と松林苑から出土している¹⁴²⁾。同じ篋書きは6664D・Fにもあり、特に6664Dとは同筆とされている¹⁴³⁾。このことは、6664Dと6689Aaが同じ瓦窯でほぼ同時期に製作されたことを示すものである。

6665B・Cは花頭形垂飾りをもち、Bが第3類、Cが第1類である。唐草が界線から立ち上がる特徴は、新しい要素だが、6666Aにも認められること、段顎であることや桶巻き作りであることから、第Ⅱ期前半の型式と考えられる。

均整唐草文Ⅱについては第Ⅰ期のところで述べたように、「宮・京系」6671のBをこの時期のごく初頭におくことができる。同系の6671C・D・I・Kは、段顎ISのDが前半の特徴をもつ。Iにも段顎ISがあるが、直線顎の例もあることや、上外区の珠文が円形に変化していることから前半にはおきがない。C・Kには段顎の例がないことから、やはり後半代である(Fig. 81)。なお、「興福寺系」ではAa・Eの製作がこの時期にも続き、顎は段顎ISに変化したものとする。

この時期に新しく登場するのは均整唐草文Ⅳである。均整唐草文Ⅳの瓦当文様については、6667A、6669A→6691A・F→6667B、6691B～Dという3段階の変遷を考えた(Fig. 72)。顎の形を比較すると、6667Aは段顎ILに始まり、段顎ISとごく少数の直線顎がある。6691Aの多くは曲線顎Ⅱだが、直線顎も少数ながら存在し、6667Aの直後にこれをおくことができる。6669Aは文様では6667Aに酷似するが、顎の形態は曲線顎Ⅱなので、6691Aに平行する時期と考える。このように均整唐草文Ⅳで段顎をもつのは6667Aだけであり、この点でも均整唐草文Ⅳの祖形とみてよい。

さて、6667Aの段顎ISの個体には瓦当部の成形に縄叩きを用いたものがあり、この手法が6685Bと共通するので、6667Aの段顎ISと6685Bは歌姫西瓦窯¹⁴⁴⁾で同時期に製作された可能性がきわめて高いことは前述した通りである。6685Bについては、既に第Ⅱ期前半の型式としたので、それに先行することが明かな段顎ILの6667Aは、遅くとも第Ⅱ期の初頭に位置づけてよい。段顎ILの6667Aは粘土板桶巻き作りの技法をとり、この点では第Ⅰ期に遡る可能性もある。しかし、この時期には他に6671Bに段顎ILと桶巻き作りがあり、均整唐草文Ⅰの技法変化とは一致しない系統とも考えられる。組み合う軒丸瓦6285Aの特徴からも、第Ⅱ期の初めごろにおくこととする。

以上、第Ⅱ期の軒平瓦のうち、その前半に、均整唐草文Ⅰでは6664D・F、6665B・C、6666A、6685A・B・D・F、6689Aa・Ab・B、均整唐草文Ⅱでは6671B・D、そして均整唐草文Ⅳの6667Aの6型式13種をおく。

第Ⅱ期の後半は、顎の形態では曲線顎の出現、段顎との交替、瓦当文様では外区圏線文の登場を特徴とする時期である。これらの特徴は均整唐草文Ⅰの6663と6681に代表される。

6663には同文異範が13種ある(Fig. 82)。唐草第3単位の形状に①b・②・③の3つがあり、①bの群はCa・Cb・L・N→K・M、②の群はA・B→Eと変化すること、そして、③のF・H～JとDは①b・②の群に遅れることは、既に述べた。①b・②の群で先行する6種につ

第Ⅱ期後半
の特徴

6663の変遷

いて顎の形態を対比すると、段顎 IS のある B が 6663 では最も古いものと考えられる。6663 B は段顎と直線・曲線顎をもつ点で第Ⅱ期後半の特徴を備える。B の出土総量からみると段顎は少ない¹⁴⁵⁾。凸面の叩きはタテとヨコがあり、これは第Ⅱ期前半の 6664 D・F などと同じ状況である。A は、瓦当文様が B によく似ており、B にやや遅れはするものの第Ⅱ期後半においてよい。A・B 以外で直線顎や曲線顎Ⅰをもつものに Ca がある。これも第Ⅱ期後半の特徴を備えるが、Ca を彫り直した Cb は曲線顎Ⅱに限られるので、直線顎や曲線顎Ⅰの A・Ca に遅れ、同じく曲線顎Ⅱの E とほぼ平行すると考えられる。Ca を第Ⅱ期後半におきうるか否かは、曲線顎Ⅱの出現時期が問題となるので、後に再度とりあげよう。顎面の広い曲線顎Ⅱの、K・M と唐草第 3 単位③の一群および D は、Cb・E よりさらに新しい第Ⅲ期以降の 6663 である。

6681 は超小型の S を除くと、唐草第 3 単位の違いにより、A～C・E・G と D・F の 2 系統に分けた。この 2 系列は調整手法にも差があり、A～C・E が凹面全面をナデ調整するのに対し、D・F は凹面瓦当近くのみヘラケズリし後半に不調整部分を残す¹⁴⁶⁾。前者には、ハ形垂飾りの A・B・E と逆 T 字形の C・G があり、唐草が界線から立ち上がる C・G が後出的である。この系列は、内区文様が 6685 によく似る。一方、D・F は、十字形の垂飾りのみをとらえれば他の 6681 よりも古い要素を備えると理解することも可能だが、唐草第 3 単位の特徴は、これが 6685 からの変化ではなく、同じパターンをもつ 6663 C・L・N などから変化したものと考えるべきことを示している。従って、6681 A・B・E の先行型式とはなし難く、むしろ、C・G と平行するものであろう。このように、6681 では A・B・E の 3 種が最も先行する一群であり、B・E には曲線顎Ⅰがあるので、第Ⅱ期後半においてよいだろう。S も内区の唐草がこれらに似ることから同時期と考える。その他の 6681 は第Ⅲ期に下るものであろう。

第Ⅱ期後半の均整唐草文Ⅰとして、この他に 6682, 6688, 6694 A, 6698 A, 6727 A など、十字形とそれから変化した垂飾りをもつ型式を加える。これらは基本的に段顎をもつ型式である。第Ⅱ期の終わりにあたる恭仁宮所用の軒平瓦には段顎が認められないことなどから、遅くとも平城宮の第Ⅲ期の軒平瓦には段顎はなくなっていると考えられる。従って、これら段顎の型式は第Ⅱ期に位置づけるのが妥当であろう。6682 A には段顎と曲線顎の 2 種があるが、そのうち段顎のものはこの時期に製作されたものとみてよい。曲線顎の 6682 A は後述するように、組み合う軒丸瓦 6133 の年代から第Ⅲ期後半に降り、直線顎の E もやや年代が降るであろう。

6688 Aa・Ab は段顎 IS、段顎Ⅱさらに直線顎へと顎の形が変化する。同範品での顎の形態変化は 6663 B にも認められた、第Ⅱ期後半の特徴である。6688 B は桶巻き作り技法によるが、Aa・Ab には模骨痕はなく一枚作りである。6688 は、平城宮の軒平瓦としては特殊な格子叩きをもつ。同種叩きは 6679 A の段顎の製品にもある。6679 A もまた段顎と直線顎の 2 種があるなど、この 2 型式、特に 6688 Aa・Ab と 6679 A は顎の変化や製作技法に強い共通性がある。しかも 6688 の文様、特に唐草の派生や外区区画に均整唐草文Ⅰとしては例外的な特徴が現われているのは均整唐草文Ⅱの影響であろうと考えた。それはおそらく、6679 A と 6688 が同一あるいは同系統の瓦窯で生産されたことによるものと推測する。

6694 A は、顎面が平瓦部に向かって強く傾斜する段顎 IS であること、凸面を縦位縄叩きするものと横位縄叩きするものの 2 種があること、凹面調整などが 6689 に類似すること、6694 A の段顎には段部の削り出しがごくわずかで、強いヨコナデによって段部を表現したのがある。

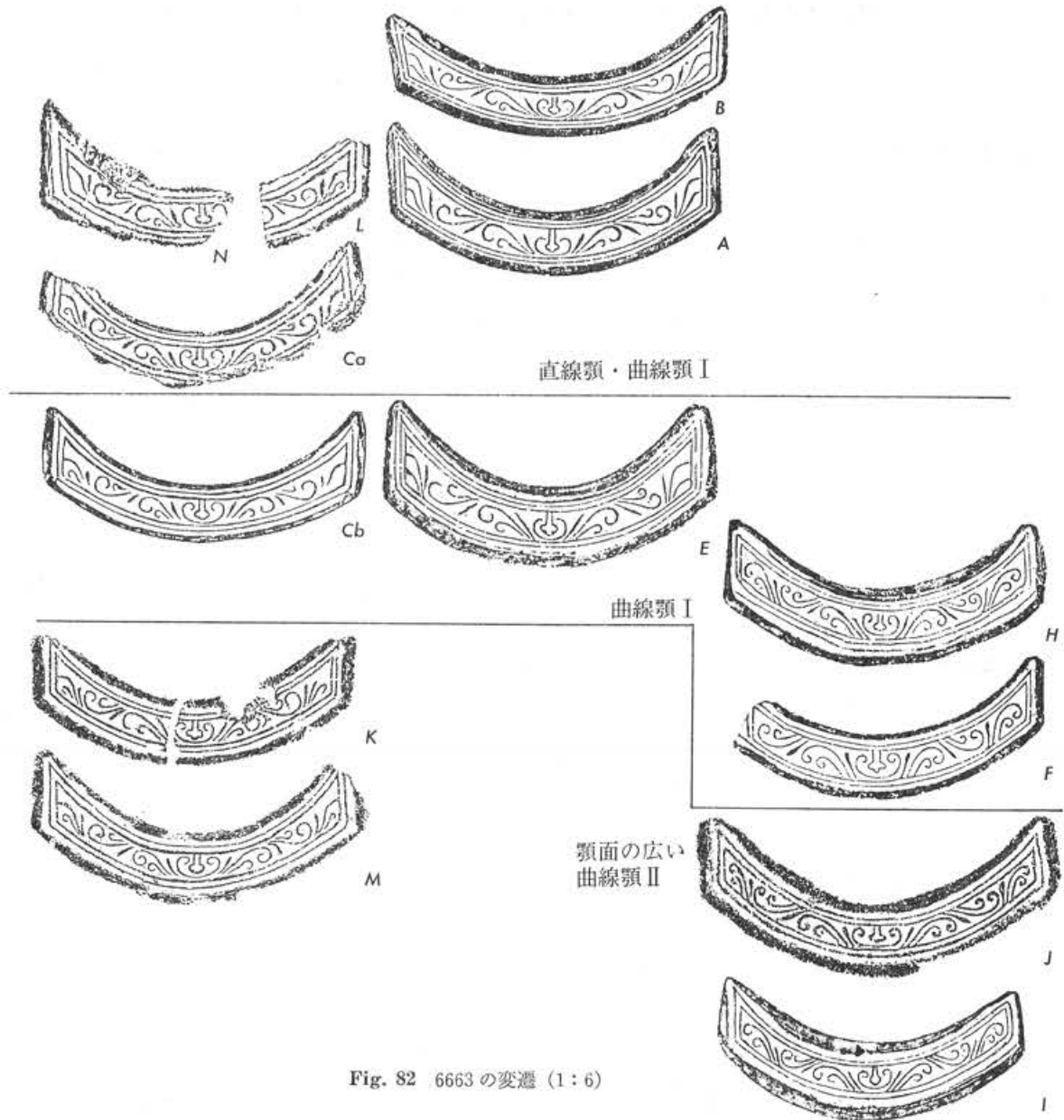


Fig. 82 6663の変遷 (1:6)

この点は 6689 A に比べると新しい要素であり、文様も唐草が界線から立ち上がることで、唐草先端が玉状に膨らむことなどもそれに加えることができるかも知れない。しかし、界線から立ち上がる唐草は 6666 A にも認められるのであり、松林苑西面築地で 6694 A が 6311 A, 6664 D・F・N, 6689 Aa, 6685 B といった第Ⅱ期前半の軒瓦に共伴し、他の時期の軒瓦を交えていないこと¹⁴⁷⁾や、平城宮内裏北外郭の土壌 S K 820 から天平 19 (747) 年を下限とする木簡に共伴して出土したこと¹⁴⁸⁾から、少なくとも第Ⅱ期後半には出現していたと考える。

段顎の均整唐草文軒平瓦には他に大安寺の 6712 A, 6716 C, 6717 A など均整唐草文Ⅵがある。いわゆる大安寺式軒瓦であり、大安寺伽藍では最も多量に出土する。これらの型式については、法華寺阿弥陀浄土院所用の軒平瓦 6714 A との関連から、天平年間におくことに慎重な意見もある¹⁴⁹⁾。唐草の特徴が 6714 A につながるものであることがその根拠である。しかし、6712 A は段顎ⅠS か直線顎であり、6714 A が曲線顎Ⅱであるのとは大きな違いがある。また、唐草が蔓状

大安寺の創建時期

に連続する特徴は藤原宮式や、第Ⅰ期の6654Aや6675Aにもみられたものであって、必ずしも奈良時代後半の特徴ではない。むしろ、6712Aの唐草はこれらの偏行唐草系統のものに類似する。さらに、6712A、6716C、6717Aの外区区画ⅢBは第Ⅲ期以降の型式にはごくまれで、第Ⅱ期に特徴的な区画方法である。従って、これらを道慈が主導した天平年間の大安寺の造営に用いられた型式と考えると矛盾はないであろう¹⁵⁰⁾。

次に均整唐草文Ⅱをとりあげよう。段顎ⅠSは均整唐草文Ⅱの6671Ⅰに残るが、第Ⅱ期後半の均整唐草文Ⅱは「興福寺系」の6671Ⅱや「宮・京系」の6671C・Kのように直線顎や曲線顎Ⅰが一般的となる。Ⅰにも直線顎の例がある。また、6671AaとBの直線顎のものにはこの時期にまで降る可能性が高い。

均整唐草文Ⅳでは、6667Aの直線顎のものが第Ⅱ期に生産されたと推定されるが、出土数は段顎のものに比較すると極端に少ない。第Ⅱ期後半の均整唐草文Ⅳは6669Aと6691Aに代表される。この2型式の瓦当文様は6667Aに酷似し、これを忠実に模したものであるとともに、6669Aは歌姫西瓦窯や東大寺二月堂仏餉屋下層から、6691Aは平城宮・京、¹⁵¹⁾ 恭仁宮、法隆寺東院、東大寺法華堂周辺などから出土し、その分布も6667Aとかなり重なる。6691Aの年代は『平城宮報告Ⅹ』において第Ⅲ期から第Ⅱ期に変更したが、いくつか問題を残している。

6691の変遷

6691Aを出土する、法隆寺東院と平城宮・京の諸例について範傷を比較すると、前者は後者より範傷が少なく、確実に先行する。平城宮・京には、凸面の縄叩きが縦位+斜位、縦位、縦位+瓦当近く横位、の3種の製作技法による6691Aがあり、範傷はこの順で拡大する。恭仁宮跡内裏地区や平川廃寺塔跡出土の6691Aは、縦位+斜位の縄叩きをもつので、平城宮出土6691Aの最初期段階と同一技法である。つまり、範傷の進行から、法隆寺東院→恭仁宮→平城宮・京という6691A供給地の推移が推測できる。

顎の形態変化の項でも述べたように、6691Aには直線顎と曲線顎Ⅱがある。法隆寺東院の6691Aは直線顎、恭仁宮、平城宮・京、東大寺二月堂仏餉屋などから出土するものは曲線顎Ⅱであり、上に述べた遺跡間の関係は、直線顎から曲線顎Ⅱへ、という顎の変化とも対応する。

しかし、法隆寺東院以外にも少数ながら直線顎の6691Aを出土する遺跡がある。それは法華寺¹⁵²⁾である。しかも、それは法隆寺東院と範傷において差が認められない。法華寺周辺は6667Aが最も集中して出土する場所であり、その後も長く均整唐草文Ⅳを使い続ける。要するに、6691Aは元来、法隆寺東院の創建に向けて作範されたのではなく、法華寺周辺で6667Aの補足用の軒瓦としてこれをかなり忠実に模して製作され、それがまもなく法隆寺東院の創建にあたって利用された可能性が強い。法隆寺東院は後述するように、おそらくは天平年間一桁台の後半頃に造営が開始されたと考える。よって、6691Aの曲線顎Ⅱは法隆寺東院の造営から、天平12年の恭仁宮造営までの間に出現したと考える。

法隆寺東院の創建時期

第Ⅱ期の軒平瓦として、最後に重郭文軒平瓦をとりあげよう。この軒瓦の年代については、神亀3(726)年10月に造営が開始され、天平6(734)年頃に完成した、聖武朝難波宮(後期難波宮)所用の軒瓦であることがほぼ確定しているが、¹⁵³⁾ 難波宮での差替え瓦の問題は全く未解決で残っている。先に、平城宮・京の重郭文軒平瓦には、方郭が二重の6572と、それに弧線や方郭を加えた6574・6575の2種があること、¹⁵⁴⁾ 圏線の太さが内外で異なるものは6572Bだけであることを述べた。重圏文・重郭文軒瓦の出自に関する定説に照らすと、6572の文様構成が本源

重郭文軒平瓦の変遷

的であり、なかでも、内圏線の細い、6572Bが最も古い様相を示すと考えられる。Bは直線顎をもち、第Ⅱ期後半の特徴を備える。A・C・Dがこの顎であるが、Eは曲線顎Ⅱであり、この点で第Ⅱ期にはおき難い。方郭が一つ余分な6575Aは、難波宮での出土も知られていない上、曲線顎Ⅱをもつことから、6572E同様、後出の重郭文軒平瓦と考えられる。6574の文様も6572に比べると新しく、第Ⅲ期に下るであろう。以上のように、第Ⅱ期の重郭文軒平瓦には、6572A～Dの4種をあてる。

3. 第Ⅲ期の軒平瓦

『基準資料Ⅱ』解説で第Ⅲ期の軒平瓦にあてたのは、6689, 6691, 6694, 6710, 6719, 6721, 6732の7型式であったが、6689は第Ⅱ期前半に、6691Aと6694Aについては第Ⅱ期後半に遡ることを既に述べた。この期の軒瓦は、平城還都直後の造営に関わる前半と、東大寺造営の関わる後半とに二分することができよう。第Ⅲ期前半の軒平瓦は恭仁宮所用軒平瓦にみられた曲線顎Ⅱが引続き用いられることが一つの目安であり、後半は均整唐草文Ⅲ（東大寺式）軒平瓦の出現によって特徴付けられる。

第Ⅱ期の細分

第Ⅲ期前半の軒平瓦でまず問題となるのは6663である（Fig. 82）。すでに、6663A・Bについては第Ⅱ期後半の型式とした。6663Cには直線顎か曲線顎ⅠのCaと曲線顎ⅡのCbがある。曲線顎Ⅱの出現は恭仁宮造営直前と考えられるから、少なくとも6663Caに関しては、第Ⅱ期後半におくことができるであろう。この6663Caの文様を左右反転した6663L・Nも曲線顎Ⅰをもつので、やはり第Ⅱ期後半とみてよいだろう。曲線顎Ⅱの6663Cbも可能性としては第Ⅱ期に遡らないわけではない。しかし、6663Cbは平城宮では6225A・Cと組み合せて推定第二次朝堂院の造営に用いられた。この造営は還都後のことである。従って、6663Cbについては第Ⅲ期前半に編年する。6663EはA・Bと同じ文様構成だが、唐草が界線から派生することや曲線顎Ⅱであることから、第Ⅲ期前半である。K・MはCbと同じく唐草第3単位を①bとするが、文様にCbより若干新しい様相がうかがえる。しかも、顎の形態をみると、同じ曲線顎Ⅱでも顎面が広い。この顎の形態は、唐草第3単位を③のパターンとする、F・H～Jのうち、I・Jと共通する。F・H～Jは唐草が不整なDとともに、第Ⅲ期後半以降と考えられるので、K・Mについても第Ⅲ期後半の6663とみなしてよいだろう。以上、第Ⅲ期の6663は、Cb・Eを前半に、D・F・H～K・Mを後半以降と考えた。

6663Cの上限

均整唐草文Ⅰではほかに、6681C・D・F・Gや6702がある。6681はA・B・Eを第Ⅱ期後半においたが、C・Gはそれら3種と同じ文様構成をとりながらも、垂飾りが逆T字形で唐草が分解気味である。D・FはA～C・Eとは唐草第3単位の形状など文様構成に違いがあり、むしろ6663Cに近似する。曲線顎Ⅱをとり、顎の彎曲も大きいことから、C・D・F・Gの4種は第Ⅲ期前半の6681とすべきであろう。6702は瓦当文様からA～C・G～IとD～Fの2群に分けた。後者のうちE・Fは唐草の流れが比較的連続的であり、6702のなかでは古い様相を備えるので、基本的にはD～Fを第Ⅲ期前半に、A～C・G～Iを第Ⅲ期後半と考える。ただし、D～Fも同じ第Ⅲ期の6663Cbや6681C・D・F・Gに比較すると、外区の圏線文が失われ、第3単位主葉が巻き込んでむしろ第Ⅲ期以降とした6663F・H～Jに近い特徴を備えるから、第Ⅲ期前半の末かあるいは第Ⅲ期でも新しい様相として捉えられる可能性も残っている。

6702Aは中心飾りの垂飾りがほとんど棒状となり、左右の張り出しがごく痕跡的となる。顎も顎面が広いので、第Ⅳ期に下るであろう。

6667Aの終焉 均整唐草文Ⅱでは6671Abがその顎形態(曲線顎Ⅱ)からみて第Ⅲ期前半に下る可能性がある。この興福寺式軒平瓦の系統は、基本的には第Ⅱ期までに作範が終了し、第Ⅲ期以降は新たな展開をみせることなく文様の系譜としては途絶えてしまう。

6691Aの終焉 均整唐草文Ⅳでは、恭仁宮をへて還都後に平城宮で使用される6691Aが第Ⅲ期前半の代表的な型式である。恭仁宮と同様、平城宮の6691Aも顎の形態は曲線顎Ⅱである。平城宮出土の6691Aには、縦位縄叩きに瓦当近くのみ横位縄叩きを重ねる例がわずかに存在する。この手法は「宮系」6732など平城宮の均整唐草文Ⅲと一致するものである。後述するように、平城宮での均整唐草文Ⅲの導入は第Ⅳ期前半と考えられる。6691Aでこの手法をもつものは範の傷みが最も進んだ段階の製品であり、平城宮での6691Aの製作が第Ⅳ期前半にまで続いていた可能性は高い。

6691の他の種の中では、Fの文様がAに近似し、顎も曲線顎Ⅱである。おそらく第Ⅲ期前半だろう。B・Dは垂飾り基部が開かなくなり、唐草第4単位の主葉が短小になるなど、A・Fよりは新しい要素を備える。恭仁宮では天平18(746)年に大極殿が山背国分寺に施入れ、これに伴って塔などの造営が始められる。国分寺塔院地区で多量に出土した軒瓦は、6320Aa—6691A(恭仁宮KM01—KH01)を模したKM05—KH03¹⁵⁵⁾である。このKH03は垂飾り基部が分岐しない。恭仁宮KH03は外区区画や唐草第4単位の形状に6691B・Dよりは古い様相をとどめるが、これが天平最末年頃の均整唐草文Ⅳの文様とすれば、6691B・Dは少なくともこれを廻らない。ここでは第Ⅲ期後半に考えておく。なお、6691B・Fには、縦位+瓦当近く横位の縄叩きのものがあり、6691A同様に、第Ⅳ期にまで製作が続いた可能性がある。¹⁵⁶⁾

6721の変遷 均整唐草文Ⅴの6721は軒丸瓦6282と組み合うことが確定している。内裏北外郭地域の土壙SK820からは天平19(747)年の木簡に共伴して6282Ha・6721D¹⁵⁷⁾が出土しており、6721も第Ⅲ期前半には確実に出現していると考えられる。6282Haは恭仁宮大極殿で6721A・Cと組み、恭仁宮内裏地区では6691Aと組み合う。従って、6282Ha—6721A・Cは恭仁宮造営時に製作された軒瓦と考えてよいだろう。

6721を代表とする均整唐草文Ⅴの瓦当文様は、6719A→6721Ga・Gb→6721A・C～F・H→6721I→6723A、という変遷をたどるものと考えた。6721Gaと6719Aは内区文様だけでなく、外縁が圏線状で範型が側面にかぶらない形態をとることや直線顎であることなども共通する。6721でまず製作されたのはGaであったと思われる。曲線顎Ⅱが主体の6721の中でGaと同じく直線顎をもつ種には他にGbとHaがあり、そのうち、Haは凸面縦位+斜位縄叩きの手法をGaと共有する。6721A・C～Hは基本的には斜位縄叩きを特徴とする型式であるが、Haのみ縦位縄叩きを主とし、Gaにも縦位縄叩きのものがある。縦位+斜位縄叩きが6691Aにも存在することはすでにのべたが、恭仁宮では内裏地区出土の6691Aにこの手法が卓越する一方、恭仁宮大極殿地区の6691Aにはこの手法が採用されていない。恭仁宮での地区による6691Aの縄叩き手法の差異は、「若干の時間差に根ざすものか工人差によるものか即断はできない」¹⁵⁸⁾とされるが、少なくとも恭仁宮の6691Aに2つの縄叩き手法が存在し、これと全く同じ状況が6721Haにも認めらることは注意してよい。

6721Ga・Gb・Ha という直線顎の 6721 は恭仁宮での出土が知られておらず、恭仁宮所用の 6721A・C は曲線顎Ⅱである。6721 の顎形態の違い、つまり直線顎か曲線顎Ⅱかの違いが、6671Aa と 6671Ab、あるいは 6691A の場合のように、時間差に対応するものと仮定すれば、6721Ga・Gb・Ha は他の 6721 より古く、しかも恭仁宮の 6721A・C にも先んじるものと考えられる。とすれば、6719A を含めて平城宮での均整唐草文Ⅴの出現は第Ⅱ期後半に遡り、恭仁宮での 6282Ha—6721A・C の組み合わせは、その造営直前に平城宮で成立していた軒瓦の組み合わせが採用されたものである、ということになろう。顎を曲線顎Ⅱとする 6721A・C～F・Hb については、A・C を平城遷都前に製作が始まっていたが供給は遷都後、その他を遷都後に製作が始まったものと考えて第Ⅲ期前半に位置づける。6721I～J と 6723A については後述する。この他、均整唐草文Ⅵの 6716A は曲線顎Ⅱであり、第Ⅲ期前半においてよいだろう。

次に第Ⅲ期後半の軒平瓦をとりあげよう。第Ⅲ期前半の均整唐草文Ⅰを検討した際、6663D・F・H～K・M を第Ⅲ期後半以降に、6702B・C・G～I を第Ⅲ期後半に下ると考えた。6663F・H～K・M について若干補足しよう。この 4 種の中では I～K・M の顎面が幅広く、顎の形態からすれば新しい様相であるが、後述する軒丸瓦との組み合わせを考え合わせ、6663D・H・K・M を第Ⅲ期後半、6663F・I・J は第Ⅳ期の型式とする。

第Ⅱ期後半
の軒平瓦

第Ⅱ期以前から系譜のたどれる均整唐草文Ⅰは、この時期には 6663 と 6702 だけとなる。6710 と 6711 は同じ均整唐草文Ⅰでも中心飾りの特徴や製作技法の面でほかの型式との関連が乏しい。6711 の場合、むしろ均整唐草文Ⅳの型式とすべきかもしれないが、いずれにしろ、それまでの宮の均整唐草文Ⅰとは異なる系譜をもつものであることは確かである。しかし、唐草第 3 単位の主葉が巻き込む特徴は第Ⅲ期後半以降の 6663 や 6702 と共通するものであり、大きくは第Ⅲ期の後半におくことができよう。6710D は平城京右京一条北辺四坊から出土している。この地が、神護景雲元(767)年 9 月に称徳天皇の行幸があった「嶋院」にあたるとすれば、これを第Ⅳ期前半にあてることができる。

第Ⅲ期後半を代表するのは均整唐草文Ⅲである。6732 についてはこれを、「東大寺系」・「西大寺系」・「宮系」の三つに分類し、その変遷を述べた(Fig. 71)。これを再度、要約すると、「東大寺系(古)」→「宮系」→「西大寺系」・「東大寺系(中)」→「東大寺系(新)」という変遷である。また、「西大寺系」の N と「東大寺系(中)」の D はその中でも古い様相をとどめ、「東大寺系(中)」の H は上下外区珠文の数が 7 に減ることから、「東大寺系(新)」に近いものとする。6733 の対葉花文の特徴は、「東大寺系(新)」の 6732I や「西大寺系」の 6732K・Q に現れていたものである。唐草がこれらよりも一層分解することと珠文数が 7 であることからみても、6733 は 6732 の「東大寺系(新)」を遡らない。

6732の変遷

6732 の中で最古の位置をしめるのは「東大寺系(古)」の 6732E～G・J・U である。U は元興寺出土であるが、東大寺創建時に用いられた軒平瓦はこの一群と考える。大仏殿院・西塔院の完成を画期とする東大寺造営の最初の段階は、ほぼ天平勝宝元年から天平宝字元年の間であり、軒平瓦では「東大寺系(古)」をこの時期にあて、これらを第Ⅲ期後半の型式とする。なお、J は対葉花文が複線表現になるなど、E～G の 3 種に較べるとやや新しい様相を持つ「東大寺系(中)」や「宮系」は「東大寺系(古)」よりも新しい、第Ⅳ期の型式と考えたほうがよいだろう。¹⁶⁶⁾ これらについては次節で取り扱う。

以上、第Ⅲ期後半の軒平瓦の型式として、均整唐草文Ⅰでは6663D・H・K・M、6702B・C・G～I、6710A・C、6711Aa・Ab・B、曲線顎の6682A、均整唐草文Ⅲでは6732E～G・J・U、均整唐草文Ⅳでは6667B、6691B・D、をあげた。このほか、第Ⅲ期前半の6691A・Bや6721A・C～Hはこの時期にも生産が続くものと考えられ、重郭文軒平瓦のうち、6572で唯一曲線顎ⅡのEと6574は第Ⅲ期に下る可能性がある。さらに、後述するように、6714Aを第Ⅲ期（おそらくはその後半）に繰り上げる。

4. 第Ⅳ・Ⅴ期

第Ⅳ期の軒平瓦には、均整唐草文Ⅲの6725、6726、6739、均整唐草文Ⅶの6760、6761A・6775A、飛雲文の6801Aをあてていたが、6725・6726はその後、長岡宮式軒平瓦との関連から第Ⅴ期に降ろした。均整唐草文Ⅶは、中心飾りや唐草の複雑な構成のものであり、前期との関連に乏しいが、均整唐草文Ⅲは6732の型式変化をみることにより、前後の時期との連続性をたどることができる。第Ⅰ～Ⅲ期同様、第Ⅳ期については、前後半に二分する。前半は、天平宝字年間の平城宮改作に伴う軒平瓦を、後半は、宮内では東院玉殿、京内では西大寺や西隆寺など、神護景雲年間の造営に伴う軒平瓦をあてる。なお、第Ⅴ期の軒平瓦は第Ⅳ期の型式から変化したものが多いので、一括して取り扱うことにする。

第Ⅳ期の細分

均整唐草文Ⅰは、第Ⅲ期後半から続く、6663・6702・6710が第Ⅳ期前半にわずかに残る程度であり、6663F・I・J、6702A、6710Dなどをこの時期の型式とした。そして、均整唐草文Ⅰはほぼこの時期をもって文様系譜としては断絶する。しかし、3葉構成3回反転という単位文様構成が宮内で根強く伝統を保ち続けることは、均整唐草文Ⅲの6725・6726に現われている。この点については、既に述べた通りである。

第Ⅳ期の均整唐草文Ⅲは、「宮系」・「西大寺系」・「東大寺系(中)」の3群の6732に代表される(Fig. 71)。東大寺周辺以外にこの文様系統が拡大することが、第Ⅳ期の特徴の一つでもある。「宮系」の6732A・C・Oは、「西大寺系」に先行することから、第Ⅳ期前半におく。平城宮で多量に出土するのはA・Cの2種である。Lは唐草の展開に「西大寺系」6732との類似が認められることから、「宮系」6732ではこれのみ第Ⅳ期後半に下るであろう。

西大寺の瓦

西大寺の本格的な造営は神護景雲年間に進み、神護景雲3(769)年4月24日には行幸と叙位があり、造営の一画期をなしたものと推定されている。寺観が整ったのは、『西大寺流記資財帳』の奥書にある宝亀11(780)年である。¹⁶³⁾「西大寺系」6732には、K・M・N・Q・Rの5種が確認されているが、瓦当文様からみて最も古い特徴を備えるのはNであり、これが造営当初の軒平瓦で、残る4種(K・M・Q・R)は神護景雲年間以降の本格的な造営に使用された第Ⅳ期後半の型式と考えられる。ただし、Qは西大寺の他、平城宮と長岡宮朝堂院外周施設の造営にまともって使用されており、これを生産した瓦窯は長岡京付近に所在する谷田瓦窯¹⁶⁴⁾である。Qには唐草左第3単位に範割れない段階の製品と範割れが現われた段階の製品があり、これまで、長岡宮と谷田瓦窯からは範割れないものが、西大寺からは両者、平城宮からは範割れ後の製品が出土している。これについては、①谷田瓦窯では初め西大寺の瓦窯として6732Qを生産し、長岡宮の6732Qは西大寺あるいは平城宮で使用されたものが搬入されたものであると考える、②6732Qの生産が長岡宮造営と平行して行われ、これが長岡宮と西大寺に供給され、

瓦範が割れた段階以降に西大寺と新たに平城宮へも供給されたと考える、という二通りの仮説が成立ちうる。②とした場合、6732Qの年代を長岡宮の時期にまで下らせて考えなければならぬが、「西大寺系」6732の各種を比較すると、6732QはKに極めて酷似しており、この2種に大きな年代の開きを認めることはできない。しかも、K・Qは西大寺で最も多量に出土し、これが造営の最盛期に用いられたことは疑う余地がない。従って、①の仮説をとり、「西大寺系」6732のK・M・Q・Rを第Ⅳ期後半の型式とする。

「東大寺系(中)」の6732D・Hは、第Ⅳ期前半においた「宮系」のA・C・Oよりは確実に新しい型式である。唐草が分解し始める点で「西大寺系」によく似ており、これと平行する第Ⅳ期後半におけるだろう。とすれば、「東大寺系(古)」との間に一時期空白が生まれることになるが、第Ⅳ期前半には、引き続き「東大寺系(古)」の製作が行われていたのであろう¹⁶⁵⁾。「東大寺系(中)」に続く「東大寺系(新)」は第Ⅴ期以降におく。6733は、その多くが平安時代であろうが、6733Fは対葉花文の足が短く、「東大寺系(新)」の6732と大差のない文様であり、第Ⅴ期としてよいだろう。

6725・6726は、かつて第Ⅳ期の型式としていたが、その後、長岡宮式軒平瓦との関連から第Ⅴ期に年代観を変更した。6725・6726については先に、「6725・6726(古)」(6725A・D, 6726A・B)と「6725・6726(新)」(6725B・C, 6726D~F)にわけて、前者から後者への変遷を考えた。「6725・6726(古)」の6726Aは、対葉花こそ欠くものの、唐草の巻き込みが弱い点や珠文が小粒であること、そして顎面の広い曲線顎Ⅱをもつことなど、「宮系」6732との類似性が強い。なかでも、唐草第2単位第2支葉と第3単位外側の小葉が一枚である点や外区が狭い特徴は「宮系」でもやや新しい6732Lに近似する。従って、先の6732の変遷に対応させれば、「6725・6726(古)」は「宮系」にやや遅れ、「西大寺系」にほぼ平行する段階、つまり第Ⅳ期後半におくことができる。6725Aは、唐招提寺創建軒平瓦であるが、その年代とも大きくは矛盾しない。6726Aを祖形とする「6725・6726(新)」は、「西大寺系」の出現に遅れ、「東大寺系(新)」に平行する、第Ⅴ期であろう。この年代観は、B群が長岡宮式軒平瓦の原型であることとも合致するものである。この他、大安寺の6696Aも内区は均整唐草文Ⅲである。外区は6712などの大安寺式の伝統をひくのか、小振りの珠文を密に並べる。顎は段顎であるが、後述する6721Iのように、顎面の広い曲線顎Ⅱの変形とも考えられる。左半の唐草は変形して2単位になるが、右半の唐草が連続的であることから、第Ⅴ期には下らないであろう。

均整唐草文Ⅲを製作技法からみると、凸面に縄叩きを残す「宮系」6732・6725(Aを除く)・6726と、凸面を縦位へラケズリする「東大寺系」・「西大寺系」6732・6725Aという2群に分類できる。しかも、この2群は顎の形態が、前者は曲線顎Ⅱ、後者は直線顎という違いにも対応する。つまり、「西大寺系」6732は「東大寺系」6732から瓦当文様だけでなく製作技法をも受け継ぐが、「宮系」6732の技法は6691A・B・Fなどそれ以前から宮で使用されていた軒平瓦と共通し、平城宮所用軒平瓦に一貫して続く製作技法で製作されているのである。「宮系」6732およびその系譜を引く、6725・6726の縄叩きには、縦位の他、縦位+瓦当近く横位がある。この手法は、第Ⅲ期の型式である、6691A・B・Fにもあるが、Aの場合、これは瓦範が最も傷んだ段階の製品に限られる。これは、同技法による製作が6691Aの最終段階に位置することを示すものであり、縦位+瓦当近く横位縄叩き手法は第Ⅳ期に出現したと考える。この手

法をもつ型式には他に、6689 C・緑釉の6760 A・6761 A・6755 Aがある。

施釉瓦 6689 Cは唐草文が「6725・6726 (新)」の6725・6726に類似するので第V期におくことができ¹⁶⁶⁾る。緑釉の6760 Aは神護景雲元(767)年の「東院玉殿」竣工に関連すると考えられる。施釉軒平瓦にはもう1型式、6759 A・Bがある。6760 Aには無釉の製品もあり、同文の6760 Bには緑釉のものはない。BにはAと同一の叩き板を用いた斜格子叩きを行うものがあるので、これら2型式4種を第IV期後半の型式としてよいだろう。6760 Cは、A・Bより唐草が大振り、しかも簡素である。外区も内区と同じ高さになっており、A・Bより新しい第V期におく。

西隆寺の瓦 6761 Aは西隆寺所用瓦である。西隆寺の発掘調査で出土した軒平瓦では、6761 Aが過半数の62%を占め、これに次ぐのが6775 A(10%)¹⁶⁷⁾である。西隆寺造営の中心は神護景雲年間、すなわち第IV期後半であり、6761 Aの縄叩きもこれに対応する。この2型式は第IV期後半におくことができよう。6775 Bは、中心飾りこそAと同意匠だが、連続する唐草は6714 Aと近似し、やや間延びする。「凸面布目押圧技法」であることから、第IV期後半以後、おそらく第V期であろう。西隆寺出土では他に6695 Aと6739 A・Cを創建時の軒平瓦と考えてよいだろう。6739 A・Cの唐草は、少なくとも第IV期後半の6732 D・II(「東大寺系(中)」)¹⁶⁸⁾を遡るものではない。6739 Bは唐草が完全に解体してしまっており、第IV期に下ると考えられる。

6755 Aはそれ以前の均整唐草文Vとの脈絡を見出し難い。第V期の6726 Eや長岡宮7757 Bなど第V期以後にもわずかではあるが、縦位+瓦当近く横位縄叩き手法が残るので、第IV期と考える。

均整唐草文Iの所でも述べたように、顎面の広い曲線顎IIは、第IV期以降の特徴とみなされる。これまでに第IV・V期としてとりあげた型式では、6702 A, 6725 C, 6726 A・B・E・F, 6732 C・L, 6761 A, 6775 Aがこの顎であり、6704 A, 6713 A, 6718 A, 6721 I, 6763 A, 6768 B・Dなどもこれである。

阿弥陀浄土院の瓦 このうち、6713 Aと6768 B・Dは阿弥陀浄土院所用とされている。阿弥陀浄土院は天平宝字3(759)年夏ごろから造営が開始され、翌年12月に落成する。阿弥陀浄土院の主要な軒平瓦は、6767と6768である。従ってこの2型式は創建時の軒平瓦であり、第IV期前半には出現したものと考えてよい。これらを生産した音如ヶ谷瓦窯の第II号窯では窯の壁体に6714 Aを多量に使用している¹⁷⁰⁾。このことから、6714 Aが6767・6768に先行したことが推定され、おそらく、第III期の後半に出現したと考えられる。6713 Aは6714 Aの文様が崩れたものであり、凸面を指押え成形する製作技法は、第IV期後半の「西大寺系」6732を遡らない。第V期に6714 Aの補足瓦として成立したものであろう。この他、6767や6768に類似する特徴を見いだせるものとして、6704 A・6779 A・6751 A・B¹⁷¹⁾があげられる。均整唐草文IVの6704 Aは、6768と同じく中心葉が左右に分離し、唐草は6767に似る。ただし、唐草は分解気味で第2支葉を失うので、第IV期後半におけるだろう。6779 Aは、中心飾りには対葉花文をつけるが、中心葉は6768に似る。6779 Aは外区に圏線を加え内縁を二つに分ける¹⁷²⁾。同じような構成のものは、他に6739 Bがあり、これとの関連からすると、6779 Aは第V期と考えることができる。6751 A・Bの唐草は均整唐草文IIIのものだが、中心飾りは6768 A・Cに似ており、外区に多数の珠文を並べる特徴も、むしろ均整唐草文IVに近いものである。唐草が「東大寺系(新)」に類似することから、第V期から平安時代初め頃と考えられる。

第Ⅱ期に成立した均整唐草文Ⅴの6721は、第Ⅲ期前半にはその多くが出現し、以後その製作が続くと考えた。6721Ⅰは顎の形態から第Ⅳ期、文様がこれよりもさらに崩れた6723Aは、それ以後であろう。6721Ⅱ・Ⅲについては、中心飾りが均整唐草文Ⅲに類似することを指摘した。Ⅱ・Ⅲと同じ中心飾りをもつ同文異範の例は、長岡宮、乙訓寺、檜原廃寺、高麗寺など山背の宮都や寺院から出土している¹⁷³⁾。これらは、第5単位がほかより小振りにつくられる特徴点でⅡと酷似する。長岡宮、乙訓寺、宝菩提院では、これが単弁十八弁軒丸瓦に伴い、『続日本紀』延暦10(791)年4月18日条に見える、山城国内の寺院修理に関連するとの推定があるが、Ⅱ・Ⅲの唐草がⅠほど変形しておらず、Ⅳ・Ⅴ～Ⅷに直結するものであることから、ここではⅡ・Ⅲを第Ⅳ期と理解する。6718Aは6721とは趣きの異なる均整唐草文Ⅴである。曲線顎Ⅱで、唐草が内区中央に偏るのは、6721Ⅱ・Ⅲに似るから、第Ⅳ期においてよいだろう¹⁷⁵⁾。

均整唐草文Ⅶは、西隆寺の6761Aと6775Aや、平城宮東院の6760など、第Ⅳ期後半にその大半が出現する。6760に統一新羅の瓦当文様の影響が見られるように、それまでとは違う意匠の導入がなされた時期であったようである。6763についても、唐草第2支葉を3葉構成とする点に6761Aとの関連がうかがわれるので、第Ⅳ期後半と考える。

飛雲文の6801Aは、「修理司」との関わりからこれまでも第Ⅳ期においていたものである。6801Aの曲線顎は、顎面の狭端側の稜が強く丸みをもつ。同種の曲線顎は6763にある。6763との関連から、6801Aは第Ⅳ期後半以降と考える。6802A・Bは、下野国分寺の飛雲文軒平瓦のモデルとなっていることや、木津川河床出土例¹⁷⁶⁾などから、長岡京遷都以前には存在した可能性が強い。6801Aと同じ第Ⅳ期後半か第Ⅴ期であろう¹⁷⁷⁾。

重郭文軒平瓦は、基本的には、6572を第Ⅱ期、6574を第Ⅲ期と考えた。6575Aは、凸面には横位縄叩きが観察される。後半部が欠損しており、これが縦位+瓦当近く横位縄叩きの一部である可能性は十分考えられるところである。曲線顎Ⅱであることから、6575Aは第Ⅳ期の前半と推測する。

以上、第Ⅳ期前半の型式として、6575A、6663F・Ⅰ・Ⅱ、6702A、6710D、6732A・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、第Ⅳ期後半の型式として、6725A・Ⅵ、6726A・Ⅶ、6732D・Ⅷ・Ⅸ～Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ、6739A・Ⅲ、6759A・Ⅳ、6760、6761A、6763、6767、6768、6775A、6801A、をあげた。また、6699A、6704A、6718Aと6721Ⅰ～Ⅲは第Ⅳ期、6723Aと6801Aについては、第Ⅳ期後半から第Ⅴ期とした。そして、第Ⅴ期には、6689C、6713A、6725B・Ⅳ、6726D～Ⅵ、6739B、6755A、6779A、6802をあてた。

iii 平城宮・京出土軒瓦の再編年(別表5)

前節では、平城宮・京出土軒瓦の瓦当文様と製作技法の詳細な検討を行い、平城宮出土軒瓦を中心とした第Ⅰ期から第Ⅴ期に及ぶ編年の部分的な改訂と細分化を各所で提唱してきた。ここでは、それらの成果をもとに、平城宮・京出土軒瓦をほぼ従来の5期編年に従って区分し、さらに第Ⅰ～第Ⅳ期を各2小期にして各時期ごとの軒瓦の組み合わせを検討し、あわせて実年代の比定を行うことにする。

第Ⅰ期(和銅元年～養老5年頃)¹⁷⁸⁾

第Ⅰ期の前半、すなわち第Ⅰ—1期の軒瓦は6282A—6668A、6284C・Ⅴ—6664B・Ⅳなど

であり、6272A・B—6644A～C、6301A—6671Aa もこの時期にある可能性が強い。軒丸瓦 6284A・D・F、軒平瓦 6664A・B・H・K～Mは第Ⅰ—1期と第Ⅰ—2期への過渡的様相を示す。このうち 6664A・Kは後述するように軒丸瓦との組み合わせから第Ⅰ—2期におく。

6284C・E—6664C 6284C・E—6664Cは平城宮第一次大極殿院の南門・築地回廊、6282A—6668Aは第一次朝堂院南門の創建時の所用瓦であることが確認されている。¹⁷⁹⁾ 中山瓦窯産。他の 6284、6664も中山瓦窯産と考えて誤りあるまい。平城宮の大規模な造営には和銅元年から延暦元年まで存続した造宮省があたったとされており、¹⁸⁰⁾ 中山瓦窯はその下部組織であったと考える。後述する第Ⅱ～Ⅴ期の平城宮所用瓦を供給した山陵・押熊・市坂瓦窯なども造宮省下に属したとみる。

6272A・B—6664A～C 6272A・B—6644A～Cは天平元(729)年に自害した吉備内親王・長屋王の邸宅でも出土しているが、むしろ平城京右京九条一坊の推定観世音寺からの出土量が多い。¹⁸¹⁾ 寺院との結びつきが強い瓦といえる。観世音寺(観音寺)は『僧綱補任』に天武天皇第2皇子、智通の建立とするが、6272—6644は平城京造営時に寺を修復したものとみる。吉備内親王・長屋王邸では6644Bが靈龜2年を下限とする「長屋王家木簡」を伴出しており、その下限が知れる。¹⁸²⁾ 6345Aは唐招提寺出土。施入建物に付随したものであろう。6301A—6671Aは興福寺創建瓦である。

第Ⅰ—2期の軒瓦は6303B、6304C・D・E・L・N—6664A・G・I・K・O、6301D—6671Eである。組み合わせは不明だが、6655A、6665Aもこの時期になる。6348Aa・B—6654A・B、6675Aは古い様相を残すが、寺院の創建年代から第Ⅰ—2期におく。

6304C—6664K 6304C—6664Kは平城宮第一次大極殿の南門脇に新造された東楼S B7802所用であることが判明しているが、この時期に平城宮で使用された他の軒瓦は数が少なく、細かな組み合わせが明らかでない。その多くは中山瓦窯産と考える。6303Bは第一次朝堂院の東第二堂S B8550の

6304D—6664A 造営に伴う溝から出土。¹⁸⁴⁾ 6304D—6664Aは大安寺で幾つか出土しており、創建瓦と推測されている。¹⁸⁵⁾ ただし、平城宮でも出土しており、もともとは宮所用であったものを大安寺に移した可能性が強い。6304E—6664Oは薬師寺所用で、本薬師寺を移建した折にその創建瓦 6276A—6641G・Hの不足分を補ったものと理解されている。¹⁸⁶⁾

6348—6654、6675 6348Aa・B—6654A・B、6675Aは奈良市・追分廃寺、同・追山廃寺など平城京西郊の寺院所用瓦である。『行基年譜』に養老2(718)年建立とする「隆福院」である可能性が高い。¹⁸⁷⁾ 平城京からも散発的に出土するが、それらは寺院所用の転用であろう。6301D—6671Eは量は少ないが、興福寺の創建瓦 6301A—6671Aを補ったものであろう。

従来、第一次大極殿・朝堂院地区の南北溝S D3765から「和銅」の木簡とともに出土した軒瓦 6282A、6284C、6664Cを第Ⅰ期の標準資料としているが、第Ⅰ—2期に下る軒瓦がなく、むしろこれらは第Ⅰ—1期を限定するものといえる。第Ⅰ—1期と第Ⅰ—2期との境をいつにおくかは平城宮第一次大極殿院東楼・朝堂院の造営と、大安寺・薬師寺などの造堂とが問題となる。平城宮第一次大極殿・朝堂院の発掘では、上述のS D3765を埋めたのち、朝堂院を囲む塀S A5551・5550Aなど、さらには朝堂院南門S B9200、朝堂S B8400・8550及び東楼S B7802が造営されたと理解している。¹⁸⁸⁾ S A5551は靈龜元(715)年の木簡を含む土壙S K5535より新しく¹⁸⁹⁾ 朝堂院の本格的な造営ひいては第Ⅰ—2期の上限を靈龜元年におくことができる。第Ⅰ—1期の6644Bが吉備内親王・長屋王邸で靈龜2年を下限とする「長屋王家木簡」と伴出したこともこれと矛盾しない。なお、朝堂院南門S B9200所用瓦の6282A、6668Aは第Ⅰ—

1期の瓦である。この時期まで生産が続いていたのか、ストック分を利用したかのいずれかであろう。

大安寺の創建については『続日本紀』の靈龜2(716)年条に「始めて元興寺(大安寺の誤り)を左京六条四坊に徒^つ建つ」とあることから、この頃に造営が具体化したとみるのが通説である。¹⁹⁰⁾ 薬師寺は『薬師寺縁起』に養老2(718)年に「伽藍を平城京に移す」とあるが、東僧房の北方では造営に関わったと推測される井戸から靈龜2年の紀年をもつ木簡が出土しており、造営は遅くとも靈龜2年頃には具体化していたと考えられる。¹⁹¹⁾ したがって、大安寺の6304D—6664A、薬師寺の6304E—6664Oも平城宮所用瓦の第I—2期の年代とほぼ合致し、養老2年に造営された隆福院(追分磨寺)所用の6348Aa・B—6654A・B、6675Aの年代もこの中に入る。興福寺の造営について『造興福寺記』は和銅3年に伽藍を移すと記し、『続日本紀』は養老4(720)年に「造興福寺司」を置く¹⁹²⁾と記す。「造興福寺司」の設置は造営に官が直接関わるようになった年で、興福寺の造営はそれ以前に始まっていたとみるのが通説である。¹⁹²⁾ 平城宮から出土する6301B・Cは「造興福寺司」が設置された養老4年後の製作であるが、6301A—6671Aは瓦当文様、製作技法も古く、すでに第I—1期に製作が始まっていた可能性が十分にある。なお、薬師寺・興福寺は天平年間に主要伽藍が完成する。¹⁹³⁾ 薬師寺の6304E、興福寺の6301Aには範傷が相当に進行したものがあり、興福寺の6671Aの顎の形態にかなりの変化がみられるのも、そうした長期にわたる造営を物語る。

第Ⅱ期(養老5年頃～天平17年)

第Ⅱ—1期の軒瓦は6311A・B・E—6664D・F、小型の6313A～C・E—6685A・B・D・F、同じく小型の6314B～D—6664N・6666A、6285A—6667A、6301B・C・I—6671B・Dであり、組み合わせは不明だが6689A・Bもこの時期になる。

このうち、前二組は平城宮の内裏北・東外郭や後述するように内裏内郭で組み合わせが確認されている。¹⁹⁴⁾ 細かくみると、6311A—6664D、6311B—6664F、6313B—6685Bなどとなる。**6311—6664** 6314B～C—6666Aは内裏北・東外郭で組み合わせが認められるが、内裏内郭では6666に比して6314の数が少なく、実際には6313—6666の組み合わせも行われたと推測する。6664Nは数は少ないが小型の軒平瓦であり、瓦当文様が6685より6666Aに近いことから6314との組み合わせを想定する。以上の軒瓦もほとんどは中山瓦窯産であり、第I期から引きつづき造営省下の中山瓦窯が平城宮への一大供給地になったと考える。

6285A—6667Aは平城宮でも出土するが、法華寺の前身建物や平城京左京三条二坊六坪での出土が顕著である。¹⁹⁵⁾ 法華寺の前身は藤原不比等邸で、光明子(のちの光明皇后)がこれを伝領した。6285A—6667Aを皇后宮所用瓦にあて、その年代を光明子立後の年、天平元年に置く説も¹⁹⁶⁾あるが、瓦の年代観からみるとむしろ不比等の没年、養老4(720)年後まもなく旧邸を改修しその折に用いられた可能性が強い。範型の傷が進行したのも出土しており、立后後も使用される。歌姫西瓦窯産である。この瓦窯は皇后宮職の管理下におかれていたのであろう。

**6285 A—
6667 A**

6301B—6671Bは平城宮所用瓦であり、内裏東外郭官衙で幾分まとまる。前述したように養老4年の「造興福寺仏殿司」設置後の製作とみる。6301C—6671Cは平城宮馬寮東辺官衙での出土が顕著であり、ここでは6301Bも若干認められる。6301Cと6301Bとの間に大きな時期差は認めたいが、6671Cは第Ⅱ—2期に下る。6301C—6671Cは6301B—6671Bの補修瓦か

**6301 B—
6671 B**

もしれない。6301 I は法華寺，東大寺出土，6671 D は平城京左京三条二坊出土。

従前平城宮出土軒瓦編年第Ⅱ期の標準資料として，神亀6年，天平元(729)年の紀年木簡を含む土壙S K 2102 出土の軒丸瓦 6311 A, 6313 C, 軒平瓦 6664 F, 6666 A, 6685 B をあげてきたが，第Ⅱ—2期の資料を含まないことから，これらは第Ⅱ—1期に限定できると考える。

第Ⅱ—2期の軒瓦は 6018 B・C, 6012 A～D—6572 A～D, 6091 A・B—6717 Aa, 6135 A～C—6688 A・B, 6137—6716 C, 6138 C・E—6712 A, 6142 A—6669 A, 6225 A・C・L—6663 Ca・L・N, 6282 Da・Fa・Ha・Ia—6721 A・C・G a・G b・H a, 6285 B—6691 A, 6307 A・E—6694 A, 6308 A～C—6663 A・B, 6308 B・D・I・L・N—6682 A～E, 6313 D・H—6685 C・E, 6291 A・C, 6314 A—6681 A・B・E・S, 6320 Aa—6691 A であり，組み合わせは不明だが軒丸瓦 6130 A, 6228 A, 6269 A, 6302 A, 6311 C・D・F～H, 軒平瓦 6652 A, 6671 C・I～K, 6679 A, 6719 A, 6727 A・B もこの時期になる。軒丸瓦 6130 B, 軒平瓦 6670 A もこの時期のものであろう。

6308 A～C
—6663 A・
B

6308 A～C—6663 A・B は平城宮北方地域で組み合わせが確認され，とくに 6308 B と 6663 A には同一の刻印「井」「北」が押捺されていることから一組として生産されたことがわかる。¹⁹⁸⁾ 宮南西隅でも 6308 B を主とした 6308 A～C—6663 A の組み合わせが認められる。中山瓦窯産である。¹⁹⁹⁾ 6308 D・L・N は後述する 6133 K とともに 6682 A と組み合うことが山陵瓦窯の調査で判明している。また，6682 A (曲線顎)²⁰⁰⁾ は中山瓦窯と山陵瓦窯の中間に位置する奈良山 51・52 号窯でも採集されている。6308 D・L・N—6682 (段顎)²⁰¹⁾, 6133 K—6682 (曲線顎) となる。左京二条二坊十二坪では 6308 I—6682 B が確認されている。現在までのところ，この組み合わせは宮内から出土しておらず，京特有の瓦といえるが，瓦窯は不明。6682 C は大安寺，6682 D・E は興福寺出土。大きくみれば 6308 B・D・I・L・N—6682 A～E となる。6652 A, 6727 A・B は押熊瓦窯出土。山陵・押熊両瓦窯は中山瓦窯の瓦当文様や製作技法を継承しており，その分派と考える。

6308 D・L・
N—6682

6225 A—
6663 C

6225 A—6663 C は第二次大極殿所用で第Ⅲ期に繰り下げたが，²⁰²⁾ 製作技法などから 6663 Ca と，6225 A・C・L, 6663 Cb・N・L の少なくとも一部は第Ⅱ—2期に上る。これらは中山瓦窯産と推測できるが，遅くとも第Ⅲ期には生産の場が他所に移ったと理解する。6282—6721 はこれまで第Ⅲ期においてきたが，6282 Fa・Ha・Ia—6721 Ga・Ha を製作技法などから，6282 Da・Ha, 6721 A・C は天平12年～天平15(740～743)年に造営された恭仁宮所用であることから，²⁰³⁾ とともに第Ⅱ—2期末頃に製作が始まったと考える。平城京左京三条二坊一・八坪の東西溝 S D 5300 (旧160) の，天平10年を下限とする木簡・木屑層から 6225 A (調整 G I₁), 6282 D, 6721 Ga が出土している。木簡の評価は定まっていないが，これが恭仁京遷都に伴って廃棄されたものとすれば，ここでの年代観を支持する。²⁰⁴⁾ 6225—6663 と同様に，6282—6721 も遅くとも第Ⅲ期には生産の場が他所に移ったと考える。南山城の井手町岡田池瓦窯では 6691 A, 6663 C, 6282 E, 6721 D が出土しており，²⁰⁵⁾ その有力候補の一つとなる。恭仁宮遷都が主な原因であろう。²⁰⁶⁾ ただし，6225 と 6282 では製作技法が全く異なり，少なくとも2つの工人群，瓦窯群が想定できる。6228 A, 6269 A は 6225 A・C の先行型式，6130 A は恭仁宮所用である。

6135 A—C
—6688 A・
B

6135 A～C—6688 A・B は平城宮内裏東方官衙，太政官推定地で組み合わせが確認されている。これらは 6135 A と同範と思われる破片が出土した，奈良山丘陵東辺の佐保山瓦窯で生産さ

れたと考えられる。²⁰⁷⁾

6012A・C・D—6572A・Bは平城京左京一条三坊十五・十六坪での出土が顕著である。²⁰⁸⁾また、唐招提寺では6012A・6018A—6572Aが成立する。ただし、6018B・C、6012A・B—6572A・Cが平城宮の内裏東外郭官衙(第35次)などから幾分まとまって出土しており、もともとは平城宮所用瓦であったと推測される。6572Dも平城宮西面大垣に隣接する右京一条二坊四坪出土。重圀文軒丸瓦と重郭文軒平瓦の組み合わせは、神亀3(726)年から天平6(734)年頃の聖武朝難波宮(後期難波宮)所用瓦であることがほぼ確定している。この造営には難波宮型式の6303A—6664A(平城宮・京第Ⅱ—1期相当)も使用されており、²⁰⁹⁾重圀文軒丸瓦と重郭文軒平瓦の製作がそれらにやや後出する可能性が強い。また、難波宮の重圀文軒丸瓦、重郭文軒平瓦については、難波宮造営以後にも製作されたことが十分に考えられる。難波宮と同範の6015Aには第Ⅱ—2期末、ないし第Ⅲ期の年代を与えた。同時期の6011B、6572E、6574Aは6015Aとともに平城京左京三条一坊十五・十六坪で出土しており、一群になろう。

6012—6572

6285B—6691Aは法隆寺東院での出土が顕著であるが、²¹⁰⁾平城宮、東大寺法華堂周辺でも出土する。また、6320Aa—6691Aは恭仁宮所用瓦であり、²¹²⁾6691Aは法華寺周辺からも出土する。範傷の進行や製作技法の変化から、6285B—6691Aはまず法華寺前身建物に6285A—6667Aの補足用として製作され、それが法隆寺東院の創建にそのまま採用されたと考える。その後、東大寺法華堂、おそらく金鐘寺の造営に利用され、さらに恭仁宮の造営には6320Aa—6691A、平城宮遷都後には6296A—6691Aと組み合わせも変化してしまう。

6285B—
6691A

法隆寺東院の造営は『東院縁起』によると天平11(739)年になる。記載内容に問題があるが、6691Aが天平12年に造営の始まる恭仁宮で用いられていることから、少なくとも東院の造営がこれを遡ることは確実である。天平19年の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』には天平5年～8年に皇后宮の施入を記し、天平宝字8(764)年の『仏経并資財帳』には天平9年に皇后宮より経779卷などの施入を記すこと²¹³⁾から、東院の造営は天平年間の一桁台に開始され、しかもそれには皇后宮が密接な関係をもっていたことが窺える。皇后宮職所管の範型を法隆寺東院の造営にまわしたのであろう。金鐘寺の造営については『続日本紀』の神亀5(728)年条の「智奴王を造山房司長官に任ず」という記事から、この時点で造営が始まったとする意見がある。また『東大寺要録』は天平5年に良弁が霸索院を創建し、金鐘寺と号したことを記す。いずれも6285B—6691Aを創建瓦とすると年代があわない。6285A—6667Aも出土しているところを見ると、これが創建に用いられ、6285B—6691Aは6285A—6667Aの補足に用いられたのかもしれない。6320Aa—6691Aは恭仁宮の造営、天平12年～天平15年になる。6296A—6691Aは『報告Ⅹ』ですでに述べているように、平城宮第二次大極殿閤門とそれに取りつく南面回廊での出土が顕著であり、天平17年の平城遷都後、第Ⅲ期に入る。

6669Aは6667Aと6691Aをつなぐ資料である。6667Aとともに歌姫西瓦窯、平城宮、東大寺法華堂周辺から出土している。²¹⁵⁾後二者は緑釉である。軒瓦に釉薬を施した最古の例である。6142Aは6285Bを単弁化したものととれる。歌姫西瓦窯からは出土していないが、平城宮、法隆寺から出土している。²¹⁶⁾ともに6285B、6667A・6691Aに比してやや小型であり、6142A—6669Aが成立する可能性は強い。なお、6670Aは藤原仲麻呂の田村第推定地から出土している。年代的には藤原仲麻呂とはあわないが、これも京特有の瓦といえる。

最古の緑釉
瓦

6142A—
6669A

6291A・C、
6314A—
6681A・B

軒丸瓦 6291A・C、6314A、軒平瓦 6681 は第Ⅱ期におき、その後『報告Ⅻ』では第Ⅲ期に下げたが、組み合わせは不明であった。²¹⁷⁾だが、馬寮西方の調査(第194次)で6291A—6681A・Cが成立し、押熊瓦窯でも6291C—6681A・Bが成立する可能性が強い。東院地区では6314A—6681A・Bが成立する。²¹⁸⁾6291A・Cと6314Aは瓦当文様や製作技法が酷似し、ともに6681A・Bと組み合わせ使用されたと考える。大きくは6291A・C、6314A・E—6681A・B・E・Sとなる。

6307A・E
—6694A

軒丸瓦 6307 はこれまで時期不詳、²²⁰⁾軒平瓦 6694A は第Ⅲ期においてきたが、天平19年の木簡を伴出した土壙SK820から出土しており、これが下限となる。平城宮第一次大極殿地区では6694Aの4割(96点)近くが出土しており、これと組み合わせるのは6307A(20点、種別不明51点)以外にない。²²¹⁾大きくは6307A・E—6694Aとしていいであろう。中山瓦窯産である。6313D・H—6685C・Eは第Ⅱ—1期の6313—6685の補足用の瓦である。量は少ない。

大安寺の瓦

6138C—6712A、6137A—6716C、6091A・B—6717Aa は大安寺所用である。6138C—6712Aは大安寺で最も多く出土し、講堂付近で目立つ。6137A—6716Cは小型の一組であり、とくに僧房付近で目立つ。²²²⁾僧房は檜皮葺きなので棟瓦と考えられる。6091Aの外縁の唐草文と、6717Aaの内区の唐草文とは類似するので、これも一組とみる。

大安寺の創建は前述したように霊亀2年だが、唐から帰国した道慈が天平元年頃からその造営に参画し、計画変更を行ったとみるのが通説である。²²³⁾天平19年の『大安寺流記并資財帳』から塔院を除いて他は完成していたことがわかる。『大安寺縁起』には天平7年に大安寺・薬師寺・元興寺・興福寺で大般若経を転読したことを記すので、このころには寺観もかなり整ってきたものと推測できる。前記3組の軒瓦もこの時期に比定できよう。6138Cは平城宮・京の軒丸瓦のなかでは最も時期の古い単弁蓮華文であり、しかも唐代の軒丸瓦に類似する。道慈の唐風好みも軒瓦にも反映されたのかもしれない。

海竜王寺の瓦

6679Aは法華寺でも出土しているが、むしろ海龍王寺での出土が目立つ。海龍王寺(隅院・隅寺)について『七大寺巡礼私記』は、玄昉が入唐する時、光明皇后が安穩に帰朝することを願って造立したと述べる。海龍王寺が隅院の名で『続日本紀』に登場するのは天平10年であるが、玄昉帰国(天平7年)の折に持ち帰った一切経の書写が天平8年に隅寺で行なわれているので、この頃には存在したと考えられる。6679Aはこの折に用いられた瓦であろう。これと組み合わせる軒丸瓦としては、平城宮・海龍王寺で出土している6318Aがある。6318Aは6135Aとともに佐保山瓦窯で出土しており、²²⁴⁾しかも6135Aと組む6688と6679Aが唯一格子目叩きをもつことを考えると、これらがともに佐保山瓦窯で生産された可能性は高いといえる。ただし、6318Aは瓦当文様からみて第Ⅲ—1期に置いており、6318A—6679Aの組み合わせはなお保留しておく。

6302A、6671Jは興福寺出土。6671Dは平城京左京三条三坊、6671Ab(曲線顎)と6671Iは東市周辺、6671Kは平城京左京三条一坊と法隆寺で出土。なお、6671Ab(曲線顎Ⅱ)は東市周辺で出土しており、興福寺造営が一段落をつけたのち、京内で再利用されることになったのであろう。

第Ⅱ—2期の下限は、恭仁宮の造営を経て平城宮に還都する天平17(745)年にある。大安寺・薬師寺・元興寺・興福寺の四大寺もこの頃には主要伽藍の造営をほぼ終えている。第Ⅱ—1期と第Ⅱ—2期の境をいつにおくかはかなり難しいが、第Ⅱ—1期の標準資料を出土したSK

2102の木簡の紀年が天平元年，第Ⅱ—2期の軒瓦を用いた大安寺の造営が天平元年以降，おそらくは天平7年頃に一段落をつけ，難波宮の造営が天平6年頃に終ることなどを考え合わせると，天平年間一桁台の比較的古い時期とみることができよう。

第Ⅲ期（天平17年～天平勝宝年間）

第Ⅲ—1期の軒瓦は6225A～D—6663Cb・E，6282Ba・Da・E・Fa・G・Ha・Ia—6721A・C～F・Gb，6296A，6320Ab—6691A，6134B—6702F，6137C—6716Aであり，組み合わせは不明だが軒丸瓦6130A，6131A・B，6132A，6305A，6307B・F，軒平瓦6681C・D・F・G，6691F，6702E・Dもこの時期になる。6137C—6716A，軒丸瓦6318A，軒平瓦6714Aも大きくは第Ⅲ期になる。

6225A・C・L—6663Ca・(Cb)・N・Lは第Ⅱ—2期に製作が開始されるが，6663Caを除くと第Ⅲ—1期にも引き続き生産され，6225B・D，6663Eは第Ⅲ—1期に製作されたと考える。主流は6225A・C—6663Cbであり，主に平城還都後の第二次大極殿・朝堂院所用である。この大極殿は孝謙天皇が即位した年，天平勝宝元(749)年には完成していたとみる。

6282Da・Fa・Ha・Ia—6721A・C・Ga・Haも第Ⅱ—2期に製作が開始されるが，6721Ga・Haをのぞくと第Ⅲ—1期にも引き続き生産され，6282Ba・E・G，6721D～Gb・Hb第Ⅲ—1期から新たに製作されたと考える。6282—6721が6311—6664D・Fとともに，は平城宮で最も多く出土する瓦であることもこれを裏付ける。量的にみると6282B—6721Cとなる。平城宮では第Ⅲ期の標準資料の一つとされる，天平19(749)年の木簡を下限とする土壙SK820から6282Haが出土しているのが最も古い例だが，使用量が増大するのはむしろ第Ⅲ—2期以降になるようである。

なお，6282—6721は法華寺で多量に出土し，創建瓦とされる²²⁵⁾。法華寺は藤原不比等邸を伝領した光明子の皇后宮を平城還都の年，天平17年に宮寺にしたのにはじまり，天平19(747)年頃から法華寺と呼ばれるようになった。金堂の完成は天平宝字3(759)年頃，塔の完成は天平神護元(765)年以降になるようである²²⁶⁾。6282—6721は第Ⅲ—1期には主に法華寺の造営にまわされたのかもしれない。

6296A—6691Aは平城還都後の第二次大極殿閤門・南面回廊所用である²²⁷⁾。恭仁宮所用の6320Aaを彫り直した6320Abは6296Aを補足したものであろう。軒丸瓦6131A・B，6132Aはこれらと瓦当文様や製作技法が類似し，同一もしくは密接なつながりをもった工人群の製作と推測できる。6691Fは平城京左京三条二坊出土。この軒平瓦は6691A・Bとともに製作技法からみて第Ⅳ期にも製作が及ぶ。

軒平瓦6681C・D・F・Gと，その系譜をひく6702については組み合う軒丸瓦がはっきりしない。押熊瓦窯では第Ⅱ—2期に6291A・C，6314A—6681A・B・E・Sであったが，第Ⅲ—1期には6681D，6663Eが6307B・Fに組み合う可能性がある。平城宮所用である。6702は平城宮ではまれで，むしろ京内で散発的に出土する。平城京左京八条一坊十坪では6134B～D，6702E・F・Hがややまとまって出土し，量と瓦の年代観から6134B—6702E・Fになる可能性が高い。

6137C—6716Aは音如ヶ谷瓦窯出土品で，ともに小型であるので一組とみた。6716Aは法華寺でも出土。音如ヶ谷瓦窯は天平宝字3・4年の法華寺阿弥陀浄土院の造営に関わる瓦窯とさ

6225—6663

6282—6721

6296A—
6691A

6134B—
6702E・F

6137C—
6716A

²²⁸⁾れるが、瓦の様相は一様でない。主体は第Ⅳ期の瓦であるが、6137C、6138Bは第Ⅱ—Ⅱ期の大安寺創建瓦6137A、6138Cと比べて大きな差異はない。6716Aが大安寺創建瓦6716Cより遅れることから、これと組む6137Cを第Ⅲ—Ⅰ期とし、音如ヶ谷瓦窯の操業もこの時期に繰上がるかと理解する。これらは浄土院に先行する法華寺自体の造営用に6282—6721を補うものとして製作されたのであろう。6138Bは6714Aと組む可能性が強いが、この点については改めて触れる。

第Ⅲ—Ⅱ期の軒瓦は6133Ka—6682A(曲線類)、6225E—6663H、6279C—6663I、6291B—6702G、6316A・(B)・E・G—6710A、6711A・B、6091A—6691B、6235A・E～G・J・M・N—6732E～G・Jなどであり、組み合わせは不明だが軒丸瓦6134C、6135E、6137B、6140A・B、6143A、6162A、6227A・B、6288A、6307D・H・I、6313F・I、軒平瓦6663D・K・M、6667B、6691D、6702B・C・H・Iなどがある。第Ⅲ—Ⅰ期の6282—6721はこの時期にも製作が続く。

6133Ka—6682A

6133Ka—6682A(曲線類)は山陵瓦窯で生産された一組である。²²⁹⁾平城宮から出土するが量はそれほど多くない。6282—6721は平城宮の第一次大極殿地区では主に天平勝宝5年直後頃の第Ⅱ期の遺構、西宮の造営に用いられたと考えているが、天平宝字年間²³⁰⁾に下る可能性がある。他にこの時期には、第Ⅱ期の6135や6313の模作瓦とみられる6135E、6288A、6313F・Iなどがあるが、差替え用であり、平城宮所用として新たに作範された軒瓦はきわめて少なくなる。多くは既存建物の修理用であろう。

6225—6663の影響

6225—6663の系譜をひく軒瓦は平城京内の邸宅や寺院での出土が目立つ。薬師寺では6225E—6663H、とくに西僧房では6279C—6663I²³¹⁾が成立する。6225E—6663Hは平城京左京四条二坊十五坪でもみられる。6226Aは平城京左京三条二坊出土。6227B、6663D・Mは平城宮でも出土するが、これらが組み合うか否かは不明。6663Kは薬師寺出土。

6291B—6702G

6291B—6702Gは薬師寺、山城平川²³²⁾廢寺所用。第Ⅱ—Ⅱ期の6291A・C—6681A・C—6681A・B・E・Sを受け継ぐものといえる。他の6702がどの軒丸瓦と組むか明確でないが、左京八条一坊十坪では第Ⅲ—Ⅰ期の6102E・Fを受けて、6134C—6702Hが成立する可能性がある。²³³⁾薬師寺出土の6143Aも6702と組み合うものであろう。²³⁴⁾

6316—6710・6711

6316A・(B)・E・G—6710A・C、6711A・Bは、平城宮でも一部が出土するが、むしろ平城京での出土が顕著である。朱雀大路沿いでの調査では軒瓦の総点数が32点と少ないが、6316Db・Gが5点、6710Cが9点を占めるので、6316G—6710C²³⁵⁾が成立しよう。羅城門付近の調査では、軒瓦総計36点のうち6316Bが7点、Da・Dbが5点、Iが1点、6710Cが1点、6711Aが6点を占める。²³⁶⁾6316B—6711Aが想定されるが、6316Bは第Ⅳ—Ⅰ期に比定した。ここでは時期の古い6711Aさらには6710Aを第Ⅳ—Ⅰ期にも使用したのと考えておく。なお、6316D(aかbかは不明)が奈良山丘陵東辺の13号地点南で出土している。瓦窯かもしれない。

6091A—6691B

6091A—6691Bは平城京左京三条一坊十四坪で組み合わせが確認されている。6091Aは第Ⅱ—Ⅱ期に6717Aaと組み合う大安寺創建瓦の一つであったが、大安寺の造営が一段落をつげた後に京内にも供給されることになったのであろう。6691Dは左京一条二坊出土。

6235—6732

6235—6732は東大寺所用瓦であり、6235A・E～G・J・M—6732E～G・Jが創建瓦と考える。東大寺の造営は天平17～19年頃の廬舎那仏造立に始まるが、大仏殿院の建立は廬舎那大

仏の鑄造がほぼ終わったと考えられる天平勝宝元(749)年頃から始まり、聖武天皇崩御の翌年、天平宝字元(757)年に関係者の叙位がなされているので、この時期には大体の工事を終了して²³⁷⁾いたとみるのが定説である。西塔は天平勝宝4年に完成、講堂も天平勝宝5年にはすでに着手されており、『続日本紀』のいうように天平宝字4年には「造寺大略了る」状況になったと推測できる。上述した組み合わせの軒瓦は、天平勝宝元年から天平宝字元年まで東大寺造営の最初の段階に製作され、天平宝字年間にも引き続き生産されたものとみる。なお、6235M—6732Fは神護景雲元(767)年に東大寺の実忠によって造営された頭塔所用である。東大寺所用瓦の転用である。また6732Fは新薬師寺・西大寺にもみられ、その造営に造東大寺司が密接に関与したことを裏付ける。

第Ⅲ—1期の年代は平城宮の造営が基準となる。平城遷都の年、天平17(745)年にはじまり、第二次大極殿が完成していた年、天平勝宝元(749)年頃に終る。これまで第Ⅲ期の標準資料とした、天平19年を下限とする木簡を出土した土壙S K219からは第Ⅱ期の6311, 6313B・C, 6664D・F, 6666A, 6685B・D, 6694Aと、第Ⅱ—2・第Ⅲ—1期の6282Ha, 6721D, 天平勝宝2年を下限とする木簡を出土した土壙S K2101からは第Ⅰ・Ⅱ期の6301B, 6304C, 6685Aと、第Ⅱ—2・Ⅲ—1期の6131, 6691A, 6721が出土している。ともに第Ⅲ—2期の軒瓦を含まず第Ⅲ—1期を限定しよう。第Ⅲ—2期は平城宮の造営記事がなく、東大寺造営が基準となる。大仏殿の造立が開始された天平勝宝元年にはじまり、大仏殿・西塔など最初の工事がほぼ完成した天平宝字元年頃までとみる。

第Ⅳ期(天平宝字元年～神護景雲3年)

第Ⅳ—1期の軒瓦は6012E～6575A, 6133A～C・I・J・O, 6134A, 6235B—6732A・C・D, 6138A・F・J, 6236A・H・E—6732F・N, 6316M, 6319A—6710Dなどであり、組み合わせは不明だが軒丸瓦6011C, 6012G・H, 6134D, 6144A, 6238A, 6307C・G, 6313G, 6316B・C・D・M・N・L, 軒平瓦6572E, 6702A, 6734Aがある。6282—6721はこの時期にも製作がつづくと考え。軒平瓦6690A, 6699A, 6704A, 6718A, 6721I～K, 6723Aは大きくは第Ⅳ期に属す。6691A・Bの製作はこの時期にも続く。

6133A～C—6732A・Cは平城宮大膳職、6134A—6732Aと6133A—6732Cは第一次大極殿地区の殿舎地区(西宮に比定)と築地回廊で組み合わせが確認されている。ともに第Ⅱ期の遺構²³⁸⁾に伴う。この第Ⅱ期は先述したように天平勝宝5年を上限とするが、天平宝字年間に下る可能性もある。また、大膳職の第Ⅱ期の最初に建てられた建物S B209は、天平宝字7・8年を下²³⁹⁾限とする木簡を出土した土壙S K219以後のものであり、第Ⅱ期の造営ひいては6133A・C—6732Aの使用年代がこの時期にまで下る。6235Bは東大寺で出土せず、平城宮所用であるが、量は少なく平城宮各所で散発的に出ている。東大寺系であるので6235B—6732A・Cとみる。大きくは6133A～C・I・J・O, 6134A, 6235B—6732A・C・Oとなろう。6133A～C—6732A・Cは奈良山丘陵東辺の市坂瓦窯産である。ここでは他に平城宮所用の第Ⅴ期の軒平瓦²⁴⁰⁾6275B, 東大寺創建瓦の一つ6235Mなどが出土。造東大寺司との関連は速断しがたいが、第Ⅳ・Ⅴ期にわたる平城宮所用瓦の生産地の中心がこの地にあったことは疑いない。

6282—6721は後述するように内裏では主に天平宝字元年からの使用を考え、範型を彫り直した6282Db・Fb・Hb・Ib, 6721Hbなどはこの時期になると考えている。また、6282—6721

6133A～C
—6732A・
C

は東院地区出土軒瓦の主体になっている。これも天平神護年間以降に進められる東院(東内)の整備に伴う可能性が強い。²⁴¹⁾

6227A・D
—6663F・
J

6227Dは平城宮、6663Fは平城宮・薬師寺でも出土するが、6227A・D—6663F・Jはむしろ平城京内での出土が顕著である。左京一条三坊では6227A—6663F²⁴²⁾、左京四条二坊一坪では6227D—6663F・J²⁴³⁾、左京四条二坊十五坪では6227A—6663F²⁴⁴⁾となる。6702Aは平城宮出土、6134Dは平城宮左京八条一坊十五坪出土。

6012E—
6576A・C

6011C、6575Aは平城宮でも出土するが量は少ない。唐招提寺では6012E—6575A・Cが成立し²⁴⁵⁾よう。6012Gは興福寺出土、6012Hは平城京左京三条三坊七坪出土。なお、6575Cと類似した軒平瓦と6012系の軒丸瓦が南山城の木津町鹿背山瓦窯で出土している。²⁴⁶⁾重圏文軒丸瓦、重郭文軒平瓦の生産地はここに本拠をおくものかもしれない。

阿弥陀浄土
院の瓦

6138A・F～J、6767A・B、6768A～Dはその一部が平城宮でも出土するが、法華寺と阿弥陀浄土院及びその周辺からの出土が目立つ。主に音如ヶ谷瓦窯産である。音如ヶ谷瓦窯は第三期に法華寺創建に伴って6137C—6716A、軒丸瓦6138Bを生産したことは前述した。主体は6138F～I、6714A、6767A・B、6768A～Dであるが、6714Aは6318Bとともに壁体で使用しており、²⁴⁷⁾6318A・F～Jと6767A・B、6768A～Dとが幾分後出する組み合わせと推測される。阿弥陀浄土院の軒瓦は6138B—6714Aとみられていたが、²⁴⁸⁾数量は6138A・F・H～J—6767A・B、6768A・Bははるかに多い。一方、法華寺では6282—6721が主で、6138B—6714Aがこれに次ぐ。6137C—6716A、6138B—6714Aは第三期に法華寺の造営に6282—6721を補うものとして製作され、その後、天平宝字2・3年の阿弥陀浄土院の造営に伴って新たに6138A・F～J—6767A・B・6768A～Dが製作されたのであろう。

6316M、
6319A—
6710D

6316M、6319A—6710Dは称徳天皇の山荘推定地、²⁴⁹⁾行基建立の長岡院推定地(菅原遺跡)²⁵⁰⁾出土。前者では6316M—6710Dとなり、後者では6319A—6710Dとなるが、6316Mも補足時用いられたと考えられる。ともに平城京の西北辺に位置する。称徳山荘推定地は神護景雲元(767)年に完成された「西大寺嶋院」の可能性が強い。²⁵¹⁾6316Mは称徳天皇発願の西大寺でも出土しており両者の関係をうかがわせる。長岡院の建立は奈良時代前半に遡り、6319A—6710Dはその後の改修を示す。6316B～D、N・Iは一部が平城宮でも出土するが、京内での出土例が増加しつつある。このうち6316Bが6711Aと組むことは前述したが、他は組み合う軒平瓦が不明。なお、6316D(aかbかは不明)が奈良山丘陵東辺の奈良山13号地点南で出土している。6316の瓦窯がこの付近にあるのかもしれない。ただし、6316のなかでも称徳山荘などで出土する6316Mや6319Aは、製作技法を異にし、別個の瓦窯である可能性がある。

6236A・E
—6732F

6236A・E—6732Fは新薬師寺所用である。²⁵²⁾6732Fは東大寺からの転用。新薬師寺は『東大寺要録』に天平19(747)年仁政(光明)皇后造立と記す。天平勝宝8(756)年の「東大寺山界四至図」に仏殿が描かれており、この時期には確実に存在するが、6236A・Eの年代とはあわない。天平宝字6・7年頃の造東大寺司の修理に関わるもの²⁵³⁾と考える。

6236A・H—6732F・Nは西大寺創建瓦である。これについては便宜上、次に述べる。軒平瓦6690、6699は大安寺所用。

第Ⅳ—2期の軒瓦は6133Da・M—6726A・B、6075A、6151A・B、6229A・B—6802A・B、6235C・I—6761A、6236D・F—6725A、6775A、6732K・M・R・Q、6236G—

6725Dなどであり、組み合わせは不明だが、軒丸瓦6141A, 6145A, 6172A, 6316F・H・K, 軒平瓦6734A, 6739A, 6759A, 6763A～Cなどがある。6235D・K—6732D・H, 6441Aは第Ⅳ—2期か第Ⅴ期になる。前述していたようにこの時期にも、6282—6721は神護景雲元年からの東院（東内）整備での主体、東大寺創建瓦の一組 6235M—6732Fは神護景雲元年の頭塔造²⁵⁴⁾営の主体になる。

6133Da・M—6726A・Bは第Ⅳ—1期の6133A～C—6732A・Cを承継ぐ平城宮所用瓦であるが、数はそれほど多くない。

6151A—6760Aの緑釉製品は東院南端部でまとまって出土している。神護景雲元(767)年に造営された「東院玉殿」所用である6151Bは6151Aの小型、6760B, 6759Aは6760Aに酷似し、ともに釉薬は施さないが同時期におけよう。6075Aは緑釉、6401Aは二彩、6759Bは三彩であり、これらも同一グループの瓦と考えられる。6759Bは東院に隣接する平城京左京三条二坊十二坪出土。いずれも瓦窯は不明。

「東院玉殿」
の瓦

6441A—6801Aは同じ飛雲文を飾ることから一組とみる。6441Aは平城宮から2点出土。6801Aは平城宮各所から散発的に出土する。平城宮所用である。6801Aの中心飾りにある「修」は修理司に関連する。修理司は神護景雲2(768)年から宝亀9(778)年まで『続日本紀』に散見され、神護景雲元年から宝亀2年の西隆寺造営にも関わっている²⁵⁵⁾。したがって6441A—6801Aは第Ⅳ—2期もしくは第Ⅴ期になる。これに対して6229A・B—6802A・Bは6802Aに平城宮出土と伝えるものが1点あるにすぎず、むしろ平城京内での出土が顕著である。同じ飛雲文を飾る6801Aに比して6802A・Bは文様が精美で、軒丸瓦も6229A・Bが6441Aより幾分古い要素をもつ。6229A・B—6802A・Bは6441A—6801Aにやや先行する時期、第Ⅳ—2期におく。いずれも瓦窯は不明。6316F・H・Kは平城宮と京内で出土。6763Aは平城宮と薬師寺で出土。6763Bは薬師寺、6763Cは興福寺出土。

6441A—
6801A

6235C・I—6761Aは西隆寺の創建瓦、6236D・F—6775Aはその補足瓦である。西隆寺の造営は神護景雲年間にはじまり、宝亀2年にはほぼ寺観が整ったとされる²⁵⁶⁾。造営の中心は神護景雲年間にあり、上記2組の軒瓦もこの時期におけよう。軒平瓦6695A, 6739Aもこの造営時のものとする。ただし、西隆寺からは数は少ないが、軒丸瓦6125A, 6237Aなど第Ⅴ期もしくは平安時代初頭に下るものもあり、宝亀2年以降にも造作が続いたことがわかる。

西隆寺の瓦

6236D・Fは西隆寺だけでなく唐招提寺でも出土し、6236Dは西大寺でも出土している。西大寺では第Ⅳ—1期に6236A・H—6732Nを想定した。これに後出するのが6236D—6732K・M・Q・Rである。軒平瓦は種類、数量も多いのに対して、軒丸瓦は1種で量も少ないが、最近の調査では素文・直立縁の6133系軒丸瓦の出土量が多く、むしろこれが6732K・M・Q・Rのいずれかと組む可能性が出てきた。西大寺の造営は四王堂にはじまる。四王堂は『西大寺資財帳』『続日本紀』の記載から天平宝字8(764)年に発願後、天平神護2(766)年頃には完成されたとみられる。その後寺域の大幅な拡張がなされ、天平神護3年には造西大寺司長官が任命、神護景雲3(769)年には薬師金堂、宝亀2年には弥勒金堂が相次いで完成し、西塔も宝亀元年には完成しているようである²⁵⁷⁾。6236A・H—6732Nを四王堂所用として天平神護2年までに、他を神護景雲年間の本格的造営にあてることができよう。

西大寺の瓦

一方、唐招提寺では6236D・F・G—6725A・Dが組み合う。このうち6236G—6725Dは

唐招提寺の
瓦

小型の一組である。唐招提寺は『唐大和上東征伝』に天平宝字3年創立と記す。この記述を誤り²⁵⁸⁾とみる説もあるが、講堂は平城宮の朝集殿を施入して天平宝字7年以前に建立された可能性がある。ただし、寺観が整うのは宝亀年間になる。²⁵⁹⁾6236D・F—6725A, 6236G—6725Dはこの間の造営、大きくは神護景雲年間を中心とする時期に比定する。

東大寺補足瓦

6732Dは平城宮でも出土しているが、むしろ6732D・Hは6235D・K, 6234Aaとともに東大寺所用だと考えられる。量はそれほど多くないが、東大寺僧房北方の調査では6235F・G—6732F・Gの他に6234Aa, 6235D・K—6732D・Hが成立しよう。²⁶⁰⁾東大寺僧房は天平勝宝7年にその材が作られはじめたが、「実忠二十九箇条」には実忠が別当であった宝亀11年から延暦元年までの間に瓦19万枚をつくり、僧房に用いたとある。²⁶¹⁾6234Aa, 6235D・K—6732D・Hがそれにあたる可能性は十分にあるが、その決定は将来の僧房の調査に待ちたい。東大寺系の6734Aは平城宮の他に法華寺、平城京左京三条一坊十五・十六坪、同三条二坊七坪などで出土。

第Ⅳ—1期は平城宮では天平宝字元年の「大宮改修」、同5年の「平城宮改作」の時期にある。6133A～C—6732A・Cを用いた大膳職の第Ⅱ期の造営は天平宝字7・8年を上限とする。6236A・H—6732F・Nを用いた西大寺四王堂の造営は天平神護2年に完了しており天平神護4(神護景雲元年)年までを下限とする。また、6236A・E—6732Fを用いたと推測される新薬師寺の修理も天平宝字6・7年で第Ⅳ—1期におさまる。第Ⅳ—2期は神護景雲元年の「東院玉殿」の造営にはじまる。西隆寺や西大寺・唐招提寺の本格的な造営時期も神護景雲元年頃を上限とする点で大きく矛盾しない。これらの造営は宝亀元年頃に一段落をつけており、この時期を下限とする。

第Ⅴ期(宝亀元年頃～延暦3年)

第Ⅴ期の軒瓦は従来不明な点が多かったが、『報告Ⅹ』で6725・6726を設定した。今回はこれをさらに進め、6133Db・L・N・P・Q—6725B・C, 6726D～Fをこの時期においた。組み合わせは不明だが、軒丸瓦6160A, 6237A, 軒平瓦6689C, 6713A, 6732I・V・W, 6755A, 6775B, 6779Aもこの時期になる。軒丸瓦6075B, 6125A, 軒平瓦6733, 6739B・C, 6751A・B, 6760Cは第Ⅴ期が平安時代初期と推測する。

6133Db— 6276E

6133Db・L・N・P・Q—6725B・C, 6726D～Fは平城宮所用である。とくに東院地区では6133Db—6726Eが成立する。これらの一群は長岡宮所用瓦(7133, 7757)に直結するものである。平城宮では宝亀4(773)年に「楊梅宮」の造営がある。式内社宇奈多理座高御魂神社を「桜梅天神」と呼び、これが「楊梅天神」から転じたものであろうと考えられることから、この社がある東院南端部を「楊梅宮」と推測している。この地区から6133Db—6726Eがまとまって出土することは、宝亀4年を上限とする楊梅宮所用瓦であったことの一つの裏付けとなろう。瓦窯は前述したように市坂瓦窯の可能性が高い。平城宮供給瓦窯は奈良時代前半には奈良山丘陵西辺に拠点を置くが、奈良時代後半以降は奈良山丘陵東辺に拠点が移ったことを示そう。

6775Aの模作とみられる6775Bは平城宮と興福寺で出土。大阪高槻市の萩之庄瓦窯からも出土しているが、²⁶²⁾平城宮からの範型の移動した可能性を考える。6779Aは平城宮と左京三条二坊出土。6755Aは小型で、平城宮第二次大極殿地区と右京一条二坊出土。長岡宮では第2次整地土から出土。これらは平城宮ばかりでなく、京内からも出土しているところをみるとむしろ長岡宮での使用は二次的なものと考えられよう。

6125 A, 6237 A は西隆寺所用, 6713 A は阿弥陀浄土院所用である。前者は西隆寺造営の最終段階, 後者は6714 A を模した補修用の瓦であろう。6732 I・V・W は東大寺所用である。宝亀11年から延暦元年までに作られた僧房所用であろう。6739 A を模した 6739 B は興福寺, 6739 C は西大寺出土。

第Ⅳ—Ⅱ期の緑釉瓦6075 A, 6760 A の系譜をひく6075 B は飛鳥紀寺出土, 6760 C は秋篠寺出土。このうち秋篠寺は『縁起』に光仁・桓武天皇の御願といい、『統紀』には宝亀11(780)年に光仁天皇一代に限って封戸百戸を施入したと記すことから, 宝亀末年頃から造営され, 大同3(808)年には一段落をつげたとする²⁶³⁾のが通説である。出土軒瓦に平城宮東院所用の6075 A, 6151 A—6760 A があり, 6760 C はそれを補うものとして製作されたのであろう。

平安時代初期 (延暦3年~天長元年頃)

平城宮は長岡京遷都後も諸衛府が警護していた(『統紀』延暦11年条)。延暦13(794)年の平安京遷都後の様子は不明だが, 大同4(809)年には平城上皇が平城旧都に還って宮を営み, 天長元(824)年の上皇崩御をもってこの宮の命脈は終る。平城宮第一次大極殿地区の第Ⅲ期の遺構がこの宮(平城西宮)にあたる。

この時期の軒瓦はこれまで不明であったが, 今回新たに第一次大極殿地区北方の大膳職地区から出土した軒丸瓦7241 A, 7245 A をこの時期においた。とくに7241 A は平安時代初期に限定できる井戸 S E 311 B から出土し, 平城上皇期の建物に使用されたことは疑いがない。また, つくりが似る7247 A・7126 A もこの時期においた。前者は平城京東市周辺出土。あるいは姫寺に関係するものかもしれない。後者は平城京左京一条三坊出土。いずれも出土量は少なく, 組み合う軒平瓦は明らかでない。

東大寺では東大寺式軒平瓦の系譜を強くひく6733が第Ⅴ期から平安時代初頭に比定できるが, 弘仁13(822)年に空海によって建立されたと伝え



平城上皇期の瓦

Fig. 83 平安初期の軒瓦 (1:5)

る真言院には東大寺系の新しい軒平瓦 (Fig. 83—2) が採用されるようになる。これと組む軒丸瓦は不明だが、²⁶⁴⁾ 薬師寺の9世紀初頭の軒丸瓦 (Fig. 83—1) にこの時期の特徴がある。²⁶⁵⁾ また、天長7 (830) 年頃から造営が始められた可能性の強い不退寺でも、東大寺系の軒平瓦 7734A と 6138 の系譜をひく華麗な軒丸瓦 7349A の組み合わせ、不退寺式軒瓦 (Fig. 83—3) が採用され、²⁶⁶⁾ 伝統を踏まえた新しい瓦当文様の展開をみる。

一方、第V期から平安初期においた6751A (4) は法華寺阿弥陀浄土院、6751B は平城京左京八条一坊一・四・十坪で出土している。この系統の軒平瓦は貞観元 (859) 年に修造された法隆寺東院 (Fig. 83—6) に採用されたばかりでなく、²⁶⁷⁾ 秋篠寺・興福寺 (Fig. 83—5) など南都の寺々に分布し、平安時代さらには中世にかけて一つの大きな流れをつくることになる。²⁶⁸⁾

B 内裏における瓦の使用状況

i 軒瓦の組み合わせ (Tab. 11・12, Fig. 84)

内裏地域の軒瓦を検討するに先立って、まず平城宮全体の軒瓦の組み合わせと出土比率を『平城宮報告』を中心に概観しておく (Tab. 11)。

第I—1期の主要軒瓦は、藤原宮式軒瓦と6284—6664であり、平城宮出土軒瓦総数 (第一次～第163次まで、以下同じ) の約15%を占める。これらは政治の中核である第一次大極殿地区と門・大垣地区に集中する。第一次大極殿が6284—6664であるのに対して、門・大垣が藤原宮式であることは何にもまして外観の整備が急がれたことを示す。藤原宮式は馬寮地区や内裏北外郭にややまとまるが、前者は大垣所用、後者は軒丸瓦の比率がアンバランスであることなどから、二次的な利用 (整地) を考えている。この時期には官衙まで本格的な瓦葺きとするには至らなかったであろう。第I—2期を代表する6304C—6664Kは第一次大極殿地区 (東櫓) で出土比率が高く、この時期にも政治の中核の造作に重点があったことがわかる。

第II—1期の主要軒瓦は6304A・B、6311—6664D・Fと、小型の6313、6314—6685、6666である。平城宮出土軒瓦総数の約24%を占め、遷都直後の造営に用いられた軒瓦を大きく上まわることから、聖武即位をめざして大規模な造営があったことを裏付ける。これらは内裏とその外郭官衙及び第二次大極殿の外郭官衙、さらには第一次大極殿地区に集中する。第二次大極殿内郭から出土した6311は20点余りと少ないが、出土比率は10%を超える。第II—1期には内裏・第二次大極殿とその周辺の官衙が一体のものとして本格的に整備され、²⁶⁹⁾ あわせて第一次大極殿地区の補修が行なわれたと考える。

第II—2期の主要な軒瓦は6308—6663A・B、6682Aであるが、平城宮出土軒瓦総数の数%と量は少ない。分布にまとまりがなく、史料にも規模の大きな造営を伝える記載がないことから、平城宮での部分的な修理に用いたと考えられる。ただし、6135—6688は内裏東方官衙の太政官推定地で集中する。あるいはこの地区の官衙の本格的な整備は第II—2期まで下るのかも示れない。

第III—1期の主要な軒瓦は6225A～C—6663Cであり、平城宮出土軒瓦総数の約13%を占める。出土比率は内裏・第二次大極殿とその外郭、第一次大極殿地区に高く、恭仁宮から遷都した後、中枢部のかなり大規模な造営が行なわれたことを示す。6296A—6691Aは6225A～C—

Tab. 11 平城宮における主要軒瓦の地域別比率

主要軒瓦		内裏	内裏 北外郭	内裏 東外郭	第2次 大極殿 内郭*	第2次 大極殿 東外郭*	第2次 大極殿 西外郭*	第1次 大極殿	大膳職	馬寮	門・ 大垣	出土軒瓦 総計 (1~163次)	
第I期	藤原宮式 軒平瓦	6 (0.7)	116 (7.5)	14 (1.9)		66 (2.4)	6 (1.2)	45 (2.5)	3 (1.0)	48 (19.6)	138 (59.7)	955 2159	
		5 (0.5)	16 (1.1)	11 (0.9)	7 (2.4)	36 (1.8)	7 (1.6)	66 (3.4)	14 (3.8)	178 (33.9)	104 (50.0)		1204 (6.7%)
	6284	13 (1.5)	43 (2.8)	15 (2.0)	1 (0.5)	17 (0.6)	30 (5.7)	346 (18.9)	24 (8.1)	10 (4.1)	27 (11.7)	990 2797	
	6664(D・F 以外)	22 (2.1)	57 (3.9)	17 (1.4)	2 (0.7)	41 (2.1)	1 (0.2)	428 (21.7)	68 (18.4)	43 (8.2)	20 (9.6)	1807 (8.6%)	
第II期	1	6304	5 (0.6)	42 (2.7)	76 (10.1)	2 (1.0)	319 (11.5)	57 (10.9)	123 (6.7)	16 (5.4)	4 (1.6)	4 (1.7)	745 (2.3%)
		6311	186 (21.1)	515 (33.4)	333 (44.3)	21 (10.8)	669 (24.1)	74 (14.1)	135 (7.4)	20 (6.8)	15 (6.1)	2 (0.9)	2258 4929
		6664D・F	191 (18.0)	392 (26.6)	324 (26.9)	14 (4.9)	36 (1.8)	14 (3.3)	74 (3.8)	17 (4.6)	59 (11.2)	1 (0.5)	1355 (15.2%)
	6664	33 (3.1)	94 (6.4)	323 (26.9)	4 (1.4)	393 (19.7)	37 (8.6)	140 (7.1)	13 (3.5)	1 (0.2)	3 (1.4)	1316 (15.2%)	
	2	6313	246 (28.0)	275 (17.8)	44 (5.9)		336 (12.1)	21 (4.0)	210 (11.5)	3 (1.0)	4 (1.6)		1475 2827
		6685	303 (28.6)	261 (17.7)	61 (5.1)	1 (0.4)	178 (8.9)	14 (3.3)	251 (12.7)	10 (2.7)	1 (0.2)	2 (1.0)	1352 (8.7%)
		6314(A 以外)	5 (0.6)	67 (4.3)	11 (1.5)	2 (1.0)	92 (3.3)	11 (2.1)	17 (0.9)	2 (0.7)	2 (0.8)		296 713
	6666	39 (3.7)	109 (7.4)	33 (2.7)	1 (0.4)	188 (9.4)	11 (2.6)	18 (0.9)	2 (0.5)	2 (0.4)			417 (2.2%)
6308		54 (6.1)	120 (7.8)	65 (8.6)	9 (4.6)	26 (0.9)	5 (1.0)	94 (5.1)	5 (1.7)	7 (2.9)	29 (11.7)	830 1427	
6663A・B	41 (3.9)	87 (5.9)	31 (2.6)	16 (5.6)	16 (0.8)	1 (0.2)	65 (3.3)	24 (6.5)	24 (4.6)	35 (16.8)	597 (4.4%)		
第III期	1	6296	8 (0.9)	6 (0.4)		34 (17.5)	43 (1.6)	40 (7.6)	43 (2.4)		5 (2.0)	109 609	
		6691	41 (3.9)	61 (4.1)	71 (9.4)	71 (24.7)	40 (2.0)	18 (4.2)	107 (5.4)	19 (5.2)	8 (1.5)	2 (1.0)	500 (1.9%)
		6225	125 (14.2)	205 (13.3)	86 (11.4)	82 (42.3)	930 (33.5)	226 (43.1)	237 (13.0)	17 (5.7)	39 (15.9)	4 (1.7)	2736 5467
	6663C	106 (10.0)	131 (8.9)	70 (5.8)	109 (37.9)	475 (23.9)	124 (29.0)	117 (6.0)	8 (2.2)	31 (5.9)	4 (1.9)	1585 (16.9%)	
	6663	41 (3.9)	43 (2.9)	68 (5.7)	27 (9.4)	311 (15.6)	113 (26.4)	100 (5.1)	9 (2.4)	11 (2.1)	13 (6.3)	1146 (16.9%)	
	2	6282(A 以外)	140 (15.9)	74 (4.8)	29 (3.9)	9 (4.6)	109 (3.9)	1 (0.2)	206 (11.3)	86 (29.1)	34 (13.9)	14 (6.1)	2083 4792
6721		138 (13.0)	128 (8.7)	55 (4.6)	7 (2.4)	69 (3.5)	6 (1.4)	206 (10.5)	84 (22.8)	61 (11.6)	6 (2.9)	2709 (14.8%)	
第IV期	1	6133	37 (4.2)	18 (1.2)	16 (2.1)	25 (12.9)	46 (1.7)	5 (1.0)	156 (0.5)	57 (19.3)	10 (4.1)	3 (1.3)	741 1241
		6732	37 (3.5)	24 (2.8)	34 (2.8)	7 (2.4)	11 (0.6)	6 (1.4)	150 (7.6)	68 (18.4)	4 (0.8)	1 (0.5)	500 (3.8%)
主要軒瓦 総計		1822 (93.9)	2894 (95.9)	1787 (91.4)	451 (93.6)	4447 (93.2)	828 (87.0)	3334 (87.7)	569 (85.6)	601 (78.1)	410 (93.4)	27,706 (85.6%)	
型式判明 総計	軒丸瓦	880	1544	752	194	2779	524	1829	296	245	231	32,352 (100.0%)	
	軒平瓦	1061	1473	1203	288	1992	428	1971	369	525	208		
	総計	1941	3017	1955	482	4771	952	3800	665	770	439		

*大極殿回廊より内側を内郭、
外側を外郭と呼ぶ

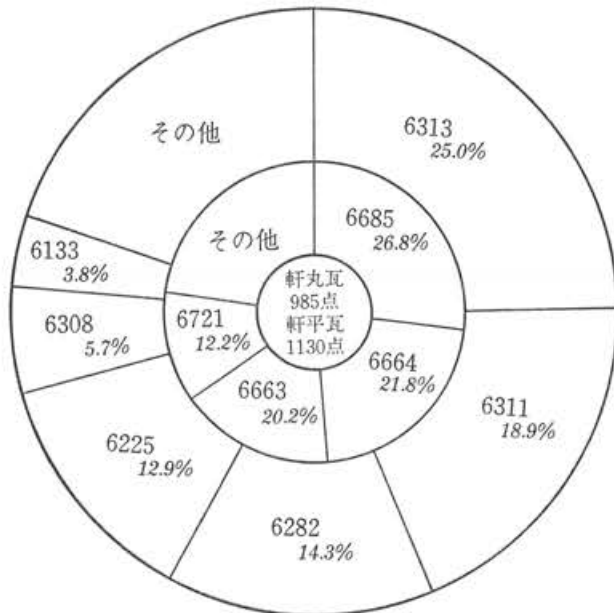


Fig. 84 内裏地域出土軒瓦の比率

6663Cの補足である。

6282—6721は平城宮での使用が主に第Ⅲ—2期から第Ⅳ—2期になることを考えた。平城宮出土軒瓦総数の約15%を占め、第Ⅲ—1期の6225A～C—6663Cを上回る。集中するのは第一次大極殿地区と内裏である。ともに6225A～C—6663Cの分布と重なり、6282—6721が6225A～C—6663C後に使用されたことを示唆する。また、内裏・第一次大極殿(西宮と推測)と密接なつながりをもつ内裏外郭官衙や大膳職地区でも6282—6721の出土比率が高く、これらが一体のものとして整備されたと考える。『続紀』に記す天平宝字元年の「大宮改修」、同5年の「平城宮改作」がこれにあたろう。6282—6721は神護景雲年間から本格的な整備が始まる東院(東内)地区の主要瓦でもあり、平城宮出土軒瓦に占める割合はさらに高くなる。

第Ⅳ・Ⅴ期の軒瓦は6282—6721を除くと出土量が少ないが、第Ⅳ—1期には6133A～C、6134A—6732A・C、第Ⅳ—2期には6151—6760、第Ⅴ期には6133D b—6726Eなど幾分まとまりをみせる。このうち6133A～C、6134—6732A・Cは平城宮出土軒瓦総数の数%を占め、宮内各所から出土することから、6282—6721の補足瓦と考える。とくに大膳職では6282—6721、6133A～C—6732A～Cの出土比率が非常に高く、天平宝字年間頃は本格的な整備が進められたと推測できる。6151—6760は「東院玉殿」、6133D b—6726Eは「楊梅宮」にほぼ限定され、第Ⅳ—2・Ⅴ期には平城宮への瓦の供給も部分的なものになったのであろうと考える。なお、第Ⅲ—2期頃からは平城京で主体になる瓦や寺院特有の瓦が平城宮内でも出土するが、量は少

なく主体にはなっていない。

内裏地域で出土した軒瓦は、既に報告したように、軒丸瓦が25型式53種 985点、軒平瓦が24型式41種1130点である。型式ごとの比率 (Fig. 84) をみると、軒丸瓦では第1位が平城宮出土軒瓦編年第Ⅱ—1期の6313 (25.0%)、第2位が同じく第Ⅱ—1期の6311 (18.9%)、第3位が主に第Ⅲ—2期以降のA種を除く6282 (14.3%)、第4位が第Ⅲ—1期の6225 (12.9%)で、以下比率がかなり下がって第Ⅱ—2期の6308 (5.7%)、第Ⅳ・Ⅴ期のK種を除く6133 (3.8%)と続く。軒平瓦では第1位が第Ⅱ—1期の6685 (26.8%)、第2位が同じく第Ⅱ—1期の6664D・6664F (16.9%)、第3位が主に第Ⅲ—2期以降の6721 (12.2%)、第4位が第Ⅲ—1期の6663C (9.4%)であるが、6664D・Fと6663Cは種別不明のものの中にも含まれている可能性がある。以下は比率がかなり下がって第Ⅲ—1期の6691 (3.6%)、第Ⅱ—1期の6666 (3.5%)、第Ⅳ—1期の6732 (3.3%)と続く。したがって、内裏で使用された瓦は、大きくは第Ⅱ—1期の6311—6664D・F、6313—6685⇨第Ⅲ—1期の6225—6663C⇨第Ⅲ—2期以降の6282(Aを除く)—6721と変遷し、平城宮全体の軒瓦の出土傾向とほぼ一致することがわかる。以下、各時期ごとに軒瓦の組み合わせを細かくみてみよう (Tab. 12, 別表3・4)。

I期の軒瓦には、藤原宮から搬入して再利用した軒瓦と平城宮の造営に伴って生産された軒瓦とがある。大部分は1～2点と数が少ないがその中では6284A・Cが13点、6664Cが20点と幾分目立っており、一つの組み合わせとみることができる。

内裏地区出土軒瓦の比率

6285A・C
—6664C

Ⅱ—1期の軒瓦は内裏出土軒瓦の半数近くを占める。その大部分は普通の大きさの6311—6664D・F、小型の6313—6685の組み合わせである。種別でみると、6311ではBが93点、Aが66点、Fが1点、6664ではFが116点、Dが75点であることから、内裏北・東外郭と同様に6311B—6664F、6311A—6664Dの組み合わせが成立する。ただし、後述するように東殿舎地区のSB163・164付近では6311B—6664Fの組み合わせがみられるが、他では6311A・B、6664D・Fが混在する。6313ではCが117点、6685ではBが187点とそれぞれ過半数をこえ、しかも6313、6685の中ではともに小型であることから、6313C—6685Bが成立する。6313A・B、6685A・Dは6313C—6685Bについて数が多い。6313、6685の中ではやや大振りなセットと考えることができよう。後述するように内裏での分布をみると、正殿回廊沿いでは6313A・B—6685A、御在所を囲む塀SA4690・4692・7876では6313C—6685Bが主体になる。

6311—6664
D・F
6313—6685

この他、第Ⅱ—1期の軒瓦には小型の軒平瓦6666Aが39点あるが、これと組む6314 (Aを除く)は5点と少ない。おそらく、6666Aは6313とも組み合わせて使用されていたのであろう。

6313・6314B
・C—6666A

Ⅱ—2期の軒瓦の中では、軒丸瓦6308が56点、軒平瓦6663A・Bが41点と最も多く、軒丸瓦では6135A10点、軒平瓦では6682Aが29点とこれにつづく。6308の内訳は、Aが11点、Bが16点、Dが2点、Nが12点、大型品のLが2点である。数は少ないが、6308A・B—6663A・Bが第Ⅱ—2期の代表的な組み合わせで、6308D・N—6682A、6135A—6688A (段頸) がこれを補ったものと推測できる。

6308A・B—
6663A・B
6308D・N
—6682A
6135A—6688A

第Ⅲ—1期の軒瓦は、内裏出土軒瓦総数量の16%ほどを占める。主要な軒瓦は、6225 (127点)—6663C (106点)で、軒丸瓦では6131A、6320Abが各9点、6296Aが7点、軒平瓦では6691Aが41点とこれらに続く。

6225—6663Cは、6282—6721とともに平城宮で最も多く使用された軒瓦であり、第二次大極

Tab. 12 内裏地域出土軒瓦の時期区分

	第Ⅰ期		第Ⅱ期		第Ⅲ期		第Ⅳ期		第Ⅴ期
	1	2	1	2	1	2	1	2	
	和銅元年 靈龜元年	養老5年頃	天平初頭頃		天平17年	天平宝字元年 天平勝宝元年	天平宝字元年 神護景雲元年	宝龜元年 延暦3年	
軒 丸 瓦	6233Aa		6301B・C	6018Cb	6131A	6133K	6133Aa・ B・C	6133Da	6133Db
	6273B		6304A・B	6135A					
	6275B		6311Aa(Ab)	6285B	6225A・C・ L	6282Ba・ (Da・E・Fa)	6282Bb・ Fb(Ib)		
	6278B		Ba・Bb	6291A					
	6281B			6307A	6296A・B				
	6282A		6313Aa(Ab)	6308Aa・Ab・ B・D・N・L					
	6284A・ C		B・C・ Ea(Eb)	6311F					
		6303B		6313D					
		6304C	6314B・C	6314A	6320Ab	6316B			
	軒 平 瓦	6641C			6663A・B	6663C	6682A(曲頭)		
6643A				6681A・B・ C・E		6710A			
6647C				6682A(段頭)		6711A			
6664B・ C		6664A	6664D・F	6688Aa・Ab		6721(A・C・ E)Ga・ Ha	6721Gb・ (Hb・I)		
		6665A	6666A	6694A	6691A		6732A・C	6739A	6726D
			6685A・B・D	6719A			6761A	6761A	
				6727A			6801A		

殿・朝堂院を代表する組み合わせでもある。6225の種別比率をみると、第二次大極殿や西外郭及び東外郭ではCがAを幾分上まわるが、大内裏北外郭では圧倒的にAが多く、第一次大極殿でもAがCをかなり上まわる。内裏でも6225はAが94点、Cが7点で、6225A—6663Cとなる。6225のAとCの比率が異なる点が単なる供給量の差なのか、微妙な時期差を示すのかは明らかでない。

6296A・6320Ab—6691A

6320Aa—6691Aは、恭仁宮の造営に伴う主要な軒瓦の組み合わせである。平城宮の第二次大極殿閣門・南回廊では6296A—6691Aの組み合わせが顕著である。内裏では6691Aの数に比して6296A、6320Abが少なく、両者が併用された可能性が高い。また、6131A、6296Bは6296A、6320Abと文様や製作技法が類似し、ほぼ同一時期におけることから、これも6691Aと組み合わせることができよう。

6282—6721

第Ⅲ—1期末頃にはごく一部で使用が始まるが、第Ⅲ—2期さらにはⅣ期に入って多量に使用されたと考える6282(Aを除く)—6721は、平城宮で最も多量に使用された軒瓦であり、内裏でも出土軒瓦のそれぞれ14.3%、12.2%を占める。種別でみると、平城宮全体では6282Bと6721C・6721Gが最も多く、6282D・Fと6721Hがこれらにつづく。内裏でも6282B・Fと6721C・6721Gが主であるが、分布の上からは種別の組み合わせが明瞭でない。この他に第Ⅲ—2期の軒瓦には、6133K—6682Aや京内の出土例が増加している6316B—6710A、6711Aがあるが、量は少ない。

6133A～C—6732A

第Ⅳ—1期の軒瓦では、6133A・B・Cが19点、6732A・Cが37点とやや多い。内裏では後述するように東楼SB7600に集中し、ここでは6133A・C—6732Aが成立する。なお、第一次大極殿の殿舎地区では6134A—6732A・Cの組み合わせも考えているが、内裏では6134Aは出土していない。第Ⅳ—2期以降の軒瓦は種類、量ともにきわめて少ない。唯一、6133Db—6726Dが、第Ⅴ期の軒瓦の組み合わせである。

ii 遺構と軒瓦の時期対比

内裏から出土した軒瓦は遺構に伴うものが少なくない。ここでは、前節で検討した第Ⅰ期～第Ⅴ期の軒瓦が、内裏のⅠ期～Ⅵ期の造営とどのように対応するかを主に建造物の柱掘形や抜取穴などから出土した軒瓦(別表1)によって検討する。

Ⅰ期では柱掘形から軒瓦が出土していないが、御在所正殿S B 4700の柱抜取穴から6311B、北東部のS B 8010の柱痕跡から6311Aが出土している。また、Ⅱ期の脇殿S B 650、御在所脇殿S B 4660A、正殿回廊S C 247・254、御在所北面塀S A 4692などの柱掘形から、6311B、6313A・B・C、6664D・F、6685Bが出土している。したがって、Ⅰ期には第Ⅱ-Ⅰ期の瓦も使用された可能性がある。問題は第Ⅱ-Ⅰ期の軒瓦の使用をどの程度にみるかである。第Ⅱ-Ⅰ期の軒瓦は次のⅡ期に多量に使用されているので、Ⅱ期の柱掘形から出土した軒瓦は大部分がⅡ期の造営過程で掘形に入ったものと理解し、Ⅰ期にはそのごく一部が建物の修理に用いられたと考えたい。

Ⅱ期では半数近くの建造物の柱穴もしくは柱抜取穴から6311A・B-6664D・F、6313-6685が出土し、とくに正殿回廊S C 247・254及びS B 162ではその数が多い。したがって、Ⅱ期の造営には上記の第Ⅱ-Ⅰ期の主要な軒瓦が使用されたと考える。また、Ⅱ期末に廃絶するS B 4825の柱穴で6308の小片が出土し、Ⅲ期の御在所正殿S B 4703Bの柱抜取穴から6664Dとともに6308と6682Aの小片が出土していることから、Ⅱ期には第Ⅱ-Ⅱ期の軒瓦も使用されたことが判明する。Ⅱ-Ⅱ期の軒瓦は量が少なく、しかも後述するように内裏のほぼ全域で出土することから、差替えなどの修理に用いられたと考える。

Ⅲ期の建造物では、上記のS B 4703Bの柱掘形からⅡ-Ⅱ期の軒瓦が出土した以外に、柱掘形から新しい時期の軒瓦は出土していないが、Ⅲ期に造営されこの時期で廃絶するS B 064の柱穴から6225A、同じくⅢ期末に廃絶するS D 4810とS D 7870をつなぐバイパス溝から6663Cが出土しており、Ⅲ期の造営には第Ⅲ-Ⅰ期の主要な軒瓦6225A・C-6663Cが使用されたと考える。6225Aと6663CはⅢ期に造営されⅥ期まで存続する内裏内郭の東面築地回廊S C 156の西側雨落溝及びこれにつづく築地回廊東南隅の暗渠のそれぞれ側石掘形から計4点が出土しているが、これは造営の工程差もしくは補修と考える。一方、Ⅲ期末に廃絶する斜行溝S D 4741からは6691Aが出土している。6691Aは、第Ⅲ-Ⅰ期の軒瓦であり、これと組み合わせ6131A、6296A、6320AbもⅢ期の造営に使用されたのであろう。他方、Ⅳ期に新造されたS B 4800・7873・S A 4762の柱掘形からは6721Ga及び6282と6721の小片が出土しており、Ⅲ期末までには第Ⅲ-Ⅱ期の6282-6721の少なくとも一部は使用されていたと考えねばならない。なお、Ⅱ期の建造物には、Ⅲ期さらにはⅣ期にも存続するものがある。後述するようにⅢ・Ⅳ期の造営に伴う新補の瓦が多くない点から、こうした建造物の屋根には依然としてⅡ期の軒瓦がのっていたと推測できる。

Ⅳ期の主要な軒瓦は量的にみて6282-6721の他にない。Ⅳ期末に廃絶するS B 4800・7873の柱抜取穴、正殿回廊S C 247の東雨落溝及びS D 4747・4742・4743・7870の埋土からは6282Ba・6282Da・6282Fa・6282G、6721Cのほか6282Bb・6282Fbが出土しており、Ⅳ期中に箆型の彫り直しが進行したことがわかる。

一方、第Ⅳ—Ⅰ期の主要な軒瓦である6133A・B・C—6732A・Cについては、Ⅳ期末に廃絶するSB4704の柱抜取穴及びSD7870(東西溝)の埋土から6732A・Cが6282—6721ともに出土しており、Ⅳ期には使用されていたことが判明する。ただ、量が少なくしかも東楼SB7800に集中的であることからすれば、差替えなどに補足的に使用された軒瓦とみることができよう。

Ⅴ・Ⅵ期の 軒瓦

Ⅴ期に建造され、しかもこの時期末に廃絶するSB8005の柱痕跡から6282B・Ibが出土し、Ⅵ期に新造されるSB7871の柱掘形からは6721Ga・E・Fa・Fbが出土している。また、Ⅴ期の建造物は大部分Ⅵ期まで存続し、正殿SB447及びSB253・8005、塀SA248・251の柱抜取穴から6282Bb・Da・C・Gが出土している。したがって、Ⅴ期及びⅥ期ともに造営にあたっては、ひきつづき6282(Aを除く)—6721が使用されたと考える。この中には範型を彫り直す以前のものがあり、Ⅵ期に使用した瓦を再利用したがる。なお、第Ⅳ—Ⅱ・Ⅴ期の軒瓦は少なく補助的に用いられたのであろう。

iii 丸・平瓦と道具瓦の年代比定

丸瓦 丸瓦は藤原宮から搬入したもの他に、縄叩き目丸瓦と格子叩き目丸瓦とがあり、前者を第1類～第5類に区分した。

格子叩き目は平城宮で唯一、格子叩き目をもつ軒丸瓦6135の叩き目と共通しており、第Ⅱ—Ⅱ期における。

縄叩き目丸 瓦の変遷

縄叩き目丸瓦の第1類は恭仁宮の丸瓦bと特徴が一致する。内裏ではⅢ期につくられてこの時期に廃絶するSD4741から出土し、さらにⅢ期の築地回廊SC156の西側雨落溝からも完形品が出土していることから、Ⅲ期の造営にあたって第Ⅲ—Ⅰ期の軒瓦6296A・6320Ab—6691Aとともに用いられたと考える。第2類はⅢ期につくられてこの時期に廃絶するSD4741から出土した例がある。後述するように刻印瓦の「修」c種、「理」a種なども丸瓦の第2類である。軒瓦の第Ⅲ—Ⅰ期～第Ⅳ期、内裏ではⅢ期からⅣ期にかけての使用を考えるとできよう。第3類は普通の大きさの丸瓦と小型の丸瓦とがある。前者はⅡ期につくられてこの時期に廃絶するSD7863やⅢ期の塀SA4630の柱掘形から出土しており、Ⅱ期の造営に伴うと考える。後者の小型品は第Ⅱ—Ⅰ期の6313・6314に伴うもので、第3類の出現はⅡ期の造営当初に遡る。第4類も普通の丸瓦と小型の丸瓦とがある。前者はⅡ期～Ⅳ期に存続する正殿回廊SC247の柱穴、及びSD7872埋土から出土したものがあるにとどまるが、後者はⅡ期につくられてこの時期に廃絶するSD4740内の石囲いから出土したものがああり、軒瓦第Ⅱ—Ⅰ期の6313に伴い、内裏ではⅡ期の造営当初に用いられたものであることがわかる。第4類は第3類にみられる凸面のヨコナデ調整を省略したもので、両者は時期的に共存するのであろう。第5類は時期の決め手に欠けるが、後述するように刻印瓦「修」d・h種は丸瓦第5類である。また、同じ特徴は軒丸瓦の6291C, 6140B, 6307G, 6133Kb, 6133Aaに認められ、第Ⅱ—Ⅱ期末から第Ⅳ期、内裏ではⅢ期以後の造営に用いられたと推測できる。

平瓦 平瓦は模骨痕のあるものと模骨痕のないものとがあり、前者は横位縄叩き目平瓦、縦位縄叩き目平瓦2類7種、格子叩き目平瓦、後者は横位縄叩き目平瓦、縦位縄叩き目平瓦2類4種、格子叩き目平瓦、平行叩き目平瓦に区分した。

模骨痕のある平瓦のうち、格子叩き目平瓦は叩き目が第Ⅱ—Ⅱ期の軒平瓦 6688 の叩き目と共通する。6688 にはBの平瓦部にのみ模骨痕があり、これに伴うものと考えられる。

模骨痕のある平瓦

横位叩き目平瓦は時期の決め手に欠けるが、軒平瓦では第Ⅲ期には横位縄叩き目がほとんどみられなくなることから、大きくは第Ⅱ期以前の所産と考えられよう。

縦位縄叩き目平瓦のうち第1類 a, 第2類 a はともに側面を凹凸面に対してほぼ直角につくことから桶巻き作りと推定した。胎土からみて、おそらく藤原宮から搬入した瓦であろう。第1類 b・c・d, 第2類 c・d は模骨痕があるが、桶巻き作りか一枚作りか確定できない平瓦である。側面はいずれも凹面に対して鋭角につくり、一枚作り平瓦に一般的な特徴をもつ。これらの平瓦のうち第2類 c・d は前述したように恭仁宮の平瓦Bにあたる。内裏ではⅢ期のS B 4725 の柱穴から出土しており、Ⅲ期の造営に使用されたと考えられる。第1類は凸面が不調整である点をのぞけば、2類 c・d と、つくりのみならず胎土や寸法も類似する。内裏では第1類 c がⅣ期に廃絶する S D 7872 から出土し、隅平瓦の第1類 d がⅢ期の東楼 S B 7600 付近からやや多く出土している程度で細かな時期比定ができないが、第2類 c・d と近い時期の所産と推定される。なお、第1類 b は離れ砂を使用し、一枚作りである可能性が高い。寸法も他よりは一まわり小さく、時期的にはやや新しいものかも知れない。

縦位縄叩き目平瓦の変遷

一枚作り平瓦のうち格子叩き目平瓦は第Ⅱ—Ⅱ期の軒平瓦 6688 A に対応するものである。綾杉叩き目平瓦は平城宮では初出で、Ⅲ期につくられる築地回廊 S C 156 の西雨落溝から出土した。時期は不詳。横位縄叩き目平瓦も遺構の上からは時期を確定できないが、前述したように、軒平瓦では横位縄叩き目が第Ⅲ期にはほとんど認められないことから、大きくは第Ⅱ期以前におけよう。縦位縄叩き目平瓦のうち確実に一枚作りと判明するのは第1類 a₁・a₂・a₃・b₁・b₂ 及び第3類 a₂・d₃ である。第1類 a₁・a₂・d₁ はⅣ期に廃絶する S D 7872 埋土や S B 4783 の南側柱抜取穴から出土し、第1類 a₃ もⅢ期にはじまる築地回廊 S C 156 の西側雨落溝から出土している程度で上限が今一つ明らかでないが、d₂ はⅢ期につくられてこの時期に埋められる S D 4741 から出土し、遅くとも第Ⅲ—Ⅰ期には確実に一枚作りが存在したことがわかる。一方、側・端面を調整するため布端などが残らないが、一枚作りの可能性の強いものに第1類 a₄・d₄・d₅ 及び第3類 a₄・d₄ がある。第1類 d₅ は内裏ではⅡ期につくられてこの時期に廃絶する S D 4740 から出土している。小型であり、第Ⅱ—Ⅰ期の軒平瓦 6685, 6666 に伴い、Ⅱ期の造営に用いられたことがわかる。第1類 d₄ は、離れ砂を使用しないものと使用するものがあり、前者はⅡ期につくられてこの時期に廃絶する S D 4740・7863 から出土するが、後者はⅣ期に廃絶する S D 4810 の埋土や正殿回廊 S C 254 の柱抜取穴から出土し、Ⅲ期の築地回廊 S C 154 の西雨落溝でやや目立つ。第1類 a₄ には刻印瓦「理」g・h・j種、「里」a種、「司」a種などがある。

一枚作り平瓦

縦位縄叩き目平瓦の変遷

これらの刻印瓦は丸瓦の場合と同様に、今のところは「修理司」の存在が確認される神護景雲二年(Ⅳ期)を遡らせがたい。いずれも凸面には離れ砂が付着する。以上の点からみると、Ⅱ期の造営には凹面の全体をヨコナデ調整するが、離れ砂を用いない平瓦(第1類 d₄の一部と d₅)が使用され、凹面が不調整で離れ砂を使用する平瓦は、確実に軒瓦の第Ⅳ期に下る。凹面のナデ調整の消失の時期と離れ砂の使用開始時期がいつになるのかはなお明らかでない。

面戸瓦 焼成前に丸瓦をつくりかえた面戸瓦はいずれも蟹面戸で、Ⅰ式、Ⅱ式A、Ⅱ式Bに

I式→II式 区分した。藤原宮ではI式が一般的であり、II式がないこと²⁷⁰⁾から、大きくは8世紀に入ってI式からII式に変化したものと予測できる。内裏ではI式がII期につくられてこの時期に廃絶するSD4740から出土している。一方、II式AはIII期のSA4630の柱掘形からかなりの数が出土し、II式BはIII期に廃絶するSA7888の柱抜取穴から出土している他に、東楼SB7600の北側雨落溝とその周辺あるいは築地回廊SC156の西側雨落溝などIII期に造営された遺構に伴ったものが多い。したがってII式Aが主にII期の造営、II式Bが主にIII期の造営に使用され、I式は新しくみてもII期には製作されなくなったものと推測される。

鬼瓦 鬼瓦はI式A、III式A、VII式が出土した。I式Aは第I期、III式Aは第III期に比定²⁷¹⁾している。VII式は今回初出であり、時期は明らかでない。

iv 瓦の分布と屋根復原

(1) 地区別にみた軒瓦の様相 (Tab. 13, Fig. 85・86)

内裏では先の調査を含めた調査区から総計2115点の軒瓦が出土している。1a当たりの出土量は5.2点となる。この比率は一時期本瓦葺き建物で整備された第一次大極殿地区の12.0にははるかに及ばず、檜皮葺きもしくは板葺きが主体である大膳職の5.0点、馬寮の3.0点に近いものといえる。分布は内裏北半部の6AAP区で1538点(72.7%)、内裏南半部の6AAQ区で572点(2.70%)と、北と南でかなりの偏りがあり、地区によっても密度に差異のあることがわかる(Fig. 85)。ここでは内裏を大きく7地区、正殿地区・御在所地区・北殿舎地区・東殿舎地区・東面築地回廊地区・東楼地区・南面築地回廊(塀)地区に区分して出土比率や地区ごとの軒瓦の様相をみてみよう。

正殿地区 正殿地区では178点(8.8%)の軒瓦が出しているが、1aあたりでは4.0点と内裏の中でも出土比率がかなり低い地区にあたる。この地区の軒瓦は正殿回廊沿いに総計152点(85.4%)が出土している。時期別にみると、II期に用いられた軒瓦が最も多く、この地区の約80%を占める。小型の軒瓦6313・6314—6685・6666と、普通の軒瓦6311—6664D・Fが折半するので建物によって使い分けがあったと考えられる。これに次ぐのはIII期の造営に用いられた6131A、6296A—6691A、6225—6663Cと、主にIV・V期の造営に用いられた6282—6721があるが数はそれほど多くない。

御在所地区 御在所地区では476点(23.4%)が出土し、比率も1aあたり11.5点とかなり高い。ほぼ同じ面積を占める正殿地区と比較すると比率は3倍近くなる。分布は御在所を囲む三面の塀沿いに密であるが、内部でも比較的密で、御在所や付属建物に軒瓦を使用したことが推測できる。軒瓦はII期の造営に用いられたものがこの地区の過半数を占めるが、小型の軒瓦が普通の軒瓦の量をかなり上まわる。普通の軒瓦はIII期の造営に伴うものが少ないが、IV期以降の造営に伴うものはほぼII期に近い量といえる。

北殿舎地区 北殿舎地区でも軒瓦は343点と多く、比率も1aあたり12.1点とほぼ御在所地区に匹敵する。ここでも軒瓦はII期の造営に用いられたものが過半数を占めるが、小型の軒瓦が圧倒的に多い点に特色がある。また、普通の軒瓦はIII期以後もかなりの量が出土しており、造営にたえず新しい瓦が供給されたと考えられる。

東殿舎地区 東殿舎地区では618点が出し、比率は1aあたり11.3点である。ただし、建造物の密度

Tab. 13 内裏における地区別軒瓦出土比率

地区	軒丸瓦数(%)	軒平瓦数(%)	軒瓦総数(%)	調査面積(a)	出土数/a
正殿	95 (4.7)	83 (4.1)	178 (8.8)	45.1	4.0
回廊内	75 (3.7)	77 (3.8)	152 (7.5)	17.5	8.7
回廊沿	20 (1.0)	6 (0.3)	26 (1.3)	27.6	0.9
御在所	221(10.9)	255(12.6)	476(23.4)	41.2	11.6
北殿舎	154 (7.6)	189 (9.3)	343(16.9)	28.4	12.1
東殿舎	289(14.2)	329(16.2)	618(30.4)	54.5	11.3
東北殿舎	239(11.8)	277(13.6)	516(25.4)	27.7	18.6
東南殿舎	50 (2.4)	52 (2.6)	102 (5.0)	26.8	3.8
東面回廊(塀)	109 (5.4)	123 (6.1)	232(11.5)	21.7	10.7
北半	72 (3.5)	83 (4.1)	155 (7.6)	8.6	18.1
南半	37 (1.8)	40 (2.0)	77 (3.8)	13.1	5.9
南面回廊(塀)	11 (0.6)	13 (0.6)	24 (1.2)	10.1	2.4
東楼	67 (3.3)	92 (4.5)	159 (7.8)	6.5	24.5
総計	946(46.6)	1084(53.4)	2030(100.0)	207.5	9.8

が北と南では異なり、建造物の疎らな南半部(6AAQ区)では1aあたり13.8点と低いが、建造物の密な北半部(6AAP区)では1aあたり18.6点と内裏内郭では最も高い比率を示す。東殿舎地区の軒瓦は北殿舎地区と同様に、Ⅱ期以降各時期の軒瓦がみられるが、Ⅱ期の造営に用いられた小型の軒瓦が普通の大きさの軒瓦の量より下まわる点に特徴がある。

東面築地回廊(塀)地区では、232点が出土し、比率は1aあたり10.7点となり、軒瓦の内訳もⅡ期以降各時期のものがある。ただし、ここでも北半部(6AAP区)では1aあたり18.7点、南半部(6AAQ区)では1aあたり5.9点と差がある。この差異は築地回廊自体に起因するのではなく、築地回廊(塀)の西雨落溝に東殿舎地区の軒瓦が廃棄され、しかもその量が北半部では多かったことに起因しよう。

東面・南面
築地回廊
(塀)地区

東殿舎地区や東楼地区から軒瓦が移動した可能性の少ないのは東面築地回廊の南半中央部である。この区域での軒瓦の出土量が築地回廊(塀)の本来の姿を反映しているとすれば、屋根に用いられた軒瓦はきわめて少なかったことになる。同じ状況は南面築地回廊(塀)地区でもいえよう。

東楼地区では159点が出土し、比率も1aあたり24.5点と内裏地区では最も高い。大部分は東楼SB7600の北雨落溝から出土したもので東楼の解体時に廃棄されたと考えている。軒瓦の内訳は、Ⅲ期に用いられた6225—6663Cが約半数、Ⅳ期以後に用いられた6133—6732と6282—6721が約半を占める。

東楼地区

(2) 軒瓦の時期別分布(別表6~10)

次に、内裏の各時期の遺構図に、これに対応する時期の軒瓦をドットし、軒瓦がどの建造物に使用されたかを検討する。

Ⅰ期の造営に使用されたと推定される第Ⅰ期の軒瓦は数が少なく、分布もまともに欠ける。Ⅰ期の分布あえて言えば、内郭の塀SA655・6905沿いに幾分密であるが、これだけの量では塀に軒瓦を用いたと考えることはできない。一方、Ⅱ期の建造物の柱掘形から6311B—6664D・F、6313A・B・C—6685Bが出土することを根拠に、Ⅰ期の造営には第Ⅱ—Ⅰ期の軒瓦が一部に使用されていたと考えた。御在所正殿SB4700は柱抜取穴から6311A、SB8010は柱痕跡から6311

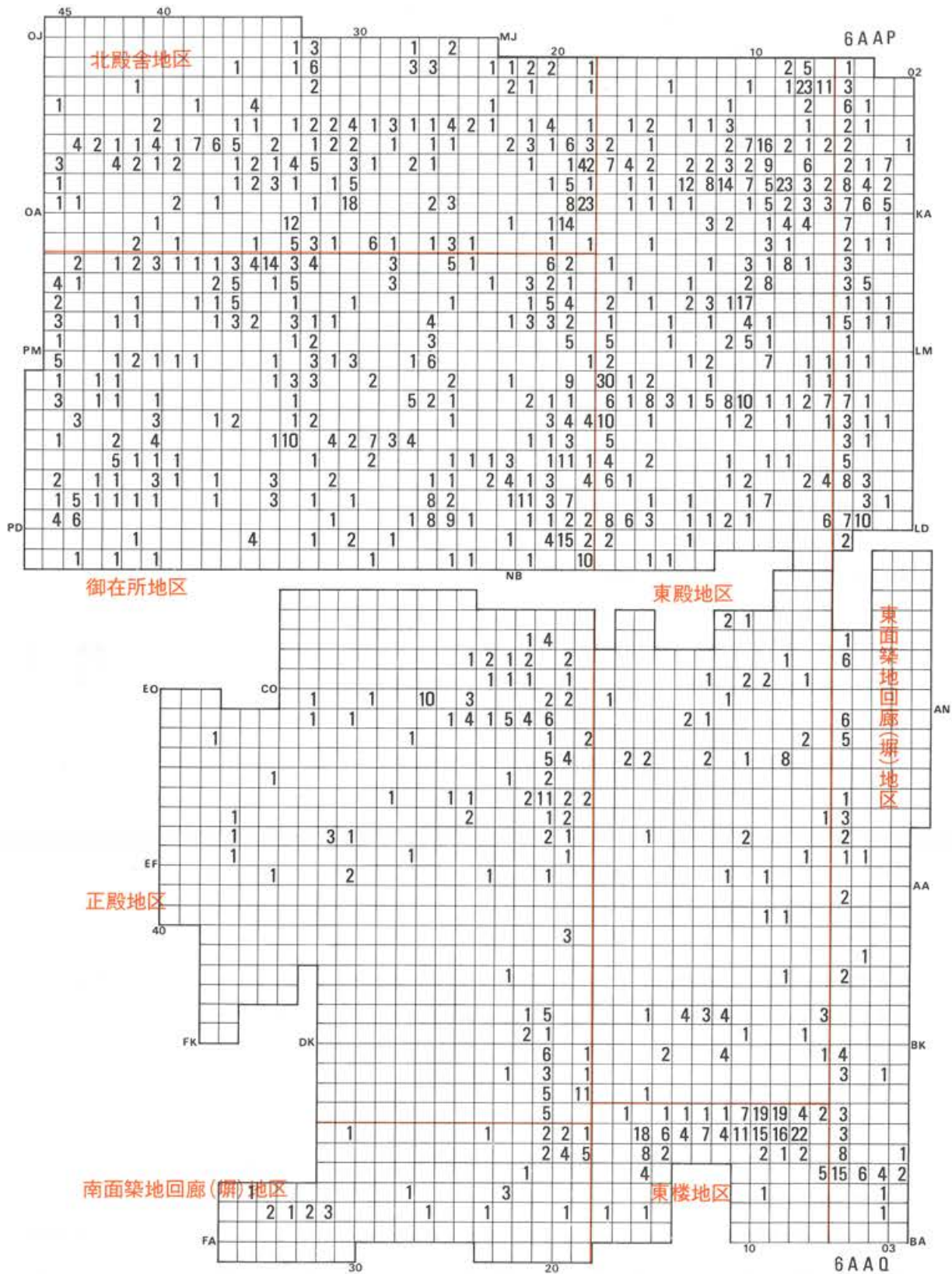
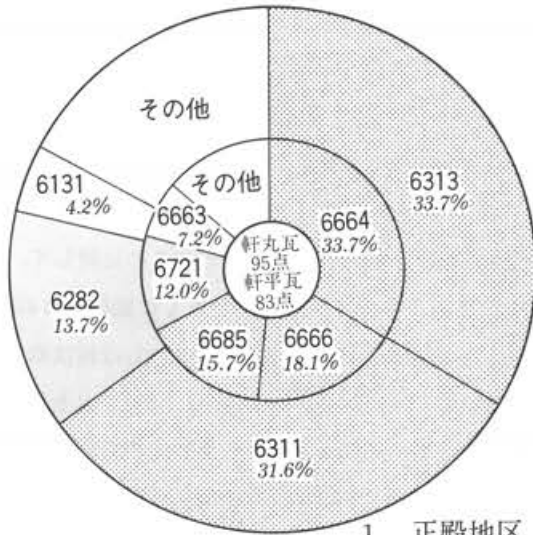
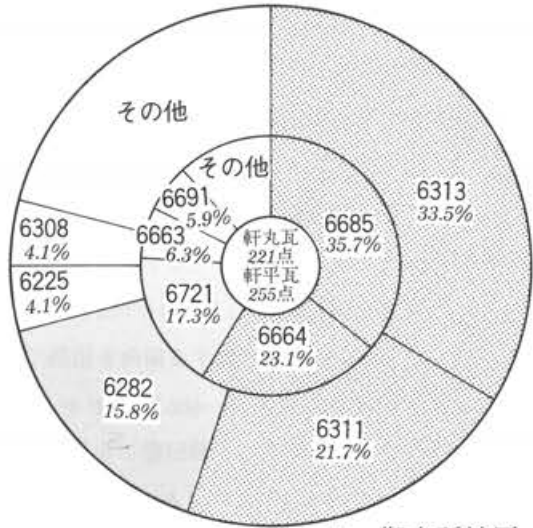


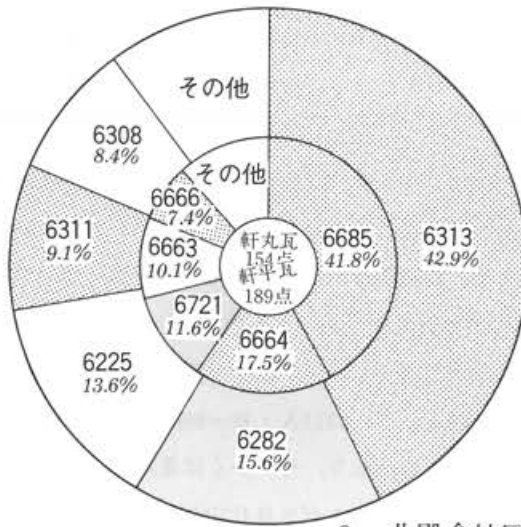
Fig. 85 内裏地域の軒瓦分布



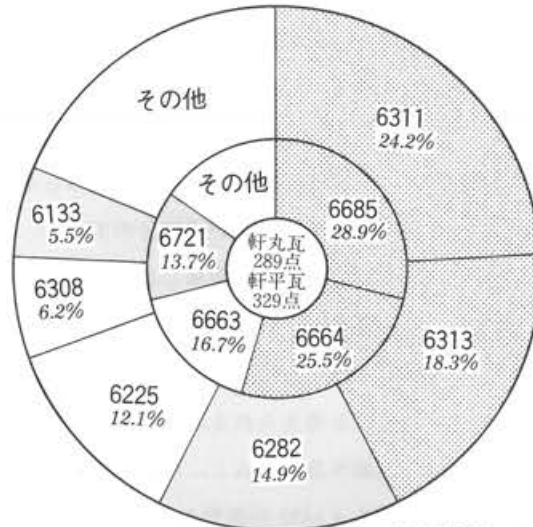
1 正殿地区



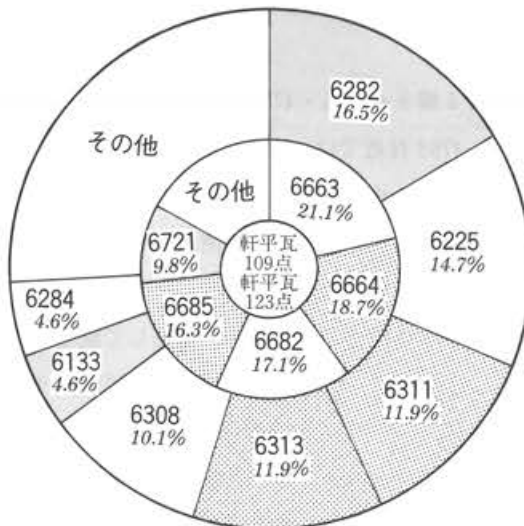
2 御在所地区



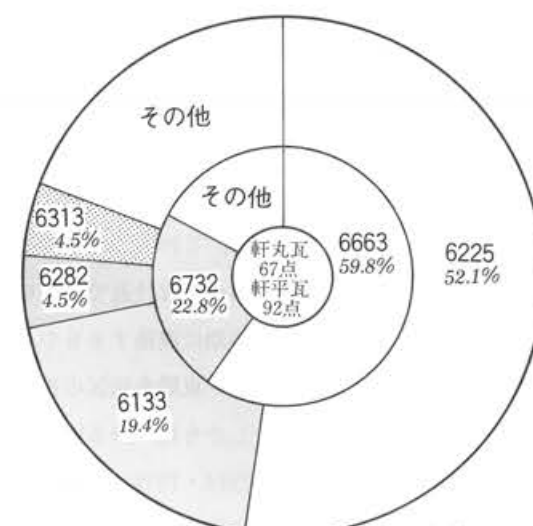
3 北殿舎地区



4 東殿舎地区



5 東面築地回廊(塀)地区



6 東楼地区

Fig. 86 地区別出土軒瓦の比率

Bが出土しており、少なくともこれらの2棟には屋根の修理にあたって第Ⅱ—1期の軒瓦が用いられたと考えていいであろう。

Ⅱ期の分布 Ⅱ期の造営に大量に使用された第Ⅱ—1期の主要な軒瓦は、普通の大きさの6311A・B—6664D・Fと、小型の6313・6314—6685・6666の2群がある。両者が密に分布するのは正殿地区・東殿舎地区である。

正殿地区 正殿地区では小型軒瓦が正殿回廊S C 247・254上及びその内外で密に分布するのに対して、普通の軒瓦6311A・B—6664D・Fは数がやや少なく、しかも回廊の内側とくに脇殿S B 440・650近くに分布する傾向を指摘できる。分布のみならず、正殿回廊の柱穴ないしは柱抜取穴では6311A・B—6664D・Fが3点しか出土しないのに6313—6685・6666は24点も出土していることから、正殿回廊に小型の軒瓦、主に6313A・B—6685A、6666Aが使用された可能性は極めて高いといえる。これに対して6311A・B—6664D・Fは脇殿に使用されたのであろう。脇殿S B 440の北側には6664D・Fがややまとまって出土しているが、これらはⅤ—1期のS B 253の柱穴から出土したもので、S B 440の解体(Ⅴ期)に伴って移動したことが考えられる。なお、正殿450A付近からは6311が2点出土しているにすぎないが、脇殿と屋根の体裁が同じとみて、6311A・B—6664D・Fの使用を考えるべきであろう。おそらく正殿付近は清掃がゆきとどき、廃瓦は他に運ばれたのであろう。

御在所地区 御在所地区では、御在所を囲む塀S A 4690・4692・7876及び御在所に取り付く塀S A 4691沿いに小型の軒瓦が密に分布するが、6311A・B—6664D・Fの分布は比較的薄いことから、小型の軒瓦を塀に使用したと考えることができよう。御在所の内部では軒瓦の出土量はそれ程多くないが、比率は6311A・B—6664D・Fが小型の軒瓦を上回る。しかも、中央部でやや密に分布する小型の軒瓦は、Ⅳ期のS B 4704の柱掘形から出土し、S A 4691の廃瓦を根固めに利用したと考えられるので、普通の軒瓦の比率はより高くなる。6311A・B—6664D・Fは御在所正殿S B 4703Aと、その北のS B 4710Aの東にまとまりがあり、その多くはⅢ期に造営される塀S A 4630の掘形から出土している。Ⅲ期に入ってS B 4710AがS B 4710Bに改作され、御在所脇殿に庇が取り付けられるので、それらの廃瓦がS A 4630の根固めにされたのであろう。御在所正殿付近にも数は少ないが、6311A・B—6664D・Fがあり、脇殿の屋根と同じ体裁と推測できよう。

北・東殿舎地区

北・東殿舎地区でも小型の軒瓦は建物と連結する塀S A 4781・4782・7865・7887・7888沿いに密である。一方、北殿舎地区の建物S B 4780・4783付近では、6311A・B—6664D・Fがほとんど出土しないが、小型の軒瓦は比較的密で、しかも柱抜取穴からかなりまとまって出土していることから、これら2棟の建物は他の建物と異なって小型の軒瓦が使用されたと考える。なお、S B 4780の東妻付近で小型の軒瓦が集中的に出土しているが、これらはS B 4780・4783の廃瓦をこの時期に廃絶するS D 4810とS D 7870とをつなぐバイパス溝に廃棄して整地した可能性が強い。北・東殿舎地区の他の建物のうち、S B 162・164は小型の軒瓦が周辺からほとんど出土せず、しかも柱穴あるいは柱抜取穴から6311B—6664Fが幾分まとまって出土し、S B 4825・4835・7874・7875・8000も周辺から6311A・B—6664D・Fが小型の軒瓦を上回って出土している。これらの建物には6311A・B—6664D・Fの使用を考えることができよう。なお、S B 8000の北東部には小型の軒瓦が幾分まとまって出土している。この建物の北に小型の軒瓦

を使用するような塀もしくは建物が存在したのであろう。

内裏内郭の塀については、周辺から小型の軒瓦及び6311A・B—6664D・Fが少量出土している程度でいずれの軒瓦が使用されたのかは明らかにできない。あるいは軒瓦を使用していなかった可能性もある。この点について次節で再検討する。

内裏内郭塀

Ⅱ—2期の軒瓦は内裏の各地区から少量ずつ出土しており、特定の建造物でなく内裏全般にわたる部分的修理に用いたと考える。主体になるのは6308A・B—6663A・Bと6308D・N—6682Aである。このうち、後者は東殿舎地区の主に北半部に限定される。S B 7874に密で、一部S B 162・163・8000付近に分布する。6308A・B—6663A・BはS B 4710A・4825・4835・7874・8000及び正殿地区の脇殿S B 440付近にややまとまりがある。これらの建物の多くはⅡ期の造営時には普通の大きさの軒瓦、6311A・B—6664D・Fの使用を推測した建物である。修理にあたって普通の大きさの軒瓦を使用していることは、先の推測の裏付けとなろう。

Ⅱ期の補修瓦

Ⅲ期の造営に用いられた第Ⅲ—1期の軒瓦は内裏出土軒瓦の16%ほどで、Ⅱ期の造営に用いられた第Ⅱ—1期の軒瓦(約46%)に比べるとはるかに少ない。しかしながら、Ⅱ期の軒瓦を折半する小型の軒瓦が主として正殿回廊や塀に用いられ、しかもⅢ期にもこれらの回廊や塀が存続していることからすれば、造営に伴って供給された軒瓦の量はⅡ期に準じたものといえよう。

第Ⅲ—1期の軒瓦は6225A・C—6663Cと、6131A、6296A・B、6320A b—6691Aとの2群がある。前者は新造のS B 7600付近にとくに集中し、同じく新造のS B 064やⅡ期から存続するS B 7874付近でもややまとまりをみるが、各地区でも少量が出土している。後者の1群は上掲のS B 064・7874及び建替えがある御在所内にややまとまりがあるが、概して内裏各地区に散在する傾向がある。したがって、新造のS B 7600のみは6225A・C—6663Cを専ら使用し、S B 064・4710Bの造営や既存の建物の修理等には2群の軒瓦を併用したとみることができる。ただし、Ⅲ期の造営でもとくに労力を費したと考えられる築地回廊沿いでは第Ⅲ—1期の軒瓦が極めて少なく、築地回廊に軒瓦を使用していた可能性は薄いと見える。なお、Ⅲ期には建物のない北殿舎地区の西辺部や東殿舎地区の北半部に第Ⅲ—1期の軒瓦が幾分まとまって分布する。あるいはこれらの軒瓦はⅣ期の建物S B 4800・7873に再利用されたものかもしれない。また、Ⅲ期に新造されるS B 0162・4721・4725の周辺では第Ⅲ—1期の軒瓦が出土しているが、量がきわめて少なく、これらの建物に軒瓦が用いられたか疑わしい。

Ⅲ期の分布

Ⅳ期～Ⅵ期に用いられた主要な軒瓦は、6282(Aを除く)—6721であり、内裏出土軒瓦の約13%を占めるが、他にⅣ期の補修瓦として内裏出土軒瓦の約3%を占める6133A・B・C—6732A・Cがある。ここでは6282(Aを除く)—6721のすべてをⅣ期とⅤ期との両遺構図にそれぞれドットし、その分布がいずれの時期の建造物に適合するかを検討し、その後にⅣ期の補修瓦の分布状況を検討する(別表9・10)。なお、Ⅵ期は部分的に建物を建替えた時期であり、簡単に触れるに止める。

Ⅳ～Ⅵ期の分布

正殿地区はⅣ期には正殿S B 450AをS B 450Bに建替え、Ⅴ期には正殿をS B 447に、また、正殿地区回廊を塀S A 248・253に改めている。6282—6721の分布はⅤ期のS A 248・251に沿い、しかもその半数が柱穴ないし柱抜取穴から出土している。この地区の6282—6721は主にⅤ期になって正殿を囲む塀S A 248・251に用いられたと考えていいであろう。なお、Ⅳ期の正殿S B 450B及びⅤ・Ⅵ期の正殿S B 447付近には6282—6721の分布が薄い、S B 447の柱穴からは6721

Cが1点出土している。Ⅱ期の正殿と同様に正殿付近では清掃が十分に行なわれたため軒瓦の出土数が少ないものと推測し、6282—6721の使用を考えておく。

御在所地区 御在所地区はⅣ期には正殿S B 4645とその背後のS B 4704が新造されたのに止まるが、Ⅴ期には区画が拡張され、内部に正殿をはじめ多くの建物が新造される。6282—6721はまず東面の塀S A 7876沿いに密である。S A 7876はⅡ期に造営されて以後小型の軒瓦が使用されたと考えており、6282—6721はⅤ期になってS B 7876の屋根を改修した折に用いられたと考える。Ⅴ期の御在所地区の西・北面塀S A 4760・4761沿いにも、6282—6721は比較的多く分布する。その約半は柱掘形から出土しており、塀に先行するⅣ期の建造物にも使用されていたことが考えられるが、S A 4760・4761はS A 7876と一連であることから、ここでも6282—6721の使用を考えるべきであろう。

御在所を囲む塀の内部でも6282—6721はかなり出土しているが分布のまとまりに欠ける。建物ではⅤ期のS B 253・4712の柱抜取穴から6721、6721Gが各1点出土している程度で、Ⅳ・Ⅴ期とも6282—6721を使用した建物を特定しがたいが、量的にみて正殿や他の少なくとも一部の建物での使用を考えることができよう。

北・東・西殿舎地区 北・東殿舎地区の北半部はⅣ期とⅤ期にいくつかの建物が新造される。また、Ⅳ期には御在所の西側にも塀S A 4762が新造される。先に、Ⅴ期の御在所地区の北・西面塀の掘形から6282—6721が出土する点についてⅣ期の建造物での使用を推測したが、軒瓦の分布からS B 4800、S A 4762がそれにあてはまる。北殿舎地区の他の建物は、6282—6721が付近でほとんど出土しておらず、柱穴から出土したものもないことから軒瓦を使用していなかった可能性がある。

東殿舎地区ではⅣ期に新造されるS B 7873の周辺にややまとまりがある。この建物のすぐ北と西の溝S D 4870からはかなりの数の6282—6721が出土しているが、Ⅳ期末に廃絶するS B 7873に用いられていたものを埋めて整地した可能性が強い。この他、6282—6721はS B 7874・7875付近にややまとまりがある。これらはⅤ期に北庇を増築するS B 7874やS B 7875の修理の折に用いられたのであろう。なお、S B 164でも柱穴から6721が出土しており、修理に用いられたことが考えられる。

築地回廊・東楼地区 内郭の築地回廊沿いでは6282—6721は数が少ない。前代にひきつづいて軒瓦が使用された可能性は薄いといえよう。東楼地区でも6282—6721は少ない。後述するⅣ期における比較的規模の大きな修理もしくはその前後の部分的補修に用いられたのであろう。

なお、Ⅵ期には御在所内の北辺、東殿舎地区の北辺で建物が建替えられる。S B 7881の周辺からは6282—6721が幾分まとまって出土し、しかも柱抜取穴でも若干の6282—6721が出土していることから、この時期にも軒瓦を使用したことが推測できる。また、第Ⅳ・Ⅴ期の軒瓦はごく少量であるが、S E 7900の付近から5点、南面築地回廊沿いに3点が出土している。

Ⅳ期の補修瓦 Ⅳ期の補修に用いられた第Ⅲ—Ⅱ期の6133A・B・C—6732A・Cは、築地回廊沿い、御在所地区及び北・東殿舎地区にも散在するが、大部分が東楼S B 7600付近に分布し、組み合わせも6133A・C—6732Aに限定される。東楼地区での出土数は造営時の6225A・C—6663Cの計90点(約57%)に次ぎ、計33点(約21%)を占め、S B 7600は相当規模の修理が行なわれたと推測できる。なお、御在所正殿S B 4704の柱抜取穴からは6732Aが出土しており、6282—6721を補ったことが推測できる。

(3) 屋根復原 (別表11~20, Tab. 14)

前節では各時期ごとに建造物に使用した軒瓦の種類と数量を検討したが、ここではその成果に丸・平瓦や道具瓦の出土状況(別表11~20)と数量(Tab. 14)を勘案して建造物の屋根復原を試みる。ただし、丸・平瓦や鬘斗瓦については全体的な分類にもとづく数量処理が十分にはできておらず、正殿地区を中心とした第3・6・9・12次調査区の丸・平瓦の整理も完了していないことから、各時期の遺構との細かな対応にまでは言及できないことを断っておく。

まず、丸・平瓦と軒瓦の数量比較を行なう。丸・平瓦の整理が進行した6AAP区でみると、普通の大きさの瓦は軒丸瓦484点、軒平瓦499点に対して、丸瓦が偶数で1,813点、約453個体分(うち完形に近いもの8個体)、平瓦が偶数で2,335点、約584個体分(うち完形に近いもの15個体)。小型の瓦は軒丸瓦202点、軒平瓦305点に対して、丸瓦が偶数で344点、約86個体分(うち完形に近いもの13個体)、平瓦が偶数で231点、約58個体分(うち完形に近いもの1個体)となる。普通の大きさの瓦の場合も小型の瓦の場合も軒瓦に対して丸・平瓦の数は少なく、本瓦葺きの建造物があったとしても限られた数と推測できる。こうした状況は以下で触れるように6AAQ区でも推測できる。

正殿地区ではⅡ期~Ⅳ期の正殿SB450A・450B、脇殿SB440・650に普通の大きさの軒瓦、正殿回廊SC247・254に小型の軒瓦が使用されたと推測し、Ⅴ期に改作された正殿SB447と正殿を囲む塀SA248・259についてはともに普通の大きさの軒瓦が使用されたと推測した。この地区から出土した丸・平瓦は量が少なく、本瓦葺きの建造物があったと考えることは難しい。²⁷²⁾正殿SB450、脇殿SB440及び正殿回廊の柱抜取穴からかなりの量の檜皮が出土していることを考えると、いずれの建造物も檜皮葺きで、棟の平の部分に軒瓦(薨瓦)を飾った薨棟であった可能性が高い。丸瓦はいわゆる雁振瓦として棟の頂部に用い、平瓦は割って鬘斗瓦に転用したものであったのであろう。道具瓦としては若干の面戸瓦の他に6AAP区のBI18付近から鬼瓦I式A・C P21付近から鬼瓦Ⅲ式Aが各1点出土している。前者は正殿回廊の棟端、後者は脇

丸・平瓦と
軒瓦の数量
比較

正殿地区

薨 棟

Tab. 14 丸・平瓦・道具瓦出土一覧

地区	面積 (a)	軒丸瓦			丸瓦(偶数 ₄)		軒平瓦		平瓦(偶数 ₄)		鬘斗瓦		面戸瓦	鬼瓦	隅木蓋瓦		
		普通	小型	大型	普通	小型	普通	小型	普通	小型	普通	小型					
正殿	45.1	63	32		※	※	55	28	※	※			1	2	1		
回廊内	17.2	20			※	※	6		※	※							
回廊沿	27.6	43	32		※	※	49	28	※	※			1	2			
御在所	41.2	147	74		398	140	160	95	386	80	1		130	19			
北殿舎	28.4	88	66		474	126	96	93	523	80	2	2	1	126	4	1	
東殿舎	54.5	234	55	2	688	60	232	97	931	46			2	390	5	1	
東北殿舎	27.7	188	51	2	624	59	181	96	840	45			1	366	5	1	
東南殿舎	26.8	46	4		64	1	51	1	91	1			1	24		1	
東面回廊	21.7	96	13		736	28	100	23	1180	30	2		2	275	5	3	
北半	8.6	61	11		327	19	62	21	586	26	2			157	2	1	
南半	13.1	35	2		409	9	38	2	594	4			2	118	3	2	
南面回廊	10.1	9	2	1	※	※	13		※	※				1			
東楼	6.5	64	3	1	324	2	91	1	397	6			3	168	7	3	
総計	207.5	701	245	4	(2620)	(356)	747	337	(3418)	(242)	5	2	8	1089	42	10	9

※ 未整理だが量は少ない

殿 S B 650 の棟端に用いられたと考えられる。また、隅木蓋瓦が 6 A A P 区の A I 付近から出土しているが、東殿舎地区の S B 164 に用いられていたものであろう。なお、I 期の S B 460 も檜皮葺きと推定されるが、周辺から出土した第 I・II—1 期の軒瓦は皆無に近く、葺棟か否か明らかでない。

御在所地区 御在所地区でも正殿地区と同様に II 期～IV 期の御在所正殿 4703 A・4703 B, 4645, 後殿 S B 4710 A・4710 B, S B 4704, 脇殿 S B 260 A・260 B, S B 4660 A・4660 B に普通の大きさの軒瓦, 御在所を囲む塀 S A 4690・4691・4692・7876 に小型の軒瓦が使用されたことを推定し, V 期に改作された御在所正殿 S B 4703 と S B 253 などの建物, 及び御在所を囲む塀 S A 4760・4761・7861, さらに御在所西辺の IV 期の塀 S A 4762 については, ともに普通の大きさの軒瓦が使用されたことを推定した。まず, この地区で出土した小型の丸・平瓦の分布をみると御在所を囲む II 期～IV 期の塀沿いに比較的密であるが, 御在所内の中央部でも若干の平瓦とともに完形に近い丸瓦がまとまって出土している。これらは小型の軒瓦とともに S A 4691 の廃瓦を IV 期の S B 4704 の掘形に根固めとして埋め込んだもので, 基本的には塀に小型の軒瓦と丸・平瓦を組み合わせて使用されたと推測できる。ただし, 丸・平瓦の量は軒瓦の量をかなり下まわり, とうてい本瓦葺きであったとは考えられない。ここでも小型の軒瓦は塀の葺瓦として用いられ, 小型の丸瓦は雁振瓦, 小型の平瓦は割って熨斗瓦に転用したと考えるべきであろう。なお, 6 A A Q 区の K A 18 付近で小型の隅軒平瓦 6685 A が 1 点出土している。おそらく IV 期になって S A 4692 と S A 7876 を連結した折に, 棟の出隅に用いたものであろう。

普通の大きさの丸・平瓦の分布は V 期に改作された御在所を囲む塀沿いに密で, しかも柱抜取穴からかなりの量が出土しているが, 御在所内では比較的疎らである。ただし, 塀の柱抜取穴や塀沿いで出土していた丸・平瓦の量も軒瓦の量を上回るものでなく, 熨斗瓦を加算しても本瓦葺きに復原することは難しい。ここでも丸瓦は雁振瓦, 平瓦は大部分が割って熨斗瓦に転用したものと考え, II 期以降の御在所内の多くの建物及び御在所を囲む V 期の塀も檜皮葺きで葺棟に復原すべきであろう。隅軒平瓦 6691 A が S A 4761 の柱抜取穴 (6 A A P 区 M D 31) から 1 点, 隅軒平瓦 6721 G b が御在所内の北寄り (6 A A P 区 O Q 34) で 1 点出土しているが, ともに V 期に造営された御在所を囲む塀の棟の出隅に用いたものと推測する。

北殿舎地区 北殿舎地区では御在所のすぐ北にある II 期～III 期の建物 S B 4780・4783 とその西を画す塀 S A 4690・4691 に小型の軒瓦, 他の II 期～IV 期の建物 S B 064・4800・4825・4835 に普通の大きさの軒瓦が使用されたことを推定した。小型の丸・平瓦は上記の S B 4780・4783, S A 4690・4691 付近に比較的密で, とくに S B 4780 の東辺の, S D 4810 と S D 7870 をつなぐバイパス溝に集中する。この溝からは小型の軒瓦もかなり出土しており, III 期末に S B 4780・4783 の廃瓦を埋めたものと考えられる。ただし, 軒瓦の量に比して丸・平瓦の量はかなり下まわり, 上記の建物や塀は檜皮葺きで葺棟に復原するのが妥当と考える。小型の隅軒平瓦 6666 A が 6 A A P 区の M B 30 付近で出土しているが, 出土位置から塀 S A 4690・4691 の棟の出隅に使用されていた可能性が高い。

普通の大きさの丸・平瓦の分布は, 先に取り上げた V 期の御在所の北面塀 S A 4761 沿いに密であるが, 他では S A 4761 の北で IV 期末に廃絶した S D 4810 からややまとまった量が出土している程度である。ただし, S D 4810 から出土した丸・平瓦や熨斗瓦の量も軒瓦の量をそれほ

ど上まわらないので、Ⅳ期以前に本瓦葺き建物があったと考えることはできない。北殿舎地区でも平瓦は大部分が割って熨斗瓦に転用したものであり、S B064・4800・4824・4835は檜皮葺きで葺棟に復原すべきと考える。なお、Ⅰ期のS B062・4775・4837、Ⅳ期のS B4824、Ⅴ期のS B063・4830も檜皮葺きであろうが、周辺から造営時の軒瓦がほとんど出土しておらず、葺棟には復原しがたい。

東殿舎地区ではⅡ期～Ⅳ期の塀S A7865・7887・7888に小型の軒瓦、Ⅰ期～Ⅵ期の建物S B163・164・7864・7873・7874A・7874B・7875・7881・8000・8010に普通の大きさの軒瓦が使用されたことを推定した。この地区で出土した小型の丸・平瓦の量は、小型の軒瓦の量を大きく下まわり、本瓦葺きに用いられたとは考え難い。分布としては小型の軒瓦の場合と同様に東殿舎地区の東北部に一つのひろがりがある。おそらくS B8000の北に檜皮葺きで葺棟の塀あるいは建物が存在したのであろう。一方、小型の軒瓦の使用を推定した塀S A7865・7887・7888沿いにも小型の丸・平瓦はあるが量が少なく、かえって普通の大きさの丸・平瓦の量が上まわる。また、S A7887の周辺とくにS D7872からは普通の平瓦を割って転用した熨斗瓦が集中して出土しているが、これらはⅣ期末に廃絶するS A7887及びS B7873の廃瓦を埋め立てた可能性が強い。多くは模骨痕のある縦位縄叩き目平瓦の第2類c・d種(恭仁宮BI・BII)を転用したものであり、小型の軒瓦より時期が下る。おそらく上記の3条の塀は檜皮葺き・葺棟で、当初は小型の瓦を用いて棟積みしていたものを、少なくともS A7887についてはⅢ期もしくはⅣ期に棟を修理して普通の大きさの熨斗瓦に取り替えたのであろう。

普通の大きさの丸・平瓦の分布は東殿舎地区の北東部に濃密であり、後述するように本瓦葺き建物に復原できるS B7600周辺の東楼地区の密度に近いものといえる。この区域には各時期の建造物が重複しているため、時期ごとの密度は薄くはなるが、それでも同じように建造物が重複する御在所・北殿舎地区と比較して密度はかなり高く、一部に本瓦葺き建物の存在が推測される。可能性の高いのはS B7873である。S B7873はⅣ期に造営されてこの時期に廃絶するが、その廃瓦が同じくⅣ期に廃絶するS D7870・7872に埋戻された可能性はすでに指摘した。これらの溝からは完形品を含む丸・平瓦が多量に出土し、しかもS D7872の北寄りと前述した南寄りの2箇所を中心にして約85個体分もの熨斗瓦が出土している。熨斗瓦の多くは模骨痕のある縦位縄叩き目平瓦第2類c・d種(恭仁宮BI・BII)を転用したものであり、大部分がS B7873に用いられていたことは疑いない。さらにS B7873の北西隅近くで隅軒平瓦6721Aが1点出土しているが、これはS B7873の軒隅に用いたと考えるのが妥当であり、S B7873が本瓦葺きであった可能性は高いといえよう。なお、内裏内郭で唯一、大型の軒丸瓦(6308L)がS B7873の東南部から2片出土しているが、これもS B7873の棟に烏釜風に用いたものと推測される。

S B7873の所用瓦をのぞくと、東北の区域の丸・平瓦の量は半数近くに減少し、熨斗瓦の量もきわめて少なくなる。この区域には、普通の大きさの軒瓦の使用を推定した建物がⅠ期のS B8010(修理後)、Ⅱ期のS B8000、Ⅵ期のS B7881と3棟も存在する。したがって、平瓦は割って転用した熨斗瓦、丸瓦は雁振瓦とみて、いずれの建物も檜皮葺きで葺棟に復原すべきであろう。Ⅵ期のS B7892は周辺から熨斗瓦が比較的多く出土しているのに対して軒瓦はきわめて少ない。檜皮葺きで熨斗棟に復原すべきかも知れない。

井戸S E 7900に近接した区域にはⅡ期以降Ⅵ期まで普通の大きさの軒瓦を使用した一群の建物が連綿として存続する。このうち北の2棟S B 7874・7875は周辺に普通の大きさの丸・平瓦が分布するが量は多くなく、熨斗瓦の量を考慮に入れたとしても本瓦葺きには復原しがたい。これら2棟も檜皮葺きで葺棟であったのだろう。南のS B 162・163・164は柱抜取穴から多量の丸・平瓦が出土し、本瓦葺き建物であった可能性が指摘されている。丸・平瓦の数量処理が完了しておらず断定はできないが、近接した東面築地回廊の東側溝や井戸S E 7900で完形の丸・平瓦がまとまって出土したことから、少なくとも一部の建物が本瓦葺きであった可能性は十分にある。解決の手がかりは井戸S E 7900の埋土中から出土した普通の大きさの隅軒平瓦6664と6801Aにある。この隅軒平瓦は近辺で唯一の入母屋造りであるS B 164以外には使用しがたいことから、S B 164は本瓦葺きと考えて誤りがあるまい。正殿回廊の北東部付近で出土した隅木蓋瓦もS B 164に使用されていたものであろう。他の2棟の建物は決め手に欠けるが、建物規模も小さいことから檜皮葺きで葺棟であった可能性も残る。

本瓦葺き

東面・南面
築地回廊
(塀)地区

東面築地回廊(塀)地区では小型の軒瓦が少ないこと、普通の軒瓦は多いがその多くは東殿舎地区の北半部及び東楼地区から移動したものであることを述べ、築地回廊(塀)の屋根に用いられた軒瓦はきわめて少なかったことを推測した。丸・平瓦も小型の瓦はきわめて少ない。普通の大きさの丸・平瓦は多く、軒瓦の2倍近い量が出土しているが、集中するのは北半と南端で、軒瓦と同様に東殿舎地区及び東楼地区からの移動が考えられる。殿舎などからの移動が比較的少なく、築地回廊(塀)の本来の姿を反映していると考え。南半中央部の丸・平瓦の量は、同じ時期に廃絶した東楼周辺の丸・平瓦の量に比してはるかに少なく、熨斗瓦の量を考慮しても本瓦葺きに復原することは難しい。また、軒瓦も量がきわめて少なく、門に葺棟を想定することも構造上難しいことから、檜皮葺きで熨斗棟に復原すべきであろう。同じことは南面回廊(塀)でも言えるが、閤門付近から第Ⅲ—1期の軒瓦が幾分まとまって出土しており、葺棟であった可能性がある。

熨斗棟

東楼地区

東楼地区は軒瓦の出土比率が1aあたり24.5点と内裏地区では最も高く、しかも小型の軒瓦がきわめて少ないことから東楼S B 7600には一貫して普通の大きさの軒瓦が使用されたと考えた。丸・平瓦も密で完形品も数は少ないが出土し、熨斗瓦や面戸瓦も多量に出土している。また、他地区ではほとんどみられない隅丸・平瓦が計7点出土していることから隅棟のある本瓦葺き建物に復原できる。他に道具瓦としては鬼瓦が5点、鬼瓦の上に鳥衾風に用いたと推測できる大型の軒丸瓦6225Lが1点、隅木蓋瓦が破片で9点出土している。鬼瓦は1点(Ⅲ式A)を除いて破片だが、大棟と隅の降棟に計6個の使用が想定できよう。なお、東楼地区には小型の軒瓦の使用が推測されるⅡ期の建造物がない。あるいはⅢ期のS B 7601の棟に葺瓦として再利用されたのかもしれない。

本瓦葺き

平安宮内裏
古図との比較

平城宮の内裏は一部の特殊な建物をのぞけば回廊・塀・建物などが檜皮葺きで、多くが葺棟であることをみてみた。このことは、平城宮を画す宮城大垣・門があるいは政治の中樞である大極殿・朝堂院地域が本瓦葺きであったことと大いに異なり、内裏が天皇の居住空間として日本古来の住宅様式を踏襲していたことを物語る。一方、平安宮の内裏については、平安時代末頃に描かれた「年中行事絵巻」「伴大納言絵詞」から、正殿の紫宸殿や脇殿の校書殿とこれらをつなぐ軒廊、御在所の仁寿・清涼・綾綺殿など、さらにはこれらを囲む内郭築地回廊や南・

東門の承明・宣陽門などいずれもが檜皮葺きで葺棟であることがわかる²⁷⁴⁾。したがって、内裏の建造物の様相は、基本的には平城宮の伝統が平安宮に継承されたものといえよう。

- 1) 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ』瓦編2解説, 1975。同『平城宮報告Ⅴ』1974, p. 140~142。
- 2) 奈良国立文化財研究所『平城宮報告Ⅳ』1981, p. 242~250。
- 3) 奈良国立文化財研究所『平城宮報告Ⅲ』1985, p. 89~91。
- 4) 6235Eは外縁上面に凹線がめぐり、興福寺式6301とのつながりが窺える。また、6235Gは中央の蓮子が大粒で、後述する6282との関連が推測できる。
- 5) 6227Bは文様が6226に近く、外縁に線鋸歯文がめぐりかねない。
- 6) 小片で確定できないが、6284Gが6304Nの彫り直し前のものかもしれない。
- 7) 佐川正敏の観察による。
- 8) 上原真人『恭仁宮跡発掘調査報告瓦編』1984, p. 31~35。
- 9) 6307E・Gは同範の可能性もある。なお、蓮子1+7は他に6288A, 6236Dなどごく稀である。後述するように6288Aは第Ⅲ期後半, 6236Dは第Ⅳ期後半であり、第Ⅲ期前半に遡る資料はない。
- 10) 6307Iも1+4の可能性が高い。
- 11) 奈良国立文化財研究所編『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』1984, p. 23~26。
- 12) 岸俊男『=嶋、雑考』『樞原考古学研究所論集5』1979。
- 13) 太田博太郎「大安寺の歴史」『大安寺の歴史』大和古寺大観第三巻, 1977, p. 54~58。
- 14) 奈良国立文化財研究所編『平城京右京八条一坊十一坪発掘調査報告書』1984, Fig. 26-2。
- 15) 『平城宮報告Ⅴ』p. 141, 『基準資料Ⅱ』瓦編2, p. 6~11, 『平城宮報告Ⅵ』p. 24, 奈良国立文化財研究所『昭和61年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1987, p. 25 など。
- 16) 檜隈寺所用の6275Gも布目押圧という(花谷浩による)。
- 17) 森郁夫「興福寺式軒瓦」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集1983, p. 575。
- 18) 6012AにはⅡ類a種が1例ある。
- 19) 完形品であるため接合式とは断定できない。成形台一本造りかもしれない。
- 20) 脱稿後、東大寺出土の6282FaはⅡ類a種で、布目の下端が半円状に立上がることが判明。
- 21) 佐藤昭嗣「遺物・まとめ」『備後中谷廃寺』1981, p. 16~21・42・43, I~V類。
- 22) 佐々木和博「瓦当背面に布目痕を有する軒丸瓦一関東の国分寺を中心として」『史館』第12号, 1975, p. 72~74。
- 23) 『昭和61年度平城宮跡概報』p. 26。
- 24) 小林行雄「屋瓦」『続古代の技術』1964, p. 335~339。
- 25) 木村捷三郎「平安中期の瓦についての私見」『延喜天曆時代の研究』1969。
- 26) 林博通「いわゆる一本造りあぶみ瓦について」『史想』第17号, 1975。
- 27) 近藤喬一「平安京古瓦概説」『平安京古瓦図録』1977。
- 28) 上原真人「仏教」『岩波講座 日本考古学4』1986, p. 344。
- 29) 鈴木久男「平安京右京七条一坊の軒瓦について」『長岡京古瓦聚成』1987, p. 218・219。
- 30) 註26に同じ。
- 31) 高井悌三郎ほか『丹波三ツ塚遺跡』1980, p. 22~24。
- 32) 谷豊信「西晋以前の中国の造瓦技法について」『考古学雑誌』第69巻第3号, 1984。
- 33) 群馬県教育委員会(前沢和之)『史跡上野国分寺跡発掘調査概要』7, 1987, p. 35・36。
昼間孝志・宮昌之・藤原高志・木戸春夫・赤熊浩一「北武蔵における古瓦の基礎的研究Ⅰ」埼玉県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要1986』p. 159~163 など。
- 34) 有吉重蔵「遺瓦からみた国分寺」『国分寺市史』上巻1986, p. 505~507, 図113-39 など。
- 35) 岡山市教育委員会・岡山市立オリエント美術館『吉備の古代瓦』1980, No. 22C₂・30C・31a。いずれも瓦当裏面に絞り目のない布目があり、下端に土堤状の凸帯が残る。
- 36) 坂野和信「北武蔵における古代瓦の変遷」『埼玉県古代寺院跡調査報告書』1982, p. 162~164, 第99図1・2。
- 37) 平安博物館『平安京古瓦図録』1977, No. 148 など。No. 148は同範品が大和・興福寺で出土(山崎信二「大和における平安時代の瓦生産」『研究論集Ⅵ』奈良国立文化財研究所学報第38冊, 1980, 第6図8・9)。
- 38) 津山市教育委員会(湊哲夫)「遺物1, 瓦磚」『美作国分寺跡発掘調査報告』1980, p. 22・23, Ⅲ・V

型式。V 型式は平安宮出土例（註37文献 No. 148）と同系。

- 39) 望月精司「戸津古窯跡群・ニツ梨古窯跡群」『北陸の古代寺院』1987, 図92。
- 40) 註28文献 p. 364 下図。
- 41) 花谷浩「飛鳥～奈良時代の軒丸瓦について」『伊珂留我』7号, 1987。
- 42) 註28文献 p. 364 註117。
- 43) 註26文献 p. 5。
- 44) 近藤滋「流雲文系瓦の造瓦法について」『史跡近江国衙跡発掘調査報告』滋賀県文化財調査報告書 6, 1977, p. 47。
- 45) 尾張・大山麿寺も組み合わせ式の成形台一本造りの可能性が強い。7世紀末～8世紀初頭頃に比定しているが、やや下る可能性もある（小牧市教育委員会『大山麿寺発掘調査報告書』1979, p. 23・48～52, I-a類）。
- 46) 註41に同じ。
- 47) 鈴木久男「平安京右京七条一坊の軒瓦について」『長岡京瓦聚成』1987, p. 218・219, 軒丸瓦24（前期後半）・25（中期）。註37文献の No. 123（中期Ⅱ期）は丸瓦部側面にも布目が及び、No. 193（後期カ）は瓦当側面の下半部にも布目が及ぶ。ともに一木式の成形台一本造りである。
- 48) 註39に同じ。
- 49) 註37文献1980, 第1図1。向日市教育委員会『長岡京古瓦聚成』1987, p. 67・205（長岡宮7229B）。
- 50) 註37文献1980, p. 132～135。
- 51) 植山茂氏もこの見解に立つ（『古代瓦私見(一)(二)』『古代文化』6・7, 1981）。
- 52) 近江産とする説もあるが確定できない（註49文献1987, p. 138）。
- 53) 国分寺町教育委員会（松尾忠幸）『特別史跡讚岐国分寺跡昭和61年度発掘調査概報』1987, p. 16～18, 第15・17図。
- 54) 西井龍儀・古岡英明「越中国分寺」『北陸の古代寺院』1987, p. 260・261, 第173・174・178・179図。
- 55) 豊川市教育委員会『史跡 三河国分寺跡発掘調査概報Ⅰ』1983, 図版8・9。
- 56) 須田茂・高井佳弘「台之原麿寺の瓦について」『台之原麿寺跡Ⅱ』蕨塚本町埋蔵文化財調査報告書第7集, 1986, p. 33～38, PL. 1。
- 57) 叩き目はほとんどが縄叩き目だが、6135は格子叩き目。6316Hは瓦当側面の下半部と丸瓦部凸面を2次的に縄叩き目で叩きしめる。
- 58) 6316Bの一部にはユビナデ調整に近いものがある。第Ⅳ期に入ってもごく一部には残るのかもしれない。
- 59) 瓦当裏面が浅く凹む例は、第Ⅱ期後半の6285A（調整 J₂ III₁）、6308C（調整 LVI₁）にある。
- 60) 縦方向のナデツケののち、ヘラケズリしているようで、一部にはナデツケのままでも凹む例もある。
- 61) 後述するように6282は山城・岡田池瓦窯で出土し、6316は奈良山13号地点南で出土している。
- 62) 註49文献1987, p. 193。
- 63) 例外は6694A。中心葉が左右に分離する。
- 64) 『平城宮発掘調査報告Ⅶ』p. 68 Fig. 28 参照。
- 65) ②の3種は、中心飾りの中心葉がほとんど巻き込まない特徴も共有する。また、①bと②の差は瓦窯の違いとも対応する。①bの6663C・Nは中山1号窯、②のA・Eは押熊瓦窯から出土している。中山瓦窯は、吉田恵二・岡本東三「平城宮跡とその周辺の発掘調査」『奈良国立文化財研究所年報 1973』1974, p. 18～35, p. 33 第16図参照。押熊瓦窯は、『奈良山 平城ニュータウン予定地内遺跡発掘調査概報』1973, pp. 3～5, 20・21 第25・26図・第2・3表参照。
- 66) 6663Lと6663Nは各々右半分と左半分の破片によって型式設定を行っているので、同範の可能性もある。奈良国立文化財研究所『平城宮出土軒瓦型式一覧〈補遺篇〉』1984, p. 33。
- 67) 6681Sの第3単位は第1支葉を欠く。
- 68) 『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ』瓦編2解説 1975, p. 9。
- 69) 右半は不明。
- 70) 6671型式の系統は紀伊と淡路の国分寺所用軒瓦としても流布しているが、これらの軒平瓦は唐草文単位が2葉構成の「興福寺系」である。
- 71) A・C～F・H～J・Lは『平城宮軒瓦型式一覧』1978 参照。G・N・O・Q・V・Wは註66文献参照。U・Y・Zは元興寺出土品で設定。『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和61年度』奈良市教育委員会 1987, p. 44 参照。Uは同頁 No. 12, Yは同頁 No. 17, Zは同頁 No. 16 をあてた。K・M・N・Q・Rは『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989, p. 110 図58参照。なお、平城

宮北辺地域出土例で設定したP（毛利光俊彦「瓦傳」『平城宮北辺地域発掘調査報告書』1981, pp. 14～15）は、元興寺に類似例があり（藤澤典彦『元興寺古瓦調査報告書』元興寺仏教民俗資料研究所1973, p. 2 図版18）、これによれば、中心飾りの対葉花文の基部は長く延び、むしろ6733に分類すべきと考える。よって、ここではPを除外した。

- 72) D・Vは平城宮からの出土が知られるが、東大寺出土のものと比較すると、ともに大きな絶割れが認められる。「東大寺系」と「宮系」とは技法的にも大きな違いがあるが、平城宮出土のD・Vは「東大寺系」の技法で作られた製品であり、製品の移動と理解する。
- 73) 長岡宮から出土する6732は、近接する谷田瓦窯で生産されたQ（「西大寺系」）を除くと、A・C・L・Oの「宮系」に限られる。註49文献。ただし、Qは平城宮からも出土する。『平城宮発掘調査報告書Ⅻ』p. 85 参照。
- 74) 岡本東三「東大寺式軒瓦について一造東大寺司を背景として」『古代研究』9号第4巻第1号、1976, pp. 1～22。岡本東三氏の東大寺式軒瓦型式分類と奈良国立文化財研究所設定の型式分類との対応関係を以下に示す。左の記号が岡本分類である。

IA：左右の唐草文はE種に似るが、中心飾りが異なる。

IB：G種。

IC：J種のようなが、細部に異なる点がある。

ID：D種。

IE：H種。

IF：S種。

IG：I種。

IH：6733型式A種。

II：6733型式F種。

IIA：A種。

IIB：C種。

IIC：L種。

IID：K種とQ種とが混在して文様復原されている。

IIE：M種だが、中心飾り三葉文は基部が分離する。

IIF：W種だが、中心飾り三葉文は2葉が正しい。

したがって、IA・IC・IE・IIFを各々E・J・M・Wに対応させるとしても、F・K・N・O・Q・R・U・V・Y・Zについては、岡本論文以降に確認された種であることなどにより、対応する岡本分類がない。また、W（＝岡本 IIF）を岡本氏は片岡王寺出土として「東大寺式第Ⅱ類」に含めているが、東大寺西塔院での出土が報告されているので、「東大寺系」に含めた。小島俊次・岡田英男・泉森咬「東大寺西塔院の緊急調査」『奈良県文化財調査報告書（埋蔵文化財編）』第8集 奈良県教育委員会1965, p. 21 第4図TS 6A—18, 参照。

- 75) 岡本氏は「東大寺式第Ⅰ類」の変遷をIA～C(E・G・J)→ID・E(D・H)→IF～I(I・S・6733A・F)と考えた。
- 76) この点からは、Zも「東大寺系(古)」に含まれる可能性がある。Yも小破片をもとに設定した種だが、主葉が長く延びるので、やはり「東大寺系(古)」である可能性が高い。
- 77) このことは既に小林清氏や藤田さかえ氏が指摘している。小林清「長岡京跡の出土瓦」『長岡京の新研究』第2号、1965、藤田さかえ「長岡京の瓦」『長岡京古瓦聚成』向日市埋蔵文化財調査報告書 第20集 向日市教育委員会、1987, pp. 187～202。
- 78) 市坂瓦窯の工房址である、山背・上人ヶ平遺跡からは、「宮系」6732のA・Cとともに6725Bが出土した。
財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター『木津町上人ヶ平遺跡—住宅・都市整備公団開発事業に伴う調査—』京都府埋蔵文化財調査研究センター現地説明会資料 No. 89～11, 1989, p. 6。
- 79) 珠文数も両型式は、上下外区とも21個で同じである。
- 80) 唐草第4単位が6691Aと異なるのは、恭仁宮KH03も同様で、主葉が巻き込んで界線につかない。恭仁宮KH03の垂飾りは6691Bに類似する。上原真人『恭仁宮跡発掘調査報告瓦編』京都府教育委員会1984, p. 17。
- 81) 6729Bは奈良市教育委員会による左京三条四坊五坪の調査で出土。中井公「平城京左京三条四坊五坪の調査 第142次」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和62年度』奈良市教育委員会1988, p. 42・43, 参照。

- 82) 法隆寺 229 型式 B 種。以前 127 型式 A 種としたもの(『南都七大寺出土軒瓦型式一覧(1)法隆寺』奈良国立文化財研究所 1983)。その後、型式番号を改めた。
- 83) 藤原宮式偏行唐草文の分類では単位唐草 b1 類。『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅲ』1980, p. 187 Fig. 54 参照。
- 84) 6712・6713の中心飾りについては、仏像や唐三彩にみられる瓔珞に類似するという意見がある。今泉潔「常陸国分寺の造瓦に関する覚書」『物質文化』37 1981, p. 1~14。
- 85) 浜田耕作・梅原末治『新羅古瓦の研究』京都帝国大学文学部考古学研究報告 第13冊 1934年9月、図版第46—513・518 および、『朝鮮瓦磚図譜Ⅴ新羅3』井内古文化研究室 1977年, P L. 16—36・P L. 18—44参照。
- 86) 『法隆寺発掘調査概報Ⅱ』法隆寺 1983, p. 65 第67図3。
- 87) 難波宮6576Aは5本の弧線がすべて脇区にとりつき、方郭を作らない。むしろ、瓦範を用いた重弧文とみる。
- 88) 植山茂「古代瓦私見(一) —飛雲文軒平瓦について—」『古代文化』第33巻第6号 古代学協会 1981, p. 51~55。
- 89) Iのみ上外区珠文、脇区棒状の珠文。
- 90) このほかの区画方法として、大和・片岡王寺には、上下外区界線を横に延長して、脇区との区画を行なうものがある。この区画法は藤原宮や平城宮・京の軒平瓦にはみられない。保井芳太郎『大和上代寺院志』1932, 図版第五九 華瓦2参照。
- 91) 『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』p. 40 参照。
- 92) 『平城宮発掘調査報告Ⅱ』p. 90。『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ瓦編2』解説。
- 93) 6664 Iは顎が浅く、外見は段顎Ⅱに近い。
- 94) これ以外にも、今後の調査によって複数の顎形態をもつものが確認されるかも知れないが、主要な型式は網羅できていると考える。
- 95) 6652Aは、註86文献, p. 65 第67図3参照。6659Aは、乙訓寺OH—4型式と同範。中尾秀正「乙訓寺の瓦」(『長岡京古瓦聚成』向日市埋蔵文化財調査報告書第20集 向日市教育委員会 1987, pp. 263~283, p. 276 第8図4, 参照。
- 96) 戸原和人「昭和62年度木津地区所在遺跡の調査」『京都府埋蔵文化財情報』第23号 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 1988, p. 28 第4図。
- 97) 左第1単位主葉と第1支葉、左第2単位主葉と第3単位主葉の間の傷が拡大する。
- 98) 6717Aの顎の変化に関しては、山本忠尚「大安寺の屋瓦」『大安寺史・史料』大安寺 1984, pp. 909~934, に指摘がある。ただし、Aa・Abの細分(同書 p. 918)は改範ではなく、範傷の進行であるので、本稿ではこのA種の細分案を採用しない。
- 99) このことは製作地=瓦窯の差が原因する可能性がある。遠隔地の間に存在する同範品の場合、例えば、同範軒平瓦として著名な下野薬師寺と播磨・溝口麿寺の6682の同範軒平瓦(6682E)では、下野薬師寺は段部をヨコナデしたごく浅い段顎、溝口麿寺は直線顎である。範傷から下野薬師寺→溝口麿寺への範の移動が想定されているが、最近両者と同範品が興福寺で確認された。興福寺例は下野薬師寺や溝口麿寺に先行すると考えられるが、直線顎である。岡本東三「同範軒平瓦について—下野薬師寺と播磨溝口麿寺—」『考古学雑誌』第60巻第1号 日本考古学会 1974, pp. 83~92。
- 100) 6695Aには、瓦当近くに縦位縄叩きが残るものがあり、6710には縦位縄叩きがかすかにみえるものがある。
- 101) 左右幅を同一にとった時、径の大きい軒平瓦(素材)と径の小さい瓦範とで、最も「枉い」が生まれるのは瓦当中央部であり、瓦範の方が凸面側へ大きく張り出すこととなる。この誤差を解消するためには、軒平瓦凸面中央部に粘土を貼り足し、不要な凹面中央部を削りこむ必要がある。軒平瓦の径は凸型の成形台の径によって規定されるが、瓦範とそれが一致しない理由にはにわかに詳らかにできない。
- 102) 6702Gは、薬師寺出土例は曲線顎ⅡBであるが、平城宮からは直線顎のものが出土する。
- 103) 註49文献参照。
- 104) 曲線顎が徐々に顎面を拡大していく傾向を、製作技術から理解する立場にたてば、瓦範を打ち込む時の強度を増大させるメリットがあったとみたい。
- 105) 佐原眞「平瓦桶巻き作り」『考古学雑誌』第58巻第2号, 日本考古学会 1972年。
- 106) 岡本東三「法隆寺天智9年焼亡をめぐって—瓦からみた西院伽藍創建年代—」『文化財論議』同朋舎 1983, pp. 243~267。

ただし、法隆寺西院伽藍創建の忍冬唐草文軒平瓦に関する岡本の軒平瓦四枚作りには問題がある。これ

- に関しては、花谷浩・佐川正敏「飛鳥・白鳳時代の軒平瓦について」『伊珂留我』13, 1991, pp. 12～27 を参照。
- 107) 『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』pp. 90～91。
- 108) 大脇潔「古代造瓦技術に関する一考察—凸面布目瓦の製作技法を中心として—」奈良国立文化財研究所第50回公開講演会資料, 1981。『関和久遺跡』福島県教育委員会 1985, pp. 153～158。
- 109) 6665Bに関しては、「粘土紐桶巻作りか、粘土紐による一枚作りか不明である。」という立場もある。『薬師寺発掘調査報告』, p. 116 注145。
- 110) 八木久栄「遺物 1 難波宮跡 (i)瓦類」『難波宮址の研究』第八 大阪市文化財協会 1984, pp. 105～114。
- 111) 「粘土紐による一枚作り」という説については、粘土紐を使う土器作りの技術が本来、容器という立体物を製作する技術であったことから、板状のものを粘土紐でつくる方向へ応用されるとは考え難い。
- 112) 平瓦では、恭仁宮に例がある。註80文献, p. 60 G型式平瓦, p. 62 第43図参照。
- 113) 6664Cには、凹面の模骨痕が不明瞭で、平瓦部が中央で薄く側縁近くで厚い例がある。これは、一枚作りかも知れない。そのほかのものについても、今後、一枚作りを示す事実が確認される可能性まで否定するものではない。
- 114) 平安京の西賀茂角社瓦窯跡でも狭端面に凹面より連続する布目をもつ平瓦が存在することを根拠に同様の成形台の復原がなされている。
近藤喬一ほか『西賀茂瓦窯跡』『平安京跡研究調査報告』第4輯 古代学協会 1978, p. 48。
- 115) 凸面布目平瓦は川原寺出土例が著名であるが、凸面の布目には模骨痕が伴う。西大寺の軒平瓦には模骨痕はない。
- 116) 平安宮は、平安博物館『平安京古瓦図録』雄山閣 1977, No. 317・339 など参照。
四天王寺は、『四天王寺古瓦聚成』柏書房 1986, p. 42・43 軒平瓦 375 参照。
芦屋麿寺は、『伊丹市史』第4巻 史料編 1 1968, 図43—4参照。摂津の2寺院の軒平瓦は、瓦当文様が「西大寺系」6732に類似し、四天王寺からは6732Kと思われるものも出土している。『四天王寺古瓦聚成』, p. 103 軒平瓦375参照。「西大寺系」6732の技法が伝播したものと推定する。
- 117) 同一型式を矢印で結んでるのは、範傷の進行などによって叩きの方向が変化することを確認したものである。また、縦位と横位、横位と斜位にまたがった欄にある型式は、2種類の叩きと同範品の中で併在し、前後関係がつかめていないものである。
- 118) Aのうち、縦位縄叩き+瓦当近く横位縄叩きを行なう緑釉製品を除く。
- 119) Jは不明。
- 120) 註80文献, pp. 15～16, 31～35, 図版第16—2 参照。
- 121) 註80文献, p. 35 第27図参照。
- 122) この他、重郭文6575Aは、顎部に横位縄叩きが残るだけで、後半を欠損するが、縦位縄叩き+瓦当近く横位縄叩きである可能性が高い。
- 123) Bには凸面全面をヘラケズリして叩き目を残さない手法の例もある。
- 124) 緑釉の6760Aは、縦位縄叩き+瓦当近く横位縄叩きで、初期段階で緑釉製品が製作され、後に無釉の製品が作られたものと推測する。
- 125) 喜谷美宣・八木久栄「難波宮址第16・17・18・21・31次発掘調査出土遺物」『難波宮址の研究 研究予察報告第六』難波宮址顕彰会 1970, pp. 107～122。「難波宮跡 瓦類」(『難波宮址の研究第七報告篇 (大阪府道高速大阪東大阪線の工事に伴う調査)』大阪市文化財協会 1981, pp. 81～91。
- 126) 中井公「平城京元興寺創建期の軒瓦について」『考古学と技術』同志社大学考古学シリーズ V, 1988, pp. 435～443。
- 127) 註65文献, 1973, pp. 7～9, 20・21。
- 128) 奈良国立文化財研究所『奈良山Ⅲ 平城ニュータウン予定地内遺跡調査概報』奈良県教育委員会 1975, pp. 14～32。
- 129) 『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』1986, pp. 65～68。
- 130) 『基準資料Ⅱ』解説 pp. 3～5。『平城宮発掘調査報告Ⅹ』pp. 242～246。
- 131) 『造興福寺記』に引く永承3年の興福寺供養願文。
- 132) 『扶桑略記』や『帝王編年記』などは和銅7年金堂供養とする。
- 133) 6671Aaと組み合う軒丸瓦6301Aは、東大寺大仏殿西回廊の調査で出土している。これは、興福寺から出土したものに比較すると、範がかなり傷んだ段階の製品である。大仏殿回廊は、聖武天皇一周

- 忌に造り終えるよう命ぜられ(『続日本紀』天平勝宝8年6月22日条),天平勝宝8年8月14日には造東大寺司から興福寺に瓦3万枚を11月15日までに作るよう躰している。(造東大寺司躰,「大日本古文書」四一180)東大寺西回廊出土の6301Aが,この時に興福寺の造瓦所が作製したものである蓋然性は高いと考える。とすると,瓦範は興福寺創建から40年以上を経て使用されたことになる。中井一夫ほか『東大寺大仏殿西廻廊隣接地の発掘調査』東大寺・奈良県立橿原考古学研究所 1989年。
- 134) 宮内の第I期の軒平瓦には,この技法が見られない。ただし,何度も述べたように,「興福寺系」6671と「宮・京系」6671は,唐草文各单位が2葉構成か3葉構成かという点で大きな違いがあり,瓦範の製作あるいはその下絵の段階で,供給先か製作地の区別は明瞭になされている。技術交流は軒平瓦の製作に関わる瓦工レベルで行われたものであろう。
- 135) 森郁夫「興福寺式軒瓦」『文化財論叢』同朋舎 1983年3月, pp. 571~585。
- 136) 6664は中山瓦窯, 6671Aaは梅谷瓦窯から出土する。中山瓦窯は,註65文献1974参照。
梅谷瓦窯は,京都府教委『埋蔵文化財発掘調査概報1981—1』1981年3月,参照。「宮・京系」の6671 Iは梅谷瓦窯近傍の瀬後谷遺跡から出土した。註96文献参照。
- 137) 『基準資料II』解説, p. 13。
- 138) 『平城宮発掘調査報告XI』, pp. 242~243。
- 139) 段顎の4種は, A・B・Dが段顎IS, Fが段顎ILであるが, Fは薬師寺から出土するものである。Fは顎面と平瓦部凸面をナデ調整するなど,製作技法も他の3種と異なる。おそらく製作地・造瓦工房が異なり,顎の長さの違いもその反映と考える。
- 140) 『平城宮発掘調査報告VII』p. 71。同書に記載された,出土軒瓦の型式のうち「6664A」とあるのは「6664F」が正しい。
- 141) 同書解説 pp. 6~7。
- 142) 平城宮例は『平城宮発掘調査報告VII』p. 68, p. 74 Fig. 34~35。松林苑例は,佐々木好直・関川尚功「平城宮松林苑一第8・9次発掘調査概報一」『奈良県遺跡調査概報 1982年度(第二分冊)』1983奈良県立橿原考古学研究所, pp. 351~365 p. 360 図9・p. 361 図10。
- 143) 山中章「長岡宮の造営と瓦」(『長岡宮古瓦聚成』『向日市埋蔵文化財調査報告』向日市教育委員会第20集 1987年3月,本文編 pp. 163~186。
- 144) 註65文献1973参照。
- 145) ただし,馬寮地区では段顎が多く,73%を占める。『平城宮発掘調査報告VII』p. 81,参照。
- 146) Gは小片のため不明。
- 147) 註142文献1983参照。
- 148) 『平城宮発掘調査報告VII』p. 71。
- 149) 山本忠尚「大安寺の屋瓦」『大安寺史・史料』大安寺 1984, pp. 909~934。
- 150) 大安寺式軒瓦を天平年間前半に遡らせる考えについては,森郁夫氏も述べている。森郁夫『かわらのロマン 古代からのメッセージ』毎日新聞社 1980, pp. 108~110参照。
- 151) 奈良県文化財保存事務所『重要文化財東大寺二月堂仏餉屋修理工事報告書』1984。
- 152) 1972年に法華寺近傍で実施した平城宮跡第79—14次調査出土。
- 153) 中尾芳治「重園文軒瓦の製作年代と系譜についての覚書」『難波宮跡研究調査年報1971』1972,大阪市文化財協会, pp. 35~39。
- 154) 藤澤一夫「攝河泉出土古瓦の研究—編年の様式分類の一試企一」『佛教学考古論叢』考古學評論第三輯 東京考古学会 1941, pp. 237~308, p. 300。
- 155) 註80文献, pp. 36~37。
- 156) 6691Fは,飛鳥藤原宮跡発掘調査部による山田道第1次調査(1989年)出土。調査地の西方には,『続日本紀』天平宝字4(760)年から天平神護元(765)年に記載のみえる,小治田宮推定地(雷丘東方遺跡)がある。雷丘東方遺跡からは,軒丸瓦6296A,軒平瓦6691A,6721Hが出土した。『飛鳥・藤原宮発掘調査報告III』, p. 220 Fig. 63。
- 157) 『平城宮報告VII』p. 71。
- 158) 註80文献, p. 31。
- 159) 『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』1984, pp. 23~26。
- 160) 平城宮での6732の供用を第IV期前半,つまり天平宝字年間とする考えについては,註74文献, p. 17参照。
- 161) 『基準資料II』解説, pp. 18・19。
- 162) 『平城宮発掘調査報告XI』, p. 243。

- 163) 福山敏男「西大寺の創建」『仏教芸術』第62号 1966年10月, pp. 1~19。
- 164) 谷田瓦窯については、小田桐淳ほか「第84197次調査」『長岡京市埋蔵文化財センター年報 昭和59年度』(財)長岡京市埋蔵文化財センター 1985参照。
- 165) 奈良市・頭塔は、神護景雲元(767)年に実忠が造立した「土塔」にあてて間違いない。ここで用いられている軒平瓦は「東大寺系(古)」の6732Fである。『昭和61年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』pp. 77~81, 『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』pp. 96~103 参照。
- 166) 『續日本紀』神護景雲元年4月14日条。
- 167) 『西隆寺発掘調査報告書』西隆寺跡調査委員会, 1976, pp. 72~74。
- 168) 西大寺の軒平瓦(「西大寺系」6732)が、「東大寺系」6732と共通する特徴を備えるのに対し、これと平行して造営された西隆寺の軒平瓦が「宮系」6732と同一技法で、西大寺の軒平瓦とは技法の系譜を異にすることは、二つの寺院の造瓦組織を考える上で興味深い。この点で、『續日本紀』神護景雲2年7月17日条に造西隆寺司長官伊勢朝臣老人に修理長官を兼任させたこととあることや、西隆寺跡から修理司に関連する「理」の刻印をもつ平瓦が出土したこと(註167文献, p. 40・図版第31)は、相互に関連をもつのであろう。なお、西大寺からは現在まで「修」や「理」の刻印瓦の出土を聞かない。
- 169) 註49文献, pp. 90・91 図版40。
- 170) 註128文献, pp. 14~32。
- 171) 『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告』1985, p. 27 Fig. 30 参照。新式軒平瓦としたものが6751Bである。Aは法華寺出土。
- 172) 6779Aの外区の珠文は、3個1単位を上下各3カ所におく。このような珠文配置は平城宮・京にないが、河内・西琳寺に類例がある。石田茂作『飛鳥時代寺院址の研究』聖徳太子奉賛会 1926, 図版編 図版第二二二一~20参照。
- 173) 長岡宮・宝菩提院廃寺・乙訓寺については、註49文献参照。高麗寺については、中島正『史跡高麗寺跡第4次範囲確認調査概報』(『京都府山城町埋蔵文化財調査報告書』第5集 1988, 山城町教育委員会) p. 21 第13図KM H34A参照。
- 174) 中尾秀正「乙訓寺の瓦」(『長岡京古瓦聚成』向日市埋蔵文化財調査報告書第20集 1987, 向日市教育委員会, pp. 263~283)。
- 175) 6718Aは、山背・上人ヶ平遺跡(市坂瓦窯)で、6133A~C, 6130B, 6235M, 6732A・C, 6725Bと伴出した。註78文献参照。
- 176) 植山茂「古代瓦私見(一)一飛雲文軒平瓦について」(『古代文化』第33巻第6号 古代学協会 1981, pp. 51~55)。
- 177) 高橋美久二「長岡宮へ運び損なった瓦一木津川底採集の平城宮瓦一」(『京都考古』第17号 京都考古刊行会, pp. 10~12)。
- 178) 従来、養老5年としていたが、養老4年の「造興福寺仏殿司」の設置記事からみて、第I期と第II期の境を養老5年頃とする。
- 179) 『平城宮報告Ⅻ』pp. 243・244。
- 180) 今泉隆雄「8世紀の造宮官司考」『文化財論叢』1983, pp. 441~444。
- 181) 奈良国立文化財研究所編『平城京九条大路』県道城廻り線予定地発掘調査概報I, 1981, pp. 14・15。
- 182) 『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989, p. 60。
- 183) 『平城宮報告Ⅻ』p. 246。
- 184) 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1983, p. 16。
- 185) 森郁夫「平城京における宮の瓦と寺の瓦」『古代研究』8, 1976, p. 5。
- 186) 『薬師寺発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第45冊, 1987, p. 233。
- 187) 菅谷文則「奈良市大和田町追分の寺院遺構」『青陵』No. 14 1969。富雄町役場『富雄町史』1954, 第31図。坪之内徹「平城宮系軒瓦と行基建立寺院」『ヒストリア』86, 1980, pp. 30・31。
- 188) 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1983, pp. 26~28。『昭和61年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1987, p. 23。
- 189) 『平城宮報告Ⅻ』p. 227。
- 190) 太田博太郎「元興寺の歴史」『大和古寺大観』第三巻, 1977, p. 8。
- 191) 『薬師寺発掘調査報告』p. 271。
- 192) 太田博太郎「興福寺の歴史」『奈良六大寺大観』第七巻 1969, p. 7~9。
- 193) 註191・192と同じ。

- 194) 『平城宮報告Ⅶ』p. 135。
- 195) 森郁夫「瓦」『大和古寺大観』第五卷, 1978, p. 55。『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第44冊 1986, pp. 64~68。
- 196) 森郁夫「宮と京の瓦」『古代の瓦を考える一年代・生産・流通一』1986, p. 62。
- 197) 6130Bは天平勝宝2年の木簡を下限とするSK2101から出土(『平城宮報告Ⅶ』p. 71)。
- 198) 奈良国立文化財研究所編『平城宮北辺地域発掘調査報告書』1981, pp. 14・15。
- 199) 『平城宮報告Ⅸ』別表2・3。
- 200) 『奈良国立文化財研究所年報1971』pp. 38~42。
- 201) 中井公「瓦類」『平城京在京二条二坊十二坪発掘調査概要報告』1984, pp. 28・29。
- 202) 『平城宮報告Ⅹ』pp. 242・243。
- 203) 註8に同じ。
- 204) 『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989, p. 68。『平成元年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1990, p. 45。
- 205) 京都府立山城郷土資料館『山城の古瓦』1983, No. 100・125・131。常盤井智行「井手町岡田池瓦窯出土瓦」『京都考古』第31号, 1984, 図1-1。
- 206) 恭仁宮へ瓦を供給した瓦窯について, 上原真人氏は史料に記載がある「西山」瓦屋を考えている(註8文献 p. 89)。なお, 恭仁宮対岸の加茂町岡田の庄瓦窯でも6225が出土しており, 恭仁宮造営に伴う瓦窯が付近に存在した可能性がある。
- 207) 伊藤勇輔・前園実知雄「佐保山遺跡群の試掘調査」『1978年度奈良県遺跡調査概報』1979, 図版4左上。
- 208) 『平城宮報告Ⅵ』別表2・3。
- 209) 八木久栄「後期難波宮出土の瓦について」『難波宮址の研究七』報告篇 1981, pp. 173~178。
- 210) 法隆寺『法隆寺防災施設工事・発掘調査報告書』1985, 別表1・2。
- 211) 奈良県教育委員会『国宝 東大寺開山堂修理工事報告書』1971, 第113。同『重要文化財東大寺二月堂仏餉屋修理工事報告書』1984, 第1・2表。
- 212) 註8に同じ。
- 213) 法隆寺昭和資財帳編纂所編『法隆寺史料集成』一, 1983, pp. 117・122。
- 214) 森郁夫「東大寺法華堂の瓦」『南都仏教』第43・44号, 1980, pp. 145・146 など。
- 215) 註137, 文献1984, 第1表(番号304)。
- 216) 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1983, 第32図。中井公「平城京左京六条一坊十二坪の調査」『昭和58年度奈良市埋蔵文化財調査報告書』1985, p. 43 下図。
- 217) 『平城宮報告Ⅷ』p. 90。種別は不明だが6681は天平勝宝5年の木簡を伴出したSB7802の柱抜取穴から出土(『平城宮報告Ⅹ』p. 110)。
- 218) 『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989, p. 25。
- 219) 東院地区以外では6314Aは少ない。ここでは6314Aが64点, 6681A47点, 6681B48点。
- 220) 6307Aは天平勝宝5年の木簡を伴出したSB7802の柱抜取穴から出土(『平城宮報告Ⅹ』p. 120)。
- 221) 『平城宮報告Ⅹ』別表2・3。
- 222) 山本忠尚「大安寺の屋瓦」『大安寺志』1984, pp. 916~922。
- 223) 太田博太道「大安寺の歴史」『大和古寺大観』第三卷, 1977, pp. 54・55。
- 224) 註207, 文献, 図7。
- 225) 註185, 文献, p. 8。
- 226) 太田博太郎「法華寺の歴史」『六大寺大観』第五卷, 1978, pp. 35・36。
- 227) 『平城宮報告Ⅹ』p. 89。
- 228) 奈良国立文化財研究所編『奈良山Ⅲ』1979, p. 32。
- 229) 『奈良国立文化財研究所年報1971』pp. 37~42。
- 230) 『平城宮報告Ⅹ』p. 125。宝字年間に下ることについては本報告 p. 189。
- 231) 『薬師寺発掘調査報告』別表2・3。
- 232) 註231, 文献, p. 234。
- 233) 周辺では6226Aに類似した瓦が若干出土している。
- 234) 註231, 文献, 別表2・3。
- 235) 奈良国立文化財研究所編『平城京朱雀大路発掘調査報告』1974, pp. 11~13。
- 236) 奈良国立文化財研究所編『平城京羅城門跡発掘調査報告』1972, pp. 20~26。

- 237) 太田博太郎「東大寺の歴史」『奈良六大寺大観』第九卷, 1970, pp. 7~12。
- 238) 『平城宮報告Ⅻ』p. 246。
- 239) 『平城宮報告Ⅳ』pp. 38~46。
- 240) 平良泰久「市坂瓦窯跡」『木津町市』史料篇1, 1984, 図154。小山雅人ほか『平成元年度木津町上人ヶ平遺跡の調査』(現地説明会資料) 1989。
- 241) 註102, 文献 pp. 429~432。
- 242) 『平城宮報告Ⅴ』別表2・3。
- 243) 奈良国立文化財研究所編『平城京左京四條二坊一坪』1987, p. 25。
- 244) 奈良国立文化財研究所編『平城京左京四條二坊十五坪発掘報告』1985, pp. 30~32。
- 245) 唐招提寺では6012Aが7点, 6572Aが6点に対して, 6012Eが4点, 6575Aが2点。
- 246) 『木津町史』史料篇1, 図146。
- 247) 奈良国立文化財研究所『奈良山Ⅲ』1979, p. 24。6714Aは歌姫瓦窯(藤沢一夫「屋瓦の変遷」『世界考古学大系Ⅳ』1961, 144図)で焼成されており, これが音如ヶ谷瓦窯に利用されたのかもしれない。
- 248) 註184, 文献 pp. 4・5。
- 249) 『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』1984, p. 26。
- 250) 菅原遺跡調査会・奈良大学考古学研究室『菅原遺跡』奈良大学平城京発掘調査報告書第1集, 1982, pp. 43~49。
- 251) 註12に同じ。
- 252) 森郁夫「新薬師寺の瓦」『古代研究』22, 1981, pp. 5~9。
- 253) 西川新次「新薬師寺の歴史」『大和古寺大観』第四卷, 1977, p. 10。
- 254) 『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989, pp. 101・102。
- 255) 奈良国立文化財研究所編『西隆寺発掘調査報告』1976, pp. 78・79。
- 256) 『西隆寺発掘調査報告書』pp. 79・80。
- 257) 太田博太郎「西大寺の歴史」『奈良六大寺大観』第十四卷, 1973, pp. 9・10。
- 258) 福山敏男「唐招提寺建立年代の研究」『東洋美術』特輯, 日本美術史五, 1934。
- 259) 太田博太郎「唐招提寺の歴史」『奈良六大寺大観』第十二卷, 1969, pp. 8~12。
- 260) 『昭和54年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1980, pp. 45・46 (6235F・G, 6732F・Gは各1点に対して, 6235D・Kは各2点, が6点, 6732Dが5点, 6732Hが6点)。
- 261) 註237と同じ。
- 262) 高槻市史編さん委員会『高槻市史』第6巻考古編, 1973, PL. 500—19。『長岡京古瓦聚成』p. 192。
- 263) 工藤圭章「秋篠寺の歴史」『大和古寺大観』第五卷, 1978, p. 7。
- 264) 『研究論集』Ⅵ, 第4図1。山崎信二氏は一本造りの軒丸瓦(第6図6)を10世紀前半に比定しているが, あるいはこれが組むものかもしれない。
- 265) 『薬師寺発掘調査報告』p. 86(薬師寺38型式)。同範品は平城京左京一条三坊, 同二条二坊で出土(註37, 文献1980, p. 135)。
- 266) 『平城宮報告Ⅴ』pp. 141・142。註37, 文献1980, p. 135。
- 267) 石田茂作「法隆寺の古瓦」『秘宝二』法隆寺下 1970, PL. 571—9。
- 268) 『大和古寺大観』第五卷, 挿図10—15~17。奈良国立文化財研究所『興福寺食堂発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第7冊, 1959, PL. 23—19。註188, 文献 pp. 13~18。
- 269) 内裏北外郭官衙では, 天平元年の木簡を含む土壌SK2102から造営に関わる遺物が出土しており, 第二—1期の造営がこの時期にまで及ぶようである(『平城宮報告Ⅶ』p. 157)。
- 270) 大脇潔氏による。
- 271) 毛利光俊彦「日本古代の鬼面文鬼瓦」『研究論集Ⅵ』奈良国立文化財研究所学報第38冊, 1980, pp. 38・39。
- 272) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅲ』1962, p. 65。
- 273) 『平城宮報告Ⅲ』p. 65, PL. 29・30。
- 274) 註273に同じ。

2 土 器

A 平城京時代の土器研究の現状

平城京時代の土器の特質については、『平城宮発掘調査報告書 VII』（以下『報告VII』と略記する）において従前の研究成果をまとめ概括されている。『報告VII』の刊行後、早10数年を経て、その間に宮・京の調査も大きく進展し、良好な基準資料や新たな知見も加わった。ここではそれらの成果の一端を紹介し、研究の現状と問題点について概括してみたい。

都城の土器の特質

平城京には、天皇を頂点とする一部特権階級の貴族・下級役人・僧・京に本貫をもつ一般庶民にいたる様々な階層の人々が住んでいた。そして、十万とも二十万とも推計される都市住民の生活を維持するために、安定した物資の確保と流通機構の整備が図られていた。政府は、税物として地方から物資を徴集し、交換手段として貨幣を発行し、公設市場を設置して生活物資の流通を図った。

生活の基本となる衣・食・住のうち、土器が直接係わるのは、主として食の部門である。もっとも、土器は文具・納骨具・祭祀具などにも使われることもあるが、平城京から出土する多くは、食物を盛る、調理する、貯蔵する機能をもつ日常消費財の側面をもつ。

宮廷様式の食器

当時、衣・食・住の各方面にわたり、徹底した身分制が敷かれていた。食の部門では、基本的には、身分は食物の質と支給量の差で表現されたが、それは、当然の事ながら盛る容器の材質・形・数量にも反映することになる。宮廷・官衙における宴席・日々の給食の場において、身分制を表現するため、定式化した多量の食器が必要になる。そのため、特定地域の土器工人に貢納の義務を負わせ、形と法量を指定し、効率よく収奪を行なった。この時代の土器が、他のどの時代に較べても、定形化した形態をとり、法量に規格性をもつ所以は、まさにこうした特殊な宮廷の生活様式と深く係わっているからであり、この意味で「宮廷様式の食器」とでも称すべきである。宮廷様式の食器は、前代からの律令国家体制の発展に呼応し、形を整えてきたものであり、平城京の時代は、その完成期と衰退期にあたっている。宮廷式土器様式は、中央と地方の政治的・文化的交流によって地方にも根ざすようになる。この意味で宮廷式土器様式は「律令的土器様式」とも言えるわけである。

京の土器の特質

しかし、宮廷式生活様式に規定されてできた土器も、一步、宮を離れた京の住民にとっては単なる生活消費財にすぎず、個々の経済的地位に応じ、好みの食器を市で購入し、自由に使い分けたのである。宮に近く、一町以上を占める有力貴族の邸宅から出土した土器は、宮と較べても遜色ない内容をもつ。むしろ宮より優れた内容の構成をとっているという方が当を得ている。各地の産地の製品を含み、宮でも出土量が少ない大型蓋付皿・高杯・碗形などを好んで使用している。

一般庶民の土器構成を知り得る良好な事例は、今の所、持ち合わせないが、『正倉院文書』から知られる土器食器の価格を見ると、蓋付のもの・大型品・高杯等が高価であり、おそらく廉価な小型品を求め、さまざまな用途に使い分けたものと想像できよう。

京の土器のもう一つの特徴は、宮では極めて少量しかない人名や記号を墨書したものが多く

出土する点にある。そして、それは宮の土器は基本的に宮（役所）に属す備品であったのに対し、京のそれは個人に帰すものであったことを如実に物語る。

こうして京の住民も、斬新な宮廷式土器の食器の一部を手になることになるが、基本的に調理具・貯蔵具には様式変化がなく、古墳時代の系譜を引く形のもので使用されていた。

以上、都城の土器の消費財的側面について、宮・京それぞれのあり方を素描した。しかし、平城京には、これとは異なる要因で運ばれてきた土器群がある。一つは、税物の容器、あるいは換金財として運び込まれたものである。醬・食用油・酒などの液体物の容器、漆・塩などの容器があり、器形は極めてバラエティーに富み、一見して畿外産と判断できる。これらは、貢進物付札木簡と同等の資料価値を有し、産地の同定によって、当時の物資の流通の実態を別の面からも把握することが可能になる。

物資の運搬
具としての
土器

漆容器は、漆が残存することが多く、また塩壺は、一般に製塩土器が使われるため、内容物の特定は比較的容易である。内容物の残らない容器については、脂肪酸分析法を導入して同定をする必要がある。

さらにもう一つ別の要因で京に運び込まれた土器群は、税を運んで来た人々、都に上る人達の自家用の土器ともいえるべきものである。基本的には在地から持ち込んだもの、あるいは途上で買い求めたものであり、今の所、数はさほど多くはないが、山陰地方や関東地方などの食器煮沸具が発見されている。

税貢納者の
器

この二つの要因で運ばれた土器類は、中央と各地方の土器の併行関係を把握するのに恰好の資料となる。そして、平城京土器の研究は、地方のそれと軌を一に協力して進めなければならない理由は、まことにこの点にあると言っても過言ではない。

B 土器の群別と産地の同定

平城宮・京から出土する土器の一定量を占め、調物あるいは各国が換金物として京に運び込んだものと考えられる土器をとりあげ、類別とその産地について考えてみたい。平城宮から出土する土器のうち量的に多くを占める群は、調物として納貢されたものとみてまちがいなからう。近年、京城の調査が進展し、京の土器のあり方も次第に明らかになってきた。それらの成果によると、京で優勢な土器群も基本的には宮のそれと一致することが知られる。ところで、『延喜主計寮式』にみる一年間の須恵器調貢量は17000点に満たず、これでは京住民の需要には応じられない。主計寮式の規定は宮での一年間の消費見積とみるべきである。果して、土器貢納国が税物以外に、京住民の消費を見こし、換金財として京に運び込んでいたのか、それとも政府が京での消費分も見込んで徴集し、市に出したかのいずれかであろう。今後、他の物資の流通のあり方をも含めて考察する問題であり、ここでは結論を差し控えたい。

i 土師器の群別

平城宮・京から出土する土師器の食器類は大きく2群に分類される。I群土師器は、水箆の可能性もある極めてきめの細かい胎土で鉄分が少なく、灰白色に焼き上がっている。杯・皿類の調整は、一貫してa・b両手法による。ただし、8世紀中頃に出現する碗Aのみは、c手法が適応される¹⁾。

I群土師器

Ⅱ群土師器 Ⅱ群土師器はⅠ群に較べ粘土鉱物の粒子も粗く、砂を混じえる胎土で鉄分もやや多く、そのため灰褐～茶褐色の色合いの焼き上がりとなる。杯・皿類の調整は、8世紀前半代はⅠ群と同様にa・b両手法によるが、中頃以降はc手法に転換する。

Ⅰ群の土師器は、平城宮では8世紀を通じて普遍的な存在であるが、平城京では後半以降には出土量が減少する。群の消長を総体的に見ると、Ⅰ群が減少し、特に後半以降、Ⅱ群が優勢になる。Ⅰ群が9世紀前半以降に姿を消すのに対し、Ⅱ群は廃都の後も在地の土器として命脈を保っている。

**群別の自然
学的分析の
現状**

考古学的な観察分類法による群別は、自然科学的な分析法（蛍光X線分析）によっても検証され、微量元素の組成比率から産地の推定もなされている。そして、これまでは考古学と自然科学の研究成果によりⅠ群を大和に、Ⅱ群を河内に産地を特定していた。ところが、最近南河内の8世紀後半以降の土器の様相が明らかになるにおよんで、明らかにⅡ群土器とは異なるものと認識されるにいたり、再考を余儀なくされる事態になっている。

8世紀前半代の土師器は、平城京出土のものと同河内の遺跡（茶山遺跡等）出土のものでは、形態・製作手法の上で区別がつかない程よく似ている。また、蛍光X線分析でも、微量元素の²⁾相対比の相関図の上でも極めて近い位置に両者の分布域がある。

前述したように、Ⅱ群土師器は8世紀中頃を境に製作手法が大きく変わる。そして、前半のⅡ群と後半のⅡ群は、本来、別系統の一群ではないかとの疑問が生ずる。しかし、後半期のⅡ群は考古学的な所見や自然科学的分析結果でも、廃都後も大和で残る在地の土器の祖型と見られる点を重視すれば、大和産と見るべきである。³⁾そして微量元素の相対相関表で互いに近接する位置にあることから、河内に近い南西大和地域を考えるとよいのではなかろうか。仮にそうだとすれば、国を越えて土師器を供給した平安京とは異なり、平城京では大和一国から供給していたとの結論になるうか。今後、検討を要す大きな課題である。

『正倉院文書』などから、当時、夫婦の協業単位で土師器生産を行い、官や寺の特別注文を受け、再生産の糧としていたことが知れる。何万もの人口をかかえる京の消費を背景に土師器を専門的生産し、生計をたてていたグループが存在しても少しも不思議ではないし、そうした独自の活動を認めなければ、政治的要因で成立した都市の維持は不可能であったに違いない。

前述したように、実際に食事の場に使われる食器類は官の強い規制を受けたが、調理用の煮沸具にはそれほどの規制は無かった。京の住民生活にとっては、食器よりも煮沸具が大きな比重を持つ。宮の場合には大和型の甕が主体をなすが、京からは大和産以外に河内他の近隣諸国の甕類が出土し、食膳具よりは交易範囲が広いことが知られる。

ii 須恵器の群別

須恵器は以下に述べるⅠ～Ⅵ群に大別でき、産地の同定もある程度可能になっている。

Ⅰ群須恵器 Ⅰ群須恵器は長石・石英の細粒を含むやや粗い胎土を持つ。食器類の調整は、8世紀前半代にはロクロケズリを多用するが、Ⅱ群ほど丁寧ではなく削り幅も粗い。後半代には、ロクロケズリ手法は使われなくなり、底部ヘラ切りのまま軽く手で撫でるだけの仕上げになる。食器のみならず貯蔵器をはじめとする多種の器形がある。

蓋付壺は蓋を被せたまま焼成するのが大きな特徴である。そして隔着を防ぐため、あるいは

隔着した場合には横からたたいて取りはずせるように、蓋の端面の内側を小さく尖らせる。

甕類は丸底もしくは尖底で平底の例は少ない。

Ⅱ群須恵器は、水簸の可能性もある極めて緻密な胎土であり、ロクロ撫でやロクロ削りによって墨をぼかしたように糸状に延びる黒色粒子を含む。食器類の調整にあたっては丁寧なロクロ削りを施し、多くの場合、口縁の下端部をも削り出す。また土師器に固有なヘラ磨きを施し金属的な質感をかもしだすものも多い。器面はなめらかで灰黒～暗青灰色に発色する。器種は食器類がほとんどであるが、鉢A・壺Aなどの器種もある。硬質に焼き上がるが、自然釉がかかるものはほとんどない。

Ⅱ群須恵器

Ⅲ群須恵器は花崗岩の母岩に近い粘土で作られ、磁器質に焼き上がる。長石・石英粘土を含むものと、水簸を思わせる緻密な胎土の2種が認められる。灰白～淡灰青色の発色を呈し、杯B蓋などには自然釉がかかるものもある。高温焼成のため焼けひずむものや、火膨れを持つ例もある。食器類のほか、貯蔵器もある。食器類には、8世紀を通じてロクロ削り調整が駆使され、ヘラ切りのままのものはない。食器類のうち杯BⅠ蓋は、短くほぼ垂直に立ち上がる縁部と平坦な頂部からなり、梯形状のつまみが付く。蓋本体は、粘土板を青海波文を刻んだ当板で叩き出して形を整えた後、ロクロにかけ細部の挽きだしを行う。そのため、頂部内面には当板による叩き痕跡をとどめるものが多い。但し、この手法は必ずしもⅢ群固有の技法ではなく、Ⅱ群にも認められる。これに見合う杯BⅠも内底面に青海波の叩き痕をとどめ、同じ様な手法で作られたことが分かる。高台は先が狭い台形状の形態で、外側面が内傾するの大きな特徴である。他の杯Bについては必ずしもⅢ群に固有なものでないが、高台の内側に指の爪によると考えられる圧痕列を残すのも一つの特徴である。

Ⅲ群須恵器

Ⅳ群土器は、「報告Ⅵ」では、ロクロ削り調整が丁寧で、緻密な胎土であるが、焼成温度が低く、軟質で白色に焼き上がる一群をⅣ群と識別していた。しかし、その後、類例は見いだせず、焼成以外はⅡ群土器と共通の要素が強く、Ⅱ群土器の生焼け製品と見た方がよさそうである。ここで新たに設定すべしⅣ群は以下のような特徴を持つ一群を指し、従前のⅣ群とは異なることを明記する。

Ⅳ群土器

胎土には粗大な長石粒の他、白色微砂を多量に含む。食器類には、ロクロ削りを施す例はほとんどない。焼成温度も低く暗灰色～灰黒色に焼き上がる。食器類の形態は8世紀後半のⅠ群須恵器に相通ずる。食器類の他、貯蔵器も見られるが、壺類の内、小型広口の壺(壺H)は、底部の切り離しには糸が使われ、糸切り痕をとどめる。

蓋付壺の焼成法・甕の形態も、Ⅰ群と相通ずる。

Ⅴ群須恵器はやや砂っぽい胎土で微細な黒色の粒子を含む。食器類の多くは糸でロクロから切り離した後、ロクロ削りで調整する。高温の酸化炎状態で焼成されるため、器体は赤味を帯びる黒灰色に発色し、窯口に近く置かれていた壺・甕類はほとんど例外なく自然釉が掛かる。ロクロ精度が良いせいも、一般に他の群に較べて薄く挽き出され、器体に細かいロクロ目を残すのが通常である。

Ⅴ群須恵器

食器類のうち杯B蓋は、Ⅱ群のそれが、笠形から縁部が屈曲する平坦な形に変るのに対し、一貫して笠形の形状を保っている。杯A・杯Bに関しても、8世紀を通じヘラ削りによって端正に整え、側面形が硬い感じの箱形形態を保持している。

壺類の蓋は蓋をかぶせないで焼成するため、壺内底部に自然釉がかかるものが多い。

甕類はⅠ～Ⅳ群と異なり平底形態を主体とする。

Ⅵ群土器 Ⅵ群土器は砂っぽい胎土で焼き締りが悪く、表面がざらざらした焼き上がりになる。高温で焼成されて明灰色～淡暗灰色に発色し、壺・甕はもとより食器類も自然釉が掛かるものが多い。

食器類は、8世紀を通じておそらくヘラでロクロから切り離した後、ロクロ削り調整が施されている。Ⅴ群同様、杯B蓋には、金属器を写したものを除けば、縁部が屈曲する形態のものではなく、笠形の形態をとる。蓋付壺はⅤ群同様、別々に焼成する。しかし、甕類はⅤ群とは異なり、丸底もしくは尖底で平底の甕は少ない。

iii 群別と産地同定

各地の窯の内容が次第に明らかになるにつれ、平城京出土須恵器の群別との対応関係も次第に明らかになってきた。

Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ群は畿内産で、Ⅰ・Ⅱは泉陶邑窯、Ⅲ群については特定の窯を同定できないが、諸特徴から推して中国地方(播磨)と目される。Ⅳ群は生駒東麓窯に、Ⅴ群は尾張猿投窯に、Ⅵ群は岐阜市西部から各務原市一帯の美濃末衛窯に比定できる。Ⅵ群については、「美濃国」の刻印をもつものが数例発見されており、それらは岐阜市老洞窯跡で焼かれたことも明らかになっている。

Ⅰ・Ⅱ群はいずれも陶邑産で、同時期に併行して精製品と一般並製品とが区別されて生産されていたと見るべきであろう。

また、Ⅵ群の老洞古窯群では数種類かの美濃国刻印須恵器が出土しているが、平城京に運ばれて来ているのは、その内の2～3種の印を持つものだけであり、他の刻印のついたものは運ばれていない。そして京に運ばれていたものは、他の印を持つものに較べると精製品であり、美濃では貢納用と在地用の区別があった可能性が高い。

iv 宮・京の須恵器群別構成とその消長

平城宮の土壙などの一括資料は、京に較べ比較的単純な構成をとり、少量産地の異なるものを混える場合もあるが、一般に同一産地のもので構成されている。そして前半期にはⅠ・Ⅱ群で構成されることが多い。一方、京の一括資料は、産地のまとまりはなく、いろいろな産地のもので構成されている。それは、前述したように官制の強い公的な場と私的な場の違いによるものと解釈されよう。

次に各群別の量比と時期別消長についてまとめておこう。

全体的な土器の量を見るとⅠ→Ⅱ→(Ⅵ・Ⅴ・Ⅲ)の順となり、Ⅵ・Ⅴ・Ⅲ群は特に宮では劣勢でさほど量的に多くはない。しかし、8世紀後半になるとⅠ・Ⅱ群は急激に量を減ずる。それとともに、Ⅳ～Ⅵ群の須恵器が代わって量を増す傾向が指摘できる。Ⅳ群の製作技法や形態はⅠ群のそれと一致する。そして奈良時代前半には生産の伝統がなかった地域に突如開窯している。そしてそれは陶邑の衰退と機を一にしていることから、陶邑からの工人が移動して生産が始まったものと見られる。Ⅲ・Ⅵ群は全期を通じて存在が確認されるが、Ⅴ群は中頃以降に姿を見せ、次第に量を増す。

C 平城京土器の大別

平城宮出土土器は『報告Ⅶ』で大きくⅠ～Ⅴ段階に大別され、各段階の基準資料の紹介と年代比定の根拠について詳しい説明がなされている。ここでは『報告Ⅶ』以降、新たに発見した基準資料や伴出紀年木簡を紹介し、現状における各段階の概要と年代観を提示する(Tab. 15)。但し、煩雑を避けるため、『報告Ⅶ』に既に述べられている部分についてはできるだけ省略す

Tab. 15 平城宮土器の大別

時期	主要遺構	略年代	年代推定の根拠	備考
Ⅰ	S D 1900	710	「過所」木簡 大宝元年～和銅3年 (701) (710) 下ツ道西側溝で宮の造営に際し埋 立られる。	『報告Ⅸ』
	S D 3765下層 S D 8600(104次)	715	木簡 和銅2年～8年 (709) (715)	『報告Ⅺ』 未報告
Ⅱ	S D 3035(22次南)	716	木簡 靈龜2年～神龜2年 (716) (725)	未報告
	薬師寺井戸 S E 47		木簡 靈龜2年 (716)	『薬師寺報告』
	平城京 S D 485	木簡 神龜5年～天平元年 (728) (729)	『報告Ⅵ』	
	S K 12965(177次)	木簡 養老2～4・6年 (718～720, 722)	『61年度概報』	
	S K 2102	木簡 神龜5年～天平元年 (728) (729)	『報告Ⅶ』	
	S D 1250(122次)	木簡 神龜4年・天平3・4・6年 (734)	未報告	
	長屋皇宮木簡出土 井戸 S E 4699 長屋親皇木簡出土 溝 S D 4750	木簡 養老元年 (717) 木簡 和銅4年～靈龜2年 (711) (716)	『長屋王邸宅と木簡』 『同上』	
Ⅲ	東二坊々間路西側溝 S D 4699(左三・二・七坪)	730	木簡 天平2年 (730)	未報告
	東西大溝 S D 5100		木簡 天平6～8・10 (734) (738) 墨書土器天平13年 (741)	未報告
	東西大溝 S D 5300	750	木簡 天平17・18年 (746)	奈良市『朱雀大路報告書』 『報告Ⅶ』
	前川遺跡 S K 820		木簡 天平18年 天平勝宝2年 (750)	『同上』
	S K 2102			
Ⅳ	S B 7802柱抜取穴	760	木簡 天平勝宝5年 (753)	『報告Ⅺ』
	S K 219		木簡 天平宝字6年 (762)	『報告Ⅳ』
Ⅴ	S D 3236 C (104次)	784	木簡 天平神護2年・宝龜5・6年 (766) (775)	未報告
	S K 2113		木簡「左衛上府」天平宝字2年以降 (758)	『報告Ⅶ』
	S K 870		『同上』	
	S E 6166	墨書土器「主馬」 天応元年～延暦3年 (781) (784)	『報告Ⅻ』	

る事にして、変更点や問題点のみを取り上げることにしたい。

平城宮土器 I

平城宮土器 I は従前下ツ道側溝 S D 1900 出土品を基準資料としていたが、S D 1900 出土品は基本的には平城宮造営以前に属し、宮の土器ではなく平城宮土器 I の代表とするには問題があった。その後、第 104 次調査で造営直後に掘られ、和銅末年に埋戻された溝 S D 8600 から一括資料を得た。飛鳥 V に属し、S D 1900 出土土器よりは後出の土器群で、伴出の紀年木簡から 710～715 年頃までに使われたものと推定できる。S D 1900 出土品に較べて器種構成が極めてバラエティーに富み、美濃産と目される唐草文を陰刻した鏡形杯 B の蓋など、8 世紀前葉の宮廷土器を代表するものである。

平城宮土器 II

平城宮土器 II は平城京左京一条三坊の溝 S D 485 出土品を基準資料とする。S D 485 出土品は、報告書でも述べられるように型式的に古いもの、新しいものを含んでいる。その後、佐紀池西岸で行なった第 177 次調査で検出した溝状土壙 S D 12965 や、長屋皇王家に關係する土壙などから、より純粋な形式の一括資料を得ている。この他、量的にはまとまった資料ではないが、II の上限・下限年代を推定できる資料をいくつか得ている。一つは霊龜 2・4 年の紀年木簡を伴出した薬師寺境内の井戸 S E 47 出土遺物であり、もう一つは、第 104 次調査検出の長方形土壙 S K 8630 出土品であり、和銅 8 (715) 年～霊龜 2 (716) 年の紀年木簡を伴出している。下限については、壬生門前方で行なった第 122 次調査で、神龜 4 年～天平 6 年頃までの紀年木簡と伴出した一括資料を得ている。後述の平城宮土器 III の上限と考え合わせ、今の所、平城宮土器 II は 715～730 年頃の型式と考えて大差なかろう。

平城宮土器 III

平城宮土器 III は内裏北方官衙内の土壙 S K 820 出土品を基準資料とし、伴出木簡から天平末年 750 年頃を中心とする型式と考えていた。しかし第 193 次調査で検出した東二坊々間路西側溝の下層堆積には平城宮土器 I～III までの土器を含み、伴った最も新しい紀年木簡は天平元 (729) 年であることから、III の上限年代は従前考えていたのより古くなることが判明した。そして、東二坊々間路西側溝出土の土器類は、S K 820 よりも技法的に一段古い一群と認識できる。例えば、土師器杯類をみるとヘラ削りする手法も多く、ヘラミガキを持つものが主体で、暗文も粗いとはいえ、ほとんどすべての杯 A・杯 C に施されている。また、後半以降一般的になる土師器の椀 A は出現していない。この一群は土師器で見ると限り平城宮土器 III の最古型式と見ることができ、奈良市東九条町前川遺跡の井戸出土品→S K 820 出土品の順で形式変遷をたどることは明かである。従って III の存続年代の幅も、730～750 年頃と見てよからう。

平城宮土器 IV

平城宮土器 IV は大膳職にある土壙 S K 219 出土土器を基準資料とする。その後、IV の資料として第 77 次調査で検出した第一次大極殿院南門の東にある倭風建物 S B 7802 柱抜取穴出土土器は、『報告 XI』でも述べられているように、S K 219 出土土器より型式的に先行するものであり、III の S K 820 出土土器に直接後続する型式である。天平勝宝二 (750) 年の紀年木簡を伴出しており、IV の存続年代も、750～760 年代とみてよからう。

平城宮土器 V

平城宮土器 V は内裏北方官衙にある土壙 S K 2113・870、馬寮の井戸 S E 6166 を基準とする S E 6166 出土資料は『報告 XII』で報告を行なっている。S K 2113・S K 870 の出土資料は前述した I 群土師器が主体を占め、この段階の II 群土師器の全容は判然としなかったが、その後、東院西辺部で行なった第 104 次調査で検出した南北溝 S D 3236 から、V の一括資料を得ている。S D 3236 の下層では、宝龜 5 年の紀年木簡を伴う。

平城宮土器Ⅵは長岡遷都後の土器群を指す。京内の井戸から、この時期の資料をいくつか得ているが、Ⅴ段階のものと混在し区分が困難であり、今の所、良好な一括資料は見い出していない。但し、従前9世紀代に考えられていた興福寺一乗院の基壇建物を切る土壌出土一括品は、この時期の良好な資料である。

平城宮土器Ⅵ

平城宮土器Ⅶは平城上皇遷都の時期にあたり、大膳職の井戸S E 311上層の一括品を基準資料とする。S E 311Bは土師器が主体をなし、この時期の須恵器・施釉陶器類に関しては、上皇宮廃絶時に掘られた土壌S K 238の資料が基準資料となる。その後、平城上皇期の遺構はいくつか判明しているが、この時期土器はほとんど検出していない。

平城宮土器Ⅶ

i 土師器の器種の消長と法量変化

土師器食器類の法量変化については『報告Ⅶ』に詳しく、それを参照していただきたい。器種の消長についても、『報告Ⅶ』との重複を避けできるだけ簡略にするため表にまとめ、変更点と新発見、それに表では説明しきれない点のみを記述したい。表の器種名は基本的には『報告Ⅶ』に従っている。但し、杯Aについては口径がほぼ同じで、器高の高い一群と低い一群に

Tab. 16 土師器の器種消長

器種 \ 時期	I	II	III	IV	V
杯A I-1					
I-2		—————			
II					
III					
杯B I					
II					
III		—————		—————	
IV				—————	
大型杯B				—————	
杯C I					
II					
III		—————			
皿A I					
II					
皿B I		—————			
II					
皿C					
椀A I					
II					
III					—————
椀C					
高杯 I					
II		—————			
鉢A					
B		—————			
C		—————			
F			—————		
壺A					
E				—————	

分かれ、前者を杯A I、後者を杯A IIと呼称していたが、ここではそれぞれ杯A I₁・杯A I₂として表現する。後述の須恵器の場合も同様である。

杯 A (1) 杯Aは平城宮土器Ⅲまでは、杯A (I₁・I₂・II・III)の4種が存在するが、IV以降杯A (I₂・III)の2種に減少する。但し、両種が存在するのはII群土器で、I群土器は杯A Iの1種のみとなる。杯A I₁は平城宮土器Vでもわずかに残るが、極めて少ない。

杯 B (2) 杯BはIVまでは杯B (I~III)の3種しかないが、平城宮IVの段階で口径40cm・器高15cm種の大型品が出現し、9世紀前半代まで見られる。平城宮IVまでは、杯B自体、食器組成全体からみると量的に占める割合は少ないが、平城宮V・VIの段階では、出土量の増加する一方、杯B I~IVの4種に器種分化している。このような杯Bのあり方は、奈良時代後半以降、和泉国陶邑窯が次第に衰退し、須恵器の供給量が減少することと深く関わっている。また、須恵器とまったく同じ形をした壺Eが、平城宮IV以降に出現するのも同様な事情による。

杯 C (3) 杯Cは平城宮土器Iの段階まで杯C I~IIIの3種が存在するが、平城宮土器Ⅲ以降II群土師器から杯Cは姿を消すが、I群土師器では次第に法量が縮小しながらもVIまで存在する。V段階の杯Cは、II群土師器器ⅢA IIと同一法量となり、機能的には皿の小型品と目されよう。

皿 A (4) 皿Aについては、平城宮IIでは皿A IIは確認されているが極めて少ない。但し、『報告VI』では皿AをI~IIIの3種に区分しているが、皿A IIとしたものは口縁部端部が内傾する杯Cの形態であり、『報告VI』で皿A IIIとしたものをここでは皿A IIと考えている。皿A Iは全時期を通じて存在するが、皿A IIが増加するのはIV以降である。但し、I群土師器には皿A IIはなく、II群のみに限られる。

椀 A (5) 椀Aは平城宮土器Ⅲの新段階、SK820の段階で出現するが、量的に少ない。量的に多くなるのは平城宮土器IV以降で、法量は次第に小さくなる。

ii 土師器の製作手法の変化

土師器の製作手法と調整法

平城京時代の食器のうち、平底形態の杯類・皿は、基本的には粘土紐を巻き上げて大方の形を作ったのち大型の葉の上に置き、回転させて細部の成形を行う(木ノ葉手法)。最後に片手に持ち上げ、もう一方の手の獣皮や布を使って内面をナデ上げる。これをa手法調整と呼ぶ。a手法で作ったものの底部外面を削るものをb手法、外面全体を削るものをc手法と呼んでいる。従って、aとb・c手法は調整の差の区別ではなく、段階の差である。またa~c手法で作ったものに更にヘラ磨きや暗文を施すが、これも調整の段階の差であり、例えばb₂と表わす手法は、a手法仕上げ→ケズリ→暗文・ヘラ磨きの3段階の調整を経たことを表わす。

調整法は時期を追って変化するが、基本的には調整の簡略化の方向と理解できる。『報告VII』では、土師器の群別と調整法の変化の関係については論じられていないが、群毎にも調整手法の変化の仕方は異なる。

群別による調査手法の差

平城宮土器Ⅲ段階までは、I・II群土師器は同じような変化をたどる。平城宮土器IIの段階まではa・b両手法があり、b手法がやや多いが、平城宮土器Ⅲでは圧倒的にa手法が多くなる。平城宮土器IV以降もI群土師器はa・b両手法で作られ、II群土師器はc手法を採用し、a・b手法で仕上げるものはなくなる。

次に調整の第3段階である暗文・磨き調整の変化を見よう。これについても、平城宮土器Ⅲ

までは両群ほぼ同じような変化をたどる。杯A・Bの暗文は、連弧+二段放射暗文(平城宮土器Ⅰ)→連弧+一段斜放射暗文(平城宮土器Ⅲ)の順に変化する。そして平城宮土器Ⅲの新段階には無文化が進み、平城宮土器Ⅴ以降、完全に暗文がなくなる。

平城宮土器Ⅰ・Ⅱ段階では、ヘラ磨きはa・b手法の差を超えて基本的な調整であり、ヘラ磨きを持つものが多い。平城宮土器Ⅲ古段階には、まだヘラ磨きを施した例が知られるが、それ以降、Ⅰ群土器にはヘラ磨きは施されなくなる。

Ⅱ群土器は、平城宮土器Ⅳ以降もヘラ磨きを施すが、Ⅳには少なくむしろⅤ段階に増加し、Ⅵ以降に消失する。

杯Cについては、基本的には連弧+斜放射暗文であり、他に連弧+斜放射+連弧暗文の例が平城宮Ⅰ・Ⅱ段階で確認できる。やはり、平城宮Ⅲの古段階まで暗文・ヘラ磨きを施すが、以後は杯A・Bと同様の変化をたどる。

皿Aは、平城宮土器Ⅰ～Ⅲでは基本的に連弧+一段放射暗文で、ヘラ磨きの例はほとんどない。やはり、平城宮土器Ⅲの新段階で無文化が進行し、それ以降とだえる。ヘラ磨きは平城宮土器Ⅳ以降のⅡ群に採用されてⅤ段階に盛行し、Ⅵ以降に減少消滅する。

一方、杯F・碗A・碗C・皿Cの小型品は、厚めに大方の形を作ったのち手にのせ、もう一方の手の指で上方に薄く延ばし、口縁部上端をヨコナデする(左手手法)。碗Cはこうして作ったものを中指を底部の中心におき、他の指で回転させながら、もう一方の手で内面をナデて仕上げる。杯F・碗Aは、小口板やコテ状品を使って内面の凹凸を削り取る。碗Aの場合は外面もヘラ削りして平滑にする。

杯F・碗CはⅠ・Ⅱ群のいずれにも属さないが、碗Aは両群にあり、いずれもc手法で調整し、ヘラミガキを施す。但し、平城宮Ⅴ～Ⅵ段階にはe手法でヘラミガキを施す例があり、Ⅰ群に近い胎土組成を持つものもある。

前述したように、8世紀には法量によって二種の成形法を使い分けていたが、9世紀に入ると木ノ葉成形法が姿を消し、左手手法に転換する。その結果、製品の小型化と粗悪化が進行する。9世紀前半には、左手手法で作ったものをヘラケズリ調整するものが多くを占め、8世紀のc手法と区別する意味で、e—c手法と表現し区別している。9世紀中頃以降はe—c手法が少なくなり、10世紀段階には完全にe手法に変わる。

iii 須恵器の器種の消長と変化

(1) 平城京土器Ⅰ・Ⅱ段階には、杯A・Bは、器高の高い一群と低い一群の二系統が存在する。すなわち杯Aでは器高の高い一群は、径高指数33前後で5種(杯AⅠ₁・AⅡ₁・AⅢ₁・AⅣ₁・V)、径高指数23前後の低い一群には4種(杯AⅠ₂・AⅡ₂・AⅢ₂・AⅣ₂)がある。また杯Bにも同様に、径高指数35前後の一群が5種(杯BⅠ₁・BⅡ₁・BⅢ₁・BⅣ₁・BV)、径高指数26前後の一群が4種(杯BⅠ₂・BⅡ₂・BⅢ₂・BⅣ₂)ある。

平城宮土器Ⅲ以降、器高の高い一群は次第に姿を消し、Ⅳ段階には、高い一群は姿を消す。

(2) 鉢を忠実に模した器形(杯E・杯F)は前半に盛行する。杯Fは平城宮土器Ⅰの段階にはすでに存在し、身や蓋に唐草文の陰刻を施す例も知られる。杯Eは今の所、平城宮土器Ⅱ段階に確認できるが、更にⅠにさかのぼる可能性もある。

器種 \ 時期	I	II	III	IV	V
杯A I-1		■			
II-1		■			
III-1		■			
IV-1		■			
I-2		■			
II-2		■			
III-2		■			
IV-2		■			
V		■			
杯B I-1		■			
II-1		■			
III-1		■			
IV-1		■			
I-2		■			
II-2		■			
III-2		■			
IV-2		■			
V		■			
杯C I		■			
II		■			
皿A I		■			
II		■			
皿B I		■			
II		■			
皿C I		■			
II		■			
皿E		■			
椀A I		■			
II		■			
椀B		■			
高杯 I		■			
II		■			
鉢A		■			
D		■			
F		■			
壺A		■			
B		■			
C		■			
D		■			
E		■			
G		■			
H		■			
K		■			
L		■			
M		■			
N		■			
P		■			
Q		■			

Tab. 17 須恵器の器種消長

(3) 土師器の杯Aを模倣した杯Cには、口縁端部が内側に巻き込むものと、口縁内面上端に一条の沈線を施すものの2種あるが、両者とも平城宮土器Ⅱ段階に出現する。前者はⅠ群土器で、平城宮土器Ⅴ段階まで存在するのに対し、後者はⅡ群土器で、平城宮土器Ⅱ段階で姿を消す。また、土師器の杯Cを模した杯Xは平城宮土器Ⅱ・Ⅲの古段階に認められる。杯Xは成形にロクロを使用せず、土師器の成形法（木ノ葉成形法）で作られ、内面に暗文をもつものや外面をヘラ磨きするものがあり、土師器工人の手による須恵器である。

(4) 鉢Aは平城宮土器Ⅲの段階で、Ⅰ・Ⅱ群須恵器に尖底のものが出現し、以後、平底のものは姿を消す。但し、Ⅵ群は平底の鉢Aが残る。

(5) 杯B・皿Bの蓋には、頂部が笠形を呈するもの（B形態）、頂部が平坦で縁部が屈曲するもの（A形態）の二種がある。Ⅰ・Ⅳ群土器以外は基本的にA形態であるが、Ⅰ群須恵器はⅡ段階を境にA形態に変化し、B形態の蓋は姿を消す。

(6) 提梁を持つ平瓶は平城宮土器Ⅰに出現し、以後、提梁を持つ平瓶が一般化する。それまでは丸味を持つ高い体部の平瓶が一般的であったが、平城宮土器Ⅱの段階では体部が扁平になり、体部と平井部の境に稜を持つものが一般化する。高台を付す例は平城宮土器Ⅱの段階に、小型の平瓶（水滴）で知れるが、大型品で高台をもつものは平城宮土器Ⅳ以降に一般化する。

(7) 平城宮土器Ⅰ・Ⅱ段階の壺類は、壺Aを除き、古墳時代からの系譜を引く肩に稜を有する形態が一般的である。Ⅲ段階以降、こうした形態は次第に姿を消し、代わって肩に丸味を有する壺が一般化する。平城宮土器Ⅱにみられる小型壺C・D・Eのうち、以降も存続するのは壺Eのみである。平城宮土器Ⅲには壺Hが出現し、Ⅴ段階には高台を付さない形に変わる。

壺G・壺Mは今の所平城宮土器Ⅴ段階には出現しているが、壺Gについては、形式的に古い壺Gも確認でき、さらにさかのぼる可能性もある。壺MはⅤ段階に出現し、9世紀には小型壺の主体を占めるようになる。

iv 須恵器の製作技法の変化

古代の須恵器の成形法に関しては、大型の壺・甕類などは成形にはロクロを使わず、粘土紐を巻き上げたり、粘土紐を積み上げて大方の形を作った後、叩板と当板を使って叩いて成形したと見るのがほぼ一致した意見である。しかし、小型の食器・壺類に関しては、ロクロ回転を利用して粘土塊から直接製品を挽出したと考える説と、大形品と同様に粘土紐を巻き上げて成形したものをロクロに据え、細部の挽出しと調整を行なったとみる説に分かれる（粘土紐巻き上げ・ロクロ成形法⁵⁾）。以下、奈良時代の食器の実態から両説を検討してみよう。

奈良時代の食器の一般的な形は、側面形が箱形を呈し、広く平坦な底部とほぼ真直ぐに立ち上がる口縁部からなる。当時のロクロの精度については後述するとして、本来ロクロとは、回転力を利用して粘土塊を下方から順に、あるいは斜め上方に挽出して製品を作る道具である。しかし、真直ぐ横に挽出すことも理論的には可能であるが、粘土が重みですぐ垂れ、極めて困難である。ましてや、奈良時代の食器のように、そうして挽出したものの先端からほぼ垂直な形でさらに口縁部を挽出して、形を保持することは不可能に違いない。ロクロ水挽法の場合、製品の平底部分は基本的に粘土塊から切り離される面である。換言すれば、底部はロクロで挽出すものではなく、粘土円筒の大きさによって、はじめから大きさが決まっているのである。

須恵器製作
法の諸説

事実、奈良時代の畿内産の平底の食器類には、底部を挽出した痕跡は認められない。したがって、仮にロクロ水挽法でこうした平底食器を作るとした場合、少なくとも、期待される製品の底部と同じ位の径をもつ粘土円筒塊が必要になる。

ロクロの精度

ところで、奈良時代には確実にロクロ水挽法による製品が存在するが、食器ではなく細頸の瓶の類である。そのうち、下から上まで完全に一気に水挽法で作られたものは小型の壺Mのみである。壺Mの底径は、4 cm 前後、高さは10 cm 程度であり、それよりやや大形の壺G（器高20 cm 程度）は、頸部と体部とは別々に水挽し、接合して作る。体部の高さはやはり12 cm 程度である。壺M・壺Gよりも器高の高くて体部の張る壺Lは、壺Gと同様に2段構成で器体を作るものと、体部を2段に構成したものに頸部を取り付けたもの（3段構成）の2種がある。これらの瓶類の作法から、粘土塊から一気にひき上げできる高さは12 cm 前後であって、それより高いものを作る場合には、2段なり3段なりに分割して作らざるを得なかったのである。挽出しは回転力に比例し、回転力はロクロに乗る粘土の重量によって制限をうける。したがって、当時のロクロに乗せられた粘土塊の大きさは、せいぜい壺M 1 個体を作る位の大きさだったことになる。こうして見ると、側面形が箱形の食器をロクロ水挽法で作れないのは明らかであろう。そのため、こうした器形を作るためには粘土紐を巻き上げて大方の形をつくった後、ロクロの回転を使い細部の挽出しと調整を行わざるを得なかったのである。前述のようなロクロ水挽法による製品は、平城宮土器Ⅲの段階で金属を模した細頸水瓶にその初現を見るが、平城宮土器Ⅴ段階で盛行する技法である。8世紀はロクロ水挽法は畿内では主として瓶類の成形に採用されているが、Ⅴ群では笠形の杯B蓋や、一部の小型の杯類にも採用された可能性がある。Ⅴ群では、製品をロクロから切り離す際に糸を使う技法が奈良時代中頃から見られる。また、切り離しに糸を使うのは、Ⅴ群以外に出雲・因幡地方の須恵器にも見られるが、糸切り法はこれまでロクロ水挽法に固有の技法と考えられてきた。確かに、水挽法による製品は糸切りで、粘土紐巻き上げロクロ調整法によるものは、ヘラで切り離している。糸で切る場合は、粘土塊から切取って底部を作る意図をもち、後者の成形法の場合には、底部をあらかじめ作るのであるから、切り離すと言うよりも取り外すと言うのが的を得ている。その意味で「ヘラ切り」というよりも従前使われていた「ヘラ起こし」の語が適切である。すべての場合には適応できないかも知れないが、底部切り離し技法の違いは成形法の違いを反映していると見てよからう。

9世紀にはいるとロクロ水挽法は、磁器を模した緑釉、灰釉陶の碗・皿類にも適用される。9世紀前半に始まる新しい食器類は、前時代の箱型器形とは異なり、口縁部が内彎気味に上方に立ち上がる形で、ロクロに適した形であることは言を俟たない。

次に調整法の変化について述べよう。奈良時代前半期（Ⅰ～Ⅲ）までは、食器類の底部はロクロケズリされる。Ⅰ・Ⅳ群はⅣ以降、削り調整が省略され、ヘラ切りままの不調整ものが多くなる。他の群ではⅤ段階までロクロ削り調整が見られるが、Ⅴ群では底部を削り残し、糸切り痕をとどめるものがある。

Ⅴ 施 釉 陶 器

我国で上葉を掛けた焼き物が作られるようになるのは、7世紀後葉の頃である。鉛ガラスを

基礎釉とし、銅を呈色剤とする低火度焼成の緑釉単彩陶で、統一新羅の鉛釉陶器の影響を受けて成立した。この時期の鉛釉陶器の器種は棺・磚などの器材で、土器固有の形態(食器・貯蔵器等)には施釉されることがなかった。

緑釉単彩陶

我国のもう一つの施釉陶器の系列は多彩釉陶器であり、唐三彩の影響を受けて成立した、所謂、奈良三彩である。奈良三彩も鉛釉を基礎釉とし、酸化鉄・銅を基礎釉に加えて褐釉・緑釉を作り、器体に塗り分けて発色させる。基礎釉は無色透明で、白い発色は生地の色が浮かび出たものである。奈良三彩の最古例は、今の所、平城宮土器Ⅱのうちにある。8世紀前半期には左京八条一坊十三坪で緑釉単彩鉢などの例も知られるが、基本的には多彩のものが多くを占める。器種には杯・皿・碗・鉢・瓶等があり、煮沸器を除く器種のセットが揃っている。しかしこうした器種がセットで出土するのは宮と寺院に限られる。京あるいは各地の遺跡から時々出土する器形は、小型壺と骨蔵器として使われた壺Aであり、奈良三彩がセットとして出土することはない。奈良時代後半期になると多彩のものは少なくなり、緑釉単彩のものが増加する傾向にある。

奈良三彩

平城宮土器Ⅳ～Ⅴ段階には、更に緑釉単彩化が進むとともに、新しい器形が生産されるようになる。新出の器種としては、貼付輪高台の碗・唾壺・釜・カマドなどがある。そのうち碗・唾壺は確実に唐の磁器を写したものであり、従前考えられていたよりも磁器志向の風潮は古くさかのぼることになる。

緑釉単彩陶の新器種

平城宮土器Ⅶ段階で、磁器志向の様式が定着するとともに新たに、施釉陶器部門に灰釉陶器が加わり、以降、2種の施釉陶器が10世紀末から11世紀初め頃まで存続する。

vi 黒色土器

黒色土器は、水もれを防ぐために土器の表面に炭素を吸着させた焼物で、一種の改良型土器とも言うべきものである。畿内では、8世紀以前には黒色処理の技法の伝統はなく、東日本の影響を受け8世紀の初め頃に成立する。器の内面を黒色処理するA類と、内外両面を処理するB類がある。A類は奈良時代を通じて生産されているが、極めて出土例が少ない。土師器工人の手によるため、土師器の器形と共通するものが多い。黒色土器が量的に増加傾向を示すのは平城宮土器Ⅴ～Ⅵの段階であり、主として大形の杯Aが生産されるようになる。Ⅶ段階では、食器類に杯Bや磁器を模した皿Bなどが新たに加わるとともに貯蔵器・煮沸器も生産されるようになり、土師器から独立した生産部門を構成するようになる。

黒色土器A類

B類が盛行するのは10世紀段階であるが、奈良時代後半にすでに存在する。それは、特異な器形であり、唐もしくは渤海からの舶載品の可能性もある。9世紀代には、B類は既に生産されているが、小壺や硯等の特殊な器形のみであり、A類と共通する器形は見いだせない。

黒色土器B類

- 1) 『報告』ではSK219の碗Aの調整をa手法としているが、誤りであり、明らかにc手法である。
- 2) 羽曳野市教育委員会『古市遺跡Ⅴ』1984, p. 124~127
- 3) 奈文研『平城宮発掘調査報告Ⅺ』1982, p. 254~257
- 4) 阿部義平・山沢義貴「水びき成形法におけるヘラ切りと糸切り」『日本考古学協会第36回総会研究発表要旨』1970
- 5) 田中琢「須恵器製作技術の再検討」『考古学研究』第11巻第2号, 1964

3 遺 跡

A 内裏殿舎遺構の時期区分と変遷 (Fig. 87~95)

内裏地区の遺構は、内裏が存続したⅠ期からⅥ期まで、内裏が廃絶した後のⅦ・Ⅷ期の合計8時期に区分される。本節では、遺構の重複関係や出土遺物を抛り所として、これに各遺構の配置関係を考慮して各遺構をⅠ～Ⅷ期に区分した結果について、従来の見解との相異を明らかにしつつ、内裏内の遺構変遷について述べる。

i 内裏正殿遺構の再検討

『報告Ⅲ』
との相違点

まず建物遺構の重複関係について本報告で『報告Ⅲ』と異なる見解を示した点からみると、『報告Ⅲ』は内裏正殿地区の建物遺構について、柱穴の重複関係からS A 251→S B 460→S B 450 A→S B 450 Bの順序で新しくなり、これらの建物とS B 447・449・452との前後関係は確定できなかつた。『報告Ⅲ』ではS B 447とS B 452の遺構の解釈を誤ったために、重複関係を不明とせざるをえなかつたが、第Ⅲ章2の遺構各説で記したように重複関係からS B 449はⅦ期、S B 452はⅤ・Ⅵ期と改めた。また、S B 460については『報告Ⅲ』の誤りとは必ずしも断定できないが、桁行5間、梁行1間の小建物ではなく、これを西庇とするⅠ期の内裏正殿に復原することが可能である。

本報告では、S A 251をⅤ期の内裏正殿と御在所正殿を区画する堀として、『報告Ⅲ』で最も古いとした時期を逆転させ、最も新しくした。『報告Ⅲ』が時期区分に用いたS B 450の柱穴重複図では、S A 251の柱穴はS B 450によって消滅したものと考え、同位置に重複する3個の柱穴をS B 460→S B 450 A→S A 461とし、S A 461はS B 450 Aの西側柱と重複する南北5間の堀とした。S A 251の柱穴をS B 450 Bとしたために、本来はS B 450 Aの西妻側柱をS A 461と想定しなければならなくなつたのである。したがって本報告では、内裏正殿地区における遺構の重複関係をS A 460→S B 450 A→S B 450 B→S A 251・S B 452とし、S B 447は配置関係からS A 251と同期であるとした。そして内裏全体の配置関係からS B 460をⅠ期、S B 450 AをⅡ・Ⅲ期、S B 450 BをⅣ期、S B 447をⅤ・Ⅵ期の内裏正殿とした。

ii 内裏区画の変遷

I 期外郭 I期内裏は南面大垣S A 655、東西大垣S A 6905、北面大垣S A 486の掘立柱堀で区画され、東西・南北とも600尺の正方形の敷地である。南北中軸線上の中央に御在所正殿S B 4700の前面を東西中軸線上に揃え、内裏正殿S B 460はその中心をS B 4700の前面と南面大垣S A 655の中央、すなわち内裏の南北を四等分する位置に置く。Ⅱ期以後の内裏正殿・御在所正殿多少はとも南北に位置がずれることもあるが、基本的にはⅠ期の位置を踏襲している。

Ⅱ期外郭 Ⅱ期内裏はⅠ期の東面大垣S A 6905の北端3間分を縮小し、南端に6間分を増設して南北630尺に改め、南・北面は南に位置をずらせて建替え、南面大垣S A 7592、北面大垣S A 061となる。Ⅱ期御在所正殿S B 4703 AはⅠ期のS B 4700より一まわり小規模となるが、前面はS B

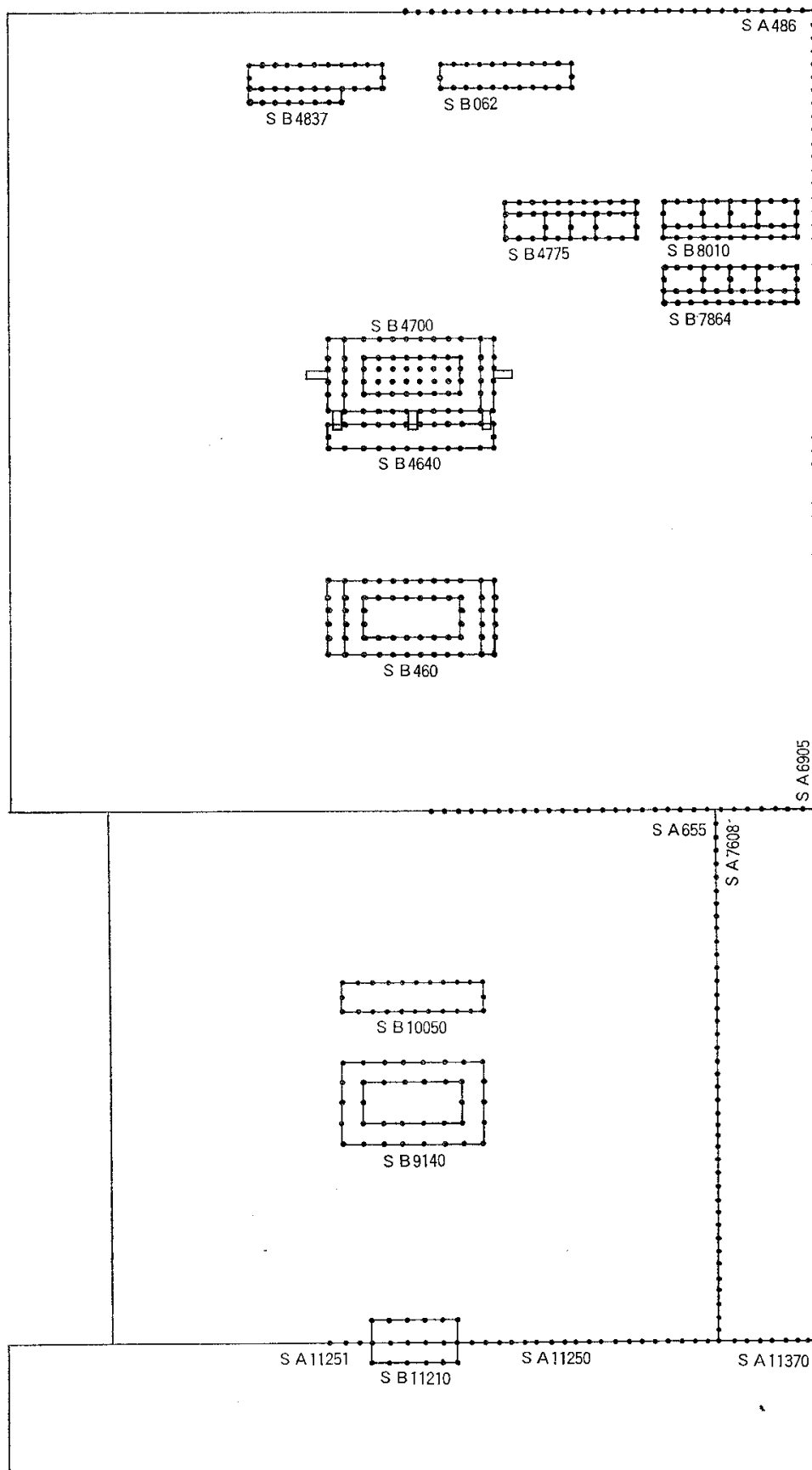


Fig. 87 内裏第I期の殿舎配置

4700と同様にその前面を内裏東西中軸線に合わせる。また、Ⅱ期内裏正殿S B 450AもⅠ期内裏正殿S B 460より桁行を2間縮小して同位置に建替える。

**内裏内部の
成立**

Ⅱ期内裏正殿と東・西脇殿は東西北三方を回廊（北面回廊S C 254・東面回廊S C 247）で囲う内郭を構成し、御在所の一郭も正殿・後殿・脇殿を塀S A 4690・4692・7876で囲い、内裏内郭と御在所一郭、および周辺殿舎地区で構成する内裏区画割の基本形式が成立する。

**掘立堀から
築地回廊へ**

Ⅲ期内裏外郭はⅡ期掘立柱大垣の位置を踏襲して築地回廊（東面S C 156・南面S C 640・北面S C 060）に改め、以後Ⅵ期までこの外郭築地回廊が存続する。

iii 内裏正殿地区と御在所地区

御在所正殿地区も内裏正殿地区と同様に同位置で多くの柱穴の重複が認められる。御在所正殿遺構の重複状況を見ると、S B 4700→S B 4703A→S B 4703B→S B 4704→S B 4705の順序となる。それぞれⅠ期からⅤ期までの各期の御在所正殿に充て、S B 4705はⅥ期まで存続させた。以下ではこの御在所正殿の時期区分を基準として、御在所殿舎群および、内裏正殿との対応関係について述べる。

**Ⅰ期御在所
正殿**

Ⅰ期の御在所正殿S B 4700には前面に細殿S B 4640が付属し、脇殿・後殿に相当する遺構は見当たらない。S B 460とS B 4700とは同規模・同形式であるが、S B 460には細殿は付属しない。細殿の有無は、両殿舎の性格の違いを反映している。また、両殿舎はⅡ期以後の内裏正殿にみられる脇殿や、内裏正殿と御在所地区を区画する施設をともなわないなど、配置形式をⅡ期以後とは大きく異にしているが、S B 460・S B 4700はともにⅡ期以後の内裏正殿や御在所正殿と同位置にあり、それぞれの機能はⅡ期以後に引継がれたものと思われる。

**Ⅱ期御在所
殿舎**

Ⅱ期の御在所正殿S B 4703Aには東脇殿S B 260A、西脇殿S B 4660A、後殿S B 4710A、湯殿S B 4715Aがともなう。東・西脇殿は従前から庇付き建物と考えられてきたが、庇柱掘形内の出土遺物からはⅡ期まで遡りえず、また、庇柱掘形と身舎の足場穴との切合い関係から、西脇殿ともⅡ期には身舎のみの形式で建設され、Ⅲ期に庇付きに改造された経緯が明らかとなった。この東脇殿S B 260Aは、内裏東脇殿S B 440・650と棟通り、梁間を揃えて南北一直線上に並び建っており、内裏東脇殿とは同時期であることは明らかである。

**Ⅲ期御在所
殿舎**

Ⅲ期には脇殿改造と同時に正殿S B 4703Bも西庇を拡幅する部分改造を行い、湯殿S B 4715はⅡ期を継承し、また後殿S B 4710BもⅡ期後殿の東・西端間を拡幅して同位置に建替えるなどの改造を加えるが、Ⅲ期御在所殿舎は基本的にはⅡ期の建物を踏襲している。したがって、内裏正殿もまた御在所正殿と同様にⅡ期のS B 450AをそのままⅢ期まで存続するものとした。

Ⅳ期には内裏正殿と御在所正殿を改築し、御在所に新たな殿舎を増築する時期である。Ⅲ期の御在所正殿S B 4703Bと同規模・同形式の建物であるS B 4704は、S B 4703Bよりやや東方に位置をずらしている。このことからS B 4704は、御在所正殿としての格式を荷っていたかどうかは疑わしい。Ⅲ期御在所東西脇殿S B 260BとS B 4660Bは、柱抜取穴出土土器（土器Ⅲ～Ⅴ型式）により、Ⅳ期まで存続したことが明らかである。この東・西脇殿間の中央にⅤ・Ⅵ期の御在所前殿S B 4610・4650と重複して、これらより古いS B 4645がある。S B 4645は桁行7間の北庇付き建物で、南庇は南方の未発掘区に想定できる。このS B 4645をⅣ期の御在所正殿とすると、平面形式をⅢ期の4面庇付きから2面庇付きに改めている点で、やや格下げの感はまぬ

**Ⅳ期御在所
正殿・後殿**

がれない。しかし、平面規模はⅢ期御在所正殿と同じであることや、内裏中軸線上にあって内裏正殿とは回廊 S C 254 を隔てて対峙する配置形式からみて、S B 4645 をⅣ期の御在所正殿、S B 4704 をその後殿としていたものと思われる。なお、Ⅳ期御在所の付属殿舎として、湯殿 S B 4715 B は S B 4715 A に東庇を加えて存続させ、また御在所地区の東北隅には小建物 S B 4767 を増築する。

Ⅳ期御在所正殿の改築は、当然内裏正殿の改築に対応するものと考えられる。Ⅳ期内裏正殿 S B 450 B はⅡ・Ⅲ期内裏正殿 S B 450 A と同位置で同規模に建替えたものであるが、平面形式は S B 450 A の身舎梁間 3 間、4 面庇付きから、Ⅳ期には身舎梁行を 2 間に狭めて代わりに北孫庇を付け加えている。北庇の付加によってそれまでの内裏正殿の平面規模に合せ、内裏正殿としての格式を保持したものとみなせるが、身舎梁間の縮小による棟高の低下はまぬがれない。この変化は、御在所正殿の 4 面庇から 2 面庇への変化と軌を一にするものと思われる。

Ⅳ期内裏正殿

Ⅴ期には内裏正殿と御在所地区の殿舎ならびにその区画は全面に近い変更を受ける。

Ⅴ期内裏内郭の縮小

内裏正殿区画は東西幅を変えずに、南北幅を約 4 分の 3 に縮小して掘立柱塀（東面 S A 248・北面 S A 251）に改め、これにともないⅣ期造営の内裏東・西脇殿 4 棟のうち東・西第 2 脇殿のみを存続させ、また内裏正殿 S B 447 を従前より前方に移動し、S B 447 の南側面を東・西脇殿の北妻側柱を結ぶ線上に揃える。

内裏内郭の縮小とは反対に、御在所一郭は南北に拡大し、Ⅱ～Ⅳ期には東西非対称形であった殿舎配置を対称形に改める。この拡大に際して、Ⅱ期造営の東垣 S A 7876 をそのまま存続させてその南に 7 間分（S A 258）と、北に 6 間分（S A 8033）を延長し、内裏中軸線に対称の位置に西垣 S A 4760 を設け、北垣 S A 4761 で御在所北面を閉じる。

Ⅴ期御在所区画

Ⅴ期御在所には、内裏中軸線上に S B 452・4610・4705・4712 を南北に並び建て、東南隅には S B 253、中央部の東西には S B 4670 と S B 4680、北端部の東西には S B 4770 A と S B 4790 A を並び建て、御在所全体にわたって東西対称の配置形態を保っている。但し、S B 4705 の西北隅柱と S B 4790 A を結ぶ塀 S A 4771 のみ非対称である。

Ⅴ期御在所殿舎配置

Ⅵ期はⅤ期の付属殿舎 S B 4712・4770 A・4790 A を同位置で改築してそれぞれ S B 4784・4770 B・4790 B とし、S B 4610 を北に移して S B 4705 に近接させ S B 4650 とする部分的な改築工事で、基本的にはⅤ期の殿舎配置と変わらない。

Ⅵ期の御在所殿舎配置

Ⅴ・Ⅵ期内裏正殿 S B 447 はⅡ～Ⅳ期の内裏正殿と桁行規模は同じであるが、梁行は 1 間縮めて 4 間となる。しかも、平面形式は当時としては異例で、身舎桁行 7 間、梁行 3 間の東西北 3 面庇で、南縁付きとする。身舎梁行 3 間の形式は、Ⅳ期に狭められた形式をもとに復したもので、前面にも庇を付けて 4 面庇とすればⅡ・Ⅲ期内裏正殿と同形式となるのであるが、南庇を省略して縁に改め、身舎内の西北隅に独立柱を立てるなど構造的にも従前と異なる特異な形態を示している。

Ⅴ・Ⅵ期の内裏正殿

Ⅳ期内裏正殿 S B 450 B と御在所正殿 S B 4645 の配置関係を参考にすれば、Ⅴ期の御在所正殿は S B 452 に充てるべきであろう。但し、S B 4645 が南北 2 面庇付きに対して、S B 452 は北庇を省略した形式となる。また、Ⅳ期には御在所後殿 S B 4704 とした建物は内裏中軸線から東に位置をずらしているが、Ⅴ期にはほぼ同位置で中軸線上にもどして S B 4705 が建つ。

Ⅴ期御在所正殿

S B 4705 はⅢ期まで御在所正殿が存在した位置にあるが、規模は桁行 9 間から 7 間に、4 面

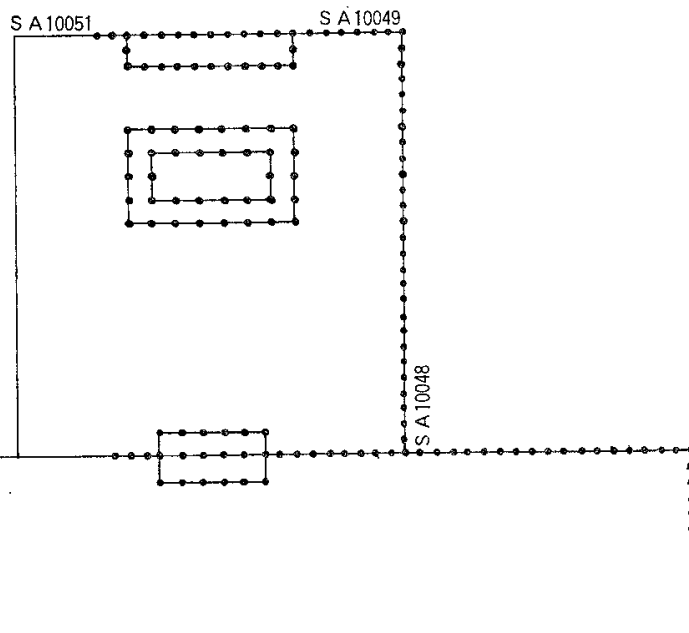
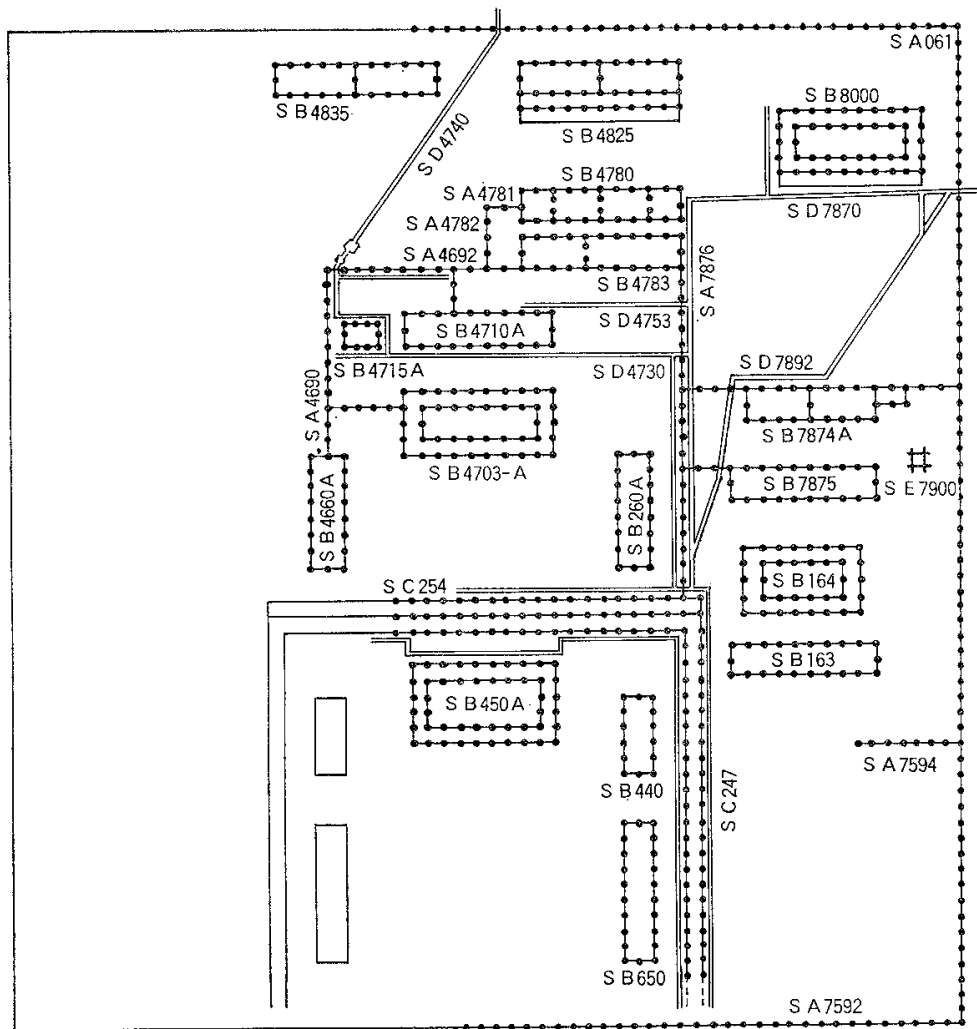


Fig. 88 内裏第二期の殿舎配置

庇付きから北庇付きに縮小され、後記の理由から皇后宮正殿に当る建物と思われる。

皇后宮正殿
の成立

V期御在所一郭の中心殿舎は、以上のように御在所正殿S B 452と皇后宮正殿S B 4705の2棟が南北に分かれて、それぞれに脇殿・後殿を備えた形式となる。御在所東脇殿S B 253は東西棟建物で、御在所正殿S B 452の南側面柱筋の東延長線上に北側柱筋を合わせて建つ。西脇殿は未発掘区に同規模・同形式の建物が想定される。II期以来の南北棟形式の脇殿とは異なって東西棟としたのは、II～III期御在所正殿と脇殿の関係、V期内裏正殿と脇殿の関係がいずれも正殿南面と脇殿北面の柱筋を合わせているのに倣い、かつ御在所正殿前庭が狭いためと思われる。なお、東西棟脇殿形式は第一次大極殿地区の第III₋₁期殿舎配置に認められる(Fig. 111)。

V期御在所
脇殿

皇后宮正殿S B 4705の脇殿S B 4670・4680は南北棟建物で、S B 4705との位置関係は棟方向を違えて正殿の東と西に並列する形式を採り、御在所正殿と脇殿のような柱筋を揃える関係は認められない。

皇后宮脇殿

御在所正殿と皇后宮正殿の間には、皇后宮正殿S B 4705の東西側面と合わせて2棟の東西棟建物S B 4610・4650が並列する。これら2棟の建物は同時期の可能性もあるが、S B 4705とS B 4650の間隔が17尺、S B 4650とS B 4610の間隔が13尺とそれぞれ異なることから、S B 4610とS B 4650は別時期の造営とし、S B 4610をV期、S B 4650をVI期の造営とした。

以上のように内裏正殿と御在所正殿を中心に、内裏内の殿舎配置の変遷は6つの時期に区別できることが明らかとなった。内裏内郭と御在所以外の内裏内殿舎は、西辺部については未発掘のため分からないが、北辺から東辺にかけては内裏北殿舎地区、内裏東北殿舎地区、内裏東殿舎地区、内裏東南広場の4つのブロックに分けることができる。

iv 内裏北殿舎地区

I期の付属殿舎は御在所正殿S B 4700より北の内裏北半部に集中している。内裏北端の中央部には、内裏中軸線に対して東西対称の位置に東殿S B 062、西殿S B 4837が棟通りを揃えて並列する。発掘調査後の報告では、S B 062を桁行10間の東西塀S A 062、S B 4837を梁行1間の建物としているが、その後の検討の結果、昭和29年発掘調査で検出しているIII期造営の築地回廊S C 060の下層の数個の柱穴がS B 062・4837の身舎北側柱に相当する位置にあること、また、S C 060の基壇南側溝が両建物の棟通りと一致して、南側溝下層に妻柱や間仕切柱が想定されることから、S B 062を桁行10間、梁行2間、S B 4837を同規模で南庇付きの建物とした。

I期北殿舎

御在所正殿S B 4700の東北方でS B 062とS B 4700の中間にS B 4775とS B 8010が東西に並び、S B 8010の南に並行してS B 7864が並ぶ。これら3棟とも桁行10間、梁行3間、1面庇付き東西棟建物で、4室に間仕切の点で共通するが、S B 4775を北庇、他の2棟を南庇とする点で異なる。

II期には内裏北面大垣の南への移動にともなって、I期御在所北殿舎S B 062・4835はそれぞれ南に移して東殿舎S B 4825、西殿舎S B 4835に建替わり、庇付建物の位置はI期と逆転する。また、I期の東北殿舎地区の3棟の建物は、その位置関係からみてS B 4754は北殿舎地区に、S B 7864・8010は東殿舎地区に取り込まれたものと思われる。

II期北殿舎

II期御在所北殿舎は上記の2棟と御在所正殿の中間に位置するS B 4780・4783があり、これら2棟の建物は10尺の相の間を屋内に取込んだ形式と推定される。S B 4784の東南隅柱に御在所

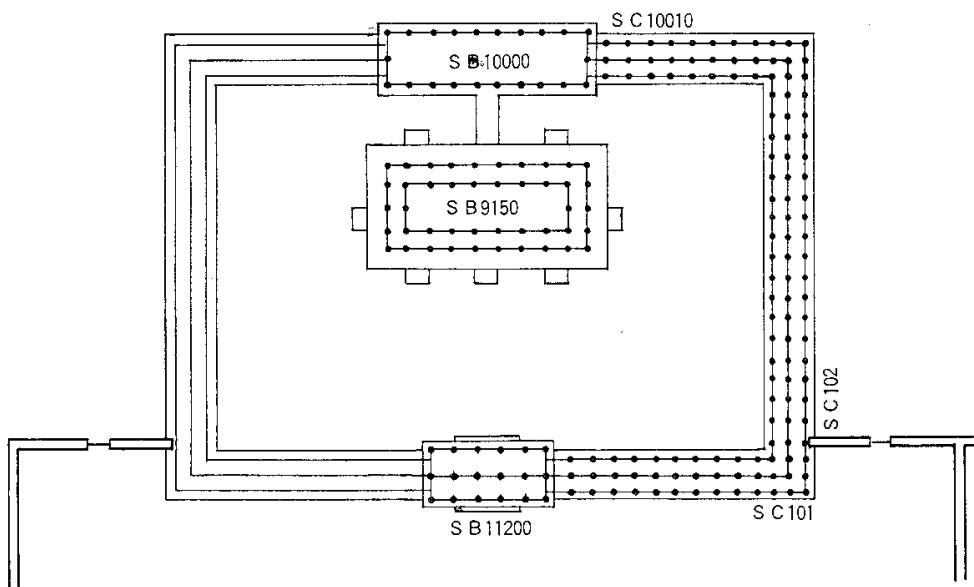
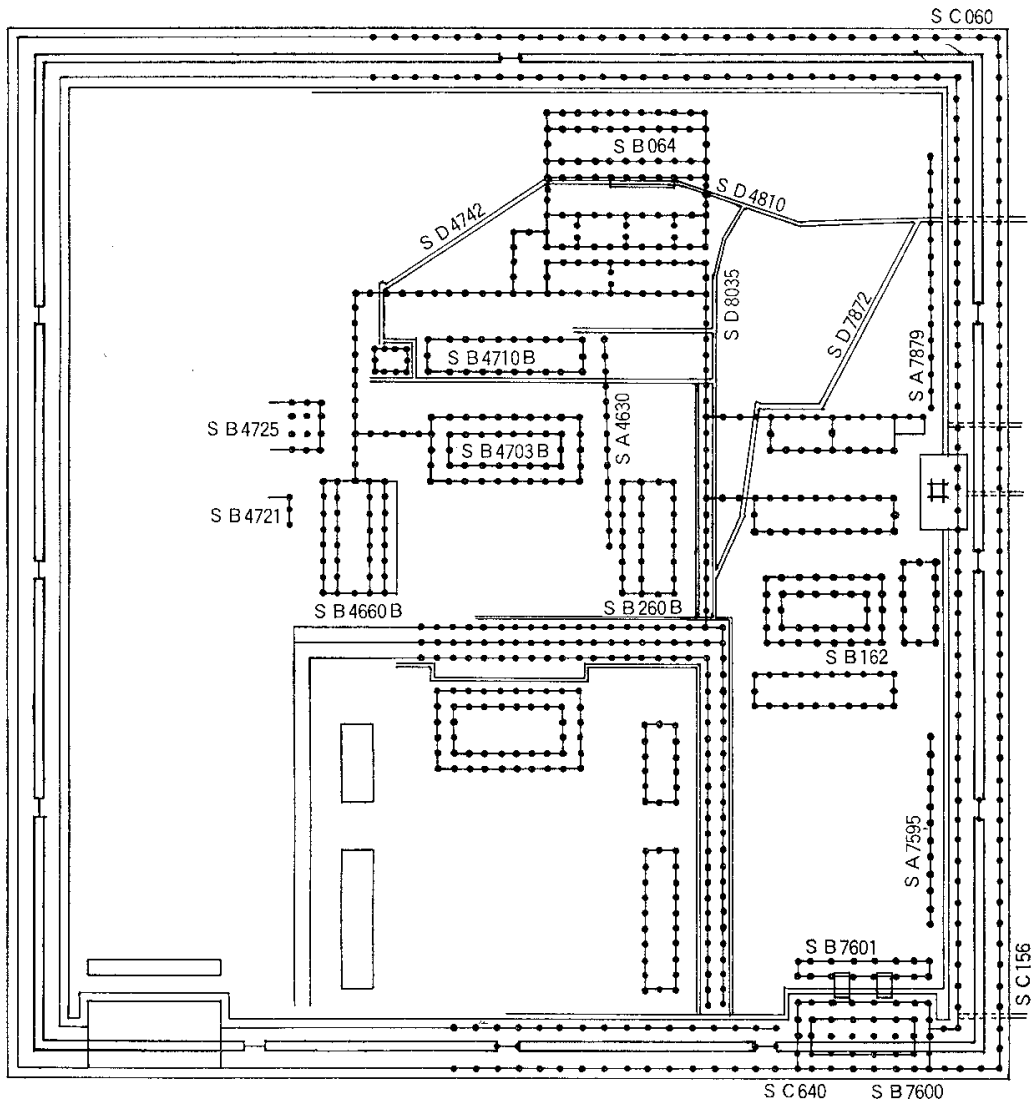


Fig. 89 内裏第Ⅲ期の殿舎配置

所東垣 S A 7876 が取付き、西南隅柱に同北垣 S A 4692 が取付く。このような配置形式から、少なくとも S B 4780・4783 は内裏北殿舎ブロックにあって、御在所一郭との機能的な結びつきの強い性格が窺える。

S B 4780 の西妻中央柱から西に取付く 2 間の東西塀 S A 4781 は、南に折れて 4 間の南北塀 S A 4782 となって御在所北垣 S A 4692 に取付き、S B 4780・4783 の西に狭小な空間を形成する。この空間を通して御在所から北方への通過口とし、S B 4780・4783 の出入口を両建物の西側面に開くものと思われる。両建物の機能は分からないが相の間を含めて一体的に利用されたと思われる、間仕切りは南殿 S B 4783 を 2 室に、北殿 S B 4780 を 4 室に割りつけ、間仕切りの中央に開口部を設けて部屋相互間の出入可能な形式と推定される。北殿 S B 4780 の規模と 4 室の部屋割りは I 期の付属殿舎形式を継承するものであろう。

Ⅲ期御在所北殿舎地区では内裏外郭が掘立柱塀から築地回廊に改められると、S B 4825・4835 は回廊と重複するために廃され、東殿 S B 4825 は北庇を増設した 2 面庇付きに改めて南に移し建替え S B 064 となる。S B 064 はⅡ期の S B 4825 の南縁付きの形式を踏襲していることから、機能的にもⅡ期と変わらないと思われるが、Ⅱ期にはオープンであった前庭は、Ⅲ期には南の S B 4780 と両端柱をつなぐ西塀 8041、東塀 8043 を設けて囲われ、御在所北殿舎地区の S B 064・4780・4783 の一体化した関係を窺わせる。

Ⅲ期北殿舎

Ⅲ期の末期には S B 064 の西南に近接して S B 4800 が増築される。この建物の建設時期は、柱掘形内出土瓦や土器形式からⅣ期相当とすべきものであるが、S B 064 と近接する S B 4800 の北塀の改造経緯からみて、Ⅲ期末に排水溝 S D 4742 の S D 4741 への流路変更とともに増築され、Ⅳ期に継承される。

Ⅳ期には S B 064・4780・4783 は廃絶するが、S B 4783 の南側柱の柱抜取穴から土器Ⅲ～Ⅳ形式の出土することから、御在所北垣 S A 4692 の東に連続して S B 4783 の南側柱のみ存続させ、塀に改めたものと思われる。また、S B 4780 の西側に取付く塀 S A 4781・4782 はⅣ期にも存続して、S B 4780・4783 を改築して建設される S B 4824 の西南中央柱に取付く。この建物は 4 面庇付きの建物であるから、S B 4780・4783 とは機能的には全く異なった建物と推定され、また、御在所からは独立して S B 4800 とともに御在所北殿舎を構成する一つの建物となる。

Ⅴ期には内裏正殿と御在所殿舎の全面改築にともなって、御在所北殿舎も改築される。S B 063 と S B 4830 の 2 棟は内裏北端中央の東西に、内裏中軸線に振り分けて配置される。このような配置状況はⅠ期とⅡ期の配置と類似し、かつ東殿 S B 063 の南面に縁が付く点もⅡ・Ⅲ期の東殿と共通する。但し、Ⅴ期北殿舎の規模はⅡ・Ⅲ期の桁行 10 間から 12 間に、東・西殿ともに南庇付きに大型化しており、S B 4830 と S B 063 はⅠ期・Ⅱ期の機能を復活、拡大化したものとみることができる。

Ⅴ期北殿舎

Ⅵ期にはⅤ期御在所北殿舎の東殿 S B 063 を廃し、御在所東垣 S A 8033 を北に延長して、東北殿舎地区と御在所北殿舎地区を区画する塀 S A 8044 を設ける。西殿 S B 4830 も東殿と同様に廃絶したかどうか確証はないが、Ⅵ期の東北殿舎地区や御在所後殿群の整備拡充にともない、御在所北殿舎の機能を吸収し廃絶したものと考えられる。

Ⅵ期北殿舎

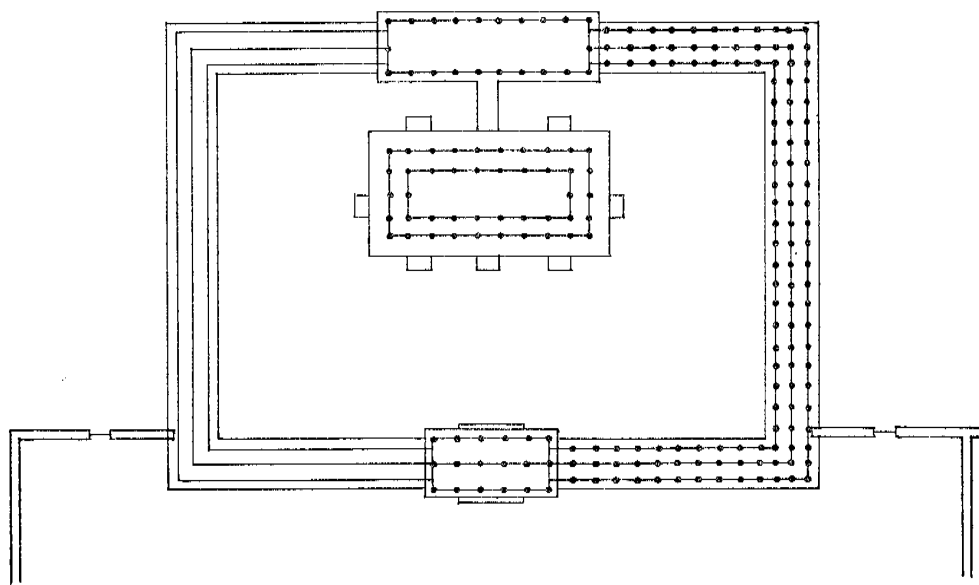
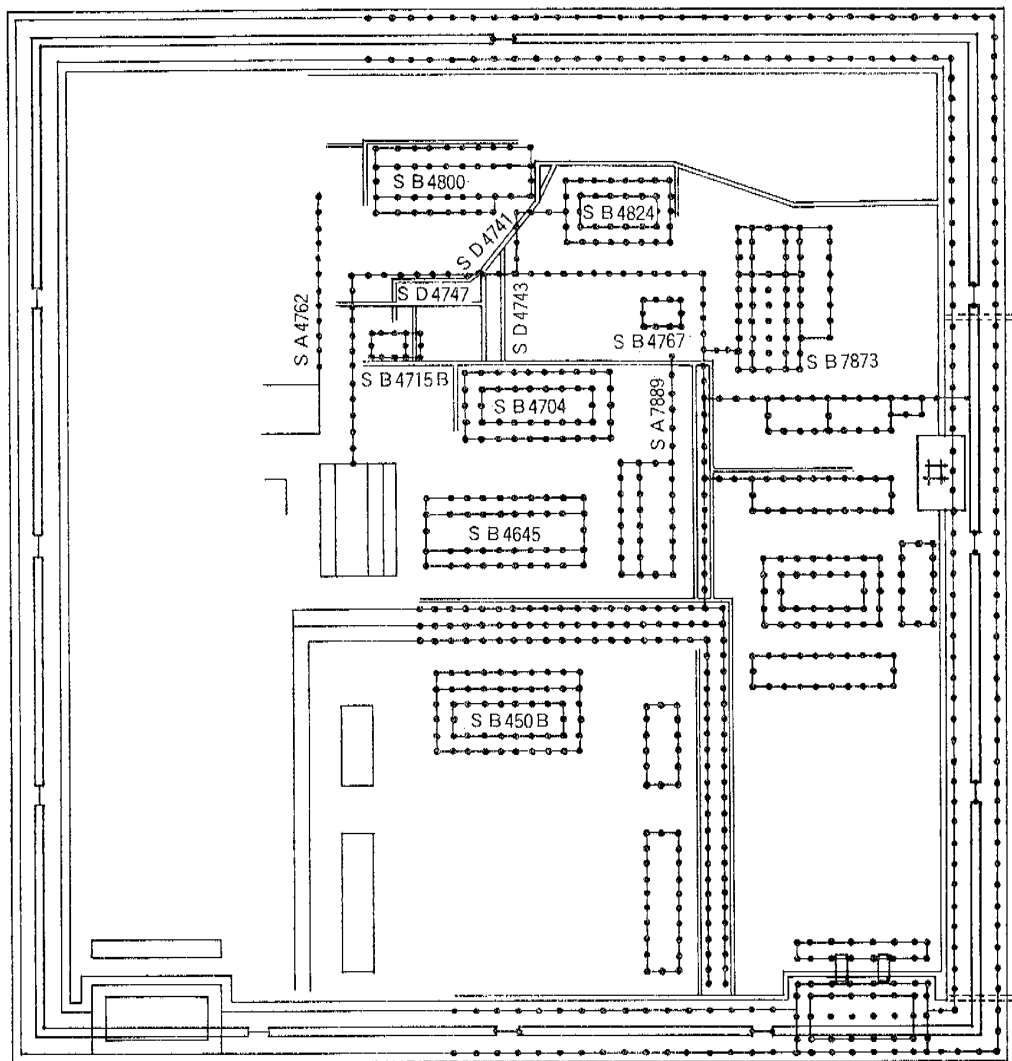


Fig. 90 内裏第Ⅳ期の殿舎配置

V 内裏東北殿舎地区

内裏東北殿舎地区には、Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ期にそれぞれ独立した殿舎を構える。

Ⅱ期のS B 8000は御在所正殿S B 4703 Aと同規模・同形式で、南面に縁を備えた格式の高い建物で、南方の広い前庭と一体化して機能している。S B 8000の南辺に沿って東流する東西溝S D 7870 Aと、前庭の南辺から東北方への斜行溝S D 7863はいずれも暗渠であり、前庭の空間利用に対する配慮がみられる。

Ⅱ期東北殿舎と前庭

Ⅲ期東北殿舎地区はS B 8000を廃して広場とし、広場の東面には築地回廊S C 156の内側に接して目隠塀S A 7879・8002を設け、斜行溝を西に移して暗渠S D 7872とする。また、広場西辺を北流するⅡ期のS D 7870北端部は、北で東に緩くカーブする暗渠S D 8035に造り替え、湯殿からの排水暗渠S D 4810に接続させる。このように、広場内の排水溝はⅡ期を踏襲しつつ渠暗に改めて広場としての機能性を高めている。

Ⅲ期東北広場

Ⅳ期にはⅢ期の暗渠排水路に囲われた内部に大型の2面庇付南北棟建物S B 7873が建設され、S B 7873の西側面南部と御在所東垣S A 7876の間を塀S A 7877で閉じる。S B 7873は南6間と北3間の2室に分かれ、両室に床束をもつが、北室の床束柱穴は小さく、したがって床高は低く、一方、南室の束柱穴は身舎柱と同径(約1尺)であることから高床と推定される。したがってS B 7873は南北2室の床高を異にした両室間に間仕切りを設けた2つの異なる機能空間で構成された建物であったと考えられる。

Ⅳ期東北殿舎

S B 7873はその位置と上記のような形式からみて、内裏北殿舎のS B 4824を中心殿舎とし、西方のS B 4800とともに一つの官衙域を構成し、機能的にはⅢ期のS B 064・4780・4783を継承したと思われる。

S B 7873の建設にともなって、その西北方の暗渠S D 8035は廃されてⅡ期の排水溝S D 7870 Bが復活する。この建物の南辺から東北方に斜行する溝S D 7872はⅣ期に廃されたようであるが、その配置形式からみて、Ⅳ期当初はS B 7873と併存したと思われる。

Ⅴ期の東北殿舎地区には小建物と塀、S B 8077、S A 8006、S B 8005、S A 7885・7886が鍵型に連なって中庭を形成する。これらの遺構は重複関係からⅤ期にあてられるのであるが、内裏北殿舎の東殿S B 063とS B 8007とは同時に存在し得るとしても、配置計画上は不自然であり、また、S B 8005・8007は内裏内殿舎としては小規模なことなどから、これらの建物と塀は祭式儀礼に関わる仮設建物か、あるいはⅤ期の内裏内殿舎造営に関わる工事現場小屋であったと思われる。したがって、いずれにしてもこの地区には、Ⅲ期と同様の広場が復活したと思われる。

Ⅴ期東北広場

仮設建物

Ⅵ期の東北殿舎地区は御在所北殿舎地区との間に塀S A 8044、内裏東殿舎地区との間に塀S A 7891を新たに設けて独立した区画を形成する。内部には南北2面庇付きの正殿S B 7881とその後殿S B 8020が南北方向の柱筋を揃えて並列し、Ⅴ期までとは全く異なった性格の殿舎域が成立する。

Ⅵ期東北殿舎

vi 内裏東殿舎地区と東南広場

Ⅰ期の内裏東殿舎地区には御在所東北方にS B 4775・7864・8010を集中させて、その南は南

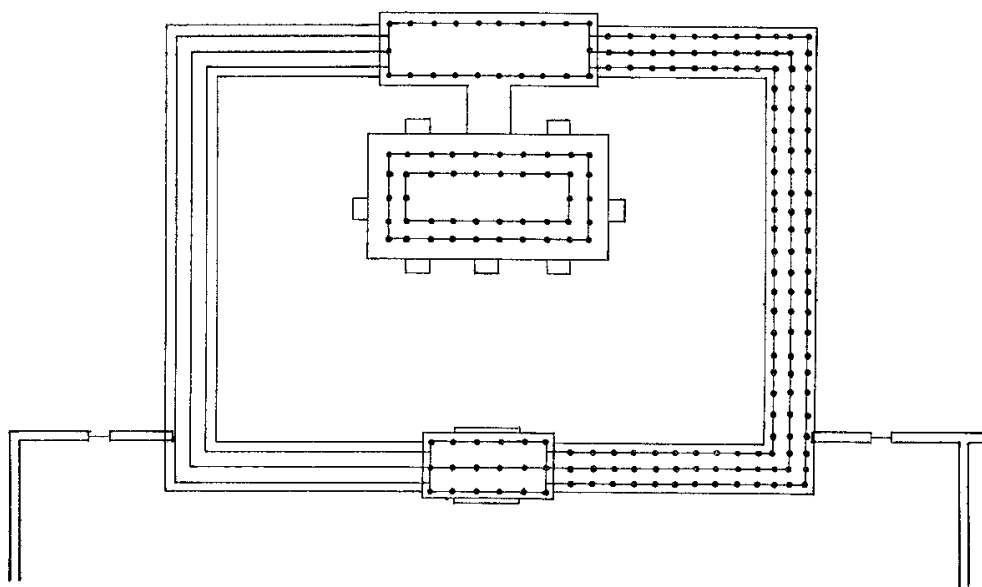
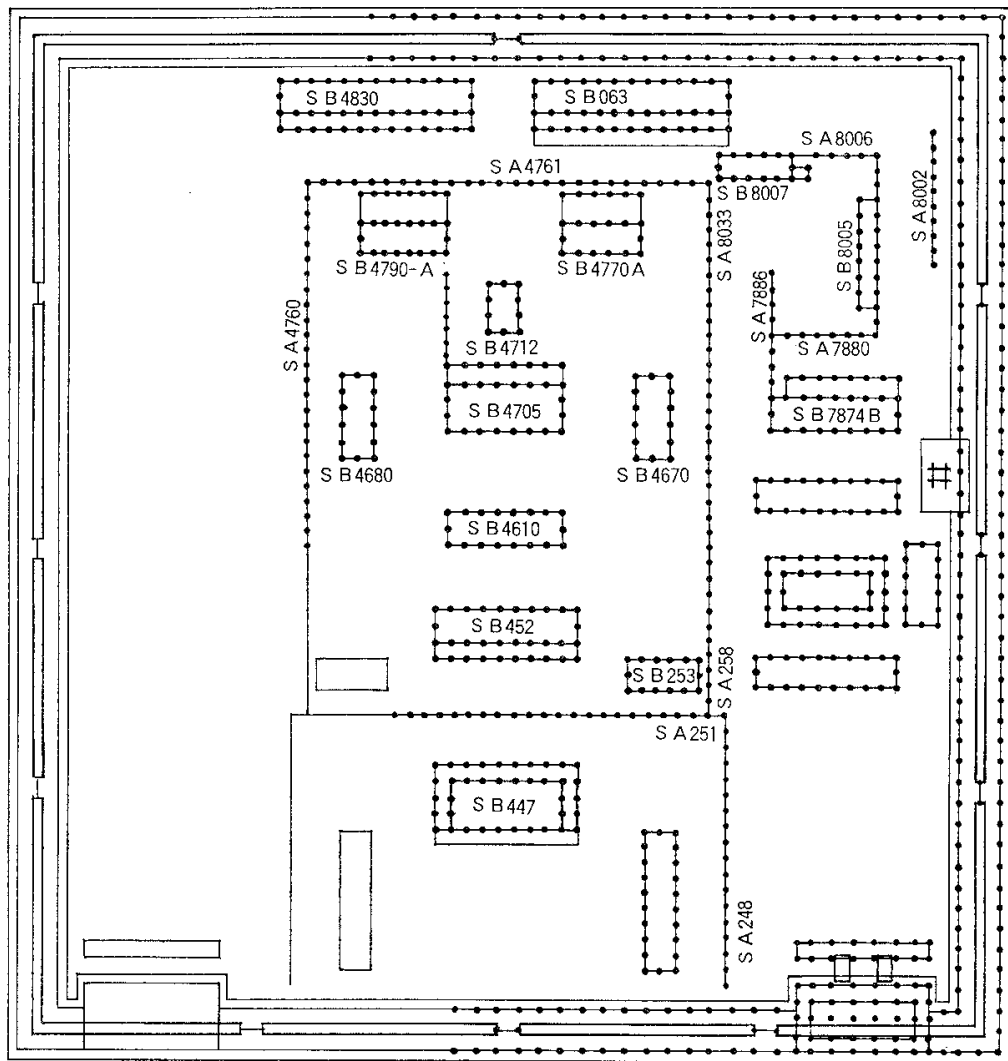


Fig. 91 内裏第V期の殿舎配置

大垣まで広大な広場を形成する。Ⅱ期には殿舎群を御在所東方に集中させて南に広場を設け、以後はⅥ期の内裏廃絶期までその配置構成は変わらない。

Ⅱ期東殿舎地区には正殿S B164を中心にして前殿S B163、後殿S B7875とS B7874Aの合計4棟の東西棟建物を南北に並列させる。これら4棟の殿舎群はやや西寄りに建てられ、殿舎群東側の北寄りに井戸S E7900を設ける。この地区の南を限る塀S A7594は、内裏東南広場から井戸S E7900を見通せないよう目隠塀を兼ねている。

S B7874Aは中央で2室に間仕切り、東妻側面の北柱間に角屋が付く形式。身舎西北隅柱と御在所東垣S A7876、および、角屋東北隅柱と内裏東大垣S A6905とを結ぶ、それぞれ開口部をもつ塀S A7887、S A7865を設置し、内裏東北殿舎地区との境界としている。同様の塀をS B7875の西北隅柱と御在所東垣S A7876との間にも設けている事から、S B7874Aは南の3棟の建物とは異なる機能(厨)を備えていたと思われる。また、S B7874AとS B7875の間には御在所東垣から井戸S E7900までをバラス敷舗装道路S F7890としていることからみて、S A7881とS A7888間の御在所東垣S A7876に門を開き、また、S A7887・7888にもそれぞれ開口部を設けて、御在所や東北殿舎、北殿舎への賄方の出入口としていたものと考えられる。

Ⅲ期には内裏外郭築地回廊の改築にともなって井戸周辺部を石敷整備し、井戸屋形S B7901および、S B164と東面築地回廊S C156との間にS B162を増築する。Ⅱ期の建物4棟と、塀S A7887・7888は存続する。目隠塀S A7894はS B162の増築によって不必要となり撤去している。以後は、Ⅴ期まではⅢ期の状態をそのまま受け継ぎ、Ⅴ期には東北殿舎地区の仮設建物建設に併なってS B7874に北庇を付設している。Ⅵ期にはS B7874を改築してS B7892とし、Ⅱ～Ⅴ期のS B7874を中心にした空間を拡げているが、機能的には前期までと変わらない。

内裏東南隅の広場は、Ⅰ期からⅥ期までの全期を通して変ることはない。Ⅰ期はⅡ期以後の3倍以上の空地となっているが、Ⅱ期以後の広場の機能はⅠ期から継承するものであろう。Ⅱ期には内裏東方殿舎地区との間の東半部に目隠塀S A7594を設けるが、西半部は殿舎と広場とは区画されず、この広場は内裏東殿舎群と一体に扱われていたことを示している。

Ⅲ期には築地回廊の造営にともなってⅡ期の目隠塀S A7594は撤去され、内裏東殿舎群の前庭としての性格が一層明確になる。この広場はまた、内裏南面築地回廊S C640の東端部を取込んで造営された内裏東楼閣S B7600とも直接に関連するものである。広場の東の築地回廊S C156には東面南門S B7590が開かれるが、広場に面した築地回廊の内側に接して、広場全体を遮蔽する目隠塀S A7595を設ける。この塀の南端は東楼閣の後殿S B7601の東北隅柱に取り付き、北端は未発掘地にかかるが、S B163の南側面の東延長線まで2間ほど延びていたものと思われる。

内裏東南広場は、井戸や厨を備えたS B164を中心とする内裏東殿舎群や、南の東楼閣S B7600と一体となって儀式や饗宴を行う場であったと考えられ、Ⅲ期に成立したこのような広場と殿舎群はⅥ期まで変ることなく継承されるのである。

vii 第二次大極殿院地区

内裏地区の変遷に関連して、本報告の範囲外ではあるが、内裏地区の南に直結した第二次大極殿地区の変遷の概要を記すことにする。

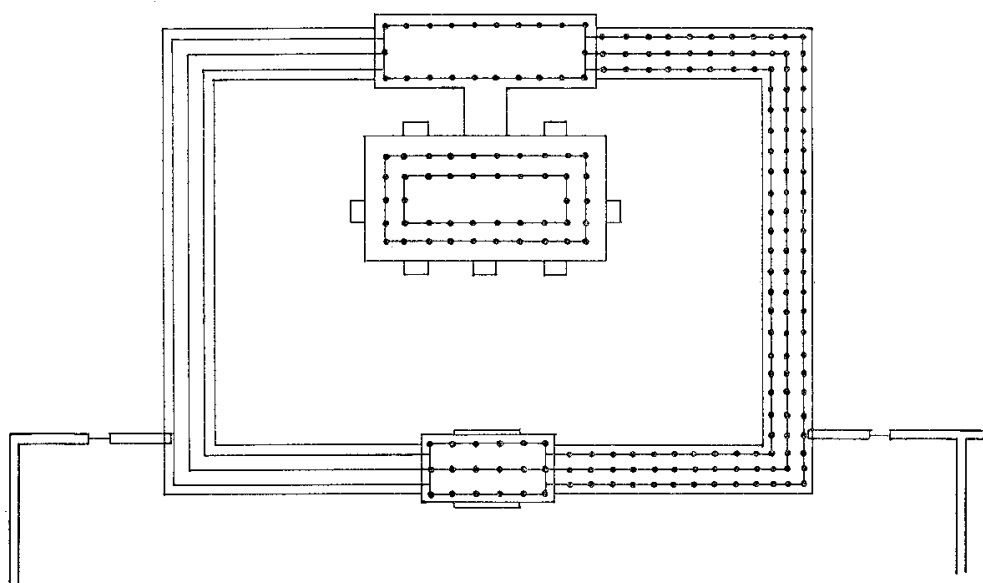
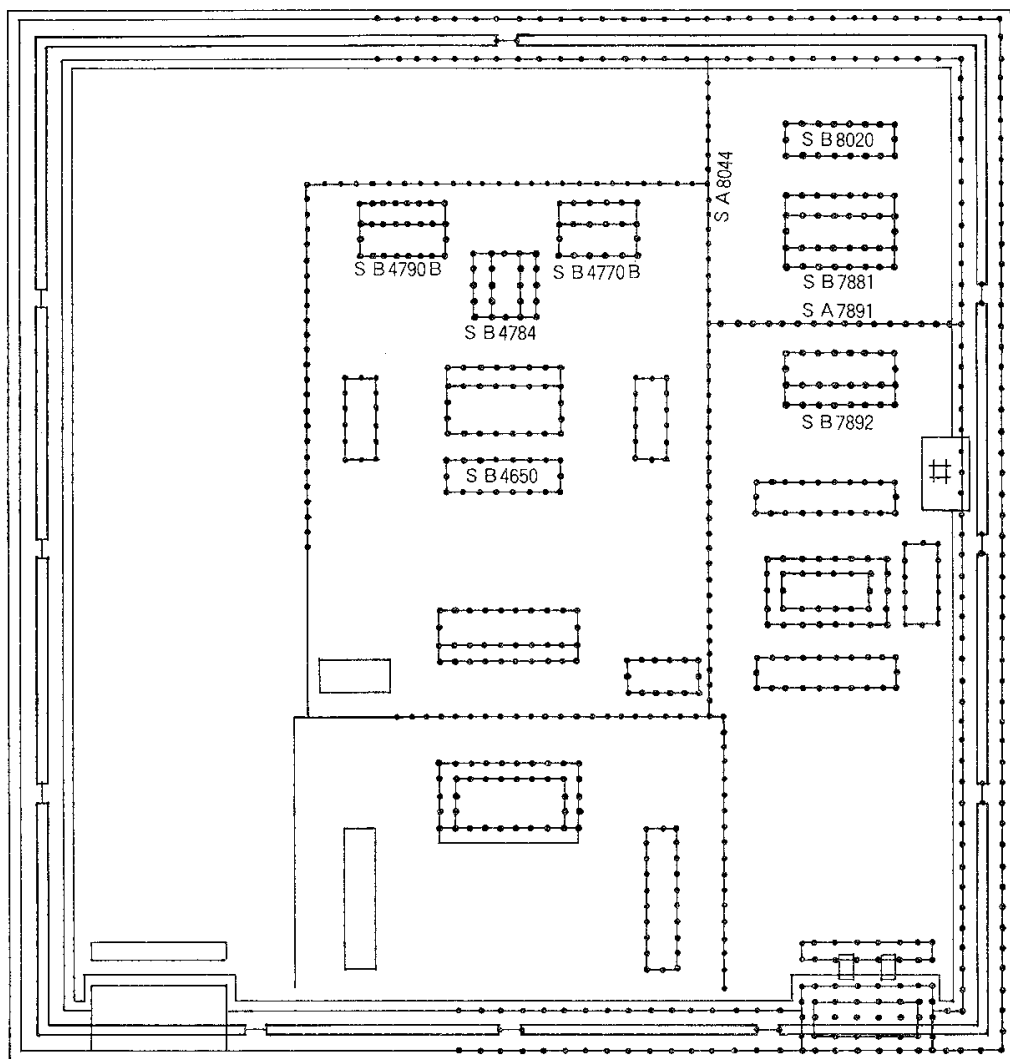


Fig. 92 内裏第Ⅵ期の殿舎配置

第二次大極殿および後殿の下層において桁行7間、梁行4間の4面庇付き掘立柱建物S B 9140と、その後方にS B 9140と桁行長を揃えた後殿S B 10050とを、さらに第二次大極殿閤門下層に掘立柱の5間3戸門S B 11210とその左右にのびる朝堂北面大垣S A 11250・11521、S B 9140の東方を区画して後殿と朝堂北大垣を結ぶ掘立柱塀S A 10048、および、その東方にI期内裏大垣S A 655と朝堂北大垣S A 11350を結ぶ南北塀S A 7593を検出している。

これらの遺構はI期に造営されてII期まで存続する大極殿相当のS B 9140を中心とした一郭を形成している。但し、S A 7593については、その北端の7間分の柱掘形が浅く、柱間寸法も不揃いであるため、I期には造営途中に計画変更されて、II期に内裏南大垣が南に移されたのちに設けられた可能性もある。

III期には内裏大垣の掘立柱塀から築地回廊への改築にともなって、この第二次大極殿院でも、すべて基壇付き礎石建物に改まり、大極殿S B 9150、同後殿S B 10000、同閤門S B 11200、同回廊S C 101・102・10010となり、以後はVI期まで存続する。但し、大極殿基壇はのちに拡張、嵩上げされた形跡があり、これにともなって後殿と軒廊を繋ぐ基壇も明らかに拡張されている、その時期を一応V期としたが確証はない。

viii 各期の造営年代

以上のような内裏内殿舎の各地区ごとの変遷を振り返って、各造営期の時期と殿舎配置上からみた各期の性格について時期を追ってみることにしよう。

I期は平城宮創建の元明朝から元正朝にかけての時期である。この時期の殿舎の密度は薄い、その構成は内裏正殿・御在所正殿および北方の御在所付属殿舎群からなり、II期以後の内裏の基本的な骨格を形成した時期である。

II期は聖武朝の平城宮還都までの時期である。この時期にはI期の内裏の諸機能を充実させるための大改造を行い、II期以後の内裏をはじめとする宮城の骨格がつくられる。

II期内裏では、内裏正殿・脇殿・前庭の東西北面を回廊で囲う区画を正面中央に構え、その北に御在所正殿・脇殿・後殿・湯殿を掘立柱塀で囲う御在所区画と、更にその北方に付属殿舎を、内裏正殿区画と御在所の東方には、北半に井戸・厨を備えた東殿舎群と南半には広場を配す。III期とIV期に御在所と北方殿舎群に増改築が加えられるが、このような内裏殿舎の基本構成は、IV期まで基本的には変わらない。

III期は平城還都の頃から天平宝字4年頃から始まる大宮改修まで、聖武朝末期と孝謙・淳仁朝前半期の時期である。この時期には内裏内の殿舎では御在所と北方殿舎の一部に増改築が認められる程度であるが、内裏を囲う塀を掘立柱塀から築地回廊に改築し、南面築地回廊に楼閣を構えて内裏の外観を壮麗にし、第二次大極殿院・朝堂院地区でも掘立柱建物・塀を礎石建物や築地塀に改めるなどの大造営工事が行われた。

IV期は、天平宝字4年以後、築地回廊に引続いて内裏正殿、御在所正殿、御在所北殿舎の改築にとりかかり、あわせて、第一次大極殿院地区II期の造営を始め、内裏地区を孝謙太上天皇の御在所(のち称徳天皇の内裏「西宮」)、第一次大極殿地区を淳仁天皇の御在所「中宮院」に改める時期である。

V・VI期の内裏造営に関わる文献上の記載はないが、後述するように御在所地区における皇

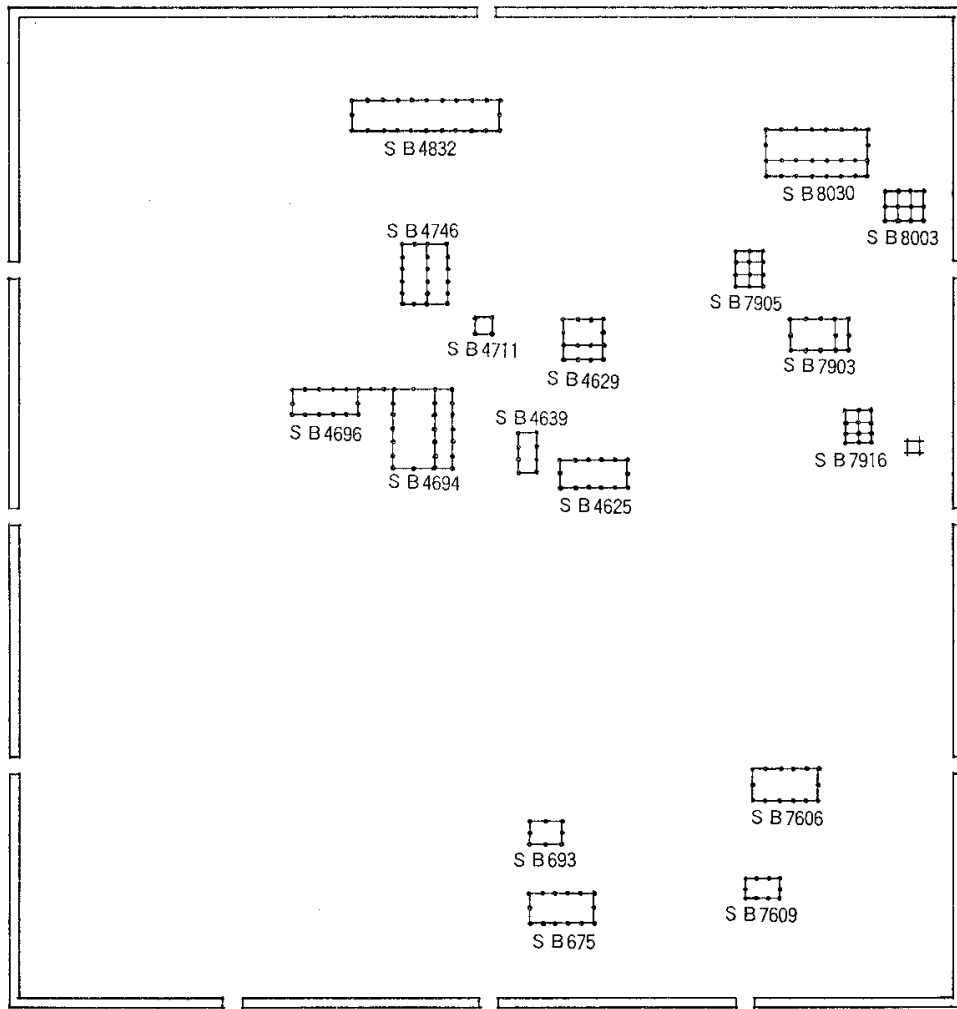


Fig. 93 VII期の建物配置

后宮の成立からみてV期は光仁朝の時期である。そして桓武天皇は光仁朝内裏を引継いでV期内裏北殿舎・東北殿舎地区を改めつつ長岡京遷都への準備をはじめめる。

ix 廃都以後の内裏地区 (Fig. 93~95)

平城宮廃都後の遺構には、前代の井戸 S E 7900 と VII・VIII期の掘立柱建物がある。

VII期の掘立柱建物はVI期以前の内裏殿舎と比較して柱穴は小さいが、方形の掘形をもち、建物方位が振れないもので、これに対して、VIII期の掘立柱建物は重複関係では最も新しく、柱穴もさらに小型で円型掘形となり、方位の振れるものが多い。

平城宮廃絶時に、内裏築地回廊は解体して長岡宮に移築するが、築地本体はそのまま残され、また、井戸 S E 7900 も引続き利用できたことから、旧内裏内は良好な住環境を保ち、VII期の建物群が旧内裏内に集中して営まれたと考えられる。

VII期には30棟の建物が少なくとも2期に亘って存在する。これらの建物の重複関係で、柱穴に切合い関係が認められるのは S B 7894→S B 7903のみで、切合い関係はないが重複する遺構には S B 4713—S B 4746, S B 8045—S B 8003・8030, S B 4651—S B 4654 の3組がある。互いに重複する2棟の建物には柱掘形に大小の差が認められ、また、切合い関係にある S B 7894

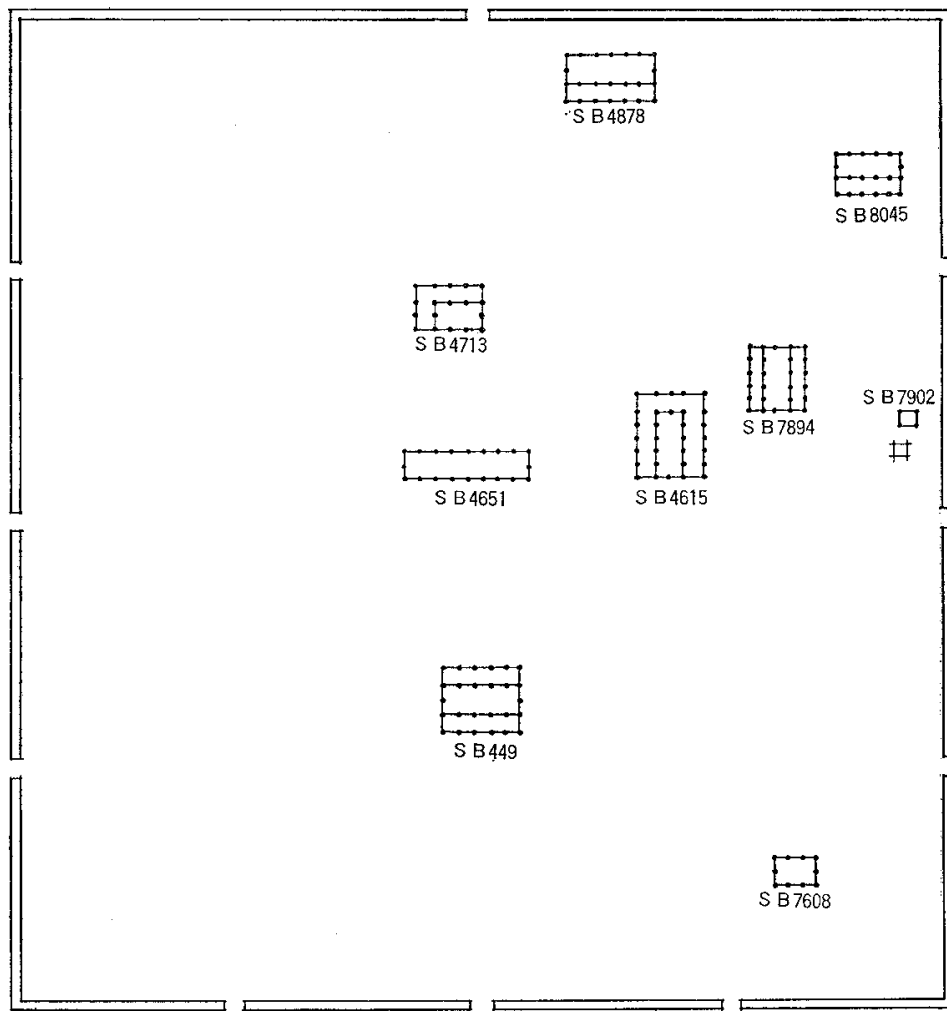


Fig. 94 VII-2期の建物配置

・7903は古い方の柱掘形が大きいことから、VII期を2小期に分けるとすれば、柱掘形の大小が一つの基準となる。この基準と配置関係をからめてVII-1期とVII-2期に分けたのが Fig. 93・94である。但し、VII期の主屋と思われる2面庇付建物S B 449と3面庇付建物S B 4615はVII-1期としたが、S B 449は旧内裏正殿と同位置で、かつ内裏中軸線上にあることから廃都直後に建てられたVII-1期の主屋であり、VII-2期には主屋を北東の井戸寄りに移してS B 4615とした可能性もある。また、その他の建物も画一的に2期の分かれるのではなく、この2小期を軸にして連続して増改築が行われたものと思われる。

VII期の造営年代を示す遺物は柱穴からは出土しないが、V・VI期内裏殿舎の柱抜取穴からの出土土器(VI・VII期)が当該期のもものと推定される。土器VI期は長岡京と同時代の8世紀末から9世紀初頭にかけての時期、土器VII期は平城上皇没年の天長元(824)年頃に比定され、平城宮廃絶直後から平城上皇還都の時代にかけて営まれた生活空間であったと思われる。また、井戸S E 7900からは9世紀後半代の土器を出土しており、VII-2期を9世紀後半にあてることも可能である。また、VII期の建物が平城上皇没後も存続したものとして、9世紀後半の井戸出土土器がVII期の下限を示す遺物であるとすれば、VII期の存続期間は8世紀末から9世紀後半までとすることができる。

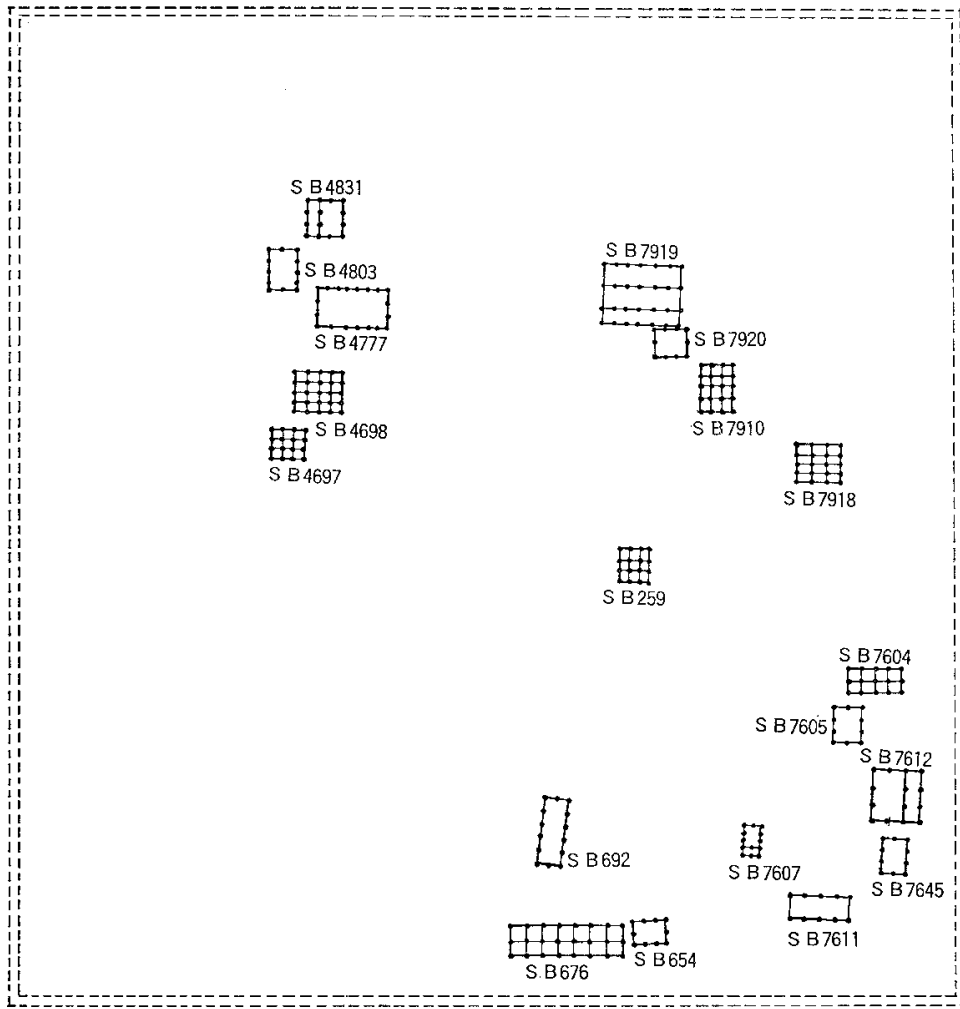


Fig. 95 VII期の建物配置

VII期には前述のように建物方位の振れるものが多いことから、旧内裏築地塀は完全に崩壊してオープンな集落になっていたことを示している。建物規模は小型化し、柱穴も小さく中世の一般集落の形態をなしている。井戸S E 7900は埋没して窪みとなり、この窪みに堆積した遺物には12世紀前半頃の土器があることから、この時期の集落跡とみなすことができる。

B 内裏の位置と地割

内裏の南方には第二次大極殿院，朝堂院があり，それぞれ上層遺構と下層遺構の2時期に大別することができる。上層遺構は主として凝灰岩基壇化粧を伴う礎石建物とこれを取り囲む築地塀の遺構を指し，下層遺構は掘立柱建物群とこれを取り囲む掘立柱塀の遺構を指す。内裏地区の遺構変遷と，これらの上・下層遺構との対応関係については，発掘調査の進展とそれに伴うさらに詳しい検討を必要とするが，内裏の位置と地割を明らかにするためには，両者の関係のある程度予測しておかなくてはならない。本報告では，概ね内裏Ⅰ・Ⅱ期の遺構は第二次大極殿院，朝堂院の下層遺構に，Ⅲ期以降Ⅴ期の遺構は上層遺構に対応するものと考えている。なお位置設定の検討に際して基準となる造営単位尺が問題となるが，本節では，大宝令に定める「度地」などの地割の設定に用いられた大宝大尺を「大尺」，建物の柱間寸法などに用いられた小尺を「小尺」と呼ぶこととする。また，単に「尺」と呼称する場合は「小尺」を指すものとする。なお，本節で扱う座標値は，平城宮第二次大極殿基壇上面に埋設された基準点No. 7（国土方眼座標Ⅵ系では， $X=-145, 412.55$ $Y=-18, 322.19$ ）を原点とし， $N0^{\circ} 07' 47'' W$ の偏度をもつ局地座標系を基準としている。

i 内裏第Ⅰ期の地割 (Fig. 96~97)

Ⅰ期の内裏の遺構はどこを基準に位置設定されているのであろうか。S B11210は第二次大極殿院の下層閤門でこの門の棟通りにとりつく掘立柱東西塀S A11250・11251は，平城宮南面東門（壬生門S B9500）心の北533.248 mに位置し，1大尺=0.354 mとした場合，およそ1500大尺の計画距離のもとに建設されていることがわかる。第一次大極殿院南門S B7801と朱雀門S B1800との心々間距離も533.137 mであり，同一線上に並ぶS B11210・7801，S A11250・11251，S C5600・7820は，ともに平城宮南面大垣心から北へ1500大尺の計画寸法で建設されたと見ることができる (Fig. 96, Tab. 18)。因みに1500大尺は平城京条坊地割の1条・1坊分の長さに対応する。S B11210の南側は掘立柱塀によって囲まれた東西長500大尺の広い区画を形成し，北側は，東西長200大尺，南北長222~225大尺の区画を形成する。南区画と北区画の東西長の比率は5：2である。Ⅰ期の内裏南面を画する掘立柱東西塀S A655は，S B11210の心から北へ118.073 m，ほぼ333大尺の距離に位置する。これはS B11210南側の区画の東西長500大尺の約2/3の長さにあたる。そして，333大尺のさらに2/3は222大尺となり，S B11210北側の区画の南北長と概ね一致する。すなわち，S B11210心を基準に南区画の東西長の2/3を北にとって内裏南辺の位置を決め，さらにこの南北距離の2/3の位置に，S A10049およびS B10050の北側柱通を設定したと見ることができる (Fig. 97, Tab. 19)。

Ⅰ期の内裏に関連する遺構と計測座標値をまとめたものが，Fig. 97, Tab. 19である。これによるとⅠ期の内裏は，東西長をS B11210の南区画の東西長にあわせて500大尺とし，これを一辺とした正方形をなす。四至はS A486・6905・655などの掘立柱塀である。全長500大尺を各60間に割り付けて柱を建て，1間をほぼ10小尺とする。偶数間で割り付けると中央に門が開けないため，南面のS A655のみ中央2間分を南門とし，中央の柱を欠いている。これらの外郭のうち最長距離にある柱抜取穴相互の関係を基にして国土方眼座標第Ⅵ系に対する偏度を求

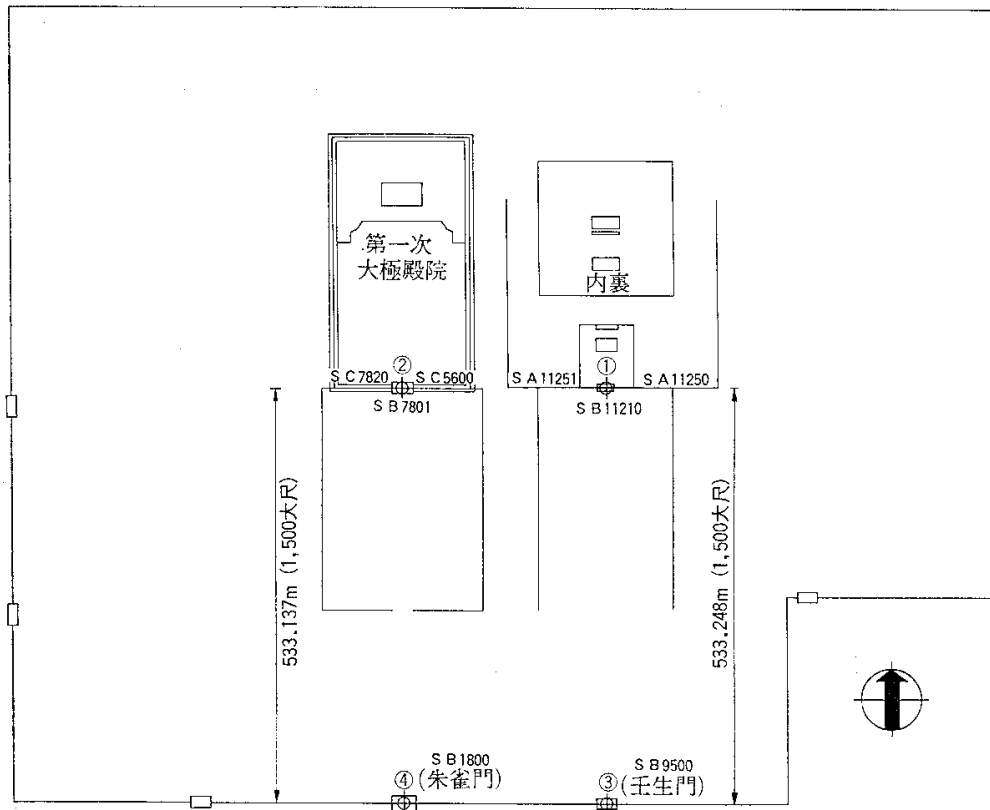


Fig. 96 平城宮内における内裏の位置

Tab. 18 平城宮内における主要区画座標値一覧
(番号は Fig. 96 と対応)

No.	NS	EW	No.	NS	EW
1	S 48.205	E 1.000	3	S 581.505	E 2.355
2	S 48.200	E 266.600	4	S 581.350	W 265.447

めると、東面掘立柱南北塀 S A 6905 は $0^{\circ} 16' 06''$ 北で西偏し、北面掘立柱東西塀 S A 486 は、同じく $0^{\circ} 18' 05''$ 東で北偏する。

建物は東南および西南隅の柱を四周の掘立柱塀から大尺を基準として設定し、柱間をそれぞれ10小尺で割り付けている。S B 4700 は、S A 655 と S A 486 のほぼ中央、S A 655 から北へ、 $500 \text{ 大尺} \times 1/2 = 250 \text{ 大尺}$ の位置に南側柱をそろえて建設する。また、S B 4700 東西妻柱筋は、外周の東西両端の掘立柱塀からそれぞれ 200 大尺の位置に設定し、桁行総長を 100 大尺とする。S B 4640 は、桁行が S B 4700 と同寸法で、南側柱通を S A 655 から 225 大尺の位置に設定している。S B 460 は、S A 655 の北 100 大尺の位置に南側柱を設定し、S B 4700 と南北方向の柱筋をそろえて建つ。また、S B 4775・8010 は S A 486 から南へ 140 大尺、S A 6905 から西へ各 10 大尺、110 大尺の位置に、それぞれ東南隅の柱を設定している。S B 7864 は S B 8010 と南北方向の柱筋をそろえ、S A 486 から南へ 180 大尺をとって南側柱通を設定している。S B 062 の東妻と S B 4837 の西妻との東西距離は 200 大尺あり、それぞれ外周の掘立柱塀から 150 大尺の等距離の位置に東西両妻を設定したとみることができる。

以上のように I 期の遺構は、まず最初に地割が第二次大極殿院下層閤門を中心として大尺を

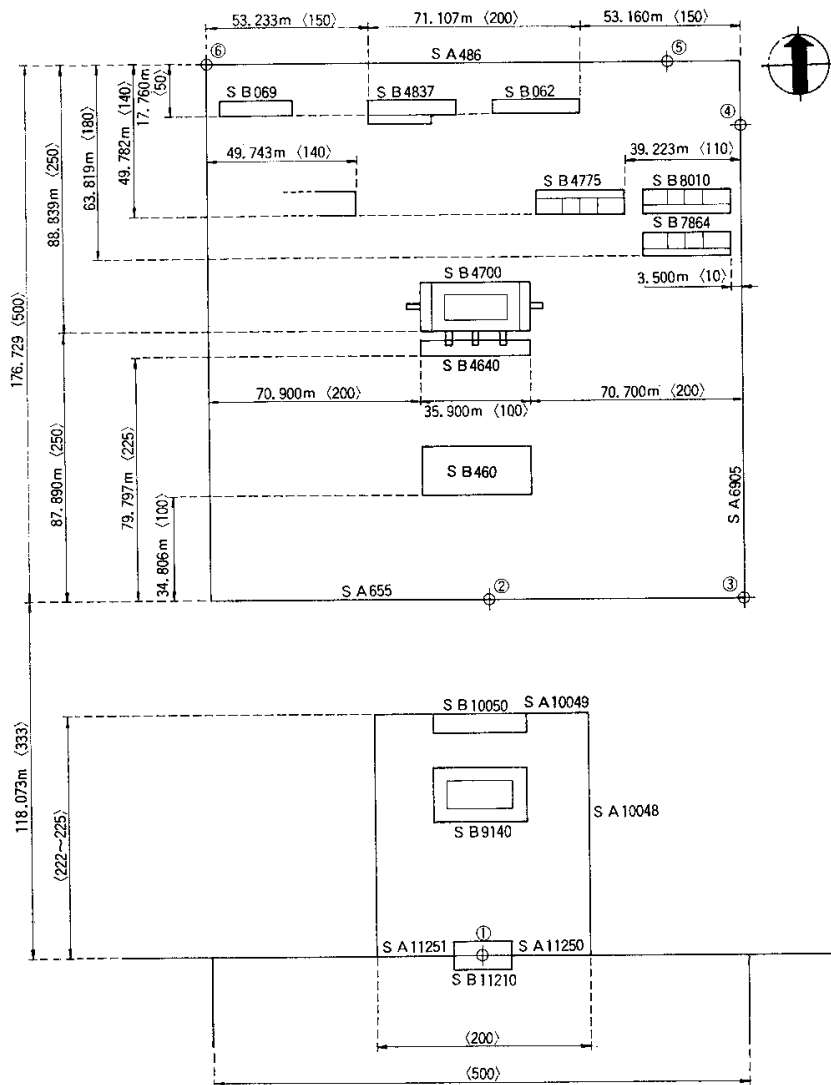


Fig. 97 内裏第Ⅰ期の地割 (< >内は大尺換算値)

Tab. 19 内裏第Ⅰ期遺構座標値一覧(番号は Fig. 97 と対応)

No.	NS	EW	No.	NS	EW
1	S 48.205	E 1.000	4	N 238.200	E 88.750
2	N 69.868	E 3.417	5	N 247.065	E 67.807
3	N 69.868	E 89.157	6	N 246.597	W 88.343

用いて決定され、次に建物の東南隅、西南隅の柱位置が同じく大尺で計画され、その後10小尺を1単位として各建物の柱位置が決定されたと考えられよう。

ii 内裏第Ⅱ期の地割 (Fig. 98~100)

I期の遺構が、概ね大尺を基準として地割設定されているのに対し、II期の遺構は小尺を基準としている。II期の遺構もまたS B 11210の心を基準に位置設定が行われるが、南北方向と東西方向の割り付け方法が異なるため、随所に寸法の調整を行っている箇所が認められる。また、配置計画の特徴として、直角二等辺三角形の一边と直角に相對する斜辺との関係、すなわち $1 : \sqrt{2}$ の比率に基く距離関係を基調としていることが指摘できる。

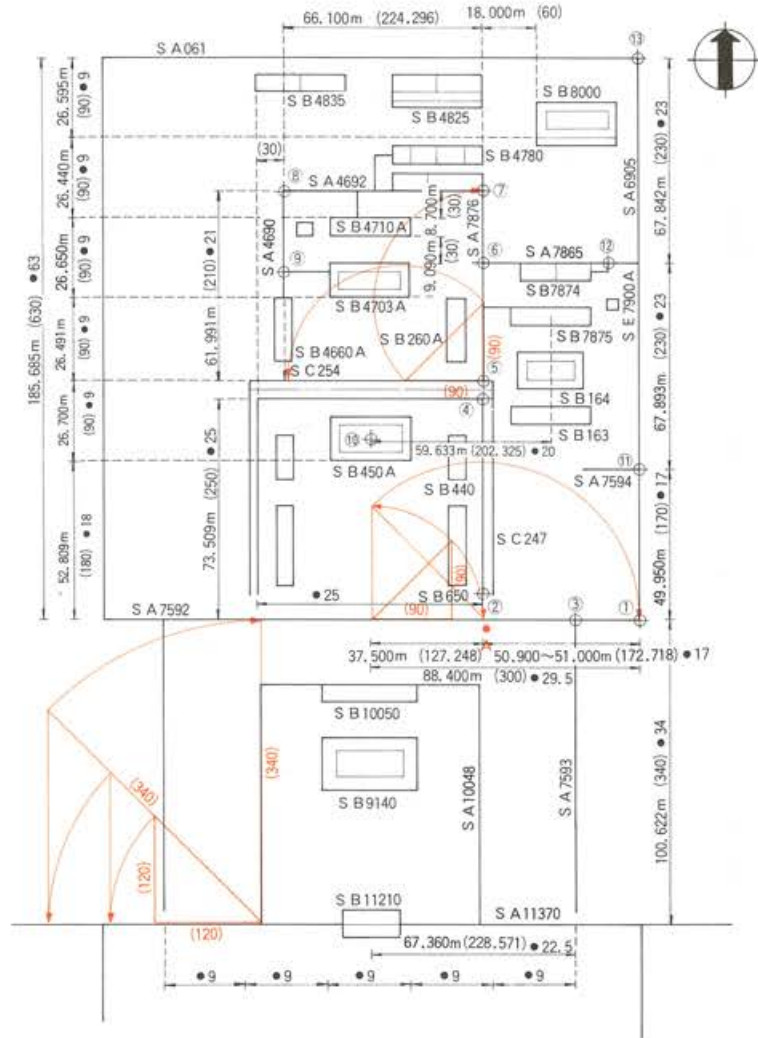


Fig. 98 内裏第二期の地割 (()内は小尺換算値・は柱間数)

Tab. 20 内裏第二期遺構座標値一覧(番号は Fig. 98 と対応)

No.	NS		EW		No.	NS		EW	
	N	E	N	E		N	E	N	E
1	52.365	89.157	8	193.665	W	28.043			
2	61.070	38.257	9	167.165	W	28.043			
3	52.365	68.117	10	112.624	E	0.757			
4	125.874	38.157	11	102.315	E	89.157			
5	131.874	38.157	12	170.208	E	88.957			
6	170.165	37.957	13	238.050	E	88.700			
7	193.865	38.057							

まず、南辺の掘立柱東西塀 S A 7592 は、I 期の S A 655 の南約 17.503 m の位置にずらして建設される。S A 7592 と大極殿院下層閤門 S B 11210 との心々間距離は、約 340 小尺である。大極殿院下層の東面掘立柱南北塀 S A 10048 と S B 11210 との心々間距離は 35.750 m で、ほぼ 100 大尺の計画寸法で設定されているが、和銅 6 (713) 年以降大尺は小尺に読み代え、100 大尺は 120 小尺に換算されることになる。前述の S B 11210 と S A 7592 との南北距離 340 小尺は、120 小尺の 2 倍長のさらに $\sqrt{2}$ 倍 (正確には 339.41 小尺) にあたる。つまり S A 7592 は、下層大極殿院の東西長 120 小尺 \times 2 = 240 小尺を一边とする直角二等辺三角形の斜辺の距離を、S B 11210 心から北へとって建設されたと見ることができる (Fig. 98 Tab. 20)。

Fig. 98, Tab. 20 はⅡ期の内裏に関連する遺構の計測座標値と位置図を示したものである。これによるとⅡ期の内裏の東西長は、Ⅰ期の東西長 500 大尺を踏襲し、これを 600 小尺と読みかえ、南北長は90小尺の7倍の 630 小尺としている（以下は小尺を尺とする）。

まず最初に南北方向の割付について見てみよう。東面掘立柱南北塀 S A 6905 はⅡ期の S A 6905 の北端を切り縮め、さらに南端を伸ばして全長 185.685 m、630 尺とする。造営尺の寸法は、1 小尺あたり 0.2947 m である。柱間寸法はいずれもほぼ10尺等間で、全長 630 尺を63間に割り付けたものと見られる。Ⅱ期の主要な建物群は、S B 6905 の南北長 630 尺を7等分した 90 尺（柱間9間分）を基準として南北方向の位置が決められている。S B 450 A 南側柱通は S A 7592 から北へ90尺の2倍長の180尺の位置に、S C 254 の北側柱通と S B 164 南入側柱通は3倍長の270尺、S B 4703 A 南側柱通と S B 4660 A、260 A の北妻柱通は4倍長の360尺、S B 4710 A 北側柱通は5倍長の450尺、S B 8000 の南側柱通は6倍長の540尺の位置にそれぞれ設定されている。いずれも内裏正殿、内郭掘立柱回廊、御在所正殿・後殿、そしてこれをとりまく諸官衙の中心的建物群で、四面に庇が付くような大形建物が多い。これらの建物の柱位置は、すべて10尺を基準としている（Fig. 100）。

これに対して、東西方向の割付は、南北方向の割付の基準となる90尺（9間）を基本としながら、これの $\sqrt{2}$ 倍の比率のもとに設定されている。

最初に掘立柱回廊で囲まれた内裏正殿区画を検証しよう。まず、S A 7592 の計画線上に内裏中軸線から東へ90尺をとり、さらにこの点から直角に北へ90尺をとって直角二等辺三角形を設定する（Fig. 98）。次にこの三角形の斜辺を、S A 7592 の計画線と中軸線との交点を中心として南へ45°回転させ、S A 7592 計画線上に東へ斜辺長 127.279 尺をとる。そしてこの点に、内郭東面掘立柱回廊 S C 247 の西側柱筋を設定している。内裏正殿 S B 450 A の中軸線と S C 247 西側柱筋との実測東西距離は 37.500 m で、1 尺=0.2947 m とした場合 127.248 尺となり、上記の計画寸法と極めて近似した数値となる。次に南面の中軸線上には門を開く必要があるため、内郭回廊で囲まれた東西内法を奇数間としなければならない。そこで、上記の127.279尺を12.5間に割り付けることによって、内郭部の東西内法総長を12.5間×2=25間としている。すなわち、S A 7592、S C 254 の柱間寸法は、127.279 小尺÷12.5間=10.182 尺となり、南北方向の柱間寸法10尺よりもやや長くなっている。S A 7592 が S C 247 西側柱筋ととり付く部分から東端までは 50.900~51.000 m あり、これを17間（平均10.182尺等間）に割り付けている。従って、S A 7592 は、中央に門を開く必要性から奇数間としなければならなかったうえに、柱間の割付方法に、90尺の $\sqrt{2}$ 倍長という基準単位を導入したために、全長 600 尺を $(12.5+17) \times 2 = 59$ 間で割り付けるという変則的な方法をとることとなったのである。S A 7592 の柱掘形は、東端を含めて計5箇所検出したにとどまるが、いずれも 10.182 尺で割り付けることが可能である。内裏正殿 S B 450 A、両脇殿 S B 440・650 の東西方向の各柱位置の割付もすべて 10.182 尺を基準としている。S B 450 A の心を内裏中軸線に合わせ、S B 440・650 の心を S C 247 西側柱筋から $10.182 \times 3 = 30.546$ 尺西の位置に設定する。以上のように、掘立柱回廊で囲まれた内裏正殿区画の内法は柱間数こそ南北、東西ともに25間と等しいが、実長は南北が $(90 \times 3) - 20 = 250$ 尺、東西が $127.279 \times 2 = 254.558$ 尺となり、正確な正方形になっていないことがわかる。¹⁾

内裏正殿区画の北側区画には S B 4703 A、S B 4710 A を中心に東西に両脇殿 S B 260 A・

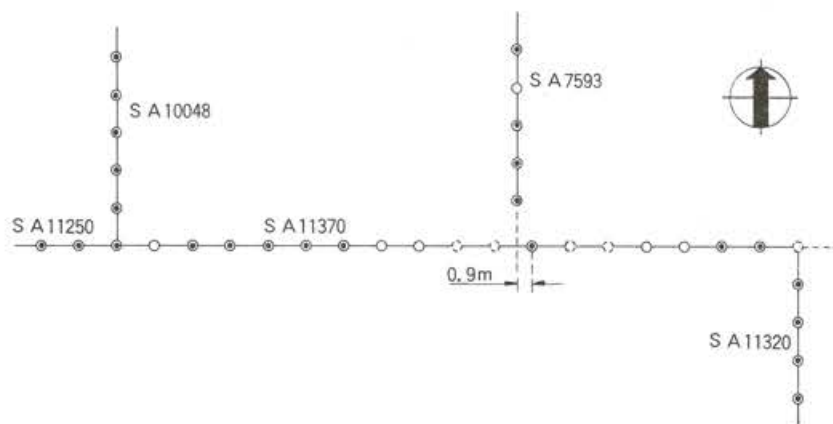


Fig. 99 S A 7593と S A 11370との位置関係

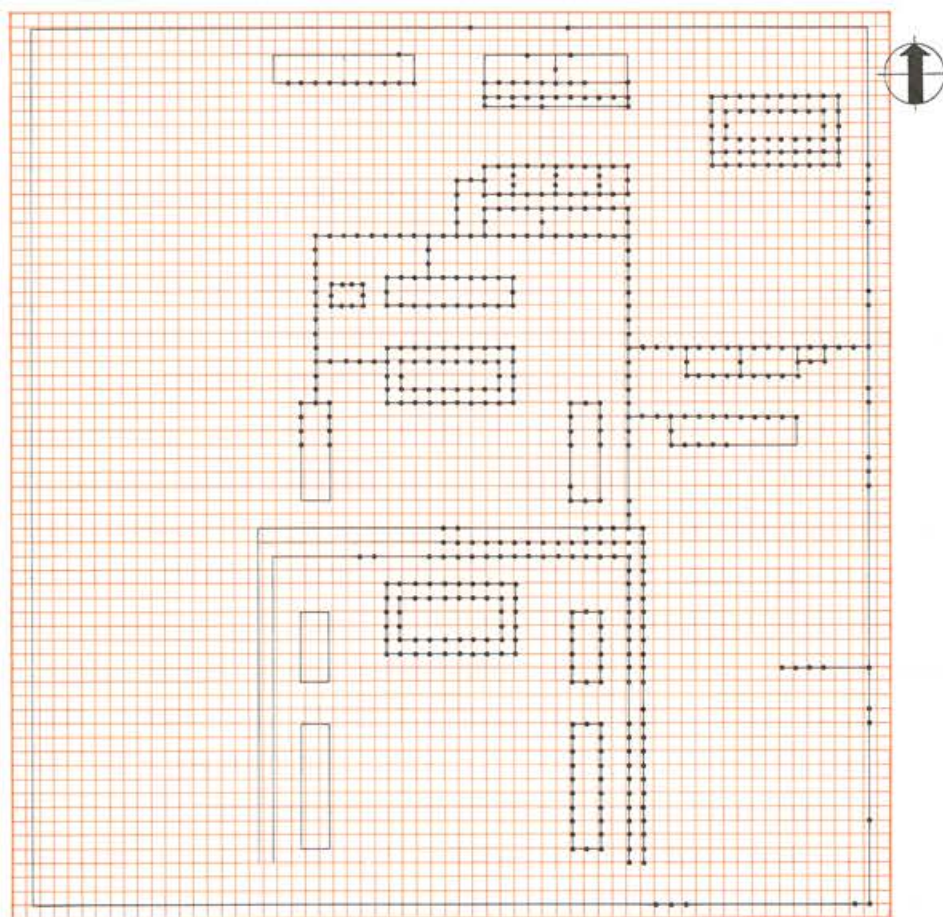


Fig. 100 内裏第Ⅱ期の方眼地割と遺構配置（グリッドは1小尺0.2947 cmとする10尺方眼）

4660 Aを配し、掘立柱塀 S A 7876・4690・4692で囲む御在所の一郭である。この区画の東西方向の割付も、南の内裏正殿区画の影響を受けている。まず、S B 4703 Aは、心を内裏中軸線上に合わせ、東脇殿 S B 260 Aの東・西両側柱筋を内裏正殿区画の東脇殿 S B 440・650の東・西両側柱筋に合わせて建設する。また、西脇殿 S B 4660 Aは、内裏中軸線を対称軸として、S B 260 Aを西に折り返した位置に建設し、正殿と両脇殿の配置を左右対称とする。そして、S B 4660 A北妻柱から北の方向に向かって御在所区画の西を画する南北塀 S A 4690を建設し、東を画する南北塀 S A 7876を内裏正殿区画の西面掘立柱回廊 S C 247西側柱筋を北に延長して建設す

る。内裏正殿区画の内法の東西距離は、前述のように 254.558 尺に計画されているから、S A 7876 と S A 4690 との計画東西距離は $254.558 - (10.182 \times 3) = 224.012$ 尺となる。この区画の実測東西距離は 66.100 m (224.296 尺) で、上記の計画寸法に極めて近似した値であることがわかる。これに対し、北端の S A 4692 と南端の S C 254 北側柱心との南北距離は 61.991 m (210.352 尺) で、東西距離よりもやや短い。つまり御在所区画も、厳密には正方形の区画を為さないわけである。この現象は次のような計画寸法と施工順序に起因している。

まず、S C 254 北側柱通と S C 247 西側柱筋の交点の柱心に、90 尺を 1 辺とする直角二等辺三角形の頂点を設定する (Fig. 98)。次にこの三角形の 2 辺のうち、S C 254 北側柱通沿いの先端を中心に斜辺長 127.279 尺を 135° 西へ回転させて S A 4690 の位置を決める。そして前述の直角三角形の北の 1 辺の先端から斜辺長を、今度は北へ 135° 回転させて S A 7876 の全長とする。これらの 2 点は、先に設定した直角二等辺三角形の頂点から、それぞれ西と北の方向へ $90 + 127.279 = 217.279$ 尺の位置にあたる。この距離を 10 尺を基本単位として割り付けると、21.7 間余となり、0.7 間の端数が生ずる。東西方向は四捨五入してより近い完数値である 22 間に丸めたものと理解できるし、南北方向は、S B 4703 A, S B 4710 A, S A 4692 の各々の間隔を 30 尺等間としたため、21 間に切り縮めたものと考えられる。つまり、内裏正殿区画では 90 尺の $\sqrt{2}$ 倍長を単純に計画柱間数で割り付け、柱間寸法に 10.182 尺という端数を生ずることとなったのに対し、御在所区画では柱間寸法を 10 尺に統一し、柱間数を微妙に増減することにより区画の全長を調整し端数を解消したと解釈することもできる。

いずれにしても、御在所区画の東西方向の割付も内裏正殿区画と同様に南北方向より若干長くなっていることが指摘できる。

以上のように、内裏正殿区画と御在所区画では、90 尺の等倍長と $\sqrt{2}$ 倍長という異なる 2 つの計画寸法が共存するため、柱間寸法や柱間数を調整している箇所が随所に認められる。両区画の南北方向と東西方向の距離が微妙に異なり、ともに正方形を為さないのは、このことに原因があるものと思われる。

次に内裏の東半部についてみてみよう。まず、S C 247 西側柱筋と S A 7592 との交点から S A 7592・6905 の交点までの柱間数 17 間を北へとって S A 7594 を建設し、東南隅を 17 間四方の区画とする (Fig. 98)。ただし、先述のように柱間寸法は東西方向が 10.182 尺、南北方向が 10 尺であるため、区画の総長は南北方向より東西方向の方が若干長く、正確な正方形とはなっていない。この区画のさらに北側は、S A 7594 から北面掘立柱東西塀 S A 061 まで南北 460 尺あるが、これを南北 230 尺、23 間の 2 区画に等分し、境界に S B 7874 北側柱通と S A 7865 とを建設する。S A 7865 と S A 7594 にはさまれた区画には、井戸 S E 7900 A を中心として、S B 7875・163・164 が中軸線をそろえて南北に並び建つ。この 3 者の中軸線と内裏の中軸線との東西距離は 59.633 m あり、ほぼ 200 尺に換算できる。

御在所区画の北側には S B 4825 と S B 4835 が東西に並び建つ。S B 4835 の西妻柱筋から S B 4825 の東妻柱筋まで約 250 尺強あり、内裏正殿区画内法の東西長と一致する。

Ⅱ 期の遺構として最後に S A 7593 についてふれておこう。S A 7593 は、内裏南面の掘立柱東西塀 S A 7592 の東端から西へ約 21.040 m の位置から、S A 7592 と直交して南へのびていく掘立柱南北塀である。内裏の中軸線を対称軸として西へ折り返した地点にも S A 7593 と同様の掘

立柱南北塀が想定できるから、大極殿下層掘立柱建物 S B9140 は S A 10048・10049 などの内郭の掘立柱塀に囲まれると同時に、Ⅱ期になっていまひとつの外郭掘立柱塀で囲まれるようになったことがわかる。S A 7593 心と内裏正殿 S B 450A 中軸線との東西距離は、67.360 m (228.571 尺) である。前述のように南辺における東西方向の 1 間あたりの柱間寸法は 10.182 尺であるから、上記の 228.571 尺は、ほぼ 22.5 間となり、西に想定される南北塀の心と S A 7593 心との東西距離は $22.5 \times 2 = 45$ 間に推定することができる。つまり、この柱間数は 9 間の 5 倍長に当たり、9 間を基本単位とするⅡ期の内裏の計画手法として理解することができる (Fig. 98)。S A 7593 は全長 96.865 m (33 間分) で、南へ 34 間目で S A 11370 付近に達する。柱間寸法はほぼ 2.94 m (10 尺等間) である。S A 11370 と S A 7593 の取り付け部は検出していないが、S A 11370 の柱間寸法の 10 尺で西の検出箇所から割り付けてくると、S A 7593 の柱筋とは約 0.7~0.8 m ずれることになり、S A 7593 は S A 11370 の柱に取り付いていないことがわかる (Fig. 99)。このことは、大極殿下層区画と内裏Ⅱ期区画の、東西方向における基準寸法が互いに相違していることに起因しており、S A 7593 と S A 11370 の造営時期の違いを暗に示している。

iii 内裏第Ⅲ期の地割 (Fig. 101~104)

Ⅲ期になると、外周の掘立柱塀が撤去され、築地回廊 S C 060, 156, 640 が建設される。まず北面築地回廊 S C 060 について検討しよう。S C 060 東西両端における築地本体の心は、第 10 次、第 187 次調査のいずれの調査区においても検出していない。したがって S C 060 の正確な東西長を算出することは、現時点では不可能である。しかし、Ⅲ期の築地回廊はⅡ期の掘立柱塀 S A 061・6905・7592 が廃絶された後、これとほぼ心をそろえて建設されているから、北面築地回廊の東西長は、築地本体の心々でⅡ期の S A 061 の東西長と同じく 600 尺に計画されたものと想定できる。一方、第 10 次調査では、S C 060 北側雨落溝と西面築地回廊西側雨落溝との交点を検出している (Fig. 101)。西面築地回廊の西側雨落溝は、凝灰岩の底石・側石がともに抜き取られて残らないが、その抜き取れ跡から、回廊基壇西端の座標値を、W 93.543~W 93.643 に復原することが可能である。また、第 73 次調査区における東面築地回廊 S C 156 の心から S C 156 基壇西端までの距離は 5.85 m (約 20 尺) で、雨落溝側石から築地回廊葛石の出を 4.5 cm (1 寸 5 分) とすれば $(5.85\text{m} + 0.045\text{m}) \times 2 = 11.790\text{m}$ となり、築地回廊基壇の全幅を 20 尺の 2 倍の 40 尺に復原することが可能である (Fig. 102)。したがって、S C 060 の基壇西端から、S C 060・156 交点の築地本体心までの東西長は、 $600 + 40/2 = 620$ 尺に計画されていることがわかる。第 78 次調査区で検出した東面築地回廊 S C 156 の築地本体心から、前述の第 10 次調査で検出した西面築地回廊基壇西端推定地点までの実測距離は、東西 182.670~182.770m あるから、これを 620 尺で除すると 0.2946~0.2948m が S C 060 建設における推定造営単位尺ということになる。

第 187 次調査区において検出した S C 060 築地添柱礎石の桁行方向の心々間距離は、約 3.930 m あり、上記の造営単位尺で除すると $13.331 \sim 13.340$ 尺となる²⁾。この寸法が S C 060 の桁行柱間寸法と同値と考えれば、S C 060 の築地本体に対応する桁行柱間総数は、 $600 \div (13.340 \sim 13.331) = 44.978 \sim 45.008$ 間とほぼ 45 間に割り付けられていることになる。すなわち S C 060 は、築地本体の全長 600 尺を 45 間で割り付け、桁行柱間寸法を 13.3 尺等間に計画したものと考えられる³⁾。おそらく北面中央には門が開いたものと思われるが、検出していないので断定はできない。北

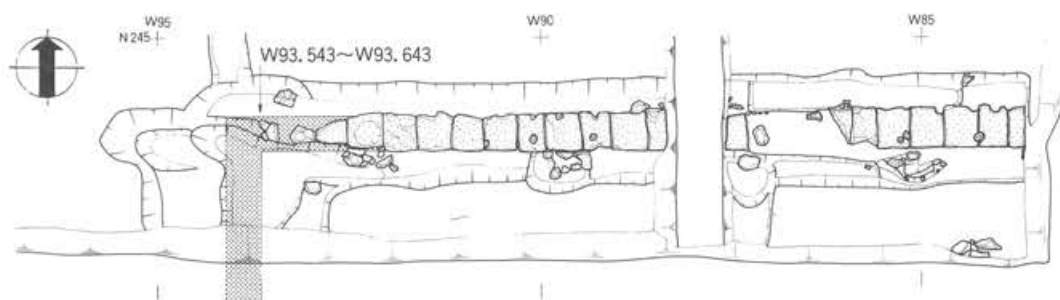


Fig. 101 SC060北側雨落溝西端の遺構平面図

面西門については内裏中軸線から中央間を含めて西へ12間目の位置に門の礎石と思われる一辺約70cmの上面の平らな正方形の凝灰岩を検出している。したがって、これと対称の位置にも北面東門の存在が推定されるが未発掘のために明らかではない⁴⁾。ただ、3.930m(約13.3尺)で割り付けると、いづれも礎石抜取穴に残された根石群の中央に一致するので、北面の各門の柱間寸法は、北面築地回廊の他の桁行柱間寸法と同値であったものと思われる。また、後述するように、SC060の梁間柱間寸法は、東面築地回廊SC156の桁行柱間寸法の影響を受けて13.125尺に復原できる。

東面築地回廊SC156もSC060と同様単純な割付となっている。SC156は、Ⅱ期の東面掘立柱塀SA6905と心をそろえ、南北長もほぼ同じである。したがって、SC156築地本体の南北長は、630尺に計画されたものと考えられる。SC060とSC640の築地本体心々間南北距離は、185.947mあり、これを630尺で除した値の0.29515m/尺が、SC156の造営単位尺となる。SC156の柱間寸法は、630尺を48間に割り付けて、3.874m(13.125尺)等間とし、SC060の3.930m(13.3尺)等間よりやや短い⁵⁾。ただし、先にもふれたように、一方の桁行柱間寸法は他方の梁間柱間寸法に影響するから、SC060の梁間柱間寸法をSC156の桁行柱間寸法と同値の13.125尺に、SC156の梁間柱間寸法をSC060の桁行柱間寸法と同値の13.3尺にそれぞれ復原することが可能である。門は南端の築地心から数えて12の整数倍の12間目、24間目、36間目にそれぞれ3.874m(13.125尺)の間口をとって開く。

SC060とSC156の桁行柱間寸法が全区間等間であったのに対して、南面築地回廊SC640の東半部は、途中で微妙に桁行柱間寸法が異っている。その原因は3つ考えられる。まず第一に、Ⅱ期を踏襲して存続する内裏正殿区画の掘立柱回廊SC254・247に規制されていること、第二に南面築地回廊の東南隅付近にSB7600を回廊と同時工程で建設する必要があったこと、第三にSC640に開く門の位置と間口寸法の規制を受けていることの3点が挙げられる。

南面築地回廊SC640の柱位置の設定に際して基準となった点Aは、SC247西側柱筋の南への延長線と、SC640の施工計画の中軸線との交点である(Fig. 103, 104, Tab. 21)。基準点Aの部分で検出したSC640の南北側柱礎石抜取穴心と、築地添柱礎石心との南北引き通し線は、SC247の西側柱筋とほぼ一致している(Fig. 103)。これは、内裏正殿区画をとり囲む柱列の四隅をそろえる必要があったためと考えられる。まずこの点からSC640・156交点の築地心までの区間を13間とする地割計画線を設定する。Ⅱ期では、内裏正殿区画東半部における内法の東西長を90尺の $\sqrt{2}$ 倍としているから、上記の区間は $(600/2) - (90 \times \sqrt{2}) = 172.721$ 尺に計画されていた。Ⅲ期にはこれを13間に割り付けて1間を13.2862尺等間としている。この区間の全

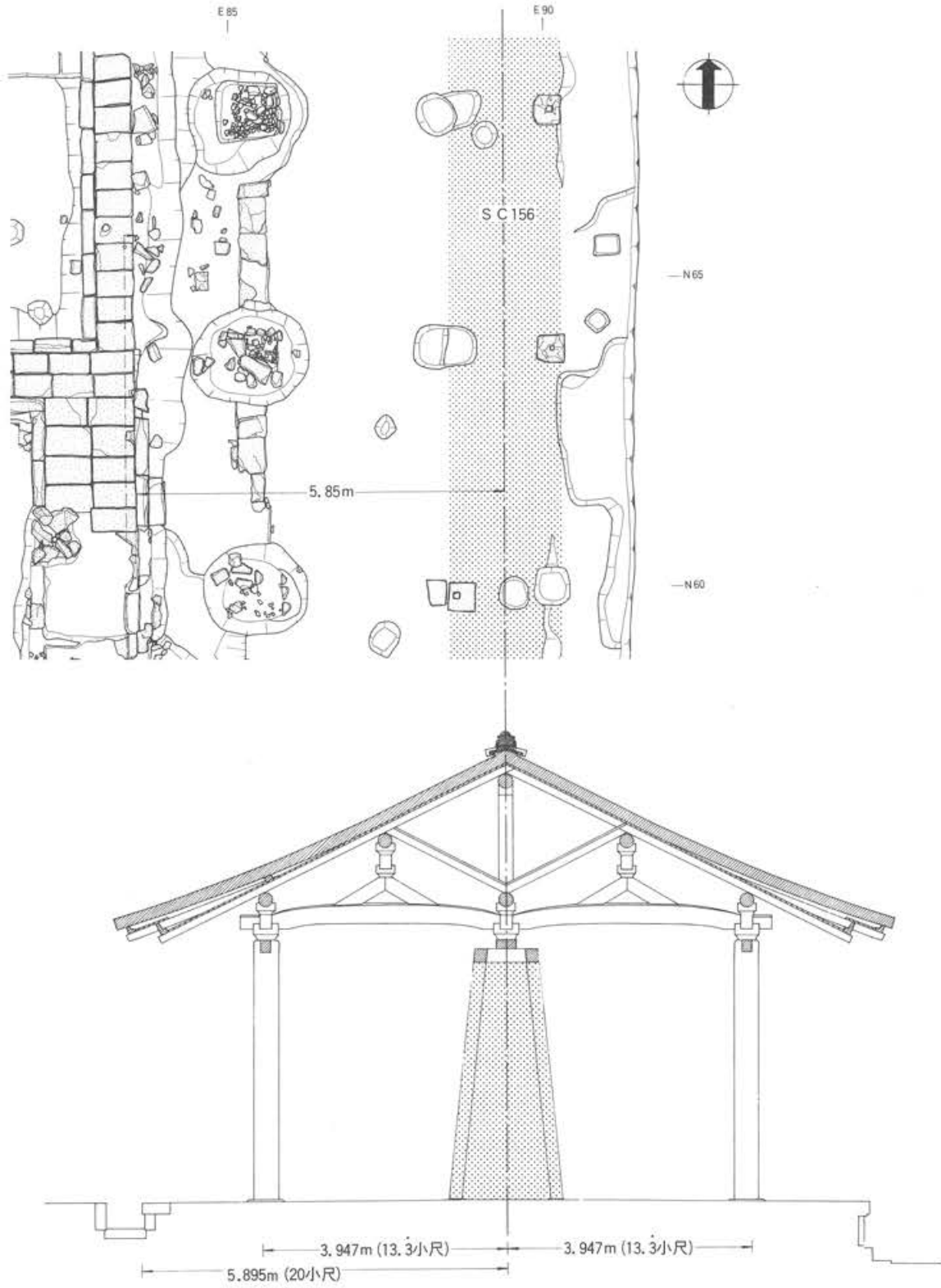


Fig. 102 S C 156 (第73次) 平面・復原断面模式図

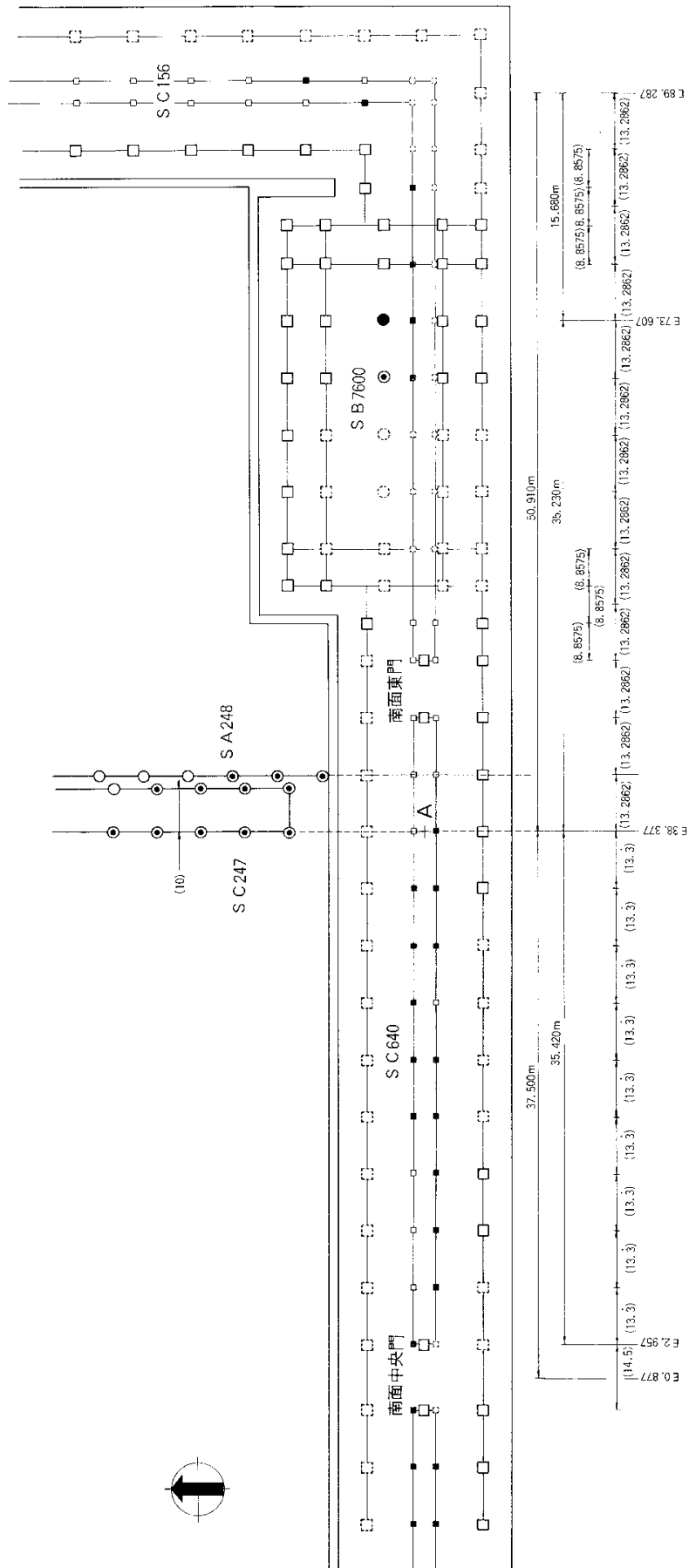


Fig. 103 S C 640模式図 (()内は小尺換算値)

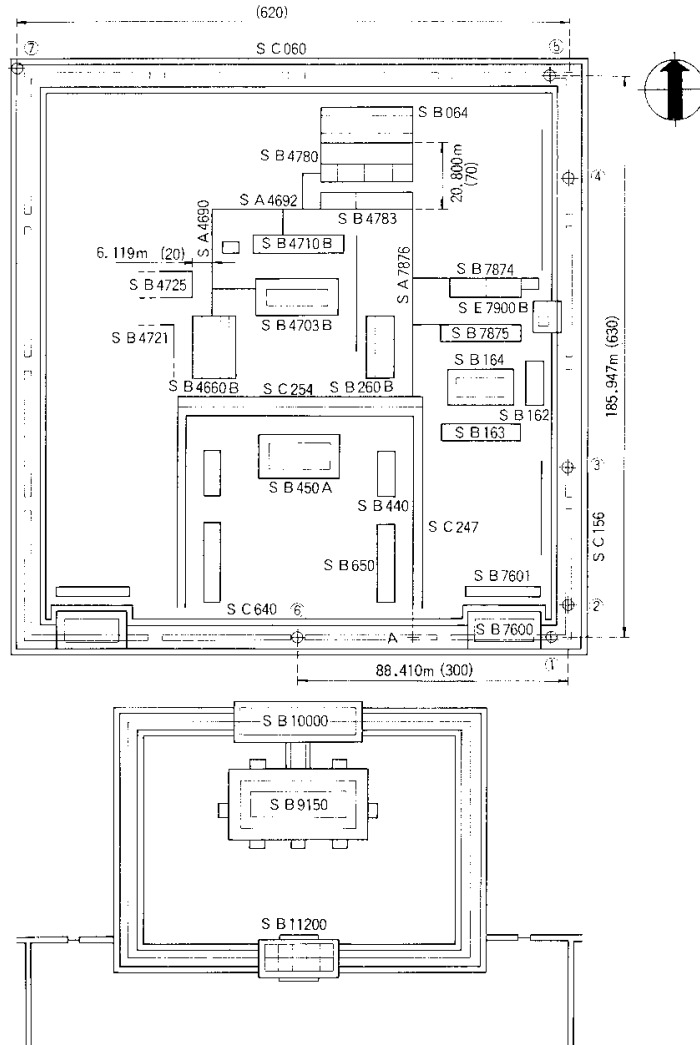


Fig. 104 内裏第Ⅲ期の地割 (()内は小尺換算値)

Tab. 21 内裏第Ⅲ期遺構座標値一覧(番号は Fig. 104 と対応)

No	NS		EW		No	NS		EW	
	N	E	N	E		N	E	N	E
1	52.228	82.757	5	238.175	85.000				
2	63.915	89.287	6	52.224	0.877				
3	106.465	89.257	7	243.447	93.543				
4	203.065	89.127			~93.643				

長は実測値で 50.910 m あるから、これを 172.721 尺で除した 0.29475m/尺が S C 640 の造営単位尺となる。

先に以上の基本的な割付を行った後に S B 7600 の桁行方向の柱位置を設定する。S B 7600 は身舎 5 × 2 間の総柱の東西棟で四面に庇が付く礎石建物である。但し身舎棟通りに位置する柱は妻の入側柱をのぞいて掘立柱である。この掘立柱のうち一番東に位置する柱根が抜き取られずに遺存していた。この柱心と、S C 156・640 交点の築地心との東西距離は 15.680 m で、これを 13.2862 尺 (0.29475 m/尺 × 13.2862 尺 = 3.916 m) で割り付ければちょうど 4 間となる (Fig. 103)。他の S B 7600 身舎の桁行方向の柱位置も、すべて 13.2862 尺を基準として割り付けられている。S B 7600 の両脇は基準となる 13.2862 尺の 2 間分を 3 等分して 8.8575 尺 3 間割とす

る。そして、この3間分のうちS B 7600 身舎に近い東西各1間をS B 7600の東・西庇とし、残る各2間をS C 640の側柱として割り付けている。S B 7600側柱心からの基壇の出は、平側・妻側ともに、築地回廊の全幅40尺からS C 640の桁行寸法 $13.3 \text{ 尺} \times 2 = 26.6 \text{ 尺}$ を差し引いた 13.3 尺 のさらに $1/2$ 。すなわち 6.6 尺 である。S B 7600西妻の入側柱から、先の基準点Aまでは、 13.2862 尺 等間の3間分あるが、この中央間を内裏南面東門とする。ただしこの門は、東からS B 7600の西庇が 8.8575 尺 、西からS C 247の梁間 10 尺 が、それぞれ張り出すから、地上建造物ではさまれた間隙のだいたい中央に開いていることになる。この門の位置は、北面西門から推定される北面東門の位置にほぼ対応している。

基準点Aから西側におけるS C 640の桁行柱間寸法は、東側よりやや長い。S C 640の築地添柱礎石の桁行方向における間隔は約 $3.88 \text{ m} \sim 3.98 \text{ m}$ とばらつきがみられるが、基準点Aから南面中央門東親柱礎石抜取穴の北側に遺存する築地添柱礎石心までの東西距離は 35.420 m あり、これを9間で割りつけると1間は平均 3.936 m (約 13.3 尺)となる。これは、北面築地回廊S C 060の桁行柱間寸法とほぼ同寸法である。先の基準点Aから西へ 13.3 尺 等間で9間分(120 尺)を築地として計画し、中央にやや広い間口の門を開く。中央門西側の親柱は礎石抜取穴を検出したのみで、両側の築地添柱礎石は失われて残らないため、門の正確な間口寸法は不明だが、ほぼ 4.3 m ($14.5 \sim 14.6 \text{ 尺}$)に復原できる。

以上のように、南面築地回廊は築地本体に対応する柱間総数を $\{13+9+0.5 \text{ (中央門)}\} \times 2 = 45$ 間と北面築地回廊S C 060と同数とするが、Ⅱ期からそのまま存続するS C 247の規制を受けているうちに、S C 640の途中にS B 7600を建設する必要があったため、柱間寸法が不揃いとなっている。そして生じた端数は南面中央門の間口をやや広くとることによって解消しているのである。

Ⅲ期の築地回廊から割り出せる造営単位尺を今一度整理すると、S C 060が $0.2946 \sim 0.2948 \text{ m/尺}$ 、S C 156が 0.29515 m/尺 、そしてS C 640が 0.29475 m/尺 となり、概ね $0.2947 \sim 0.2950 \text{ m/尺}$ がⅢ期の造営単位尺ということになる。

築地回廊で囲まれた内部の地割計画についてはほとんど変更がない。御在所正殿S B 4703 B、後殿S B 4710 Bが、Ⅱ期とほぼ同位置に桁行両端間を広げて建て替る。両脇殿S B 260 B・4660 BもⅡ期のものに梁間 10 尺 の庇が付加される。御在所区画の北側では、S A 4692の北約 70 尺 の位置にS B 064を建て、南庇に近接して暗渠排水S D 4810を開削する。いずれの柱位置設定も 10 尺 方眼を基準としている。

iv 内裏第Ⅳ期の地割 (Fig. 105)

Ⅳ期の地割はⅢ期を踏襲して変更はないが、建物が建て替わる。内裏正殿はS B 450 AにかわってS B 450 Bとなる。両者は、梁間の寸法や、庇に相異点があるが、南庇の側柱通はどちらもS C 640築地心から北へ 53.250 m に位置し、ほぼ 180 尺 で計画されている (Fig. 105)。

御在所地区では正殿と後殿がともに建て替わる。正殿よりも後殿の方が四面庇付の立派な風格をそなえ、後殿S B 4704の心は内裏の中軸線から約 5.9 m (約 20 尺) 東へずれている。S B 4704は、Ⅲ期から存続するS D 4730の南約 $1.6 \sim 1.7 \text{ m}$ に北側柱通り設定し、そのうえ、身舎の柱間寸法が桁行、梁間ともに 10 尺 であるのに対して庇の梁間を 11 尺 とするため、各柱位置は

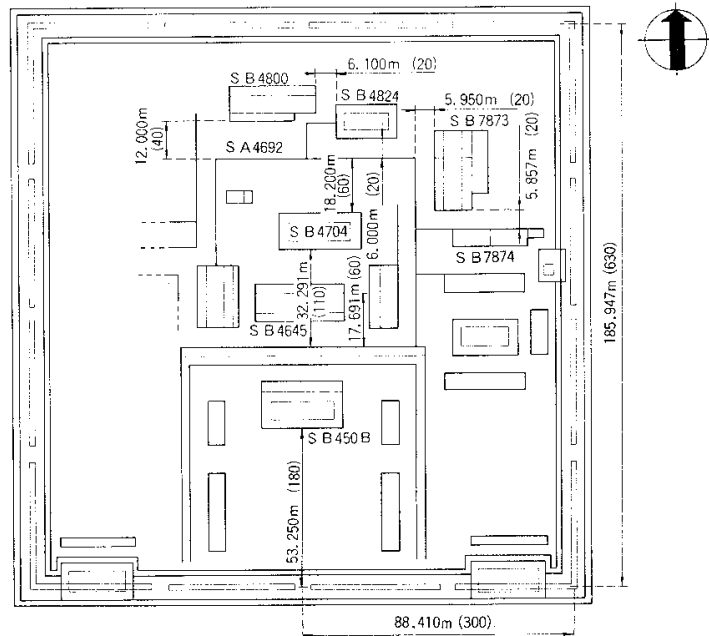


Fig. 105 内裏第Ⅳ期の地割 (()内は小尺換算値)

御在所区画四周の掘立柱塀や脇殿 S B 260 B・4660 B の柱位置を基準とする 10 尺方眼とは微妙にずれている (Fig. 105)。御在所正殿 S B 4645 は、中心線を内裏の中軸線に合わせ S C 245 北側柱通から北へ 17.691m (約60尺) の位置に身舎北入側柱通を設定している。身舎がⅢ期の S B 4710 B と同規模であることから、S B 4710 B を南に移築して、さらに北と南に庇を付加したものとみられる。

御在所区画のさらに東方の区画に存在する S B 7873 は、南妻柱通を S B 7874 北側柱通の北 5.857 m (約20尺) に、西側柱通を S A 7876 の東 5.95 m (約20尺) の位置にそれぞれ設定している。

御在所区画のさらに北側の区画では、S B 4824 の南側柱通を S A 4692 の北 6.000m の位置に設定し、S B 4800 の南側柱通を S A 4692 から北へ 12.000 m の位置に設定する。S B 4824 西妻柱筋と S B 4800 東妻柱筋との距離は 6.100 m あり、S B 4824 の東妻柱筋と S A 7876 の北への延長線との東西距離は 6 m 余である。これらの距離はいずれも 10 尺の整数倍に近い値を示すが、そこから割り出される造営単位尺の多くは 0.300 m ~ 0.305 m で、Ⅲ期のそれを大幅に上まわっている。したがって各柱位置は 10 尺方眼には合致せず、微妙にずれている。造営単位尺が、時期を経るに従って徐々に大きくなっていく傾向にあることは、以前から指摘されてきたことだが、1 尺あたりの数値が 3.000 m を上まわるのは、内裏のⅣ期の時期を考慮すればやや長すぎるように思われる。以上のように、Ⅳ期に新たに建設された建物のなかには、Ⅲ期の地割計画とは微妙にずれるものが多く、この時期の特殊性をあらわしている。

V 内裏第Ⅴ期の地割 (Fig 106・107)

V 期は外周の築地回廊を残して、内部の区画と建物の大幅な改築を行う。内裏正殿区画が狭くなり、御在所の区画が南北に長くなる。Ⅱ期からⅢ期への改築に際して、南面築地回廊 S C 640 の柱位置の設定手法がⅡ期から存続する掘立柱回廊 S C 247 の規制を受けたのと同様に、

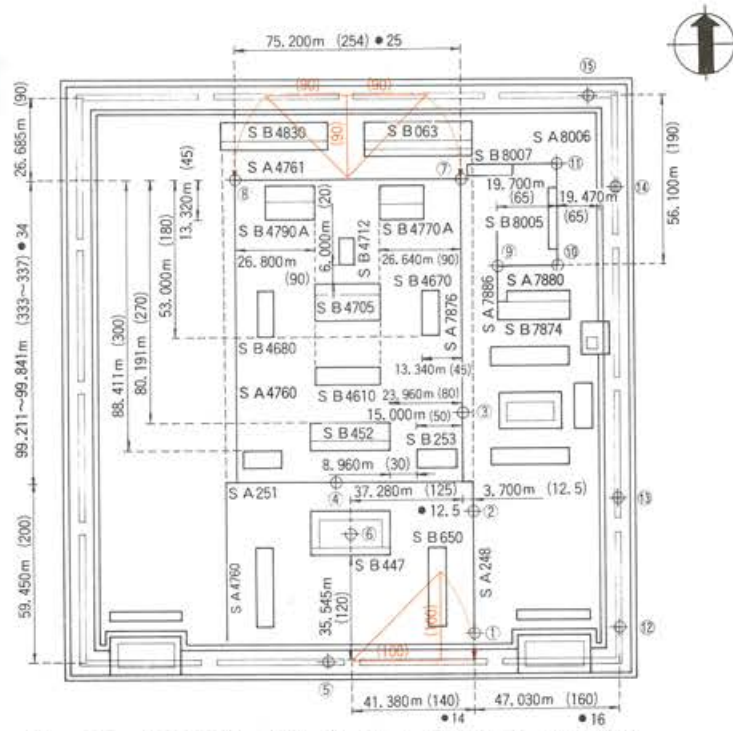


Fig. 106 内裏第V期の地割 (()内は小尺換算値 ●は柱間数)

Tab. 22 内裏第V期遺構座標値一覧(番号は Fig. 106 と対応)

No	NS	EW	No	NS	EW
1	N 58.860	E 42.257	9	N 182.065	E 49.957
2	N 105.974	E 41.757	10	N 182.165	E 69.657
3	N 134.674	E 38.057	11	N 215.665	E 69.957
4	N 111.674	W 3.743	12	N 63.915	E 89.287
5	N 52.224	W 9.343	13	N 106.465	E 89.257
6	N 96.624	E 0.777	14	N 203.065	E 89.127
7	N 210.885	E 38.057	15	N 238.175	E 85.000
8	N 211.515	W 37.143			

Ⅳ期からⅤ期への改築では、Ⅳ期から存続する S C 640 や S A 7876 の規制を受けることになる。すなわち、内裏正殿区画では S C 640 の側柱の柱間寸法の制約を受け、御在所区画では東面掘立柱南北塀 S A 7876 の影響を受けている。

まず内裏正殿区画について検討しよう。東面南北塀 S A 248 は、南面築地回廊 S C 640 中央門の東親柱から東10間目の S C 640 南北両側柱筋の引き通し線上に設定する (Fig. 103, 106)。この位置は、S C 640 の中央門心から東へ $13.3 \times 9 + 13.2862 + 14.5/2$ (中央門の1/2間) = 140.536 尺の位置に計画されていることになる。実測値では 41.380 m あり、計画寸法に極めて近い値である。おそらくこれは、内裏正殿四周の柱通りをそろえる必要があったためであろう。Ⅱ期からⅢ期に至る過程で S C 247 の側柱筋が S C 640 の柱位置を決定する一要因となったのとは逆に、Ⅴ期では先行する S C 640 の柱位置が S A 248 の柱位置を規制したものと解釈できる。なお、S A 248 の柱間寸法はほぼ10尺等間である。また、内裏正殿区画の北を画する東西塀 S A 251 は、S C 640 中央門心から北へ 59.000~59.450 m の位置にあり、ほぼ 200 尺の計画寸法であったことがわかる。S A 251 は中央間を含んで東へ13間目で、北からのびてくる S A 7876 に取りつく。すでに述べたように、S A 7876 は、Ⅱ~Ⅳ期から存続する南北塀で、内裏中軸線から東へ90尺の $\sqrt{2}$ 倍である 127.279 尺の位置に設定されていた。S A 251 は、内裏中軸線か

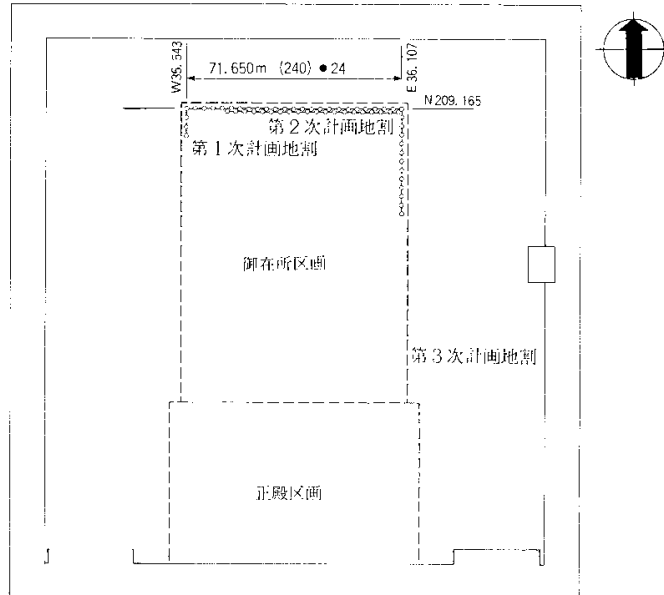


Fig. 107 第V期 S A 4761, 第1・2次計画地割 (()内は小尺換算値・は柱間数)

ら, S A 7876 との取りつき部までを 12.5 間とし, 1 間を $127.279 \text{ 小尺} \div 12.5 \text{ 間} = 10.182 \text{ 尺}$ に計画している。S A 251 はさらに東へ 1 間のび, 南折して S A 248 となるが, この最東端の柱間寸法だけ 3.7 m (約 12.5 尺) としている。すなわち, S A 251 の東半部は, 全長を, $10.182 \times 12.5 + 12.5 = 139.779 \text{ 尺}$, つまり約 140 尺とするのである。

こうして, 内裏正殿区画を南北 200 尺, 東西 $140 \text{ 尺} \times 2 = 280 \text{ 尺}$ 強の長方形に設定する。因みに, この東西長は南北長のほぼ $\sqrt{2}$ 倍となっている。内裏正殿区画の設定に際して, あるいはこの比例関係に基く計画手法が, 予め想定されていたと考えられなくはない。

この区画の中に, 正殿 (S B 447)・脇殿 (S B 650) を, いずれも柱間寸法を 10 尺等間として建設する。S B 447 の南入側柱は, IV 期から存続する S B 650 の北妻柱通にそろえる。

これに対し, 北側の御在所区画の地割設定に際しては, 2 度実施を試みながらも途中で計画を変更し, 最終的に 3 回目の計画で建設が実施されている。当初の計画は, II~IV 期に存続した四周の掘立柱塀を全面的に廃絶し, これにかわる新たな掘立柱塀を建設する予定であった。内裏正殿区画の北面掘立柱東西塀 S A 251 の心から北へ 97.491 m (約 330 尺) の位置に御在所区画の北を画する掘立柱東西塀を, 東面築地回廊 S C 156 心から西へ 53.020 m (約 180 尺) と, 西面築地回廊心から東へ同じく 180 尺の位置に東西を画する掘立柱南北塀をそれぞれ建設し, 東西 71.650 m (約 240 尺, 24 間), 南北 97.491 m (約 330 尺) の区画を形成するはずであった (Fig. 107)。ところが北面東西塀の掘形は全長分を掘削するが, 柱を建てずにすぐ埋め戻しているし, 東面と西面の南北塀は, 全長を掘削せずに途中で中止している。この計画が中止されたのは, 偶数間で割り付けると御在所区画と内裏正殿区画とを画する東西塀 S A 251 の中央に門を開くことができなためであると思われる。2 度目の計画では, 塀の位置は当初計画と変わらないが, 柱間数の変更を試みる。しかし, いずれも掘形のための掘削に終わり, 塀の建設には至っていない (Fig. 107)。そして最終的に実施のはこびとなった第 3 次計画案は, IV 期の S A 7876 を一部含む東西 250 尺余 (25 間), 南北 340 尺弱 (34 間) の端数を含む区画であった (Fig. 106)。これはおそらく施工途中において何らかの理由によって S A 7876 を東限の南北塀として再利用する必要性が生

じたためと、前述のように東西方向の柱間数を中央に門を開く必要性から奇数間としなければならなかったためと考えられる。S A 7876 は、Ⅱ期の段階で内裏の中軸線から東へ90尺の $\sqrt{2}$ 倍をとって建設されているが、これと同じ手法を用いて、北を画するS A 4761の位置と全長を設定する。まず、北面中央門の心から南へ90尺の位置に御在所の北面掘立柱東西塀S A 4761を建設する。北面築地回廊中央門とS A 4761との心々間距離は約26.685～27.315mあり、ほぼ90尺に復原できる。S A 4761の東西長は、90尺を一辺とする直角二等辺三角形の斜辺長のさらに2倍長(254～255尺)に計画する。S A 4761の実測全長は75.200mあり254尺に復原できるから、上記の計画長に極めて近似した値であることがわかる。そしてこの全長を25間に割り付ける。区画の東端をなすS A 7876は、Ⅳ期のものから6間分を北へ、7間分を南へ延長して、南北総長を340尺、34間として計画している。実測値はS A 4761が西で北に偏る度合いが大きいため位置によって異なるが、約99.211～99.841mの範囲におさまり、概ね333～337尺に復原できる(Fig. 106, Tab. 22)。

以上のように御在所区画は、Ⅱ～Ⅳ期のS A 7876を再び存続させたため、結果的に90尺および、90尺の $\sqrt{2}$ 倍長という計画寸法を用いて東西254尺(25間)、南北340尺弱(34間)に設定することとなったと見ることができる。

建物は10尺方眼を基準としている。まず、内裏正殿S B 447は南の側柱を南面築地回廊中央門心から北へ35.545m(120尺)の位置に設定し、10尺方眼にとって柱位置を決める。

御在所区画の建物は、北を画する東西塀S A 4761が、内裏北面中央門心から90尺南に設定されるのと同じように、S A 4761を基準として北から90尺を基準として位置が決められている。S B 4770AはS A 4761から南へ90尺の1/2の45尺をとって南側柱を、東のS A 7876から西へ90尺とって建物の西南隅柱を設定する。S B 4790Aも同様に、S A 4761と西のS A 4760から45尺と90尺をとって、東南隅柱を設定する。またS A 4761から90尺の2倍の位置にS B 4680とS B 4670の南妻柱通を設定する。S B 4680の東側柱筋とS B 4670の西側柱筋は、S A 4760とS A 7876からそれぞれ45尺の位置にある。S B 4705の南側柱通はS B 4680、4670南妻柱通から北へ20尺をとって設定し、S B 4705の北側柱通からさらに北へ20尺をとって、S B 4712の南妻柱通を設定している。S B 452は内裏中軸線と心を合わせ、S A 4761から90尺の3倍の270尺をとって北側柱通とする。またS B 253の北側柱通はS B 452の南側柱通の延長線上に位置し、西妻柱筋はS A 7876から西へ50尺の位置にある。

御在所区画の北の区画にはS B 063とS B 4830の同規格の東西棟が2棟並列するが、S B 063東妻柱筋からS B 4830西妻柱筋までの東西距離をほぼ280尺に復原することができ、内裏正殿区画の東西長にあわせて計画したものと考えられる。この配置計画手法は、Ⅱ期にも同様に見られる。

内裏正殿区画と御在所区画の東側では、S B 8005・8007、S A 8006・7880・7886が付加される。S A 7886はⅣ期から存続するS B 7874の西妻柱筋を北に延長する。東面築地回廊から西へ130尺に位置し、65尺に2等分するちょうど中央にS B 8005の東側柱筋と、これに連続する南北塀とを設定している。

また、S B 8007の北側柱筋とS A 8006は、北面築地回廊S C 060心から南へ76尺の位置にある。Ⅱ期から存続するS B 7874は、北側柱通をS C 060心から230尺の位置に設定していたが、

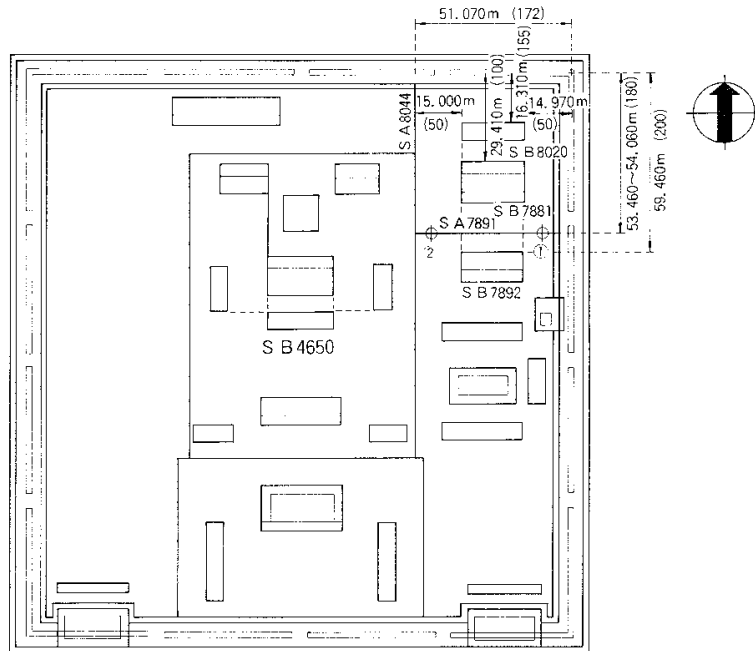


Fig. 108 内裏第VI期の地割 (()内は小尺換算値)

Tab. 23 内裏第VI期遺構座標値一覧(番号は Fig. 108 と対応)

No	NS		EW		
	No	NS	No	EW	
1	N 184.115	E 82.057	2	N 184.715	E 49.957

上記の76尺は230尺のほぼ1/3にあたる。

以上のように、VI期の建物は正殿区画が南面築地回廊中央門心、御在所区画が北を画する東西塀S A 4761をそれぞれ起点として、概ね10尺方眼のもとに計画的に配置されていることがわかる。

vi 内裏第VI期の地割 (Fig. 108)

VI期はV期と基本的に地割計画に変更はないが、内裏東北殿舎地区にS A 7891・8044を建設して、新たに区画が細分される (Fig. 108, Tab. 23)。S A 8044はV期のS A 7876を北へ延長して北面築地回廊S C 060に、S A 7891はS A 7876に直交して東へのび、東面築地回廊S C 156にそれぞれ連り、南北180尺、東西172尺の区画を形成する。ただしS A 7891の国土方眼第VI系に対する偏度は $W1^{\circ}04'15''N$ と西で北へ偏る傾向が強い。これは柱間寸法が互いに異なるS A 7876とS C 156の柱を相互に連結しようとしたために生じた傾きであると考えられる。

この区画の中に、S B 7881とS B 8020を南北に並列する。南北方向の位置は両者ともに北面築地回廊S C 060心 (推定北面築地回廊東門心)を基準とし、S B 8020の北側柱通を55尺、S B 7881の北側柱通を100尺の位置に設定する。東西方向の位置は建物の心を区画の東西長170尺強の中軸線に合わせ、東西両妻柱筋からS A 8044心とS C 156心 (東面築地回廊北門心)までの距離をほぼ50尺としている。従ってS B 8020とS B 7881はともに桁行7間だが、1間が10尺よりもやや長い3.000m強となっている。

また、内裏東殿舎地区ではS B 7874を廃絶し、S B 7892を新たに建設する。S B 7892は、北側柱通を北面築地回廊S C 060心から200小尺南に設定する。そしてS C 156心から50尺の

等距離に東西両妻を設定し、S B 8020・7881 と妻柱筋をそろえている。

vii 内裏地区の排水計画 (Fig. 109)

内裏地区の地形造成についてはすでに第Ⅲ章で述べたので、ここでは排水計画についてふれる。Fig. 109 は内裏のⅡ期からⅥ期までの溝の変遷過程と、各溝の流水方向および勾配を示したものである。ただしⅠ期に属する溝は検出していないので割愛してある。これを見ると、この地域の排水計画がかなり錯綜しており、複雑な様相を呈していることがわかる。第Ⅲ章でも述べたように、地形造成はどの時期においても一様に緩やかに南に下る勾配をもっている。ところが溝の中には、造成面とは逆に北の方向に流れるものも多く見られる。

たとえば、Ⅱ期では、S D 4740・7870・7863・8001を挙げることができる。S D 4740は、南端付近にS X 4750・4751などの貯水槽が存在し、これを境に北と南へ流水をふり分けている。S X 4751を出た水は一旦S X 4750に貯水され、S D 4739・4738を経てS B 4715の周囲をめぐる、S D 4730へと排水される。これは、S B 4715内部の浅い方形土壙S X 4714と深く関連しているものと思われる。おそらくS B 4715は湯屋のような施設でS X 4750・4751は水の浄化施設、そしてS D 4740・4739は浄化された水をS B 4715周辺へと引水するための溝と推定される。また、S D 7870南北部分も北に流れ、S D 7863も同様に東北に向かって斜行する溝である。とりわけS D 7863は暗渠である可能性が高い。これらの流路の形態は、S B 8000の前庭部を広くとる必要に迫られたことと、南に存在する井戸S E 7900Aへの雨水の流入防止とを意図したものと見ることができる。

Ⅲ期は基本的にⅡ期の流水方向を踏襲する。さらに盛土造成が行われて築地回廊が構築されるが、S D 4742はⅡ期のS D 4740を、S D 8035はS D 7870北流部を、そしてS D 7872はS D 7863をそれぞれ廃絶して付け替わるが、流水の方向はすべて北に向っている。このうち、S D 4810・7870・7872はすべて暗渠であり、この部分に大きな広場を必要としていたことが推定される。またⅢ期で注目すべき点は、S E 7900B以北のS C 156西側雨落溝の流水方向である、S C 156西側雨落溝は、北からの流水を一旦S X 8057で集水して東へ排水する。そして、S X 8057からS E 7900Bまでの区間を、S D 7871、S X 7866で東へ排水する。すなわち、S X 7871からS E 7900までの区間は北下りの勾配がとられており、途中で西から流入するS D 7925の水も北へ流れてS D 7871へと排水される、こうしてS E 7900Bへ雨水が流入するのを防いでいるのである。

Ⅳ期においても同様の計画意図を読みとることができる。S B 4715は東へ1間拡張され、ここを起点とする斜行溝S D 4741Bが、S B 4800・4824、S A 4781・4782などの間隙をぬうように走り、S D 4810・7870へと連続する。ただしⅣ期のS D 4810とS D 7870は開渠である。また内裏東北隅部の広場にはS B 7873が建設され、Ⅲ期の斜行溝は廃絶される。Ⅴ・Ⅵ期にはS B 4715が廃絶され、御在所区画内における水利用がなくなったため、流水方向をわざわざ北へ迂回させる必要がなくなる。しかし、S E 7900Bはそのまま存続するため、この一画の雨水処理には依然として万全の処置を講じている。S E 7900Bの西方には、東西道路S F 7890が西に向ってのび、この南側溝S D 7869BとS D 4730・7870が、ともに玉石で護岸される。そしてS E 7900Bの四周には、いまひとつの凝灰岩製の溝が開削され、S D 7869Bに連続する。こうして、

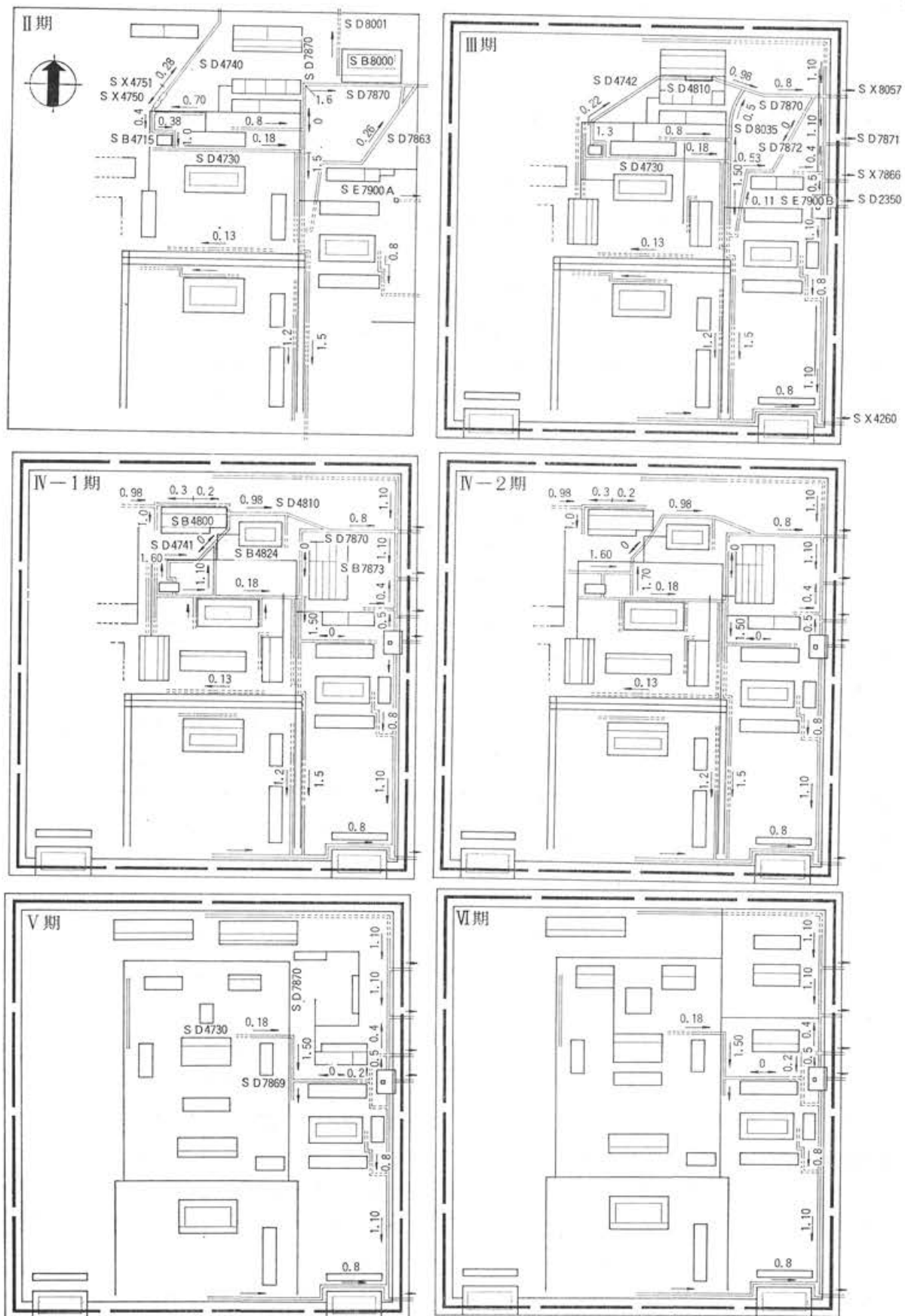


Fig. 109 内裏の排水変遷 (図中の数値は%)

V・VI期においてもS E7900 Bへの雨水の流入防止がはかられるのである。

以上のように、内裏地区における排水計画には、下水および雨水排水と、浄水とを明確に分離しようとする計画意図がよみとれる。

- 1) 「平城宮発掘調査報告Ⅲ」(p. 55～58)では、1間あたりの柱間寸法を、それぞれS C254が299 cm、S C247が295 cmとし、S B450 A・440・260・162・163・164には295 cmと299 cmの異なる柱間寸法が混在するとしながら、これらの相異なる柱間寸法を一律に10尺としている。そして上記の建物の柱位置は、いずれも東西方向を299 cm、南北方向を295 cmとする10尺方眼上に合致するとしている。しかし、1間あたり4 cmもの差を生ずる柱間寸法を、おしなべて10尺とすることには問題があろう。すなわち、Ⅱ期の内裏の南北長から割り出される造営単位尺は0.2947 m/尺であるから、S C247の柱間寸法295 cmはほぼ10尺、S C254の柱間寸法299 cmは1.014倍の10.14尺とするべきである。ただし今回の報告では、S C254の柱間寸法を10.182尺(300.1 cm)と考えた。
- 2) 昭和29年の内裏北面築地回廊調査では、S C060の桁行柱間寸法を40尺を3分割した13.3尺とする。
- 3) 「平城宮発掘調査報告Ⅲ」(p. 52)では、S C060の全長を東西両端の柱心々間で620尺、内法の柱心々間で梁間26尺の2間分を差し引いた568尺に復原している。そして568尺は、註2)に示すように昭和29年の調査で判明したS C060の桁行柱間寸法40尺÷3=13.3尺では割り切れないため、途中で柱間寸法に広狭を持たせて調整しているのではないかと推定している。しかし、その後の第10、13、20次の各調査によって、S C060の柱間寸法はすべて等間であることが判明した。S C060の全長は、築地本体の心々間で600尺、東西両端の柱心々間で626.6尺、内法の柱心々間で573.3尺に復原するのが妥当である。
- 4) 「平城宮発掘調査報告Ⅲ」(p. 53)。
- 5) 「平城宮発掘調査報告Ⅲ」(p. 52)では、S C156の全長を築地本体の心々間で624尺、48間とし、南北両端の柱心々間で650尺、50間とする。しかし、S C060・640の築地本体心々間実測南北距離185.947 mを624尺で除すると造営単位尺は0.298 m/尺となり、Ⅲ期の造営年代を考慮すればやや長くなりすぎる。むしろS C156は、Ⅱ期のS A6905の全長を踏襲して、築地本体心々間の全長を630尺に計画されたと見る方が自然であろう。

C 内裏地区空間構造の歴史の変遷

内裏地区における遺構の時期区分と変遷、および奈良時代における天皇の御在所の歴史の変遷に関する検討に基づき、奈良時代における内裏地区の遺構の変遷について歴史的考察を行うことにする。その際まず平安宮における内裏の構造について概観し、そののちそれと平城宮内裏地区における各期の遺構とを比較検討することによって、平城宮内裏地区の構造やその性格・機能の変遷について述べることにしたい。

1 平安宮内裏の構造

i 平安宮内裏の構造とその機能

内裏地区の遺構の一部について報告を行った『報告Ⅲ』において、既に平安宮の内裏に関する諸問題が取り上げられ論じられたが、そこで主として問題とされたのは、第一に平安宮内裏を描く古図や復原図、絵画資料等が有する史料的な問題点であり、また第二にそれを用いて復原される平安宮内裏の有する諸問題についてであった。そこでは、結論的には、平城宮内裏の殿舎の配置は基本的に平安宮のそれと同じことを指摘し、平安宮内裏が平城宮内裏の発展形態であるとされた。しかし当時明らかにされていた内裏地区の遺構はその南半部に過ぎず、しかも内裏の遺構と見られていたのは築地回廊で囲まれた時期の遺構にとどまり、その下層に掘立柱の遺構群が存在していることを把握していない段階での検討に過ぎなかった。従って平城宮内裏地区で検出した遺構と平安宮内裏との比較を十分な発掘資料に基づいて行ったのではなく、現段階における内裏地区の遺構の全体的な様相から見ると、必ずしも従来の比較が正鵠を得たものであったとは言えないと考える。

そこでまず、平安宮内裏の基本的な構造を概観することにし、次項で平城宮内裏地区の歴史の変遷を検討するための前提としたい。なお平安宮内裏の構造を検討する材料としては、正史をはじめとする多くの文献史料の他に、『平城宮発掘調査報告Ⅲ』で詳しく検討した平安宮内裏古図のうち陽明文庫本宮城図と九条家本延喜式巻42所収の内裏図を用いることにする。また平安宮内裏の基本的な構造を考えるには、その内部に存在している数多くの殿舎一つ一つの建築構造や機能・性格、あるいは個別の殿舎から構成される殿舎群の機能・性格を詳細に検討しなければならないが、個々の事例を挙げて逐一検討することは困難であり、また殿舎の使用法にも自ずから歴史的な変遷があることから、ここでは当該時代の史料を通覧してそこから窺知しうる平安宮内裏の基本的な構造について、とりわけ平安宮の創建期にできるだけ近い平安時代前半における平安宮内裏の構造を概観的に述べるにとどめることにする。

平安宮内裏
の基本的構造

平安宮内裏の基本的な構造は、おおよそ次に述べる5つの空間から構成されていると見ることが可能であろう (Fig. 110)。すなわち、(1)築地回廊で周囲を囲まれた内裏内部の中央南半部に位置し、正殿である紫宸殿と、その東西にある4棟の脇殿である宜陽・春興・校書・安福の4殿、およびこれら5棟の殿舎によって囲まれた南庭からなる空間 (以下では仮に空間(1)と呼ぶ)、(2)空間(1)の北に位置し、ほぼ築地回廊で囲まれた内裏の中央部を占め、正殿である仁寿殿とその後殿である承香殿、および仁寿殿の東西に配される4棟の脇殿である綾綺・温明・清涼・後

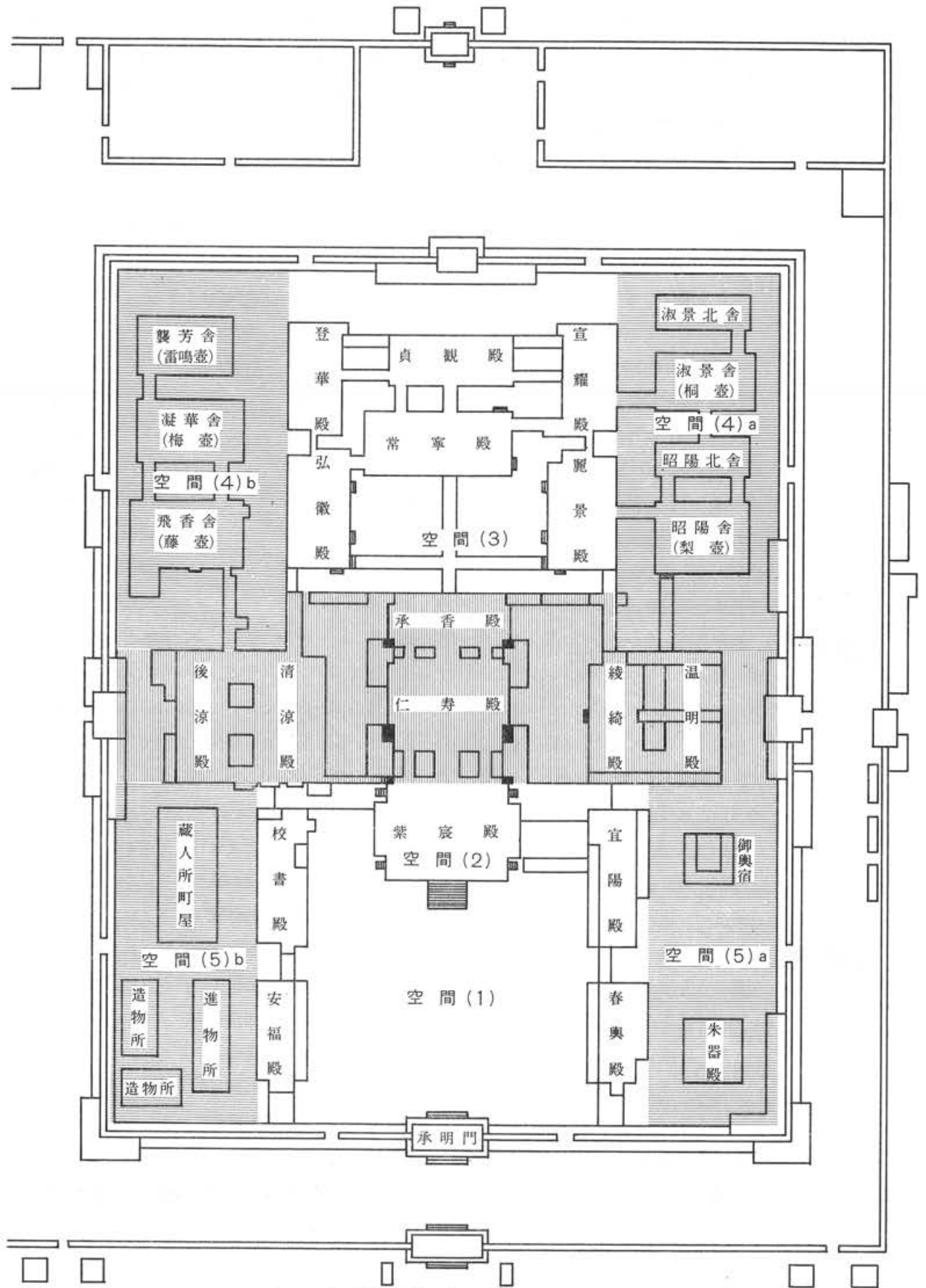


Fig. 110 平安宮内裏の空間構造

涼の4殿、そしてこれらによって周囲を画された小さな複数の庭からなる空間(空間②と呼ぶ)、(3)空間②の北、すなわち築地回廊で囲まれた内裏内部の中央北半部に位置し、常寧殿を正殿、貞観殿を後殿とし、両殿の東西に宣耀・麗景・登花・弘徽の4棟の脇殿を配し、常寧殿の南に前庭を有する空間(空間③と呼ぶ)、(4)空間③の東西、すなわち築地回廊で囲まれた内裏の東北隅と西北隅に位置し、それぞれ築地塀で囲まれる二つの空間(総じて空間④と呼び、さらに二つの空間のうち東の空間を空間④a、西の空間を空間④bとそれぞれ呼ぶ。また空間④aと空間④bとはそれぞれさらに東西方向の築地塀で南北二つの空間に細分され、東の空間④aには南に昭陽・昭陽北両舎、北に淑景・淑景北両舎、西の空間④bには南に飛香舎、北に凝花・襲芳両舎がある)、(5)空間①の東西にあり、空間②の南に位置する空間(東の空間を空間⑤a、西の空間を空間⑤bと呼ぶ)である。

まずこの5つの空間について、やや詳しくその構造をみると、平安宮内裏の中央部を南北に占める空間①・②・③の3つの空間には、空間の構成に共通した特徴が認められる。それはいずれも基本的には東西棟の正殿1棟とその東西に配される南北棟の4棟の脇殿から構成され、さらにこれに東西棟の後殿1棟が置かれる場合もあることである。これに対して内裏の四隅に位置する空間④・⑤は、内裏の中央部を占める空間①・②・③のように正殿と脇殿からなる構成を採らず、空間④では全てが東西棟で、空間⑤では逆に南北棟の殿舎が優勢を占めている。このことは平安宮内裏の中に占める位置からもわかるが、内裏の中央部を南北に占める3つの空間がその中心的な空間であるのに対して、内裏の四隅に配置される2つの空間がこれを補完するような付属的な空間であったことを明らかに示している。

天皇と皇后の空間

次にこれら5つの空間が有していた機能や性格について簡単に述べ、先に指摘した平安宮内裏の構成する5つの空間が大きく二大別できることを示すことにする。まず平安宮内裏の中央部を占める3つの空間についてみると、空間①と空間②が内裏において天皇に直接関係を有する空間で、そのうちの空間①が儀式・節会・宴などが執り行われる公的な空間であるのに対して、空間②が天皇の日常的な生活の場を中心とした私的な空間であることには異論がないであろう。これに対して常寧殿を中心とした空間③は基本的には皇后(あるいは皇太后を始めとしてその時々にいわゆる後宮を代表する女性)が居住していた空間であると考えられ、従来からも皇后宮・中宮に当たる空間であると考えられてきた³⁾。以上のように平安宮内裏の中央部を占める①～③の3つの空間は天皇とその嫡妻である皇后に関する公的及び私的空間であることになる。

後宮と附属的空間

天皇と皇后に関わるこれら3つの空間に対して、内裏の方形区画の四隅に配された4つの小空間のうち東北と西北の隅を占める空間④は、後宮五舎と呼ばれる殿舎が配置され、皇后を除く天皇の庶妻たちである後宮が居住する空間である⁴⁾。一方東南と西南の隅を占める空間⑤については、西南隅の空間⑤bと東南隅の空間⑤aとを一応別個に考える必要がある。まず西南隅の空間⑤bは天皇の公私両生活に深く関わる蔵人所とその管轄下の所々などが配置されている空間である。なお蔵人所が平安宮草創期から一貫してこの小空間を管轄下においてたとめるのは蔵人及び蔵人所の歴史から見ても困難で、蔵人所が次第に充実して行く過程で最終的に実現されたものであると考えるのが妥当であろう。しかし、翻って蔵人所による掌握を可能として行ったところに、この小空間の本来的な性格や機能が必ずしも平安宮の創建当初から固定していたのではなく、そのような事態を許すような曖昧な性格をしか有していなかったと見ることもできる。これに対して東南隅の空間⑤aは御輿宿や朱器殿があるが、その機能・用途は必ず

しも明瞭ではない。しかしその名称から天皇が出行の際に用いた御輿（御輿宿は一名太子宿・東宮休幕などとも言い、その一部が内裏での儀式に参列する皇太子が予め参入し控えていたりするための直廬としても使用されている）や朱器などを収納・保管するための施設であったと推定されることから、本来天皇に関わる物を保管するような収納空間であるとする事ができる。以上のよう東西両南隅の小空間の性格・機能を統一的に把握することは困難であり、それら両小空間から構成される空間(5)の本来の性格や機能については不明とする他ないが、いずれにしても内裏を構成する主要な空間ではなく、むしろ内裏を構成する主要な空間に対して補完的な機能を果たすような空間であったと見られる。

以上のように、平安宮内裏は大きく2つの空間、すなわち内裏の中央部を占める大きな空間と内裏の四隅に小空間として存在する空間に分けられる。この両空間の間にはその内部にある建物の配置とそれによって作り上げられる空間の構造に明確な差異が存在し、それは両空間のうち前者が天皇と皇后のための公私両面にわたる空間で、内裏の中心的な空間であったのに対して、後者がそれを支えるような付属的あるいは予備的な空間であったことによるものと考えられる。

ii 平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ-1期遺構の再検討

平安宮内裏の基本構造を上記のように把握することが大きな誤りでないことは、平城上皇が営んだ「平城西宮」に当たると考えられる平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ-1期の遺構配置にも明かである⁵⁾と考えるので、次にこの点について検討を加えておきたい。

平城上皇のために平城宮に詰めていた官人達の官衙については必ずしも明確ではないが、平城上皇自身が居住したと考えられる「平城西宮」については、『報告Ⅹ』で検討が行われ、平城宮第一次大極殿院地区の第Ⅲ-1期の遺構をこれに比定した。同報告書では、その第Ⅴ章考察において第一次大極殿院地区の第Ⅲ-1期の遺構について検討が加えられているが、重要な点で事実誤認もあると考えられるので、ここではそれによらず、独自にその空間構造を検討し、従来⁵⁾の見解に訂正を加えることとする。なお個々の建物遺構等に関しては同報告書の第Ⅲ章の記載を追認するにとどめ、ここでは再検討の対象とはしない。

第一次大極殿院地区では、第Ⅲ-1期に、第Ⅱ期の築地回廊を踏襲した位置において東西590尺・南北620尺の規模の方形の区画を形作る築地が設けられる。築地にはその四面に各3門が設けられ、その内部には中央やや北寄りの、築地内部の空間をほぼ南北に二分する位置に石積擁壁S X 9230がある。築地内部の第Ⅲ-1期の遺構は、石積擁壁S X 9230を境として、大きく擁壁上、すなわち擁壁の北にある遺構群（殿舎地域）と擁壁の南方にある一段低い庭上の遺構群（広場地域）とに二分される。このうち殿舎地域は、のちに詳しく検討する平城宮内裏地区の遺構や既に検討した平安宮内裏の殿舎と比較して、「建物配置」が「内裏的」であるなどきわめて注目すべき点がある。一方擁壁下の広場地域は、庭自身がその北寄りに設けられた東西堀S A 7130によって庭としての存在意義を喪失しており、『報告Ⅹ』の推定の如く、庭としての広場が不用であったために東西堀によって遮蔽したのであろう。従って後者、すなわち石積擁壁下の広場地域について独自に検討を加える意味はほとんどないことになり、ここで平城上皇の御在所として検討の対象とするのは、石積擁壁上に展開する殿舎地域の遺構群である。

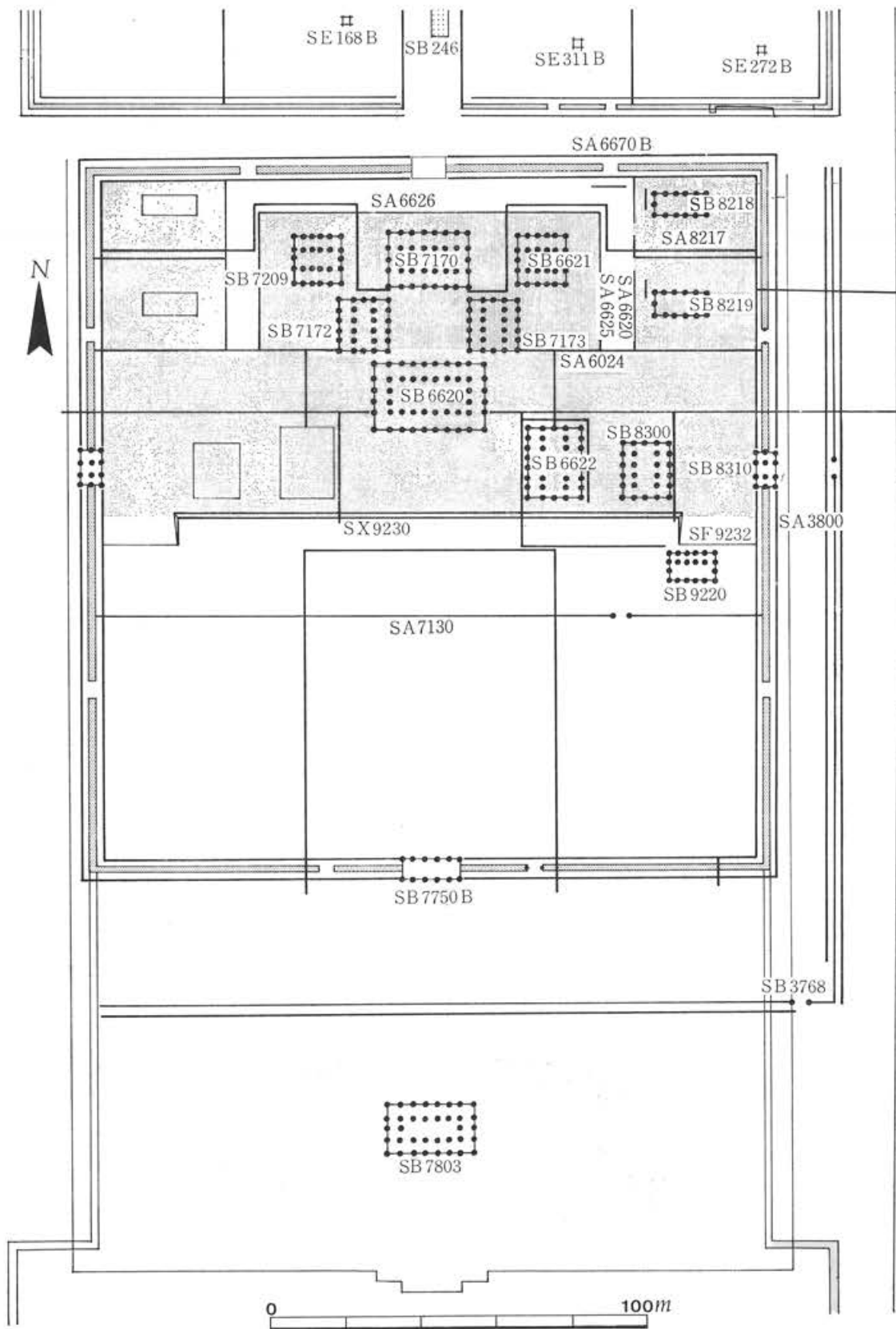


Fig. 111 平城宮第一次大極殿地区第Ⅲ-1期の空間構造

石積擁壁には、建物を始め、塀・溝などがあるが、それらの中で特に建物と塀の配置に注目して、石積擁壁上に配される遺構群を空間構造の観点からみると、大きく三つの空間に分けて考えることができる。すなわち、第一は、石積擁壁上の殿舎地域を南北にほぼ二分する位置にある掘立柱東西塀 S A 6624 より南の空間である。また第二は、S A 6624 以北の空間の中央部を占め、北を掘立柱東西塀 S A 6626、東を掘立柱南北塀 S A 6625 によって、それぞれ画される空間である。そして第三は、S A 6624 以北の空間の東辺部に存在する空間である。

第一の S A 6624 以南の空間には、その中央北寄りに四面に庇が繞る桁行 9 間・梁行 5 間の東西棟建物 S B 6620 があり、その東南には南北棟建物 S B 6622、さらにその東にも南北棟建物 S B 8300 がある。S B 6620 は、空間の北寄りに位置し、最大の建物であることや身舎の梁行が 3 間であることなどから、この空間の正殿に当たる。また S B 6622 は桁行 5 間以上・梁行 4 間、S B 8300 は桁行 3 間以上・梁行 4 間で、ともに建物の全容が判明していないが、他の脇殿との関係から、いずれも東西両面に庇の付く桁行 5 間・梁行 4 間の規模の建物であったと推定される。S B 6622 と S B 8300 の 2 棟は正殿である S B 6620 の東脇殿に当たる。なお発掘調査では設定した調査範囲の関係から確認するに至っていないが、正殿 S B 6620 を挟んで東脇殿である S B 6622 ・ S B 8300 の 2 棟と対称の位置に西脇殿 2 棟が存在していると見てよいであろう。従ってこの空間は中央北寄りに正殿を配し、その前面東西に脇殿を配する、いわゆるコ字型建物を採っていることになる。しかし東西それぞれ 2 棟の脇殿が南北に配置されるのではなく、東西に並行して置かれている点は、コ字型建物配置としてはやや特殊である。それは、『報告Ⅹ』も指摘するように、殿舎地区の空間が南北に狭いために生じた特殊な現象であると考えられる。既に述べた平安宮内裏の殿舎と比較対応させると、正殿 S B 6620 は紫宸殿に当り、S B 6622 ・ S B 8300 はそれぞれ宜陽殿・春興殿に相当する。

次に、第二の S A 6624 以北中央部を占める空間は、発掘調査では確認されていないが、この空間の西を画するための塀が S B 7170 を挟んで S A 6625 と対称の位置に存在するものと考えられるから、北と東西の三方を掘立柱塀によって囲まれ、南は次に述べる S B 7170 の桁行総長分だけ開けて他は掘立柱塀によって閉じられていたことになる。この空間の北寄りにはこの中で最大の規模をもち、正殿に相当する東西棟建物 S B 7170 がある。桁行 7 間・梁行 4 間で、南北両面に庇が付く。S B 7170 を挟んでその東西両側には対称の位置に S B 6621 と S B 7209 がある。ともに桁行 5 間・梁行 4 間の南北両面に庇の付く東西棟建物である。さらに S B 7170 の前面東西にも S B 7170 を挟んで対称の位置に S B 7177 と S B 7172 がある。この 2 棟はともに東西両面に庇の付く桁行 5 間・梁行 4 間の南北棟建物である。これら正殿 S B 7170 を挟んで東西対称の位置に配される 4 棟の建物は、S B 6621 ・ S B 7173 と S B 7209 ・ S B 7172 の 2 棟ずつで一つの群をなし、前者は東脇殿、後者は西脇殿に、それぞれ相当する。『報告Ⅹ』では、平安宮の内裏と比較して、正殿 S B 7170 を「天皇が日常的に起居する後宮の殿舎」である常寧殿、東脇殿 S B 7173 ・ S B 6621 を麗景殿・宣耀殿、S B 7172 ・ S B 7209 を弘徽殿・登華殿に、それぞれ比定した。しかし「天皇が日常的に起居する後宮」とあるのは明かな誤りであるから論外としても、同報告書が S B 7170 以下 S B 7173 ・ 6621 ・ 7172 ・ 7209 の 5 棟の建物に比定した上記平安宮内裏の諸殿舎は、既に述べたように、皇后宮に相当する空間に存在する殿舎で、天皇が内裏において日常的に生活する空間はその南に存在していた仁寿殿を中心とした空間であった

ことから、上記の比定には大きな問題があり、むしろ平安宮内裏の仁寿殿を中心とした空間に存在する諸殿舎に比定すべきであると考え。従って正殿S B7170は仁寿殿、東脇殿S B7173・S B6621は綾綺殿・温明殿、西脇殿S B7172・S B7209は清涼殿・後涼殿に、それぞれ相当することになる。なおここで仁寿殿の後殿に当たると考えられる承香殿に相当する建物がない点には留意する必要がある。この点については後述する。

第三の殿舎地区東北隅に存在する空間は、東と北を南北築地塀S A 3800と東西築地塀S A 6670Bによってそれぞれ画され、また南は東西掘立柱塀S A 6624、西は南北掘立柱塀S A 6629によって画されている。そしてこの空間はさらにその中央やや北寄りに位置する東西掘立柱塀S A 8217によって南北二つの小空間に分けられる。南北両小空間には、ともにその内部に桁行5間・梁行2間の東西棟建物があり、また両空間の西限を画するS A 6629に門を開き、この門に対して日隠の役割を果たす南北掘立柱塀を建物の西側に置いている。このような画一的な空間構成からみて南北両小空間が同一の性格を持つことは間違いなく、従って両小空間を南北に分ける位置にあるS A 8217は単に両小空間を分けるだけの塀に過ぎず、他の区画のための塀とは性格が異なっていることになる。なお殿舎地区の東北隅に存在する以上二つの小空間からなる空間と対称の位置、すなわち殿舎地区の西北隅にも同様の空間が存在していたものと考えられるが、実際には調査区外で、建物や塀を確認するには及んでいない。この空間を平安宮内裏と比べると、同じく東北隅に存在して同様の建物配置と特色を有する、昭陽舎と淑景舎を中心とした後宮の空間に対応する。『報告Ⅹ』では、平城上皇の親王達が居住した空間であった可能性を指摘しているが、後宮五舎が本来皇后以外の天皇の妻妾達の居住する殿舎であったと考えられることからすると、むしろ平城上皇の妻妾達の居住する空間であった可能性の方が高い⁶⁾のではなかろうか。

以上のように石積擁壁S X9230上に展開する殿舎地区の遺構群を大きく三つの空間に分けて考えることができる。いまそれらの空間を平安宮の内裏の空間と比較してみると、S A 6624以南のS B6620を中心とした空間は平安宮内裏の紫宸殿を中心とした天皇の公的空間に相当し、またその北に位置するS B7170を中心とする空間は平安宮内裏の仁寿殿を中心とする天皇の私的空間に比定することができる。そしてさらにその東西に存在する南北二つの小空間からなる空間は平安宮内裏のいわゆる後宮五舎に相当するものと考えられ、分けて理解することができる⁷⁾と考える。

『報告Ⅹ』においては、「上皇内裏が平安宮古図ときわめて類似している」が、しかし「平安宮内裏における仁寿殿およびそれに付属する脇殿の区画が、上皇内裏では欠落している」という「決定的な差異」が両者のあいだにみられ、「上皇内裏」は「平安宮内裏の省略形態とみな」されると指摘している。そしてその理由を「平安宮内裏の機能の大きさにくらべて上皇内裏の機能が格段に小さかったこと」に求め、それは当時この地区が「上皇の御在所にすぎなかったことをしめしている」とした。また阿部義平は、『報告Ⅹ』が第一次大極殿院地区の第Ⅲ—1期を平城上皇の御在所「平城西宮」に比定したことを承認した上で、内部における建物配置が典型的な後宮部分の配置を採り、居住空間として完成したものであるが、紫宸殿に相当する建物にまでは及ばず、簡略化した建物配置・構造を採っているに過ぎない⁷⁾とした。しかし以上の検討結果にも明らかのように、平城上皇の御在所である第一次大極殿地区第Ⅲ—1期の

遺構において欠落していたのは、紫宸殿や仁寿殿とその東西脇殿などではなく、むしろ常寧殿とその東西脇殿などであったのである。従ってそこから直接読み取ることのできる歴史的な事実、平城上皇の御在所には常寧殿を中心とした皇后の空間に相当する区画が欠落していたことである。そしてこのことは平城上皇が現実に皇后を持たなかった事実を反映しているものと考えられる⁸⁾。そのような意味においてこそ平城上皇の御在所は「平安宮内裏の省略形態」であったのである⁹⁾。

iii 長岡宮第二次内裏「東宮」の空間構造

最後に、時期的に既に述べた平安宮内裏・平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期の遺構と次項で検討を加える平城宮内裏地区の遺構との間に位置する、長岡宮における天皇の御在所の空間構造について検討する。

長岡宮における桓武天皇の御在所については、『続日本紀』に、延暦8年2月天皇が「西宮」から「東宮」に移御したとの記事があり¹⁰⁾、またこの遷御に先立って「東宮」(「東大宮」)の造営が行われたことが長岡宮跡出土の木簡によって明かとなったことなどから、桓武天皇は遷都当初から「西宮」と呼ばれる御在所に居していたが、延暦8年2月に至って「東宮」に移り、以後平安遷都による長岡廃都までここを御在所としたと考えられる¹¹⁾。今日、長岡宮における桓武天皇の二つの御在所、「西宮」と「東宮」を時間的な先後関係からそれぞれ第一次内裏・第二次内裏と称し、それぞれその所在が発掘調査の成果などに基づいて推定されている。すなわち第一次内裏「西宮」は、平城宮における内裏地区と第二次大極殿院・朝堂院地区との関係と同じように、大極殿院・朝堂院に接してその北に位置する。これ対して第二次内裏「東宮」は、平安宮内裏のように、大極殿院・朝堂院と分離して大極殿院の東に位置する。以上の長岡宮における二つの御在所のうち、第一次内裏「西宮」については発掘調査が進んでおらず、その様子を知ることはできないが、第二次内裏「東宮」については、京都府教育委員会・向日市教育委員会・財団法人向日市埋蔵文化財センターによる数次に亙る発掘調査が断続的に行われ、長岡宮跡における発掘調査全般の困難な状況にも関わらず、大きな成果が挙げられている¹²⁾。以下では長岡宮の第二次内裏「東宮」について、発掘調査の成果及びそれに基づく研究に依拠しつつ、長岡宮における天皇の御在所の空間構造について簡要に検討を加えたい。

長岡宮第二次内裏「東宮」に関するこれまでにおける発掘調査の成果をとりまとめたのがFig. 112である¹⁴⁾。これにも明らかなように、第二次内裏において検出された建築遺構は、第二次内裏の周囲を囲む築地回廊とその内部で検出された6棟の掘立柱建物のみで、内裏の内部を区画する塀などの施設を確認するには至っていない。従って平安宮内裏・平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期や後述する平城宮内裏地区におけるように、塀などの区画施設を一つの目安として、第二次内裏内部の空間構造を考えることはできない。しかし僅かではあるが、その内部で検出された6棟の建物を平安宮内裏と比較検討することによって、第二次内裏のおおよその空間構造を明かにすることができる¹³⁾と考える。

まず第二次内裏のほぼ中央部に存在する東西棟建物は、身舎の規模が桁行9間・梁行3間で、四面に隅を欠く底を付ける。この建物はこれまで第二次内裏内部で検出された建物のなかで最大の規模を有するばかりでなく、その形式も特有なものであることなどから、内裏正殿に比定

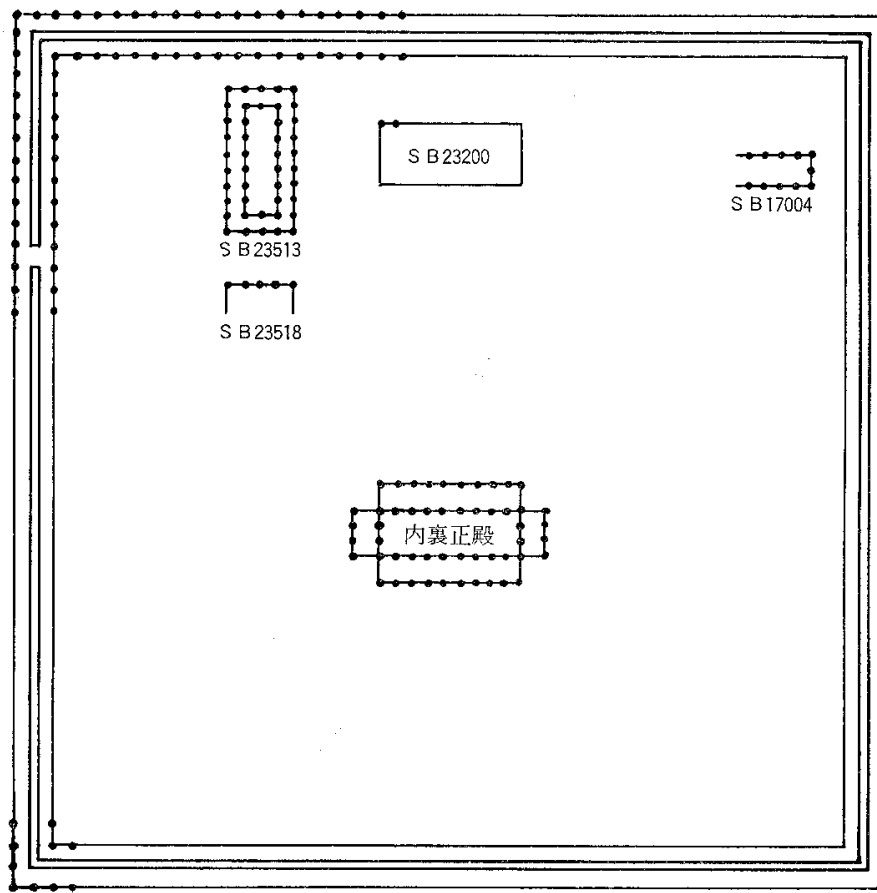


Fig. 112 長岡宮第二次内裏「東宮」の遺構配置

されている。その北方、北面築地回廊に近接して位置する建物 S B 23200 は、規模・形式が明かではないが、東西棟と推定されている。S B 23200 の西方では 2 棟の建物が検出されている。そのうち北に位置する S B 23513 は、身舎の規模が桁行 7 間・梁行 2 間の南北棟で、四面に庇が繞る。S B 23513 の南にある S B 23518 は柱穴 2 個が検出されているに過ぎないが、南北棟で、規模や形式は恐らく S B 23513 と同じと推定される。一方 S B 23200 の東方では東面回廊に接するような位置で東西棟建物 S B 17004 が確認されている。桁行き 4 間以上・梁行 2 間の規模を持つ。また内裏正殿に比定されている建物の西南方でも南北棟と推定される建物が検出されている。

以上 6 棟の建物を平安宮内裏の諸殿舎と内裏内部での位置や建物の形式・規模・棟方向などの点で比較すると、内裏正殿と推定されている建物は紫宸殿、S B 23200 は常寧殿、S B 23513 は登華殿、S B 23518 は弘徽殿¹⁵⁾、S B 17004 は淑景舎、また内裏正殿西南方で検出された建物は進物所に、それぞれ相当すると理解することができる。従って内裏正殿の北に仁寿殿に相当する建物を確認していないが、長岡宮第二次内裏の空間構造やその構成原理は、基本的に平安宮内裏と同じであるとみて大過ない。因みに長岡宮第二次内裏が存在していた時期、延暦 8 年 2 月以降延暦 12 年正月東院へ遷御するまでの間、桓武天皇には平城宮の時代に冊立して以来の皇后として藤原乙牟漏がいた。¹⁶⁾

2 平城宮内裏地区遺構の構造とその歴史の変遷

前項では平安宮内裏の構造とそれを「簡略化」して造営された平城上皇の「平城西宮」に比定される平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—Ⅰ期の遺構、および最近発掘調査の成果の著しい長岡宮第二次内裏「東宮」の構造について概観した。特に平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—Ⅰ期の遺構については、その空間構造がまさに平城上皇(平城天皇)が後宮のみを有し皇后を持たなかった事実を反映したもので、そのような上皇の御在所としてふさわしいものであることを述べた。また長岡宮第二次内裏「東宮」については基本的に平安宮内裏と同じ空間構造を有することを指摘し、それが当時桓武天皇に皇后と幾人かの後宮が存在したことを裏付けるものであると考えた。

本項では、まず平城宮内裏地区における遺構の変遷に関する従来の見解のうち主たるものについて紹介したうえでその問題点を指摘し、次いで平城宮内裏地区で検出された第Ⅰ期から第Ⅵ期に及ぶ各時期の遺構の配置から知られる空間の構造について、前項での検討の結果や第Ⅴ章—平城宮の内裏での奈良時代における歴代の天皇の御在所に関する考察を踏まえてさらに検討を加え、最後に前項で明らかにした平安宮内裏の構造と比較してその歴史的な変遷の様相を明らかにしたい。

i 平城宮内裏地区の遺構変遷および構造に関する既往の見解

従来の平城宮内裏地区の遺構に関する研究のうち、その変遷に注目して見解を述べているのは今泉隆雄と阿部義平である。いずれも内裏のみを正面から取り上げた研究ではないこともあって、内裏地区の変遷については簡略に述べられているに過ぎないので、ここではその大要を紹介するにとどめる。

今泉は、「平城宮大極殿朝堂考」¹⁷⁾(以下旧稿と称する)において内裏地区の遺構の変遷を大きく A・B・C の 3 期(A・B・C の各期は、本報告で言う第Ⅰ期・第Ⅱ期～Ⅳ期及び第Ⅴ・Ⅵ期に各々相当する)に分けて理解した。この考え方は今泉のその後の再研究である「再び平城宮の大極殿・朝堂について」¹⁸⁾(以下新稿と称する)にも基本的には踏襲されている。いま今泉の理解を新稿と旧稿とで矛盾しない点に限って要約して述べると次のようになる。まず、A 期には、遺構の密度が希薄であるが、B 期の区画や建物に先行する部分があることから内裏であると推定される。しかも平城宮の中央部には和銅創建時に内裏相当の遺構がないことなどから、和銅創建時に遡る内裏であるとする。次に B 期については、その開始時期は神亀前後の造営によるもので、内部の建物配置から内裏であることは間違いなく、その内部は内裏正殿区、後宮区、その他の殿舎群の三つの区画から構成され、平安宮内裏の構造に近いとする。また B 期の内裏は「西宮」と称されたともしている。最後の C 期は、同様に建物の配置から内裏であることが確実であるとする。その内部構造は B 期と基本的には変わらないが、内裏正殿区の規模が縮小する一方で後宮区が規模を拡大していることに注目している。C 期の時期については奈良時代の後半で、称徳朝の内裏「西宮」に比定できるとする。以上が今泉説の大要であるが、内裏地区の遺構と関係して、第一次大極殿院地区の遺構について、旧稿では B 期(新稿では D 期、第一次大極殿院地区第Ⅱ期)を淳仁天皇の内裏「中宮院」に、またその次の C 期(新稿では E 期、第一次大極殿院地区

今泉隆雄

第Ⅲ—Ⅰ期)を光仁朝の内裏の可能性があったとしていたが、新稿ではこのうちのC期については『報告Ⅹ』の見解を受け入れ、平城上皇の内裏「西宮」と改めたものごとくである。

今泉の見解のうち、内裏地区の遺構変遷とその内部構造に関する部分で最も問題となるのは、①B期、すなわち第Ⅱ期～第Ⅳ期の内裏地区内部の構造に関する理解と、②C期、すなわち第Ⅴ・Ⅵ期と第Ⅱ～Ⅳ期に相当するB期との構造の異同に関する理解である。まず、①についてみると、大きく分けた三つの区画の名称のうち特に後宮区とした区画の「後宮」という名称に含まれる問題点はしばらく措くとして、¹⁹⁾B期の内裏が平安宮内裏の構造に近いとする理解は、平安宮との対比において平城宮内裏地区の空間構造及びその歴史の変遷に関する理解を妨げることになると思われ、訂正が必要である。のちに検討するところからも明かとなるように、平安宮の内裏とはその空間構造が大きく異なっているのである。次ぎに、②については、C期の内裏地区の遺構は基本的にはB期の構造と変わらず、後宮区が規模を拡大し、これに対して内裏正殿区が縮小したとする点も、後述のように明らかに誤りで、後宮区の規模が拡大したのではなく、この区画の中に新しい空間が成立したことにその意義があったのである。これも平安宮の内裏の構造と比較して平城宮の内裏地区の遺構を理解しようとする際に問題を生ずる。

阿部 義平

一方阿部義平は「平城宮の内裏・中宮・西宮考」(以下旧稿と称する)と「古代宮都中枢部の変遷について」²⁰⁾(以下新稿と称する)において、平城宮中枢部、すなわち内裏・大極殿・朝堂等について論じたなかで、内裏地区の遺構の変遷に関して独自の理解を示した。基本的な考え方に大きな相違はないが、内裏のどの時期の遺構を具体的にどの天皇あるいはいづれの時期にあてるとかにおいて新旧二つの論考の間で異なる点があるので、ここではこのうち比較的最近の論考である新稿によって、阿部の考える内裏地区及び内裏の変遷についてその概要をまとめてみることにする。阿部は、内裏地区の遺構の変遷をA・B・C・Dの4期(A・B・C・Dの各期は、本報告で言う第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ・Ⅳ期及び第Ⅴ・Ⅵ期にそれぞれ相当する)に分けて理解した。A期は元明朝に当たる。内裏地区の方形区画の中央に中心建物があるが、その南方には建物がなく、北方には東西棟の細長い補助的建物が付属して配置されている。このうち中心建物の位置が後の時期の内裏後方の中心建物に踏襲されていく点は重要で、内裏地区の変遷を考える上で、重要な位置を占めるものであるとの重要な指摘をしている。またこの時期の内裏地区は儀式的な機能を常時果たす空間ではないとしている。なおA期はB期以降のこの地区の前身であり、B期以降と同様に「西宮」と呼ばれたが、それはあくまで予定された内裏であって、建物配置も不十分で本格的ではなく、「西宮」という宮であっても内裏としては機能していない時期であると理解する。そのような「西宮」が内裏として実現されるのが次のB期で、ようやく養老年間から内裏として機能しはじめるのに対して、この時期内裏としての役割を果たしたのは第一次大極殿院地区であったとする。この空間は内裏と大極殿院の機能をほぼ兼ねた新しい空間建設の意図のもとに築かれたもので、「中宮」と呼ばれ、居住性を有したが、内裏とは別の所として『続日本紀』には記されたとする。B期は元正朝から聖武朝の初期までで、内裏的な配置を採る時期である。次いでC期は聖武朝から孝謙朝で、B期の区画施設である掘立柱塀が築地回廊に造替される時期である。D期は淳仁朝以後とする。なおこの時期第一次大極殿院地区では天平宝字年間に改造が本格化し、異色の配置を採る中国風の「中宮院」となり、淳仁天皇が入って居住したものと理解する。このように時期比定される平城宮内裏地区の各時期のうち、

B期以降内部の配置は作り替えによる変化がみられるが、その南半を占める正殿一郭・その後方の建物群・ブロック化された付属殿舎という基本的な構造はD期の奈良時代終末まで踏襲されるとする。

以上のような阿部の見解のなかで問題となるのは、B期以降内裏地区の内部では建物配置が変更されることがあるが、基本的な構造は奈良時代末期まで踏襲されるとする理解である。この点については、今泉の問題点を指摘した際に述べたことと共通するものがあるが、要するに、今泉・阿部が「内裏的」とする建物配置や内部構造の理解が兩人によって十分に示されないままに議論が展開されていることにある。それは内裏の構造について検討を加えず、また定義を行わずに、曖昧なままで「内裏的な配置」なるものを提示しているからである。内裏の内部構造や建物配置の本質がどこにあるのかについて検討する必要がある。この点について、平安宮内裏の構造に限ってではあるが、先に簡略な検討を行ったので、ここでは再び繰り返さない。

ii 平城宮内裏地区遺構の構造とその歴史の変遷

前項では今泉・阿部兩人の見解について遺構変遷にみえる空間構造に関する点に限って簡単な批判を加え、その問題点を指摘したが、以下では兩人の理解における問題点を考慮に入れつつ、既に第V章—平城宮の内裏及び本章A内裏地区の遺構変遷において検討した結果に基づきながら、平城宮内裏地区の空間構造について各時期毎に簡略に検討することにする。

第I期 (Fig. 113) 第I期には、内裏地区の四周に掘立柱塀を繞らし、方500大尺の正方形の区画を設定している。この区画の中央とその南には、同規模・同形式の大規模でともに高床の掘立柱東西棟建物であるS B4700とS B460の2棟を、東西両妻の側柱筋を揃えて建てている。S B4700は、南側柱筋が第I期の内裏地区の南北二等分線上にほぼ位置し、この位置は、阿部も指摘したように第VI期まで内裏地区の中央に形成される区画の中心建物にほぼ継承されて行く。S B4700の南面と東西両側面には木階の存在が想定され、特に南面には細殿S B4640が付設される。S B4700には南面のみならず東西両側面にも木階が付設されていたと推定される点は重要で、S B4700を中心とした空間が細殿S B4640や木階によってその南方に位置する前庭、すなわちS B4700とS B460の間に広がる空間を含みこんでいただけでなく、その東西にも広がっていたことを示している。なおこれに対して北面に木階がなかったと考えられることは、S B4700を中心とする空間がその北方に広がらず、主として南方に限られていたことを示唆している。一方S B460は第I期の内裏地区の南面を画する掘立柱塀の北100大尺に南側柱筋を置く。S B460の位置もS B4700と同様に第II期以降内裏地区の中央南寄りの区画の中心建物に継承されて行く点は注目される。S B460を中心として、その南方に内裏地区の南面を限る掘立柱塀に開く南門との間に存在する前庭からなる一つの空間を想定することができる。しかしいずれの空間も、中心となる建物S B4700とS B460とがともに脇殿や後殿に相当する附属建物をともなっておらず、第II期以降、これらの建物の位置を継承して営まれる建物を中心とした空間とは異なっている。

第I期の内
裏地区

以上のように内裏地区の中央および南寄りに配置される同規模・同形式で大規模な2棟の建物を中心として二つの空間が想定されるのに対して、その北半部には細長い掘立柱東西棟建物7棟が配される。このうち規模の確定しているS B4837・062・4775・8010・7864の5棟はい

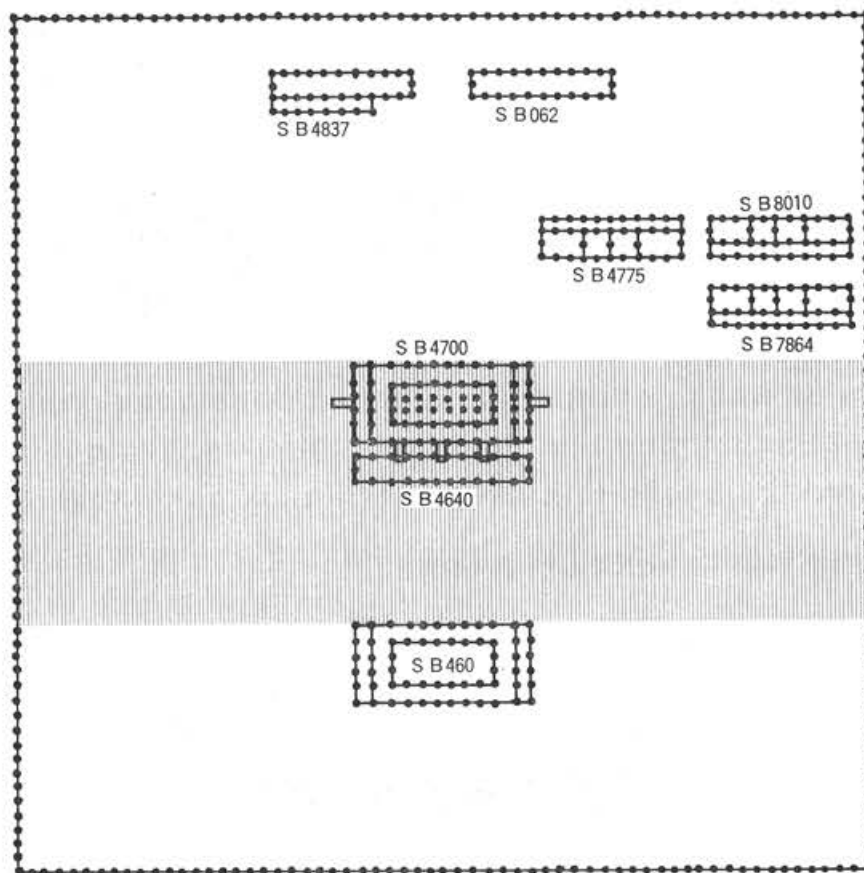


Fig. 113 平城宮内裏Ⅰ期の空間構造

ずれも桁行き柱間が偶数で、さらにそのうち東南部に配される S B 4775・8010・7864 の 3 棟は南北いずれかに庇を有し、身舎には桁行の東西両妻から 3 間と中央で間仕切って 4 小室を設けるなど、画一的な構造をもつ。また S B 062 や S B 4837 にも間仕切りが存在した可能性が大きい。これら画一的な構造を有する建物は内裏地区の北半部全般に配置されるのではなく、特にその北寄りと東西に置かれ、S B 4700 の後方に庭を確保するように配置されている点に注意される。上述したように、S B 4700 には南面と東西両側面に木階が取り付くと推定されるのに対し、北面には木階はなかったと考えられることから、S B 4700 とその北方に広がる庭とは一応区別して考えるべきであり、S B 4700 後方の庭は内裏地区の北半部に配置される附属建物群の前庭であると考えられる。このように内裏地区の北半部には画一的な建物構造を採る建物がその中央寄りにある前庭を取り囲むようにして配され、一つの空間を構成したものと考えられる。なおこの前庭の性格・機能は不明であるが、第Ⅱ期以降には独立して存在しなくなる点は注目される。

以上のように第Ⅰ期の内裏地区はおよそ三つの空間に大別して理解することができる。すなわち、内裏地区の中央寄りにある S B 460 とその前方にある前庭からなる空間、その北にあり内裏地区の中央を占める S B 4700 とその前方にある前庭からなる空間、そして内裏地区の北寄りに画一的な構造と規模を有して配される建物群とそれらによって取り囲まれる前庭からなる空間、の三つである。なおこのほかさらに S B 460 と S B 4700 とを中心とした二つの空間の東および西、すなわち内裏地区の東南部と西南部に建物の全くない空間をそれぞれ一つの空間と

して想定することもできる。その性格や機能については明かではないが、第Ⅱ期以降においても内裏地区の東南部と西南部には建物のない空間が確保され続けたことは注目される。以上のような第Ⅰ期の内裏地区における空間の配置は、掘立柱塀を用いて内部をさらに細分していない点で相違がみられるものの、後述するように、第Ⅱ期以降第Ⅳ期まで基本的には継承され、内裏地区の空間の構成は第Ⅳ期まで大きく変化しないと見ることができる。

平安宮内裏と比較した場合、内裏地区の中央とその南寄りに配される同規模・同形式の2棟の建物を中心とした二つの空間は天皇に関わる空間で、S B 4700を仁寿殿、S B 460を紫宸殿にそれぞれ当てることができる。すなわち第Ⅰ期の内裏地区には天皇の御在所であるS B 4700と内裏地区で行う儀式や宴などに際して天皇が出御するための殿舎であるS B 460がその中心を占めていたことになる。しかしこの二つの空間を平安宮の内裏と比較した場合、大きく異なる点は、平安宮における天皇の私的な空間である仁寿殿を中心とした一郭には、仁寿殿が紫宸殿と露台・渡殿等によって接続されることによって前庭がないのに対して、第Ⅰ期のS B 700がS B 460南方の前庭に匹敵する規模の前庭をその南方に有している点である。このような二つの前庭を有する空間が内裏の南寄りと中央に存在する構造は、平城宮の内裏では第Ⅲ期まで継承されるが、第Ⅳ期以降消滅するに至る。内裏地区の北寄りには広範囲に亘って画一的な構造や規模を有する東西棟建物が配される。それは天皇の御在所や出御のための殿舎に対して附属する建物であると考えられるが、平安宮でこのような位置に存在するのは前述したように皇后宮と後宮であり、第Ⅰ期の内裏地区の場合、それらとは大きく異なっている。

第Ⅰ期 (Fig. 114) 第Ⅱ期の内裏地区は、第Ⅰ期の周囲を画する施設のうち南北両面の掘立柱塀をそれぞれ60尺と30尺南へ移動し、東西については第Ⅰ期の掘立柱塀をそのまま区画施設として踏襲して、南北630尺、東西600尺の縦長の方形の区画に作られる。このようにして設定された第Ⅱ期の内裏地区の位置と規模はほぼこののち第Ⅳ期まで変更されることなく踏襲される。

第Ⅱ期の内裏地区

第Ⅱ期の内裏地区の様相は、一見して明らかのように、第Ⅰ期とは一変している。その最も大きな変化は、内裏地区の内部が掘立柱塀や掘立柱回廊によっていくつかの区画に明確に区分されるようになったことである。そのほかにも細部において多くの変更が行われているが、後述するように、内裏地区を構成する基本的な空間の配置や構成については変更がなく、第Ⅱ期の内裏地区の基本的な構造は、第Ⅰ期の内裏地区の空間構成をより明確化したものと考えることができる。そして第Ⅱ期に形成された内裏地区の空間構成はこののち第Ⅳ期まで基本的に踏襲されることとなる。

第Ⅱ期の内裏地区は大きく三つの区画・空間から構成される。すなわち、まず内裏地区中央部南寄りにある、掘立柱複廊と掘立柱単廊によって北と東西を画された区画である。その北寄りには掘立柱東西棟建物S B 450A、またその前面東方には東西の側柱筋を揃えた2棟の掘立柱南北棟建物S B 440・650が南北に配される。S B 450Aを挟んでS B 440・650と対称の位置には同じ規模・構造で同様の配置を採る2棟の掘立柱南北棟建物の存在が想定されることから、この区画にはコ字型に配置される5棟の建物があったと推定される。そしてこれらコ字型に配置された5棟の建物に囲まれた空間は前庭である。次ぎに掘立柱回廊で囲まれた空間の北に接して内裏地区のほぼ中央部を占める位置に、掘立柱塀で北と東西を画された区画がある。中央

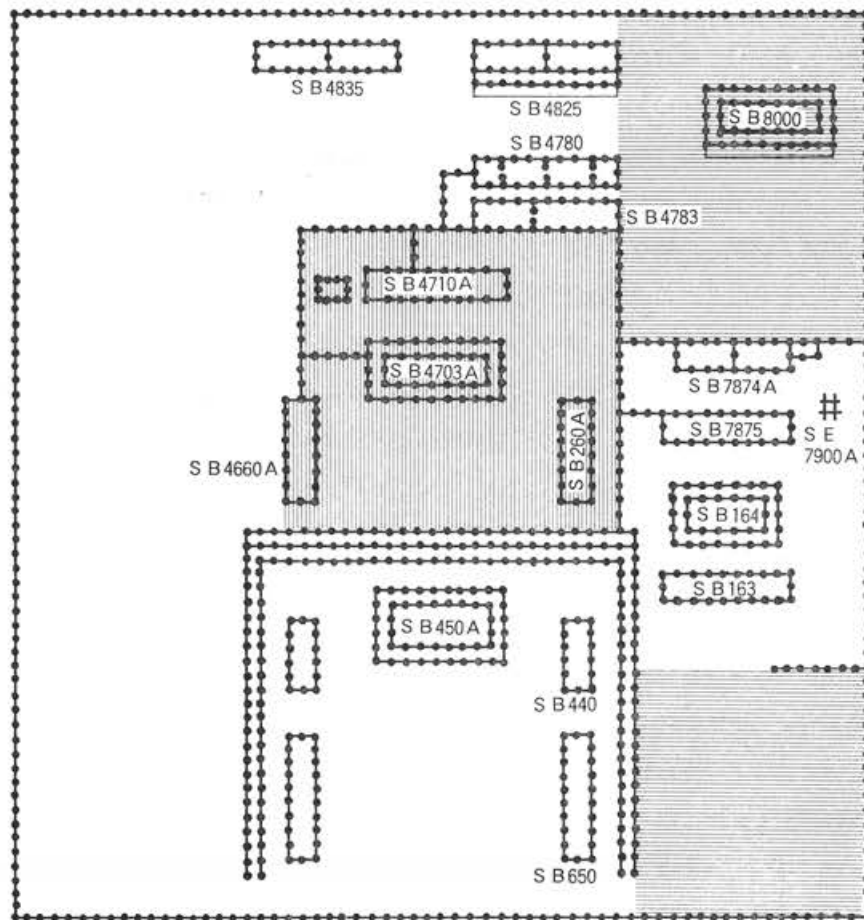


Fig. 114 平城宮内裏Ⅱ期の空間構造

には掘立柱東西棟建物 S B 4703 A があり、その後方には掘立柱東西棟建物 S B 4710 A を配し、またその前面東西には S B 260 A と S B 4660 A の 2 棟の掘立柱南北棟を配する。これら 4 棟の建物はコ字型の配置を採り、これらによって囲まれた空間は前庭と考えられる。区画の南半に前庭が設けられている点は、南に位置する S B 450 A を中心とした区画と共通した点である。なお前述したように、第Ⅰ期においてもその中央と南寄りを占める二つの空間にはその南半に前庭が確保されていた。以上、第Ⅱ期の内裏地区の中央部とその南寄りに存在する二つの区画は、第Ⅰ期において同様の位置に存在する二つの空間（ただし第Ⅰ期にはいずれも周囲を掘立柱回廊や掘立柱扉によって明確に画されず、かつまた脇殿ないしは後殿をともなっていない点で第Ⅱ期とは明かに異なっている）と対応するものと考えられる。

内裏地区中心部を占める二つの区画の周辺には、これらとは異なり、東西棟建物ばかりが配置される空間が広がる。この空間はさらに 4 つの小空間に区分することができる（ただし内裏地区の西半は未発掘であり、西半を含めると実際にはさらに多くの小空間に区分できるものと考えられる）。まず内裏地区の中央北辺にある S B 4780・4783・4825・4835 の 4 棟の掘立柱東西棟建物からなる小空間である。4 棟はいずれも桁行き柱間が 10 間の偶数間で、規模・形式は異なるが、いずれも内部を間仕切って小室を設ける点は第Ⅰ期の内裏地区北寄りに配置された東西棟建物群と共通する。また内裏地区の東辺には 4 棟の掘立柱東西棟建物 S B 7874 A・7875・164・163 がある。S B 7874 A は桁行きが 8 間の偶数間の建物で、その中央で東西 2 室に間仕切る。このよう

なあり方は、内裏区画の北辺にある4棟の東西棟建物や第Ⅰ期の内裏地区北寄りに配された東西棟建物群とも共通する。S B 7874Aの東妻部分には桁行2間・梁行1間の角屋が設けられており、その中には溝が引き入れられている。S B 7874Aの北側柱筋の東西両延長には掘立柱塀が設けられ、北の区画と区分されている。なおS B 7874Aは、その南に位置する3棟のうち北端にあるS B 7875の北側柱筋から西に延びる掘立柱塀によって南の空間とは画され、さらに一つの小空間を形成していると見ることができる。S B 7874Aの南にあるS B 7875・164・163の3棟は本来桁行9間・梁行2間の同規模・同形式の建物として計画されて建て始められたが、その途中で中央に位置するS B 164だけが計画変更され、桁行5間・梁行2間の身舎に四面庇が繞る構造とされた。元来同一の性格をもった建物3棟であったものを、途中で中央のS B 164のみが計画変更され、しかも四面に庇が繞る形式とされたのは、S B 164を他の2棟とは性格を異にする建物、恐らく3棟の建物で構成される小空間の中心建物としたもので、S B 164を正殿、S B 163を前殿、S B 7875を後殿とする官衙のような性格をもった空間を想定することができる。²²⁾ これら3棟ないし4棟の建物から形成される空間はこののち長岡遷都によって平城宮が廃される第Ⅵ期まで建て替えられることなく、一貫して存続する。これに対して内裏区画の東北隅は第Ⅱ期以降極めて変化に富む空間である。第Ⅱ期には南に広い前庭をとり、建物はS B 8000、1棟だけがその北寄りに配置される。S B 8000はS B 4703Aと同規模・同形式で、さらに南に縁を備えた床張りの建物である。その南方の前庭には2本の溝が走るが、いずれも暗渠とされていることから、S B 8000の南方に広がる建物のない空地は、S B 8000と関連して何等かの機能を果たした前庭であると考えられる。その規模がS B 450AやS B 4703Aを中心とした区画の南方に広がる前庭に劣らぬ規模を有している点は、S B 8000がS B 4703Aと同規模・同形式の建物である点とともに注目される。内裏地区の東南隅には建物の全く存在しない空間がある。南と東西の三方を掘立柱塀・掘立柱単廊によって囲まれ、北には北方にある井戸S E 7900Aの目隠しの機能をもつ掘立柱塀があって、内裏東辺の3棟あるいは4棟の建物からなる空間とは別の空間が形成されたと考えられる。

以上のような構成をもつ第Ⅱ期の内裏地区が、第Ⅰ期のそれと基本的に同じ構成を採っていることは明かである。すなわち東北隅にあるS B 8000を中心とした空間が存在する点を除くと、内裏地区の中心部分が二つの空間からなることやその北あるいはその東に東西棟建物からなる空間が広がること、あるいは東南隅に建物の存在しない空間が配置されていることなどについては第Ⅰ期と同じであると見て問題はない。

第Ⅱ期の内裏地区は、平安宮内裏と比較して、その基本的な空間の配置や個々の殿舎の配置に類似が認められると言われてきた。すなわち第Ⅱ期の中央と南寄りを占める二つの区画は、平安宮内裏の仁寿殿と紫宸殿を中心とした二つの空間にそれぞれ対応すると考えられ、従来「内裏的」あるいは平安宮内裏に近い構造を示すものと解され、第Ⅱ期の内裏地区が「内裏」である最も有力な根拠とされた。しかし以上のように従来類似すると指摘されてきた点についても、第Ⅱ期の中央部を占める空間と平安宮内裏とを比較した場合、東西の脇殿が1棟づつ少ない点や仁寿殿に相当するS B 4703Aが南方に前庭を有している点など、明かに平安宮内裏と異なっている点のあることを見逃すことはできない。それ以上に基本的な空間構成に関わって最も大きく両者において相違するのは、平安宮内裏を構成する基本的な空間のうち、常寧殿を

平安宮内裏との類似と相違

中心とした皇后の空間とその東西に配置された後宮たちの空間を欠く点である。

他の時期や平安宮内裏と比較して第Ⅱ期におけるいま一つの問題点は、内裏地区の東北隅にあるS B 8000とそれを中心とする空間がいかなる性格・機能を有するのか、またなぜ第Ⅱ期に限ってこのような建物・空間がこの位置に存在するのか、である。S B 8000やそれを中心として形成された空間の性格・機能は明かではないが、先に述べたようにS B 8000の規模や形式がS B 4703 Aと同じで、南面に縁を付していることから、S B 8000は第Ⅱ期の内裏地区にあってきわめて格式の高い建物で、またS B 450 AやS B 4703 Aを中心とした区画の南方に広がる前庭に劣らぬ規模を有する前庭を設けている点は、この前庭がS B 450 AやS B 4703 Aの南方に広がる前庭と同様の機能を有していた可能性を示唆している。ただしS B 450 AやS B 4703 Aのようにその前方東西に脇殿を有していない点では大きく異なる。上記の諸点からS B 4703 Aに住んだ天皇に極めて近い身位を有する人物、太上天皇などが居住した建物がS B 8000であったのではなかろうか。なおS B 8000は第Ⅲ期には撤去され、内裏地区の東北隅は建物の存在しない空地とされるに至る。

第Ⅲ期の内裏地区

第Ⅲ期 (Fig. 115) 内裏地区の位置および規模が第Ⅱ期以降変更されないことについては先に述べた通りであるが、内裏地区の周囲を画する施設については、第Ⅲ期に変更が加えられる。すなわち第Ⅱ期の掘立柱塼を解体撤去し、同位置において築地回廊を造営している。それは、恐らく、内裏地区の南方に位置する第二次大極殿院地区や第二次朝堂院地区における掘立柱建物・掘立柱塼から礎石建物・築地回廊・築地への変更と軌を一にするもので、その外観を第二次大極殿院・朝堂院地区と統一したために採られた措置であろう。そして第Ⅲ期以後内裏地区の周囲を画する施設は固定され、さらに長岡宮・平安宮へとその形式は受け継がれてゆくこととなる。

第Ⅲ期の内裏地区の建物については第Ⅱ期と比べて若干の変更がみられるが、その建物配置は基本的に第Ⅱ期を踏襲しており、ほぼ同様の空間構成を採っているとみてよいであろう。すなわち内裏地区の中央部とその南寄りに、コ字形の建物配置を採り、周囲の空間と掘立柱回廊や掘立柱塼によって画される二つの区画が存在している点は、基本的に第Ⅱ期と同じであり、またその周囲に東西棟の掘立柱建物が配される点もまた同じである。この二つの空間を除くと、その東に位置する空間では全く変更が行われておらず、第Ⅱ期の建物をそのまま使用している。また北辺においても建物の建て替えが見られるが、その基本的な形式は第Ⅱ期と同じであると見て問題ない。第Ⅱ期と比較して大きく異なるのは、内裏地区の東北隅の空間である。すなわち第Ⅱ期に内裏地区の東北隅に存在していたS B 8000が撤去され、この部分が建物の存在しない空地とされた点である。また東南隅で南面築地回廊の東端近くに楼状の建物S B 7600が増設されている点も注目される。S B 7600の北面には東西の両端から3間目の位置で2箇所に木階が設けられ、またその北にS B 7600と桁行を同じくする桁行7間・梁行1間の掘立柱東西棟建物で、S B 7600へ昇る木階の階隠に当たるS B 7601がある。S B 7600が南面回廊の東端近くに設けられた点は第Ⅱ期と異なるが、その北には第Ⅱ期同様に建物のない空地が存在している点は基本的に大きな変化が起こったことを示してはいない。なおS B 7600とその北に広がる空地との関係は明かではないが、あるいは一体となって使用されたのであろうか。

以上のように第Ⅲ期には内裏地区の中心的な二つの区画や、その周辺においても画一的な建

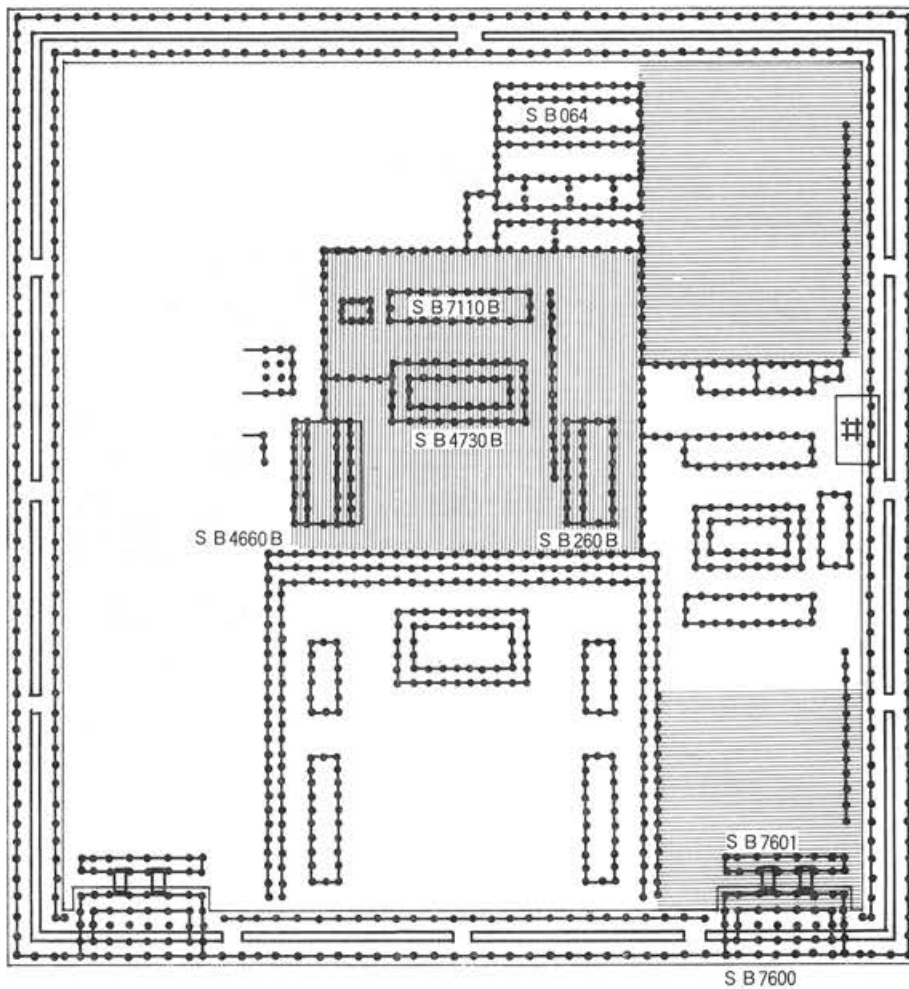


Fig. 115 平城宮内裏Ⅲ期の空間構造

物が配置される北辺あるいは東辺では大きな変更が加えられず、主な変更が行われたのは、内裏地区の東北隅においてであることは明かである。従って第Ⅲ期の内裏地区は基本的には第Ⅱ期の構造を踏襲していると考えることができ、平安宮内裏との比較においても第Ⅱ期の内裏地区と異ならないと見てよいであろう。なお第Ⅱ期との相違点であるS B 8000の撤去は、天皇に極めて近い身位を有する人物が死去ないしは居所を変更したことに伴うものと考えられ、これによって内裏地区が再び天皇のみの居住する区画に戻ったと推測することもできる。

第Ⅳ期 (Fig. 116) 第Ⅳ期の内裏地区は第Ⅱ期や第Ⅲ期の建物配置を基本的に踏襲しており、大きく3つの空間から構成されている点に基本的な変更はない。しかし第Ⅱ期や第Ⅲ期と比べると、細部においていくつかの点で注目すべき相違が見られる。まず内裏地区の中央部を占める二つの区画で中心的な建物の建て替えが行われている点が注目される。内裏地区南寄りの掘立柱回廊で画された区画ではS B 450 A が撤去され、ほぼ同位置で同規模ではあるが形式の異なるS B 450 B が建てられている。S B 450 B は身舎の四面に庇が繞り、身舎の桁行柱間が7間で、平面規模においてはS B 450 A と変りないが、梁行柱間を1間狭めて2間とし、これにともない北に孫庇を付けている点が従来と異なる。またこの北にある、内裏地区中央部を占める区画では、S B 4703 B と S B 4710 B が撤去され、ともに位置を南に移して新たにS B 4645 と S B 4704 の東西棟建物2棟が建てられる。このうち南に位置するS B 4645 は、第Ⅲ期のS B

第Ⅳ期の内裏地区

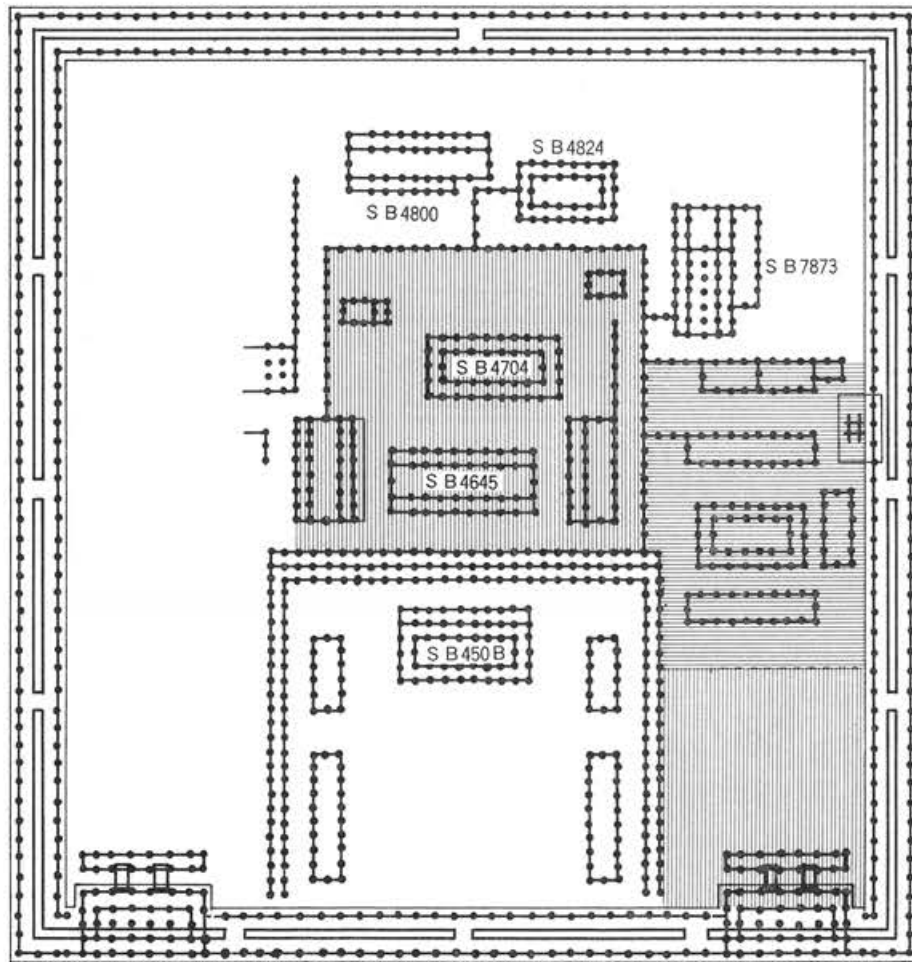


Fig. 116 平城宮内裏Ⅳ期の空間構造

4703Bと比べると、規模に大きな相違はないものの、形式は四面庇から南北両庇に変えられている点が注目される。S B 4704はほぼ第Ⅲ期のS B 4710Bの位置を踏襲するが、建物の南北軸を内裏地区の東西二等分線とは一致させず、東へずらして建てられている。なおS B 4704は第Ⅲ期のS B 4710Bと同規模・同形式で、これを移建した建物である可能性があることについては既に述べた通りである。注目すべきは、この区画の中心建物が区画の南寄りに建てられていることによって、第Ⅰ期から第Ⅲ期にかけてこの区画の南寄りに存在していた前庭が消滅した点である。前庭の喪失という事態はこの区画の性格を大きく変えるものであったのではなかろうかと考えられる。この点については次項においてやや詳しく述べる。

さらにこれら二つの区画の周辺でも建物の建て替えが行われている。北辺では、第Ⅰ期から第Ⅲ期にかけて一貫してみられた、桁行柱間数が偶数で、しかもその内部を間仕切って2間あるいは3間などの小室を設ける画一的な形式をもつ細長い東西棟建物群が廃され、桁行柱間が奇数間で、両面あるいは四面に庇を付ける建物に建て替えられている。また第Ⅲ期に空地であった内裏地区の東北隅の空間には大型の掘立柱両面庇付南北棟建物S B 7873が建てられる。規模も大きく450Bに匹敵するほどである。しかし第Ⅱ期にこの区画に存在していたS B 8000とは形式が明らかに異なり、東庇にはさらに孫庇を設け、その内部は南6間と北3間の2室に分けられ、しかもその床高は異なり、階段によって両室が結び付けられていた可能性も考えら

れる。またS B8000が東西棟建物でしかもその南方に前庭を有していたのとは異なり、S B7873は南北棟建物で、孫庇の架かる東方と北妻の北方に建物のない空閑地をもっているが、この二つの空閑地がはたしてS B8000の南方に存在していた前庭に相当する性格・機能を有していたかは疑問で、単なる空閑地に過ぎなかった可能性が強い。従ってS B7873の性格や機能はS B8000とは明らかに異なっていたものと考えられる。むしろ内裏地区の北辺に存在する建物、S B4800などとの共通性が考えられ、この部分の空間としての性格や機能が従来とは変化していることは間違いない。この空間が独立して一つの空間を構成するのではなく、内裏北辺の建物群とともに一連の空間を構成していたと考えたほうが妥当ではなかろうか。

以上のように、第Ⅳ期における内裏地区の変化には極めて注目すべきものがあるが、しかしそれは内裏地区の従来からの空間構成を一変するようなものではなく、第Ⅱ期および第Ⅲ期、さらには第Ⅰ期の内裏地区における空間構成を基本的に継承するものであったと見ることができる。従って平安宮内裏と比べた場合、第Ⅳ期が第Ⅱ期や第Ⅲ期と基本的には同じ空間構成を採っていることから、平安宮内裏との類似や相違の様子は第Ⅱ期・第Ⅲ期の場合と大きく異なるところはないと言える。しかしただ一つ、先に指摘した内裏地区の中央部にある区画における前庭の消失という事態は、平安宮内裏における仁寿殿を中心とした空間のあり方、すなわち仁寿殿が紫宸殿と渡殿・露台によって接続されることによってその前庭が存在しない様相と類似しており、平安宮内裏において紫宸殿と仁寿殿とが接続されるに至る第一段階を示しているものと考えられる。なおこのような内裏地区中央部の区画における前庭の欠如は、第Ⅳ期に引き続く第Ⅴ期および第Ⅵ期においても確認することができる。

第Ⅴ期 (Fig. 117) 第Ⅴ期に至り、内裏地区は、第Ⅱ期から第Ⅳ期までほぼ一貫して迎えることが可能であった空間構造を大きく変更される。一見しただけでは必ずしも明白ではないが、第Ⅴ期の内裏の空間構造は第Ⅳ期以前のそれとは大きく異なり、特に、基本的な点で第Ⅳ期以前と重大な相違が見られる。第Ⅱ期～第Ⅳ期までの遺構配置や空間構成と基本的に一致するのは、内裏地区を大きく三つの区画に分ける空間構成の点だけである。まず内裏地区の中央部南寄りには東西と北の三面を掘立柱塼で囲まれ、東西棟建物1棟と南北棟建物2棟によって構成されると考えられる東西に細長い区画があり、その北の、内裏地区中央部には、掘立柱塼で東西南北四面を囲まれ、東西棟7棟と南北棟3棟からなる南北に長い空間が存在する。そしてこれら内裏地区中央部に位置する二つの区画の周囲には東西棟建物を主として配置した空間が広がる。以上のような基本的な遺構配置や空間構成は、確かに第Ⅱ期から第Ⅳ期までにかけての空間構成と共通するものがあるが、しかし子細に各々の区画・空間の内部を検討してみると、内裏地区の空間構成が第Ⅴ期に至り、従来とはその様相を大きく異にするようになったことがわかる。まず、中央部南寄りに存在する区画では、その北寄りに東西棟建物1棟S B447と、その前面東にある南北棟建物S B650およびS B447を挟んでS B650と対称の位置に想定される南北棟建物の、3棟から構成される点は、従来第Ⅱ期から第Ⅳ期においてこの位置にあった同様の区画では東西棟建物1棟とその前面東西に各2棟の南北棟建物を配置していたのに対して、南北棟建物がそれぞれ1棟に減少され、また東西棟建物も北を画する塼も南に移され、この空間が内裏地区で占める面積の比率が小さくなっている。それに対してその北に接してある、内裏地区中央部を占める区画は南北に広がる巨大な空間となり、従来よりもはるかに広い面積を占め

第Ⅴ期の内裏地区

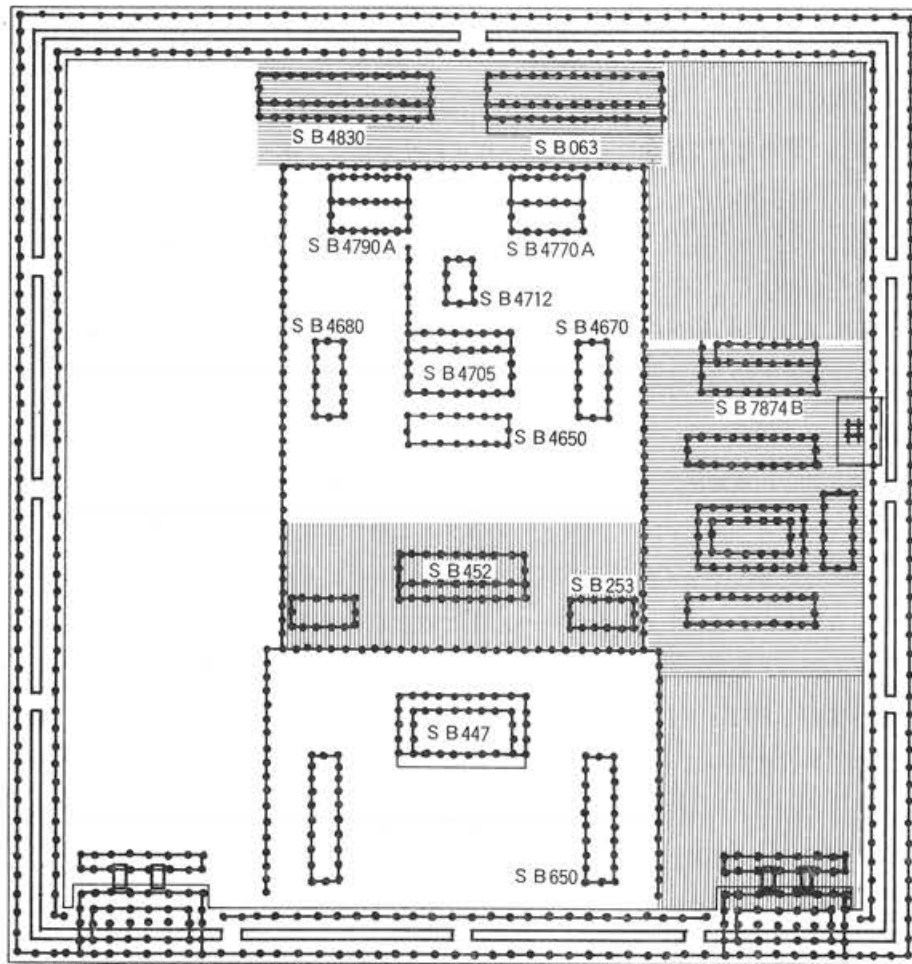


Fig. 117 平城宮内裏Ⅴ期の空間構造

るようになった。しかしこの区画の変貌は単に面積が増大したことにとどまらず、その内部における建物の構成や配置に大きな変化が生じているのである。すなわち、第Ⅱ期から第Ⅳ期においては、この区画に相当する位置には、東西棟の建物が中央あるいは北寄りに2棟存在し、その東西あるいは前方東西に各1棟の南北棟建物を配する所謂コ字型の建物配置をとる空間が、周囲を塀によって囲まれて存在していた。しかし第Ⅴ期には様相が一変し、この区画には全部で10棟もの建物が配置され、またその構成も従来のように単純ではなくなった。この区画の内部は建物配置や後に述べる平安宮との比較から大きく二つの空間によって構成されていると考えることができる。すなわち区画の南寄りの東西棟3棟から構成される空間と、それからやや離れてこの区画の中央から北寄りに存在する東西棟4棟と南北棟3棟からなる空間とである。南寄りの空間は、そのやや北寄りに位置するS B 452と、その前方東にあるS B 253と、S B 452を挟んで西にS B 253と対称の位置に存在すると想定される東西棟建物の、3棟から構成される。この東西棟建物3棟によって構成される空間は、建物の棟方向が異なることや建物の棟数が1棟少ないことに相違がみられるものの、その南に存在している区画との位置関係から、第Ⅱ期から第Ⅳ期の内裏地区の中央部に存在していた区画と同じ性格・機能を有すると推測することができる。またこの点、第Ⅱ期から第Ⅳ期にかけて内裏の中央部と南寄りに形成された二つの区画の中心建物がいずれも共通して桁行9間でその総長が同じであるように、第Ⅴ期の

場合も南寄りの区画の中心建物S B 447と中央部の区画の南寄りの空間の中心建物であるS B 452とがともに桁行9間であることから、掘立柱塀を隔てているとはいえ、両者は建物配置の上でも、また機能的にも結び付きが強いと考えることができることも伺うことができる。これに対して同一の区画の中に存在しているとは言うものの、中央部の区画の中央以北を占める空間の中心建物S B 4705とその前殿に位置するS B 4650とがともに桁行を7間で揃えている点は、明らかにこの2棟の建物で一つの結合が認められ、S B 452とやや距離を置いて配される点も含めて、これらの建物や空間はS B 452とは機能的には直接結び付き難いものとみて間違いない。一方、この区画の中央より北に位置する空間は第Ⅰ期や第Ⅱ期から第Ⅳ期までは存在せず、第Ⅴ期に至って新たに創出された空間である。S B 4705を中心にして、その前面に桁行の長さをS B 4705と揃えるS B 4630、東西にはそれぞれS B 4670とS B 4680、後方にはS B 4712を配し、さらにS B 4712の後方東西にはS B 4770AとS B 4790Aを配置する。この空間ではS B 4705が正殿、S B 4630が前殿、S B 4670・4680が東西の脇殿に当たることは明らかであろう。

以上のような二つの区画における新たな様相の出現に対して、その周囲に存在する空間でも変化が見られる。まず第Ⅳ期に内裏地区の東北隅に存在していた南北棟建物S B 7873が廃され、一時、掘立柱塀でつながれた仮設の建物が建てられることもあったが、再び第Ⅲ期のような空閑地となる。また東辺ではS B 164を中心とした建物群の北端に位置するS B 7874Aに北庇が付けられてS B 7874Bとなる他に大きな変更は見られない。一方北辺では内裏地区の中央に存在する空間が南北に長大な空間となったために、東西に細長い空間しか確保できなくなり、第Ⅳ期に存在していた東西棟建物2棟S B 4800・4824が撤去され、東西に桁行柱筋を揃えた2棟の東西棟建物S B 063・4830が建てられる。構造的には東に位置するS B 063が南に孫庇を付けている点でやや異なるが、ともに桁行柱間数が12間で、身舎と南庇の規模が一致する点は両者の建物の機能が共通することを物語るものであろう。またこの2棟で注目されるのは、桁行柱間数が偶数であることで、間仕切りのない点は異なるが、第Ⅰ期や第Ⅱ期・第Ⅲ期に内裏地区の北辺に配置された東西棟建物と共通する性格・機能を有する建物であると考えられる。

以上のように第Ⅴ期の内裏地区の構造は、第Ⅱ期から第Ⅳ期に見られた空間構造を基本的に継承する点も見られるが、それに比べて様相を大きく異にする部分が生じ、特にその中央部に位置する区画に大きな変更が加えられた。このような第Ⅴ期における内裏地区の空間構造やその変更点について平安宮内裏と比較すると、その変更の眼目は、第Ⅴ期に新たに内裏地区の中央部に殿舎群を創出したことにあり、それは皇后に関わる空間、すなわち皇后宮に相当する空間を内裏地区の中央北寄りに成立させたことにあると理解することができる。

第Ⅵ期 (Fig. 118) 第Ⅵ期における遺構配置や空間構成は、建物の規模・棟方向の変更など細部の相違を除けば、基本的には第Ⅴ期と一致する。すなわち内裏地区中央部南寄りの区画については、第Ⅴ期の建物をそのまま踏襲しており、また内裏地区の中央を占める区画についても、南寄りの3棟の東西棟建物では全く改築を行わずそのまま第Ⅴ期の建物を用いている。ただしその北に広がる空間では、中心に位置するS B 4705の前後にあるS B 4650・4712・4770A・4790Aの4棟をS B 4610・4784・4770B・4790Bに建て替えている。しかし基本的には第Ⅴ期の建物の位置や規模などをほぼ踏襲しており、それらの建物の配置には大きな変更は加えられ

第Ⅵ期の内裏地区

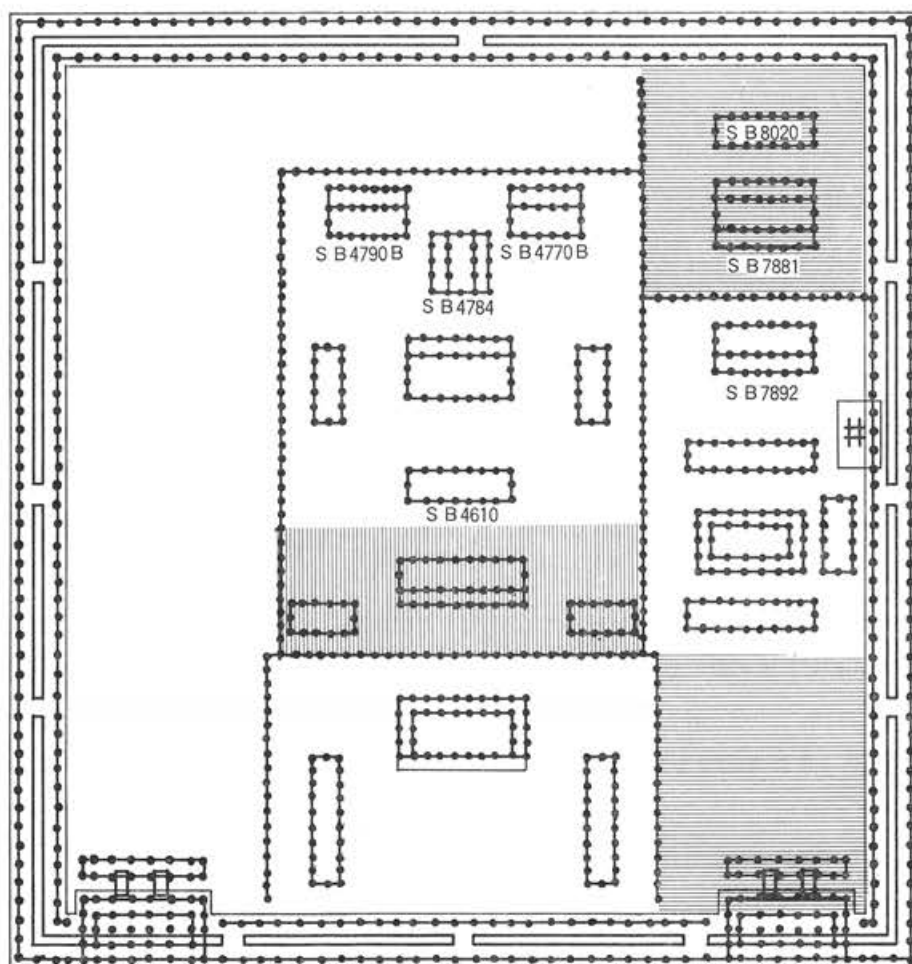


Fig. 118 平城宮内裏VI期の空間構造

ておらず、従って第VI期の建て替えによってそれらの個々の建物や建物群の性格・機能が大きく変更されたとは考えられない。以上のように内裏地区の中央部を占める南北二つの区画については建物の配置やその空間構造に変更はなく、第V期の構造や機能と同じであると考えられる。これに対して、中央部を占める二つの空間を取り巻く周囲の空間、特に東北隅において大きな変化が生じている点が注目される。先に指摘したように、第V期の内裏地区東北隅では、造営に関わると考えられる仮設の建物が一時的に設けられたこともあったが、この部分はほぼ第V期を通じて空閑地であった。それに対して第VI期には、この部分に、東と北については内裏地区の周囲を画する築地回廊の東北隅部分を利用し、南と西については掘立柱塀を設けて一つの区画を設定し、その内部に南北方向の柱筋を揃えて並列する2棟の東西棟建物S B 7881・8020を配置している。さらにこの区画の南にもこれら2棟の東西棟建物と妻柱の柱筋を揃え、桁行の長さを同じにした東西棟建物S B 7892がS B 7874 Bに代わって建てられている。建物の規格や建物配置の計画性からみて、掘立柱塀によって区画としては別とされているが、北の区画にある2棟の東西棟建物S B 7881・8020とその南に掘立柱塀を隔てられて位置する東西棟建物S B 7892とは同じような性格をもち同様の機能を果たすものであったと考えることができる。なお内裏地区の北辺でも変化が見られ、第V期にこの位置に存在した2棟の東西棟建物S B 063・4830が撤去され、内裏地区の北辺には建物が存在しなくなったと考えられる。恐らく東北隅

Tab. 24 平安宮内裏と平城宮内裏地区・長岡宮第二次内裏・平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期の殿舎対応表

平安宮内裏	平城宮内裏地区						長岡宮第二次内裏	平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期
	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期	第Ⅵ期		
紫宸殿 宜陽殿 春興殿 校書殿 安福殿	S B460	S B450A S B440 S B650	S B450A S B440 S B650	S B450B S B440 S B650	S B447 S B650	S B447 S B650	「内裏正殿」	S B6620 S B6622 S B8300
仁寿殿 承香殿 綾綺殿 温明殿 清涼殿	S B4700	S B4703A S B4710A S B260A S B4660A	S B4703B S B4710B S B260B S B4660B	S B4645 S B4704 S B260B S B4660B	S B452 S B4650 S B253	S B452 S B4610 S B253		S B7170 S B7173 S B6621 S B7172 S B7209
常寧殿 貞觀殿 麗景殿 宣耀殿 弘徽殿 登華殿					S B4705 S B4712 S B4670 S B4770A S B4680 S B4790A	S B4705 S B4784 S B4670 S B4770B S B4680 S B4790B	S B23200 S B23518 S B23513	
昭陽舎 昭陽北舎 淑景舎 淑景北舎 飛香舎 凝華舎 製芳舎						S B7892 S B7881 S B8020	S B17004	S B8219 S B8218 A・B

における新たな区画・空間の成立と関連を有するものと推定される。

以上のように第Ⅳ期には、その中心部については第Ⅴ期の内裏の中心部の空間構造をそのまま踏襲したが、東北隅において新たな区画・空間の創出が行われるなど中心となる区画の周辺に広がる空間においてその再編成が進められたものと見ることができる。このような第Ⅵ期における内裏地区東北隅における変化は、平安宮内裏と比べると、後宮に関わる空間を創出したものと見ることができる。

3 平城宮内裏地区の歴史的変遷に関する諸問題

前項では、平城宮内裏地区で検出された遺構のうち、奈良時代に属する第Ⅰ期から第Ⅵ期までの変遷について、特にその空間構成、構造の変化に注目して整理・検討してきた。本項ではその結果を承け、平城宮内裏地区における各時期の空間構成・構造を、先に明かとした平安宮内裏・長岡宮第二次内裏「東宮」や平城宮第一次大極殿院地区で検出された平城上皇の御在所と推定される第Ⅲ—1期の空間構成・構造と比較検討し、さらに第Ⅴ章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の歴史的変遷において行った、文献にみえる奈良時代歴代天皇の御在所に関する検討の結果をも併せて、内裏地区の歴史的変遷を理解する上での問題点を指摘し、その上で変遷の意義や背景あるいは時期の問題についても若干の検討を加えることとする。なお本項における検討に資するために、先に行った検討の結果に従い、平城宮内裏地区の第Ⅰ期から第Ⅵ期までの遺構および長岡宮第二次内裏の遺構、平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期の遺構を、空間構造や建物の配置関係から平安宮内裏の殿舎に対応させ、作成した表が Tab. 24 である。以下では適宜この表を参看しつつ内裏地区の空間構成・構造の歴史的な変遷について

検討することとする。

さて前項までにおける検討によって明らかになったように、平城宮内裏地区の歴史の変遷を考える上で検討すべき各時期毎の主な問題点は、次の諸点である。

- ① 第Ⅰ期の特異な空間構造に関する問題
- ② 第Ⅱ期に東北隅に存在するS B8000の問題
- ③ 第Ⅲ期における掘立柱塀から築地回廊への変更の問題
- ④ 第Ⅳ期における中央部を占める区画での前庭の消滅の問題
- ⑤ 第Ⅴ期における皇后宮の出現に関わる問題
- ⑥ 第Ⅵ期における後宮の成立の問題

このうち①②③の三点については、簡略ではあるが、既に前項で行った各時期の個別解説において述べたので、ここでは簡要に問題点をまとめるに留め、むしろ残る④⑤⑥の三点を中心にさらに検討を加えたい。

第Ⅰ期の特異な空間構造

- ① 第Ⅰ期の特異な空間構造に関する問題

内裏地区第Ⅰ期の遺構については、その配置が必ずしも平安宮内裏に代表されるような典型的な内裏の様相と一致しないことから、従来は内裏そのものではなく、その前身的な区画や予定された内裏であるとか、あるいはまた平城宮創建当初の他の地区に内裏を求め得ないためにやむをえず第Ⅰ期の内裏地区を内裏に比定するなどされ、その遺構配置の異様さが指摘されるに留まってきた。しかし既に前項において述べたように、第Ⅰ期の空間構造も基本的には第Ⅱ期以降第Ⅳ期までのそれと一致すると見ることができる。すなわち脇殿や後殿を欠く点に相違が見られるものの、第Ⅰ期の内裏地区の中央と南寄りに配されるS B4700とS B460はそれぞれの南方に広い前庭を有し、またその位置が第Ⅱ期以降においても内裏地区の中心を占める二つの区画の中心となる建物に継承される点を考慮すると、第Ⅰ期の内裏地区に存在する同規模・同形式の2棟の建物とその前庭からなる空間は、第Ⅱ期以降の時期においてその中心を占める二つの区画に対応すると考えることができる。また北半部に配される東西棟建物群についても、第Ⅱ期以降内裏地区の北辺に配置される建物群と構造・形式のうえで緊密な関係にあり、さらに東南隅の空間が空閑地となっている点にも第Ⅱ期以降と共通点を見いだすことができる。

以上のような諸点からみて、第Ⅰ期の内裏地区の空間構成・構造は第Ⅱ期以降と同じであり、従って第Ⅰ期の内裏地区は第Ⅱ期以降と同じ性格・機能を有していたと推定することができる。第Ⅰ期の内裏地区の建物を平安宮内裏と比較した場合、Tab. 24のように、S B460は紫宸殿相当建物で、S B460とその南に広がる前庭からなる空間は天皇の公的な空間である。またS B4640は仁寿殿に相当し、このS B4640を中心とした空間は天皇の私的空間に当る。しかし北半部の東西棟建物群については、これを平安宮内裏の殿舎に直接求めることは困難である。しかしいずれも桁行柱間数が偶数で、特にその南東部に位置する3棟については、南北いずれかに庇を有し、身舎の中央と両端から3間目で間仕切するなど、形式や規模の上で画一的で、強い規制の働いたことが明かで、これらの建物が性格・機能を同じくするものであったことを推測させる。間仕切のあり方は古代寺院の僧房に類似し、例えば所謂後宮十二女司など天皇の御在所においてその公的あるいは私的な生活を支える官司や、あるいは宮内省などに隷する内廷諸官司の内裏内部における出先機関などが置かれたのではなかろうか。なお内裏地区の北辺

に東西棟の画一性の強い建物が配される傾向は第Ⅱ期以降第Ⅴ期まで確認でき、平城宮では天皇の御在所での生活を支える機関は内裏の外郭を形成する中重（中隔）や内裏地区の北辺にはほぼ一貫して営まれたと考えることができる。

② 第Ⅱ期におけるS B 8000の問題

第Ⅰ期S B
8000の問題

内裏地区は、第Ⅱ期以降第Ⅳ期まで細部において変化が見られるものの、基本的には第Ⅱ期の構造を踏襲していったと考えられることについては累述したが、第Ⅳ期まで基本的に継承される第Ⅳ期の構造の中で、他の時期の遺構との関係で問題となるのは、第一に、第Ⅱ期の内裏地区の東北隅に存在するS B 8000を中心とした空間であり、第二に、奈良時代末の内裏の廃絶まで一貫して存続する東辺の官衙と考えられる建物群である。このうち後者については、簡略ではあるが、既に前項において各時期の個別解説を行った際にやや詳しく述べたので、省略することとし、ここでは前者についてさらに検討したい。

S B 8000は、第Ⅱ期の内裏地区中央部を占める区画の中心となる建物S B 4703 A、すなわちTab. 24のように平安宮内裏では仁寿殿に相当し、天皇の御在所と考えられる建物と同規模・同形式の四面庇付きの東西棟建物で、さらに南面に縁が付設されていることなどから、第Ⅱ期の内裏地区の付属的な建物ではなく、天皇に準ずる身位を有する人物の居所となった格式の高い建物であったことを推測させる。またその南に広い前庭が存在することは、S B 8000を中心とした空間が単に天皇に準ずる身位を有する人物の居住のためだけの空間であったのではなく、前庭を用いる何等かの儀式や行事、あるいは政務に関わりをもつ行為などが行われた可能性のあることを示唆するものである。ただし脇殿を欠いている点に相違がみられ、必ずしもS B 403 Aを中心とした空間と全く同じ性格の機能を有していたわけではない。第Ⅱ期の時期を厳密に決定することができないこと、またS B 8000自体が第Ⅱ期の当初から存在したのか否か、あるいはまたその廃絶が第Ⅱ期と同時であるのかなどを明らかにできないことなどからしても、S B 8000に居住したと思われる人物を特定することは、極めて困難なことである。しかしS B 8000の建物としての格式からすると、例えば既に譲位した太上天皇などをS B 8000に住んだ人物として想定することもできる。なお第Ⅲ期には、内裏地区東北隅に存在していたS B 8000が撤去されるが、それは、天皇に準ずるような人物の死去や宮外への遷居に際して採られた措置で、S B 8000の撤去によって内裏地区が再び天皇のためだけの空間となったことを示すものと考えられる。

③ 第Ⅲ期における掘立柱塀から築地回廊への変更の問題

第Ⅱ期掘立
柱塀から築
地回廊へ

第Ⅲ期に至り、内裏地区の周囲を画する施設に変更が加えられ、第Ⅱ期の掘立柱塀が解体撤去されてこれに替わって同じ位置において築地回廊が造営された。第Ⅲ期における掘立柱塀から築地回廊への造替は、内裏地区の南方に位置する第二次大極殿院・朝堂院両地区における掘立柱建物、掘立柱塀から礎石建物、築地回廊・築地への変更と軌を一にするもので、恐らくその外観を第二次大極殿院・朝堂院両地区と統一するために採られた措置であろう。その時期については、第Ⅲ期の内裏地区や第二次大極殿院・朝堂院両地区で用いられた軒瓦の製作年代から、恭仁宮からの遷都ののちと考えることができるが、第二次大極殿院・朝堂院両地区における改作と同時であるか否かは明らかでない。なお第Ⅱ期以降、内裏地区の周囲を画する施設の形式は築地回廊に固定され、長岡宮第二次内裏や平安宮内裏に継承されて行くこととなる。

④ 第Ⅳ期における中央部を占める区画での前庭の消滅の問題

内裏地区における遺構の変遷において、次の⑤で述べる第Ⅳ期と第Ⅴ期の間にある画期に次いで大きな画期は、第Ⅲ期と第Ⅳ期の間にある。すなわち第Ⅰ期から第Ⅲ期を通じて内裏地区の中央部とその南寄りに存在した二つの空間には、第Ⅰ期と第Ⅱ・Ⅲ期との間で協殿付属の有無の点で相違があるものの、いずれの時期においても天皇出御のための殿舎の南方に前庭を有する構造を採っていた。しかし第Ⅳ期に至り、この二つの空間のうち内裏地区中央部に位置する空間において前庭が消滅し、これ以降平城宮廃絶に至る第Ⅵ期まで内裏地区の中央部に存在する空間に前庭は見られなくなる。²⁵⁾この前庭の消滅は、第Ⅳ期まで中心となる建物の前方東西に位置していた2棟の南北棟建物が第Ⅴ期以降東西棟建物に変更されることによって一層明瞭なものとなる。

さて問題はこの前庭の消滅がいかなる理由によるものであるのかであるが、それはまたこのような構成を採る空間において前庭がいかなる機能を果たしたのかということと深く関わっている。第Ⅰ期から第Ⅲ期まで内裏地区の中央部を占める区画に存在していた前庭の機能・性格を考えるのに最も参考となるのは朝堂院の朝庭である。言うまでもなく、朝堂院の基本的な機能は朝儀と朝政の場たることにある。²⁶⁾この二つの機能のうち、まず朝儀において朝庭を用いる場合、天皇の大極殿への出御は本来自明のことで、大極殿上の天皇と相対する官人たちがその南方に広がる朝庭に列立して朝儀が執行される。また朝政の場合は朝庭全体がその場となるのではなく、むしろ朝堂院に整然と配置された朝堂の内部を中心として行われ、朝庭はそれに付属して用いられるに過ぎないが、この場合も朝庭は関係する官人たちが立ち並ぶための場であった。朝儀・朝政における以上のような朝庭の基本的な使い方から、前庭は官人たちが立ち並ぶための場で、特に天皇の出御する殿舎のある空間では、天皇が出御して行われる朝儀や天皇の命令である詔勅の宣布などに際して官人たちが、天皇に対して拝礼を行い、またその命を受けるための場であったと言える。このような前庭の性格からすると、第Ⅰ期から第Ⅲ期までの内裏地区には、官人たち（ただし恐らくは限定された範囲の官人たち）を召し入れ、列立させて儀式や政治的な行為を行うための前庭を有する空間が、中央部と南寄りとに二つ存在していたことになる。しかし第Ⅳ期に至り、これまで内裏地区に存在していた二つの前庭を有する空間のうち、内裏地区の中央部を占める空間から前庭が消滅し、これ以後内裏地区の中央部の空間に前庭が見られなくなるのである。このことは第Ⅳ期を画期として、これ以降、内裏地区中央部の空間において前庭を用いる儀式や政務に関連した行為を行うことがなくなったことを示している。また前庭の消滅に伴って生じた変更でさらに注意すべきは、第Ⅳ期までこの空間に存在していた東西棟建物2棟のうち、中心となる建物の北方に位置する建物が第Ⅴ期以降なくなることである。このことは、時期的に一時期ずれて現れる現象ではあるが、あるいは内裏地区の中央部を占める空間において中心となる建物が第Ⅲ期までは天皇が出御するための建物でもあったのに対して、第Ⅳ期以降天皇が出御し前庭に臨むための建物ではなくなったことによるのではないかと推測される。いずれにしても前庭の消滅は、内裏地区中央部を占める空間に多くの官人たちが列立することがなくなり、この空間が公的な性格を薄め、天皇の私的空間としてより純粋化したことを示唆するものであろう。

以上のような第Ⅳ期における内裏地区中央部を占める空間での前庭消滅を繞る状況から、第

I期から第Ⅲ期の内裏地区において前庭を有する二つの空間で天皇出御の殿舎として存在している建物を、第Ⅴ章平城宮の内裏2奈良時代天皇の御在所の変遷において検討した「大安殿」と「内安殿」とに比定することが可能であると考え。すなわち、第Ⅰ期のS B 4700・第Ⅱ期の4703A・第Ⅲ期の4703Bの3棟を「内安殿」に、また第Ⅰ期のS B 460、第Ⅱ・Ⅲ期の450Aの2棟を「大安殿」にそれぞれ当てるのである。それは、既に述べたように、『続日本紀』によると、「内安殿」と「大安殿」はともに天皇の出御する殿舎で、これら二つの殿舎を中心とした空間では、ともに官人たちが召し入れられて宣詔勅・叙位・任官などの儀式や政務、あるいは宴などが行われた。このことはこれら二つの殿舎を中心とした空間には天皇が出御する「内安殿」・「大安殿」ばかりではなく、官人たちが列立する前庭や宴のために彼らの席が設けられる殿舎が存在したことを示しており、二つの空間はともに前庭を有する構造であったと推定することができるからである。また「内安殿」は『続日本紀』では養老5年9月から天平宝字4年1月まで見え、「大安殿」は神亀2年11月から天平勝宝6年1月まで見える。いずれもほぼ同じ時期に互って『続日本紀』に現れ、そして見えなくなっていく。この「内安殿」と「大安殿」が『続日本紀』に見える期間は、平城宮内裏地区第Ⅰ期から第Ⅲ期までの時期と、これらの時期に属する遺構から出土した遺物の年代の点で大きく矛盾しない。以上のように推定して誤りないとする、第Ⅳ期の始まりは天平宝字4年1月以降のこととなり、恐らく同年に始まった平城宮の大改作によって第Ⅲ期の遺構が廃され、第Ⅳ期の遺構に改作されたものと推測することができる。

大安殿と内安殿

天平宝字4年から始まる平城宮の大規模な改作によって造営された内裏地区第Ⅳ期の遺構は、既に第Ⅴ章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の変遷において述べたように、称徳天皇の「西宮」に比定することができ、「西宮」は次のような構造を有しているものと推定された。すなわち「西宮」の南部には百官が並び立ちうるほど広大な庭が存在し、また中心付近には、南の庭に対して前後に「前殿」と「寝殿」が存在する。「前殿」は南方の庭と一体となっ
て行う朝儀などの際に天皇が出御するための殿舎で、これに対して「寝殿」は称徳天皇の居所で、「寝殿」を中心とした空間に官人たちが参入して儀式や政務に関連した行為を行ったとの記事が『続日本紀』などに見えないことから、「寝殿」には官人たちが参入するに十分な前庭が付属していなかったものと見られる。従って称徳天皇の「西宮」に比定される第Ⅳ期の内裏地区中央部の空間にあるS B 4645は「寝殿」に、またその南に位置する区画にあるS B 450Bは「前殿」にそれぞれ比定することが可能となる。²⁸⁾S B 4645の背後に位置するS B 4704が第Ⅲ期のこの区画の中心建物であるS B 4703Bを移築したものである可能性があることや、またS B 450Bが前後の時期において同じ位置にあるこの区画の中心建物とは異なって身舎の梁行が3間ではなく2間であることなどは、この区画が天皇の位を退いた太上天皇たる孝謙太上天皇のためのものであることを示唆しているのかもしれない。なおこれに対して淳仁天皇の御在所「中宮院」は第一大極殿院地区第Ⅱ期に求めるべきであることについては、既にやはり第Ⅴ章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の変遷において述べた。

西宮の前殿・寝殿

以上のように、第Ⅲ期から第Ⅳ期への変化は、天皇の御在所における朝儀や政務において天皇が出御するための殿舎として「内安殿」・「大安殿」、二つの安殿とそれぞれを中心とした空間が内裏地区内に併存する、複合的な構造が一元化されて、御在所における朝儀や政務に際し

て天皇の出御する殿舎が「大安殿」の位置を継承し、引続き前庭を確保した「前殿」一つとなり、これに対して「内安殿」を位置的に継いだ殿舎は「寝殿」として、天皇の私的生活が営まれるにふさわしい前庭をもたぬ空間の中心建物となったことにある。このことが与える影響は極めて大きく、これまで二つの天皇出御の殿舎を有するそれぞれの空間で行われてきた儀式や政務に関わる行為が、これ以後大きく変化・再編成された可能性を考えねばならないことになる。

⑥ 第Ⅴ期における皇后宮の出現に関わる問題

内裏地区の遺構の歴史の変遷において最大の画期は、第Ⅳ期と第Ⅴ期の間にあると考えられる。第Ⅰ期から第Ⅳ期にかけての内裏地区の構造に対して、第Ⅴ期、第Ⅵ期の構造は極めて重要な点で相違が認められた。すなわち内裏地区の中央部を占める区画で最も大きな変化が生まれ、第Ⅳ期以前においては前殿・後殿の東西棟2棟と南北棟の脇殿2棟が存在するに過ぎなかったのに対して、第Ⅴ期および第Ⅵ期にはこの区画の内部に存在する建物の数が著しく増加し、しかも区画の南寄りにS B 452を正殿、S B 253を東の脇殿とする空間と、この区画の中央から北にかけてS B 4705を正殿、S B 4650を前殿、S B 4712を後殿とし、S B 4680・4670を東西両脇殿、S B 4770 A・4790 Aを後殿背後の東西両脇殿とする空間の、少なくとも2つの空間に分けることができるようになる。そして内裏地区の中央部に存在する区画のうち南寄りに位置する東西棟ばかりからなる空間が第Ⅳ期以前の内裏地区中央部を占めた区画に相当すると考えられる。以上のことは、第Ⅳ期から第Ⅴ期への移行の中で大きな変化が内裏地区、特にその中央部を占める区画において生まれたことを示している。既に前項においても指摘したし、またその結果に基づいて作成した平安宮内裏との比較の Tab. 24 においても明らかなように、第Ⅴ期および第Ⅵ期の内裏地区の中央部に位置する区画の中央以北を占める空間は、その位置や建物の配置から平安宮内裏の北辺に位置した常寧殿を中心とした皇后宮に相当し、第Ⅳ期以前には平安宮内裏の皇后宮に相当する空間あるいは建物群が欠如していた。このように第Ⅳ期以前と第Ⅴ期以後とで決定的に相違するのは、平安宮内裏において天皇の公私両面にわたる空間の北に独立して存在していた皇后宮の有無にあった。このことは、平城宮の第Ⅴ期に至ってその中央部を占める区画の北半に造営される空間・建物群が、平安宮と同様に皇后宮に当たるものであるとすると、第Ⅴ期から平城宮では皇后が内裏地区、すなわち天皇の御在所の内部にその居所を営むようになったことを示している。従って第Ⅳ期と第Ⅴ期の間にある画期は、第Ⅴ期に、内裏地区の中央部を占める区画の北寄りに新たなる空間が生み出されたことにあり、それは平安宮や長岡宮第二次内裏、あるいは平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ-1期の空間構造と比較すると、平城宮内裏地区の中央部を占める区画の北寄りに皇后宮に相当する空間が誕生したことを示すものであると推定される。

ところで第Ⅴ章平城宮の内裏2 奈良時代歴代天皇の御在所の変遷において既に述べたように、奈良時代皇后をもったことが明かな天皇は、奈良時代の前半に在位した聖武天皇と後半の光仁・桓武両天皇の3人に過ぎない。しかも聖武天皇の皇后光明子は、皇后宮をのちに法華寺となる旧藤原不比等邸に営んでいたことについては既に述べた通りである。従って聖武天皇の皇后光明子は平城宮の天皇御在所にその宮を営まなかったと考えられる。一方光仁天皇と桓武天皇の皇后である井上内親王および藤原乙牟漏の平城宮における皇后宮の所在は明かではない。

しかし藤原乙牟漏の場合、長岡宮においては皇后宮を内裏の内部に営んでいた可能性が高いとみられる。『続日本紀』には延暦9年間3月に藤原乙牟漏が死去し、その翌日桓武天皇が近衛府に移御したとする記事がある。²⁹⁾もしこれが皇后の死にともない皇后と同居していた内裏を避けて移御したのであるとすると、長岡宮では皇后藤原乙牟漏の皇后宮は内裏（当時は第二次内裏「東宮」）に存在していたことになる。この桓武天皇の皇后藤原乙牟漏の例を参考とすると、平城宮内裏地区の第V期に出現した平安宮内裏の皇后宮に相当する空間は、皇后宮と推定してよいであろう。

⑥ 第VI期における後宮の成立の問題

第VI期後宮の成立

第IV期と第V期の間のみならず、第V期と第VI期の間にも看過できない相違が存在していた。それは内裏地区の東北隅において見られた、第VI期における新しい区画・空間の創出にある。第VI期に東北隅に新たに造営された区画・空間は平安宮内裏と比較した場合、Tab. 24にも明らかのように、後宮五舎のうちの淑景舎・淑景北舎あるいは昭陽舎・昭陽北舎などに比定することができる。従って第VI期に内裏地区の東北隅で起った変化は、後宮を形成する意図に基づくものと考えることができる。

さて問題は第V期と第VI期をどの天皇の時代に比定するのかである。⑥で述べた第V期における皇后宮の形成については、遑っても光仁天皇までで、奈良時代後半の皇后をもった二人の天皇、光仁・桓武天皇のいずれにも比定することが可能である。一方第VI期が平城宮最末期に相当することは問題ないから、第VI期が桓武天皇の時代を含んでいることは間違いない。しかし第VI期が桓武天皇の時代に限定されるのか、あるいは光仁天皇の時代にも存在し得たのか、また第V期が桓武天皇の時代を含むことはないのか、などの問題が残る。

桓武天皇が平城宮にあったのはわずかに3年半余りで、しかもそのうち皇后藤原乙牟漏が皇后として存在していたのは延暦2年4月以降、長岡遷都までわずかに1年半余りの期間に過ぎない。また逆に光仁天皇の皇后井上内親王の場合も、皇后の地位にあったのは宝亀元年11月から廃后される宝亀3年3月までの1年4カ月足らずであるから、その間に皇后宮の建物に関する建て替えを想定することは難しいのではなかろうか。この空間が純粹に皇后のための空間であるとするなら、建物の建て替えは皇后の交替を意味する可能性が高いであろう。また第VI期における内裏地区東北隅での後宮相当区画の形成については、第V章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の変遷において述べたように、光仁天皇の時代にはまだ後宮がその御在所内に形成されていなかった可能性が高く、これに対して桓武天皇の時代における後宮の繁栄³⁰⁾を考えると、第VI期は桓武天皇の時代に相当するとみるのがよく、従って第V期は光仁天皇の時代に当てることができるものとする。

以上必ずしも十分な検討を経たわけではないが、内裏地区で確認された平城宮に関わる6時期に及ぶ遺構の空間構造の変化について、その歴史的背景と時期について考えた結果、一応、第IV期が称徳天皇の「西宮」に当り、第V・VI期がそれぞれ光仁・桓武両天皇の御在所であることを確認できたと考える。

1) 日崎徳衛「仁寿殿と清涼殿」(『宇津保物語研究会会報』3 昭和45年6月)、鈴木亘「平安宮仁寿殿の建築について」その1・その2(『日本建築学会論文報告集』257・258 昭和52年7・8月)、等参照。

- 2) 橋本義則『延喜式』校訂考証一題(『神道大系月報』104 平成3年10月)。
- 3) 鈴木亘「常寧殿の建築について」(『日本建築学会論文報告集』259 昭和52年9月), 等参照。
- 4) 目崎徳衛「後宮の成員と殿舎」(『国文学解釈と鑑賞』37-4 昭和47年4月), 村井康彦「殿舎」(『国文学解釈と教材の研究』25-13 臨時増刊号 昭和55年10月), 村山修一「後宮の殿舎とその構造」(『国文学解釈と教材の研究』8-6 昭和38年5月), などに概説されている。
- 5) 渡辺直彦「嵯峨院司の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館 昭和47年10月)。
- 6) 因みに平城上皇の後宮としては, 妃として大宅内親王と朝原内親王の二人が確認され, その他数人が存在していたと推定されている(角田文衛『日本の後宮』学燈社 昭和48年5月)。
- 7) 阿部義平「古代宮都中樞部の変遷について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』3 昭和59年1月)。
- 8) 平城上皇は皇位にあった時も退位してのちも皇后ないしは皇太后に相当するような女性をもっておらず, ただ上皇の皇太子時代に東宮妃でありながら即位以前に死去した藤原帯子が, 即位後に皇后を贈られているだけである(『日本後紀』大同元年6月辛丑条)。
- 9) ただし平安宮の古図に見られるような内裏の殿舎配置や空間構造がいったいいつ固定的なものとなったのかについては必ずしも明かではなく, 従来漠然と嵯峨天皇のころであると推定されているが, もしそうであるならばそれ以前の内裏の殿舎配置や空間構造については別に検討が必要であり, 平城上皇の御在所である「平城西宮」を「平安宮内裏の省略形態」と評価するのは誤り, あるいは不正確な表現であることになる。また従来あまり検討されていない太上天皇の宮についても一般的なあり方を把握しておかなければ単に「平安宮内裏の省略形態」と評価しただけでは不十分である。
- 10) 『続日本紀』延暦8年2月庚子条。
- 11) 向日市教育委員会『長岡京木簡 一 解説』(昭和59年10月)所収216号木簡。
- 12) 向日市教育委員会『長岡京木簡 一 解説』総論第三章二長岡京造営と木簡, 清水みき「長岡京造営論—その二つの画期をめぐって」(『ヒストリア』110 昭和61年3月)。
- 13) 京都府教育委員会『埋蔵文化財発掘調査概報(1968)』(昭和44年3月)・『埋蔵文化財発掘調査概報(1970)』(昭和46年3月)・『埋蔵文化財発掘調査概報(1973)』(昭和49年3月), 向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書—第13集—(1984)』(昭和59年3月)・『向日市埋蔵文化財調査報告書—第26集—(1989)』(平成元年3月), 財団法人向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書—第28集—(1990)』(平成2年3月)。
- 14) 財団法人向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書—第28集—(1990)』所収の第28図「内裏内郭の建物配置」図をもとに一部改変して作成した。
- 15) S B 23200の北辺部分を発掘調査で確認したものとすると, S B 23200と北面回廊との間に平安宮内裏の貞観殿に相当する東西棟建物1棟を置くには, その間隔が狭過ぎる。しかしS B 23200の北にそれより小規模で身舎のみの建物を想定するとすれば, 両者の間に東西棟建物を配置することも不可能ではない。
- 16) S B 23518がS B 23513と同規模・同形式であるとする, その南妻は第二次内裏の南北二等分線に極めて近接した位置にくる。また内裏正殿と推定されている建物も推定復原通り北に庇をもつものとする, その北端も同様に南北二等分線に近い位置にくる。従ってS B 23518と内裏正殿との間に少なくとも内裏正殿規模の建物を置くとすれば, S B 23200の南方に存在する前庭部分に大きく食い込むこととなる。
- 17) 今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」(関見教授還暦記念会編『日本古代史研究』吉川弘文館 昭和55年10月)。
- 18) 今泉隆雄「再び平城宮の大極殿・朝堂について」(関見先生古稀記念会編『律令国家の構造』吉川弘文館 平成元年1月)。
- 19) 平城宮の内裏を理解する上で, 従来不用意に用いられてきた「後宮」という用語ほど紛らわしいものはない。養老令による限り, 「後宮」とは天皇の后妃たちのうち, 皇后を除く, 妃・夫人・嬪の総称で, 養老令の注釈書などでは天皇の居住する御所・御在所の後ろにある場所も意味し, そこに住む天皇の后妃たちを指すとする理解が一般的である。従ってのちに述べるように平安宮内裏との比較から, 天皇の居所と推定される区画を「後宮」と呼んだとすることはできない。
- 20) 阿部義平「平城宮の内裏・中宮・西宮考」(奈良国立文化財研究所『研究論集』Ⅱ 昭和49年3月)。
- 21) 阿部註7)論文
- 22) なお平安宮ではこの建物群の位置に温明殿がある。温明殿には内侍所が置かれ, 神鏡を奉安する賢所があった。
- 23) なお第13次調査において内裏地区の北外郭で確認された官衙内部で検出された土壘SK870から出土

した須恵器の盤に「内裏盛所」との墨書が見られるものがある（奈良国立文化財研究所『平城宮墨書土器集成1』昭和58年3月）。「内裏盛所」とは恐らく宮内省被管の内膳司の「内裏」における出先機関のことで、平安宮における進物所の前身と考えられる。

- 24) 律令の諸規定によれば、天皇に近い身位を有すると考えられる人物としては、太上天皇・中宮（太皇太后・皇太后・皇后）がある。奈良時代前半に太上天皇であった人物としては、元明・元正・聖武の三人の太上天皇があり、また皇太后・皇后には光明子、また皇太夫人・中宮には宮子がいる。このうち光明子は皇太后・皇后として一貫して平城宮外の皇太后宮（坤宮）・皇后宮に居住し、また宮子についても松本宮がその居所であった可能性があることについては、既に第Ⅴ章平城宮の内裏Ⅱ奈良時代天皇の御在所の変遷で指摘した通りである。問題はむしろ太上天皇となった三人（元明太上天皇は715～721年、元正太上天皇は724～748年、聖武太上天皇は749～756年の間、太上天皇であった）の居所にある。しかし、それを容易に明らかにすることができない。第Ⅱ期が厳密にどの天皇に関わる「内裏」であるのかを決定する材料がないことに起因している。なお太上天皇の居所の問題については、第Ⅴ章平城宮の内裏Ⅱ奈良時代天皇の御在所の変遷においても述べた。
- 25) 既に検討を加えたように、平安宮においては仁寿殿が紫宸殿と露台によって接続され、仁寿殿には前庭が存在しなかった。また長岡宮第二次内裏においても仁寿殿相当建物を内裏正殿の北に想定するならば、恐らく両建物間に前庭としての機能を果たし得るような空間を想定することは極めて難しいと考えられる。従って平城宮内裏地区の第Ⅳ期における中央部に存在する空間での前庭の消滅は、平城宮にのみ特有の現象ではなく、さらに長岡宮や平安宮の内裏へと継承されて行ったと見るのが可能である。
- 26) 詳細は、岸俊男「朝堂の初歩的考察」（『橿原考古学研究所論集創立三十五周年記念』吉川弘文館 昭和50年12月）、橋本義則「朝政・朝儀の展開」（『日本の古代』7 中央公論社 昭和61年12月）、等参照。
- 27) 但し『日本紀略』が「大極殿南院」に作ることは既に述べた通りである。これを除くと「大安殿」が『続日本紀』に見えるのは天平勝宝2年正月が最後となる。
- 28) なおSB4645の背後に位置するSB4704が第Ⅲ期のこの区画の中心建物であるSB4703Bを移築したものである可能性があることや、またSB450BやSB4645が前後する他の時期、特に第Ⅲ期以前においてこれらと同様の位置にある建物と異なる形式をとり、建物としての格が落ちること、などは、第Ⅳ期の内裏地区が、在位中の天皇のための宮殿としてではなく、既に皇位を退いた太上天皇の宮殿として造営されたことによるのではないかと推測させる。
- 29) 『続日本紀』延暦9年閏3月丙子条。
- 30) 林陸朗「桓武天皇の後宮」（『國學院雑誌』77巻2号 昭和51年2月）、柳たか「日本古代の後宮について」（『お茶の水史学』13 昭和45年9月）、角田註6）著書、等参照。

4 結 語

平城宮の発掘調査が十分進展していない時期には、平城宮跡内に残された遺存地割や建物跡の土壇などをもとに、平城宮正門である朱雀門の北方に元明・元正朝の第一次内裏・大極殿・朝堂を、朱雀門東方の壬生門の北方に聖武朝以後の第二次内裏・大極殿・朝堂を想定してきた。その後、両地域の発掘調査が進むにつれて、平城宮創建期には第一次地区に内裏はなく大極殿一郭とやや遅れて朝堂が営まれ、第二次地区には平城宮の創建期から終末期まで一貫して内裏および、大極殿・朝堂相当の建物が営まれたことが明らかとなった。第一次大極殿一郭については「平城宮跡発掘調査報告Ⅺ」によってその変遷が明らかにされ、これに続いて本報告は内裏地区の8期にわたる遺構の変遷とその性格についての考察を進めたが、なお、第一次朝堂院と第二次大極殿・朝堂院地区については現在、遺構・遺物の分析途上にあり、両地区の相対的な関係と変遷については今後委ねなければならない状況にある。

本報告における最大の成果は、これまで不明確であった平城宮創建期の内裏殿舎の配置とその性格を明確にし、6期にわたる内裏は徐々に変化しながら天皇の御在所としては一貫した空間構成を保ちつつ平安宮内裏に至る経緯を明らかにし得たことであろう。この結果については今後予定される第二次大極殿・朝堂の分析結果との関連で解釈上の変更の余地が残されていることを前置きして、以下に平城宮内裏変遷の概要をまとめておこう。

第Ⅰ期内裏 I期内裏 (Fig. 87) は平城宮創建時の元明・元正天皇の2代にわたる内裏である。掘立柱塀 (S A486・655・6905) による方600尺の正方形区画の中央と南寄りに、それぞれ前庭を備えた同規模・同形式の大型高床建物2棟 (S B460・4700) を配置し、北半部には桁行10間で小室に間仕切られた画一的な東西棟建物5棟 (S B062・4775・4837・7864・8010) を集中配置する。I期内裏はS B460と前庭の内裏正殿一郭、S B4700と前庭の御在所正殿一郭、北半の付属殿舎群、東南部広場の4つの空間に大別できる。

第Ⅱ期内裏 II期の内裏 (Fig. 88) は聖武天皇の内裏である。内裏区画はI期よりもやや南にずらせて南北630尺、東西600尺の方形区画に改め (S A061・7592)、区画内の空間構成はI期を踏襲しつつ整備発展させる時期である。すなわち、内裏正殿一郭は同位置に建替えた正殿 (S B450A) に新たに東西各2棟ずつの脇殿 (東脇殿S B440・650) を配し、掘立柱回廊 (S C247・254) で東西北面を囲う。また、中央の御在所一郭には正殿 (S B4703A) と脇殿 (S B260A・4660A)、後殿 (S B4710A)、湯殿 (S B4715) を配し、掘立柱塀 (S A4690・4692・7876) で囲う。北方殿舎群はI期と同様に桁行10間で間仕切りのある東西棟建物4棟 (S B4780・4783・4825・4835) を集中させ、東南部広場も面積は狭くなるがI期を継承している。以上の4つの空間に加えてII期には東北隅に前庭を備えた大型殿舎 (S B8000) と、東部中央に井戸 (S E7900) を備えた4棟の殿舎群 (S B163・164・7874・7875) の二つの空間が新たに成立し、平城宮内裏の骨格が完成する。

S B450Aを中心とする空間は平安宮内裏では「紫宸殿」にあたる天皇の公的な空間であり、S B4703Aは平安宮内裏では「仁寿殿」に相当する天皇の私的な空間であるが、平安宮内裏と異なってS B4703Aにも前庭をとまなうことから、ともに天皇が出御して、前庭に官人が立ち

並び、天皇に対する拝礼を行い、その詔勅の宣布を受ける場であり、また、殿内に官人を召し入れて宣詔勅・叙位・任官や宴などが行われたと考えられる。このような機能を備えた殿舎として、Ⅰ期のS B 460とⅡ期のS B 450 Aは「大安殿」に、Ⅰ期のS B 4700とⅡ期のS B 4703は「内安殿」に相当するものとした。

「大安殿」

「内安殿」

また北方殿舎群と東方殿舎群には天皇の御在所においてその公的あるいは私的生活を支える後宮十二女司などの官司、または宮内省などに属する内廷諸官司の出先機関が置かれたと考えられる。東北隅のS B 8000は内安殿と同規模・同形式であることから天皇に準ずる身位を有する人物、例えば元正太上天皇の寝殿であった可能性が考えられる。

Ⅲ期内裏 (Fig. 89) ではⅡ期の掘立柱大垣を廃して、同位置において築地回廊 (S C 060・156・640) を造営するが、内部の建物配置については基本的にⅡ期を踏襲する。第二次内裏・大極殿・朝堂の改築にとりかかったものと思われる。

第Ⅲ期内裏

孝謙上皇によって改築されたⅣ期内裏は淳仁天皇の中宮に対して西宮と称し、Ⅲ期の「大安殿」は同位置で改築して「前殿」(S B 450 B) とし、「内安殿」前庭内に「寝殿」(S B 4645) を増築して、内安殿は東北方に位置をずらして移し建て後殿 (S B 4704) に改める。また、北方殿舎群も全面改築して内裏北半部の様相は一変する (Fig. 90)。

第Ⅳ期内裏

とくに内安殿から寝殿への変化は、天皇の公的な空間から私的な空間への変質として捉えられ、平安宮仁寿殿が紫宸殿と渡殿・露台によって連結される形態に至る過渡的な第一段階を示している。

Ⅴ期は宝亀元 (770) 年に即位した光仁天皇の内裏である。Ⅱ期から存続する東方殿舎群と前殿の東西脇殿 2 棟を除いて全て改築され、前殿 (S B 447) と寝殿 (S B 452) はⅣ期の位置より南に移され、北半部に新しく正殿 (S B 4705) を中心にして脇殿 (S B 4670・4680) および後殿 (S B 4712・4770・4790) からなる皇后宮が成立する (Fig. 91)。

第Ⅴ期内裏

前代まで皇后をもった唯一人の聖武天皇の場合、皇后光明子は平城宮の東に隣接する藤原不比等邸に皇后宮を営んだため、Ⅳ期までは平安宮内裏の常寧殿を中心とした一部に相当する皇后宮を内裏内に設けていなかったが、光仁天皇の代にはじめて内裏内に皇后宮を設けることになったのである。

Ⅵ期は桓武天皇の内裏で、Ⅴ期の殿舎配置をほぼ踏襲しているが、北方殿舎を廃して新たに東北部に区画を造り、平安宮内裏の後宮五舎のうちの淑景舎・淑景北舎あるいは昭陽舎・昭陽北舎にあたる 2 棟の殿舎 (S B 7881・8020) を設けている (Fig. 92)。

第Ⅵ期内裏

以上のようにⅥ期にいたってはじめて平安宮内裏を構成する紫宸殿・仁寿殿・常寧殿および後宮五舎に相当する各殿舎が平城宮内裏に出揃い、平安宮内裏の骨格が成立したのである。

別 表

- 1 建物遺構一覧表
- 2 遺構掲載頁・図面・図版対照表
- 3 軒丸瓦分類表
- 4 軒平瓦分類表
- 5 平城宮・京出土軒瓦編年表
- 6 第Ⅱ-1期の軒瓦とⅡ期の遺構
- 7 第Ⅱ-1期の小型軒瓦とⅡ期の遺構
- 8 第Ⅲ-1期の軒瓦とⅢ期の遺構
- 9 軒瓦(6282—6721)とⅣ期の遺構
- 10 軒瓦(6282—6721)とⅤ期の遺構
- 11 丸瓦とⅡ期の遺構
- 12 丸瓦とⅤ期の遺構
- 13 平瓦とⅡ期の遺構
- 14 平瓦とⅤ期の遺構
- 15 小型丸瓦とⅡ期の遺構
- 16 小型丸瓦とⅤ期の遺構
- 17 小型平瓦とⅡ期の遺構
- 18 小型平瓦とⅤ期の遺構
- 19 割鬩平瓦とⅡ期の遺構
- 20 鬩割平瓦とⅤ期の遺構

別表1 建物遺構一覽表

造営期	遺構	規模(間)	棟方向	庇	柱間寸法(尺)			造営尺(m)	堀形(m)	土器		瓦	
					桁行	梁行	庇			堀形	抜取	堀形	抜取・柱穴
1	S A 486	59	↔		10・20			.2941	1.2				
1	S A 655	61	↔		10・8			.2945	1.5				
1~2	S A 6905	60	↑		10			.2943	1.5				
1	S A 7593		↓		10				1.2				
1	S B 062	10×2	↔			10	9		0.9				
1	S B 460	11×5	↔	4面	10・15		11・12		1.5				
1	S B 4640	13×2	↔		10・11	9			0.7				
1	S B 4700	11×5	↔	4面	10・15	10	11・12	.2944	1.5				6311B
1	S B 4775	10×3	↔	北	10	9	9	.2933	0.9				
1	S B 4837	10×3	↔	南	10	9	9		1.0				
1	S B 7864	10×3	↔	南	10	9	8	.2934	0.9	Ⅱ			
1	S B 8010	10×3	↔	南	10	9	9	.2931	0.8		Ⅱ		6311A
2	S A 061	59	↔						1.2				6311A
2~4	S A 4690	12	↑		10			.2944	1.2			6685B	
2~3	S A 4691	5	↔		10				0.9				6691A
2~4	S A 4692	12	↔					.2999	1.2			6311Ba・6313 C ・B・666C・F	6664D
2~3	S A 4693	3	↑		10				1.0				
2~4	S A 4781	2	↔						1.0				
2~4	S A 4782	4	↑		10			.2985	1.0				
2	S A 7592	59	↔		10				1.0				
2	S A 7594	6	↔		10				1.1				
2~3	S A 7865	3	↔		10				0.9				
2~5	S A 7876	21	↑		10			.2949	1.2	(Ⅲ)			6282B
2~4	S A 7887	4	↔		9・10・11				1.0		Ⅲ(古)		6282Ha・6721Ga
2~4	S A 7888	3	↔		10				1.2				6685D・6664D
2~5	S B 163	9×2	↔		10	9.5		.2949	1.5				6225A・C・6663C・ 6721・6311A・B・ 6664D・F
2~5	S B 164	7×4	↔	4面	11	10	10	.2946	1.5		Ⅳ・V	6664F	6663C・6664D・F・ 6308N
2~4	S B 260A	7×2	↑		10	10		.2963	1.1		Ⅲ・Ⅳ・V	6664F	
2~4	S B 440	5×2	↑		10	10			1.4				6664F
2~3	S B 450A	9×5	↔	4面	10	10	10		1.5				
2~5	S B 650	9×2	↑		10	10		.2944	1.4			6664D	6313C・6311B
2~4	S B 4660A	7×2	↑		10	10		.2967	1.2			6311Ba	
2~3	S B 4703A	9×4	↔	4面	10	10	10	.2965	1.4	Ⅱ			6308・6664D・6682 A

造営期	遺構	規模 (間)	棟方向	庇	柱間寸法(尺)			造営尺 (m)	堀形 (m)	土器		瓦	
					桁行	梁行	庇			堀形	抜取	堀形	抜取・柱穴
2	S B4710A	9×2	↔		10	10		.2958	1.4				
2~4	S B4715A	3×2	↔		7	7			1.1				
2~3	S B4780	10×2	↔		10	10			1.3		Ⅲ・Ⅳ		6282Ba・Fb
2~3	S B4783	10×2	↔		10	10		.2955	1.3		Ⅲ・Ⅳ		6308D・6313Aa・B ・D・6666A・6685A ・B
2	S B4825	10×3	↔	南	10	10	10	.2953	1.2				6308
2	S B4835	10×2	↔		10	10		.2947	1.3				
2~5	S B7874A	8×2	↔		10	10		.2944	1.3				6313A・6663C
2~5	S B7875	9×2	↔		10	10			1.3				6311B・6313C・E・ 6685D・6664 D・ 6282Fa
2	S B8000	9×4	↔	4面	10	10	10	.2943	1.4				6311B・6685B
2	S B8004	5×3	↓		10.5	8.5		.2933	1.0				6311B
2~4	S C247	22×1	↓		10	10		.2941	1.2				
2~4	S C254	27×2	↔		10	10		(2988)	1.2		Ⅲ~Ⅴ	6313A・C	6313A・6666A・ 6685B・6131A・ 6311A・Bb
3	S A4630	12 α	↓		10				0.8		Ⅲ・Ⅳ	6311Ba・Bb・ 6664F	
3~6	S A7595	11	↓		10			.2972	0.8				
3~6	S A7879	9	↓		10				0.8			6311	
3	S A8041	3	↓		8				0.9				
3	S A8043	4	↓		6				1.1				
3	S B064	10×4	↔	南・北	10	10	10	.2951	1.3		Ⅲ		6225A
3~6	S B162	5×2	↓		10・9	10			1.2				6663C
3~4	S B260B	7×3	↓	東	10	10	10		1.2		ⅢⅣⅤ		
3~4	S B3700	1	↔		15.2								
3~4	S B4660B	7×4	↓	東・西	10	10	10		0.9	Ⅲ	Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		
3	S B4703B	9×4	↔	4面	10	10	10・12		1.5	Ⅲ(古)		6313C	
3	S B4710B	9×2	↔		10・端12	10			1.3				
3~4	S B4721	2 α	↔		10				0.9	Ⅲ			
3~4	S B4725	2 α ×3	↔		10	10			1.2				
3~6	S B7590	1	↔		12								6225A
3~6	S B7591	1	↓		12	13.3							
3~6	S B7600	7×4	↔	4面	13.3	13	9	.2977	2.0		V		6643A・6666A・ 6225A・C・6663C・ 6133D・6732A・ 6721C
3~6	S B7601	7×1	↔		13.3	10			1.1				
3~6	S B7901	1×1	↓		11	10			0.5				
3	S B7970	1	↔		13								
3~6	S C060	47×2	↔		13.3	13							6273・6225A
3~6	S C156	46×2	↓		13	13		.2979		Ⅲ		6664D・6666A	6682A
3~6	S C640	47×2	↔		13.3	13		.2982					6313 A・6311B・ 6296A・6225A・L・ 6663C・6133A・ 6732A・62821b

造営期	遺構	規模 (間)	棟方向	庇	柱間寸法(尺)			造営尺 (m)	堀形 (m)	土器		瓦	
					桁行	梁行	庇			堀形	抜取	堀形	抜取・柱穴
4	S A 4762	12	↓						1.3			6721	
4	S A 7889	7	↓		8・10・11				1.0				6685B
4	S A 8009	4	↓		10				0.7				6313Bc・6311B
4	S B 450B	9×5	↔	4・北	10	10	10		1.5		IV・V		
4	S B 4645	9×4	↔	北	10・端15	10	10	.2980	1.4				
4	S B 4704	9×4	↔	4面	10	10	11	.2975	1.4	III・IV			6685A・6732A
4	S B 4715B	4×2	↔	東	7	7	9		1.1				6664D
4	S B 4767	3×2	↔		8	8			1.0				6685A
4	S B 4800	9×4	↔	南・北	10・端14	10	10	.2963	1.1	III・IV		6313A・6308B・ 6664F・6721	6282G・Fb・Fa
4	S B 4824	7×4	↔	4面	9.5	9.5	9.5	.2979	0.8	IV(V)			
4	S B 7873	9×5	↓	東・西	10	10	10・14	.2978	1.5	II		6225A・ 6721Ga	6282・ 6225A・6282Da
4	S B 8012	6×3	↔		14・16	8			0.6				
4	S B 8021	6×2	↔		9・10	10			0.4				
4	S B 8042	5×2	↔		9	8			0.8				
5~6	S A 248	19	↓		9・10			.2981	1.2		VI	6664F・6721C	6282Da・6721C
5~6	S A 251	27	↔		10			.3003	1.4		IV・V	6664F・6721C	6282Bb
5	S A 641	6	↔		20				0.5				
5~6	S A 4760	28	↓		9・10				1.4	IV・V	IV・V・VI	6663A・C・6282 Bb・E・6721G	
5~6	S A 4761	25	↔		10			.2972	1.4	IV・V	V・VI	6663B・6282Ba ・Fa・6721G・ 6710A・6320Ab ・6691A(隅切)	6685B
5	S A 4771	6	↓		8・9				0.6				
5	S A 7885	7	↔		9・10			.2989	1.1				6685B・6308N
5	S A 7886	8	↓						1.2				
5	S A 8002	7	↓		10・11				0.5				
5	S A 8006	5	↔		10				0.8		IV・V		
5	S A 8033	6	↓		9・10				1.2				
5	S B 063	12×3	↔	南	10	10	10	.2972	1.4	IV・V・VI	IV・V・VI	6721C	6225A
5~6	S B 253	5×2	↔		9	10			1.2				6664D・F・6291Aa ・6721G
5~6	S B 447	9×4	↔	東西北	10	10	10	.2956	1.8				6663C・6721C
5~6	S B 452	9×3	↔	南	10	10	10		0.5				
5	S B 4610	7×2	↔		10・端12	10			0.9	IV・V			
5~6	S B 4670	5×2	↓		10	10			1.1				
5~6	S B 4680	5×2	↓		10	10			1.3	V	IV・VI	6282I・6311Bb・ 6313C・6664D・ 6666A・6691A・ 6685B	6313C
5~6	S B 4705	7×4	↔	北	10・端12	10	12	.2981	1.4	V	VI・VII	6311B・6313A・ 6664D・6688A・ 6663A	
5	S B 4712	3×2	↓		10	10		.2977	1.2			6282E・6721C	
5	S B 4770A	5×3	↔	北	10	9	19		1.0	III・IV		6685B	
5	S B 4790A	7×3	↔	北	8	10	17		0.7				
5	S B 4830	12×3	↔	南	10	10	10	.2971	1.4			6225A	

造当期	遺構	規模 (間)	棟方向	庇	柱間寸法(尺)			造営尺 (m)	堀形 (m)	土器		瓦	
					桁行	梁行	庇			堀形	抜取	堀形	抜取・柱穴
5	S B7874B	8×3	↔	北	10	10	14		1.3				
5	S B8005	7×1	↑		10	9		.2982	1.0		Ⅲ・Ⅳ		6282B・Ib
5	S B8007A	5×2	↔		10	6.5		.2950	1.0		Ⅳ・Ⅴ		6311A
5	S B8007B	5×2	↔		10	6.5		.2950	1.0		Ⅳ・Ⅴ	6311A	
6	S A7891	14	↔		10				0.9		Ⅴ・Ⅶ		6225A
6	S A8044	8	↑		8・9			.300	1.2				
6	S B4650	7×2	↔		10・端12	10			1.3				
6	S B4770B	5×3	↔	北	10	9	16	.2918	1.0				
6	S B4784	4×4	↑	東・西	10	9	10	.3018	0.8		Ⅷ	6721	
6	S B4790B	7×3	↔	北	8	10	14		0.7			6311A	
6	S B7881	7×4	↔	北・南	10	10	13・14	.3000	1.1		Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ	6721Ga	6282Ba・Fa・Fb
6	S B7892	7×3	↔	南	10	10	12	.2957	1.5			6663C・6282E	6663C
6	S B8020	7×2	↔		10	10			0.8		Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ		6282Ba・E
7-1	S B449	5×4	↔	南・北	10	10		.2985	0.9				6313A・6282
7-1	S B4615	6×4	↑	東西北	8	8	12	.2977	0.7			6282E・Fb・ 6721C	6282Db・6721C
7-1	S B4651	8×2	↔		10	8			1.2			6691A	
7-1	S B4713	4×3	↔	北西	10	9	10	.2973	1.0				
7-1	S B4878	6×3	↔	南	9	9	11		0.8				6311B・6282E
7-1	S B7608	3×2	↔		8				0.8				6664C・F・6291A・ 6308・6225A・C・ 6663・6133D
7-1	S B7894	5×4	↑	東西	8	9	9	.3030	0.9				
7-1	S B7902	1×1	↔		11	9			0.5				
7-1	S B8045	5×3	↔	南	8	8	10	.3020	0.8			6663A	
7-2	S B675	5×2	↔		7.6	9			0.5				
7-2	S B693	2×2	↔		10	7			0.5				
7-2	S B4625	5×2	↔		8・端10	8			0.6				
7-2	S B4629	3×3	↔	南	8	8	10		0.7				
7-2	S B4639	3×1	↑		8	10			0.7				
7-2	S B4654	6×3	↑	東	8	13.5	11		0.6				
7-2	S B4696	5×2	↔		8・7	8			0.6				
7-2	S B4711	1×1	↑		11	11			0.8				
7-2	S B4746	5×3	↑	東	7.5	8	12	.3051	0.8			6311B・6664F・ 6663A・B・6721 E	
7-2	S B4832	10×2	↔		9・10	10			0.5				

造営期	遺構	規模 (間)	棟方向	庇	柱間寸法(尺)			造営尺 (m)	堀形 (m)	土器		瓦	
					桁行	梁行	庇			堀形	抜取	堀形	抜取・柱穴
7-2	S B7606	5×2	↔		8	10		.2975	0.4				
7-2	S B7609	3×2	↔		7・9・10	6.5		.300	0.6				
7-2	S B7903	4×2	↔	東	9	9	9	.3026	0.7				
7-2	S B7905	3×2	↑		7.5	8		.3030	0.5				
7-2	S B7916	3×2	↑		8	7	6.5		0.4				
7-2	S B8003	3×2	↔		7.5	9.5			0.5				
7-2	S B8030	7×3	↔	南	8・9・10	9	10	.2997	0.6				6663A・6282
8	S B259	3×3	↑		6	7	8		0.3				
8	S B654	3×2	↔		7	7.5	7		0.4				
8	S B676	7×2	↔						0.3				
8	S B692	5×2	↑		8.4	7			0.3				
8	S B4697	3×3	↔		6.5	6.7			0.3				
8	S B4698	4×4	↔		7	6.5	6		0.3				
8	S B4777	7×3	↔		6.3	8			0.4				
8	S B4802	3×2	↑		6.6	8			0.3				
8	S B4803	4×2	↑		6.5	8			0.3				
8	S B4831	3×3	↔	北	7.5・6	7	7.5		0.5				
8	S B7604	4×2	↔		7	7・8			0.4				
8	S B7605	3×2	↑		7.5	7.5			0.5				
8	S B7607	4×2	↑	南	4.5	5	6		0.2				
8	S B7611	4×1	↔		9	15			0.3				
8	S B7612	3×2	↑	東	10.5	9.5			0.3				
8	S B7613	3×1	↑		14・15	15			0.6				
8	S B7645	3×2	↑		7.5	7.5			0.4				
8	S B7910	3×2	↔		6・7	8.5			0.3				
8	S B7917	3×2	↔		7.6	6			0.3				
8	S B7918	4×3	↔		6		9・9.5		0.5				
8	S B7919	6×3	↔	南北	8	15	10		0.4				
8	S B7920	4×3	↑		6.3	6・6.5	8.5		0.3				
8	S B7921	4×1	↑		6.3	20			0.5				

2 遺構掲載頁・図面・図版対照表

遺構番号	時期	頁	遺構番号	時期	頁	遺構番号	時期	頁
S A 061	2	47	S A 7891	6	82	S B 693	7	82
S A 248	5	74	S A 8002	5	80	S B 3700	3~6	67
S A 251	5~6	74・75	S A 8006	5	80	S B 4610	5	75・76
S A 486	1	39	S A 8009	4	72	S B 4615	7	82・83
S A 641	5~6	81	S A 8033	5	78	S B 4625	7	84
S A 655	1	39	S A 8041	3	55	S B 4629	7	84
S A 4630	3	54・55	S A 8043	3	55	S B 4639	7	84
S A 4690	2~4	42	S A 8044	6	81	S B 4640	1	37
S A 4691	2~3	42	S B 062	1	38	S B 4645	4	69
S A 4692	2~4	42・43	S B 063	5	78	S B 4650	6	80
S A 4693	2~3	43	S B 064	3	54	S B 4651	7	83
S A 4760	5~6	77	S B 162	3~6	54	S B 4654	7	84
S A 4761	5~6	77・78	S B 163	2~5	45	S B 4660 A	2	41・42
S A 4762	4	72	S B 164	2~5	45	S B 4660 B	3~4	41・42
S A 4771	5	77	S B 253	5~6	75	S B 4670	5~6	76
S A 4781	2~4	44	S B 259	8	86	S B 4680	5~6	76
S A 4782	2~4	44	S B 260 A	2	41	S B 4696	7	85
S A 6905	1~2	40	S B 260 B	3~4	41	S B 4697	8	86
S A 7592	2	47	S B 440	2~4	40	S B 4698	8	86
S A 7594	2	47	S B 447	5~6	74	S B 4700	1	36
S A 7595	3~6	55	S B 449	7	82	S B 4703 A	2	41
S A 7593	1	39	S B 450 A	2~3	40	S B 4703 B	3	41
S A 7865	2	46	S B 450 B	4	69	S B 4704	4	69・70
S A 7876	2~5	43・44	S B 452	5~6	75	S B 4705	5~6	75
S A 7899	3~6	55	S B 460	1	37	S B 4710 A	2	42
S A 7885	5	79	S B 650	2~5	40	S B 4710 B	3	42
S A 7886	5	79・80	S B 654	8	86	S B 4711	7	85
S A 7887	2~4	46・47	S B 675	7	82	S B 4712	5	76
S A 7888	2~4	47	S B 676	8	86	S B 4713	7	83
S A 7889	4	71・72	S B 692	8	86	S B 4715 A	2~4	42

遺構番号	時期	頁	遺構番号	時期	頁	遺構番号	時期	頁
S B4715 B	4	42	S B7600	3~6	55・56	S B7917	8	88
S B4721	3~4	54	S B7601	3~6	56	S B7918	8	88
S B4725	3~4	54	S B7604	8	87	S B7919	8	88
S B4746	7	85	S B7605	8	87	S B7920	8	88
S B4770 A	5	76・77	S B7606	7	83	S B7921	8	88
S B4770 B	6	76・77	S B7607	8	87	S B7970	3~6	58・59
S B4775	1	38	S B7608	7	83	S B8000	2	44・45
S B4777	8	86・87	S B7609	7	85	S B8003	7	85・86
S B4780	2~3	43	S B7611	8	87	S B8004	2	45
S B4783	2~3	43・44	S B7612	8	87	S B8005	5	79
S B4784	6	80・81	S B7613	8	88	S B8007	5	79
S B4790 A	5	77	S B7646	8	88	S B8010	1	38
S B4790 B	6	77	S B7864	1	39	S B8012	4	72
S B4800	4	70・71	S B7873	4	71	S B8020	6	81
S B4802	8	87	S B7874 A	2~5	46	S B8021	4	72
S B4803	8	87	S B7874 B	5	46	S B8023	8	88
S B4824	4	71	S B7875	2~5	45・46	S B8030	7	86
S B4825	2	44	S B7881	6	81	S B8042	4	72
S B4830	5	78・79	S B7892	6	81・82	S B8045	7	84
S B4831	8	87	S B7894	7	83・84	S C 060	3~6	56・57
S B4832	7	85	S B7901	3~6	56	S C 156	3~6	57・58
S B4835	2	44	S B7902	7	84	S C 247	2~4	40・41
S B4837	1	38	S B7903	7	85	S C 254	2~4	40
S B4878	7	84	S B7905	7	85	S C 640	3~6	64~67
S B7590	3~6	67	S B7910	8	88			
S B7591	3~6	58	S B7916	7	85			

別表3 軒丸瓦分類表

型 式	直 径	内 区				外 区				全 瓦		6 A A P	6 A A Q	計	%				
		中房径	蓮子数	弁区径	弁幅	弁数	内 縁		外 縁		長					長			
							広 幅	文 様	幅	高							文 様		
6018Cb	150								15	12			1	1	2	0.2			
6131A	166	40	1+8	124	21	T16	21	8	S22	13	11	RV23		4	5	9	0.9		
6133Aa	168	34	1+5	96	17	T12	36	19	S13	17	9	/	400	50		12	12	1.2	
B	160	36	1+6	90	17	T12	35	17	S15	18	9	/	406	58	1		1	0.1	
C	159	40	1+6	101	17	T13	29	16	S18	13	8	/				6	6	0.6	
Da	157	40	1+6	111	17	T16	23	14	S24	10	10	/		1	2	2	32	0.4	
Db	163	43	1+6	111	19	T16	26	16	S24	10	10	/		1			4		
Ka	161	35	1+5	106	18	T16	27.5	14.5	S27	13	6	/		7			9	0.9	
6135A	168	28	1+6	112	21	T12	28	14	S25	14	4	LV46	389	37	6	1	7	0.7	
6225A	166	68	1+8	116	36	F8	25	12	K	13	8	RV24	373	48	49	45	94	9.5	
C	155	62	1+8	111	29	F8	22	7	K	15	7	RV32		1	50	6	53	0.7	
L	254	93	1+8	204	51	F8	25	8	K	17	6	RV40	422	52		2	2	0.2	
6233Ab	154	55	1+4+8	114	29	F8	24	11	S32	13	11	/	405	69		1	1	0.1	
6273B	180	64	1+5+9	128	32	F8	26	13	S40	13	12	RV64		1			1	0.1	
6275B	178	54	1+4+8	114	24	F8	32	13	S39	19	9	LV22			1	1	1	0.1	
6278B	185	61	1+5+10	131	34	F8	30	16	S35	14	9	LV52		1			1	0.1	
6281B	184	62	1+8+8	120	29	F8	32	13	S32	19	11	LV37		2			2	0.2	
6282A	157	53	1+8	87	31	F8	35	20	S24	15	9	LV24				1	1	0.1	
Ba	162	45	1+6	86	31	F8	38	20	S24	15	9	LV24	361	53	11	1	9	49	5.0
Bb	42	1+6	90	31	F8	37	16	S24	21	8	LV24			11	40	5			

T—単弁 F—複弁 KK—均整唐草文 HK—偏行唐草文 HN—偏行変形忍冬唐草文
 U—雲文 K—圓線・界線 S—珠文 X—X文 LV—凸線鋸歯文 RV—凸鋸歯文

()は種別不明を加えたもの

型 式	直 径		内 区					外 区					全 玉 緑		6 A A P	6 A A Q	計		%				
	中 房 径	蓮 子 数	弁 区 径	弁 幅	弁 数	区 広	内 緑			外 緑		長	長	}			}	}		}			
							幅	文様	幅	高	文様				長								
6282Da		132	27	1+6	64	24	F8	34	20	S24	14	9	LV24	341	39	6			6	0.6			
E		160	34	1+6	76	26	F8	42	24	S24	18	13	LV24	387	37	10	99 (121)	1	18 (20)	11	117 (141)	1.1	11.9 (14.3)
Fa		158	40	1+6	92	32	F8	33	20	S24	13	14	LV24	360	42	10		1					
Fb		158	40	1+6	92	32	F8	33	20	S24	13	14	LV24	360	42	8	(4)	22	(1)	2	24	2.4	
G		160	46	1+6	90	24	F8	35	17	S24	18	11	LV			14			4	18	1.8		
Ia		160	41	1+8	90	20	F8	35	16	S20	19	14	LV			3							
Ib		157	38	1+8	91	20	F8	33	15	S20	18	13	LV			4	7	1		8	0.8		
6284A		155	35	1+6	83	30	F8	36	18	S24	18	13	LV23			4		3	7	0.7			
C		155	40	1+6	89	23	F8	33	20	S24	13	11	LV16	375	48	2	6 (7)	2	5 (6)	4	11 (13)	0.4	1.1 (1.3)
6285B		154	33	1+6	81	27	F8	37	23	S23	14	17	LV			1		1	2	0.2			
6291Aa		161	35	1+6	87	24	F8	37	18	S16	19	8	LV16	370	41	4		3	7	0.7			
6296A		166	36	1+8	99	28	F8	33	16	S16	17	12	LV17	461	73	5		2	7	0.7			
B		155	36	1+8	109	14	F8	23	11	S16	12	7	LV					1	3	8	0.1	0.8	
6301B		166	48	1+5+9	106	25	F8	30	15	S20	15	8	LV			3 (5)			3 (5)	0.3 (0.4)			
6303B		157	34	1+6	91	24	F8	33	15	S20	18	10	LV20	389	50	1			1	0.1			
6304A		162	35	1+6	99	37	F8	31	15	S17	16	16	LV16			1		1	2	0.2			
B		172	37	1+6	102	27	F8	35	15	S20	20	11	LV16			1	2	2 (3)	1	4 (5)	0.1	0.4 (0.5)	
C		158	35	1+6	84	21	F8	37	20	S19	17	14	LV16	406	53			1	1	0.1			
6307A		168	35	1+6	92	25	F8	38	20	S16	18	10	LV16			1			1	0.1			
6308Aa		162	35	1+6	94	27	F8	34	11	S16	23	8	LV16	371	52	9		2	11	1.1			
B		162	36	1+6	93	25	F8	37	13	S16	24	7	LV16	377	56	16			16	1.6			























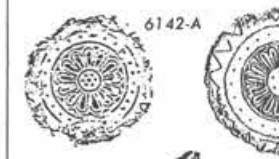
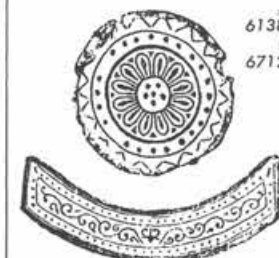




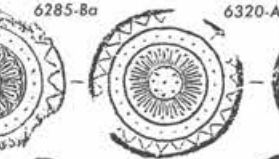







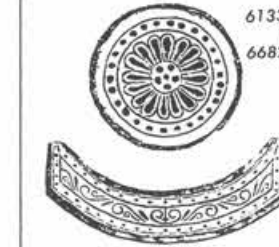


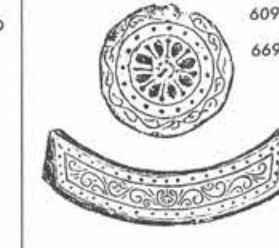
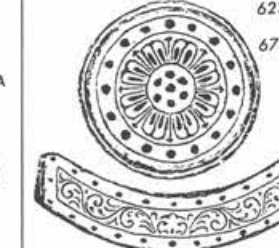

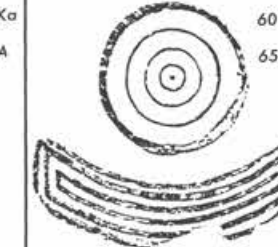

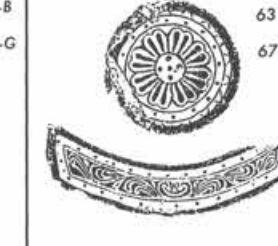
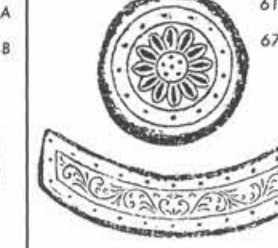
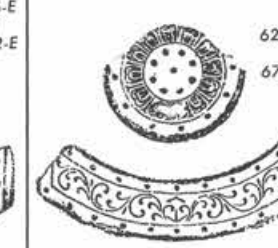
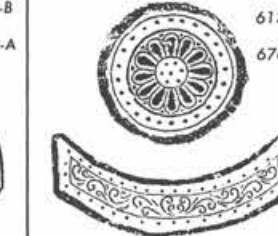





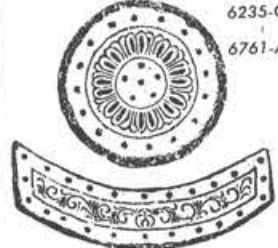
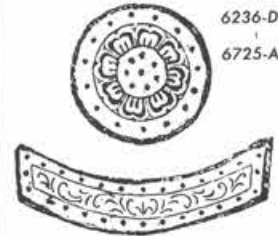













型 式	直 径	内 区				外 区 広 幅	外 区 内 縁			外 区 外 縁			全 縁 長	玉 縁 長	6 A A P	6 A A Q	計	%				
		中 房 径	蓮 子 数	弁 区 径	弁 幅		弁 数	幅	文 様	幅	高	文 様										
																			長	長	長	
6308D	163	36	1+6	92	25	F8	32	15	S22	13	5	LV16	405	55	2	39 50	4 (6)	2	43 56	0.2	4.4 (5.7)	
6308L	202	43	1+6	128	36	F8	37	19	S19	18	12	LV	387	45	2			2		0.2		
6308N	158		1+6	95	23	F8	31.5	13	S25	18.5	6	LV38			10		2		12	1.2		
6311Aa	161	40	1+6	96	26	F8	32	15	S26	17	11	LV23	395	56	23		19					
6311Ab	38	1+6	98	26	F8		14	S26				LV23			1		35	31	66	6.7		
6311Ba	162	43	1+6	92	27	F8	33	13	S26	20	13	LV23	376	58	41	111 (135)	11	49 (51)	160 (180)	9.4	16.2 (18.9)	
6311Bb	41	1+6	100	27	F8		12	S26		12		LV23			3		75	18	93			
6311F	159	38	1+6	99	23	F8	30	12.5	S16	17.5	8	LV16	368	51	1				1	0.1		
6313Aa	123	24	1	71	32	F4	26	16	S16	10	8	LV16	312	42	13		15					
6313Ab	21	1	72	32	F4		12	S16				LV16			1		23	21	44	4.5		
6313B	116	17	1	70	32	F4	23	10	S16	13	8	LV16	257	43	26		8		34	3.5		
6313C	95	15	1	57	29	F4	18	8	S16	9	6	LV16	333	38	109	176 (201)	8	40 (45)	216 (246)	11.9	21.9 (25.0)	
6313D	124	26	1	74	44	F4	25	13	S16	12	6	LV	286	46	5				5	0.5		
6313Ea	106	18	1	56	24	F4	25	10	S16	15	7	LV			4							
6313Eb	15	1	56	24	F4	26	10	S16	16	6		LV			9		13	3	16	1.6		
6314A	140	30	1+6	80	36	F4	30	15	S16	15	6	LV16	364	52	1				1	0.1		
6314B	121	23	1+5	67	32	F4	27	15	S19	12	10	LV			2	4		1	2	5	0.2	0.5
6314C	118	26	1+5	78	30	F4	20	11	S16	9	13	LV			1		1		2	0.2		
6316B	142	31	1+8	88	31	F8	27	14	S24	16	10	LV27	300	33	2 (3)				2 (3)	0.2 (0.3)		
6320Ab	166	38	1+8	88	9	F12	39	23	S24	16	13	LV24			8 (9)				8 (9)	0.9 (0.8)		
型式不明															73	32	105	10.7				
総 計															537 (708)	210 (277)	747 (985)	75.8 (100.0)				

別表4 軒平瓦分類表

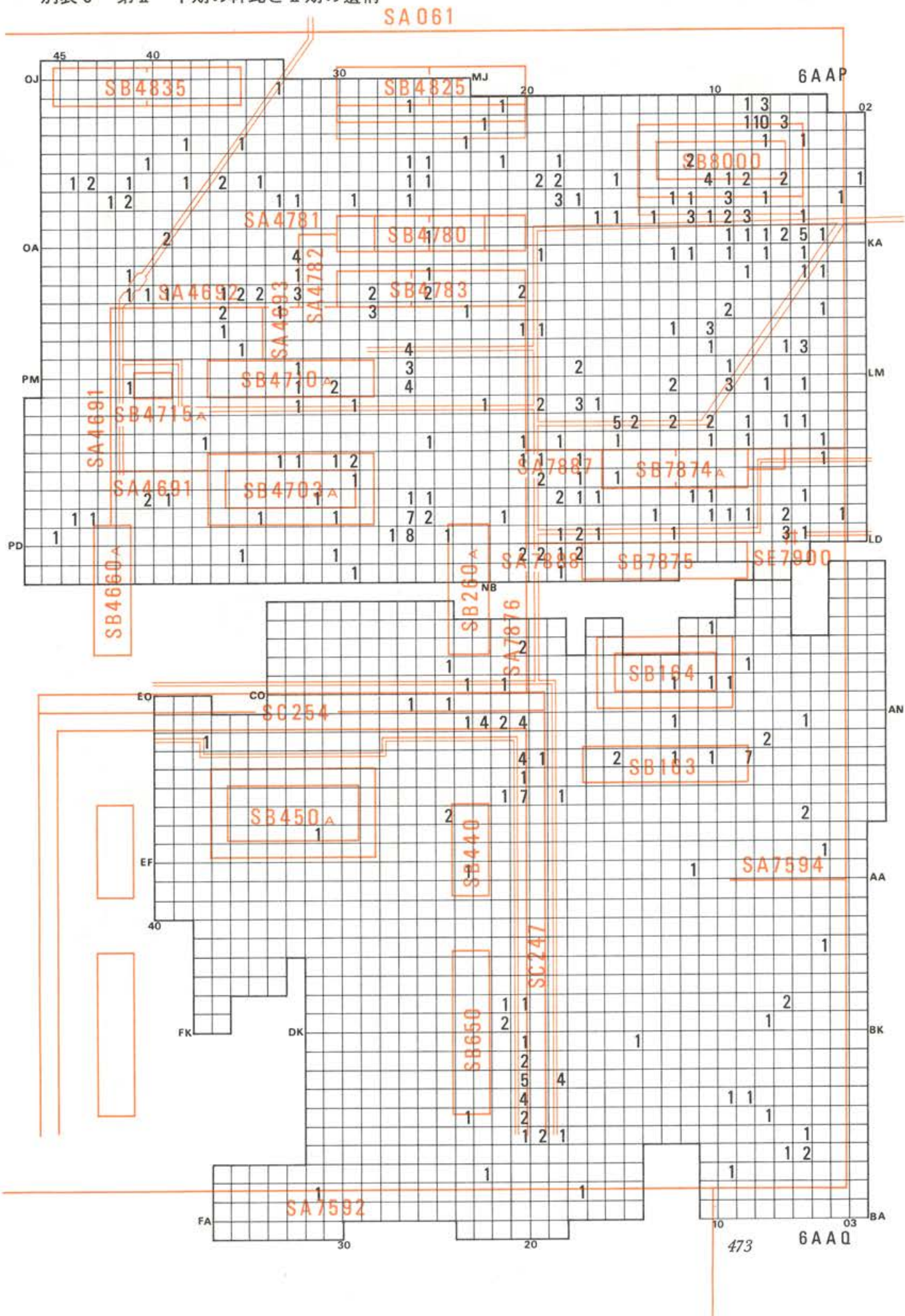
型式	瓦 当 面											全長	類の形態			6 A A P	6 A A Q	計	%					
	上弦巾	弧深	下弦巾	厚さ	内区厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	脇巾		脇区文様	文様の深さ	直					曲	段			
6641C	284	56	325	52	24	HK	13	S23	15	LV19	59	LV4	2	397		○			1		1	0.1		
6643A	299	78	294	45	23	HK	11	S22	11	S23	65	S4	2	343		○			2 (3)		2 (3)	0.2 (0.3)		
6647C	295	46	299	49	24	HK	13	S27	10	LV38	51	/	4			○	1				1	0.1		
6663A	284	77	286	57	27	KK	15	K	15	K	62	K	2		○	○	31		4		35	3.1		
B	301	66	308	59	23	KK	18	K	18	K	64	K	2	353	○	○	6	73 (87)		74 (89)	6	147 (186)	0.5	13.0 (16.4)
C	270	72	282	53	26	KK	14	K	13	K	73	K	3	376	○	○	36		70		106	9.4		
6664B	245	61	269	54	24	KK	15	S21	15	S21	71	S3	4			○	1				1	0.1		
C	240	62	252	51	24	KK	14	S21	13	S21	62	S3	4	376		○	5	155 (174)	15	57 (72)	20	212 (246)	1.8	18.8 (21.7)
D	240	60	269	60	22	KK	20	S17	18	S19	74	S3	5	358		○	56		19		75	6.6		
F	245	61	275	58	27	KK	14	S19	17	S21	78	S3	5	375		○	93		23		116	10.3		
6665A	237	68	297	58	27	KK	18	S23	13	S25	75	S3	3			○			2 (3)		2 (3)	0.2 (0.3)		
6666A	222	57	232	51	22	KK	15	S19	14	S18	62	S3	5	321		○	22 (23)		15 (16)		37 (39)	3.3 (3.5)		
6681A	274	80	273	55	22	KK	15	K	18	K	58	K	3	355	○	○	1				1	0.1		
B	274	80	273	55	22	KK	15	K	18	K	58	K	3	355		○	1	5 (6)			1	6 (7)	0.1	0.5 (0.6)
C	253	73	259	47	17	KK	16	K	14	K	58	K	3			○			1		1	0.1		
E	262	64	262	47	17	KK	16	K	14	K	63	K	7			○	3				3	0.3		
6682A	245	78	273	52	24	KK	15	S17	13	S17	78	S3	5	350		○	23 (24)		5		28 (29)	2.5 (2.6)		
6685A	222	52	230	47	16	KK	14	S15	17	S15	58	S2	4	339		○	44		13		57	5.3		
B	200	51	204	38	13	KK	12	S15	13	S15	47	S1	4	327		○	185	257 (286)	2	15 (17)	187	272 (303)	16.5	24.1 (26.8)
C				52	20	KK	21	S17	11	S17	60	S2	5			○	5				5	0.4		
D	193	45	199	36	15	KK	11	S13	10	S15	45	S2	3	326		○	23				23	2.0		
6688Aa	279	71	280	44	19	KK	12	S17	13	S19	59	S $\frac{1}{2}$ _K	3	359	○	○	1				1	0.1	0.4	

型 式	瓦 当 面											全 長	顎の形態			6 A A P	6 A A Q	計	%		
	上 弦 巾	弧 深	下 弦 巾	厚 さ	内 区 厚 さ	内 区 文 様	上 外 区 厚 さ	上 外 区 文 様	下 外 区 厚 さ	下 外 区 文 様	脇 巾		脇 区 文 様	文 様 の 深 さ	直					曲	段
	巾	深	巾	さ	さ	様	さ	様	さ	様	巾		様	さ	長					長	段
6688Ab	295	69	281	52	18	KK	16	S17	18	S19	62	S _{R4} ^{L5} K	4	○	○	2	2	4	0.4		
6691A	270	55	293	55	25	KK	14	S21	16	S21	58	S3	4	345	○	36	3 (5)	39 (41)	3.5 (3.6)		
6694A	235	67	275	60	32	KK	17	S15	11	S14	70	S3	4	395	○	5		5	0.4		
6710A	264	55	270	56	22	KK	15	S13 X 4	19	S11 X 4	57	S3	4	347	○	2		2	0.2		
6711A	267		257	49	20	KK	14	S20	15	S18		S3	6		○		1	1	0.1		
6719A	287	49	280	32	22	KK	0.5	/	0.5	/	33	/	2	370	○	2 (3)	1 (2)	3 (5)	0.3 (0.4)		
6721A	260	54	268	45	21	KK	12	S26	12	S27	53	/	3	365	○	4		4	0.4		
C	265	49	280	53	25	KK	15	S26	13	S32	60	/	3	359	○	43	11	54	4.8		
E	258	54	265	42	22	KK	10	S31	10	S35	50	/	2	359	○	4		4	0.4		
Ga	260	60	280	47	24	KK	11	S34	12	S35	52	/	3	368	○	22 (3)	34 9	90 (120)	3.1 (2.2)		
Gb	263	51		24		KK		S34	13	S35		/	3				1	35 (138)	9.0 (12.2)		
Ha	285	69	293	51	21	KK	14	S33	16	S34	57	S3	3		○	3		4	0.4		
Hb	278	63	285	51	26	KK	14	S33	11	S34	58	S3	2			1		4	0.4		
I	272	49	294	52	22	KK	15	S33	15	S36	56	S3	3		○	1		1	0.1		
6726D				65	32	KK	16	S9	17	S9	56	S	3		○	1		1	0.1		
6727A			271	54	23	KK	15	S14	16	S17	74	S3	4		○	1		1	0.1		
6732A	285	47	305	69	36	KK	15	S9	18	S9	75	S3	4	382	○	1	10 (11)	13 15 (26)	14 25 (37)	1.2 (2.2)	
C	305	44	307	60	30	KK	14	S9	16	S9	65	S3	3	397	○	9	2	11	1.0		
6739A			284	62	27	KK	14	S15	21	S13	65	S3	3		○	1		1	0.1		
6761A	270	61	289	66	32	KK	15	S9	19	S9	77	S3	4	368	○		1	1	0.1		
6801A	269	60	292	62	35	U	14	/	13	/	68	/	4		○	3	1	4	0.4		
新形式							20	S					3			1		1	0.1		
													型式不明		42	22	69	6.1			
													総 計		691 (830)	208 (299)	899 (1130)	79.6 (100.0)			

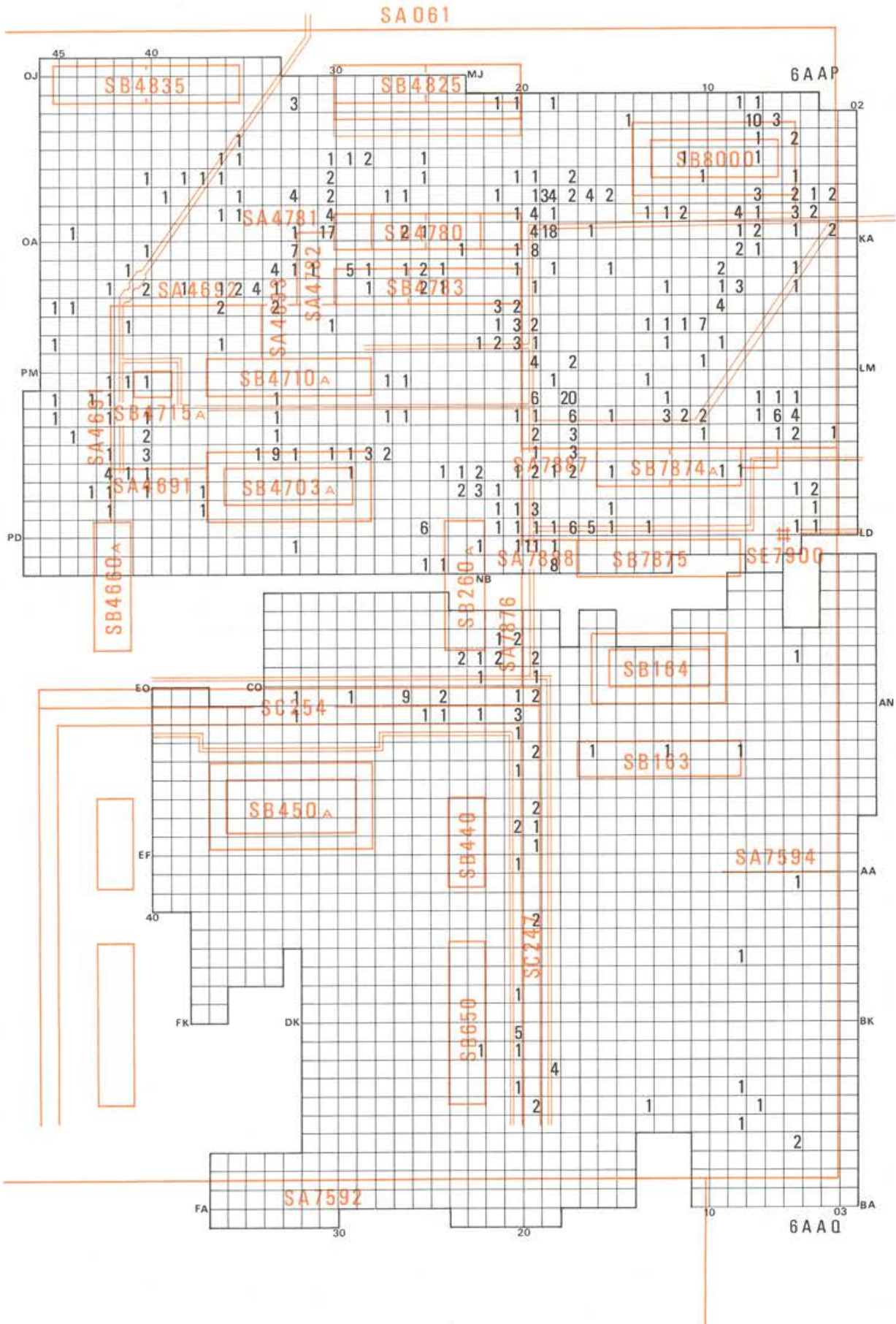
別表5 平城宮・京出土軒瓦編年表

第 I 期		第 II 期		第 III 期		第 IV 期		第 V 期	平安初期		
1	2	1	2	1	2	1	2				
和銅元年	靈龜元年	養老5年頃	天平初頭頃	天平17年	天平勝宝元年	天平宝字元年	神護景雲元年	宝龜元年	延暦3年	天長元年	
    	     	      	     	      	    	     	     	      	       	    	

別表6 第Ⅱ-1期の軒瓦とⅡ期の遺構

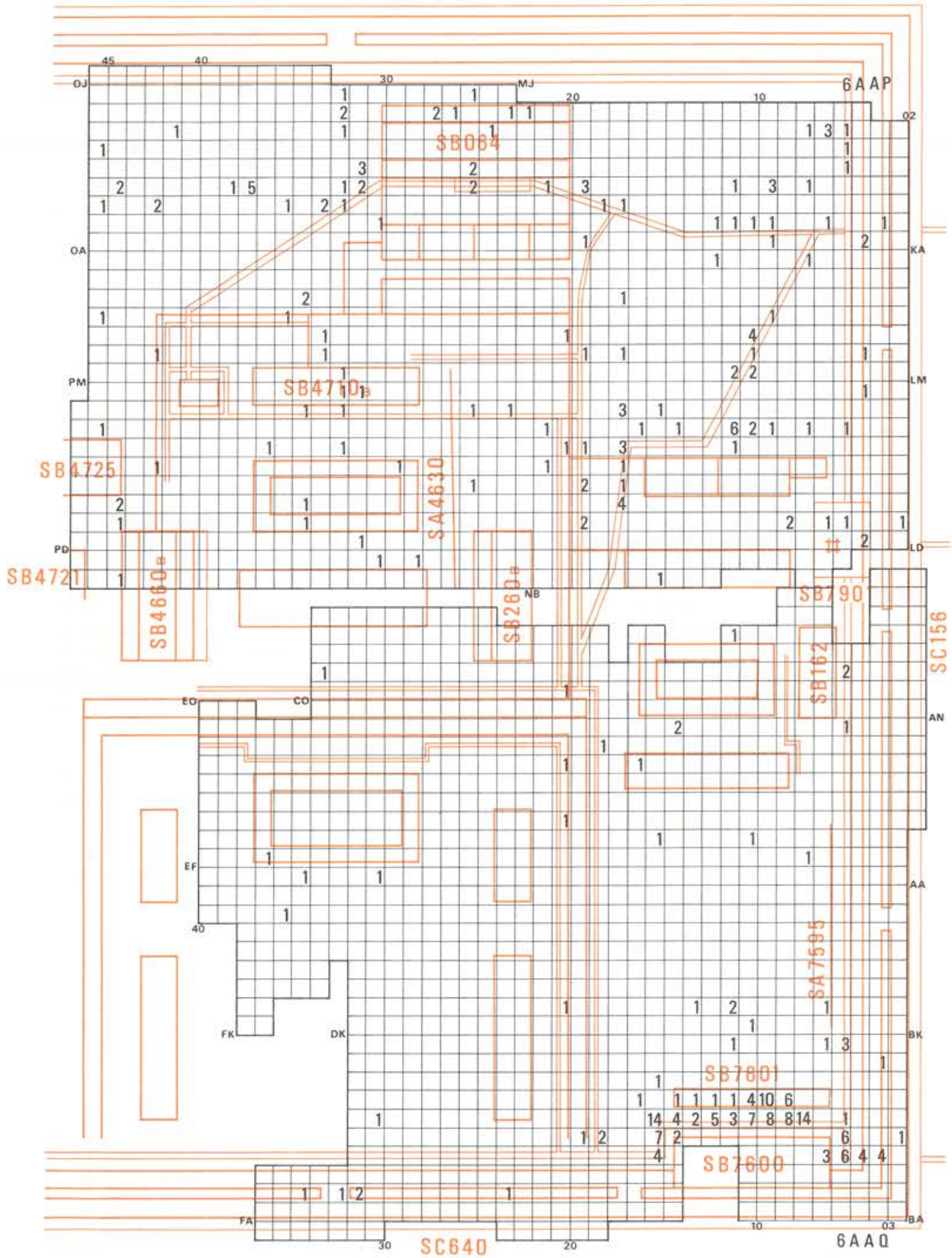


別表7 第Ⅱ-1期の小型軒瓦とⅡ期の遺構

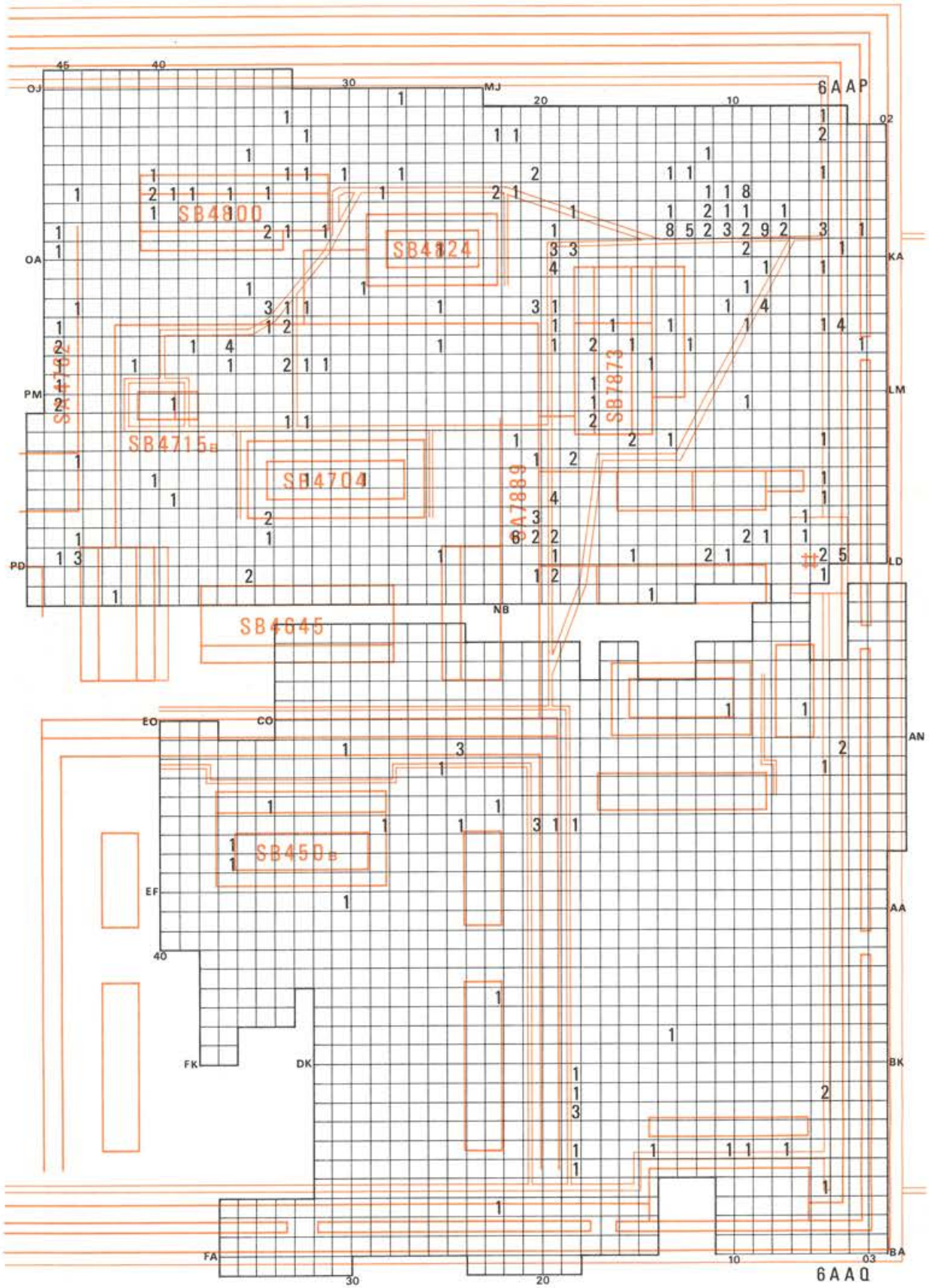


別表8 第三—1期の軒瓦とⅢ期の遺構

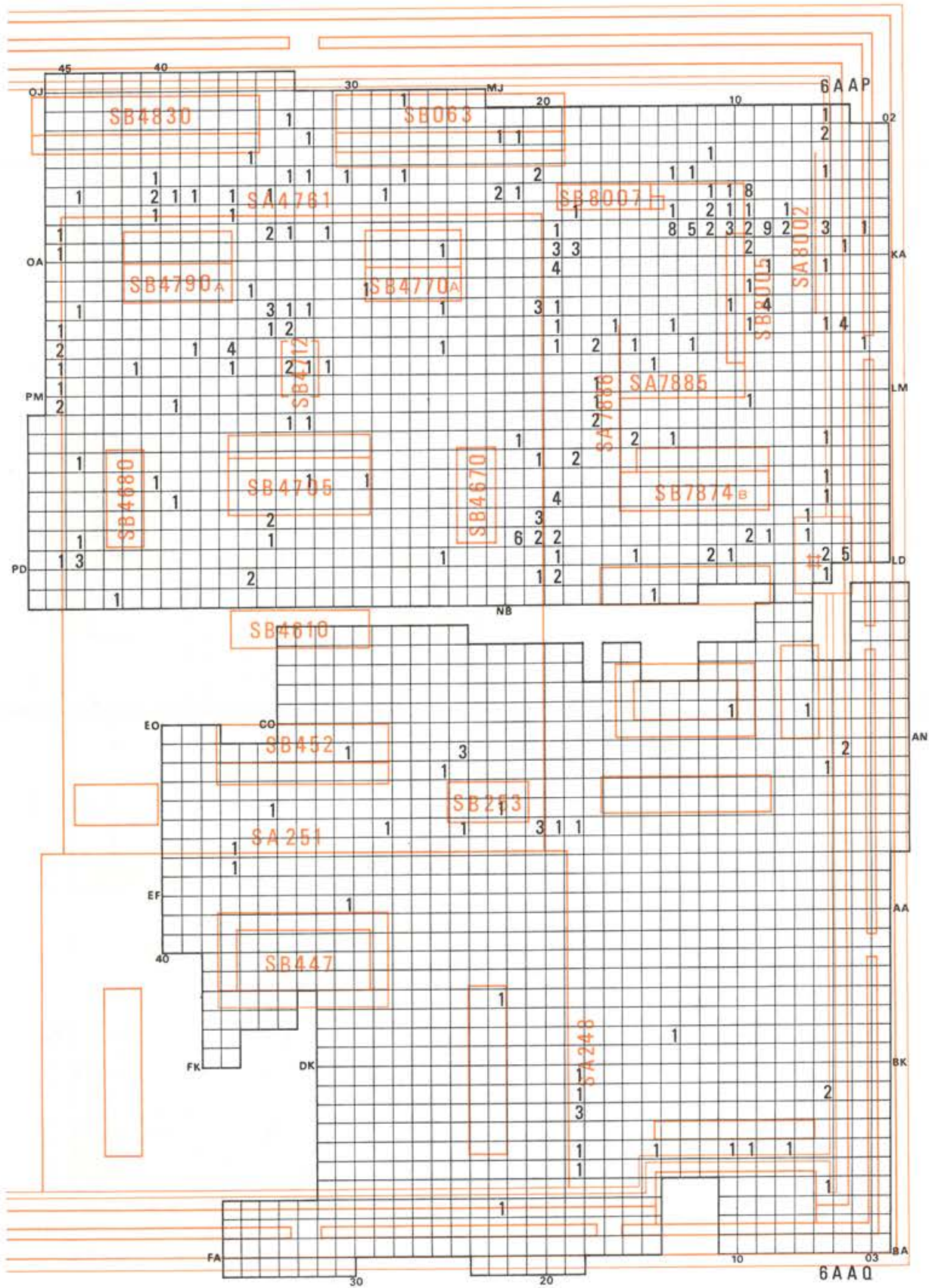
SC060



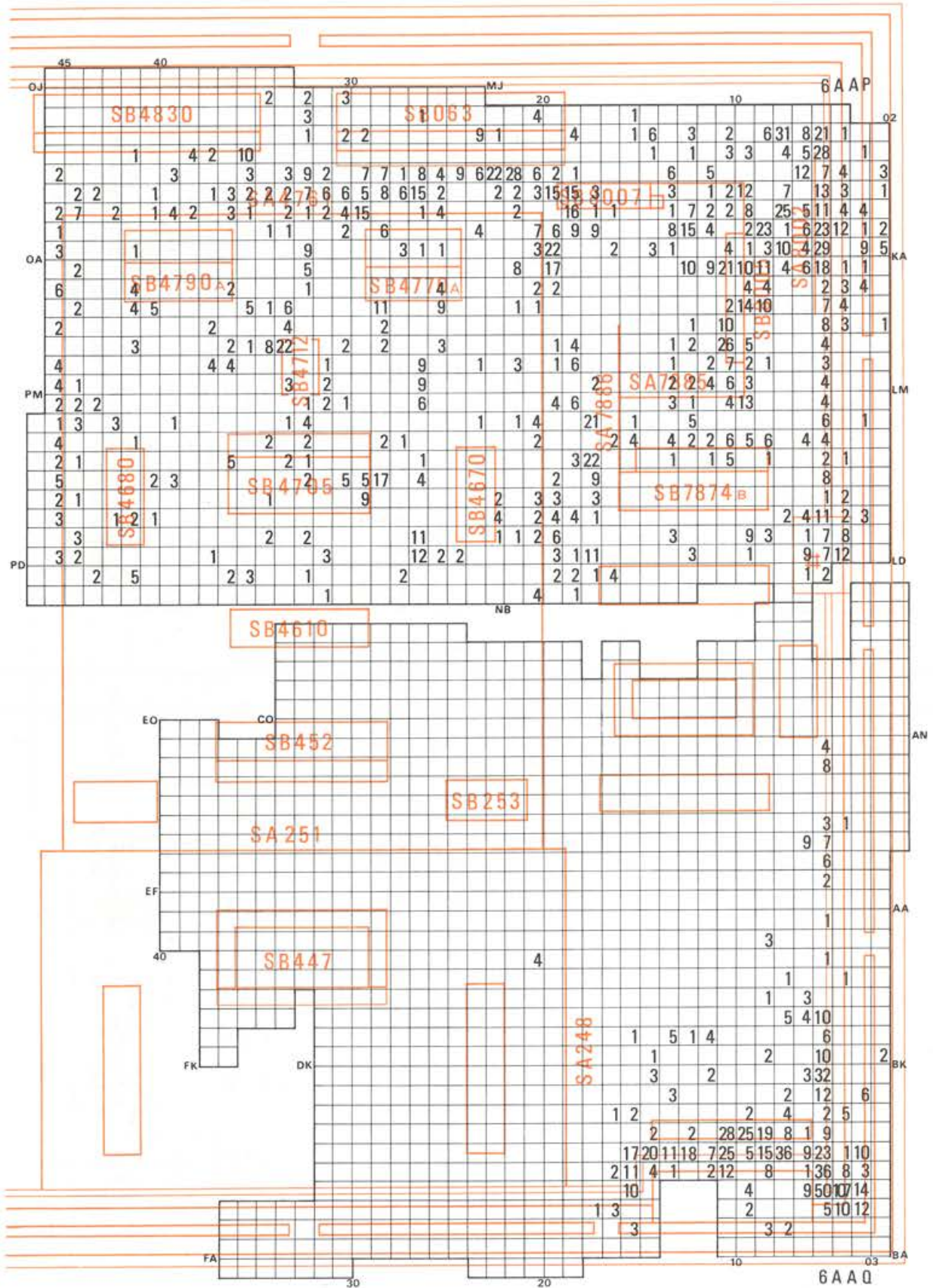
別表9 第三—二期の軒瓦(6282—6721)とIV期の遺構



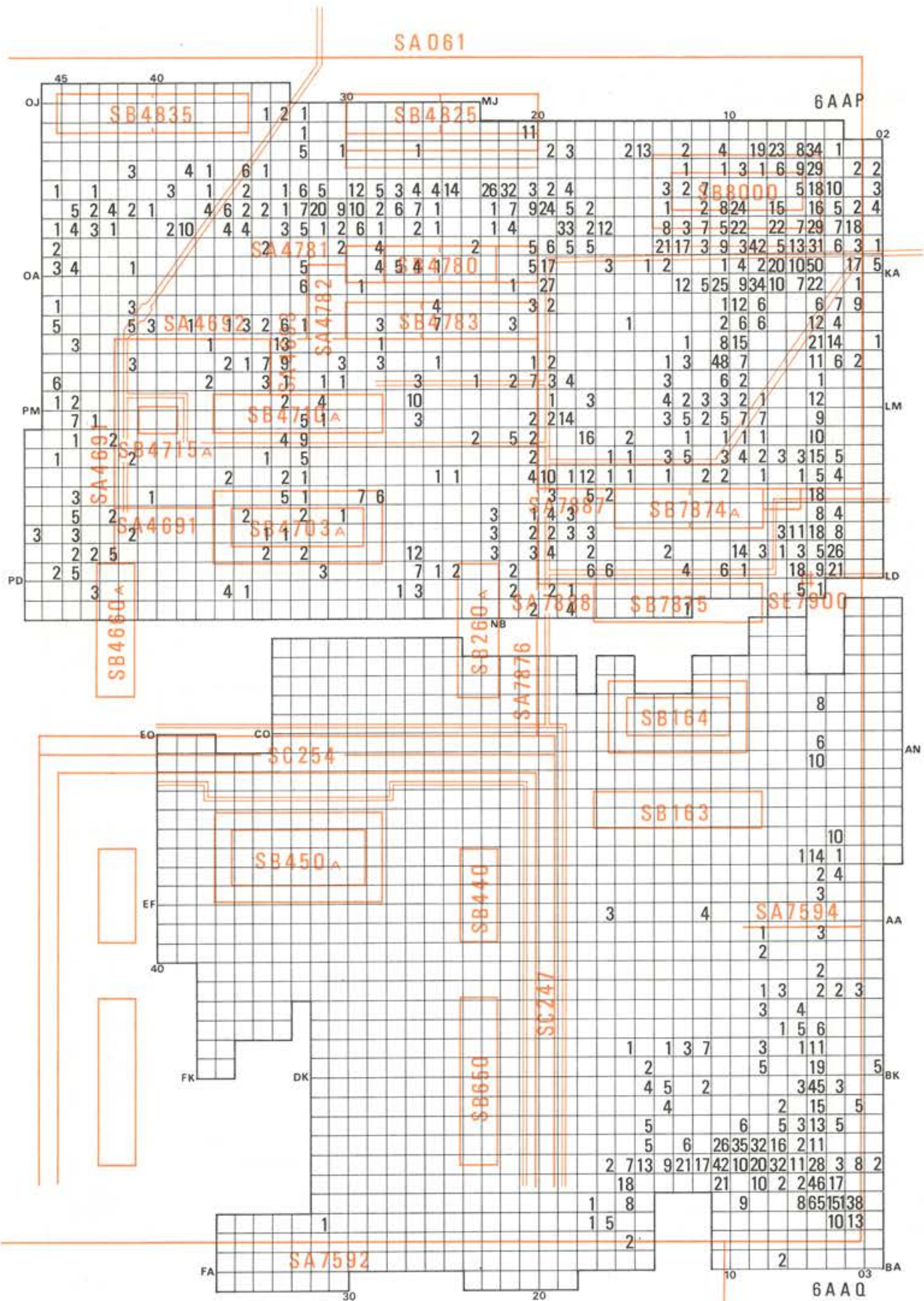
別表10 第三—2期の軒瓦(6282—6721)とV期の遺構



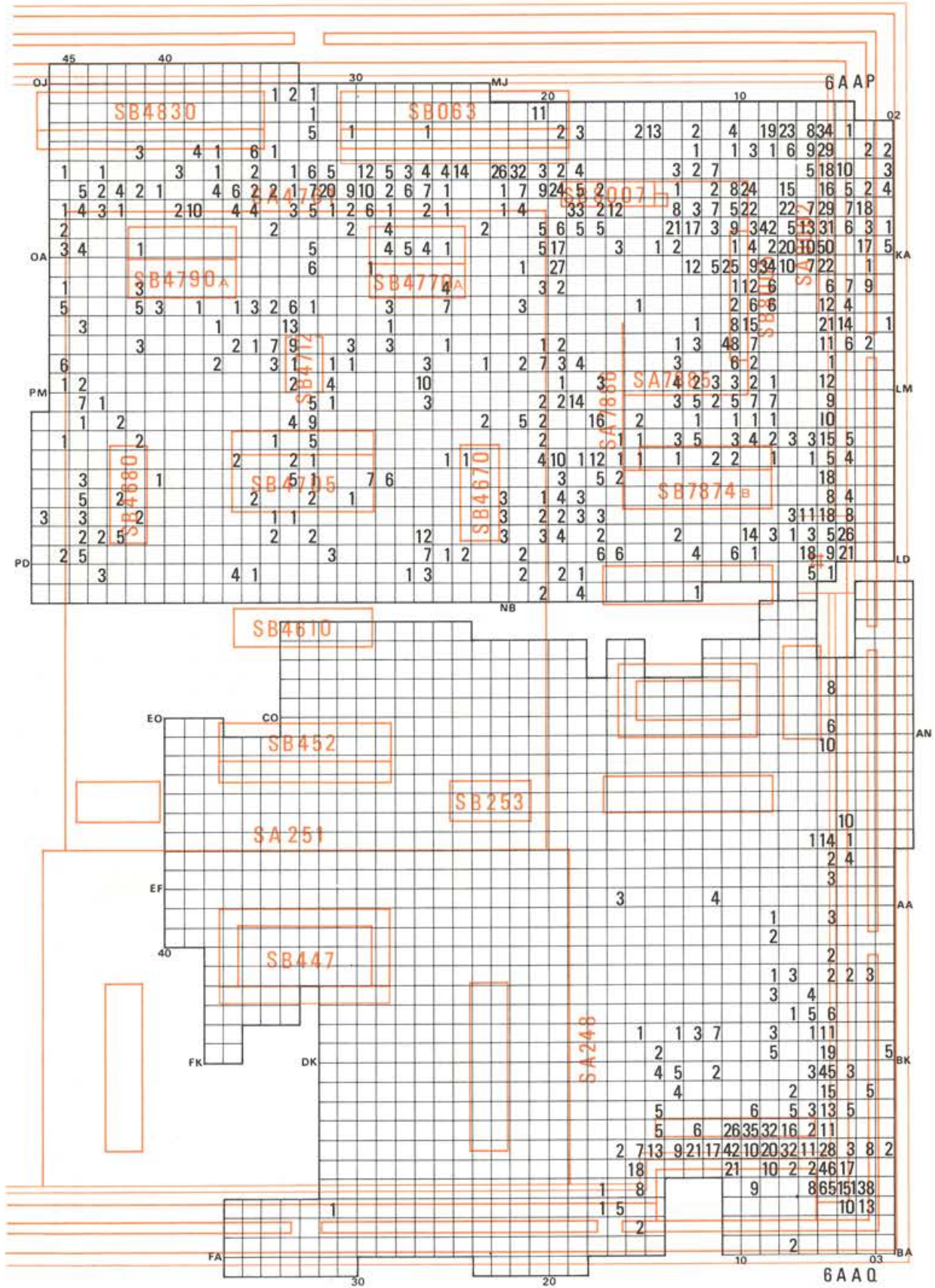
別表12 丸瓦とV期の遺構



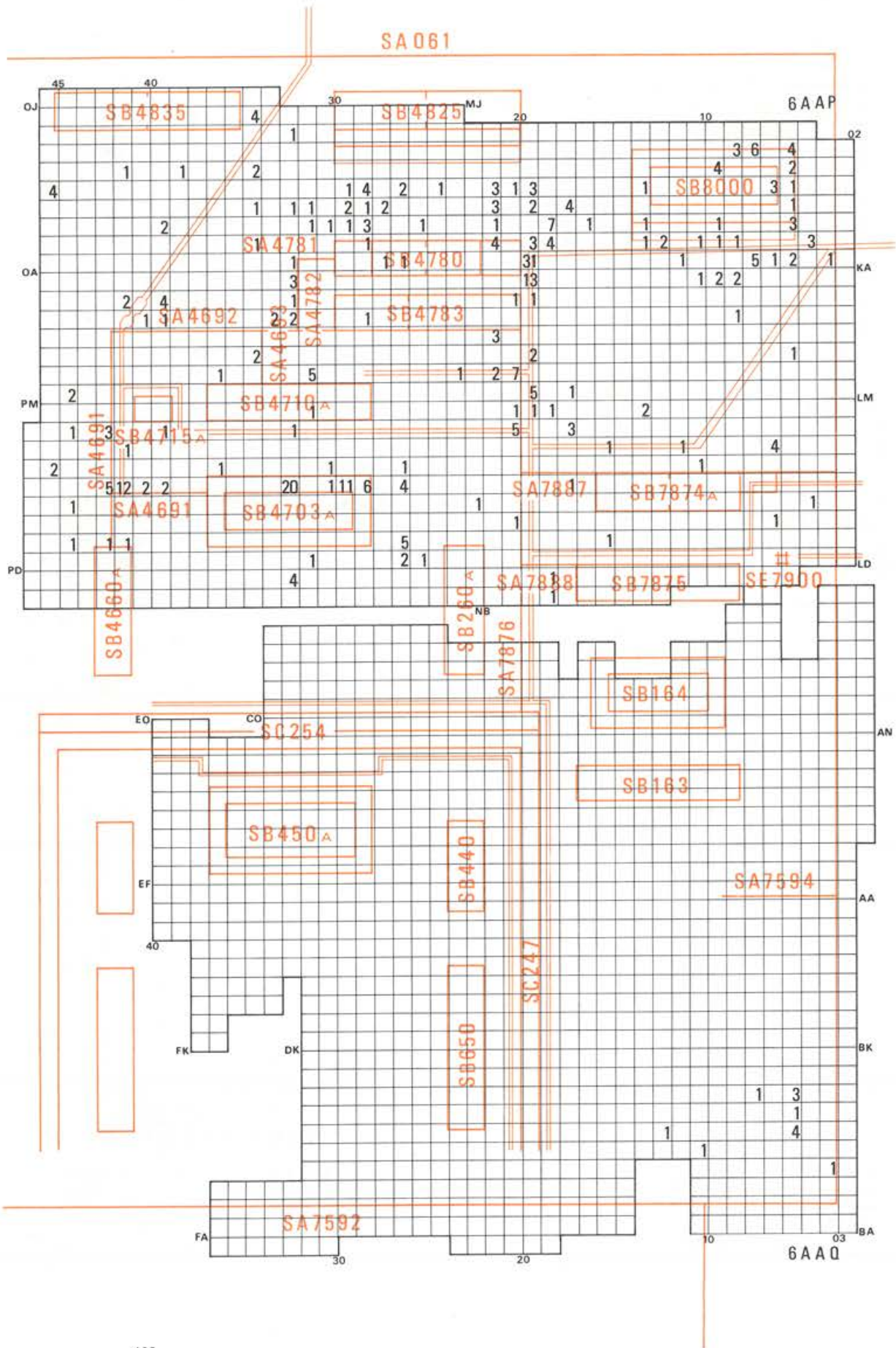
別表13 平瓦とⅡ期の遺構



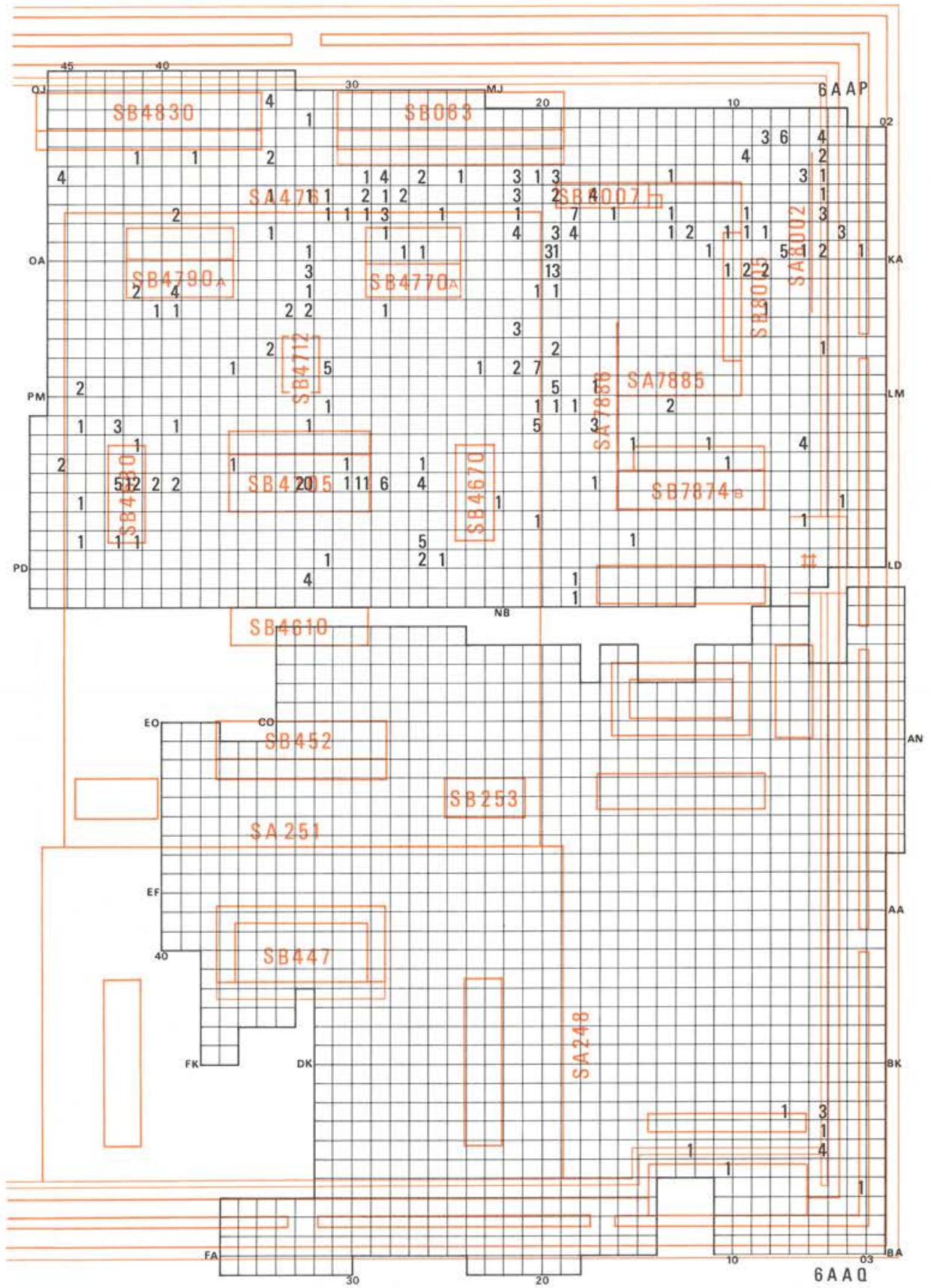
別表14 平瓦とV期の遺構



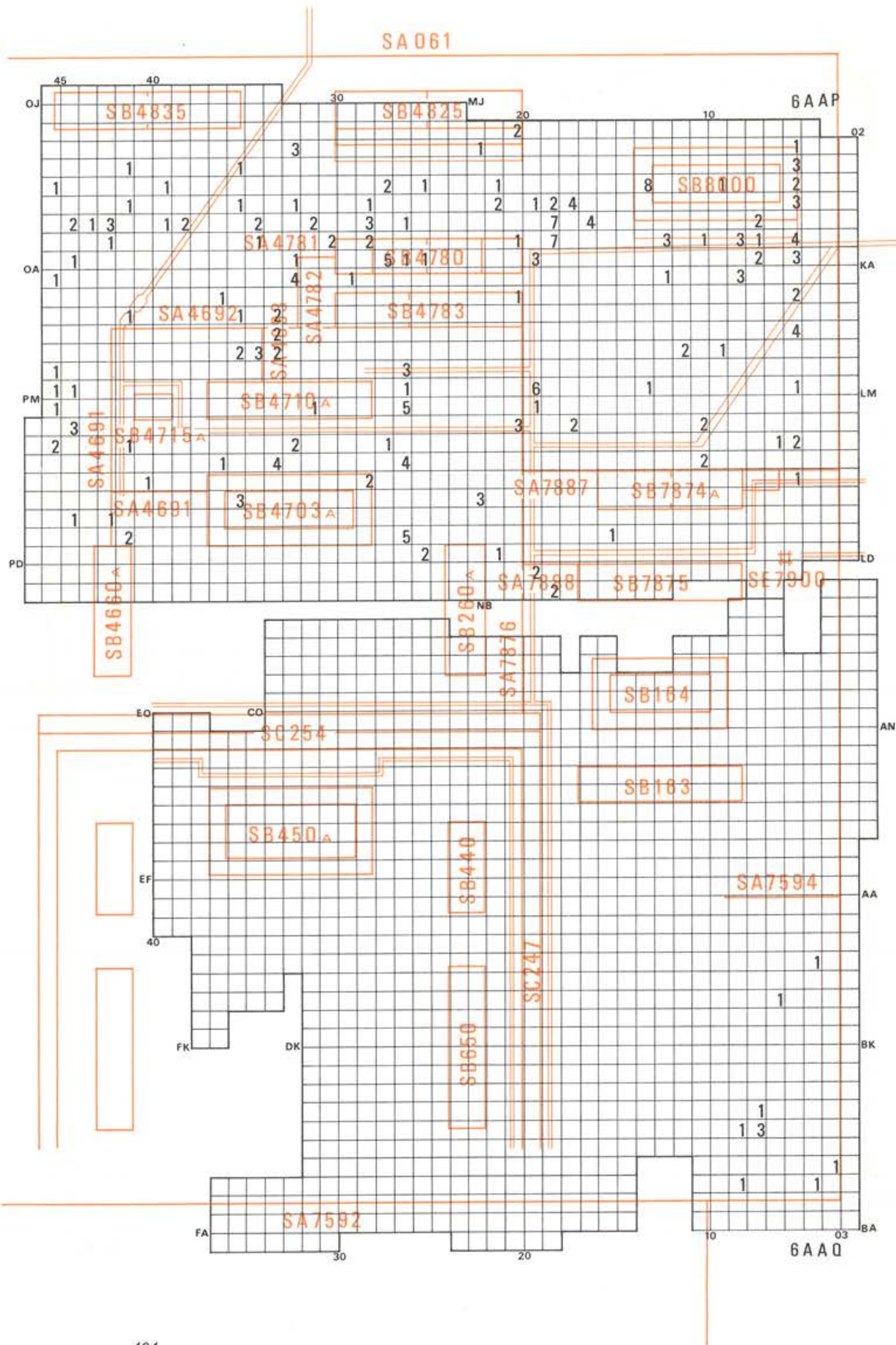
別表15 小型丸瓦とⅡ期の遺構



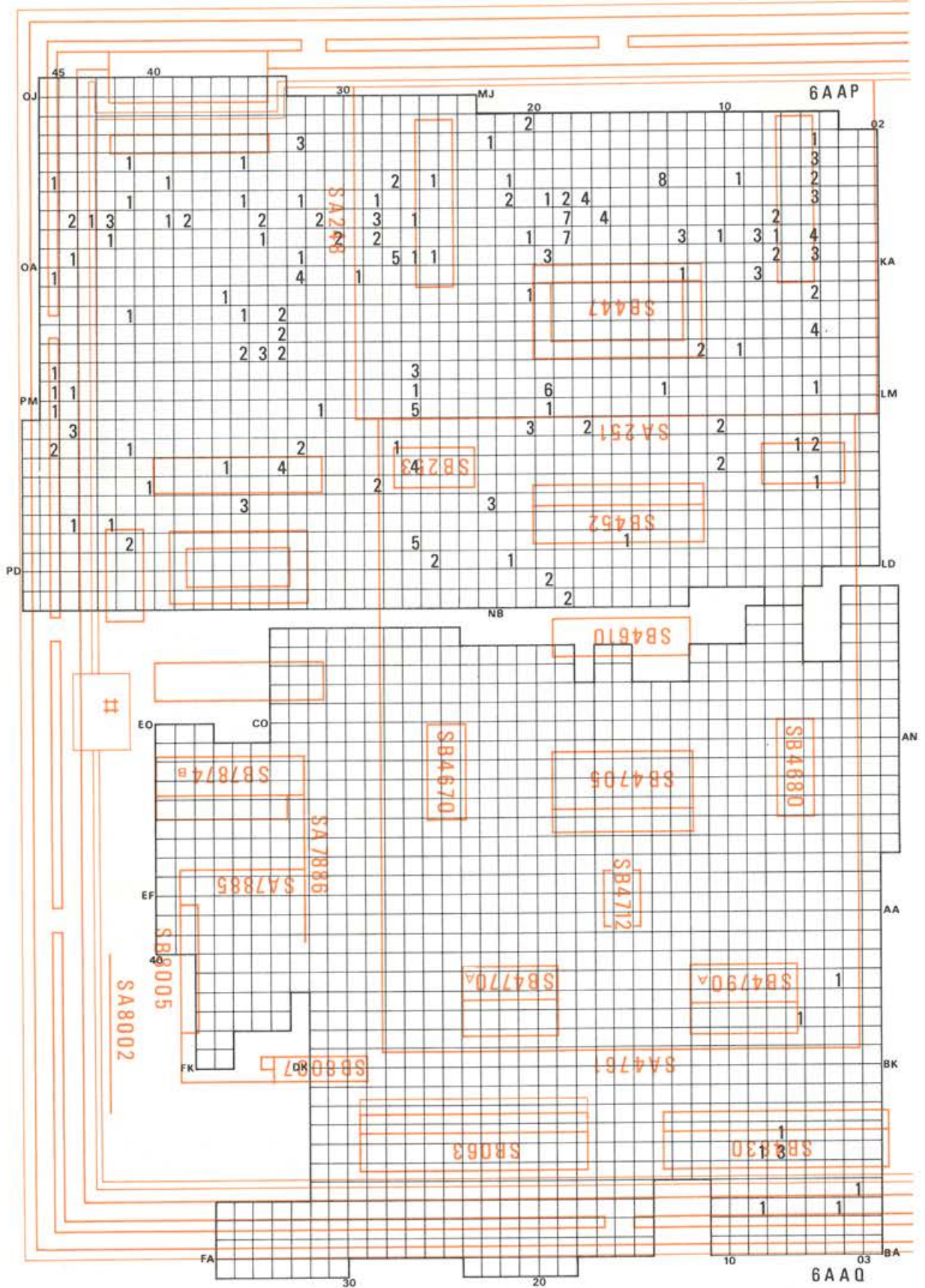
別表16 小型丸瓦とV期の遺構



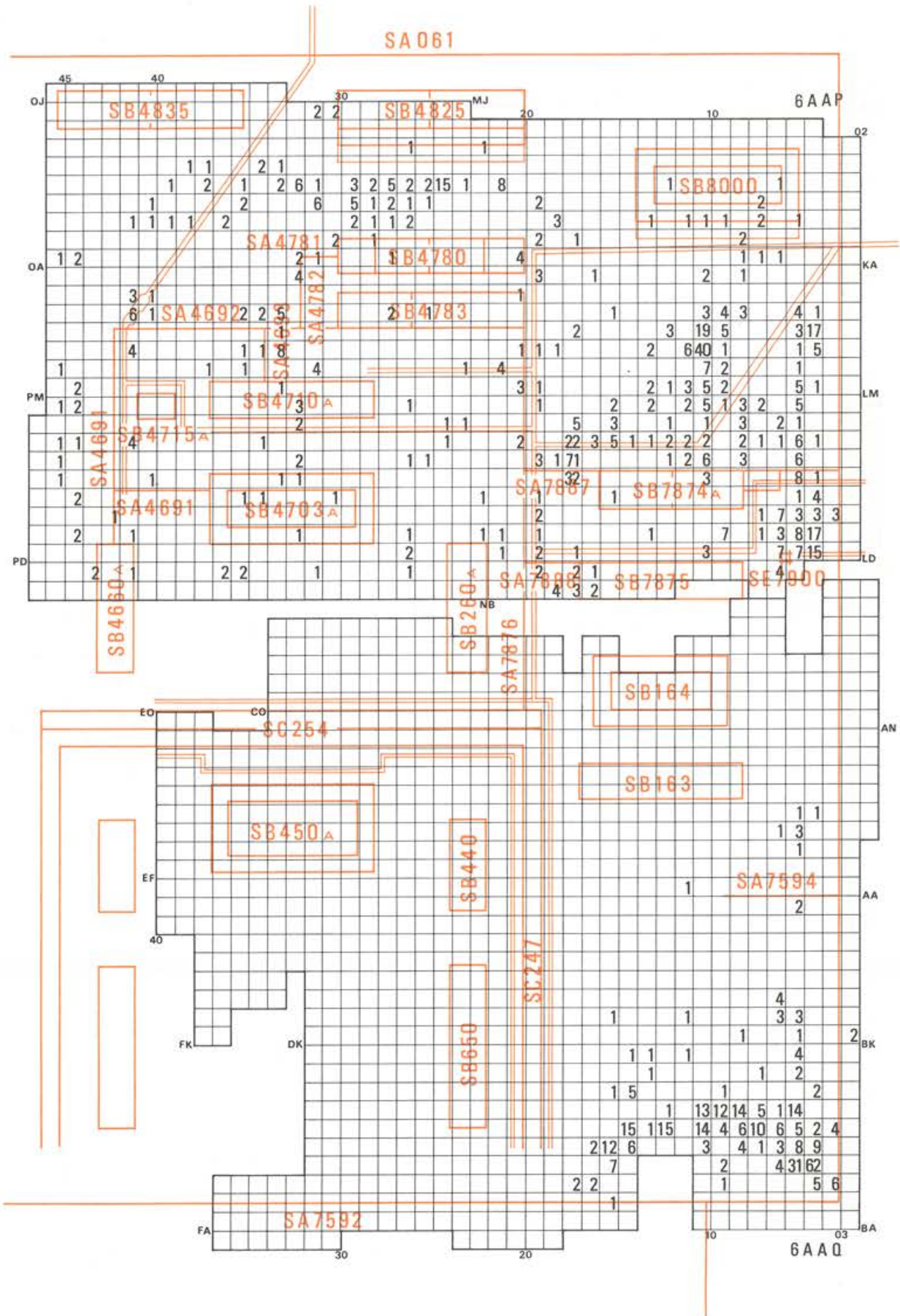
別表17 小型平瓦とⅡ期の遺構



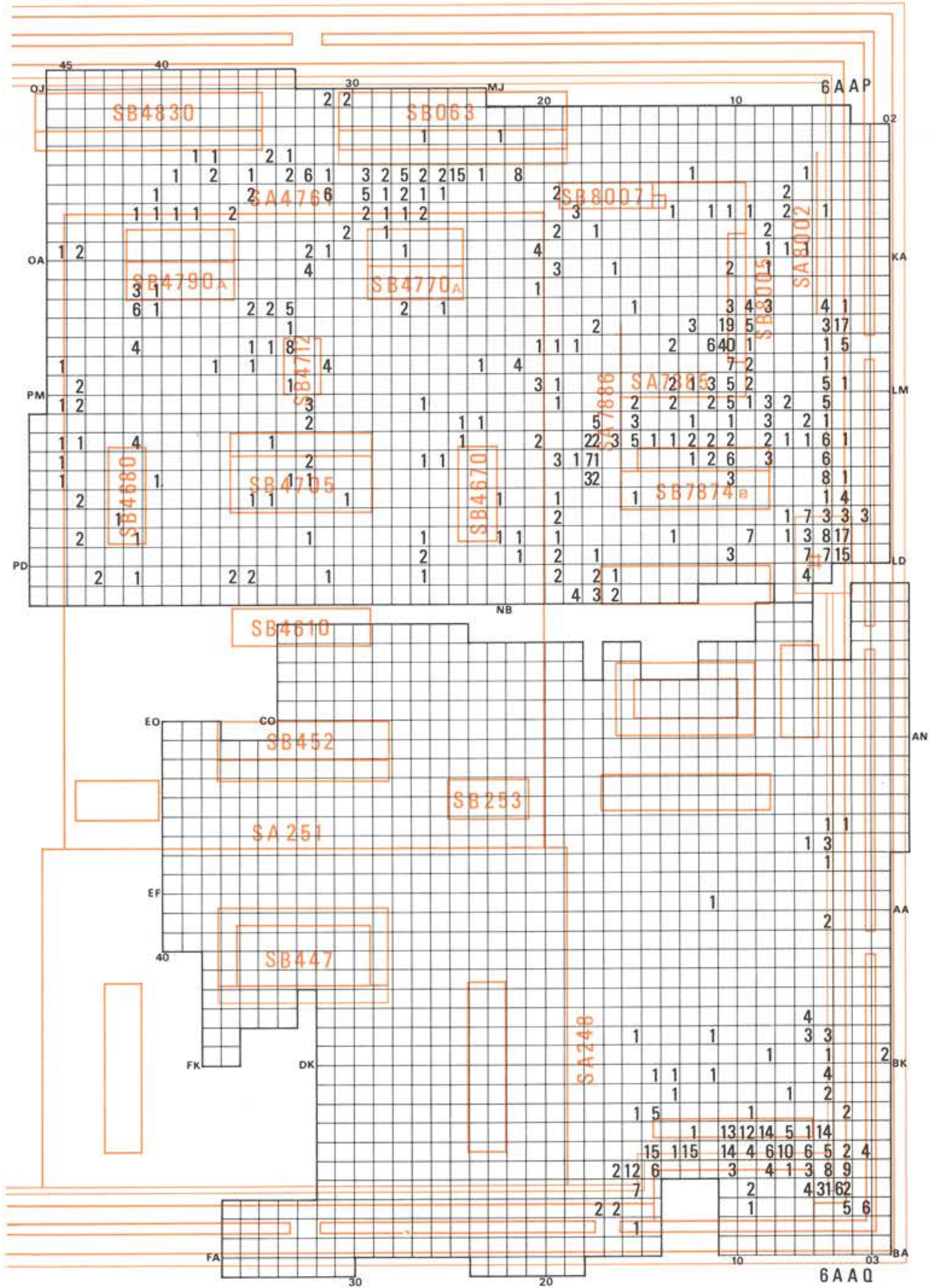
別表18 小型平瓦とV期の遺構



別表19 割製平瓦とⅡ期の遺構



別表20 割製平瓦とV期の遺構



RESEARCH REPORT OF NARA NATIONAL CULTURAL PROPERTIES
RESEARCH INSTITUTE NO. 50

THE NARA PALACE SITE
EXCAVATION REPORT XIII

—INVESTIGATION OF THE *DAIRI* AREA
(THE IMPERIAL DOMICILE), PART II—

ENGLISH SUMMARY

NARA NATIONAL CULTURAL PROPERTIES
RESEARCH INSTITUTE (NABUNKEN) 1991

CONTENTS

	Page
Chapter I Introduction	1
1. Progress of current excavations	1
2. Preservation of the excavated areas	6
3. Publication of this report	9
 Chapter II Outline of the excavations	 11
1. Excavated areas	11
2. Procedure of each excavation	15
A. Excavation no. 12	15
B. Supplementary excavation no. 12	15
C. Excavation no. 36	16
D. Excavation no. 73	18
E. Southern part of excavation no. 78	19
F. Northern part of excavation no. 78	20
G. Excavation no. 187	21
3. Excavation log	22
A. Excavation no. 12	22
B. Supplementary excavation no. 12	22
C. Excavation no. 36	23
D. Excavation no. 73	25
E. Southern part of excavation no. 78	27
F. Northern part of excavation no. 78	29
G. Excavation no. 187	30
 Chapter III Site	 32
1. Site formation processes	32
A. Topographical setting before excavations	32
B. Ancient topographical transformations	34
i. Prior to 710 A. D.	34
ii. After 710 A. D.	34
2. Principal archaeological features of the <i>Dairi</i> area	36
A. Phase I	36
B. Phase II	40
C. Phase III	54
D. Phase IV	69
E. Phases V and VI	74
F. Phase VII	82
G. Phase VIII	86

Chapter IV Artifacts.....	89
1. Roof tiles and bricks	89
A. Round eaves tiles.....	89
i. Concentric circles design	89
ii. Single-petal lotus pattern	89
iii. Compound-petal lotus pattern	92
B. Concave eaves tiles.....	104
i. One-way arabesque pattern	104
ii. Symmetrical arabesque pattern	104
C. Round, concave, and stamped tiles	115
i. Round tiles.....	116
ii. Concave tiles	118
iii. Stamped tiles.....	122
D. <i>Dōgu</i> tiles (constructional roof tiles except round and concave tiles and eaves tiles) and bricks	125
E. Roof tiles after the Heian Period.....	128
i. Round eaves tiles.....	128
ii. Concave eaves tiles.....	128
iii. On the Chōshō-ji temple	129
2. Pottery	130
A. From ditches in the <i>Dairi</i>	130
i. From Ditch SD 7870.....	130
ii. From Ditch SD 7872.....	131
iii. From Ditch SD 4752.....	132
iv. From Ditches SD 4743 and SD 4747	132
v. From Ditch SD 4745.....	132
vi. From Ditch SD 4730.....	132
vii. From Ditch SD 4810.....	133
viii. Inside a rain gutter of the eastern part of <i>Tsuji-kairō</i> (auxiliary corridor with earthen wall in the center) SC 156	133
ix. Inside a rain gutter of the southern part of <i>Tsuji-kairō</i> SC 156; from a rain gutter of the eastern pavilion-like structure.....	134
x. From Well SE 7900 and Drainage Ditch SD 2350 ...	136
B. From pit and well	136
i. From Pit SK 7909.....	136
ii. From Well SE 7900	137
C. Associated with structural features	138
i. From structural features of Phase I	138
ii. From structural features of Phase II	140
iii. From structural features of Phase III.....	140

iv.	From structural features of Phase IV	141
v.	From structural features of Phase V	142
D.	Unusual clay objects, pottery with inscriptions in black ink, and <i>haniwa</i> (clay figurines of the Kofun Period)	144
3.	Wooden, metal, and stone objects	145
A.	Wooden objects	145
B.	Iron objects	146
C.	Bronze objects	147
D.	Coins	148
E.	Stone objects	148
Chapter V	Written Records	149
1.	Review of the previous research into the location of the <i>Dairi</i> of the Nara Palace	149
2.	Identification of the <i>Gozaisho</i> areas of individual emperors or empresses during the Nara Period	165
A.	Vocabulary indicating the <i>Dairi</i> in written records	165
i.	Vocabulary indicating where emperors or empresses lived	165
ii.	Building name indicating where emperors or empresses lived	174
iii.	Names of the <i>Chūgū</i> , <i>Saigū</i> , and <i>Tōgū</i> palaces where the emperors or empresses lived	184
1)	<i>Chūgū</i> (central palace) of the <i>Chūgū-in</i>	184
2)	<i>Saigū</i> (western palace)	194
3)	<i>Tōgū</i> , <i>Tō-in</i> , and <i>Tōdai</i> (eastern palace)	200
B.	Identification of the <i>Gozaisho</i> locations of individual emperors or empresses (emperor's or empress's name; in relation to particular events)	211
i.	Empress Gemmyō; construction of the Nara Palace and its <i>Dairi</i>	211
ii.	Empress Genshō	214
iii.	Emperor Shōmu; before construction of the Kuni Palace	216
iv.	Emperor Shōmu; move to the Kuni, Shigaraki and Naniwa Palaces	220
v.	Emperor Shōmu; after returning to the Nara Palace	224
vi.	Empress Kōken (early reign)	227
vii.	Empress Kōken (middle reign)	231
viii.	Empress Kōken (later reign); large-scale	

	reconstruction in Tempyō-Hōji 1 (757).....	233
ix.	Emperor Junnin; his journey to Owarida Palace, construction of Hora Palace and large-scale reconstruction during the Tempyō-Hōji Era	234
x.	Emperor Junnin (later reign); <i>Chūgū-in</i>	237
xi.	Empress Shōtoku; <i>Saigū</i>	238
xii.	Empress Kōnin	238
xiii.	Emperor Kammu	242
Chapter VI	Interpretation	251
1.	Roof tiles	251
A.	Reconsideration of the relative chronology of eaves tiles from the Nara Palace and Capital sites	251
i.	Changing styles of round eaves tiles	251
1)	Development of the eaves design and outer rim style	251
2)	Development of the pattern of woven mesh imprints.....	267
3)	Development of a cylindrical mold tile manufacturing technique (<i>seikeidai</i> <i>ippon-zukuri</i>)	270
4)	Development of surface finishing technique.....	276
ii.	Changing styles of concave eaves tile.....	282
1)	Development of eaves design and interior precincts style.....	282
2)	Morphologies of jaws and their development.....	298
3)	Manufacturing technique	304
4)	Summary	315
iii.	Discussion and conclusion.....	329
B.	Roof tiles in the <i>Dairi</i>	342
i.	Combination of round and concave eaves tiles.....	342
ii.	Relationship between eaves tile types and architectural features.....	347
iii.	Dating of round, concave, and <i>dōgu</i> tiles	348
iv.	Distribution of roof tiles in the <i>Dairi</i> and reconstruction of the roofing method	350
2.	Pottery	370
A.	Current state of pottery analysis of Nara Period	370
B.	Pottery grouping according to the locations of production	371
i.	Grouping of Haji earthenware.....	371
ii.	Grouping of Sue stoneware	372

iii.	Results of grouping and identification of locations of production	374
iv.	Development of group compositions of Sue ware in the Nara Palace and Capital sites.....	374
C.	Classification of pottery in the Nara Capital site.....	375
i.	Development of style and size of Haji ware.....	377
ii.	Development of manufacturing techniques of Haji ware	378
iii.	Development of style and size of Sue ware	379
iv.	Development of manufacturing techniques of Sue ware.....	381
v.	Glazed ware	382
vi.	Smoked Haji ware.....	383
3.	Features	384
A.	Changing layout of buildings in the <i>Dairi</i>	384
i.	Reconsideration of the plan of the <i>Dairi</i> main building (<i>Dairi-Seiden</i>)	384
ii.	Development of spatial divisions in the <i>Dairi</i>	384
iii.	Location of the main buildings of the <i>Dairi</i> and the <i>Gozaisho</i>	386
iv.	Location of the northern buildings of the <i>Dairi</i>	389
v.	Location of the northeastern buildings of the <i>Dairi</i>	393
vi.	Location of the eastern buildings of the <i>Dairi</i> and the southeastern plaza	393
vii.	Location of the second Great Audience Hall (<i>Daigokuden-in</i>)	395
viii.	Dating of each phase	397
ix.	<i>Dairi</i> areas after the Nara Palace ceased to function in 784	398
B.	Location and spatial division of the <i>Dairi</i>	401
i.	Phase I	401
ii.	Phase II	403
iii.	Phase III	408
iv.	Phase IV	413
v.	Phase V	414
vi.	Phase VI	418
vii.	Drainage system in the <i>Dairi</i>	419
C.	Change in spatial arrangement of the <i>Dairi</i>	422
1.	Structure of the <i>Dairi</i> in the Heian Palace	422
i.	Structure and function of the <i>Dairi</i> in the Heian Palace	422

ii.	Reconsideration of features of Phase III-1 of the first (western) Great Audience Hall	425
iii.	Structural arrangements of the second <i>Dairi</i> or the <i>Tōgū</i> (Eastern Palace) in the Nagaoka Palace	429
2.	Development of the layout of features in the <i>Dairi</i> area	431
i.	Previous studies concerning the development of the layout of features in the <i>Dairi</i> area	431
ii.	Development and structure of the layout of the features in the <i>Dairi</i> area: historical approach	433
3.	Some issues concerning the change in the location of the <i>Dairi</i>	445
4.	Conclusion	454
	Supplementary Tables	457
	English Table of Contents	491
	English Summary	510

FRONTISPIECES

1. Layout of the buildings during Phase II of the emperors' domicile (using CAD software)
2. Layout of the buildings during Phase III of the emperors' domicile (using CAD software)

SUPPLEMENTARY TABLES

	Page
1. Architectural features	458
2. Cross references between figures and plates	463
3. Classification of round eaves tiles	465
4. Classification of concave eaves tiles	468
5. Chronology of eaves tiles of the Nara Palace and Capital sites	471
6. Eaves tiles of Phase II-1 and features of Phase II	473
7. Small eaves tiles of Phase II-1 and features of Phase II	474
8. Eaves tiles of Phase III-1 and features of Phase III	475
9. Eaves tiles of Phase III-2 (types 6282 and 6721) and features of Phase IV	476
10. Eaves tiles of Phase III-2 (types 6282 and 6721) and features of Phase V	477
11. Round eaves tiles and features of Phase II	478
12. Round eaves tiles and features of Phase V	479

13. Concave eaves tiles and features of Phase II	480
14. Concave eaves tiles and features of Phase V	481
15. Small round eaves tiles and features of Phase II	482
16. Small round eaves tiles and features of Phase V	483
17. Small concave eaves tiles and features of Phase II	484
18. Small concave eaves tiles and features of Phase V	485
19. Ridge-tile (<i>wari-noshi-gawara</i>) and features of Phase II	486
20. Ridge-tile and features of Phase V	487

TABLES

	Page
1. Datum points of the excavations	12
2. Function of the <i>Chūgū</i> (the Office of the Empress's Household) inferred from written records.....	185
3. Function of the <i>Daigokuden</i> (the Great Audience Hall) inferred from written records.....	187
4. Chronology of eaves tiles from the Nara Palace site.....	251
5. Development of the design of eaves tiles and their outer rims.....	252
6. Development of the cylindrical mold tile manufacturing technique...	257
7. Classification of surface finishing techniques of inside eaves tiles.....	277
8. Development of surface finishing techniques of inside eaves tiles.....	278
9. Classification of the symmetrical arabesque pattern I	284
10. Paddling techniques in manufacturing concave tiles	309
11. Differential distribution of eaves tile types in the Nara Palace site	343
12. Chronological classification of eaves tiles from the <i>Dairi</i>	346
13. Differential distribution of eaves tiles according to the grid system within the <i>Dairi</i>	351
14. List of round, concave, and <i>dōgu</i> tiles.....	357
15. Classification scheme of pottery from the Nara Palace site	375
16. Chronology of the variations in Haji ware.....	377
17. Chronology of the variations in Sue ware.....	380
18. Dimensions of the principal enclosed areas in the palace	402
19. Dimensions of features of Phase I of the <i>Dairi</i>	403
20. Dimensions of features of Phase II of the <i>Dairi</i>	404
21. Dimensions of features of Phase III of the <i>Dairi</i>	412
22. Dimensions of features of Phase V of the <i>Dairi</i>	415
23. Dimensions of features of Phase VI of the <i>Dairi</i>	418
24. Comparison of the function of the principal <i>Dairi</i> structures between the Nara Palace, Phase II of the Nagaoka Palace and the first (western) Great Audience Hall of the Nara Palace Phase II-1	445

FIGURES

	Page
1. Map of preserved areas in the Nara Palace	7
2. Map of the excavated areas and grid system.....	13
3. Grid system of excavation no. 12 and principal features	15
4. Grid system of excavation no. 36 and principal features	16
5. Grid system of excavation no. 73 and principal features	18
6. Grid system of the southern part of excavation no. 78 and principal features	19
7. Grid system of the northern part of excavation no. 78 and principal features	20
8. Grid system of excavation no. 187 and principal features.....	21
9. Topography before excavations (scale 1 : 1500)	33
10. Topography before the construction of the Nara Palace (scale 1 : 3000)	34
11. Topographical map for Phase II (scale 1 : 3000).....	34
12. Topographical map for Phase III (scale 1 : 3000)	35
13. Plans and sections of Well SE 7900.....	48
14. Cross-section (north-south) of SE 7900 (scale 1 : 60)	49
15. Cross-section (east-west) of SE 7900 (scale 1 : 60)	49
16. Plans and sections of Water Tanks SX 4750 · 4751 · 4752 (scale 1 : 100).....	51
17. Cross-section of the northern part of Ditch SD 7870 (scale 1 : 60)	52
18. Cross-section of the eastern part of Ditch SD 7870 (scale 1 : 60)	53
19. Cross-section of Ditch SD 7863 (scale 1 : 60)	58
20. Plans and sections of Well SE 7900 and Ditch SD 2350 (scale 1 : 100)	59
21. Plans and sections of the western ditch of Street SC 156 and Culvert SX 4260 (scale 1 : 100).....	61
22. Plan and section of Culvert SX 7866 (scale 1 : 100).....	62
23. Plans and sections of Ditches SD 8056 and SD 8057 (scale 1 : 60)	63
24. Plans and sections of Culverts SX 8056 and SX 8057 (scale 1 : 100)	65
25. Plans and sections of the northern ditch of Street SC 640 and the western ditch of Street SC 247 (scale 1 : 100)	66
26. Cross-section of Ditch SD 4810 (scale 1 : 60)	68

27. Cross-section of Ditch SD 4810 (scale 1 : 60)	68
28. Plan and section of Ditch SD 7925 (scale 1 : 60)	69
29. Cross-section of Ditch SD 4747 (scale 1 : 60)	72
30. Plan of Ditch SX 7867 (scale 1 : 60)	80
31. Rubbings of round eaves tiles (1)	91
32. Rubbings of round eaves tiles (2)	95
33. Rubbings of round eaves tiles (3)	99
34. Rubbings of round eaves tiles (4)	101
35. Rubbings of concave eaves tiles (1)	107
36. Rubbings of concave eaves tiles (2)	111
37. Rubbings of concave eaves tiles (3)	113
38. Rubbings of the tiles with stamped marks (scale 4 : 5).....	123
39. Rubbings of medieval and early modern eaves tiles (scale 1 : 4).....	128
40. Pottery from rain gutters in the <i>Dairi</i>	135
41. Pottery from the upper layer of the fill of Well SE 7900 (scale 1 : 4)	138
42. Pottery from buildings (1, scale 1 : 4)	139
43. Pottery from buildings (2, scale 1 : 4)	141
44. Pottery from buildings (3, scale 1 : 4)	142
45. Plank from the base of <i>magemono</i> (bent-wood box) with black ink inscriptions (scale 1 : 1)	146
46. Rubbings of coins from Well SE 7900	148
47. Classification of lotus patterns of round eaves tiles	253
48. Classification of outer rims of round eaves tiles	253
49. Round eaves tiles with a compound-petal lotus pattern, style A (1)...	254
50. Round eaves tiles with a compound-petal lotus pattern, style A (2)...	255
51. Round eaves tiles with a compound-petal lotus pattern, style A (3)...	256
52. Round eaves tiles with a compound-petal lotus pattern, style A (4)...	257
53. Round eaves tiles with a compound-petal lotus pattern, style B (1)...	257
54. Round eaves tiles with a compound-petal lotus pattern, style B (2)...	258
55. Round eaves tiles with a compound-petal lotus pattern, style B (3)...	259
56. Round eaves tiles with a compound-petal lotus pattern, style C (1)...	260
57. Round eaves tiles with a compound-petal lotus pattern, style C (2)...	261
58. Round eaves tiles with a single-petal lotus pattern, style A (1)	262
59. Round eaves tiles with a single-petal lotus pattern, style A (2)	263
60. Round eaves tiles with a single-petal lotus pattern, style B	264
61. Round eaves tiles with a single-petal lotus pattern, style C	265
62. Round eaves tiles with concentric circles design	266
63. Round eaves tiles with the <i>hiunmon</i> (flying cloud pattern)	266
64. <i>Kinegata ippon-zukuri</i> technique for manufacturing round eaves tiles	271
65. Composite molds for round eaves tile	271
66. Classification of the symmetrical arabesque patterns (scale 1 : 6)...	283

67. Symmetrical arabesque pattern I with the <i>katō-gata tarekazari</i> (petal pendant decoration) (scale 1 : 6)	285
68. Symmetrical arabesque pattern I with +, †, and T-shaped decorations (scale 1 : 6)	286
69. Symmetrical arabesque pattern I with the <i>henkei tarekazari</i> (deformed pendant decoration) (scale 1 : 6)	287
70. Symmetrical arabesque pattern II (scale 1 : 6)	287
71. Seriation of the symmetrical arabesque pattern III (scale 1 : 7)	289
72. Development of the symmetrical arabesque pattern IV (scale 1 : 2)	291
73. Change in the symmetrical arabesque pattern V (scale 1 : 2)	292
74. Development of the symmetrical arabesque pattern VI (scale 1 : 2)	293
75. Comparison of the symmetrical arabesque pattern VII (lower row) with the decoration of the Unified Silla arabesque pattern	294
76. Round eaves tile with one-way arabesque pattern	294
77. Round eaves tile with concentric rectangular pattern	295
78. Round eaves tile with flying cloud pattern	295
79. Classification of the outer rim designs (scale 1 : 3)	296
80. Classification of step-jaw morphologies (scale 1 : 4)	300
81. Variety of eaves tiles, type 6671 (scale 1 : 7)	316
82. Variety of eaves tiles, type 6663 (scale 1 : 6)	321
83. Variety of eaves tiles of the early Heian Period (scale 1 : 7)	341
84. Ratio of the types of eaves tile	344
85. Distribution of eaves tiles within the <i>Dairi</i> area	352
86. Differential distribution of the types of eaves tiles	353
87. Layout of buildings of the <i>Dairi</i> , Phase I	385
88. Layout of buildings of the <i>Dairi</i> , Phase II	388
89. Layout of buildings of the <i>Dairi</i> , Phase III	390
90. Layout of buildings of the <i>Dairi</i> , Phase IV	392
91. Layout of buildings of the <i>Dairi</i> , Phase V	394
92. Layout of buildings of the <i>Dairi</i> , Phase VI	396
93. Layout of buildings of the <i>Dairi</i> , Phase VII-1	398
94. Layout of buildings of the <i>Dairi</i> , Phase VII-2	399
95. Layout of buildings of the <i>Dairi</i> , Phase VIII	400
96. Location of the <i>Dairi</i> within Nara Palace	402
97. Planning of the <i>Dairi</i> Phase I (< > indicates the <i>taishaku</i> [Tang's larger scale])	403
98. Numerical planning of the <i>Dairi</i> Phase II (< > indicates Tang's larger scale and a black dot indicates the position of a post)	404
99. Position of Fences SA 7593 and SA 11370	406
100. Square grid pattern and the distribution of features of	

the <i>Dairi</i> Phase II	406
101. Plan of features on the western edge of a rain gutter along Corridor SC 060	409
102. Plan and section of Corridor SC 156 (excavation no. 73)	410
103. Plan of Corridor SC 640	411
104. Layout of the <i>Dairi</i> Phase III (() indicates Tang's smaller scale; a black dot indicates post).....	412
105. Layout of the <i>Dairi</i> Phase IV	414
106. Layout of the <i>Dairi</i> Phase V-1.....	415
107. Layout of Fence SA 4761; first and second plans	416
108. Layout of the <i>Dairi</i> Phase VI (() indicates Tang's smaller scale)	418
109. Change of the drainage system of the <i>Dairi</i> (figures indicate percentages)	420
110. Drawing of the Heian Palace <i>Dairi</i> ("Dairi-Zu" after <i>Kojitsu Sōsho</i> , Revised Edition)	423
111. Layout of buildings in the first (western) Great Audience Hall during Phase III-1	426
112. Layout of buildings in the <i>Dairi</i> of the Nagaoka Palace (later phase)	430
113. Physical setting of the <i>Dairi</i> of the Nara Palace, Phase I	434
114. Physical setting of the <i>Dairi</i> of the Nara Palace, Phase II	436
115. Physical setting of the <i>Dairi</i> of the Nara Palace, Phase III	439
116. Physical setting of the <i>Dairi</i> of the Nara Palace, Phase IV	440
117. Physical setting of the <i>Dairi</i> of the Nara Palace, Phase V	442
118. Physical setting of the <i>Dairi</i> of the Nara Palace, Phase VI	444

PLANS

1. Topography of the Nara Palace
2. Distribution of the principal features in the emperors' domiciles
3. Mapping and grid system of the emperors' domiciles
4. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
5. Excavation no. 12, 6 AAQ-D, F
6. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
7. Excavations no. 12, 6 AAQ-B, D and no. 73, 6 AAQ-B
8. Excavation no. 12, 6 AAQ-B, D
9. Excavation no. 9, 6 AAQ-C
10. Excavations no. 3, 6 AAQ-A and no. 73, 6 AAQ-A
11. Excavation no. 6, 6 AAQ-C
12. Excavation no. 9, 6 AAQ-C
13. Excavation no. 78, south 6 AAP-L

14. Excavations no. 36, 6 AAP-N and no. 78, south 6 AAP-L
15. Excavation no. 36, 6 AAP-N, P
16. Excavation no. 36, 6 AAP-N, P
17. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
18. Excavations no. 36, 6 AAP-N and no. 78, south 6 AAP-K
19. Excavation no. 36, 6 AAP-N, O, P
20. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
21. Excavations no. 36, 6 AAP-M, O and no. 187, 6 AAO-S
22. Excavation no. 36, 6 AAP-M, O
23. Excavations no. 78, north 6 AAP-L and no. 187, 6 AAO-S
24. Excavations no. 36, 6 AAP-M and no. 78, north 6 AAP-L
25. Excavations no. 36, 6 AAP-M, O and no. 78, north 6 AAP-L

PLATES

1. Excavation no. 12, 6 AAQ-B, D
 1. Aerial view, from northwest
2. Excavation no. 12, 6 AAQ-B, D
 1. Aerial view, from south
 2. Corridor SC 247; Fence SA 248; Building SB 650, from south
 3. Building SB 650, from south
3. Excavation no. 12, 6 AAQ-B, D
 1. Building SB 650, from north
 2. Building SB 447, from northeast
 3. Fence SA 248 and Corridor SC 247, from north
4. Excavation no. 12, 6 AAQ-B, D
 1. Ditch on north side of Corridor SC 640, from east
 2. Ditch on north side of Corridor SC 640, from east
 3. Fence SA 655, from east
5. Supplementary excavation no. 12, 6 AAQ-B, D, F
 1. Aerial view, from east
 2. Aerial view, from west
6. Supplementary excavation no. 12, 6 AAQ-B
 1. Eastern end of Corridor SC 640, from south
 2. Middle of Corridor SC 640, from south
 3. Corridor SC 640 and Building SB 3700, from south
7. Supplementary excavation no. 12, 6 AAQ-D
 1. Western end of Corridor SC 640, from south
 2. Foundation stones of Corridor SC 640, from east
8. Supplementary excavation no. 12, 6 AAQ-B, D
 1. Stones below the foundation of Building SB 3700
 2. Traces of the removal of the foundation stones of Corridor SC 640,

- from north
3. Stones below foundation stones of Corridor SC 640, from north
 9. Excavation no. 36, 6 AAP-M, N, O, P
 1. Overview of the center line of the *Dairi*, from south
 10. Excavation no. 36, 6 AAP-M, N, O, P
 1. Center, from south
 2. Western part, from north
 11. Excavation no. 36, 6 AAP-N, P
 1. Buildings SB 4700, SB 4703, SB 4704, SB 4705 and SB 4710, from south
 2. Buildings SB 4640, SB 4650, SB 4651, SB 4700 and SB 4703, from west
 3. Western gable of Building SB 4700, from north
 12. Excavation no. 36, 6 AAP-N, P
 1. Buildings SB 4710, SB 4712, from west
 2. Buildings SB 4715, SB 4710; Fence SA 4771; Ditches SD 4731, SD 4733, SD 4734, and SD 4738, from west
 13. Excavation no. 36, 6 AAP-N, P
 1. Building SB 4714; Ditches SD 4743, SD 4744, from south
 2. Buildings SB 260, SB 4630, from west
 3. Buildings SB 4680, SB 4660, and SB 4690, from north
 14. Excavation no. 36, 6 AAP-N, P
 1. Buildings SB 4660, SB 4680, and SB 4698; Fence SA 4760, from west
 2. Building SB 4670; Fence SA 4630, from west
 3. Buildings SB 260, SB 4670, and SB 4704; Fence SA 4630; Ditch SD 4620, from north
 15. Excavation no. 36, 6 AAP-M, O
 1. Buildings SB 4780, SB 4783, SB 4770, and SB 4775, from south
 2. Fence SA 4780; Buildings SB 063, SB 064, and SB 4825, from south
 3. Buildings SB 062, SB 063, SB 064, and SB 4825, from south
 4. Buildings SB 4790, SB 4831; Ditch SD 4740, SD 4742; Water Tanks SX 4750, SX 4751, SX 4752, from west
 16. Excavation no. 36, 6 AAP-M, O
 1. Fences SA 4760, SA 4725, from east
 2. Buildings SB 4830, SB 4835; Ditches SD 4754, SD 4755, and SD 756, from west
 3. Fence SA 4761; Building SB 4800, from west
 17. Excavation no. 36, 6 AAP-M, N, P
 1. Fences SA 4781, SA 782; Buildings SB 4784, SB 4740, from south
 2. Fence SA 4761; Buildings SB 4763, SB 4740A·B; Ditch SD 4810, from west
 3. Fences SA 4792; Ditches SD 4745, SD 4747, SD 4748; Building SB 4746, from west
 18. Excavation no. 36, 6 AAP-O, P
 1. Fences SA 4690, SA 4760, SA 4762; Water Tanks SX 4750, SX 4751,

- and SX 4752, from north
2. Fences SA 4690, SA 4692, SA 4760, and SA 4762; Ditches SD 4735, SD 4736, from west
 3. Ditches SD 4739, SD 4740, and SD 4749; Water Tanks SX 4751, SX 4752, from southwest
19. Excavation no. 36, 6 AAP-O
 1. Ditches SD 4740, SD 4741, from west
 2. Ditch SD 4740, from northeast
 20. Excavation no. 36, 6 AAP-O, P
 1. Ditches SD 4740, SD 4741, from north
 2. Ditch SD 4740, from northeast
 21. Excavation no. 36, 6 AAP-O
 1. Water Tank SX 4750, from northwest
 2. Water Tanks SX 4750, SX 4751, SX 4752, from north
 22. Excavation no. 73, 6 AAQ-A, B
 1. Features in eastern part, from south
 2. Features in southern part, from west
 3. Features in northern part, from west
 23. Excavation no. 73, 6 AAQ-A, B, C
 1. Features in eastern part, from north
 2. Features in central part, from north
 24. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
 1. Features in northern part, from west
 2. East Gates SB 7590 and SB 7600 for south corridor
 25. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
 1. Building SB 7600, from west
 2. Eastern part of Building SB 7600, from west
 26. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
 1. Buildings SB 7601, SB 7600; their northern rain gutters SX 7602, SX 7603
 27. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
 1. Building SB 7600, from west
 2. Tuff pavement of the foundation for Building SB 7600, from east
 28. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
 1. Northeastern corner of Building SB 7600, from north
 2. Northeastern corner of Building SB 7600, from east
 29. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
 1. Northwestern corner of Buildings SB 7600 and SB 7601, from north
 2. Traces of removal of foundation stones in the northern corner of Building SB 7600; traces of wooden stairs SX 7603, from east
 30. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
 1. Building SB 7600; Covered Conduit SX 4260, from east
 2. Northern rain gutter of Building SB 7600, from east

3. Western ditch of Corridor SC 156 and Fence SA 7695, from north
4. Southern corner of Corridor SC 156 and the ditch on its western side, from north
31. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
 1. Northern rain gutter of Building SB 7600, from west
 2. Covered Conduit SX 4260
32. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
 1. Tuff covered side-ditch of the southeastern *tsuji-kairō* corridor and traces of the removal of foundation stones from the corridor, from south
 2. Southeastern corner of Corridor SC 640, from east
33. Excavation no. 73, 6 AAQ-A, B
 1. *Tsuji-kairō* Corridor SC 156, from south
34. Excavation no. 73, 6 AAQ-A, B
 1. South Gate SB 7591 of the eastern *tsuji-kairō* corridor, from west
 2. *Tsuji-kairō* Corridor SC 156, from north
35. Excavation no. 73, 6 AAQ-A, B
 1. East Gate SB 7590 of the southern *tsuji-kairō* corridor, from west
 2. Fence SA 7594 and Building SB 7590, from west
36. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
 1. Building SB 7608, from west
 2. Fence SA 7594 and Building SB 7605, from north
 3. Building SB 7606, from east
37. Excavation no. 73, 6 AAQ-B
 1. Building SB 7601 and Fence SA 655, from west
 2. Fence SA 655 (lower layer), from east
38. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Aerial view, from west
 2. Northern part of the excavation area, from west
 3. Southern part of the excavation area, from west
39. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Western part of the excavation area, from south
 2. Western part of the excavation area, from north
 3. Central part of the excavation area, from north
40. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Eastern part of the excavation area, from north
 2. *Tsuji-kairō* Corridor SC 156, from north
41. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Fence SA 6905, from east
 2. *Tsuji-kairō* Corridor SC 156 and Ditch SD 7871, from north
 3. Stones below the northern foundation stones of *Tsuji-kairō* Corridor SC 156, from south
 4. Northern foundation stones of *Tsuji-kairō* Corridor SC 156, from

south

42. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Covered conduit of *Tsuji-kairō* Corridor SC 156, from east
 2. Covered conduit of *Tsuji-kairō* Corridor SC 156, from west
 3. Foundation stones of *Tsuji-kairō* Corridor SC 156, from west
 4. Foundation stones of *Tsuji-kairō* Corridor SC 156, from east
43. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Building SB 7873, from south
 2. Building SB 7874, from west
 3. Building SB 7875, from west
44. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Building SB 4670, from north
 2. Building SB 260, from north
 3. Ditches SD 7863, SD 7872, and SD 7892, from south
 4. Buildings SB 7892, SB 7903, from west
45. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Lined post holes of western columns of Building SB 7864
 2. Building SB 7864, from west
 3. Fence SA 7876, from south
 4. Building SB 4615; Fence SA 7889, from south
 5. Fence SA 7887 and lined bricks, from north
46. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Fence SA 7876; Buildings SB 4769, SB 7919; Ditches SD 4730, SD 4753, from south
 2. Building SB 7894 and Street SF 7890, from south
 3. Street SF 7890 and Ditches SD 7869 A·B, from west
47. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. *Tsuji-kairō* Corridor SC 156; Well SE 7900; Ditch SD 2350, from south
 2. Well SE 8900, from east
48. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Well SE 7900, from west
 2. Well SE 7900, from north
49. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Western part of Well SE 7900, from southeast
 2. Eastern part of Well SE 7900; foundation stones of *Tsuji-kairō* Corridor SC 156, from south
 3. Northern part of Well SE 7900, from east
50. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Well SE 7900, from north
 2. Well SE 7900, from south
 3. Southwestern corner of Well SE 7900, from west
51. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Well SE 7900 after excavation, from west

2. Well SE 7900; a well curb and construction pit, from northeast
3. Well SE 7900; construction pit for a well curb, from south
52. Excavation no. 78, south 6 AAP-L
 1. Well Curb SE 7900
 2. Bottom of Well SE 7900, from southeast
 3. Ditch SX 7867, from east
 4. Culvert SX 7866, from east
53. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Aerial view, from north
54. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Aerial view, from east
 2. Aerial view, from west
55. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Western half of the excavation area (Buildings SB 4775, SB 4783 and Ditches SD 7870, SD 8035), from south
 2. Western half of the excavation area (Buildings SB 7873, SB 4775), from south
56. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Buildings SB 4770, SB 4775; Fence SA 7876, from south
 2. Buildings SB 7881, SB 8005, from south
57. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Central and eastern parts of the excavation area, from south
 2. Building SB 7800, from east
58. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Buildings SB 8000, SB 8020, SB 8030; Fences SA 8006, SD 8001, from west
59. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Building SB 8020, from east
 2. Building SB 8030, from west
60. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Building SB 8007, from east
 2. Fence SA 6905, from east
61. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Fence SA 6905, from east
 2. *Tsuji-kairō* Corridor SC 156, from south
62. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Ditch SD 7870; Covered Conduit SX 8056, from east
63. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Covered conduit of Ditch SD 7870, from south
 2. Covered conduit of Ditch SD 7870 and Fence SA 6905, from east
64. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Close-up of covered conduit of Ditch SD 7870, from south
 2. Close-up of covered conduit of Ditch SD 7870, from east

65. Excavation no. 78, north 6 AAP-K
 1. Wooden covered conduit of Ditch SD 7872, from northeast
 2. Ditch SD 7872, from south
 3. Remaining part of covered conduit of Ditch SD 7870 revealed in the supplementay excavation no. 78, from east
66. Excavation no. 187, 6 AAO-S
 1. Features from upper layers, from east
 2. Features from lower layers, from west
67. Excavation no. 187, 6 AAO-S
 1. Corridor SC 060 and Fence SA 061, from east
 2. Aerial view, from east
68. Excavation no. 187, 6 AAO-S
 1. Northeastern corner of Corridor SC 156 and Fence SA 6905, from north
 2. Construction pit for foundation stones in the southern row of Corridor SC 060, from east
 3. Foundation stones for the southern pilaster of Corridor SC 060, from west
69. Excavation no. 187, 6 AAO-S
 1. Foundation stones for the western pilaster of Corridor SC 060 and Fence SA 061, from north
 2. Pavement stones for the moat of Ichiniwa Kofun (burial mound), from west
70. Round and concave eaves tiles
71. Round and concave eaves tiles
72. Round and concave eaves tiles
73. Round and concave eaves tiles
74. Round eaves tile
75. Round eaves tile
76. Round eaves tile
77. Round eaves tile
78. Round eaves tile
79. Concave eaves tile
80. Concave eaves tile
81. Concave eaves tile
82. Example of concave edge-tile manufacturing technique
83. Round tile, round edge-tile
84. Concave tile, ridge-tile 1
85. Concave tile, ridge-tile 2
86. Concave tile, ridge-tile 3
87. Demon design roof-end tile
88. Filler tile, ridge-tile, and stamped tile
89. Manufacturing technique for round eaves tile I

90. Manufacturing technique for round eaves tile II
91. Manufacturing technique for round eaves tile III
92. Manufacturing technique for round eaves tile IV
93. Manufacturing technique for round eaves tile V
94. Manufacturing technique for round eaves tile VI
95. Manufacturing technique for concave eaves tile I
96. Manufacturing technique for concave eaves tile II
97. Manufacturing technique for concave eaves tile III
98. Manufacturing technique for concave eaves tile IV
99. Manufacturing technique for concave eaves tile V
100. Manufacturing technique for concave eaves tile VI
101. Manufacturing technique for concave eaves tile VII
102. Pottery 1
103. Pottery 2
104. Pottery 3
105. Pottery 4
106. Pottery 5
107. Pottery 6
108. Unusual clay object, *haniwa* clay figurine with bird motif
109. Wooden objects 1
110. Wooden objects 2
111. Metal and stone objects
112. Coins and stone objects

ENGLISH SUMMARY

This report summarizes the achievements of excavations of the eastern half of the Inner Court or Imperial Domicile (*Dairi* 内裏) of the ancient Nara Imperial Palace (also referred to as the “Heijō 平城” Palace) site (in use 710 to 784 A.D.) in Nara City, Japan (Fig. 2). Not only does this report cover the results of six excavations carried out by the staff of the Division of the Heijō Palace Site Excavations of the Nara National Cultural Properties Research Institute between 1964 and 1987, but it also re-evaluates the results of three earlier excavations of the Palace Inner Court reported in the *Research Reports of Nara National Cultural Properties Research Institute, No. 16* in 1963. All these nine excavations completely uncovered the eastern half of the Inner Court, and the change in the arrangement of structures in the eighth century became clear. The results of these excavations also denied our long-held hypothesis that there were two sets of Inner Court complexes—the one in the west was assumed to be occupied in the early eighth century and the other in the east was assumed to be occupied later. Careful chronological analysis of structural features in this area shows that this area was the only Inner Court of the Heijō Palace since its inception in 710 until its end in 784.¹⁾

History of Research

Before the NNCPRI staff placed trenches, it was already a well-accepted theory that the Inner Court of the Palace was located in this area. The inner courts of any ancient palaces were situated to the north of the Great Audience Hall (*Daigoku-den* 大極殿), and an earthen platform which would probably be the foundation of the Heijō Palace Great Audience Hall had been situated in the south of the excavated area. Moreover, this location occupied the highest place in the presumed palace enclosure, suggesting the importance of this particular locality.

As early as 1938, structural remains were excavated at three localities in this area. In 1953 in the process of widening a nearby street, similar remains were discovered, and the national government excavated the surrounding area in January, 1954. In 1960, '61, and '62, three successive excavations were conducted by the NNCPRI staff. The achievements of these

1) An old hypothesis was that there were two sets of central complexes, each of which consisted of the Inner Court, Great Audience Hall, and the Halls of State [*Chōdō-in*] organized vertically from the north. One was located in the north of the Suzaku Gate [South Central Gate] of the Palace, now called the western section, and the other was located in the north of the Mibu Gate, now referred to as the eastern section. Results of recent excavations in these areas show that throughout the Nara Period (710-784) there were always two Great Audience Halls and two sets of the Halls of State (one in each section), rather than the western section being occupied earlier than the eastern section.

excavations showed that the Inner Court was almost square in shape, about three hectares in area, enclosed by a corridor, and that the structural remains discovered earlier were the foundations of an earthen wall demarcating the eastern and northern ends of the Inner Court. The results of investigations presented in this report have added greatly to the knowledge acquired in these previous researches.

Structure of the Inner Court and the Change in It

A 1319 copy of the Inner Court drawing (Fig. 110) shows that the Inner Court complex was divided into three functionally specialized areas: Space A, which was designated as an area for the emperor's daily private life and called *Gozaisho* 御在所; Space B, in which the emperor held rituals, seasonal banquets, parties, and other political activities; and Space C, for the emperor's household.

Space A was situated in the center of the Inner Court complex, Space B to the south of Space A, and Space C around Spaces A and B. Within the individual spaces, the arrangements of architectural structures changed over time. Our investigations revealed that the arrangements evolved through six phases during the Nara Period. Furthermore, our careful examinations of discovered artifacts and historic sources made it possible to correspond each phase to the reigns of individual emperors. Discussion of the Inner Court complex in each phase is as follows:

Phase I (710 to ca. 718; Fig. 113) represents the Inner Court during the reigns of the Empresses Gemmyō 元明 and Genshō 元正. It was a 180 meter long square, surrounded by a wooden fence. Both Spaces A and B were characterized by architectural structures of the same type and the same size. The structures were east-west oriented, and the floors were raised above ground. A distinguishing characteristic of the court arrangement in Phase I was that these main structures were only accompanied by yards in front of them and without any auxiliary structures or dividing fences. Space C was situated to the north of Space A, and in Space C were two large structures with multiple rooms. The structures were east-west oriented and located in the north and northeastern parts of Space A, between which was a yard.

Phase II (724 to ca. 748; Fig. 114) represents the Inner Court constructed for the enthronement of Emperor Shōmu 聖武. The whole complex had been moved slightly southward from Phase I. The plan of the complex became somewhat rectangular with a longer vertical side. The complex was enclosed by a wooden fence, similar to the case during Phase I. What distinguished the Phase II arrangement were: 1) there were auxiliary structures besides the main halls in Spaces A and B, and a few structures were grouped together; 2) Space C was divided into four major blocks;

and most importantly 3) these grouped structures and blocks were systematically divided by a fence or a corridor supported by pillars.

In the case of Space B, the main hall was accompanied by two side buildings which were north-south oriented. These three formed a U-shaped arrangement, with a front yard opening south. The east and west sides of Space B were demarcated by a single corridor, and the north side by a double corridor.²⁾ Space A was similarly characterized by the U-shaped arrangement of three structures with a front yard facing south, and additionally with a back hall and a bath house in the north. The east, west, and north sides of Space A were enclosed by a wooden fence.

Space C consisted of one block to the north of Space A (hereafter referred to as the “northern block”) and three blocks in the east of Space A. In the northern block were large, multi-room structures, as Phase I. A large, east-west oriented structure with roofed verandas (*hisashi* 庇³⁾) in all four directions was located in the northernmost block to the east of Space A (hereafter “northeastern block”). The middle block of the three (hereafter “middle block”) were the main hall of a large structure with four roofed verandas, which was east-west oriented and accompanied by two auxiliary structures in the front and back of the main hall. The southernmost block (hereafter “southern block”) was an empty space presumably used as a plaza. The main hall in the northeastern block during Phase II was identical to the main hall of Space A, and it is likely that it was the residence of a retired emperor. After Phase II, this main hall was replaced with other structures as time passed, while the structures and their arrangement in the middle and southern blocks remained more or less the same until 784.

Phase III (746 to ca. 759; Fig. 115) represents the Inner Court during the reign of Empress Kōken 孝謙 after the Palace returned from the Kuni 恭仁 Capital south of present-day Kyoto. The structural arrangement remained basically unchanged since Phase II, although some restructuring took place in Space A and the northeastern block of Space C. On the south side of the Inner Court near the eastern end, a pavilion-like structure was newly erected. It was accompanied by wooden stairs behind it and a substructure hiding the stairs. The internal division of the Court was changed from wooden fences to earthen walls. This change probably resulted from similar structural modification to the eastern complex of the Great Audience Hall and the Halls of State situated in the south of the Inner Court; the structures supported by pillars directly planted into the ground in the eastern complex were all replaced by structures standing on foundation stones, and the

2) While a “single” corridor is a narrow corridor supported by two rows of pillars, a “double” corridor is a wide one supported by three rows of pillars.

3) A *hisashi* is a narrow aisle-like area outside of the core of a building. Throughout the text, it is referred to as a “roofed veranda.”

wooden fences were all changed to earthen walls and corridors standing on foundations stones and earthen platforms. Probably architects in the 740's intended to keep the external appearance of the Inner Court similar to that of the eastern complex of the Great Audience Hall and Halls of State.

Phase IV (761 to ca. 770; Fig. 116) represent the Inner Court modified by the retired Empress Kōken. The basic structural arrangement remained similar to that of Phase III with the following exceptions: In Space A, the main hall was moved a little to the east. While the back hall was demolished, a large east-west oriented structure with roofed verandas on the northern and southern sides was built in what used to be a yard. In Space C, the north and northeastern block were combined into one.

Phase V (770 to ca. 781; Fig. 117) represent the Inner Court during the reign of Emperor Kōnin 光仁. The complex during this phase is distinguished by the internal reorganization and enlargement of Space A, resulting in a reduced Space B, with the main hall being moved south and two lesser auxiliary structures being eliminated. Space A was further divided into two sections (hereafter Space A and Space A'). The south section (Space A) adjacent to Space B consisted of the east-west oriented main hall with a roofed veranda on the southern side and two lesser east-west oriented structures. In the north section (Space A'), the main hall which was again east-west oriented but with a roofed veranda on the northern side was surrounded by lesser structures in the front, back and both sides. There were additionally two auxiliary structures further to the north of this section.

Phase VI (781 to 784; Fig. 118) represents the Inner Court complex for Emperor Kammu 桓武. The heart of the complex, Spaces A and B, remained unchanged from Phase V. In Space C, however, structures in the north block were removed, and an east-west oriented main hall structure with roofed verandas on the north and south sides and a lesser auxiliary structure (back hall) were erected in the northeastern block.

Discussion: Historical Background for these Changes

The heart of the Inner Court during Phases I through III are the front yards of Spaces A and B, both surrounded by the main halls and two side halls. In the front yards, the bureaucrats and governmental officials gathered whenever the emperor issued decrees or held other political activities. It is possible to attribute the main hall of Space B to the Taian-den 大安殿 and that of Space A to the Naian-den 内安殿 described in the *Shoku-Nihongi* 『続日本紀』 [New Chronicle of Japan, compiled by the government in 797]. These two buildings are often mentioned in some literature before 760 A. D., which corresponds to Phases I through III, but never mentioned after that year.

Our investigations have made it clear that the front yard in Space B

disappeared during Phase IV. This indicates that political activities no longer took place in the *Gozaisho*, i. e., this place was transformed into a purely private space for the emperor.

The expansion and reorganization of Space A during Phase V were, we speculate, a result of the addition of private quarters for the emperors' wives; it is likely that the wives of Emperors Kōnin and Kammu lived in the Inner Court. Before Phase V, except for Emperor Shōmu whose wife resided in her parents' mansion beside the Heijō Palace (Fujiwara no Fuhito's mansion, later turned into the Hokke-ji monastery), only empresses occupied the throne, making it unnecessary to plan private quarters for the wives. In addition, the construction of a new complex in the northeastern block of Space C during Phase VI would indicate the beginning of the emperor's harem.

This basic organization of the Inner Court in Phases V and VI can be considered as the precursor of the Heian Palace Inner Court (794 to ca. 19th century) in Kyoto. A 1319 copy of the Heian Palace Inner Court drawing shows that the Inner Court consisted of three spaces in the center and four in the periphery. The three in the center probably correspond to Space A, Space A' (empress' private quarters), and Space B. The northeastern block of the Heian Palace Inner Court would correspond to the northeastern block of Space C of the Heijō Palace during Phase VI.

Discovered Artifacts

Very few artifacts were discovered because the Inner Court area was always kept clean in the Nara Period. The great majority of the artifacts were a result of discarding during the process of moving to the Nagaoka 長岡 Capital (southwest of Kyoto) in 784. Some pottery and roof tiles were mixed with dirt and earth filling post holes which resulted from restructuring in each phase. These artifacts are an important clue to dating structural features. Taking into consideration the results of other recent archaeological investigations of the Heijō Palace, we have reconsidered chronologies of pottery and roof tiles in this report.

In conclusion, the major gain of these nine investigations is that we have grasped the internal organization of the Heijō Palace Inner Court as well as the changes in the organization over time. We have also confirmed that there was only one Inner Court complex in the Heijō Palace throughout the Nara Period. Moreover, it is important to note that the origin of the Heian Palace Inner Court can be traced back to the 770's.

1991年3月15日 印刷
1991年3月30日 発行

平城宮発掘調査報告 XIII (本文)
奈良国立文化財研究所学報 第50冊

奈良市二条町二丁目九番一号

著作権所有者 奈良国立文化財研究所
発行者

京都市下京区油小路通仏光寺上ル

印刷者 有限会社 真陽社

